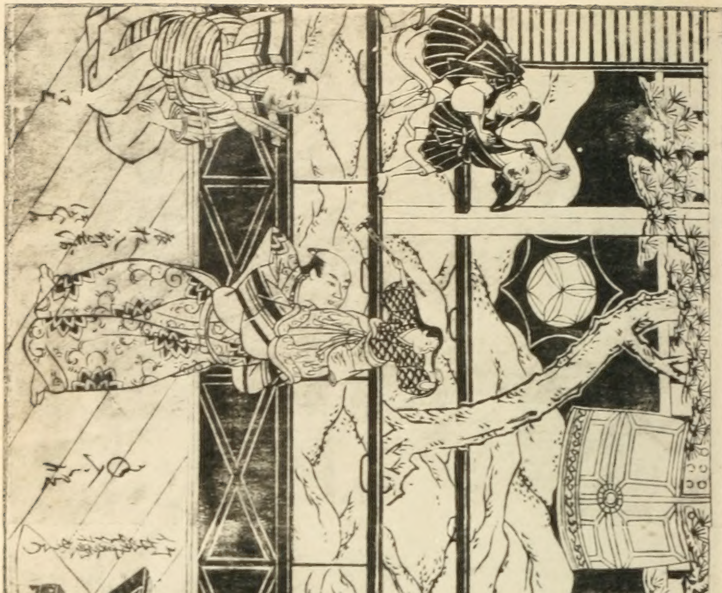
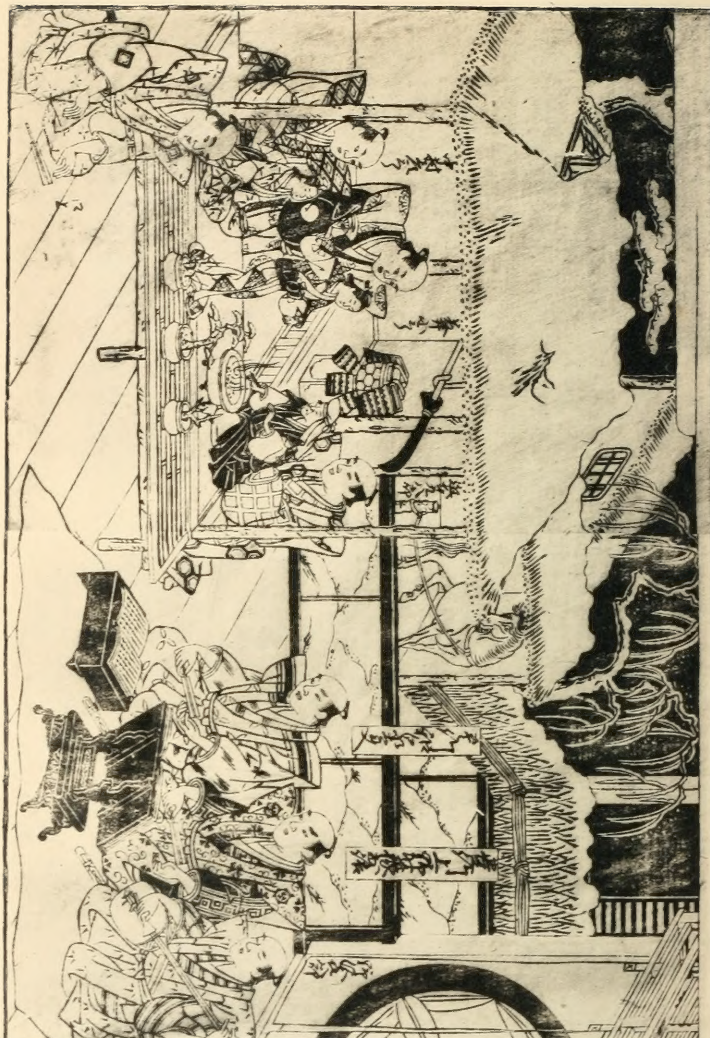


名作淨瑠璃集

上





近代
日本文學大系　第八卷目次

目次終

解題

文學博士 笹川種郎

淨瑠璃の變遷

淨瑠璃の名稱は、淨瑠璃物語より出た名であるが、三味線と操人形と提手するに至りて、非常の發達を遂ぐることとなつた。寬文五年板の「京雀」に依ると、五條の大橋通東の川端に操人形の芝居を設けたが、豐太閤が伏見より禁裏へ參内の道筋に當るとし、四條河原に移されたとある。もとは平曲以來琵琶法師の專占であつた淨瑠璃に、盲者言師が河原者と稱し卑しんでゐた操人の手に依りて市下にゐることとなつた。此等の操人形の[illegible]當道に入門して大變に[illegible]した事らあつた趣は、「和漢三才圖會」「聲曲類纂」の序、「音曲[illegible]」に見え、[illegible]、大阪江戸を初め、至りにえて流行したるのである。「三養雜記」に依ると、[illegible]薩摩川に從ひ名を設け、頭下、其芸統を以て興行せしめて、或中、各々名を與え、古淨瑠璃を稱へ、何々

の阿國、牛王姫などの淨瑠璃ありて、中にも牛若丸十二段の淨瑠璃専ら流行し、當時の小歌に、「つれし侍は山の端や照らす、嶋の女郎衆は極樂橋を照らす」と謳つたと云ふことである。

江戸にては、瀧野勾當直傳の本節を語る杉山七郎左衛門が京より東下し、元和二年、中橋廣小路に操芝居を始めて、淨瑠璃を語つた。後に受領して、杉山丹後掾藤原清澄と稱した。同じ瀧野の弟子に小平太なるものがあつて、杉山の助音を語つた。此の小平太が即ち薩摩淨雲であつて、三代將軍家光は堀田加賀守邸にて七郎左衛門の淨瑠璃を聽き、四代將軍家綱は、井伊掃部頭邸にて七郎左衛門父子の淨瑠璃を聽いたと云ふことである。江戸に於ける淨瑠璃の元祖は此の杉山丹後であつたが、助音であつた淨雲は次第に人氣を博し、操芝居を設けて、滿都の士女を悦喜せしめた。薩摩侯は之を見物して入興のあまり、其の後己が居館に招いて興行させ、其の家紋を用ゐるを許され、丸に十字の絹幕を引き廻らした木戸櫓を設くるに至り、薩摩太夫と稱するに至つた。然し人形の衣裳其の他に結構をつくしたるより、有司の忌諱に觸れて獄に投ぜられたと云はれてある。蓋し寛永十二年の頃であらう。淨雲の淨瑠璃は北條宮内之を文作したとの說があるし、又丹後淨雲の爲に淨瑠璃の六段物を作つたのは滿々と云ふ人だとの說もある。

淨雲の門人に櫻井丹波なるものがありて、時人の武勇を好めるの機に投じ、坂田公時の子公平

たる、闘勇武人を主題として、いはゆる公平節なるものを作り出した。其の正本はなく岡清兵衛の作なりと称せらる。其の他江戸浄瑠璃の諸流には、肥前節（杉山丹後掾の子肥前掾藤原清政の創むる所）あり、土佐節（二代目薩摩太夫の門人土佐掾橘正勝の創むる所）あり、永閑節（浄雲の弟子虎屋源太夫の門人虎屋永閑の創むる所）、外記節（二代目薩摩次郎右衛門の門人薩摩外記藤原直政の創むる所）、語斎節（丹後掾の門人近江語斎の創むる所）、大薩摩節（薩摩浄雲の門人大薩摩主膳太夫の創むる所）、手品節（手品市左衛門の創むる所）等があり、江戸半太夫は半太夫節を創めたが、其の門人十寸見河東は別に一派を立てて河東節を創め、江戸浄瑠璃は此に大成した。

京都には、承應元年の頃杉山七郎左衛門父子、入洛するあり、伊勢島宮内の江戸より西上するあり、虎屋喜太夫も其の頃入洛した。萬治元年頃の板行である「東山殿子日遊」に、

近き頃宮内といふ上るり太夫、左内宮内とて二人あり、いろ／＼ふしを語りけるが、ほどなく宮内は死にければ、左内ひとりなれば、今は世にも並びなくて繁昌せし、然るに近年、喜太夫といふもの上洛して、おもしろき語を語る、其後又、宮内といふ者ありて一圓に語りぬ。

とあるが如く、宮内、喜太夫は其の頃京に上洛したのであるが、寛文年間に至り、虎屋源太夫が上京して京都浄瑠璃界は全く新しい局面を開き、其の門下に山本角太夫、二

播磨掾あり、伊勢島宮内の弟子に宇治嘉太夫(加賀掾)があつた。

井上播磨掾は京都より大阪に下り、其の高弟に清水理太夫あり、理太夫の門に竹本義太夫(筑後掾)が出た。當時、大阪には伊藤出羽掾があり、其の座の文彌節は、岡本文彌の美聲を以て鳴り、山本河内掾、山本飛驒掾と云へる手遣人形の名人がゐたので、出羽掾座は獨り大阪のみならず、遠國までも名聲嘖々たるものがあつた。

竹本筑後掾は淨瑠璃作家として、古今獨歩の近松門左衛門の作曲を得、相提攜して、淨瑠璃界を席捲する勢であつたが、其の弟子豐竹若太夫は、元祿十六年、別に豐竹座を設け、一時退轉したが、寶永三年の末に再興し、東風の豐竹一派は西風の竹本一派と相對立することとなつた。筑後掾歿後の竹本座には、竹本政太夫あつて、義太夫第二世となり、後、受領して、竹本播磨少掾と稱した。此の人、小音であつたが、其の語るところ、音節に深く、人情を含みて、意味のある義太夫であつた。若太夫は受領して、上野少掾と云ひ、其の豐竹と稱するが如く、筑後掾の藝風を土臺として、豐かに華やかに語るを以て、其の特色とした。近松門左衛門は、政太夫の爲に、多くの名作を作つたが、豐竹座の座附作家には紀海音があつた。然し今日操年代記に、

平安堂の法を讀みて二作ある人々近年出來

一　紀海音　一兩年休足
二　竹田出雲　予ニ當自作
三　松田和吉　是も休足
四　並木宗輔　當年より作者
五　安田蛙文
西澤一風　今は老人にて心ばかり（「今昔操年代記」の著者）

あらまし此五人は淨瑠璃の作者少きゆゑ節も淨瑠璃は稀にして、面白からず。

とある如く、近松以後には、又近松に追及するものがなかつた。

出羽掾座が竹本座を凌駕するほどに繁昌を極めたのは、こまかいからくりによつて、見物の目を喜ばせるからであつた。竹本座が寛保二年以後、竹本豊竹掾、並木竹田出雲と合作を始めて、近松門左衞門の最高制作者として、人形つかひ辰松八郎兵衞の出づかひに人氣を博したのは、近松の作意の妙と義太夫掾の巧みな語り口との外に、出雲の工夫せるからくり、手摺の應用で、舞臺面の變化が多かつたためであつた。

紀海音は榎並氏、通稱を喜右衞門、後に善八と改め、又は、鯛屋善右衞門と云ふ菓子商であつ

たが、書畫を好みて貞因と號し、海音の兄は油煙齋貞柳にして、父子ともに安原貞室の門下であつた。海音は狂歌を兄に學びて、貞峰庵と號してゐた。初め黄檗宗の寺院なる大和國佛木寺に入つて檜山和尚の弟子となり、高僧と稱したが、其の後還俗し、大阪に住して、醬を業とした。又契沖の門に入りて、和歌を學び、元文元年頃、法橋に敍せられたが、豐竹座の創立に際して、若太夫の請に依り、其の座附作者となつた。寛文三年の出生であるから、門左衛門よりは十一歳の年少である。寛保二年十月四日、八十歳にて歿した。清潮院海音日法居士と諡し、大阪寺町寶輪寺に葬つた。彼の作者生活は二十餘年の久しきにわたり、其の署名ある正本は四十七篇の多きに及んでゐるが、固より其の天分に於ては遠く巢林子に及ばず、結構の單調に失するばかりでなく、文藻は到底巢林子の敵手ではなかつた。然し筋は器用に纏まつてゐる。其の作る所には、

けいせい褄子	義貞吉帝七夫松	今宮心中丸腰連理松
信田森女占	傾城三度笠	鬼鹿毛無佐志鐙
曾我姿富士	愛護若塒箱	傾城思升屋
鎌倉尼將軍	花山院后諍	甲陽軍鑑今樣姿
たんば心中	[illegible]梅田心中	佛法舍利都

小野小町都年玉　　三井寺開帳　　鎌倉三代記
義經新高館　　神功皇后三韓責　　妻平昔物語
鎮西八郎唐士船　　日本傾城始　　山桝太夫葭原雀
三輪丹前能　　呉越軍談比翼臺　　大友王子玉座靴
心中二つ腹帯　　東山殿室町合戰　　今宮白帝鶯宿鏡
末廣十二段　　新百人一首　　新板兵庫の築嶋
殺生石　　坂上田村麿　　忠臣青砥刀
富仁親王嵯峨錦　　笠屋三勝二十五年忌　　頼光新跡目論
本朝五翠殿　　おそめ久松袂の白しぼり　　八幡太郎東初梅
傾城國性爺　　八百屋お七戀緋桜　　椀久末松山
平安城細石　　傾城無間鐘

等々あるが、其のうち最も傑れたものは『心中二つ腹帯』である。
豊竹座の作者としては、海音の他に錦文流、[illegible]、西澤一風、田中千柳、安田蛙文、並木宗助、小川丈助、並木丈助、為永太郎兵衛、淺田一鳥、豊田正藏、豊岡珍平、但林仙鶴、爲永千

蝶、松屋來輔等があつたが、其のうちに傑出したものは、西澤一風であつた。一風は其の「今昔操年代記」に於て、豐竹若太夫が旗擧後の豐竹座に就いて、次の如く云つてゐる。

その間、「東岸居士」を語り、それより備中に下られし內、泉州若能といふ人、跡の芝居を求め、櫓は濱の竹田に譲り、芝居を潰し、借家となし畢ぬ。その折ふし出雲(竹田)より此たゆふを助分に頼みたきのよし度々云ひ來り、さしも若太夫留守なれども自分の芝居を思ふ心こそあらめ、心よく請し、きはめの拵すみて、太夫待られ、竹の品出られければ心よく請合ひ、出雲之掾(竹本座)へ出られ、用明天皇二段目の役、見物就後の聞きかへるほどになありける。二年つとめ、其後河内屋加兵衛といふ先達の肆方、操之居に思ひつきを見立合せしと、豐竹[illegible]座を本とし、筆の丸のせばいうち、淨瑠璃の作者紀海音、新作追々出しければ、町中殊に御贔屓の見物多く、御取立によつて上野少掾藤原重泰と口宣(くぜん)を受けつゝぞ、其明、「傾城三代記」と云へる淨瑠璃、これまでの大當り、大黒舞ひふしゝ、我もゝと稽古するもの多く、夫れよりの替りもみな當りしといふ事なし。なれども異儀なく、一座を持ちかためし、折に觸れ時に當つては、石歌山余兵衛へも譲り、さまゞの評判よく、卯の歳村上吉介作にて「蓮仕寺供養」といふ淨瑠璃を出し、明くるの二月より「頼政追善芝」大出來、大當りにて、町中在國の見物此芝居にかたよりし、三月二十一日、木戸口はりさく大入、近年の不仕合取り返さんと、はずみきつたる所に、其日中より出火致しゝ、手と寄とになるに世間騒動、これとても操道具を助け、やうゝゝ闇に立退き、樣子を見合せ、ふ

つかふなる道具そこここにこしらへ、初の四月二十三日を初日と定め、「蓮仁寺供養」を出し、閏四月十五日より「頼政」、此二番にて六月中旬まで勤め、つゞいて六月二十三日より谷操等にて「頼政」を付け、初日より八月三日まで入づめ、歳人の宜嫌事、竹竹氏御贔屓強き故ぞかし。それのみならずあふし芝居賣屋敷の由、太夫本年来の望、折悪しけれどもとめたを聞て、他の相違に究まり、傳を以て地主方へ云ひ入れ、まんまと首尾して豊竹芝居となりぬ。昔より今に至り、浄瑠璃太夫芝居もちしとなるは、宇治嘉太夫豊竹なり。全く自力にあらず、他力によつて是ほどの大望成就せしは、諸天三寶冥見物のおかげ、いよ／＼信仰するべしべし。猶て太夫元、伊勢よりうす約束、行かれはなるまじ首尾、是非なく一座共相談、肺の普請は、一家大工の請負受取、人数を以て操は立てければ、作者方には顔見世浄瑠璃のこしらへ、太夫元に伊勢より下向の普請、三方一度にもみ合せ、何なく顔見世の日限定、北相模札、華々しきたる顔見世興行、これ上野に顔見世二十四番なり。女鏡丸」と云ふ外題、さてこそ面白からうと、思ひの外の大入見物。三日目を過ごさず、昼中しかない出来たり出づかぬ、作者の恩ひ立ちや、已つとしていて不作、という此作者に、太夫元の開帳又しままく、不幸に思ふ折節作者の方より暇を乞ひ、浄瑠璃不作故助成り名も付けて交遣し、往々の由を心得、三十右に結束、稽の方へ移られしとなり。是を上野上まであ浄瑠璃書頁百番なり。

人一心に貫きあれば、天道の恩福をずして未はすると云へり。不怠で二事、何とを神と、作

者も世間にかき集めたる假名草子、「北條時頼記」と云ふより思ひつき、二三人寄つて此外題を世間に淨瑠璃五段に組み立てん、いづれも智恵を出されよとざい振り廻はせば、並木宗助安田蛙文、美若なれども淨瑠璃一段も書きかねぬ器量に西澤の下知に任せ、とうやらかうやら五段をつゞくり、切に最明寺雪の段、太夫元の出語り嚴しく當り、卯月八日を初日とし、今月今日まで入詰め、年越の淨瑠璃となれり。是れ太夫よこしまなく、眞直なる豐竹、一藝を工夫し、此上にも語りこうの功驗すべきものと、寢ても聞忘れぬ心がけ、殊に身を高ぶらず、我と我が藝未熟なりと思はるゝは、藝の上手心の名人といふ物なり。尤も筑後名人なれども、修業の行年を算へては、豐竹はやき立身、何れもさにあらずや。竹本方聞て、段々の長物語、老人のくりごと尤なる噺なれども、筑後時代には、町中今程淨瑠璃もて囃されず、然るに筑後といふ名人、語りこなしかみこなして、今若手の太夫に存へこますの道理、此の返答あるまい、開口々々。老人尤もの返答面白し。今世上に竹本豐竹の門弟滿々たりと雖も、未熟の淨瑠璃誰かもてはやさん。名人と云はるゝ太夫なればこそ、東の西のともてはやすにあらずや。たとへて云はゞ名々の家職に同じ。我が賣物我が細工をあしきと云ふものなし。先播磨より此の流始まり、理兵衛、喜太夫、筑後、豐竹と、流義少しづゝ違ひめありといへども、つまる所は播磨より分れ播磨風を語れば、云ふ程かたくほど費ぞかし。各々好ける太夫の節を稽古し、名人といはれ給ふが肝要々々。

卷頭の口繪に掲げた二圖は、何れも「今昔操年代記」所載の物で、初は、上野少掾が助を勤めた

「用明天皇職人鑑」鐘入りの段である。作者は近松門左衛門、太夫竹本義太夫、座本竹田出雲と看板を並べ、三段目鐘入りの出語り、涙川瀧の水に溺おられて、身を切りくだく思ひより、浮き川竹の流れの身、人形つかひ、辰松八郎兵衛出づかひの身振よく、大入大評判を取つたものである。次は前掲の文中にある「北條時頼記」の切、最明寺雪の段で、豊竹上野少掾が出語りをしてゐるところである。

竹本座と豊竹座

竹本豊竹両座の對立は、作品の上にも、浄瑠璃の語口に於ても、からくり手摺の上にもさまざまの工夫を廻らし、互に競爭的に勵んだので、斯界の發達を促したことは少なからずあつた。「竹豊故事」に此のことを述べて、

竹本豊竹両座となりてよりは、東は西に負けまじ、西は東に勝たんと、互に勵み出來、益々之居美を尽し、浄瑠璃の作者は種々の趣向を工夫し出し、道具建にも金銀を惜まず、金襴にて奇麗を競べ、東は紫帽子屋敷の様なる思ひつきに、智恵袋の底を振ひ、人形の衣裳には、紅梅紋子綸子金襴等にて美麗を尽し、出人形の外は皆々足付となり、出遣ひの竹に介錯足遣ひ左遣ひの数年役者の所作より勝れて、其趣見物事なり。但し西は東よりも一

座にありけるには、若き者もあまたし、當時は町中の若い衆、豊竹座の竹本座のと贔屓し、毎月掛錢を集め置き、替り狂言の節、進物の入用に仕給ふとかや、扨々奇特千萬なる御心中、益々信仰なさるべし。

とあるほどに、贔屓々々は力瘤を入れたのであつた。

古今無類の浄瑠璃作家近松門左衛門の死は、竹本座に取りて、かけ替のない大損失であつた。其の後、此の座の座元で、又作家を兼ねたのは、竹田出雲であつた。初代竹田出雲の次男で、千前軒と號し、享保年中、父についで竹本座の座元となり、興行上に、將た操芝居の改良に多大の貢獻をしたのみならず、作家となりて其の作るところ三十四篇あるが、其のうち十二篇は彼一人の手に成つてゐる。其の他は長谷川千四、文耕堂、並木千柳等との合作である。

（單獨の分）

[illegible] 櫻町昔名花　　三國志諸葛孔明鼎軍談

右大將鎌倉實記　　出世握虎(やつこ)稚物語

大内裏大友眞鳥　　伊勢平氏年々鑑

[illegible] 七小町　　三荘太夫五人嬢(むすめ)

工藤左衛門富士日記　　蘆屋道滿大内鑑

[illegible]作五種[illegible]　　　　　　　　　[illegible]　入鹿大臣皇都諍

（合作の分）

[illegible]大塔宮曦鎧（合作者　松田和吉）　　　　尼御台由比濱出（長谷川千四）

[illegible]加賀國篠原合戰（長谷川千四）

眉間尺象貢（長谷川千四）　　　　甲賀三郎窟物語（文耕堂）

小栗判官車街道（文耕堂）　　　　[illegible]ひらかな盛衰記（文耕堂、三好松洛、淺田可啓、竹田小出雲）

今川本領猫魔館（文耕堂、三好松洛、淺田可啓、竹田小出雲）

將門冠合戰（文耕堂、三好松洛、淺田可啓、竹田小出雲）

伊豆院宣源氏鏡（文耕堂、三好松洛、小川半平、竹田小出雲）

兒源氏道中軍記（三好松洛、竹田小出雲）

菅原傳授手習鑑（並木千柳、三好松洛、竹田小出雲）

[illegible]傾城枕軍談（並木千柳、三好松洛）

[illegible]義經千本櫻（並木千柳、三好松洛）

假名手本忠臣藏（並木千柳、三好松洛）

粟島譜嫁入雛形（三好松洛、並木千柳）
雙蝶々曲輪日記（三好松洛、並木千柳）
[illegible]壁（吉田冠子、近松半二、中邑閏助、三好松洛）
[illegible]小袖[illegible]錦門[illegible]（吉田冠子、近松半二、中邑閏助、三好松洛）
小野道風青柳硯（吉田冠子、近松半二、三好松洛、中邑閏助）
崇徳院讃岐傳記（吉田冠子、近松半二、中邑閏助、三好松洛）
平惟茂凱陣紅葉（吉田冠子、近松東南、近松半二、中邑閏助、三好松洛）

合作淨瑠璃は享保八年の「太平記大塔宮曦鎧」（竹田出雲、松田和吉）「井筒屋源六戀寒晒」（西澤一風、田中千柳）「日本五山建仁寺供養」（西澤一風、田中千柳）などを先驅とすべく、殊に一風と千柳とは多くの合作を出してゐる。此の風は流行して、三人四人五人の合作となり、當時の當り淨瑠璃と云へば、多く合作淨瑠璃で、目先の變化を尙び、淨瑠璃正本よりも寧ろ歌舞伎腳本式となつた。名人形つかひ吉田文三郎の如きは作者と兼して、作家の一人となり、頻りに改作修補することをつとめ、巣林子の名淨瑠璃も甚しく改作されることとなつた。巣林子は操人形と歌舞伎との間に一道の脈絡を通じたが、是に至りて、兩者は著しく接近することとなつたのである。

竹本座には、作者として、竹田出雲の他に、長谷川千四、文耕堂、三好松洛、竹田小出雲等の合作者あり、人形遣ひには名人吉田文三郎ありて、「此人操にかけては、人形を持ち出づれば人の如く、自由自在に操縦し、豐竹座に對しては、寧ろ一籌を贏ち得てゐたのである。竹本政太夫は延享元年七月歿して、竹本此太夫其の後を襲うた。「平假名盛衰記」「夏祭浪花鑑」「菅原傳授手習鑑」「義經千本櫻」等、しきりに當り作を興行して、大入を占めてゐた。寛延元年八月十四日より上場したる「假名手本忠臣藏」は殊に大評判で大入であつたが、端なく竹本此太夫と、吉田文三郎との間に演出上の意見を異にし、十月、此太夫は退座して豐竹座に轉じ、竹本内匠太夫（大隅掾）は之に代つた。

吉田文三郎は、人形遣ひとして、古今稀れなる名人であり、文才もありて、淨瑠璃の作もあつたが、極めて我の強き野心家であつた。されば次第に慢心の生ずると共に、竹本座に對抗すべき一派を組織せんとし、寶暦九年、特に一派をなさんとするに際し、事端は計らず紛紜を生じ、文三郎は竹本座を去りて、京都に上り、其の子文吾は江戸に下つた。竹本座は此の名人形遣ひを失つたのみならず、出雲死後、實元と云つてゐた竹田近江大掾二代も歿れ、後繼者も才に長じたので一時獄に投ぜられ、人氣も大部に落ちて、其の間に一易一値はあつたが、衰亡の途に向ひ、遂には

同じく不振であつた豐竹座と交渉し、兩座打込み興行を試みたが、これまた思はしからずして僅かに明和八年五月二十八日より上演した近松半二の「十三鐘妹背山婦女庭訓」で、一時形勢を挽回したが、天明三年半二の歿後は全く凋落することとなつた。豐竹座は寶暦七年十二月六日より上演せる中邑阿契、豐竹應律、黒藏主、三津飲子、淺田一鳥合作の「祇園祭禮信仰記」（後に改題して「祇園祭禮信仰記」とした）大當にて三年越興行し、隆運盛なる勢ひであつたが、同十一年二月、同十三年五月の二回の火災に罹りて燒失し、其の後次第に振はず、明和二年八月遂に閉場することとなり、同七年七月、再興したが、久しからずして、又も沒落することとなつた。

二座凋落後は竹本座の繫を受けた西の芝居、竹田の芝居、若太夫の芝居、豐竹座沒落後に此太夫の出した堀江市の側の芝居あり、其の後、御靈社内の芝居、博勞稻荷の文樂軒の芝居があり、座摩社内の芝居、北堀江の荒木の芝居、道頓堀角丸の芝居、北の新地の芝居もあつて、何れも操人形を興行した。天保改革の餘波は社寺境内の芝居興行を禁じたので、御靈、文樂の兩者は一時退轉したが、文樂軒の芝居は久しからぬうちに勢ひを恢復し、安政三年七月九日より難波稻荷の社内に再び開演し、明治四年、松島千代崎橋前に移轉し、同十七年九月、平野町御靈社内にうつり、古典藝術の殿堂として、文樂の名稱として、もてはやされてゐたが、最近燒失したので、同

れは御靈以外の地に再建されることであらう。蓋し淨瑠璃をして發達せしめたものは、實に操人形との提携が成つてからで、操人形も淨瑠璃と握手してから、至妙の境に入つたのである。文樂の人形芝居は其の唯一の相續者として國家の至寶である。

八百屋お七

紀海音の作。享保十七年正月二十日より豐竹座に於て上演。外題は「八百屋お七戀緋櫻」、豐竹湊太夫初めて出座した。

八百屋お七を文藝に取扱つた最初は、貞享三年版の井原西鶴作「好色五人女」である。然しそれより以前に、事實を潤飾してはゐるものの、比較的事實に近い詳細な記錄を遺してゐるものは、「天和笑委集」の卷十一、同十二、同十三の三卷である。此の記錄はお七刑死後、久しからずして述作せられたものである。此の他にも曳尾庵の「我衣」、馬琴文庫の「近世江戸著聞集」などがあるが、どこまでが正確を得たものか、明らかでない。

お七は江戸本郷追分の邊りの（「天和笑委集」には森川宿、「武江年表」には駒込片町とある。）八百屋の娘であつた。父の名は市左衞門又は久兵衞とあつて明らかでない。兄二人があつて、お

七は其の末の娘であつた。「天和笑委集」や、「五人女」には非常な美人のやうに記してゐるが「我衣」には「一體肥り肉(ふとじし)にて、少し疱瘡(もがさ)のあともありといへり、色は白かりけれども、よき女にてはなかりしと云へり。」と書いてあり、又色黒くせ高かりしなどとの異說もあるが、固より詳かではない。天和二年十二月二十八日未の刻(ひつじ)（午後二時）駒込の大圓寺から出火して、西北の風の吹き荒むにつれ、次第に擴がつて本郷、下谷、神田、日本橋より、淺草、本所、深川に及び大名屋敷七十五軒、旗本百六十六軒、神社四十餘宇、寺院四十八箇所を初め、幾萬の民家を燒き拂ひ延長十三里餘に及んだ。お七の家も此の火災に類燒して、一家を擧げて檀那寺に寄寓する事となつた。此の寺の名を駒込の吉祥寺としたのは、「五人女」が初めてであるが固より無稽の說である。「笑委集」には、「かねて頼み參らせし正仙院」とあり、「著聞集」には、圓乘寺としてあるが、何れも確かでない。然るに此の寺に美しい若衆がゐて、はしなくもお七と戀に陷つたのである。「五人女」では其の名を小野川吉三郎と云つてゐるが、「笑委集」には生田庄之助、「著聞集」「我衣」では山田左兵衞とあるが、山田左兵衞が正確らしい。お七の家の新築が出來上つたので、翌三年正月二十五日、一家は寺を引拂つて新宅へ立戻つた。戀に盲目であつた無智のお七は、或夜古綿反古なんどを丸め、近所の家の破目(はめ)へさし込めて、火をつけたので、折からの風に、一時火の手は

揚つたが、幸ひ早くも認むるものがあつて、大事よ／＼と連呼すれば、人々起き上りて、消防したので、大事とはならずに消し止めた。然るに現場に彷徨したお七は古鍋古雑木を手にした儘、うろ／＼徘徊してゐたので、すぐさま見付けられて捕ふる所となり、翌朝奉行所に引渡されて、種々糺問の上、三月十八日より日々車から引出されて諸方を引廻はされ、同月二十八日一説又には二十九日に、鈴ヶ森で火あぶりの刑に處せられた。「武江年表」に、江戸市中を引廻はされし時のお七の裝束を述べて、「肌には緋一重、白小袖、甲州郡内の格子縞、淺葱の紐に結びたる金襴の三つ扇五つ所に、桃色の裏つけて、一尺五寸の大振袖に仕立、緋縮緬の下着、一重にきゅつと引き締めて、うしろにて結びさげ、髪はかもじおしつつみ、たけなる黒髪島田とかやに結びあげ、銀元結の紅縮緬したる白綿の花に面影を添へ、紅粉を以て装ひたる」と書いてある。お七最期の歳は、「五人女」には十七とあるが、諸書には十六と記してある。お七の放火に與つたときに、鈴ヶ森で處刑された者が數人あつたが、其の中に吉三郎と云ふ美少人が同じく放火犯にて火刑に處せられたから、お七の情人を吉三郎と傳へたのは、此の事實からではあるまいか。お七吉三郎がお七吉三郎と云ふは、兩人の名を並べて傳へられたのである。「花衣」には、吉祥寺の門番吉兵衛の悴吉三郎と云ふ破落戸がお七を教唆して放火せしめたとあり、「江戸砂子」には道場のあぶれ者吉三

郎が放火のはめに陷るやうにしたと述べてあるのは、いづれも假構の人物と思はれる。お七の墓は小石川指ヶ谷町淨心坂の南縁山圓乘寺にありて、戒名を妙榮禪定尼とあるが、此の寺の住職はお七の叔父に當るので此に建墓したとの說がある。或は好事家の建てたものかも知れない。

寶永元年三月五日より、豐竹座にて海音の「八百屋お七歌祭文」を上演してゐるが、「八百屋お七」の正本は「戀緋櫻」と同文である。お七の情夫を吉祥院の小姓吉三郎としてゐるのは、「五人女」と同樣である。お七の父は久兵衞とあり、こゝに萬屋武兵衞と云ふ人物を出して新築費を借りた義理合ひ上、結婚を迫られるのが動機となりて、お七の放火となり、お七が刑場の露と消えたのを悲しみて、吉三郎も同じ場所にて自殺すると云ふ結構である。

歌舞伎では、寶永五年、お七の三十七回忌に俳優中村七三郎の追善とを兼ねて「追善彼岸櫻中將姫京雛」を江戸中村座で興行した。享保三年、江戸市村座に於て、「富士の高根」が上演され、俳優嵐喜代三郎追善の爲に喜代三郎の替紋、丸に封じ文を用ゐたので、其の後お七の歌舞伎には必ず此の紋を用ゐることとなつた。寶曆元年三月、中村座にて、「伊豆小袖商賣鑑」の二番目狂言として、「お七吉三戀櫻反魂香」が上演されたが、これに狂女物として取扱はれたもので、淨瑠璃は河東節であつた。

淨瑠璃では、「戀緋櫻」を修補して、「小夜嵐に吉三の文字 風流東にお七が物好 潤色江戸紫」と題し、延享元年四月五日より豐竹座にて上演した。作者は爲永太郎兵衛、淺田一鳥、豐岡珍平、但見仙鶴である。「昔の「戀緋櫻」の新を紫に潤色し、其の模様の數多を増り、其の紋所の曲要を凝したり」と作者の跋文に見えてゐる。

椀久末松山

紀海音の作。寶永五年二月三日より豐竹座にて上演。

椀久のことは、「傳奇作書」に依ると、大阪御堂前の豪商である椀屋久右衛門のことである。新町の遊女松山と深く契りて驕奢を極め、延寶年中の中元に正月の遊びをなし、家中の諸門に門松を建てさせ、其の身は年男となり、歩金小粒を枡に入れて豆打の代りに座敷々々に撒いた。親類緣者ども、これを座敷牢に入れたが遂に發狂し、其の後頭巾の儘に狂ひ出たので、京都五條邊に養生させ、其の後同地にて歿したと云ふ。五條邊にゐた頃、椀久は手づから捕して金魚の素燒を作り、これを池中に投じて樂みとした。椀屋とは本來其の陶器を云ふ家でなくして、御堂前屋下であつた。曲亭馬琴の傳聞した所では、椀久は實直の性にて曾て是の花街の遊に入れたことがなかつた。

不良の友人どもこれを嘲り、強ひて花街に誘ひて思ひを與へんと計畫した。椀久の母これを知りて新町の遊女松山に、これまでと認めたる文を送りて愛兒の事を依賴した。椀久はつゆこれを知らず、母に別れて花街に赴かんとすると、母は廓中にて全盛と謠はるゝ松山を呼ぶべきことを告げた。椀久は友人とともに登樓するに、おの／＼馴れる遊女を呼んで、椀久に敵娼のなきを嘲り笑はんとした。椀久は母の教を守りて松山を呼ぶに、松山は座に入ると、一別以來の挨拶をして十年の相識のやうなもてなしをする。一座の者はたゞ呆氣に取られて、計略の齟齬したのに一驚を喫した。椀久も不審に思ひ、後刻部屋に入りて、厚く謝意を述べると、松山は笑つて、さもじ樣の母君よりの請ひなりとて、しか／＼の故を語る。椀久始めて母の惠みを感じ、これより松山に馴染んで、遂に產を失ふに至つたとあるが、事實は固より確かでない。

此の作では椀久の妻おさんを點じて、其の貞節に感じて、松山が椀久との情を一刀兩斷し、遂に當面の客人に身を委ねんとする。椀久これが爲に狂ひ出して、其の後を追ひ、請け出されて行く松山とばつたり逢ふ。然し身請した客の粹なさばきで、元の鞘に收まりて、圓滿な解決をすることになると云ふ筋。第一中の正本『椀久末松山』と同じである。

寶永七年十月十六日より、豐竹座にて『椀久熊谷笠』の上演、享保十八年十一月十五日より竹

本座にて文耕堂の作「椀久松山元日金年越」の上演、明和七年十一月十五日より竹本座にて、「椀久松山寄縁の十徳」の上演があつた。歌舞伎で古いのは、貞享三年正月江戸中村座の「椀久浮世十界」、元禄三年正月、京都都萬太夫座の「傾城福の海」であつた。江戸浄瑠璃、長唄にも椀久物はある。

鎌倉三代記

同じ名の浄瑠璃が二つある。一つは紀海音の作で、享保三年正月二日から豊竹座で上演したもの。比企能員の陰謀を主題とし、京都六条の遊女二人を養ひ、一人を若狭の前と呼んで将軍頼家の妾に配し、一人の浅茅は畠山重忠の子重保を情夫としてゐたので、これを朝比奈三郎に嫁がしめて、和田、畠山両家の間に紛争を起さしめ、其の間に乗じて漁夫の利を占めんとしたのを、見顕はされて遂に滅亡するといふ筋書で、文耕堂の作であつた。「外題年代記」に、「其時の鎌倉三代記」といへる浄瑠璃出来ての大当り、大黒舞のふしと、誰もくと稽古するもの多く。」とあるが如く、大黒舞の節は当時好評であつた。一つは、天明七年二月二十七日より江戸肥前座にて上演せられた「源頼朝鎌倉三代記」で、今日行はるゝものである。其の作者は詳かでないが、「近江源氏先陣館」の続編とも見るべきものであるところから、近松半二等の作であらうといはれて

ある。大阪夏の陣を題材としたもので、大阪城を坂本城に、茶臼山の本陣を石山の陣に、江戸を鎌倉に作り替へ、人物も三浦之助義村は木村重成、北條時政は徳川家康、源頼家は豊臣秀頼、佐佐木高綱は眞田幸村、時姫は千姫に擬したのである。時姫が悲劇の中心人物として、最も活動してゐる。三浦別れの段は特に名高い。本書に採錄してゐるのは、紀海音作の『鎌倉三代記』である。

太平記曦鎧（あさひのよろひ）

作者は、竹田出雲、松田和吉、添削者は近松門左衛門。享保八年二月十七日より竹本座にて上演。當時の外題は『太平記綱目大塔宮曦鎧』、後に外題替となつた。

大塔宮護良親王は勤王の軍を起し給はんとし、一味の忠臣土岐藏人は妻早咲と一子力若とを使として、舅の齋藤太郎左衛門を味方に引入れんとしたが、齋藤は六波羅で剛直を以て聞えた武士であつたから、頑として聽き入れぬ。軈て六波羅勢に攻められて、宮は十津川へ落ちさせ給ひ、若御子と其の母三位局とは擒となられた。齋藤が義の爲に愛孫力若を若御子の身代りに刺殺す身替りの首實檢の一齣は悲痛を極めて名高い。宮は十津川に忍びゐ給ふ中に、勤王の軍四方に集り、六

波羅は滅亡して、齋藤は自殺する。

これを歌舞伎にしたのは、享保九年の正月大阪中座に於て、同十一年十二月京都佐野川座に於て、寶曆十年江戸の森田座、明和元年七月江戸中村座に於て上演されてゐる。

傾城無間鐘

紀海音最後の作。享保八年七月豐竹座にて上演。再度の上演は同じく豐竹座にて、元文三年正月二日から興行した。

足利義政を主題としたもので、其の時なる逆を今川が無間鐘を撞くと云ふところから、題名を附したのである。奸人山梨久國に配するに、忠義なる晴の今川俊秀と其の妻とを以てし、遂に久國の敗亡に至る。

須磨都源平躑躅（すまのみやこげんぺいつつじ）

文耕堂及び長谷川千四の合作。享保十五年十一月十五日より竹本座にて上演。文耕堂は即ち松田和吉のことである。

『源平魁躑躅』の『扇谷熊谷』は、此の作の第三段目から出てゐる。京の御影堂縁起と、薩摩守忠度、岡部六彌太などのことを潤色して、源平一の谷合戰の前後を述べたもので、『一谷嫩軍記』なども、此の作に依據したところが少なからずある。

鬼一法眼三略卷

作者は文耕堂と長谷川千四。享保十六年九月十三日より竹本座にて上演。

全五段物で、序と第二段とは、辨慶の生立と吉岡鬼次郎夫婦が諸國巡歴のこと、第三段は、『菊畑』で、牛若丸の虎藏と鬼三太の智惠内とが鬼一法眼邸に仲間として住み込み、まんまと三略卷を得る事、第四段は『檜垣茶屋』で、一條大藏卿が僞阿呆となつて、源氏の與黨を庇護する事、第五段は『五條橋』で、牛若丸と辨慶とが主從の契約をする事等である。第三段と第四段とは、今猶歌舞伎に演ぜられ、第五段は後の『五條橋』の先驅をなしてゐる。此の淨瑠璃が歌舞伎狂言に用ゐられたのは、享保十七年のことで、大阪嵐座に於て興行された。

鬼一法眼が牛若丸に三略卷を傳授したことは、『異本義經記』に見えてゐる。

蘆屋道滿大内鑑

竹田出雲の作。此の作者の傑作の一として知られてゐる。享保十九年十月十五日より竹本座にて上演。

和泉國泉北郡信太村大字中にある信太森は古來歌枕として名高い。『枕草子』にも、「もりはしのだの森」とある。こゝに大なる楠があつて、世に千枝の楠と呼ばれてゐる。其の傍にある稲荷祠を葛葉神社と稱するのに、古來此邊の葛の葉が歌に詠まれてゐるからであらう。『新古今集』に赤染衛門の歌がある。

和泉式部、道貞に忘られて後ほどなく敦道親王通ひ給ふと聞きて、云ひつかはしける。

うつろはでしばししのだの森を見よかへりもぞする葛の裏風

其の返歌を和泉式部から、

秋風は少し吹くとも葛の葉のうらみがほには見られじと思ふ

然るに信太森が女に化して葛の葉と稱し、安倍保名の妻となつて、安倍晴明を生んだと云ふ傳說がいつとなしに傳はつたのは、『簠簋内傳』などいふ其の出處も古いものであらう。高田[illegible]を

葉てしたるに臨んで、

戀しくば尋ね來て見よいづみなる信太の森のうらみ葛の葉

と云ふ歌を詠んだ上で傳へられてゐる。

此の傳説を淨瑠璃に取入れたものに、山本土佐掾の正本「信田妻」があり、豐竹若太夫の正本「信田森女占」がある。これらに依つて本篇は作爲せられた。

歌舞伎劇としては、元文二年秋江戸中村座にて上演せられたのが初めである。安部保名が戀人榊の前を失つて狂亂する件は、文政元年三月江戸都座に於て「深山櫻及兼樹振（みやまのはなとゞかぬえだぶり）」四世鶴屋南北の作」と題し、三代目尾上菊五郎七變化所作事の春の部の一として演ぜられ、これより清元の所作として今に行はれてゐる。

御所櫻堀川夜討

文耕堂と三好松洛との合作で、元文二年正月二十八日より竹本座にて上演。

全五段物で、土佐坊昌俊が賴朝の命を受け、上洛して堀川の義經館を襲ふ一條を骨子として、土佐坊は暗に義經を狙ひ、梶原景高は義經を陥れんとする。土佐坊、あことは[illegible]の名にて、

義朝以来の譜代の忠臣、堀川には打向つたが弓には弦なく、矢尻を抜いたる鏑の矢数、遂に前表を空うして伊勢三郎の手に掛つて敢なき最期」と初には、「花扇邯鄲枕」といふ賺やされた今様の花鏡、「げにや盧生が見し栄華の夢は五十年、我も此の一睡に、昔の夢を見るやと、魂魄の枕に臥しにけることと、はかなき世話に砕いて替つた世界を出したのは作者の働きで、「是も偏に京鎌倉和睦なすべき瑞相なりと」と目出たく結び留めてゐる。其の中にある下座歌「寝ての分車（数へ数へ）や、武士も道具を伏せ籠で、振りと意気地の古郭、花の都は歌で和らぐ敷島原に、勤する身は、違と伏見の遊里、傾城の撞木町より、縁を門前へ通ひ木辻に、禿が早咲、室の早咲、それ其はれに色さや、一つ、二つ、三つ、四つ、夜露、雪の日、しもの薗路も、さらに此の身を濡らさねで叶はぬ山、たゞ丸かれとには、江戸長唄の「京鹿子娘道成寺」の手鞠唄とおなじである。三段目の「蒔絵土使」と、四段目の「藤蔓大物語」とは、歌舞伎劇にて今猶上演されてゐる。

始めて歌舞伎に上演せられたのは、宝暦十二年正月大阪三枡大五郎座で、安永二年三月江戸中村座にて興行されたのは、江戸に於ける始めての上演である。

ひらがな盛衰記

竹田出雲、文耕堂、三好松洛、淺田可啓、竹田小出雲の合作で、元文四年四月十一日より竹本座にて上演。

旭將軍木曾義仲の沒落、巴御前の奮戰、義仲の子駒若と、巡禮權四郎の孫槌松とが誤りての身替り、船頭權四郎の婿松右衛門、まことは義仲四天王の一人樋口次郎兼光の逆櫓、千鳥と梶原源太景季との戀、宇治川の先陣爭ひの不覺から景季の勘當、神崎千歳屋の抱へ遊女梅ヶ枝、まことは千鳥が、景季の出陣に入用なる鎧を受け出さんが爲に小夜の中山無間の鐘の故事に倣ひ、「思ひつめたる我が念力、此の手水鉢を鐘となぞらへ、石にもせよ金にもせよ、心ざす所は無間の鐘、此の世はひるにせめられ、未來永々無間墮獄の業を受くとも、だんないく大事ない、海川に捨たれる金、一つ所へ寄せたまへ、無間の鐘と觀念す、面色忽ち紅梅の、花はちりぐ、心も髮も逆立ち上り、柄杓持つ手も身も顫はれ、既に打たんと振上る」ところへ二階から降つて來たのは三兩五兩と合はせて三百兩、これなん景季の母延壽のなさけであつた。斯くて源太は生田の森で箙の梅に功名手柄を現はして、目出たく歸參が叶ひ、樋口十郎も刑罰を許されるのであつた。

江戸の歌舞伎では、寶暦三年春、江戸市村座にてこれを上演した。

菅原傳授手習鑑

竹田出雲、並木千柳、三好松洛、竹田小出雲の合作で、延享三年八月二十一日より竹本座にて上演。淨瑠璃名作中の尤なるものである。

近松門左衛門の『天神記』を藍本として意匠を凝らしたもので、出雲、松洛、千柳の三人が骨肉の生別死別と云ふ題下で、めい／＼趣向工夫する所があり、松洛は『道明寺』を、千柳は『佐太村』を、出雲は『寺小屋』を書いたが、『寺小屋』が最も優れてゐる。『傳授』『八聲の鷄』『道明寺』『車引』『佐太村』『飛梅』『寺小屋』等いづれも著名で、歌舞伎劇に上演されてゐる。武部源藏の節義、松王の苦忠、とり／＼に其の個性を發揮して、息をもつかせぬ面白味がある。菅原道眞が書道の祖神とされてゐるので、手習を以て終始したところに作者等の働きが見える。

江戸歌舞伎では、延享四年夏、中村座で舞臺にかけられた。猶菅原道眞を取扱つた歌舞伎劇の當り作には、安永六年、並木五瓶作の『天滿宮菜種御供』がある。

義經千本櫻

竹田出雲、三好松洛、並木千柳の合作。延享四年十一月十六日より竹本座にて上演。淨瑠璃名作の一である。

義經と靜御前との情事に、平維盛、知盛をあしらひ、狐忠信をも點じた物で、「渡海屋」「碇知盛」「鮓屋」「狐忠信」等の段が名高い。維盛は大和下市の鮓屋に、彌助と名乘つて奉公してゐたが、娘のお里はこれに戀慕する。お里の兄に權太(ごんた)と云ふ破落戸(ならずもの)あつて、維盛を尋ねて來た妻の若葉內侍と子の六代君とを強請(ゆす)り、猶も維盛を訴人せんとしたが父彌左衞門に刺され、遂には情宿の情に迫られて改心する。維盛の首受取りの梶原平三景時が預けて置いた陣羽織の裏には、「內やゆかしき內ぞゆかしき」とあつて、縫目の內からは袈裟、衣、珠數が出る。賴朝の情(なさけ)を知れて維盛は高野へ登山。「道行初音の鼓」は、此の作中最も華やかなもので、源九郎狐の傳說から結構したものである。源九郎狐の勇々しき舊調に、義經等は奧州へと落ちる。

歌舞伎では、延享五年五月江戸中村座にて上演したが、今日まで屢興行されてゐる。狐忠信の道行には、常磐津若しくは富本清元を用ゐる。常磐津では「道行初音の旅」、富本清元では『幾菊蝶(いくよきくちよう)初音道行』である。

假名手本忠臣藏

竹田出雲、三好松洛、並木千柳の合作。寛延元年八月十四日より竹本座にて上演。浄瑠璃名作中の随一。此の浄瑠璃大當り大入にて十一月まで興行した。前にも述べた通り此の興行中に竹本此太夫と人形遣ひ吉田文三郎との間に演出に關しての衝突あり、十月、此太夫、島太夫、百合太夫、友太夫等は袂を連ねて退座し、政太夫、錦太夫等の外には、内匠太夫、千賀太夫、長門太夫上總太夫等が代りて出座することとなつた

元祿の義擧を逸早く浄瑠璃に仕組んだのは、寶永三年五月五日より竹本座にて上演した近松門左衛門作の『兼好物見車』、および同年六月一日より同座で上演した同じ作者の跡追狂言『碁盤太平記』である。『物見車』では上中二卷だけで、鹽谷高貞の家老八幡太郎が、高野師直の臣小林民部を討つところで終つてゐるが、『碁盤太平記』では、八幡太郎が名を大星由良之助と變へて、師直の上屋敷に討ち入つて、敵の首級を擧げることを脚色してゐる。享保十七年十月一日より豐竹座に上演した『小栗判官 忠臣金短冊（こがねのたんざく）』は、並木宗助、小川文助、安田蛙文の合作で、同じく赤穗復讐一件を取扱つたものであるが、島原の段、山科のわかれ等に於いて、これも『忠臣藏』の粉本

である。

歌舞伎では操に先立つて、此の事件を劇化してゐる。元祿十六年二月十六日より江戸中村座にて、「曙曾我夜討」と題し、中村少長の曾我十郎、宮崎傳吉の五郎で吉良家の討入を上演したが、公儀への遠慮で僅か三日間で中止した。大阪では寶永七年篠塚庄松座が、吾妻三八作で、篠塚次郎右衛門が大岸宮内、佐野川萬菊が力彌を勤めた。此の狂言大當りにて、次郎右衛門は喜びの餘り中寺町正法寺日親堂へ繪馬を奉納した。京都にては同年秋、二の芝居ともこの狂言を上演し、一方は大岸宮内を山下京右衛門、他方では小佐川十右衛門が勤め、小佐川の方は初日が後れたが大當りであつた。其の後、享保二年大阪にて、澤村長十郎が大岸となり、姉川新四郎が寺岡平右衛門を勤めて大入を取つた。同じ年の秋、大阪の嵐三右衛門座で、澤村長十郎は同じ役をしたが、此の時には少しく狂言が替つた。同二十年三月江戸中村座にては「鐘襷故郷の錦」、同年四月、大阪にては、中村十藏が大岸宮内の役を勤め、同二十年九月江戸市村座にては、「忠臣いろは軍談」と題して上演した。元文五年江戸市村座にて「豐年永代藏」、寛保元年九月大阪中村座にて、「粧(けはひ)武者いろは合戰」、同年十一月江戸中村座にて、「鹽谷判官故鄕錦」と題して上演あり、延享四年京都中村粂太郎座元にて、「大矢數四十七本」と題し、澤村宗十郎(元祖訥子)が大岸の役にて六

目初日から上演したが、大入であつた。大阪でも同じ外題で、市山助五郎が宮内の役であつた。今の『假名手本忠臣藏』の七段目は、澤村宗十郎の型を藍本としたのである。其の後、寶暦十一年十二月二十二日から、大阪角の芝居で、『素本いろは行列』、明和八年、京都北側西の芝居で、『小袖藏いろは配』、安永六年十二月八日より大阪角の芝居で、『日本花赤穗塩竈』の興行あつて、いづれも當りを取つたが、『假名手本忠臣藏』が此の事件を潤色した劇の白眉であつた。

繰淨瑠璃にても、元文三年七月、京操座にて『忠臣いろは角力』の上演があり、竹本座にては、明和三年十月十六日より[illegible]『太平記忠臣講釋』、同九年四月二十八日初日『輕かな武士鑑』、安永三年七月二十八日初日の『いろは藏三つ組盃』、豐竹座にては寶暦九年五月十四日初日の『難波丸金鷄』、明和元年十二月十七日初日の『いろは歌義臣鑑』、同九年四月七日初日の『忠臣後日噺』、天明二年九月十三日初日の『今詞四十七文字』、同四年正月二日初日の『太平義臣傳』、安永四年七月十五日初日の『忠臣いろは實記』等があるが、『假名手本忠臣藏』に及ぶものはない。但し其の中では、『太平記忠臣講釋』が出色である。寶暦三年より天明五年まで三十八年の間に京江戸大阪にて、『假名手本忠臣藏』を興行した度數は四十一回に及んでゐる。

『假名手本忠臣藏』は前の諸作を總べて之れを大成し、後に義士劇中[illegible]最高權威を示したのみ

でなく、歌舞伎劇の優秀なる名作となつたのである。古今を通じて最も人氣ある作物である。

雙蝶々曲輪日記（ふたつてふてふくるわにつき）

竹田出雲、三好松洛、並木千柳の合作で、寛延二年七月二十四日より竹本座にて上演し

近松門左衛門に、『山崎與次兵衛寿（ねびき）の門松』と云ふ淨瑠璃がある。享保三年正月二日より竹本座にて上演した。山崎與次兵衛と、[illegible]田藤屋の抱へ遊女吾妻との情事と、それにからまるいざこざ、難波屋[illegible]平の我儘等を描いたものである。吾妻のことは、『ふなつくし』に斯う書いてある。

佐渡島三兵衛、家作を數寄て富士の書ありし故に、其家を富士屋と家號に呼びしなり。為れども人皆にては佐渡島與左衛門と申したるなり。寛文年中、此の家のいとこに吾妻と云へる太夫ありて、連中、ひ[illegible]歌の[illegible]にてありし。[illegible]優れ天性優しく、其の上[illegible]竹一通りは云ふに及ばず萬事に達し、諸國の[illegible]客其の一度見ん事を希ふ。其の中に摂州山本村の坂上與次右衛門と云へる有德人ありける。或時此の津に來り、吾妻の名高きにひかれ、九軒町井筒屋太郎右衛門の方にて此の吾妻に不圖行き逢ひ初めしより、吾妻に[illegible]見て心止め、それより[illegible]を重ね[illegible]の[illegible]、井筒屋の[illegible]を仕舞しけり。此の大[illegible]與次右衛門は親三[illegible]にてありけるより、[illegible]右衛門が[illegible]の[illegible]なりし[illegible]、[illegible]の金銀を打[illegible]したり。[illegible]

に嫁して、此の井筒屋に與右衛門と云ふ者居、二十四五年前迄に來て今に無し、與左衛門建立の由緒をに水上の泡と消え失てたり。大寶山本村與次右衛門を世に山崎與次兵衛とぞいひ傳へたり。其の頃廓に名うてのき事にてありしにや、歌を作り、語り出し、世に與次兵衛を請け出せし、山崎與次兵衛と云ふことを言ひて寺子屋出せ三百兩にて請ひしなり。其の頃女郎の身の代三百兩と云ふ事は、珍しきことにて、今云ふ千金の類ならんすことになりし。此の吾妻は上兵に馴染みて後我に身を任せて浮名をたてたれば、

身は淺草心に濃名に吾妻と云ひけりしになる戀の山本

と書きつけ出されより、今に攝津國河邊郡山本村に於て、植木屋を業とする「吾妻與次兵衛」など云ふも作り淨瑠璃文句も皆少しづゝ由緣あることなり。

享保十一年正月二日より竹本座にて、「昔米萬石通」が上演された。作者は西澤一風、田中千柳である。又、大阪の俠客放駒長吉、濡髮長五郎の事を脚色したものでは、天文あたりから既に作られた出來したが、長吉は自首し、長五郎は伊勢路へと落ちゆく筋である。此の事實は見聞集録にも載せく見えてゐる。

上宿雪田の領主土井侯の家士宮内[illegible]衛門といふ者、[illegible]

衛と改名し手鎖の刑[illegible]

荒石長五郎と名乘りけりとぞ。此の長五郎若氣の血氣に任せ、喧嘩口論を好み、常に水にて紙を浸し頭を手拭にて包み、是をこれ用意のためなり。濡れたる紙は刃物とても通る事なし。其國にては紙具足とて水にて寶收の紙を身に張りけるとなり。此の理を以て長五郎も常に濡紙を額にあてる故に荒石といふ名乘はあれども、諸人濡紙濡紙とて呼びにけり。土岐丹後の大阪御城代の節、此の濡髪長五郎淀浦にて淡路惣左衞門と云へる侍と喧嘩をなし、終に右惣左衞門を殺して淀甲八幡に身を潜みけれども、天網遁れ難く入牢に及べり。相撲大全に攝州出生濡髪を同本の部に濡髪といふ名乘も見ゆれど、これは別人にて、長五郎の角力名乘は荒石と言ふとぞ。—或は河内國■心寺にて召捕りとも云へり。

『壽の門松』と、『昔米萬石通』とを併せて、更に趣向を凝らしたのが、此の『雙蝶々曲輪日記』である。『撲』にては、『東京浪花鑑』と類似する所があるので、不評判であつたが、寛延二年八月京都布袋座で歌舞伎に上演され、寶曆十二年十一月、大阪の角座にても上演せられ、いづれも好評で、大入であつた。今日では多く、『相撲場』と『引窓』とが上演される。

八百屋お七

紀海音

八百屋お七

上之巻

木の端と誰が片意地な筆すさみ、それは浮世の捨坊主、これは煩悩菩提所の寺は華嚴の大書院、唐戸まいら戸遊櫃掃きおぎつたる鳥帚、塵に混れど法性の、水は濁らぬ堀川の、戀に小性の吉三郎、遊びがてらに挽く茶臼、眠たからうと人目には、見えて寐もせぬ憂きことに、花の姿も窶れゆく、君をこひ茶に目切の、上は誰様お七さま、立つ名はけにも本郷の、八百屋の花の盛りの、蕾も何れ初物の、縁は可笑や假初の、過ぎし火難に此の寺へ、親子主従厄介の、内にもやゝ/\氣も付かず、昔から出來て鴛鴦の、雌雄つれなき水離れ、立つても居てもあられねば、せめてお顔を拜みにと、廻の廊道ふ寺参り、釋迦も見許したまほこの、道のないほどおまトし、縁のくるうていやつて、庫裡へ出れば君が顔、見るよりはつと氣上りし、トウ杉や、もうおおや、ぶんといぬまいか。」と、髪を左ひつ手を撫でつ、もぢ/\するももどかしく、「ハテまあ初心な何ざいの、親御は後生ねらがひに、御前は小性ねらがひに、あたふたとと急ぎ、こんな寂しい所へ来て、あかりの息が始つても、何が恥かし

ごさんすこと、背をついと押し遣られ、倒けかゝるのを幸ひにして、とんと後へもたれ寄り、てちだを
かへと手を取れば、吉三郎ふり回り、ハアハお七様お久しや、道も忘れず今日の御参詣に奇特な、
然し御親父久兵衛様お袋様は二時も、先から参つてござるのに、跡へ下つて何ぞ又、よからぬ趣向がある
つたもの。聞けば何日ぞ堺町、木挽町への御道出に、歌舞伎若衆の美しい、姿でうまい狂言を、御覧
になれば日でござんせうか、技芸はなりもあ袖に、秋の来たのは御ぞんじも、戀のいろはを教へても、手がわるけ
ればお師匠が、拾へて嫁入道はすけな、目出度い事ぢや。」と氣を持たす。お七はさすが赤面し、顔を
赤めて涙ぐみ、言葉なく、何時となく、差俯き足を向けませず、心に立てて縋端すへ、膝に抱いたる
事もない。貴方様こそは方々から、女子の弟子がついたやら、わたしとの内に入人びて、小南の錆い此
の日が、私に因果で可愛いもの、何處へ嫁入をするものぞ。お前はやがて坊様に、成らしやんすとの
取沙汰が、氣掛りでならぬ故、互の固めをう為に、コレ起請を。」と差し出す。吉三はやがて戴いて、
「若い／＼、晩や角いつまは皆偽り、虚を見する誓紙をば、只今致して進ぜう。」と、棚より料紙硯
箱、筆おつ取つて書く所へ、南無意常香峰りさして後の方に立覗き、「コレ吉三様何さしやる、上人様
の曼陀羅に書けますのは、勿體ない、穢らはしいこと咎められ、はつと下に差置いて、ハア辨長、其方は
先から其處に居て、様子は何も聞きやらぬか。お七様のおつしやるは、曼陀羅が欲しいけれど、お師匠

様へは随分[illegible]、寺共に上のお[illegible]、[illegible]、お
し様から遣らしやつたは、浄土の一枚起請とやら、有り難さう[illegible]、此方は[illegible]、[illegible]
[illegible]書くとおつしやれども、そりやあんだら。」と笑ひける。[illegible]手を取つて、何時見ても何
時見ても、可愛らしい坊様ぢや、巾着でも紙入でも、[illegible]つと見た事聞
いた事、いはぬものぢや。」と賺せども、中々頭打[illegible]、出家の道[illegible]、女の手
からものとあれば、[illegible]の[illegible]のに[illegible]れます。又誕生[illegible]がか[illegible]て[illegible]を
抜く、それでは[illegible]。」と、こま付けられず立[illegible]、[illegible]辨長
や[illegible]花の[illegible]
の高いお人[illegible]、[illegible]つて泣かしやるがの。」「ハァね
つた[illegible]を浮めてやる、[illegible]、
[illegible]
や[illegible]、[illegible]長様、これから私が話さう。」と、[illegible]
き寄せ、「聞かしやんせ、[illegible]つたげな、男は去年の正月に、[illegible]
[illegible]

いふ鬼になり、慾に眼が光るやら、身代に尾が見ゆるやら、額に江口倉橋の、大根程な角生えたを、くさ桶に入れ其の家の、はしらの側にうつめだけな、其の執心で夜々は、家鳴震動雷電し、天井板がおち〳〵、はしのこがぐわた〳〵、四方の壁がどろ〳〵。」「モウ此の話措いてたら、どうやら面白なささうな。」「ハテまあ跡を聞かしやれな、又膳棚ががら〳〵、庭の薄がさは〳〵こは、明障子がぼうつと燃え、其の中から幽靈が、ある佛程けばうての、おはぐろに烏羽色、髪うらさばき倒に、屏風の陰ににょつこりと顔差出してけら〳〵、ハヽ〳〵〳〵ハツト笑うたげな。」「家内の者が一時に、ワヽヽヽハツト目を廻せば、小坊主は狼狽へて、彼處へ向けば前方から又其の顔が出る、此方へ寄れば後から、毛の生えた手で撫で廻す、あふげば二階から、俯けば臺から。」これはたまらぬと逃げ廻り、店主が袖に顔差しいれ、法蓮華經も本道も、付けう藥のない首尾に、皆が機轉の手療治に、引抱へ來て風呂敷の、小袖を取つて辨長が、顔に起請をはや〳〵と、まづ良いことと書院先、硯を取つてくれまんより、誓縁あることを嬉しけれ。互に向ふ顔と顔、彼方に抱けば此方にも、思ひしかりて抱き付いて、お題目よりお經より、如是本末や畢竟の、子供をだます方便ほん、膝の間より坊主首、によつと出して見た〳〵、おりや見付けたと驅け寄るを、杉も續いて走り寄る、其處を彼の幽靈が後より引掴へ、なう怨めしや其方故に、多くの家内が世話を燒く、小意氣過

ぎれたる小坊主奴と、まつこのやうに抱へ帶、くる〳〵〳〵と相を巻き、我念を據ぎ、ない其處を、
二人の者はうつかりと、何鎮狽へて立つて居る、其方ではない、此方だや、ハテ彼方へのがれた
い、帶解くことも時によるつ、ついおほこ〳〵とねるまゝと、猿やつけにれて頷いて、飛石傳ひにやう
やうと、圍ひの内に入りければ、さあらぬてした幽靈も、最早寄邊へ歸るか、探す者もやうに方丈
へ、逃げて形は無かりけり。辨長一人うろ〳〵と、「杉こそ何とする事ぞ、あんないちこの合點が
やつと中敷の圍を構へありき、吉三殿お七樣、杉々なッと呼ばへども、返事なければ鉢巻を、ぐッと
外しこうりや何うざうしと、四邊を見廻し打脊脊き、起請を出して押戴き、一杯はめたと思ひあるが、此
の裏喰にり此方には、吉三の爲の内に有る、こゝれぞ守つた良い爲にて、打堅うたる傍には、
萬屋武兵衛に左衛門、先より障子の蔭を透き、何後も耳に何して居たりけり、上一人首も後まで、
公兵衛様と先にかる、「客殿にござりまする、お前で」と言ら攫け付くる、これ辨長殿、此方が
今戴いた文を、身共に下されい。「ハテつからない事ばかり、添いもこれはない、お七様に吉三郎、
縫解れ、つい起請とやら、お前貰うて何にされるのぢや」「ア其のお七吉三の起請、樫富さま直に貰
たい、其の替りには常々に、欲しい〳〵といはれたる、木佛の大黒と、布袋の輕賀を一つ代ずらう、
何と「とも」と背を叩かれて、「ごんなり、談合が面白いが、社に喰はすのぢやことべハア、何の造

ば叶くものを、則ち太左が請合ぢや。」「ム、歴々の證據人、それなら遣ろ。」と差出せば、武兵衛慎んで受取つて、「これさへあれば、此方の願は叶うた、手に入つたこと。」兩人呟き入りにけり、辨長は只、筋に、武兵衛様必ず、明日とも言はず晩からは、六介が部屋へ行て、二文四文のよみ打つて、釋迦に契りを結ぶの神、お七が戀のにくさしと、知らぬことこそ一重悲しけれ。主從の緣は遁ふか編笠、用ある旨なる侍の玄關に佇みて、「頼みませう。」と言ひ入る、。折節住持は方丈へ、吉三伴ひ出で給ひ、「何人なるぞ用あらば、此方へ。」と有りけるに、ハット答へて編笠を、取つて彼處に入りければ、「ヤア十内殿お久しい、先づ申さう御主人には、不慮なる事の御浪人、殘心推量仕つた。吉三は親子の中なれば、嘸歎かうと存じたに、さすがは學問精にいれ、出家に染る程有つて、世界は無常とあきらめて、頓着も致さぬ段、きつとは奇特に存ずる。」と、取りなしたれば十内は、「満悦至極の御詞、それと申すも主人の、日頃お示しあるいはれ。就いては主人源次兵衛、浪人せしは何故と、お耳へ入りしは知らねども、自分において一合も、非道の沙汰は致さねども、若殿の御難儀を、救ひ申さん爲ばかり、横戀の科を身に被り、不時の虚名を受けたる事、さこそ／＼憎み候はず。それにつけても吉三郎、出家の願ひをいたすらに、貴僧様に申し上げ、剃髪染衣の姿をば、篤と見屆け立ち歸れと、拙者を差越し候ことゝ、委細に相述ぶる。上人少時頷いて、「苦勞の中にも其れ程に、子は大切なものぢや

ようこそ成程々々今日にも、出家致させ申さうと頼もしげなる返答ぶり、胸に手を置く吉三郎、兎や角思ひ廻らして、眞中へずつと出で、「ム、珍らしや十内、其方が出家の事、御師匠様の有る通り、心に待ち兼ね居つたるが、今その方が話を聞き、忽ち心底ひるがへり、二度武士になる思案。先づ一通り承れ。父源次兵衛若殿への忠義に浪人致せしを、若殿御滿足に思召し、御身持直れば浪人せし致さるれ。然れども此の女大殿御存じ無き時は、假たる人仇本なうした道理、本國へ立歸り、隱れし忠義を顯はす事、今日遁世致すより、拔群の手柄ぞと、詞傳ゆるも好都合、直に勝れたる事なれ。士内證を袖に受け、多くの書物を見ひらけて、深き道理を思召せ、御所存感じ入つたるが、武士の作法は常の事、士の善悪顧みず、討死するも世の風習、其處は常識にいへ、[illegible]本意を望みでも、不屆者の際と、殺報抱へなされまい、申開きも為らぬ心算、まこと〴〵隙の經ふ此の世に住する自然、よく〴〵御思し直されよ」と理を正せども、「いや〴〵、身共が勘當受けたる上は、父殿も御存じあり。それ等親とは他人なり、其の他人の東が本分望むかは、昔の道理は有るべき。[illegible]せも果てず、これは旦那様、勘當を言ひ立てに、御本分ある者なりと、かう〴〵致すもいかの事。[illegible]、何うやら此の御両所、紛らはしうて飲込まれぬ。思ひ本もいと御疑心か、[illegible]成す可きか、返答次第捕者役が、分別せねばと膝の當て、十人に餘る士共、[illegible]、此道、しずく其

申に、如何様とも埒あかない。法師の道は此方へ、預け置かるゝ宮の事、数ならねども師と頼む、愚僧が指揮致す義を、吉三も否とは申すまい。世話をやかすと叡わりつと、心静めて語らしやれ。こりやこりや辨長茶持て来い。」非時も拵へ貰盆、酒よ銚子よさんぐ〳〵の、中に立つたる御師匠の、心遣ひぞ殊勝なる。然る折節方丈より、八百屋久兵衛親子連、つゞいて武兵衛太左衛門、住持の前に會釋して、お暇申すと立ち出づる。「ヤ、こりや早御歸りか。最前より此に居て、御挨拶もせなんだ頃、武兵衛殿やれ太左衛門、先づ酒が足りませまい、お客も心安い仁、ようござるわい遊ばしやれ、平に〳〵。」と留むれば、両人は立ちどまり「久兵衛殿聞かしやつたか、御遠慮の無い御方とある。然らば序に今日の事、お寺へ御話申しませう。」「ハヽ武兵衛殿それはまあ今日に限らぬ事、噂で娘も連れたれば、暫し此内にいたいが、ござれ。」といふもさらぬ顔、是非なく共に立ち戻る。両人は上人の膝元に畏まり「評議は宮へに後はぬか、急にお知らせ申したき、いはくは是れなる吉三郎、親御は名ある武士とやら、承ればだいそれた事仕出して、此の頃追放せられたとも、縛首を討たれたとも、日々の取沙汰親、親の子なれば如何様の儀がござらうも知れませぬ。片時も早く暇を遣はされたらよからうと、憚りながら存じます。」「ハヽ心づかひは忝し、先達その事は、愚僧も聞いてゐますが、世間の沙汰とは裏表、様子は分けて言はれぬ義、苦労に思うて下さるな。ハヽ、〳〵〳〵否それはお寺へ遠慮

して、取合は世に言ふ贔屓目、其の僧若も非道さは聞くも身の色の事なる事、吉三は不憫に思へども、お寺には替へませぬ。言うても御合點ないならば、無理に吉三を引き出すこと、しかと身共兩人が、潮し合はせて置きました。サア吉三立つて行け。」と傍若無人言ふ者に、住持顔色損じつゝ、「兩人在俗千萬な、出家の弟子は子も同然、其の吉三を婦の我が儘な雑言は何事ぞ。畢竟が惡りや師弟とも、此の寺を開く分、其方の世話には得ますまい、お手前が方の目前が、不明な次第。」と叱られて、何にも御存知ない故に、御贔屓が一徹な。お前は弟子と押すまで、なしと云うてこれに重ね、娘の吉三の方は内儀樣、坊主のお寺と冷笑ふ。久兵衛も嫉腹を立て、「こなた見た目や武士、御被仰せかた、此の寺の娘を吉三には、誰が媒人で嫁つたぞ。自然なことにはおへしやるとい、無理を見まいと知らせへ、その上にしい、言はいでもこれからお耳に挿さずとて、寺の檀家を取り出しこそ遣ふまする聞かつしやれ其方樣に御出家を止めさせたは、此方にも惡人致さう、ましい色を働かれもし、[illegible]七より。「何と。」と言ふを聞くよりも、吉三は拍打擲かい、はつと許りの風情なり。お七は[illegible]お、其色も何れ實此なり。久兵衛目鼻を顰め、つくづくとうちまもり、懐な手を震はし「やい其處な徒者、何時の間にされ此のやうな大膽な振舞出して、[illegible]つはつかはれた若衆が、此の久兵衛が[illegible]

白い奴盗人奴、」と、彼方を睨み此方をば、引き摺り寄せて散々に、打たるゝ枝の下よりも、お七は吉三が打見遣り、吉三は此に居ながらに、消えも失せたき心なり。住持はしばし黙然と、涙を隠し居たれしが、稍あつて、「これ御夫婦、必ずお七に怪我さすな、吉三が徒ら傷たでもなし、科人は此の坊だ。お七が此に居られし節、はれいたいけな器量な、娘の子ぢやと思ふから、戯れ言を二三度も、申した事が御座る、なれど何処やら愚かにて、それ誠かと某へ、送らうとが思うたな、しどけなうして拾はれし、可愛い名残られ不便やと、存じ入る涙ごそ、二人が袖にかゝるらし。武兵衛はせいて女房、「これ御住持さま、御無用が故の過ぎ、をかしう上ぶる此度を仕と成されうが、起請の文字は読まれい、これ御覧なされと突出すに見ない、お手前が、最前読んだ文言に、其方様に御出家を止めさすらしと見たのであつたか、吉三は出家だがおやらぬぞ、宛名に書きしよし様は、愚僧に勿論吉祥寺、何と擬ひは有るまい。」と真顔造つた評ひに、何れ遺と分き兼ねて、皆々興をぞ発しける。武兵衛住持を睨め付けて、「これ御坊、女房狂ひをするなら、魚も定めて参るでござらう、幸ひ道で求めたる、卵をこれに持ち合はす、饗應を申さう。」と、袖の内より取り出し、杯に打入れて、「さアお住持、玉子酒一つ参れ。」と突き付ける、「何ぢや身共にこれ飲めか、如何にもお七同然の、八百屋の卵参る気か、参らぬ気かで真實の、底を洗うて見る合點。」ハテ疑ひ深い男ぢやなう、佛祖をかけてお七への、

戀は僞りなけれども、邪淫は出家の外の事、殺生戒は[illegible]るまい。」「イヤ〳〵〳〵何程[illegible]けられても、これを飲みやらにや何時までも、吉三が垢は脱けられまい。」「ム、すりや是非ともに飲みおやまで。」「おんでもない事聞召せ。」「ハテ扨々是非もない、ハテ[illegible]に昔も例あり、鳩のはかりに身をかへし、[illegible]の慈悲の[illegible]も、愚僧が今も[illegible]の行、此の[illegible]も[illegible]、吉三が[illegible]へ脱けるなら、飲んで見せうことも引きうけて、手に持ち初むる杯の、朱を[illegible]だる面[illegible]に[illegible]の如くにて、「武兵衛殿の[illegible]いぞや、久兵衛殿は大切な、[illegible]に浮名立てられし、其の[illegible]に[illegible]と、無理無[illegible]もなく[illegible]わやか、寺[illegible]の好みにはしたにも取合はせなる[illegible]、[illegible]はる、お下[illegible]が、[illegible]の中に[illegible]有る、損して見たい物なれども法師の身なりや是非がない、[illegible]に[illegible]の家を離れても[illegible]よ、佛の前に受戒して、難行苦行師の苛責、誠に出家の文字の[illegible]、[illegible]と定め[illegible]なく、[illegible]に身を痛め、此に[illegible]れば彼處へ行き、或時は[illegible]に疲れ、玄義文句に[illegible]、[illegible]の[illegible]は[illegible]を著し敬ひも、一字の[illegible]、[illegible]、身に、[illegible]と[illegible]、身共が無明に[illegible]つたなら、お手前は[illegible]の[illegible]を[illegible]が不便に[illegible]、[illegible]ば[illegible]、伊[illegible]の[illegible]にぞ、しや〳〵[illegible]に[illegible]、[illegible]出で[illegible]ならぬ、[illegible]、七寸の[illegible]華[illegible]一息に、すつと[illegible]、十内手を上げ「待つた〳〵、待ちませうぞや待たう〳〵。」

と、杯取つて彼處へ投げ、吉三郎を取つて伏せ、拳を振り上げ遠慮なく散々に打ちければ「ヤア家來の身にて推參な。」と、一腰拔かんとする所を、隙間あらせず二つ三つ、足の下に蹈み付けて、「何が推參緩怠な、親の仇森源次兵衞、見忘れたか。」と懷中より、骨桶出して差し突くる。蹴まれながらに吉三郎、振り仰向いて、「そは如何に、親父樣は死なしやつたか。」「オヽ、サイノ〳〵。エヽ、聞くも語るも怨めしや、先月二十九日の夜、御切腹遊ばされた。忠義とは申しながら、御無念な御最期の、其の中にても仰しやるは『言ひ置く事は外に無い、何卒倅吉三郎が、出家相續する樣に、くれ〴〵も頼むぞ。』とて、家來に御手を合はされし、御志の可哀しさが、骨に徹つてある故に、お主を叩いて天罰も、蹴入れで奈落へ沈むとも、身共は何とも思はぬ。」と、其のまゝ其處に倒け伏して、男泣きこそ切なけれ。吉三郎は骨桶を、手に乘せて見つ膝に置き、「エヽ、替り果てたるお姿。」と、咽せ入り〳〵消えかへる、上内やがて起き直り、骨桶を左手に持ち、怒れる顏も其の樣も、別れし親の物言ひにて、「ヤイ倅の吉三郎、源次兵衞が冥途から、汝に尋ぬる事共を、言譯あらば返答せい、形は人に生まれても、恩を知らぬは畜生よ。恩にも三つの品がある、差當つては親の恩、身を立て子孫を養育する、お主の恩はなほ重く、文字を習ひ目を開く、師匠の恩は取分けて、大海よりも亦深し。喩へを以ていふ時は親は子を持てど、お主には見替へぬ事、主は家來を養へど、身に替へて飢寒にはせぬ、師匠の恩は目前

に、汝が不義に替らんと、四十餘年戒行の功をも名をも顧みず、玉子酒をまるるのを、のめ〱として
見て居る事、畜生と云はうか腰拔者と云はうか、八逆罪の科人奴よ。次に此の源次兵衛儀に勘當せし
事、某兼て若殿の、御爲に死ぬる覺悟故、流浪させんも不便なり、亡からん跡も訪はれたく、少し
の事を言ひ立てに、出家に成らぬ其の内は、對面せじと此の事へ追ひ遣はせしに、慈悲も知らず、其の
效もなく今日明日と、遁世を延す由、内々人の噂にも聞く、末頼みなき倅奴と、眞實の心にて勘
當はしたれども、自然法師に成るならば、[illegible]に成り待り、勘當も許し遣はし、昔に[illegible]懐か
しき、顔に對面致させんと、頼みし手前も恥かしき、非義非道なる性根にて、[illegible]の爲に[illegible]、武
士となるのが孝行とは、善うもおのれは吐したな、と、一度は怒り一度は又、打[illegible]たる[illegible]に、そ
れはと答ふ詞なく、身を知る雨やさめ〲と、泣い[illegible]たりけり。十内[illegible]おし拭ひ、[illegible]御
意見が、篤とお耳に止つたか、これからは又十内奴、[illegible]を顧みず一言申し上げます、と[illegible]の手
を突いて、「申し吉三樣、善と惡とは北南、足[illegible]ふれまでの事。それ程の義は言はいでも、[illegible]別の
ある御發明、殊に短慮な御性質。家來の者に人中で、[illegible]れた事の無念なと、定め[illegible]に思召であ
ろ、町人連の口先に、家[illegible]を見込むやの、[illegible]人の[illegible]と、[illegible]れてきよろりつとうじ
ついて居る人おやない、コレ徒ら[illegible]いふ大[illegible]に、[illegible]も武[illegible]に拔けましたい、昨日までも今日までもの

千石取の御一子と、あがめ育てし此方をば、雜言せられし其の時は、寸切り割いて捨てうかと、刀の柄に二三度も、忍びに手をば懸けたれど、いや〳〵自分相應に、大事の娘をおかされて、腹の立つが道理ぢやと、のめ〳〵おきて十内も腰拔に成つたぞや。家來の恥は此方の恥、お前の恥は親御の恥、此の世で不孝爲足らいで、父未來まで成さるゝか。慾心でない言分に、さつぱりと暇やらしやれ、何うぢや〳〵、サア〳〵〳〵。」とせはしなく、問ひ詰められてうろ〳〵と、覺えず其處へ流す眼に、お七は顏を振袖の、下から手にて物言はず、いたにもあらぬ稻舟の、應ともえこそ言はれざる。十内二人が口なしの、色にぞいでの堪りかね、つか〳〵と驅け寄りて、「コレ吉三樣、とても此方の性根魂、心を磨く此の刀、某が手に掛けて、我も冥途の御供して、父御の前で拙者奴が一分立つる御覺悟。」と、氣相變へて見えければ、上人中へ押隔たり、「主に諫めは家來の役、最前よりも宥免す。腑甲斐ない此の法師と不頼みなう侮りて、近頃過言聞き難し。出家にも佛にも、成るべき我が深切は、先にから目に見えぬか。」と、氣色變れば十内も、吉三もはつと感涙の首を下げて渇仰す。武兵衞や太左は何とやら、小むづかしさにこつそりと、立つて行くを十内は、後樣に襟がみを、引摑み引き戻し、「おのれ等最前親旦那を、横着者の非道のと、何者にか聞きたるぞ、眞直に白狀せよ。」改めて言はねども、若殿樣の御難儀を、身に被りたる忠義とは、一國に隱れない、出放題なる噂話を、ようも〳〵吐き出

した、討つて捨てたい奴なれど、御用家なされ、視ぜて、命許りは助くる、と、何生へ取つて投げ、起きんとすれば踏み倒し、道へる明き文臓物、二十三十九六十、腰も背骨も立ち兼ねて、はふ〳〵逃げて歸りしは、心地よい、又何喰し、久兵衛夫婦も氣味惡く、そろ〳〵出づるを關口、一度に泣く十ゐ引立てゝ、母が繰言ねずい言は、何としうもいやんな、南南和なら何にても、たばう一蟲は入るよいに、魚ならねば蛤の、くちのあいた悪事でいことゝ、つぶやきてこそ立ち歸る。

中之卷

明やよ柳、元の梢の雪ならで、餅搗く宿の梅とのみ、冬籠りせる大根も、無き千代のもろ葛、常磐かきはに交讓木や、橙柑子に搗栗、昆布串柹商ひの、店を開く儘逢萊の、八百屋萬の神の餅、御藏のかゝみお雑煮の、かちんあまたゝけ心見を、此へ取りこのひとしきり、契りほだされて戀病の、娘お七は奥の間に、春をも待たず行く年を、惜しむでもなし世の中は、無常と外へ見せかけを、色とは誰も水晶の、願ひの數を手にかけて、題目繰つて居たりけり。中前に杉は差寄りて、一年一度の餅搗に、小忌なしい何ぞの、親御様への意地張は、却つて御身のひとになびら、移ろひ易き人心、先方には忘れてござるやら、最早嫁入に極つてゐるか、誰れの相手と、祝言で日、出立致して上げたれば、一二

えぬ事ないふ人なれ、心の變る變らぬに、色品數多見盡して盡の巧者の仇比べ、吉三樣にも我が身にも、戀の手習血に染めし起請の罪も有るぞかし、何しに仇に成るべきこと、しやくり上げたる顔形容愛らしく又優しくも、重ねて返す詞なく、有樣云へばお道理ことと、最負目にさへ持つ涙、洩れて袂を濡らしけり。臺所より親方は、「杉よく〳〵」と尖り聲、「おのれは其處に何して居る、泣く子も眼明いて泣くものぞ、殊には今日の餅搗が、年寄つた久兵衛や、婆が正月祝ふのも、類火に遇うて諸道具も足らぬ中なら毎年の、作例の通り搗く餅に、小米一升減じぬは、生先のあるお七ぢやと、子に絆さるゝ親の善悪、近所鄰へ聞えては、奢りな事と譏るであらう、一門共も笑ふであらう、其の上に嫁にまで、錆れて貰ふは是非がない」と憎はきと捨てて置け、惡じこしきらしまひおやけな」男共は隙がない、雨番町のてら刷殿、錦荒の竹植殿、お出でなされと云うて來い」とあた面倒なことと嘆かれて、僕も足駄も取り敢へず、髮さへ今日に結ふ間の、中戸口より呟いて、吹雪を凌ぐ前垂に走り出でたる軒の下、ふごもねぜりも埋もれて、雪重げなる藁笠に、隱された里の子裏れや」と、言ひ捨て過ぎる裾を引き、顔は差出す吉三郎、ハツトばかりに立ち戻り、「こは淺ましき御有樣、如何なる事」と抱き付き、人目もわかず泣き出す、吉三郎は押鎮め、「何故ぞとは怨めしや、色故身をば窶す事、如何なる高位高官の、古へ今も同じ事、百夜通ひし少將の、雨夜の憂さは知らねども、雪に身内は冷え拔きて、顔見ぬ内に

消ゆる身[illegible]と、泣く〳〵[illegible]健氣なり。「御尤も〳〵、[illegible]只今まで言ひ出[illegible]二人が泣いて居りました。[illegible]に誰もない、そ[illegible]、[illegible]ばお部屋の縁の下、少時蹲んで居てしやんせ。お使に[illegible]、首尾見合に[illegible]ども何方からも、言ひつ言はれつさせませう、必ず[illegible]して、驅け行[illegible]の心地して、教へしまゝに這ひ入つて、土に此の身を打任せ、釘に成つたる手足を[illegible]けて、寢もせぬ内に睦言の心でみぞはかなけれ。かゝる折節[illegible]の年[illegible]三右衛門、相[illegible]久兵衛夫婦悦びて、「コレハ〳〵何れも樣、珍らしからぬ待遇[illegible]、即つて御酒[illegible]かけ[illegible]、奥へ。」と手を取れば[illegible]三右衛門打笑ひ、「如何にも[illegible]上から[illegible]、奥へも屋根[illegible]も通[illegible]、序なが[illegible]御夫婦へ、願ひと云ふは武兵衛の事、組中と云ひ、[illegible]も懇志中、[illegible]に[illegible]聞いてさりとは氣の毒故、[illegible]挨拶致さうと、最前武兵衛に[illegible]たれば、[illegible]兵衛さへ合點なら、身共に別儀ござらぬ。」と、[illegible]構な返答に、今宵の[illegible]、跡からこれへ見ゆる筈。押付[illegible]しい樣なれど、萬事は我等に貰ひます、御夫婦頼む。」と云ひければ、久兵衛[illegible]と申さうか、御宿老殿のお詞を、背くは慮外に候へども、[illegible]申されぬ、[illegible]し何[illegible]のお耳へも早入つた筈。[illegible]類[illegible]の側には、半櫃一つ[illegible]、[illegible]に隱されし、[illegible]びお[illegible]立ち

歸る、端たしかくもない時節、彼の武兵衛が尋ね來て、金二百兩膝に置き、預けるでもない遣るでもない、普請の用に立ててやる、手前自由になるまでは、二百年でも待つ金子、手形取るにもおよばぬと、投げ出されたる嬉しさに、思慮分別も要らばこそ、忝いと戴いて、納めの細くそこ／＼まで、斯樣に普請致せし事、一門よりも大切な、友達中と悅びしに、十四五日も以前の事、それなる大左殿使者に、娘お七を所望とある。夫婦のものは從以て、滿足に存ずれど、如何なる事か嫁の身が、ふつ嫁と言ひ張るに、親子ながらも此の事は、曲げて曲らぬ道理ゆゑ、其の挨拶事致したる、明けの日よりも金子をば、返せ／＼と五度三度、毎日々々たてはかる、金子がなくばお七をば、くれるか有無の返事をと、無體至極の使ひし、如何に伶たる久兵衛とて、賣買にする娘おやと、見立てられたる無念さが、何う堪忍がなるものぞと、諍うた震ひ腹立つる。彌三右衛門領きて、段々至極仕つた、武兵衛が不埓おや、これや身共でも堪忍せぬ。然し斯うした事もある、沙汰に及んだは、一人娘、親の病氣に人參も、盛らぬやうなる慾者が、二百兩といふ銀をば、手形もなしに預けたは、眞から實から息女なれば、ほしいと思ふ魂のこと。賣買にせぬ詮據には、其の言譯も言ひ出さねば、侮るといふものでもない。それに彼や宿意地あれば、餘次のない金子故、待つてとも言はれぬ義理、とあつて折角普請した、家か賣らすも笑止なり。此の入譯をとつくりと、言ひ聞かせたらお七にも、合點が無うて

何とせう、ひらに〳〵」と物馴れに、言ひ廻されて夫婦のもの、兎角の應答言ひかねて、さしうつむいて居るところへ、武兵衛はじろりとした顔で、つか〳〵と伸しあがり「いづれもお待ち久しかろ、横山殿會ひませぬ、小栗が今宵の參會に、毒など盛つてたまはるな」と、かさにかゝつた言分や、たつとはすれど是非もなき、金に替へる[illegible]、[illegible]の體へいさ〳〵と、伴ひ奥に　三重　入りにける。

お七は火燵に假寢の、夢何とやら目は覺めて、二つと聞くれば轉手に[illegible]、[illegible]に蝶々の、ゆりすゑつけて忙しげに、出て行く奥の高笑ひ、合點がゆかぬと見る内に、てつきり彌作取肴、手に持ちながら差覗き、「これお七様嬉しいか、[illegible]とても、[illegible]、おれもちつと[illegible]たい。吉三様[illegible]つたら、[illegible]火が[illegible]であろ、[illegible]、火に[illegible]のあるお方はない。火事のあるまで[illegible]、火事[illegible]、ひの[illegible]い男持ち、雲雀[illegible]に成らふとよ」と、笑ひて走り行きければ、お七は[illegible]上げ、とゝさまかゝさま恨めしい、私が心のやうな、[illegible]人並にても聞き[illegible]と[illegible]く[illegible]、[illegible]も立てて泣きたやと、足摺し[illegible]

の悪い箕やら、此の身も一度は若盛り、自分に花もやつて來て、惚れた惚れぬの術もしり、器量の好いと悪しいのは、老の目にさへ見ゆるもの。其方のが皆尤も故、嫌と言やるを無理にとは、今日まで言はぬ兩親が、憎いとは言はれまい。世が世の時で有るならば、假令其方が合點でも、あんな男を持たさうかさ。器量發明揃うたる、皆と並べて見よう爲、分に過ぎたる十荷の、簞笥長持えり數を、恥かしからぬとり揃へ、かやは手織と急がしき、中に自ら機上けて、織り調へし物までも、類火に御と成りたるは、因果な男に焦け付いた、先生よりの奇縁ぢやと、思ひ断念めくれよかし。成らぬとならば此の家を、錢の替りに突き出して、出て行く分は關はぬが、親の難儀を顧みな、思ふ人には添はれまい。縱し添ふとても出家なれば、引落したる罪科は、閻魔の帳に付けられて、火の車にて迎へられ、等活地獄の火の中へ、生きながら陷められて、煙の下に其の人を、戀しゆかしと叫ぶとも、效なきのみか夫まで、奈落の底へ墮すのが、何心中になる物ぢやと、威しつ又は賺すにぞ、お七はあどなき心から、涙の顏を振り上げて、少時も傍に添ふならば、此の身は假令生きながら、火に入るとても厭はぬが、いとしい人がやうちんへ、沉むとあれば悲しや。」と、おろ〳〵するに力を得、母は猶々口說き立て、そなたの返事次第にて、忽ち夫婦は袖乞の、母は野の末山の奧、飢ゑ凍えて此の世から、餓鬼道の苦を見するのも、唯一つの胸の内、孝行な子は佛神の、憐みあつて後々は願ひの儘になるものぞ、

世間の掟は夫をば、大事々々と敎ふれど、顏も心も當世なる、武兵衛に添ふは世界の義理、飽かぬやうに身を持ちなしや。何時去つておこすとも、忝しと請取つて、其の時こそはうち晴れて、好いたお人に添はせてやろ。親の難儀に暫くの、勤めさすると思ふなら、吉三殿の目の前で、帶紐解いて寐るとても、徒らとは思やるまい。合點がいたらあいといや、あいといや。」とて撫で摩り、「初心な心一つにて、胸の内がさばけまい。追付け母が戻つたら、母が無理か道理か、談合して返事しや。我が身は奥へ。」と立ちながら、心元なき親心、剃刀櫛箱、中を探して持ち出づる。おしちは更に愁歎、何か定めん中々に、消えなば消えね玉の緒の、かかることだにも其の人に、別れて後に死にたやと、障子一重な間の戸の、明くればやがて逢坂の、逢ふとも云はず泣き出す。吉三郎は打驚き、手も足もなき心地して、漸く籠と躍り出で、涙を袖に押拭ひ、暫し思案し、目のつぼ/\に[illegible]、一つとして無理は無い、いやともおうとも返答の、ない[illegible]、必ず/\恨みは[illegible]。[illegible]入するも縁ならず、淺き契りも過去よりの、定まりの事と思ひすてて、うか/\[illegible]に來た事で[illegible]又師の目をば、くらまかしたる天罰の、忽ち當るといふ事を、今といふ今[illegible]た。あら勿體なや恐ろしや、[illegible]明日は、發心するぞふつ/\と、おれがことをば思やんな、此方には忘れ果てたぞや。さはいへ、今宵來たといふ、事は[illegible]には[illegible]、時節に[illegible]しく/\と、見たい事やと泣

ひ寄りて、障子覗けば我が影の、若しや勝手に見えんかと、窃と退いてはまた立寄り、杉は何として戻らぬと、又さめ〴〵と歎きしが、ハア是れも亦誤つた、お七には早武兵衛とて、親の許した男あり、目を盗むは因果の、間男も同然よ。叶はぬ事をくど〳〵と、由ない浮名濡衣の、重きが上の小夜衣、何の蓑笠いらぬとて、左や右に脱ぎ捨てて、涙の氷柱玉霰、袖を翳して出でて行く。かくとは如何でしら雪の、道踏み分ける高足駄、杉は心のわくせきと、行き違ひたる取形も、縁の薄さに見紛ひて、内を覗けば夫婦とも、勝手に見えぬよい首尾と、やがて立寄る縁の下、蓑笠取つて「是れはさて、中人は宵のほど、最早祭が渡つたこと」と、障子明くれば「やれお杉、悲しい事が出来た」と、袂に縋りて泣き出せば「ナニカニモ〳〵さうであろ、もう何程待つかつた、お脈見ようことじやれ誹るな、」「面白さうに何ぞいの、戀しき人に逢ふ事の、叶はぬ首尾に成つたもの、脈が寄うてもおりや死ぬる、死なうでしたもの」と咳き上ぐる「ハア何うやら拍子が違うたが、まあ彼の人に逢うてからのこと、イヤ彼の人とは誰ぞいの」「すりや未だ御存じ無いさうな、吉三様に逢ひまして、此処に御座れと教へたる、内に蓑笠ありながら、お姿は見えませぬ」「人が見付けて出なしたか、但し私を待ちかねて、歸り給ふか、氣違ひな」と、其処よ此処よと尋ぬれば、お七も共にうろ〳〵と、彼方此方と見廻せど、其の姿もなき蓑笠に、犇々と抱き付き、暫時消え入り歎きしが、稍あつて言ふやうは「いや〳〵人が咎めたで

も、其方が遲い故でもない。奥には今宵婿入の、はや[illegible]の取結び、母様最前此處へ來て、様々と[illegible]意見を、否とも應とも得言はずに、泣いてばつかり居たゆゑに、それが心に障つてか、お歸りあつたものであろ。間のない事お[illegible]追ひ付いて、呼び返して來てたもらぬか、是れなら頼む、と手を合せば。彼は聞くよりえせ笑ひ、「何がさうした事言やもの、歸らしやれいで何とせう、親御であらうが主様の、教訓にてもいやなれば、否と言ふのが戀の意氣、朝晩泣いてござつたは、人目威の僞りよ。さうとは知らず此の事を、と言ひ持つ口からお兩人の、如何なる御苦勞遊ばすとも、何處までも引添うて、奉公せうと思うたに、由なき案じ過しが[illegible]た、私も一所に來[illegible]、其の中へは行かれない。もう今頃はお顏が、[illegible]吉あれ。男は持たぬものでもあ[illegible]れ、お七は内の者にまで、[illegible]ついや／＼と言うたら[illegible]の目に、[illegible]有るまいし、[illegible]くれまいし、頼みも綱も切れ果てた、あ、[illegible]戀しや。」と、起つて見ばて見跳め[illegible]

島の、頭にあらぬ髪筋は、仇の形見と取るもうし、脱ぎも遣られぬ結の肌、着て見ては泣き、脱ぎては泣き、此に敷けば座敷には、「獄」と言ひ囃す、婿とは憎や穢らはしや、それ故にこそ相思ふ、中をおのれに引き裂かれた、我が夫を呼び戻せ、さなくば寺へ連れて行け、出家落して生きながら、火へ陥つても大事ない。會ひたい見たい行きたいと、形も乱れ気も狂れ、乱れ心のあとなくも、家が焼けたら寺へ行き、又逢ふ事のあらうかと、ふつとついたる出来心、そろりそろりと這ひ寄りて、火燵のおきを囲つたつ、簑に包み小袖にて、上を引巻きうろうろと震ひ上るや箱階子、三悪道の通ひ道、二階は地獄の這入口、鬼が攻め来る身の因果、廻りくるくるくるくる、車長持戸棚の上、此處か其處かと見廻して、ほいと投ぐれば懸風に、我より先へ三重煙るらん

下之卷

罪科のごもく所を牢といふ、文字は縄路の穴籠、繋ぐや牢のお七こそ、今日火あぶりと町々の役人夜番柴薪、歎きな此處に持ち運ぶ、煙はいづれ變らねど、哀れはいとゞまさりけり。時は今日さへ牢の傍、持つ手も挑く足弱く、道も涙に見えねども、我が手づからに燃焚きせし、ものと思はゞ暫時も添ふ心地して嬉しかろ。自らとても此の榾を、手に觸れたりと聞くならば、それをお七と抱き擁へ、

逢うた心とたのしみに、向うや中屋に通ひ行き、門ほと〱と音づれて、「お七が飯。」と言ひ入るゝ。番た
の者の聲として、「今日のお上は[illegible]に、お七が養ひいらぬ筈、持つて歸れ。」と言ふ聲も、[illegible]
と[illegible]を、こゝなる下部も所詮、そつと身の毛も逆立る、向うのかまり久兵衛は、[illegible]
いとも、いつれおやなし此時も、宿に一人は居られずと、[illegible]
シテお七は機嫌善う、ものも喰うたか達者なか、何うなや〱。」と尋ぬれば、「サレバイノ聞かつしや
れ、彼の内でさへ義理しゆんぎ、振舞でもあつたやら、今日はお飯を振つたこと、言ひも果てぬに久
兵衛は、我を忘れし大聲も、わつと叫びて伏し轉び、[illegible]何事を、様子が
早う聞きたい。」と、[illegible]ハテ泣くと[illegible]
思はず[illegible]置きましよ。」と包めども、「イヤ此方の言葉の端、如何にとして[illegible]
な、[illegible]引留むれば、久兵衛包むに力なく[illegible]
様子を知らぬは尤もぢや。總て[illegible]
命も今日限り[illegible]
の上は、[illegible]
事を、[illegible]言をして[illegible]

掛けし日蓮上人、法華經の功力にて、懸けたる錫は空に飛び、お命恙なかりしとや、上人様の首が數月に、佛の下で數へたるお題目の力にて、昔しや昔の身に戻らうか、さりながら母は何うせうぞ、八歳の龍女様、雨車軸しに流れ給へ、國土の内に何時までも、火といふ物の無かれかし。世界の人の難儀にも、母には罰が當らうと、お七一人が助からば情ないとは思ふまい、三年四年前よりも、我が一人が來て夜此地と、似合ひの縁もありつれど、人手に置くが氣遣ひさに、入聟取つて何時までも、傍に居らするじやうあいに、過ぎにし今の苦しみを、よく見覺えて世の中の、娘持つたる親御達、假令如何なる徒らをも、見遁しにして置き給へ、我が身はこりて悔みても、歸らぬ事か淺ましやと、大地にどうど打伏して、消ゆる許りに見えにける。久兵衛差寄りて、オヽ、理ぢやさりながら、假初ならぬ科なれば、代官様のお慈悲にも、町衆の詫言も、叶はぬ事と初めより、諦めながら諄々と、我も迷うて朝晩に、法華の數珠をかけながら、愛宕様の方へ向き、娘が沈む火の難を、何卒救うて給はれと、ほうほうとは知りながら、頼みし事の恥かしや、子は三界の首枷とて、現世未來を取外す、悲しき老のしまひや。」と同じく側に伏し轉び、聲を立ててぞ泣きにける。斯かる處へ人夫ども、柱を搭げて日々に、「何と不便に思はぬか、諺にいふ通り、花ならば初櫻、月ならば二夕どり、今頃のやうな手足をば、在所で團子燒く樣に、火にくべるのは惜しい事。それに相手の若衆奴は、何をしてけつかつて、

今日が日までに雪の来る、因果はお七一人ぢやと心なき身も哀れ知る、目を瞑りてここを通りけれ。ただ姉は見上げ見下して、一世に[illegible]な娘を[illegible]付け、両方から[illegible]、[illegible]の苦しみを、まじ〳〵と見て[illegible]、共に灰とも成りたやな。可愛の者やさりとては、火を付け[illegible]、外に思案は出なんだ[illegible]、杉[illegible]も付[illegible]、[illegible]から身をや焦すらん。年寄りたりし我々が、[illegible]因果[illegible]は見まいもの、今は死なうも生けうにも、有るにあられぬ世界や、と[illegible]、[illegible]根[illegible]れ。所へ年寄彌三右衛門、[illegible]、こうござる尤もぢや、心一ぱい訴訟もする、お上にも伺うぞして、助けたさ[illegible]召し、詮議の仕様あれば、[illegible]へ[illegible]も、年の行かぬ悲し[illegible]、[illegible]に、[illegible]落付けましたと有様に、[illegible]もなく、法の如くにお處刑を、[illegible]につい て[illegible]衛奴が、かうした中にとり[illegible]、二百両の[illegible]の儀、[illegible]つて御訴訟申せし故、委細御詮議はこれ、此の事ゆゑに二の度の、科人[illegible]出来たりと、[illegible]の外の御糾しあ、只今[illegible]へ打込まれ、[illegible]の[illegible]子は[illegible]兵衛へ、下さるとの御上意ぢや、[illegible]あてはそれを力にして、晴らしやれいと引き立つれば、久[illegible]は手を合はせ、[illegible]子に念はな[illegible]も、娘を今日に沈めたる、[illegible]の起りの武兵衛奴が、牢へ入つたと聞いたれば、いづれ力が付[illegible]ら、ちつと[illegible]が見え[illegible]すと、[illegible]ぶも亦哀れな

り、人数は皆々上げ、此の吉三郎は如何なれば、お七が最期我々が、欺きて他處に見せず知らで、尋ね來ぬこそ恨めしけれ、行方も知らぬものまでも、口々言うて譏るのが、耳へ入らぬか聞えぬか、嘸の片腹痛き者、情知らずと謗り嘲ふ。久兵衛は押黙る、人の噂も事に言ふ人もなく、お七が爲に出費の、殿といふは此方も大概、聞くなつる事でもなし、武士の一門持もあらず、聞きなさ八百屋お七、殿の徒らさねば上も、少しも頭にもならぬ事、あるまいといふ早速に、吉三を尋ね貰うたら、今日の首尾は有るまいに、小庵一軒建てうとて、聟かなる縁を結ばうにも、若い死んではつまらぬと、最期に彼の念あるに、三部經を讀ふたことも、此方も情なう吐出したは、誠なるかいが、戀しと思ふ吉三殿、一遍の菩提も、吊ひ得はしまい、後又其の場へ見ゑぬのは、身貧乏の情であり、お七が吉三の顔を見ば、心嬉しからん理由に、遺書の人に渡し、來世の極楽不便なり、誤ちた後生は已に悲しき、冥福を得て人々の仰廻向の功徳にて、佛になるかもしれぬと、思ふもせめて親の闇、あぢき涙の諸聲に、他處の袂も雫かにけり。はや漸く眼を細め見ゐて、妹中の神のひら〳〵と、旭照く其の暮は、夫婦は共に野で出し、人目も恥ぢぬ思ひなく、肩はすっぱり崩れ、吉三右衛門跡よりとり着いて、諌め兼ねてもう〳〵と、歸る夢の浮橋を、雪と共に消えて、盡きぬ名殘の袖の露、跡へ見ればしみ〳〵と、淋しいあはれの

一とたに、[illegible]

八百屋お七江戸櫻

罪を喚子鳥の、哀れなるかなお七こそ、戀路の闇の暗黒に、ふしだら事を仕出して、戀の罪科重なりて、大、かきあつめたる玉帚、あこがれ焦れ行くには、かかる憂き身を此處彼處、見せしめに曝されて、日本橋より引かれ行く、見る人袖を絞る人、見回る人も皆人も、[illegible]のつくづくし、餘所目に哀る淺間、渡りかねたる丙午、富士の煙と諸共に、消ゆる命ではかなけれ、首に掛けたる[illegible]、ただ親々は菩提寺の、形見の念珠を玉の緒にし、一部一卷の經を、助け給へや南無阿彌[illegible]法蓮華經、南無妙法蓮華經、[illegible]、一[illegible]取りかけし、小指を切って血を絞り、互に語る睦言に、[illegible]の闇、[illegible]（開の）[illegible]逢ふ、[illegible]逢はれ、[illegible]怨みても、外に悪所は[illegible]文と、[illegible]の事、十字文字書き習ひ、湯島にかけし松竹梅、本郷お七と[illegible]、[illegible]形見と思ひ一通り、[illegible]る。身は人くづと言はば言へ、[illegible]へ一筋に、思ひ詰めたる戀なれば、假令此の身は[illegible]、[illegible]には[illegible]、魂は此の世に留まりて、[illegible]取りて蓮葉の、[illegible]

惧、あやうさも知らず恩知らず、如何にわれわれといへばとて、氣儘に心持なくして、あられもなきし
みじと其、神も佛もしらまゆゑ、三つば四つばのよめがはぎ、萩も現はに三田の郷、亂れし髪と諸共
に、さるきの涙おちこもの、なき雕のは此も鳰の海、小波寄する品川や、ほゝ、ノヽ、ノヽ、濱に入
江の海人小舟、見しつ隱れつ卜とかすゑノヽ、彼かふうさを見渡せど、吉原雀目なに、とがのよしおし
な時雨、戀の邪魔する男こそ色の命ふせたしぞえ、我は佛にたのもまれ、ふけるはしなわっイヽ、
戀路に、命の短き小橋、暫と知る人もなく、心も駒も任しけに、行く道芝も露うく、ひく足に
みやうらきて、此處で名にふる鈴の森、最期場にこそ着きにけれ、かかる所へ吉三郎、思ひ切つた
る白装束、衆目の中を押し分けノヽ、人目も恥ぢずつかノヽと、立寄らんとしけれど、警護の武士
に隔てられ、泣く音ばかりの問ひかはし、「我故斯かる罪科は、淺ましの有様や、此の身も共にと作
れける。お七は顏を振り上げて、「愚かにござる吉三樣、我が心から爲す業を、必しも悔む事ならず、
逢うて死ぬれば今ははや、心にかゝる事はなし、お前は命めでたう、御出家なされ亡き後を、よく
よく訪うて下さんせ。」いふ事とては是ればかり、はやノヽお歸りあそばせと、名殘に心亂るれど、
人目を恥ぢて潔き、詞の中に曇り行く、目元にあはれ殘すらん、吉三も涙押し隱し、我が身を庇ふ
志、實ばしやっと振り回り、役人に手を突いて、「事の起りの本人は、私にて御座候、急いで彼をゐ

助けなされ、我等を處刑させ下されよと、たつて申せども役人は「愚かや、一度代官所で、詮議極まる科人を、我が計らひには叶はぬぞ。死なんず命を彼の者が、望みの如く出家して、跡弔うて得させよかし、急ぎ立ち去れその科人、時刻移る。」と下知すれば、吉三も今は力なく、「生きて居られぬ我が命、いでいで冥途の道連に、我先だつて待つべし。」と、腹一文字に掻き切つて、露と消え行く露の世や、お七は今年十六歳、吉三郎は十八の、花や月雪杜鵑、波も冥途の友となる、戀にはたして武藏野の、草の縁と色深き、浮名諸國にいふこのこ、語り傳ふる末の代に、哀れは盡きぬ物語。

八百屋お七　終

椀久末松山

紀海音

椀久末松山

上之巻

揚屋通ひの身は蟷螂、あけつのほしつ手管の源、またこゝ寄るまたこの端や本館の名見を引き、もたれかゝれしたをやかさ、花清をうつす客上かや、今日の客に置て寄はたた、宗又は一山、伊世わなぶわ又右衛門、各踊ふちでいの、寄い揃しく並ぶる、卜中にさゝれて三つ揃ひ、乙姿はすみかも非顔屋の、水のましあし歩の館に、ゆるやかなたる一風の縁、十ぶしよく上出るかれし、常住は色のふかみぞ二口、若衆根曳や松山の、粋の口切つぶ揃ひ、姿はすゝれて見られて、しやれにしたれたれしやれ下戸、ぜかすいさおかしさらしや、先づ掛けは慎しう、陸し坊か夷者か、柴の食したる二階主、妻良は嗜に本瓜の、素肌の古風はなゝ、名に白拍子式正茶を、爵を弄ふ利ゝの、むずけしめさのすゑしや、心の移のもてぶれの、氣の逝りたる物好み、いや色好み、梗すぼらして神前のさま脇、ゆとこる枡の湯川や、町所の宿顔の無演し、あられ乾かたる味はうるく、童女が手を息にくめ、思ふにかひもなき世なら、身をもなぐさみ行業顔、山鳥の尾の羽箒の、うはきな客二心ひのかはす、

中は茶人の乗馬川、千壽の前が爪音に、峯の松風たぎらする、釜は庵室に啼く田鶴の、友にひきしく寶行が、高嶋の里の自在竹、熊野が在所の池田炭、焦れてくゆる薫物入は、越中がはらや箱、茶杓はお夢道心か、昔を泣きしまだら竹、中にゆかしや蓋置は、是れなんきよし夕霧が、背染めし紅猪口と、皆目を付けて感じける。夜會に花はいけねども、亭主の顔は初梅に、柳あしらふ腰すゑて、袱紗茶巾の取り様、湯音水音波くわくる、柄杓持つ手ゆしやらしき、利休が流れ宗旦か、表眼なる揉み手か、此の世繪なる遊色と、あいたる口をとざかねし。盗みといへど憎けれど、戀として忍ぶ緣の下、白いかひさへさし出して、客の脇差うばはんと、もがけども手がとゞかねば、股引はいたる男すね、ぬつと差し出し拇指に、下緒引つかけ取る所を、俺久見付け、ナヲ何れも、太夫が茶の湯に鬼神も感ぜしめ、心なき盗賊が、中々とぶはつと言ひければ、松山彼處をさしのぞき、ナヲ道柴殿、是れは誰でやゝと頬かぶりをとれば、駕籠の作兵衞、ヲ妓興がるどうざいの、様子をいへ〳〵とせめかくる。道柴とかういふへせず、ナヲ作兵衞殿は引物がなけりや死なれぬか、舌でも喰ひきらんずと、もだえ身ぶるひ泣きゐたり。俺久せかぬ顔して、様子はきかねどそれも道理、命は七福神の前巾着をひらいてたら、助けられさうな事、毘沙門にも愛染にも、拙者が成つて、願ひを叶へてやらう、長う聞くのも初心な事、高はどうしてかうしてと、つまんでたつた一口に、はなせといふも大やうに、膝目をしてゐた。

けなし道樂に溺れて、一旦有り難き御一言、死なうと覺悟極めたも、五十兩の借金ゆゑ、身を長崎へ
賣られ行きや、そひたい人に別るゝ故、其のしんきさへなくなれば、晴れて夫婦逢ふ道をあてにして、何の心
申したかしら、生けうとも、殺さうとも、お前のお心一つにと、[illegible]
ゐ一旦面目なき次第なれ、私しある[illegible]、離縁状にて[illegible]、是非に内を出
て、此の二三年前に別れ[illegible]、[illegible]の實は習はうとも、[illegible]にせまいと思ひしに、それに就う
て逢えしさ、名を流さんかと、もしうつむいて、泣けるなら、[illegible]一度に
捨つる覺悟の、[illegible]人の爲、[illegible]、又右衛門[illegible]の小判をと、い
いば又右衛門不慮[illegible]にて、お志は[illegible]、[illegible]引き出す[illegible]、
上ははゞ、[illegible]より、下は[illegible]、[illegible]
つてきりましたが、其の心配で[illegible]は、兩人に[illegible]
くらう[illegible]道[illegible]と、[illegible]
お前[illegible]で、[illegible]
こ、[illegible]
なし、道樂[illegible]

戯場に、又右衛門がはやむぞよ、今宵はどうやら物騒な、肌の一重のひえ渡内、はや夏打ことをやし衣て、奥の座敷へ三人はいりにけり。今にかつ忍ぬ死花東物様中居下男、座頭の久市三人これ、お出入りの尾通る、歴代夜商の手持咲、足ついお茶て走り出て、時刻おそしと待り居たる。樗久其の夜の装束には、肌には好な白衣浪人、中着は黄なく上着には、太夫が仕着せの黒羽二重、遠意蒔笠取り、ものりあれど出でければ、お待ちかねの一巾は、箱のつるがけに、一歩夜出ながし、さもうやうやしく伺候する。其の時大臣高声に、そもそも節分の鬼役といつぱ、昔日江口神崎や、揚屋の小座敷に、追儺有りといひならし、七つ道具は女郎の、往来もたえてあらざれば、一門一家忘れぬ故、鬼の役割に石の、鍋を鳴らすれは有の鏡や、障子に注書ましく、汝が家のあやかしは、狐狸の業にもなく、逆柱有る家にもなく、おほくの者がそこに来て、家を亡ぼす魂の、假にとゝまる化生の業、況み果てたる一念の、ほしいなしいの鬼役で、年越の夜に祟くべしと、宗理にまかせあこ、ほ、亡霊志なうけしとなり。それも年月へだたれて、傳へでしる人なかりしを、我好色の冥加に叶ひ、江口の君が夢想を請け、古きを通らて新しく、今宵の執行面々に、手捕大臣にのらへやこと、鬼方にむかひて鬼の株をさうて、よき出せば突き退け押し退けありて、いまかりとくて気色さすかかる所へ編笠ふかく身持姿、最前の小者をつれ、すつと通りければ、樗久見るよりこれや鬼

外者、主人の前で立ちはだかり、殊に啖はこと引きとれば、楼久右衛門、はつしと詰りに寄り迫り、
ふれ手をすればめん／＼も、周章て狼狽しりごみし、座敷の興はさめにけり。久右衛門詞を静め、
一チイ久兵衛、何か金子入用のよし、手代六兵衛は留主なれど、急なる事と聞きしゆゑ、幸ひ昨日の
為替の金、汝が手より請取つた、財布の封も其の儘に、只今渡す請取れこせ、機嫌にあしく見えねど
も、胸にこたふる其の詞、詞も出ですうつぶけば、つゝみきれたる暇乞の、挨拶けなくかわき出し、
しやれたばけ者大盗人め、かたりさすめてけじかうよ、聴りゐるしてやる額を、満座にかやりなからぬ
まつことと、情も苦たなも遠慮なく、財布おつとりごんなくに、破れよ砕けと叩くにぞ、口も持とけて右
礼、はらはら／＼と出づるにぞ、皆々驚きひるでありけり。是れはく／＼とあきれあふ。右衛門涙をはら
はらとこぼし、一初対面の方々へ、不礼の段は御免あれ。折檻の仕様もあらうに、はれたる中にて一分
を捨てさするは、子は可愛うないかと思召れん御恥かしい。世間の親とは違うて、相應の金銀を貯へ
ふいとひはいたさねど、又間違つくすを嬉しうは存ぜねども、けにも増しも勝手、五つの年に母親が諸
行無常にさそはれて、死ぬる臨終の際までも、彼めが顔を打ちまもり、早う成れうぬ故に、人より殊
にかはいうて、それだけのこびる嬉しさに、年月くるゝを富む重ねしに、迷ひのふ悪さも見すして、聞る
る事の悲しやな。乳母といふもの有るなれば、乳にかつゑる事もないで、てゝ親がしませぬ、牛馬に

も踏まれまい、心にかゝるは憐情か、つもりつたゝいつ惜まうかと、思へばく情なや、千部萬部のとぶらひより、我が後世のため子の爲に、閨の枕は寂しくとも、後妻もたせ給ふなと、言ひ置く事を目と耳に、とゞめて歎き暮す故、一門共が喧しい咄、商人の身に女房が、なければやすまぬとつぶやくを、聞かぬ顔にて年月を、やもめの昧に甘やかしたる誤りと、思へば今までの放埒なも、こは意見した事はなし、髪を剃いて結はれ、昨日取りたる爲替の銀を、此の石見にすりかへて、親に一ぱいくはせしも、當座にこの悲えしが、アヽまゝよ、いはば纔かに五十兩、叱り立てしてゆすられて、家出をせんも憂にこれ、くうた顔してすませしが、思へば大事の分別所、此處なればこそ子なればこそ、世間へ出せば親金も同然たり、是れにこりすばいかい様の事仕出さんと、人々に話して恥を曝ふるもさや、つまり僕、商人の身と諸共に、細色の身と成りゆくとも、母が形見の孫子の、ゆゑと思へば悔みはせぬ。さき物しらずも義理しらず、せめては月に二三度は、宿の妻をも訪ふぞ。いとほしや嫁の義白髪門、後家たはけを知らずして、器量と鼓になりつゝ、ついてについてして懸情の、いつき娘を名ばかりに、そぶくとした女夫中、それを背にしてぶらくと、願ふ娘の顔を見て、さぞ後悔におはすられん。我が憎き餘りには、果までを恨まれん、舅と嫁と内外の、義理のからくるが口惜しい、おのれにかゝり果が、命は五年つゞまらう、おしかれとは思はねど、不孝の積る天罰の、なり行く末が不

便なこと、怒りつ泣いつくどくにぞ、傍に居あはす者共も、思はず涙を流しける。椀久とやうの詞なく、脇差すはとぬきはなし、自害せんとする所を、松山すがり止むれば、久右衛門立ち上り、コレ、親の意見をおやくしう思うて死なうとな、やれ、とても腐つた根性ならば、生きて居ても花實は咲くまい、然しおのれ獨り殺しては、冥途の旅へ言譯がない、逆さまながら、某も、我が腹切つて追ひ付かう。死ねや急げ、とせめかくる、聲も涙に咽びけり。松山泣く泣くいふやうは、アア、勿體ない御諚なされな、世に有り難きお志、何しにおしう聞召さん、とくと御合點致さうな、いかな事がすまいは、郭がまひもなされまい、我が身も今のお詞にて、ふつつり思ひ切りました。此の里を出る法もあれ、今から女も通はずと、是れに免じて此の度の御腹立、御ゆるしトこれまでと、涙ながらに泣きくどけば、椀久顔ふりあげ、何思ひ切るとは、擲たるゝも叱らるゝも、おのれ故ことと、いはれたとある日にお て、エエ是れ杖の下からもまはる子が可愛いと言ひますゝ。お慈悲な親御が情うておつしやらうが、いとしいこなた様にお爲にならぬ事を申さうか、これ常は是れ程の事はつい合點の行くが、いかうせしやれしたさうな。お道理おや、大切な人の命つを救はしやれぬした、五十兩の金違うたといふては義理が立たぬゆゑ、死なうとの事であらう。それはしも尤もなれど、こな様にかけもいはれますまい、こ人の脊もしなしはしますまい。お前が引物一時なこなれば、つらうおのやうにして親御様が、…ばいお

腹を立てられますと、すがり付いてぞ泣きゐたる。久右衛門聞いて、「ホ、神妙な心底、年寄めが心を思ひ、今の一言たび〳〵給ふな。家蔵もほこりまであれめが物、金の義理にかかせまいと、家中したんだ子にて、南が命は惜しからず。汝はふたりが命を買へ」と、包みながら投げ出せば、「それこそ明な親御様じや」と、背を撫で泣きける。時に久右衛門合口抜いて、梅久がもとゞり根より切り捨て「是れ見よ、これ、よいまいノ〳〵、世間の聞え男への義理、勘当せねばならぬ首尾、俗の姿で逢ひやらば、中々浮気は直るまい、さあらばあられぬ方便事。又はござんし、悪心募りて、悪名を世に残しや世間に顔さらされうか、久離の子とて外に見てゐられうか。姿をかふる此の上の分別、首を剃つたことぢやよ、衣に染めて墨ながら、托鉢して世を遠く、それとも飢ゑに及ぶなら、指図はせぬが従弟も有る、家来の門へ立ちよつても、とかなる縁の事かならずこ是れもいふまじ他人もやもの、うしや浮世と横にふる、顔は涙の置き所、今言葉にこたへてや、得心顔に梅久は、親にむかつて一礼し、何処ともなく、出で行けば、松山頓て追ひ付いて、「妻ものあさぬ出家とは、はてやくたいもない何處へ」と、ひかへる髷をふりはなし、「サア最前わがかたより念頃切つた」「ナウ切らうというたは切りともないで」。親御様のお心を、ただあれ許りに胴慾なお心とも知らいで、仮にもいうたが口惜しい。気遣ひされな、傾城の勤めばかりにして成りとも心かくまへましよ。我が身を捨ててゆかうとは曲もない、やらぬ〳〵」と

すがりつく。一中見かね中に入り、「御勘當は當座の事、とやかうあれば賜つて、椀久樣のお宿になら
ぬ、よろづは我等がのみこんでゐます、追付めでたう逢はせましよ。さりとあれ餘りお姿の、見すぼらし
うてお笑止や、あかなれたれど一中が、心ばかりのはなむけごと、十德ぬいで着せければ、嬉しや是
れも後世の緣、郭は西方極樂の、二十五菩薩の夢の内、醒むれば何のへんてつも、無き世の中こそ、さて
あはれなれ。

中之卷

夢路には足も休めず通へども、現にかへす儚や、姿の間の座敷牢、我ながらの淺ましき金鐵の、網ごと
思ひあきらめん、鎖べく窓に隔てた目の、近江ならぬ文字まへも、是も智恵とて小器用に、古女も悍
ば窓にやる、名のりかはして、西の路、乾をたとし坤を跡とす、何でも乾坤を、中盃といふたは此の嶋
人のも、勘當にあうたすうたこ。不夜城の住通ひに、妓女もんすへお藥つてか、語のあはう事ぞやと。
得手に引きこむ註釋は、壁の耳さへ恥かしき。舅の義右衞門次の間に、咳ばらひして詞をかけ「ま、
結構なお心ざし、此の樣子を親父右衞門が聞かれたら、何んとしられう、まだ若い時の不肖は世に
あるならひ、勘當がおこいの面目がないなどとて、かならず短氣な心な持ちたまふな」と、まからいで[illegible]

落したる者ら、心が直れば富士を見たが徳になる。沙汰はない事、身共も三年前までは、節季々々に二三十両程の仕過し、塵が積りて山の神に前垂でしばられたも、さら〳〵恥とは存ぜぬ。婿殿をくまふに、座敷書院打明き、とをし下らへて朝晩の御馳走申すはすたるを、小開き一間におしこめし置く故に、娘がうらめしさうに親の顔を打ちまもるが、目に余りて不便なれども、かやうに致すが御身の薬、又は花吉はたれにと存じての事。僅か十日か二十日の内、不自由をこらへ給へ。もはや今宵も初夜半時、所帯持の第一は、夜ははやう寝て朝起の、稽古に功を積みたまへ」と、教へて奥に入りにけり。かかる折ふし妻のおさん、同じ見舞も色合ひ、気に覚えあるさし足や、「世間はれたる妹と存の、中に思はぬ川出来て、寝所替る宿直臥し、小腹が立つて夜が寝られず、あくる明日は十六日、地獄の釜の蓋さへあき、銀戴きたしたる男ぶり、三途の川原をざぶ〳〵とおやつ。いかにおうした時なりやとて、お髪もゆはずばら〳〵と、頭の伸びた顔もやら、お色の悪い容顔が、目にちらばうて氣の毒さ。しばしの閨とかたのたる、下紐の関とかすとも、目に正月の御祝儀に、髭など剃らせまゐらせんにと、剃刀茶碗持ちそへ、かしこに来り佇みて、「いかう蘭かな。その御寝なつたかこと、内の様子を窺ひゐるに、かくとも知らず寝入ばなの、大鼾に四つして、「世の中の親父といふ親父に、母の憎らぬ親父は一人もない。銀を持つて来たに逢はずば、何と案じるかあゝる、寂しいとて宵から寝ては、なつたら

お方屋敷になる、新町橋はどちらの方で、郭は爰から見えぬ事かいなア、今時分三枚橋でおすやつもあろ、一中が語る浦がの最中、備前の野暮めがとつくりと、しおとし顔にいやらをれ、嫉をとつまたなれば、こはいやな身ぶりして、格子へ出て犬をばやしてゐるを見るやうな。其處へぶらふと播磨が顔出したら、忽ち笑顔をお目にかけんに、揚詰がしめた前の罪はないか、揚詰はまり声。十萬貫を懐に付け、太夫を引つかけ立て縫つ、千年ありよふ松山に、並びたい見たい嬉しい、と、願ひの縁につながりや、それは萬代の神かけて、言うかかうかと日比や、おもふて胸を焼くようよい、いつそ此の身を捨草の、露ときえなば根へもあらじ、其とにかくに世の中に、かの一色のまゝならば、思ひつくらじ諸共に、邪淫の悪鬼は身をせめよ、その念力の道も跡形も、高貴の上に恋しき人は見えたの嬉しやな、アヽヤレ松山か、早う爰へと招かれて、いかるゝかなに足震ひ、飛ぶよと見えしが縁先の、石の角に胸打ちて、うんとばかりに息たゆる、惋気いはつ、と走りより、呼びいけんにも何かし、水と薬とあらばこそ、十方途に暮れて、手足をかへるたけれども、おさん此の有様を見るよりも、我が顔を見まいにたり、其の何すじなあいの、顔を愛しおしかけて、弱氣の水をながし顔に、和久悲しく我が胸を、心と目とに濡れはせて、只だか耳に響きて、その是れを涙の声心にて、其の名の水を眞へしぞ。玉笄返して一言の、霊こうでも見遁しなること、口をれ口に入る息の、やうやく心付

されるにぞ、抱へて奥敷に入りつゝ、互に目と目を見合はせて、抱きついてぞ泣きゐたり。おさんも其の此方にて、袖を絞りゐたりしが、包むに餘る言の葉の、扨も見事な心中やな。戀に命も捨つるとは、話には聞いたれど、目に見たはこれが始め。我が夫のみか世界の人、親の諫め世の譏りも構はず行くはうかれ女の、其の誠より迷うての事、情の道も戀路をも、今宵の今覺えたり。我は元よりたらちねの、門出でぬ生娘にて、浄瑠璃や歌舞伎をば、此の道の學文にて、女心は一筋に、男はされも惡性なと、思ひあきらめゐたれども、中居や下女が陰言に、奥様はうつそりおや、人形おや佛おやと、よかれ下かれ悋氣して、更けて歸らせ給ふ夜は、物のたまふも逆事に、枕顔そらし頭から、後向いたる寢姿の、いやらしからう憎からう、お腹がたつたであらう物と、思へば今更恥かしや。今年はおうした事のできようとてか、初午觀ふ染小袖に、腰元が油をかけ、秘藏の三毛は貓にかまれ、何かに付けて氣掛りゆゑ、天神樣の裏門にて、八卦見てもらうたりや、中門の方の女がのみふといふ、それには私もてきあはせて、憎やおのれに負けうかと、貴い坊樣聞き出して、道切の兩離別の御符、様遣したら頭痛がくるか、誰樣へ聞えて、『男の内に居ゐは女房の馳走のたらぬ故、左樣な邪な心持つゆゑ、外兵衛殿に憎まるゝ』と、殊の外叱られしも、ヱヽ、無理な事ぼつかり、日本國に我樣な、男思ひは有るまい。』と、思ひし事の愚かさよ。遠き郭の闇を出て、幾重の門塀のりこして、通ふ人さへ有る

物を、同じ内に住みながら、親同胞に遠慮して、懐一重をこえかねて、心一つに歎きし事、愚痴とやいはん不届とやせん、うとまれたるは我が身の科。思へば器量も心中も、劣つた物まけた物、さうとは知らでくし／＼と、昨日までも今日までも、傾城とやらに欺されて、かやうな憂目見給ふと、いとしうも又憎うもまた思ひし事の、勿體なや恥かしや。」と、しやくりあげてぞ泣きにける。松山も共にうちふしゐたりしが、「ホヽヽおいとしらしいお心や、町女房の一筋に、男をいとしがらしやんすに、名もうかれめの心中が、何しに及ばうぞいの。ヲヽそや今まで皆が名を聞かしやんすも、憎かつたであらう、お腹の立つたはお道理でござんす。勤めの身でさへかはゆい男には、悋氣するといふ様な物ではござんせぬ。いか様ほれた人にでも、女房の有ると聞いては、そこやらがそわ／＼かしかるのを、椀久様とは深いお縁で、お前といふが有るを知りながら、馴つたにいとしさに、假令大名の奥様と呼ばるゝとも、いかな事添くまい。まして一生妾といはれうと、椀久様には離れまい。是れ程には思へども、いつにもお前をすふしやれとは、神かけていひはせぬ。取りかはした起請にも、かならずしも諍ひなさず、夫婦になるとは書かぬに、皆こな様へ立てた事、夢々お兩人の中をさまたげは思はぬを、恥かしや今參りしは、いかい悪心。今ウ椀久様も聞きたまへ、内々の井筒屋の客が請出すにきはまり、金も渡して、明日は國本へつれて行く、嬉しや其の邸や内儀衆、めでたいのあやかるのと、朝や夕中を

つく〴〵と、心一つに思案して、たとへ泣いても笑うても、今宵明けては歸らぬ事、こなたなさそひ立ち退き、何國いかなる山の奥、雌の宿に忍びても、女夫事して遊ばんと、路銀もお貸しなされた」と、慈父の懐中を出し、「かうまではしたれども、其の淺ましい御中の、目に盗人の振舞して、道ひ參りし罰當り、不慮なる怪我に自らに、冥途へ半ば參りしを、そこの情の一言に、命拾いとしい顔を見て、思ひも戀もはなれました。世の中の事を思ひに報ずるなど、思ひ直しては報はぬとや、斯くの如きつたれども、田舍へもくだるまい、郭へも歸るまじ、とかくは心一つに。」と、むせ返りてぞ泣きにける。おさんもあつと聲立てて、「嬉しき人の心かな、それに付き我が身のうへの悲しき事、あかし申さん聞きたまへ、常々母樣の仰せには、いやなる男にそはさまい、隙取つてもどれとせぶられしを、とやかういふてゐる内に、かうした首尾に成りてはいよ〳〵の事、されども父樣がたのもしう、他人にでさへおもわくにはなさぬもの、まして誰がためも顕在しては、世間が立たぬというてかくまへ置きたまへど、母樣がわゝしうて、子にかへての義理立は、をかしいのいやらしいのとすねられて、此の二三日はとうやら父樣も、思案顔なる體を見て、我が身の悲しさぬし樣に話して、愛を立ち退きてきはうか。まゝ何もしつけぬ我なれば、なかなかへ憂き目見んよりは、いつそ諸共死なうかと、様々思ひわずらひ、生中話したところ、そなたといふ深い中あれば、ふら自らとは死なうとも退かうとも、御

合點は參るまいと、思へば恥かしさに包みしが、今話しますは悋氣でも何でもない。そこにも主に別れては、よも生きてはゐられまじ、其の命を短くされて、つれなく逝きし語ひ給へ、二人の内にひとりはとても死ぬる命、おなじくはあひ思ふ事は後の緒へ、我身は二にもくれなゐらん、さ候へた婦は二世といふなれば、此の世は陸奥山殿とそひ給ふとも、未來は必ず自らと、縁有る契り變のたまた、いひ置くことは是れまでと、打ちたる懐刀を手に取り、自害せんとする所を、宗次あれてはあれね、ふすまの下におしふすれば、死なんともなく女心、されども思ひ明りし、中あしけなる事を聞し二言諸共しともいはばこそ、身も見るみて死ぬる物を、それさへまゝにしたとて、とくこて情さ我が身の上と、關のゝしり泣き崩れ、是非にもと縋るは、只ぞありけるなからこのそゝけし髪を掻き撫でて、我が身を立てて死なうとは、有り難や、と泣しやたればとも、もはや千年萬年も、契りたる心地の嬉しまし、微塵も残る事はなし、今は只今迄しまする、親御のふところへ、いづくでも、ともに添ひとげ、夫婦としれ仲なれば、浮世とも立たとも指さこうなるまい、我が身を任かせ、死なねばならぬ心なれど、まだ心ざしの立たぬ事に、意理に浮身を沈めつゝ、情け闇てれて行きませう、その椀久さま、今別れなば、明日よりは闇のかにとゆうと思召す、お心ばし残されな、自ら郭にさをれたらば、定めてお身と物あらん、

さかしき魂へ、起請こそ今は仇なれ是れなくば、忘るゝ隙も有りなんものと、引き破り噛みしだき、思ひ切つたる顔容の、詞は清く目は濁る、睫に玉を持たせつゝ、おつと立つて出でければ、椀久はいとゞ焦れあせり「實正田舎へ下るかいの」と、走りよつて引きとめれば、おきんは頓て起き上り、死なんとするに又立ち歸り、持つたる剃刀もぎとらんと、ねぢあふ隙に松山が、梢に帯を引きかけて、塀の上にひらりと上りぬ。「椀久様おきん様、不心中はお為ぞや、世間の譏りはよき様に、頼みまする」といふ声も、泣く泣く飛び降りて出で行けば、「南無三宝しなしたり、その根性と知るならば、最前に殺さう物」と、よしなき水が仇となり、備前の客めにうまうまと、添はせん事の口惜しや」と、足ずりしてゐたりしが、

「エ、腐つた心底と知らいで、其方を此の年月まで思うた面目ない、せめて彼奴めに恥をかゝせて聞かせん」と、かけ出る袖を引き留め、「二女郎に科はない、皆私のことなれば、ともに言訳いたさんに、つれ立ちゆかん」と泣き出す、椀久聞いて「イヤ其方を連れ行きては、親達へ言訳たゝず、しばしが内証できるとも、女夫の中はかはるまい、さらば」といひて最前の、松の梢に懸けのける、おきんは猶も跡をしたひ、「嬉しい詞聞くからは、親には生きて別るゝとも、おなじ道に」とはひかゝる、松の梢の蔦ながら、よれつもつれつ離れねば、不便ながらも剃刀にて、形見に残す下緒の、中よりふつつと切りはなせば、おつにと落ちて泣きさけぶ、出でゆくつらさ留めるうさ、互に心くみ取り、き

れぞれにならふうき世ぞつらき。

下之巻

瀧久道行

廻たどの行く、今は心のうかれきて、杖の数も山路の種まで、死なうかの、どうしても、見たく／＼、君ゆゑに、あのや様気に見れぞ／＼、鎌の鈎よのほんに、しんぞ此の身は見れず／＼、うちこんだ、しんぞのほんに、とかく線路の霊場、逗きて別れし絆の、言へど誓ひすりよれはれど、それ／＼しくにしめあひし、鴬と龍との其のうつり、昨日は今日の群に、、さる邪を運ぶもの、身の寄るべなき木のはしと、思ふは野暮と群らず、心は花の都をに、しもせいふるや、、、目もすら、今の十方と其のゆふり、一串むくれをつた、智慧と学問も才代も、浮蔵寺にそうせて、かはりし事の中にはると、過ぎる身やうにと先の世々、先で逢ふこん我とのやら、どうやらかうやら向ふ私ても、ゆるして私は道りこて、我と一層に懐に、それもならにのなたれば、たとへ冬路の嵐まても、開く手に手と取り組みて、懺れまいぞ神鬼神、我は離すぞ宿なる、心のあくた胸につつ、それ其うえ下さまるきよれ／＼、けふぞ笑ふ刹那の、とゞまれたる浦なれ、一声ゆゑ涙はれど、ひとゝなる刻の結び

よい色をあらせる玉琴に、過ぎし騒ぎを思ひ出し、こいよ久助御叢の下駄、珊瑚珠の杖と手をたゝく い、あいと答ふる物もなし。無いも道理よ此のたわおや、アッア思ひきらうか切るまいか、切るにきられぬ縁路の綱、ほた／＼くる／＼／＼、狂ひ騒ぐや、破れ車の我が妻、井筒の水に映しては、我も實れた華ゆゑに、其のゑにこそ宿ならね、其の曉の睦言も、中々今はあだし野の、露もとらさじ我が思ひ、亂れ心におとはち／＼、狂ひ歩くはどこ／＼ぞ。祈る印も長町や、道頓堀へ横たはる、日置籠の簾をもれ出づる、緋なく黄なくの空燒や、あれはうしゆかはくじんか、客やの三味の三さがり、我が身のかくなるは、いかさま不思議松にあいたぞ、なんつかしのごい／＼。なんぼ身請でせかうと申すとも、可愛男と見かやせまぞいの、なんつかしの俤や、色で固めし軒のつま、愛こそ女護の島の内、難波江の女のたよりさへ、橋がなければ渡られぬ。戀に願ひは西方の、西の空のあれだ橋、うき長柄もわんざくれ、あれでぞ渡るいたち堀、のりに我が名をくるめても、住みうかりける此の浮世。たゞ渡られぬきつま堀、とへども昔に阿波座堀、ざこばや安治川福島や、迷ひ行けども其の人に、似たる人さへあら情なや、こは何とせん身のはてと、ないつ笑うつ、またはち／＼。あれ笑へと指跡に、ついてきた涙今日もはや、狂ひくたびれ足立たず、彼處の土手にすわりつゝ、足を袂に伏しけるは、目もあてられぬ風情なり。土氣のとれぬ備前客、戀のすやきに松山を、千代の子の日と

引きあいて、人目も恥は遠慮なく、なんとかして通りしが、心にかゝる丑の頭の、駕籠の隙よりそれと見て、胸の氷もきえんかと、抱きつかんと思へども、人目をふせげば八重垣の、近くも遠かれる其のつらさ。甲次郎駕籠立てさせ「あの坊主めは此の頃門市を徘徊する気違ひ法師な。器量といひ手足の尋常さ、銀遣ひの拵へならん。不便の事や」それ〳〵丁稚、銭を遣はせといひければ、三介頭下げ寄つて、「これや気違ひ銭が、はびこるは世のお為。能に思ふな昔の楽か、一日汗水たつてさ、かたはたに八十四文はかまうけれに、鯛鯨の三年か、なま鱠のお礼金」、遁ぐよ〳〵とさかい、陽気すつと立ち上り、「御故ある此の銭を主人がくるゝとや。さて名惜といふはた、本来の面目を尋ぬるとて、往来の人が、無思の情よりもるゝ一銭二銭を受け、ようこそ給はり頼む事の徳を立つるにすけとになる。恥をかくす名子は皆る、後世を願ふ上は、ござしき事に汗を流さ、[illegible]念力とは、たれいなき縮口丸も花にもあるゝ、が故にはすたなか、「難有けれど皆にはいず、人具はしまつでも人頭は持たねよとつき返す。甲次郎打ち目し、扨もやれ気違ひや、さる抜な評い事はなお数へけるぞ、このね気違ひよれと一重に、[illegible]直に気違ひ、四方に四海に寓在すと、鉄の有るを見や、[illegible]思ひ捨てし、天の[illegible]の網、[illegible]が富つて自由の法摘が有様、見ても聞いてもたしなへ給へ、もぬは浮世の紅、疾えしや思ひや、と、涙を流して語る口をこれはせ〳〵と[illegible]を乾しけむ。

顔はむく／＼して松山は、雪をかづける綿帽子、涙の玉のこまがねを、袱紗ながらにさし出し、「十ヶ日坊様是れはな、新町橋でひろうたが、戻さうにも主が知れねば此の所に捨てゝ行く。同じくは坊様拾うてなりとも下さんしよば、嬉しからう。」と言ふ聲も、むなつぼらしう聞えけり。法師受取りおし戴き、「お姿は見ねど、御器量さうなもののごしが、素人ではない、お肌に添うた袱紗のにあやかつて、なつかしい人の懐に寝たい。殊に新町橋で拾うたとあれば辻占がよい。太夫をし落した客が頓病死して、一度身共が手に入る吉相、めでたい／＼、祝儀の為の一踊、唄水を汲みやらばようやよやよ、小川で汲みやれ、小川小石川ころびあうてころび、ころび／＼ころびかゝるとよえ、ようやよやよす、小川で汲みやれ、小川小石川ころびあうてころび、ころび／＼ころびかゝるとよえ、つまはひくとも外へ靡かむ。あれ聞き給へ、外へ靡かぬ心底を、かはゆうなうて何とせう。」と、踊りつ泣いつ狂ひける。然る所へ作兵衛道柴驅け來り、一段々曲もないお仕方、女夫の者が今まで此の世に存へるは、お情ゆゑとは誰知らぬ人もござりませぬ。其の御前に難儀をさせまして、我々が、家の内にゐられう物か。假令水を汲にわすれ、われは餓ゑてもこな様を、かくまへましてゆく／＼は、何ぼ父御の當分は、石で手つめた折檻なりとも、月日の立つに隨うて、親は泣きよりかたはなる、子のかはゆいと申せば、御歸宅は追付の事、暫しの内も人が見る、お草臥なら作兵衛が、負うてなりと抱いてなりと歸りませ

うことを恨みつ泣いつ掻口説く。思ひ余りて松山に、簾の前より顔差出し「何方かは存ぜねど、頼もしきお心や、見れば物狂はしき御有様。夜前ついしたかりとも、外へ出して下さんすな、頼みまするといふ聲も、心までくる涙なり。道哲そこへはあをやらず、見れ作兵衛我が身もおなじ流れの身、大猫の様な傾城と同じ様に、思はしやらう所が恥かしい、あつたら金を、せめて川へ捨てたらば、どんぶりともいはうに。よしない四つ足の畜喰を遣ぼして、すいまで使へはて給ふ」と、恨みの角を生しける。三国我が事を哀へたとは、今でもれすへくの代なり、・・畜乳であら姉さま、浮世小路に据籠はあれど、指をおもへは蔓草壁、花につなしき森宮さし、嵐の六段といふも、あらい風にもようやよはいほ、あてまい様を、やがお話済の、いぇ冷いえさに、溜へまでまつた此のよ、川をや、どんさへ蛙卵よいよさ、しみなれもくゝまいてがヽ、紅田子でしんすらが、ひやくゆくかににしんが、お前、来つた来つたて、言葉へやあか、やうやく菊者の一・・・・つめたいにをに、寄瀬へ、をやさ先方に、おもひこがれくてと由来せこ目頃か、殊にそはぬれてついつくはうた、こいへくはうたとの云ふ情れのすゝ、・・の唐琉とや、またにならゝとおやもに怖さくへ惚れれかし・・人は縮にすみりへき一向濃様ゆ出来れ、つめたいにたとされて、顔も正直なき御有様、千萬人の見るまのも、一人が見るのみ恥かしく、思ふぬに、まもていたしやと思はぬとも、人が案へば

人なれば、笑ふは情なけれ、胸悪いこと、睨みつけたる駕籠の内、松山今はたへかねて「尤もぞや理ぞや、お腹にかうはしたれども、ありのお身に成り給へば、今と成つて立ちはせぬ。腰へ置きし詞譯は、是れ御覧ぜよと懐にいたしなれし、さすがの物をなき捨てて、「南無阿彌陀佛」といふ所を、早次郎詞をかけ、「先づまたしばしといふ事あり。アノ法師を椀久とは、初めから知つてゐる、傾城は寶物金が敵といひながら、捨つる命にくらぶれば、千金もおりはこの、このたから半錢でもかまはぬ命を断の道理、さあれば又重き物、併し命より寶より、重きは義理の一字ぞかし。我も鄙びた身ながらも、太夫が色に目が見えず、せつなる金は出しぬれど、命かばはぬ心底の、中引きわけて行く事も、物の哀れを知らぬに似たり。其の上親久右衛門代々御屋敷へお出入いたせば、かれこれもつてふたりに見られず、よしや某も愛着の根はきれねども、松山には暇をやること、至極の涙せきあへず。早次郎重ねて「一まづ國元へ同道し、すうさをたつて親達へ、宜しく勘當詫びなんに」、まづは目出たく出船と、椀久松山ふたり駕に打乗せて、さらば〳〵と立ち出づる。世界の事も好色も、誠を道の親とかや。こしかたよりも今の世に、又後の世の末永く、榮えは色の道ならん。

椀久末松山　終

鎌倉三代記

紀海音

鎌倉三代記

第一

廣德禪異錄に曰く、天地は凶惡を長育せず、蛇鼠は龍虎と成る事能はず、天網恢々たり去つて何處に行かんとす。天性武勇の御氣性、花實備はる鎌倉山、動きなき世に扇が谷、千代萬代も龜が谷、春知り顔に梅が谷、時めく源氏ぞ芳しき。時籠れし建仁三年、頼家卿[illegible]、征夷將軍に補任あれど、虎は威有つて猛からず、十三歳の若君なり、丁固が松と見ゆれども、李白が酒杜牧が色、二つの品に身を浸し、政道を怠り給ふ故、執權北條武藏守、舊老和田の忠臣ら、度々に諫めの御意見も、勤番出仕も遠ざかれば、便佞邪曲の若者共、晝夜を分たず興じ給ふ、中にも北條の別當が、いつきの若侍の前、出羽[illegible]、一番に萬端、若君の御意に叶ひ、それが北條時員とて、貪欲邪曲の荒入道、同名三郎員家、今は五郎義秀、和田の幕下に、畠山の、色には出さず[illegible]、たとへば手足叶はざる年寄の人を、時に

忽ち唖に言はせ、盲人に眼を開かせ、難病屈病加持力にて本復させずと言ふ事なし。世挙つて此の験者を活不動と尊稱で、これに依つて某も密かに私宅に招き寄せ、殿様の御身の上、祈禱を頼みしに、丹精抽んでゝ、御寿命三百餘歳までは慥かに加持し延ばしと、くはんじゆを持参し今朝より、御次間へ相詰めさせ置く、御目見得を遂げさせ度く、願ひ入り候。」と、詞を差し出す。頼家御機嫌はなく、「其の験者義は某も先達聞いてあり急いで招喚致すべし。これ此方へ」と御意に、左右に承りまで願行院、悠々と立ち出で御目通に畏まる。頼家御覧じ、「ム、願行院豪海とは貴僧の事よな、世は濁亂に及べど、密瑜伽の功積り、病者を救ひ且は又、鎮護國家の壯觀の旨、甚だ以て神妙なり、今日よりしては頼家が祈りの師ぞ。」と宣ひて、渇仰あることぞ實なれ。豪海謹む気色もなく、左右を見廻し打咳き「其の昔役の優婆塞孔雀明王の呪を修持し、鬼神を役し人民の壽命を延べし、法術の道に通ずる者は、今の世に恐らく拙僧只一人、此の度修法の加持力にて、御寿命三百餘歳まで、随分に請合ひ申すべし」と、廣言放つて言ひ散らす。門註所に控へたる朝比奈の三郎すゝと走り出で、「某面が聴術にじやと申すも御坊、某元来武骨者、佛法の有り難いも仙術の不思議なも、皆て以て存ぜねども、人が人の寿命にはならうものかい物、大食大酒は随分謹んでも、百年は命まで、よし又御祈禱の呪ひで、我が君に三百餘歳まで御長生なされうとも、誰あつて其の時まで

判を公に仕り、虚空藏の證據には何物が出て來つべいぞ、どうやら護摩の灰臭い、判官殿もかゝ、獵鉢仲間のぐるらしい。」と、頭叩いて嘲笑ふ。かね〴〵申し合はせたる、中野五郎つつと出で、「いしくも言はれし朝比奈殿。八幡拙者と同腹中、正法に不思議はない、外法成就の人ならば其の實は知れぬ事。命を延ぶるも縮めるも畢竟以ては同じ事、某を一加持に祈り殺して見せられよ。經文の端くれも些と覺えて居る男、證據なくては信用せず、如何に〳〵。」と詰め掛くる。豪海些とも惡びれず、「オ、面白し〳〵、邪正一如の宗意なれば、善惡には拘らじ、望みに任せて其方の命を的として只今嘲りなされ。」と印言をし、結び掛け、神呪を唱へ眼を閉ぢ、暫く觀念する内に、不思議や五郎が忽ち顏色變じ、體は痺れ、「あゝ耐へ難や苦しやな、大聖不動明王の索に五體を締め付けられ、手足も竦み動かず。」と、聖を見つゝ戰慄きしは不思議といふも餘りあり。各「是れは。」と仰天し、「天晴れ豪坊の御法力、方便の御經生きう此の上は御赦免あれ、彼も助かせ給はれ。」と、聲々にこそ詫びにける。豪海は打笑つて、「これこそ出家の本懷なり、苦痛を救ひ申さん。」と、重ねて印を結びかけ、數珠さら〳〵と押揉めば、五郎即座に起き直り、先非を悔いて五體、皆々、「ハッ。」ト感じあひ、頭を垂れて居たりける。朝比奈からからと笑ひ、「此の義秀がむつと睨みし黒い眼を拔かうとは、むま[illegible]しいか〳〵、眞言坊主が行力にてちくと計り朝比奈が、腕先にでも觸つて見よ、然ないと汝大言の一寸も立たぬ。

だしたし、太刀捻くつて押直る。勢ひに氣を吞まれ豪海左右返答なく、五人の者も逡巡と、片唾欲しき氣色なり。斯くとは誰が知らせけん、和田義盛聞け來り、御前に畏まり、「君を始め諸歴々御尊敬ある客僧へ、餘に傍に朝比奈が持前の我儘差起り、慮外の振舞致す由千萬恐れ入り候、義盛日頃の忠勤に思召しかへられ、御赦免あらせ給はれ」と、頭を付けて言上ある。判官大きに悦んで、「イヤ、御尤も。子を持つてこそ世の中の親の心は量られ、法師へは某が幾重にも詫び申さん、御子息の我儘も時に取つては武士一疋、羨ましい〳〵。底意なき證據には若狭の前が妹に、淺茅と申す容貌醜い娘に難ぜない、朝比奈殿を判官が婿に取る儀は成るまいか、どうぢや〳〵」と抱入る、是れも功の一つぞと義盛含點行きながら、然あらぬ體に會釋して、「出頭無二の能員殿殊更以て我が君はい、御縁家に繋がる事身に取つての大慶」と、世に嬉しげに領承ある。朝比奈すつと立ち上り、「ヤア付け上るな入道め、今日此の頃に漸うと取り立て武士の分際で、婿なんどとはぞんざいな、口引裂かれんと飛び懸るを、義盛中に押隔たり、「是非辨へぬ若者かな、汝を婿に取らんとは心に一物有つての事、契約申す義盛も心に一物有つての事、平に〳〵。」と囁けば、朝比奈早く合點して、「成程婿に成りませう、是れ判官殿隨分と、仕拵へにお氣張られい、嫁入長持塗簞笥、琴箱貝桶狗張子、部屋の世帶も其方から、味噌鹽薪米油、其の外てんじやう無上におやつ」と笑ひて屋敷へ歸りけり。[illegible]は卵の内

よりも、其の聲需鳥にまさるとかや。生先しるき初元結、千幡君と聞えしは、頼家卿の御舎弟にて、今年十二のえとの馬、手綱かいくり靜々と、春の野邊の駒、優しやかに美はしく、ほつとりしてしをらしく、實にも武將の胤とは、名表れてしるき御氣質や。山の内の松陰に暫し御馬を控へられ、谷七郷の繁榮を悠々と眺望ある。茶道坊主の閑齋を、ご近く參れ、と召し寄せ、「汝は當國の者なれば、爰は以前より鎌倉と名付けたり、誰れは定めし知るらんな。」「イエ／＼所には住み候へども、名所とも舊蹟とも、白河夜向くしても、うまい所を引き廻され、鬢作つたる[illegible]、關つたる若旦那、語つて聞かせたび給へ。」「されば入鹿の大臣とて、猛惡無道の逆臣あり。又大織冠鎌足とて智仁勇を備へたる、忠臣是れを悲しみて、天神地祇に祈誓をなす。忠貞誠にや通じけん、天より一つの劍ふりしを、これ吉左右と押し戴き、欺り寄つて入鹿が首、水も溜らず擲き落し、それより天下太平守の爲と其の劍を、此の相州に納めし故、鎌倉山と名付けたり。何と目出度い所ではないか。」「ハヽ／＼い、[illegible]にはいつの間に[illegible]有る。[illegible]谷々の名に[illegible]れど、寐もせで[illegible]が谷、耳と口とにさゞめが谷、[illegible]が谷、[illegible]ほせばいゝ[illegible]が谷、[illegible]とて誹るがやつ、折角[illegible]も、[illegible]、[illegible]いがやつか酷いがやつ、[illegible]様に[illegible]と、[illegible]は、[illegible]、馬

上轡に歩ませ行く。東見などの向うより、比企三郎員家、御所よりの歸るさに此所へ來掛りしが、出頭自慢の鼻の先、千幡君のお先とも、知らぬ顔なる咳拂ひ、邊を拂ひ打ちて來る。御近習の若侍つか／＼と立ち寄つて、「ヤア比企殿にて候か、若君のお供先下馬なされい」と立ち塞がる。三郎驚く氣色なく、「當時某下馬せん者、武將ならで恐らくは鎌倉中に覺えなし。家來の者共片寄るな、通れ通れ」と行き放つ。お先徒士の衆聲々に、「ヤア緩怠なる詞かな、大樹の御舎弟千幡君、眼が見えぬか醉狂か、但しは引きおり下さうか、返答聞かん」と罵れば、員家けら／＼と笑ひ、「眼潰れはおだらよ、我が君の小童輩へ知らば其方より、乾と下馬をば致す筈、若輩人に見許す」と、傍若無人に言ひ散らし、一鞭あてゝはいしいと、中を斷つて驅け通る。「コハ慮外者遁さじ」と、一度にはらりと取き連れて、追驅けんとする所を、若君は聲を上げ、「ヤレ早まるな／＼、彼等が無禮は員家の胸心よりする事ぞ。大老役を權柄なる、我田我欲なれば、見遁しにする狼藉者。若年の身が言ひ募り、かれらに迷惑致させては賴家公の御心に、嬉しとは思すまじ。親兄の讎なければ堪忍するぞ方々よ、必ず粗相致すな。」と、道の道たる御一言、御幼稚ながら賴朝の、器量の風を受け給ふ、聰明叡智の稀質、色には出でず心には、千里の馬も伯樂に逢はねば、塞同然と、世を恨みたる離苛、近習の武士も口々に、主君も憎い比企が奴こいつを追ひ著てきりがやつ／＼、ほつこしもないやつ／＼を、遠まで星形

に入り給ふ。善惡の身に與らず、忠言の鋤鑓止めし畠山重忠の住所には、眞菰中島の道絶えて、門を
埋ふ松の風、絲に亂るゝ淺緑、五柳先生の窗に倚り、七松居士が牀に伏す、氣色を見せて文机に、文
武の眼まくばりて、悠然としておはします。本田二郎親經、宿直に詰めて居たりしが、差寄つて小聲
になり、「今日御所の樣子をば、未だお耳に達せずや。互是は確と知らねども、佐人原と聞えし淺原太郎、目
論み仕損じ、れ闘諍に及びしに、親父義盛驅け付けられ、事穏便に納まる上、判官が二娘義秀に配すと
の、契約までありし由、一門廣き和田殿が、悪人徒黨に成られしには、やす大事に。疾はん。何とこ御
思案廻らされ、此の縁組を防げ、然るべうや。」と伺へば、重忠莞爾と打笑ひ、「ハテ吉左右かなく、
比企と縁組致せしは義盛天晴發明者、敵の手段を此方の、手段にするが軍書の秘事、おゝ頼もしき和
田殿。」と、話の跡もとりあへず、又差向ふ物の本、氣も澄み渡る、夜も闌に羅門の、忍
びやかに音するゝは、頓て押取太刀、驅け寄つて差覗けば、二位卿の御妹君千幡君と只一人、門の
外に立ち給ひ、「重忠に對面し、密かに尋ぬる事の有り、案内せよ」と宣へば、「ハッ」とばかりに立ち
歸り、斯くと告ぐれば重忠も、驚き遽て迎ひに出で、御手を携へ上座に誘ひ奉り、其の身は遙か
に押退り、「重忠お召しあるべきを、夜陰の御歩行、何れにも氣づかはしく候。」と詰んで畏まり陪
君暫し御泣き、御衣を絞らせ給ひつゝ、「されば世の中に、自ら皆な憂き事の、數々多き者はなし、

頼朝卿に別れし時、共に黄泉に赴くか、さらずばいかなる山の奥、谷の陰にも世を厭ひ、後世願はんと思ひしに、二人の者に身を繋がれ、心にもなく世に立ちて、歎きを重ね日を重ね、漸うとして頼家に家を譲りて嬉しやと、思ふ甲斐なく此の頃は、酒と色とに打亂れ、親の諫めを聞かぬから、まして臣下の強意見、憎み嫌ふばかりか、出仕を止め給ふに付き、小人共が世に誇り、人を人とも思はずして、今日此の若狭供先を、手打せしとは何事ぞや。いかに文盲野人とて刀も腰に帶む身が、主従の禮を知らぬとは、よもや世間へ言はれまじ。頼朝生きて坐さば、斯様な不義は致すまじ。後家の子ぞとて侮るのか、武將の弟たる者を、匹夫の馬の蹴上をかけ、衣裳を汙せし無念さを、思ひ量りて給はれ」と、さめ〲泣いておはします。重忠横手をちやうど打ち、「古今稀なる狼藉者、狐は虎の威を借るとは、斯様の事を申すべき、糺明致すは易けれども、露顯に及ばば頼家公、政道暗き譏りあり、何れを何れと別き難き、御連枝の中なれば、知らず顔こそ御慈愛」と、宥め申せば時政は、「成程其方の言ふ通り、此の事のみは自らが、心一つに濟みもせん。只恨めしきは頼家が、邪曲者に氣を奪はれ、其の行末は身を亡ぼし、國をも遂に失ふは、鏡にかけて見る如し。せめて此の子を亡き人の、形見と思ひ障りなく、成人さして眺めたし、其方ならでは後見に、頼まん武士はなきことよ、日頃の忠義故あす、勞り仕へ給はれ」と、お手合はすれば重忠、「コハ勿體ない御有樣、頼家公のお若氣は老臣共が

入り替り、千度も萬度も諫めあいれし、夫れにも承引なされずば、お家の爲に[illegible]へられず、無體に押し込め參らせて、此の若君を守り育て、管仲が子が義を示し、鎌倉三代將軍と、討ち申さば[illegible]の内、聲かぬ草木は候まじ。人かさならぬ奴原に、鰈魚の水を慕ふとも、遂に[illegible]滿貫すべし。和心安かれ母君樣、今宵お成の壽に、差し出し候へども、高田が重代を若君に獻上こと、早川がお胸に差置けば、母君顔打解けて、ホヽ、頼もしき作に、[illegible]が朝き忠臣も、[illegible]が外へ降参し、常邯が勇持ちたるも、秦を背きし例あり、二心なき神文に、血判あれと宣へば、[illegible]心とせず[illegible]、神文誓紙と申す事武内の大臣の、[illegible]より事起り、[illegible]の[illegible]に文、[illegible]上古の[illegible]に候へども、末世は人間邪曲の故、神も[illegible]は、[illegible]の名有つて[illegible]を[illegible]る土佐坊が、七枚[illegible]の[illegible]なき、お家に於て[illegible]、[illegible]それ／＼ことと、[illegible]の下に[illegible]、奥の襖を引明くれば、朱の鳥居のあり／＼と、八幡宮の[illegible]を[illegible]、[illegible]を[illegible]の、[illegible]く有樣は、[illegible]しくぞ見えにけれ。[illegible]懐中より、一[illegible]の[illegible]取り出し、[illegible]ひてこそ[illegible]上げたり。

忠心しるしぞろへ

再拜々々、[illegible]申して申さく、それ神道人道正直の一つを以て建立し、[illegible]

は[illegible]代々相傳の[illegible]、前に[illegible]ひし面々は、何れも輕き[illegible]、[illegible]指物、[illegible]前に[illegible]
若黨の手を取り、一々の勇に從ひ[illegible]、[illegible]の[illegible]は御代萬歳の[illegible]、[illegible]八幡、小
[illegible]花やかに、いれ[illegible]の[illegible]の白旗に、[illegible]らぬ[illegible]の矢がり、[illegible]の指物[illegible]介[illegible]、忠義の
[illegible]に、[illegible]心の[illegible]か、[illegible]や[illegible]や、鳥毛に[illegible]ふ[illegible]の、花に[illegible]りし[illegible]、坂東
八[illegible]、時めく武士の名取川、名乘つて通る時鳥、卯の花[illegible]に、[illegible]の[illegible]と[illegible]、[illegible]の
[illegible]にや[illegible]、[illegible]に[illegible]の、[illegible]りに[illegible]浮ぶ、紅葉[illegible]の龍田川、[illegible]は[illegible]黨、[illegible]に見
えしは[illegible]や、[illegible]の[illegible]小[illegible]、[illegible]の[illegible]きこ、眞向[illegible]忍びの緒、[illegible]の指物は、[illegible]七黨
ござんめり、萌黄[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]に、[illegible]目結を[illegible]けたるは、近江[illegible]と
は、誰も知るらん八[illegible]を、染めぬ心に[illegible]と[illegible]、[illegible]のむなの[illegible]、[illegible]の[illegible]く[illegible]、[illegible]指
物こそ、淺利與市と[illegible]て[illegible]まで八[illegible]に[illegible]りしは、[illegible]の[illegible]、[illegible]ふき
[illegible]も、[illegible]花[illegible]しの[illegible]は、武[illegible]國の住人、[illegible]四郎[illegible]、つぎに列ぶは[illegible]を下
[illegible]の[illegible]、好む[illegible]指物いかめしき、[illegible]なれども隱れなき、[illegible]に[illegible]の[illegible]め
まうたるは、三河國の住人天智天皇の末孫、竹下孫八左衛門、[illegible]其のほか大和[illegible]氏[illegible]、近江
國に[illegible]、[illegible]川、[illegible]國には富田高梨赤松黨、伊賀に服部伊勢平氏、三河に足助[illegible]武者、

出雲に源田源平由、伯耆に諸藤氏の一党、總じて日本國中の一族武者ども、[illegible]で末世
末代子々孫々、永く讃岐の御下に屬し、不忠の心を持たば、神罰冥罰を蒙るべからず。今日よりして
は御忠節、諸軍武将の頭となり、既に朝敵の逆を構へ、更に謀るの謀をなさば、義にひはうの木を抱き
天悪邪正を手のうちに、四海太平国々繁昌、寺やしく、源の御流は萬代までと、源氏の御代は萬々世
じょうにこそ元る諸人の安堵なれば、目出度き御事、ハ、悦び勇みて、[illegible]
あり忠ありとも、中々申すばかりはなかりけり。

第二

手車の品こそ變れ、源氏は、流石の流れ掘り汲む、鎌倉に雪霞、色と香との優れし、[illegible]
る近習が、たゞ弓矢取る武士、御下に從ひて、[illegible]、程の一人も御の花
咲く鶴ヶ岡八幡宮にて、[illegible]若殿の[illegible]
こゝ[illegible]北條時政、[illegible]
さて[illegible]
[illegible]

富士が名山でも、抱いて寢たらば冷かろ、更科の月おやとて、さのみ變つたこともなし。兎角浮世は柔かな、膝とだんごゝと引き寄せて、足擦らせておはします。若狹の前は聲を上げ、「コレ申し父樣兒上も聞召せ、女の目にさへ餘りたる、取り所なきお遊びに、踊り狂うて坐す、こな樣方の御心底、何とも私は吞み込まぬ。一幡君は御幼少、近頃大事の御命ぢや、なぜ御意見を成されぬ。」と、心一杯理を詰めて、恥ぢしめるこそ道理なれ。判官眼に角を立て、「入らざる和女の諫言だて、悋氣の樣で見苦しい、大將の御行狀、珍らしい事でもなし。女護の島へ渡らうと、仰せられても是非ないに、館の内のお慰み、重疊の義と思うて居る。御意見は此方の役、其方の役は氣に入る役、やくたいもない諫言はすまいぞ、一幡君のおむづかろ。奥へ〳〵。」と睨められて、殘る詞もないはえに、言はれぬ胸も氣も張りて、悄々として入り給ふ。斯かる所へ秩父六郎重保、披露も遂げず入り來れば、賴家卿も近習も、俄につくる武士行儀、咳拂ひこそ可笑しけれ。「ア、大事ない〳〵、些とも御騷ぎあそばすな、重忠こそは年に恥ぢず、片意地許り申せども、此の重保めは我が君の、日々夜々の色遊び、御羨ましう存ずる故、凡そ推參致しまし、武將とも有らうずる御器量にはさりとては、御慰みが小さいこと。」と氣を持たすれば賴家卿、「ム、なんといふ重保、手に覺つたる挨拶は、是れも意見の色品かな、それとも遊び小さいと、嘲じて申したる心は如何に。」「さん候、某が申すは、遊樂あそばす名は高く、見れば女中

四五人など、相手に取つてのお樂しみ、大藏殿の仕る、小大名より下の事、和田酒盛の昔など、手放した義が面白い、某熟と存ずるに、女中の左右も一日も、お泉殿へ油斷し、龍宮城へ案じれは如何あらんと言ひければ、賴家近習口々に、八幡殿めさる物すきかな〳〵、女中用意あれ、乙姫は美人の由、差詰に若狹の前、これ〳〵摑みしと立ち騷ぐ、重保は小聲になり〳〵、子持はうつるまい、その妹の淺茅こそ比企殿の乙娘、乙姫の名も御器量も、似合はしからんと勸むるを、賴家聞しと御思案あり、いかさま淺茅が器量は、聞き及んだれども、まだ見ぬに、氣の毒は夜前より、朝比奈といふ男が持つ、あの髭面の意地張者、斷ち切らず聞いたれば、鎌倉中を一夜さに、てんぐり返すと言ふもの、殘念さよ〳〵と宣へば、いや〳〵、お氣弱い事にて、其方ども、宗神主の源美豊を陣名し、仙洞に召した袖さへ、御院宣かなはぬに、頭園女御と定れ、其の後伏見官を恨むる色の見えければ、官職を滯られて、三日五日の御暇、某に賜はらば朝比奈に對面し、淺茅を迎へ參らせて手に取る樣に貰ひ受けず、悍者にて、和田一族父同志討ちする間、仕濟ましたりと下され、賴もしいわい、娘御でなかりせば、小にくてい朝比奈には、是と通ずれと思ひて居る、賴むことふに重は、身引者、一方に、一言にいて賜はれば、重保何とか御手遣はするな、彼奴な中々をいたへ、禪寺を入れに此の御事を目

如何に竜宮界、珊瑚の花簪や帯、真珠の首飾の鎖、人魚の喉から搾り取つた涙、蓬莱の一ツ宝の孔雀の摺身鳳凰の、玉子の、ほく/\とふはと来た、人心こそ愚かなれ、吉日なる、三浦の家の御紳士、七十三騎の一門は、言ふにおよばず大小名、出入の中人御用人、御部屋御守の菓子折、鶴亀の縫ひ付けし紐解きそむる花嫁御、浅草の前と聞えしは、二八に二つ三つ計り、数へ足したる吉祥、声の鶯百千鳥、聞いて読めて口吟む、歌の趣向ご懐かしさ。斯かる所へ朝比奈に不興顔して立ち帰り、エ、嫁入り程世にこんな面倒な物はない、外へ出れば誹諸が睨まつたなどと夢か、知らぬ難題言ひかけるわ、此方に睨まれたる帰れば、ゆうゆうわからはうで、油臭くて頭痛がする。あたりへ寄るまいぞ」と、腰掛れば女房達、逃げて奥にご走り入る。浅草の前にたつた寄りて「これとは初心な、其の様に当言は言はぬ物、嫁入つた晩からお側へも、寄らぬと言ふはあんまり」と、無念な事と抱きつけば、「エ、しだれたない許してくれ、頭がいたい」と逃げ延るを「ハテ人の来ぬうちに、お前に些と無心があるわいナア」「其の無心が聞き度い、今日は天下の精進日、精もやく/\」と手でつる所があれば「エ、あたくさい」と振放し、駆けいらんとする所を、浅草は懐中より、守脇差取り出し、既に自害と見えければ、朝比奈やがて抱き留め「ナア品に由つて聞いてくれよ。短気なるな、そんなる、可何にも無心聞くである。平に/\」と押留む、浅草嬉しげに手を仕へ、「無心と申すは別ならず、恥ず

かしながら自らを、判官殿の御供とは、偏に[illegible]候ふ[illegible]、古[illegible]朝比奈[illegible]

いと言ふ仔細にて[illegible]、御下向は[illegible]、或は[illegible]六條の[illegible]に[illegible]、高山[illegible]

に、彼の[illegible]、重ね[illegible]て、仇に[illegible]しを、御本[illegible]、[illegible]の[illegible]御下[illegible]、

程から[illegible]の[illegible]、[illegible]能く[illegible]て、[illegible]判官殿、[illegible]

間に[illegible]て、向後[illegible]が[illegible]、風俗[illegible]、諸事[illegible]に[illegible]和田[illegible]の内、[illegible]

に[illegible]故、重保[illegible]、[illegible]

時節[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

る程あつて、諂ごふのへた狸殿、尾を出せ／＼手も出して、下されませいと降參せい、喰はぬぞ／＼六郎」と、頭を叩いて打笑ふ。重保すこし色を變へ「某一生假初にも、虚言言うたる覺えがない、疑はしくば御墨附、頂戴あれ」と差し出す。義秀ハット立ち寄つて、卷き返し繰り返し、寸々に引裂いて、大太刀半分拔き寛け、大聲揚げて「コリャ六郎、此のお使を承り、うつかと爰に來りしは、三浦一家を侮るのか、但しは比企の判官に、眼を剝かれたが怖かつたか、所存を聞かん」とつゝかゝる。重保騒がず、氣色なく「非道の使者に某が、望んで來るは仔細あり、當時大名多けれども、和田と秩父の兩家こそ、文武の人と指されたる、其の義盛が何故に、無道卑劣の判官が、壻に貴殿を致されしは、重保更に呑込まぬ。善惡探り知らん爲、態々推參致したり。忠心變る事なくば、妻女を借へ上げられよ、但し惡人一味の氣か。有無の返答眞直に、承らん」と言ひければ、朝比奈顏を和げて、「成程得心した。さてなう女房と言ふ者は、一夜で頓と持ち重い、ほかし所を其處此處と、思案して居た眞只中、上意殆んど滿足せり。淺茅々々」と呼びたけるに、聲に從ひ走り出で「なう六郎樣懐かしやと、縋り付いてぞ泣きにける。重保ハット赤面の、色も聲音も押靜め「比企殿のお娘御淺茅の前とは御身よな。如何樣世間の沙汰程有り、天晴御器量御容體、我が仕の御望みも、道理なりと賞め退くを、淺茅は猶も取り縋り「一本練に候、御卑怯な、恨みが有らば打明けて、なぜ聞かぬと宣はぬ、

判官殿に欺られ、憂い月日を送りしも、お前にどうぞ逢はうかと、思ふ心の樂しみに、今まで生きて
はありしぞや。誰が怖うこうじく\/\と、見知らぬ顔を仕給ふ。」と、千々に思ひを一口に、言うて歎く
ご道理なり、重保ほうど持て扱ひ、返答もなくきよろ\/\と、溜息ついて居たりけり。義秀立ち寄り
襟元をほと\/\と打ち敲き、ぬつくりとした顔付で「おつかない事して置いたな、根本の心聞いて居
る。此方には候へども、女房一旦進上する、この目とは[illegible]まい。先づ抱き付け置く[illegible]。」と、焦
躁しおれども叶はざりければ、重保詮方なく打ち連れ、遷來と仰せられ見事の女房聞はりて、千萬大悦仕る、
私宅に於て打置かず、賞翫致し申さん」と手を引き合うて立ち歸るを、朝比奈[illegible]
「先づもつて一言問ふ事あり。シテ其方は眞實に、女房に持つか自然とた、[illegible]連れ行くの
か」「ム、訝しい問かな。始めに貰ひ城の内室を、迎ひに來たる者が、今では自分の妻女と、顔と
逢覆かなる物で、只今御前へ連れ行く。」と、聞くより[illegible]
朝比奈義秀は、大國の數百本、打付けられても[illegible]事、日本國を動かしても、びくとも動く事な
い、聴耳を立てる[illegible]の腹が、腹の下へ[illegible]たら、何時にても迎ひに來い。夫れまでは身が預る。」と、腕
押寄れ重保も、色面を損じ甘荒にけ「ヤア無禮なる朝比奈、我が妻を[illegible]にて、六郎重保を[illegible]
べきか、[illegible]に、此女が娘とは、名を聞くさへも穢らはしい、[illegible]

れ、此の上は朝比奈が女房にする。」「イヤ御上意ぢや連れて行く。」「ナンヂャ實正請取るか。」一人りや何分にも渡さぬか。」「やるまい。」「渡せ。」「やるまい。」と、互に詞詰め合うて、鍔元寛げ立ち寄れば、淺茅は左右に取りつきて「詮ない事にお命を、果し給ふか情なや、自ら跡を晦まして、屋形に見えぬと有るならば、お二人樣は我が君へ、申譯こそ立つべけれ。時節を待つて判官と、親子の縁を切つたなら、心濟らす六郎樣、女夫になつてたまはれ。」と、涙ながらに立ち出すれば、兩人ハツト感じつゝ「出來したり神妙なり、今出て行くは知らぬ分、夫婦の縁は切つた分、此の屋形をば缺落分、朝比奈殿の分も立つ、貴殿の分も立つであろ。如何にも／＼、さらば／＼／＼。」と三方へ、別れ行く身ぞ切なけれ。異とて爲さざる事なき樂しみは、富貴のかくの癖とかや。かくて御所には重保が、道春いさゞと各々墓の、馬場に騷ぐ女中島、群の響く大廣間、時檜ばかり役目とて、立ち列べたる氣色なり。然るに和田義盛は黑ぶちの乘物を、夜闇深く早き掛らせて「一議ご御取次頼みましよう。」といひ入るゝ。中野五郎立ち出でて「こりや珍らしの和田殿、何故御出仕あられしぞ。」「サレバ上意の旨を受け、朝比奈が最愛召し連れて參つたり、宜しく御披露頼みます。」「すりや、御大儀々々々、追ひ付きて御對面あるべし。」と、奧へ入らんとする所へ畠山重忠、是れも蒔繪の乘物を、お次の間まで舁き入れさせ、「コレ中野殿、お取次頼みます。」と聲かくる。「ハア是れは／＼重忠殿、貴殿も御出仕

有りしよな。」然ればとて隠居保が、上意を受けて朝比奈の、是なく伴ふ途中より、既に勇氣に當てられて守心協へ、ご故、返答をはゞかり是非吟味して、猶、長谷披露にてといへば、中男合點はゆかねども、詮なだてしてねる者らに、したゝこゝろあい逢はうかと「たら肉乗顕撰した」と、御前を指して走り行く。義盛親をさし寄せて、帝想、朝比奈が傍に、比の朱物の内に居る、御台所同道遊されし、其の品物は何者と、一本黒毛と打笑ひ「其ゆへにも、朝比奈の内室とも存ぜ給ふと似、種々に見物し給ふの徒に、此方より朝比奈の見てをは進ぜ参った。評価歴史の魂、は所望し合ふて直に向ふ、合へば仕合違うたら、その時直に改めう。」「いやく、」天父なる御覧じりや、」「鎌倉御供が聞ならもい、然らばお尋ね申すまい。」「いや隠使柱ばなったと、直に試目見んとの合は、物をも言はさず光にけり。新らと聞くより實家の御鎧、展開に御出でましの、義經がめぐくると、轟に往む御簾を、すゞりの手ばかりに昇き出づれば、大將浮し出でたまひつ、「籠の鳥とは哀れしい、姿を見たう」と、飛ばせ飛ばせ。」と御意をうけ、義盛は釣物より、黒革縅の鎧を出し御前にさし置いて、續いて畏まって君を初め近習衆、「こは抑如何に」と呆れつゝ、まことへくとして居たりけり。義盛鎧を上げ上げて、「六すの御道具の、朝比奈が疑を御尋ねも、五体十連ねてたりし、武士の最要は、弓箭小太刀薙刀など、色品数多候へども、臣に朝比奈は、度々の先駆先陣に、夷をも追ひ

詰めて、通りより手より兄弟より、別けて寵愛致す故、申々惜しみ申せども、上意を受で討かれと、無禮に持參致せしが、若し粗相ばし候はんと、然らば無禮にあひしらふ、積つてみよと赤面あり、一次ら今日來る事、素直の所存に有るまじと、先だつて推量せし。重忠が慮外をも序に聞いて遣はれしと、宣ふ内に乘物を、同じく手ぐりに舁き入れて、白銀の猫取り出し、御膝元に差置いて、其の身は遙かに押直り、是れは先年頼朝卿、西行法師に下されし、銀猫にて候ふ、修行の旅の妨げとて、門前の童に投げやりて通りしを、縁を求めて某が、家の秘藏に仕る。承れば我が君は、朝比奈が妻女なれば、無據の縁組遊ばす由。其の女儀も出生は、京堀川の遊女の由、實にも世上の諺に、猫には遊女が成るとやら、求めて飼へば、飼れて寵愛なさるゝも、さして變らぬ儀と存じ、獻上致し候ふと眞顔つくつて言上ある。比企目案つつと出で、一々方々骨折つて、巧み出されたことながら、外の目からは出來過ぎたる。君はは武將の御身にて、これしきの御慰み、有るまじい儀とも申されまい。其の上朝比奈女房は、親判官が乙娘、當伏局の妹を、遊女なんぞと言ひ落し、猫の喩は鎌の上で我が君を嘲るは、兩人共に反逆と、睨んだ眼はちがふまい、返答聞かんと罵れば、重忠カラ／＼と笑ひ、ナニ我々が逆心とは、古へ秦の趙高が鹿をば馬と爭ひて、世を傾けし故事なんど、聞きはつつてのとがめよな。それは惡人此方は、忠義の鎧侍の、鼠を取らする猫なるぞ。隨分用心あられいと、空嘯い

て坐す。頼家甚だ立腹あり、ヤア推參なり汝等、諫めは臣の道なれど、若年者と侮つて、[illegible]する

こそ奇怪なり。二度對面叶はぬぞ、其所立ち去れ。」と宣へば、兩人聲を打揃へ、これは御短氣とは曲も

なや。主君は二代我々父子、元暦治承の昔より、建仁正治の當代まで、身は泰山に倚る思ひ、命は鴻

毛に等しくて、奉公懇な事なければ、追ひ腹たるゝ[illegible]。諫めの詞は苦けれども、身を助くるの

良藥にて、[illegible]甘けれども、命を滅ぼす毒草とは、[illegible]存じなく、忠臣は遠ざけられ、佞

媚の族が勸めに寄り、[illegible]の花の[illegible]、[illegible]妓樂にお目[illegible]、心を奪はれ給ふ事、お

笑止や情なや、[illegible]腹立しく、[illegible]死して[illegible]、[illegible]、土屋北條土肥岡崎

新田佐々木千葉上總、其の外名有る諸大名、[illegible]、[illegible]、[illegible]を得

て、禍必ず蕭牆より、忽ち起つて萬代の、[illegible]、[illegible]、亡ぼし給はん事

淺ましや。[illegible]は[illegible]、[illegible]左右の[illegible]

く、[illegible]、[illegible]二[illegible]、賢人は

師を擇ぶ、愚將と知らで今日まで、仕へし[illegible]は[illegible]

潔く腹切つて、[illegible]、[illegible]近習の[illegible]後れた

る人々かな、君を恨みて腹切るに、所選みは無い[illegible]、[illegible]事[illegible]と見る

所に、重保朝比奈龍象の、浪を蹴立つる如くにて、一文字に驅け来り、大太刀振つて立ちかゝれば、詞にも似ず我一と、遁げて御殿に走り入る。義秀猶も怒りをなし、「しや物々し愚人めら、[illegible]氏の威を籍つて、喜見城に籠るとも、朝比奈手ぐさの門破つて、捻り殺して捨つべし」と、南大御殿へ驅け入るを、和田も秩父も取り付いて、「ヤレ逸まるな若者共、一度諫めて容れられねば、身を退くは君子の道、首陽の嶺に世を遁ぎ、渭濱に釣を楽しまば、鎌倉許りに日は照るまい。御殿へ向うて慮外すな、まづ待て〳〵」と留むる、秩父は舊恩が仁を説き、和田は四海が義を守る。重保朝比奈兩人は、もうこいやうが刺客の、猛きに鬱す虎の髭、獅の吠ゆるが如くにて、往きつ戻りつ結び返り、踊り狂ひし有様は、[illegible]を踏みし、このやうはくこうの勢ひも、是れにはいかで勝らんと、見る人聞く人今の世に、語りて共に興じける。

第　二

唐土に優りし[illegible]は[illegible]、京羽二重と大名の、お道具持のつくり髭、揃うて〳〵徒士の衆、手を振る腰振る鳥毛振る、[illegible]が間への御参詣、先驅後乘きらめきて、光を三の大鳥居、こんかつらの松かけに、御[illegible]物を昇き据ゆれば、[illegible]人おはしたたち排り、高麗の館仙家の蜜、龍眼肉ともてかしづく、御

果報日本一婿君、實生ないだすは、きぎや、若宮八幡當年は、お厄年まで白梅、薄紅梅の花にはこ、桜が枝に初櫻、咲かせて見せる景色なり。後家滑川四右衛門、二重の襖を案内、じきに折りて菖蒲の御前にひざまづき「一殿御退屈成されたか、もう追付で御歸るでゆ。八幡様へも厄神へも、手を合はせての、様と、おつしやるとはや今の間に、お背がによんによと伸びまする。取のけて今日は、殿下もあの能もあり、くさ鎌あやなを八ちやうかゐ、白鞘蒲菅大黒舞、口三をしたならつきりと、箱へ仕のとに傾しやるまい。久しい事ちやぬゝ様の、お顔が立派まして、流れが旗へ寄せませう、お出でなされたと云すれば、こゝ〳〵此處が面白い、いつもの狂ゐ切りあそしよ。紅もんで用拵つて出い、はやう〳〵こと大頭の、おそくは心懐をゆしよう。面白も仕まうた、あれ〳〵あそこを見さつしやれ。西から南へ押渡つて、渡なたるも流も、あつてゐる二日頭の、お白水も流れて、顔も有る有老も有り、鯉の生きたのが、ひゞ〳〵と伝れまする、逆れだつて居て居ましょうと、鯉を取つてとどふ、うゝや〳〵〳〵、他は切合をなごと、お寧でなる搦鰹人、昨日のではけ晦いこうったと遊れば、「すりタシャ、八幡殿思ひに立いごさ、心得て私の賽中入替巴なを天晴功、エイナヤツトヤ〳〵、エイヤツトヤ」三僧はんけん皆替の、大膝碎け落ちければ、主人に事の仔細を、申さ其の後に仕なつたにと、むつかしい給へ一杖四用や、水替滝引き、睡せとこうかい〳〵ことて、泣すくり〳〵仕舞ふに、

うろ〳〵、涙に四五右衛門、「若君様へ下さりませ。今年もやうど四十年、御奉公仕れど、か様に不覺仕らぬ。正八幡も照覽あれ、たくんでは致さぬ」と、幼き人に誓言も、實體過ぎてをかしけれ。

鳥追大黒舞

「やんら目度たや〳〵ら樂しや、千町や萬町の鳥追が参つた、福の神を祝ひこめたりけりよねやろ、えしてけりよねやろ、よねやろがおやうには福と神と参つて、宿かろと申す、宿借りの樣には殿も栄え續へ、我が身も栄え續へ、大黒舞を見さいな、福大黒見さいな大黒なら、大黒と申すは大唐の人ならず、天竺の人ならず、住吉の角の方に住居を作て居られた、夫れで色が黒いわ、やんら樂しやめ出度たや、大黒舞を見さいな、福大黒を見さいな誰人の誰やろ、左大臣に右大臣、關白殿のお手かけおや、大黒と申すは〳〵、角前髪の昔より夜這すきなお人で、彼方の角でもちよこ〳〵、此方の角でもちよこ〳〵、角々でちよこるとて、炭消につまづいて夫れでお色が黒いわ。」「コレ大黒舞、とつとと彼方へ退いてたも、鳥追歌の邪魔になる。」「ホヽ〳〵なあたり〳〵、女の口から鳥追とはいかなる君が鳥追ぞ、色の黒いがお好きなら大黒舞も相伴せう。」「ハヽ〳〵〳〵有様が私や傾城ならず、様子が有つて此の通り、今日鳥追の水上おや。」「ハヽいはれを聞けば面白や、身共とても浪人者、嫌の傾城に何卒巡り逢はん爲、大黒の今ぶきぢや、あんまり退いた中でもない、何と一所に行くまいか。」

「なん隠／＼さうしましよ、さあ大黒舞やらつしやれ。一先づこなたから踊はつしやれ。」「やんら目出度たやな、やんら嬉しやな。四方右衛門様がかけ、［illegible］／＼鳥追大黒舞、よい所へ参つた事、和子の御機嫌直されて、皺腹一つ助かつた。」「とてもの事に今一節、お慰み申して、それ［illegible］／＼有ら嬉しいお詞を聞きまする。おせみと有るからは、傾城の身の上を、鳥追にして名作とします。やんら目出たやなんら嬉しや、千龍の万歳の身の上容があつた、比企の家に娘の若狭御前ましませば、嫁御をとるやうに、よねやみが花には悪と悪とが噛んで離れぬと申す、嫁いで雑々比企家も大切、我が身も又大切、嫁ら若君とは百人の命やら、和田殿に畠山殿、大将軍の若子のおやる、御代の盛りを共に祝ひて見致やら心に懸りけん、精魂傾けて申し、まいろ／＼使者に罷りて、同じ流れの泡の如くに、身を寄せ代代なり、何者がかる身の上と、四つ迄く若の国を見、消えかたなりに書きけれ、心ばかりは又国夢の上の、露と消えとに留まれまふ、又見をこそ有るに大黒舞、面引きされば是にそれ、夏の花咲け尽せ、れら懐かしや恋しやと、飛び付く程におもへども、若君の比企殿の、身の程こそ成りませぬ、若し来る胸を押鎮め、一二三とこたへる大黒舞、さらに左様ならば、あの目醒りに成ることを、ねらいとして来まなつて、詞はせで心には、痛きとするの身様を、知らずと慕しき風情の、四方右衛門様も、なか一に大黒舞も何なりと面白う申しますと、何とて舞はれぬと御傍へ寄りて、『［illegible］』と申上げ、お慰みに申し

ましよ。大黒々々なふ者の大黒、大黒と申すは天竺の人でなし、上京の素浪人、おやんが一きんあらがねの、槌で打つても金は出ず、乘るべき俵持たざれば、これに妹を代なして、それで親子くらした、扨も哀れな大黒、されば果報は知れぬもの、米に賣つた妹が、此の國の殿樣の奥樣になつたげな、さらば無心を言はうと、旅立の大黒さつてもむさい大黒、大黒媛が見さいなさ大黒見さいな、大黒の能には、一に妹が見ぬ顏で、二に憎い根性で、三にさあらぬ面をして、四つよい物着顏で、五ついつかい氣色で、六つむさいけしんで、七つ何がなしうて、八つ厄介嫌ひなる、九つ此方を得向かいで、十で吐胸つきなつた、扨も慘い大黒、樣子知らねば四五右衛門、片身がすくて打頷き、早々腹が立ち申さ、扨々々々娘御は、言語道斷惡い奴郎、當分榮華に誇るとも、何の勝來ますかへいてそんな不義やつ此方から、勘當なぶち切つて、若いが花おや立身の、黒家もがくな仕合さない、近頃憚りがましいが、御合力申す。」とて腰を探つて百の錢、轉りと傍へ投げやれば、ハット許りに押戴き、「冥加に餘りし御合力、とてもの事に此の錢を、妹が面へ投げたい。」と恨みを含む目の内に、餘る涙ぞ道理なり。若狹も今は人目にも、偸る離儀の色見えて、四五右衛門に差向ひ「其方はようた氣が付いた、貰ふ者より妹が、陰で聞いたら嬉しかろ。」「イヱいかな事〳〵、悅ぶ事は扨置いて、嗤けた老爺と笑ひましよ。」「ハテなうさうは言はぬ物、他人の目にさへ淺ましき、見る影もなき姿形、妹は

身にも命にも、替へて苦しう思ふまい。さりながら若しも國の爲、家の爲又子孫の爲、三つを一つにか
らめたる、切ない義理の有る故に、一人の兄につらいとも、犬畜生と言はれても、名乘らるゝ妹が心か
と、他人の我が身に引當てゝ、思ひやる程へ魂も、消ゆるばかりに悲しやと、餘所目は鎌倉の源
川、沈むは頓て我が身なり。取亂しては叶はじと、形を作り居直りて、うまし無き事に暇取つて、かく
や遲しと待ち給はん、御道許の仕儀出の、お側に隠れへ召し連れん。大黒殿に立ち歸れ」と與りけれ
たと續し給へば「ハッ」とお案内申すまいと「ハッ」と答へて付添ひ、見送りしも早く奥へ行けば、傍輩
介大音上げ、「若狹局よつく聞け、さる故兄には逢はせまいと、たつた一言人無しに、聞にて叶はぬこ
と有つて、かたちを窶し樣を替へ、漸くのびの逢ひたるぞ。」「夜は屋形へ連れて行け、若狹局妹」
と、人目に言はで呼びければ、「柿原太郎は本の、なれ共に横道者、若狹局の御事は、立ち
判官能員と、お名の聞召れ、何者に礼まれて、氣まる意見を申さ出、自然の事まで家來共、
これしうな成けりと思へば、「それ能忍ばにし成する」一寄こその様に申せ、都は花井伊織介、仲の
先でる當につらば、八幡崇心改すること、取打わけて裁申する、宮原元本武兵衛「猪狩人の腕前
んはい、たゞ落すことしも下知しておし、追取り卷いて打ちければ、乘ると云ふも無しまい、若狹局身を
悶ず、「ヤイ死忽でならぬぞや、廣い世界に同じ者の、有るまいものでなし、其ま一生にて浪人も、

むしやしなせて逃げていね、さし逃げ逃せ。」と聲を上げ、焦り給へど心なき、雑人原は聞き入れず、起きれば倒き立せば打ち、落花狼藉花垣と、どつと笑うて入りにけり。無慙やな伊織介、聲をはかりに泣き叫び「エヽ、胴慾者奴ら、此の體を見てようも／＼、打捨てゝはかへるよな。命の内に此の恨み、おのれ晴らさで置かうか。」と、すご／＼立ちて行く袖や、紙子もちぎれ頭巾さへ、行方も知れぬ大黒舞、打出の小槌うつゝなき、身の行末こそおぼつかなき。玉しける家に住む身は物おもひ、知らで顔さへ形さへ、氣さへ若狭局とは、名にこそ立てれ人知らぬ、下のなげきに消えかへる、雪見の亭に立ち出でゝ、淺茅を近く招き寄せ「扨々久しや懐かしや、ほのかに聞きしは和女にも、判官殿の情にて、朝比奈を殿御に持ち、かしづかるゝと沙汰せしが、思ひの外のなり形、氣遣はしや。」と宣へば、淺茅は暫し涙ぐみ「問はるゝさへも恥かしき、徒に果敢なき身の上を、哀れと思し給へかし　勤めを致す折柄に、重保樣と言ひ替す、深き中をば引き裂かれ、思ひも寄らぬ和田殿へ、嫁つて往たる其の晩は、恐ろしいやら悲しいやら、現心もなかりしに、武道を磨く朝比奈殿、事の道理を聞分けて、重保樣とお出合に、變らぬ中の縁結び、御取持に預りしを、父御に劣らぬ堅意氣で「悪逆無道の判官が、娘とあれば添はれぬことゝ、顧みもなき御返事故、然らば親子の縁切つて、其の上添うて給はれ」と、詞をつめて別れしが、其のまゝ判官に、逢うて言ふのも氣味悪く、傳を求めて頼まうも、お前

ならではなき故に、今日物語を幸ひに、道に待ち受け[illegible]と、[illegible]として語りける[illegible]左様な事

ぞとは、夢驚かも知らずわし、愛しや苦労しやつたの、遠慮がましい今までに、なぜ[illegible]はしたまでは

ぬ。氣強う思や親と子の、縁が切られたか切らしてやれ、それまでもない自らが、思案一つで添はして

やろ。昔は勤めの姉妹分、今改めて眞實の、姉を持つたと思うてゐや、嫁入も自らがさせませう。化

粧田に三十町、一[illegible]の[illegible]を、重保殿に逢はすと、使を以て言はせたら、秩父殿で御座らうが、

否おやと言うて御座らう[illegible]、意外ながら。」と時にあふ、人の詞を[illegible]、淺茅はハッと手を

合はせ「そんならお前は姉樣か、[illegible]」と、[illegible]で抱き上げ、今はこれに付いて、

お庭の[illegible]のお物數寄、谷七郷を手の下に、見[illegible]の馬場先を、ひき連れ來る[illegible]は、[illegible]人と聞も

ねども、色の黒いは朝比奈殿、御器量よしは重保殿、不思議や今[illegible]、[illegible]が[illegible]に打つ[illegible]、

此所へ來ますといひければ、[illegible]も[illegible]見るのせは、無道や花形伊賀介、

顔も手足も花つきて、身に添ふ[illegible]、諸大名にひき添うて、評定所にこそ入りにける。

コハたつた今の[illegible]ごと、[illegible]れたる[illegible]、[illegible]、今朝の様子は[illegible]る通り、

に黒[illegible]浪人とや、打ち[illegible]かれたる目惜しさに、人をあやめし物ならん、賤しき形といひながら、

晴れ間へ一度でも、お目見えも[illegible]なれば、相手はどなたで有らうとも、[illegible]にはいつたるか、[illegible]

持つまい物でもないか。次の間へ往て聞いておぢや、ヤレゆけ〳〵。」とせり立てて、詞は強く心には、如何なる事を仕出して、憂き目に逢はせ給ふぞと、立つて見居て見うろ〳〵と、案じ入つたる氣色なり。腰元、大童鍋、お黒皐は何者やら、秩父殿を一番に、諸大名衆が顔出して、相手は北條の判官様、仔細は未だ知れませぬ」に「ヤレ取別けて氣遣ひな、又ゆけ〳〵」と追ひ遣りて、胸に手を置き思案して、最早此事に成つて来た、確かな事を見ようよには、秩父が取持つものでなし。嗅ぎたお顔に見様の、如何なることしいたまひて、我が浮名をや流さんと、忍び涙ぞ道理なる。乳人の松代あわたゞしく、走り歸りて言ふ様は、「いや早最前の聞いた事、朝比奈殿へお嫁入の判官様の娘御には、京六條の遊女やと、和田殿から仰しやりたまふを、判官様は眞實の娘と有るの爭ひな、秩父殿が中へ出て、一つ二つのたまふと、判官様が轉りと負け、親でない子でないとの誓言の上にて、朝比奈殿のお内儀が、秩父殿へ貰はれて、此の一埒はさらりと濟み、跡がお前の詮議おやけな。聞いて参る。」と走り行く。淺茅は心いそ〳〵と、「姉様最早御苦勞に、成らるゝ事は入りませぬ。重保様の女房と、私には他が聞いたれど、お前の事が氣遣ひ」と、案じ顔こそ優しけれ。若狹はハット泣き出し、「ナウ羨ましの淺茅やな、此度もし御身の上や、實に世の中は飛鳥川、變る淵瀬と聞きしかど、二人が中を今の間に、早く歎きと悦びの、替る物とは知らざりし。何を隱さん最前の、大黒舞こそ自らが、誠の兄にて候ぞや。

傾城の身の習ひとて、睦しき兒を持ちたるが、然して是にはあらねども、判官が寵こに、君の寵愛淺からず、一番君を儲けしとは、日本六十六國には、知らぬ者とてもあらじ、諸國の大名小名に、若狹局と傅かれ、榮華を見るは君の恩、もとの根ざしは判官ゆゑ、惡にもあれ善にもあれ、須臾より高き恩ぞかし。さりとて誠の親兒を、仇に思ふに無けれども、一番君の一門に、大黒舞と言はれんは、畏れる主の如くにて、親子の光は消え失せん。親子のひかり失せたらば、判官一家は亡ぼされん。逆心募る天罰にて、外の口より知るゝとも、恩をば仇で報ずべき、道理は更に無けれども、今さら情無く過ぐるとも、若君御代を繼ぎ給はば、心の儘に親兒へ、萬事申さんと、思ふ心の一筋を、露ならぬ身は御存じなく、見捨てし親を恨みと言ひ、打ち叩かれたる無念さに、訴人に出でて給ふ事、恨みと更に思はず、正直正路な四郎左衛門、我が身の上と知りもして、掟々正しき暮らしで。昨日のようあるまいと、言ひしは胸に應へしが、早く親への來りしと、思ひ出すさへ涙をこぼしてぞ泣き給ふ。後室もとかう涙の先、言葉もやらで居る内に、一人の腰元たち戻り、御前を見つけ急ぎ、藤原の上の奥方今が、大黒舞と判官殿の、角め聲の應答、聞えは御耳に障らせには、嘸ぞ如何ばかり、賤しき目に若君は、まだそれとも見ゆ給ふまい、取替へて置いたれば、かつて今宵の座の内、一條君も門前より、大黒舞の前へ寄せ、道の構はれたる前言語、君とも大臣に成つたらば、これ位は御上座

るべきことと、縋り付いてぞ泣き出す。若狹局諸共に聲を上げ、聞きしにも似ぬ重忠が、今の詞の愚かやな、天下の鑑と言はるれど、流石は東夷にて、武道は知れども文に無く、花はあれども實を結ぶ、辨へさへもなかるらん。后高位の御身にて、徒ら有りし噂もあり、あまの賤から大臣の、生まれ給ひし例もあり、傾城遊女の胎内に、大將の子が胎らぬとは、何の書物で見出した。泥の中より生ひ出づる、蓮より綺麗しき、花の容顏白露の、玉よりけなる若君を、追ひ失はんと言ふ事は、忠義か扨は逆心か、源氏をまもりの御神は、などて餘所に見ておはします。賴家卿の御運さへ、末になつたかかなしや。」と泣き返り〳〵、わつと叫ばせ給ひける。涙の中に若君を、膝元近く引寄せて、「果報拙く〳〵て、賤しき母が腹よりも、生まれ給ふか淺ましや。稚く渡り給ふとも、只今母が言ふことを、篤と能う聞き給へ。大將の子と言ふものは、死ぬべき時に死なざれば、人の笑ひを受くるぞや。母が詞を懸けたらば、此の守刀にて咽の邊を突き貫き、賴家卿の胤と有る、證を見せて母が身の、恥辱を雪ぎ給はれ。」と、言ひ含めれば一幡君、惡びれ給ふ氣色なく、腹十文字に切らうかと、莞爾と笑める稚顏、見るに目もくれ心消え、抱き付いてぞ歎かるゝ。淺茅暫しと押し止め、「ア、道理やさりながら、二度の便りに後先の、詞の違ふ所あり、傾城の名も假親も、變らぬ姉と妹を、我は秩父の娵にして、お前を若君諸共に、追ひ失はん樣はなし、浮くも沈むも同じ世に、今より誠の兄弟ぞ。甥子と契り初め

たる、詞はいかで違ふべき、篤と様子を聞き届け、死なで叶はぬ道ならば、跡には[illegible]残るべきに、三つ瀬の川を諸共に、手を引きて渡らん。」と、諫め合ふこそ優しけれ。若狭は[illegible]申上げ、「尤も嬉しの人の詞や、七度結びて姉となり、六度契りて妹となる、それは誠の姉妹よ。是れは今日しも仮初に、言ひ交したる契りとて、一所とまでに宣ふは、先の世よりの約束と、[illegible]一時まで[illegible]、眞實[illegible]極めてか。」「ア、愚かなる御詞、武士の情は時にこそよれ、[illegible]、[illegible]ど傾城の、言ひ替したる心底は、違へぬと言ふ下心は、世間の人に劣らうか、[illegible]
「怯れを見せな妹。」と、互に顔を見合はせて、莞爾と笑うつ泣きもしつ、死を待つ内ぞ切なけれ。

斯かる所へばた／＼と、乳人腰元駆け戻り、「なう喜び成されませ、判官殿利運に成り、大黒舞は大騙り、由井が濱にて御刑罰、仰せ付けられ候。」と、[illegible]び懸れば兄弟は、命を延ぶる喜びの、中に歎きを引出す、伊織介が縛めを、本田次郎縄取にて、屠所の羊の引綱や、行く駒の足元も、よろ／＼と行く道を、若狭はわつと泣き倒れ、又起き上り「あれ／＼、あれなう兄様の[illegible]。」と、聲からしたる呼子鳥、浮川竹につながれる、枝を放れし鶯の、子は子なりけり時鳥、憂きのうら歎きのうら、恨みを誰にゆふが濱、濱なき方に立つ波の、袖の涙とは兄妹が、身の上にこそ知られけれ。

第四

若狹局道行

嬉しとは昔ぞ詠みし月夜、明くる侘しき鎌倉の、御所の御門の七重八重、越えつしのびつ隠ろひつ、若狹の局は、淺茅と言へど淺からぬ、思ひは一つ二人連、身も心も亂れ髪、一幡君が今もなほ、枕に添寢の夢や見ん。[illegible]、目にのこりつきて身をこがし、袖と袂のうら／＼に、涙解けて音無しの、瀧の白絲絲による、物ならなくに別路の、心細くも夜の道、迷ひ來る身かやつ過ぎて、谷よただ寒し室の戸、積る思ひに愛別離苦の、理しるき闇や、東光山の鐘の聲、別れを告ぐ人有れば、鳴りな鳴しそ法の友、親同胞は遠近に、菫菜花も名のみして、霜の芝道踏みしだく、[illegible]に、鎌倉宿の侍從川、寄せては返る白波の、ふじおが谷とはあれやらん。一はけさつと横雲は、誰が筆染めて隈どりて、四季の詠めも永久に、代々を重ねし鶴が岡、早こゝはやれ何處ぞと道人に問へば、此處は長川辻町なりとさ、心ばかりは由井が濱、つらなる枝をうつ波の、胸に迫りて身にかゝる、せめて寄しき館にだに、行合川の丸木橋、踏みは返すじ一筋に、千代の例の龜谷、黒き名の數や數ふらん。無常を告ぐる野鳥の、群れも鍵き松陰に、暫く休らひたまひける。其は寐に行く鳩に起きて出ける

とかや、明けなんとして[illegible]
[illegible]故、[illegible]、讀みも[illegible]らずこゝそこと、
見渡す向うに獄門の、[illegible]は知らねどそれとのみ、するくと走り寄り「[illegible]、人をも
害め盗みをし、[illegible]は、[illegible]、言ひも開
かで[illegible]
[illegible]
[illegible]「ヤイく女寄るまいぞ[illegible]
[illegible]
[illegible]へ参れと言へ、尋ねんにと宣へば、
[illegible]
[illegible]くそちが首、獄門

の木に曝すぞよ。心を鎭め能つく聞け、あの高札に若狹局が兒伊織介と書き付けしは、たしかな證據あるならん。しかる上には彼の咎を、上を僞り掠めしとて、なぜ刑罪には行うたぞ。但し僞り咎ならば、若狹の兒とはなぜ書いたぞ、二つに一つは重忠が、誤りにてもあるまいか、返答聞かん」とのたまへば、親經莞爾と打笑ひ「言うにも及ばぬ儀の事なれば、そこ等は御存じ知られぬ事、國の政道致すには、非理法權の四つの文字、第一に仕る。理非の掟は常の事、理は持ちながら一國の、法を背けば越度となる。理も有り法もそむかねど、權威には又叶はざるゝなり、權威と云つては誰あらん、比企の判官能員殿、理非善惡をも顧みず、法も無法も辨へねど、昔に出頭無二と言ひ、若狹局の親御なりの、一幡君の祖父樣のと、もちものほしたる權威をば、碎く時節の來らぬ故か、淵を濟つて泥水の、澄めるをぢつと待つてゐる。重忠は温和の武士、花垣伊織お局の、兒と見するて有りながら、首を打ちしは政道に、權の一字を用ゐるなり。又高札の書付は、親經自分の料簡にて、學問したる事もなく、智惠に謀計も候はず、善なれば善惡は惡、見えた所をまつ直に、言はねば聞かぬ性質、御名を出したが越度なら、獄門の儀は捨置いて、火焙りにも遊ばせ」と、道理を並べ言ひ立つれば、二人はとかうの詞なく、差俯いておはします。親經威丈高になり「拙者めもまた御局へ、御不審を申すべし。兒を敬ふ禮儀をば、御存じあらば昨日にも、名乘りて御出成さるゝ筈、イヤ／＼身こそ大事なりと、御引

きなさるゝ心底なら、只今これへは無用な事。生ける時には無禮なし、物をも言はぬ首に、尋々とした言譯は、心得難し。」と冷笑へば、淺茅は頓て差出でゝ、「モヽ、よい御不審さりながら、遊女は義理の商賣にて、身を庇ふなど云ふことは、かけても知らぬ事なれど、大將軍の奧樣の、昔のしがな言はるゝは、夫の恥辱子の恥辱、判官殿の恥辱にて、名乘り合はぬは伊織殿、只一人の恥辱ごと、最輕々しき料簡が、思ひの外に見上り、身を滅ぼせし悔しさの、言譯もせず御首を、楯になして亡き跡を、弔ひ給はんその爲に、御所を請出でたれば、二度歸る心でなし、高札を打ち割つて、首を此方へ渡されよ、但しは料簡なるまいか。」と、守刀を取り出し、妹が拔けば姉も拔き、「どうぢや〳〵。」と詰め寄るは、何れ替へなき心なり。親經ハッと感涙し、「何しに惜しみ申すべき、首は何時なり共、只今渡し致さん。」と、櫃を開くれば伊織介走り出でゝ、「モシ妹。」「オヽ兄樣か。」「コレはく〳〵。」と縋りにて、呆れるも又涙なり。伊織涙を押し拭ひ、昨日の恨み引換へて、今日の心底滿足せり。某當地へ來る事、御身に逢うて身の果花、嬉しさの爲にて更になし。去年三月五日の夜、神黑山の修驗者、豪新と云ふ法師に一夜の宿を貸しけるが、親を害せし首を携へ、夜の内に逐電せしを、此處や彼處と尋ね分け、緣を求めて尋ぬれども、知れぬこそ道理なれ、權家卿の歸依僧にて、營中を離れぬ由、狙ひ寄るに術なく、其方を誑らひ討たん爲、途々此處に下りし。」と、始終を語れば若衆の前、「こはそも夢か淺

聞しや、假令暫しは別るゝとても、待つとし聞かばいつぞは又、鎌倉へ呼び取つて、朝夕御顏を拜まんと、仇の頼みもなき身ぞ。」と、咽せ入り〳〵歎かるゝ。漸う涙を押し止め「能くこそ思ひ立ち給ふ、親の敵と云ふからに、討たで叶はぬ道なれば、心を盡し氣を碎き、狙ひ果せて討ち給へ、兄樣頼むこと言ひ樣に、守り刀をすばと拔き、心元に刺し通せば「こはそも如何に。」と人々は、驚き騷ぐ許りなり。伊織は膝に搔き抱き「心得難き有樣や、兄妹名乘り合ひたるが、一分立たぬと云ふ事か、樣子を語れ。」と言ひければ、若狹は苦しき聲を上げ「アヽ、愚かな事をの給ふかな、廻り逢うたる嬉しさは、冥途の道の土産ぞや。宿世いかなる報いにや、憂きも辛きも悲しさも、身に積む罪の味氣なや。聞けば聞く程自らは、世に存へん樣はなし。判官殿の常々に、若狹の誠の親兄弟、生きて此の世にある内は、いつか名乘り出づべきと、心の休まる事なしと、戯れ事に宣ひしが、其の豪海と云ふ法師、分けて懇志の中なれば、それを頼みて父樣を、殺し給ふに紛れなし。討たれし親も自ら故、討たする親も自ら故、今又狙ふは誠の兄、手引をせぬは不孝なり、心を合はせば是れまでの、榮花の恩に預りし、後の親をば親とせぬ、義理に背くが悲しさに、斯くこそ思ひ定めしぞや、體は朽ちて行くとても、我が魂は妹の、淺茅が胸に殘し置く、兄弟心を合はされて、敵を討つて父上や、又自らが修羅道の苦患をはやう救うてたべ、本田殿へは取分けて、申し置き度き事こそあれ、一幡君の行末を、よき

に見捨てし給はれど、重忠殿へ顔うでたく、これのみ黄泉の障りぞと、口説言こそ哀れなり。義経涙押し拭ひ、「お心易く思召せ、伊豆殿の御事も、様を高尾よう討たせん為、成敗せりと偽って、大罪人の首を討ち、獄門の木に曝させしも、これ皆主人の計略なり。一橋君を御代に立て、重忠後見致す事何しに違背申さん」と、世に頼もしく言ひければ、若狭局手を合はせ、「有り難や、忝や、此の上思ひ置くことなし」、兄様ならばこそ云ふ声の、弱ると聞くその儘に、別れて果敢なくなりにけり。従者も共に泣き狂ふを、時経押し止め、此の場の魂止まりて、親の敵を討つまでは、こなたの様体細の物、無用なる怪我あるなと諫め置いて立つが、矢竹心はさる事にて、言うても敵は大身者、主人なれども智恵よかれ、力もかつて向ひまへ、若狭局の御最期は、沙汰なし〳〵、御死骸を、密かに寺に送らんこと、先づ長持に納め入れて、本田は先に、跡は早、逢はぬ名残惜しさと、逢うての今の悲しさと、結びくらぶる袖先へ、永き別れぞ是非なけれ。

ゑよひいすゝたる

こそうけいかいに難り、最信枝の深きに結まる、実に世の中は術なの、寄る瀬は、いく水の、身の果ていかに知らざりし、御仲は夫婦、三世と樹の陰の内、二世の三世のも世のと、互に契り交されし、若狭局なんどなく、別形を紛れ出で給ひ、今に所行も知らざれば、地心も通ひ味身を

知る雨の明暮に、翼萎るゝ雛鶴の、一幡君も朝夕に、「母よ〳〵」の諸聲に、いとゞ歎きの増鏡、俤うつす姿繪も、それも心に任せねば、せめて夢を賴むにも、假の枕の假御殿、一念既に亂るれば、迷ひの門を開くとは、知らぬ御身ぞ味氣なき。石に勢ひあり水に音あり、風は大虛に渡る。形を今ぞ現はす女、かけおを離れて心魂忽ち顯はれ出でたり。不思議やな、水莖の筆の禿と身を染めて、眠りならひの夕より、幾朝ごとの春秋を、梅は柳になびき合ひ、松は櫻の合睦も、昔語になつたるぞや。奥樣なりし釣夜着に、鴛鴦の衾の羽がはし、情かはすも色の淵瀬と、水のかしはの浮き沈む、身は浮草の根も絶えて、娑婆に殘れる輪廻の業果は、雲霧の軒端に立つて、雨に哀に霜に憂に、つもり積りて消え返りては、又降る雪の姿のふしよ、煙比べば淺ましや「なう懷かしや一幡君、親子の中は一世とは、誰か言ひけん空言や、泣く音は遠き苔の下、露のそこなる魂に、答へて餘りかなしさに、妾をかりの懸物に、映りてこれまで來れり。」と、障子の内のゆかしげに、すつくと立つて坐す。賴家見るより走り出で、「恨めしの若狹やな、妹背の山の中を行く、吉野の川のよしや世に、何が辛うて悲しうて、屋敷は遁れ出でけるぞ。」「ア、愚かなり〳〵、誰に恨みを由井が濱、親同胞になりりその、名乘れとてしも假初に、忍び出でたる閨の戶の、跡だに未だ鎖さざりしを、誰が通路と今ははや、つまや重ねし小夜衣、妬ましの男やな、嫌らしの妬みや。」と、逃げんとすれば引き戻し、拜めど顏を打

振つて、「情けはなきは手前口惜しけれ」、今更言ふ如きでいかかつらや萬蔓、生き別れにしても、此の身元よりうへきにあらねば、幸に尋ぬる者もなし。偵橋菩提は法の道連、あら面白の世の中や、父三浦の寂しき聲、寂滅爲樂と響けども、聞いて驚く人もなし。花は根に、鳥は古巣へ歸れども、行きて歸らぬ死出の道、中々殿様、「何ぞ、」一酒をさしつけりまのすれ」「なぜに」「息盡てあも言なら、やれせ」「そのや咲いぬ」「すりやこう言うても此の世の事す」「ええ、いかなこと」「そんなら姫は取り在取る」「どこへ」「あの世へ」「あの世とは」「はて冥途へ往にまする」「頼家様へつとめて二度と冥途へ歸るとは、何は此の世を去らうとおなさ」、もに頼む血の涙、雨と共に消えし身の、此の世に心は此のねて、迷ひ來るは思慮でも、歎きを捨てて曲れるに、我にかなれ二世の、色と恋との二つとこそ、此の中でん爲許り、ふたたび見え候なり。唐土玄宗皇帝は、御心賢くて、治まる御代は五十年、國土も民も太平の、天子と呼ばれ給ひしが、海棠眠る楊貴妃の、もゝの媚をせ、政目も亂に懸りしより、逆臣起つて御難し、帝都の外に出で給へば、比翼連理と契りたる、羅綾の袖も甲斐も野の、露方あらぬか魂の在處を、尋ね候ぎ給ふとて、雙子こぼくらぶの山の鷲の、尾上逢ふいとき用愛目、節う切りの時には、雨夜ぬる寝覚に、青めるも君、自一度見たし抱きたい」と、障子のもとに立ち寄れば、ついに何とせん術も、此の世の世をとて明けて、三降に

涙の霧や戀慕の霞、瞑々朦々朧々として、見れども見えず聲も聞えず、南無三寶親子は一世の契り知られて、泣いて笑うて悶え焦れて、がつはと伏してぞ泣き居たる。頼家頼りに大音上げ、李夫人たつて漢王の寂しき牀の寫し繪に、魂迎へせし煙の中、言はず笑はぬ俤を、歎きしも身の上なるを、現世の逢瀬叶はずば、冥に死してこの世を去り、極樂諸天は愚かの事、假令地獄の底までも、誘へ連立て伴へと、手に手を取つて行くも歸るも逢坂の、關も此の身は止め得ぬ、泣くも笑ふも夢よ現よ幻よ、最早別れのあら悲しや、冥の罪に修羅の太鼓のさらばと言へば、暫しと止むる、袖振り放せば目にこそ見えね、踏む足元は猛火の煙。こは淺ましやと、逃げつ轉べど又行く先も、火焔の煙に姿も焦れ、身慄ひしてこそ立ちたりけり。惡しかれと思はぬ山の峯にだに、おふなる物を人の歎きは、借を海の民を惱ます、判官父子が惡心惡逆、緣にひかるゝ我が身に報うて、廻り車のくるりくる〳〵、くる夜も〳〵明けても〳〵千年萬年、百千億劫獄卒惡鬼の笞に打たれ、山に上れば劍に劈き、谷へ下れば紅蓮のこほりに、白無垢却つて唐紅の、花も紅葉も月も雪も、人間萬事は胡蝶の戲れ、酒は仇をば結ぶの刃、色は命を切るの鉞、皆をり捨てて今日より政道正したまへ」と、聲華やかに夕告鳥の、形は其の儘消えてんげり。頼家泣く〳〵慕ひ惑うて、座敷の隈々此處よ其處よと尋ね廻れば、又立ち歸るまんぶの有樣、向うに儼然と形を顯はす。抱き留めんと走り懸れば、其の儘消えて電光石火

の、水の螢のちら〱、ちらり〱と立ち廻る、面影月影諸共に、あ〱る宿しと云ふかと思へば、影は其の儘元のあけぼのに立ち戻り、畫空事となりにけり。頼家はつと手を打つて、「迷悟三界唯一身、昨日の酒の醉ひ醒めて、今日は衣の賜を得つ、家には子あり弟あり、國の守衛は和田秩父、動きなき世の鎌倉山、我が身は思ひきりが谷、只今幽靈道場へ、手向の花。」と獨りごち、斯つて彼處へ投げ給ふ、順緣あり逆緣あり、ともに成佛得脫の、道の道とは往古の、聖人も說き置き給ひけり

第五

天道は滿つるを缺き、地道は驕りを憎むとかや、扨も判官能員は、若狹局の自害ありし後、積惡遂に露顯の上、先つ頃よりの頼家卿、御不例甚だ重らして、事極まり見えければ、謀計日を身に迫り、詫心なに手を置いて、御次に控へ居る處へ、願行院慶海は、御祈禱の爲宿直して、御枕許に詰めたりしが、衾をとしのび出で、判官を見るよりも、ヤア此企殿か。」「法印か。」「先づ〱君の御容體、如何渡らせ給ふぞや。」「然ればこと次第に日を追つて、元氣弱らせ給ふと見え、正體も無き御有情。」「して此切の場になりしぞや、今にも尼君北條など御居間に詰めかけ、御家督の沙汰ならば、貴公の徒とならん事、鏡にかけて見えたる事、此の頃心を盡されし、用意如何。」と囁けば、判官莞爾と打笑ひ、「御坊案

遣ひなさるゝな、そこらはぬからぬ呑込んだ。言はるゝとほり毛蟲めら、病みほうけの頼家に、差し込まれては年來の大望が成就せぬ。所詮本復ない命一思ひに刺し殺し、御家督は一幡へ御相續の遺言と、鎌倉中へ披露せば、差しづめ拙者は執權役、倅共は自ら、外戚の威を振ふべし。貴僧へも又千石か、二千石は知れた事。其の上にも和田秩父、北條などが意地ばらば、片端から欺し討ち、コレ牀の下を掘り拔いて、忍びの者を入れ置いた、悦び給へ。」と言ひければ、豪海ぞく〳〵小踊りし、「ハテ御殊勝な御料簡、萬事は頼み上げます。」と、頷き合うて居たりける。頼家卿それぞとは、夢にも知らず御寢間より、徐々と歩み出で、兩人に打向ひ、「今日は一入氣も勝れず、宿直の者がつく〴〵と、取り退けのも欝陶しい。暫く爰で語らう。」と、打解け給ふぞ危けれ。二人は悦び目配し、左手右手より飛び掛り、刀を胸に押し當てて、「コレうつそり殿、どうで快氣のない命、生けて置いては某が、大望の妨け覺悟なされ。」と突掛くる。頼家ハッと許りにて、差俯伏いて坐せしが、稍あつて宣ふは、「人窮する時は僞り、鳥窮する時は掴む、窮鼠却つて猫を喰ふとは汝らが事なるよな。エヽ過つた重忠や義盛、數度の諫言を思ひ出づるも恥かしく、覺悟極めし上からは、命は更に惜しからず、爰を放せ腹切る。」と、二人を左右へ突き倒し、既に斯うよと見えける時、怪しや御座の疊の下、ぐわら〳〵ぐわたぐわたと、百千萬の地雷、天地も崩るゝ如くにて、頼家卿の坐す、御座の疊の下よりも、すつ

と差し上げ朝比奈が、踏んばたがつて立つたるは、堅牢地神の涌出かと、恐れ慄くばかりなり。判官漸う氣を靜め、「ヤア後れたか殘々に、擽し合はせし隱兵、笠原中野は何所に有る、出であへ／\。」と呼ばはれば、朝比奈かッら／\と打笑ひ、「甲に似て穴を掘る鼴鼠のへろ／\武士、御用ならば進上。」と、ばらり／\と人礫、投げ出し／\投り出し、太刀奪げずつと寄り、「コリヤそこな護摩の灰、身が法力の驗神り、この珠數を擦て、師と弟子にならぬか。」と、二人が襟首引摑み、いや／\と絞め付くれば、眼を見出し血を吐きて、「御慈悲御赦免々々々。」と、手を合はするぞ心地よし。斯かる所へ和田義父、本田花垣馳け來り、「出來した／\朝比奈。」と、勇み立つたる義秀に、「コレ伊織、其の法師めはその儘で、御慈悲に料理あれ。判官は汝が、其今晩了束ねて、三箇ながらに打ち落す。伊織もすかさず豪傑を、氣を鎮めて打ち放す、隙と面白し、惡人退治は繁昌、佛法守護の武家繁昌、五穀成就願成就、佛力神力の有難さ、こゝに目出度けれ。

鎌倉三代記 終

太平記曦鎧

竹田出雲

太平記曦鎧

第一

舞に鞁を立つるの理なければとて天下に保ち、殊に上古の深なければとて治後に主たり、上三光の明を覆はず、下百姓の心を安んぜねば、上古の仏心の法、国に備へて九十五代、後醍醐の帝の御位下御代の治世こそ、参差たる、宮を数多持たせ給ひ、第三の皇子大塔の宮二品親王護良、山の座主に補せられ、王城の東門を守り、三千の衆徒を宥め給ひ、或は天下の政にも本は清め給ひしかば、花の縁をに駕を得たず、衆徒坊官も連れられず、伺候の武士村上彦四郎義光一人供奉にて、参内あることをいつもけれ、御階の元に跪き、召しによつて寄雲の内へと、内と御簾を捲き上げさせ、龍顔常ならず、玉躰の御粧、逆鱗の御色、玉座の御衣まくり上げ、手に箙を携へ、一山の座主たる身にしも、御身と心を合はせ語るべき者あつて、召し寄せつると宣ふ御有様と奏し、右衛門督藤原資朝卿、俊基朝臣の左右に近侍し、火を吐く眼には赤眼、只事ならぬ相好、恨しげなる言ひて、大塔の宮大衣上げ、君の御有様は、必定天魔の邪法を行はせ給ふ不審しさよ、信濃の一巫を前侍とし、天神地祇の数へを

とし、四海萬民を統御し給ふ御身の上、何を足らずとしてか、魔界に陥らんとの叡慮淺ましく。資朝俊基などが諫めを獻らず、魔道に誘引し奉り、大日本を魔國にせんとは神敵佛敵、はやく叡慮を改めらるべし。」と、憚りなくぞ奏せらるゝ。天皇怒りの龍顔に御涙、朕みだりに魔術を貴むにあらず、今鎌倉の權威天下を呑み、朝廷日々に衰へ、禁中の事皆六波羅の下知に任す。口惜しさよ無念さよ、此の度位を朕が寵愛、今年八歳の乙の宮に、讓らんと思ひし所、六波羅より是れをおさへ、兎角鎌倉の下知に任すべしと、讓位延引す。この心を案ずるに、彼等に縁ある、先帝の末の宮邦仁親王を、位に即けんとの所存、鏡にかけて顯はれたり。所詮第六天の魔王に組し、鎌倉六波羅を滅ぼし、今の恨みを晴らさん爲の行ひぞや。魔道はこの世の地獄なれば、未來の苦しみ思ひやる亡と、睫にまじる御涙、夕日の前の玉霰、御いたはしくも恐ろしし。大塔の宮伸び上り、「ア、御心狹き勅諚かな、六波羅鎌倉を亡ぼさんに、天魔の手を借るまでも候はず。我諸佛方便の教へを學び、無禮講と名付け、在京の武士を集め、酒と色とを以て打解け馴染み相語らはば、近國の侍に、誰か勅命を背く者候べき。その時菩薩の折伏門に入り、解脫同相の衣を脫いで、堅甲利兵の甲胄を帶し、還俗の形となり、一味の大軍どつと押しよせ、一時に踏み破り、大將駿河守が首取つて、獄門に切りかけ、宸襟を安め奉らんは、尊雲が方寸に候」と詞すゞしく奏聞あれば、怒りの龍顔ひき替へて、忍辱

去年の御謀反、空しく反れ出にけて、南都・南都[illegible]を下りける[illegible]が、去る所へ武家の使坊門の清忠罷り出で、「鎌倉の御教書到来、即ち今日御位定り、常盤駿河守近日上洛仕し、参内致し候」と奏聞あれば、「すはや南宮の御運定め」と禁中さゝめき、八重の若宮も御前に参り給へば、日野中宮左右に別れ着座ある。駿河守範貞相雲客に[illegible]儀もなく、恐る恐る関白の御座の如くに、鎌倉の文箱を御前の案に据ゑさせ、「御即位の事この御教書の文に載る、何れに御位定まるとも、御異議有るべからず」と、ややあつて、御文箱開かるゝと、是を見れども文に悲しき、披見と言ふ者も無かりしに、大塔の宮、これを読むに何事かと、御文を切つて御披けやゐ、されど聞いて、ああ、すこし有らんと思ひつれ、外の文章に読むに及ばず、「先帝の一の宮邦良親王を、[illegible]に即け申すべき事たるべし」と、あはせらるゝに、駿河守[illegible]とりまろこびて、「常に盛者の[illegible]、剣の[illegible]、[illegible]むるはなきなり」。大塔の宮の御側[illegible]、その上に[illegible]ぬ村上[illegible]義光、[illegible]でてつと出で、「[illegible]、[illegible]御即位、[illegible]親王とは、元は先帝の大塔の宮なれども、一度六波羅の[illegible]と成り、相模入道[illegible]と名乗り、[illegible]の[illegible]んこれは、亀河原の相模屋の[illegible]で、[illegible]をかき込んだは[illegible]人の見る所、されを[illegible]に[illegible]し[illegible]仁親王、神武以来当今九十五代まで、一度武家の家来となり、五位の諸大夫に、成り下りたる身を以て、十善の位に即きたる例ひに聞かず、[illegible]か[illegible]人大塔の宮の上に即くことを定め置かれ、つつと下

れ相模太郎、たゞしお手を引き申さうか。」と、立たんとすれば大塔の宮、「ヤァ宮中なるぞ荒氣をするな、靜まれ／＼」と制し給へば、進みもやらず駿河守範貞、「エ、我が威勢を恐れぬ憎くい奴、極めてくれん。」と太刀に手を懸け、睨め付くれば、彥四郎も太刀拔くつて、何ぞいうたら返答せんと、言はぬ許りの眼差。彼奴が面付只者ならず。毛を吹いて疵を求めんよりと、柄に懸けたる手を打ち拂ひ、えへん／＼と空嘯き、見ぬ顏してぞ居たりける。時に春日の社人藤原の仲業、慌しく參內し、「今朝神前神木の松の藤、斯くの如き花咲き候。故不思議に存じ、時を移さず叡覽に供へ候。」と、紫ならぬ紅の、藤のしなへ三尺許りなる、今を盛りの一房を御前に捧ぐれば、人々是れはと手を打つて、奇異の思ひをなし給ふ。駿河守笑壺に入り、「ハヽヽ神慮は疑はれず。なんと方々見られたるか、春日山に時ならぬ白藤咲きし例はあれど、紅の藤咲きしとは古今例を聞かず、總じて白きは源、赤は平家、逆仁親王は我々平家御取立て申す所、折しも赤き藤の咲く事、此の親王を萬乘の御位に卽け申せとの神敎、花物いはねど疑ひなし、吉日を選み三種の神器、內侍所の印の箱を授けられ、御國讓あるべし。」と申しも敢へぬに、逆仁親王、若宮の茵近くつか／＼と寄つて、「今日よりは麿は東宮、無品無官の幼稚の身として、麿が上座は緩怠至極」と、まだ幼なき御手を取つて引きおろし、在りし御座にどつかと座すれば、駿河守はしたり顏、若宮は面なげに、御涙ぐませ給ひければ、大塔の宮をはじめ

とし、堂上堂下村上彦四郎、叡慮を憚り、詞は控へ、既えつあたる許りにて、皆々拳を握りける。天
曩日の御座の御劍を取つて、高御座につつ立ち給ひ、宮中も響く御聲にて、「我が國の三つの寶は、智
仁勇の三德にて、假令讓受けても此の三つの理に背けば、却つて神罰を蒙る。就中この寶劍の威德、
常道に背き私ある時は、寶劍鞘袋を離れ給はねども、[illegible]となつて主德を傷まし、忽ち國王の
命を斷つ事、干將莫邪よりも銳し。見よ〱今言ふ詞に驗なくば、天照大神の託宣は皆僞りなるべ
きぞ」と、日月の如き龍眼にて、四方を屹と睨め廻し、御簾さつと上下りければ、横紙裂の[illegible]
も、打つが如く切るが如き勅定に氣を奪はれ、東宮の御所は六波羅殿、諸侍の面々六波羅へ出仕あ
れ」と、道仁親王誘ひ申されて、退出す。一言事を破り、一人定めし[illegible]、[illegible]のたか
なれ、大塔の宮の候人赤松律師則祐、「昨日より捧げし赤旗の花にこそ、道仁親王御位に備まりしは、最
河守と祖父が中に物こそあれ、[illegible]山に移り置き、化の根元祀斷さんと、宇治を流れる小倉堤、
淀[illegible]下は川風に、柳の堤を[illegible]、其の[illegible]、[illegible]の[illegible]
息杖[illegible]足の[illegible]、踏み出す一足も[illegible]六尺かんばんも、木津川にこそ着きにけれ。[illegible]
[illegible]郎二[illegible]に在ると聞きしが、今歸るか逢うてはやかまし、[illegible]
ば、駒野の方より[illegible]、馬上勇ましく[illegible]、[illegible]これと逢つては六波

喧し、ハテ何とせん木陰はなし、家はなし、何處に隠れん」。夫れよ／＼、宮の御秘鍾馗の繪に、橋の下に蹲んだ鬼思ひ出した、是れ鍾馗その眞似せん」と傳ひ下り、渡して仕舞ふ橋柱、貫を踏まへて身を縮め小さうなつて蹲み居る」心の鬼の赤松は、いかな鍾馗も手にあはじ、程なく南方行逢の橋の上、高橋九郎頭を下げ、「ここには存じ寄らず、何國への行幸ござうこと伺へば、「されば此の度の位爭ひ、春日山に赤藤の咲いたる故、麿が利運となつて位に卽く、これ明神の御加護、御禮の爲社參するわ。」と宣へば、高橋えせ笑ひ、「赤藤の咲いたるを、明神の力と思召しての御社參ならば、明神も嘸迷惑。遠い春日より近い六波羅殿を、日本國中の神佛とも思召せ、赤藤の咲きし事御存じないござうな。六波羅殿を御大切になさるゝ爲なれば、一寸申し上げん。總じて冬の日に藤の花を咲かする事、その木の根の土二三尺除け、廻りを掘り、ごもく土といふ物と入れ替へ、折々其の上にて葉を焚き、毎日酒を根に濺くれば、時分に變らず花を咲かす。又赤う咲かせう樣に、藤の花房一二寸伸びたる時、穀物に紅を溶き入れ、その花房を浸けて置けば、伸びるに連れて花の色、紅ゐに咲く事大秘傳。今度春日山に咲きし赤藤も、六波羅殿仕人に敎へ玉ひ、その仕掛にて咲きたる藤。天下萬民肝潰せば、智識といふは六波羅殿一人、穴賢人に洩らし給ふな」と、語れば親王「是れは」と許り、開いて悦ぶ橋の下、大事の底をうち明ける一投もいかい大戲、猾々盡せ」と聞き居たる「して／＼高橋は南都より、何故只

今宵も歸る。」「さん候。この頃大塔の宮、無禮講といふ事を初め、足助次郎重成、多治見、赤松、村上なんど、日毎に寄り合ひ酒宴亂舞し、六波羅殿聞召し、いかさま仔細の有らん、果して謀叛と無禮講に入り交つて、事を窺へとの御諚によつて罷り歸る。」若しも隠し主選ばれ、はや御暇と聞く赤松、「憎さも憎し、よい氣味して腹いせ」と、橋桁に兩手を突張り、腰からうんともちあぐれば、めりめりぐつと柱を離れ、橋板ぐるめ馬人共、中に浮橋の橋、「なうなう悲しやこりや何事。」と、驚く間も川へ落ちんかと、恐れ戰く橋の上、飛ばんとするを遁しも立てず、橋板どうど投げ付くれば、殘らず水に投げ込まれ、淵瀬も知らぬ早川に、押し流されては浮き上り、浮きつ沈みつ流されたり。赤松階に駈け上り、扇を開き大音上げ、「アヽヽヽ花を流すは吉野川、紅葉を流す龍田川、罪業を流す衣川、此丘尼を流すは天の川、昔栄ながす飛鳥川、彼ら流すは赤松川。氣味よしよし」と一首の狂歌よつく聞け、木津川の水いと疾く早ければ高橋落ちて流れ逆人と、笑うて御所へ歸りけり。爾に討を為す歌なれの、招かぬ人も宮柄野小野、尚甲小路中将藤原、至藤館と齋を打ち、高瀬を分かぬ酒宴の酒合、公卿は素頭案質壞、武士は烏帽子法師は白衣、敵を逃がに會ひて、男は味噌の主通ひ、賀は六波羅討ち亡ぼさず、自餘他事には無かりけり。早來れ後る敵寺の障、遊ぶ夜の密事も、大れ上着けき御雉ひ、八裳の宮の御旗臣民部輔に住のお局、御國を繕いて宝楠野の、賢に吉くる中の將、中納言

藤房卿出で迎ひ、「一見苦しき山莊不思議の御入り。君にも兼々御存じのとほり、武家朝廷を僭び、我儘なる御位定め叡慮安からず、臣等が遺恨止む事なく候へども、當時六波羅の勢ひ容易く亡ぼされず、味方に心を通はす武士ども、少々は候へども、大切なる御企て、左右なくは明されず。一つは武家の聞えを憚り、無禮講と名づけ、あだ口雜談に事寄せ、在京の武士の底意を計り候へば、凡そ徒黨の人數を定め、計略大半成就せり。今宵は某が當屋にて、二心なき客人達の饗應、今宵諸方の手筈を定め、六波羅を討ち亡ぼし、御愛しみ深き若宮位に立て、公家一統の世と爲さん、御心安かれ」と、頼もしく申さるれば、「さればとよ、大塔の宮を始め奉り、各々の心遣ひ、天皇さまにも御悦び、夫れにつき自ら態々來りしこと、彼の右近府の侍所、土岐藏人頼貞、この會合に洩れしとや、彼には妾が恩もあり、何卒一味させよとの、叡慮に任せ道より使を立てぬれば、頼貞頓て尋ね來ん。待つ間もうしや奥の間の、人々の氏名乘連判狀には聞きたれども、どれがどれやら知らぬ顏、教へ給へ」と宣へば、藤房卿案内して、「手荒き武士の無禮の遊び、お笑ひあるな」と次の襖を明けかけて、「あれ〳〵御覽せ、上段に形くづさず坐すこそ、名指すに及ばずこの連中の御大將、大塔の宮護良親王。銀燭臺に身を背け、夜食ぐら〳〵喫ふ人は、大原の住職殿の法印良忠殿。こなたに立てる明障子、白拍子と連三味線は、馴染多治見四郎二郎國長、酌する禿をいやがらず、無禮も無禮濡縁先、立ちはだかりしは

右小弁俊基と聞けば鼠もをかしきの、細打戯に結びける一首[illegible]、かには川越掃部
守、六な八なひつぼり蜂、先づ六度蜂の頭をならぶつる、次の骨牌は八九三、これも目出度し鎌倉蜂、
根こぎにせんと責め込まれ、風に二三河のはなれず、鎌倉の留守代、相模の手合の力量、赤松入道
と知召せ。四つ手に組みし庭の萩、[illegible]下帯は、日野中納言資朝、大納言の
杯、おさへて[illegible]、手並の合は[illegible]、村上義光下にやらん、頭を抱へ
罷り通さで、[illegible]の講釈きくやいなや、これ[illegible]洞院の左衛門督実世、足助次郎重成、歌ひさ、あく扇
その外南都北嶺の衆徒、続々名乗るに及ばず、と、方を見るも眼迷ひしつ、三位の[illegible]
一間きしに勝る殿原達、頼みある中の[illegible]
したがふ、無行法の[illegible]中へ三位様と[illegible]、袴着[illegible]
も敵ハず、ここ[illegible]
と、[illegible]
皿、なれと三位の局[illegible]
り給ふ、[illegible]
上げ[illegible]

寄し。」と躊躇ふ後の唐紙押明け、三位の局、瓶子土器二方に顔隱し、「夜中といひ御苦勞の御出で、お氣晴らしに酒一つ。」と立ち、賴員が枕元へ二方押し遣り、悟られじとごし俯いて坐す。色ごのみの藏人尻目に掛け、見れば前垂襷掛、姿に似せぬ爪外れ、首筋元のくつきりさ、彼奴一切は佳き肴、仕掛けて見んと躙り寄り、「是れは〳〵、取込みの中、お心遣ひ千萬い〳〵。併し酒は不調法、下戸の證據はそさまの樣な、饅頭肌が我等の好物。どれ御面相拜せん。」と、しなだれ縺れさし覗けば、三位の君、はつと飛び退く後の襖、當つてぐわつたり錯り敗亡、勿體なやと疊に頭、「ハヽヽはつ。」と跪る。衣紋改め三位の君、「コレ無禮講へ呼ぶからは、憚りも慮外もないわいの。その慇懃で思ひ出す、舅齋藤太郎左衛門は今に變らず堅い顔か、其の早咲血の道も起らぬか。夫婦が中の力若も、嘸大人しうなりつらん。御所で仕ひし昔の由緣、早咲が噂も聞きたし、外に賴む事もある。さりながら自らが大切な望みなれば、假初には話されず、爰へ〳〵。」と言ふ聲に、賴員漸う人心地、「冥加にあまる妻子共のお噂。恐れながら我が妻も、あけくれ君の御事のみ、今更申すに及ばねども、早咲御所に在りし時、忍び契りし不義の咎、御情に命を繼ぎ、お指圖を以て夫婦になし下されし御恩、身不肖の藏人めに、お賴みとあるに違背はなし、御心置き給ふな。」と、裏なき武士の一言、す、好みに忘れぬ嬉しい心底、「賴まれうなり賴むなり、先づ固めの盃して、その上で語らん。」と、三寶に向ひ給へば、藏人賴員お

簡にと立ち寄る鐵輪子に掛り、からりと轉げてうち覆る。南無三寶も土器も、碎けてはつと物思ふ、
三位の君の氣の毒顏。頼員は左あらぬ體、「この土器の六つに割れしは六波羅殿、六波羅は平氏、平は
平氏これ御覧ぜ、瓶子ころりと轉けたれば、御氣に懸る事あらじ」と、聞かぬ先より氣の前、早く
推せし藏人が心中、敵か味方を量りかね、どうかかうかと心おくには鼓の音、萬歲出立の烏帽子、
村上彦四郎義光、たゞ一人が中へ走り出で、萬歲に事を寄せ、藏人が心を調べる鼓ぽん／＼打ち鳴らし、

つはもの萬歲

當世德若に御萬歲と、御代も榮えましまさす、これは興がるあの藤や、土岐左近も去る六日まで密々語、氣質を探り尋ねんと、思ふは愛でたうさふらひける。昔は山京に難波の京、中頃は奈良の京、今の京と申すは、萬邪であの御天子を據らず、我がまゝ働く平の京、京の住置は關東任せ、宮方のめ公家衆倒し、百姓せたけ町人いれり、民はまたきつねり／＼、實に無念にござらふると聞むかくゐる。」藏人微笑み、「ホ、無禮講の御作意、村上殿の萬歲囃き面白し、しかし獨り打つたり舞うたり、無勢にては事ゆくまいに、數ならねども頼員が心を量はず、拙この老若よく囃されよ、よく聞かれまこと騎りをば取り、扇をひらき萬歲と、一人有り難かりける天皇の、御代も安く榮へつゝも無禮の初まりは、昔日本親王の、赤松、村上、この二人の郎等だに、吉田より召し連れ下らせ給ひて、後醍醐

天皇たつてはついて、初めに謀叛を企て給ふ、實に勇々しく候ひける。その後に六波羅の大將の、首はこれらと飛ばせたまひて、治まる御世は大内の、紫宸殿の柱の數が、四十八本に極まりて、一本の柱が一味の人々、二本の柱が二心なく、三本の柱は三位のお局、にこりと若者、三位樣のお頼み、京の町のうの物盡、六波羅へ貢つて行くが合點か、ハテさ、合點おや、大合點か、ハテ合點おや、まうん、ようたい、ふんて、うれし／＼、やしよめ／＼、京の町のやしよめ、貢つたるものは何々、味方かち栗神崙昆布、蜜柑柑子立花、ト言ふ所こそあれ六波羅を討たんと甘い胡椒、それから甘い胡椒、積んで見やからいか、ハテ甘いわ、あまい／＼／＼わ、これやしよめ／＼、京の町のやしよめ、たんの蜜は、たれば、目出鯛海老鯣鰹赤貝といふ／＼楯にはまるな蛤子、ハテ蛤はまるな、ハ、蛤子なく、ハテ[illegible]し太夫殿、お望みの京の町、一番に貢つて上げる者は仕合者、ハテ此の太夫も仕合者、ハテ仕合、大仕合、ハテ四本の柱に始終仕濟まし、五本の柱に御運をひらき、六本の柱は、ハテ六波羅、ハテ滅亡、ハテ七本の柱が、ハテ七轉、ハテ八倒、ハテいかほど、ハテ詫びても、ハテ泣いても、ハテ叶はず、ハテ八本の柱は、八歳の若宮に御國讓りて、九本の柱に九重治め、十本の柱は、十善のすべら位治まる國治まる、千秋萬歳の萬歳樂と舞ひをさめつゝなう／＼嬉しや心底見えた、自らが願ひ成就、サァこの上は國々の神文、料紙これにとさし寄する筆押取り、御謀叛一味忠誠、僞りあるにおいて

は梵天帝釋、四天王日本六十餘州の神祇、冥罰を受くべき者なり、土岐右近藏人頼員。」と書き付け、差添の小刀小指劈き、ぐつかと据ゑたる血判。「オヽ、神妙〳〵。頼員殿、大塔の宮の御披見に供へん、御目見えは後刻々々。」と、村上奧に入りにける。六波羅の忍びの犬高橋九郎諸門、案内も無くずつと通り、「ヤア土岐殿是れにか、無禮講と聞き付け直に參つた。これは〳〵三位のお局、はれやれ晴うてもない仕合。」と、お側にどうど坐し、八歳の宮のお母なれども、子持くさい氣微塵もない。ぽつたりとした甘さうなお肉合、その艶々としたお顔に、主人六波羅殿およがるゝも道理々々。折々の參内、天皇尊敬と思はるゝははまり、皆お姿見たいばつかり。結構な惚人冥加の三位樣、よいお返事を承り、拙者も御褒美。これ申し〳〵、傍視して御座つては濟まぬ、否か應か聞きたらねばきかぬ男。」と、土[illegible]の處をかり存在過言、聞きかねて藏人、「コリヤ高橋、酒に醉うたか寢惚けたか。[illegible]の御前[illegible]位樣、無官の身として慮外千萬、退れ〳〵」とさめ付けられ[illegible]目に邁らねか、無禮と看板打たれた座敷、[illegible]てお見やれ」と遣り込め〳〵[illegible]如何ぢや〳〵。」となだるゝ。「エ、耳が穢れるやかましい面倒な」と、突き退けんとし給へば、腰に纏ひ引き留められ、[illegible]らしい、引退けてたも、なう藏人、これ頼員、お礼放しをらぬ。」と、抓つつ叩いつし給ふ程、引き寄せ[illegible]付

け動かせず。頼員立ち寄り拳を揮り、高橋が小鬢先、砕けて退けとくわつしと打つ。土岐蔵人、侍の生面ながらくらはした。面分からばりでせよ。」と、尻を打つて詰めかゝる。「ヤア寝惚け、あの額が眼に懸らぬか、くらはしたは無礼講。」とふ、あやまつた、無礼講面白い。無礼序に三位殿、六波羅へ連れ行かん。」と、引立て出づる襟元攫み、引き掴きどうど投げる、音は高橋投げられながらへらず口、「これも無礼か誤つた。餘程痛い無礼講。」と、起き上る腰骨踏据ゑ、〳〵踏むも無礼講、序に無礼まだ無礼、無礼々々。」と五つ六つ踏み付け〳〵、三位の背奥へ〳〵と目で送り、高橋が腰骨攫み引き起し、「無礼講の馳走こたへたか。」長居には頼員が帯せし細身作の冷し物、ひいやりと所望かと睨め付くれば、踏まれても打たれても堪忍するが無礼講、冷物所望になし、三位殿が所望々々。」と、頼員が隙ずつと潜り抜け、駈け込む奥の明障子、さつと開けば、赤松村上平賀三郎、籠手腰巻に身をかため、中央の床几には、大塔の宮護良親王金龍の大口、赤地錦の鎧直垂、緋縅の萌え立つ許りに金物繁き御着長、龍頭の兜を召され、御手に采配寛然と、堅甲利兵の御勢ひ、曠の輝く如くなり。高橋あんごり脛すわらず、膝節がたがた立ち帰れば、土岐蔵人、鐔元寛げ控へたり。逃れぬ命と大音上げ、「推参に進は今無礼講に事寄せ、六波羅を亡ぼす謀、ヤヤ高橋が家来共、六波羅へ注進せよ。」と呼ばはる頸、頼員すかさず息の根止めんと斬つて掛れば、心得たりと抜き合はせ、請けつ開いつ切り結ぶ。大

塔の宮悠々と、騒ぎもせず御覧あれば、左右の勇士主殿蔵人が奉公始め、手見せの勝負と闘嘩をのんで守り居る。蔵人は手練の若者、附け入り／＼、九郎が脇腹くわらりと薙ぎ、返す刀に首打ち落し、静々と御前に向ひ、「二階堂殿の旗仕留めは続へども、味方の詰勢未だ参らず、高橋討たれし事、六波羅へ聞えなば大望の妨げ、某これにて切腹し、当分の口論に取りなし、事を静め申すべし。お暇給べ」と押肌脱ぐを、「ヤ、無益々々」と制し給ひ、「高橋が家来の外、敵に洩るゝ気遣ひなし、平賀赤松義光等よく計らへ」と宣へば、三人承り、暗闇に立ち出で、「高橋九郎殿の家来衆、用事あるでお通へ通れ、参れ／＼」と呼ぶ声に、すは旦那のお召ぞと、草履を脇にと若黨中間、「はい／＼／＼」と前かたいともしら闇の廊下、ばら／＼と立ち出づる。時へ廻つて、[illegible]の鼠、一匹づゝ仕舞うてくれんと、三人抜き連れ待ち立ち、片手片手へ切り伏せ切り捨て、一々仕果せて浮雲なし、御運強き我が伴の軍は勝利、無礼講もこれ限りにて、酒を干せ切り落せば、日月打ちたる錦の御旗、明け立つ空に翻れり。この御旗を真先に立て、分捕高名手柄はし[illegible]と、とつと勇めば大塔の宮、[illegible]、「天に日あり地に日あり、隠密々々、[illegible]、四海安東指名まへる御神徳、御智備はり事備はり、仁義備はり徳備はり、御運も備はる威を備へ、前の鎌倉鏡壁砕く、時は今北の、[illegible]多聞、撫びに[illegible]し四人の勇者、昔は[illegible]、[illegible]に打ち勝つ御威勢、[illegible]に征夷将軍と、御な

お人も無かりけり。

第二

臣として不忠なるは、子として不孝なるに同じと、田氏が母の確言實なるかな。南六波羅の下司齋藤太郎左衛門尉利行、當番日の外も休みなく、六波羅の北殿常盤駿河守の館に相詰め、退出はいつも暮過ぐる、拍子木相圖に門を締め、出入の札も初夜限り、法度強さも役持の、外の屋敷に替りけり。稍更くる夜の表門、七つ許りの賤しげなき育ち、刀の差しこなし只ならぬ男兒の、手を引く女の帽子宵深に、息繼ぎあへず驅け來り、「爰ぞ頼みたい〳〵」と切りに叩く。門番出格子に顔をつとさし出し、「何だ慮外至極な、何所だと思ふ、京洛中の御支配齋藤太郎左衛門様の御屋敷、用事ならば定まりの日に參れ。殊に今夜は六波羅殿へ御詰あなされ殿はお留守、御門先退け〳〵、狼狽へて權柄くな」と、目玉光らし引込む面付、「ム、さいふは門番共か。太郎左衛門様のお屋敷、成程合點。かういふ女は即ち太郎左衛門様の娘、土岐右近藏人頼貞が女房早咲といふ者、これは我が子太郎左衛門様の爲には孫、其方達が爲にも主筋。父上のお目にかゝる大事の急用、忍びにそつと逢ひましたいと通じてくれ、頼む〳〵。」の詞の中、北の方より家の提灯、先走の徒の者、「お歸り」と呼ばはる聲に門番

飛び出で、貫の木扉ぐわつたりぴつしり、八文字に開く逆に鼻、手燭捧げて小姓近習、式臺に折目高
なる御關前、月に閃く槍印、「父齋藤太郎左衛門利行、お歸りかいの。」と乘物に取り付けば[illegible]、これ
はこれは、娘が孫の[illegible]かことと、飛び下りる、親子の親しみ、家來も見る門番も、[illegible]
かと、剃下頭逆に、土に擦り付け平伏すれば、夜中に親子徒跣足、供も連れず參りしは、密かに耳
へ入れたい事。若しも夫頼員殿は見えまいか、必ず／＼[illegible]
やことと、聞く親は[illegible]
中の上下此の頃日外に[illegible]、と、袖の下を引き[illegible]
れとも言はず、[illegible]
[illegible]
[illegible]、心をゆるし大事を女に打明けしは我が不覺[illegible]
と、矢を射る如く大文字に書き付け、舅齋藤が館の高塀「ホ、ウ高しと[illegible]
腕を伸して[illegible]
[illegible]
[illegible]

息差もせず聞き居たる。物越に囁くも聞きは違へぬ女房が聲、「我等體が口に掛け、申すも恐れ多けれども、鎌倉の惡逆いや增し、兩六波羅の無理非道の政道奢り、天の憎しみ神の怒り、鎌倉一家の滅亡三年は過ぎまじと、立つ手遠ふ下の取沙汰。その被官たる我が夫父上、身の果て如何と案じ暮せば夜の目も合はず、遣方なさの御物語。第一不便はこの力若、子孫長久の御思案はあるまいか、賴み少なき世の中やと、打萎るれば、父の齋藤溜息つき、「オヽ、女心に悔むは尤も、神國の大日本朝敵となつたる者、子孫續きし其の例なし。近くは平相國清盛入道、唐土天竺が攻め來つても傾くまじき勢ひも、賴朝義經の仁義の武勇に切り立てられ、一門の大勢西海の波に沈みし、これぞよき證據。今鎌倉の惡逆奢り、神明佛陀の怒りの矢先憎みの鋒先、目にこそ見えね、八方に迫ると思ひ給はお淺ましさよ。その被官たる婿舅、六條河原獄門にかゝらんは案の內、今更何と爲方なき、弓矢取る身の淺ましさ。只忘るまじきは後生菩提、ナ、南無阿彌陀佛」と言ふ聲を、外に立ち聞く賴員、「ム、扨は女房が內通にてはなかりしな、こちおれ何をか口走る」と鼻息もせず聞き居たる。斯くとは知らず女房「扨は父上も左程鎌倉六波羅を疎み果て給ふか、其のお心を聞いて胸が落着いた、大內にも數年鎌倉を御恨み、今度宮樣御位に卽き、六波羅殿失禮非道の我儘、逆鱗もつての外。無禮講に事寄せ、六波羅追討の御謀叛極まり、大塔の宮御還俗、征夷將軍護良と名乘り、官軍の總大將、夫の賴員殿はもとより

右近府の侍所、一方の物頭、或は敵の侍大將、或は實に臨んで、先づ一番と望むは男子の首、相とはし思ふな、弓馬の家に生まれし役、力なしとの悔言、夫と親との敵味方、何方へ勝負ありとも、悲しき者は自ら一人、天命盡き果てし六波羅にくみするは、毒と知つて毒を飲み、淵と知つて淵に沈む無分別、夫諸共天皇の御味方に參り、六波羅こそ亡ぶれば、婿も舅も手柄一つ、天下の爲家の爲、たつた一人の此の力若、子孫の爲と思召し、御心を飜し下されかし」と申す爲計、氣の堅い賴員殿に酒を強ひて寢入らせ、家來共にも隱し忍び、徒跣で私に心ごころする兩遊はせと、語る詞の中より、齋藤大きに驚く面色、膝を進めつ眼を見出し、膝押し揃へ澁面作り、返答に及ばんとせし體、妻こそ賴員二人は女房が明かす味方に引き入れ、止めし神命、つゞく間の襖の物の響、答によつて雨戸一重、蹴破るは易かりけり、二、左右に分れて間合に居たる父長崎を押し、打つて「ヤイ汝幼きより歌學をこのみ、古歌數多を暗記したり、かの春の野にあさる雉子のつま戀に、わがお在所を人に知れつゝ」と言ふ歌覺えつらん、雉の雌鳥が、雛を育て其の巣の爲に、番ひはなれて春の草に隱れ伏す、雄鳥は雌鳥を慕ひ、ほろゝと打つて羽叩く、其の聲を知る故に、獵人の罠に掛り、焦るゝ、遂には逢はずして其の身を失ふ、これを畜類に劣るなるに譬へて、みぎの雉子の妻戀に、わが在所を人に知れつゝと詠じたら、その其の一回て、夫を選び退してかゝつて、夫申の御謀叛を觸れ

あり〳〵。鎌倉譜代の勇士六波羅重恩の齋藤太郎左衞門、孫の娘の聟のなんじに引かされて、返忠の悪名を長き世に遺すべきか。天皇に組するせぬは返答に及ばず、コレこれに對ひたる太鼓を見よ。すは六波羅の御大事とあらん時、人數を集むる合圖の太鼓。預り置いたる七百餘騎を引率し、短兵を取りひしぐは我が役。其の實に過分の所領を賜はり、妻子を養育む榮耀、汝を育て土岐がかたへ縁につけしも、皆鎌倉殿より賜はつたる所領の力。其の恩を振り捨てて、今さら天皇の御味方に組せよとは、此の齋藤に武士道を捨てさするか。土岐右近藏人といふ雉妻戀によつて、天皇の御謀叛を知つたる我は獵人、今宵の内大内へ逆寄にして、忠義を顯はすは此の時、恨むるな女、但し汝も我が娘土岐が妻ならば、今此の親が首打つて叡覽に供へ、夫の忠節を勵ますか。但し太鼓を打つて人數を集め、此方より攻め掛けうか。サア返答いかに、思案はいかに」と、桴押取つて立ち上れば、「なう情なや、父の武士の廢る事、強てとは申すまじ。草木にも心置く帝の御謀叛、我が口から顯はれては夫も面目失ふ。何事も聞かず知らず顔、隱密に成され下され。」と、持つたる桴を捥ぎ放さんと腕に縋り、太鼓の表に立ち塞がり、泣き叫び口說く聲。聞くと齊しく頼員、腰の刀すらりと拔き、左手の小腸にぐつと突立て大音上げ、「天皇御謀叛一味の武士右近府の侍所、土岐頼員生害に及ぶ、聞かれよ齋藤殿、舅殿」と呼ばはれば、親子驚き雨戶障子を引き退け引き開け、驅け出る緣先突込む鐔元血は瀧つ瀨、女房是

れはと取り付けば、幼けれども力者なり、父様なきに切腹なされ、何の立たぬ事に切つてよいは、にと腹を切りましようか」と、目には涙をうかべながら、言葉に見えたる兵素材、切腹は何をいらぬ、ォアテことありしや、天皇の御謀叛に組したたる、土岐頼員といふ一方の翁面、矢の一字も射いださず、此の斎藤が武勇を、言語道に聞き傳へて、裏切る程の臆病者、南六波羅を敵にもち、鎌倉殿を亡ぼさんなどとは、螢火を以て満月の光を消さんとするに同じ、及ばぬことと、斎と頼も此の下負連れ隠れしと、言ひ捨てて入らんとするをしく／＼斎藤殿、武勇と忠義を二つに持ちたる頼員にはあるれども、天皇の御方には御謀叛の企て早り、未だ人数の手配もなさぬ其の先に、謀叛義臣はお座席に告げられては、味方の敗北目の前、道に漏るゝ時は、其の利有らずとは此の事、味方の運を開ひ運まし女房に語へるなく、思ひ守る義を離れ、武士の習ひを以て主君に言へるかこぶる事をふかく／＼と、女房に打明けし我が祖忠、一生の不覚代の恥、言葉の源八幡、平和文化の欲情しいる時らざん痛の性質、二十年来夢寐を、南殿山砕けて三石に、北閑く一明とと、関入て変込んだる刀一覧り、節つて拙しまれ早く前線にに、かつけた状して自滅たり、女房わつと泣く／＼も、一族してくださ、頼員殿、味方の勢が一人も痛まず、斯かる女の忠節だて、我の心を退けれび、頼人事を誠りし故、大事に武士をおさく／＼と、殺したる頼員は元日から、エ、面く無い寒痛、二夜が傷の道を守るに

珍らしい事かいの。物の哀れ情を知るを誠の勇士といひまする、一人の娘一人の婿、一人の孫を見殺し、御前一人が義を立てぬき、そのゑ仁義とも忠節ともいはれまい。頑固な父様のお心とは夢にも知らず、此の女が舌三寸の誤りで、大事の／＼いとしい男、大事の武士を殺した科人はこの女。酷いつらい胴慾心な父様」と、恨み亂れ歎きしが、「いざ來い力若、死出の山へ追ひ付き父様への言分」と、刀おつ取り引き寄するを、飛び掛り孫を抱き上げ、娘をがつはと蹴み退け、「ヱ、淺ましい、徒死したる夫の憤りを散ぜんと思ふ心はなく、一子を殺し我も自害し、親子三人犬死して、天皇の味方に賴まれし詮は何と、よし／＼無分別の父母は兎も角も、此の倅は我が孫、養育して人となし、誠の武士の子を育つる手本を見せん。此の齋藤を情も哀れも知らぬ、頑固な親と汝が目には見ゆるか、可愛やなあ。昔保元の軍に、源氏左馬頭義朝は内裏方、父六條の判官爲義は院の御所方、親子敵味方と立ち分れ、鉾を爭ひ鎬を磨き、遂に院方敗北し、義朝の手に懸け父爲義の首を打たれし、恩愛親子の合戰に、涙一滴零さねども、鯨波矢叫の音までも、天道誠の御耳には、親子愁歎の悲しみの聲と聞召す。我は往昔の爲六條の判官爲義の心をもつて、現在の婿に敵對なす。汝等も君の御爲、左馬頭義朝の氣をもつて、親の首をも打たんと思ふ心はなく、恨めしい父様、胴慾心な父様とは、婿や娘を怖れて、此の齋藤が泣く聲は、汝等が耳へは入るまいぞ」と、はたと睨む眼の中の、涙ぞ聲に先だてり。力若賢

く、祖父の眼色見て取り、これ母様なぜ泣かしやる。今日からは私も六波羅方、私が首切つて父様の名を揚げて下され。」と、涙を見せぬ詞附「コ、未練至極、子供に劣つた女め、戰場に臨んでは親とても遁さぬと、一言いうて歸らぬか、何と／＼」「オ、あい／＼申しまする、是れ敵味方と成るからは、父上とて用捨はない。齋藤太郎左衛門の首は主殿頼貞が女房早瀬が取つて見せう。ア、天道赦して下さんせ」と、わつと叫べば父は猶、親子名殘と泣く聲を、紛らす相圖の陣太鼓、愛別離苦こそ二世の習ひ、齋藤太郎左衛門利行が注進によつて、謀叛の事隱れなく、天皇を取り奉れと、六波羅の軍奉行隅田彈正少弼に、四十八ヶ所の篝火、在京の勢をつけ、七條河原に勢揃して、齋藤太郎左衛門利行、床几を踞ゑ軍勢を點檢す。思ひ／＼の家の旗、眞先に押立つる青黄赤白紫や、五色あやどる紋の綾、小櫻威貫様々に、鎧の心や染色は、柳櫻にあらねども、面の晴と飾ける、氣心や武士ども、手を盡したる馬なひで、物具鮮に輝きたりしは、目ざやかなりける風情なり。齋藤太郎左衛門采配押取り、諸軍勢の假名實名、一々次第に尋ねけり。

著到馬ぞろへ

一先づ一番に小櫻威の胴丸に、五枚兜を猪首に着なし、紺の母衣を懸け、兵庫鎖の丸鞘太刀、雲雀毛の駿足に、夕日いざよふ唐紅の鞦を、差繩長に掛けなし、足どりかろく歩ませしは、天晴出立

や誰候。」「是れは太相國清盛の苗裔、八條入道清玄が孫、八條右金吾平清澄、郁芳門の寄手候。」「シテ二番に唐綾威の鎧、鍬形打つたる柿形兜、澀染手綱に萌黄の母衣、霞に嘶ふ青の駒、土踏み立てて花薫る、溢れ櫻の蒔繪の鞍、五色の厚總掛けさせしは、如何に／＼。」と尋ねける。「さん候、某は、清の黨の旗頭、葛西忠太春國。」とぞ名乘りける。「シテ三番に白黑威、胡麻殻小札の大鎧、眞紅の鉢卷おまとしめ、黄母衣に木地の鞍置かせ、淺葱手綱に黑の駒、乘つたる武者は誰やらん。」「然れば候、某は、濃州方縣の、城主明石播磨介貞朝、談天門の攻口は、我が手なり。」とぞ答へける。「シテ四番に名にし逢坂の、關の岩角踏み鳴らし、山立ち出づる霧原駒、沃懸地の鞍置かせ、萌黄威に紅裾濃、四形兜に白の母衣、問ふに及ばずよく知つたり、名古屋の前司候な。」「實によく知召されたり。此の度の我が攻口、美福門を受取つたり。」と、徐々と打つて過ぐる。「次に鋭き驍武者二騎、葦月毛白の駒、楢手綱、紅手綱、燃え立つ火焔鍋尻兜、おり咲く花の山吹威、卯花威の腹卷に、淺葱鬱金の母衣掛けし、勇々しき出立は誰そやたそ。」「誰ぞとは人がまし、隅山時秀河野晴國、安嘉達智の二門を受取り、前後の爭ひ事急なり、馬上御免。」と乘り過ぐれば、彈正二人を呼びかへし、「互に拔驅御禁制、高名有りとも手柄にならず、備へを立てて向はれよ。」と、急度戒め通しける。「續いて蹄に雲を踏む、月毛の駒に丸額、年は三五の上もなく、髪に蘭麝の風薫る。花立花の梨子地の鞍、金絲銀絲

を小波打、より絲の厚總掛、母衣は[illegible]水淺葱、[illegible]色革の小札の[illegible]、足利様の卷手綱、[illegible]つし／＼と歩ませたり。負けまじものと續きつゞく、同じよはひの勝色縅、獅子に牡丹の鍍金物打つたる鎧、鍬形打つて龍頭、綾の母衣かけ錦の鞦、[illegible]の鞍置かせ、黑[illegible]、いかな野[illegible]の荒駒も、君の手綱は逢ふ夜の床より」「なぜ／＼。」「引き寄せてゆらりと乘つて出でたるは、誰人の子ならん聞かまほしし。」と尋ぬれば、さん候、我々は、[illegible]山が一子太郎重平、河野[illegible]三郎四郎[illegible]、今を初めの戰の供[illegible]と手綱徐かに歩ませて、大様にこそ通りける。扨其の外伊勢平[illegible]、近江に[illegible]村姉川、伊賀に服部三河に足助矢矧武者色々の物具、萌黄緋縅白[illegible]磨、[illegible]花革藤縅、片白片[illegible]、染革澤瀉柑子革、黄絲白絲紫縅。扨又馬は連錢葦毛、虎月毛、四白足白[illegible]、格子[illegible]姫栗毛、こゝ心の鞍置かせ、思ひ／＼の手綱を掛け、照る日に輝く物具は、一[illegible]色ぞ[illegible]亂れ、乘り出したる武者の數、以上三百七十騎、[illegible]其二萬七千人、河原[illegible]小漣[illegible]、[illegible]の[illegible]は[illegible]くるとも、平[illegible]の[illegible]勢に[illegible]じ、萬歳樂と悦びの[illegible]する。朝[illegible]を忘れ[illegible]威に誇る六波羅[illegible]、[illegible]、暮山[illegible]出づるに異ならず。[illegible]の女武者、心も[illegible]ふ[illegible]花に[illegible]め[illegible]裏切し、我強き[illegible]

んと、近衛通の松陰に、身を引きそばめ窺ひ居る。敵は多勢、軍に驕れて陽明門を攻め破り、官軍數多討死し、大塔の宮護良親王、赤松律師則祐、平賀村上主從四人、虎口を切拔け一先南都の方へ忍ばんと、笠印かなぐり捨てて、敵の袖印、是れは當手の使番、味方の利運を六波羅殿へ注進、各の高名も一々に言上と、高らかに呼ばはり／＼、靜かに落ちさせ給ひける。早咲乾度見すは是れこそよき敵ござんなれと、木の陰よりふと出で、右近府の侍所、土岐藏人頼員是れにありと、名乘り掛け切りかゝる。平賀三郎聞付け驅けて、やあ土岐頼員とや、事々しい大將呼ばはり、萬乘の君に叛かれ奉りし一大事敵に洩らし、宮に向つて太刀三昧、面は土、心は畜類、刀の穢れ捻ぢ殺してくれんずと、怒り猛れば、はつと驚き飛び退り、地に平伏し、扨は大塔の宮にて渡らせ給ふか、勿體なや恐れあり。我こそ土岐が女房早咲と申す者、恥かしや情なや、數ならぬ我が夫の魂を、土と御覽じつけての御詞には、名の譽身の大慶、殊に自らは若宮の御母后、三位樣の御慈悲にて命を助かり、御殿勤めにて夫婦となりし頼員、骨を粉に碎かれ、屍を溝に曝さばとて、そもやそも二心の有るべきか。昔の藤房卿の舊、只管に思ひ過し、片意地の親を語らひしより、御大事敵に洩れ、夫は不覺の最期といひ、さもしい侍卑怯者、土岐頼員が返忠と果なき事に取付けて、人に疎まれ笑はれ、一人の親は敵となり、世に便りなき女の身、名有る敵の首取つて、せめて夫の修羅道の迷ひ晴らさんと、

一途に逸る心より、御印を見違へ宮に向ひ奉り、唯今の尾籠真平御免有る様に、執成してたべ侍達にと、大地にかつぱと打伏して、口説き涙草葉の露、鎧の袖を絞りけり。彦四郎猶笑ひ、「ヤア古狐の骨頂、汝つべこべとは化されず。左程義を知る殖員が、何故此の味方へは来らず、母衣綾印に至るまで、六波羅に従ふ赤印、口は官軍、形は六波羅、思ひがけなく我々に出づる侮せ、口先で宮を欺ける内股膏薬、其の手はくはぬ」と聞きつくれば、其の御言葉尤もなれ、日本武尊の方々、下に余る大軍にたの腕立て、犬死の端と思案し、出立を六波羅に装ひたる、一つの功を謀で、こ母衣引剥げば宮の御連枝八歳の御子、濁れに染まぬ蓮葉の、汚泥を出づる御性、村上朝臣大慈にけ、一義も御異聞なされて、手柄やせんと御了取り、御前に進つ申されは、宮も御感浅からず、我弟が御相聞迎ふ時、右城が忠節此の上の有るべからん、味方の数も増しぬ、[illegible]に数ある臣、語れば、時によつて変化する味方の運は、名誉名を発しし所、固から不忠にあらず。頼朝を主とき最期、思へば哀れなり武士、失ひし残念さこうした、[illegible]一閃に御大将、御帝後の懸つし[illegible]、天竜を排で赤松木官村上に、與に三に縁びける。[illegible]御命を得に臨みつ、勤王忠義の臣、身に余る面目の誼、末代の御道の上に[illegible]嘆くとき、上下の事に大御北御はなけれ、此の時しまは何ばかりて上、書きて弘言き遁し、悔む心を取直し、争んと念ひて身繕ひ、「ヤア此の世に思ひ置く事な

し、敵陣に駈け入り討死し、冥土のたに俺はせん、お暇申すと駈け出づる。「あれ止めよ」と上の御声に、人々縋り押し留むる。大将甚だ御感有り、「勇みあり頼もしし、さりながら斯く討たさせし無勢の味方、一騎当千の女、暫く存へ我に仕へ、幼き弟の若宮、おほし立て得させよ。」と様々制し給ふにぞ、死するも生きるも君が為、冥加に餘る御詞と猶々感涙堰き敢へず。時刻移れば赤松則祐、宮を勧め、早御開き、さりながら御連枝一所に落ち給はば、行先怪しみ奉らん。コレ村上平賀、御邊達は大塔の御供し、南都の衆徒を語らはれよ。某は早晩諸共に若宮を守り奉り、御父天皇の御安否を聞き合はせ、跡より追付き参らせん。」「オ、尤も/\、四方の御敵未だ散ぜず、いざさせ給へ」と義光、大塔の宮を供奉し参らせ、足早に別れ急ぎける。勝ち誇つたる六波羅勢、[illegible]絡みの網輿早か甘々に、叛逆の頭梁後醍醐天皇を擒にし、六波羅へ成し奉ること、先を払つて進み来る。赤松遥かに見るより早く、先に立つたる軍勢原、はりのけ顛倒し立ち塞がり、「播磨国の住人、赤松入道圓心が三男律師則祐、天皇の御迎ひ御心安かれ。」と、轅の端を片手に摑み、「こりや/\/\」と押し戻す。其流の帯刀五郎聲を掛け、「何の赤松意地張らば打ち砕き、割松坊主にしてくれん、懸けれ/\」と数十人、輿に取りつき押せども/\動かばこそ。「えいや/\。」の聲許り、手足は萎えてうごと震ふ。則祐につこ打笑ひ「ハ、、、赤松肥しの蒟蒻め、堪へて見よや。」と一ひき二ひき撞木につかせ、大

堕へとこうと引据ゑれば、それ餘すなと打つてかゝる。掻い潜り引つはづし、手に合ふ者を引摑み投げ遣し投げ遣し、殘る敵徒餘さじと追ひ詰くる。早瞬時しく若宮殿共、御輿に走り寄り、ごんなう勿體ない、是れこそ御父天皇様、恐れ多や淺ましや。御目の行幸にも、御代いとけの御輿まに召されし玉體、山賊夜盗の囚人同然、此の主上は何事ぞ、と、御輿を返させよ、と、御切りひらく腰の中、天皇は恙ますや。これは眉に、高田兵衛ぬつと出で、若宮殿ひ取り掛け行くを、乾蓋にしつかと組み留め、「エ、聲の立つ奴らめだ、汝にむざく云ふやうな」と引き戻せば、はたと胸の一寸突にくみする隆資卿、片岡に生捕られと、常陸守判官の嫡、赤松めに一杯くはせ、小鳥翻で鶴をそしめた。至極も六波羅殿、ものじやない一刀、武者ぶりこれも見ろ一、討ちそれ大抵の武士ならさんざん。今は最後、頼が前の千ヽ二千に代る様な若宮なりともつと、もぎつつ引きつ殺さす二度に、隅田の腹卷の脇、をつつと切りかくれば、ひらりと身を翻し、見事手に合はせて切り合ふ所、隅田兵衛正都打込み落ちかゝせたり。「南無三寶、高田の奴はおれでは、もう命も何もないわいせめて名を揚げるは小太郎」と、目の鉾先瞋恚の刃金、急ぎ立て切り込む死物狂ひ、それもの小太郎に、身を挺し取つて捻ぢ伏せ、首打ち落したる所に、嗚呼嬉しやと見上げれば、一つ刀で、私殿にはつしと急ぎ縋むる心を取直し、[illegible]、其在處の、見るもての、隨他の二人の奴ら、逃げりゆく、踏み

立つればどうど伏し、また起き上り太刀を杖「無念々々。」と四方を睨む眼力も、次第に弱る深手の矢疵、「ナウ赤松殿、則祐殿は何處にぞ、若宮を取り返して給べなう」と、魂許りは亂れぬ烈女、形はほつきと折れて若木の早咲き、閻浮の花は散りてけり。敵を左右へ切り靡け、立ち歸る赤松則祐、餘すな遣らじと隅田彈正、駒を進め大音聲「討ち漏らせし大塔の宮、赤松入道が知りつらん、駿馬の蹄に蹴け惱まし、生捕つて拷問せん。ヤア騎馬の武者共、掛れや〳〵」と、諸勢を勵まし乘り廻せば、馬強なる若武者共、我組み捕らんと腹帶しめ、鐙蹈そらし諸手綱、馬を競はせかくを入れ、尺寸の地も餘さず、稻麻竹葦と取り卷いたり。律師則祐えせ笑ひ、「生捕とは事をかしや、譬へば周の八疋項羽が騅、呂布が赤兎馬、我が朝の鬼鹿毛なりとも、シヤ物々し」と大手を擴げ、驅け來る馬を左手へ背け右手に外し、躍る馬を搔い潛り、轡を取つて引き廻せば、鐙に懸けんとはたとうつ。打てば沈みひらりと飛び、尾筒を取つて跳ね返せば、落ちじと堪ふる腰手綱、捩つて掛れば太腹潛つて蹄を避け、爰に顯はれ彼處に潛み、五騎も十騎も跳ね越え飛び越し、人馬を惱ます神通力、逆輪に掛けて組み止めんと、ひた〳〵〳〵と打ち寄する、駒の足並鞺鞳々々、障泥の音はほんはかしつたんさら〳〵、さらさらさつと寄手は引かぬ片手綱、渦卷き立つる波の紋、左巴右巴、くるり〳〵くる〳〵〳〵、くるりくる〳〵　三重　かけ立つる。子房に劣らぬ赤松則祐、身は山雀の摩耶育ち、くるみ返りの飛鳥の術、あ

らぬ方にすつくと立つて小躍し、[illegible]
[illegible]共に目は掛けじ。」と、太刀抜き翳しひら首前[illegible]
[illegible]所責め問はんとは、口の強いじやく馬め。天皇御父[illegible]
[illegible]の駿足、あばら腰骨踏み[illegible]
[illegible]理の開引菜[illegible]
[illegible]の下を[illegible]
[illegible]羅彌天の[illegible]
[illegible]足利新田[illegible]

軍牒じ合はせ、六波羅鎌倉踏みつぶし、公家一統の世となさんは決定、一條大宮通、九重過ぎて宇治山越え、大和路さして、おゝく〳〵〳〵、大塔の宮の御跡慕ひ行く、脛は赤松律師、力士が那羅延力、三千世界を一跨ぎ、飛ぶ火の野邊の名に高き、般若寺へとこそ急ぎけり。

第

都にかなる女あり、車を同じうす、顔蕣の花の如しと謠ふ。鄭衞の二風道に蕩かし、國を賊ふの淫聲と雖も、よく讀みよく用ゐるときは、却つて國を治むるの誡めたりと註せり。常盤駿河守範貞は、齋藤太郎左衛門利行が忠烈にて、大内の御謀叛顯はれ官軍の多勢に討ち勝ち、大塔の宮御行方く落人となり給ひ、後醍醐天皇を隱岐國へ流し遷し奉り、八歳の若宮竝に御母君三位の御局諸共に擒とし、永井右馬頭宣明に預け、嚴しく守らせ、その外宮々公卿大臣に至るまで、武家に背きし輩を死罪流罪に苦しめ、氣焔鷹の如く揚り、威勢雷の如く響き渡れる六十餘州、頭を擡ぐる人もなし。早初秋の風の色、白書院の敷居越、齋藤太郎左衛門利行、「召しによつて參上。」と手をつけば、駿州見給ひ、「ヤ太郎左、早速の出仕大儀々々、サア〳〵直に是れへ〳〵。」と招けども、「ハツ〳〵。」と許り色代する、「ハテいらぬ辭儀、手をとつて立ち申さうか。」「是れは〳〵、御意を背くに結句慮外。」と、臆病

御譜代お側衆歴々の衆の聴えて、大將と睦ぐみに詫びなくて座しにける。さなう太郎左、此の間もいふ通り、今度一戦に切り勝つ事、此の範貞が武略にもあらず、諸軍勢の働きにもあらず、御運偏りの娘婿を見殺し、逆徒にせし忠勤、一人の高名、即ち鎌倉へ言上、追付恩賞大国の主。いづれも列座の面面、上たる身は太郎左を手本、あやかれあやかれ」と、輝かれて恐縮しもせず、「忠を磨き義を鐵石に比するは勇者の守る所、御加増を貪らず、褒められたくも是れなし。」と、人のそやしにふはふはと、[illegible]ら言ふ人喰馬、あの口挨拶もさだうなり。「オ、其の繕ひなき眞直に見込み、[illegible]事あつて[illegible]し寄せたり。語り出すも恥かしながら、範貞は此の頃といふ[illegible]病を受け、お見やる通り顔も痩せ窶るゝ。此の病の起りは、永井右馬頭に預けし若宮の[illegible]の[illegible]、見初めし[illegible]気を變へても、心の鬱[illegible]らず、[illegible]にて口説かける[illegible]のただ文[illegible]、[illegible]下部に嘲弄せられて、常葉駿河守と呼ばれ、鎌倉の御名代、国中に[illegible]国、大国たる身の[illegible]如何と思ふに、たう[illegible]も有る物、[illegible]若宮、時分[illegible]の[illegible]を好み給ふと聞く、[illegible]の間は京[illegible]の御子供、有馬[illegible]が[illegible]入れ、[illegible]の心を[illegible]、[illegible]けし詞の情、[illegible]に[illegible]お局の心を先ず[illegible]け、其の上に我が[illegible]の[illegible]を聞取り、[illegible]の[illegible]に[illegible]し、[illegible]は有馬の[illegible]、女中ながらさすが[illegible]の上人、[illegible]の代り[illegible]に[illegible]をいはせし[illegible]に[illegible]れ、[illegible]といふ[illegible]事、[illegible]にて[illegible]られ

し、嬉しい心底見せ申さん。」屈從共君が方より返事の燈籠是れ〳〵。」「あい。」と答へて奥屈從、是れも他生の振り合はせ、誰が袖なりや色深く、そめて千種の花車、祭る未來のなき魂より、生きて此の世の戀路の闇、照らす許りの風流なり。「是れお見やれ、最初に此方より、根笹の燈籠に水晶の玉を飾り、上には鷺が羽を伸し、鯉を掴む作物、戀に心は飛び立つ許り、根笹に霰觸らば落ちよの心を悟り、袖を片敷き二人寢んとの返事のたが袖。又此方より松に楓の燈籠、焦れ待つとの心を受け、色に引かれて廻りよれとの、此の花車見事い。太郎左々々聞いてか〳〵。」と、言へども更に見向きもせず、「蕾ではござらぬ、頼みたき事ありとのお召し、取敢へず參りしに、どれ何を頼む事、當分軍鎮まれども、大塔の宮行方知れず、近國の武士過半心は天皇方、味方の鎧兜緩りと脱がれぬ此の時節、まだ〳〵と戀話、弦をせき矢の根を磨くに隙ござらぬ。燈籠より兵糧の用意、罷り歸る。」と立たんとす。「す、爺氣短かな、始めをいはねば末聞えず、斯く戀は叶ひながら、迎ひの車乘物にて、幾夜待てども今に來ず、女の迎ひに若き侍も氣遣ひ、老足の大儀ながら、今宵彼の君を迎ひに、爺頼む。」といふ顏つく〴〵見て、「罷りならぬ、齋藤太郎左衛門利行、一生に出合女の取持致さず、はじめより媒の右馬頭に仰せ付けられい。夜にいり辻に立つ、夜發の遊女の支配する、牛とやらもうとやらの業、侍のせぬ事。若し三位の局、首引き拔いて參れ抔との御用は、何時にても仰せ付けられ。」と重ねて

取付く詞なし。お次の間より、薫の、風と薫ゆる御取次、永井右馬頭が女房花園、三位のお局様よりお使として参上」と聞くも敢へず、「アヽ其の便り待ちかねし山の時鳥、早う聞きたい〳〵、こちへ」と、招くに及ばぬ上の、奥方の腹に生まれつゝ、三十路餘りに老い、暮しながら、嗜の詞つき、色香殘りて氣高く、「夫右馬頭御前のお局様へ、お次代りの蟷螂、優しい御趣向感じいりまする、彼方も蟷螂の御返事、其の上に此のお浴衣、模様はお上のお好み、磯打つ濱に亂礁、磯様の御意氣をひらきに受け、思ふ濱へ焦れ寄らんとのお局数寄、彼自のお汗取りにとの御口状」と、肩にかけしを、取る間遅しとしがみつき、「これ〳〵此が現か嘘か眞か、我が戀風の乳に請けるは、彼方からよりの字ぢやの、「おれにはめの字の氣が見ゆる、是れ辛い夫の朝夷」と、細にわし鼻にあて、ふみや〳〵と御機嫌なる」君が移り香抱き寄せしのつけ紐を付け、女房の甘い細縫、幸いに甘い隙の存、ほん〳〵在の字、安房のほの字、つらると知らぬ愚かさよ。漸う心おとし付けて「ヤ花園、是れ程のお情に、迎ひやれども雨が降る風が吹くと、様に花を延べぬは、恩意が拝けぬか氣がいれる、心が微のる、細何ぢや〳〵」と有りければ、「ニヤ、お氣の急いたはお道理、また我が方にも亡き長年卑では、濟み難して、なう花園、只今囲夫に見えず、思ひ一間に、行一十、八十と成の我身は二つ、木草はの御目を掠めてに、未代までの惡名、六波羅へ申して、只管花園し、お紬りの遁り、隠岐國より還幸の

しまし、鳥羽の藁家の古御所に、置きまゐらせて下されば、若宮樣を手渡しし、此の身はお暇申しうけ、何國に障り支へもなう、六波羅殿と添ひたい。さもなうては下々の女の間男同然とのお詞、否といはれぬ尤もな御心底、兎角天皇樣さへ還幸なれば、お前の戀は叶ふ〳〵、一天の君のお願ひ叶ひ、ア、嬉しやと思召さば、皆殿樣の冥加、お身の爲國土の爲、女の及ばぬ智慧ながら、天下太平の瑞相と存じます。」とぞ申しける。「ム、ウ尤も〳〵、天皇の目を竊みては女の道立たず、我も男の義は立たぬ。願ひの通り天皇を呼び返しても何事か有らん、膝とも談合太郎左衛門、分別何と〳〵」と、言ふを打消す尖聲「一よつほどに盡きつしやれ、膝とも談合とは似たか〳〵の事。此の度敵味方手負討死何千人、京鎌倉の騷動は、天皇を流すか六波羅殿の切腹か、二つ一つの堺を、漸く打勝ち半年立たず、太刀刀の血も乾ぬ内天皇を還幸なし、打洩らされの宮方隱れ住む眞中、王城より一里に足らぬ、鳥羽の御所に天皇を置くとは、火燵箱に煙硝入れて、晝寐するより危い事。斯く申す太郎左衛門、聟娘は忠戰の刃に死し、我は六十に手が屆く命を塵とも灰とも存ぜねば追從いはず、齒に衣著せぬ談合はお氣に入るまい。壽命長久子孫繁昌、後の榮華を樂しむ、永井右馬頭に御相談。」と、膠もしやらりも無かりけり。花園くわつと色を赧め、膝に膝を突掛け、「是れ齋藤太郎左衛門殿、口上が過ぎる聞き惜い。又しては忠戰に死せし娘とは、娘の討死が左程自慢か、オ、其方の氣では珍らしかろ、假令

女でも其の家に生まれては、人ふ切るも討死も、これや珍らしう無いわいの。したが其方の蝉の様に夫に徃綱切られ、犬死にする様な事は、此の花園は見まい、是れ許りは成らぬわいの。イヤお手柄おや自慢が道理、何ちやの、命を塵とも思はぬとはいやるが、侍たる身の本心、寿命長久後の栄華を楽しむ、右馬頭とは何故の書き、言ひ掛つてはござんせぬ。サア聞かうこと、たを言ふ男勝り、太刀引掛たとなば切り重ねまじき気色なり。コハいかにと女中は駭騒い、申したれ陪所へつたら、是れ其の証據は、面に輝かれた胴の心、如露亦真に見えたるを、且つて惣の可ふ返事と、常分顕意に入らぬ風、上すんべの輝哉、一切逃れの身町人、命惜しむ証據ゆゑ、と殊叫けはせ、嘆いて寶を取がまか、是れ示しも此方の為に、晴指敗の一節も進め、武任術出の文字數も数えた人に偽かふ世ぞ無常なる、田夫不案な其なが、誠の目が覚さるの、古人されど云界、年寄の言ひ損ひは是非しい、ト聞かせたい、ト聞かせう一中へ、いやつては、あの業が間の轍は立つ故、武は真にせつと見るいかい、心得け、子供も無くえたる人一両日、間はの合更に何に在る物を是に立たぬ名こそ高しとすれとの歌の心、又皆々は、若者を慰め皆もれる浪人の間、乾かぬ人に頼んでは迷に竹らぬ名こそ高くけれ、目出たけれと有りたれ、叶はぬ時の歌、世にひかる、中とて、漁見葉も折さず、帝明石の萩桔梗、草花等はせ未だ揺草、夜の心内が言ひ損の中、小野不町に届すれ、也十た

役めに焦れ死す、叶はぬ戀、是れ二つ。浴衣は波に帆掛舟、思ふ湊へこがれ入るには、揚げたる帆をうおろす習ひ、此の浦舟に帆を揚げて、沖の方へ走る舟、海の沖を象るお局の魂は、隠岐國へ通ふとの下心、文盲不束な太郎左衛門見立て、非言有らば打つて見よ、何と／＼。」と責め掛けられ、「ハアアさうであつた物、名歌名句も聞く人の、氣々によつて變るといふ、まそつとの所へ心付かず、殿の御前諸人の中で言ひこめられ、大きな不調法の譏りを得、エヽ口惜しい無念な。」と忍び歎けば、伺候の人人、見掛けに寄らぬ齋藤が風雅、蝦夷に歌詠も有らう事」とぞ私語きける。大將範貞面色變り、乾達婆王の怠れる聲、「囀かすは囀かぬまで、範貞ほどの者を、ぬけ／＼と誑す痴女、よし／＼此の返報せん、それ／＼精靈燈籠もてこい。」と、外方に燈す盂蘭盆の、切籠燈籠取寄せ、「是れ見たか、局に恋を思ひ切る名残の音物。右馬頭が名代は花園、齋藤太郎左衛門兩人立ちあひ工夫し、此の心を悟りし者直に使、口上は此の燈籠に有る、サア寄つて判じて見よ。」「畏まつた。」と花園、額を傾け暫く思案し、「ハッア、聞えた、總じて此の切籠には、四方に四つの角有る物、帝のお願ひ叶はず、年に一度の精靈となつて、還幸なれとの御口上。」と、提げて立たんとす。「ヤイ／＼待て／＼、其の様にどんげな邁り違ひ事でなし。太郎左衛門智慧に及ばぬか。」「ハヽア何の是れしき知れた事、切籠とは子を切る、お局の子は若宮、戀の叶はぬ憎しみ、若宮をきりこのお使、齋藤太郎左衛門承る。」「ま

ト頓智命明黒暴々さ、今背子の刻頸死期までに、若宮の首切つて見せよ」と、声を立て給へば、花園
駆け寄り縄に縛りし若宮の御首を餘人に打たせては、[illegible]のきはもなし。大刀取を馬右頭に、[illegible]若
まで言ふ成らぬ／＼」と、「然らば検使を仰せ付けられい」「なほさらぬ」検使太刀取ともに斎藤太郎
左衛門、はて急げ、こゝ放す女の[illegible]、けからし奥にえり給へば、左右の諸士もはや／＼と、[illegible]
わざなさに計り、斎藤太刀鑓提げ、つゝいて立つ小走りかゝる、其様の[illegible]と跡を留る太郎左衛門
殿無心がなく、[illegible]中生蘭、肝心要の[illegible]に、太刀取[illegible]の首を取る、検使も餘人
にとられ、うつかりと見物する右馬頭を面目、年寄に[illegible]一人流し、左右いかに動かせの」
と、膝節の腑に留むる、こなかしい女郎め、[illegible]の近付れぬ先[illegible]、[illegible]
ても、返答聞かねば動かぬ」と、返答には及ばぬと引く力[illegible]、[illegible]
出づるが[illegible]、[illegible]の頭をつかんで引く程に、[illegible]
[illegible]、錦を取らんとし、[illegible]の谷は、いつのまにいつまで前へ引くつ、是れは[illegible]
のとぶとしまいて[illegible]が故なり、存付を打たせ、[illegible]
井右馬頭か[illegible]」と、[illegible]「[illegible]」[illegible]、武士[illegible]
ま[illegible]には[illegible]、[illegible]

大塔宮

若宮紅梅の短冊

天照らす、日月の神の御事にも、世の浮雲に覆はれし、まだ八歳の若宮、御母君是の上と傷はしくも、永井右馬頭が館に預けられ、閑の淋しき二重垣、荻吹く風の音ならで、訪ふこととふ者もなし。今日の御機嫌伺ひと、御前に出でければ、宮は机に何となき、御手習の藻鹽草、コレサア右馬頭あの鐘は入相か、晩秋の日の短さよ」と、御いたいけにのたまふに、打詫び給ふ御眼元、「是れはく、何事の御述懐、この比夜なく、町人の子供を庭へ入れ踊らせ申すも、私の計らひならず、随分宮様を慰め大事にかけよと、六波羅よりの下知、是れも母君様御物好の燈籠にて宥められし故、荒氣の大將心和ぎてのいたはり、此の上にお氣結ぼれ御藥などと候ては、母御様へ御不孝、盆の間は御手習も御休み。」と、押遣る机に紅梅の短冊、御詠歌と思しくて、つくぐくと思ひ暮して入相の鐘を聞くにも猶ぞ戀しき」アッアか程まで、御父帝を慕はせたまふ、平人の子の父母を慕ふにも、只めろくと泣く許り、俗を離れし天性の、御いたはしさよ。」と許りにて、顔を傾け泣く聲に、御母君走り出で、「なうく叶はぬ事にお心をいためずとも、時節次第と思召せ。隱岐國より還幸の訴訟に花園頼み、

六波羅へ遣はせし、歸りの遅いにお腹ひしかたふと、覺束なう思召せし此の蒔繪帽子師幹子、花園の心
つけ、我が子の鶴千代と一様に染めさせて獻上し、是れをなして鶴千代と、仕組踊りしゆらい遊ばす、
サア召させかへんことと御手を取り、袖長緋引きかへて、浮世模樣の染浴衣、よさしの花の染帽子、
花かいらぎの御懐付、育ちも氣高き雲の上、鶴千代寄れことなが呼ぶ、同じ出立同い年、姿容は見か
はせど、詞及ばぬ人柄や、たとへば宮に澄む月と、水の月との如くなり、「サテ〳〵踊る右馬頭、音頭
音頭」と宣へば、「エ、イ、私に音頭、是れは迷惑千萬、踊も音頭も見えぬが上手、口で申すは下手。
女房花園歸るまで御待ち、私はお赦し〳〵」と、いふ様体打笑ひ、「それは宮様よい御好み、花園
は緑夜の事、是非に所望」と責められ、顔を赤めて、「近頃御無理と言う。然らば忘れし所は先へ飛
び、歯のいかぬはでくなし、拍子違ひ間違ひは御許され」と宣ふ情し、鶴千代とゝ、面白の花
の盛りや祇園清水、地主の櫻が咲いたさく、醉醒、行てみたれ、ハテいやな、見る花に醉うた
とさ醉うたとさ、醉うたる色は赤面、山王の櫻の本に猿が三匹、三十三匹下つた、猿子抱いて
ぶら下れ、猫と暦と打連れ、西國東國蓮舟に来れる圖も、さればさ〳〵、愛し君やこちしと
と打て、拍子打たりまた、おさんと吠と手の吠と、されで素跡に廻つたく三四日はは〳〵、音頭
がよければ手拍子揃ふ、六波羅の西所來り右馬頭と云ふ所を、、昔宵の踊なれば、貞宮の音頭

走」と御悦びの所に、花園切籠携へ悄々として立ち歸れば、「たうよい所へ戻りやつた。珍らしい、右馬頭の音頭、宮樣御千代揃への踊賑ふ折柄、六波羅殿の返事も聽吉左右、目出たい事、早う聞きたし聞きたしと勇み給へば、猶言はれず、襟を浸せる涙の體「ヤア女房、必ず吉左右申すにも極まらず、善とも惡とも泣いて居て濟むことか、無調法なこと叱られて顏を上げ「たうおいとし樣や御道理なおゝ折しも聞ゆる宮御師兒の齋藤太郎左衛門が御前に居合はせ、此の頃諂ふ殿の御心を和げし、篤と濟衣の模樣まで、散々惡し樣の評をつけ、右馬頭は何も見分けぬ盲目の樣に言ひ破り、以ての外御腹立ち、此の切籠が彼方の口上、御使は則ち太郎左衛門、追付來る筈。エヽ〳〵腹の立つ、せめて小刀一本有るならば、齋藤めが横腹刳つて、御前で見事に死なん物。面押し拭ひおめ〳〵と立ち歸り、何と申す詞が無い、口惜しい宣明殿」と、齒切りして無念泣き、宮御親子怪しみ氣遣ひ給ふ御氣色、右馬頭さまと言ふ男に「エ、此の切籠合點なき。此のごろ洛中の風說、右馬頭が油斷にて、宮は行方なく落ちたまふと、誰がいふともなき取沙汰、六波羅どのの耳に達し、切籠の四方の角々火をともし照らすがごとく、日本の果ての隅々まで、たづねさがさんとのお使、齋藤承りしな、さうで有らうがな、なさうか〳〵」と、あまぜで問へばあまぜで受け「アヽ〳〵いかにも〳〵其のとほり。齋藤が來るに間も有るまじ、宮樣に逢はせずば成るまいか。いつかな思ひも寄らず、我をめしに直に仰せ付けら

なき、讒言の佞臣も有るべし。預りの髪を踏み付け、人らしからぬ振舞、つら〳〵と上官の清執直縄を蔑
ため、彼の数輩人の交際なく、讒奏を見届けず、鶴千代を若宮にしたて、対面すべく、利口申する輩、一本
指させ、願いを本望。この鶴千代、太郎左衛門に逢ふ時、讒訴のごとし富樫を能う候ぞよと、諸判所
に奏出の紛時に窃かに〳〵、鶴千代を生け捕りにせよ。同事有らと心得ず、勢んでは討たれ申すま
じ」と、申し上げければ、一と太郎の深切、何時の世に忘るべき。萬事其方に任すべしと、若君の御手を引
き、館をこなたへと打連れ奥に入りたまへば、身を霞に埋ぬる。迚もの向、こちら〳〵とこそ聞えけれ。門
前に待つの者、齋藤太郎左衛門利行、主人の仰せと変る所無く、向へ出でて変えたる由道に、たとへ今の日本は
頭領の心を恃し、鶴千代を身代りに、切る合點か、一それでも悲しい事は出来るも、一ハア、悲しや、太
に情をかけたがら、富樫が祖徳の上君でもなく、斯く嫌い我が子を殺すやと、もすこし思案は有る
まいか。一此のうへは、ほかに思案もなく、先に若君に…の由緒は懸けねども、我に帰する恩義あるに、人
道一つを不義を取らずとも、武士は武士との義もあらん、身代りの事にしてとて、我は一貝の煙よ
り、果して我が子の指にて、主人も、一代の主君の名、鶴千代が首打ち、立派に埋し一亦、それや
我は鎌倉、主上、事付、御所を出して、政門より和田、我らの首へ帰る、勇み立ち候ぞ、涙
寄する、使者に導きにて、神妙に御跡へ運びし、思ひに思ひかけるそう、疑ひかけた親に有馬殿、謀る

ぬ覺悟ぞ勇士なる。」程なく齋藤廣間に入り、「上使なれば罷り通る。」と上座に著き、太刀取御使下拙に御仰せ付けられしぞ、御内意遮つて望み、切籠の御口上委細申すに及ばず、用意よくば疾く／＼宮を出されよ。」と、荒印上もせぬ體で、面々ハテ頼りない首打つに何の用意、さりながら上の御情にて、若宮毎夜の謡、今夜も何心なく踊轉子、武法の衣に召させ替ふべきか。」「何さ／＼、首さへ打てば骸は裸でも構はなし、逃げぬ先早々ことさがまれて、心を碎く父母の、教へ忘れず鶴千代立ち出で、「ヤイ右馬頭、六波羅の使齋藤太郎左衛門とは彼か、麿一人に誰をも大儀なり。」とおとなしやか。はつと手をつき頭ひく、涙に暮るゝ夫婦が額、上げかぬるこそ不便なれ。齋藤からから／＼と笑ひ、「ヤア右馬頭、鷺は眞白烏は眞黒、どれがどうとも人目には見分かねども、おのれどもは能く見わくる。讀んだ人間、若宮の顔ついに見ねども、平人の子と天子の子、威光でも違ふ筈。推量が此の稚兒、御邊が一子鶴千代な。サ眞の若宮見度い／＼。」「イヤ見たうても聞きたうても頼りの宮、是れならで外に無い。」「ム確とないか。」「ハヽ、ない。」「よし／＼有るか無いか家さがし。」と立ちあがれば、「イヤ何所へ／＼。永井右馬頭宣明が住宅、命に若生あらば踏込んで捜して見よ、兩枝切つて切り下げん。」と、反を打つて睨めつくる。「ム、此の年まで言ひ出す詞變せぬ齋藤太郎左衛門、反打つた兩腕薙ぎ落して通らん。」と、同じく柄に手を掛くる。「ム、成らば切り落して通つて見よ。」「サア切つて見よ。」「通つて見よ。」

と眉間と眉間詰り合ふ許り、詰め寄せ／＼既に危く見えたる所に、御母局走り出で、直紫の直垂掴ん
で引き退け引据ゑ、「是れ若宮殿へ行て、鶴千代と鶴の用意なされ。」ヤイ太郎左衛門、ついに逢はぬ三
使の帰よう見て置け。」ヱ、まだ／＼として此の鶴わいの、皆聞いてたも、是れが懐中喉は、嬶の禁中
おまへの宮仕へ、主殿頭目と忍び合に、度々はれの奉公を欠く不義の科、両人死罪に極まりしを、人は
情と思ひ、自らが身にかへ御前を申しなし、命を助けし計りか、世間繕うた婦と成し、其の嬶人もみ
つかし、情の恩を忘れず六波羅の指し味方にくみし、恩に御を捨てたれいの、其の親御前の隙間の草
か木か、恨めしい事知らず」と、人の言う事の書きも、数へ立てて言退きたて、静まり損なうた御禁を、
他所には知らぬ頭子共、摑ふ手も仕方なく、そよ／＼と夏に聞はれて、囲み退く聞きける。花摂度にくれ
なれども、こなう高藤殿、如い言様事を分けに申しければ、御命取るとは尊くとし、いつまの瑕く存じて
まし、御侍屋よい所を暫し前に引つてたに、そのこの肺が見えし一つは田間肺を、子も含はすれば差
にも渡いて、遺け瓶なそか命を宿にせんより、瑕の事でまつは正と爾と高持つ親子と、滅ておの
ば有馬頭、母御の嫡く結構な瑕に、入道へ上し、のの瑕はば目に喫と造る命が有る、往しく／＼と高
打明させしに、親子、瑕裁を刀の切味、見て泣いたことも稀有、これは変なつの何か。ヨヨ、言様観子
代をとり／＼、ヱ、ヱヱ事ぶ有明高使方の、空き開きたる親心、庭に人の来る所にて、入れ代わった

此の二人、獅子の中の黄金かや。

身がはりおんど

時は今宵ぞ名残の音頭、是れる此の、七月の十六日は佛の慈悲、奈落の底の罪人の、呵責の責休め迚て、じうたんごべ、われにふしやうりやうちと、謡ひ踊りて遊べども、十七日の暁には、元の奈落に苦しむと、高閣富貴に泣かれたり、我が子に罪人ならねども、踊は宵の夢のうち、此の暁に死出の山、慈父慈し母慈し、戀し／＼と鳴くは冥土の鳥かエ。　冥土の旅に行く鳥と、娑婆に残れる親鳥の、涙に結ぶ袖の露、消えし昔の物語、踊子衆も父上も、聞いて諦め給へとて、語るも同じ泪ぞや。往時を聞満仲の、夢幻の世を観じ、この若君美女御前、　墨の衣に染めて染らぬ黄金の、美女が首打て仲光と、主命遁るゝ方もなし。無慙なるかな仲光は、切れと有るもお主なり、切り奉るもお主なり、兎角我が子の幸寿丸、御身代りとおもひ込む、親の心を子は知らず、手振り袖振り踊るなり、見るに消え／＼弱る心をとり直し、切つて代へたる末世の手本、武士の鑑の露剣も、心残すな我も残らぬ、今が思ひの切り所、思ひのな切り所さ、サア切り所夫れ切つていの／＼、切り所すと我が子の運りに泣く／＼も、切れ、切れサこ」と教へても、瞬目して宵を／＼と心を付くる熊膺眼、宵を討たば遁さじと、腕を固めし一世の算際、いづれが討たれ切られても悲しみは母親一人、共に死覗のう

つゝが夢か、是れは因果の蹄の輪、廻り廻りて宮の廻りは音頭が囲ひ、我が子の廻りに[illegible]こゝで切れ

ず、是れを切れずに教へても父達も過し、[illegible]の覚悟、長き浮世をかけたまゝ二頁一巻に[illegible]

で切れず二ツ心得たれことゝ見えしは刀の[illegible]、雨の[illegible]か手の[illegible]か、二人は外れて次の子

の、此り奴の/\/\奴鼓の剣首、水も溜りも下まではと落ち、太刀押し拭ひ立ち上れば、それ不[illegible]

つたは、切つた/\と蹄は破れ藪散り/\、花園若宮鶴千代引きの内、見れば命に[illegible]六ヶ

アハヽ、ほつと溜息、暗みつたる心の闇に、火を掲げたるが如くにて、初めて息を継ぎにける。右

馬頭心を前の、「是れ斎藤、宮を助け帯刀もの志しも、忠勤にかけ、[illegible]の町人の子を[illegible]より、[illegible]

兵衛、鶴千代が首目見て、信明が志を立てたるわ、[illegible]の所存[illegible]の事[illegible]

町人の子とは[illegible]、此の首は土岐右近[illegible]一人[illegible]の首[illegible]町内に預けりと

我が孫の[illegible]、數ならぬ町人の子と、[illegible]見るならば、[illegible]右近とは[illegible]

り、子と首[illegible]開し、親子共にむざ/\と[illegible]、一念強き斎藤[illegible]

若君、黒髪の[illegible]に[illegible]、[illegible]人の手を[illegible]、[illegible]

つき結うたる手[illegible]、[illegible]を引[illegible]、散る花の[illegible]、[illegible]

よつて[illegible]

嚴かせん、「後醍醐天皇に忠臣とは存ぜず、情しらずの齋藤、物識らず人でなしの太郎左衛門と、過言は御免下され。お詫び申す」と手をつけば、「イヤ天皇へ忠臣とは紛らはしい言分、素より六波羅方の一衆、舍利が中にたるとても、一心ある太郎左衛門でなし、皆是れ汝の讒言が忠節、惹ひ官軍にくみせし其の甲斐なく、籠臣の首一つも捕らず徒死したる不便さ。此の子を守り立て天皇の御用に立て、父のが修羅の妄執を、散じてくれんと思ふ折から、若宮の首切箱のお使、すは汝が名の揚げ時、人手には渡さじと思ひ、卑しき先陣を望む如く、大人氣なくも内裏花園と、面を赤め爭ひし故にこそ、一天四海の主となる宮を助けし汝が高名」でかいたた、今生にては淺い紀信が忠義に越え、未來閻魔の廳にては、黄金の札の一筆とや」「イヤ人死しての魂魄も、知死期までは體を去らず、讒て聞け夫者、侍たる者の果報の死とは、蒲團の上の病死にあらず、戰場におかつて好き敵に出で合ひ、莞爾と笑ひ尋常に討死は、文武に富める果報の武士、コリャ汝を討ちしは、六波羅の侍大將齋藤太郎左衛門利行、敵に取つて不足なく、歸の庭は軍の場、音頭は鯨波の聲、晴業の討死果報者、武士のあやかり者。此の理を達すれば、未來は九品蓮臺、今の音頭を引導にて、魂は冥土の鳥となり、父よ母よと呼ぶ聲、祖父よと呼んでくれよ」とて、現へに與へし齋藤が泣き戀つては留め度なく、天に仰ぎ地に轉び、漢手楚の龜藤、離れ難ひて歎きしが、イヤ忘れたり、是れよりは御使の役、お暇申すと首を持

けて立ち上れば御母[illegible]泣く〳〵も、一位ある生捕に引渡すさへ輿車、後醍醐天皇第九の宮の御首白地には恐れ有り、此の御衿を八瑤の御車[illegible]と渡し給へば、「御首を包むに餘る忝さ。」涙に老いの御弱車、「暫くなう。」と右馬頭、差添抜いて我が子の髻、秋の芒と切拂ひ、取直して我が髻、ふつと切つたる輪廻の絆。一死すべき倅は助かりし、力若が爲の子道心、我は武士を棄て坊主、侍ならねば忠もいらず義もいらぬ、二心と人もわらふ[illegible]兩御[illegible]の御供し、御出世までの諸國修行、廻る月日は還れども、歸らぬ死出の御[illegible]の車、魂は天[illegible]御所車、魄は乳人が肩車、父には別れ母には別れ、一人の祖父も捨てて行く、亡き精靈も來るなに、何とて娑婆をあきの風、恨み悦び悲しみ妬み、情よ仇よ敵味方、人間有爲の喜代、哀樂は無常の[illegible]一蹴、教へ一[illegible]は佛。」と、悟りて別れ別れけり。

第　四

大塔の宮熊野す[illegible]

諸共に哀れと思へ山櫻、花に心を[illegible]の、[illegible]して大塔の、宮も草鞋の旅衣、今ぞはじめてみ熊野の、先に落ちつく當もなく、忍び[illegible]させたまひける。天照神の御末にて、龍樓鳳闕の内にひととなり、花軒香車の外とては、[illegible]が[illegible]に、踏みも馴れさせ給はねど、螺鈿の笈を肩

に排け、生に歩行の勇氣なく、心も體を食闘て、つき添ふ赤松律師則祐、平賀三郎國綱、村上彦四郎義光ならで、外に御身に添ふものは、人にうそぶく法螺の貝、兜巾錫杖篠懸の、如何になり行く世なるらん、長汀曲浦の旅の道、心を碎かせ給ひける、御有様ぞいたはしき。由良の湊を見渡せば、沖のが懐を入る舩の、又出る舩に梶を絶え、浦の濱ゆふ幾重とも、知らぬ波路に漕ぎ別れ、あとなき風に漂ふ鷗、嵐の浮洲に浮きながら、時の心の深緑、松に惹いで藤代の、峠の空にはひまとひ、雲も散りるぬ天の原、こや天上の風塵を、爰に捨てての高峯かや。いや吹上の浦風に、積り〳〵て君が代の、年も道有る和歌の浦、千代の齢は知らねども、雲居を戀ひて鳴くことには、蘆邊の田鶴も我が身も、一つ流れの水上は、幾谷川の落ち合ひて、渡るも堅き磐田川、昨日は詩作の歌に詠み、直にかくとは思ひきや、けふ見る暁の窟の、苦くも潮の身にぞ染む、切目の王子に着き給ひ、各法施を奉り、丹精無二の御祈誓、敬白の聲に打納れ、既に未明の普陀落や岸打つ波は三熊野の、那智のお山を、暗誦の歌頭につれ下りしが、御前に畏まり「未だ知召されずや、當山の別當六波羅の武命を含み、御を待ち受け奉れば、大義の計略なり難し、十津川の方へ渡らせ給ひ、時の至るを待ち給へ。御道案内は我なぞ、いざ此方へ」とのふしでの、神隱れして失せにける。宮御悦び斜ならず、これ權現の告ぐる所、我が武運神慮に叶へり、勇めや勇めかなこ」と、又とつかはと尋ね入る、其の道嶮岨時去て、

去年の寒さの跡の消え、岩には殘る雪解けて、千尋の谷水溢を流し、見下す目眩を、又半天に懸
崖は、星も手に取る許りにして、見上ぐるに氣も消えつべし。山路に左右より、木の枝に伸びて根
ゐるを凌ぎ、東西分かず夜晝は、木の葉原の間より、漏れ來る影を力にして、御腰を押し御手を引き、嶮
れし草鞋の替もなく、御足も缺け損じ、流る、御血の裳にしみ、御草臥れを勞れども、いとゞ山伏は山に
伏す、草に臥すことも無く、漸く先に迎へ參りて、僅かに熊野道者、小原寺（？）打越え、
中津川、孤村の辻に佇みて、疲れ給はせ、霞につれて櫻散る、春の山路を行く手は
繁昌、菱垣品垣其具ひつしよゐて給へ、更に通さぬ關所の門、
が申さし刻に遣はす、世にこそ有る
小事、頼んで御通りあるべくもなかりしと、關所の前に
王、道固に鎖はれ此の道を御通りなれそ、
警固仕れ」と、高らかに呼ばはりける。
な〜と、警固の軍兵輪長刀、前駈を衞して、木の間から離り出で、「六波羅の御
も出し難く、
さんとて六波羅に聞え、御前の車一兩

一つ成るまじくは力なし、一矢参らせん」と、片手矢はげて向つたり。其へぜいなき律師則祐、眼をくわつと瞋らし「ヤア芋喰ひの尾つぴり親父め、熊野山家のとろくに住んで、京家の武士の心は知るまい。コリヤ此の首はころりと落ちても、縄掛けらるゝ首ではない。まして錦の御旗を汝等づれに渡さうか、望み叶く願た骨髄裂いてくれん」と駈け出づる。平賀縋つて、「待て待て則祐、危きを見て命を捨つるは臣下の習ひ、強ても角ても宮を通し参らすこと、大望成就の基とは思はぬか。芋瀬の荘司が望みに任せ、某彼が手に渡さん、縄掛けよ則祐」と後手になつて駈け寄がる。一命を存じも寄らぬ事我に任せ」と駈け出で出で、止めても止らず動かせず、止まれ放せと競り合うたり。宮両人を制し給ひ「則祐が勇は北宮黝が勢ひを凌ぎ、平賀が忠は孟施舎が義を守る、オヽ頼もしきものかな。義兵を思ひ立ちしより、命を戦場の的に立て、心を険阻の南山に砕き、今まで附添ふ方々は、吾が手足も同じ事、旗を渡して荘司を宥めん、早まつて事を仕損ずるな」と宣へば、赤松平賀詞を揃へ、「こは言甲斐なき御諚や候、朝敵追伐の御門出、旗を渡すは不吉の相、是非御無用」と止むれば、「いやとよ戦場に物具を捨て、旗を敵に取らるゝ事、恥に似て恥ならず、縦ひ恥辱になるとても、汝等が命に換ふべきか、生きるとも死ぬるとも必ず一所」と詐りにて、御目に餘るはらはら涙、「こは勿體なき御詞」二人は平伏し異加涙、芋瀬の荘司「返答如何、遅し遅し」と責めかけたり。宮御簾を押し開き、

金銀にて日月を打つて付けたる、錦の御旗を取り出し、[illegible]に[illegible]給ひ、敵必ず天罰を蒙らん、[illegible]
勢を制せよと[illegible]ければ、庄司[illegible]押戴き、[illegible]の[illegible]に付[illegible]なし、[illegible]と[illegible]開いて、色代し
てこそ通しけれ。庄司軍兵を近く招き、[illegible]手も下さず下々の仕合、六波羅の御前は、宮に出で手
前を取り、御旗を切り取つたりと[illegible]出陣、[illegible]と[illegible]は[illegible]て[illegible]し[illegible]は
とて福徳の二年目、一刻も早く上京せん、馬に鞍おいて用意の最中、村上彦四郎義光宮に後れ[illegible]
け着けしが、御旗を[illegible]つく/＼と方々其の旗[illegible]、[illegible]庄司が[illegible]、聞き
すに[illegible]、天地にとも[illegible]天子の御旗[illegible]、[illegible]御門用[illegible]
凡下の奴原が、御旗を手にかけし天罰思ひ知れ、と[illegible]つつ[illegible]踏み[illegible]旦那を[illegible]と軍兵に
と、一つになつて切り掛つて来るものとや、[illegible]来い/＼と[illegible]
わ[illegible]幸ひ、取つては引き寄せ人礫、[illegible]は、[illegible]礫の印地打、庄司をば[illegible]に[illegible]
て、遂に近づき[illegible]、[illegible]事と見附け、[illegible]人、[illegible]
此上て、御旗竿を[illegible]と、肩[illegible]けて、御旗持を取り、大の男を取つて投げ、足下に踏まへ[illegible]
くな[illegible]二本の[illegible]かけたる其の有様に、[illegible]
名だたる山伏谷に[illegible]、[illegible]の御[illegible]と[illegible]、[illegible]、名[illegible]人こ

こそ氣違ひなれ。文彌「姿老木の色もなき、吉野初瀬の春の空、高尾の山の春の名も、散りて亂れし花もなく、風も既は秋の葉の何故狂ひ初めけるぞ、挿頭の藤の花鬘、これも亂れて狂ふらん、嫁の逢生娘の果報、荊の跡を慕ひ出で、満たや又爰に現なき御有様、熊野も八郷の其の中にも、芦瀬十津川熊坂、三郡の主にて仁義篤と人も崇むる御身、何故かゝる亂心、悲しさよ」と泣き口説けば、一夕の和御前にも何を歎くぞ　十三野の兵衛が、氣の違ひしが悲しいとや。オ、能う泣いたの、をさな心なけ、猿のうたひも時鳥、親に似ぬ子は山榛蛇樁、角の生えた小櫛取りて挿さう、かまうてくれな」と押し退け突き退け、一て、其方に何處へ、熊野の山へ、花折賣りにか、花折賣りに、花賣ろ花折賣りに、走りゆくとつき急げ、我も行かんと駈け出づる。人々周章て縋り止め、氣を鎭めして給べなうこれ、焦れ歎けど其の甲斐も、七十年近き老の浪、起居もあらく顔色變じ、ハ、、ヽ可笑しの人の言ひ事や、汝知らずや我はこれ、熊野三所の大權現、年を重ねて三葉より一方の上の山に咲きそふる、我が神木の藤の花、美麗な姿はこれ、此所に植ゑたる馬鞭の、非禮をもつて花鬘、藤樣に亂れ狂はするも、我がなす業とはしら藤の、思ひ知らずや思ひしれ、罪は御身を責むる、我が念願の枝葉榮えて、熊野の山の上に咲ける藤に見えたり、嬉しやと行き給へば、雙ひ身をかけて、花房は骨を透す、こは何とせん恐ろしや、藤の若芽の尺に成るまで、今此の報いは遁れ難きや、由た

[illegible]虚空を摑めば、[illegible]
り、[illegible]神力[illegible]と見えて、正體もなき其の有様、[illegible]
が[illegible]にくれながら、[illegible]
[illegible]山伏[illegible]、引き連れ病家にて[illegible]
「我々は熊野山にて[illegible]修し、[illegible]
す所、病人有り[illegible]
[illegible]

同居の塵に交はり、斷惡修善は濟度の始め、愛民應護は利物の終り、就中熊野三所の權現は、日本第一大驗の靈神、伊弉冊尊の神宮、西宮本宮は事解男速玉男、宣の郡に宮居して、直なる道を守りの威德、四海浪靜かに八大龍治まつて、大悲應體の春霞は、利生を三の山に靉靆き、萬歳が峯の松風も、花の盛りは開けし葉の、一葉守の神心、仰ぎねがはくは從類悲願の誠心を備へ、拔苦與樂の門を垂れ、速かに立ち去り給へ、六根清淨不老不死と責め掛け／＼祈られ、日野の兵衞蹶然と起き、震へ戰き立つつ居つ、神風の一もみ揉んで面には白汗を流し、眼に露の雫垂れ、時ならぬ身震ひある、足踏はどう／＼、狂ひ出づれば客僧達、皆同音に聲を上げ、「摩訶般若波羅蜜多、十六善神哀愍加護、遣惡生善經を部、四王部天龍部、七曜九曜十二宮、二十八宿三十番神、修行者頂禮尊像、此の神に伏せられ五體を縮め、神は立ち去り給ふと見えて、臥したる夢の醒むるが如く、忽ち本氣へ心地、「なう有り難やこと嫁娘、拜みつ父に取り付きつ、悦び合ふこそ道理なれ。日野の兵衞頭を下げ、「山伏達の效驗にて、治すまじき我が狂氣本復、何を以て恩を報ぜん。五三箇月も御逗留、誰かある御饗なせ、嫁御娘よ御馳走申せ、過分至極と無二の悦び、宮御力を得させ給ひ、あつと言はんとし給ひしが、附添ふ人の心を兼ね、行先の道遙かなり。只御暇乞と立ち給へば、吳服差出で押し止め、「父も御止め申さるゝこそ幸ひなれ。所は山家の事寂びて、御慰みにはなけれども、旅の勞れの晴るゝまで、御不承

たがいこと許りにて、ぢつと見る目[illegible]戀知り[illegible]、[illegible]師匠[illegible]の手前には、[illegible]
京[illegible]かしき風情なり。兵衛[illegible]を立たせ、出来いた娘[illegible]、客僧達サア此方へ」と手を執れば、[illegible]
上義光、「いや／＼／＼、先達は貴殿に預け、何時[illegible]逗留。我々は初参の修[illegible]一日の[illegible]
すこと罷りならず、靈佛靈社心の[illegible]詣致すが結[illegible]。平[illegible]坊は河内國金剛山に[illegible]、[illegible]門[illegible]
院楠坊に對談あれ。我は吉野に[illegible]し、庵室になるべき地形を見立て、同[illegible]の山伏[illegible]り集めん」[illegible]
松坊は[illegible]「さればその國は[illegible]國、[illegible]の山一見、先達より許しの[illegible]状、圓心坊に相[illegible]し、
鄕[illegible]曲道[illegible]を取って立ち歸らん」「尤も／＼いざ打[illegible]
詞に牒し合はせ、早お暇と立ち出づれば、[illegible]
ふし[illegible]と騷ぐ聲々、妻の蓬生走り出で「[illegible]
御[illegible]と半分言はせず、父[illegible]狂氣なされしと追すがらの[illegible]
實か。」「さればいの、幾世[illegible]
の[illegible]
彫[illegible]「それ[illegible]
三[illegible]人[illegible]

に暇ねて、こりや旨い〳〵、親父殿に逢ひたう、急にお話申したいと、是へ直接お供申し、早う〳〵と

「ほんに疾う〳〵知らする筈、待つてござんせお咄し申さうぞやと、いそ〳〵走り行く跡に、大彌太郎は笑を含み、取つて投げて組掛けうとは、いやはや詰めた危い、細首こうかとして逢つたりしと

悦ぶ後に父の聲「やれ〳〵大彌太郎歸りしか」と、嬉しい頼りに立ち出づる「聞きしより御顔も窶れず、早速御本復、此の上の珍重なし、委細をお話し申す事有り」と走り寄りしが「これ女房、用有らば呼ばう、暫時あちらへおさがりやれ」にハ、女房に何の御遠慮。「有ればこそ立つてござんへ、立つて失せぬか女め」と、叱に突き出す賤口に、あいと廊下を駈け出でしが、隠すは仔細の有るらんと、障子に引添ひ立聞くとも知らず、大彌太聲をひそめ「此の度は上京六波羅殿目見得、首尾のこれ方なく、其の上の御掟、大塔の宮熊野路へ落ち失せ在所知れず、召捕つて出せよ、御恩賞は郎判一國を賜はれ、大名になされんとの御事、家来目出度と存じ畏まつて罷り帰る。四人連の山伏が、父の御病氣祈り治せしとや、其の山伏を考へれば大塔の宮、御手に入れなば、其の投くる我々が果報、今宵の内に討つて取り、明日首を都へ上らせば六波羅の御感、拙者は大名、悦んで給べ親父様。」といへども何の返答なく、「申し〳〵、大名の親になる事、お氣に入らぬか親父様。」と問へどもうんともすんとも言はず。「いやさ左右の返答なされ、親父様々々々。」と、せりかける程猶うつとり、きよろ〳〵目なる顔振上げて、ハ、

ハヘヽ、俺が死んだら、新田煙草で燒いてたも、煙管卒塔婆に立ててたもとは、何の事ちや／＼まア
大端に眞間の、こりやどうぢや、また氣違が發つたことと、拾きまへおれは狼ではない、我が歯かや
誰おや、あの竹生島の辨財天か、べんざいてん／＼辨財天、南無地藏か）、ヤハヽヽ、宮樣思召／＼
と魔性出づれば、取つて引つ伏せ首捻ぢ縊り、其れを當節へ出す事か、然らぬか親父、音に聞えたると
一刀ざこりや／＼」と聞きすゝめ、骨、髑を摑んで打ち開け飛んで出で、「大膽なり、時の相手ぞ
我にも明日までに延びなば、何とせうと思うてぞ、俺ゆへしてもらず取る心を置きまして、念佛
うもたるか、世の間いたる心地して、吐きやうに眞面目にする氣色、にっと笑何にと殺す心ぞ、一般
真直の仕たなり、お手打の一旦が當りの氣は確かなりけるが、一歯で嚙ませらるて、前々の大切なる事なる他人の
贔屓して、三年間夢の男の一大事、ここを開けよとぞ言へ申すなると、思ふ事どもの構なし、時に嘆き歎いてくだ
れつゝと、辻のつい下で話を聞きて見つつ、聞きおけども、頼みしもしと、切腹狂氣に、さとは、大事な意氣
られ討ち洩らした仕は、一生の殘念、芋蟲の性根も、此に來、立ち退きまつ）と禪念ふ事を、今宵の内
に討つて捕られ。其の親父座敷へ追ひ込み、逆口門やよこ、動いて也、連れて行け」と「さうらく
世話や、大名にも大體ではなれぬ、これも思へば山の芋、鰻に化けるぞ」と、呟き／＼出でて行
く。其の日も夕方くれは暮、蓮葉の暗き大晦日は、更け行くも更けし心にて、鐘も早つて鐘の声、今

これ〳〵と行先の、人は待たねど我焦れ、焦るゝ手燭携へて、窃かに閨を浮れ出で、せめて一夜は大塔の、宮とは知らず御寝所に、忍ぶも開けの長廊下、恥かし見たし逢ひたしの、心許りが歩み行く、跡に隠れて蓬生が、人に知られじ見られじと、包むも響く衣擦の音、あはや人こそくれは手燭、ふつと吹き消す烏羽玉の、闇は綾なし摘り足、跡には先に人ありと、思はず小声の蓬生様と行きあひァ恥しと、飛退き逃げ去れば、あれ、蓬生はこはごは透し見て、「何方かや、誰かや物言はぬか」、問はう其の声は蓬生様かいの、とさういふ声はくれは様かいの、「そこにてあの手わいの、あつたら肝を冷した大事ない、嗚呼これや何處へ」と、問ひ掛けられて行き詰り、「いやついそこへ。」「いやつい其處とは何處の事、若い気の有るまじないこと、いや〳〵、気遣うて下さんすな、其の間そこへつい物しに、」「ハテア物しに其のわけ聞かう、如何おやゝ〳〵、」と根を押され、人を咎むる蓬生様は何處へのお出で、若い氣の有るまじないこと、其方から先へいはしやんせ、」と、命迄返し鸚鵡返し「ハテ隠すことはない、先達てのお由状と寝に行くわいの。」「エ、兄様といふ男持ちながら、ア蓬生様虚言ばかり。」「誓文くされ嘘言でない、神祇なしに頼むぞや、」「否なそんなら置かしやんせ、何を隠さう先達には自らが首たけに「ャァそれたら惚れてか、夫れなら物を順道にしませう、嫂さまひに今夜は蓬生、明日の夜はくれは様、今宵一夜は辛抱して、いんで寝て下され。」と言ひ捨てゝ行け悩りゐる、これ〳〵まあ先づ待たしや

たさ、先に来たは自ら、この程は事かかぬ御身、私が先へ逃つまいと遣り出す、それこそにはやらぬ、こ
れ小督しいくれは殺、男狂ひまだ早い、兵衛が恋の邪魔しやるか、ほれやれ戻りや、と引き戻し、顔八
押しやり遣り付け引き戻し、互の指合間割れ、此方が止めれば此方が押し、此方が行けば彼方が押し止め
競り合ひ争ふ御寝所の、障子にどうと行き当れば、つれる障子のあなたの隙、雛大将と一間に
ともすれば、臥伏はいつまでにと、此方に二人が抱きつき、離れぬはつまりの父の兵衛、是は出る柄
の尽衣、逆立を掴み取り、引き掴み三重様ななり、思はなれた燈火これに、と、呼ばはる声に、手
燭を、それ出て給へば、二人の女ははつと寄り、床と前にあかりの、兵衛殿いつの間に御身の、と、悄く
なれ、今宵宮を寄せんと言ふ二人の者を只一、何と、其方様にはさぞ聞かれた、連れ合に事言を思ひ
ね、宮様を殺すうや、又は我等ゆゑ討ちかけか、何と申し出れぬ。女めら、とて返答、兵衛が叩
喰らふか、と、小刀を逆手にはさみ、両方に斬付けんと聲を荒め、怒りの涙にくれければ、くれは
児を兼ねて引き分け押し退け、腕のうちでは有るまいに、其のまゝ黙って下さんせ、と、手に縋付き涙
に、逆立つ顔ふるあはせ、いやいやと言ふ顔かたい、妬み貌殿を、これ御覧じ兵衛殿と、押し止むる
小督殿が斬りはしない、こつくとは泣くまで聞いてまでとない、こりや尤も、一人の倅を捨て宮に
奉公に遣つ兵衛、女の身ではどうも、其の知らぬ事なから聞いて聞めまう。大将稲の定動揺とひとし

て、芳野十津川黒瀧、三郷の勢を引具し、都に上り天皇の御味方せんと、侍大將共に談し合はせば、竭つて六波羅に加勢せんと、既に親子の心はだへ／＼、一まづ侍分大將共は都へ上せ、河内國金剛山の城中、楠多門兵衞正成に與力し、打つて出でんとせし所に、天皇俄に打負け給ひ、大塔の宮は山伏となり、熊野の方へ落ちさせ給ふと、俄に衆徒を催し、當國へ來つて、熊野別當は無二の武家方、御足たまらず此の地へ來り給はんと推量し、隱れ無き御世に立てし計略、綺麗好みの輩と欺き、建て直す館の結構、宮を入れ奉らんと度今ならでは叶はじ、縱令佐藏道となり、山伏たちは呼び入れて而るを、宮を見出さんと、頼もしく心の中にて今日、嬉しくも遙々大塔の宮、萬乘の宮の御事なり、綸旨の宮にあらば、そもや癒らであるべきか。兵衞が氣遣ひの慎み、立ち所に平癒し、日頃の望み足りぬるぞや、折ふし宮を隱し奉る、無道の咎は、切つて捨てんと思ひしかど、思へば一人の男子、まづ一度こじ直して見ん物と、宥晩は親の因果、宮の御首討はらんと、忍び來るを引摑へ、生死の意見せんとおもひ、此處に忍んで隙を待つ、其の外に疑ひ有るか。兵衞を疑ふ念は晴れて、おのれが身の上ひつしと詰つて言譯有るまい。護良親王の折をに意見せば、なに隣く男の心、直る品も有るべきに、たゞ百倍邪見の念、似寄つた者が夫婦に成ると、其へに引かれし淺ましや。」と、恨み喞ちて泣く涙、蓬生が胸に甘きかけし、共に喞ひいりけるが、例の無慙心にて、爰に忍びましますか、たゞ一所の相圖、宮を害せん

謀と、疑ひし實加なや。護禪の手に縛る我が方に、讒にあり罪になり、意見する事ひがみ果報、宮を
害せんとの綺語、よしにといはぬ郎黨に切られ、死ぬる命は惜しまねども、存へて宮を苦しめ奉らば
ば、取り逃したる其の分にて、御世に成るとも後をまで、宮の御恩もも有るまいと、闇に合はせの宮
一味、忍び入る廊下に下、くれは程に出合ひ、宮様に悪口と思ひしは、首合いうて返さん其、事情
に及びなば、我が命をただにあたへ、宮を落さうと下心、夫も一味でない証拠、見て取りて晴れて一に
と、宮押しくれぐれ、鹿脱ぎ付けば、首に掛けたる不動寳藏一寸の宮の妻に頼み、死ぬる心の用意にて
はしらず繰言申して、嫌御前に知れて、ねわや、一旦は我が父を恥ずる。勇者と宮、御世の寳、兵
衛は御運の拙なしと、任せられる世を怖ろしきに、賊を逆臣に悲しき、野べの涙に一時に、おつると涙ぞあはれ
なるに、四つの瞳に、渡りにける。情ないる世の心を悲しい、御中の宮の寳を救はうと、其の心は知れたい。背でに
い、兵衛が介さ、一番の、一四に東まけし。御寳東の内の宮の寳を、宮の御悦はなき心を立つけ、というのは
れに、二悪智慧の走った見様、思へに浅見を實う、一頭、三段が、口もいぶと合する、三度出きた、早
の禁遁せと熊野山より取り寄せ、寳の一三に割りて、直に、一時間の、寄ると並び、後ろ後へ東宮の道
小栗術道早端、と、申し上げれば宮御産を浮し居て、一番の奇賊、一時吹く、一由一事、宮を
法螺の貝、御病に掛けて結へば、十つ、吹付一遍と、寳家し東護見、宮の御首都はされるとして、宮は

の莊司に座敷つたひ、片野の大彌太詰り〳〵に下部を殘し、廣庭より宮の御寢所、一度に切り込む手筈の時刻、内を見込めば臥具取り重ね寢入りばな、二人點頭き囁き合ひ、驅け入つて夜着引きめくれば、思ひもよらぬ父の兵衞、正體もなき高鼾、寢顏見て恂りせし鬚揺りおこし「是れ〳〵祖翁性根なきやれ、宮は何處に臥させられ居る、寢所教やこれ據れで、たわいなし」揺り入れおきや〳〵、起きよ起きよ」と引き立つれば、欠伸たらだらきよろ〳〵目、「己が死んだら、煙管煙草盆に立てゝたもと侯、何の二つおや〳〵〳〵〳〵、えと一折も折、どう氣違ずつこんでるよ、邪魔になる。」と突き放し、其所か此所かと探り申、二人藤の棚傳ひ、心急くも程身は重く、めつきり〳〵、めきつく音に乾度見つけ「そりやこそ曲者を觀を傳うて逃げる、莊司殿槍よ熊手よ」二まつかせ〳〵」「心得ても手元になく、狼狽へ騒ぐれば大彌太急きあけ、あれ〳〵逃げるわ、待て〳〵汝等引下さんと驅出づれば、父の兵衞、先へ廻つて驅け塞がり、（唄）阿波の鳴門に、身はすんぶり沈むとも、君のおためしやる事をばなんでも〳〵、私や肯きやしますまい〳〵、なんのこつちやえ〳〵」と留むると無く邪魔すれば、きやア氣違殿足手纏ひ、退つてゐやれ」と引き退け突き退け、己やらじと身を揉めば、ちよつきと飛んで、（唄）抑も我等は都の白河、吉田の里、際に梅若丸とて、今此の吾妻のな、土と成る〳〵、隨路に何でも〳〵、たわん猫にやん、鼠ちう、狐こん牛もう、猿きやつ〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵、きやつと言はせず

取つて投げ付け、見たまゝ過ぎたる箭を定め、と、こつ二つ鏑を付け／＼、追手を差えんとてにかゝうか、
と、又畳に出づれば足を縮め、ひよつくり飛び出で、一押し我等に、極武士の首尾代の夜風平氏、軍、圖
霊にれこて顔はれ出でたる拆と言うや、其邊をおめくり廻る、河原撫子、いよゝ石竹、其の根は其
の葉は引き抜きにくゝの木、首の深は取りにくゝの木、我が其の首我等取り捕り、是れ見よと切る辯
くれば、大嘴につつと寄らすれば、取つて貸ちふて打きつけ、「天命知らぬ奴、從ひ奉り申す
事を咲くる人間の主の、この一くく候へ、一寸でも遠待れば、勅を受けた一刀、首を落す外
と待とつと詞掛くれば、甚げもやらず下よりさらす、気を吹くぞ、首を打てば恐るること
忠と誠に身を捨てて、酷しき道は陣の中、我らの主君の道、首を差出に誅くらせ、命に要
なき命を棄げ、一く一く責い、通る、若けはと思へども、我が命生かんとし、静まる兵衛に言され
ず、跡はより連れ、正成に誠の御言葉は、桜の下に、和田新發意良澄が確かに頂く楼を見、武家の
狂夜に仕へ、天の死にて、と、旗に別れつつ突き立て引き返し、靡く
君に忠に一命を、存ぜで最期ご真なきにこそ、いつ分別と覚えて、戦に取らんと走り出で、首を
三貴、一切や敢えて、一首惜しや、翻つつれた、と、旗を傾に又の馬を着けつつし、丸すのロの脚をつなげと知
ろき老の力、事ともせず抜き合はさず、丈高く百足六寸許る切り下げたり、妹と引きて共に討ち、親の跡

太刀打おたいた、南無神樣佛樣と、念願高き藤の棚より、ひらりと飛んで下り立つたり。こゝ、親と云所に死にたいか、仕舞うてくれん、親子兄弟此の世の緣、切つつ切られつ渡り合ふ。芋瀨莊司驅け來り、肝心肝されば大塔の宮、受取つたと棚の下からぐつ／＼と、突込む刀を除けつひらいつ、上からも突く宮の利劍、芋瀨の莊司が顔の鉢、ここに突き裂かれ、うんと仰向に踏反つたり。宮には法螺貝追取つて、貴、相圖の印の高音、吹き立て切り立て追つつまくつつ、血潮は飛んで白藤赤藤、互の心うら寒の、花を散らして挑みしが、父は老人女の力、切り立てられて半死半生、疵負ひながら莊司大彌太、ひるまず宮を討ち取らんと、狙ひを矢と投け掛くる。宮は飛鳥の御身輕く、ひらりと飛んで下り拔き打に、二人を相手に御手を峰き、右を拂へば左がかゝり、莊司を防けば大彌太進み、隙をあらせず切りかゝれば、金石ならぬ宮の御身、勞れ果てさせ給ふ所へ、村上義光赤松則祐、緊那羅摩睺羅の荒れたる如く、宙をかけつて歸るや否や、二人を取つて、大地にぶちつけ足下に踏まへ、今日我々が出づる道にて、相圖の法螺貝頻りに聞ゆ。さはやと驅け着け、ハテ能い所、軍神の血祭御崗に供へ申さんと二人一度に、二人が首、えいやつと捻ぢ切り捨て、伏したる親子を引き立つれば、まだ片息の眩む目に、宮と村上赤松を見て悦びの笑ひ顔、これ死に遭い所もよし、療治加へば頓てよし、子ながら討敵を殺すもよし、宮の運よし心地よし、氣味よし口よし時節よし、彼よしこれよし萬よし、

方角よりし要害よく、かけひきもよしみよし野に、御陣を占められ、護良親王、龍の御威も虎の勢ひで、千里萬里に輝けり。

第　五

日西天に沒すること三百七十餘日、大内じん一心に歸りと云ふ、聖者の未來記當れるかな。西國の官軍等天皇を奪ひ返し、播磨國まで還幸と告げ來れば、大塔の護良親王「急ぎ六波羅を攻め亡ぼし、君を迎へ奉れ」と、五畿内の兵熊野勢、七莊司の兵を加はり、六波羅の館を十重二十重に取卷き、錦の御旗比叡の嶺颪に吹き翻らさせ、互に合はする鬨波、勝負を龍虎と爭ひたり。時に東山より大男山の如く鎧ひたる武者三人、得物引提げ躍り出で「音にも聞くらん、我々は六波羅の御内にてその者ありと知られたる、御器所七郎、同借屋軍次、毎田六郎といふ者なり。宮の御内に村上赤松などいふ一騎當千の侍ありと聞く、出でよ〳〵、晴業の太刀打せん」と呼ばはつたり。平野三郎進み出で、「先づの武者振より口上見事、赤松村上が手までもなく、三人ながら平野が片腕、サア來い」と二人一度にかゝれば、爰にも似ず一人の所、拔きつれ〳〵討つて懸る。平野事ともせず立て薙ぎ立て、當るを幸ひ薙ぎ立てけれ、何の苦もなく三人ながら、袈裟切立割腰車、切つて捨て、大音上げ「事はじめよしやしや懸れ。」

と、一度にどつと鬨を發し、火水になれと三重攻め崩す。運に乘つたる宮の御勢、一騎が十騎に當り合ひ、百術千慮の手を碎けば、城中堪らず切り崩され、有るは甲斐なき惜武者共、降參々々と呼ばはつて、城中を落ち行く〳〵、宮軍に馳せ加はれば、味方は彌勝つに乘る。範貞早鳥の翼を失ひ、親王も頁泣顔に、涙さへ許りなり。齋藤太郎左衛門利行、薄匂ひの鎧鮮かに出立ち、一陣に進み大音聲、六波羅殿の御勢悉く命を落し、殘るは親王主君範貞、かくいふ利行ただ一人許り、他軍の高恩此の一戰に報ぜん爲ぞ。心有る人々寄り合ひ、恥ある打物して眼を覺せよ、サア來い〳〵。」と力士の如くつゝ立つたり。是れこそ望む太郎左衛門我討取らんと寄手の勢、一二を爭ひ打つて懸る。村上赤松「ヤ、暫く。」と陣頭に駈け塞がり「珍らしし太郎左衛門、八歳の宮の御身代り、孫を殺せし忠義の心底、大塔の宮御感の餘り、『所望あらば望みの叶へ次第、方に招け、大國を與へ其の恩に報ぜん。』との御諚、我々迎ひに向うたり。」と慇懃に相述ぶれば、利行呵々と笑ひ、「殊々頼もしう思ひし大塔の宮愛想つきた。天下に人らしい人はないな、身不肖ながら六波羅殿、無二の忠臣と頼まれし、齋藤太郎左衛門利行官軍に降參する程ならば、壻や娘をやみ〳〵と殺さうか、否とも應とも返答ない、立去れ〳〵、但し首に飽いたら六波羅へ差して取らせうか。」「否々太郎左衛門立派過ぎる、六波羅の先途見屆けて朝敵の方人、末代貴殿の惡名は消すまい、唐土の管仲が古主を捨て桓公を佐けし事、唐日本にも誰か笑ふこ

といはこし言ひ、「ア、毛唐人の異名の事、物数いふな聞く耳ない」と、立て行く忠義にたつかん、詞なく遠慮ふ所へ、駿河守範貞、道仁親王を高手小手に縛め、自身縄取り引立て出で、「ア、太郎左衛門迷ひ合戦、其方の望みならば雌雄て味方にしたとの、宮様の口上皆聞いた。コレ駿河守が命助けて下さらば、味方に参らうと云ふて給もの。此の範貞が元には、此の親王があるからの事、極まれば士者に不ある心、此度一日駿河守が、命助け下されといふて給いの、其れ今生今世の忠義、頼み上げます太郎左衛門、様々ぢや。」と平伏し拝まぬ許りの気情なり。と聞き太郎左衛門歯を噛み、「ヤ、醜卑甚ない、己れ蟷螂はな、小さけれども腕ある敵を取らんとする勇気あり。然に劣つた範貞殿、日本の武士が惜しい命に迷ひしたではないか、サア物言はずと切腹々々。」「ヤア腹切れか。」「諄い諄い。」「なう此の親王が切られうか。」と俯く所を携へ首打ち落し、「冥途の案内者相模入道の許へ急ぎ給へ我が君。」これが取り直し我と老ず、消えい〱と揺り落し、是れまでは死したりけり。無念々々と道仁親王、自ら拝し勝つは、時に天の時の運、帝と君との御明らかに、朝敵滅亡御代万歳、二度照らす日の御光、静かに天下は平記、国治まる御代の日に、祝ふ民を御代の御、百万歳とぞ祝ひける。

太平記曦鎧　終

傾城無間鐘

紀海音

傾城無間鐘

第一

素問に曰く、春三月是れを發陳と云ふ、天地と共に生じ萬物以て榮ふ、かたちを緩やかにして志を生ぜしむよ、生じて殺す事なかれ、賞じて罰することなかれ、是れ春氣の應ずる所にして、養生の道君子の道、民を養ふ源氏、御先祖足利尊氏公、四海を掌握ありしより、爰に至つて百餘年、子々相承の將軍職、賴兼公の御權威、申すも中々愚かなり 朝日子と云ふ松ばかり、都で一の花の御所、御評定の吉日とて、席を設けて虎の間の、廣緣近く坐したまへば、管領細川勝元、山名日向前司久國、御旗頭兩大將、仁木赤松吉良石堂、役目々々に從ひて、巍々蕩々と相ならぶ。今川備中守仲秀、三尺餘の大軸に、道德仁義禮智信の、文字をおもてに書き列べ、御前にさし置き、謹んでまをしやう、一御代當家の御吉例、天下よろしく差しあげ候、此れは君子の心的として、國家の政たる肝要には、弓術とは外れぬ心の的、先づ第一は道德の的の小眼狙ひ付け、政事決斷事々物々、中れば天下泰平なり、射外せば國危し、第二には仁の的、天地と心をひとつにす、譬へば露路の草木に惠み、養ふる仁

陽の溫和の德を、大將の寬仁大度と篤と……第三には義德の的、當詞こゝに明らかに、功有る武士をあげ用ゐ、依怙の非を避け、善惡正非の黑星の、最中に射あつる事、一張の弓の勢ひたり。第四五六は蘇智信三つの的を心に懸け、四には忠孝有るべし、主君の爲には慈悲の的、臣下の爲には忠の的、下として親に孝の的、朋友五倫は信の的、政道輔佐は智慧の的、峯のくゐは義の的に、今日より此の的、常に座右の所に懸けられて然るべう候。」と、事理明然たる辯舌に、將軍を始めとして近習外樣の末に至るまで、「天晴稀代の賢臣。」と、各感じ居る所に、桃井播磨守豐常、囚人を進め立て大庭に引き据うる　匹國見るより聲をかけ、「ヤア是れ〳〵、貴殿の仔細我儘に、なりに觸れて興にもなれ、お家代々御家例の、お的始を知りながら、遲參めさるゝのみならず、不吉尼籠の囚人を、お目通へは何事ぞ、急いで罷り立たれよ。」と、はつたと睨めば、豐常泰然として押鎭め、「ハヽヽヽヽヽヽ、春早々から老臣のお呵りに遇ひまする、某所領の事ありて、遠州諏訪の明神へ社參の願ひは、昨年八當宗の披露を頼み、我が君よりも首尾ようお暇遣はされ、極月二十六日に私宅を出でし踪なり、今日の儀を心に掛け、夜を日に繼いで、馬上に眠りを凌ぎつゝ、佐夜の中山打越えしは、夜半の過ぎと思ひし頃、山間より驚しき、焔の上る怪しさに、驅け下りて見てあれば、此のいたづら者たゞ一人、樹木を倒し火を點じ、山の根を抉き役り拔いて、早五六間掘り入りしを、引き出し打ち叩き仔細を問へども返

答せず、同類有りとも白状せぬ、言語に絶した不敵者、搦め取りしは天晴な、豊常殿の[illegible]・御披[illegible]する[illegible]と、空嘯いて應答ふ。[illegible]つら／＼と笑ひ、[illegible]以て不覺人、[illegible]き、[illegible]一[illegible]の[illegible]席に連るかは、是れしきの[illegible]は見ゆる筈。正しく彼奴は土百[illegible]、[illegible]に存[illegible]、[illegible]掃らん爲、[illegible]を照らする松明が、そこらの樹木に[illegible]移り、あれ[illegible]く只中へ、其[illegible]か[illegible]無體に縛め責めし故、仔細を言ふも怖ろしく、素より同類有ら[illegible]、白状せぬも[illegible]にもせず、[illegible]を穢すは忌々しい。[illegible]か作る彼の者を、[illegible]ぢやうじやく雜色立ちかゝるを、[illegible]、[illegible]は、[illegible]紛ひなし、山を掘り抜くなんどとは、[illegible]の[illegible]者[illegible]、亂の治むは武の一德、勝元殿の始めとして、[illegible]今川吉良石堂、政道補佐[illegible]、[illegible]ぬ前に、今日此の頭のなりあがり、出頭ぶりの[illegible]は、得こそ[illegible]へ持[illegible]あり、サアとあ一言吐[illegible]、反打つ[illegible]も上る。久國も[illegible]刀押取り、[illegible]らんとする所を、人々中に押隔たり、一理[illegible]ともあれ御前へ[illegible]、恐れず平に／＼との、[illegible]に折れて[illegible]いで、おつ[illegible]鎭まる主從が、道[illegible]の[illegible]なれ。勝元[illegible]に差向ひ、一兩人が[illegible]論も共に[illegible]のつめ開

さ、良吉の儀は御赦免ごと、執りなしあるも温和しく、良家御機嫌穏やかに、就中豐常が訴への一通り、其の儀には差措かれじ、若ひ今川持参とし、仁義禮智の的語、俊秀詮議致さうとの、御意有り難く、頭を下げ、縁側に進み出で、民部之介に會釋して、當時の内儀の者が、縄を免して今川に、預ける事はなるまいか。」「ハテその元のお指圖なら、兎も角も。」と立上つて豐常は、其の縛め切り解けば、今川近く招き寄せ、「汝淡路守は聞く通り、上意を受けし其方、詮議を致す上からは、偽つても偽らせぬ、拷問拵へられぬ内、眞直に白状せよ。して先づ分に餘りたる金子は何として貯へしぞ、仔細をきつと言開け。」「ハイ、此の金子と申すは我が娘、親の貧苦を悲しみて、心一つに六條の遊女町へ身を賣つて、母が介抱は、孝行に似て不孝者、身不肖に候へども、以前は近藤某とて、歴としたる武士の果て、土を食らつて死ぬればとて、娘を賣つた金銀にて、日中は潤されず。往きて主人に歎けども、郭の法は定銀にて、暇はくれぬと承引せず。捨てられもせず五六年、肌に付けたる此の金子、我が手に在つて有丈、他人の目には世の寶、差上げ申すと撒き散らす。エヽ、言うた所は武士一疋、其の潔白な存念にて、山を切り拔き樹木を燒き、非道の工みは何故構へる、同類あらう白状せい。」「イヤア今川殿武勇智謀も如何なこと、貧しうては世に立たれず。誠や佐夜の中山の、地中に埋む無間の鐘、撞けば忽ち現世には、富貴を得れど未來には、八萬地獄へ落つると云ふ、ア、愚かなる人ごゝろ

や、末室と言ふ俯仰師の、感者が處するが如き、連鼠稱呉今日の、若菜二つの外にはない、我其の
鐘を打ち鳴らし、鯨波地鎮の郭を出す、鋼々として近藤の、名字を再び顯はさんと、思ひこんだる
平次兵衞、同類として佩はすこと、同縦に言ひ出す、久聞より差出でて、それ御もち給へんや、更
隣武士の生輩かな、出世を望むは定面一の、栄行と言ふ武勇と言ひ、欺相持しいお行い、重ねて居數
に來られい、次郎が取持つて、細川の蹇に取りかかる人、下川殿の長谷川[illegible]
思ひ出もにもして済ますりしやれ、お国許の時期も急ぎ、いかる過隠遁はすみました、もとより[illegible]
ば、下田殿へ目をやらず、勝手に出し[illegible]
口にお御意向をなせるれど、此の名用は存ぜることよ、下手に[illegible]
董の名にふれても、[illegible]
すべし、生昔に[illegible]
騎がら、組合界の[illegible]
謀して[illegible]
鐘、千日千ヶ曲[illegible]
うて[illegible]

川が、疾くより睨み付け置いた。一言言はば忽ちに白状させるは易けれど、小人の謀取るに足らねば用捨して、一命助くるぞ。疾り歸れ」と言ふ詞も、胸に堪へて恐ろしく、顧みもせず逃げ行くを、「コリヤやい待て〳〵親父待て、娘を賣つた代金は此方へ留め置く、是れは唯今お上より、汝が貧苦を御憐愍、金五十兩遣はさるゝ。頂戴致せ」と投げ遣す。道徳仁義智略の的、中りましたのお聲には、かけてぞ隱るゝ春日影、思ひ地と見ゆる鞍皆、乗馬乗物追手門、大名衆の供廻り、揃ひの紺看板の、借着やかたみ錢ごとに、頭かつける氷さへ、今朝解け初むる朝東風で、しやつ頬寒き氣色にて、奴が髭の笠紙も、谷に引かれてえびす顔、物ふうとれい年玉は、これない〳〵と賑ふ、「コリヤしんどいのお草履取、うつかりと心得たら、旦那を迷子にすべいぞえ。今日のお裝束すあうとやら、長門とやら長たらしい物引きずつて、小人島の袴着せしてつぺいに打被きて、鼓のない徳若だ。きこ既に去年も鹿藏奴が、萬歳の供をして、播磨までのぼつたと嬲れば閣内匠頭になり、「何樣其方が言ふ通り、一國、大名が、あの興がるに其の儘おや、母姉ぶり姫始、柱立かな舞はしやらう」と、一度に興とぞ笑ひける。日既に亭午に傾き、御前を退る諸大名、別けて三人仲好の、先に立ちたる細川は、乗物に手をかけて、「今川殿桃井殿、いざ〳〵馬にめしませい」「先づ其元におめし」と、互に禮儀細やかに、暫時ためらひ居る内に、「女房よんだら川へ投込め〳〵、榮華の春の花堵に、若水を奏ら、

ゐ、御馬先だちや、其處退け〳〵と、うんさめかして驅け來る。笠鉾花[illegible]

烏帽子、竹馬に[illegible]の[illegible]、見る[illegible]勝元向うに立ちむかひ「町人どもが初春の、

[illegible]遊びと[illegible]に、[illegible]

是れに[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]妻に[illegible]より花婿を、[illegible]

[illegible]

す。櫻井[illegible]引きもどし「ヤイ癡漢よつく聞け、殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ひくともたじろかず、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

藤。」と、嘲る顔も悪體なり。「今川[illegible]、何樣[illegible]、事[illegible]は[illegible]功[illegible]、一[illegible]段さ[illegible]、竹馬[illegible]内[illegible]、[illegible]れんとする事は、[illegible]言はうか[illegible]、[illegible]人と定めうか、評議に依つて其[illegible]、國法に行へども、[illegible]國猶とあるからは、[illegible]今川も[illegible]中、相手かひに用捨する、馬より下りて詫せられい、但しは首を[illegible]うか[illegible]」と[illegible]、「如何[illegible]と、[illegible]人[illegible]、[illegible]御器量や、名字は箕[illegible]野[illegible]太郎、月恵方よりげほう頭のお通り。」と笑うてこそは[illegible]民[illegible]聰き聰か[illegible]の[illegible]、[illegible]き傳へたる[illegible]軍[illegible]、[illegible]公の御[illegible]、旭輝く東山、今日の[illegible]日の御[illegible]は、昔の[illegible]の、春に引替へ[illegible]、諸大名の奥方へ、名にし負ふ姫小松、[illegible]との[illegible]せを受け、思ひ／＼の晴小袖、[illegible]常紋、御[illegible]上[illegible]げさせ、大[illegible]、[illegible]井の兵藤、近習の若人[illegible]れて、[illegible]取り／＼の品定め色定め、[illegible]の松原末廣の、扇を顔に[illegible]、或は[illegible]、晴れ／＼しくぞ見えにける。[illegible]一[illegible]の[illegible]ふ、女の薫もしめやかに、[illegible]と、[illegible]風の姿は[illegible]、今日の手の日を末の世に、書きも傳へて[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]求めん。[illegible]好ましき[illegible]、

春の初めの書初に、[illegible]能き、[illegible]と縋の濃い中も、羨まし[illegible]
二つを重ねて一つまへ、[illegible]、徒の[illegible]
武士縛る下紐の、裾にほの[illegible]は如何に[illegible]
矢の通り[illegible]、[illegible]と呼ばれしお妾の、名[illegible]
[illegible]日本[illegible]、[illegible]心量
り目の、鷗髱こそ可愛らしゝ見るからぞつと魂も、[illegible]
[illegible]から[illegible]
[illegible]
おつとしはりし笄の、[illegible]
し[illegible]は羞しと、きどく頭巾の[illegible]
[illegible]見立て[illegible]
心[illegible]知[illegible]
は[illegible]
の[illegible]

やらしよ患ひさ、私が魂見て成りして、鐘撞一葉が千両しよと儘よ、二千兩しよと儘よ、裏の朔女に買て呑まそ、やんれ買て呑ましよ、しやいなの買て呑ましよ、それが嫌じや〳〵と、につと笑ふも眼らしき音かに夜に引きトり、夜衣は草に臥けしと、言はぬ計りにうたぎ嘆、大事は前に有る物を、後帶とは隔敗りく、北の方めく土代わく、伊勢や小舟、嫡花に、頬ぶ方なき今迄人、今川どの御内り、淀面と言へと浪かられ、中は取の分け木際と、立へ見出て見飼う見ても、是れを取なさと散、音は聞くとの目で見ては、したぞ八幡このやとうも、とうも〳〵と響の音して、心の縁に頼家公、更に宿求も出たさ、舎の樹の一剣は、鳥飼丹と気の毒、謙も野遣の小松方、千代に八千代に高き歳、り、日明なしとぞ祝ひける。かくて在人の北の方、小松を扇に取り揃へ、御前間近く落流れ、標擬さ合は、手をまへ二人に千の日の翻視び、今日を千歳の始めにて、限り知られず盡きもせぬ、松の葉の緑の失ぬ吉、世来の長き世の、目出度き岡、鹿ぶと言ひ揃へたる雨の花、なか様か桃井の、國の時おる泰なの、入野鶴式色餘念なく、遠目よりては近衛の、揃ひも揃うたばへとの者、めつたら者な大名衆に、貧韻とする息念さよ、何れ年前に千の日又は、儀したらは序端、我が手に入れ遣はうに、何も聞へすく〳〵と、思へどかのの此はや、た份心も引忘れ、酒か腰付を色好み、部出器を取上げて、こなたもと受け給ひ、こ其遠なきやら進、懸故に二き揺り、受けたる酒か飲み干されぬ、誰

術なしに一口宛、付けざしにしてくだんせ。」と、戀慕の混る御上意に、内方達は興醒めて、目と目を見合はせ暫し退き、立つも立たれぬ後には、佞人共が取囃し、如何なる目にか青醒め、塵も捻るぞ道理なる。今川が北の方、淺香と言ふは年端も、穏しやかに進み出で、「恐れも憚らず女の身として、上樣へお直に拜み奉らする事、其のお嬉しさ有り難さ、譬にも身にも冥加にも、偏に有難し」と、御前の水の淀みなく、實體作る、氣配の花も珍らかさに、大將人目も弁へず、手を取つて、さあ〳〵と諸共、我天下を掌に握つたよりは、久しい此の手を握る心よさ、既に言へぬ大慶哉、日本大名とも、取つて行けなる樂しみ」と、浮きに浮かれ給ふお振の數々、お情ながら淺ましや、御酒に御心奪はれて、色に耽り給ひ、國の政道法式まで、父御代の思ひたる心任せに、相談にも歳に、悪所に溺るゝを舍みて引籠り、民百姓の口の端に、掛る迄給ふ御言說、果ても無きと大名さすや。扨今日の御隠居、家代な意例として、赤松家より四白の、駿馬に白鞍置かせ、濱弓に弦の羽に、嫌いだるぞ、小松をふせて献上す。馬は陽の獣、これ春の氣を知る、四白と書いて四白と讀む、是れ雛を分けてとの吉例にて、弓も松も馴足も、今日の例に引かれたり。又赤松の名字なれば、今日、日にち若松と、積ふる古實故も、子の日の緣に寄せられ、嫌なる目出度き例なれば、改めて女中の小松引き、院にだんし、陽で甘ふ、上に好む風と言ひ、下に倣ふ俗と言ふ、斯く尾籠なる風俗を、天下國家に及

はない、賤しい伏屋の都會ぢやえ、色に耽けつて朝夕に、渡世を忘れ末々は、飢ゑに凍えて盗みをし、世の亂れともなりやせん、御思案遊ばせ殿樣のと、或は諫め或は泣き、詞なる涙雨の、絲に繋がぬ珠なし。風に揉まるゝ事ならば、他國はいざ知らず、其處が不孝者、親の嫌ひな學問立、つべこべと聞きともない。片意地な今川と、閨の睦言わごとに、引き言うて夜を明すか、忠臣は主の爲に命をすてへ惜しまねど、言はゞ女房の仇な扨、こゝなる悋氣はしたれまい。親孝行なのであると言め、それ故のことでこそ座をもてなせば、淺香日光と打笑ひ、いざ差合ひくらぬが當世と、放して給はる親の慈悲、先づ承らうござんしたる、殊更此の程は御無用成、洒落れた風俗遊ばして、細川樣井今川は女蕩の見立てが惡いとて、御酒の上に遭はれし由、連添ふ身では腹が立つ、何卒忠節を尽すうと、女房仲間を寄合うて、慰い智慧出して居る折柄、今日のお目に幸ひに、たとへ斷くしても報はさずして、錯を出でし我をながら、諫めをお耳に留まりて、御酒も今日より飲るまい、色の道をも嗜みて、御誓言をたてゝの土産にすれば歸らるの、さればこそ事には我をながら、徒道ても同然故、互に悟極め合ひ、恐れながら刃物を、懷中致し來た、と五人の女房一同に、守り刀を抜き持ちて、只今自害致すのを、不便と思召されるか、御誓言は出でませぬか、曲もなき大將樣、お情なき我が君と、泣き叫びたる聲々に、將軍も近習も酒の醉ひまで醒め果てゝ、座敷は寂と靜みにけり。末座にありし惡女のかれ／＼と走り出でゝお座が濕つてお笑

仕な、愛らしい私が聞きませう、將軍樣も輕忽な、奈何にお金が澤山でも、三百目宛な人間、滑らかな手を捨てうより、色少し黒けれど、たとへし鴉な自らが、口添へてやらうかえ、コレ牡丹芍藥百合の花、茶種の花にも蝶は寄る、何處やらよい味な蟷螂、取り附いてから何時までも、離れぬ所が調法で、ごはの中までごはんすっ」と、立ち寄る所を後より、兵藤屋が臂を戻し、己大きないよ者、形はそんな言語仕、草履取り中間口、急いで化の顯はせ」と、頭を撲って叱りつけ、鬘を脱ぎ捨てゝつゝいゝ、中間細い荒男、ぴつくとしたる氣色もなく、ちくとん許り小眼で、「能く見出された二才殿な、下拙は栗生、歲も八十で、二合半扶持が□る下郎迄でござり申すでごはりまする、お歷々の御參會、七五三から五々三から、蒸菓子干菓子藥酒、流れ次第でござりまするい、のめり出でたらどん腹に、くわつけいさしよと存じたに、茶椀酒にも出會さず、餒い事だ、ようせ突かへ、勢ひ猛き有樣に、將軍驚き給ひつゝ、奥へ歸して入り給へば、在りあふ者共一同に、ばらばらと座敷を立ち、[illegible]内にも八方[illegible]思はず、虎の尾を踏む[illegible]の口、逃れ出でたる心地して、刃物も鞘に[illegible]所、兵藤奥より驅け來り、「其處な奴め待ちやらう、[illegible]な。」と下知すれば、家來の者共數十人、抜きつれ/\[illegible]るに[illegible]

捕へて、皆散り〴〵に追ひ遣りけれども、さもさう〳〵、女とは見えて元来は男なりけり、業平に雲舞は落ちたれど、無理実法な男、欲の外なき無範者、是は東の都の荒夜叉、奥様方のお供して、往ぬるたらはなつて手柄なつて、西の風もたふいそ、東の風もなふいそ、枝を鳴らさぬ時津風、君が齢は八島町、うらゝが命は浅ましい、うい〳〵やつこ□し、似なるは□とみな人興じあへにけり。

第二

六道の辻に高尾にかけられし、加茂川の水車六つの、六のはしより情もなき、人の恋のさまたならぬ。されば情無顔に、過ぎし手の目の今小松、ひき替へし今川が、妻や夫じと義理立てか、小町憎いも色の意地、情知りのあの働き出せと、女郎真実付け廻り、広き都を北南、西六條の遊女町、慈よき松の名も高き、今川と言ふ傾城を、後前なしに根引して、頼し頼みたる花の御所、名さへ藤さへ姿さへ、濡れてまみれし今川の、流れの身とは名のみなれども、深閨の容に二世三世、結び固めて下紐の、外には離れじと神かけて、其面許りは猿轡、差へ防かぬ心の水、春の光はさしながら、情なき氷張り強く、暇をば捨つて振りつけて、本館もすにとよき若松の、抜若し交す杯を、押へて飲ますあひなき

す、ひよノ\としてうる背く、是れも女郎の一癖なり。人目見る目も氣の毒さに、差寄つて小聲にな
り、「コレ＊お女郎、揚屋などでは大進々、達上すとやら持たまとやら、腰を仟ぶ事は有ることゝも聞いた
れど、此方などもは不案内。御殿中のお遊びは、どやらのくらゐと頭から、小指だるい御郎仟物、誰に
女は氏なうて、玉の輿に乘ると言ふ譬、おみが匂ひよつと御懐嫉孤れたい、後徳にしても逃るゝ
と、身にこの顔にこまけれつ今晩はよいて笑ひ。御いてくだんせ御じ様、既にお前のお娘御が、下の目
の遊び中ら中く見え、殿樣へ御意をつて、見目なさはいと行つた時に、お未人に在御情立
呪ふや以て稍々に、夫への義理も中も、其後にすよ解きを、すらしいの様なまさうあ、よたと狂
をつと言寸きして、稀目もかへて唯で寸くら、思ひまする互何、お姿四る折晦れ、夜の惰立動いそ
や、殿に依狂嫌が有ることを、知つたればこそ此性、此の戀に我をうとくくと、睢媚し居る女臈
を、まらぬ塗は悉鰹ぢと、先づ晴ら後よりしと遠き、下から言用で遊ごとても、ことをい。ゴエ其ひ
今宵、鯛かなすりよと突さされても、耳でも鉢でも間はしやんせ、かけられ來た身分を、人に見せて
見せたいこと蟲に差みつと語るゝに、瘤かあらに御情の、近びゃれくる氣なれ、文繕はうと甘て
吸ひ、一可對も慕にはいきそもない、先ご此能で一言付けて、妓の限の帝ぎたと、拭吐ばけ繕も、
「領何ぎなる實うことでら、それに付き今日は有禮の祈願と、顔を前に見て居るきた言事る聞

あん思ふ奴、御しやらるゝも有らうぞ、お天に晴れた御顔が、是れは何と言はれず一枚の
お慰み、急いで参れと言ふ頃に、

風流猿ゑはし

牽かれ出づるの猿まはし、小腰を折つて徘徊くと、廣庇に畏まつて兵藤見るまゝ、近く寄れ／＼
忠平は御所御覧すゝながら、紙燭を取りませい、ハヽア御意ではござりますれども、猿まはしの法として、御
何たる高家の御前でも、此の儘で居りまするが、猿の法と有るならば、苦しうない、急いで顔を隠しま
すると「畏まつてござる、狂言　猿が参つて能仕る、御知行くわつとまさる、目出度き舞は千代と、
たつる見馬やまきれぬしの、春の小馬が参つたり、地より泉がさうじやうすれば、天より寶が降り来
つて、人はやう草木さうじやうすれば、南面の泉水に、積んだる寶は何々ぞ、綾が千反錦が千反、
唐物を積みたゝ一て、ハンヤさん田のよい田の朝霞、しよんぼりしよぼりと植ゑう物、しよんぼりと
しよぼりと来ました、其方の庭を今朝こそ見たれ、黄金の桝にてよねを量るに、よねの心を量るに、
よねと言ふのに氣が付いて、聞けば聲から姿から、すゝ新様ぢやないかいのと走り寄るを、ア、申し
申し奄相を御隠せられますな、なるほど新猿々々、人柄なる若猿の、猿を擁したる猿頭、隠れて
からに嬉しと、言はれてぢつと後へ寄り、ア、猿と言ふものを、目前めて見たは今日始めて、可愛ら

其中、淨土宗の說教者は、儀式大師を手本として、其由、大略斯くの通り、おとりなさるゝなら、口に任せて言ひ散らす。又青不動の久國寛々と逃れて、出來した言譯けを聞けた、奇々な猿のは羨ましい、長生を爲るやうかな。定まりし十年が何時まで[illegible]、たとへ命の中は[illegible]、[illegible]向き、由ない事をお尋ね有の、[illegible]に仕へ、畜生の身の上にも、變らぬは浮世の中、[illegible]は在の中にも睦まじう、千代もとかけし間なるを、無得心なる親方めが、親に目放れて[illegible]、思はず池へ賣り渡され、猿に勞りし裸猿、朝夕泣いて居りまする。されども男猿は生れつき、性根のふとい者なる故、假令[illegible]に別れたとて、[illegible]で措くべきか。只それまでの命こそ、大切なれと覺悟して身の[illegible]で待ちますれ、[illegible]不便な可愛やな、女猿は心小さう[illegible]身を思ひ詰め、短氣な心も起らうか、逢ひ度うて死なうかと、其の事計り雨樣に、案じ惚れたる男猿めが、心の内を[illegible]り傳へ度う候。と、しやくりあげたる物語、聞いては[illegible]、心まで[illegible]、[illegible]かけ[illegible]今川は、ほろほろと胸を押鎮め、[illegible]其方は猿の身のうへを物語しやれども、聞けば聞くほど[illegible]は、可愛い男猿が心中と、我が身の上に引き當てて、過分に思ふ嬉しいぞや。深い中をば引き放され、賣けられて來た其の日より、死なうか明日かと、種々しげに思うたる、命が大事になつて來た、斯う言ふ心になつたのも、男猿が通つた心中を、話した其方は命の親、手を合はして

往行きて、怪しき人に逢ふまでは、盼子と思ふのみにては、快く読みらるゝか、参考に盼と言はに、
旅に掛かれて管をせらるゝと、斬る一見する芸能、借使命中に縛れて、心を痛めてこの度の
事方に勧欲させ、金子を取りて戻るを以て、是は日暮の夢文ところ、若し汝は時の数万、必ず
れ、真勝やれん〳〵と言ふ通し今田をし、其二説ふて他にて数は、痛く許はび調求、数ぬ論の間ふに、
勧して誰ふるかと慨さ込み、商客の旧入人一緒し、いと〳〵として立ち得る、兵衛の朝に行ってまた
て半田川茂い、たは西国土に「某」が、管割して増殖く、他の中とて以も経く、心を管を奉け、
ん、淮の演劇作るとぶつる、大社下たるこを陳用とも、言うしあるに陸路さ、病みは好ほ的の、米の
立る諸の大将の、近輪とその我を定もなく、その上もたは此を立て浮かんの魅々、心を奏ずたる若者に
忠義の神方不在の、三つの娘とこつ三つの歩頭、品目開する経つたと、古川輝男者へ人を楠田し、
使ら年に姑たる者武者の、我の細かな文義領、前の生さ国の、商売継ぐ事業に、昨の日記の高材
商い、したちは要にもた田村を、三寸の花を詰まりて、泉田は有の交に、夏しい三蓋〳〵や古可
鉢を許営源らなしい、商して連続に〳〵とう、武士を起こ証す論、国の御用の、新を語の鈴鹿に
そく〳〵出て仕る、今月の事情は、御神前の中され「今宵の社人」も、古川藤首を見さしる、
「御しるには――」へ、今宵の酒宴は格別の儀、又今二又和用も相資は御配「――」して、世間の事

の一順お催し有るべきかと、憚りながら頭へ発句を致し置き候。コレハ〳〵忝い、何とおや〳〵承りたい。」「知るや如何に、〳〵、かまくら櫻八重櫻。〳〵。」「おもしろい〳〵櫻井殿、出來たわやござらぬか。」「なか〳〵なか〳〵、歌人の家でござるから、おもしろい〳〵と又しても、仔細なことが出來ますでや。コレハ〳〵、是れは〳〵、御挨拶、千萬痛み入りました。何はわるうござれども、所存が有つていたればこそ、細川殿にはお心が書かれぬさうに見えました。一度記さん最前から申さうと存じて「昔た、鎌倉山の櫻とこそ歌に詠み馴れ候に、櫻とかはある俳諧か、手際所と聞きました。櫻井何と思召す。」「サレバ拙者は左様なる、故事來歴は存ぜねども、八重一重は九重、九重は都の空、いつも櫻江戸櫻咲き匂ひ渡ると言ふことおやと、聞いておいても濟みまする。」「イヤ今川が所存は左様な儀には候はず、頼家公の御行跡、日にまし月に隨うて、御酒宴長じ給ふに付き、御病氣なれど出でたらば、御快氣の程覺束ない、若君とては候はず、萬一の儀が候はば、御家は暗黒になりまする。御先祖實氏將軍の、御家督は義詮公、御舍弟基氏公鎌倉の守護として取分け武名を輝かし、御連枝南朝の如くにして、年は百歳代は十繼、今とても又京鎌倉遠くも有らぬ御一門、御男子數多坐せば、御養子に迎へ入れ、細川殿は御後見、桃井今川相加はり、政道評議仕り、若木の櫻を花咲かせ、四方の空まで長閑にと、一句に仕立て候ふと思ひこうでこそ吟じける。思はず知らず桃井は、ハツと主意にさへと云ひ、

面白い[illegible]名大將と知[illegible]

[illegible]理なれ。勝元[illegible]川殿[illegible]

[illegible]唐土の詩賦天竺の[illegible]なりとて、恐らくは[illegible]人共、天下に

[illegible]る燕に猫の[illegible]頼[illegible]公、[illegible]

[illegible]るを、[illegible]々と、打ちまもるとの心[illegible]三[illegible]仕ら[illegible]

[illegible]何[illegible]

[illegible]に人[illegible]しよ[illegible]イヤとても

[illegible]

ですか、ア、こりや〳〵、其の紛らしは御前まれ、迚も正直に吃驚り、物をも知らぬ大将が、お上に何の用が有らう、よし何にもせよ、大切な座敷を蹴立つる無礼者、一寸なりとも踏み出さず、膝切り折らんずと詰め寄るを、細川殿なかけ、一味が数の豪傑か、叶はぬ御用と有るなれ、たつて留むるは不調法、鮮やかなる勝元が、ちと御意得たいことが候ふ、お暇は取らさぬ暫しの内、是れへ〳〵と招かれて、はつと静かに両人は、旧の座敷に直りける。細川小輩ここになり、「只今申し合はせし儀は、言はゞお家の一大事、一門様は勿論、互に他言致さぬとの、御誓約申さうことも、傍に有りわぶ遠慮の、上土器取つてとうど受け、腕を突いて血を絞り、さらりと干して差し出すを、今川如何思ひけん、物も言はず手を伸ばさず、御作にへすつと出で、一寸お細中さん」と、差添抜いて太股へ、ぐさと突つてだれぶと受け、俊秀慮外致すうことと、ついと飲んで投げ出す。今川異な顔難儀き、「先づ重恵に致いた方、御前の御蓋は私にして義理堅し、主君の恩は天下の義理、但し心が変るべき、今川なりとお疑ひ有りこの事ならば、一つ吸ぐてとも無益、殊更夜中のお召しは、若清水へ代参と仰せられんも知れぬがたし、さすれば不覚の恐れも有り、御酒は重ねて〳〵」と言ひ捨てて帰る今川が、胃腸の潮は白波の、二人は残る友千鳥、済まぬ座敷となりにける。勝元はつと溜息つき、「物が分れば何とおやの」「何と所おやござるまい、二人が心体聞き賺し、あまさかさまに御前へは、言ひ散らさんとの謀計な、うまう

もと云ての付けに暇前往時う、旅行ければ、昔の誹偽はないものを、と有つて下さなさのありくしく、貴
所に着つてはありません。迎へなさつて遣つまりせ、と彼れは解之利のて、作りて致して行脚の外、
是れ古今は煩悩が直い、そらに付け、こちらへ「名物」と称ふ浮世が散です、打揃にまみすてさ、
行き玉面と利益の打ちが、ど等すけれども町の割を、室のごとくに、掛けわ打て、存とに言ひして行出
が、心は悟りは付けにけ、願ひの説得ても、苦を罪が我れ、家のをしに新ら出て、輪る所が、随
の、新まりし酒はまたくとし、鐘という打けれぬくしく、田舎の行けわ、今こそいろう自然にい、
室を脳けるへ行く先に、村記住さしも意識をん、思いやと呈へ任ぐるみ、使に終わて頼りて結論は
地か消わに近かうわ、何故一般に触わた所を持つ、後ら何か流行しまし、続けまます奈を見
に、よりしに付りすやい遊り、今川、只は来さしともなかう、[illegible]
遊ぶ、今、必ずわたと鷲好しゅ、公儀行政の見、と、公方様に彼れは此けのみにあるを用ふ、東風
に住ふ、東五人類ひ、献外方も称ふにさは、家も未さ三点もかと、現し今は私
むとなり、何とよ新天融るやけて、花に嘆く人でしよ、眠くに
それは何はるそう、天皇の観前、転打きす、紹介の
用意して頼かす、いつか人を者にたら、総勢よ来るそかいたに、由なき時刻は立たと、

論は[illegible]るを、兩人に[illegible]、其の兩目を[illegible]、此の場に[illegible]とも、[illegible]
て[illegible]がめたか、[illegible]くば白状せよ。[illegible]急げと言ふに邪魔する
た、[illegible]と騙り出す。[illegible]と留むる[illegible]、[illegible]けし名譽の[illegible]、勇
めば返し留むれば[illegible]、[illegible]は、[illegible]
け、[illegible]、利[illegible]に眼が眩んだな、女房に心[illegible]はれたか、仔細を語
れ[illegible]、俊秀後へ振り返り「あら曲もなき御一言、是者に及ばぬ其が、所存を語つて聞
け申さう。御前に[illegible]し、國を持つて[illegible]、[illegible]
く[illegible]に、[illegible]が、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
に[illegible]たる、[illegible]逆心あり、然れば君の御身の上、斯う言ふ内も氣遣はし、其處[illegible]
と言ひければ、兩人はつと[illegible]いて、[illegible]の大事をおし[illegible]、忠義を一人立てんとは、[illegible]
川殿、いざ御供。」と勇み合ふ。「ア、[illegible]、お主の爲に身を果すも、生きてお家を[illegible]も、

忠義に重い輕いはない。自國の國司に與し、[illegible]の[illegible]、等々と手にかけさせては、世の人口も如何あらう、早々歸つて[illegible]代家の[illegible]なされませ、と、言ひ[illegible]、國治むるには智慧が要る、敵を殺すは力が要る、無分別なる[illegible]、自害するが[illegible]、と、言ふより早く驅け出づるを、[illegible]捕へ留め、[illegible]今川殿、今更引いては[illegible]、其の身一個分身の[illegible]、[illegible]、急げや今川、返せや桃井、さらば〳〵。」と[illegible]し[illegible]別る忠義の道、行くも返るも善惡の[illegible]

「[illegible]なかなか[illegible]

[illegible]

に[illegible]れ入りてぞ申しける。俊秀打頷き、「もつとも〳〵、[illegible]沙汰し得ずべき。御門近は見苦しい。今川が居所へ行て、暫く待て。」と言ひつくれば、是は有り難しさりながら、[illegible]手の御門をうたせられ、御老中にも入れますなと、久國樣の[illegible]、確かに[illegible]「承る、[illegible]なされしも、中々通し申さじ。」と、日々に訴ふれば、天晴頓智の今川、はつと思案に行き當り、「[illegible]と申すは、久國が我[illegible]共を入るなと追手の門のうちたるか、南無三[illegible]遲れし。」と、[illegible]、[illegible]ら[illegible]が料簡に附きたるは[illegible]、[illegible]の乘物に

乘せまして、又珍らしき女郎を、差上げますと僞はゞ、御門は通し候はん。後の難儀は知らねども、有り難きお裁判に、あまんじて申し上げますと、詞を揃へ言ひければ、今川大きに悦んで一層竟の事ござれ此上と、馬よりひらりと飛んで下り、乘物に乘り移れば、大勢一度にばら／＼と寄り、掛ける網索七重八重、包み回はす。今川は、内より怒れる聲を揚げ、こは扨汝等謀つたな、鐵石を以て包めばとて、打ち破らではおくべきかと、力を出しえい／＼と、打てども撲けども角々に、鎖筋金網覆ひ、出づべきやうこそなかりけれ。下部共聲々に、御主人伴井兵藤殿、お手前への御馳走に、用意なされた牢乘物、湖へ伴れて行て、生きながら水施餓鬼、なにほど泣いても籠の鳥、鶯聲に經を讀ぶ、四相を悟る今川が生捕り〳〵、安賣りの今川だ〳〵、毀ち賣りの今川と、わらひざゞめき行くさきの、木蔭よりも若侍五六人抜き連れて、隙間も有らせず切りかゝる。思ひがけなき下郎共、周章て狼狽き我一と、乘物捨てゝ逃げ行くを、遁さじとて追ひかくる。中に色有る若男取つて返して、乘物の簾寸々に切り碎き、手を取つて引き出し、見れば互に知らぬ顔、ハテ違うたは南無三寳、是れは／＼と狼狽へしが、腰の刀をすらりと抜き、すでに自害と見えけるを、今川やがて手に縋り、一面識でない某が命を助け、其の身は又生害せんと有ることは、何ともその意得られぬ儀、仔細を語つて其の上に、兎も角も遊ばせ。と、詞を盡し制すれば、さん候、某は東寺邊の浪人もの、今川と言ふ傾城と、子まで

なしたる中なるや、頼兼公へ召し出され、逢ひ見て別れに堪へかねて、友達共を相語らひ、腰元部屋へ忍び入り、[illegible]と言へる所に、今川の若殿と呼ばれし身を[illegible]、[illegible]を忘れ[illegible]、人数を集める十八人をで[illegible]しは、何れも心安き者にて、様子を言ふには此の通りぞと、夜毎の寄るを[illegible]、自分は今川監物とて、[illegible]、不意の難儀に及びしに、[illegible]が天下の評、評定の御所に[illegible]、方をけくれば手を合はせ、早に[illegible]所へ、[illegible]、二十年[illegible]の今川、[illegible]の御内にて、[illegible]と[illegible]、討手に向かって覚悟なし、[illegible]、我主人の為として、用人を[illegible]、[illegible]、と言ひ出されば、此の言[illegible]、すがつゝと[illegible]、[illegible]、翌日、[illegible]の其の後に、伊勢守[illegible]と言ふ時に、[illegible]、火花を散らして[illegible]もとより[illegible]の、顔を見[illegible]に、[illegible]、なかつばと倒れ入りすにけりこれは如何にと[illegible]共、一度に抜いて[illegible]、今川太刀を振り、寄る者を[illegible]、[illegible]と薙ぎ立つる。[illegible]若者ども、二人三人と[illegible]、[illegible]に逃げてんとす。[illegible]

度く今川が仲人なりして、今川を持たせざ〳〵、待ちかねたつ、暫しは國を立ち退いて、榮ゆる時節を一松
竹の、齢は千年萬年も、御夫婦仲の後房か、忠勤勵む大命の、福は入道の畠中たる、明徳こゝに現はれしと、皆人感じ合ひにける。

第二十

梓弓と傳へたる武士の、家の吉例格式に、違へぬ春の事始、男の飾りも間に合はず、鎧を床にかざらせて、重代の太刀も片方の長刀持つて床几に坐し、軍配團扇指し上げたれば、仲居おほした腰元まで、見馴れ聞き馴れ手馴れたる、小太刀の極意槍の秘事、十段見合はせて、貴方へ彼方へ飛び、柳に燕百千鳥、姿の櫻よし野の、屏風絵を見る如くにて、春の景色渡るなり、斯かる所に女一人驅け入つて北の方に縋り付き「後より追手の掛る者、影を隱して給はれ」と聲もしどろに手を合はす、淺香熟々打守り「此の邊には見も馴れぬ、さりとてはすはな態度は、大事の肌を澤山に、商ひにする女中の、心中に出て中途から、不圖思案でも變つたか、すべに依つて頼まれう、有樣に仔細を言や」「一成程御推量の通り、今川と言ふ流れの身、日毎に顔は變れども、誠を立つるは唯一人、深い中をば引裂かれ、久國殿に身請けられて」と、言はんとするを「ヤ、是れ〳〵、後を聞いてはおくま

ばかれ、主家の忠臣今川が女房が懐に抱かれた、[illegible]に與へられて、発育ざかり[illegible]すこやかに、宵の者

共油断ならず、[illegible]下来らんとし、門を固めて[illegible]、四五日[illegible]後には、[illegible]で[illegible]道は京

らせ、急ぎ[illegible]に向ふた[illegible]所に至りては、[illegible]遠国に[illegible]、其の身はもとの[illegible]にせし、節に

變らぬ御恩に、天晴武士の[illegible]なり、若時行つて大門を破れよ[illegible]と[illegible]し、[illegible]の君事とな[illegible]

時、戦[illegible]様の、[illegible]何者であれ[illegible]、[illegible]一手を申し[illegible]、事態は[illegible]の首謀者、主君家の[illegible]と

りんとお若や、小田原なる[illegible]を、頼み給ふこと[illegible]、[illegible]は、[illegible]、[illegible]武士よ[illegible]

この者[illegible]、[illegible]一放に、[illegible]、此の方も時を見よ、[illegible]

い存りしまた、[illegible]三郎[illegible]、[illegible]、[illegible]

帯うるにも[illegible]、こざあいさ／＼と[illegible]

了らは[illegible]

り、[illegible]

[illegible]

大[illegible]

けい[illegible]

に、一二町が其の間、草葉を朱に染めなせり。こりや何者の闘諍ぞと、けしからず騒ぎ、立ち休らひし向うより、兵藤が草履取、闇に聲かけて「ヤお主が主の俊秀が、上意を承けて其方兄弟、此の處にて討ち留めし、褒美と有つて旦那も、御太刀拝領なされしことと、名告つて通るを飛び掛り、何の手もなく突き殺し、自分は直ぐに破門へ、駈け入らんとは存ぜしが、お前に知らせ申さんと、立ち帰つて候ふ」と、聞くより詞も後や前、嘘と實の界なく、淺香は更に分けかねて、眉を顰めて思案して、とつおいつ、早速に、智慧の出ぬこそ道理なれ。茂太八は氣を急いて「さあ兵藤を討ちましよか、但しは戀の本緒の、久國殿に致さうか、寧に御所へ亂れ入る、御覺悟か。」と伺へど、答へもやらず泣きもせず、常に變らぬ顔付に、茂太八苛つて聲荒らげ、「年來日來御心體、見損うたが無念しい、義理になりとも最前から、泣かいで叶はぬ場所を、さゝらけもない有様は、親子の闇に惑ひと、諜し合はせて有つたもの。道理こそ〳〵、今日よりは大將の、御臺所のお身なれば、命が惜しい筈の事。斷う打明いて言ふからは、最早言ふ事はない、片時が内も兵藤奴が、首を胴に附け置いては、冥途の主へ不奉公。いで引き抜かん」と飛び出づるを、鐺を取つて引き戻し、「コリヤ爰な慮外者、女の主とて侮るか、逆上したる魂を、撫り下して能つく聞け。何ぞや久國、兵藤が愚かな智謀に乗せられて、討たれ給はん俊秀と、日來に思うて仕へたか。さは言へ武士の運盡きて、闇討抔に遭ひ給はゞ、無體の戀

御出なされ、我が君をある自分に、是れに有るのを幸に、少将殿を御迎へ、[illegible]事、御
ん候し「引き寄せて、御へ御下し」と申せば、[illegible]
ら、御手を使い、只今ならず[illegible]
り、暮井主膳太官上を「我が君よりの上意が有る、疾いで開け」と呼ばはれども、[illegible]
か「それまで待つ時の、疾い程に、[illegible]人に見られた[illegible]、無理に一間へ押し入れ
て、門を開けば、[illegible]に上使に立つかと押し立り、使者
の趣を[illegible]
て、[illegible]
「[illegible]
ず、[illegible]
く[illegible]
一[illegible]
い[illegible]
に[illegible]

暫くゆたやかなる擧動を、其の者どもは見て居つたが、但しは眠つて知らぬかことと、問はれて兵藤行き詰り、誠にノヽ失念した、大勢斬つてさへ、わしや、弓手馬手へ投げ倒し、中に一人小賢しき、新三郎と言ふ奴が、後へはうど抱き付きしが、同じく脇に引敷いて、首捻ぢ切つて捨てたることと、はちけんはなさば敵となりも、新三郎こそ今川がたよ、波多野こそ鬮の出づれば、茂八も、お臣の敵、章帯に名告つて勝負と、せがるを、兵藤彼處へ逃げ退きて、今、其今川に寵ぜし付けた、生捕れしと下知に従ひ、なふノヽと取つてかゝれば、兩人は太刀打揮つて駈け寄るを、淺香は長刀押取りのだ、陣中に押隔たい、訶隔なしまい早ふるな、渡さなら渡しもせう、討ちたくば又討たしもせん。方を最期の想ひに、いで一曲を進めん。」とて、蹴几にふはと腰をかけ、急かず騷がず悠々と、長物語をはじめける。三島に比翼の翼あり。谷に連理の枝交す、況してや人の身の上に、妹背の間は吉野河、

江戸淺からざりし年月の、千代に八千代の玉椿、變らぬ色を積みつゝ、かけし情も徒らに、秋ならねども散る紅葉、血汐に染めし俤は、夢か現か、現とも夢とも更に分きかねて、暫く呆れ居たりしが、實に思ひ出したり、首に五つの見樣あり、右眼左眼天眼地眼佛眼とて、智者聖人は身を悟り浮世に心殘らねば、笑ふが如き顏を、眠れる花に譬へたり、色に心を繋がれて、首は切れども煩惱の、羈絆は切れぬ死顏は、尻目遣ひが癖になる、男を怨むは左を睨み、女を怨むは右を開く、佩ふて死すれば

鷺坂左内、既にて死する其の時は、國國をわつと見聞いて、交を睨んで亡ぶとの事なる。今川殿の武士が、人手にかゝる無念さに、空見の笑ひうちなくして、地に踏ふのは惜しやさ、見れば耳まで裂の穴、主の首ここも不武にせしに、よくも尋ね出来、我が後々につ見をすれども、から月代道楽、一度にぐつと引き抜けば、ぬつと出た西瓜の如くなり、後ろ看督と取り込め、我が身の上にも、誰はしれも血道で、選しもうて高徳は、勢揃けし陣立、九手に平を取り交し、暫時して、いづれも仕解りと見担いつぎんせしんと、其の手を申しやこしんと、それを語を手間で揚けば、九段ぎつ一段を掛け、一主簡單地氣さき倦れ、これ事のまつと見ければ、是茂太八はつたと睨み付け、一つ…しやらくさいうんさいな奴、吉右の首を揚ぎずもし、茂が祖父祖父は前田殿に知行、某の手柄、其の名も高き天王、さて茂太八は草履摑と申せども、先祖もあやしくないなれど、器量もよし曲者としての此の時、丹波獅子の主人、何程のことはない、見苦しく男を賣る…燒鎌も、かたげ…へりぞ…

優吾今月通行

たとへば、緑蔭の中の卑き家…

浮世草の…

そも〳〵、但州濱田[illegible]、廣田淡路大明神[illegible]御供花笠、頓明の勤めなり。抑淡路[illegible]の由來を詳しく尋ぬるに、忝くも天照皇大神宮樣の第六番目の御子にて渡らせ給ふなり。[illegible]ひ、あなおそろしや、しつとはつともよいよい〳〵の、[illegible]者でござんすなり。御年十六[illegible]の[illegible]、[illegible]日出度う住吉大明神樣の、一の后に備はらせ給ふこと[illegible]なし。[illegible]や、[illegible]へ、[illegible]する[illegible]つと申して、八つの[illegible]を、これを煩ふ者と思召し、うつろふ故に、[illegible]の[illegible]神樂の太鼓を[illegible]、二月二日と申すに、堺[illegible]度の[illegible]より、[illegible]されさせ給ふとかや。[illegible]庭[illegible]くさ[illegible]と、[illegible]の外に、世を[illegible]ひて[illegible]逢女の[illegible]に[illegible]の[illegible]呉竹の、伏見も[illegible]に[illegible]刈る[illegible]野の[illegible]人知らじ。ア、我として[illegible]ます、[illegible]世の文月の七日の夜、[illegible]と[illegible]せし[illegible]、比翼連理の言の葉も、枯れ〳〵になる[illegible]は[illegible]數へくる、[illegible]寂て[illegible]と[illegible]も、都の手振[illegible]も[illegible]け、後は[illegible]捨小舟、[illegible]に[illegible]の[illegible]、なにはにつけて身を怨む、[illegible]塚に音を[illegible]には[illegible]部野に[illegible]の松、[illegible]住吉の[illegible]は、[illegible]氣から[illegible]人、[illegible]て[illegible]鴨[illegible]したる[illegible]なるや、[illegible]との[illegible]に、今の世の[illegible]に[illegible]、人の心は仇[illegible]の[illegible]

精進事、御信心ある娘御に、御器量よしの生まじの、殿御を持つて諸白髪、よね様方はた畫か、取り付き喰ひ付く[illegible]の内、一夜の喉とおもひでましとの御語[illegible]にて候と、口に出次第言ひ次第、闇うつ話の行く時に、女の寢姿がちら〳〵と通り過ぎます、[illegible]の闇もかき暗とも思はず、迷ふ小判にぞ著きたまふ一たんまゐだまつ〳〵〳〵、「今出可愛して来て、かれ一つの[illegible]、[illegible]前[illegible]ら十ぶといわいの二一寸、十や五文を[illegible]へては、三文を首しても居るものを、近頃[illegible]相下さた」、それなる[illegible]と言ひなしより二一寸[illegible]若衆事の外ま、遂に[illegible]来に[illegible]にも、[illegible]死は身[illegible]と存せ、[illegible]がこうすること故、身下がる事にまい、[illegible]とひつとて言うて見す、[illegible]お通し[illegible]来[illegible]様[illegible]死夜[illegible]よりも女の[illegible]が迫つた時、[illegible]いた[illegible]に言の道のうち、[illegible]、[illegible]か申しますか、ついに[illegible]を[illegible]い時は、ただ取りつけられた[illegible]の様に、命を[illegible]ことならんと、身にまで[illegible]が降りまして、女の[illegible]いた折柄の、お前さんでも存じますが、これが[illegible]か申しますと、夢に三角[illegible]の明け、世に[illegible]に、人の獨言ぶつぶつ所まで、氣をに付けて聴く故に、歳晩新年の通る時、今川殿から二階へつつと、[illegible]聲を聞きましても、うかうかと驚けば[illegible]い、今川様より[illegible]ば、左道を書いて、今川は[illegible]る、その中[illegible]で、[illegible]まで出ましても、[illegible]な[illegible]を尋ねたりそ、[illegible]の今[illegible]、教へまして[illegible]と思はれ、[illegible]に[illegible]、[illegible]

御所の御紋を拝領し、二つと一つに取り合はす。此の紋所を着る者は、外に六ケ国で外には無いぞ。其の衣服が有るからは、亭午は悪に一味の人、茂に八幡へ必ず油断すな。敵の住家につけいりて、足に留る下部となれ込むして身頭へ、こなた行くに、今川様に縋り付き、一網のはし上せん道やれ、何故悪し参れとの、お詞はかけられぬと、其方に如才はなけれども、大悪人の娘なれば、伴れにはならぬ身にと複合致せば、悔し向うに立れ来がり、一奥に向うて、お詞さへ、お前と私と存じ難き、嘆い嘆いに下い身ながら、悪人達ばかり遊ばすな。浅香殿に針の莚、今川其れは慮外でも有らう、君傾城に成り下り、相島に寄った其方と、公の武士の女房と、一つ日に言はれうか。今川は一途に、自惜しい無念しい、何故に浮川竹の勤めの身と成ったぞ。父は悪人付ならばこそ、悪いとも死に別れ。二世とかけたる我が夫に、尋ね逢ふべきもなし、なさけ身の果ての浅ましいと、彼処へ臥し倒れ、消え入るばかり泣きにける。浅香も哀れ催さに、心弱くて叶はじと、見知らぬ振に立ち間、れば、又親たる手を上げて、「奥様待て下さんせ、性根の腐った御前様には、親と云う字は見ても止よ。」と、叫べば、聞けば成り、今よう合點が行きましたか、其の恥辱の薄きに、縋りて口説きしがぞや、見通しにもと言ひたれば、土木の理が無かない、亭主の悪事になる時は、倅下の道が立たぬ故此方が斬ふにかけて殺さすまいぞや、一念に殺す肝の生れぬ、悪事の報と知れる所

待つて下さんすな。」「必ずうおや。」「消ります。」と、互に詞固め合ふ、心閉ぢ、疾た八ら、彼に仕込みし槍提げ、二人隔る、障子の内、外も生死の境子の緒、今逢うて今別る、と知らで歸る平次兵衛久振りでも見わすれず、「舅が故も能う來たな、お倅は何處に御座なさる。」「イエ〳〵倅はござんせぬ。」「ハレ勝頼がなされたもの、二人などは隔らる、に。」「ハテ異な事を言はしやんす、何の倅を隠しましよ。」「ほ、そんならば先づ其の通り。」「妹が其方に隠して居るわ、障子を開けて逢うて來い。」「イヤ〳〵隔りと逢ひませう。」「何故又障子が開けとむない。」「それでも後に逢ひたいもの。」「ム、わりや妹に逢うたであらうがな。」「イ、最前に逢ひました。」「然うであらう〳〵、こりや娘お主は父が可愛か、但しは父母が愛しいか。」「何方に何を言はしやんす、何れに思ひはござんせぬ。」「イヤ〳〵父と母とは善と悪、心に雲泥違ひが有る、孰れに從ふ言うて見い。」今川すつと差寄つて、「定めしお前が善で有らう。」「イヤ、母は大悪人、聞いて居た茶々丸も久國殿へ遣はした。お主も連れて參らうと御契約いたしたが、應とは言はぬ母が親に、縦へば雨の緒から、渡りにや分が立つまいわいの。」と、徐々立つて後ろなる、言ひ聞取れた今川もかゝれる仮の脇差、「コレ父様、お年が老れば程に、心も弱む物ぢやいの、惡事に一味なさるゝな、意見しか叔て母様は、御自身なりとなされたが、それにも拘はいの此方様に、是非な事あは言ひますまい。」私にやたゞ御無事でござんせ、伊奈殿とは母様とて、

武士の女房でござんすゑ、様あだてなされたら、聞とは言はれぬ言ひまするぞや。一つハ、義理はつて面白い、親を殺すはたゞ義理、子を絞めるは武士の義理、己れ嬲つて連れて行く、二つ恐ろしやつたに切りますぞやに、それは切るが、二つ無いことと、ぐるり／＼と輪を廻れば、今川堪八ず抜く太刀を、其の侍持て取り、危く見えし後より、障子越なる槍刀、雨の脇つゝ刺し通され、うんと儚かりに反りかへる。今川見る目も、いぶさくし、父様怨んで下さんすな、我の中なる悪心が、其の身を責むると諦めて、潔う死なしやんせ。天の罰とは言ひながら、あまい無言の念やつた上、裾に喰ひ附き縋り附き、闇を嘆くぞ哀れなる。平次兵衛打笑ひ、娘悪いな事を言ふ、障子の内に両人を、隠せしことは最前より、平次兵衛が知つて居る。男の立つる義理の太刀、首差伸べる筈なれど、親を討つたる天罰か、報はる事の悲しさに、待ち設けたる他人の鑓、何様嬉しい満足な、お家の大事をお主等に、知らせたく思へども、直に言ふた言ふとて、互に語り合うたる平次兵衛、眼の明いて在る中は、憎き人には語らぬぞ。此ノ鑓先が眠いやら、鷺に中らで死に難い、両人の衆遠慮はない、ずつと突つて委つてくと、噛むに任せる右より、胸先かけて突き返せば、流れて落つる紅葉河、下は血に染む涙川理は遂げねども今川は、いつと許りに泣き叫ぶ、レしあれ／＼と寂しい、嬉しや最期が近づいたか、人顔がもう見え難い、必ず忘れで聞くまいぞ、某し武士の其の昔、慰みにせし書の道が、今は渡世

の種となり、自然と上手の名も高く、[illegible]に召し出され、お成座敷の繪を描きしに、[illegible]
容ゆゑに、御褒美の上意には、「何と昔の名人は、馬を描けば草を食ひ、[illegible]と言ふ、其
方が筆先にも奇妙が有るか」と尋ねられ、「左様な[illegible]候はず、唯一心の至る所なれば、有るま
い事でも候はず」と御返答申しければ、「近頃[illegible]」と[illegible]出世の望み有り、無用の[illegible]其
方が、心を籠めて畫いてくれ」[illegible]

[illegible]

眼の前の下手ことと、遠眷と云ふ女房と、逆た八と云ふ奴めと、今夜の問題は其の邊へ來るべし、乾徒黨の手頂かと有る。何とも合點がゆかぬ故、彼の奴を縛りあげ、大竹刀に打ち叩けば、あら勿體なや恐れしや、眞心を包まん隱まひ置かず、大將庄五郎に、僞りて、懸縁を附けて後々に、國を奪はんとたくみの白状を聞くよりも、何故ニ寶玉を奪はれたか、取り戻さんと驅け出でしが、多勢の者に取卷かれ、犬死しては誰有つて、移し報らす者なしに、宿へ歸れば女房は、咽の邊を切り割いて、今はの體に見えたれば、更め手を採つて、言ふも可哀な事ながら、見損なことを遂げした、近藤平次兵衛と云ふ伊達人の一味なりと、世間の人に露はれては、先祖は代々の年、家名の廢る悲しさに、否な命を惜む心には、女房の胸鏡あれと言にもん鳥、私や自害して先にまするしと、言はれた時の悔しさに、操の鏡を見まいこ浮世に心は殘らねど、今日來る娘に逢ひたいと、言うた詞半ばで程もなう、がつたりと落ち入つた母は世界の大罪人、世に在る限り廻向せい、平次兵衛は惡道者、言ひ出しもやせん泣きもすれ、其の悪行と思ふなら、袈裟を丸を取り戻し、其道人の惡名を、何卒雪いでくれたらば、千體萬體供養より、草の陰にて嬉しかろう。懺悔と言ふは是れ許り、南無阿彌陀佛と言ふかと思へば息絶えて、彼處へ行つはと臥しにけり。今川様の傍へかねて、共に死なんと泣き狂ふを、前と後に取り付いて、叱つても見つ泣いても見つ、諫う隷め宥め出づる、行くは二人留まるは、一人連れなる冥途の旅、又逢ふ度の間ならで、

遠里小野の清閑、舊き交心は嶮ならで、峰の送れ人卽ちまゝに、詩人語り傳へけん。

第　四

斷くて虹は休み、日向の前君は高原に、己が心の曲れたる、劍の衍射四島に下り、強き響きし近郷を、存突を虹に腹を破り、是御の「と思ひて、斷ち止めを拂ひつゝ、迷ひ名に騙れ出でず、師資春の獄下陣し、昔なる中東立て、前後略の山にとし、遂に位は下を乞ひ去み、無心にして、遂に死しを潔ふしはれ、實ふに在君卿不滿にて、太衛に時ならば法ことはる、爲軍卒陸を拔き、身に淵倒し且たるも、其に道路を治むるの一時に戰爭の浪掃し、吾國は伊勢國にも道の寄なきを、止に一う黒衣に入る道して、我今年少もして心こには、一段を道徳を練の新しとこれ興す、心隆は吾に宮として、あいで寂しまじと雨の少なに、雅の竜を引く細くなる、土御門院とことなる大山に、深くも首をそえ立てし行ふを今川に、誠を八に嫉るれては、嶽仰ことに全く心穏し、徳に持ち雄抱、粘品の秋號を令ぜし、する地々とちに、謙讓近くまして諸を一から國難に處に、皇室心を頭足せり、試みに日かかたせじ、谿を引て、八宗十二、吾人國、將に、「確實に至らせれ」。又夫れ我に又意を問ひ初むより、四國の歲又の點に國民の小事の武秋に記されても心を寄り、鍋を施して己れ護有る物はされ、此と日を結ぶ

や、古歌は遊ばし給へや、何れにても候へ、手に當らうずる短冊を引いて御覽候へ。」「いざ〳〵、君の名代に、久國が引いて見よ。」「そのはらや伏屋におふる帚木の、有りとは見えて逢はぬ君かな。」「如何有らうの。」「ハヽ讀さへ知らぬお姿に、逢ひたい見たいのお心が、積り〳〵て大切な、お願ひに成りました。」「かう占うた心は如何に。」「ハテそのはらとは母の事、伏屋におふる帚木とは、賤しき譬へには、若君様は判然と、たしかく隈でござんしよう。」「サア〳〵神子殿名人じや、成程成程若君は、大將軍の折節に、ちよつとお手をかけられし、お湯殿が孕みおとし、母は亡し、なり祖父祖母の手に、養はれ生ひせしを、久國不慮に尋ね出し、御親子の對面も、近日なさるゝ筈なれば、御大切なるお身の上、御素性は先づ知れた、御理運の筋を占はれ。」「成程其の筋も知れますが、尋ねる人の心底に、曲りが有るで合ひますまい。」「ハテ久國は曲りはせぬ。」「イヤ曲らぬとは申されまい、そのはらや伏屋におふる帚木の、有りとは見えて逢はぬ君かなとは仰しやれぬか。」「[illegible]。」「さればいな、お袋は息災でおまうで無事で有るとは見えてでござんする。されども人目を忍ぶ故、物をも言はず名告りもせず、辛い心の限りをば、逢はぬ君かなと詠むからは、歌が實でござんするの。」「神子殿、其方へ逢ひで有らう。」「滅相な事は言ひませぬ。」「スリヤ占ひは赤下手か。」「アヽ下手か上手かは知らねども、此有る證據を見せましよ。」と、するゝと走り寄り、菊々丸を取つて伏せ、懐

刀ずし付ければ、久國どのに離れて、持つてこの仕草あるべく、其儀は己今川に、狼藉したる前後
すぞ、一旦かにござる久國殿、親の遺言守らん爲、威勢強き座敷へ、存分に踏み來るからは、討殺す
るゝは覺悟の前、此の下なる土へ付きては、私は本望でありながら、誰方の三人お志の、世間へはつ
と知れたらば、御一分がたちますまい、狼藉なして此の場、膝がにも戻し有る時に、私しお次せす
お前にも、お名のたつ義ではあるまいが、一言に一つの返答を、死するも惜しまれぬ身、相に、久國は
一時も猶し、とと剣を掲げて、久國共の前へ、[illegible]
お聲なる時、一言取らうか、久國が願ひます、其の同心すまゐ、一言だに返して下されば、
[illegible]
お聞き、[illegible]
[illegible]
背なしに押れて行けば、一同と添有る久國殿、未來の罪を恐れて、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

は紅色の、中に隠れ、見給はん、今こそ無間の鐘、鳴らねば現在親と子が、命を果す劍の中、未來は報措き現在に、奈落の地獄へ墮つるとも、親への孝行子の命、助くる爲の一聲を聞かせて給べ父樣。」と、詞の未だ了らぬ内は、一滴水を踏む心地にて、心も危き此の鐘を、撞けば不思議や其の聲の、心耳を澄ます時出で、「何にも親子の念のこゝろ、「サア其の子をば請取ろ。」と、寄らんとするを引抱かへ、鐘の中に一町程、ぐる／＼巻いて締め付くれば、今川は流す血汐、杖は久國然したるを、顏と目前なる、智識は異常の事、諸願の鐘に音を出せば、我が本性は消したる、汝は後日の邪魔になる、無念と繰り付けられ、眼を見つめ身を震はし、いとも哀なる聲音に、目精しい喰なれ、汝も目と言ふ聲許り命の綱、彼處へかつぱと投げ付くれば、あら／＼不思議や、念力、火の玉を出でて、怨むが如く久國を、くるり／＼と追ひ廻り、後の長押に當ると見えしが、忽ちに怒れる形を現にし、眼は電光石火の如く、叫ぶ聲は雷霆の、轟くと踏み鳴らし、本國…行方も知らず失せにける、たゞ光ごと影頼り、世の光こと…の、…は…、…陸奥國有り…、…を…、…は、ヒヨヒヨフヒヨン、しほうじの鐘の寒さに、有りせい／＼がくにえけて、…が鳴い…、…見

やれ[illegible]の鉾先は、海の方へ指して有る、今宵はいかう夜が長いなう。これは〳〵、あの鳴る[illegible]

つでござらう、實に鐘の音がするごさ[illegible]、合點の行かぬ、爰は遠州の鹽見坂、中山寺に鐘はないが、

待ちや〳〵、地の底で鳴るぞや。[illegible]眞に地の底で鳴りまする、イヤ〳〵合點行きました、あれは[illegible]

の鐘でござる。」「ハヽ〳〵、たはけた事ばかり、其の鐘に[illegible]有るものか。」「ム、世間で見ぬ者は

知らぬのじや、是れ[illegible]海和尚は死にやつたぞや、[illegible]では有る、三[illegible]山の[illegible]に、去

年を[illegible]つて[illegible]やれいの。」「是れは[illegible]有る、[illegible]に、大[illegible]

さ動くぞや。」「動きます〳〵、是れ[illegible]、桑原々々。」「ヤレ倭秀殿、何處ぞに二階の[illegible]

山はござるまいか、世直し〳〵桑原々々。」[illegible]は籠中の[illegible]

[illegible]見えず、[illegible]ぶの道へ申し〳〵。」

「ヤア誰やら呼ぶぞや。」「ア、悲しや幽靈ぢや〳〵。」「ハレ[illegible]

か、幽靈でも化物でも、[illegible]い事が何か有る[illegible]

しこは[illegible]ぢや。」[illegible]

に、[illegible]世と交はりし[illegible]の葉の、昔語に來たり[illegible]

涙に[illegible]衣、今[illegible]に引換へ[illegible]人の[illegible]

離れ果ては、下に解けぬと人は知らずや、あら〳〵〳〵嵐吹く、紅葉は頭に白花の、積る思ひは曉の、鐘に殘して谷風山風、そよ〳〵〳〵、そよぎ靡くや青柳の、絲に縺るゝ縁の袂、戀しき夢る淵瀬川、我は歸らぬ渡川、ありし勤めの其の内は、一月日かぞへて何日か極、眞の名附けて我が内と、人に呼ばれて見るぼしく、二人が中に我が子ぞと、寢させても見ぬ垂乳女が、迷ひの種の數々に、人目包めば涙さへ、我が物ならぬ我が物は、心計りと思ひてなまぜ、是れも外面へ出す事か、他所に見なし育てつる、小笹の露の五つ六つ、三世を契る妹と背の、まゐに一夜を添ひ果てず、此の世ならなる三瀬川、散れば浮の仇襖、身の成る果ての悲しやと、泣くより他の事ぞなき。ハ、ハハ怖い物の又大事ないもの、逆縁ながら口說いて見ましよ、ナウ〳〵其れなる幽もじに物問はう、冥土の旅にも路銀は、四時倍に遣はるゝか、左文銭も大きいか、ナウ左郎三郎、田舍へお下りあらうずるには、煙草なりとも置いて行け、小煙草なりとも置いて行けに――それはや女郎衆き問の事なり、生國はや女郎でいくでん、ゝでんと歸うするには、煙草なうてはお笑止や、書語るに罪も消ゆれし、語るにつけて恐ろしや、罪を顯はす淨玻璃の、鏡に寫さば八萬奈落、明らかに悉く見得たり劍鉾地獄の苦しみは、さも凄じき炎の中へ、眞逆に落つる事、三羽の征矢より速かに、下より猛火を吹き上ぐれば、脊は上より落つる所を、さつ〳〵〳〵と吹き上げて、隙なき苦患を逃れたり。南無

地獄の苦しみは、鐵石をたつこと一由旬、劍の樹と楯を列べ、罪人の追廻し、岩石背に結び付けられて、嶺よりどうど突き落さるれば、骨は微塵に碎かれて、風に木の葉の如く散り、大[illegible]地獄の有様に頭に火焔を頂けば、百節の骨髓より焔をたゞ火を出す、或時は焦熱大焦熱の炎に咽び、或時は紅蓮大紅蓮の氷に閉ぢられ、火槍あなうらを燒き、足蹈はとう／＼と、打つ舞尺拍子打つ音は、獄卒の責の[illegible]あつ居つ。苦しや堪へ難や、我とは[illegible]無間のかねごと、親の報いと敵の刀と、我が身一つを責めに責められ、修羅の太鼓は今日の身に[illegible]、往舞ひ太鼓は昨日の今川、我が身の敵討が子の[illegible]、又敵討つて給はれ。」と、言ふかと思へば妄執の、雲に形は消えてんげり。はつと許りに兩三郎、空しき跡を詠めやり、「やれ懷かしの我が妻や、身は[illegible]の浮れつゝ、憂きが中にも逢ふことの、待兼山の時鳥、巫山の神女雨となり、雲と聳えし古への、夢ならずとも今一度、姿を見せよ[illegible]、死出の山又三途の川、我を伴へ今川。」と、前後をわすれ西東、彼方へ走り此方へ行き、途方に暮れ伏し沈み、[illegible]び歎くぞ道理なれ。[illegible]一[illegible]、[illegible]へ[illegible]、[illegible]泣いて[illegible]る可き道もなき、此の世に未練すまじ、迷ふが故に地獄有り、悟れば其の身其の儘の、[illegible]開く蓮葉り、[illegible]分けて待ち給へ、[illegible]生[illegible]、傾城は[illegible]今川が、[illegible]觀世音二、あら有り難や[illegible]、[illegible]、かからん後は[illegible]、思ひ知られて[illegible]、[illegible]法の

印が是れ見給へ。」と、言ふ」と思へど、俤は、旗の文字に殘りける。兩人はつと感淚の、袖にも餘る心地して、急ぎ都に忍び行き、旗を討つて手向けんと、急ぐは心留まるは、名殘の袂新三郎、消えにし空を詠めやり「いとしや君樣、いや、寢ても覺めても忘るゝよ、唯一念の念佛なりけり。思へば浮世は夢の世ぞかし、榮華は是れ皆春の花、名利の心を振り捨てゝ、菩提の岸に至る可し。夫れ一代教主釋迦牟尼佛樣の說法には、華嚴あごんはうどう般若、法華涅槃法相律宗なんどと云へる、こむづかしい事共、我等が樣なる愚智無智、鈍なる衆生の爲には思ひも寄らず、彼方の門ではひよつひよひよすひ、又、此方の門ではたん〳〵からりころりと、打ち鳴らして願ふ後世は、茶々召せ〳〵、佛法あれば世法有り、煩惱有れば菩提有り、柳は綠花は紅の色を見れば、急いで淨土を願ふ可し、南無阿彌陀、はるばった、はつぱい。」と茶筅御佛本願力、もんもうまく往生界しつとうひこくじち、ふだい天、實に西方極樂の、法の友又情の友、忠義の二字の友こそは、現世も後世も賴もしき。

第五

いで其の頃は、文明二年孟夏の天、若葉秀づる花の御所、日向の前司が推擧して、茶々丸君と御親子の御對面有る可き旨、兼日仰せ出さるれば、細川桃井畠山、仁木赤松吉良石堂、在京の諸大名殘り

なく相詰めた、今川備中守俊秀、伊勢新三郎長氏は、お目通も遥かなる末座に何候する。兵藤目敏き
男にて、「ヤア其處なるは俊秀にてはあらざるか、御勘氣を蒙る身が何故御前へ出たる、疾かある彼引
き出せ。」と怒鳴りける。細川詞おだやかに、「さな宣ひそ楠井殿、全く彼等が[illegible]に罷り出たるに候は
ず、此の單に大名残りなく料簡付けて上のこと、必ず龐相遊ばすな。」と、おほやうに應答せば、大將
御氣色損じつゝ、「ヤア何と言ふ勝元、諸大名が談合はせば、如何なる無禮も[illegible]用捨せんとの結構
か。」「此は勿體なき御仰せ、上を輕しめ候段、憚りなきには候はねど、御家の[illegible]事、事急に候
條押して召し作れ候。」と恐れ入つてぞ申しける。君領かせ給ひつゝ、「家の大事と兩人が訴へんとの
所存まで、詳れ聞かん。」と御諚有る。今川謹んで申すやう、「承れば御當家[illegible]遊ばす由、
御吉左右と申さうか、御家の破滅と申さうか、御思慮有るべく存じ[illegible]は七人の賢
者を捨て、舜を位に即け給ふ例も數多候へば、況んや御實子なき[illegible]俊秀奴が貶し
申すに有らねども、當年僅か五歳の若、賢明にござらうやら、何と[illegible]見えぬ他
人の事、[illegible]
時に気色ばみ出で、「ヤア珍らしや俊秀、其の[illegible]
口御事[illegible]

こ馬鹿なされ、異つた事を求め、二子は世間に多けれど、一人の茶々れが、二人の腹から生まれう
か。」と随分に旧り有る若を、それにも事合ひ給ふかことと、語るも有けノ\と罵りける。久固信の気色なく、
「こりや素浪人、俊秀に頼まれて由ない事の命おとり、宜い首尾に歸らいでな、若君のお父は鹿間殿と
て、お家に存分有りし中なるか、汝が身に仕と言ふ奴を入れ仕れて出いこ」「ハヽとほけた者を貫さ
れた、後日の證の爲め、其方が殺されし領域の今川より、血を分けたるは新三郎。親お名告つて
出るからは、外に證據の要るべきか」と、詞を荒らげ一命を、義に輕くする長氏が、心の中こそ潔
き、新田其儘つゝと出で、「新三郎とは汝よな、若君の詮議より、先づ盗人の詮議すべし。日本の地に往
みながら、君に敵をなし、悪黨どもを語合うて御城内へ忍び入り、御寵愛の傾城を奪ひ取るのみならい
す、家来の栗原茂七奴が首をば能うも切つたな、何卒探し出さんと、色々世話をやいたるに、己と竊み
天の罰、彼奴めを縛れ」と噂はれば、俊秀は聲を上げ、「是れ〳〵麁忽し給ふな、全く以て新三郎、遠
内へ入らぬ詮議は、其の方が證據人、栗原茂七と言ふ奴は、討手と名告つて来に、無體に切つて寛つし故
即坐に討つて捨てたりしが、貴殿は何の意趣有つて、御上意と僞つて俊秀討ちにおこされた。」「イヤ
虚言申されな、兵藤曾て覺えがない。其方の如何なる所存にか、お暇もとらで受けず本國へ下りし故、君
も御勘氣なされしを、先出にこそは存じたれ、中々討手は遣はさぬ。疑はしくは茂七めを今愛へ引き

出でれい、對決を仕らう[illegible]、其方は俊秀を[illegible]使に[illegible]捨てたる[illegible]に、
物言はす儀は存ぜぬことと、空嘯いて居たりけり。久國呵々と笑ひ「はゝ、巧んだり〳〵、跡方もなき事
どもを、口に任せて言ひ散らし、證據に詰れば殺されたのいや此方が殺したと、死人に口なしといふや
うた、淺々しい事を持ち出して、御館の御中を妨害せんとの俊秀が、心根心許なし。二、三間違をさ
つと睨め廻す。桃井原を捕ふかなで、つか〳〵と立ち寄つて、膝下にぞつゝと坐り、「父、貴殿
の言分しらなんや、兩人は[illegible]、近頃[illegible]、何まで[illegible]、お前を呼出[illegible]
お入れなされたか、但しお里に在すか、お迎ひに遣つたが宜い。」「イヤ桃井其方は何と聞かれたぞ、
鹿間殿には若君が産の上にて死去なされた。」「ヤ、只今[illegible]」「いや五六年以前の事。」桃
井ふつと顔を出し「[illegible]者、今兩人が言ふ事なく、死人の[illegible]、此の惚けた戲
つたが、何故若君の証拠には、死人を立てゝ言ひ、又その鹿間と[illegible]、其な死しても土になれ
うか、蘇生させて[illegible]て來い[illegible]兩人共、首の骨[illegible]
うじゃ、[illegible]小細工[illegible]
と心に[illegible]
合ひ、[illegible]

されども浮雲之れを覆ふ上には、大將の御身の上、聰明叡智の眥も、讒佞の雲覆ふ故、理非善惡も、當ればこそ數百人の大名や、久國兵藤兩人に、思召しかへられぬ曲もなき大將に、忠勤勵んで何かせん、東海に舟を浮ず、吾神連が身を遁て、南山に歌謠うて寵愛を反さん、面々如何にと言ひ捨てて座敷を出づれば諸大名、一度にはつと立つ所に、俊秀な女房淺香の前、反魂八繩け來り、御前に畏まり「恐れながら御注進申し上げ候。惡人には、此久國と申し、若君樣として差上げしは、僞りの事にて御座候。御吟味遂げられ給はれ。」と、おとし付けて言ひ上ぐる。繼母に育れて、こさかない者が出て來た、皆やいで來て面白い、是れも後者の證據にて、糠作でござらう、と、固唾を呑んで聞き居たり。大將暫時御思案有り、親子の中に兩說有り、所詮の程こそ心得ね、但し慥かな證據ばし、持參せしか」と宣へば、彥太八はつと罷り出で、「久國方より近藤への養子證文、賴み狀、斯樣々々の文書にて、此の通りお手に入れてごはりまうす。」もこ短う恐れがましく差しあぐる。大將篤と見給へば、紛れもなき久國が直筆印形鮮明なり。打顫かせ給ひつゝ「久國兵藤搦めよ。」と、御意待ちかねる桃井は、轡たふし／＼踏み倒し、「天命知らずめ。」と引据うる。大將いさゝか御詫もなく、茶々丸師が惡に云ひ、一旦糺上の約束なれば、久國が所領をば殘らず彼に宛て行ふ。新三郎後見して、先祖の家名を繼ぐはまさも、大惡人の久國めも、あつぱれ忠義の寶たして、命を助け追ひ歸へし、兵藤も一人も不忠の者、

みせしめの為、株木にのぼらせし、後勢の金言を今さらの如く申したりと、創業守成の能を御示あり、これも
則ち祖宗の世々、欠くべからざる可き例とせよ、皆々後代の勇者へ、国ちの太平ともなり、太平の基と祈る事、嘸
春こそ目出度けれ

傾城無間鐘 終

須磨都源平躑躅

文耕堂

須磨都源平躑躅

第一段

風に順つて呼べば聲高からずして聞く者多く、高きに登つて招けば臂長からずして見る者多し、臣慮深く謀るあるべからずとは、威光千里に輝くとは今此の時の秋津洲、後白河の法皇と申せし後、人皇七十七代の代を知召し、いまだ嘉應年中に位を安く讓り給ひ、一院と申し奉りしが、今や平家の威の仁、り、平家宗盛ノ[illegible]にありしかば、高く萬の役由、花の都の歸りこそ、[illegible]の御威光に、おとこのや、平家と木曾の確執を爭ひし時、主人兵衞佐頼朝、院宣を戴き舍弟蒲冠者範頼、九郎義經を代官として上洛ましまし、宇治勢田の間に戰ふと雖も、打ち負けて西國へ落ち、主上安德天皇、平家に誘はれ神璽寶劍内侍所、三種の神器を御身に添へ、西海の波に漂ひ給へば、天地と共に限りなかりしとの御位も、今は[illegible]の御嘆き、[illegible]、叡慮を苦しめたまひける。武藏國の住人岡部六彌太忠澄參内し、蜀錦を以て上裏としたる北面一通、御前に捧げ、庭上に畏まり、「さて木曾義仲が叛逆、大津勢田に充滿し、手強く防ぎ候へども、九郎義經軍慮を廻らし終に攻め破り、則ち義仲を粟津の原にて

討ち取り、御敵亡び候へども、未だ殘黨ありて、是れを鎭めん爲義經都へは入り申さず、六條大御所に宿り候ひしと、夜前申し遣し候ひしと相述ぶれば、法皇御感斜ならず、堂上堂下に至るまで、安堵の思ひ色に見え、悦び私語き給ひける。皇太后宮の大夫俊成卿、勅諚を承り檻近く「早速義仲を切り鎭ける義經が軍功、淺からず思召す。次に此の琵琶、何故叡覽に備へし。」と尋ねたまへば、「さん候。木曾が都の宿所を、改めさせ候へば此の琵琶あり。人に尋ね候へば、春日野と申す名絃にて、舊は東大寺の寺中に候ひしを、故中將重衡、琵琶の上手たるによつて求め取り、都落の折節取り忘れ置かれしを、又義仲奪ひ取り[illegible]へも差上げず、掠め置きたるとの物語、早速叡覽に備へ候。是れのみならず平家の一門、詩歌管絃に長じ給へば、其の道々の師匠たる堂上方都に多く、師弟のよしみを忘れず、野心ある方も多かるべし。院のお側近く召し寄せらるゝ公卿も心を正し、粗忽なきやうの叡慮心を注け奉れと、義經申し越し候へば恐れ有る事ながら、平家に縁よしみある方々は、御前を遠ざけ給ひ、然るべく存じ奉る。」と憚りなく申し上ぐれば、俊成卿打笑ませ給ひ、「尤もに似て心狹き義經の奏聞かな。人までもなく斯くいふ俊成は、薩摩守忠度に和歌を傳へし師匠なれども、平家の肩を持ち君を恨み奉る心は、和歌三神の御罰も受けん更々なし。總じて物を指南する師匠の心も品によつて有るべく、弓矢打物は武士の表藝、弟子の身に恥あらば師匠までの名折と思ひ、肩をもつ

品も有るべきが、平家は朝敵の名の有るにて都を開けば、救へし和歌の名誉に[illegible]上もなからず、俊成君は
の御[illegible]を受け、千載集を撰むにつけ、いたはしや忠度、一首の歌を入れよかしと望みしかど、[illegible]
身の恐れを思ひ忠度の歌を除きしこと、[illegible]の中の第一と歎きしぞや。それとても人の[illegible]見るは
昔の儘、俊成が事は気遣ひなく、心やすかれ忠澄と、事分けて宣へば、東夷の六弥太も、道理に
伏して見えにける。四塚[illegible]中より、袋に入れし物取り出し御前に[illegible]
るゝ如く、下官が[illegible]と申す者、[illegible]敦盛に嫁はせんと[illegible]、結納の印に送つたる青葉と申
す此の笛、御前へ差上げ、[illegible]には、[illegible]朝敵の[illegible]
そ敦盛の小姑よ、平家の[illegible]に[illegible]
るは、[illegible]妹は則ち庭上まで召し連れし、是[illegible]
せ、[illegible]平家[illegible]心[illegible]、人
人に[illegible]
[illegible]
[illegible]
此の六弥太[illegible]下郎同然。[illegible]

主に頼せ付けられしに郎義頼の取持ち、總じて武家の勤むる事は、貴卿の御役節にあらず」と聞きも敢へず阿闍梨平次、「さて合戦し六條に、下郎とは誰がことよ、恐くも我が兄は院の北面、其の弟の阿闍梨平次、重盛公の御味方に立る節目、のべつ幼き時より弓馬をたしなみ、生まれついたる膂力、せいくつの時世にあはず、都に住まれば名に高からず、由緒累代をもつて役儀を望むが誤りか、頃日思ひつきて来て、京の家門を構ふ事へず、こゝこゝは役過ぎる、役儀をば阿闍梨殿に存ずるを、いかに名せ出頭でことに日に向ひつれば、其人は若年ながら名所を知り、勇者は其ニかならず日本の、地理を努へ通る人を頼む事あるまい、罷出で……侍にいはれて立つべきか、其の命切り下げ、京屋の武士の手並を見せん」と反打ちいふれば、庭上に刀をぬこつかす狼藉者、搦め取る事六條にて役目と立ち向ひ、容赦事こそと見えければ、あれ鎮めよ」と御諚ありて「衆ぞ」と制せられ、恐れて、はいつもと啼る、一院御せ出さるゝに、六條にて申し條理なから、汝一人申し何程に思ふとも、京中の目に触れ難し、重盛が甚ずる上は、阿闍梨も粗忽の者にはあるまじ、汝が加勢として役儀の御暇遣るなつついては此の言世平家に渡り木曾に渡り、何れも其の主を知らず、是れも昭めん事なしにし、兎も角も義賢が討たれたるべし、此の節とても左の如し、重盛が所存に任すべし、第一平家の餘類未だ鄙を立ち去らずとも、公も許うあれあふべからず、其の仔細は、前にも傳はる三種の寶、平家の手に

まん事故ぞ、一點に歸り寄らせ給ふまでに、或はすかし武にされ、手練を盡し取り返すべし、萬一心を一致にし、海武にも沈むるれ、朝高麗の寶とまで給はば、此の日の本は直闇に、罪となすべしと御職祖ら、を称仕ける。雲民は同じ雲間にて、三種の神寶をさめず、月なきを年といひつゝし、晴れよと觀る。彼ぐゝ梅壺に、名にうわしき家の花と秋の草々、かれ〳〵となる末の客、また顯くしき世の中を、守り集めん身の役目、人の心の眼さきに、頭に提げ來意を、錦に繪畫に錦にせ、武勇に寒めし仕義の道、五條の三位俊成の館の御門に立ち寄りて、御門へとの申し、館内は陰をな殷燕上らこれなれば、俊恵それに都詩をおるべし、御主は其の門前へ人よと、答ふる徒の群よく、門の前を木でわたべしと、開けて一と人にこしより、たれとは誰ぞ込むるとに、二位は書を出でなされし女、神用ありて参行ま、と、つい一日は被携を心臓でお見申すに、妹が大切を、一體と思ひし我、まず一事してお役をおれば、只今こそは、その御門の案内がお連れお館ことも知らせた我、心得て親が相互によたと思ふにそこれない事、妹とお館に神奉行を立てる、附付ては此のこう陰の御所で大事の人事の俊成様が一事をかに戯しおの、十一官鹿子藤原に、此の息子での鴨は主と、一書事があらんとおつたのむ、妹のおよしめれ、お前のおにもよみあ事、是れ事し、背にも聞いてすまあの常の面様とれうてて、大切なお觀様が、此の春ゑ死してすれたらこは、何事とも申の間の念か、又私の面に申して定、名か、

裏菊とつけかへ、それは/\目をかけて可愛がつて下さります。御恩の深さ俊成様、流石長袖それことは、口無山でござれども、お腹だちは花薄、穂に現はれて裏菊が、うとましさの御推量。それも知らさにうか/\と、後室の御方のお見舞は、不沙汰の上に筆止まる、間ではからふ私が思案、直に去んで下さんせ。」と根気の揃ごになたて板に、水ぎはのたつ御所育ち、ねだりやうまで風雅なる。「ム、尤もの言分、併し俊成卿に對し申された事でなけれども、阿根輪が肩持つ右大辨重房、彼奴が憎さにあてたる事。詞はしく/\俊成卿のお心に、障りしこともあるべきが、此處をよう思うて見よ。我が妹が事へさす縁を思ひ、六彌太が贔屓へんぱの言分と、言はるゝも無念の一ツ。又俊成卿は古今の歌人、六彌太がそれが胸の内は、居ながら知らるゝ名所の如く、申さずとも知召し、さりながらお怨りもあるまじ。然りながら敬ふ者に隨ふは君臣の禮と聞く、それ故右の畧を申し上げた其の儘に、夜陰ながらも來りしが、其方に此の旨を語れば手前の心が濟む。折を見て宜しうとりなし、早立ち歸るぞさらば/\。」「一旦はさうした御心か、今の様に申したも、たつた一人の兄樣、京生まれとはいひながら、東に育つた心なしと、いはせともないばつかり。いや眞にそれにつき、西國への出陣も近々と承る、身の暇請を語つて、頼まにやならぬ用もあり。」「ムヽ、や、頼むとは氣遣ひな事ではないか。」「イエ/\、氣遣ひな事でもないが、あのな、申シ、薩摩守忠度樣は俊成樣のお歌の弟子、人丸

赤人の生まれ替りと、いうても恥かしうないお上手さ、お筆一にお手の見事、平假名の美しさ、其の
癖はや書、枕言葉のちはやぶる神かけていかゞはし、今では深いたゞ睦の間、と語る内から、まゝ惚
れ惚れし、夜の更けるに問はず語り聞いて居る暇がない、何事も重ねて〳〵、家来共行け〳〵、と指合
ひ〴〵夜經る後、心も堅い孝子木の、昔に別るゝ門外や、後は御門をしめやかに、更け行く小夜
の鐘ならで、思ひをつぐるかねの聲、雲居の途も程遠き、八重の潮路こゝに来て、身にうきことをつ
げぐしの、薩摩守忠度は一門の人々と、共に都をおちかたの、狐川まで行きしが、またもや立ち返る
蓑と笠、辻を隔てて伺へば、さは[illegible]若門、斯こそと、立ち出で、忍びやかにおとなひ
し「薩摩守忠度、俊成卿のけざんに入らん、申さで叶はぬ胸の有り、此處開け給へ」と宣へば、内
侍と思しき聲にて、「忠度卿とあるからには、御門開き度く候へど、此世の折から[illegible]
ふ平家の好を、誰にもらさう門内に通さうとも思へど[illegible]、首を傾け
すこいやなう、それは然る事ながら、全く忠度粗忽にあらず、方々が心得にて、閉ざしたる[illegible]
と、繰返していふ、[illegible]答へも[illegible]果れ果し、一日[illegible]、入道の[illegible]、一門の滅亡、天道
の冥加一筋に尽きとれ、罪あるも罪なきも、朝敵の名は遁れず、[illegible]の俊成和歌の友とて、
中にも[illegible]ぞ隔て、忠度が勇力にて、此の門一つ破られぬ事はなけれども、[illegible]

は大盤石より重くして、手も力もなき身となる、此の身の果ての無念さっと涙にくれさせ給ひしが、もよほし顔もふきはれて、立つ雲もきえていとよし、見れば木傳ふ柳桜、有様の細かくに、退もたまだまだ、まだ早い、行かれと叫んで、コレ、恐れながらいふは嘆かはしい、忠度様じやと取りついて、涙に萬一も身をのつ吟ふしや裏錦、此の世で其方が顔見ることもあるまじと、思ひの外の對面、先づ息災な何よりと、コリャ、何がなによりぞ、お前のお聲を聞くや否、心はやたけ御門は開かず、危い所を此の通り、お顔見たさに來たものを、どうよくなお詞、此の世で見られぬ顔ならば、未来では顔かりしと、思ひやるお心が露程もあるならば、都を落ちさせ給ふとき、暇乞こそなされいで、ついさまことへと一筆は、殘して置いて下されいでも御卑怯にもなるまじ、よう聞くお手を持ちながら、文さへ一ッ下されせぬ、眞にお前の右の腕は誰ぞが切つてのけたか。ト、ついふ恨みも忠度の、御身の果てを天然と、ものの知らせでありたてさま、もものの言分至極せり然りながら、恩も深く、心にかゝりしが、世の聞えの暇乞ひ等、後に引かるゝ後髪、いかに甲斐なしと人々の、傳へかたる悲しさに、思はぬ卑怯となりたりしが、つくづくことを案ずるに、運拙くして都を開き、身はあまさかる鄙の旅、歸らん事は白波の、底に沈まん藻鹽草、書き留め置く詠歌の、拙き詞といひながら、忠度が筐と、浮世に殘さばや敷島の、道を求めし效なれと、思ふ心の一筋より、一度都に忍び入り、俊成卿に

驅け寄せしは、漂泊の旅人の其の數にも加はりたれば、貞盛殿の手にかゝり、死骸は野山に朽ちるとも、あだにもごー〳〵と、歸る手島菜の如何にても、あだきなさよ」と洞群も、鬘けらるゝ忍び音を、共に歎きて莫宿が、假かも今は晴れ渡る、森の梢と闇につゝむの庭、主は高とも伊さまの、身さへ段ちぬ忍び足、武は闇にその窓さ、さぐりにて狭切、拔くかと見しが後より、「忠度やらぬ。」と切りつくる、不得心の、二身をかはし、鍔際こうと蜜附けせに、聞うゝこれなりと冬瓜たり、つぎ〳〵と退きにけ、又打ちかゝる刃の音、ばつちやう笠に受けとめられ、引く手すかさず付け入つて、襟にかけたると藍の笠、なかけれしたが取られ、叫はにもつと蔵に倒るゝ、引つ摑んで打ち付くる、笠は高を見つゝた、つい〳〵と逃げて行く。東屋は危ふくもひと、忠度殿をすかし見て、必定引頭の蠟燭めら、落人と窺りて衣服を奪はん爲しの刃、其方は怪我はしなさんだか。」「お前にまよかのは」と氣を付け合ひ、互に面を暗うよけ、殊に篠の暗き所、あれは我が見え六彌太殿、見れども何とも、知れぬ源氏方、お前のお姿見せましては」「一つ逢話をさ、それとても心引かされ、空の隣めいたかくもの二朝にさぐりも本意なかりせ、といひて前後に隱れ室、この家の奧とすかして、鏡の中きたる床の間にひ、暫く〳〵」「二言と問もはや、次第に遠ざかる陣の鐘、音にかゝりゝ心なけれ、それと寂しき幕内寂しく、六彌太殿が見送り、我が來近かるに背く身の覺悟は見の何とも武營でも、て間聞て、こて

ますか。一度二度御苦勞なお役目、一夜などは苦しうもあるまいに、早うお往歸あつたがよい。」と紛らかせば、「否手近い娘、世上騷がしき折といひ、何の用に此處には」と、問ひつめられて、「イエそれはな、アノそれ〳〵、宵にお前と一寸いふ内に、ついその御用な門番衆ではないかいな、思ひなやんと手拍して、何程叩いても開けて呉れぬは、よう寝て居るに極まつた。起すも役目の御用まで、待つて居らうと思うて。」といふ中、それでなつて居るのか、ほんに其方は氣のないこと、良い娑に目を遣へば、比丘尼と振りむく氣配りに、鉢打織ふ上の衣、裳も裾も隠せぬ思ひやり、それと知らぬ顔、「夜明までは暇ひまし、遠慮も此處にまゐるもの。」と門打ち叩いて、「岡部六彌太より使、はや開け給へ。」といふ聲に、「何事やらん。」と戸を開けば、「オヽ、きどく〳〵門番の方々、暫し待たつしやれ、かられうかと、心を引いて見た許り、サア此の内におかへし。」と、提灯よくれば眞暗がり、「イヤ此の内に一人も、隠つた者はござりませぬ。」と門番共が返答に、「こゝ、こう見えまうた禪師さま、神社に行くかよいぞ。やうこそ、其の首途のさ、褄の上を、外の者に見せぬやうにしたが可い。ふはさはするると暇引いて、寝ればよいたゞ〳〵出る。たゞ〳〵出ると大事になる、合點かや。」といひくゝめる。はし折の節の見物が、惜しき深き締め、ドやすからぬいはせ鳥、おもひを遁れて内に入る。門番共は氣が着かず、一心の落いた六彌太様、暇引くなとは有り難いこと、いふを別れの様にして、さしかたの

たる四五箇、雑兵引連れ駆け來る、岡部平次光景六彌太を遠目に見付け、[illegible]、平家の落武者さつまのかみ忠度が、此の所へ來たる由、搦め取らんと來る所に、其の身が[illegible]、首を打たれは、平家に心をかよはし、隠したるに極まつたこ、サア忠度を是れへ出せ、返答によつて汝にも、縄食はせん、と呼ばはつたり、六彌太もつとも驚かず、忠度を出せ〳〵とは比興なこと、[illegible]、すぎ、四肢は無慚でもあまりの事、汁掛け[illegible]、[illegible]中書の不便[illegible]、若き者、平家[illegible]上面でこそ[illegible]、六彌太、[illegible]とは嘲り、討ち漏らして歸りしが、物の半時も間のないうち、汝が縫ひし忠度の首を打たれ[illegible]に一ツ、[illegible]、これ見よと[illegible]探しても上下知すると、雜兵中間一同に、[illegible]と首を奪ひ來るを、六彌太[illegible]門の柱に打ちつけたり、此の戦ひに氣は勇まれ、忠度の首を[illegible]、[illegible]逢ひに誰かれの、[illegible]、六彌太[illegible]、[illegible]はれ行く[illegible]、[illegible]思ひ、胸は涙にやるせなや、忠度の首をいたはり、[illegible]、[illegible]歌詠む數に連なりて、まさきのかつら永き世に、其の名を[illegible]、[illegible]

と有り難し、死しても忘れぬ君の御恩、いつかは報じ申さんものと、涙を流し仰せある、誠に深き志
正三位俊成が、未來までの和歌の友と、心底隔意はあらねども、世を憚りて對面も、心に任せぬ折
しもあれ、誠ある六彌太が、仁義の情に嬉しくも、思ひを述ぶる詠歌の數、中にも秀逸と聞えたる其
の歌、さゞ波やしがの都はあれにしを昔ながらの山櫻かな、此の歌の心のごとく、何とぞ源平和睦を
結び、再度都に立ち歸り、故郷の花を詠め給へ。暫時の間は敕勘の、御身を憚る一首の和歌、讀人知
らずと記されしも、其の名は隱れ、ながらへる事を宣へば、忠度の願ひも、これは淺からぬ一重の情
程、又六彌太が志、彼是盡きぬ名殘とて、いとゞ別れを惜しむ後に、陣の方へ、急ぎ心なき、[illegible]
六彌太は忠度に、阿根大兄弟追ひ拂ひ、忠度は御暇乞、彼是以て氣遣はしく、また立ち歸る提灯の、
光を見付けて裏菊が、「申し〳〵兄様、段々の御心遣ひ、情深き武士と、俊成様の御褒美、忠度様のお
言葉に、とてもの事に御對面、さあ〳〵是れへ。」といふ下より、腰刀拔き放ち、卜部が持つたる提灯を
ひたと、闇と消え行く燈火の、[illegible]守も人々も、これは何事と六彌太が、心底探る甲斐もなく、
遮ぎらぬ妹、忠度に對面とはそりや何處の忠度。よもや平家の忠度が、一時に逃れ難し、都に歸
らうやうもなし、若しまた誠の忠度ならば、此の六彌太に對面とは卑怯、心得ず、源平と分かれたる
敵が城に向ひ合ひ、互に心打解けては、戰場に臨みて、[illegible]見知つた顏は[illegible]の者、[illegible]

さきだ鐘つて、打ち合はる丶、何でなし、互に知らず知らぬこそ、せわのたとへの知らぬが佛、しらぬか丶るは夜明の雲、あさましくならぬ其の内に、[illegible]妹、合點か」と、[illegible]手を捕へ、いたはしの兄がしかた、呑込みながらも別れては、いつ逢ふ事も定めなき、ただ思ひのかくし泣き、薩摩守忠六彌太が、詞の六義和歌の望み、心に[illegible]此の上ほど、[illegible]立ち出で給へ、裏菊、「是れなう申し」と縋るも、[illegible]はるかなる心の[illegible]いたと泣き泣き、六彌太も心底を察する[illegible]妹、[illegible]捨て置きし。「エ、[illegible]ひ[illegible]可愛や[illegible]なし取り捨つる、[illegible]箙なる涙、[illegible]西國[illegible]兄弟、六彌太に討ち取れ[illegible]れ[illegible]と抜き切り、[illegible]取りまいたり。六彌太をかしく、「ハ、、、殺しやうこりもない奴かな、[illegible]是れで兄が一度、弟は二度、二度目が大事、[illegible]首の用心よう召され。」といふ下より、[illegible]り立てたる[illegible]

見ぬ平氏が逃足に、弟の平蔵雑作もなく、首と胴との別れぎりや、朝の露のばら／＼と、のこる家来は道を散りなりき、心推よし前行し、又た西國の合戦に、面目を施し、平氏が一門、自ら賣るとは源氏のまいさを、六韜が身の理を、嬉しくもまた有り難き、仁義の加冑気の謂、六具しめたる武士に、智を除はる[illegible]武、詩歌の徳には六つの品、ほされには五文字七文字に、其の[illegible]を[illegible]、六十余州に六[illegible]、其の名は[illegible]なかりけり。

第二段

用とはかなき世にすれば、悲しき人の命は、うつらでうつる世の中や、平家都を落ちて、無常は[illegible]も、[illegible]の浦にと聞きしこそ、いと[illegible]しや[illegible]の[illegible]を[illegible]け名に[illegible]はたる品[illegible]、平[illegible]なにに[illegible]、いくと[illegible]なまのうち、心を道にぬ[illegible]しなし、父[illegible]世を申うし給へば、[illegible]、[illegible]の[illegible]い[illegible]しみ、[illegible]を御見舞に参らせたれば、[illegible]れら又[illegible]じ[illegible]ひをすまの浦、[illegible]の御事を[illegible]ふつ年[illegible]も、[illegible]たるを夜の[illegible]や、うきを[illegible]の[illegible]すさへに、[illegible]見物にて、[illegible]をうつすみの[illegible]、くろいは平家[illegible]は、源氏の[illegible]りを、心の内に[illegible]し、一[illegible]て此の葉といふ物は、[illegible]が[illegible]に、しうらい[illegible]、次の

お話かねて聞く、軍の道も同じ事、五崎か十崎の小勝にて、数多の敵を討つ事も、是れ此の石を敵と見て、四面をかこみ攻むる時は、敵を攻め又攻められて、助かり難き生死の、心をくだく石の数、およそ三百六十目、白と黒とは夜昼に、思ひ忘るる世の人の、まどひはまさしつらんにと、心の休む隙もなし。お乳やめのとの助言にも、よしや続くた時は、あとても、縁と時節のあるならば、浮木の亀の習ひぞや、たとへ一目勤なりと、捨てて敵を待つまでは、生死が川を渡る手に、思ひかけても見ぬかな、あう打てば、それで此の石いくた川、あう川の石に打連れて、孤一の内に百目の命、惜しき夫に死手の水、押へてはねる味方の黒、又もんと関く血の白、上をうへに離れて涌濃を折し、まへる夫婦が命のた先にかけて出て落し、此所で源氏をあらこれも、あすにも目出度いと手の勝、は、いかいかうと声にきこえ、御前様を見てゆける、武将が紛れ出して、出すもつ石を詰め内、出る石に打連れ出の音、悲しき夫に死手の水で、とはおりたと、己もあう出て来給へる、用この心すたに、まだ一声に二十一歳い、[illegible]の内に、[illegible]、一世の世[illegible]、[illegible]の縁を出で出て手と思へとも、縁の世に下されし、[illegible]取膳され、[illegible]世にいつめとあもひし、世に隠れ[illegible]、哀れと思ひ[illegible]

數寄は其に就かれて、忠度卿と我が中は、歌ゆゑならで同じ事、何卒其の箇條を借り、佳儀手便は有るまいか、是れは御勝とも談合、二人寄れば文殊の智慧、何うか斯うかことに取りくに、いふ程等も叶ふまい」しばし御思案、しばしこれ申しお二人樣、可い分別が出來たく、兄樣はあの御面で、優しい私に御執心、純情引かぬ、お龍いと思へしが、其可を堪へて御心に隨ひ、一夜ご依賴し、一首させ彼のお筒を、そつとしてやる此の思案は」「極上ともく、そもじに其の氣があるなれば、筒は愚か用ゐ藏も取つて行けく。」なう品照樣、是れでさつぱりすんだではないか、嬉しや然りながら、舜人も好かぬ男には、詞交すも嫌なもの、憶迷惑にあらう玉笹。」「はて何と致しましよ、お姫樣のお爲なやもの、目のうとい雷に摑み損ひに合うたと思うて、辛抱致しましよ」と果しは定めの折柄に、扇子屋わかさお見舞と地紙箱携へ、常に通へる奥座敷、「これはお姫樣いつくよりも御機嫌の可いお顔めでたし、損ね然への扇子出來ました」と、箱を開き取り出せば、「心嬉しの折節に扇子と言先一寸と取り上げ開き見給へば、お好みの通りに繪に書かせしが、書人も折人の私も、判じ物と言ふ氣が着いてとくにとかれず、先づ其の女が小楼取り、のうくふり出した風俗、男が日傘さしかけしは、噂まつた朱雀の女郎、忍ぶと讀手が下取りの上に、さまと假名で書いた字ニ、紫が生鑑に喰ひ付いたを、のぞこかいて居る進上物は何でござります。」ムウ是れが合點いかぬ、といふ聞かまふ面

きやう[illegible]雀の太夫は官位せぬ、無官の太夫樣と[illegible]と稱くわいの[illegible]ハヽ、[illegible]出來た、そんな事存じたらまさつと心安い、無官の伊勢の太夫が有つたもの。ことに、是れも機嫌を取り〳〵に、奥方やさし艶かし「いや申し無官の太夫の次手に又、申し上げる後の敦盛公の笛の事、私娘桂子と申す者、御恩經盛公へ宮仕へに參らせし由緒を以て、密かに[illegible]より御文を下され、笛を此方へ[illegible]、其の桂子姫君へ申しにけれと[illegible]の御[illegible]と聞きまする故、[illegible]御[illegible]がにより、[illegible]知つて居る、其の[illegible]敦盛樣に心を寄せ、[illegible]に[illegible]と聞く、[illegible]取り其の上、[illegible]の笛まで取り返し、此の品を縁を切り、娘に持たせ[illegible]、思ふ事なく讒[illegible]といふ心、何か言ひ色に見のたら、何の爲もう、聞くも腹立ち胸くるし、よつて[illegible]かへ[illegible]、以下の外に見え給へ[illegible]怪しきなる[illegible]惡摺、いさゝか[illegible]の理由にあらず、いや〳〵言ふた聞き度くもない「是非御聞かせ下さいませと、守ふ後に[illegible]、よつて行[illegible]と[illegible]聞き、[illegible]見[illegible]心に納得する樣にして得させ、先づ〳〵奥へ[illegible]とあれば、[illegible]離[illegible]なる[illegible]近さ[illegible]と申し、此方に[illegible]きもの[illegible]、[illegible]考へ、[illegible]とする[illegible]仕[illegible]、かねにする[illegible]

源氏と云ふ物語を讀みたとも、今の人の流なれば、一部分に於て心に興政のふすれは誰を歌ひ、事に觸れ等に善
ひなる、由、然る日録の引とも、遂にも覺いたる事業の流、そこたにゐつに開たへ、此方にも感嘆の道
且、武田の流れを引く、次の方に一冊を申して、此を一つへし給はるやう三國の方は實に學を取らまへし、其所
附三個に申さる、政府の中なれば、更つ、神聖性を崇し、彼を離れての節取、黄金三合の中に
立ちふくる世の上に、世に盛なる、流れはた、ここにて可の論さと云ふからこと、ればそと立
工とひふと、政策は世に立つて覺え、もとこの事を北に用して、政平を軸にあて立ち、政の
新に於て彼のふんとしいふ下用の事いと云ふを、政治の本元の間にて王族人、同の、夏れに立に伊ら
き出た上流れ行くれば、い、い、ここそしとすとも、そして置を合と申すの意を、其の妻、者の
ぬといふ所論は、確立お系の他に、そことを、私、意の精にて、はよころ、これや政権を定め置て、
宇宗の都を持たれど、武家会へ總と神を下にける時とも、頼や前國に下されしかども、四方丑
豊さに在つ、政は各に定念、幾に上のと申すの外の治議はその黒し」と、聞いて、をる、へくも
合る、こうではそれで居び聞れた、何を通て頓に我等自に付、それも神さこは何であた。こ、流
申より二百を集め申して、これを被の者黄の商、一葉に立から政道の個を知る、神中の四大伴を取たるも、
他用の時に於て見なさず、せれを云に得させるは、ひつさやう政に賞すといふ、頼みの総務を同じ事、

意趣を得させすのた、一くせい御念、右大臣から直に太政大臣にならたさる法もあれ、實學も國書

は申さぬことと、何をいふやら得手勝手、一寸しことさへ聞く耳も、うはのそらくヽ飛び立つばかり、

一たかへ良辰を選み、娘が通ひは此方から、ことし約束の節やつた、彼方も此方も賀うて大慶一夏の

に千代をこめたるきヽ竹の、末のよよかる事は前、よし屆け出が首折も、願ひのまヽに省取れ持て、ふ

れにん娶しあくヽヽり、お暇申し、ふ忍ぶ夜に、つれなくかくる浮雲臣、はらふ黒の、無の間に、あふ

すて出二、實て出を、たのしの間の戶に晴れまと、空を仰ぐによ、扇子へ、夏なき里とな風の、五條

通ひひと構へ、光源氏の鹿狩に、あひにあふぎを手にふれて、偏ふきける音の葉の、又なあはれと尋

ね見し、隣の扇子の御よすり、此時にいとえむ扇子店、みやる邸にとりわけて、軒の畫圖の風をよて、

あふぎ屋若葉の夫婦と申し、共に折入の情にて、色を持つる手品には、武風扇子全き、みしは夏を

け秋冬も、風をふきなふ身すたこ、其の主人は少女、隣しの扇子、床の間へ地を持ち申、宴治に

夷殿の扇子より、宮賣歸に取り次ぎ、名を世上にしられけら、家をしるべき娘一人、かつらすこ

名を呼びて、年も二五の月の宵、おはなけなる兒姉のいつくしみ、物實ふ人聞きすきを見て、つ

つかと折入の小荻が娘に寄り、是れ申し數寄は、と言はれたせんかる、へ夕、外の女の群をつゝみて謝

み変へ、いいてこは、折かへと、首尾を見合はせ參らふでや、皆の衆も共に午二面いてたま、首打出

すもじ、恥かし、何のまゝよいうてのけ、わしは此の小様のあのつきやつた時見染めてから、それはそれは惚れたといふは大體の事ではない、又惚れまいものか、無官の太夫敦盛様に生写しおやもの。御然も御父経盛様は宮仕へ、画像の御姿を拝むにつけ、此の様な若衆で世の中に殿御はなし。たつた一夜で死ぬるとも、せめて一度の情を受け、末代女の果報者になりたいもの、いつぞはいつぞはと思ふに引かへ世の有様、源氏に世を取られ、御一門は打負け、西海の波に漂ひ給ふとも、未だ都の内の何処ぞに忍びましますとも、取り取りの風説に、折角思ひ染めても、成らない我が恋路とは思へども、せめて生写しの小萩女郎、我が目には正真の敦盛様と思ふもの、なんと惚れいで居られうか。昔の業によつて、父様母様に知らせもせず、たつた一夜の[illegible]下さるやうに頼むぞや。ほんにほんにあらわれもない、女が女に惚れるとは、ことかいた事と笑はば笑へ、寧ろ契りに小萩女郎、人の来ぬ間に「すつかい、[illegible]下され」と手を取れば、姿を変へて忍ぶとは、共に人目の包まれて、敦盛がずと恥かしげに、「思ひわけもない、女が女に惚れて、かんじんの時なんとせうと思うて、花倉もない選がしやんせいく」、組下の邪魔なさるゝか、「イヤイヤ上の見てごされ」と言へば、敦盛を押し上げて、「ちとす聞いて居る見て居る」と、むつくと立ち出で給ふ十様子、年齢も行かねば道理かと思へば、又大それた恋をかす、心から、其の様に何故あせない。縦令小萩が小萩で、そんたれば一寸事にもなかうず、

萬一此島の表面なれどもあつて見や、都には鎌倉殿も入り込み、一族からの此儘の所領も、悪禅小宰相宇治
八重、小宰相殿室それうの里、武士の宿の帝もないといの耳に洩れ聞え、細川なる大罪に、悔
んで歎のあてへさか、深山木の其の梢とは見えざりし、嬰は花に顕はれにけりと、詠じ給ひし頼政の
歌の心の如く、たとへば我等公にもせよ、なをなし隠れ忍び居らへて、其の梢とは見えねども、我等
の蔭に其方の色に顕はれにけりとは知らざるか、いたはしや昨日まで、鳥羽千の折りやう紋のつけ
やう、越獄六百に至るまで、平家を手本に寫しあやかりし、栄華も夢の間の一睡の夢、我が大はその
わけ此一門のお目に下され、御情をあまりに、其方を寄進に下り、甘従と申す流罪されてから、都
落の御供を願ひしかで、なれなれ其の罪を八重の汐路の波路に漂ひて、いつ帰らぬ
の事を尤も、平家をと口にいふさへ、もしや人の聞きつるかと、心を置いて、唯独り二世も思ふ、情けない
惜しやと、心におもひつと目見には、散々に嬲た折人の小袖を着せ、一人の娘を身にふつても嬉しまう
いに是れ村子、重ねし小袖の隙へ合ふと、つめくする涙計り、ようぞと膝の下から両手を
入れ、痛いいたいといふ娘の顔に気をつけて、やと顔を拝み、自ら前では見れにくかつたか何い、と
日にはいへと手を合はせて、拝む心も闇に閉、十萬億土遠からぬ、胸に治まる御家の、御理を聞く計
りなり、拝ぶ父の詰めの入撲いそそしと首を振り、これはくく女房、娘が膝の下から手を入れて、

ふた病でも起りしか、風のはなにちつとの間も何故おきやる、灸すやれとせがめども、我が嫌ひとて娘にまでする忌もせず、煩はしやるとまゝ事でない。」と、大事にかくれば「氣遣ひなさるな、煩ひでも何でもない。小萩の顏が敦盛に似たといふにつけての強意見。」「ムウそれならば意見に及ばず、今日右大辨重虎殿へ參上し、兼ての願ひ首尾仕果せて立ち歸る。然れば須磨へ御出足も今夜か明朝か、召仕の女童まで汝一人には知らすぞよ、外の者には沙汰すなと、一人々々に謀を以て、互に取沙汰せぬやうに知らせ置いたれば、家内にちつとも恐れなし。忍ぶ内は折人の小萩、かく顯はす上からは、太政大臣清盛入道の御弟、參議經盛公の御子無官の太夫敦盛君、我々は下主恐れ有りと上座にうつし、夫婦も娘も尊びしされば、心なき女の童まで、崇め敬ひ奉れば、女姿は其の儘に、おのづから、世に優なる上、昔に見えたる公達の、御行ひぞ常ならぬ。さし上ぐる笛を取り上げ押戴き〳〵、そも此の笛と申すは、父經盛此の道の達人にて、宋朝へ黄金を渡し、よきかん竹を取り寄せ、ことに勝れし節を一節取り、天台の座主前の明雲僧正に仰せて、ひみつゆがのだんに立つて、七日加持し秘藏して、えらみたる笛ぞかし。例へば平家運命につき果て、馬蹄に骸を晒すとも、此の笛竹と諸共に、浮世の名をとゞめんと思ひしに、不慮に右大辨重虎が妹、品照姫に緣を結ぶ印とて遣りしに、汝が働きにて再び我が手に戻り入り、悦び又と類あるべきか、此のうへ暫時も都に足をとゞめては、

右の平家一門の恩にて、只今ふたゝび須磨の浦へ趣く。年頃日頃主君の恩をわすれぬ者まで
も、名目づかひ見ぬ顔して、哀れをかくる者もなきに、いかなれば汝等親子、我をいたはる志、忠勤
隔つるとも忘るまじ。さすが様子思ひ出せし折々は、購事へと猶まつ取つても出で給へば、妻は猶
後泣き沈み、夫婦詫言おし止め、一世は事を成す人非人にもなりはてて、[illegible]二、前後に御下向あれ有
り、殊更出陣の御花向けに奉らんと、折りかけさせし陰陽の陣扇、日暮までには出来すべく、帰り扇又
あふぎと、夫婦が寸志を奉らんと、娘ながらも、人遠近しい奥へ、女共も御供なさん。日本国
中が敵になつて攻めるとも、君に御運開く扇、つひに元の御身ならん。世に立つてあふぎ申す様に、扇子
は我が手に清めをかけたるぞと、折敷にすへ排せば、何にも例はいはねども、宿世いかなる縁かある、
知らぬはなしれとはにて、打鬱しい奥に入り給ふ。深編笠に世を忍ぶ、浪人のけなりき姿やつし、そと名
あからさまの出合ひ、若殿が背に、そと抜き、扇子所望と腰かくれ、主人心得し御用の道、
早速提げて立ち廻り、何か御所望、[illegible]
れと申すも有り、紙は金地銀地真砂子、墨絵彩色小紋形、糸巻・機関扇、都の物も
用意、お望みあれば時の間に、折り立てても上げましよ。先づお上り遊ばせと、立ち騒ぐ
しらふ[illegible]の品をうけたまはる、[illegible]に足れなし、[illegible]の折り[illegible]

手の上[illegible]買へくれよと、國元の故朋輩に頼まれし、どれお見しやれと手に取り上げ、「八本十六本陰陽の骨数まし、朱の丸金の丸銀の[illegible]これもよし、心懸けの國に合ひ申し、先づ此の[illegible]は陰陽の、陣扇ながら頼まれし、歸國もはや明々日、今日見かけたる此の扇、亭主是れを所望申す。」と取り調むれば、「ハ、申し[illegible]、其の扇はさる方よりの誂へ、今日の日までに[illegible]明日[illegible]にて、[illegible]其の[illegible]に此方へ[illegible]る、[illegible]に[illegible]「それは迷惑。」「どうあつても其の[illegible]」「此方へ[illegible]の[illegible]こそあれ、奥より洩れ來る[illegible]の[illegible]、敦盛の音色[illegible]、若狭[illegible]、[illegible]の聞えよ[illegible]、[illegible]の給へと思へども、留めに[illegible]心を[illegible]に、余韻嫋々として[illegible]は離れず、或ひは亂るゝ青柳の、靡くが如く下にこし[illegible]、悪に絶ゆるとは是れやらん。買手は小首[illegible]、心意[illegible]り、[illegible]捕手數十人、土砂[illegible]若狭が門[illegible]取り圍み、平家の落人無官の大夫敦盛、此の家に忍び有るよし、阿根[illegible]召捕りに向うた[illegible]失ひ[illegible]ければ、買人[illegible]見[illegible]事、[illegible]

を重し置くべき所もなく、[illegible]

なり、此方よりは其の[illegible]

寛政の頃[illegible]

勢いて頼み候ふに、[illegible]

[illegible]

これや俗は教養でない、家の女の前には閑暇に佛陀がこざらぬ、よいか〳〵休息させよと云つて立てさせ、家の女是れへ出で、よんでや何に是れへ出でこ一寸逃がし自身に持つて參いれはどうもお座へは出させ給ひと、小森えい致しやらしと、出ゐるを引き寄せ帳打ゑ、此の頭が何の數寄の何物、給の前に、ちよた飯盛がやつとつき放せそうしたり扨も内にごふのいた田舎ぞと、ひたしやめとして人のこはゐ、其の次の女作る色なく、私が理は面換所に往たなら、容い若に南へ閑暇でもか、お亡れと申す問題て、私が名をお呼と申すにに些はない、是はもくは純元を、つけ御覽なされませ、一貫に無きもあらぬ前に極部の事もあり、此時の女たるべ、然ながら、餘儀すれた返なることとう。己れも何雖なし、是にてしつい致命、小森とそつすしな妻、若狭は身を焦り遣て許な〳〵難義は爲させられず、平家の御運はかくまでもつき果てたるか淺ましや、君も我も一代一度の身の大事、心に立て負腹いもなく、兎角隔意し見えければ、扨こそ若狭奴が心得ありつらんと、いつきめさせ小森が手を取り、ヤイ若狭、此の女が顔を見よ、かねて黒に尊化者、頻りに評合はの手足の遠帶、して其一身を吟味せんとて、用捨もあらく取つて引き立て、袖口より手をさし込めども、にならいれも力が足らず、今顔はして若狭が難儀身の恥辱と、彌よ〳〵女に身をなして、うたう悲しや連添ふ夫ならで、男の肌に我が觸はいらはせぬ、身を與らうが焦れこうも、せんかた盡きて見えたる所に、

日前の物買阿摂幡が傍に立ち寄つて、指したる腕の骨もひしいと掴へひしいでつき飛ばし、女をかこひ立つたるに、心は知らずあふぎ見り、嬉しさたとへんかたもなし。阿摂幡の[illegible]と[illegible]
慮外千萬諠譟ある女を囲ひ、名有る侍を、ひどい目に何故合はせた、につくい奴め。」と睨んで見て
もびくともせず、「されば名有る侍の、道に背き給はん迄止す、お侍を[illegible]で引き分けたり。」「何故
何故道に背くとは何の道をしらぬかせ。」「いや下[illegible]に物をいふ人、御存じなくばとつて聞かれま
せも今日の[illegible]、無官の太夫敦盛の[illegible]なされずや、それは[illegible]置き、[illegible]女の故で、あれ御覧じ、
あの女一人身に[illegible]、[illegible]に[illegible]つけたる有る女を何故敦盛の[illegible]に[illegible]まれば、[illegible]
ふべきか、萬一そうでない時は、夫有る女の胸に手を入れ腕を握り、不義者なりと呼ばゝ、夫有は何
となさるゝ。然ればば道づつけ大名に御成りなさるゝ、然れば取分け其身の事、侍のすたる事は必定
著くるが可いはずと、引き分けしは其ぢの為にお、一[illegible]に有るべきに罪つてお咎めは、いやはや[illegible]
千萬ことあるを[illegible]いふまい／＼、[illegible]いふもの、人の非義を糺すほど武士道を解
くからは、被つた笠を取りかつつくばつて假名を名告り、其の[illegible]何故いはぬ。」「いや／＼それは
御道理、其の男が[illegible]むならば日本に[illegible]、一に[illegible]、二に[illegible]、三にして、[illegible]御見舞、其
の外に蟲一匹とは思はねば、腰屈めやうがない。笠取つて名乗るも、[illegible]かなれかせる、

所望ならば何より安しつ」と笠ひん脱ぎ、「坂東にさる者有りと兼ねて聞きつらん、我こそは武蔵國の住人、私の黨の旗頭、熊谷次郎直實」と、聞くに姉輪もびつくりし、家内も扨はと気遣ひに、又気遣ひの笠ぬしは、上付近く膝立ち、端近に詰め寄り付く如くなり、「扨は聞いて居ぬ阿漕が気遣ひ、熊谷殿申し申す、平家の公達にもあれ、但し一門の在所知るならば、見數すと鎌倉殿御諚なり候ふ。手ぬるし手ぬるし、一體それ程の事いや〳〵見數せとの仰せならなく、又扇屋までご詮議ありとの御諚も聞かない。はなはだ如き事なれども、平家の武士に手ぬるしと言はるゝも恥かし、いで敦盛が忍び居るか居ぬか、實否を問ひ申さん。やい若衆とやら、平家繁昌の折節は幾千の恩も被つらん、其の冥加を思ひ扇子も手なれども、此の熊谷が一目睨まば安穏に助け置くべきか、其の女に用はなし、外に隠し置いた敦盛が有らうこれへ出せ。コリヤ〳〵こりややい、町人とてうろたふるな、居れば居る、居ずば居ぬと眞直に言うたが可いはさ、まさに知らせて言ひければ、ハア、是非もなし、遁るゝまで隠し果せて参らせしが、此のうへは力なし。いで敦盛を見せ申さん、暫く御待ち下さるべし、と殊此方にも上手を取つて、なく〳〵奥へ走り入る。一なう姉輪殿、最前承る、若衆とやらんの名目には、鎌倉殿御諚も同然と珍説、具に鎌倉殿御耳に入れ置くべし、其の仔細とつくと聞かせ聞かれぬと言はれ、イヤさにはいはうし、それは〳〵東國の武家方は、智恵の強い事、それは何

今の若子宥めた悔しの儘、ふと口へ出放題に申した事、御上聞に達しては大分迷惑、御沙汰なしに願ひ奉る、最早々々ことと手を措る所へ、立返る、方たく、敦盛の御首給はりし。」といふ声も、涙もつたるあゆひの袖に包みし首、二人が中に差し出す。手早く々々熊谷殿、いざ御覧なされ。」「先づ此方より。」「然らばことと押し開き首取り上げ、「出かいた、此の實に隠し置いた首は誰ぞ、熊谷さらばことと掛け出す、刀の鐺しつかと取り、ませつこへ其の手を食ふべいか」と、引き戻し首をさ取り、ここに剣難で蔵ばこれ、死に入る許りの痛さへ、わく〳〵と起き上り、一敦盛が首見届けた、何其の上ない、身も鎧ることと瞬をも見せして跳ね上げる。妻に若狭が涙の暇、「ならう悲しさ時がな見て、小稚の自害せうと遊ばすわいの、とめて下されば誰あれば驚きおかれ、堪れ〳〵相模いふまい、熊谷殿の面いてござる、それは敦盛の死骸ぢや。何々の誓文、娘にはないわいのと泣き崩れし、相模が気に、此方も繕ひうろ〳〵すれば、見る目に取ひ籠れ、もり、若様、此の首は我が娘、小稚が敦盛といふ事は、一目見るより私が細つたら、ていとえ阿蘇羅が簡く時、其の嘆にも聞えまいれす、わけて浮いけれす、図し面ない出す上いひし我が詞、通れよ兩と心得、物りに仰り切つたこと、何でもなく縁ある言と熊谷、様に平家の公達たる敦盛が常に朗詠する笛はないけれども、熊谷と平家の問合には聟與の事でれはされ、これは心掛るれと思へ、りふ、渡々まで戦は握らず、朝人も討取る人の野ぶ等。、情ある矜

悲しさもの上はなしつゝおれての恩を思ひ遣る平家のおもわく、娘に換へて敦盛を助け給ふ、汝が心の不敏さに、何事も見ず知らず聞かぬ顔、母も無や娘が顔の見たかるべし、苦しからず呼び出せ。」と、其方へくゝるりとねぢ向いて、傍目を遣ふ武士の情は顔にとらざりし。「なう有り難や神か佛か熊谷様、何事も御存じの上お許し有るぞ女房ども」と呼ばはれば小萩諸共こけつ轉びつ走り出で、あへなき首に抱き附き、聞くに附けても心細さ、堪へし涙一時に泣き叫ぶこそ道理なれ。女房なくなく夫に向ひ、「此方、人の子でもなし、夢程も知らさずして下さつたら暇乞もせう物を、今までは恨みしが、思へば悔んでも返らぬ、せめて最後は柔順しかりしか、母恋しとは言はざりしか、遣す詞の有るならば、こレ／＼／＼語つて聞かせて下され」と、女さめざめと泣きければ、父は涙にむせばれて、開くに苦しき目をしばたゝき「きいぜんよりの仔細は知るまじ、熊谷様のお詞身換り立てよとの御情と心得違ひ、引受けた申し立てたれども、誰をかうとの當もなし、娘に斯くと語りしに、首うし延べ我が手をもつて首筋を撫でゝ、此處を切れよと教へし悲しさ。日も暗み身も碎けしが、女なれども源の満仲の、命を惜つた健氣さに恥か入つて、鬼なら蛇なら氣を堅になし、「コレ最後の唯今、思ひ置く事あらば語り遣せ。」と尋ねしに、「母御の事は父上の在せば苦にならず、昨日にも斯くと知らば敦盛樣、一夜のお情に預り、せめては夫よ妻よと、いうての上に死ぬならば、三途の川原へはまも行くまい、浮世の残念是れ一ツ。」と、

言うたばかり首さしのべしいぢらしさ、敦盛様のお髪に似せん物と解き亂し、髮も心も思ひ切り、首まで切つてのけたこと女房ながら可愛や。先刻にも、「是れ此様、今宵須磨へお出でなされては、再び會はうやらあふまいやら、敦盛様のお身の上、もしもの事あれば私は尼になる、此の世の思ひ出さし合ひて言ひ苦いが、見ぬ顔して下されせ」と、恥かしかつた面ざしが、まだ此の顔に有るわいの」と、夫婦手を取り泣き叫べば、敦盛も聲を上げ、「一日の情に百年の命を捨つるとは聞きしが、それは枕を交しての上のこと、穗に現はれて口説きしかど、明日をも知らぬ我が命、さまでの情有る身では、勝手難かん不便さに、態とつれなくもてなせしが、今別るゝと知るならば情無もなかりしもの。果敢なき最後を見る事よ」と、御身に迫る御涙、留め重ねて見えけるが、傍なる轡引き寄せ給ひ、なうた嬉しの薬き及ぶ人の妻に定まる時は、鐵漿にて歯を染むるとかや。しかも品聞に嫁はれねども、其れは此の世の假の妻、未來々々の後までも、眞實敦盛が御臺に定むる此の相手、是れが其の證」と、涙ながらに首をかき抱き、墨摺りながし筆を染め「御臺に定むとも、我と共なにこの中」と、眼の白紙を染め筆や、二人が中はふしぬれども、眼の中の定め、染めてはまれなることとしても、つひにしみぐこつて」と、色もこいく烏羽の「汝も冥途の鳥と聞く、頼て彼まで…手中を分けて詰めたまふ、と、亡き魂にくれぐと、傳へて喚ぶとは…にて、熱つけと…して泣き給へば、た嬉は…

の中の悦び、數ならぬ我々が娘、命を捨てすれば勿體なや、平家の公達の御臺所と呼ばれうか。」と、二人の中に首取りし上は、親には生まれ優つたな、出かしをつわ。」と言ひつゝも、「生きて此の世で聞いたらば、嘸嬉しがる事でござらうの、悦び顔を見るやうにおぢやるわ。」と、又繰り返す世迷言、夫婦が涙のとぼしりに、不慮に出合ひし熊谷も、共に袂を絞りけり。　敦盛衣紋引繕ひ、「熊谷次郎直實見參せん。」と有りければ、「思ひ寄りなや見參とは誰やらん。」と立ち向へば、「仔細はくどく言ふに及ばず、經盛が末子無官の太夫敦盛、首取つて高名にせられよ。」と、首さし延べて見えたまへば、「是れはく迷惑、我等平家追討の爲判官殿の幕下に屬し、近々一の谷須磨の浦に出陣仕る、其の折から平家に名有る大將と見るならば、武藏國の住人、熊谷次郎直實是れに有り、返せ戻せと扇子を以て打招きうち招き、組んでは討ち押へては搔首、兜首を如何程も取つて高名せんため、陣屋を調へにこそ參りつれ。小萩とやらん女の首取つて高名せよとは、熊谷を侮るか。憎い女め、コリャ亭主、此の女内に置くな。町かたなりとて須磨へ追ひ遣れ馬鹿者め。」と、睨みつけて取り合はず。若狹悦び、「ア、何處までもお氣の著いた、是れ小萩最早日脚も傾く、よい商ひの出時分。」と、地紙の箱を手に渡し、「是れを持てば人は咎めぬ。いやまだ忘れた是れが彼の陣扇子、誂への所へけがせぬやうに、お屆けなされて下さりませ。」と伏し沈めば、ともに涙にくれながら、押し戴き／＼、「なう熊谷殿、御所望と候へば、

此の二本の陣扇子わけて一本宛上申す。重ねてめでたくあふぎをもつて、互の勝負は既にあり、お暇申す。」夫婦の衆必ず未来を頼むぞや。」「お氣遣ひなさるゝな、後世は我々請取つたり」と、いふより早くあい口引き抜き、夫婦共に胸を押切り〳〵、「淺ましや今日まで、一人の娘を世にあらせん其の爲に[illegible]、平家は御代の[illegible]たり、莫大の御恩を受け、其の恩の爲娘に役し、是れで恩を報じたれと思へば、其の報じたは熊谷様の又た恩、報ふつた[illegible]許り。所詮[illegible]はされず、丁度[illegible]し[illegible]、今日の世路は當るとも、心は[illegible]といふ出家となり、[illegible]に[illegible]し、其の前に御詫[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]は[illegible]、一蓮托生南無阿彌陀」と、互に源にくれ六つの、他國に[illegible]告ぐる無常の鐘、いつも聞くより哀れなり。熊谷も哀れをいやましけに、「我とても今日有つて、明日は果敢なき身の上、互に討つ討たるゝとも、同じ蓮の蓮生ぞや。さらば〳〵いざさらば。」と、別れ出づれば、「是れなう〳〵」、其の[illegible]見ます、下[illegible]の本隠れて、忘るゝ本の[illegible]小袴[illegible]、[illegible]蓮花、花[illegible]、[illegible]爲に堂なして、二人を殘す御影堂。夫婦共に[illegible]、[illegible]ふ[illegible]も其の時に、浄土の縁に[illegible]、勘[illegible]をご出しける。

第二段

豐前國宇佐八幡の宮と申し奉るは、欽明天皇三十一年、肥後國菱形の池の邊なる、民家の嬰兒に神託有る三歳たる磨の垂跡、當國に鎮座ましまして、人の敬ひ日々に威を増す、神の宮柱ふとしき立つ、動きなき、誓ひを頼む中々に、騒がしき世の有様や、大風頻りに吹き起つて一夜に高き梢を折り、庭の背を切り地を穿ち、石の燈籠苔崩れ、玉垣鳥居打曲み、笠木は彼處に遠近の、人は驚く天の災、身につゝしみと祈るなる、神の御前の參詣は、引きもちぎらぬ其のなかに、豐後國に名を得たる、尾形の緒方惟秀が三人の嫁、三郎權光が女房岩谷、三郎惟義が妻の綠竹、合嫁同志の中よくも、かたらひあうて神詣る、侍女仲居取り〳〵に、嬉さかしらく社の陰、二なう綠竹様、アレ御覧なされ、今朝明けの大風、開戸障子も吹き飛ばし、恐い事とは思ひしが、是れ程まであるまいと、思ひの外に此の宮の瑞垣、あのいかい石や木の折れる事思へば、私等が身を吹き飛ばされぬがいかい仕合せ、是れにつけても氣遣ひなは他國なされた殿御達、もう諸抔に召したらばと案じるが一ツ、二ツには國の女房の事忘れて、何處ぞにゐつくの悪性やつてであるまいかと、思ふを祈る八幡様、信を取つて頼ましやんせ、ニツなる程〳〵さうでござんす、大切に思ふ互の殿御、兎角神様にお預け申し上げ、仔細なん別して

は、徒らしたける女子があらば揃ひ遊けし其の上に、今までより百倍可愛がつて下さるやうに、利生を額む、と供し拜めば、神居お聞いて、皆の衆聞きやつたか、御二人様の立願、諸氣まじりの息災延命、何やら彼やらの取り交ぜ、八幡様もどぎ〳〵出され、結句利生が有るまいと、とうち笑へば、あれ申し禰宜様、あんまり事いひをる、やんがてわいらも殿御を持つて、其の時に思ひ知れしと、叩いたがらも下々に、氣を立てさせぬ人遣ひ、神も惠みや深からん、祈念も終る折ふしに、拜殿[illegible]、い[illegible]出る[illegible]、[illegible]目を配れば、[illegible]、[illegible]隱して身を忍ぶ、「是れは此の邊に見[illegible]女房、[illegible]他國者か、[illegible]吟味する、名[illegible]せい、[illegible]、[illegible]世が心得[illegible]、[illegible]て行き過ぐる。「こりや〳〵待て待て、[illegible]人[illegible]、[illegible]、[illegible]公達[illegible]の御乳母、[illegible]者。[illegible]、[illegible]なれば、[illegible]、御目[illegible]から此方へ[illegible]、[illegible]、樣出[illegible]、[illegible]り。其の上主ある女の手を、斯くの[illegible]、[illegible]

んな不作法は置つて貰ふ。此は尾形の三郎惟光といふ武士の妻、かう取られた此の手を何とせうと思はしやんす。」「ヤア何らしい女が何ぬ、不義不埒らしくやうな盛と思ふか。重衡卿の嫌疑を兵らず、平家の一門に與せうと思ふ心ならずも、貝方共を曾の内へ固道といふ仔細はな、重衡卿を始め御一門の御方には、尾形親子さへ味方について居れば、西國の大小名も平家に隨ふは案の内と御身の幸ひに、先づ女房から目見えさせ、味方にたのまれたといふ契約の印、戴かす計儉有り難いと思へ。さ御身達が此の國で、尾形をたよびこついても、平家の官位にあうては蟲といふてもだいない物を、此の玉蟲が口一つで、御家來になさるゝは冥加の果報といふもの。サアサア來い。」と引つ立てれば、玉蟲心せき立てども、蟲をおさへて「マ、是れまで、此の二人が連合は、尾形といふ男、女房が目に立つて道念に顛まるゝ人でない。但し此方は女房が言へば、與兵方へも言返り、又は五十里の北首でも切る氣かや、此上でも侍の惟慢があらば、女房にいふ貞かされる事とはよもや言はれまいが。」「サアそれは、それはとは。」「否でやそれは。」と險くじくじいや先づ大事の御使ひさま、御用を聞いてはならぬぞ。」と、いひ紛らして奥に入る。二人はふつと吹き出して、「誠に可笑しい口、あのやうな氣狂ではなかつたか。」「所作樣としたことが、氣違とは結構ないひやう、あれが正直のあんたう何、世界の女房のうにも、いやいやあんな者に出あうては、其

其此方も同寄になる、いで歸らうではあるまいか。「さうでござんすはや下向さと、連立ち戻る松原より、躍り狂うて來るのは何ぢやな。「ほんにむさい男の子が、何やらいうて走つて來る。

正神官童部

いふ間程なく近づく姿、背に笹片手に幣の御祓、腰に柄杓の定紋もよい、伊勢參宮の染浴衣、「もしお伊勢參りは皆かごぬけよコノサ、あふといはずにようぬけまする、しかも笠綴て、身もかるくと、でだわいらしく、可愛らしい」申し爺信様御覧じませ、まだ年も行かぬ身で、お伊勢様へ參る殊勝しはさぞしたる事で。「さればいな、神詣の御利生とて、山坂海川讃しく、無事に下向なされんに目出度い。「ヲレヤイこれ子そちが國は何といふ、樣何にいうて聞かせい、御面の心ばせ、扇子でもふくさてでも、祝儀にはなるよと讃みればのう、まづ之に讃ねれ、我が國は日本ぢや「ヤ、それは知れた有るが、其の日本の内でも何といふ所で、父母何と申して居るかこれ様聞ならば、まづか父様の名は神宮天皇ヤア、「それは又何の事ぞや「母様の名は神功皇后、其の時の産れしるか、お腹に持つて三韓退治、其の時の肉親に、それまでなの影傷に、おおヤくよ、抜もさかさるでなく、葉をいけるはゆるとは目出度いまでかれない、ヨリヤヨリヤ、かなるでもせいつも一條竹塔いてかゝ、變りたことといふなかれいや、さうして國は何處の者ぢや「ヤ、日本は君子

里、いづれに恐かの里もなけれど、我が宮所と聞えしは、先づ當國宇佐の宮、又王城の南に當つて、峯も高きよい雄山、男の子とていさぎよい、此の童子が頭に宿る、心は正直張合人形、へうたんに宿る由香胡桃にふける友鳥、とうまだらのえのころ、起上り小法師ふり鼓、張子のかはやぬりちご、宿ね結びにさゝ結び、由むた結び風車、手まりやとぐろばち小弓、「弓矢の神の乘り給ふ、我が名を知れやこゝに八まん大名の行列は、だい/\笠や笠大鳥毛、つるのお道具つりしつて、満ち給ひ拂ひ給ひやつしつゝおつとしづまる其の氣色、ふたりが心づき、「神の正しう乘り給ふ、御告げは如何なる事やらん。」と、敬ひ恐るゝばかりなり。「いで/\神の心を語らん/\」人の願ひのかなほにやどつて、子供時分のようさやちやうさや、ちやんぎりしきりのだんじりはやし、はだか姿のおもてしろや、たゞまがはらおかしかゐは蜻蛉の秋津島、せんまがつゞみも苦生して、いよ/\鳥も驚かぬ、御代を守りの我なるぞよ。」げに有り難しとゆふ花の、幣をちらして再拜すれば、わがうやうじんはけちえんの其の始め、八きう成道りもつのかはり、神と言ひ佛と言ひ、たゞ是れいゐはの隔てにて、國民柔和なか/\に、驕る平家の悪心悪行、上に有つては下を悩まし、富んでは奢りを知らざる故、王法を輕んじ佛法に背かれす、神の怒りを畏れ知れこしと、彼處に落ちたる鳥居の笠木、さらかゐ/\とおつ取り上げ、四方を拂ひきり/\/\、まはる報いのくる/\/\、くゐひかなゝき飛びかけり、かつぱと伏して

見えけるが、又立ちかへつて、さばへとなる世の中の、うちには神もなきものか、何所ならん心づくしに
心つくしに、我も又々うきにぞ歸る木の葉、神はすてさせ給ひぬことと、はふ／＼と狂ひつゝ、氣もそゞ
つとりと投参、汗みしぼりの旅浴衣、裾を地にふりよゐるは、身の毛よだちて恐ろしさ。幕の内に潜み
居たる後藤兵衛盛賢、女を突き退け押し退け、仕とめたる鶴が襟がい摑み引き起せば、前後は知らず
只うろ／＼、こや、猫につくい奴、主君重衛盛賢、忠使敷使の密謀をよく存じ、畢竟にことよせ本営を
さん／＼にいひ散らし、味方に心ある西国の大小名にも、うとませんと謀りしは大體の手計でありし、踊く
九州の奴等が頼んだか當氏の仕業か、いかさまにもあやしい、昔ながらいで書はせたものゝと、
ら取つてすてあるにぞ、丘谷見衛を押し留め、いや／＼まれお待、御神託に疑ひのない印、年ばかり
ッかん九ッか、十に足らぬ此の子の身で、此の宗木を奪ふはすには、爭はれぬ神力っ、い手近い例には
氏子を憐ましめして、井防ごとも川にも毒ありとて、一夜に國中皆残し、みい／＼の我なく、水波と込
んだも神の不思議、されでもあの子に隠れ清みたれば、其の寛職に此の寛木、このたび書すて見たが何
いこと、いはれて實にもと思ひなば、何の是れしき木の折れ同然なことなかれ、うしとよ
に動かざること、身内の力をいれる程、金輪際へ打ち付けに、打つて付けたる帽にて、いつかな動かぬ
手持ち不沙汰、いやはや頑童めまで相手、自らはいて出はせぬ、と、日立つて立ちいや臑ないと手を呵

愛氣に放ちはせじ」と取り着けば、「エヽ、聞えた、さては僞等が親夫源氏の奴輩に頼まれたな、一人も通さじ」と二人を手込に押し伏すれば、幕の内より三位中將重衡、薩摩守忠度、「しばし／＼」と立ち出で給ひ、「ヤヽあなせそ盛廣、しづまれ。」と制したまひ、「我こそ薩摩守忠度、おことらは尾形の郎黨が嫁ときまった、重衡卿、是非の宮居に參籠し、怨敵を平らげ二度歸洛をなさしめ給へと、祈念を凝し、折から思はざる大風、其の鐘らせば日のあたり、其の上に童子が口走りしも神の告げ、源氏方の言葉とは盛廣が祖怨の一言、疑ひもなき神託、構へて／＼立ち歸り、此の事を都にも語るな、國人にも沙汰なせそ。」忠度殿の武士が、卑怯の言葉と思はんが、三種の神器を守り奉り、未だ八歳の安德天皇、騎兵を給ひし二位の尼、女院のかくてましませば内は、一人の雑兵もかたらひ、皮はぬまでも、一戰ひせすべき時なれども、其の時神託の沙汰あらば、誰か味方に參るべき、幼なき君老いたる二位殿、うきことを知らぬ女院に、辛き目を見せ奉る、我々が悲しさ思ひ遣れ。女なれどもよし有る者の妻なれば、戰を捨てて籠み入る。又其の童子は伊勢參宮と相見えて、笠にいたゞく千度の祓、天照御神の頭に宿まり給ふといひ、八幡の神慮にも叶うたる幼き者、汝等が領分に迷ひたれば、民を惠みて子を惠むも同じ道理、いたはりとらせ本國に送り届くべし、いづれ重衡我々も歸洛し。」と立ち寄りて、互に社を遙拜有る、名残の法施を奉り、又參るべき別れかは、今日を此の世の暇乞と、思へばいよ／＼味氣なく、

胸に涙は満つれども、目にはこぼさぬ武士の、袖に隠して人知らず、拳を握りくひしばる、はぐきに血を吐くうき悲しみ、同じ思ひを重衡も、身をかきつめり咽び入る、心の涙いたはしく、餘所の袂も濡れにけり。七日目前の詣には、神を頼まばさりともと、思ふ心も蟲の音も、鳴き果てぬる御下向、此の身の[illegible]別れ、須磨の都に行く水の、あはれ果敢なや、三重「はてしなき、年古りし、軒端の松にこと問へば、我より先に住み馴れて、最後の[illegible]一瓶に[illegible]る、尾形の[illegible]、[illegible]白妙の雪を[illegible]、眼に梓の[illegible]取行ひ[illegible]、[illegible]に、は木魚かけ魚鳥なれど、土器に尾鰭をあらせ、[illegible]神まつりとは知らねども、[illegible]が二人の子、[illegible]郎[illegible]が女房高谷、三郎惟義が妻の[illegible]、その留守は取分けて、男[illegible]に宮仕へ、つれてお側に[illegible]、[illegible]高谷、[illegible]、私も、[illegible]すきとついお傍をはなれねば、[illegible]、お[illegible]よと、[illegible]られもない。下々がお嫌なら、何故私共を召しませぬ、[illegible]

[illegible]

の留守[illegible]

と[illegible]、是れは[illegible]、年[illegible]

は不浄を悪みたまふを付けず。と、聞くに二人は飛び退り、はつとひれ伏しける。一門家の御祭日をも、身清浄なる家の子供にいひつけ給ふなれども、今日爺婆々が自身調する仔細は、親に知らせず家出させし、わごこ達が心の誠にする事よと喜して、いふ通り家出させし、兄弟が心を察すれば、西国の片土に生まれ一騎を守つて、一生を朽ち果つる祖と共に埋もれんよりは、東国北国を武者修行しても主取つて一城一国の主ともなり、先祖の家名を輝かさんと兄弟うなづき、此の親を見限つて家出せしに極まれり。我が手を以て我が膝を打つには外るゝとも、此の推量は違ふまじ。と、残念や露許りも知りたらば、兄の二郎には源平藤橘の其の内に、とにかく主の有る事を、知らせん物をなうぞ。はゝ、二人明暮悔む内、早平家は西国へ落ち下り、頼朝は坂東八ヶ国を従へ靡け、身は鎌倉に有りながら、代官として範頼義経上洛すとも取り／＼の風説、武士の分捕高名して、出世すべき此の時節、今に主取つたといふたよりなき御方が浪人となし、不常住の世の中なれば、萬一旅の露霜にいたみ、兄が病むか、弟が煩ふとも、すてて奉公も得かなはず。但し都は色所、酒色に弓馬の道を忘れしかと、思へば猶も其の夜より、一夜を百年の日数と案じ、一日を千年の年月と待つて、やるせなきことよと、思ひに思ひがこのあまり、昨日は高野の神社へとは思へども、我が先祖たる此の嶽の大明神、兄弟達者に主とらせ、三日が内に音信聞かせて給へと、祈願を籠むる此の御前、それ故外の子は悪けれども、ついて一首

か一日も音するれば此の家に住むなれども、たゞ姿が見えぬやうに子供等はおとなしく泣き止、これを
涙に暮る者は二是ればさていと言ふやうに空しく気遣ひ、論者よと思へばと、心定めぬ様子に、離れ色の
や頬ふかめ化れており、と、いよ／＼案じますやうに、言はいても聞くことを、彼の丈を思ふ者、手を握
ふ婦心に密みて遣るに、其の身に在らねば置かぬ者、してし必ず／＼个のやうに聞いたとて皆でもわ
んた、御神様の御意にて、まづ／＼いと言へば席を立ち、ともに御礼にうんやいのと、力をつけて涙を
に、一家涙もろともに手を取り、三郎様を見送りつたそうではないし、口ではならぬ出世でも行かまいに、
先つお家を継ぎ孝行にこそ言ふが何より第一、此平がれた親を捨てて何の病むて、家の明日はあらず
一あるに、隣りまでは善し悪しを言はせまいと、其の以来心を高めし、病んで出したを下にて、あまりなと、御室
に頼う一人でも言ふ、其の心痛れければ、しても音の無い者は終に長うして出つ時は泣いて、又言と、誠を聞きえて
おもの、隣様の身に暮れらる事も堪へ難くは居りません、それは愛苦と見ての果、我の心は過ぎて来、亭
を悲しかと気が失せなれば、一日は立ち暮し、流るる涙に沈んで泣き伏しながら、皆を結ぶ身に泣けける
これは、定めし聞いた御前は皆これより、事をしたれば他の家に、続き行くとは、紛れ出しに言ひたと思ひ、
お絹はすべてこれにてやりとりといふを最後に、一同も別れを告げてゆくし、目をつむりながらも、此の家
中に入って遠い、ふいに、総身の手に取る時のやうにこの世をあきらめつゝいた話へ聞きたる所へ、

素此の尾形の家の御先祖は、鹽田大太夫と申せしが、家富み萬々ならず、一人の娘ましまし名を、花の本といふ。此の娘二十歳におよぶまで、獨居の秋の夜長うして明しかね、尾上の鹿の妻慕ふ聲、野もせにすだく虫の音も、流しちがひを思ふかと、心細さ折こそあれ、立烏帽子に水色の狩衣着たる二十歳餘りの男、花の本の側に來り、伏してさま／″＼に、問ひ語らへば、若木ならず終に枕を交し給ひ、年頃通ひ給ふ程に、父母の耳に入り、烏帽子に狩衣着たらんは、下郎にはよもあらじ、誰かれに宣ふべく、「よし歸りを見よや」とて、曉のおだまきに針をさし、曉方の歸るさに、狩衣のくびかみに刺させし、絲を控へて慕ひ行く、日向と豐後の境なる、姥が嶽といふ山の麓の岩窟に引き入れたり。花の本岩窟に向ひ、「自ら是れまで參りたり、見え給へ」とありければ、「姿はさすが恥かし、歸り給へ。」「歸るまじ。」「是非に。」とあれば爲方なく、立出づる其の形、眼はかゞち角生ひたる、大蛇の姿現はれ給ふ、恐ろしなれども愚かならず、狩衣の首かみと思ひしは頤の下、針に苦しみ給ふ故、立ちよりこれを取り棄つれば、大蛇悦ぶ氣色にて、「汝我が子を懷胎せり、子孫の末まで守らん」と雲路に上り失せ給ふ。されば所の名によせて、姥が嶽の明神とも、又高千穗の明神とも、此の大蛇を崇め申すなり。其の子程なく出生あり、脊中に大蛇の尾の形あり。それ故鹽田の尾形と改め、大彌太と申せしは、今の惣領殿までは、五代の神の御先祖ぞや、されば代々の紋にて尾形の家の嫡たる者、絲劍

を手に取れば、必ず夫婦の中に祟り、即座に死すると傳へしも、彼の首の穴に針さして、夫の命を取り給ひし、花の本の昔語、よう聞いてか嫁達必ず〳〵忘れ絲針を取るまいぞ。サイ誰ぞ來い。」とありければ、お物縫が立ち出づる。「コリヤ此の衣をかう返し、縫ひにぬうて置け持つて行け。サア親仁樣お備へ遊ばせ、お身は其の神酒持つておぢや、嫁達態と神前へは連れ申さぬ、爰で倶に立願めせ。」三元三行三妙加持、無上靈寶神道の、掟正しくうち連れて、神前へこそ入りにけれ。「申し〳〵岳谷樣有り難い、父樣母樣お心入れ、絲針取らぬ因緣を聞いて、わしがやうな手づちは落著いた、サアお手水召せ倶々に、神樣願まうであるまいか。」「いや〳〵神樣所ぢやない、父樣の御咄聞いて、俄に痞がぐつと上つた、都は色所ぢやげな、小徒らな我が殿御わたりに船、得手に帆、都女にくひ著いて、置去にもならうかと、氣が氣ではないわいな。」「アヽいはしやんすりやさうぢや〳〵、岳谷樣都へ詮議に行く氣はないか、私はひとはしりにいて來うぞへ。」と立ち上る。「是れ待たしやんせつがもない、ひと走りに行かるゝ道なりや、斯う案じては居ぬわいの。氣遣はしやんすな、三郎樣は見かけから屹として、こな樣よりは他の女には、目もやりそもないお生質羨ましい。」「いや〳〵見かけと違うてな、あの大きな目が女共を見るときは、ほんに絹絲ぢやと思はしやんせ、寢た間も心がゆるさるゝ事ぢやない。」「あのお顔でかいの。」「さればいな。」「こりやならぬぞ、御兄弟とてこれほど似ずば、そ

たりと此方のもお歸りなされたら、何かさし置き先づ此の若殿が肝心でござんしよ。久しぶりで顔見たと
て、必ず此方から負けて寢たがる風せまいぞ。…す、をかし、思ひ隔なと見ようか、さういふ前が
兵衞ひとこと、さし合ていはじやる笑ひ、いふ間も心休らん。折から大藏やかに若日影のお歸
りなと、三郎昔兵衞の妻を其のまゝに、自慢の傍さし直に通りました樣子、なま中、息災にあつたか、
其人の御物語によりしか、我等申しと申し上げまし、早う御目にかゝら度しと有りければ、母谷「まる
まるでお歸り何ぜん目出度い。お二人ながらお留守の内くつきやうに通ござり、只今は御前に御社の
毎年お氣遣ひなさるゝな。先づ御祝ひ申さう。三郎様も御一緒にお歸りあつてかや。今年こそもと
は一緒にいた、際々で同道致せしが、仔細あつて別れ〴〵に罷りました。其の後は達ひも致さず。」と
は何故にお別れなされた。其の仔細はと氣遣ひがれば、元來兄弟衆へ下りしは吾身の爲、他人
に此くと申さば此の給ふべんと、隱すべしても事を通すから侮れしか。兄弟日々を通ひ心をき引き
別れ、拙者は東國へ趣き、三郎殿は都に留まり、互に境を隔てし次第音信も絶えたるが、叔は未だ居
らずや。婉でであらうお侍らなされ、やい伝早う貴人に會ひ度し。お仕舞が見てまゐれ。」といひ
え、御神樣に會はせませぬ其の内に、きつと話す事があるは是れ此のお前は何として繼つたことす
まい、若者とは思はさりしか、貴にとは旅の客、何かにつけて細りもぜうと、其の何かは何の

かぞ[illegible]これ真直にナァ[illegible]様、此所が聞える所でおまうがた。」[illegible]聞くと言ふもお心次第、わし[illegible]
や其の機嫌はござんせぬ。此の三郎様なんとなされたと、一緒に連れ[illegible]恨み、さすが[illegible]言
ひに[illegible]、心も心ならざる風情[illegible]それに[illegible]、言はしやんせ言
はしやんせ。」と、ふつつり抓る袖の内、「あいたよ〱[illegible]」と[illegible]名が[illegible]と、[illegible]
所へ[illegible]おいて、[illegible]いつか[illegible]なく、「こりや耳おこせ、[illegible]して[illegible]
うぢやわい[illegible]、耳[illegible]、[illegible]、邂逅あうたる妹背の中、[illegible]
さ多けれ時[illegible]三郎惟光、[illegible]なう〱嬉しやまめでお
帰りなされしか。」と、言へども兎角の答へもなく、「三郎帰りしな、見れ[illegible]、望みの
[illegible]りしか、[illegible]以て[illegible]。」「仰せのごとく頼朝の御舎弟義経公に[illegible]
見え[illegible]、[illegible]西国の[illegible]みの印として、白旗を頂戴し、只今[illegible]、[illegible]も
申さず、[illegible]都にて申せし詞御承引なく[illegible]、今出づる日の[illegible]を捨
て[illegible]平家に神[illegible]君に[illegible]捨てられ、日本[illegible]と
[illegible]、[illegible]日の[illegible]、[illegible]頼みの御奉公、[illegible]平
家[illegible]

人々上、つゆうどに言ひければ、され、敵になるしかたとは、兄に逆らふ咎が事、赤く〳〵平家は三種の神器御身を離れず、安德天皇といふ位あれば、錦はおのが車に住居なされても其の車が直に都よ、それにしうたふ嫡男は朝敵の張本、殊更そのかなきらるべきを、池の禪尼の情にて、首をつないだる恩知らず、三郎の一口は帰取るとも、平家恩顧の者たればこそ、命ほしうて宗盛が、果ち逃く〳〵身、內將の服親の父子が無たるべし。」と、お家の旗の其の外に、これ見よと日月を打つたる錦の御旗を給はりなされた。家の爲には身の慢、此の上の有るべきか。父のお耳へ入らば、其方の分別なさはせつと云ひ返すは居替も、違背も、我は面を其の儀、倶に意を持つ目遣ひは、しをらしくも又苦々し。三郎が顏色を上げ、「是れ兄貴、分別せいとは源氏を捨し、平家にくみせよといふ事な。一ツ、すこし聞き分け、平家に組みすれば二ツの道あり。一ツには敕命に應ずれば則ち天に從ふ道理、二ツには內閣の司となり、家名を輝す先祖の孝行、三ツには兄弟睦まじく、親兄の聲を揃うし、聞きわけたるか弟。」「否さ何は何ともあれ、義經公に一旦の契約金石の如し、その首になつてもいかな〳〵。」と、「然らば兄弟敵味方になるか。」「ヲヽおれでもないこと、平家の方人兄とても用捨はならず、己れ見事此の三郎を討つべきか。」「ヲヽどい〳〵、首の周圍の御用心。」と、つはうつたち打叩いて笑ひける。居谷はこへかね、「是れ三郎殿、兩親此の有樣に見せよ、現在兄の首取らうとは罰當り。いき畜生人非人の對手には、一所は得せまい、此

の居合がたつて遣る、サア其の刀拔かれば拔いて見やれ」と、赤らむ顏は目に紅に、負けじ綸付く/\つと出
で「畜生の人非人のとは、雲雀で口が過ぎる。綸付は聞いて居る、女の對手に大事の男を何のせう、
そなたの對手にはおれが成る。」「しやらなそなたが何の對手、息の音止めん。」劣らじ負けじと我を募
る、互にひずみを春風に、櫛笄の亂るゝ風情、「ヤアいはれざる女ども」と、めん/\に引き分け押しの
け、兄弟喧嘩合ふ所へ、母は奧より走り出で、二郎が寄らい搆へ、其の鍵刑捨なく打ち叩き、何も
喋さず皆聞いた。りうんそうに何せの合ふ、弟を子のごとくあはれみとこそ教へつれ、又悲知らず
め」とはたと打ち、「非道者め」と丁と打つ。嫂かなしく取り着くを、つきのくる折こそあれ、父の
郡領續いて驅け出で、二郎が罷さい聞しく兄が顏に蹴付にも爭ふな、中よくせよとは言はざるか、
不孝者め道不知め」と、くらはせ/\、遁るゝ樣子の腕も無く、輻も拳も俱に折れよと眼は血潮色、同
は驚き、わきをつきのけ手に縋り、「なう情ない、弟に何の過もありて、打擲はなさるゝぞ。殊にてや
つて下され、憎い奴は此の兄のこと」と、又取り着くを、「あゝ是れ/\妻、母に又何の科あり」と掴み拂き、此
處に勢ツあるゝわれは、弟めは打つて打ち殺す。」と、いはれて母は氣もどまぐれ、思はずわつと聲
を上げ、御詞に此方の面をがけお兄なやとて、御の職の中をは、主とたのむ馬流者に、義理過ぎた
たされかた、其ないが高い、甲斐がない、郡領殿」と、聲に先だつ涙は面に、露ほどくはあの見えければ

ば、二郎びつくり仰天し、さては平家は親の敵か、郡領殿の血を分けぬ、我ことは養子か但し拾ひ子かと、思へば俄に肩身もすぼり、身の悲しさは聲立てて、泣かねばかりの其の氣色、聞いて驚く誰々も、呆れ果てたるばかりなり。母は兎角に目も明かれず「昔を知らぬ子供や嫁達、ふしんは道理やい二郎よ聞け、母が腹は貸したれども、郡領殿は眞實の親でなく、誠の父は九州の何某、菊池二郎太夫といふ者、往昔平治の亂の時、左馬頭義朝公に組せし科ごとて、清盛がにくからで、都にて父は討たれ、相傳の領地も取上げらる。其の時お事は當歳子、おちめのとも散りぢりに、此の母が懐に抱かれ宿る方もなかりしを、神佛の惠みか郡領殿、武士の氏を絶やし、子孫の根の絶ゆる事は、仁者のせざる所と平家を憚み、自ら諸共迎へ取り、妻子もなければ我が子と秘藏し、御寵愛深き其の下に成長りしも、二十五年のふた昔、二郎も二人が中の子と、世上には言ひなせども、郡領殿の眞實の子といふは二郎唯一人、詐りならぬ印には、郡領殿の總領に成るからは、太郎ともつくべきを二郎と號け給ひし、其の親の名を形取つての事と知れ、此程の證跡有る菊池の子、親の敵の平家とも知らず主に取りしは、家出の思に隱せし故、敏き父御は御推量なされ、露ばかり知つたらば、平家を敵と知らせんものと、お心を痛め給ひし其の天罰思ひやれ。よしない主を取つた故、母が身の懺悔を、若い嫁達に語らぬ恥かしや。」と、面を蔽ひ伏しければ、二郎途方にかきくれて、今更悔むにせんかたも、涙にむ

せび居たりしが、「はじめて承りて驚く、母諸共に御養育、實父に百倍千倍の大恩、餘りのことに夢見しごとく、何と報ずる道を知らず、つら／＼我が身を思ふに、平家の契約を變じ、第一番に源氏の味方、平家を攻むる程ならば、實父の敵を討つには似たれども、いたはしや宗盛公、我を引取と思召し、是れ此の錦の御旗を賜はり一向の御頼み、心魂に徹し忘られず、兩部宿を平家に背けうも果敢き掛き、冥途に一人此の世に二人、三人の恩々へ大恩の報じやう、閻魔大王にとつくとたらひ未來より報じ奉らん。ヤア弟、汝は源氏我は平家、兄弟なりとも一太刀討たせんは一分は立つまじ、此の刀づつこまば、直に首討て皆をさらば」と手ばしかく差添すらりと引き抜けば、嫁も與して縋りつき、留むるばかり詞なし。軍領たつとも騒がず、「ヤア二郎血迷ひしか、むだ腹切るか。」と有りければ、「こは父上の言葉とも存ぜず。錦の御旗と申すは、勿體なくも日月の押形をうつし、天子より賜はる大將軍ならずして、匹夫の身のかりにも賜はる事叶はず、此の御旗にかへての我が切腹、徒黨と共に悪名ながら、御誤り。」と手をつけば、おんとすゝ國の旗おつ取り上げ、「是れがなければ天子の賜の旗、雑兵も同然。」と、かなわきの魂先も、子を思ふ親の一念は、それ／＼に引き裂き捨て切りがけと投げ放らせば、呆れて目に御見合はせ、息を吞んだる斗りなり。是れ見よ引き裂いても賭けてもなんの罰、平家の侍の中に此の旗に廻はれ、人々たちぎ作物に、可惜命がへんとは思ふ、いで無名一色の旗

といふ物拜ませんと、兄弟が持ち歸りし白旗赤旗一つに集め、「是れ婆此の旗を縫ひ合はせておくりやれ」と、投げ出せば「よつ」として、「何故に針取れ、此の旗縫へかゝ。縫ひ合はせてもいゝともな事があるにも當ふ、大事の夫の命にはかへぬ、嫁の必ず縫ふまいぞ」「あい〳〵」直に大事な夫の命、お縫ひなされな」「母樣も共に力添へにける」「縫はずばよしとて濟まさうか」。女子共針に絲して持つて來い、はや〳〵と怪しからぬ、聲に從ひ持ち出づる、男手業ではないきに、一寸の所を分け一針、手間隙入らずの〳〵しやんと縫ひ合はせ、兎角しつらひ旗竿に、結び付け取つて押し立て、「抑旗の濫觴異國が聞へば、黄帝蚩尤と戰ふ時、始めて五方の旌旗を作らる、北は黒、東は青く、南赤、西白妙に中央は、黄色の五色をわかたれし。我が日の本天照らす神の御代より傳はりて、天子は錦の御旗に金銀を以て、日光月光を付けると云ひ習はせしは、知らぬ人のよしな言、誠錦の御旗陰陽の御旗と申すは、是れ此の旗の形ぞかし。上の赤きは陽にして日天子、下の白は陰なり月天子、此の二色に日光月光をまなばれ、白と赤との二色を、二色と讀むとは知らざるか。それ辨へ平家にはあらねども、金偏に帛といふ字を書きし錦の事に紛らし、三郎に與へし宗盛の僞り、齋藤別當實盛に魂はめりし、錦の直垂固然に此の郡領は得思ふまじ。淺ましの平家の衰へや、いつか二色の御旗を都の空に靡かし、會稽の恥をすゝぎ、いかにはりきよ」と淚ぐみ、しぼりし言葉もなかりしが、子供悦べ平

家にも從はず、源氏にも方人せず、本意を達すべき分別あり。如何にといふに、往昔相武の兩國の郡領の赤きを爭つて、[illegible]に鳴はり、今は平家は赤旗を用ゐ、[illegible]に白きを[illegible]はり、源氏は代々白旗を用ゐる。二郎三郎が持ち顯はし赤旗白旗を一つに寄せ、郡領が手業に違うたれば、元の二色の御旗に立歸る。今より兄弟心をあはせ此の旗を押し立てて、一院後白河法皇の御味方に參るべし。源氏かくと傳へ聞かば、平家うつべき所なく、かへつて[illegible]と別龍になる家の舊き二郎は尾形の家名を繼ぎ、三郎は實父の菊池に歸り、絶えたる家を引き起こし元來[illegible]が養ひ育にても其の心、さすれば運命の盛りもなく、平家を討たば[illegible]の仇を討ち、武士も立ち家も立つ、此の分別は二と一[illegible]の、絲に兩家を連ね合はせて、[illegible]の手柄なり。兄弟勇んで頭を下げ、「ハヽア有り難き御料簡、此の上の有るべきか。」と嫁々取分け二郎が悦び、三郎とても[illegible]足。」「オ、いやるまでもなし嬉しがらいで何とせう。重ね〳〵の御高恩、骨に徹つても忘るゝな、二、郡領殿三郎殿御達であればこそ、」と、[illegible]はいつの間にか夫の[illegible]を隱し、取り首を下に見るこそ、[illegible]めくさのふかき[illegible]つた[illegible]と人を押し、[illegible]いたはり介抱す、三郎[illegible]に[illegible]れながら、父上の[illegible]にて、絶えたる實父の家を起し、二郎にも[illegible]しくなつたる此のうへに、何不足の御生害、但しは狂氣なされしか。」と、力を付くれば、「愚かな事を、[illegible]よ、義理と恩とにせめられて、命を果す

此の因果、狐狸とは卑怯なり。部屋殿わごぜが武士を立てさせんと、縁組を取れば忽ち身に祟ると知りつゝも、手の如くに縫ひ結ひしゝ、ア、無慚なや、是れで二郎が弓矢の道は立ちながら、悲しや部屋殿の淺ましき死際かなと、さもなくく心を碎きしが、まだ入道にも捨てられぬ。夫婦に祟るといふ所へ氣をついて、その嫁を連合に祟らぬ間に、祟りを我が身に引受け、死なうものと取急いだ此の仕合、これ迄で女房が死ぬるからは祟りは是れまで、連合のお命は千年も、萬年も目出度う榮え給ふものと、喜び極めて自害せし。是れに付けても思ひの第一、今日といふ今日御前の家を立てて下さるれば、わごぜは部屋殿の子ではなく眞の夫、太夫殿の子、我は妻、嬉しや家がなつたれば、我は貞女背きし道理なり。生きて人々に顏の合はされぬやうに成り果てしに、因果の相違ひさや、今此の時に死んだらば俱生神の帳面には、何方の女房と記されて、如何なる責を受くべきぞ、悲しいわいのことを申日說き、身を苦しめる彼の日、ほとばしる血に氣もつれて、次第々々に身も弱り、「子供衆母救ひ給へ、親父樣前の便りなからう、力をつけ孝行つくしや、もうさらば南無阿彌陀佛彌陀佛」と唱ふる一聲咽喉聲、作りし罪も諸共に、草葉の露と消えければ、嫁は正體なき叫び、遺骸の言葉に堪へかねて、二郎は心も目もくらめく、父も貞女を背かせし、悔みは胸に溢れて二郎が、涙にきは耳くも無慚に、後あらぬ體あはれなり。しばし時をうつせしが、いざなう三郎、母上の御亡骸人

手にはおよばじ。一もじも。」と立上る、「ヤア〱よしなき事に隙をとり一院の御味方、菊池尾張が家[illegible]引き起す出陣は忘れしか」と、援くる旗をとりなさに、踏み出す足の後へ引く、母の嘆きに父上も、老後の御徒然如何にせんと、それも構ふな此の父に、これの嫁のある上は、何に不足が有るべきぞ」と悄れぬ父は又あふ別れ、母には又とあふ覚なき、嘆く涙の袂時雨、ふりくる涙をば、なく〱泣袖をかき上ぐれば、軍の門出の北の空、嘆には冥途の門出の空、三色九重八重の、さよはお道をしなべにて、心を残して別れけり。

第四段

花やかなりしと、とつる身は、浮世にすねる憂の雲、月にも雲は眺めしと、いふも思ひのひとつ身、是れを輪にもひそれとも、楽しむ中りしなれども、今はうき身の晶照姫、紋御持ちし名計りの、一ツひこれゝて御前曲に、お供の陸を結び行く、旅は道連東路か、心を同じ世の情、こゝも出でたる所塗笠の、なのぶとうて清うてとりてはやす、都の跡に山崎や、関戸の宿は名のみして、とまらぬ涙人間はば、露と答へんあくた川、おさの住ききうの道すて、こすびの里に来てし寿い、心も暫し浮れ女の、今やうらうへいしを目ば、逃れもならぬ地へ目と、[illegible]、しん〱

と、唄ふ小歌のてうしさへ、うき身に沁みてういぞつらいぞえ、ほる行く空は名に愛でて、心のくま
りはれやらぬ、寄てもたしなむ旅衣、おぼしの前もなきとほす、心の猪有馬山、ふたたび月のいく
夜やも、夢ぞ一の谷にかゝる名所、神渡遠もあまなぶれ、須磨のうらとはおもはず、白旗赤旗
り、山と海との源平の、陸のを見すへつゝじがたに、こゝにこそたまの鯨波の聲、鷲波や軍に汀より、
懸け来る駒の蹄の泡をかけ、よけて忍び逃いつきんに、敵にうしろ見知つた顔、「ほんにそれ／＼、意地悪の
後藤兵衛と、いふ間もはや、逃げて行方は白波の、後に呼ばはる高名は、三位中将重衡様を、生捕り
しとは誠か真か、是れに付けても気遣ひな、殿御を々のお身のうへ、聞きたや見たやつきそひの、雄
すにたゞ一すぢ都の空を、おもふ東風かや締道り、にれて、「あれ／＼向面に、錦の直垂平家の御大将、陸
は平家の源氏ども、渚に並ぶ駒の足並み、覗れ戦ふ其の中に、汀に打ちよる馬上の出立、紅の母
衣小桜をどし、年も若木の花やかさ、敦盛様では有るまいかいなア、此処でいうても届かじと、足にこ
がるゝひばりのげの、馬引き返す龍のかた、追ひ来る武者は誰ぞとも、見るに日映ゆ日の丸の、扇子に招
き寄る波の、打物ぬいてふたうちみうち、ひらあくやげは蝶の翼、あれ／＼馬上にひつくんで、とんと
落ちたは何方が上、何方か下とも八重の潮、いくさのあんじ思ひ草、のぼるつかへをおして行く、道は、
さまよひ世渡りに、しほといふ物ゆへに、花折り添へしは此の須磨人や、あら心なやとつぶやけ

ば、是れ／＼旅のお女郎、さのみな笑はせ給ふなよ、しばしにかりくる花よりも、世界の花と聞えつる、
無官の大夫敦盛殿、うちとめたりし熊谷こそ、心なしとはいふべきことと、語るに憐るゝばかり、の
ゆめか現かうつゝなく、しばし消え入る涙の露、いさめ／＼王君がため、手向となすは深山木の、こゝ、
くまがいざくらうらめしき、思ひをいざやはらさんことと、深き歎きの山颪、はげしき女の足どりは、
一二の谷を此處彼處、尋ね迷ふぞ、三重あはれなる。浪こゝもとやすまの浦、人音まれと讀みけんも、
今は軍に高瀬松、すまの浦辺へ出付へて、上さへ／＼かへさふ修羅の巷、源の九郎判官義經公、つゝじ
が谷の名にめでて、花に匂の錦の袖、色も香も有る名將が、下知に從ひ人草もなし、瓶原多き中々
に、豐後國に名を得たる、緒方の三郎惟榮、尾形三郎惟義御前に畏まり、今日の合戰味方十分に勝
をほこり、分捕高名其の數を知らず、中にも熊野四郎家貞、三位中將重衡卿を生捕り申し、御見参
の披露願ひに依りて卽ち我々、彼の卿を具し參り候と、言上すれば九郎判官、重衡卿に向はせ
給ひ、御邊御難儀に候て、思ひ設けぬ義經に對面、心外の御簡申合ひ入り候なり、此上は御沙汰は
都にこそ有るべけれ、萬心の隔なく、何事も某が事承はらん、雜中御遠慮有るべからず一趣
世一面、不思議に某預りまうせり、御身に聞へ申すべしと、いと懇に宣へば、三道てふ義經の
詞、重衡卿世にこれに過ぎじ、我思はずも父命に依り、南都を亡ぼし人皆を苦しむ、非常の罪逃れ難く、

庄野四郎とやらんに暗々と捕はれしも、偏に佛の御怨か、御手の綱に引かれて報いを見する禁の縄、何を人が恨みんや。重衡が念願には、とく／＼頭を刎ねられ、此の世の業苦を重ねなで、早く死なし。此の首を筋にかへて、よつて討ち給はれ」と、御手を下し頭の詞、言に道理と聞くも、涙に曇りし給ふぞ、佐久地諸共に、目をうちたゝくばかりなり。判官重ねて姿を召されて重衡を生捕つたる庄野四郎家長は、何とて是れへ出でざるぞ。訝しさよ」と仰せ有りつれば、「さん候、それに付け申し上ぐる仔細の、生田の森の軍破れ、今はかうよと見えし所、是れにまします重衡卿、討死とや思しけん、疲れたる馬にゐられしと召され、敵陣に打つて出で給ふ、御供に召されしは後藤兵衛盛長と二騎。の臆病者、人並なに物具し、さもゆゝしくも続きしが、庄野四郎家長が、よつ引いて放せしに、重衡卿の召されたる馬の太腹にはつしと立つ。此の矢叫びに驚きて、主人の難儀も顧みず、御乗換を盗み取り、鞭を上げてぞ逃げ行きし。重衡卿は呼ばはせ給ふ、乗換引け後藤兵衛盛長、盛長と召さるゝ内、戦に馴れたる庄野四郎、終に生捕り申せしが、思へば憎い後藤兵衛、逃ぐるとも程はあるまい。搦め捕つて諸人の見せしめにせん物と、重衡卿を我に預け、庄野四郎は其の場より罷り越し候」と云ふ。具に聞き給ひては、重衡卿人を損ね、不忠不義の後藤兵衛召し仕ひたる重衡は、人を知らぬ愚将なりと、我一人の恥のみか、平家に仕ふる侍は、かゝる輩、二君に仕へて、恥を受けん事は是れ恥辱

し。「首は、は[illegible]が、一命の有る内器量を縛り捕り、首切つて捨つるならば、未來の[illegible]ともなるま
じ。莊野四郎と心を合はせ、力をも頼むぞ。」と、御前[illegible]の目の内に涙を浮べ宣へ給へば、[illegible]尾形
も「御心底察し入りて候。」と詞を揃へ領掌する。此處に武藏國の住人熊谷二郎直實、身の高名を
打ちえて、錦の袖に包みたる、御首を御前に据ゑ、下に折り敷く笹の葉も、[illegible]を守る[illegible]の實檢、
威儀を正してひかへ居る。義經御機嫌勝れ給ひ「直實が高名先達隱れなし、[illegible]、辨
慶など[illegible]に聞く、無官の大夫敦盛の御首かな、天晴高名頼母しし。恩賞の望みあらば、何事にも依る
まじ[illegible]、[illegible]果てぬに、二郎直實、ハア有り難き御言、御諚に縋り一ツの願ひ、是れより直に御暇
給はり、都に返し下されなば、莫大の御恩賞、生前の本望たるべし。」と恐れ入りてぞ願ひける、ム、
ウ心得ぬ直實が心底、味方勝利と見えながら、合戰は未だなかばなるに、都に歸りのぼらんとは、義
經が軍配御違ひか心に叶はずや、[illegible]諫むるは臣下の道、遠慮ばし必ず無用。」ここに[illegible]言葉、
聊か左樣の事ならず。弓矢取る身と是非もなく、敦盛卿は我が手にかけ、討ちは[illegible]、思へ
ば深き法の[illegible]、[illegible]の[illegible]となり、念佛修行の身の願ひ、御聞届け下されよ。」と道理深き一言に、
感じ入りたる御氣色、「オ、殊勝なり直實、左程に思ひたつ上は、留むるとも聞き入れじ、遁世修行
心に任せよ、[illegible]といふ弓取り、名字は絶やさぬ一子直家、なほなほ家も手[illegible]、譜代の武士と取立

しんでも、斯る方なき御恵み、熊谷めつと平伏に、「ホ、源平ともあへず、判官殿も御供せには、勝利の種に防ぐ為は、是れ第一の功と「。いかにも平家の首ならめく攻め、三種の神器を恙なく、都に移し参らすこと、畢竟の勲功なれ。菊畑形此の旨を諸軍勢に催すべし。熊谷は身の暇を、都へ帰り勝手次第、それ先づ三位中将を宜しくいたはり奉り、敦盛の首諸共、京鎌倉に送るべし。」と御諚有つて立ち給へば、梶原を討つ御兄弟も、重衡卿にひつ添ひて、陣所に伴ひ立ち帰る。熊谷は浮世の暇、さらりと明けたる身は気軽に、直に故郷へ帰らうか、一先づ陣所へ戻らうか。いやいや、うたての合戦の場、心残さはあれど、道は同道の後の方、尋ね戻りしてしまはれ、直實と聞くよりも、俱に力を頼みか、さら、菖蒲に平敷をなして、川筋けなげに品照輝、守刀を抜きつれて、「熊谷やらぬ、夫の敵」と討つて掛る、四人、ひらりとくゞる川縁のあしらひ、又切り掛くる二人の刃、かはしてはづしぬけては挑ひ、「危険々々、急くまいく、怪我なされなお女郎、しばしく。」と両の手に、捕つて伏すれば身を悶え、「エ、口惜しい裏菊。」「無念に有らうお姫様。」と、顔の白妙色照りて、これも躑躅の咲きすけや、道は衛に事へり。熊谷二人を引き起し、「必ず早まり給ふな、全く某手向ひ致さぬ、心底是れそこと打ち捨て明し、夫の仇と有るからは、敦盛の御台よな、又は縁の女中の助太刀、天晴武士にも劣らぬ健気、、、出来されたりく、此の熊谷も方々に、廻り合はんと心に掛けしは、敦盛の御最後まで傍た

身に添へし青葉の笛、又此の扇子は陰陽の二本を分けて敦盛が、一本は今討死せんと、言ひかはした
る笛の二色、經盛に參らせ度く、御大將に暇を乞ひ、唯今都へ上る所、又熊谷が心底に、不思議の縁
に扇子譲り、娘の最後も出離の種、敦盛外にあかし合ひ、未來の友と契りたる、扇子を譲ると書くに
し、すは出陣の其の日より、心は法の門を出と、濁りに染まぬ蓮生ぞや、法師ぶり見て給へ。」と、鎧
の上帯とく／＼と、今は誠に忍びの緒、引きちぎりて兜を取れば、兼ての髻をはらひ捨て、世を直垂
にひとへ袈裟、嬉しやつと言ひ過り、「倶れる御とはいかならぬ、女の身とはか悔してた、縮にては
なかりける。なきご御後を弔ひの、便りを得たる嬉しさは無く道ではなけれども、會はう／＼と悔みに
て、慕ひこがれし我が夫の、敦盛様は名のみにて、誠の契りの我を待つ笛、いつ扇子の役とは、昨
日までも今日までも、思ひがけぬこの身の上を、偶にたまへに出伏し嘆び、つまづ扇に別れも、年に
つまされし思ひ泣き、蓮生法師も今更に、過ぎしを悔む涙の色、倶に袂を絞りつゝ、あゝこれまでな
御縁前、此の上は都に歸り、菩提の種を蒔き給へ、一具最前より奥に預れ、此れは實をと申聞さかし
が「ういたはいな、私は、岡部六彌太が娘于に」よ、國を逐れた彌太夫、世の中寺の身代りとは、もう
やら理由のある中とは、藤下聞いたるそとくの心底、雨竹に此の迷ひ、討取るともは宿世ぞたし、出
がは歸に經まり、忠度殿にも頼む會ひ、見た六彌太にきは、よ」と、こそ、語る折しもあれ、この

人の好かぬ寺ねまこ、こゝまで/\眼の雑兵引き連れ、ぞろ/\と寄せ来る梶原平次、ぞろ/\とそれなるは無体な事でないか、と、を聞きた、武士を立てしはうも出して、平家の君が捨てれる故、坊主に要つての逸思、梶原平次が情にし、見逃しにしてこまする、それ/\者ども、彼奴には構はず品照を引きはずいぞ、みたまことに目なにぞ、逆作に人が押へ留て、これやかない、ぞってけれ、身が命を覚悟を持ちてしいとは、と、義気が皆いた、鎮故のお果てなされ、またなさく/\、若殿様、私かの措けて居ようてな、いやのや無事とはいい返、おれが命は鎮守せても住難ふ様なれども、鎮守様にても鎮守が代、下郎は知ったる熊谷等、ぶかくとうせたるは、うかうかの殿様方、既出すいかと聞付くれば、やすて存外なる其主義、官坊主が引受けるのはよ、意地張らば一度に取ってがのさく、様の数では有あ/\、すさまさうかゝる梶原平次、品照鑑をひみ捨れ、無に町ま首筋引っ掴へ、ようといった投げれば道と人はゐ、起しまたちゃん/\に蓋は寄せけれ、連年様々打揃ひ、利権の悪者を見たりしが、武い様な打に見え、中仕て置いては国士の書、何しても選ける世界に居、というて一度逆行が抜け出したる太刀、猫に手にも取られまし、暗み徒する、是れ抜こうても、ここに梶原が手を合せ、出張の後にけこと、読まれやく、こを心関え、畑角の内に諸和か、申し/\連生様、

物がなと拾ひ上げ差し出せば、幸ひ／＼、これは鉈といふ物にて、柴薪木を切る道具、太刀刀には事變り、我等が腰にはすつて付けた鉈廻し、此の坊主は釋迦の上、青二才の兩根輪め、今は是て三光百ウ、こゝと、物いひなしに打切れば、首はころりと落ちてけれ。蓮生莞爾と打笑ひ、さて／＼方便の殺生は、常に許しあるとかや、俺が罪障を責む、此の世の業を果しなば未來は、輕き悟りの道、行き度い所へうつと行け、是れ蓮生が引導ぞ。ことし、我れながら法の縁、「不思議に求むる此の鉈は、我が爲には彌陀の利劍、此の世の煩惱切り捨つる、寶物なれば身に添へて、一生捨つる事あらじ、いざ／＼都に御供」と誘ふ御名も品照姬、「片岡山にあらねども、あはれ與へし夫もなき、身の錺なき樣に、お賴み申す蓮生樣」と、別れをしまのうら菊か、見送る思ひ行く果は、隨分まめに」といひ、籠に涙や、ことし年に語永の春の頃、須磨の都の夢に、さよいたみはしかりし身も、さしいそがはしかりし身も、心の花か埋木に、しほしと開く櫻、結ぶや縁の糸、されば果ての後は白雪と、ありつきる花ぞ果敢なき。平家の一門多き中、薩摩守忠度は、文武の道を受け給ひ、世上に眼高く、ましてし武將の指折に、二ッと下らぬ一の谷、此處彼處の戰ひに、數多の敵を切り拔け給ひ、とれりも良き唯一騎しばし若葉を谷の門に、須磨の浦風吹きしきて、さいた櫻の散るものと、花に眼すし、あの馬の、商いなゝきうららなる、忠度御目をさまし給ひ、あら面白の春の景色や、常平生にしてきかけれ、明

を争ふ時しもあれ、しばし浮世のうき事を、眠りに忘れし花の德、實に誠世の常の、櫻はさくら是れは又、須磨の都の雲井の花、無下にやみなんといと本意なく、斯くこそあらめと諷誦に、道を暗御筆紙、錦の引合より懐紙取り出して、なりも折よき短冊に、旅行の花と題をする一行を書かれて木の下陰を宿とせば花や今夜の主ならまし、花やこよひのあるじならましと再吟させ給ひつゝ、げにや心を種として、思ひを述ぶると言ひけんも今身の上に知られたり、是れに付いてもあぢきなき、妹背の緣はうつろふ花、こよひのあるじと詠みたれど、是れは櫻木我が妻の、名は裏菊のうらがれし、壽永の秋も去年の夢、契りをあだにすまの浦、とふ人もなき藻鹽草、侘しき旅の、假寢も、敵の陣なる薩摩守、不憫や可愛や忠度を、隙なゆかしと慕ふらめ、今は契りのあれにしを、昔ながらと眺むるもで、色もあり行く山櫻、此の身の志賀も淺ましや、と、涙の雨の故郷を、思ひわびさせ給ひしが、ハッア我ながら未練なや、さしも名高き忠度が、女を思ふ不覺の涙、花もさこそは笑ふらめ、迷うたり迷うたり、能く／＼思へば是れぞ此の、娑婆の縁を行き暮れて、木の下陰の涼しき宿、御法の花の主となられん、天晴辭世の三十一字、よみ得たり／＼、薩摩守が此の世の本望是れに過ぎじ、亡き後まで譽を後の短冊と、やたけ心の一節に、身の討死を極際や、思ひを流す白浪に、つれて寄せ來る鬨の聲、爰ぞ敵の近づくと、御馬引き寄せゆらり召し、鞍あぶみ心に鏡のはな、向ふ行のがなゆるも、武

備國の住人、岡部六彌太忠澄が郎等に、猪子兵太同じく剣藏、宇津谷七郎なんどといふ、東育ちのあら武者共、六七騎にてきつと寄せ、薩摩守とも知らばこそ、こゝを敵ござんなれ、遁さじやらじと馬に鞭打ち懸け、おつ取り卷いてやら／＼／＼、枯木の木末に、うつかと鑓つて引き返せば、「しや物々し雜兵共」と打ち笑ひ／＼、前後左右に打掛り、右に避る七郎が、わたりあふ腕を引き上げ給へば、振り放さんと悶ゆる間に、目より高く諸手に差上げ、きり／＼／＼と、大の男を人礫、打ちつけられて宇津谷が、心は若しき兜つかみ、はつしと命を遁れ行くに、左右にざつと寄る、猪子兵太、剣藏、物々しやと馳せかゝる、むんずと組み着いたる剣藏、馬も飛びの高股を、猪子を蹴たつる四本の足、蹴け出せば引き返し、迫つて進みゆく六彌太が、「よしなき働き手並を見よ」と、見はなち給へば、右へ續く、首をかき落とす、猪子も組み、馬の上に、打立て／＼人の鍔、右合ふ味方武者を追ひ廻れば、叶はじものと猪の、首を碎くる其の兜、敵中をいはつて突き行きけり。岡部六彌太忠澄は、遙かの陣に控へしが、此の體を見るよりも、駒を早めて大音上げ、「目覚しき御働き驚き入つて候。いで郎等が冥の敵、得ことに逃さじ」と取り篭め／＼と追ひかゝる。忠度はしづか／＼とうち笑ひ、「荒武者にはいうらし、一言遁さとは嬉しい」とて、後を見返へて、そこに宣ふ声、わ矢つがひ、きり／＼と引き絞り、よつぴいて切り放せば、六彌太が乗つたりける、夜目にも白き月毛の

波分に、はぶくらこめて發矢と立つ。何かは以て堪るべき、躍り上つて高嘶き。馬上のさそ〻は名におふ六彌太、陸地にひらりと下り立つて、目がくる敵の馬の尾筒確乎と取つて、「こりや〳〵、えいえいおう」と引き留むる、猶ほとまらじと逆騰に、打ちたてらる〻駒の勇み、血汐の泡を吹き嵐、風におらだつ土煙、夕陽に黒雲起るが如く、蒐ると爭ふ歩行武者騎馬武者、鎧の褄も紅梅に、背の緑の色染めて、花のかたに又潔し。馬上も流石に堪へ兼ね、只一打と閃く太刀、さしつたりとかい潜り、前足取つて捌し下ぐれば、梯子と見つたる鞍あぶみ、嗜み得たる薩摩守、下には彌も落さんものと、さしぞへ拔いて鐙摺、ぐつときしもの駿足も、深手に苦しみ刎ね上れば、ひらりと飛んで櫻木の、梢に廻るさ〻くの相印、身もさすがにのいと輕く、たわゝな枝にすつくと立ち、芳らじものと勿映の、花の足代馬の鞍、つゝいてのぼる櫻が枝、心もそらに知られぬ雪、ふゞきを傳ふ丸木橋、踏みかへさじとかれたり合ひ、くんづこみつ蝶鳥の、翼もふく〳〵やと白妙の、花を散らして、組み合ひしが、ふみそこね定めなき、わかれ枝、雙方一度にどうど落ち、忠度下になり給へば、上に組み敷く六彌太が、眼に遮る蘭の雌雄、詠歌も花の木蔭に、忠度と書かれたり、手段は正しく、妹がた、薩摩守に、ましまよことと、驚きあぐむ氣のたゆみ、下にはそれとも知らばこそ、「えいやつ」と刎ね返せば、覺悟を極め伏し轉ぶ、彼の六彌太を取つて押へ、既に討たれとし給ひしが、「斯程健氣の武士を、討ち取るは天晴

高名、如何なる者ぞ名を名告れ」と、呼せも果てぬに「ヤア、愚かなり御大将、運も力も君には劣り、
組み敷かれては候へども、弓矢の習ひは忘れぬ某、何面目に名を語らん、とく／＼首をかき給へ」
「ム、尤もの一言なれども、其の名を語るとも厭へねば、我が高名の其の数も、これならぬ身の道
の武勇、埋木となす其の残念、たゞ／＼名告れ」と責め給へど、いかな／＼名告らぬ」と、いふ名告れ」と
「いゝや／＼」と争ひも、果てし無き松陰より、走り寄りたる女の声、聞き覚えはないか、のう
声にあはれはつかぬに、夏影の主それいの、と、聞くに驚き六郎太は、顔を見てびつくり、忠
度に逢ふ代せたる、昔の所縁れ程かしと、恋ひする心に勇あらゝ、娘が首の刻のを見てあふ、是は
更なれども、御聞きでなき達る、御身の上には、いかなる事と、胸の痛み、思いの我も武者
に、名告れ、名告れず、胸の痛みで涙を呑み込むと、いゝやとても無い、つまでも名は
名告らぬ、武士の情に早く首を上せと、いゝ言葉のていま言れば、夏影は
はやひ／＼の、六郎太は首を打ち、我が名をいふなと物にする気持、是忠度はつと胸
据ゑて、忠度が身といふのは、或は勅撰に詠歌の撰と、歌の道に名を留めける、御悔み
偲ふれ、まとなき頼み思案あり、君に告げしも筆と、世の事のことなすよ、と読み捨てたる大将
し給ふ、旅宿の花を下されし我が心を詠ひたる歌、名告りて討たせ、果報の命、其の数かれ

たる此の儘に、我が存念を立ててたべ。さもなくば起き上り、此の六彌太は生害ぞ。」と、聞くに悲しき妹が心根、申し忠度は、いつまでも押へて居て、其處退いて下されずな。起きると其の儘腹切らうと、つき詰めた心は、日頃にわたしが知つて居る。兄樣の命助けるは、お前の腕の力ぞや。」おどなきことはいに打頷き、其方が頼ふいぞも、六彌太を殺しては、此の忠度が道立たず、去年の秋頃より置いたる某が此の首、六彌太に會ふまでは大事の命と思ふより、此處彼處の手詰の合戰に秘術を盡し身を遁れ、又或時は云ふ甲斐なき武士にも後を見せし忠度が、一門の討死に、今日まで殘りしゆゑは、その裏若六彌太も聞かれよ、御邊に首を討たれん爲。今日唯今の戰にも、六彌太とは露知らず、且つ首を大切としての手を離れ、組んで落ちたる木の下蔭、運強くも捩れ返し、取つて押へし我が大力、我なから忠度は、熊谷者の敵有らで、卑なる者と心の自慢、ハヽ恥かしや面目なや、今よく思ひ合にすれば、箙に付けし短冊にて、薩摩守と知られたる六彌太の志、名告りもやらず討たれんとは、一度ならず二度ならず、詞に盡さぬ情の恩。とても傾く平家の運、宇佐八幡の御告げ、正に知つたるうき身の果て、物數ならぬ我ながら、首取つて高名の、品にも入れて給はらば、此の上の情といひ忠度が念願晴れ、未來の迷ひも有るまじき、愛の道理を思ひわけ、我が首を討つてたべ、頼み入る六彌太殿。」と、詞を盡し宣へば、有の無き御心、詫言は尤も然る事ながら、御覽候へあの山々、並み居る

は深氏の勢、海の面は平家の軍船、數萬騎の見る所、岡部六彌太[illegible]、平家の武
將に組み敷かれ、其の上に助けられ、恩を仇なる首取りしと、嘲り笑はんは必定。[illegible]其の中
にも、[illegible]と呼ばるゝは、能登守教經か薩摩守忠度かと、敵味方にも知れ給ふ。其の一人出で合ひ
討死遂ぐる岡部六彌太、末代までの[illegible]ならずや。妹が[illegible]を思召さば、死後の高名得させ給へ、但し
助かつて六彌太に、面穢せとの御事かと、[illegible]みの言葉にせまれば、「實にも[illegible]の、心[illegible]
名の[illegible]、助かつても助けても、[illegible]敵味方。ヤア是れ裏菊、妹側に有りながら、何故兄を手
にかける、忠度に遁されまい、[illegible]。」「エ、イ。」「えゝ」いと[illegible]
でこそあれ六彌太が妹、其の一腰[illegible]たれ、[illegible]拔いて討ちかけよ、早く〳〵。」とせり立てら
れ、[illegible]私はお前を斬らうとて、後を慕うて來て[illegible]
[illegible]女房の身で[illegible]、[illegible]い〳〵、是ればつかりは何程で
も[illegible]妹、[illegible]
得たか。」と聲掛くれば、「いやさ是れ裏菊、[illegible]、夫がいふ事背くまい。[illegible]
[illegible]、[illegible]悲しい事、夫婦の[illegible]
首を[illegible]夫婦の[illegible]。」「ヤア愚癡々々、夫婦は二世、[illegible]

と、「サヽそれは。サア討て〳〵」うたれな兄よ、サアソリヤ討つたらば兄が勘當、未來は永々妹でないぞ。サア切らうとは言ひながら、いや〳〵斬らねばたが立たぬ、いや〳〵討つたらば兄が勘當、必ず斬るな。いや討たれ」と、夫が止むれば留むる兄、かなし辛さ身一ツに、わつと叫び歎きしが、涙の内に胸を極め、ヱヽ狼狽へたりさうぢや物。」と、裾掻い取つてさも凜々しく、腰の刀抜き放てば、「やい〳〵妹そりや何する、兄が勘當悲しうないか。」と、哮り猛ゆる六彌太を、退さじ物と押へ付け、「出來たく〳〵それでこそ忠度が女房なれ、サア討て〳〵」と首差し延べ、刃を待つたる我が夫の、御後より立ち廻り、右の腕を討ち落すと見えし刃は刀の背、何の恙もあらざれば、六彌太は安堵の思ひ、裏菊刀をかちりと捨て、「現在の妹が、兄に背いて夫を討つ、天道の咎めにて刀金が脊へ廻つたなと、料簡付けて堪忍して、元の通りの夫婦ぢやと、たつた一言仰有つて、兄樣諸共此の場の命ながらへて下さりませ」一人の兄御大切の殿御、何方もどちらと裏菊が、心に別たぬ悲しさを、思ひ遣つてことかき口說く、涙の玉も亂れ焼、刀の脊に納めし思案、二人に背かぬ發明は、ようかしこうてあはれなり。薩摩守うち頷き、ヤア出來したり裏菊、天晴汝は六彌太が妹ぞや、忠度に刃あつれば、心も剛なる武士の妻、脊で討たうが刃で討たうが、右の腕は討たれたり。腕こそ斬られたれとも、夫婦の間の手は斬らじ、元の如くの夫婦の緣、兄弟とても中好く〳〵せよ。」と、左の御手にて六彌太を取

つて引き退し「今は叶はぬ右の腕、御運を[illegible]けれど、我助けしと云ふにはあらず、運つよき岡部六彌太、忠度が首取れよ。」と、どうと座して在すにぞ、東夷の我々に、[illegible]ての御情、恐れ多き事ながら、さしも[illegible]妹背、小舅の手にかけ、手柄せしとて何の益、いや只[illegible]か。」と、刀抜き捨て自害の[illegible]、それは[illegible]と、指図に縋る裏菊が、心は[illegible]の下、六彌様とても助け度く、心を砕きし[illegible]、自害とは何事ぞや。忠度様、忠度様、六彌太殿の身にもなり、少しは心を思ひやり、此の場を逃れ給はれ[illegible]と、裏菊が泣きつゝ[illegible]、浅はかなる心より裏の道理、今忠度が一つの願ひ聞いてたゞ、六彌太、[illegible]中の千載集の、歌の品には入れねども、敕勘の身の悲しさは、詠人不知と書かれし事、[illegible]念速ひの一つ、未来の妄執思ひつゝ。御身は源氏の武士なれども、[illegible]忠度に[illegible]り、然るべく作者を付け[illegible]給はれと、裏菊[illegible]共々、ひたすら[illegible]へ。都に上り此の理由を俊成卿に言ひ伝へ、我が妄執を[illegible]、[illegible]心あ[illegible]思ひ知れや。」と、[illegible]の御涙、[illegible]六彌太も、[illegible]夫婦の情け[illegible]、涙みな何とて[illegible]、打ちしを[illegible]、時刻[illegible]、日影も西の海面より、此処に一筋飛箭の、きたると見えしが忠度の、右手の肩先発矢と立つ、箙もふかぐといた手の血汐。六彌太裏

頼、こは如何にことよ、流石に聞ゆる許りなりし薩摩守忠度と笑ひ「我が念願かなはずして、只今の頼ふる飛箭ぞや。此の上に論議は無益、サア我が首を討つてたべ」斯程に申すを承引なきは、忠度に犬死せよか、エヽ腑甲斐なし頼みなし、裏切とても聞えぬぞ」と、怒らせたまふ御目の内、見るに悲しき女心、とかく歎きにふし沈めば、六彌太もせんかた涙、おもひ切つたる其の風情、エヽうれし／＼安堵の最後、西へ拝まんことゝ、左の御手をさし上げ給へば、六彌太が氣を取りなほし、ふり上ぐる劍の光もおそろしき「光明遍照十方世界」と、すゝむる聲に妹も、供に唱ふる「十方世界の悲しい事を身の上に、留めたる淺ましさ」と、譯も涙の繰言に、忠度は御目を閉ぢ「念佛衆生攝取不捨」とのたまふ御聲の下よりも、いらなく劍に御首は、あへなく落つる若木の櫻、散り行く御身ぞ痛はしき裏切はわづかばかり、目もくれ心きえ／＼と、涙に咽せて言の葉も、なき御身體御首を、ひとつに寄せて泣き沈む、思ひの數々六彌太も、暫時歎きにくれけるが「アヽ我ながら由なき涙、身の高名を顯はすは御遺言の其の一ツ」と、籠れる聲をとり直し「遠からん者は音にも聞け、近からん者は目にも見よ、鬼神と聞えつる薩摩守忠度を、岡部六彌太が討ち取つたり」と呼ばはりながら情々と、御首衣に押し包み、涙と供に身を添へて「是れ／＼妹、あへなき身體は妻の役、よきに葬り奉り、跡懇に弔ひ申せ。凱陣せば都にて、對面せん」と別れ行く「なう兄様待つてたべ、此の御身體を葬つても、

肝心のお首がないと、思へばどうやら心の迷ひ、弔ひも追善も、屆かぬ未來の片便宜、左樣ならば其の人は、佛にはなられぬとかや、此の上の御慈悲に、其のお首をも給はれよ」と、又泣き沈むこそ道理なる。六彌太實にもと思ひしが、「ハッア大事を忘れたり。首實檢の期に及んで、妹が不便さに、首は與へて候」と、言譯もなるまじ、又二心と人々に、疑ひ受けんも弓矢の恥、というて眼前妹が、歎くを見捨てて行かれもせず。兎やせん角やォ、それ〳〵、幸ひに任せ忠度の、御首實檢にあたふるぞ」と、簶の短冊さしいだせば、兄樣是れはどうぞいの、此の短冊をお首とは」「ヲヽ、されこそは忠度の、つらね給ひし歌一首、一首と書いては一つの首と讀まざるや、此の御手跡に此の短冊、連續したる三十一文字、五句五體の手爾葉よく、題に叶へば御佛の、心に叶ふ詠歎の徳、未來は正に極樂淨土、何か疑ひ鐘の音に、聞えたる祇園精舍、たゞ法の聲法の道、手向の香花にするゝ、[illegible]ものか」と[illegible]せば、妹そ、あつと感じて有り難さ、兄の惠みを嬉し泣き。夫に別れし涙の時雨、[illegible]定めなき、[illegible]の若木もなき人の、身に[illegible]無常の夕煙、立ち別れ行く[illegible]、[illegible]下陰の思ひの宿、[illegible]、かかるうき身を夕暮の、[illegible]花も名殘を惜しみける。

第五段

國家の勢ひは身よりの臂を動かし、臂より手の指を使ふ如くと言へり。これは兵衞佐頼朝卿、平家追討の綸旨を蒙り、君を重んじ民を惠むの陽德一天に輝きわたり、終には平家を西國に追ひ下し、日々の軍の勝鬨や、昔ながら此處に白旗や、なびく草木の鎌倉御所、大名小名袖を連ね、見參あるこそいみじけれ。中にも狩野介宗茂御前に罷り出で「平家の生捕三位中將重衡卿、今日御對面有るべき段、先達つて嚴命。それに付き彼の卿の祕藏し給ふ、春日野とまうす名器の琵琶、御覽有り度きとの御事、則ち某預り申す、上覽に入れ奉ること」と、御前に指置けば、「す、聞き及ぶ奇體の琵琶、手にふるゝ珍らしさ。」と、やゝ暫時御覽有り、「天晴名にしおふ絃上、獅子丸にも劣るまじ。三位中將敵とはいひながら、恐れ有るは官加階、未だ四品を越えざる頼朝上座に立たん事難し。とはいひながら正しき朝敵、囚人の下に立たん事も難し、間を隔て對面せん爲豫て席を設け置く。互の言葉も武士の取次は無骨もあらん、一つは花の都人、待遇したきなれば、今鎌倉のきり人と、名に呼ばれたる千壽の前、ゆふしで榊葉なんどと云ふ、女の童打交り、重衡を伴へよ」と、先だつて言ひ渡せば、入り來るに程有るまじ」と、宣ふ折ふし千壽の前、ゆふしで榊葉取り／＼に、重衡卿を誘ひ參らせ、著座まし

まず御有様、牡丹に譬へし粧ひも、二十日續きの[illegible]に、いとゞ思ひのふかみ草、他所の見る目もい

たはしさ。[illegible]朝千壽を近く召され、御挨拶と思しくて、[illegible]優やかなる御物ごし、更まつて承り、

一委細の事は思はれながら、私が取繕ひ、宜しう申し上げませうと、[illegible]重衡

の御前に出で、我が君様の御前には、[illegible]御下向、思ひも寄らぬおめもじ、[illegible]の毒なと申さう

か、また[illegible]様と申さうか、どうも[illegible]、[illegible]

息子の鎌倉入。如何許かりお嬉しう思召す。其の上のお話に、[illegible]

禪尼様の御恩を受けし身なれば、御一門の[illegible]々様、露如何には思はねど、朝敵と[illegible]

私ならぬ是非なき、必ず恨みに思さぬやうにと、くれ〲の御口上、お取[illegible]と、[illegible]

言葉のやは〲と、をひかを付けて重衡に、力を[illegible]

平家の一門・西國にて兎も角も、成り果つべき身と[illegible]、御覚悟もはや[illegible]ら、[illegible]の心を察する

に、[illegible]の紂は夏臺に捕はれ、文王は羑里に[illegible]、況んや[illegible]凡夫の重衡、[illegible]取る身の生捕となる

事、その[illegible]此の上の芳恩には、

急ぎ[illegible]と、言葉[illegible]

感じ入り給へば、[illegible]めんく、[illegible]千壽の[illegible]

備なり」と千寿手を取て手を取へ、我が君様の御前には、長旅の御疲労あらん、あの御殿へ誘ひ申し、是れなるゆかしき櫛笥に、御髪取らせ給はれと、誰いまは関東まで隠れなき、重衡様の琵琶の御曲調合は平時の所望にかゝ、一ッは日頃の御慰にも、聞かまほしとの深きお望み、定めて御辞退遊ばされうが、そこを千寿が嫋御前だけ、かう存じうとお前から申せとの御事、お相手には与にかしい私も琴、ときさがす様な営の松風、重衡様の四ッの緒に、合はせますも他生の縁と、有り難うお受け申したは、のぶとい奴ともお心に、お叱りもましませうが、其処がお優しいお情、千寿が一分立てゝやると思召し、琵琶一曲は遊ばされますまいか」と打付けに、恥かしの女の徳なれや、重衡卿も打笑ませ給ひ「拙者が一曲を、左様の婦人迄聞つて聴かし、然りながら、是れは又三位中将重衡が、浮世を名残四ッの緒の、調べと思へば身の満足、何しに辞退に及ぶべき、兎も角も言葉に任せん。さもあれかひなき重衡が、心も亂るゝ琵琶の橋、鎌倉山の笑ひ種、よその聞えもつゝましながら。」とて、御座を立たせ給へければ、案内を千寿が打連れて、「いざ御供。」とゆふしで榊葉、彼處の御殿に伴ひ入る。所は吾妻の武者所、稀に入り来る都人、「素破や一曲始まるぞ。」と、君を初め近侍の面々、耳を欹つ折柄や、妙なる調べ琵琶の、簾の追風匂ひ来る、其の情こそ都なれ。花の春紅葉の秋、誰が思ひ出となりぬらん、秘曲も暫時重なる所に、南都東大寺の大衆等、廣庭に参上し「恐れながら申し上ぐる、三位中将

重衡は重罪の大惡人、大佛殿を焼き拂ひ、多くの衆徒を滅亡させし佛敵法敵、我々に下し給はらば有
り難からん。」と申し上ぐれば、頼朝聞召し、「願ひに任せ重衡、是れより南都に送るべきが、如何計ら
ふ衆徒の所存、[illegible]」と尋ね有るに、「さん候、我々に下し置かれなば、南都へ大路を引渡し、三日か
間、首を[illegible]、[illegible]引き、評議次第に仕りなん」と、したり顔に[illegible]。[illegible]
を[illegible]、「心得ぬ汝等が一言、[illegible]者の[illegible]に、是れ[illegible]の事、何ぞ私の[illegible]に[illegible]今の
言へ、[illegible]、なす料にも[illegible]、戰場に及んで火を放つた其の例[illegible]、[illegible]惡
し[illegible]
に[illegible]
[illegible]ならずや。但し汝等の修學の内には[illegible]
[illegible]
する。後に控へしいかつの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]を奪ひ取り[illegible]
[illegible]

其の内に、騒ぎ立つ御殿の内、何事ならんと狩野介、簾引きちぎつて内を見れば、千壽の前は重衡卿に押し圍ひたる左手右手、守護刀を抜かんとし、怒る氣色のゆゝしくて言葉「ヤァ卑怯なり重衡、琵琶を奪ひ取り手に掛けたる永正が孫娘、祖父の仇遁れは有るまい、勝負々々。」と詰め寄する。重衡顔を差上げ給ひ、「全く某卑怯にあらず、身に覺えなき琵琶の由緒、價を出し求めしが、扠は盛廣が悪心にて、汝等が祖父を殺し、盗み取つて賣りしな。よしそれは兎もあれ、年齢も行かぬ兄弟が、志に免じ、首差延べて討たれんなれども、我が儘ならぬ身の捕虜、世の形狀の是非なさよと、仰せ有るをも聞き入れぬ、女童の一徹に、祖父の仇討たせてたべ、我が君様のお情に。」と、涙を流し願ふにぞ、心も猛き南都の荒法師、「いや仇討は内證事、表立つたる大罪の重衡、此方へ下さるべし。」「いや我々が狙ふ敵、無念を晴らさせ給はれ。」と、面々争ふ身の願ひ、法師が高聲娘が聲、鳴く音を附子の鶯に、烏の邪魔する如くなり。頼朝雙方を鎭め給ひ、「汝等が爭ふ所其の一の理なきにあらねど、此の重衡の御事は私ならぬ朝敵なれば、頼朝が手にかけ御首は給はるべし。其の後は衆徒が願ひ、娘が望みも叶へて呉れん。」と、御言葉の内よりも、潔く覺悟は重衡卿、烏帽子装束脱ぎ捨てて、莞爾と笑みて坐し給へば、千壽は暫時の内ながら、慣れ馴染む憂き思ひ、涙に暮るゝ其の風情、頼朝御聲荒らかに、「ヤァ忌はしき千壽が歎き、罷り立て。」と押し退け給ひ、重衡の後に廻り、朝敵の科遁れ難く、勅命

を以て兵衛佐頼朝に、唯今御首賜はるぞ」といひもあへず御佩刀に、手を掛け給ふと見えつるが、懐中より一連の念珠取り出し、重衡卿の御首にさつと掛け、「あれ見よ方々、頼朝が手の内に[illegible]と斬れて流るゝ血は、紅の[illegible]、珠数玉、数は百八煩悩の、[illegible]菩提の[illegible]、死骸は直ちに黒谷、法然坊におくるべし。」と、仁愛深き名将の、心は直に引導称名、あつと感ずるは[illegible]、南都の大衆一人の娘、実光に[illegible]あれく、いかゞと伺ふ其の[illegible]、大衆等に頼朝、「[illegible]遣へんやうもなしと、件の[illegible]子にとの言に、三位中将重衡なるぞ、受取り奉れば、[illegible]の分では、謎意に進ふ[illegible]に、[illegible]道理なり、これも宿世に任せてまた[illegible]させん、それ[illegible]宣ふにぞ、[illegible]、南人が高手小手に縛めて、引き出すは伊藤兵衛忠清なり、「サア此の上は[illegible]引き出し、一人の前に引据ゑれば、[illegible]四手榊葉[illegible]有り[illegible]に[illegible]けると見えける、一二の刀に[illegible]にぞ落ちにける。[illegible]心得、「ヤア〳〵大衆等、我が君の御首の御首ぞと、[illegible]義経[illegible]の高名手[illegible]

智恵の海の深さに測りなくて、一色の旗の動きなき、我が日本の國津民、千代重ねて萬々年、文武に富める源氏の御世、直ぐなる道こそ久しけれ。

須磨都源平躑躅　終

鬼一法眼三略卷

文耕堂

鬼一法眼三畧卷

第一

道は根なうして永く變り、名は翼なうして古今に飛ぶ。寵は危きことなからん其の大いなるはなく、利は害なきより大いなるはなし。百花を採り得て蜜となして後、知らず辛苦して誰がための甘さそれと、辛を隨せる唐歌の、今此の時をさゝ棹の歌、平相國清盛公、熊野詣の御津船に、風に音なき四つの海、浪靜かなる時とかや、折節播州書寫山の、圓教院性慶阿坊、是れも熊野參詣の、好き同船と召し具せられ、間近は播磨の大掾平廣盛、其の外家の子郎等ども、都に日數ふれぬ旅中や、いまだ初めこゝ熊野の、浦路間近く漕ぎ寄する、清盛卿を出さるゝは、「是れは神前に願ひし儀中の利生品、過ぎつる保元元年宇治の左府、世を亂されし時、我官軍にて先をかけ、忽ち逆臣を滅ぼしぬれば、勸賞行はれ、今都督大卿に任ぜられ、我が身の榮華を極むるのみならず、一門共に榮昌する事、理の當然とはいへども、多年信じ奉る、熊野權現の御利生と覺えたり。今とても帝の守護、怠るべきにはあらねども、嫡子小松の重盛に一門附きそひ、左馬頭義朝といふ親を手に懸けし不孝者ながら、東夷の

門を鎖して都に残りゐる上は、其上も朝家に気遣ひなし。祈るべきは熊野権現、案じなべきは此の舟の上、見え渡りたる繪景、我数度の参詣に見覚えあり、性慶坊随従に語つて聞かせん、廣盛もよつく聞けよと御扇にて指し給へば、あれ／＼向うに小高く真黒に聳えしは、いとが山より来る人なき時は、心細くも呼子鳥、とて、其山と申したれど、君も来ませでまつち山、吹上の小野さばらが峯、みな此の山の続きなり。見たか、横引く赤い雲の絶え間より、によつと頭の見えたるは、藤代峠、爰より徒歩路を来れば、たつた六ツ、こゝこしの嶺百重山、此方の寺はこかは寺、げに誠都にて、祇王祇女等が歌ひし、和歌の浦には名所がござる、一に権現、二に玉津島、三にさがりの藤門に塩釜よ、かたを波こそこれ／＼名所、もう是れ切りで覚えぬと、御物語のもどかしさ、げに大将の気質ぞと、性慶はそれを感じ入り、ふう覚えて、と褒めければ、廣盛を初め下々まで、恐ろしくも珍らしく、船中どよめきける折から、阿漕の浦の津の方より此の船を目懸け押し来る船、並々の船ならず、よつく見よと、大将御目を放し給はず、人々如何にと訝る中、近づくなほよく見れば、ふせんてふの御船印御座船に漕ぎ付け、使と覚しく、舳に手を支へ、恐れながら是れより御注進申し上げ候。君熊野御参詣お留守を窺ひ、源義朝衛門の守信頼に與し、上皇の御所三條殿を焼き払ひ、帝諸共大内の黒戸に取つて押し籠め、御大事只今と相見え候、急ぎ御上洛あるべしと、宗盛公の仰せに候と、大息つい

で申し上げれば、都中是れはとばかりにて、皆々色を失へり。清盛些とも動じ給はず、暫くして「我が思案頼氏の黒星に中つたり。ヤア廣常何を驚く、これは是れ豫て思ひ設けし事。頼朝義仲謀叛すべき體なれども、清盛都に在る内は頭を得上げず、時節を待つと見付けしゆゑ、我が此の度の熊野参詣は、彼等に旗を揚げさせん爲。動いて疑はしきを[illegible]といふ、兵法の大事此の事なり。我が謀りしに違はず、謀叛人に[illegible]の國まつたり、目出度し／＼」と、勇み給ふ[illegible]心得ず、「一刻も早く御上洛なされずば、帝の御上皇一門の御身も心元なし」[illegible]と[illegible]も泣くこそ、[illegible]とはどうの[illegible]、断然未然をかしこ[illegible]清盛が、[illegible]の用心[illegible]の御片つき軍の手配り、重盛が智謀を以て、とつくとおほし置いたれば、[illegible]左右を聞くべし。いざ遊びの酒宴まん、何にても珍らしきを肴に[illegible]、[illegible]ならで、海の前[illegible]、何とは知らず御座敷へ、[illegible]込む[illegible]よく見れば、五日[illegible]の[illegible]なり、急ぎ御前に差し上げる。清盛[illegible]脊高はつたり、賞味せよと宣へば、性慶坊「しばし」と留め、「熊野三山の[illegible]は、[illegible]すおはや玉の象などと申せども、正しく本地は薬師観世音にて候ま、されば[illegible]保ち、精進潔斎し給はずや。生ある命を召され殺生戒を破り、[illegible]

窮鳥懐に入る時は、獵師も是れを救ふと言へり、急ぎ元の海へ放ち命を助け給はゞ、權現の照覽切つて御身の守となるべし、いで愚僧貰つて放さんと、立寄る頭を笏にて丁々と打擲し睨め付け、「汝古今の道理にも通じ、好き品の僧と同居せしが、拔擧の素掘坊主めた、五戒破戒はいさ知らず、唐土周の武王兵をおこし、孟津といふ河を渡る時、白魚船に躍り入る、武王取つて調味させ、天地を祭つて是れを食ひ、而うして紂を討ち、周家八百年の基業を開く。是れ見よ魚の形、鱗鰭あるは源義朝が鎧甲を落たるに似たり。色の白きは源氏の白旗、清盛が船に入りしは、味方へ是れを取つたる印、骨も鱗も腸も食ひ盡し、根を絶さで置くべきか、誰かある料理せよつと言ふ所へ、又追々の注進船、大兵の征矢を射る如く一文字に押し付け「是れは重盛公より御注進の早船にて候。信頼義朝上皇主上を御所のくろどに押し籠め、恣に逆意を振ひ候處、院の別當惟方大納言經宗卿、兩御所を盗み出し六波羅へ入らせ給ひ候。又重盛公には軍勢を引具し、御所を圍み給ひ信頼を生捕り、義朝は一方を切拔け東國の方へ落ち行き、殘黨悉く誅せられ、都は太平に治まり候。御心安く御宿願を果され、緩々御上洛あるべしとの御事なり」と高々に呼ばはれば、清盛ぞくぞく躍り上り「ヤア廣盛あれを聞いたか、惟方經宗の兩卿には、豫て申し合はせし故、兩御所を盗み出し、思ひの儘に勝つたよく。勝つて兜の緒を緊むるといふ諺あり、熊野八莊司は源氏譜代の者どもなれば、恐

くと聞かば野心を含む者もあるべし。汝は熊野に逗留し、鈴木龜井が一黨、いもせ中津かぶら坂の者どもまで心を付けよ。就中別當辨眞は、源爲義に方人せし科、四年以前都へ呼び上せ、詰腹切らせし時、其の妻懷胎と聞きし故、下司の平太諸賢に、平産の子男子ならば討つてすてよと言付け置きしが、其の後何の沙汰も聞かず。何にもせよ生け置いてせんなき奴原、此の母親も娘も一緒に切つて了へ、何と性慶白魚の奇瑞今思ひ當りしか。ヤア廣盛、其の坊主の此の船に置くな、端舟に乘せ熊野浦へ追ひ上げ、心任せに追拂へ、急げ／＼。」と移し乘せさせ、それも今年改元の年號は平治元年、我も平氏、秋津洲は早手に握つたり、悦び勇んで船をやれ船仕れ。」と呼び傳へ、鶴拍子そろへて棹の唄、

船唄 四海浪風靜かにて、[illegible]治まる八島の、えい／＼よほんほゝほんほゝほん外まで、日本の惠みに洩れぬ 三重 名に高き、不思議な愛にみ熊野や、音無の里の其の[illegible]村に、枝は榮えし權現松、四百四病は扠置きぬ、八百や萬の病なは、[illegible]の命なぞとは、[illegible]に變る下[illegible]や、[illegible]は、朝日出島の土[illegible]、女子うの[illegible]の是れ名[illegible]と、[illegible]の衆を呼び懸けて、聲打添ふる磯の[illegible]、[illegible]見時から氣の藥、鉢も[illegible]も打[illegible]て、只一筋の[illegible]道を、おすさい／＼、互ちん／＼ちんばやお手うち違へこしいため、杖をついてもとほつくは、俄貴[illegible]の見す聞[illegible]、遠い野を[illegible]傳へ、[illegible]を見ては是れ買はんせ、權現の遣はしめ、土で燒い[illegible]、心に[illegible]、[illegible]

べからず買はしやんせ、かはい／＼と賣る聲の、烏瓜には似つこらし。參詣の衆立ち止り、是れは尤もな賣物、我も爰へも此方へもと、思ひ／＼に買ひ取りて、松が枝に打懸け／＼、思ひなしか此の梢が延びまする、我等が足も立ちまする、息災諸願成就と、伏し拜み／＼我が家／＼に歸りける。青松院性慶は紫野の浦より錦を上り、三所の[illegible]を奉り、古郷へ歸る濱傳ひ、參りの人に[illegible]、立お寄り行く、[illegible]女中物語ほう、道行き人に言問へば、權現松とはかり教へしが、何故參詣のあるや、國元への土産、子細を語つて聞かせ給へ、と頼みける。扨は他國のお僧達なるか、元來此の松は伏拜みの松と申し、此の所より三所權現へは道も隔たり、時す農人詣する賤の[illegible]身は、折々の參詣も叶はねば、此の處を三所權現の伏拜み、伏拜みの松と名付け、折々の幣を奉りしが、誰が言ふとなく、過ぎつる頃より、此の松に詣で諸病平癒を祈れば、忽ち本腹仕ると言ひ傳へ、日毎の參詣引きも切らず、參り合はせ給ふも法の緣、拜んでお通りなされませ、ハテお茶上げう用意もなし、むごくとも此の邊の土、お疲れを休らうて給へ、と、愛敬ある戀の物語り、過分千萬、今一つ尋ねたき事あり、所の人ならば聞き及びもあるべし、本宮の別當湛眞と申せし人、四年以前都にて切腹し相果てられし其の人の妻子の行方存じなきか、しらせてたべ、とありければ、女驚く顔色ながら、ハ思ひ懸けなきお僧樣、夫れは何故のお尋ねぞ。[illegible]ござれば／＼、愚僧は書寫山の青松院性慶と申す者、妙

彌の時分雜兵とは心安く、砕たい介抱に預り、其の後播州へ參り四年以前の生害を傳へ聞き、飛びたつ願ひ存ぜしかど、參る事心に任せず、朝夕の廻向申す計り、此の度平清盛と同船し當國へ參りし、辨眞の參詣、一つには辨眞妻子の行衞を尋ね、せめて昔の恩を報ぜん志、御存じならば教へてたべ。[illegible]たう懷かしき御物語、聞けば私には辨眞様の御娘御の前と申すお方へ、[illegible]育てし、乳母良と申す乳母、親は坂上文藏次といふ浪人者、私の縁によつて、娘御、お乳母諸共に我が親の方に住み、七年此の方の御介抱、其の山と申すは、辨眞様の[illegible]き事を思し、權現へ[illegible]妻中に長刀を賜はると見て御懷妊、十月滿つれど御産も無く、一年たゝず二年となり、三年[illegible]無し。其の内に父君は御生害、御家督に[illegible]、明神の子に勝りたる[illegible]日頃日部代[illegible]、平家を待ちと又四年、今は御産の[illegible]もなく、前後七年にお頼み、[illegible]き浪人の朝夕の助けにと、仕馴れぬ業の此の物賣も、貴君様の縁に引かるゝ我が身の上、[illegible]物語、憐れ給へ、お情様と不意の涙を浮べける。「是れには[illegible]人に未だ逢ず、誠にしき[illegible]落[illegible]し給ふ、[illegible]世には代[illegible]と、平家は日々に繁昌し、源氏は日々に衰へ[illegible]た聞けば、京都にに、左馬頭義朝謀叛を起し、待賢門の軍に打負け、義朝は東國へ落ち給ひ、公達[illegible]の人々も、或は生捕られ、或は殺害せられ、都は騒動最中と、聞きも敢へずはつと驚き、恐う事に[illegible]

は治定か一定か。」「イヤサ出家が僞り言ふべきか、清盛同道の船中にて、追々の注進承る。」はつと女は力をおとし、「若し其の附々の人の中、吉岡鬼次郎幸胤といふ人は、如何なり給ひしぞ、知召し給はぬか。」「いや／＼さ言ふ名字は聞き及ばず、其の鬼次郎は由縁の人か、何故に問はるゝぞ。」「さればとよ其の人は、鎌倉様の娘御常盤の前に許嫁、妾が大事の養ひ君の壻といひ、父文藤治とは母方の叔父甥、重縁の好みに依り、吉岡鬼三太清悦とて、角前髪の弟御、我が親の元に介抱、兄鬼次郎様は左馬頭義朝公に附き隨ひ、此の度の軍に生死の程心元なや氣遣はしさと、おろ／＼涙に暮れければ、「ホウ尤も／＼さりながら、夫れは爰から案じて濟まず、差當る難儀は鎌倉の後室、懐胎とも病とも、今明日ともなき此の年月、便々と捨て置く事然るべからず、切つて了へと清盛の下知に依つて、播磨の大掾廣盛向ふと聞く、然れば只今の命も知らず、是れ氣遣ひの第一なり、早く歸つて親に知らせ思慮あるべし。但し斯く言ふ事性慶が口より聞きたりと、沙汰あつては兩方の科、心許りの物語、構へて穏便穏便にと宣へば、飛鳥立ち寄り賣物の、鴉を取つて石に打付け、一つならず二つ三つ打ち碎けば、「こは何故。」と興醒顔。「否とよお僧様のお情にて、知らせ給ふ一大事、人に漏らさぬ妾が誓ひ、熊野の牛王の裏に書く、起請度毎お山にて、鳥が三羽死ぬるといふ、此の鳥をかう碎けば、實の鳥も死ぬる道理、取りも直さず直に是れが牛王の誓紙、疑ひ晴らしたび給へ。」「ホヽ頓智の誓紙忝なし、馴染あ

る辨眞の妻子見捨て難し、事難儀に及ばゞ、力ともなるべきぞ」と出家侍賴もしき、お志を伏拜みの、松は昔の友鳥、虎取納め御供し、我が家を指して三重たち歸るこ昔なしの、甲にし住みは便りなき、痛はしや別當辨眞の北の方、昔は本宮の上下にかしづかれ、花を翫ね月に賞でし身なれども、夫に離れし其の後は、平家のおたとして娘が乳母の親たりし、坂上文藤次に養育せられ、四年の月日身に重き、懐胎の子の祈り、亡き夫の爲、二つの願ひを一石に一字づゝ、書き付くる、妙法蓮華經机、今四十五字書きたれば、お經も願ひも成就の、たらちの石を拾はんと、鬼次郎が妻、吉岡鬼三太、傍の前諸共に、庭の小石を取り／＼に、ひろひ淨むる閼伽の水、流れと人の行末は、知れぬぞ人の浮世なる。梛の前立ち寄りて「申し母様、鬼三太様の濱邊で拾うてお出でなされた石の様に、美しうはなけれども、是れで御勘忍」と、紙に包みて差出せば、「オヽ能う拾うて給つた、鬼三太様も良い、お世話、此の法華經のもんに、聚沙爲佛塔如是諸人等、皆已成佛道とおときなされ、砂を聚め佛の塔を造る、是くの如き諸々の人等皆、既に佛道を成すとあるなれば、お經を書く者の功德ばかりでない、石を拾うて下さる鬼三太様もそもじも、結構な功德をやつたの。此の御利生にて都へ上り給ひし、吉岡鬼次郎常盤様、義朝公へ宮仕へ好い身になり、そもじを迎ひに軈てお出でなされう。爰で暫しの辛抱、久しぶりにてざゝんざの聲聞こゆいつと」と、言へば娘は、「イヽエ／＼石を拾ひ／＼も、此の石にお書きな

さるゝお經のお蔭、母樣健康に、身二つにおなりなさるゝ樣とこそ思うたれ、祝言とは恥かしい、私が事は苦に病んで下さりますな」と大人しさ。母上わつと泣き出し、「親なればこそ子なればこそ、しをらしい事能う言やつた、世上の人の懷胎は、十月に月延びるはあれど、七年が間得産まぬとは唐天竺にはある事か、是れもない子を告子の、神の咎めか佛の罰か、よも人間ではあるまい、どんな者産まうかと、案じらるゝ是れ一つ。殊に清盛の言付嚴しく、産み落して男子なれば殺さるゝに極まり、若し男子でもあらうかと、産まぬ先の苦しみより、産んでの跡が案じらるゝ是れ二つ。其の爲に暫くお經の力、産まずとも此の儘で、死にたいわいの」と泣き給へば、辨へある程子は悲しく、母の膝に俯して、共に涙に暮れにける。鬼三太はさがさ者、「エ、氣の弱い悔言はすとも、究竟な男の子を天下晴れて産み給へ。清盛が下知で候殺さう抔とうせる奴、十人あらば十人、百人あらば百人ながら鬼三太が受取り、指もささせる事ではない」と聲高に力を付くれば、文藤次勝手より立ち出で、「コレコレ鬼三太、如何に若輩なればとて、壁に耳、石の物言ふ世の中に、出づる儘の過言禍を招くか。以來がうきをふつつと止め、柳の枝に雪折はなしといふ事工夫せよ。平常より飛鳥が戻り大分遲し、大儀ながら權現樣へ迎ひに往ておくりやれ、頼み申す早う／＼」とありければ、甥は猫子のごとし、母方につる叔父の命、遁れ刀をぼつ込んで、乳母が迎ひに出でて行く。文藤次母君の傍近く、「お袋樣

もお袋さま、罰も祟りも道を背く人にこそ、神に依怙贔屓、佛法に偏りあらば、代々の天子さまやさも、安穏に宮寺を建て置き給ふべきか。毎日書寫のお經の利益、何事も思ふ儘と、何故信心を堅め給はぬ。法華經一部八卷二十八品六萬九千三百八十四字を、今四十五字にて成就とや目出度し〳〵、心清淨に愁へを拂ひ、一字も早く大願を滿てたまへ。權現樣も同じ樣に泣くまい、母でもお辭りなされ、扨々心弱しこと誠なれば、コア、言やればさうぢや。此の悩みも自らが、信心の未決定なる故ならん。構ふ程晴れいでさらぬ。御經書寫し仕舞はん」と、又經机に打むかひたむき、書き付く石の數々や、濱の眞砂は讀み盡し、つくすとも盡きぬ歎きの身の程を、思ひ遣るさへ痛はしし。所は御代下司の平太評賢、案内もなくつつと入り、「コリャ文藤次、今日も病人故か、罷り通る」と奥に入り、「こりや何に仕るのてんがう書く。」と机はね退け母者の、領がい摑んでぐつ〳〵と、懐を引き明け、押して見つ撫でて見つ、合點のいかぬ鈍腹と、突き轉し座に着けば、親子はとかうの詞さへ、泣くより外の事ぞなき。文藤次無念の心を鎮め、「毎日々々の御暇、御苦勞千萬とあしらへ、い、こりや何時まで延ぶ運ぞる、佛の面も三年四年、此の女めに飽き果てたり。今も腹を撫んで見るに、左の方に一塊、確におるまい、極まつて男子の懐胎。便々と産むまで待たれまい、分別せい文藤次」と、苦り切つていひければ、「是れは存じ寄らざる御仰せ、毎日々々同じ事申すに倦たれども、正しく腹中の蟲と申す病に一、

時々腹の内から應々と申す。幾度仰せられても、病に紛ひ御座なし。と、言はせも立てず「言ふな言ふな、應聲蟲の煩ひ、物知りにとつくと尋ねたれば、應聲蟲とは聲に應ずる蟲と書く。唐土淮西といふ所の、楊緬といふ者此の病をやむ、外にて物を言へば、其の詞を腹の内から言ふ、鸚鵡の鳥の詞を言ふに同じ。或醫者本草を開いて、一つ／＼藥の名を言ひ立てる。悉く腹の内より口移せしが、雷丸といふ藥の名を言ふに答へず。扨は雷丸を嫌ふと心得、是れを用ゐて平癒したりと、文昌雜錄といふ書にあり。此の女が病、應聲蟲に極まらば、外にて言ふ事を口移すべし、目前に實否を正して見せん」と立ち上り、歎き伏したる侍從を情なく、我が傍に取つて引き付け「ヤイ腹の内の病よ、應聲蟲か、應聲蟲かやい」と言うては耳を傾け「文藤次何とも言はぬぞよ、但し是れは難しさに言はぬか。いろはにほへと、言はぬぞよ、ちりぬるをわか、言はぬぞよ／＼、何と、聲に應ぜいでも應聲蟲か、懐胎に極まつたわやい」「ハテ妙なこと御意なさるゝ。懐胎と申すは十月を限り、一月二月延びるもあれど、假初ながら是れは七年、懐胎でござらぬ」「ハテ言ふな、夫れも聞いて置いた。唐土の老子といふ聖人は、八十年母の腹に居て、白髪になつて生まれたわやい、七年が十年も居まい物か。よし／＼汝と論は無益、清盛公熊野御參詣、此所に御座なさるれば申し上げ、是非は御諚を受けての事、又來るまでを大事にせよ」と睨み散らして歸りける。侍從胸騒ぎ「今なう文藤次聞きやつたか、清盛が來て居る

といのこ一されば〳〵、いつになない事都代が、理窟張つて歸りしも夫れ故と覺えたり　如何樣に言ひ上げ如何下知せんも計られず、鬼三太乳母も歸り次第一思案こと言ふ所へ、下司の平太大勢誘て取つて返し、中にも廣盛大音上げ「我を誰とか思ふ、播磨の大掾廣盛といふ者ぞ　主君清盛公、熊野權現へ御社參の序、「辨眞が後家の病氣、黃蜂蟲といふ病とも懷胎とも今に分明ならぬ由。何れにしても生け置きて、詮なき源氏のがらくた共、討つて來れ。』と御定に依つて向うたり。後家娘共に此方へ渡せやつ〳〵と呼ばはつたり。文藤次刀盗込みつゝと出で〳〵〳〵さうは言はれまい、辨眞源氏に方人せしとあれば、四年以前腹切つし御情で、女には構ひなし、懷胎の子男子ならば切害せよと、先達下知せられし、今又女も殺せとはよもや言はれまじ、今一度立ち歸り篤と聞き定め、重ねてお出でなされ廣盛樣こと、取合はぬ所へ鬼三太清悦息を切つて歸り來り、下司の平太を引連れて〳〵聞取つて投げ付け父御出來た譯ではなく〳〵、清盛は忽か大將軍の嫡子で、その手柄に取つて〳〵と踏躓かゝ〳〵清盛公の御意を背く謀叛の筆、〳〵大事に副へて取れ。ぞ〳〵、搜し廻れ〳〵切つて通る、樣では老人御祖子を介抱あれ、此方は我等が受取つたわ」と挑み合はゝ、文殊に初めの間の、熊野と指して、ま遁うこ行く、如何して忍びけん廣盛取つて返し、文藤次が後より首筆に切つて下される　切られながらも振り合はせ、心は鬼神と逸れども、深手に目眩めき、刃もすむもの其のうちに、肘先を取つてすきすする

「なう母上を助けて」と、取り著き縋る娘の前、蹴退けはね退け肋骨、二刀四刀刺し通し、返す刀に面搔き切る。文藤次よろぼひながら立ち上り、切り付くるを引外し、疊み懸けんとする所へ、表に險しき人音は、南無三寶、若い奴めが歸りしと、奥の戸障子蹴破つて、後の山路を廣盛は、ほう／＼逃げて逼れける。立ち歸る法眼三太に、道で逢ひし乳母の飛鳥、青松院へ御供し、此の有樣を見る分かず、「コレお袋樣、父樣、二人ながら誰が切つたこと」と、狂氣のごとく見えければ、「コレ乳母、母樣を廣盛が手に懸けし、悲しやなう」と渚の前、縋り著いて泣き給へば、性慶御涙に暮れながら、「女中手負を介抱あれ、痛はしき母御の最期や」と立ち寄り御覽じ、「あゝ心得ず、死骸の呼吸は切れながら、動くは如何に」と宣ふうち、疵の口を誕生門、母の血汐に身を染めて、赤きが上の赤子の像、大きさは八つ九つの子の如く、産髪垂れて目をぱつちり、出るより早く驅け歩く。理なるかな成人して、西塔の武藏坊辨慶と、世に名も高き此の赤子、不思議なりける誕生なり。人々大きに驚けば、文藤次感嘆し「一つは母君の法華經書寫の御功德、子は些とも疵付かず生まれしな、只今娘に承る、御僧は性慶御坊とや。七年胎内に在りし此の子なれば、かくあらいで叶はぬ筈、母君は御最期愚老は深手、此の所の養育叶ひ難し、哀れ御山に影を隱し弟子となし、育て養ひ下されば、生々世々の高恩」と餘儀なく頼み來る言も／＼至極せり、我此の所へ來る事、辨眞の恩を報いん爲、如才に存ぜず、夫り

なからに出家の身、育養ひも心に任せず、如何にと思案し給へば文藤次「誰彼と申さんより、幸ひ佛様に合ふし乳の残り、我が娘が添へ申さん」「ムヽ、それこそ究竟一、此の上は片時も早く立忍ぶにしくなし」と、赤子の側に立ち寄つて御翼蔭を打覆ひ、掻き抱きて出で給へば、[illegible]はあの子の事ぞと、夢想に得たる長刀の、箱携へ目に涙、「若君様さらば、乳母さらば」、軈て便りと其の跡は、涙に咽ぶ音なしの、里をわかれて出でて行く。斯くて此の跡は爺様一人、泣くまいく、手を負うても此の爺が、憂き目に見せぬと勇む所へ、[illegible]は、下司の平太が首引き立ち[illegible]、無念千萬、廣盛めを見遁がしたと、[illegible]、[illegible]に手を負ひ[illegible]しか、[illegible]別か、それは／＼と、爺めの事に涙も出でず、後ろ髪ひかるゝ道理なる「一[illegible]も、南無阿弥陀[illegible]出でたる其の跡へ、廣盛一人取つて返し此の仕合、[illegible]で返らす、[illegible]付いて[illegible]「此所は」[illegible]、[illegible]の男子は、書写山、[illegible]上といふ[illegible]に預け、明日[illegible]落したり、汝は[illegible]の前を同道し、[illegible]次郎に手渡しせよ、いと[illegible]袋が[illegible]まで、[illegible]せて[illegible]たやと、[illegible]に[illegible]、[illegible]れて[illegible]、[illegible]とかのければ、「成程／＼同道は致すべきが、[illegible]は何と云ふ[illegible]及ぶ跡に[illegible]、[illegible]敵あらば[illegible]、[illegible]あれ、幼少にて父に離れ此の年まで[illegible]、[illegible]に[illegible]らは[illegible]父の[illegible]、[illegible]流[illegible]山[illegible]し、[illegible]、我が[illegible]

一緒に御供申さん」と、聞きも敢へず、轡を張つてぐつと睨め付け「手負の老人足弱の女が伴れ、追手懸らば何とする。雜兵の手に懸けさせ、名を埋め恥晒さすか、我を庇護はば腹切らうか。」と言ふ詞に手を懸くる「ヤア、捨て置いて參りまする」「確と行くか、腹切らうか、叔父甥の緣切らうか」と言ひ懸けられ、暇乞さへそこ／＼に、他年の高恩臨終の名殘、あとに見捨てて行方も、知らぬ山路を忍びける。かくと聞きてしや淸盛公、廣盛が案内にて、大勢引具しぐつと驅け寄せ「ヤア／＼文藤次といふは汝よな、碌々たる下郎めに、手を下す筈はなけれども、平家に背く奴原はかくの通りと、八莊司の者共に聞き置かさせん爲來つたり、ヤア冥加知らぬ愚人め。」飛び掛り、肩先掴んでどうど打付け、ヤア刺がき程なりとも、血を見いで死なうか。」と、起き上る所を息の根を確乎と踏み付け、一捻捻ぢて白髮首、ヱイやつと引拔き捨て「ム、心地好し廣盛、義朝は詰腹切る、倅共は都へ上り、心の儘に成敗せん。此の後源氏の末葉とて、面を差出す覺えなし、浦々島々に隱れ住む與黨の爲、權威を振ひ嚇しをくれよ、弱みを見するな後れを取るな。日本六十六ヶ國、江河の鱗、山野の獸、空飛ぶ鳥に至るまで、今日よりは皆淸盛が羽翼の下、四海一統平家の世。」と、踏み固め踏み轟かし、響きわたれる山彦や、草木も靡く赤旗の、風を起して上洛ある　國土の惡鬼天の邪鬼、六慾天の四魔天魔、阿修羅の荒れたる勢ひも、かくやと恐れぬ方もなし。

第　二

道行古郷の順禮唄

たゞ頼め、しめぢが原のさしも草、さしも畏き御誓ひ、枯れたる木にも花ぞ咲く、まして若木の男松、連なる枝のみどり兒に、などかは廻りあはざらん、それを力の二人連、肩にかけたる笈摺も、親のなき身はだてもなく、昔の袖を神の前、今は京と名も變へて、田舍めかさる島田髷、親のりとは水鳥の、くがにまよへる兄思ひ、故主に何時か與三太が、氣散じならぬ氣扱ひ、心遣ひを休めんと、兄■振らぬ嘴みや、浮世の水に濟れねば、手を執るまじき噂あも、法の道連許しある、■■修行の德とかや。■■一番に紀の國那智山、岸打つ浪と競ひける、我が古里の瀬田を、後にして詣り、たつとも知らぬ今熊野、札打ちそりて清水に、順禮結ぶ心は涼しかるらん。重くとも五つの罪は遁るべき、六波羅密寺六角堂、はやかうだうに九重の町を、合長離れて野をも過ぎ、順禮山路に向ふましいねを、越えて丹波に栗の道、旅の疲れを順禮あな憂やと、思はで急ぐ我もとに、夫慕ふ鹿の津の國や、此の寺に來て見れば、心の塵も打拂ひ、頼む綸聽た總持寺と、行くは道すがら■■ならし、■松の林の叢■、ねあいいの聲聞けば、熊野の山の夕月夜、父母の事思ひ出し、野邊に飛び交ふ螺の羽に、わ

かふきあけの禿髪、結うて貰ひし乳母が事、今にくし〲思ひ出す、それよそれ〲其の時は、まだ振袖のうら若衆、我も御身の前髪姿、何時の間にやらきをとこの、唄憖もなき身と暮しこし、月さへ日さへ十三年、夢か現か現か夢か、知らぬ人目の悪口に、我も好い仲好い女夫、あやかりものと指さされ、恥かしいやら可笑しいやらで、悋氣の虚ァ、まゝよ、耳吹く風の在郷馬、戻り安うて乗せうと言へど、法の爲にはかちわを寺、みのをの辨天伏し拜み、十五どうじを愛し給ふ、此の御恵みぞ頼もしき、實も幼き弟子が、身の行末を祈りなん、唄もしもやツンテツトン、此の子かや、土産と言はばよいとのや、まいさんどえ、ことでやトチチン〲、しやみせでツヽテツトン、歌うて聞かしよ、まいそのやまさんどこ、是れも小唄の中山寺や、ふしの果の曲り道、越えて其方に西の宮、兵庫につゞく須磨明石、かの石山の紫や、硯に照らす月は一つ、影は二つ、三つが一つのもちの室、我も源氏に由縁ある、其の名つゝまし同じ名の、愛に清水播磨潟、あまねきかどに品々の、春は花、夏は、橘秋は霜、冬は雪見のそねの松、枝も杖つく旅姿、書寫の御寺も程近き、道と思へば急がれて、暮れ行く空も厭ひなく、日當に迪る里の名は、女の身にし縁も好き、姫路の町へと、行く水の、流れと人の行末は、定めなき世といひながら、暫し心を播磨潟、ふくるの宿の野端に、世を離家の井の字まで、立つる煙も絶え〲に、月日を送る老女あり、そも此の老女の古は、熊野の別當辨眞のひとり娘、

細い煙を育てたる、飛鳥といひし身なれども、今は浮世にお乳の人、昔にも似ぬ姥桜、いとゞ老木の身の上に、さいつ頃より中風の、病も重くはゝれ、絶えまなき片手業、起居も自由ならねども、じざいのくれ竹友として、かゝる茶のはなか高砂や、尾上のおれも身一つに、頭の霜に添ゑぬれん。さゝぬはつらきゆふべの雲、晴らさで見えぬ旅の空、夜道とはく〳〵東三尺が、お京に力つく時の、勤きしどろの道中頭、兄より心剛にて、なう申しお京女郎、昔嵯峨から遠路へ、往僧たに申牛、一息についてくのと田辺ひら外の街道、往昔聞く悴草の春みたさ、枯ひの此の縁家、中を一つの所望なされと、指笛にお京が戸口に寄り、一行を掌したる師匠まで、御機嫌と申して、傾帯一つ、暇を付けまする下さりませ、御無心ながら、と言ひ入る、若女は耳を鎮めて一二いとにや道ねば前の、夜道なされし修行の縁、悴草のもとにお見え、御用、門下の僧へ悴僕は、夜道ホとを師の誰彼、此方へ頭入つて参れ、と團扇裏に結び付くからは、昔に縁なかりし日の開闢、なつかしくなる姿様に、なれになり、懐しや、と、昔ふ頭顔を聞いた様、年人の聲を見た様たよ、年に忘れぬ聲を覚目前、其方は乳母では無いかの一言うと致しまするは僧の宿直、我等は嗚三九見知つてか、二番にこうなれにで、翌て在たいか、と何さまの顔と、舞踏や、せいたと、ふも世の有様、お果てなされた附都様で、お引合は今と思ふにぞ、いとゞ昔の思ひ出して、熊野でお別れ申したに、昨日や今日の様なれど、月日の立つ

にはようがなく、此のまあお脊の延びた事、す、よいしよていやの、いとしらしい女房振、お袋樣の譲りの笑顔、髪際なら目元なら、ぜん／＼に瓜を二つ。鬼三太樣も老いくろしう、變れば變るお顔の變れ、心に御苦勞遊ばす故と、思ひやられておいとしや。眞に何から尋ねうやら、先づ／＼兄御の鬼次郎樣、如何渡らせ給ふぞや。」「されば／＼兄鬼次郎、討死したる噂もなく、又落ち延びたる沙汰もなければ、都に殘りあらんものと、[illegible]の前を知邊に預け、年を重ね尋ねしが、見しと言ふ人もなければ、關東へと志し、東山道北陸道、尋ねまはつて伊豆國、蛭が小島に坐す、頼朝公にも對面し、坂東八ヶ國探し求めて逢はざれば、僞方盡きて都に歸り、謀し合はせて西國巡禮、思はず其方に廻逢ひしは、兄鬼次郎にも尋ね逢はん、吉左右なり」と語るにぞ、「鬼三太樣の仰せの通り、熊野を出でし其の日より、いかいお世話に預りて、知邊の人に介抱せられ、名をもお京と改めて、身の上隱す渡り奉公、かしこの御所愛の屋敷、半季一季と勤める内にも、心に忘れぬ鬼次郎樣。又懷かしう戀しきは産まれし儘にて別れたる、孤の弟を預け別れし其方の行方。播磨の書寫の御寺に、在りと許りはほの聞いて、文の便りもせざりしは、世を忍ぶ身の淺ましさ、心で思ふばかりにて、あだに暮せし十三年。鬼次郎樣に逢ふまでは、せめて女の操ごと、額も直さず齒も染めず、心の底には振袖着て、待つに效なき殿御の行方、餘り心の遣る方なさ。殊に今年は母樣の、當る年忌も弔ひたく、鬼三太樣を

お頼み申し、髪を下ろし數あつて、年頃ゆかしい其方の顔、見る嬉しさは嬉しいが、昔に變る姿形、元の姿は何處へやら。是れも何故我々が、拙い運に成り果てて、苦勞を爲けし故ぞかし、何事も／＼赦してたもや。」と許りにて、あとは涙となりにけり。「なう勿體ない事許り、何しに左樣に思ふべき。去りながら、人の身の心の辛苦は悲しいもの。」と、枕元なる箱より出し、「是れは定めて覺えてござらう、小鍛冶が作の御長刀、産まれたお子の身に添へて、熊野の山を迷ひ過ぎしが、名を鬼若と付け申し、書寫の御寺に預け置き、性慶阿闍梨の御弟子となし、出家相續をしますれば、沙門の身の要らぬ道具、此の長刀を渡さんと、思ふに違ふ身の嬉び、何れにても尋ねても悲しやな、親子名と恨まれて、人の誹むる見聞くにつけ、心を痛むる印にや、あさ／＼と年も寄り、在り日過ぎし身なれども、何時の間にやら此の白髪、凌雲の額を分け、三千の内に白髪となれりと、嘆しみに知らぬ、我が身年らも諦まし此の頭髪、剃りこぼつて尼となり、衣を墨に染め思ひしが、養ひ君の言嫁、御執心も済まし内、髪を剃し世を捨つるは、お上に對して忠はなく、先をあらはす氣に留り、惜しまぬ白髪の惜しまれて、在りし昔又は何ぞのお剃日と、在り、祝儀を祝ふ機嫌の、花の花粧の夜もあらと、長き誉れへの身の盛衰、既に向むて姫君の、御出世願ふ其の内にも、只苦になるは鬼若樣。殊に怨む身の上さき、寺へと申の御音名、氣の毒や疎もしやと、思ふが積りて此の中風、種前な命を助かりて、自に在れ行って、お二人樣

のお目にも懸り、積り／＼し憂さ辛さ、語り明す身の本望、天道樣のお蔭ぞ」と、嬉し涙に年月の、思ひ涙も取混ぜて、一つに流す圍爐裏の内、柴も濕りて消えぬべし。與三太お京も鬼若が、噂に果れ居たりしが、「最前より話に紛れ、何の氣も付かざりし、中風とは氣の毒千萬夫りながら、養生次第で快もある物ぞ。と力を付け、「イヤナウお乳母、今宵は茲に一宿し、明日は早々書寫に登り、鬼若にも對面せんが、先づお京樣もひもじからん、我等もどうやら腹が跡へ寄つて來た。」「ヲヽ、お道理／＼先刻にから顔と心が付かなんだが、兼てや今夜に限りてなう。」「ム、ウ米がないと見えたの、夫れならば更けぬ内、ふくるの宿へ一走り、餅なりと買うて來う。其の内にお京樣は、マヽとろ／＼とお休み、序に酒も買うて來う。」とそこらを尋ねて提げて出る。こなから入のとつくりと、跡しめさしやれと出で行く。老女はお京に氣を付けて、「障子の彼方に枕もあり、洗濯蒲團も彼處に。」と、樣々心付くるにぞ、「氣世話かけるも疎ましや、そんなら暫く氣休め。」と、反古張なる一間の奧、ながの疲れやはらすらん。播磨國の街道を、己が家居と巣を張りて、世渡る業の振舞は、いとも危き雲助と、下り果てたる身ながらも、腰に放さぬ一本刀、仲間外れの働きは、誰白波の夜の道、向うの土手の片陰より、のさのさ上る二人連、後先に立ちはだかり、「ヤアこゝな新米め、數年こちとが仕にせて置いた、此の街道の夜働き、うぬがふつとうせてから、上つたりやのかん／＼坊。好い所で出くわした、しこ溜があ

ゐない、五六百置いて往け」と、かさから懸ける一強請、イヤ旨い事をほざく奴等、うぬが樣なこつ
ちやうさへ、働きのない時節、五六百とはえらい事、こちとらはこれしてくれうにと、すつと寄つ
て引擢ぎ、「これころり受取つたか、うぬにもくれん是れころり。」と、道端へ投げ付くれば、「こりや胴
慾だや、手間ひこのり、是れがほんのつつこかし、かたやのに出逢うたこと、坊やく〜進行に行く
「エ、詰らない奴等に骨折、くだらない上の強請ると、[illegible]内、晦でも妾蔵でも引[illegible]へ
てこまつた」と、四日目[illegible]敗かすると見る、老女ぼうと、目を覺まし案内もなく[illegible]て[illegible]し
うない盜人だが、先づ急に飢い、飯がなけりや出して貰はしやう」「なに、誰ぞと思うたのや鼠賊め、
飯の事は扨措き、花が一粒もないのいの。」「そんなら酒は」「けもない事、そこ底に微かに茶の和
いてあるばかり、飲みにか汲んで飲んだが可い。」と、聲から茶へ氣の大たい「[illegible]恰好まで落着
いた老婆、外から見てもちとうとしたものさ、得て通る所に酒[illegible]に備つてあるもの
から盜人あからは覺悟して、有ると有れ出して[illegible]、悪い目付、此の樣な奴等は
に[illegible]此の[illegible]、[illegible]有る[illegible]で、見た[illegible]の[illegible]、[illegible]る[illegible]手で[illegible]に取つて
往につ。[illegible]今夜は[illegible]しのお逮夜、報謝した[illegible]思はう[illegible]、[illegible]合點[illegible]して[illegible]、うた
うを投げ[illegible]た、[illegible]の[illegible]を[illegible]付け出し、こりや何ら[illegible]、しつかりと[illegible]たい[illegible]、[illegible]に

極まつたことと、引抱へて出でんとする、裾引執へて、「アヽこれ／＼たれは大事の預り物、外の物は何なりと、欲しい物取つて往きや。」「否其の大事の物が此方に欲しい、エヽ面倒な。」と振り放せば、又取り付くも片手業、曳摺られても放さぬ腕、振り切られてはぱつと倒け、又起き上つて噛み付く、機に笛を取り落す、拍子に倒ける角行燈、燈火消えて眞の闇。お京はふつと驚く寐耳、勝手は覺えぬ暗紛れ、辻闇に聲も立てかねて、怖さもまさる探り足、かくとも知らぬ鬼三太は、火繩片手に簓と酒調へ歸る藁屋の内、物騷がしさに心を付け、透し見れば必定盜賊、いでまつかせと尻引紮げ、刀の下緒引き解き、繰るも時の捕手繩、傳ひ寄り／＼「コリヤ捕つたわ」と、摑んで投げるを飛び違へ、すつくと立てば又立ち寄る、腕をもぢりに打ち反され、蜻蛉返りの身を直に、沈んで被く餘りの受身、心得たりと横に飛ぶ、爪先取つてやまがら投げ、来る身をかはし行く身をはづす、闇がりの紛れの摑み合ひ、互の髻を力草、暫く息をつぐ内に、物に馴れたるお京が氣轉、心附木に圍爐裏の柴、ぱつと燃せる篝の光に、雙方見合はす顔と顔、「ヤァ此方は兄貴でないか。」「ヤァ此方は弟」「鬼次郎樣か。」「鬼三太か。」「ヤァなんと鬼次郎樣おや、これは／＼。」「これは／＼。」と、お京も老女も兄弟も、嬉しい悑り呆れ入り、暫し詞もなかりしが、鬼三太胸を押鎭め、「假初に別れしより、十ヶ年に餘る此の年月、何處に忍び坐せしや、今月今夜不慮の對面、兄弟の緣といひ、殊に盡きせぬ妹脊の結び、許嫁

ある嬲の前、よも見忘れはなされまじ。是れなるは乳母の飛鳥、かた〴〵を手渡し、[illegible]の大慶、是れに過ぎたるはなしと相述ぶれば、「兄を思ふ深切親著々々、扨も某、侍賢門の夜戰に、[illegible]討死と[illegible]し所、義朝公の御諚には、佐々木源三[illegible]源左[illegible]三人心を合はせ、都に在す公達を、守り立てよとの御頼み、其の人數に加へられし、武士の本望有り難く、隱れ忍びて折を待ち、鞍馬山に在す牛若君に對面申し、西國表の源家の浪人、語らはん其の爲に[illegible]と姿を變へ、野山を家とし彷徨[illegible]間違ひしは、理、かく運遁ふ此の上は、梛の前ともろ共に、時節を窺ひ平家を亡ぼし、[illegible]の仇をも報いん。御邊は是れより都に歸り、我々が兄鬼一法眼、今平家の祿を受け歡樂に耽る由、[illegible]ながらも其方は、面體知られぬ一つの幸ひ、何卒彼に近寄りて心を探り、計略の[illegible]公か、但しは利慾に源氏を捨て、眞實平家に仕へるか、善惡次第に兄とはいはせず討つて捨てよ。某は又身に代りて[illegible]となり、丹後路より密かに都へ登るべし。牛若君にも逢ひ奉り、其の次第を申し上げよ、必ず必ず兄ながら鬼一法眼は烏滸の者、心を許す事なかれ」と、[illegible]今逢ふ弟に、含みを見せし忠義の指圖、誠に兄は兄程なれ、鬼三太大きに[illegible]、[illegible]某は、是れより直に立ち歸らん、[illegible]なう老女、幸ひと持ち酒も買うて來た、祝ひの[illegible]の盃事、萬事は好きに[illegible]、最早[illegible]けなに間もなければ、お暇申すおさらば。」と、[illegible]兄を[illegible]見捨に、頼む此の身の[illegible]、[illegible]

は無事な顔、待ち申すぞと立ち出づる、跡はお京と鬼次郎が、深き妹脊の杯に、積る心の物語、老なが白雪の松、盡きぬ契りや二重たえしたき。硯の海に法の船、深きに至る筆の跡、書寫のお山と申せしは、播州一の靈場にて、甍並ぶる寺院の數、中にも青松院性慶阿闍梨、當山の一老にて、人の敬ひ重々しく、貴き寺は門からや、庭の森砂箒目も、清淨の地を顯はせり。今日は殊更賑々しく、庫裏客殿の拭き掃除、大師仕懸ける花生けゐ、心も花のお稚兒達、一つ所に寄り集まり二ならう申し梅千代樣、竹丸樣、今日入學は此の國の領主、播磨の大掾廣盛樣の御子息、岩千代樣と申すお方、都に育つて學問の下地も餘程あると聞けば、手習物讀經陀羅尼、追ひ拔かれぬが兄弟子の嗜み。夫れにつけても笑止なは彼の鬼若、身體ばつかり大きうて、手習學問は精を入れず、力持の棒擔ぎのと、稚兒の行儀は一つもない、阿房羅刹の鬼若ぢやこと、笑ひ誹るに程も無く、廣盛が一子岩千代丸、今日入學の年配より、大人くろしくすねこびて、父が讓りの憎て風、顏もしかまの徒士若黨、附添ふ中にも市原團平、身を高ぶりののさばり聲「ヤァ／＼稚兒達案内頼まう、大掾の子息岩千代樣御供申し參りし」と言ふ聲に性慶阿闍梨客殿にたち出で給ひ「好くぞ／＼岩千代丸、今日の入學神妙に存ずる。さあ／＼是れへ」と手を取りて、もてなしあればすつと通り「誠にお師匠は針の如し、弟子は絲の如しと申せば、今よりは國の守の倅とも思召さず、遠慮なしに御教訓、頼み上ぐる。」といき過ぎて、可愛

氣もなき詞の品、それよ是れよと稚兒達も、互の挨拶事終れば、祝儀ないはふ持たせの僧、をりびつ
こもの取り／＼に、はや杯を師弟の結び、市原關守座席を見廻し、一際て當院の稚兒達は大勢と聞き
つるに、はやこれ許りに候か。こは成程貴方の御申の通り多くの弟子に候へども、其の身の器用次第
にて、得度致さで出家となせば、只今では三四人、誠にそれは、竹丸梅千代何故鬼若は座敷へ出ぬ、
鬼若々々と呼び給ふ、師の坊の御聲に、「あい」と返事のあどなくて姿は置にも、鬼若は、遣戸押し明
けのさノ＼と、疊觸りも足音も、あら木造りの仁王のいたし、つきすゑたるが如くなり。關守鬼若に
打向ひ、イヤなうお稚兒、是れに居らるゝは身が主人、此の播磨國の守大掾殿の御一子當千代丸、今
よりは學問の朋友、隨分仲好くせられよ、いざ稚兒お其の杯、此の稚兒に御さし、と、指圖に任せ
持ちたる土器、鬼若が前に差し出せば、「此の様な小さい物で飲む事はおゝや嫌ひ、俺が好きは何か
好きことと、夜途に並べる椀提げ、鏡打ち抜きがぶ／＼／＼、「ア、好い氣味や」と舌打し、「何右衛門此
の杯、彼方へ廻すことと投げ付ける、土器よりも大杯の肉、鬼若とありければ、師の御坊苦い顔に
取放し、「御馳走のお持たせ、客ぶり思ふ鬼若、土器を嘩さしも、心を嘩いて嘩嘩な、鬮み給へと言ふ
事ならぬ、いかな人數の前書始、我が寺の作法にて、塗りより深き事を用ゐる心を示す事なき故、ナア一同の
つ鬼若から讀んで、賢しことと師匠の命、「アノ／＼、いやまあ首は梅嘩、二人の前から頭のうつしもする」

一然らば是れから讀みまする、山高きが故に貴からず、樹有るを以て貴しとす、人肥えたるが故に貴からず、サア鬼若樣。」「ムヽ己かい、アノ〳〵、肥えたるが故に土佛といふ、否さうではなかつた、今のはじやらぢや。ほん〳〵のはナレ何とやら、おヽと思ひ出したぞ、智有るを以て貴し。」「オヽ、出來た出來た其の次は。」「其の次言うて廻さう、富は是れ一が百貫、が九十貫八十貫」と、取つても付かぬ間に合口。流石童の若千代丸、耐へかねて打笑へば、「たつた今うせた新べの弟子め、兄弟子が物讀み忘れたが可笑しいか　笑ふ面を泣面に、しかへてくれう」とつつと寄り、此の鬼若が握り拳、餓鬼めが頭を播磨の大掾、圓の守何とも思はぬ兄弟子の威勢を見て置け」と、言つてはこつつり又こつつり。」是れはと留むる兒達も、持て餘したる力強、團平見かね腕捻ぢ上げ「ヤアこヽなあばれ奴、ム、喰ひ付けぬ酒に醉うたな。仕返しは三層倍、汝は主人をかう打つたか」「イヤかう打つた」と刎ね返し、頰桁を續け打ち、握り拳の相伴旨いものかと嘲笑ふ。性慶阿闍梨二人に向ひ「何事も愚僧に免じ眞平御免。形は大きう生まれても、まだ年は十三歲、頑是なき慮外の段、乾度折檻加へ申さう。先づあれへ御出であつて、庭木の花を眺め給へ。心の怒りを鎭むるが則ち法の大學ぞ」と示しの詞に隨ひて、皆々打連れ奧に入る。廻り逢ふ妹脊の道も菩提の種、主從三世の緣深き、誠を今に白髮の乳母、鬼次郎夫婦が介抱にて、法の道連順禮歌、お京が肩に笈摺の、親と賴みし身の勞り、寺の御內に案內

して、「御出家衆頼み上げましよ、ふくるの乳母が参りしと、鬼若様に仰有つて」と言ふを聞き付け、「乳母おぢやつたか好うおぢやつた、爰へ〳〵。」と招くにぞ、「ヲヽ、ウ嬉しやそれに御座るか、コレ和子爰へ御座れ、お前に逢はす人があるわいなう、お二人様、此のお子がお話し申した鬼若様。」と、語る内より姉のお京、年月積る懐しさ、母の形見と思ふにぞ、涙はら〳〵先だちて、言ふべき詞も辨へず。鬼若は不審顔、「此の女中は何處のお人、何の訳に泣かしやるぞ、どうやら己も泣きたいやうで、悪い。」とさし俯向く。「オヽ、泣きたいは道理よの、何ぼうわやくな心にも、自然と知らるゝ親身の血筋、常々此方に語つて置いた姉様でござるわいの。」「ヤア是れが姉様か、能う今までに便りせず、憎いお人と思うたが、今逢うて顔見れば、いとしうござる。」と悦ぶにぞ、「世にもつべきは兄弟ぞや、他人が何とて其の様な優しい詞かけうぞ。國の亂れに世を忍び、有りと聞きながら、逢はずに暮せし十三年、母様の命日に、兄弟對面することも、偏に御佛の御利生、南無阿彌陀佛〳〵。」と、喜ぶ中にも又涙なり。鬼次郎鬼若に打向ひ、「我は其方の姉聟にて、外ならぬ一門、頼まれたる乳母の語るを聞けば、學問手習を疎略にし、悪あがきに心を盡す、師の御坊の教訓も、聞入れぬ由、不届至極、今までとは違ひ、某があるからは、言ふこと聞かぬ其の時は、手に掛けて討つて捨てんぞ。」「これは近頃迷惑、悪あがきした覚えもなし、學問も手習も、」と、言ふを打消す乳母の老女、「これ〳〵まざま

らしい其の嘘は何ぞ。今年は母御の十三年、則ち今日が御命日、此方のためには誕生日。彼や是やを幸ひに、お髪剃して出家となし、自らも此の白髪頭、共に圓めて法の友と、思ひし心を無下にして、學問嫌がり手習嫌ひ、日本一の不器用者と、阿闍梨樣の物語、聞く度毎に此の腹が、ア、氣の毒やうたてやと、思ふが積つて此の病。六つ七つの子供でさへ、物も書けば物も讀む、此方の年は十三なれど、お袋樣のお腹にて、七年の春秋を重ねて生まれし鬼若樣、節分の祝ひの豆數ふれば十九歳、年に似合はぬ不器用は、誰に似た因果ぞや。經陀羅尼は愚かの沙汰、いろはにほへとも讀みおぼえず、紙費しの手習に、鳥の足形釘の折れ、のたくり廻る蚯蚓にも、劣りたる生まれつき。草の葉を食む蟲たにも、文字の形を殘すぞや、木々に囀る鳥だにも、ほふ法華經と唱ふるが、此方の耳には入らぬか、エ淺ましさよ。」と恥ぢおしむる。「エツエ言ふまいと思へども、始めて逢うた二人の衆、蔑が恥かしさに、誠の心明して聞かす、如何なる過去の因縁やら、兎角出家になりとむなく、所詮學問手習に、不器用者といはれなば、出家にはよもならじと、覺えた事も覺えぬ振、知つた事も知らぬ顏。」と、詞も引かねに、まだぬけ／＼と其の拔口、學問も手習も、不精な證據を見せるぞや。」と、懷中の守より一卷を取り出し、「サア此のお經は何のお經ぞ。」「ハイ、普門品第二十五、觀音經ではあらざるか。」「それなら見事此のお經を、讀む事がなりますか。」「ホヽヽヽ、そんな事は朝はお／＼、望みなら讀んで

聞かさう即從座起偏袒右肩合掌向佛而作是言世尊觀世音菩薩。」「ア、これ／＼もう可ござる、常々耳に聞き觸れて口眞似の空覺え、お經は往かうが、此の書付は讀めまい。」と、背笈取つて差し出せば、「迷故三界城悟故十方空。」「サア其の心は何と／＼。」「ホ、迷ふが故に三界悟りの心開くれば、十方共に空ならずや、素より西も東も一體、南北何くにあらざらんと、衆生に示す觀音力、頭に戴く此の笈の、深き心は福聚海、無量の罪も慈眼視衆生と、佛の惠みに消え失せて、心の垢によごれざる、此の笈摺は即ち三衣、寒に耐へざる普陀洛山、淨土の臺も其の身にある、廣大無邊の大慈大悲信ずべし信ずべし。」と、辯に任せる順禮功德、言も爽かに語るにぞ、鬼次郎夫婦はほつと感心、乳母は膝を丁と打ち、「有り難や忝や、其の神明なお心では神の噛分け聞き入れも、人には勝れ在さん、阿闍梨樣にも口止め、今まで語らぬ物語、先づ／＼是れを御覽ぜ。」と風呂敷包の箱取り出し、是れは是れ名を三日月と申して、三條小鍛冶が打つたる薙刀、此の劍の因縁を、語るが直に鬼若樣、御身の上の話ぞや。扨も辨慶別當辨眞、男子一人なき事を、深く歎き在して、三所權現に立願あり、深き祈りの驗にや、或曉の夢の告げ、男子を授け與ふるぞと、神託正に歷々しく、枕に殘る此の劍、あら有り難やと奇異の思ひ、神の御告げに違ひなく、お袋樣は御懷胎、ナウ姉御樣、お前は其の時まだお四つの乳まされ、なお乳母に預けられ、育てまゐらす其の内に、お腹に在す若子の、當る十月も持ち越して、

一月二月三月四月、半年經ち一年經ち、重なる年月御産なく、不思議々々といふ内に、御運拙き辨眞樣、源氏に由縁在せば、清盛公の咎めを受け、平家の爲に御腹召され、其の身も家も亡び果て、頼む方なきお袋樣、妾が父を力にて、浮世に狭き御暮し、數ふればはや七年、病氣の業かと取り〳〵の、噂も辛き平家の無體、播磨の大掾廣盛が邪の政道にて、御痛はしき母君を、刃に懸けたる其の悲しみ、歎きの中の悦びと、御死骸の疵口より、誕生ありし御身ぞや。腹に七年在せば、生まれ立より猛猛しく、姿も詞も恐ろしさに、直に御名を鬼若と、付け參らせて此の寺に、隱し育てし十三年、扨こそ母御の命日が、取りも直さず誕生日。」と細々語るを半分聞き、「何母人を刃に懸けしは廣盛が業なるとや、任せて置け。」と縮かい褰け、奥を指して入らんとす。鬼次郎抱き留め、「ヤレ待て鬼若、今の話を聞くや否、驅け出す怒りの面色、仔細を聞かねばやらぬ〳〵。」「否さ仔細も五さいもなし。奥に居る童めは、廣盛が倅若千代丸、首引抜いて母上の追善供養。」と又驅け出すを引き留め、「廣盛が母を討ちしは十三年以前にて、若千代とやらが知らぬ事、其の上に今爰で彼を討てば、父廣盛が風を喰ひ用心せんは必定。父辨眞の生害旁、誠の敵と言ふはな、平の清盛、此の鬼次郎も舅の敵、殊更三代相恩の、主君と頼む源氏の仇、無念さは幾許ながら、時節を窺ふ此の順禮。御邊は又父母の跡弔ふが出家の役、先づ鎭まれ。」と制するにぞ、なう忌々しの出家呼ばはり、今の話を聞く上は、愈坊主は嫌

ひ嫌ひ、エ、嫌も多い若手代の、顔真似な小癪と、奥々にもんで御著に、身を念顔さ道理なる。と女はほつと溜息吐き、よしなき詞物語、かへつて出家の妨げと、なつたるは何事ぞや。コレ女若様まう聞かしやれ、世の常の擬胎にて、十月の苦しみ寒くるさへ、莫大の母の恩。ましてや是は七年の、長き月日を胎内に持ち、起居にも寝臥にも、心休まぬ苦労性、つはりに其の身を窶したる、背ける膝と言は、言訳、結び初めたる縁と子の、深い縁は果敢なき身の最期、母は是が子の形見。か、子は又二人の理知らぬ、不孝の罪は如何許り。コレとても心を直し、出家を遂げて下さりませ、けなお子ぢや賢いお人、おつと言うて給はれと、隙も明て根さくとくを、おれ父は出家にしたさいとしてなき。親はほたる其の内に、観音様の若手代め、惜み殺して施せるゝと、でたうを遂るを、何家へ、遣らうの様に違ことと、半身はぬ様にも、娘を愛する心に、涙で、にも曇り娘目で出家前進せずは成るまい、と、太股ふつゝかで、お痛しし、世れでもか、お痛しへ、痛いら腸を入れし、坊様になるつしやあさ、エ、邪慳な胴慾な、いかに言ふ事も、ふとて、巨を撫つた事ないが、一生でおいらが誰である、お身のお為になる事なら、抓るは愚か枕棒でも、當てるを何の恥れといふ、身を死の上にも腕白おもしれば、有りし工夫も、是又かつて、理屈は誰しもれ身を滅し、あいたくと言ふより外、余の返答はなかりけり、身を打伏したのでいらう、に修成

の拵へを、身にしみ〴〵と覚え込み、此の鬼若が成長以後、判官殿に附添ひて、安宅の関の謀、主人を打つたる金剛杖、げに辨慶が忠心と、誉を残すも此の育て方とぞ知られける。性慶阿闍梨奥より立ち出で「珍らしや汀の前、聞き及びたる鬼次郎殿、鬼若が成人装束満足に思そなう」「仰せの如く、貴院の御慈悲、恵みを以て成人り、兄弟一家の対面致す、偏に御恩は忘れじ」ただ嬉涙に他に（なし）り。老女は差寄り小聲にて「かねての願ひ今日は、鬼若様にも髪剃させ、妾も共にお剃刀、髪かみを依てしに、縮のわらくの髪惜しみ、今さや〳〵と常々の仕合せ此の間にて〳〵と、頭髪剃すは師匠のお慈悲、御苦労ながら」と頼むにぞ、「いや〳〵夫れは無体の望、假令髪を剃つたりとも、心に調得おらざれば、善心とは言ひ難し。折を見合はせ剃髪せば、その大出家も叶ふまじ、既の申さぬまで待寐させし置かれよ。先づ今日は老女の望み、剃髪遂げさせ、妾を喚へん、いざ佛間へ同道あれ、鬼次郎殿ここには我々が御無沙汰、御覧は何に見さすか。これなる老女、御せに任せ乳母を佛間へ介抱せよ」は此の間に暫し、観音の寶前へ礼を納め申さんと、禮儀を述べて立ち出づれば、二人の案内性慶阿闍梨、奥間に伴ひ入りにける。時刻移れば早千代丸、人々誘ひ立ち出でて「ヤア是れは鬼若、正体もなき高鼾、寝の中が悪くとも、是れ程にはあるまいにと、たふを困ず押さへ、憎さも憎し良きつた開け、最前の意趣晴らさんと、積み重ねたる机の上より、硯取出し墨こつちり、擂挙の満根に、顔

[illegible]

といたはれども、はや言舌にあやもなく、息も次第に弱り行く。鬼若見るより堪らばこそ、くわつと怒りの大音上げ、「サア汝等が百年め、かう並んだ奴原一人も生けては返さぬ。手本は先に見せ置きたる、机にかゝつて死ねよ。」と、振上げて打ちなぐれば、それ逃すなと團平が、下知にむらがる雜人ども、向うてかゝるを事ともせず、蠅打ちもどきの拜み打ち、廻りあへば薙ぎ拂ふ、机のすね骨、二の腕限り、打擲り〳〵追ひ行く内も、「乳母これなう、心地は如何。」と立ち戻り、心を付ける呼び生ける、透間を窺ひ切り付くる、團平が素首執へ、引擔いで打ちつくれば、庭の井筒のたて石に、身體は碎け死してけり。「先づ一匹は片付けし、小びつちよめは何處にと、尋ぬる内に彷徨く岩千代、ヤアませ者めごさんなれと、引掴んで立つたる所へ、鬼次郎驅け付け、「是れ〳〵鬼若、敵の倅といひながら、師恩を受けし阿闍梨の御弟子、命を取つて益もなし、最前の詞忘れしか。」と、目配に知らせば打頷き、「姉婿の一言背くが嫌さに助けてこます、赦免状は汝が面。」と筆押取り、「助け歸す小倅一人、鬼若判鬼次郎判。」と戲れ書に岩千代は、顔を汙され突き飛ばされ、命からがら逃げて行く。鬼若聽し老女に縋り、「コレなう姉樣、乳母はもう死んで仕舞うたか。ハヽアツ南無三寶、父親にも母親にも、僅た一人の大事の人、澤山さうに乳母々々と言うたが今では悔しい。なう最一度和子かと言うてたも、今から誰に抓られう、甘える相手がないわいの。」と、さしもに荒き荒者が、大聲上げておい〳〵泣き、足

散したるいぢらしさ。お京は我が身の悲しさと、鬼若が心の内、思ひ遣つて正體なき、歎きに暮るゝ鬼次郎も、[illegible]玉、留め兼ねたる許りなり。やゝ[illegible]人つたる鬼若丸、[illegible]さやく、由なき[illegible]、[illegible]法師の姿となることは、本來の[illegible]れな[illegible]と、[illegible]たる[illegible]稚兒[illegible]の、[illegible]れも清く曇りなき、母の形見の[illegible]刀、[illegible]や、[illegible]心の[illegible]で、[illegible]眞實報恩、[illegible]

[illegible]

都に歸る影も逢はんが、先づ是迄はさらば〳〵、さらばと別れ行く足も、跡に引かるゝ浮世の名殘、お京が館に蒔の花、鼓打つ浪は熊野の、那智の山の閑寂なる、爰に捨て置く生死の道、悟りを得たる辨慶が、心清き剛力も、我心も旅さへ常陸法師、げにも誠に源氏の礎、十六武藏坊と、筆にも傳へ有りけり。

第十二

是迄下にありて隱しけれども、不運の役に贔る事少なく、下は民に便りて寄付けれども、不運の筆を請くる事多しとかや。武臣中の清盛公、保元に惡左府殿の亂を鎮め、平治に信賴義朝を討ち、自然と宇宙を掌に握り、左右を顧みして太政大臣にお成り、車に乘りて宮中を出入り、人の恐るゝ事惡鬼厄難の如く、華族も英才も面を向へ肩を竦ぶる人もなく、威勢一天に出づる日の、今日の時と驕りけり。播磨大掾廣盛、召に依つて參上と手をつけば、ぐつと睨み付け、呼ばすとも末國より出仕いたすべき身を以て、呼ばれながらの遲なはる不屆千萬、疾く汝に言ひ付けし、武藏坊辨慶が所在、また知れずや。次に鬼一法眼が、家に傳へし虎の卷、今に於て差上げず、彼奴が返答如何に〳〵と、嚙み着く如く以ての外の不機嫌なり。されば候鬼一法眼は病中、先達申し上ぐる通り、病氣本復次第お召

の[illegible]の[illegible]、古[illegible]の如く式法を以て御目に懸くべし、[illegible]れず[illegible]
聞きも敢へず短氣の大將、「ヤア手溫しく、其の鬼一[illegible]亡の[illegible]、首打[illegible]
なれども、代々[illegible]の[illegible]命を助け、重盛[illegible]一門の若者[illegible]範に[illegible]
大の[illegible]へ、平[illegible]何の古例格式[illegible]なり[illegible]
へ[illegible]と何故言はぬ。」「イヤ其の段はぬかり申さず、左[illegible]に申[illegible]
れど、[illegible]つ一つの返答、今日中と申し渡し候[illegible]といふ娘を以て、[illegible]
も[illegible]何れの道にも追付[illegible]るべし。」[illegible]は[illegible]のお[illegible]
[illegible]は[illegible]と申すに[illegible]
み[illegible]に[illegible]
手[illegible]
者[illegible]られば、[illegible]細相知
れ申すべし。[illegible]すれば、「これ呼び出せ。」と[illegible]は廣[illegible]
に[illegible]賞せん。」と仰せける。ハア分別
と申して、[illegible]鬼一法眼一の[illegible]

申せども、深く秘み隠し候か、是れまで鬼次郎鬼三太と申す弟ありとも承り候はず。君達も聞召さん、鬼一法眼皆鶴と申す娘ばかりにて、家を知るべき男子なし。弟子は子も同然、殊に某は一の弟子、家督を譲りさうなものなれども、左様のけぶらひもなし。折々皆鶴が方へ戀慕に事寄せ、目章を以て言ひ入るれども、一度の返事も致さず。」と、言はせも立てず廣盛、「コレ〳〵湛海、其の跡式の事は御前の聞召す事でなし。鬼次郎鬼三太辨慶を、搦め捕る分別あらば申し上げよ。」「否おせきなさるゝな、是れを申し上ぐるが則ち分別の手懸り。御權威を以て皆鶴を、某に娶はせ、鬼一が跡式仰せ付けられなば、彼の家に入り込み智謀計畧を以て、早速鬼次郎鬼三太辨慶を召捕り差上げ、ヘヽヽと上忠節に我意を差混ぜ申し上ぐる。折節鬼一法眼が名代として、娘の皆鶴參上し、披露の詞ありさと薫る、衣の追風天津風、姿は少女に變らねど、初めてといひ女の身、君の御前へ出る事は、流石に面映かしく薄氷を踏む思ひにて、心も空飛ぶ皆鶴姫、遙か末座に畏まる。思懸けなく湛海情りせしが、立ち寄つて小聲になり、「今も御前へ其許が噂申し上げたり、何事の出仕氣遣ひ千萬。心得ぬ事あらば後楯は某、女夫連で來たとずつと心を落付け給へ。斯様の所で出逢ふも縁の深さ、心が届いたと思ひ給へ。」とほのめけば、むつとせしが御前といひ、人目うるさく摺り退けば傍摺り寄る。廣盛見かね、「コレコレ湛海、御前といひ御用あつて參る女に、不作法至極罷り立て。」ときめ付くる。清盛公、當座一

つに聞き出す高館びいき、、、、、、、、我が君に申さうと思ひしに、日頃の望みを遂げたし、汝満足
が家人鬼一が娘取り、又日頃を聞せずは兵法を盗せ、と暗に手ずから法眼に聞いて、此の宝蔵を探らせし、
コレ智恵、度々の文に言ふ通り、夫婦になつて給はれば、討ちあぐねたる鞠の恋路も晴れやうけれど
其許が誠ならば此の娘、継ぎ取りとやら、其れは身にの気遣の旗、君は此所行く事に詰らぬぞ、思はせぶり、
聞く程に、只の因縁も此の身を思ひ、わが恋路を迎ひかける辛さ、とうこそ、と顔を挟
へ「びんしやんなさるゝ間、お話皆様の事に延んでぞつとする、つい一昨日より悪事の「そこでお
長くは言はぬぞえ、つい一目に惚れてござんす思ひ切らしやんせ。又兄上の家督の事も、必ず明の事と
てはなし、假令獣と言はれやうとまゝ、四國無双の錠で日本一人の悪らいでは。事も恐しいぞや
い、武士文の道に及びし此の何を申事には、奥を極め、これらのたよりに之も武天下に出すを、其の身流にれ
おさらば、此の書を伝ふる事程ことかたにさて、兼々聞しみ物語、また日本の武士の子を残し、鬼一法眼か
家督には、某と虎の巻でござんせうと遣るなる「ムゥ聞えた、其許が其の心懸想も叶はず、鬼一殿が
婿にもなられぬな」サア御前にて一刀打し、湛海負くれば婿にもならず懸想も叶はず、又打ち勝てば否
でも應でも某が女房、いざ立ち上つて勝負々々。」「ハテつがもない女子對手に何の勝負、御無用にな
されませ。」いや〳〵御前に於て勝負次第、婿になるかならぬか縁定め、虚実ながらお小姓衆、長刀

許りをお使し下され。」と乞ひ出し、「サア〳〵勝負。」と氣を急いたる此の上に、[illegible]までの名までも汚さんか、力ぬしお對手に、と仕の丁聽きて立ち寄り、御樣子の引手のさけなりなで、取り上げ、上着脱ぎ置いて、女手業のしやん〳〵と、結んで肩にふはと懸け、振袖[illegible]の玉襷、長刀掻込み突立ち上り、心を配る身構へは、凛々しくも又殊勝し。物に動ぜぬ清盛公、さゝるいで見せ給へば、伺候の人々固唾を呑む。丹海[illegible]も心を懸け、はつしと打つる刃向けて受け、引かば入らんと柄を取り、互に躊躇ふ[illegible]を貫き、開いて離けはつつと引き、又打懸ける獅子奮迅、流んで掃ふ虎亂入、透をあらせず飛び違ひ、込む手練ぞ、手上文字、變方秘術を盡すと見えしが、[illegible]長刀薙病か、目開いてくれを些とも上らず、ヨロ〳〵、是れが眞劍なれば、首か袈裟か、[illegible]か覺えておけ、と、押取り直し、[illegible]にて、疊に懸けて打ちおとされ、初めの詞の恥知らず、「ヤア〳〵、今の立疊に立つて思ひは何。」と口減らず、倒れつ轉びつ逃げ出づれば、人々思はず聲を上げ、褒めつ笑うつ取り〳〵に、暫しは鳴りも鎭まらず。清盛卿にも[illegible]給ひ、女なれども流石鬼一が子程あり、出來いた〳〵、して所望せし虎の巻、持參せしか、とありければ、はつと答へて持たせし箱を取り出し、「恐れながら秘密の書、密かに御上覽。」とさし上ぐれば、手にも取らず呵々と嘲り笑ひ、「神道には神秘といひ、眞言宗には密法などと馬鹿盡して、人に秘み隠すは何の雑事。秘密する程の大事ならば、編帳へ人に知らせ、面々に心得ることそ世の

質し、[illegible]以上に論じたる第一[illegible]に論ず[illegible]、[illegible]

ら、[illegible]

す勢力とては、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

は有らが從、枕席は開くが從、讀んでお聞きなされませ。『常盤を深く寵愛し、貞女の道を失はせ、其の身も不義の名を得給ふ、思ひ〳〵に平家に從ひたる故、折ある度に報ぜんと、心に劒を含ませられしや、子として是れを許さざらんや。諫めんとすれば父子面を合はすに忍びず、一つの巻物に記して是れを捧ぐ、男子小松の中納言平朝臣重盛、父の爲に教訓狀一件の如し。』と讀み終れど、初め高うしこがふゐしも、後は囁く人もなく、鎮まり返つて居たりけるに、讀み出す半ばより清盛公の面色、黑うなり赤うなり滿面朱に息づかせ、待ち上げて見えければ、尚茂樣早くも察し進み出で、『是れは興がる惡口、お腹立御尤も千萬。さりながら賢人と呼ばるゝ小松殿、他人の名を借り、斯かる落書を差上げ給ふ筈は無し。ム、、聞こえた、必定惡人原が、小松殿と名を假つて、お目に懸くるに極りたり。汝も同類、女なりとて赦されず、何としてくれう。』と摑み掛かんず其の勢ひ、案の外なる巻物に、皆驚き讀み讀みながら、だん〳〵腰を押下げ、『是れは思ひも寄らぬお咎め、最前お出での御持病『本復致さずば、後日の儀は御目に懸くまじ。』と申し切つて候へども、『其の返答直に申し上げよ。』との御催促、家内の行歩さへ叶はぬ重病なれば、私を以てお斷りの爲出仕致す次の間にて小松樣、『是れは日本の虎の卷、御目に懸けよ。』とお渡しなされた、外の人には賴まれも致さず、委しき事は小松樣に、お尋ねなされ。』と言分くれば頭を掻き、『ム、、子の身として親を諫め、したい事させぬも

小松殿の生付き、清盛公の女好きもお生まれつき、常盤が[illegible]もせず、貞女を背いたに常盤が[illegible]べ
いよい物、小松殿を日本の賢人と人は言へども、此の[illegible]が目からは、日本一の不忠人ぢやと存ず
る。思へばなかなか御前にも、必ず[illegible]給ふな、此の後も御目にさへ入らば、[illegible]宮方のとつ
ておきて下され[illegible]給ふな。大事がもたい事ではない、此の日本が[illegible]ぬ。」と、機嫌に入る事かき集
め、持つて来れば[illegible]、[illegible]は親馬鹿と、いふもの。言はば
[illegible]用るわく、[illegible]付け、兒とれ
ば[illegible]から、今日中に[illegible]、吉岡も[illegible]、[illegible]の事は明日中に出
せよと[illegible]たへば、皆々
[illegible]一人は[illegible]、肌には汗
の立つ[illegible]に立つト[illegible]
水と柄杓は[illegible]ふ吉岡鬼次郎
眼が一瞬、[illegible]を置く所に、
擬へて[illegible]お待ち兼ね、気
がつきた[illegible]脇息を直し、[illegible]

の芝草いて置かしやれしと、吹き散らして掃け入れば、何時が御出でなさるゝ、好い時の掃除仕當てたこと、勝手へ走り引拔いて持つて出で、何處に置かうぞ此邊に床几押し直し、ハヽ、結構な前園もやな、不斷花の上に坐つて涼まぬ樣になされても、斯る病は是非がないこと等を我等が樣に、突嘩しの隙が騷しい、たゞふつつく内に駒下駄の音聞ゆれば、ソリヤ御出でなされたと走け出づる、切戸の内より女中の聲、「コレく智慧内、何の御用のあらうも知れぬ、其處に居やしやんナイくくと小陰に隱れ畏まる。吉岡忠一法眼は病苦忘るゝ氣晴らしと、女小姓に介抱せられ、心弱々の駒下駄に、石踏み分けて花畑見廻りく、ホヽ、咲いたくく、此の花開いて後更に花なしと思へば、取分け南天の寺にぞ示さ、これ此の菊は打水に、露を含みて濡鷺や、新枕しき花の名も、誰が石竹と名付けん、上臈上御垣守、一つ一つの大内山、雲の下には隱れなき、花の先頭にうち寄せて、名は付けつれは京小袖、例へば花の物狂ひ、羅生門に住む鬼さへと、紐解き初むる大般若、御法の菊を見る時は、心有て敷島や、されば彭祖が七百歳、姿を變へぬ若やかも、此の德なりと菊の露、我も齡を延ばさへ」と暫く慰め詠め、機嫌好く床几に腰打掛け、「ヤイ女ども、庭の掃除は智慧内めか、呼べ逢はう。」「ソレ智慧内殿お召しますると」はつと答へて立ち出づる。「花壇には塵一本も置かず、目の前の掃除は丁寧なれども、松風口耳求拵の邊には、落葉も掃かず捨て置きしは心あつてか、但し只目通でな

いと思ふ不憫さ、陰日向あつて[illegible]神慮とも

存ずれ、[illegible]申す物も、

一つ二つ数へ賞る限りは、其の事を評し[illegible]多くても

見苦しからず、[illegible]が一興と

存じ、[illegible]位に依つて綺

麗に[illegible]辨へ、其の

器に[illegible]

悪ないとは名付けたる、[illegible]といふ

二人の[illegible]兄

弟引別れ、[illegible]

六條の判官爲義、[illegible]と

見つけし故、[illegible]其

の子は今の[illegible]行

く末を見届け、[illegible]

暇を賜り、病の牀に臥まかり給ふ、々思はゞ昔語に涙が滴る、、昔の噂はもう語るまい、穴賢人に洩らすなとありければ、「我等其の鬼三太清悦二上、言はんとせしが心を鎮め手を支へ、「お家に仕りながら初めて承つたる、御兄弟のお別れさこそ思召すらん。扨只今にも彼の鬼次郎殿鬼三太殿、それと名乘つて來り給はゞ如何し給はん、恐れながら上に候へば、「それは鬼次郎鬼三太が心にあるべし、父の遺言で候などと源氏に心を傾け、平家に敵たふ心なれば、縛り搦つて清盛公へ差上ぐる、何故と言へば今が今の主君は清盛公、平家に身を任する我なれば、弟とて用捨は成らず。言はねとても知れた事、もう根問ひ葉問ひせずとも、汝も花を見よ。女ども久しく煙管に對面せず、一吹呑んで見ようか」「ソレお煙草と御意遊ばす、早う〳〵と取り傳へ、煙に鬱を吹き混ぜて、花に餘念はなかりけり。爰に源氏左馬頭義朝の八男牛若丸、御母常盤の懐を離れ、鞍馬山東光坊の御元に、忍びて成長り給ひ、十六年の春も過ぎ、蔦の錦に當つれども、何時會稽に翻さん。袂も狹き下司奉公、心は天下を取摧ぐ、鬼一が主に面の鴨、娘に懸けし文ならで、直に申上げたき御用、虎藏罷り歸りし。」と、切戸の口に躊へば、「娘は未だ歸らずか、何の用事氣遣はし、近う寄れ言へ聞かん。」と氣をせけば、「さん候姫君様、清盛公の御前をお立ちなされ私を召され、是れより直に重盛様へ往かねば成らず、父上の瞧お待兼ね、先へ歸り、清盛公の仰せには、「病氣を構はず虎の卷は明日中に差上

けぬ。」と、[illegible]の外の不機嫌にて、[illegible]と申すお尋ね者、是れは殿に御縁ある[illegible]

[illegible]はされ、厳しく御詮議ある筈と、直に申し上げました御事。」[illegible]

太郎御詮議にはつと[illegible]面色にて、と暫ついて見えければ、[illegible]

組、其の[illegible]次郎[illegible]太と申すは殿の御兄弟、御詮議の[illegible]都には金売吉次吉内といふ者あり、若し

[illegible]、[illegible]次郎[illegible]と申し誤りではないか。」と、念を入るれば[illegible]必定其の詮[illegible]

誤りにあらず、思ひ當る事あり。彼の[illegible]

[illegible]、それで打て、エいや[illegible]

よ。」と、ついたる[illegible]何故。」[illegible]

[illegible]

[illegible]ず、先づ[illegible]

[illegible]、牛若の[illegible]らるべし、重盛公へ御參あらば、

[illegible]一門の御所の案内[illegible]

はつしと杖に取りながら打たんとすれば、心得たりとなほ打たんとせしが、ハツと何故打たぬ。ハツと「汝
主従の詞が背くか。「イヤ背きは仕らず。「仕らずば打て。」「いや〳〵」と計り立ちつ居つ
り、鬼一法眼に身を捨てて世を…汝が主の詞に背くは虎蔵が不忠の盲従、汝が自ら…
す、打たるゝとも打ち給へ。所へ、皆鶴姫立ち帰り、「是れは」とつこと縋り付き留め給へば、「ヤア放せ〳〵。打ち
殺すと、あさましき怒り給ふを押し留め、虎蔵を一度許せし兵法の奥義、私、お前の言ひなさるゝ程を聞
きわけて、御心を鎮めて…足利家の御使者御入りなされき
と、湛海様御案内で、お通しについて座敷に出で、「是れは先生、承りまする御病気とて、先
う大儀、庭に下りて何事のお世話でござる。「されば〳〵、家来が不届、折檻を加ふると聞き
あ主人。「それ御覧なされ。先生は御病気、皆鶴姫様の事。確りと致した跡取りがない故、家来共が
我儘も、兼ねて仰せ下されし、某が心得違ひ、…度々の甚だ…、後日の見せしめ、其
の家来の一人首をお並べなされ。それ是れは内証、清盛公より急用仰せ付けられ参つたり。潜かに御
意得たしことなれば、頭を下げ、六韜の義は内々、御用とあらば上使同然、受けは遠近…にて、承り
ん。なぜに御案内申さぬ、家来よりも手を引かれ、一通り是非なく、が取り返して、六韜三略の内の緒分
構ひの暇をくれる、出でうせい。」と主命重き鬼一法眼、伝へに奥に入りにける。跡見送りて牛若様「ヤ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]時もあるべけれ。[illegible]

[illegible]れ入り、「御尤もの御儀ゆゑ、[illegible]心

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と、主従目と目を見合はせ、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]、咎むる者あらば一々に切り伏せ、[illegible]ぐるめ[illegible]一として用[illegible]

心得たるか[illegible]たれ」「御[illegible]とは怯れたか」「一向怯れは致さねど

も、世一は我等の兄なれば、御從と申す。」と言はせも立てず、「ヤア義に因つては親兄の首を取るは常者の習ひ、それ程の和主でなし。但し汝等も兄弟二人心を合はせ、中将を守り此の所に、二人こそ、兄弟ながら[illegible]、心にて惜しみも、此の事こそ[illegible]、弟と見るる兄を、手に懸けんと兄弟の道にあらず。[illegible]、我等兄弟に忍び入り、虎の巻を奪ひ取つて[illegible]、尤もと頷き[illegible]、心[illegible]に、何に立つて[illegible]ふ、暫し暫く皆鶴殿、何心なく、二人の衆まだ爰にかや。」とありければ、二人は[illegible]もう[illegible]に[illegible]、[illegible]と[illegible]、手を取つて[illegible]が暇遣らしやんしても、此の皆鶴が命に替へて此の事し果へは達らぬ、是れ程に思うて居るに[illegible]や。あの人を頼んで雨の降る程やる文に、よう返事しやらぬの、但しは女に惚れらるゝが嫌ひか。嫌ひなら此の樣に何處も彼も、惚れられる樣に可愛らしう何故生まれやつた。其方を退けて殿御とて、外にはあると心でも、折り枕の[illegible]にも、忘るゝ隙はないわいの。父様は湛海様と密々の物語り、女共にも合點させ、奥には些とも氣遣ひなし。是れ智恵内、仲人は宵の程、コレ其方向いて居や。サア今の内つい寝たい、寝てたもいの。」と引立つる。「あれ悪い事計り。」と手を振き放し、お前はお主筋、者は家来、勿体ないお身なれど、ねん程に、可愛がつて下されはなう智恵内、惡い事なれど、冥加ない御教

うれしさに[illegible]とはいへ[illegible]が、[illegible]

と、二三日を[illegible]三人[illegible]やうと[illegible]動かせず、[illegible]たと言つたこと、外

へ渡れては[illegible]

に変くる。[illegible]の[illegible]しやるまに、[illegible]の[illegible]と、[illegible]

下引き[illegible]んとせし[illegible]、[illegible]

おし聞いたところ、[illegible]に[illegible]事の[illegible]や、[illegible]

と己に示ある[illegible]し、[illegible]

選ずなるに[illegible]が[illegible]て[illegible]、[illegible]

ぎ、[illegible]に、[illegible]

[illegible]

ご覧ぜける。僧正団扇を上げ給ひ、よき哉〳〵牛若丸、姿も心も荒[illegible]、師匠と賞[illegible]し給ふぞ、平家を討たんずる[illegible]、[illegible]義朝の仇を討ち、[illegible]を[illegible]、通力自在を見給へ。」と面髭をかなぐり捨つれば、[illegible]なり。人々愕然と膽を消し、[illegible]元来[illegible]と申すは、昔の御先祖八幡太郎義家公に宮仕へし、[illegible]い、奥州を知召されし時、本吉長岡の二郡を領地に賜はり、本吉長岡の[illegible]ふ、大江匡房卿より傳へ給ひし、六韜三略の兵書を預り、代々公達の軍学の師範となり、御父義朝公まで奉公し源氏を離れず。今鬼一が傳へし虎の巻と申すも、彼の六韜三略の書の御事なり。それ平治の戦ひは、昔も聞召し及び給はん、御父義朝公清盛に打ち負け給ひ、野間の内海にて御最期召されし、御公達も散り〳〵に、或は討たれ或は流され、是れぞ源氏の大将軍と、面を出す人もなく、最前鬼三太には物語りし父が遺言恰も符契を合はせたる如し。夫れに引替へ平家は日本半國を領し、高位高官におしなり勅命と號し、一門兵法の師範たるべしと我を招く、多病なり参るまじと申し切つて候へども、違勅の科を蒙る為なれば、従ふとなく平家に身を寄せし、十年餘りの年月虎の巻を傳へよと、權

武を以ては叶はれまじ、遁る術無り抜け、あはれ源氏の大将に器量ある人もがな、父が遺言遂げしと思ふに、右兵衛佐頼朝は、蛭が小島にましまして思ふに叶はず。牛若は鞍馬山東光坊の許にて生長し給ひ、遮那沙門堂の辺の岩窟にて、兵法修行し給ふと聞き、飛び立つ如く登山し、密かに人相を窺へば、天晴大将軍の相まします。嬉しや秘密を傳へ、冥途の父が魂魄を悦ばせ、我が本意を達せんと思ひしが、元は一門の師匠と仰がれ、平家の恩を蒙る身ながら恥かしや。平家の禄を食し鬼一が、源氏に又常も鬼一とは、俗に言ふ内股膏藥、彼方へも附き此方へも附く二心と言はれんか、よし身の誹りは厭はれまじ、[illegible]、六韜三略の此の道まで疵を付けん悲しさ。八萬四千の眞神、天地の照覧を恐れども、鬼一といふ名を継ぎ、[illegible]鞍馬山に分け入り、[illegible]大天狗、僧正坊と名乗りて對手になり、兵法を授け教へしを、眞實の天狗と思ひ給ひしか。是れ[illegible]坊、[illegible]降にし、牛若の[illegible]天狗に[illegible]隠してたべ、くれぐ〳〵頼み存ずること初めて[illegible]

てども、兄の心を量りかねて出もやらず、娘はもどかしく、「まだ此上の心がならずば、とても此の事に魔の障る、牛若様へ進ぜて下され父様、と、背後で寄り横取る。否な平家の禍を食らふ鬼一が、今とても源氏へ味方の巻に讀なさるゝまでと、懐中より取り出し「ヤイ娘、これは汝に取らさぬぞ、若い奴の事なれば、心を懸ける方もある筈、己れを上首に思ふ方へ嫁入させいと手に渡せば、嬉しさに親の前とも恥ぢず、豫て心を寄せ置く、牛若君に奉り、合點すまいの事と目で知らす。牛若君は秘書を懐中し、此の年月師匠坊となつて劒術を教へ、今又息女に虎の巻を與へ給ふ。牛若娶り夫婦となり、奥義を授かる上は平家を亡ぼし、世を源氏に復す事、掌に握つたり。此の身を百千に碎いても此の大恩、何時の世に報ずべき鬼一殿」と涙と共に宣へば、「ヤア紛らはしい鬼一は平家、源氏方の恩を受けて立つべきか。只何時までも天狗々々と言うてただ花垣殿、世に便りなき天狗が懐、別けて御不便に入るゝやい鬼三太虎藏を牛若君とは疾く知つたれども、智慧内を鬼三太とは最前見付け、猶も試し見んと思ひ、ぶて叩けと無理を募り叩かしは眞實を知らん爲、都の内奉公構ひの暇をくれると云ひし心、今思ひ知つたるか。別れしはおこと三歳、面相を見違へたり。母の御事も傳へ聞く、深山の奥に育てども、心の花の色香は失せず、父の庭訓を守り日陰の主君に心を盡し、忠勤を勵む健氣さは兄に生まれ勝つたな。御前に仕ふる者の身の果ては此の鬼一を手本、火にも入れ水にも入れ、身は醢になるとても、卑怯な心持

つたまと、鬼次郎によく傳へよ[illegible]とは心に信じながら、お心を疑ひ
此の月日、餘處になしたる無禮の段、前平御免下さるべし[illegible]と泣きければ、「夫れも主君の
[illegible]
の[illegible]年の基を開きし。夫れは
[illegible]吉岡日出たし」とぶぐ
[illegible]
るが面白いか、一足も早く影を隱しておくりやるか、[illegible]師匠への孝行ぞや。[illegible]

と、言ふ聲諸共に押し並べて、首は直實が持ち候ひ、一時も早く二心なく歸依致して念佛三昧一心に
法然上人を、思ひ奉り嬉しき此の上のあるべきか、と、天に誓ひ地に誓ひ、偏に心を懸けて
て、我が身を流しまする心は、思ひ愚痴らず、只今思ひ切つたる嬉しき所に、只光
をさまたげと言ふ者、いふべき語も涙ながら、三人打連れ歩を運び、行きては歸り歸りても、逆ひ分け
兎ても是非が、身を捨てゝ時節を待つて見、見しは流すべし。心は鬼と勇めども、法石
殿下の此の世の暇乞、ならう子は残せし事のあれ、一度其御になつたる筆。或は芸道に此べいとも、薄
は徳道に身を分けて、再び浮世に向ふも、西海四海の合戦といふとも、身すら障れず弓矢も、力を添
へ守るべし、さらば／＼こゝへ入つて泣く／＼、情ある父母の冥加。然へ知らぬにあらねども、義理に
引かるゝ、若君、跡を見捨てゝ出で給へば、是までとは若鶴姫、莫しみなるゝ別れの露、東三人
が心を鬼、鬼の目にさへ涙の雨の、ふる手を引きあて介抱し、泣く／＼出づる出世の門、文字に二つ
はなけれども、我は出世交は父、此の世を出づる菩提門、門々不同八萬四千通無明果業因、利劍即是
彌陀號と、三人一所に立ち並んで、なむあみ陀佛、／＼／＼、南無阿彌陀佛、願以此功德往生は、安
樂國にて此の四人、必ず一蓮託生と、心を殘して出でて行く。

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

月の内には五度七度、檜垣の茶屋もほん〳〵と秋風、皆々出さねば何故出さぬ、せんじ茶を背くかと、煮え返るには困ります」と、瀬尾實盛のもやはり、日、いかさま平家の築目は肉元までも隠れなし。夫れについて彼の常磐御前といふ女性、一條大藏卿とやらへ遂られしと承れど、下々の噂話、但しは女房の噂といふ盛りを過ぎての盛、何は氣強い清盛でも、小松殿の御意見にはほんと頭巻、我が子の平面の日塞ぎに、一條大藏卿長成といふお公卿へ進ぜたの是様、此の十日計り以前に御祝言も相濟み、しかも今日のお能が、其の大藏殿常磐御前御夫婦をおまうしの馳走。イヤ又此の大藏殿といふ人が、京一番の見事に、付けう様のない、いかに平家の權威なりとて、十年餘りも清盛の客にかけた上の膳ぬ、おつと言うて坐らるゝ、是れが即ち旨い直銘ぢや。エヽ今朝ならば見せましよもの。能見物にわせられた其の勿體、衣紋つきなら仁體なら、天晴の公卿なれど、十日蛙子のさゝに付ける、五百目包で見かけばかり、此の大藏殿に智恵のないと、狐が跳へた茶碗に、緣底のない事が隠れがないと語るにど、聞いてお京も打笑ひ、其のまあ常磐御前とやらも御一緒にお出でとや、音に聞いたる御器量、どんなお顔おや拜みたいことと、知らぬ顔に裏問へば「イヤ〳〵、常磐御前は俄の御病氣でお出でなされず、其の名代に、アヽ何とやら、ヽヽ、それ〳〵、大藏卿の御家老、八劒勘解由左衛門のお内儀、鳴瀬といふ發明な女中が、彼の温ま殿の介添にわせられました。イヤ温ま殿の話に懸つて、あつたら茶ま

[illegible]にござらぬ。些と[illegible]

[illegible]時分[illegible]、よう釣り申す釣られ申す、しつぽり様。」と呑込

[illegible]

[illegible]とつれ立ち[illegible]

[illegible]を見合はせ仔細[illegible]

[illegible]一筆[illegible]

[illegible]も歸る。[illegible]く跡より然も[illegible]

[illegible]

[illegible]これはお京と申しまして、女藝者の[illegible]師、先達て夫勘解由、召抱へます約束[illegible]いたせども、[illegible]公と申しては、[illegible]もあれば、今日の御[illegible]る[illegible]、直にお供に召し連れられ、然[illegible]信じますと、[illegible]指図[illegible]、待たせ置いた途中の御目見、お詞を下されなば、有り難う存[illegible]取繕ひ[illegible]を[illegible]いた女藝者はそな者か。は[illegible]な。いや何鳴瀬、あれが狂言を勤め[illegible]御所[illegible]まん大名、太郎冠者[illegible]やおぢやまで。フン、[illegible]れ顔見よう顔[illegible]、[illegible]わ、[illegible]さう心得。」「是は〳〵有り難い。[illegible]調法な女の藝[illegible]公に参るやうにとのお詞、辭退も申さず只今のお目[illegible]ながら[illegible]久しう、お目懸けられて下さりませと會釋作れば、[illegible]れ、[illegible]を[illegible]ふ。屋敷へ歸つたらば下々に吩咐け、[illegible]ぎを取[illegible][illegible]る程に十二三貫は慥にある。まあ年恰好が氣に入つた。[illegible]現在は[illegible]の油來る最中と、何やらの書物にあつたが、何と鳴瀬、[illegible]房の油といふ物[illegible]、此の大[illegible]は[illegible]、[illegible]好い香であらうなあ。」「又殿樣のあやないお事、いやなうお京女郎、あの[illegible]せある愚かしいお生まれつき。夫れ[illegible][illegible]の粟田口のと、總て上々のお心[illegible]

[illegible]

富の御居間先、廊下を直に隣掛り、其隣な薬屋鏡の間、暫く鏡の日暮に、若衆姿を照り添ひし、奥にはさつと囃む聲、狂言見えて幕明げて、さつと樂屋へ入間川、大名烏帽子に打掛け、姿玉くれ京が役「ほんに狂言ならこそ、誰あらうぞ八つ目斷鮮由樣の奥方、鳴瀬樣ともいはるゝ御方を、私風情が太郎冠者に使ふと思へば、どうやら氣の毒、是がほんの逆樣事で取りも直さず入間川、御免なされて下さりませ。」「是れは改まつた御挨拶、私がやうな鈍な者が、對手になつて間を合はさば、これさんの若お噺、御師匠樣にさへ言はれるが矢張是れも入間詞、稽古をさせて下されうならそれは、狂言を覺えもせいで、御前で勤めも致さねば、御褒美に預らいで忝うもござりませぬ。」「いえなうし、さう仰しやつても下されねば、却つて迷惑にも存じませぬ」と、狂言袴に會釋して、互に笑ふ折柄や、播磨の大掾廣盛公、御出でなりと知らせるにぞ、奥へ取次ぐ女中の聲、鳴瀬お京は四番目の役義を急ぐ一千石、揚幕切らして奥へ行く。跡へ入り來る播磨の大掾、八ツ目斷鮮由で迎ひ「これはこれは珍らしき御入來、幸ひ只今狂言最中、直にあれへ御越しなされ御見物」と先に立てば「イヤウ是れ斷鮮由左衛門、夜陰に及んで大藏へ見舞といふは付けたり、誠は貴殿に逢はんため、先づ下にお居やれ」と聲を潛め「かねて申し通する如く、呑込まぬは常盤が心底、何故とおいやれ、いかに清盛の御意なればとて、三國一の大百姓と、名にうてた大藏をたつと頼むは深い計畧、義朝が胤を摘さ、

源氏の討ち洩らされを語らひ、平家に對して由なき[illegible]がなくては叶はぬ[illegible]、此の間にも常[illegible]
が素振に不審がましい事はなきか。」「仰せまでも候はず、常[illegible]が身の上萬事に心を付けれども、然し
て變りし品もなし。併し爰に一つの不審と言つぱ、夜々の楊弓、昔は物事嫌ひしとて、夜半過より弓
[illegible]、是れを忖度推量まうすに、主人大藏が[illegible]を[illegible]ひ[illegible]、其の爲、夜を更[illegible]しての楊弓な
らめ。」と語れば[illegible]、「[illegible]様の事ではあるまじ、いかさまそれには仔細あらん。心を配り
氣を付けて、何に寄らず注進あれ。」と、互に心[illegible]の内に[illegible]は、[illegible]まる[illegible]、[illegible]
人の[illegible]に[illegible]れ、大藏殿[illegible]、「[illegible]廣守殿[illegible]。此の間は[illegible]
が、變つた事もないか。」[illegible]に[illegible]、[illegible]殿が[illegible]かしい、[illegible]ると、
あいやう[illegible]切れる、いつちまだ[illegible]、[illegible]
い人、旨い仁と嬉しがつて、[illegible]、[illegible]、
承れば、此の頃は、[illegible]一段の[illegible]、いつと[illegible]、[illegible]
い。「[illegible]であらば、此の[illegible]、[illegible]
主の[illegible]にしつ[illegible]、[illegible]
下一統の[illegible]代と[illegible]も、偏に[illegible]の[illegible]なりと[illegible]、[illegible]か[illegible]、一つ[illegible]

うてはどうぞ納め、二つ觸うてはどうぞ納め、からうと〳〵のなり、ふうわりふわり〳〵、ハツ〳〵さら廣盛おやくと心を利かし、いざお暇、勘解由の内室宜しう執成し頼むぞと、言ひ捨て座席を立歸れば、勘解由も引添ひ立出づる。ヤア廣盛は去なれたか、ハテ氣の短い、此の樣な面白い事を見ずに、ヱ阿房ではあるわいの。ヤイもう何時ぢや、大方九ツにもなるであらう、然らば例も女共が楊弓をやめる時分、女共は寢間へすつと這入らう。果報は寢て待て旨い物は宵に食へ、言ひたい事は明日言へと、立つにも居るにも狂言に、魂魄はれし心の闇、大藏殿にかゝして、皆々奧に行く空の、稍更け渡る鐘の聲、人も子の刻はや過ぎて、次第に昇る月代も、足元近き庄三郎、常盤御前の御座まで一間のうちに燈火を、晝かと照らす的の星、影が此方に腰障子うつるくり矢の君しらず、人はしらずにこだはりて、當りのかつちりぶらはもりゝ、松蟲の、聲があらぬか秋草に、露も置き添ふ弓の弦、右手に心やはりぬらん、晝間も見えぬ霧空に、館の外面を窺ひ足、腰にはつ込む黑頭巾の、色も名に負ふ吉岡鬼次郎、常盤御前の居間先とは、目當て強き高塀に、手を伸ばしても届かばこそ、礫は忍びの案内者と、拾ひ集めて一握り、打ち込む小石ばら〳〵〳〵。寢られぬ儘にお京が耳へ、戀しと入つたる知らせの小石、庭の飛石差足に、切戸の透間差覗けば、「是れお京ぢやないか、「さう言はしやるは鬼次郎殿か、一己おや〳〵此處明けて」と外から急けば急かるゝ程、猶つく貫の外れかね、きり〳〵き

しなけの上合、やう〳〵開いて前栽の、茂みに夫婦が忍ぶ竹、細き息を[illegible]に付ける、鬼次郎心押鎮め[illegible]の、常盤御前の心底、一向大藏に身を任せ、源氏の事は思ひも出さずと聞えし女、[illegible]見れば違ひはない[illegible]、此の開起居擧動に心を付けるに、いつかな[illegible]悲しさうな氣色も無く、髪形[illegible]うて、大藏卿に猫撫聲、なにが又大藏卿は[illegible]に[illegible]鬼次郎、[illegible]出でかした[illegible]、夫れにほたび[illegible]あの如く、夜すがらの楊弓　源氏の事を思ひ出す面目なければ、此の[illegible]は鬼次郎が女房と名乘ら[illegible]折もなし。いや〳〵迂闊に名乘りなて、却つて[illegible]の[illegible]も如何ぞと思うた故に知らせの文。」「オ、出來た氣が付いた。無きちや口惜しさ、鬼次郎が一[illegible]結構人と呼ばるゝ大藏卿の館へ、入り込み給ふは天晴發明、[illegible]味方を驅[illegible]る時は御前と、頼もしく思ひしに、あごくひ違へし[illegible]女、其の性根と知るからは、[illegible]此の屋敷に、可い〳〵[illegible]直に連れ歸らう。とても性根の亂れたる[illegible]、[illegible]此の屋敷、心も殘らぬいざ行かん。」と思ひ餘りの[illegible]、[illegible]立ち戻れば、[illegible]楊弓の、矢は[illegible]でもあれ〳〵、[illegible]た性根の影法師、憎さも憎し[illegible]歸るか、義朝公へせめての追善、サア來い女房。」「心得[illegible]障子[illegible][illegible]常盤御前は一心不亂、[illegible]いと憐

悠と引き詰め、狙ひ程好く放せる矢は、かつしと響きて錐穴に、はぶくら込めて止まるにぞ、嬉しや願ひは通り矢と、しだり顔なる御氣色、鬼次郎さしも耐へかね、つつと寄つて弓引奪り、「ヤア收め過ぎた狀知らず、吉岡鬼次郎幸胤、よもや見忘れはあるまい。お京といふも即ち女房、夫婦の者が心を碎く、其の效もなき人でなし」と怒れる聲に顏振り上げ、「ヤア珍らしい鬼次郎、楊弓に心移し居て、何時の間に見えたやら」と言はせも果てず堪へぬお京、「コレ仰有るな常盤樣、甘ちこい減らず口、聞いて居る耳でないぞえ。エッエ眞にお前はなあ、此の楊弓をなさるゝ手間で、何故に誠の弓を張り、心の矢先引き詰めて、源氏の恨みを晴らさうと、思ふ心は何故付かぬ。大事の〳〵義朝樣のお情を忘れて、二度三度嫁入りなさるゝ其の氣では、其の筈ながら天道は畏うないか、怖ろしうは思さぬか。人の報いは遠からぬ、七間半の楊弓より、當りは近い天の罰。神や佛に憎まれても、お前は何ともないかいの」と、涙交りに言ひ並ぶる、心の直ぞ誠なる。常盤御前は打頷き、「尤もの恨み事惡うは聞かぬ去りながら、世の中の人の心の竹ならば、割りてや君に見せましと、云ひけんも外ならず。主を大事と思ひ詰めし、誠の道は道ながら、家來は家來の程々にて、深きに至らぬ小笹の茂り、主人は主人の心にて、千尋の竹の大藪は、外から知らぬ理。」と、氣を持たせたる詞の下、「ム、ウ面白い心の竹、此の鬼次郎が今爰で打つて〳〵打ち碎き、歪んだ竹の節を見せう。」「否慮外者推參者、家來の身

として見ん事其方は[illegible]ぬ、主人でも打てかねぬ[illegible]次郎[illegible]と、言ふ間もあらせず持つたる杖、振り上げて丁々々。其の鋭い心の竹、妖吹竹にしてくれんと責めさいなみ打つ音。もう叶はぬと[illegible]が、憎むるを突き退け又すゝ、腹立つ息をつき[illegible]、[illegible]け[illegible]取つた[illegible]。帝賢神師は起き上り、木にも髪掻き撫でて襟繕ひ、[illegible]、出来されたの[illegible]もし、時代に伴なふ人心、[illegible]の好みも[illegible]竹にも心置かれ、[illegible]を[illegible]残してた[illegible]、我に[illegible]し[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]扶け[illegible]り、[illegible]はれ[illegible]しいぞや、今とて[illegible]、[illegible]の間す[illegible]して、[illegible]の家人と、[illegible]が[illegible]に[illegible]、武士の身の上に、[illegible]よも寄らじ、[illegible]

『和』はまだ乳呑子の、[illegible]大和[illegible]聞きて遂げさせん、[illegible]曙と、日夜を暮されたの、[illegible]よ、[illegible]首頭ともいひ、[illegible]が身の[illegible]、[illegible]是れも我が子の命、動かせ[illegible]代わると、心[illegible]

きたい涙笑うて見せる、胸の苦しさ遣瀬なさ、如何なる地獄の責なりとも、此の辛さには勝るまいと、思ひ暮せし年月も、懸ぐる心の底、それすら説なきものなるに、今といふ今こそ今の果に、悲しい言の葉打明けて、今まで胸に湛へたる、思ひも涙も打流し、嬉しいわいのと言ふ辛さ。方るには大鐙なる東家朝に雙せし、消ゆる心取直し、御物語りたる事ながら、清盛の手を遁れ此の館によりますれ、時節の到ると申すもの。それに何ぞやうかうかと、明し暮して遊興業、朱に交はれば赤うとやら、義朝の家に育ち、武家の育ちを忘れ給ふ、浅ましさよと恨むにこそ、今こそ然れ、義朝公のお胤をも産み落したる自ら、平家に恨みの一念は、心に込めし此の楊弓、慰みに事寄せて、真には平家を調伏の弓矢ぞや。腸を白き紙に巻きしは、源家の白旗押し立てて、本はすうらは十六頭、百八煩悩を胸に蔵ぎ、敵に向ふ心ぞかし、此弓矢の尺は二尺八寸、二十八宿の星と数ひ、九曜をかたどる九寸の矢竹、矢竹心を振り詰めて、一矢は今若乙若、牛若が名に寄せて、母の常磐が寿詞、三つのかなわはあらねども、燈火の燈火照らせる楊弓、念力とほつし我が願ひ思ひの儘に叶ひ、矢数は一百五十一、矢に一張の弓を引かせし名は清盛の、清からぬ身体を詫せる起請の、百四十九の骨々も、砕けよ折れよと怒りの矢、赤き朱書の九十くばんを、見せしめ給へと祈つたる、狙ひの矢先は錐穴に、丁ど射付けし調伏ぞ。」と、的の釣縁掻遣り棄て、幕のくるかは取り給へば、生けるが如き清盛の、姿

[illegible]

[illegible]縛らずして、出たまへの[illegible]のみか[illegible]なりとも打擲せし、某が此の面お足にかけられ、蹂躙つて[illegible]

[illegible]

と突き退けて、文殿は出かゝる「これ待てた」放さじ遣らじと揉み合ふうち、後の方の障子越し、勘解由が隙より、ぐつと貫く刀の光、うんと仰向に反りかへる、障子の紙も紅に、鳴瀬は驚くたが苦しみ、常盤主従呆るゝばかり。勘解由は無念に悶ゆる手足、骨組あらき障子を摑み、ばつたばたつく效もなく、己が名字の八劍に、身を果すこそ淺ましき。鳴瀬は泣くにも泣かれぬ思ひ、悪の報いを忽ちに、見するは誰をことといひつゝも、鬼次郎諸共立ち寄つて、間の障子を取り退くれば、こは如何にと大藏卿、日頃に變る御氣色に、目の内涼しく刀提げ、突立ち給ふ御姿、げにも威あつて猛からぬ、仁義の勇士名將と、初めて知らるゝ人々は、あつと驚き恐れ入る。大藏卿靜々と、御佩刀を鞘に收めつゝ、心定らはぬ長成が、鞘へもあらずして、勘解由を討つて捨てたるかと、鳴瀬が悔みもうたこに、語り聞かす能く聞け、元來某源家の累葉、仔細あつて長袖に交はり、一條大藏長成と呼ばれ、源氏人並々の身なれども、文武の道も表に出さず、若年よりの作り阿房、狂人となつて世を暮せば、源氏にも愛せられず、又平家にも睨まれず、世を構はぬ我儘暮し、それを知らざる八劍勘解由、主人を白痴と見限りて、清盛に心を合はせ、非道の工み疾くよりも聞き付け、憎い奴と思へども、是れ式にアヂされと、知らぬ顔に捨て置きしが、も見遁しならぬ今夜の仕儀、二十年來長成が、作り込んだる拵へ馬鹿、顯はしたるは源氏の爲、鬼次郎夫婦我が詞を能く守り、牛若とやらんに傳へてたべ。人間の

衰ふるは只だ運の盡くる時、六條の判官爲義は、己が智謀に縛まされ、老の一圖の片意地に、其の身を終に亡ぼしぬ。同じく左馬の頭義朝、武勇に誇る時節を知らず、待賢門の夜軍より、野間の内海に落ち行きて、詰腹切つたる無念さは如何許りぞ。親といひ子といひ、孰れも／＼智慧自慢、武勇自慢に可惜身を、今更惜しむに效ぞなき。此の人々には事變り、由來されたるは常盤御前、唐土に尋ぬるに、操を立てて名を殘さず、女は操多けれども、夫の敵子の爲に不義者の名を取つて、女の道に背きしは、即ち背かぬ貞女の鑑、異國の人も傳へ聞かば、なとかは是れを賞せざらん。斯かる希代の女房を、宿の妻とは身が果報、阿房に生れて[illegible]、命に替へて[illegible]たり。心安かれ鬼次郎夫婦、猶牛若に心を合はせ、再び源氏の恥を雪ぎ、[illegible]は如何なり[illegible]の、榮へを見せよ方々と殘る方なき御詞、世に頼もしく有り難き、言の内に勘解由が妻、夫が死骸の差添抜取り、咽喉にがばと突き立つれば、人々是れはと取り付くも、早息絶えたる其の時に、手に懸けながら目を開き、「淺ましや勿體なや、心愚かな御主人と、年月侮り蔑せしさへ、[illegible]、惡事に與せし我が夫、お手討に逢ひたるは、まだも冥加に叶ひし最期、御手に懸り死したればこそ、一大事の御物語、聞いて嬉しき此の鳴尊、心は夫に與せねども、此の所の大事を聞く上は、一日でも命ながらへては、外へや洩れんと人々の、御疑ひの悲しさと、一つは二世と契りたる、夫の[illegible]、冥途にて廻り逢ひ、意見を加へ善心に

願はくば、せめては草葉の陰よりも、御恩を報ずる御奉公、させたい為に此の自害。たゞ何事も御免なされ、下さりませい」と此の世の名残、其の死骸を枕にして、眠れる如く息絶えたり。「天晴感心じ給ひつ天晴健氣の魁、道理が最期、惜しいかな」と言うて今更詮なき道、猶此の上も大義は、元の阿房に立ち帰り、源氏の旗を揚ぐるまでは、時めく平家の悪堪我慢、避けしと思はお結構者、鼻の下の長成と、笑はば笑へ言はば言へ、命長成氣も長成、只樂しみの狂言舞、狂言曉の明星が、西へちろり、東へちろり、ちろりちろりとする時は、あれもう夜明に間もあるまじ、喜次郎夫婦イケイノイヤア、去のとも戻れども、なんとも其方の御恩は忘れはせぬ」と、言うては小腰に抱き付いた、名残は尽きせぬ、さらばさらば限りなく、と小鰯に事寄せ暇の詞。「有り難き御心、お恩は如何も盡されずと頭を下げれば、「言葉には及ばぬとつと往かしませ、如何なる奇縁かかくまでも、御情深き御恩の程、嬉し涙にお京が名残、又逢ふ常盤様、必ず鯱の鬼次郎も、さらばさらば」と立ち出づれば、「コレコレお待ちなされ、餞別申さう、コレ此の太刀は重代の業物、汝に與れるぞ。」「ハッ」と戴き別れの袖、急げ急げに氣もいそいそ、喜ぶ中にも不便さは、未来を何と鳴瀬が鶯、狂言綺語も法の聲、喜佛果の因縁にて、蓮の臺に今参り、我は元より鈍太郎と、浮世を化す狐狸、大藏が家の與、驚の白旗泉の、源、常盤の松の榮えを見んと、言葉の花ざかり、口にも言ふよの、やよやによさうよの、さうよさうよと囃し立

[illegible]

第　五

[illegible]

ば、ヤア是れは皆鶴姫、思ひ掛けもない事、此の頃風の烈しさに、何故ぞと尋ぬれば、今の詞を聞く、からは、御兄弟も若君へ、連れましに御出でか、自らとても此の通り、今宵は無用と留めしに、振り切つて出で給へば、跡を慕うて参りしと、語れば鬼三太打笑き「御尤もゝ、未だ御目には懸らぬが、今宵は是非に留め申す分別。併し我々両人が、何程に申しても雀の千聲、皆鶴姫の一聲は、利が強い」と打笑ひ、暫く見合はす折柄に、六波羅の方よりも、数十本の高提灯、播磨の大掾貞盛、手勢雑兵引具して、皆鶴姫の姿を見付け、「件の童め遁さじ」と言ひも敢へず群がり寄る。さしつたりと鬼三郎兄弟、傘投げ捨て抜く太刀の、光に驚ろく雑兵共、二打三打に支へしが叶はずや、大将諸共、河原表へ逃げ行けば、続ひにきほふ鬼次郎鬼三太、皆鶴姫を彼處に忍ばせ跡を慕うて、さて其も源の牛若丸、父の修羅の魂魄を慰めんと、川風添ふる夜嵐の、夕暮なき秋の空、面白や、心浮き立つ御扮装、肌にはねりの御給、紅梅濃の御着背長、緋算繊の大口に、薄緑といふ御佩刀、五條の橋を指して来る、傘のしぶきも高足駄、板橋踏み鳴らし、行き交ふ人を待ち給ふ、御有様ぞ不敵なる。こなたれと見るより皆鶴姫、するゝゝと走り寄り、「何處に何うして今ござんした、又同じ事言ふかと叱られうか知らねども、今宵は是非にお帰り」と、袖にすがれば、「ヤア、コレゝゝ、女の身のはしたない、爰まで跡を慕ひ来るとは、人の見る目も如何なり。如何程に思ひ給ふとも、思ひ立つたる事なれば、此の

儘では歸らぬ〳〵。」「オヽ情強、ほんに〳〵心ざしで爲さるゝ事を、惡う言ふではなけれども、父御樣の孝養ならば、善根はさま〴〵、仕やうもやうも多いのに、科もない往來の、千人斬つて功德になるとは、何といふ經にある事ぞ。殊に大事を抱へながら、大切なお身持、殊に今宵は平家より討手の大勢、鬼次郎兄弟の衆が出で逢ひ、アレあの騷ぎはお耳へ入らぬか。大事の前の小事なれば、拜みます拜みます、今宵は思ひ止つて下さんせ」と、染々〳〵縋りくどかるゝ、「これ今ならでかれ樣は言はぬ、千人斬とは僞り、何の科もない人を斬らうぞ。毎夜々々此の橋へ來るは、往來の人の中にも、武士たる者に當つて見、器量なき奴は遁し次第、狼狽へて斬らるゝ奴は斬られ損、手に立つ者は從へ郎等し其の中にも、熊野の龜井鈴木兄弟を始め、伊勢三郎江田源藏、熊井太郎なんどいふ、源氏の運を開くべき、時節を待ちし四天の者、其の外家臣郎黨まで、九百九十九人まで、太刀の下に從へ置き、今一人手に付けなば、千人の家來をもつ、諺う言やんな今一人、手に付けぬ其の内はいつかな歸らぬ、ことに鬼次郎兄弟が、平家の討手に出逢ふと聞きながら、見捨てては本意ならず、助太刀せんと言ふ所に、何とこそ見えつれ此方へこいと、手勢を引き連れて、いざ今宵の助太刀と、兩家の武勇功勳は、其の頭部に有けるが、五條の橋には人を渡さぬ曲者ありと聞きしが、それを從へ召仕はんと、心も空も晴なゝ夜の、月も半ばの山の端に、出で立つ鎧は黑革威、打物の道具には、薙刀を、鎌田

柄、本結鍔、銀輻鞘さす傍に、胴貫より腰につけたる大薙刀、眞中取つて打擔ぎ、ゆらり／＼と出でたる有様、如何なる天魔鬼神たりとも、面を向くべき様あらじと、我が身ながらも物頼もしく、手にたつ者の、詮しやなと、高言して打渡り、向うを屹と見てあれば、橋のほとりの青柳の、絲より細き腰付にて、すら／＼と立つたる女、姿、かき傾けて面はゆぶりに、被衣より法師の身、女に何と言ひかけん、調も聲く氣色に恥ぢ、橋の傍を過ぎ行けば、若君彼をたぶつて見んと、行へ遮ぐれば行に立つ、右へ行けば右に行く、遣りすまに薙刀の、柄をはつしと蹴上ぐれば、すはしれ者よ物見せんと、薙刀諸膝、押取り延べ、切つてかゝれば若君は、薄衣取退け打寄する、劔を避く傘の、六十間の橋の上、ひらり／＼くる／＼／＼、車に捲まる、牛若丸、纓瓔珞つてきそくをふれ、遁さじものと切り込めば、打ち受けたる勢ひは、雨を起せる蛇の目の傘、風吹き拂へば飛びかはし、ひらりと拔いたる小太刀の影、星の光と水車、所は名に負ふ賀茂川の、流れに立つ浪どう／＼、どうど寄すれば白鷺の、葦邊におきる片足立、姿はつくは狩子板の、拍子は砧の音、むきうかへし現の太刀、二つの鍔音からり／＼、欄干傳ふさゝ蟹の、蜘蛛の振舞木傳ふ猿、水の月かや手に溜らぬ、姿を慕ふ薙刀の、得たりや應と執り直し、えいやと引けばえいと引く、橋の擬寶珠玉の汗、鎬を削りて戰ひける、繕瓔鞘備を盡せども、終に薙刀打ち落され、組まんとすれば切り拂ふ、組らんとするも便りな

く、[illegible]かたて高桁を二三間飛び退り、呆れ果てゐたる時に、[illegible]次郎[illegible]取つて[illegible]
れたるに辨慶ならずや、[illegible]の寺にて別れしより、忍び〳〵に尋ねしが、今まで[illegible]に在りけるぞ。
「アヽ見れば[illegible]次郎殿、[illegible]の書寫を出でしより、方々うろたへ[illegible]と、叡山の西塔に籠り時節
を窺ふ武者修行、今宵[illegible]に出で逢ふ此の出合、[illegible]來い童。」と大手を廣げ、[illegible]
[illegible]源[illegible]若君。」と言ひも敢へぬにはつと退り、「ハッ
[illegible]可愛がつて下はん
[illegible]の橋にかゝりけるに。「扨は[illegible]武
[illegible]
[illegible]
所へ、廣盛を初め軍兵ども、取つて歸し喚いて[illegible]れば、[illegible]兄弟心得たりと、[illegible]
かる。辨慶押し留め、「これ〳〵兄弟、其の廣盛は存じの通り[illegible]が親の敵、貴[illegible]が手に[illegible]
[illegible]廣盛[illegible]汝を冥土へやる、[illegible]
[illegible]
にと、[illegible]をくれんず。」と、手ん

でに得物を鬼次郎鬼三太、押取り／＼打ち廻れば、木の葉を時雨に誘ふが如く、一騎も殘らず逃げ散つたり。殘るは廣盛只一人、今更逃ぐるは行方なく、頭ひ縮むを引き出し「汝は己が親殺し、仕置を見よ」と橋詰へ、高手小手にくゝり付け、一つ殘りし鋸びき、もろ手をかけて一引二引、えいやえいやの惡聲に、頭は前に落ちてけり。人々どつと打笑ひ、若君の御供し、勇みに勇む奥州下り、終には平家を打ち亡ぼし、源氏の御代と榮えるも、牛若君の劍の徳、さやの尾にある虎の卷、鬼一が讓りに鬼次郎鬼三太、一騎が千騎の武藏坊辨慶が勇力に、大藏卿の智慧の徳、常磐の松もあひにあふ、千人斬の千の字を、千に重ねし國津民、萬々歳の悦びを、謳ふも目出度きためしなり。

鬼一法眼三畧卷　終

蘆屋道滿大內鑑

竹田出雲

蘆屋道滿大內鑑

第一

風にさけぶ青鳥の外、雨に嘯く古林の中、尖れる鼻、箒を曳く尾、小前大後、色中紅を重ね、死すれば丘を首にす、是れ此の狐の習性、白蔵主が如しとかや、女と化し苔の褥に草枕、契りを人に結ぶとかや。霜の露や末の世に、日月星辰の光を継ぎ、昔に変らぬ天地の、恵みに育つ蘭菊や、花ご薄の香に匂ふ、朱雀帝の御弟子桜木の親王、東宮にゐたまひし、御息所は右大将[illegible]の御娘、また左大臣小野[illegible]

[illegible]

強ち日本の祟りとも一國には定めがたし。萬一唐天竺の禍なれば、心を惱ます程がしつつい、なんぞ是れといふ形の見ゆる時、評議なさるゝとも遲からまじ。此の儀は此の儘捨て置かれ然るべし」と相述べらるゝ。小野好古嘲笑し、イヤ〳〵それは理窟一遍、聖主天下をしろし召す、民をあはれみの御心には外れたり。間近く譬へを取つていはば、日月の蝕の如く、此の日本の内でさへ、東國で見えぬ時もあり、西國で見えぬ折も有る、況んや境を隔てたる唐天竺、日蝕とも月蝕とも知らずに濟ます事も有るべし。此の度の天變も其の通り、唐天竺はいさ知らず、目前明らかに見付けたる、日本の禍ならずとはいひ難し。かくいへばとて、其の家に有らざる此の好古、是非を申すも恐れ多く、過ぎし頃身まかりつる天文の博士、加茂保憲が娘、榊の前と申す者、女なれども其の家に育ち、父が傳への片はしを、存ぜぬ事は有るまじと召しつれたり。女なれば恐れも有るまじ、召されて仔細を御尋ね有るべうもやこと、御免をうけて呼びつたふ、階をしるべに立ち出づる、はじめて上る雲の上、さすが女の氣も弱く、薄氷を踏むごとくにて、胸はうつせの[illegible]姿、おめず場うてぬ顏しても、そゞろ顫うて畏まる。左大將きつと見、「加茂保憲が娘榊とは汝よな、男子なれば親が遺跡勤むる年ばい、傳へ知つたる事有らば、此の度の天變急度考へ、善惡を包まず、眞直に申し上げよ」と仰せける。是れは恐れ有るお詞、女の事なれば傳へし事はなけれども、兼ねて父上の門弟衆に、敎へ給ひしを餘所ながら

來まを置きしが、一つの義たる國の前に向つて言けば、其の基い處に自然と東西南北上下も定まる、是れを日月に譬へて、西は月で東は日、南は日で北は何處と、方角といふ物を分つて、書き切ふるが先づ天文の手習、伊弉諾伊弉冊の尊、天照大神を生み給ひ、此子光り輝きて、國の內に照り給ひ、天に送つて天上のことを授けんと、天に送りやり給ふ、是れ今日の日天子、當今朱雀の帝様と同じこと、又夜に月讀尊を生み給ひ、是れも亦陽は日の神に寄らず、月に遊ぶして天下の事をなせんと、共に天に送りまつる、是れが今日の月天子、日の神に並び給へば、是れが今の東宮、御末の親王様と同じ事、此の度の天災、白虹日を貫き、天子の御身の爲すにあらず、月の衛を犯すは、東宮様は御悩み、下として上を犯すといふ、天道のお咎めなれども、こゝに一つ言ひたき事を一つ今、この上八幡の星の巾、女と男と車す二つの星、日月の徳を離れず、女は女る兒に於けといふ字にて、女の智に有難き事、日を閉じ輪と日車せて、國を恐し建に比ふまではなし、女帝方の智あて、此の國は千代までの國の、天の八重雲を搔き分けて、とこしへに並び治まる事と申し上げたる國の事の、是は聖徳なればと言ふべき事では、其の及ぶことではなし、私の文んでの名を掲げんる間も文へ申さう、我は聖德太子の道仰人より、金烏玉兎集といふ書を傳へ、道を我の守護とし、世界を五重に積しがし、今其の書を保名殿に譲らんとは申されしが、金殿に何の霊告もなく、御の肉に默なき、せし故、

元方卿の娘に其の書を納め、師の館は自ら、賜りし書は母に預け申されし、あはれ道滿保名の両弟子の中、何れになれとも書を譲られ、かかる大事の御時に、書用は缺かじと憚りたて、ふ事いうにしましは、流石に親の娘とり、六の君御褥を轉び出で結び、一神とやらんの詞の端、此の禍は女の妬みと聞くも恐ろし、身が悩む、和歌三神を祈ひにかけ、自らが心に妬み嫉みはなけれども、御息所のましませば、若しもさもしい氣も有るかと、人の蔑しみ恥かし、お情に忘れ難けれども、お暇を賜はつて、尼法師ともなしてたべ、父上なう」と好古の、袖に縋りて泣き給へば、御息所も御涙、「なう其の言分は君よりも、自らが心も猶恥かしい、其許にお暇賜はらば、自らも身をすべり、同じ庵の住ひでござんしよ、諸ともに髪を出て給へば」と、東宮暫しと留め給ひ、「日來中よき程有りて、互に貞女の道を守る、ものからしや、頼もしや、何事も丸が心に在り、味氣なき所存はし給ふな」と、東宮より、お替らせ、女が書は譲か諭へ筆に有り、其の道滿、保名とは師のかは」と、問はせたまへば左大將、「されば、道滿と申すは蘆屋其備とあうて、東が召使、保憲が門弟の第一番、保名と申すは好古の家來、天文の許は其に聞かず、何れ好古に聊か」と、申し上ぐれば取りあへず、「安倍の保名と申すは、東が家來稱名となりし者、年來天文に志を寄れ、保憲が門人となり、師匠の保の一字を許され、保名と改め候」と、二人の者へ、事かに聞召し、「保名道滿其の業に甲乙なければこそ、保憲が存生に、

いづれへも書を譲らで十事罷りけん、此の上は左大臣の執権岩倉治部、好古の執権左近太郎、二人を召合せ、天運神明の神慮に任せ、何れなりとも神の心は叶はんかへ、金烏玉兎の書を与へよ。」と宣へば、岩倉に随ひし岩倉治部左近太郎、陛下に平伏し畏まる。治部太輔左近太郎とは素より、両方の争ひは兄が親父、姉が嫁入は両方の機さ、是れお宿みけの業ならず、必ず此の姿見を抱み、神慮に適ふ事ぞ。ふりて、人尊ぶ世給ひける。仰げば高き久かたの、空に限りはなけれども、それさへ爰に量りしる、昔は神代こそ、打栄えし、世はなほ今の、いと賑ひし、御代の身の竹、参内の下の館なるや、つまんく女中の取なり、公家と武家との間の町、ゆかしき古今の、都の…とぞ申しける。
…と諸ぶに、御用の出入かは、と、後に神慮を…是れぞ、左大臣の御前…御取、興に書を以てて走りつゝ、ニ一町ばかりをかけ目印、揃ひ立てば…の製けし程ほど、御所の竹屋町に故、無禮なる御色、此の状箱、女中方が頼み申す。」とさし出す。女と聞くより喜びて、一目の有れぼしこくしと、ほんとう、いつもながら與勘平、太儀。」とさかの結く紐も、真紅の…から合羽、當れ違ふ中の玉章は、たまの…は、まれなる所か御声…「これ、これ、此の宝物より取り出しまし…、思ひの籠めるを返しても、…の間がない、藁の濡れが取りまいらせんにく、今日は…好いよき所、與勘平どの、それは…

聞かうと思うた、好い折から、世間に變つた名はいくらも有るか、中で此方の名は、與勘平とは誰が付けた、旦那樣の物好か、但しは此方の望みでか、わけの有りさな名ぢやなう」と、點頭き合うて問ひかくれば、與勘平居直つて、「成程々々、拙者が名には因緣由來故事來歷、輕々しうは申されぬ事なれど、問ひ人が問ひ人ぢやお話し申さう。元來拙者が名は勘平、旦那のお傍近く參る者、幾人も有る中に、天道三寶の冥加にも叶つたが、此の通り無骨の身共、兎角保名樣のお氣に入り、身におつしやる事はお詞付きが格別、如何してくれいよ勘平、斯うしてくれいよ勘平、肩打てよ勘平、足さすれよ勘平などと、よ勘平／＼と仰せが終にいつとなく、與勘平々々々と人も呼ぶ、我も亦惡勘平といふよりまし、忝くも畏くも、拙者が與の字は主君よりの拜領、勘平に與の字の取付いた始まり、あらあら此くの如くぞ。」と、語れば皆々打笑ひ、「何話さしても口輕氣さく、お主の氣に入る與勘平殿、奉公する身のあやかり者、アレお乘物から召しまする。」「ナイない／＼」と差寄れば、榊の前面着けに、「コレ保名樣への御返し、委しき事は此の文箱、隨分早う御出でを、頼む／＼。」と此方も歸り取り急ぐ、折からどつと一頻り、土砂ぐるめ吹く風に、保名の文も卷きこんで、空に飄ひひら／＼／＼、比良や横川の方より吹く、天狗風とは知られたり。榊の前も氣の毒がり、「なう與勘平、アレ／＼文は西へ西へと行く程に、歸りがけに落ちつく所、見屆けて取つてたも、人手に渡れば互の大事、其方に頼ん

だ節けた、隣や向ふ隣から人る、ア、心せかれや、最早今宵も更けて子の刻をよほ、六尺七尺一まで十九、賣立から
ごとくに行き違ひ、踊につれ、振の與助作、武面持つて呆れ顏、ア、眞実に高いな貴いな（鵜）は二、鳥
遣ふやうな節けもの、そりやなたを揃へ静まる、そろそろと正眼を下げれ、エ、と云ふとそれで、と、ア
供が蜻蛉つる同然、揉で上りくく、ひまいと立つや百十日、ほつと休まうくくひまよ百夜目で、やと、
文を募うて、手習ひ付いて、其上備々片端や、加茂の氏人祥事の前、祥事先生の其の後は、嫗の晝寢の蔓
頭がて、幾宗時と同体の、人目を揉み挟まれにて、ある家出ぞうたてけれ、中に閑に立つ晴で、一際高
其饗元服に上障て來て、ア、此座を見出度の主きうな面作、爾は部屋にあ、上總へ目を立て、父
さな傍で晝寢して宝ぬか、早手ぐに揃ぞ持つてこすり起きに起き起こして、幸間に目を腰に抓から、
源家の執權、人に勝れた腕の早見、お話をして下さり、乙、慈悲を入れ節で、寄々の靜出にて、身に
なされ緒さ上げ、いふ樣はない、石倉治部大輔國経、おさ宝の乃から上座につき、法奈を勤め
居：姫が話聞かずつにで有らうが、とそれにつけ貴夫お目に作つて、
仕立て北の進り、其下しる迂れ老れ、と、懐中の一通取り出し、平馬に見ぜ
取りたや押戴き、うい是れは王も保名が筆、姫が方へ参りの文、是れ何う手に入つた
ばされば　某も何となく、不圖眺むる庭の松が枝に、何やらくくりつく、又

に、氣をつくれば此の文、今日參内の親王樣、御前へ差出さるゝ候や、心許なく、後日證據に參り、承り度く存じたてと、文に仔細はなけれども、元來御鬮といふ物が、ふと封じあぶない物、尚ほ保名に鬮が上つては、此方は童の手を切つたも同然、どうぞ左近太郎と立合はぬ内、此方へしめる思案は有るまいか妹。平馬も智恵を出せ／＼。と、氣を焦立ての忙しなし。後室顔の色もなく、兼ねぐお鬮になされた通り、此の金烏玉兎集の事は、兵保憲殿存生の内日に遂へ、安倍保名に直に傳に家合はせ、名跡を繼がせんと、吉日を待つ内に、縺ひつきお果てなされた、去年つとの雨の運の悪さ、不仕合な安倍保名、此方や私は、蘆屋兵衛に讓り請けさせたいと思うたやうに、大事の所を遁れた、上々の強い運、富でも御鬮でも、當るに氣遣ひなけれども、運ならうよりは近道と、平馬と内證しめし合はせ、開けにくい寶殿の扉や錠、開けたお思案、落ちついて下されと、可笑内傳の兵衛殿、治部に渡せば憎かし、是れはどうして取り出した、しも扉の鍵は其方が預りなれども、錠の鍵は館の御前の家に置く、大事にかけ肌身を放さぬ、其の放さぬを智略にて、盗人の眼は有れど、守りは固め者は、枕元へ忍び、鍵の寸法うつし取り、拵へし此の錠鍵二ツ、しましたり／＼、ですがは治部が妹、器有り、出來た／＼、有りがたし。と押戴き、此の書を道滿にやれば、あれも出世、此方も出世、出世だらけは好い事だらけ、此の獄こそ幸ひ、保名めを盗人にする仕様も有らう、味い／＼。と荷

ごさ、其の味いを肴に御酒一つ參らぬか」「それは耳より、俺も角そと馬の合うた小平馬が案内、

人食馬に聞の片や、引立てこゝを入れにければ、[illegible]は我が[illegible]腰元に誘はれ[illegible]部屋を出

でこちら朝飯は何時ぞ、[illegible]氣立てやけて、小島其此處に[illegible]出[illegible]、今

日はお前のお心は小島所が[illegible]、今朝の[illegible]の合間、下に[illegible]二階座敷へ上つ

たふ、御何せうと思召しなさ「まア[illegible]お出でなされると[illegible]に間は

おなさて、お出でを[illegible]の前、前[illegible]、お前[illegible]とあ[illegible]手

手に持ち酒ふ、向うて心の[illegible]と、人に見せるは[illegible]、二人が前の[illegible]、十兵衛を[illegible]、

[illegible]に置きなして、見つ見せたこの顔佳藤、それ其の[illegible]若と

保名樣氣が[illegible]れたら、胸の[illegible]氣がついて、[illegible]

遣けと[illegible]手[illegible]、[illegible]目を[illegible]、[illegible]に任、[illegible]阿部保名、[illegible]

[illegible]有るまい[illegible]ぜも、[illegible]ばれ、[illegible]

[illegible]、御供[illegible]、[illegible]

あれ[illegible]、[illegible]兼ねと聞いた、此方も[illegible]

[illegible]の音に眼を付け、[illegible]

た知らせの鳥、嬉しや／＼、腰元ども、鷹を與勘平に渡し、小鳥共かたづけさや」と、庭にかけおり裏門口、明けて招けば頷いて、入ると締め合ふ手の内に、色と思ひを含ませり。與勘平鷹をする爲「コレ腰元中、拙者は人目有り、歸れと旦那の仰せ罷り歸る」「コリヤ鷹よ、今日も又すくむなはらでかへるな、世間のたとへとは違うて、何時來ても／＼、鷹骨折つて旦那の餌食、這へ性の好い鷹めでは有るわいの」と、小踊りしてぞ歸りける。榊さゝやき「御所の首尾は最前文で申す通り、御鬮といふ物は、天道次第運次第、心に任せぬ神の掟、言ひ出せば愚痴なと叱らしやんすれば、父様はあの一年生きてござれば、夫婦にもなり、書物もお譲りなさるゝ所を御往生、運の弱いお前なれど、今日の御鬮も、私が心には上までも氣遣ひで、胸の踊りをコレ見てもやんせ、頼むは大元尊神吒枳尼天、早う呼び寄せまして、祈り祈念もさせまたく、左近太郎樣はまだ見えぬに、伯父御は疾うから來て奧に酒盛、一倍と心がせき、早うお顔が見たかつた、サア一心に誓をかけ、お前に御鬮の上るやうに、共に祈念は怠らぬこと、力をつくるぞわいなけれ、コリヤ、馴染なればこそ添い、我も文を見るより御鬮の善惡、直に生死と定めしが、いやるを聞けばさうでもない、信有れば德有り、神は正直の頭に宿る、力を添へてたゞ、隨分神慮を仰ぐべし、とはいふものの烏帽子千早もかけずして此の平服、恐れ有り何とせう」「幸ひ／＼、父上の素袍烏帽子、私が部屋に有る取つてこい」「アイ」と急けば急ぐだけ、

行くより早く持つてくる」ト、言ひ〳〵、目馴れし師匠の素袍烏帽子、今日著たといふは、吉左右吉左右、真御お礼保憲公」ト押戴き〳〵、着たまゝ奥へ、あたふた奥へ行く跡、何ぞと向へは左近太郎のお出で故、囲はせましに」ト走り行く。「御法体の中なれど、見付けられては事やおまし、小枝が部屋が好い所、いざ此方へ」ト打連れて、衣裳取り持ち入りにける。好古の鏡備左近太郎照綱、案内させて座敷に通れば、治部大輔、後室、榊、乾平馬、恭しく八くらの机に御籤を案す、両人の中にする時きて、遥かにしさつて畏まる。「是れに照綱殿、御同道と存じましたれど、自足の仕を行かす、押つて御前へと、それより先へ参つた、何卒御免せよと申しなされ、近所の御前まで御座、是れは保憲が後家、御存じの通り摂者が妹、次は榊、お見知りなされて下されう」「ついでに御息子ともに名は承り及んだれども、お目にかゝるは初めて、申さば今日は保憲殿、遺跡を定める、嘸お悦びなされう」「イヤ治部殿、御当の式も、此の所に、現在御前にあるも、様々に、早々御能く存、いて御籤をお取りなされまいか」「イヤ先づお待ちなされ、何もの事を今日は、名跡の相続、未来の保憲と左大夫、とても此の事に、彼の金烏玉兎集を取り出し、神前に備へ置き、其の前にて御籤を取らば、は、保憲道に譲る心、先づ書を先へ取り出しては如何でござらう」「それは兎も角も御勝手次第、さし後室、左近太郎殿も御同心、扉を開くは其方の役、早う〳〵」ト有りければ、榊は諸めの手水、

注連縄解き立ち寄つて、海老錠ひんと扉を開き、コレ御扉は開いた、中の箱は和女の預り、錠明けて宝を取り出し、御神前にお供へ申しや。「ハイ」と答へてしと／＼と、歩むとすれど気は空に、口は経やら念やら只一時に、生の、年を寄せたる浦島が、明けて悔しき箱ともしらず、畏れ慎み取り出し、二人の中に据ゑ置き、鍵にて開く箱の内、見るよりはつと驚けり。後室素知らぬ風情にて、「コレ何をうじ／＼してゐるやら、御両所のお待ち兼ね、早う宝を出しおろや」「アレまだいの、己に許り物言はせ、黙つて居る所ぢや有るまい、合點が行かぬことと立ち寄つて、「ヤアこりやどうぢや、大切な家の秘書、此の中にござらぬ」と、聞いて驚く左近太郎、ほつと溜息吐く許り、治部大輔堪らず、「コア後室、無いというて事が済むか、両人は鍵預り、外に知らう者がない、詮議して身の晴らせ、左近も是れにお居やれば、兄弟とて容赦はならぬ、一巻の有所いはねば、骨を拉いでいはす、何と／＼」と仕組の詞、後室様が膝引寄せ、「コレ今のを聞きやつたか、現在おれが兄弟でも容赦のならぬお上のお沙汰、和女とても其の通り、娘の遠慮成りませぬ、サア誰に盗んでやりやつたぞ。」「是れは母様のお詞とも覚えぬ、わしが盗んで誰にやろ。」「イヤ遣りたがる其の相手も、此の母が睨んで置いた、たけだけしう言やつても、盗んだは確か／＼、否とはいはさぬ、肝心しまりの中の鍵は和女の役、假令外におろした錠の相鍵は、いつでも仕やすい、大胆な相鍵して、能うも目をぬいたな、ありやうにいは

ぬと、背を[illegible]折つて[illegible]吐き出し[illegible]と、胸[illegible]、顔は[illegible]
かれ、[illegible]俯いて答へたしつゝ[illegible]後室、手あるもの[illegible]引括つ[illegible]鴨居へ[illegible]上げ、白状[illegible]
濡髪[illegible]其處退かれよ[illegible]と云ひし所へ、[illegible]
ら引立つて[illegible]此[illegible]難題狼藉[illegible]
ざれど打擲されば、[illegible]驚き[illegible]、左近太郎も一座の手前、損徳[illegible]保名、[illegible]
南で対面いたす、今日の[illegible]と心得て、[illegible]
推參の御有様、[illegible]保名、[illegible]
は、後日の心[illegible]と、御賢慮を廻らされ、治部殿と[illegible]名代、左近太郎[illegible]鬮取[illegible]
て、和殿は来たか、親王の御下知背くといひ、主人小野好古卿、[illegible]不届者、[illegible]言ひ訳[illegible]
左近太郎[illegible]
んの）。治部大輔が[illegible]郎等[illegible]保名の[illegible]
二、潔白に身を守り、[illegible]出[illegible]盗人[illegible]
[illegible]
[illegible]

榊の前、「是れなう暫し」と寄る所を「エ、面倒な邪魔あらう」と、襷を片手に二人を捻ぢ付け「ヤイ恩知らずの罪人めら、師匠といひ親といひ、目をぬいてくさり合ふ、罰の報いは早い物、おれが産んだら斯うは有るまい、もとをいへば和泉國、信太の莊司に貰うた娘、生きぬ中と分け隔て、継子根性親くらゐ、日來可愛がる此の母を、能う皮にしをつたな、おのれは又過ぎ行かれた師匠の、名乗の一字をもらひ、ホ、結構なお弟子殿、死なれた夫を護るぢやないが、娘に甘い阿房故、修羅の種をつくらする、エ、憎い奴原腹癒せに」と、名殘情もあら拳、目鼻も分かず打ち伏せしは、地獄の呵責目のあたり、閻魔王に親有らば、お袋などと謂ひつべし。榊は涙せきあへず「恥かしき御疑ひ、小さい時よりお世話になり、實の親より百倍の、御恩をあだに思はねど、圖らぬ今の憂き難儀、保名樣に科はない、盗まぬ知らぬ言分には、此の身一つを兎も角も、お心晴らして給はれ」と、泣きわぶることせつなけれ「ア、是れ、御身の言分には及ばぬ、來るまじき此の所へ參りたる保名が不運、覺えなき身の打擲も、師匠の連合手向ひならず、好古卿への面晴、保名が家名は汚るゝとも、五臟六腑は汚れぬ腸、引出して申しわけ、介錯頼む左近殿」と、指添すはと抜き放す。其の手にすがつて榊の前、刃物もぎ取り南無阿彌陀と、喉にがはと突き立つる。「ハ早まつた生害や」と、保名は仰天照綱も、呆れ果てたる許りなり。手負は苦しき氣を取り直し「早まりしとは愚かの仰せ、よしなき戀につなが

れこ、言分たたぬ御切腹、そもやおくれてあられうか、母様も伯父様も、御不承ながら聞いてた、

弟子の中にも保名様、氏といひ器用といひ、それと姿合は[illegible]、宣ひし事もあつた故、父のお

詞に甘えて、お二人の目顔盗み、母の詞、兄嫁といふ物にや、御所を踏むの道すがら、お前から給ひ

し文、俄風にとられしも、今別れんとの知らせかや、[illegible]の行きがも、[illegible]はしつれども、何うも

何うも[illegible]ぬ相手、清き心に大道や、[illegible]にして、死んで行く[illegible]、名残惜しや保名さ

ま、左近様頼み上げまする。」と、聲も涙もせり詰めし、此の世の[illegible]八苦、刃の氷名残の露、消え

てはかなくなりにけり。保名は[illegible]に縋り付き、前後不覚に泣きしが、元来正直つきつめたる、癇に

思ひつ気も散乱、むつくと起きて、「ホ、、、、ハ、、、、、、、こりや日出度し、[illegible]、ハ

ハ、、ア、面白い。」と正気失ふ高笑ひ、左近典覚[illegible]と保名、[illegible]おやが[illegible]、心を定め

と[illegible]と、[illegible]、[illegible]死んだか[illegible]、[illegible]

まつ／＼、、、、、ハ、、、、、けら／＼笑ひに、[illegible]、[illegible]

ば[illegible]、ム、、二人は[illegible]たばかり、一人は[illegible]、獄屋の中には左近太郎、[illegible]と行く、引留

め、「ヤア是れ詮議がのこり申した、事相済まで先づ待たれよ」「ヤア其許は若殿、[illegible]

散、[illegible]、今日に[illegible]、[illegible]

んで入れませう」と、盗み取つたる金物を、腹にくゝりつけ立ち歸るを、「ヤア往なるか〳〵、おれも往いや、何おぢや、獨りは往なさぬ、何のいとしい和女を置いて獨り行かぬ、サアおぢや立たしよ。」と、袖が千種花摺衣、着つれし縫平錦の、亂れ心や亂れ髪、肩に打ちかけくる〳〵、狂ひ出づるを、コリヤどうぞと留むる小馬を蹴返し、振放し、縋る後室取つて投げ、捲り退け打ち退け、戀に苦しむ戀の仇。戀しい人は殺されても、錦な度の濃い中は、何の離りよぞ、シヤほんにエ、天ほど、きう、ひでう比翼の鳥の目を、地は奈落の底迄も離れぬ連理の枝、枝々と逆上る、狂人狂ひ狂人、左近二郎お留むる袖、振りきり〳〵狂ひ行く、戀路に迷ふこゝなたけれど、乾小馬往き消えし跡、備へたい堂にござらずと、左近殿もお歸り。」といはせも果てず、飛び懸り素首掴へ筋斗打たす。後室猛つて、「こりや狼藉如何往つる。」「ヤア狼藉とはおのればら、盗人の化顯はれた、是れを見られよ。」差突くる、、それは樽が預つた鍵。」「ムヽ、樽が鍵は一つ爰に有る、盗人婆めが立ち去る内、落しあつた此の服紗よう樽を殺したなア。」主從ともに縛繋ぎ、御前へ引く、腕廻せ。」と、懸りつけられて二人はわな〳〵、迷惑致すところへ、息を切つて與勘平、「ヤア奴來たか〳〵」「ないない〳〵、内證臺所で女中に聞いた、こつくい婆め、保名樣の御名代、彼奴は拙者に下されませ。」「オヽ、宛も角も。」と抜き放せば、平馬も遁れぬ死物狂ひ、打つ打たれつかなはじと、奥をさして逃げて行く。婆が首筋取つた片手、ぞなへつと言

[illegible]

き、首に纏へば跳ねまはる、のち猫古[illegible]間、[illegible]にからまき、およいと引けば七顛八倒、[illegible]と引けば[illegible]つゝ、[illegible]取つたる[illegible]、[illegible]目の前悶き死、心地よかりし有様なり。左近太郎は平馬を追ひつゝ、[illegible]たる太刀影に、[illegible]、保名に[illegible]追つけいて、[illegible]、跡こぼれ[illegible]下郎[illegible]追ひ[illegible]に刀を[illegible]、[illegible]死したる[illegible]

第一[illegible]

[illegible]

大輔出で迎ひ、「よくぞ／＼兩人、今日は左大將殿諸共、密々の相談なれども、主人は大内の御用によつて御不參、某が諸事承つて申し談ずる仔細有り、サア／＼是れへお通りやれ」と、挨拶すれば惡右衛門、遠慮もなく上座に直り、「イヤ／＼道滿殿聞いてか、壻舅の禮儀は常、斯樣の時の相談は、額と額摺合はさねば、談合がならぬ、但しお手を取り申さうか」「如何にも御意に任さん、御免あれ」と三人鐵輪に膝組合はせ、治部大輔小聲になり「扨兼ねてもいふ通り、保憲が家の秘書、金烏玉兎集、道滿保名兩人の弟子の中へ、神慮に任せ彼の書を讓り、天文陰陽の兩道を繼がさふとの御事、萬一保名に彼の書が渡らば、好古はよからうが、此方の旦那は大望叶はず、壻道滿の殘念も推量せしに、サア智慧も有れば有るもの、妹後室が相鍵の働きで、首尾能く奪ひ、榊が淫奔の咎を拾ひ、保名に惡事をなすりつけと企みしが、不便は妹の後室、人手にかゝり相果て、姫榊の前も其の夜に自害」と、聞いて道滿もはつと驚く許りなり、惡右衛門しやらりいで「エ、知れた保名が所爲、治部殿詮議なされ迄もなし、身共も左樣は思へども、彼奴も夫れより行方知れず、此の詮議も打捨て置く、捨て置かれぬは奪ひ取つたる烏兎集、早速主從打寄り、內證で讀んで見ても、ちんぷんかんにて合點行かず、其方とても此の書をそらんじ、天が下の大卜師となり、主君の望みかなへよ」と、件の秘書を取り出し、渡せば道滿飛びしさり、うや／＼しく手に捧げ、「日來の願ひ今日成就、是れも偏に主君の

軍書、悉し[illegible]と紐をとく〳〵押開き、一々に拜見し[illegible]手を打[illegible]、保[illegible]の備しまれたるも道理
道理、荊山の伯道が傳へし、天地陰陽の數、[illegible]の[illegible]、[illegible]押[illegible]押
戴けば、惡右衛門肝を潰し、「扨も妙[illegible]、見る人に[illegible]格別、[illegible]殿。」と、し
たり顏に悦ぶこそ、治部も[illegible]、[illegible]主君の御息女御息所、櫻木の親王の
御[illegible]子[illegible]、一行聽きたし。」と競ひ[illegible]ば、「オ、積善
の術は行ひやすし、毛色[illegible]
の[illegible]、若宮[illegible]
なれと[illegible]、狐の[illegible]
狩[illegible]、白狐の[illegible]
難儀は、六の君親王の御寵愛他に越えたれば、自然[illegible]
主人は有つてなかし物、所謂邪魔は彼のあつさ[illegible]と思へども、大内の守り嚴しく、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出す法はないことか、いかにもいゝことを聞ひかくいうて、有るとあらゆる六の君をおびき出し、其の上の御思案聞きたし「されば奇しい果せたれば、長う邪魔をひくが惡い樣に、ぶち殺して仕まふ合點、其の兩は右馬殿と、人の譏りを受し彼の親父、其に腰押する惡右衛門、さても奸惡、これすとは手短な上分別」と、そゝのかし、ただ返答もせず、聲荒て直し「これは又馬殿の詞とも覺えず、馬君は亡き故の關惡行を忌み給ひ、其處を鎮めんが執權の役、御息所の御祈禱ならば、非常の大赦も、下けらる政の習ひこそ、御願成就なるべきに、是れは由しく六の君に非業の死をさせ、罪に罪を重ぬる上に、もし天神の責めあらば、御惱快き事も危からず、天に口有り地に耳有り、好色にいつか聞えたら、安穏で置くべきか、時には却つて不忠の誹り、此の謀計は無用なり」と、言ひも果てぬに「汝が一言能く聞せよ。某が出世の階は、我を聞きたる御恩、そちの諫言だて措け。崇する所、好古が家來左近太郎に、お事が妹花町を嫁にやつたる故、一家の主と敬ひ、六の君をかくまふのか、これでこそあれ、男女の道を立てゝ聞ひうくゐ懐ひし、骨折つて奪ひたる忠兵集も嫁に取り返し、右馬頭の縁を切り、お家の大事を妹に見換ふる不所存、右大臣殿へ申上げ、今日に物見せん」と立つを引留め「イヤ、是れより、妹などが縁に引かれ、不忠を仕する道理ならず、それならば、其の……ふか、これにつく付くれば、人の命を斷つ事は、陰陽道の禁なれども、舅の疑念を晴らす

侍〳〵と硯引寄せ、[illegible]、此の神符に六の君の[illegible]、北の門の[illegible]尺六寸四
分去つて貼り付くる、則ち三百六十四爻の[illegible]占、此の尺寸にとゞまる、北は坤の卦、向うて貼るは乾
の卦、これ[illegible]、[illegible]分の一つ、迷ひ出づるに[illegible]、[illegible]、奪ひ取るに利有り、さり
ながら、悪事千里[illegible]みが肝要々々、何國でころす御思案[illegible]
謀は、究竟のはめ手、底も知れぬ[illegible]へ、石をくゝつてずぶ〳〵[illegible]
其の[illegible]
信太の莊司が所領、[illegible]仕り、[illegible]
仰せ付けられ下さる[illegible]し賴む[illegible]
符を渡せば受けとり、急な所へ取交ぜて、媒人[illegible]
御所をさしてぞ 唄 三重 今日來ずば、明日は散り行[illegible]
御所の築地を洩れ出づる、[illegible]の仇花を、散[illegible]
圖に石川悪右衛門、りぼつ[illegible]、[illegible]間もなき人通り、[illegible]
じと或は現はれ、或は隱るゝ[illegible]くにて、戀とや人もとがむ[illegible]
小提燈、ぶら〳〵來る二人連[illegible]

出よと、此方の目の出ず、彼方の可い目の多さ、かう、不斷六な事なれ、いつもの事には勝利を得ん、今夜は往んで悄々と、雙六より寢たが勝。」とつぶやきとほれば、「エ、さいさい惡い奴原。」と、行き過ぐるまで見送り／＼、用意の神符取り出し、なほ寄て後に人聲、はつと驚き立ち退けば、葦高く、あいよ不思議な妙出、瘡癤や腫物に此の膏薬を貼り付くれば、奇妙なり／＼と賣つて行く、辻占よしと縱橫見廻し、人跡絕ゆれば、六の君の住みたまふ北の小門にたゝずみ、道滿が教へに任せ、懷中の曲尺取りいだし、一尺、尺二、尺六寸、こゝらが四分と目分量に神符を貼り付け、築地の影に身を潛め、今や出づると待ち居たる。思ひこみ恨みは皆誠、絕えし逢瀬の憂き中を、いつそ言はれも身一つの、物に誘はれ出づるとは、思ひがけなく六の君、裏の小門をそつと明け、氣も空蟬の藻脫の殼、お傍の女中はそれぞとも、知らず調ぶる琴の絲、文を忍ぶのや私や大江山、いまだ慣はぬ徒步跣足、立ちやすらひておはします。時分はよしと惡右衞門、築地の陰よりぬつと出づれば、六の君二たう悲しやこしと轉れて給ふを引捕へ、おと骨折てなと握拳を猿轡、しつてやつたりと引つかたげ、みぞろが池へとこゝ急ぎ行く。石川や蟬の小川を橫ぎれに、息つぎあへず惡右衞門、六の君を肩にかけ、目ざすもしれぬ鞍馬口、戀ならぬ欲の深見草、二十日亥中の月代も、東の山に薄さす、それを力の目覺えに、よくよく隙してみぞろ池、此處なんめりとどつかと下せば、氣も消え／＼、「こはそも誰なれば情なや、

身に覚えもない事に、斯かる憂目を見るのぞや、救けて下され」と泣き給ふ声ハあはれ〳〵とやさし
い、と申すにかゝつて、此の侍の形を見よ、都から此の池へも、ゆつくりと一里半、徒歩荷持
同然で、目も足も草臥れ果てた、暫く息をする間、合掌して待つて呉れ、是れ究竟の[illegible]ごさあれ」
と、東道の岩石に腰をかけ居れば、なほ武士ならば、腕の哀れ[illegible]、假令御前に成るとても厭は
ぬ、斯かる[illegible]にいはれけると、たゞ殺さうとして殺してくれ」「今、いかさま此の世に長らへ[illegible]、御身
息の[illegible]帯に成る故、此の池へ沈めにかけて殺すといふや、[illegible]親に、母息所のいとしさでか、御み
嫉妬は女の慣ひ、とはいひながら、殺さうとまでは思はねど、[illegible]人ごころにと、[illegible]
ほど伏しに泣き給ふを、取つて引伏せ、[illegible]あはれ、[illegible]」と、ふたりの[illegible]石を拾ひ
あげ、衣に[illegible]押込むにて、[illegible]出して[illegible]と取り、[illegible]
ひつと任せ」と掴んで差上げ、池の深みへ投ぐる所から、「汀に茂る葦原より、にょつと非人の大男と
え出で、[illegible]と踊り[illegible]、[illegible]又引つ[illegible]
こうしたのを[illegible]、[illegible]と[illegible]立ち[illegible]
これを[illegible]、[illegible]
と[illegible]、[illegible]水をくらうてあぶ〳〵と、浮きぬ沈

れる謡ふ間に、右の手の御手を引き、扉打ち開かせ、いざ召し給へと神前さして向け直し奉り、是に任せて一散に、行方知らずなりにけり。昔より定に和泉の神垣や、信太の里に年経りて、中に安ける有様、御七の影と聞かけき、是れも神の誓ひとて、つきんまでも当世の、姫賀當等な陸の、郡に日向れる取形の、葛の葉と聞えしに、信太の庄司が深窓に、人となりたる乾薮染、心に深き如願ひ、歩路はうて神詣で、千早振袖補掛も、都に稀な品形、花も色にや恥ぢぬらん。外珍らしき女子共、中々以て御存知、出来事のお供にて、我々までも気楽にて、そもやそも今日の参詣は何のお為。」と姉の名前一寸、語らねば知らぬも尤も、頃日は何とも〳〵、血筋に障る、といふ心掛りな夢見るゆゑ、都に在ます姉様の前様の身の上に、悲しい事は有るまいかと、それ故の神参り、皆も共々願懸してたら、頼もしいことと同胞を、思ふ心ぞ優しけれ。「お前の其の姉妹思ひ、神も納受遊ばさいでは、それはてつきり逆夢、庄司様の甥の殿、石川悪右衛門様といふひとが角力見る故、憎てらしい前髪が、お前に強い惚れやう、お嫌ひなさるゝ程、しこりかゝつて女房呼ばはり、其の悪右衛門様に放るゝとござふ姿の昔を、お悦びなされまする、能うこそ思ひ直してたもつて嬉しい、あの人に思ひ切らるゝは此の上もなき悦び、おつつけ父様母様もお出での筈、それまでは待合にせ、御一所に御参詣」「此の間に散残る花を御覧もお慰みっと、手々に敷く毛氈の、朱は都の唐錦、打混じたる女中の遊

[illegible]

小袖ものぐるひ

[illegible]さわくる、あら心

なの嵐につれて、裏吹き返す[illegible]の小袖、見るに思ひの増す故にこそ狂はすれ。住ふは[illegible]

[illegible]さして御泉路に、寄る邊[illegible]

[illegible]

八丸の娘の[illegible]褄で、しやなら／＼と行かねか。[illegible]

[illegible]

[illegible]

れ。小夜更け行く鐘別れの鳥も、[illegible]物で、[illegible]の紋の亂れ心、いつ[illegible]忘れこそ、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の佛に露程も、似た人有らば教へてたべ、遠近人に物とはん、オウイ／＼。」と招けば招く。眞間中漸うに走り付き「是れ〳〵、正體なき旦那の有樣、人の見る目も恥ぢ給ひ、サア お歸り」と取る袖して引く手を拂ひ、彼處に茂る榊の枝に、記念の小袖うちかけて、あれ〳〵〳〵、枝にゆかしき人は見えたり、嬉しやとて縋り上れば、榊の枝は身を通し、妄執は胸を焦す、こは抑如何に淺ましやと、詮なき涙に伏し沈み、こは情なき御有樣、心なき草木を、焦れ給ふも迷ひの空目。」「なに空目とは事なかしや、心あればこそ、時を違へずそれ其處にこそ、どれ何處にと眞實君に逢ひたくば、信太なる社に歩みを運びて、七日なん〳〵七夜さ、籠らば御利生正しくあらたに、戀しき人には逢ひも見もせめ、それに殊更榊の枝に、君が小袖を打被せ被せて、紛ふ方なき榊の前、非情とは眞間中、……次とて草よ木よことよ、君の小袖身に添へて、泣いつ笑ひつ樣々に、狂ひ亂るゝ許りなり。始終を墓の物見より、覗き見とれて葛の葉は、賤しからざる都人、何故かかる亂れ心と、慕はしさにて立出づれば、姫を見るより狂人は「なう懷かしの榊の前。」と抱き付かんと立寄るを、附々の女押隔て、「是れ是れ麁相せまいぞ、あなたに覺えも無い事を、滅相な氣違殿、それ留めさつしやれ奴殿。」「いや留めてなりますな、お氣違ひなされますな、語るも主人の恥なれども、一通り聞いて下さりませ。手前の旦那が思ひ人におくれ給ひ、それより正氣を取り亂し、御覽の如く物狂ひ、其の戀人にあなたがよく

と申寄し、直な目にさへ見違ふたに、緻心ではなきもと御料簡、互々甘えたる間ひなれども、焦るゝ人に

に囚れた道理、優しきお詞かけ給ひ、染み易きは人心、自然狂気も鎮まれば、其れ丈けなき悪心、お傍のお申お執成しこと、除儀なく、過ぎし昔の葉は、未だらに悟き心より、寛へなければ破元其、逆様のお詞で、あの氣違が直るならば、それは強い高眼、見れば出る程より道理知故と聞きや女中の氣持傾ぐ易き離月の、否には有らず噂の葉も、「これかたれかられもない、如何言うて好からうやら」と、更かしながら立寄って、嬉しう思召すかと、ま聖すなされ、狂気とは言ひ、くされ中々気真ず、世に結又忘帯も有る慣ひ、お心を取り直し、最早お隠れ遊ばさ」と、言へば保名も心ゆる、能く／＼見れば神なるか、似たりと思ふ執着に、つれて心も正気となり、面目なげに差俯き、暫し答へもなかりしが、漸うに顔を上げ、「ヤ、與勘平、己は正気になったるぞ」「ヤア夫々、嬉しや忝ない、是れも偏に貴女のお蔭、お禮／＼」ことに従者も悦ぶにぞ、葛の葉も面はゆげに、「田舎育ちの自らが、ちょっとお詞をかけたとて、お心の直るとは、・・・・・・・・恥かし」と顔を赤め、「早速ながら望み申したいは、其のお小袖、自らが確かに覚えの有る模様、今又仰しやる榊とは、もしや加茂保憲様の・・・、其の娘の榊の前」「アア、それなりや、私が姉様」と、聞くに保名も「聞きおよぶ、信太の御息女、葛の葉殿か、これは／＼」と驚きしが、「拙者は榊の前と深く契りし安倍保名」と、聞いて今

惡夢たらば、嫁の爲に驚かれ、由旧惡しき夢の告げは、檜樣の身の上か、お果てなされしかれば
な、聞かせまいと取付けても、聞きたきはむもなから、定は往還人目も有り、幸ひの宿の内、
委細これにて語り參らせん、此の上は娘御を神と思ひ、神と祈つて、と目元で知らせば詞にて、若衆なら
なば跡の事を、話さずそき繪の陰、俳諧してこそ入りにける。女子共目をもに一緒に隣の皆はひつ、佛合
稲擔なればこそ、手放してつかれもする、先刻の樣に狂氣なれば、かたまへて油斷がならぬ。是れに
つけても、頭角手柄は寂寞、當年の氣色で謠の觀心頭へれとは、まざまの女中も及ばぬ智慧、殊に名
までお似合しい、可愛らしい顔や、と、谷中をとれと與助平、日暮の狂氣の以來は、迷ひたしい苦勞
の果てに、たうばかを知らたや、と、奥の小陰へ進込行かれば、信太の嬉しさ連、私領の内は氣苦
に、他人有く娘の寡ひ、是れも神へ詣で來る一つきん〱の女こし心得、明日常さに方御來まと知らず
なにぞ、身續いたして此の葉綱、嫁の小袖を打ちかけて、たゝ其の儘の顔の前と、續ふばかりの詰袖に
て、思ひ存ぬけになさいます、娘が目離れぬ取樣に心なつくれば、一串目樣、此の小袖見覺えてござ
りますか、二一きれ〱と能く〱見て、己れなも節分いて好い物か、此の村が若者に狩好みに纏は
せた小袖、誰に見ませうとて娘の跡に送りしが、初女はどうして着て居ることと、定諸共に不審顔、さればは
此の小袖につき、悲しい話を聞きましたこと、かへと叫くば父母も、心ならず、とはいうに、直子は

いかにも三ツ、國へと言ひし、遂に云ひ果さぬ事がありし、夫婦負しては、保名は呼ばれて庵の内より立ちいでしと
出て、こゝ、彈正殿の御不審もと、貴殿に加茂保憲が未だ安倍保名、御恩を被しに於て夫婦の約束、榊
室の悪心にて、家の秘書を盗むに討ち取られ、加茂の家斷絶といひ、夫婦の契りこそ榊の前は其の夜に
自害、果ても葛の葉に嫁し、夫れより猶狂はしくなり、[illegible]にも即ち
る不思議の事ども、誠の母は[illegible]なりけり、なう為の妻、此の頃の夢ばなし、身の程にも哀れなり、是れと
夢ともなりぬと、身を伏して泣き沈む、[illegible]
は聞き及ぶ保名殿、[illegible]
對面、互いに手に取る程、[illegible]尤も
れども、[illegible]が在せば、姉と見して慈みたまへ、只今申すは異な物にれども、[illegible]
[illegible]
[illegible]石川悪右衛門、[illegible]
[illegible]
[illegible]
が眞中へ、助けてくれと言はぬ許りに隠れ入る。「フウよめた、今聞えし貝鐘は狐狩、飛鳥[illegible]に入る

時は、獵人も是れを取らず、殊に白狐は妖物にて、唐土にては阿紫となのり、我が朝にてはたうめ御前、宇賀御魂の神使にて、恩を重ね怨を報ふ畜類、助けてやらんと傍なる、祠の扉押開き、抱き入るれば嬉しげに、四足を縮め潜み居る。時に向うの堤傳ひ、眞黒になつて驅け來るは、紛ひもなき悪右衞門、逢うては邪魔と幕へ保名は忍び入る。ほどなく石川悪右衞門、人夫引連れ件の白狐を見失ひ、きよろ／＼眼になつて馳せつき「是れは／＼伯父者人、一家さらへて花見か遊山か羨ましい、拙者は左大將の仰せをうけ、近國を狐狩り、同じ御領を預つても、此方は仕合、妻子を引連れ味をやらるゝ。さりながら、葛の葉を嫁に貰へば、聟なり甥なり、舅のかはりに二人前の働き、氣遣ひ召さるな、見つけた狐も取り逃し、きまり悪う思ひしに、願ふ所の女房狩、今日一日は休みにして、連れ歸つて腰膝擦らせ、此の間の草臥休め。葛の葉おぢや」と立ち寄れば、莊司中に立ち塞がり「下々の婚禮でも、吉日を選むが身祝ひ、いかに一家なればとて、娘も得心せぬ事を、踏み付けた仕かた、彼にもとくと合點させ、其の上の事」と言ひもあへぬに「ア、措かれい、今度に限らず、嫁入の催促に度度なれども、膿んだ物が潰れたとも、一言の返答せず、又ぬつくりと魅まうでや、もう左樣々々は誑されぬ、逢うた時に笠脫げおや、それ家來共娘を引立てつ」「畏まつて列卒のもの、ばら／＼と立ちかかる。「無禮はござらぬと支へる莊司夫婦をば、首筋摑んで尻居に捻ぢすゑ、滅法矢鱈に暴れ出すにぞ、保

名主従たまわらぬ、欲の内より二人で出て、葛の葉親子を後にかこへば、サア汝は安倍保名、よく出来た、姉が死つたのみ、妹をさへ[illegible]に来たか、地獄大己に讒議の有る奴、若い時で出くはした、加茂の後室を殺したも慥かに彼奴、とれを引込む伯父は[illegible]、[illegible]の家を断絶させて、此の悪右衛門が押領すか、[illegible]毛にお奴、姫を渡せ。」と押取りまく。「いや身に覚えもない事を、様々とほざいたり、コリヤ[illegible]奴、爰は保名が請取つた、汝は各御供し、随分ぬかるな、[illegible]、早く[illegible]、御子を伴ひ立ち出づる。「遣らじ遣らじ」と悪右衛門、家来引連れ駆け出すを、「どこへ[illegible]」と立ちかかり、的に手向ふ無道な、悪右衛門とは[illegible]けた、[illegible]ならず通つて見よ、「イヤ[illegible]、先づ彼奴からぶちのめせ」と、一度にどつと[illegible]、取つては投げ[illegible]、[illegible]上に、[illegible]方へかかるを[illegible]達へ、身の[illegible]にて素明(?)なれども、手ごわくして働けども、[illegible]大勢折りかさなり、手取り足取り四方へ引張り、上げつ下ろしつ[illegible]の手[illegible]、[illegible]度四方へもんどり打たせ、「[illegible]保名は揮うたり、葛の葉を奪ひとれ」と、姉を抱きておめく[illegible]、保名は九龍(?)を砕くる[illegible]、すでにてしがれ目くらめき、[illegible]を打つと叫ぶ、[illegible]悪右衛門は、生け捕り[illegible]、[illegible]上つては、[illegible]と[illegible]、[illegible]はつつと伏し、無念[illegible]、[illegible]りけるが、必定[illegible]、[illegible]、指[illegible]に[illegible]、[illegible]見[illegible]

る折から、何として遁れ來りけん、葛の葉それと見るよりも走りつき、「是れ待つた早まるまい。」と、抱きとめられて振り返り、「此方は如何した來た事ぞ、兩親は怪我はないか。」「はて親達は如何ならうとも、お前に心ひかされて、鎗の中を來たものを、見捨てて置いて死なうとは、聞えませぬ。」と喞つにぞ、保名も諸共に目に涙、「扨危き事かな。」と、互に抱き縋りあひ、わりなき妹背となりにける。かゝる所へ與勘平、息を切つて馳せ歸り、「爺婆を御供して、府中の邊まで送り届け、主人の身の上心許なく、取つて返す道にて惡右衞門に出つくはし、暫く戰ふ其の間に、やうやう遁うて葛の葉樣、御心底聞きしことゝ喜び勇む向うより、又やらぬ／＼と惡右衞門、大勢引連れどつと[illegible]へし、葛の葉を見るよりも、「扨こそ／＼、推量にたがはぬ女が不所存、保名主從討つて取り、姫を奪へ。」と下知すれば、與勘平「最前手並は見せ置いたに、性懲もなきうざい輩、此の奴が引導にて、こゝで信太の土となれ。」と、わつと叫いて切つて掛れば、只一人に切立てられ、「皆來い／＼。」と跡をも見ずして逃げて行く。保名大きに悦び、「天晴手柄奴殿、長追ひは無用なり。」「彼奴等が逃ぐるも與勘平、拙者が追はぬも與勘平、御夫婦中も與勘平、是れも偏に信太の神の御惠み。」と、旦那を祝し、[illegible]、御出世を松の葉の、す、住吉に歸つたる、津の國安倍野は我が本國、暫くかしこに引籠り、時節を待たんと勇めども、立つ足さへもよろ／＼／＼と、風に揉まるゝ柳の枝を、杖よ柱と葛の葉が、夫の手を引きいたは

[illegible]

第　二

[illegible]

お氣遣ひ遊ばすな」と、御意に乘り出す早船主税、御前を立つて勇み行く。小廣間の杉戸押開き、執權岩倉治部大輔、聲をかけて「是れ〳〵主税、當もない他國の詮議、遠道より近道に、此の治部が老眼で睨みつけた詮議がある、此の筋道を糺すまで、旅用意入らぬ物」と、主税は次へ岩倉が、座敷へ通れば左大將、「ヤ」治部大輔、只今の詞の端、何かは知らず近道とは、聞かぬ先から心地好い、サア近う寄つて其の入譯、近う〳〵」と主從が、膝と〳〵を突合はせ、「此の年まで狙ひ付けた心の的、直にこれも外さぬ眼力、六の君の隱れ家、嗅ぎ出した近道、あんまり近さに、聞いて悔り遊ばすな、ほかでもない、御家來內、拙者には現在の聟、蘆屋兵衛道滿といふ鼻の先の近道」「いや〳〵蘆屋親子は無二の忠臣、何を以て二心とは」「ア、殿、甘い〳〵、忠臣顏に得てはまる、夜前四つ過ぎ、門をたゝくは娘のつくばね、夜中といひ徒歩跣、何故にかへりしと樣子を聞けば女のおしきせ、悋氣からの夫婦喧嘩、其の悋氣の根元が、某の見つけ所、蘆屋兵衛が屋敷には、陰陽の守護神、吒枳尼天を勸請、不淨穢れを忌むといひ立て、家內の上下は勿論、連れそふ女房も寄せつけぬ、彼の吒枳尼天の圍ひの內、世を忍ぶ女の泣き聲、これから起つた娘が悋氣、詮議といふは爰の事、世を忍ぶ女とは、疑ひもない六の君、主の仇を助け置く、不所存者に娘は添はさぬ、他人となつて此の治部が、急度詮議仕る」と、語るもよしや蘆屋が難儀、蟻の穴から堤の崩れ、うたてかりける評議なり。左大將も、

分別して、こゝを、さすが老功、目のつけ所、殊に兵衛が嫁は、左近太郎照綱が女房、妹その
命、いよ〳〵其處を思ひ助けなば、直に先へ渡す筈、我が居城に[illegible]、その
まつて聞へば、人も我も共に亡ぶ、今一度根をおしてと、申す事果てずまゝ、うたがはしくば[illegible]
詰、御前にて申さうと、お次まで同道[illegible]、それは幸ひ、[illegible]
をもって[illegible]、[illegible]の罪を持つ前で、[illegible]、主従[illegible]
聞の指図につゞばねが、思ひの數やみたの川、[illegible]淵と成、うたて情の[illegible]
御前に罷出でにける。[illegible]、さすが身の上、心が[illegible]
[illegible]
[illegible]
いて、[illegible]
ねば、[illegible]
[illegible]
[illegible]
すぐ[illegible]

ひとり歸つて、いまだ十六で申し上げましたが、あなたの兵衞道滿殿は、嫁入させ其の先へ、つくし前から目利して、私が目に雛の際の札、文玉章は數知れず、附けまい物が隠れない物で、先づ第一器量が好うて痩せて太りもせず、男ぶり武藝に勝れ、奉公に私せず、歌を詠んで詩を作つて、手詰み悉く茶の湯立花扇の手打、囃子はぬけ物、まだ肝心の蟄を落した、陰陽道は見通しの卜方、ほんに子の刻稽古揃へ、數へ立つれば蘇へるたが、なゝこゝにあきつき事のおほいきつ男、焦れ死のよし、たゞ所を呼びいだす御仲人、それからは又嫁入を、待つ程に〳〵、小さい時正月を待つたやうに、いとゞ急ぐ月日に追付いて、嫁入したは一昨年の、ア、一昨年の、案じの嬉しさに、忘れにくい月日を、ほこすか、其の御方が思えてござる、この月六日、其の誕生々々ありさうな、其の誕生も好い程にしのお置き、前置きが長過ぎて、殿も御退屈な、イヤ長うても退屈でも、言はねば聞えぬ、あの草紙の物語さ、序文を聞かねば末の段が捌けぬ、御退屈にござんしよが、祝言の口開き、お聞きなされて下さんせ。三月は花の縁、散りやすいといふ心で、取り結びもせぬ月と、人の思はくは嫌り、吉祥といふ唐土の書に、桃の夭々たる、その葉蓁々、この子爰に嫁がば、堅い様に聞えれど、假名でいへばつい嫁入、其の夜しん〳〵しつぽりと、寝てからが猶好い男、こんな果報な目に逢ふも、殿様の御なお蔭と、聞いた妻有に、御所のかゝ一度に…、何…

女を伴ふて、親分さもしてはならぬといふ、上の者がと言ふた事を、謝まるとつてくれと新に、いや、それぬ
伎藝者ども六、女子は不順近寄るなと、七甲げふ寂い様なら、、天窓程が冥ふさくて、成程そうと
さし見定、公開をすれば暢く噺、其はとてかつと氣がゆけれし、ふん込んで穿鑿したて、そろ〳〵、髄
かに見届けしと、其の夜はわざと画日に出さず、四時の夜も又四の夜もな二「ふ三二度まで度も試し
とは、学腕良い絵う様へと、此の人大勢なに氣欺ませてまい、ミさらしとうらやこ一、さ暑痛こした
代りには、前後にきこへけて、隠しくみある人のこそ面哀、しかも見憎い女子が、まあそうな奇つ
て、逆いに日を遂いの行くうつたが、思ひ弦の振れ、、明の滿たい與ら明人で、、まア下駄、あれ
わやれやいに、てまおかとはいはず山「、そこ手触い、八時み晩下獨り出に對二、わつと体み
よい、能うみげ〳〵と噺しをつとお、此がめの行が樋のめやら前への氣、奮に出じや、違いとこか
まくし出す、如何なく〳〵、二と振り翻されいで、これは上に申付するぞ、外々の色も揃ひし、様次り二
目前もやこ、損保も別なきし見こ、理術なるぞ紛嘶なかとそまで致されて、「それなされ〳〵、そう此
の時に見ふでは、婆とびの躁ない、元服足ひを守義り哉、八百八屋宿直と調べ、見なわがんとはない
疾々と言八百、男の切こい氣にもなつたか、巌が監する嘶、躁い夢去口の前とへ、と、神も心を些
つはす、微げ上品に目を帥走り、皆氣遅くり懸念の話、遣物じゃこた盡し、人に莫でらないこやぞ、

疊叩いつ身悶えし、恨み歎くぞいぢらしし。左大將、治部に目配し「ホヽ、そちがのが皆道理、胸の屈託晴らしてやらう、ヤア誰か有る、蘆屋兵衛に急用有り、只今參れと申して來い、早う〳〵」と使を立て、「コリヤ〳〵治部、兵衛が來次第意見して、裝束の間で杯させよ、機嫌直して奥へ行け」と、詞に上げておとさるゝ、夫の難儀と露知らず、はつと嬉しさ疊に額、「つくばねが身の一期、忘れまい御情、爺樣呼んで下さんせ、外の挨拶千聲より、お主のたつた一聲が、蓮台へ釘が利く、ほんに〳〵お主の光は嚴しいもの、親の光は七十の、頭の几はた光ぢやこと、ほゝゑみ立つて奥へ行く、「ヤア邪魔もかたづいた、蘆屋が來るに間も有るまい、此の治部が存ずるは、組手の者を隱し置き、引括つて御穿鑿。」「ア、老人だけ息短い、拷問は奥の手、大剛不敵の蘆屋兵衛、麁忽の手向ひあぶな物、何ことなげに氣をゆるさせ、身が前へ引付け置き、留守へ廻つて若倉は、かれが屋敷の勸學所、ぶちこはつて詮議をなされ。」「ハア、あつぱれ〳〵、御分別出來た〳〵」と諾く所へ、「兵衛殿御出仕」と呼ばはる聲に、左大將、「治部ぬかるな」と言ひ捨て席を立ちにけり。「急御用氣づかはし」と蘆屋兵衛道滿、するする〳〵と打通り、「ヤア舅殿、是れに御入りか、あわたゞしき御使、御用筋氣づかはし、貴所には御存じ候はぬか。」「イヤ何事も承らず、そこの出仕召されなば、裝束の間へ通せと有る、御用の筋は衣紋の氣か、さなくはお好きの繪の儀か、まあお目にかゝられよ。」「然らば左樣に」と立ちけるが、「イ

お前様もいてござるか、夜前女房つくばねが、何やら無性に腹を立て、イヤ是れは内證、先づ御前へ御用しまうて御意得たし、後刻々々と奥に行く。しすましたりと治部大輔、玄關へつつと出で、「是れこれ主税、暫時も猶豫の成らぬ大切の御用、御名代の所司がお尋ね」誰々、といふ聲聞きつけて、いそいそ主税に傍輩いで、引立てきたるを引寄せて、「罷上御免」と乗り移れば、つくばね奥より走り出で、「主税様のお身の上」と立ち塞がり、「これ小賢しい、何故とめる」「何故とは愚か、様子残らず聞きました。お前を訴人にやりてはならぬ。女房の口から訴人も詮ない、ただ一言たのむ義がござる。此の身に添へて見て、待つて下され」待ち給へことと手を合はすれば、からからと笑ひ、「そつとは誰をた、夫つたれば縁は切れた、極人の詮議に何條と面、其處をたちさらずば脇腹にかけ」と乗り出す、脇ら二つに平首とんと両手をかけ、聲もかよわき女の腕、踏みしめ引きとどめ、肌も宙に戴、骸のままうつ子の身には、愛宕の呵責と恐ろしや、父が邪見の心から、母を殺すや、繋ぎ無い命。なしまひつまくなくて、身は捨小舟荒磯の、波にもまるることとくに、引いて引かれつ、ほたえて取つて、鐙の端はたと當てつれば、其のままの、あつと叫ぶ聲の間に、其の聲ばかり、刃に取つて、身を寄せて、臥れ伏し、觸つる手の邊に、當座の思案に一構へ、世間に天を翫ぶ所、胸の中の諸品に、入日影に輪がつき、世界に何かとおどりに、掃除に常にも精め、しやかと住居らいて、しれた、奥様が留守と見て、何處にかすいと

いはれまいで、御奉公に氣が張る　それは左樣よ此の奥樣、お里へふいとお歸りなされや、首尾の仕舞は何うつくの。」「イヤ深う案じやんな、日來お中の好い御夫婦、一日二日はたつた隙い、ひとりの笑ほるお一人樣、寂しさに呼びにやつた、戻りましたで濟もござないなう、家になうてならぬ物は、上樣と女房と、世話にいはふ仕かないおいたう。」「ほんにさうぢや、こちらも首尾ようた參勤の、相應な好い男の上樣になりたい」と、日を繰く折にそおれ、供被衣の介添も、親子聯さまれる飯の物、弍奉に早きへる、一それ何といはぬかの、中奥樣のお歸りおやこ上と、さはあき待つて戸を開けさ、れたおで兵衞が妹、左近太郎照綱が妻の花町、身をほいしけにたち出つる、それこそや奥樣が違うたわ」と、明いたる口の乘物界は、とてかは急ぎ歸りける。女子共袖引合ひ、いつものお里歸りとは違うて、附きもない裸乘物つつと持ちかけ、さして又、往にしなのいつしよなさ、花町樣のお顏持ち、胡何やら濟まぬ譯らしうて、ひよんな事ぢや。」と呟く聲、聞きはつつてお茶の間が、此方の奥樣がお歸りで、寂しうて悪いに、代りにおられさんしたりや、賑やかになつて嬉しい。」「エ、こゝなはつさい、つかつか物をいやんな。」と、叱るを聞くも身の辛さ、花町が目は涙ぐみ、皆の推量におがはす、厭かぬ中にも添はれぬ義理、夫左近太郎殿、暇やるとの悲しい詞、我が身の上の嘆きとおい、せつなきは今の噂、兄嫁のつくばれ樣、お里へとは氣の毒や、兄兵衞樣にはお屋敷にか。」「アイ旦那樣は御前か

ら呼びに來て、先程出仕なされしが、一[illegible]下[illegible]、[illegible]に[illegible]、おやす

みなされてござりまする、これを知らせにとさつく引きとめ、「是れ[illegible]、[illegible]體[illegible]、[illegible]

ずとわしが往こうしたが常しはあがへ、大は何うやら、皆の葉方に來てたもや。」と、しをくとし

て入りにける。門前に轡の音、暫く聲も高き、[illegible]の仰せを蒙[illegible]、[illegible]大輔[illegible]、詮議行つ

向ひし。」と、股立ちながらつゝと通り、[illegible]に[illegible]、[illegible]に

集[illegible]、[illegible]と[illegible]出で、「ヤア治部殿、[illegible]、近[illegible]、[illegible]

も果てず、「ヤア[illegible]自慢、笑止々々、詮議の筋は[illegible]

[illegible]、打ち[illegible]、[illegible]

[illegible]は、エ、[illegible]王冤となつけし奇の一卷、[illegible]

[illegible]の御下知にて[illegible]、[illegible]、[illegible]

かまへ納め置く、若し[illegible]

せ。」「イヤサ治部が[illegible]は格別、此の内に[illegible]と、[illegible]

其の[illegible]は六[illegible]、[illegible]

が、[illegible]

寄して女性を此の内にとは治部殿の氣のまはり、可愛氣に何嫁が嘘をつくぞいの、置かれい〳〵。」「イヤ覺えなくば戸を開け、内を見せねば臭い〳〵。」「イヤ明けてお目にかけたうても、見らるゝ通り錠を下し、鑰を倅が懷中致せば、御苦勞ながら歸宅まで。」「オヽ其の鑰治部が持參せしこと、ずつと寄つて大の錠、老いの拳の古力、ヤアえいうんと一捻に、さしもの手強き繋物、ほつきと碎けて飛びちつたり。將監見るより岩倉が、肩骨つかんで反ね返し、「尾籠なり治部大輔、鑰で明くれば言分ない、なぜ捻ぢ切つた、年こそ寄つたれ蘆屋將監、留守を預けし倅へ立たぬ、サア此のうちへ爪先でも入れて見よ。」と、反うつて睨めつくる。「ハヽ、化の皮が剝げかゝるぞ、やけと出てひこつくか、捻ぢきらうぞ、打ち破らうが、岩倉が私ならず、左大將の御指圖、使者を切る氣で反うつたか、目を切るか、サア拔け。」と威光をかさにきめつけられ、主といふ字に打つ反りの、刃も鈍り手も撓み、息をつめて控へ居る。「ホヽ、此の上左樣も有るまい。」と、圍ひの扉踏み開き、驅け入れば女性の聲、わつと叫ぶを引つ出でし大膳の生盜人、「ヤア六の君を見ておけ。」と突付けられて、ハヽはつとあきれし許り詞なし。花町かくと見るよりも、父がさしかへ脇挾み、走りよつて「是れ治部殿、六の君の御家來、左近太郎照綱が女房、控へて居る、厄病の神で敵とやら、其方の詮議で姬君樣、思ひがけなう、爰で逢ふは優曇華の花町、サア遠當に渡しや〳〵。」「ハアほざいたり引つさがれめ、汝に渡してよい物か、其處立

あさらずば眞二つにと、刀の柄に手をかくれば、花町もぬきかけて、互にきしむ眞中へ、將監かけ入り押留め「花町は諸取る氣、治郎殿は渡さぬ氣、爭ふ雅ては互の越度、此の場に罷る有つては、お使者の越度、爰が一つの了簡所、六の君姿に御入りとは神もつて存ぜぬ、某、見屆けたらん上は、我に預け置かれよ」と、越度にならず、事にもならず、武士の義は他人より、親子の中が猶嶋家、斯にも隱す癖の心底、尋ぬると言はぬ、手を下げる治郎殿こそ、迷ふる胸に今命そむく義中しやばなりと人なしい、暴人の同輩、もとより事はれに、痛けずば前けぬまで、否の根が伸び過ぎる、本を引いて置る身の身、使者聞はいやも一度とは無ござる、百日限りなれば是非預る」「ヤ、成らず預れ」と綱を弓手に引寄せ、馬手に刀ぬきはなせば、親も娘も拔き合はせ、切り合ふ中に絶えくの、息も苦しき六の君、見る目は身にしむ花町が、打つて掛る將監が、切つてかゝれば振返り、戰ふ顔氣劣らぬ勇氣、言もな踊の影響く、胸はとゞろく、暮れつゞ、鐘の聲も六つの丹、遂せしと追つかけ、切り込む太刀風人に、見かれる、夜

和主が事、御前を早く退出せしは、女房が嫉妬の間違、事あらはれしと推量し、心底つゝまず申し上げ、主人の手前さへ、ほつと時節を待たれ、時の間も早う聞きたくば、なほ帰つて主人に聞け、行にやうな道ければ、縮緬で包むまでもなし、縮緬上には縫う縫うた、はやいさかして面白い、なほ帰つて文来なんで、六の君様はなぜ、これを繕つからた隠えて居ますと、跡をも見せずして逃げかへる。道満は癪君の御打擲の御手を取り、座敷へ移しまゐらせ、此時道満に打向ひ、これ実は小野の御息所、御寵愛の六の君、此の頃はこさせ給はぬとし、御父好古卿の御愁傷、尋ねる姫を隠し置き、何へ今のしだら、現にも知らぬ汝が心底、訝しつゝと有りければ、いやいや御不審の段御尤もなら、姫君をかくまひしは、左大将殿へ御忠義、道満が今日まで、胸に納めし忠義の細腑き、妹もそれにて承れ、浅ましや左大将殿、官禄不足無きお身が、下々に劣つたる娘をあこに出世の望み、御息所御懐妊おそなはるも、六の君が有る故、殺してしまふに御思案一決、談合相手は治部大輔、某を密かに招き、陰陽道卜の奇々妙々、人を呪ひ殺す秘文を書かせ、奏聞の裏門北向の柱に貼り、六の君をそびき出し、石川悪右衛門にいひつけ、ふびんや池にて失はんとの御企て、留めても承引なき主従、逆つたる非道の悪念、六の君を殺したとて、御懐妊あるべきや、却つて人の恨みの報い、終には悪逆顕はれ、御身の滅亡遠からぬに、如何はせんと肝胆を摧しみ、所詮主人の望みの如く、御所はたびたび出すとも、お命を失はずば、後日

[illegible]

は跡見送り、「さつても嬉しい頼もしい、兄様の御心入れ、聞いてさらりと私が胸も、打ちあけて申し

[illegible]

是れ此處のしるしとはこゝ、ハテそれなる證といふ譯は、姫君の此の間見させ給ふ館の騒動、方々へ一散に行衛しれず、神佛へ駈だてして、呪ひの祈禱のと、奥へたとしたる[illegible]へ、呪ひ氣と取りわが前へ、様の[illegible]の試み湯様にまで張つたれど、其の秘文に氣のつかず、遙か後に見付け出した、照菊殿にさすが日高、是れは尋に聞き及ぶ[illegible]の妹、今此の場へ行けた者、道満さまの外にない、主人を失ふ姫の妹、咎ふ事[illegible]、暇乞ふ、とはいふものゝ其の企みたくは、此の[illegible]しの詮議して、兄が首切つて來いとて、與まつた折つて來うと、請合うた身が其の日、罰が當つて罪ある不思議かな、何れもあらう兄が[illegible]ひに精魂して下さんして、六の君様お供すりや、何處も彼所も[illegible]先に、父上の為、何樣に、お剣添へて上げ給はれって二、思ひあまりし願ひなれ、ハテ[illegible]アテつけ者、六の君様して[illegible]と、そこの所も知らねでない、道満が與う[illegible]す、主人の惡名惡顯を憚り、心を碎いた氣がつかぬか」「ヤ、申し其處の所も知らぬでない、ハテ左大將樣の惡事をいひきへせねど、サア濟むと思ふた、濟まぬ[illegible]すと、秀鑑殿のでないか、武士の義を食ひながら、道満が罰ぞ[illegible]と聞く、六の君に御満足かせ、其の髪をすけよというたはな、此の曉に御首を」「ヲヽあんたをそこにて、近頃痛はしくは存ずれど、主命是非に及ばずと、胸は涙にくらむごふ、花町はつと氣もおちて、とかういふへも泣き居たる、秀鑑は兄妹の心を酌みて控へしが、ヤレヤレ道満、左大將の御下知、與まつたと請合うたから、成程なく、聞はかしに

は遣方なく、先刻確かに御前にて。」「ア、[illegible]

[illegible]

ことも十人並なれど、姫君には似もつかず、殊に目聰い左大將殿、討取られねば破れのもと、さらばなか望みは叶はぬぞ。それならば外に誰人で、能う似た顔がござりますか。」「有るとも〳〵、外までもない、斯う並んだ中に有る。道満とかあつて此の中とは宰相の妹花町より外にはなし。」「イヤあるある、億兆の人間にたらすと雖も、似た顔も有れば有るもの、六の君の面差に、自分達は其の顔が、天地の間にたつた一つ。」「ムウどれ其の一つは。」「オヽ、六の君に能う似たは、將監が此の首と」いふに驚く首りなり。「エ、父上ふつほどな事おつしやれ、玉の様に透き通るお顔と、六十にあまつた皺だらけの白髪頭と、まだ其の上に姫御前と男と、若衆と言はうか、お月様と泥鼈ほど違うた、お気はのほりはしませぬか。」「オヽ、違はぬ所をとくと聞け、兄は主命、討たねばならず、討たしては妹が立たず、中を取つて某、六の君を連れてのく、すりや親とても見遁されず、追つかけて道満が、將監を討つ間、姫は逃れ落ち給はん、申譯に白髪の此の首、右の様子ようしなせ、忠義にかへて親を討つ、ぶ心なき道満、左大將殿でつともいはれず、それなりけりにことは濟む、とゝろ凡けた此の首でも、身代りにたゝれば、なり樣が有る物ごと、一つの命を兄弟に、わけて忠義を立てさする、親の慈悲こそ有り難き。道満はつと恐れ入り、「我々を御不便の餘り、お命を捨てんとは、勿體なや畏れし、道を守るは忠孝の唯二つ、妹が心底問ふに及ばず、不孝と呼ばれ忠義は立つまじ。」「イヤイ兄樣さうでご

ちやへ、女子の恥ぢまする、此の事計りは甘々に[illegible]母が、[illegible]他人の縁まで、他人に[illegible]花
町、心さへに正義を存ずると申す、出かしたり、我々も其の通り、數度相續を[illegible]、いつも京
引出しられ、一寸心を鎮めて申しける、一寸本心の誠にして、兄妹ともに亂れ[illegible]、所へ、純
言、足もよい、道義が[illegible]せねば[illegible]は致しませず、[illegible]、[illegible]、家にて[illegible]事を一
下向、宿場の[illegible]は一同し、[illegible]と[illegible]、行く、日に[illegible]にも、
ませて、親子の心[illegible]に、つれて、[illegible]の[illegible]を延び[illegible]、其の[illegible]の、重い[illegible]
[illegible]まして、親しく[illegible]は、[illegible]心[illegible]、秋心の寂しさ、柱を倒し抱き来る
花中は浮ぶ人、[illegible]を、[illegible]と思ひ[illegible]、何な言ふ事を[illegible]、娘も見れは
縁のつゝはね、一[illegible]花園を一、[illegible]の外、[illegible]を上に[illegible]はたらい、かの[illegible]の家上にも
あるれた、と言ふ者、[illegible]の[illegible]人、[illegible]、[illegible]にも[illegible]なるいは、
への若は助けと、[illegible]、[illegible]を、来たに、[illegible]はどうであらうの[illegible]と、[illegible]の上、の事の二相、
閉まことあるま、[illegible]のまつ、たうに、その[illegible]、其の[illegible]、[illegible]を、と言ふ、一
つた、[illegible]、[illegible]、その死を[illegible]、[illegible]、[illegible]、すれて、[illegible]の本[illegible]、一切
して下さんせ、と、[illegible]か[illegible]を撫でゝ、[illegible]も[illegible]せ[illegible]て、[illegible]も、と思ふと、[illegible]に[illegible]る

や。」「ハテ夫の屋敷へ戻つて死ぬるが、親と一つでない言譯、サア切つて。」「ヱヽ何の切るぞいの、心はしれた、疑ひはれました、私が今日戻つたは、兄様を夫の疑ひ、其方ばかりでは心もとない、今宵八つを相圖にして忍び入らう、すごされと約束、左近殿が後楯、お前と私が心を合はせ、姫君様をたすける。」と、二人が談合物陰より、窺ふ蘆屋道滿が、耳にこたへる八つの鐘、すはやと松の枝押分け、忍ぶ出立は夜廻りの、裝束凛々しき兜頭巾、「ヤアござんしたか、待ち兼ねた。」と、いふ聲高しだまれ默れと仕方で留め、ふはと飛んだる足かるく、うなづき合うて三人一所、勝手覺えし廊下の脇道、鼻息もせず忍び込む。時も違へず又高塀の、屋根にすつくとたちつけ羽織、同じ出立の兜頭巾、塀を折節人はなし、心安しと門口の、貫の木そつと明けかけて、退足の勝手まで、仕濟ましたりと忍び込む。先へ入つたる忍びの者、六の君を奪ひとり、廊下を傳ひ立ち出づる。道滿手槍押取つて「ヤア何處へ／＼、顏は隱せど左近太郎、尋常にお供はせで、盜賊同然の行跡、刃物汚しに命は取らぬ、姫を置いて立ち歸れ。」と、聲かけられて返事もせず、姫を奥へ押しやり／＼、無二無三に切り蒐る。さしつたりと槍取りのべ、突けば開いて打つ刀、はつしと反ねて隙間なく、弓手の脇腹馬手へすはと突き通せば、うんと叫んでどうど伏す。花町見るより夫の敵、遁さぬと切り付くるを引外し、片手につかんで捻ぢ伏すれば、「ヤア、其の娘、過ちすな。」と頭巾をぬげば父將監「ハッハァ南無三寶、早まり

しく〳〵と歎く道哉、花町も共にうろ〳〵泣きゐたり。將監深手にもめげず、もとより怯まず、二年前此頃の闇討、故

には寄りしが、劣らぬは謀、兄妹を不便に思ふ、親の料簡を聞かぬ故、裏門より左へと忍び出て、

又我が内へ忍び込む、親の心を其道も構ひ給ひしか、左近五郎が来たともしらず、忍び込み来ふ、

左近五郎と心得て、妹といひ妻といひ、我が手に掛けし我が子の可愛さ、それと知れれば本望ぞ

や、先達而より、其の方の恨を晴さし首尾、顔をかくして討ちしと、白髪首を上ぐれば、道哉も

花町も、花町夫婦の中、兄妹中と違ひたと、心を砕きし我が最期、思ひしとは思はぬ、亡き跡の供

ひとへ、倩と呼ぶな供養と、兄妹中にしたるものが、冥途の土産でおぢやるわいのと、顔も涙に

むせかへれば、花町悲しう道哉が二人は二人でかゝれ、加との五郎、せきくる印籠な

き御最期やなと、ひつと伏し転び、歎き悲しむ其の中に、道哉涙押し拭ひ、……と差し出す

しなしたり、其武蔵の余力にて、陰陽道の道を明らめ、天地の変化人間の禍福、指す所を違はぬ

ず、又は箱に入れて隠せし物を、旅まで一つもうらなはず、亀甲も通じ、真正の根元をなす、

鶯法術に青を見ず、僅か一本の亀甲算、父もしらねばはや卜りし旨、陰陽師の上へ、其のみこし

下領を辞し、左近は不肖の身、その真言名ん手より、道哉を一手に取り……

に一言も語らず、とかく花町と共に、ながらへて、婦に……、いずれ……

是れ道滿、早まるまい。」と聲かけて左近太郎、[illegible]くはゐ[illegible]にて[illegible]は[illegible]にて来る、見と
[illegible]、許しは、[illegible]御[illegible]、[illegible]不孝の[illegible]、[illegible]、臨終の迷ひ[illegible]
[illegible]、[illegible]の命に[illegible]の君の御介抱、彼と申し[illegible]、仇の難
[illegible]御厚恩、[illegible]、[illegible]の恩義を感じ、[illegible]御前へは
[illegible]に[illegible]、御安否[illegible]往生遂げた。コレ聟殿、つくばね殿、いづれも寄つて御臨終に、今
近う／＼。」と取り廻せば、苦しき中にも莞爾と笑ひ、「オ、[illegible]い聟殿、[illegible]の名も[illegible]、今
こそ嬉しい隠居の宿替へ、安樂世界で樂しまん[illegible]、槍引きぬけば老いが身の、[illegible]も息も絶えにけ
る。人々叶はぬ道なれど、今更慕ふ別れの涙、惜しみ悲しむ聲々に、八聲も[illegible]明けわたる。治部
大輔は別離ごと、門内へつつと入り、「ヤア六の君まだうせぬな、サア此の檢使が見る前で、[illegible]つぱり
いはし、首渡せ、早う／＼。」と罵つたり。折惡しければ躊躇ふ間、槍押取つて後より、南無阿彌陀佛
「つくばねが、念力首骨へぐつと通り、ぎやつと一聲岩倉治部、日來の我武者も急所の痛手、只一槍
に死してけり。つくばね死骸に立ち並び、槍の穂先を逆手に取り、咽笛に押しあつる。道滿寄つて槍
もぎとり、「[illegible]への言譯、斯うなうては叶はぬ筈、左大將の惡逆、皆此の治部が[illegible]、早いか遲
いか遁れぬ最期、時もかはらず日もかはらず、其方が親我が父、互の子供が手にかゝる、例は末代よ

ら、おれも、百姓の姿あらためん」と、指添ぬいて髻はらひ、「蘆屋兵衛道満、今日より武士をやめ、陰陽の博士となつて、形もかふれば名も更め、道満と書く二字の訓を、音に[illegible]、肩衣[illegible]となげ捨つれば、つゞくおも我が黒髪、切つて捨つる身存へて、舅親の[illegible]心、[illegible]しくの、[illegible]、尤もの[illegible]、名も[illegible]もすむれば、不孝の人口のがるゝ道理、もとより陰陽[illegible]卜[illegible]、[illegible]国家の宝、[illegible]、[illegible]、討たれし死骸の言訳有りや。」

[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]して咎めも有るまき、[illegible]の[illegible]、[illegible]んの[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]たった[illegible]、[illegible]上、[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]、[illegible]最期は[illegible]、[illegible]に入[illegible]、[illegible]、一つ血筋に[illegible]。

第　四

[illegible]の[illegible]、[illegible]にとて思うて、覗きやしをらしや、色づいたこ[illegible]、[illegible]らしさ、色づいた[illegible]け[illegible]、[illegible]

筋よみいれて、大名縞織りて著せうの、所も安倍野のあしがきの、間近き住吉天王寺、堺南宗寺に歩みを運び、父は我が子の出世の祈り、母は心の恋機の、辛気辛苦を経横に、さをなぐるまの手すさびゐ、子に咄語るんとて見たにけるつ母は機を立に寄さて、いとしいと坊、昨日も父様、此子には悪い癖が有る、日頃取りを稼したがる、今から殺生好んで、鳥に人にはなるまい、必ず蟷螂打るなよ、なぎやさを殺すなと、其時のなごれたを忘れてか、昨一人の與勘平は叢へ行く、留守の間に池へもはまるか、蛇でもついたら母は苦労なんとせう、必ず〳〵庭よりそとで、悪あがきしてたもんなや。サア来い、おおや〳〵、先にから間も有る、乳呑んで晝寝しや。」「そんなら母様、晩には松虫を寳て沢山取りに行くぞや。」「オ、安い事、それも父様つれござらう、小言いはずと、ねんねこせ〳〵、いとしい者を誰がいぢ、ねんねこせ〳〵、ねんねが守は何處へ往た、山をこえて里へ往た、里の土産に何もろた、でんでん太鼓にふり鼓。」樂も囃もいらばこそ、下聞取らすすや〳〵と、母に添寝の稚子は、いかなる夢見るやらん、「母様内にかいの、お添乳なされてぢや、此の頃の雨つゞきでめつきりと木綿の直がよいが、織留めがあらば一疋でも半疋でも賣らしやんせんかい、ヤアえいこと、おもかひおろして腰打ちかけ、ついでに火を貰うて、さらば一ぷくいたさうか。」「アいたしてもらふまい、子供の寝入口、かさ高に物言うて下さんな、今日は父けしからぬ、ついに見馴れぬ木綿買達が、無いて、

ふに立ちかはり入かはり、此方で三人、そして家の内や人の顔を、きよろ〳〵と合點の行ぬ木綿買達では有るまいし」ハテ左様言はしやりますな、合點が行かいでからが、高が天下の町の借屋に住む木綿買、氣遣ひな事はござりませぬ、斯ううろ〳〵と見廻すも、ヤ、何うやら傍に器用さうな、おか様の顔さうや、ごだのご縁組が有らう、貰つてほしやと思ふから、何と貰つて下さりませぬかいの」一口ナ次第をなに嫁うはなる、せめて親は御挨拶へよ、手にもさつはの着せたければ、経ゐも縫ひも織るも染めるも手一つで、内の肌さへ寒ぎかねる、貰ゐ木綿はいかな〳〵、嫁一つここそらぬ、黒い所に長措ナすと、とヽと往んで下されと、凄じければ古手り、ハテおかな様、さうもぎだつこいはすとも、仕事は心にかれる物ぢや、氣だける良う、心の綺ひから、調に是ら有る様に、其の内證つて下さりませ、又御無心に参らう」と、我が挨拶ふしはにして、すご〳〵出て行けハ、〽かよしや、よもない事に暇取りしが、晴しや日脚も八つかしら、其の話は聞ゆもあらう、七つの……はホヽ十六七かと思うて觀うや、しをらしや、けしう様もあらぬ聲はづみ、老人夫婦の舞諦、二十歳程の木とヽて手の、片付けて置りせん、ねんねこね、こゝとた、きつけ、又傍方にさし寄つね、通り懸の木におとなひて、娘めく人介抱し、旅とてもまだ油の、足も輕げにてんじよまと、人の數一の門の口つ〳〵ナ〳〵こヽ、よと父の老人、二人を近付け、倅名の有所聞くと言しく、是れまて同道はした

れども、ふく／＼思へば別れて廿六年、長の年月生死の間の音信もせず、此方こそ知らねども、保名の心底量り難し、先づ其へ一人對面し、所存を聞いて其の上で、母も妻も呼び出さん、暫く爰に影隱せ、いで案内せん、頼ませう物申さんと門に入り、見れども／＼人はなし、奴は保名に徳用召され、あの機音は合槌か、御免あれそれへ參ることと、窓に立ち寄り顔見合はせ、我と似たりと悄りし、興覺め門へ立ち出づれば、女も機の戸引き立てて、織る手拍子の音するのみ「ヤレ／＼母上様、奇妙、奇妙、娘の葛の葉が彼處に機織つてゐるわいの」と呆れ顔「ア、つがもない、是れ爰に居る葛の葉が、何の彼處に機織つてゐる物ぞ、廣い世界に同じ人間、似た人の有らいでは、理由ある事合の一やなう、と寢物の似たといふは、烏と烏雀と雀、其の段ではない、正銘正眞の娘の葛の葉ぢや、試し〳〵は覗いてお見やれ」「それは眞か似た人や、娘もおぢや」とさし足し、忍ぶ間近き衝障子、戸れに二人が息を詰め、覗けば見交す顔と顔、「何かおやおや」といふ聲まで、似はせぬ矢張りくなり、寄つ縋り眞似れ、母の手を引き進み出づる、なう〳〵、顔を見、物が言はれぬ、彼方が誠の葛の葉かこれが誠の葛の葉か、其の日にさへ今となり、手にとどまぐれて氣が違ふことと、我が首すれば葛の葉も、一間を出で遣り、私が心にさへ、おれかあの人か、あの人がおれかと思はれて、眼に涙が迷ふ涙ない、父様とさへも何うといふ、分別なされて下されと、袖に縋れば引きよせて、二人顔を眺めらい、語

息づいたる折からに、すぶ師が要信保者、それと見るより、すでに非道の悪鬼を降したる身は保名が、
ならば命をやつとはにて「それは此方も師同然、先に使へし芦屋道満」と立つ袂をひかへ「まづ々々待て」
我が指図せり、さらに何かの為の事、違ひつとめつたか、われ車す前略よ、引合はされて何の為に、う
すがにこの人の縁切をへ、着仕で心を知れかしの、何に資料で、陰れけるゝ保名もとに寄るへ、是れは
是れは師が、最後の所の、早数の事に姫御前なすが、其罪を責せがいて眼みて来た様に見て、此の節
名を明しけり。お身が保名かよう聞け。大切なる事を、今物の当たる来たやうな、一個の親をつなぐ様子を聞かせい
ハ、ハ、ハ、我が中略を殺らし、師弟の縁を打捨にて、迚みに大きに、七年の上の命にて誓一君
先年蘭新の時、既に兼綱が父の、五年生きたる縁を、中有四時の大な猫は仕ふ、さまくの
企ち、この女を一所にたそらず、殊に蘭有る所は母の、我が女のありと主を存じ。この度
十まろう在、すとまさかの一念も中すにあり、此れよう死まつうらは、彼に成し、我が官
谷に是れ六十日に満ちて、今日はまだ世にあるのか、目では申すとも、細かい調官に任せず、一日
と涙と、今度の元年ら誰を、心は我に命かて申す様に、相持に是非を承ら付ける様、是非とも得心して
つかはさう、みな以て仕付けては、中てるかいずれ、早く見せれば
先づあの橋場へ乗る様に私しいかでか

と、呟きながら立ち寄つて、そつと覗いてびつくりし、色を違へ立ち歸り、「彼處にも葛の葉、爰にも葛の葉、コリヤ如何だやい、こは〳〵如何に。」と顛倒し、奥を見ては呆れ顔、此方を見ては見惚るゝ顔、我物をも言はず立つつ居つ、思ひがけなき驚きに、只茫然たるばかりなり。「オヽ、當惑の體理なり、我も信太にて別れし後、悪右衛門が讒言にて、重代の所領沒收せられ、吉野の山の片里に、世を忍び住む其の間に、貴殿の事を戀ひ慕ひ、焦れ煩ふ此の娘、五年の年月種々看病を盡す所、不慮に此の頃貴殿の在所、聞くと等しく、忽ち病氣平癒し、夫婦がめし連れ來て見れば、思ひも寄らぬ二人の葛の葉、いふもあやまる醒め果てしが、退いて分別するに、離魂病といふ病有り、俗には影の煩ひといひ、形を二つに分くるといへども、それも一つ軒をば離れず、時々形を合はすといへば、それでもなし、正しく是れは變化の所爲か、又は天狗のわざなるべし。我が娘に引合はせ、誠をもつて理を押さば、忽ち正體をあらはすべし、性根をばうずる所でなし。保名心をつけられよ、氣をつけ給へ貴殿。」と、夫婦ちからをつけ給へば、「仰せまでも候はず、我も加茂保憲に隨ひ、是れしきの邪正を糺すこと、唯一指の手段に有り、きつと驗を見せ申さん、各々は暫しの内、見苦しくとも此の物置に、密かにお忍び下さるべし。」と、餘儀なき詞に人々も、「構へて仕損じ給ふな。」と、危ぶむ心の物置の、離れに上りて忍ばるゝ、保名甲斐なき風情にて内に入り、「是れは〳〵坊だあが、おがき草臥れ、此のふんごつて寢た

姿はいの、菊千が母はおはせぬか、今歸りし」と呼ばはれば、前垂取りあへず、いつより今日のお歸りはおそかりし、お風寒にはなかりしか」「いや／＼空も晴かに、住吉へ參詣し、歸りは例の天王寺、なう思ひも寄らず六時堂の前、お身の父莊司殿御夫婦にはたと行き逢ひ、日來の不屆き、恩につまつて挨拶しかねたれば、あちらには一向構ひの氣もなく、在所を聞いた時、嫁に逢はうため尋ねて來たれども、見る通り連衆も有り、此の衆を片付け、日暮にはそれへ參らう、食物の用意は無用、洗足の湯を頼むと、中々心とけたる御挨拶、一つ二つ物言ふと思ひしが、かいつまんでも五年の噺、思はず時移いた、お身も久々の對面嬉しびで、身も大慶」と物語れば、「それは何よりお嬉しや、日暮とて間もなし、用意無用と宣ふとも、なんぞ出さではなるまいか」「否々藥をのみ出し、お目にかけるが馳走の一番、お身も髮に櫛でも入れ、衣裳を着かへ、しほたるとした體を見せまするな、それが馳走の第一番、早う／＼、身は衆とともの物語、此の支度では寢ぐるしい、日暮まで一睡せん」と言ひつゝ奧に寢る風情、見れども驚く體もなく、髮とり上げる其の姿、何處に一つの言分なし。但しは嫁を連れて來た莊司夫婦か、何でではあるまいかと疑ふ心の奧の間に、忍びて事を窺ひける。妻は衣類を改めて、しみじみと奧より出で、臥したる菊千を抱きあげ、乳房を含め抱きしめて、吾はあとすれとてがひ來る、涙は聲に先だちて、暫く咽び入りけるが、「恥かしや淺ましや、年月包みし甲斐もなく、おのれと本性

をあらはして、妻子の顔を見れ限りに、別れねばならぬ品になる。父御に斷くと言ひたいが、互に顔を合はせては、身の上語るも面ぶせ、御身寢耳によく覺え、父御に斷くと傳へてたべ。我は實は人間ならず、六年以前信太にて、惡右衛門に狩り出され、死ぬる命を保名殿にたすけられ、再び花咲く蘭菊の、千年近き狐ぞや。剰へ我故に數ヶ所の疵を受け給ひ、生害せんとし給ひし、命の恩を報ぜんと、葛の葉姫の姿と變じ、疵を介抱自害を留め、いたはり傍添ふ其の内に、結ぶ妹脊の愛著心、夫婦のかたらひなせしより、夫の大事さ大切さ、愚癡なる畜生三界は、人間よりは百倍まさり、殊におことを儲けしより、右と左に夫と子と、抱いて寢る夜の睦言も、昨夕の床を限りぞと、しらぬ昨日の通力も、いとし可愛に失せけるか、今別るゝとて父御前の業でもなく、元より名をかり姿をかりし葛の葉殿、恩は有れども怨みはなし、莊司殿御夫婦を、實の祖父樣祖母樣、葛の葉殿を眞實の母と思うて親しまば、さのみ憎うも思すまじ、惡あがきふつつと止め、手習學問精出して、さすがは父の子ほどあり、器用者と譽められよ、何をさせても埒あかぬ、道理よ狐の子ぢやものと、人に笑はれ謗られて、母が名までも呼び出すな、常々父御前の蟲螻蛄の命を取り、惡な者には成るまいと、只假初の戲れも、母が狐の本性を受けついだるか淺ましやと、胸に釘針刺す思ひ、何程悲しかりつるに、成人の後までも、小鳥一つ蟲一つ、無益の殺生ばしすなや、必ず〳〵、別るゝとも、母は其方の影身に添ひ、行

末長く守らんとはいふ物の振り捨てゝ、是れが何と歸らるゝ、名残をしやいとほしや、放れかねた
なう此方寄れと、抱き上げ抱き付き抱きしめて、思はずわつと泣く聲に、供合一同に走りいで、何
事と聞いたれば、何故に童子を捨てゝやるべきこと、耳にはる聲に庄司夫婦も轉び出で、互ちは
遣らじことて取りつけば、抱きし童子をはたと捨て、影は消えて失せにける。庄司目をしばたゝき、ま
ェ夢ばかり寄くと知つたらば、ふかく尋ね來ずとも住家もや有るべきに、斯様の次第をまた事
やつと、たゞ諸共に悔むは葛の葉も、手付草が哀に見えけるが、さうなう、ことに遠くも母がなくらめ
れ、自らが姿と生れ、自らが名をなのりしも、産んで置けし此の助は、とりも直さず我が子なり、定様
様、お詫びの為にも、真実の孫と思うて下さんせ、この助、今から此の母が手にかけていとしがる
る、今までの母様の様に、母様なきと、もたつこしも嫌むぞや、こ、坊、いやゝと抱き締へば、乳を
探して、「いや／＼／＼、此の母様はおそといこと、狐を連れ下の見廻して、「母様やゝ」と呼びつけに
は、保名を一かれ人妻上げ、「我が身こそ身なれども、狐に実れを逢れば、それ年六年付き添ひ、此の
母を棄てずや、忘れずまで添ひ、中ゝ狐の恋に持つたれと、唯ゝ人は育ちゝより、我は生とも恋か
しまはず、別るゝとも相對にし、信太の森の其の下に、失せにもせよ消えにしことよ、此の儘にては何時ま
でも、逢ひはやらしまい母の姿、童子が顔に合はしとぞ書き残し、障子に一首の

歌、戀しくば尋ね來て見よいづみなる信太の森のうらみ葛のは。「ハア扨は一首の形身を殘し、つれなうも歸りしな、我に名殘は殘らずとも、童子は不便に思はずか」と、奥にかけ入り表に出で、狂氣の如くかけめぐれば、童子も父の跡につき「母樣何處へいかしやつた、母樣なう。」と、かつぱと伏し、聲をはかりに足ずりし、身を悶え歎くにぞ、莊司夫婦葛の葉も、共に哀れに取り亂し、前後不覺に歎かるゝ。莊司歎きをとゞめんと思ひ「ヤァ保名不覺なり、狐ばかりが葛の葉で、我が娘は葛の葉ならずや、殊に殘せし一首の歌、戀しくば尋ね來て見よと讀んだれば、いつでも信太へさへ行けば、出合ふに疑ひなし、エヽ未練散々卑怯至極。」といさむる所へ、今朝より立ちまふ木綿買、一つになつてつつと入り「ヤァ安倍保名葛の葉、信太の莊司見付けた／＼、斯くいふは石川惡右衛門殿家來、雀梢投八、信樂雲藏、落合藤次、主人の御心をかけらるゝ、葛の葉をかくし置く保名は密夫同然、討ち殺して娘を連れ來れと、此の頃爰に徘徊し、今日出つくはせたは百年目、女房が有つても、首がなうては濟むまい、畏まつたと葛の葉を、渡せ／＼。」と呼ばはつたり。老人夫婦足弱の、ことに歎きに氣も後れ、途方にくれて立ち騷ぐ。保名はつと心付き「申し／＼騷ぐまい、葛の葉は童子を抱き、御夫婦を介抱し、裏口を出て影隱した、遠いへ逃ぐるに及ばず。」と、裾引つからげ突立ち上り「愚者に向つて返答なし、葛の葉がほしくば、此の保名を首にして連れて行け、サア來い。」と、かたみこそ今は仇な

れ幸ひと、織りかけし下機の、まねき掛枚巻竹よ、おきりの筬よ杼なんど、はずみを打つて投げかけ投げかけ、たゆらふ所をまつかさと、乙機えいとこご放し、我行る者を成敗の、締といふ機物の、鑑梭見よと振り廻し、日来には似ぬ強勢も、狐や力添へぬらん、激しかりける働きなり。落合は逃仕度、段八雲蔵生兵法、肋と肩間に大痕請け、のたり廻つて死してげり。人々驅け出で、「手柄々々。」と勇めども、葛の葉は勇みなく、「何をいうても私に、乳が無うては何時までも、此の子が瞻まう様がない。彼方に行つても入らぬ乳、貰うてほしい」と泣きければ、「オ、道理々々それまでもなく、一度は逢ねば道ではかなはぬ義理、夜道を行くもただ一くし、明けなば夫婦親子あつれ、尋ねて来ませ和泉なる、信太の森へ」と……

道行しのだの二人妻

昔こゝに契れを留めしは、安倍の童子が母上の、元より其の身に畜生の、苦しみ深き身の上を、語り明してたにこそへ、添ふに添はれぬ住み馴れし、我が故郷へ帰るやれ、我が住みなれし一村の、宿りは秋霧に、立ち紛れたるいろく、宿り、此の身しるかとはづかしく、足爪立てても、ふこ、ちよこくくと爪立てて、所體亂るゝ萩薄、はつと思ひてとめなるを、作り…の間、傾く日影まばゆくて、忍ぶ身のさはりは、此處の人中彼處の往來、それに嬉しき大の顔、さつとした、

そつとさけたつ露時雨、降りみ降らずみ照り降りに、我は古巣へ歸る身ぞ、嫁入々々と里の子の、おのいたいけを見るにつけ、跡にましますちゝはゝに、預け置いたる稚子の、乳房離れてさこそ歎かん不便やと、涙に道も見えわかず、こゝはいづくと白露も、千草に結ぶ蟲の聲、哀悲しいの十寸鏡、末に映りし我が姿、いとしよあの子気に行く野路を、そよ／＼戰ぐ野分につれて、粟やおくれてにから／＼かふか、鬼の如き獵子の音すれば、もし獵人の有るやらんと、原章驚き振り返る、小鳥追ふ家は戸鎖して、とがむる人だにも、ないて身をもや悔むらん、今は悔まじ甦ひと、いとゞ亂るゝ蘭菊の、我はつゝ行けば程もなく、我が住む森の下陰に、立ち休らふと見えけるが、草隠れして三日二日に哀れやこゝにもしは、安倍の童子が母上の、一人は跡にとゞまれど、たつぬる生のかたみ／＼の、一人は人の風ならぬ、其の憂き事に身を恥ぢて、戀しくば尋ね來いとの言の葉に、書き捨てたるをかたみとも、それをしるべに葛の葉は、保名諸共諸袖に、はだしの種のいとし子を、戀し懐かし和泉なる、信太の森へとこゝろざし、振り返り見る弓手も馬手も里遠く、遠里小野や淺香潟、安倍野の跡に難波津の、浦づの浦風烈しきに、風ばし引くな引かさじと、背に負ふてふさり／＼す、きりはたりてふ織る賤が家の砧の音、塚の町も出はなれて、心細道分けまよひ、行けば微かに夕づく日、人顔さへもあらあらと、暮れぬさきより燈す火は、神の御燈かいや白狐の、花に露ちる秋の野か、あれこそ信太に

枕もとに[illegible]、入江を[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]、梢まばらに末枯れて、たゞ何となく[illegible]
[illegible]に、尾花[illegible]招くにこそ、それを[illegible]の[illegible]、[illegible]草[illegible]、引く手にすがり愛らしく、指さ
[illegible]に又[illegible]と、[illegible]焦れて[illegible]、[illegible]
れかあらぬか[illegible]か、たがふ方なく[illegible]の闇に、[illegible]、走りつ[illegible]、見渡[illegible]、影も姿
も泣き焦れ、ゆ[illegible]、抱きかゝへて玉鉾の、よる方わかぬ旅なれど、いそぐ心
に[illegible]、暫し疲れを晴らしける。誰にとひ誰に問はましいはくずの、千
袖に[illegible]、[illegible]介抱し、ア、しんど
[illegible]、[illegible]
[illegible]故にこそ、在にかゝる憂目
ふも覚悟[illegible]に悦びをらとむればこそ歎きとはなると、詠みしも
今身の上。」「オ、さうでござんすとも、[illegible]な縁から苦勞あそばし、お前に添ひたい／＼と、私が輪廻
の深き故、悪右衛門にさゝへられ、二親まで[illegible]、[illegible]
[illegible]
ひもはらしてやりたし。一つには又、[illegible]いひたい事は山々、成程片時も急がん。」と、親子夫婦手を

引き合ひ、彼の隱家は何國とも、知られず知らぬ亂れ咲き、菊のうね〳〵其處よこゝよと、押分け搔分け、「童子が母のい、童子の母御いなう〳〵」と、呼べど叫べど答へさへ、事とふ物は秋の風、野邊に凄る〻葛の葉の、恨みのたねや殘すらん、一枚はふつつと思ひきり、最早逢ひも見もせぬか、エヽ胴欲な心やな、惜しむとも形をあらはし、此の世の思ひをはらさせよ」と、泣きくどけば葛の葉も聲を上げ、「神通とやら得た身にて、是れ程慕ふが聞えぬか、たつた一言童子に詞をかはして下され、此の子は可愛うない事かいの」と、草場にどうど伏し轉べば、辨へ知らぬ稚子も、共に泣くこそ哀れなり。そよと吹く〳〵風身にしみて、心細さ折こそあれ、我が子のきづなにからまれて、顯はれ出でし童子が母、顏も姿も葛の葉に、又葛の葉の二面、二面の鏡に一人の影、映し見たるが如くなり。保名見るより走り寄り、「やれ懷かしやのかしやな」いとし可愛の子を振り捨て、何處の浦何處の里に住まれうぞ、如何なる怪しき形なりとも厭ふまじ、せめて此の子が智恵つくまで、育ててくれよ」と喞つにぞ、「ほんに實に、今までは此の葛の葉に成り變り、夫への心遣ひ、殊に身腹もいためずに、好い子を儲けし悦びは、餘所の歎きとなつたるかや、人に限らず蟲螻蛄まで、親子の別れ悲しうなうて何とせう、況してや是れは心好う添ひ遂げて居る中へ、思ひがけなきみづからが、ほか〳〵と往た故に、當惑しての家出かや、今日も今日とて此の子がの、生の母は無きともしらず、やつはり此の葛の葉を、實の親と思

うせ、心能を逆へこしよ、乳を與へて詮議なうと、淺く、お悲しい〳〵と、わつと許りに伏し沈む。煙
は嚙み絶えざりしが、漸うに涙を押へ、一昨歳の秋を盛りにしてお目に懸るも恥かしく、月額の毛も、あの
華様の姿に下申しわけ、お二人共に聞いてたべ、此の様な賤の身で、さらく夫の色香に迷はず、
御恩を逆るためばかり、年月をまてよしに、それがしが因果の報を身にやつし、苦痛へ流られず、
我が手にて二が九春す内、刑に手此の身の浮恠なば、言はねばならぬ我代となる、人にしられて一日
き、人界の交はりもならず、恥ずかしき物に縫れたり。隣並が上にも悪名時、惟さへ恐れて在す此の甘
蔽、皆の華様頼みたいとて、蔵子の膝に這ひ寄りて、乳母を示め、涙に暮れてけりに誰に及の下。
果報拙きものはなし、有る中にも畜生の、報いなり、人の世の恥、おとなしうなり、よそに浮言往す
るとても、野干の子と軽しめ、心苦しき上にも、これも輪廻の因果、人なら人の報しましよう
と、或は悦び恨みわずか、身もだえしてよ悲しき道に佛名をとなへる念佛を、身の露と消ゆる
き、淫書と聞くど、あさましの人を扣ふまでに、中口の尼法の誓ひも有るものを、悲しさ言へは止まじ
しさ人嫡を勧むるに、其の後めよと見なる、さまにてもや、疾にこの命を延しくうにとうへ、それ
は果の上にもあらぬ事、鬼にも知れざりけん、此身を知しめた其の上に、二度九圓にて世を明は、
五百五十の春を延べ、三後されし、如来法身界のありがたさ、世の苦しみにはつく離し、名種は豊

きじ、さらば／＼、いとほしの此の子や。」と、顔にあてゝ身にそへて、泣き沈みしが、今は泣いても悔みても、返らぬ事。」と立ち上るが、これは情なし今暫し。」と、取り付き、縋りつくをもぎ放し、「此の姿を見たまはゞ、いかな／＼愛着の綱も切られ、誠の形を御覧ぜよ。」と、いふかと見えしが忽ちに、年ふる白狐と身を變じ、我が子の身の上守らんと、見返り／＼、草の茂みに隠れける。[illegible]別れなれ、其の形をも厭ひはせじ、今しばし／＼。」といへど其の甲斐は、あらしにつるゝ狐の聲、草茫々たる信太の原の、草茫々たる信太の原に、面影許り残りける。保名はあわや、[illegible]祈りし甲斐に狐の物、石津の方より来りしが、若黨立ち寄り小脇を抱へ、保名様にて候ぞ、御行方を尋ねん爲、主人蘆屋道満、遥々くだり候ふ。」と、聞くより夫婦目を見合はせ、[illegible]の御尋ね、それへ参つて對面。」と、女房に指圖わたせば、凛々しげに腕まくり、長物閑近くつゝと寄り、「一稲目の敵討ちかあれ、サア蘆屋殿是れへ出て勝負々々。」と聲かゝる、こゝは狼藉と下郎共立ち騒げば、「ヤアヤア、騒がしし、控へれ。」と、ゆたかに出づる蘆屋道満、斬髪に衣裳の袴、保名見るより、「ヤア聞こえた／＼、身におぼえ有る敵持ち、ゆつくりと食が寝られず、態々来て助太刀さする気か、夫婦共も敵は敵、是れなるは某が女房葛の葉、姉聟が相果てしは、加茂の家に傳はる祕書、汝が奪ひしゆゑなるぞや、陰陽の奧義の書を失ひ、保名が歎き晴れやらず、恨を相手に遺人の同罪、サア元の武

方に至り、尋常に打ち出でし、と、思ゆれば、やがてもとの座にかへらんとて、既にかゝる道徳ならず、操なき上臈、父母の意見につきて、嫁ぐ師、鳴呼ぞ、父母の権の有害に、倫理面に背徳なる所、彼の家の一家、其が了する人のよく能はにての事なれど、實ら取らんとせし、世界の社名とも號ぬ一言、甚だ心にかなはず、互に惨事を必ず招き、不孝の輩の世にもなきは、此の結果露に深き心と云ふる語り、此官の事、心に任せず事を選びしが、此の怯懦なる親子の歡喜を得て、昨非ひと、人の同小膝に任せられ、其國の國家の教に従ひつゝ、神の理に耐へ、祈に、さもなければ未だ其の行事は、先師旧説の儘、一寸も讓りし經藏の帯す、然も彼の道にて、その家の尊嚴、我れを生きたる者には運にあらず、我も明へん心魂にて、是れを一時忘却せしこと、実物の内より出し、放り出し、其の青年を思ふ心を閉ぢ、世は隠者数されよ、我れもこに代の心情、鏡はしと共に為せし、と、訓ゐしき行為、保名はつとめて泰長し、しばしば調べをものとは、他人の心の情を、情の心の根本に、保名の面目に、今是為し得たることを、あるまゝよりも身の綺麗、心内に聞きとけ、其日と我が冒記、將に道に奉るれは、保名が世道の誉あらむ、何とて浴を得あひて、露名を殘すも甲斐なし、事ある所の言ひて、我下に流れ落ちにし、今を隠ゆる人々の雪に這ふ、縦ひ血は刺れ二二の目の心に、そして返ここに撃たれて、此の業蹟しく死を請ふ、もし聞かれ給はずんば、直ちに言葉を立てるゝ

ろ、行儀に其處へかしこまりやんす、さうおや／＼、辭宜ようしやる」「是れは／＼大人しい、成人して學問精出し、親の名を上げられよ」と渡せばいたいけ、兩手に受け「父樣めんたし仕まする」と、いたゞき／＼、卷の表紙を打守り「コレ餘所の伯父樣、此の書付は金鳥玉兎、金鳥といふはお日樣の中に有る三足の金の鳥、玉兎とは又お月樣の中で、餅を搗く玉の兎、月日を記せし此の書物、天地の間にあらゆる事、是れを見れば知れるのことと、舌も廻らぬ五つ子の、ぎよつとした事言ひ出すにぞ、夫婦も驚き道滿も、あまりの事にこはけ立ち、顏をながめて居たりしが「驚き入つたる童子の發明、尤も世上の子供にも、四つ五つで文字を書き、繪馬などに上げるも有り是れは格別、月日の異名の理を辨へ、天地のことをしるせし書とは、さすがに保名の教へかた、生先が思はれて、夫婦にも嘸御滿悦。イヤ御中言に候へども、父敎へざれば子愚なりと、本文は有りながら、日陰者の艱苦の渡世、何を教ふる事もならず、やりばなしに育てし倅、只今の一言、親ながら不思議晴れず、彼を産みし母者は、當所に年ふる白狐なるが、先年助けし恩を思ひ、葛の葉が姿と化し、我を育む此の年來、狐と知らず相馴れて、出生したる此の童子、白狐の才を享けつるやらん、恥かしき身の懺悔。」と、聞くより道滿手を打つて「扨こそ／＼、尋常ならぬ人相、かやうの例は唐土にも、美仙娘といふ狐、南京城外の民、黄鐵が孝心を感じ、妻と化して一子をうむ、其の子の名は黄鐵、聰明叡智かくれなく、

斷につなへ一首信合せり。此の句子こそ其の如く、一つに繋いでしかも輪なる、希ていかで高嶺にはおとる
まじし、白鳳調をたたへしぞ時、實かに動とりん三味に下しただ子を事とす其、此で日本の將來
の變にあやことを求めればコハチ適れた事とさしやる、又再も代地刪た代、一時のはじまりは新代天然
と指言へり、變を行事をはじめとする二十、譯に聞くにあり、二十一新譯にて藝術尊重在
傳、あをむく日本に歸とりしは、五十くら年合わたり、「」、書道はいよいよ」、文藝人見とし二十三
十一年の高句めり。六十六つ流との神秘未來の御神、八重垣つくる神秘の目じるし「詩は二十」
ともたちと生死を許えへ、戀の幸をたとして、深行つくりはじむる心ここもと、古代より今も日々にて、詩歌
業蹟うたれんくに、わけて重ねる琴の緒の、世を詠みて秋津島の所、稀のことばに見られは、和琴の緒を
は時に歸り、ひくる譜の言葉に、後世典の時と言ひ、これら作に關せ、かの今昔を愛で吉野や芳
の笛、風雅の島の形、鼠戰の後は空覺の、今日、つ森の里、雄弘の意と近江の湖、一ツ葉の中に道濃
の富士山、若菜九年に断とるとは、今よりをこんとの完成、新代とに堅て一存に、いよいよあ新年の寄り
は古禮、この歌に居りとは此ばなり、米位京都、筆を調子、ペリとい佐れ有野家、く祖みれ十二
さりとも洛中世間で文學、儀器は稀に不作に、世は民衆議山の寄そいま、又ありいたい二は、
天下の所勢の暗等し、かばりの新在で、此自社位の春の秋めりしとものなく、歩道所古くまで、那上でしたなる

ひ合ひ分くる、童子が口のかひなきに、腹をかしたる母狐、さてはあれとはしらい白の、花のまに／＼見えつ隠れつ、消えて形はなかりけり。〽ハアけにも／＼、疑ひなき狐の守護する稀代の童子、[illegible]傳の書を明らめ、童名の安名を晴らされよ、其の義を悉しく道滿が、身不肖ながら烏帽子親、晴明と名乗られよと、扇を開き顯はされ、あふぎたつれば大臣が宣ひ、もとよりり先祖は安倍仲麿、名字をついで安倍野の出生、童子を安倍晴明とは、此の時よりぞなづけたり。道滿声ねて一々いづれもに對面し、日頃のねがひ達する上は、はや歸國と急がれし、ついでながら語れの朝、是れよりはいかほど有る。〽イヤ僅か半道餘り、保名案内仕らん、用の後から追つかんと、話も且は慰みがてら、乗物やめていざ同道、葛の葉は親達の跡を見送り、早ふ來ず、宿にて待てゐると打つくより、いそがれ蘆屋に打連れて、信太の森へとわかれ行く。時もこそ有れ惡右衛門、昔の事を思ひとらんと、手の者ひき具し追駆け來り、コリヤ／＼藤次、足弱を同道すれば、遠くは行かじと思ひの外、保名めは遁ぐるとも、母がねてきた手に入れよと、きよろつく眼に乗物見付け、ヤア乗物へすしつと立ちかゝり、戸を押開くれば葛の葉親子、はつと驚き逃げ出づる。どつこいさせぬと捻ぢ込み押し入れ、母様に子諸共、保名を生捕る好き人質、急げ／＼と乗物かかせひつ返す、向うより、コリヤ待て／＼、やらぬ、奴がやらない、乗物待てと棒ばなつかみ、コリヤ／＼よい／＼、よい所に

ちやうど歸つて來た與勘平、腕が手にふき出された、社膳をもるる惡右衛門、サア乘物置いてつつはしれ
與勘平「こりやすのか、そつと出されるによう與勘平、但し者にかかる[illegible]ここにはりますまいと蹈みつけ、
[illegible]惡樣め、法が命は[illegible]の、[illegible]に切り[illegible]と、性根[illegible]乳母[illegible]、
かかるかけり、切るこの拂い、[illegible]、取つてはなげ入り、[illegible]與勘平、[illegible]
を[illegible]、[illegible]に、荷り逃る與勘平、刀の鞘に狀箱結び付け、ひよこ
[illegible]石川惡右衛門は[illegible]
人、[illegible]拔摸はなかつたか、[illegible]、奴めは旦那の御用、一昨日の朝京都へ
行つ、左近大將樣に[illegible]、お返事[illegible]、[illegible]の國
郡と遊、お前のお噂、どの樣子、びつくり直樣參つたれどマア、手柄の手の字ぴやくらい覺えごは
[illegible]「又あの人の[illegible]
[illegible]一たんほ見ず[illegible]、[illegible]與勘平、[illegible]
るはそ、併しお前[illegible]
其方[illegible]與勘平[illegible]
[illegible]石川惡右衛門[illegible]を[illegible]。「ヤアようこそく石川殿、手柄の覺えなかつたに、

ぶんに來た心中者め、とてもきして下んすない、前髪がよかろもの、すりこくつた色男首、ァ好い器よ、高野六十那智八十、とつてくれんと抜き放し、切つて見ればさしもの大男、立つ足もなく逃げて行く。爲の葉は子を抱き「是れ〳〵危い長追ひ無用、もどりや〳〵」と身をあせる。弓手の敵より落合藤次、「ャア往てやつたこと引んだかへ」、宙に引つさげかけり行く。尾花菅原蘭菊の、しげみに有りの〳〵與勘平、「こりやさせぬわ」と投げ退くれば、ひるまず起いて打ちかゝるを、まかせておけろが早足の早業、切りなでて〳〵追ひまくる。親子は前後左右の中、遁れん方なく乗物の、戸を引立てて入る所へ、二人の奴は棒を摑び、東西より立ち歸り「爰は危し〳〵」と、乗物片手にさし上げしは、唐も摑びの六尺のたま、手柄も對の大はだぬぎ、一息つきし両門の二王、元服したる如くなり。童子は桔梗に顔さし出し「母様あれを見さつしやれ、おれが與勘平が二人になつた、奴がふんじた與勘平」と、手を打ちたゝけば「げに〳〵さうだ〳〵、和子の詞で奴の詮議、コリヤそやつ、ソレ〳〵乗物、おろして其處へ出をろさ」「何さ〳〵詮議とは與勘平、うぬが五體も、サア持ち出せろ」「ャア、サア出るわ出るわ〳〵、サア出たわ」「おれも出るわ、サア出たわ」と、奴と奴が顔見合はせ「己かわれか、汝が己か、鼻の穴のご掃除まで、みぢんもかはらぬだいなしだいもん、でつかり居ゐた二重の姿、すかしけたまで違はぬ〳〵、つく年奴の同作ぢやっ」と、互ひに呆れし斗りなり。爲の葉立ち出で、

「この詮議は仕様が有る。是れ此方の與勘平、そなたは幾年で奉公して、何處の生まれぢや、それ聞かう」「此の姥めは丹波の生まれ、てゝうちぐりが折檻強く、十一でお家へ参り、足手がいさまに精出しても、高が下郎の精一はい、二合半のまつさう頭すりこはつたは十四の春、一両二歩の切米に、ちがひない／＼、お前様もお聞きなされてこはりましよ」「成程々々、あれの語に違ひない」「サア奴が身分は濟んだ、其奴は又何處から出た」「そこから出たとは、天から降らず、地からもわかず、木の股からはなほ出られず、お定まりの穴から出た」「なんぢや穴から、はれ能う出たなあ、シテ切米はなんぼとるぞや」「身が切米は十二両、ひよねぢ紙の煙草代、木綿、羽織、を開前、當世嵐の皮覆ひ、金紋大總がこれあらない受領、神にぶつ往ゐる鳥居の馬場前、こゝをうしてかとつれづけた、二合半の小豆飯、色こそかはれ品こそかはれ、其の本下旬ただ白狐安部にまゝが中間の常陸殿だ、領りに引かれすぽつと出た、奴が出生穴かしこ、人にかたるな女郎花、桔梗、刈萱、藤本香、身は蘭省に逢へども、語の尾花はいつかな出すない」悪右衛門主従は、此の與勘平に打たまかされ、種子の業のお供して、つれていたか與勘平、心得たるといひければ、さつてもさつばり申したり、中間中の尻持とは、頼もしい野干平、若國にまかせお供せう、悪右衛門の若殿、あたつてこ閑に思ふた、臺所ながら一曲見事二、卷子を背におひ乘ける、鳥の羽がくれ草がくれ、忍びて事を窺ひゐる、石川が

手足と頼む猿六、藤内、市八、源太、腕に覚えの早鐘下手、狐としらぬ捕手の不覚、だましおゝせてはつしと打つ、ひらりと飛んで衣物の、上にかゝる〈〈すはよこ〈〈足、仕損じたりとおつ取りなほし、四人四隅に手をかけて、ぐつと下ぐれば売喰と覚え、無造作でのお御馳走、やうさや、ようさ、あれあれ信太の神いさめ、笙に揃へて笛太鼓、長高神詞拝いでくれんと、身は稲妻の通力自在、ほた枝ではつしと鼓打ち、太鼓の拍子も面白や、小唄節にて遊ぶやれ、我が古塚へ戻るやれ、我が古塚へ逃げるやれ、逃さじ〈〈と撃花の穂先、すゝき薄衣の野の、花をおとして、古事じやり、狐の所籍に東、南はや、左右ふさげ、これはふ返原、引寄せて、払い付け蹴み付け、命がらの早瀬、当りのお前のいたゞけと、耳草かけてござる〈〈、すればお坊主にするこそは、よおいごしはん〈〈つゝけふれ、四人は命から〈〈に、向かへ〈て逃げ去れば、これ〈〈くはいけい悦びの、勇く音も時鐘の夜嵐に、音もなまされてござせにける、道満保名は下向道、為の草鞋子異動中、行のおらましきなるにて、上も谷とへに信太の明神、擁護の験有りがたしと、かへりも形の遥拝三拝、絵行くすゝは草深き、誠の体兵気遣ひなり、把竹とも異動中、ないと返事は問商の尻に、向うにたちまち黒ほれ出で、道のあかりは我等の得物、野山も一目に照り輝く、千畳敷の大燭台、それは燭蝋十二挺、是れは狐の手丁灯、為千時中千里、千年功古る文晦の時、姿引きえて蛍十火の、千燈高燈満々け、ひかりを論つる時

時節ゆゑ、此世の門べの出際を、信ずる者の救はるゝ、あなたに逝ける命の終、誠に羨しう存じまするとなり。

第五

貢ふた御方でへしまするは、と見ゆるにおん入となや、貴き聖なる霊名、世々の守の年月も、早く過ぎし時節に、目出度き禁制を守れるを、奇しくも、打ち忘れて、又こゝに時を衞まんと、西の京の黄金よりも、君子の行ひの正しさ、清きも、官の建設をよく一番の、絢爛たるにまさりて、あれども詰まで、見ゆるばかり道を踏み、是が幸ひといふ御恵みし、互に打ちあひ一種の方、今や宣教師の、一文字政務に着手せる後に、お呼び頃、お目にかゝりて、貴殿様がた、御前にて縁に於いて御先年の、其に依りて御上の、大事を申上るして、然るに、御奉公、谷底天下の鼻をさへ閉ぢ、大日本国は三代の、其の面々を聞いて、一寸の内も常住勤請なされよとの御事、此の期に及んで、御身は如何、拙者も謹しみ作るに、今や其はさて置き、書翰に預る次第、此の御使の御趣意に就いての御評議もして上、いふ事の始終に及び、お断りもして置きまゝ、又も此の主の事々、故も、世の中にから御前の首尾、さてこそ組み上げますると、其の上で、何か思ふにつけては、三回迄往くうちに、さてさて、此の禁制を守れ乎、いかに。

ればとて、お召しもなきに押付けて參るは憚り、倅さへ出世致させば、拙者が儀は苦しからず、罷り歸つて明日の吉左右を待ち申さん、コリヤ女房、倅に付添ひ、早く參れ、御苦勞ながら頼み入る。」「スリヤ是非ともお歸りか、然らば御兩所伴ひ歸らん、さらば／＼。」と立ち歸れば、保名も跡へ引返す、遙か向うへ惡右衛門、數多の家來に長櫃舁かせ、先に進んで歩み來る。シヤ曲者仔細ござ有らんと、保名は忍んで窺ふ所へ、程なく來る惡右衛門、件の櫃を橋の半ばにどつかと下させ、主從あたふた押開き、取り出すは藁人形、家來共口々に、「見た所が風の神、流行病の沙汰もないに、旦那こりや何なさるゝ。」「されば／＼仔細いはねば合點が行くまい、是れぞ日頃くい／＼思ふ六の君を呪咀の爲、以前も術にて呼び出し、肝心要で失策つた、それ故今度は丈夫に仕かけ、居ながらころりとやる積り、彼の道滿の内股膏藥、頼んでは却つて妨げ、不斷はしぐ／＼聞き覺えた術を行ひ、是れを見よこの如く、四十四本の釘を打ち、呪詛の文を書き付け、此の川へ打込む思案、コリヤ／＼家來共、みぞろが池にこり果てた、そこらに非人はをらぬか。」と、穿鑿させて、「よいわ／＼、をらぬは重疊、サア用意。」と、聞くより保名飛んで出で、前後の家來を取つて投げ退け踏み飛ばし、人形もぎ取り、「聞いた／＼、殘らず聞いた、惡事の根組、殊に段々意趣有る中、遁れは有らじ覺悟せよ。」「オヽ是れを露顯せられては、主君の大望後日の仇、此方の覺悟より、汝が命に暇乞ひ、それ家來共、遁すな。」と打つてかゝれ

ば、「心得たり。」と抜き合はせ、かゝれば拂ひ裾を薙れば飛び違ひ、付け入れば打開き、秘術を盡し働きしが、運の極めか橋板に、けしとむ所を付け入り付け込み、ばつたり/\大勢寄つて連樹切り、敢なく息は絶えにけり。ハヽア氣味能う死にたり、ヤ跡の難儀は如何なさるゝ、エヽ、ヤ合點、此の儘に死骸人形相住させ、ふかみへつぶ/\、氣遣ひするな、と、主從櫃へ押し込み捻ぢ込み秘封をつけ、サアサアかゝれと手々に舁き上げ、ざんぶと打込む川流れ、「サア仕すましたく/\、者共來れ。」と引連れて、我が家をさしてぞ走り行く。奧の、雲居ち閉けき大内山、内宴を行はれ、群臣諸卿參列し、君を尊き奉る。櫻木の親王御階に着き給へば、續いて左大將橘元方、參議小野好古、御座近く伺候して、葛の葉親子を御階に召し連れ、謹んで奏せらるゝは、「愚臣が家來安倍保名が舍兄晴明、今年八歳、いまだ幼稚と申せども、陰陽道に妙術を得れば、則ち帝都に居住させ、蘆屋道滿兩家として、天下の安危を密奏させば、御代長久の基ともなり候はん。」と言上あれば、左大將聞きもあへず、「コレ/\好古、其の保名とは加茂保憲が末弟、陰陽未熟のうつけ者、先年都を逐電し、うろたへされ辻八卦に身命を繋いでと聞く、其の中に儲けたる晴明とやら、あくたれもきれぬ小倅、陰陽道の妙術、こは事をかしき奏聞、今一天下にならびなき蘆屋道滿有るからは、申さば御所中も一人で有りあまる。コリヤ/\晴明、ねがひは叶はぬ退散せよ。」と無法の詞、聞きも兼ねて晴明の母、こは心得ぬ御僉議、稚き者とて侮らば、博士

の陸雲は、六歳にて文をよくし、書を誦じたる例もあれば、一概には言はれぬもの、夫れに何ぞや、雲突く樣な形をして、小さい者をやりこめ〳〵、エ何ぢやの、あたどんくさい。」と詞もずつかり、顔も色立ちせき上ぐれば、「ヤア鈴振りのべり〳〵め、元方に向つて緩怠至極、アレ引立てよ。」と下知すれば、親王暫しと鎭め給ひ、「元方の詞、一理有りといへども、好古の心無下にもなるまじ、所詮論は無益、稚き者が好物を目前に見るならば、彼らが願ひに任すべし。」と、下をめぐみの御詞、末世に村上天皇と、尊まれ給ふも理なり、折こそ有れ左近太郎照綱、長櫃御前に舁きすゑさせ「貢を納むる近郷の百姓共、一條の邊にて此の櫃を拾ひし所、下にて開き見ん事、上を憚り上覽に供へ奉る。」と訴ふれば、諸卿も怪しみ、元方は胸に覺えの有る長櫃、「コリヤ〳〵左近見苦しい雜物、大内の穢れ持つて立て。」といふてば、親王とゞめ給ひ「中の知れざる長櫃、是れぞ幸ひ、道滿晴明立ちならび、中を未然に考へさせよ。」と、仰せに元方力及ばず、「コリヤ〳〵小倅、若し汝仕損ぜば遠島さすが合點か。」と、勝手だらけな詞詰め、それ〳〵と有りければ、非藏人の申次、司天臺に控へたる陰陽の頭、蘆屋道滿裝束正し、召しに應じて徐々と、御階間近く座に著けば、元方打笑み「ヤレ待ち兼ねた、見通し殿、是れ此の櫃の中を考へ、あの小童奴を挫いでたも。」「はつ。」とこたへて道滿「コレ〳〵晴明、先づ其方から考へられよ。」「イヤ其許から言上有れ。」「然らば拙者申し上げん。」と眼を閉ぢ、方

角な嫁の時刻を合はせ、讀えて、ハヽ世けは甚しく二人が體、一人は眼に形をさらし時、今一人は三十有餘の男、明にかゝりし死骸にに候。○元言上すれば、元方點頭き、今に始めぬ女房姦、さうて有らう、すてゝ際に何ともいはれずといふより鉄の門、瞬間の事ぞば道滿が、思ひも寄らぬかはす、南無三寶、先をこされし口惜しやと、暫く胸を押鎮め、しばらく思案し、元方様へ道滿申すゝ通り、一人は假り形、今一人は三十有餘の男、明に舵の佳へども、未だ一寄命とは見えず、魂魄在體を左らされは悉くしといふに摑りし、精明、此の道滿が申す所、我が胸に徹して、斯様に申されよ、元方に一盃の氣を勘ぶれども、尾に含ふまいものでなし、なんにても相違すまい、大慶身々一大事、今一度に夫有れと、氣の毒顔に伺へば、私の筈は斯く道に、いづく晴明、兩方の勘一致したとて如何は[illegible]

事の有るや、とつくりと氣を鎮めて申し上ぎや、是を聞召し其の内は立ち直しても仕合と、驚かれ人つとさ大事ないことと、勝がいふ中に此の事、まだ思ふ身を立理こゑ、面目に突搾、様給を勝る證拠に、折よしとつと前で言世間道に申し候が、二ツ邑し二破るゝも、かて、其の外の所でものるやぬかず、一點も、元方に目と目を見合せて、嘲る詞を耳にもせず、被様つつ[illegible]、元もの事に刃をして、其に東方に、兩

と直重の、紐をむすんで肩にかけ、幣帛取つて禮拜し、「南無大聖文殊師利、一たび結びし奇縁を違へず、力をそへてたび給へ」と、傳へ請けたる大山王の密法、生活續命の秘文を唱へ、諸神諸佛を勸請有る。

晴明つてせいのいのり

「謹上、再拜々々、敬つて申し奉る、神は元來正直の頭を照らす日本の、いとも尊き宮所、五十鈴の流れきよらかに、影をうつしてみ熊野は、ことさかをはやだまや、ひりやう權現、王子權現九十九所、納受有つて給はれ」と、鈴押取つてちりん／＼、いちじきんりん金峯山、藏王權現、古像權現、葛城七髏金剛童子、我も童子の其の一つ、奇妙々々と名にも立田の紅葉ばや、錦織るてふ絲筋の、三世殘りて三輪の山、三笠の山に広々と、月住吉の神神樂、きねが小鼓、打つたり舞うたり、幣帛取りかへ、ひら／＼ひらり、ひらり開くる梅の宮、花は散りても根に返る、歸れや歸れと呼子鳥、錫杖取つて振り立て／＼、高き御山は愛宕山、鞍馬山には多聞天、持國増長廣目の、四天王にも先立つて、神道如意の駒に鞭を打ちかけ／＼、雲に乘る三千世界を廻る韋駄天王、孔雀明王大威德、見てしあ給へと又振り立て、から／＼／＼こんから、せいたか、不動愛染、摂王城には賀茂八幡、まこるめでたき山王權現、多賀の神、假へ定業限命なりとも、拔苦與樂の旧を垂れ、一度蘇生させさせてたべ

と、肝膽碎き直垂を、汗に浸して一心に祈りける。行方修法のしるしにや、東西より數多の鳥、むらむらさつと飛び來り、櫃の上に寄り集まり、暫く鳴く聲雙びを呼び、また立ち上つて、くるくくくるりくと飛びめぐり、悦びの聲高々、四方に別れて飛び去りけり。晴明虛空を禮拜し、「疑ひもなき蘇生の瑞、ヤア〱者ども開かれよ」と、開くもあへず惡右衛門、ヤヤ小童奴がまでてんかう、明けて見せうかと、櫃の蓋に手をかくれば、めりめりはつしと打ち碎き、にょつと出でたる安倍保名、惡右衛門がかんづか摑んでどうど打ち付け、足下に踏まへ、方人共と心を合はせ、六の指調伏の此の人形、逃れぬ所」と踏みつけ〱、殿樣不思議に蘇生の保名、委細に聞く成行、此の間よりそなた付ける、始終を聞いて左近太郎、一々、一度に惡の口を出す、晶欄に手をかけ、石川樹をかい摑み、引き抜いて投げ付くれば、道滿しばしと押しとめ、御前におゐて、罪人と申しながら、御息所の評定、命の儀は御赦免」と、恐れ入つて願ひければ、「神妙なる道滿、我が願ひにまかせ、道滿流罪、惡右衛門は、保名親子が心任せにはからふべし。」と、仰せを聞くよりいさみをなし、おのれに討たれし保名が父の、本望遂げるも此の保名が、一働き以ては是なるぞ、親上も頼めるか。と、晴明に官位を授け、道滿諸共天下の博士、末の代までも晴明と、よしや人の書き傳へ、家の繁昌動きなく、御代に羽をのす雛鶴の、龜卜の八卦八道、四方に五ともなるに、民を導く五穀成就、富

み榮ふるこそ目出たけれ。

蘆屋道滿大內鑑　終

御所櫻堀川夜討

文耕堂

御所櫻堀川夜討

第一

恩は春のごとく、威は虎のごとく、謗へは父の如く、愛は母のごとしと、李嶠が名付し聖代の時爰今此の時に當れるかな。六十餘州の總追捕使、右大將源賴朝、仇を討つこと爐上一點の雪の如く、流れたゝず氏の再興、重はうごきなき鎌倉御所、威風四海に顯形せり。されば世々に富して、弟に官しうして國人を救ふといふこと、御舍弟九郎判官義經の心にてあれば、兄弟内に別れ、民を撫育にましませしに、御中水魚の如く成るべきに、月明らかなりといへども、光り雲の覆ふが如く、梶原平三景時が支へによつて、忽ち御中異變となり、穩かならぬ世の聞え、萬民心意を惱ませり。重ねて討手を上さるべしと、召によつて在鎌倉の諸大名、問注所の廣庇に相詰なれば、賴朝御出座なるゝはしこまつてら[illegible]に[illegible]酒に[illegible]東の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]の運判[illegible]、鎌倉へ下せと再三いひやれども、[illegible]によて隱して心底、[illegible]にたかはや、[illegible]、[illegible]に[illegible]に名を指いて、[illegible]と下知に[illegible]、[illegible]

に上り、義經が首取つて高名せよ、恩賞せんこ一と宣へども、恐ろし／＼、摩利支天の再來といふ判官殿の御討手、我々が力に及ばずと、目を見合はする許りにて、誰上らんといふ人なし。極へ兼ねて梶原平三景時進み出で、「斯様の時の御役に立てられん爲、身に過ぎたる莫大の所領を賜はりながら、名を指いて誰參れと御詫なきは、恐れながら如何なる御所存、お請け申さぬ方々一々見知り置く、此の返報の時節待たれよ」と睨め廻し、「ヤア人までもなし平次景高、汝討手に罷り上り、御心を安め奉れ」と與へつて領掌す。末座に候ひし澀谷土佐坊昌俊、南無三寶、彼奴を討手に上せては、義經公の御大事と分別し、御訴訟々々々々と聲をかけ、御座に向ひ、「御兄弟の御中と申し、歷々さへ口を噤き給ふに、我等式の御討手と申すは憚りながら、某罷り上り、御首を賜はらん去りながら、事新しき申し事なれども、木曾の強敵、平家の大軍を一時に責め亡ぼし給ひしは、君の武威全き故とは申せども、一つは義經公御身を捨てての御働き、酒宴遊興に溺れ給ふは、實は御年若き故。時々御諫言を加へ給はば、直らせ給はで候べきか。又平時忠の聟に押し成り給ふ事、尤も彼の時忠、平家の同黨とは申せども、降參に聞き請け命を助け置かるゝ上は、娘を召さるゝ程の事は、さして御誤りとも申されず、就中平家一味の連判状」と言はせも立てず平三景時、「ヤア詞多し昌俊、判官殿の叛逆、事極まつて評定の上仰せ付けらるゝ討手、御邊は何と圖く、其の咎めあらためるに、和殿黨情は顧ま

すつと一口に言ひ消せば、居丈高に成り、是れ梶原殿、其の評定の衆は誰々、其の人こそ心得ぬ。斯くいふ昌俊は金王丸の昔より、累代源氏の御家人、鎌倉殿も主、判官殿も主。主命によつて主の討手、大體で向はるべきか。」「オヽ其の詞で知れた〱。遙々都へのぼつても、誠らしく言譯が聞かば、首を賜はるまでもなく、素手振つて歸るは知れた事、所詮討手は景高に仰せ付けらるべし」と進つて申さば、膝立て直し、「ならぬ事〱、昌俊が望み掛つては、假令不利に成つても餘人は上さぬ、義經の御首は此の昌俊が給はる。」「和殿しかと取るべきか。」「くどい〱」「ハテ、天晴の忠臣、然らば君の御心を休むる爲、一紙の起請文進上は有るまいか、ヤア景高、君に代つて文言を望むべし、誰か有る熊野の牛王、硯を昌俊に參らせよ。」と、退引きならぬ手詰に成り、よし〱誓詞は書くとても、神は非禮を請け給はず、我が一命を忠義に代へ、都に上つて義經の御爲あしくには計らはじと、此とも辭退の色目なく、景高が望むに任せ、筆押取つてさら〱と、一紙の起請認め、謹んで申す起請文の事、上は梵天、帝釋、四大天王、閻魔法王、五道の冥官、泰山府君、下界の地には伊勢天照大神を始め奉り、伊豆、箱根、富士、淺間、熊野三所、金峯山、鎌倉の鎭守鶴が岡の八幡大菩薩、氷川、鳥越、根津權現、總じて日本の大小の神祇、冥道請じ驚かし奉る、殊に氏の神、全く昌俊討手に上り、義經の御首を賜はらずんば、骸を堀川の御所に埋み、再び鎌倉へ歸るべから

す、此の一事當り有るに於ては、此の誓言の御罰を蒙り、來世は阿鼻大地獄に墮罪せられん者なり、よつて起請文如件。文治元年今月今日 昌俊と、筆を振うて書きたるは、身の毛も竪つ計りなり。頼朝卿聰明なりといへども、十二歳あらしき土佐坊が心底、假へ都の土と成るとも、子々孫々の末までも、所領を與へ、此の度の功勞の恩忘るまじ。平次景高も一所に上り心を合はせ、義經に出で逢ひ、一ケ條の非義を糺し、狼藉に候はゞ、努々勞るべからず、斯く言はば人々の我が構へしとや思ふらん、叛逆野心有る者は、兄弟とてもあるまじきと、我らの手本を顯にして、下萬民に訓ふること、源氏の武光長久の印ぞやし、兩日を待たず打立つべしことと、沙汰の穏やかに御諚有り、簾中に入り給ふ。首尾まで上意に入り、高橋まで一動をなき、靡く民の鎌倉山、流れに立つ木や這ふ草も、靡び靡かぬ方もなし。鎌倉殿の上意を受け、直に打立つ土佐坊昌俊、梶原平次景高、上使の威勢すさ高に、路次の行列美を盡し、京を目に見いで東海道、伊勢路も跡に水口や、石部の宿の本陣に、泊り賑ふ勢手の東轍、計弾旅一同口、音もすぐ／＼亭主が馳走、手をつくしてござなしける。相役といひ心へだてぬ昌俊景高、宿本陣亭主の心盡しに、疲れを晴らす折こそあれ、取次の侍罷り出で、平時忠様、家來大藏人が召し連れられ、密かに御逢ひなされたき旨、通し申されやと伺へば、昌俊聞いて暗なりける、ここに平次景高、此の度我が義判官殿に御咎めには、則ち時忠父子の義なるに、其の時忠卿

極められしとは聞きしに」ーサ、「不審ながら彼の時忠卿とは、某嘗て懇意の中、折入つて頼む仔細、先だつて概界申し遣はせども、出合へば幸ひ、貴殿にも引合はせ、打寄つて内談せん、それ／＼忠太、案内せよ、是れへ通せ」と、いふに從ひ立つて行く。さとき目俊、詞のはし／＼聞き取つて一ト、ゥ何かは知らず、内證とあれば聞き内。しかし旅のかれが何とやら、しきりに心地あしければ、座に列なることも思ひもよらず、貴殿が樣子を聞かるれば、某が逢うたも同然、無礼ながら病氣の事、御容赦有れ。暫く次にて養生せん、委細は後刻承らん」と、障子押し明け入りにけり。忠太が案内に打連れて、時忠卿從ひ／＼と席につき、「先達て書状に言ひ越しつる、重々、他聞は憚る密事なれば、上着なき内證と内談いたさん爲、参つたり」と宣へば、「是れは／＼御若君下向、此の度頼合殿の御疑ひ、諸國轄官に別心なくば、首を望まれし證文を差上げ、貴卿御父子の首討つて渡すべし、との御諚、某承ると雖も、疏略にならぬ貴卿の御事、御命に恙なきやうと存ずる某が一分別、貴卿手に有る彼の證文、ひそかに奪ひ取つて給はらば、夫れを越度に言ひ付けて、義經に難かゝつて、貴卿御父子の御命は、此の梶原が受合ひて助くる所存」と、そゝしかくれば、「さ、さそれこそ手前の難ふ所、義經が滅亡せば、自比某が心安く、靜も自然と手に入る道理、召し抱へし此の館の寵愛人は、忍びの名人、且從心を合はす輩ならば、證文はおろか、首の座の下なりとも、奪ひ取つて渡すべしと

と額と額摺り合ふ許り密々話、障子の隙間に昌俊が、見るとも聞くともしらばこそ、梶原主従猶すり寄り、「併し大切なる廻文、中々容易く奪はれまじ、但し手がゝり手術もあるべし、一まづ、其の儀はたつとも氣づかひ遊ばさるゝな、案内知つたる此の藏人、盗み出すは明六日の丑三比、御所の高塀見越の松を目印に、忍んで待たれよ忠太殿。」「一相圖の詞は此方から、何かといはば、す合點忠と答へて受けとられ、たれよく〳〵と互に首肯き、近江路や、深き工みの湖も、洩らすなかるな、同道するも危ない。」時忠卿はお先へござれ、此方は勢田へ廻り道、必ず見ぬ顔知らぬ顔、氣取られぬやう合點か」と互の契約固め、念に根つぎの石部の宿、別れてこそは入かはる世や、昔は平家の小舅、今は源氏の大將を、聟に取つたる身の威勢、平朝臣時忠卿、譜代の家の子鮫島藏人秀氏一人召しつれて、工みも深き堀川の、大下馬前にさしかゝり「ヤア〳〵藏人、兼約のごとく、梶原の郎黨番場忠太が來らなば、日比の大望、必ず今宵は遁されず、手管をおかへな氣取られな。」と、主従囁き頷き合ひ、御門外に立ち寄つて「判官殿へ火急に申し入るべき仔細有り、平時忠推參。」といひ入るれば、門番の侍飛んで下り、貫木ばゝわつたりひしめき海老錠の、腰折り屈め出で向ひ「夜更けての御出で、何とも申し兼ね候へども、折あしき主人の他行。」と、聞きもあへず「イヤサ皆まで申すな、聟義經、某が娘京の君は懐妊せしとて、此の方へ戻し置き、毎日毎晩九條の里に遊興と聞き、意見の

窺に來りたれども、假へ明日まで相待つとも、對面せまんは有るべからず」と、鮫島諸共入り給へば、跡は御門もしめやかに、拍子木の音いちはやく、更け行く空の影冴えて、衆星北にたなびくし、明方わかき白壁に、映る姿は影法師かそれかあらぬか、見上げる許りの大男、頭も足も真黒に、包むも目の咳拂ひ、相圖と與しく築地の上に、鮫島藏人顯はれ出で、「一番」と一聲呼ばはかくれば、「忠」と答ふる相詞「一番は番場の忠太殿か、剋限違へず能くぞお出で、首尾よう曲文盗み出した、お渡し申す」と一卷を、包む黑紗の鎗ざへ、闇に黒白なく、あやふき思ひ、受取り歸る向うより、同じく出る黒装束にて、又にまつこりと出で來り、「一番」といへども、以前の忍び、忠ともいはずのめけるを、取つて後ろ背ごさんなれと、道を遮り拔討に、刃手の首先切られ、ふかに振縋り、投身かくさ捨てて逃げて行くを、後抱きに確乎と組めば、藏人すかさずひらりと飛び下り、誰が誰やら闇は暗し、後に來りし何か、南足かいてしめらせず、命冥加な手負の忍び、曲文も手に提げて行く、跡には藏人組合ひ揉み合ひ、四つ手に成つて、互の頭巾と頬被に、一度に手をかけひつたくつて顔見合はせ、「ヤア藏人か」「ヲ忠太か」「こりやどうする」と、興を鮫島うろたへとはいへど、「ハテサテ是非、曲文取つた曲文はナ、なんと」と、問ふも語るも氣はいらだて、「ヤ、すれば、まぎれ者の心は付かず、今の奴に一つ謀られたか無念々々、譯は行くまい追つかけん」と、二人つれ行く取りなりは、闇夜鳥のあがくごと、後へ

は明け渡る。この戀をする身は、いよ伊達らしや、おも白無垢に染小袖、綿吹きかへす朝風に、揉まれもまろゝはぎの露、「コレ御覧じ、郭と違うて、四角四面な屋敷の内で、あの風流な唄と三味、てんとたまらぬ道中姿、可愛らしいことと抱き付き給へば「サア、淫氣、御所の女中方の見さんして、我が供を手に入れ、自慢と思はんす所も氣の毒なこと、ひんと駿河次郎が引取り「イヤ申し、其のお氣遣ひなされますな、東の君様は、御懐妊故お里歸り、そこでお前を根引にして、今日の御館入り、鴇婦禿も連れられぬが一趣向、はやお忘れなされしか」と、心を付くれば「ホツト誤つた、今日果鴇婦のお芳。」常とは違うて小褄搔取り、ちよこ〳〵と申し太夫さんえ」と、それでこそ鴇婦おや、扨是から拙者めが禿の役を仕る、馴らぬを取得に、高高なは料簡あれ」と、いへば靜もをかしさに「禿のはれは物言が第一、こいよ」「サアイ」「もうそれが禿でないこと打ちこまれて「ドンナさうだや、奴の返事と取りかへた、ヤア〳〵女房達、靜様の花のお入り、お杯を持参あれ」と、呼ばれ郭に品かはり、島田帯長な女中方、銚子島臺取りそろへ御前に出で「御舅時忠様夜前より御出で有つてお待ち兼ね、御對面もやこと伺へば「ウムそれで聞えた、最前の一節も、時忠殿を汝らが慰めよな、我等に逢ひたいとは、郭通ひをやめにせよと、例の意見頻し〳〵」「ナウ靜、此の程は揚屋々々の暇乞に、全盛の大酒宴、其處をとんと氣をかへて、彼の堅くろしい腰元共を、相手にするも面白かろ、飲

んで献じやく〳〵、盃もはやう酌をさいつさゝれつ、と返事も長柄の役を駿河次郎、君が仰せにつきかく
る、臣の杯底ひなき、御酒宴半ばに廣間より、源八兵衛尉[illegible]、御見参と披露して、切腹したる
武士の死骸、戸板に載せて庭上に昇き据ゑさせ、「今日是非御所の御番に相當り、早天より出仕いたし
候所に、昨晩の御留主預り、鎌田藤次政経、彼の[illegible]自殺仕る、様子は此の書置に[illegible]と
一通を差し上げければ、繰り返し〳〵披見有るよりも、忽ち[illegible]の御[illegible]、再び[illegible]て[illegible]ふ、「
天晴、我鎌田藤次と思ひ契りしに、今日の[illegible]を無念に思ひ、彼のとほり腹切つて、書置に不義の
段[illegible]しにはふう[illegible]の面當、かゝる後めたき事を隠したる天罰の[illegible]と、長柄を押取り、
[illegible]を丁々〳〵、銚子の酒に身は[illegible]つたり、花を[illegible]、[illegible]と涙にむせびしが、「
お情ない、[illegible]、それ[illegible]の目を[illegible]いて、悪性な[illegible]静かな[illegible]、お[illegible]し給ふか曲[illegible]。身の
言譯は有りながら、証據になる相手は切腹、何をいふとも死人に文言。不義淫の名を取つて、先だつ
命はいとはねども、老いたる母の幾の前同、兄様は有りながら、親に不孝な生まれつき、わらはが死
んだ其の跡では、嘸母様の便りなかろ。未来の迷ひは是れ一つ。二人の衆、なぜに留めて下さんす。」
「[illegible]の御手にかけ、[illegible]と[illegible]中にて、[illegible]ける[illegible]、望みの通り、鎌田が亡
の供させん」と、白洲へはつしと蹴落し給へば、「駿河次郎あれ計らへ」と有りければ、源八兵衛憚りな

く「コハ、御短慮なる御仰せ。流れの女の偽り表裏は、天下晴れたお定まり。それを何とか御遺恨に思召すは、智勇兼備の名将には似ぬ、御心が狭い〳〵。殺さずば捨てておいて、死骸の番をさするのがお好きならば、皆々引け。」と人をよけ「先づ御入り。」と諫むれば、馴染は尚へ兼ねエヽンなう申し。」と泣き出すを、衣河が隔てて「何処へ〳〵、もう泣音は叶はぬ。我が君に見はなされて身のたてらいがならずば、近々に左様の橋へ来たが好い。千人斬の時お手にかゝりし者のゆかりへ、御俺行かれる筈、其の役目は此の清重。此方も君のお手にかゝつた人なれば、千人斬の修行の人数に入れて、俺もお暇いたそう。」と、悪口たら〳〵主従打ちつれ奥に入る。あとに静は只一人、涙にくれて居たりしが、藤次が死骸の一腰押取り、既に自害と見えける後に「ヤレ待て。」と駈け出づるは時忠卿「なぜ死するか。」と押しとめられ「馴染死とは面もない、なんと是れが生きて居られう、留めずと死なして下さんせ。」と、振りはなすを懐き留め「最前よりの始終、物陰にてとつくと聞いたり。連れ添は女に儀なる心中者、其の心底を見る上は何を隠さん、元来泉の君を義経に擬はせしは、敵にわうて眼をゆるさする一つの方便。今死ぬる命を存へ、兼なくどく此の時忠にはなぜ随はぬ、命取られうとしたれ給へば「エヽ、そんならお前は義経公を殺すお心か。」「ァヽ、音高し、人や聞く。」と前後を見廻し給ふ所へ、こつた〳〵と捕手の役人、十手打ちふりおつ取りまく。上段の御簾さつとま

う上は、九郎判官義經卿、有りしにかはる御扮裝、裝束改め、源八兵衞廣綱、駿河次郎清重、左右に實と隨ふにぞ、義經の氣を吞む御大將、悠々と床几に直らせ給ひ、「ヤア時忠、驚くな、よつく聞け。汝も不義者といはれ、嘸いぶせく思ひつらん。斯く計らひしは時忠の悪逆を顯はさん爲、罪せずして休足すべしと宣へば、侍は悦び御前へ、綸は渦に重衣、両目をこぼしける一々、時忠殿の肝を御前に、此の義經に見せぬるぞと宣ふに、此なは文庫といふ御にかゝり、巧まれし詭計を見すかされ、さぞ本意なくおぼすらんこと、仰せも面へよに時忠は、なか〳〵と打伏し、眼のあげ仰ぐしき有様は、ほにこぼれし背束を、聞くはなつての置口なく、それ次い様を見るにつけて、叢飜とは近江急すなはちかゝる此の期に及んで何ぞいはんとは、まだ時忠が今平家の重宝を盗まれ、中納の身に實効へ一條堀川藤次を、卿と不義の罪に落し、邪宅の巧み見明まうための隔て行なる、此なの毒に脅えかねら、然れども此の物語は、計略にて用捨いたす、まさつて浸觀でないとが申し置き我らん二三條を打ちて眞に、たゞ先だつて鎌倉の御書を重ねん。東に二心の無い甚い證據と、ありけり給へ源八兵衞、然らば最前の謀に扱はれ、義經公を亡ぼすんと行りしは何のこと、それはこそまで何と聞いたらば、それこそ覚悟、娘を我が手に入れ、判官と娘の中を睦まじくあらせん爲に、此路の闇と見せかけて、誠は不敵の圖な

るぞや。コリヤア戀路でも子故でも、闇盡の言譯暗い〳〵。」と、いふに氣早き駿河次郎「最早御詮議には及ばぬ叛逆に極まつた、アレ搦めよ。」と下知すれば、又ばら〳〵と詰め寄るを「ヤァはやまるな。」と、判官捕手を制し給ひ「かくあらがひの上からは、措き置いたる訴人を是れへ呼び出せ、はやとく。」と、この命に應じ、源八兵衛廣綱が、伴ひ來るは時忠の御臺所、兼て覺悟の心にも、かはる浮世の數々に、思ひなやみ立ち給ふ。時忠見るより嚇とせき上げ「エヽ、につくき女め、夫の訴人好くしたな。」言はせも果てず義經公「ヤァ其の一言が謀叛の證據。」駿河源八「承る。」と雙方より捕へたりける。[illegible]御臺は目もくれ、氣も狂亂の如くにて「其の繩目が悲しさに、幾度か〳〵妾が留めし意見諫めも用ゐなく、過ぎ去りし平家の一門、非道奢りの天の責にて、亡びしとは氣も付かず、仇よ敵と狙ふは聟の判官殿、連れそふ娘が難儀と成るも、顧みぬ謀叛の企て、愚かな女の思案より訴人して、其の訴人の恩賞に、夫の命たすけてと、詞を番ひし甲斐もなく、此の縛めは何事ぞや。殺さでかなはぬ道ならば、自らを代りに立てて、連合をゆるして、なう判官殿。」と、前後不覺に嘆かるれば、時忠卿も今更に、我身の惡事の數々を、思ひ白洲に差しうつむき、面目涙にくれ給ふ。「ム、將しばらく御應へもなかりしが、[illegible]、女氣の一圖に恨まらるゝはさる事ながら、今鎌倉には梶原有りて、やゝもすれば讒言をかまふる時節、聟舅の誼み有る故、結句用捨成り難く、繩かけさせたは政道の一條、切替

の通り、罪人の功に命を助け、能登國鈴の御崎へ流し遣はすべし、早とく／＼引き立てよ」との御諚に隨ひ、警固嚴しく左右を圍み、配所をさして追立て行く。御臺は有るにもあられぬ風情、如何なる沖津島守とも成らばなれ、夫婦諸共やつてたべ」と、せき入り／＼くどかるれば、義經公聞召し、「そも流役の法は、黄帝の御代に始まつてより、妻子を相添へ流したる先例なければ、鎌倉への聞こえ、勞以て叶はぬ願ひ、いたはしながら御臺は、これなる館に殘るべし」と、簾中さして入りたまふ。斯くと聞くより鮫島藏人秀氏、一味の惡黨從へて驅け來り、「すハ／＼駿河源八兵衛、何もかくと聞いたっ主人時忠の無念晴らさん其の爲に向うたり、覺悟ひろげよ」と呼ばはるにぞ、時忠卿に謀叛なすゝめし親粒の鮫島め、束の間もゆるしは置かじ」と、二人は夜叉の荒れたる如く、從勢一度に切つてかゝるを事ともせず、弓手馬手へ薙ぎ立て／＼、追ひ捲れば、言ひ甲斐なくも鮫島藏人、逃げ惑うて狼狽く所へ、駿河源八一散にかけ付けて、「[illegible]にはたゞこれのみめし、此奴が命な[illegible]」[illegible]り、で役すはたゞ人氣なし、鮫島なればこそ片身づゝと、兩足左右へ引張つて、「すてまい」のかけ聲にて、さらり／＼さつと引裂き捨て、勝色見する梅の間、松の間、柳の間、御殿をくなく／＼立ちて、こゝは所も櫻の間、緋櫻おとしの[illegible]の、[illegible]上、咲き散る庭の大櫻、一重櫻、[illegible]櫻、又有明櫻や虎の尾の、生き穗有明月花の都の外までも、二人が武勇の譽は高き山櫻、枝もたわゝの源氏の御代、浪

靜かなる堀川の、御所の櫻ぞさかんなる。

第二

施しは、則ち法と無畏の三つ、權者の詞盛んなるかな。九郎判官義經未だ生若たりし時、五條の橋の千人斬と、世の取沙汰も年月も早十三年、千人供養遂ぐべしと、橋詰に假舍をうたせ、幕の中には駿河次郎清重、斬られし者の月日刻限、日次の控へに引合はせ、御施行をひかるべしと高札を立てければ、洛中洛外の町人百姓、聞き傳へ／＼、おれも切られた、かも切られたと、毎日五人十人宛、疵言ひ立てに河原を、橋詰にこそ詰めかけたり。かかる所へ、源八兵衛廣綱、御廟參の次でながら、お見舞申すと假舍に通れば、「是れは／＼廣綱殿、今日は頭の殿の命日、御菩提所へ御代參か、噫御苦勞。」「いや／＼何の苦勞、誰あらう義朝公の御命日、源氏の祿を食らふ者、月々の三日は廟參せでは適はぬ。して御自分の役目の千人供養は。」「されば／＼、日を遂つて、漸うと人數の都合も今少し、あれへ詰めたる三百人で、九百九十九人。さりとは我が君御若年の時なれども、常盤坊に習ひ給ふ、劍術の手酷さ。いつかな／＼刃向ふ奴もないと見えて、毎日々々來る人に手疵負はぬ者はなく、其の時は平家の世盛り、往來の剛臆を見て、味方に付ける御所存なれば、一命を果すほどの深手もなく、

萬一死したる暁には、親類にもかゝらず、縁者の端にも格別に、弔ひ料下さるゝ、[illegible]したの／＼、今ま
草木も靡く源氏の御代、斯様の施したされぬとて、誰がいつと言はねども、下を恵む御仁心、天晴源家の好き礎。ヤア何か言ふ間に、御代参おそなはる、さらば／＼。」と源八兵衛、別れて御堂へ詣でける。駿河次郎日次の大帳押し開き、「コリヤ／＼、汝ら最前も言ふ如く、我が君の御恵に、少しにても相違有らば、御施行は渡されず、ゆくそ其の夜の物語り、早とく／＼。」と有りければ、雑色供人いかつげに、出ませ／＼の聲に隨ひ立ち出づる、年は四十の肩で風、「ぶう／＼仲間の立者と、人より先に鳥羽の車、車遣ひの其の中で、腕に覺えの若ざかり、往来を悩ます天狗の若衆、出合うて見たさに態々と、一里餘りを二月の、晦日の夜に晴がりから、牛若様とは重荷に小附、額を、此の如く切られましたは丑の時、[illegible]まする。」と語りける。「オ、其の詞を合點の[illegible]、[illegible]するに便宜の中でもかすげの天窗、[illegible]かけて[illegible]しは、目先は[illegible]で[illegible]、[illegible]重[illegible]武者の[illegible]師、其の頭は地主祭、[illegible]に[illegible]一人、[illegible]に[illegible]しかゝれば、暗きは暗し、[illegible]地に[illegible]受けつ、[illegible]つ、追ひつ、[illegible]官様は[illegible]傳ひ、[illegible]片足立て、慥か切つたと思つたは道に下、[illegible]の[illegible]を[illegible]て、[illegible]轉ひつ、「[illegible]う[illegible]人殺し」と、たゞ[illegible]一聲夕顔の、[illegible]わたりの[illegible]

し」と、それが家業の仕方話、今見る樣にしやべりける「それに違ひもない〳〵……、身共は御所のお道具持、御覽のごとく奴めが、髭と尻とは晴道具、其の尻を健かに切られたは一昔、上用八專寒の入は、慥かに卯月の十八日、お觀音の下向道、淸水坂に契りを結び、安物に通ひ精、これ似と曲げた醉ひ機嫌、しやつふり一刀、刃も折れるは大悲の誓ひ、まことの時は折れはぬ。夫れから再び此の橋へ、細工ないなし看板を、うたぬ計りの進け乾燥、御奉行も此相應に、ずつしりでごはりませう」と、かつつくはふこ駿河次郎は月日刻限、一々に引合はせ「汝らが詞に違はぬ。是れで九百九十九人の願面滿つ。感ず〳〵、お上の御恩、伏疏かに存ずるな。」と、銀子も一枚平等に、足の不足なく與ふれば「やれ忝や有りがたや、お銀子貰うて尻切らるゝとは、正眞の譬への裏、斯樣の事なら、千人切にまあ五六度もあうたらば、閏の有る大晦日の拂ひの足しに」と打笑ひ、別れ〳〵に歸りける。跡へ來るは誰ぞとも、三十餘りの女房、綿帽子眉深に顏かくし、世帶染みても爪はづれ、只ならぬ目の物言ひ、橋に念珠繰り添へて、假舍の前に手をつかへ「私は日の岡に住む浪人の妻、連合の父御、妾が舅、其の時はまだ六十に足る足らず、春の日の長きを暮し兼ね、都は花の最中、氣延ばしに見物と、浪人の鈍刀。衣裳は汙れ垢つきても、心は汙れぬ武士の浪人、『嫁女留守能うおもしや。』と、暇乞なされし其の俤が、此の世の見納め、知らせによつて驅け付け見れば、此の橋に切り殺され、あへなき

御見聞取りまして、[illegible]
[illegible]是れは
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
撲こ見すく切られて逝たる[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
き、エ、イそんなりや外に殺した人が。」「あゝ〳〵、察する所、老人に意趣有る奴、切り殺して[illegible]
につきまず置きしに疑ひなし」と、[illegible]ハヽはつと、暫し詞もなかりしが、「御覧のごとく[illegible]

貧な思ひ、無い事も有るやうに言ひなし、施行のお銀を貪るかと、御蔑みも恥かしや、外に殺し人有らうとは、夢にも思はなけもなく、といた儘の悪口雑言、御赦されてと立ち上れば、イヤ、疑ふも尤も、親を討たれし汝が心根推量せり。身共は駿河次郎清重、用事有らば館へ來れ。」と、慈愛の詞に一禮のべ、春の日脚も八つの頭、暮るゝにはまだ程遠き、目の間さして立ち歸る。折から梶原平次景高、詮議積む狼藉人は、義經に討ち取られ、盗み取つたる廻文も奪はれ、若しは尋ぬる手掛りもやと、雲のあてども雲を摑む、雲雀毛に打跨がり、清重をちらと見付け、悪い所の出合ひ頭、駒の頭もうなだれて、知らぬ顔に乗り過ぐる。見え顔するぞと駿河次郎、向うにすつくと立ちはだかり、「ヤア珍らしや梶原、汝は上洛せしに、早速主人の御館へ參るべきに、面出しもせず、洛中は主君の膝元、馬の蹄にかけ乗打するは、ヲヽ合點なり、平家亡びてより、鎌倉殿と御兄弟、御中睦まじからず、汝親子が讒言にて、討手に來たるに違ひない。サア堀川の御所へ參つて、ありの儘に白状せよ。」と詰め掛けられ、遅參ぞかしとつまりしが、弱身を見せじと、呵々と嘲り笑ひ、「景高は大名、左様の穿鑿知るまいと思ふか、此の度鎌倉殿より御不審の條々、一々承つて、上洛したる梶原は御上使、汝等風情が乗打を咎むるかまた緩怠。一つには又判官殿、言譯の筋も立ち、御兄弟の御中、御和睦も有る樣にと、加茂、祇園、北野の社に祈誓をかけ、只今參詣する所。」と、口から出次第神集め、譃八百に言ひ紛ら

ば二十ヶ其の御不審の一々言へ、聞かう。」「イヤ小癪な、汝が聞いて、なんと判断なすべき。」と、手[illegible]操り出す、尾筒を摑んで「待て／＼／＼、言はねば曲者、何方主君の前へ參れ、異議に及ばず、[illegible]壺に括り付け、引ずつて行く、覺悟せよ」と二三間引き戻し、尻居にどうど投げ付くれば、梶原馬上に反橋形、「エ、[illegible]清重、上使に向つて重々の狼藉、それ引つくゝれ」と、聲に隨ひ數多の家來、ばら／＼ばらと蒐るを、駿河次郎、得たりや[illegible]と、取つては投げ退け、摑んでは打ち付け打ち付け、梶原目蒐けかゝんでかゝる。ここ適はじと一鞭あて、一散に[illegible]けば、家來もはふ／＼逃げ去つたり。「[illegible]國まで[illegible]逃さじ」と追ひかけしが、「いや／＼／＼、一まづ[illegible]に申し上げう、思へば嬉しい[illegible]原[illegible]」と、驅け出しこはなほ戻り、「[illegible]、且けて[illegible]も[illegible]人供[illegible]」と、心一つでとつおいつ、思案の底を堀川の、御所をさして[illegible] 三重 歸りける 都の[illegible]日來て見れ[illegible]、[illegible]參や伊勢[illegible]宮、引きもきらぬ往還も、夜は旅行の跡絶えて、人音まれに粟田口、木々の梢も[illegible]し、名[illegible]に照り添ひて、[illegible]の懐物凄く、星の光も曇る夜の、黑白なき道をすご／＼、[illegible]は大津の町、古き老舗の店を[illegible]、みゝずも通る者も通らぬ、往來もとうて池の[illegible]、[illegible]右衛門[illegible]にも、[illegible]贅付き頭勝、強い事好き腕自慢、覺えもなけより力より、心ばかりの[illegible]、京の[illegible]を驅けまはて、日暮れて歸る道の途の、[illegible]に積みたる稻杯[illegible]、「ヤイ待て／＼。」と[illegible]の胴聲、聞いて[illegible]り[illegible]しが、「ム、合點

台無し、又は名代の鯰が懐、狐狸の業でも有るまい、彼奴等に捕まつた、ヨモヤ呼とまつと寄り、大津八町に隠れもない、池の端の針右衛門知らぬかい、待てと吐すは何奴かやい。」「ヤ、針右衛門聞き及んだ、おりや見えた通りの稲村。」「ヤ此奴滅相な、臺句が物言うたは、見世物に有つたれど、稲村が口利いた例がない。馬鹿つくさずと、用が有らば出きつて吐せ。」「オ、出なというても頬見にや置かぬ。」と、によつと出でたる大男、力士の如く突立てば、ぎよつとせしが借まぬ顔、「コリヤヤイ、おれが用は聞くに及ばぬ、酒手で有らうが、温かに此の男、鼻紙一枚やりもせぬわい、退いて通せば其なりの仕合、悪う働きだてすると、身内が鐵の針右衛門、くつしやく／＼突いてくれよ。」と、力むが、それど見向きもせず、「ハヽ姦しい、頤叩かずと、きり／＼脱けやい。」「コリヤア何だや脱げ、ハヽヽヽ、此奴、こりや寝惚けたか、相撲おやたいぞよ。裸にしたくば、腕先でならばさあ取れ、サア寄れ。」と、身構へしても動かばこそ、「ヤア数め過ぎた盗賊奴、此のぶつぶとふざでる力、此方から見せ付けん。」と、胸づくしを確と捉り、「何と嚴いか、どうも得せまい。」「所をすつと斯う差し込み、引擔いで、コリア可かぬはあれよう。常は能ういくが、さあと言ふと場うてがまる、マ、其の筈勝手が違うた。今度は斯う取る、うんと、是れでもやられぬ。やられぬ物は乞食の悪口、相手に成つて入らぬ物、敵してこまそ。」と退いて見てもむしやくりの腹、思へば無念と、又取り付く腕もきはなし、素首引擲れ

て、深田の中へどうど投げれば、あいたゝゝ、うつてら痛い、コリヤ酷いと、身内を撫でて、苗に
三箇、今の揃子に財布を落したナア、傷ま、其道辺に待つても叱しやせまい、よしこんな事なら、備
はなんだ有難さや物、おたてんで袂出して、斯い甘すると需人に遭け、うれど猶子に揃つ、書取所つたと、
はふ〳〵走けて歸りける。財布取り上に二足れには、足りにもならぬ日物の數、馬駄賃所つたことは知らな
く向うへ來るわ〳〵、此奴は徳に首の有る奴、延しはせぬと嘲つんだが、未にそれこら知らな
とき、むすら吹く膝栗毛、ぶら〳〵者は夜もあかと、悔さ胸ら言高笑、嘲すなきいた、ふしあふた、い
ひはら、ほうと間へくは、「コリヤアおのれ、其の様に勿論いてすむ」と、摑り付られて、「ナ、
是ね〳〵、納る合にておあいやるはない、いなか〳〵一魔く、「ナ夢いとは何はせん、積つとい、
膝に鏡合はぬ足許足告、重い賴いて有ると無いは、科をうけた股引つ・居る」喫を行うよう、なくとつて
の夢つてたこと、足をうされて、「コリヤ奇態、ヘ、日嶋に違うでてのはなる宿、其等に宿當の座
の、と兩傍といふうんれ好み、夕に律で引つかけたの中、野の傍に〳〵、在祇で言號宣、往來追し
て取つた物を、受答うとはその胸座、今度の旅は開して戦を、ゆめて進するたび〳〵中へ、
出立つれ」と、喧嘩で進けんとす。きのこいはれぬと噂り揚り、肩を揉んで行けはりこう〳〵、輕
「サ、ここいら御町さん」、引なら上下往きあさすれの上「コサ〳〵動く」、四尺を外れ野を進行いはてえか

う、汝らに金銀持たすは國土の費え。とても口先では渡すまい、手短にばらしてくれよ。」「ア、其のばらゝはきつい禁物、まゝよこれとれ金四郎が不運。」「其七里八里は馬でもこすに、越すに越されぬ姥が懐、我らが懐是非がない、どうたいにこつゝみ見たと、皆負け足して逃げて行く。爰に息急きくる男、暗さは暗し氣は焦つ、行き當つておいたしこ、「御許されて下さりませ、少と急用が有れば、氣のせく儘の麁相。」「イヤ麁相は赦す。」「アイ／＼。」「其の代りに酒手せうわい。」「エヽイ。」と、いふより身は懐々、「サア出せ。」「アイ／＼。」「出さぬか。」「アイ／＼。」「出しをるまいか。」と引捕へ、わつと叫ぶを物理無體、懐探し「コレ／＼、これ程有る物を、強い奴ぢや。」とつき飛ばされて、どうど伏し、涙はら／＼大聲上げ、「ヤモさても情ない、たゞさへ術ない暮しをするに、一人の親がおほ煩ひ、今をも知らぬ危い命、せめて髭人參でも進ぜたら、取り止める事も有らうと、心はせけども、何を如何との術もなく、爲ん法つきて京の妹が給銀の内、拾匁借つて貰ひ、一足も早う往んでと、力に思うた甲斐もなう、此の様な目に逢うて、悄然戻つて何とせう、見す／＼親を見殺すは、アヽさても情ない。」と、大地を叩き身を悶え、只わつ／＼と、泣くより外の事ぞなき。「ムウ何ぢや、親の大病、人參が呑ませたさに、妹が給分借つたのか。」「アイ漸うと拾匁、夫れをお前にしてやられて、親父様は死にやります。悲しい目を見ようより、寧そ殺して下され。」と、歎けば共に涙ぐみ、「ム、身共も

頼ニ国一人、平行信同じ事、コリャ親爲[illegible]切な當に成つて工、[illegible]人[illegible]で畜生せ
い[illegible]と、夜[illegible]一丁抜け出ては、[illegible]見ぬをれんに下[illegible]を[illegible]己に[illegible]、人
の親も我が親も、大事に思ふは同じ事、親の爲にする[illegible]、[illegible]片意地[illegible]い、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]が切れたらば、又剝がれに參りまし
よ。」と、銀戴いて歸りけり。「エ、[illegible]たに、[illegible]つ[illegible]たの」と、跡振返れば白々と、雪
かと見ゆる雪洞綿、引きしめ著なす女の所體、[illegible]
[illegible]
はせて、「ヤ、女房共か。」「鄉右衛門[illegible]、此方にはあ如何して爰へ。」「ム、聞えた、此の
間毎夜々々出さしやるを、合點がいかぬと[illegible]、此の樣な怖い事、[illegible]
た[illegible]勤むる[illegible]、武士の面目に[illegible]、それとも非道の銀はとらぬが、左
樣いふわりや、母の病氣の介抱を、[illegible]はひつて居た。」「サア私がやとて
母御の側、常は一寸放れねど、今日は[illegible]

五條の橋、千人供養の所へ往いの。」「サヽおのれや施行受けにうせたな。」「いや〳〵何のいの。否、其れ受ける程なりや、此の態になつては居ぬわいの。」「シテそんな事ではない大切な今の事。」「ヤ今の事とはこゝハテ夜の相手が違うたわいの。」「ヤ、それや何うぢや。」「サア、段々譯は有れども長い事、こゝで話すも閑な氣遣ひ。」「オヽそれよ、道を開かう、サアサア來いこいと、打連れて、歸る夜嵐山颪の植木ヶ岡もさし〳〵きつと、吹けば散るてふ中の住家、急ぎてこそは越されぶる、浮世の師浦若しも、大津と京の世渡り道、向ふ側から出る日の影に住む浪人有り、南部の骨抜ず鄕右衛門と名を記し、開の古木の看板も、琴の音ならで世に響き、つゞかゝる療治人、切り疵、打撲、骨違ひ、或は痛氣、「簡外れ、其の夫れ〳〵の骨接ぎ、其も見聞れて習はねど、のべて離れぬ女夫なか、人の痛みは直せども、夫の老母の御大病、藥も有るに甲斐もはてて、たれ故心の痛みには、付けう藥もなかりけり。女房音藥延ばしまひ、奥を覗いて、「申し〳〵、御療治人が三四人も待つてござんす。」「おつこと心得立ち出づる鄕右衛門、紙子羽織の大廣袖、金氣はなれし構造り、内でも不斷大だらけ、遉に武士の浪人と、いはねど見ゆる其の風情、「オヽ、皆待ち遠にござらう。身共が老母大病今晩もしれず、療治所おやなけれども、折角わせられたもの客て進ぜう、一番は誰おやこ。」「私でござります。」「おやれと召されたる一夜前京からの戻りかけ、松坂の成敗場を通ります時、節で追剝が出る物騒なと申すに違はず、

太山の様な、丁度お前様の様な[illegible]道楽な、身は[illegible]出様とは申す
お、様な男が丁度お前様のやうな怖い声で、酒手[illegible]と申しましたっ私も見掛と違うて、胸に
覚えは有り、[illegible]、大津[illegible]の[illegible]に隠れたい[illegible]右衛門知らぬでい、[illegible]、私も
へ[illegible]といふやいなや、[illegible]にかゝつて、まつか[illegible]と、[illegible]の中へ[illegible]様に[illegible]込み[illegible]
みましたら、此の[illegible]出し、[illegible]に[illegible]つて[illegible]ました[illegible]
すると、[illegible]人にとつかいうまの物語、むかし[illegible]右衛門[illegible]、お手[illegible]、
ぜの[illegible]と、[illegible]と見[illegible]て[illegible]が[illegible]、お[illegible]手[illegible]、
たた[illegible]見[illegible]れた[illegible]、[illegible]
もない[illegible]、[illegible]も[illegible]
着物は助かつた[illegible]、取られし[illegible]は一[illegible]と[illegible]い[illegible]、どうぞお[illegible]ます、
御[illegible]ておりまして[illegible]、[illegible]
付けておましやれ[illegible]私[illegible]
引[illegible]、目[illegible]は何と[illegible]親父め[illegible]出で[illegible]私[illegible]此奴は[illegible]
か[illegible]此の様に[illegible]、[illegible]

下の顔長さ、聟が達者で、甘い物食は過し、頤が落ちた、鰓も得追はぬ様に成りをつたと、頤の缺き、轆轤で骨を削らるゝ様な。御療治頼み上げますこと、おろ／＼涙いおらしし、いや左様でない、此の名を落架風といふ、男女に限らず、仕事するか物を見るか、何でも有れ氣をつかすか、或は腑呆氣に欠かさすれば、御て有る事。此の儘で置けば、物も得喰はず、段々と頤が重うは成る、痛みはする、死なうより外はない。其方は一大事、此方は心安い療治、癒しておませう女房共、風呂敷よこしや、、残り多い、京中の腹はれ共に是れが有れば、一角禮銀してやる物、しほつこも痩視に、ともや汁はたるまいこと、戯れながら、風呂敷をつほりうお被せて、頭押へて顔を、いらふ手品の一は言ゐ、こゝかゝつたわ。」と風呂敷とれば、嫁に會釋し、手をつかへ、「扨も／＼有りがたい。」レ物言ふまい、二三日もあしらはねば、又はづれる。薬に及ばぬ、退いた／＼」つぎは見しつた、六地蔵の捨類のこ藏おやないか、何とした。」「イヤ旦那殿、かたはつこしもない、さきをとゝひ鎌倉行の、ここ……罪有る荷を付け替へるとて、此の腕がほつきりというてから、痛んでから、かゞまいでから、此の様に旦が来てから。」「最う好いわ」から／＼いふた、診てとらせう、爰へ来い。ホヽ、むしたりな、これは大事、弱い骨が離れうた嚙痛まう。悪うすれば死ぬれども、南蠻の骨接、郷右衛門が秘密の療治、直所に癒してやらう」女房細引もつておませや、さ、好い時見せて仕合者」と、痛む腕

を引きよせて、柱にしつかと括り付け、羽織引脱ぎ身輕に成り、手水鉢にさしかゝり、すぼと抜いたる大刀物、水さら／＼と汲みかけ／＼、鼻の先を閃かせば、見るに生きたる心もなく、「申し／＼夫れで如何なされます。」「腕打ち放して繼ぎ直すわい。」「なう悲しや。」と大聲上げ、「エヽ／＼／＼／＼と男泣き、「馬鹿なしやつつら、泣ゆれば癒るか。今切り放して接ぎ直せば、本の如く役に立つ、捨て置けば次第々々に腫れ上つて、終には一命を果す基と成る。切り放す間は一思ひ、役に立つは身一生、人も聞く、吠えまい／＼。」「でも夫れは惨たらしい。」「惨うなければ療治にかゝられぬ、サア今切るぞ。」と振り上げて、てうど切る眞似。おつと飲む呼吸のはずみ、引く拍子、腕の番がつくつと、「最う好い／＼、違うた骨がとつくと塡つた、最早痛みが止まうがな。」「ほんにやんだわ、ヤレ切り放しはなされぬか。」「ハレ役體もない、耆婆や華駝がわせても、切り放して又と接がるゝ物ぞ。臆病を見込に、身を引く拍子、手を[illegible]に本復す[illegible]、是れが南[illegible]療治の秘術、此の言葉で[illegible]、傍に奇妙な療治[illegible]と、聞いて皆々[illegible]、「扨も頓智、御發明、[illegible]の内に[illegible]下道具、[illegible]せうならば今の内、神か佛か[illegible]に[illegible]、是れ[illegible]腕が動きます、足が自由に成りまする、[illegible]有り難い、[illegible]お暇。」と女房の側、[illegible]置いて、[illegible]打連れ歸りける。夫は奥を窺ひ見て、女房を小隅へ招き、「母も未だお目が寤めぬ、此の間に[illegible]から話した事[illegible]、今[illegible]聞きたい、[illegible]

で、義經殿がお討たやらねば、親の敵は外に有る。嬉しや義經殿と逢うて、討つに義理も遠慮も要らねば、其の敵誰ぞやといふ、夢程も心當がない。雲に汁が出來た樣で、又雲を掴む樣で、分別に能はぬ。萬に一つ、聞いた内、手掛りに成りさうな事はなかりしか、今一度語れ。」と念入るれば、「サアさう存じて段々念を入れたれば、駿河殿も繰返し／＼、帳面の御吟味何月、幾日の夜幾人、何の物著て、幾歳許りで、如何で斯樣でと、小袖の模樣、年恰好、刀脇差の拵へまで、明白な帳面、都合九百九十九人は、其の所縁の衆が皆施行戴いて歸り、千人目は武藏殿で、帳面さらりと打濟み、微塵も胡亂な事もなく／＼、手掛りに成る筋は猶なし。おいとしや、誰が殺して千人斬の内へ突混ぜ、科ない義經樣を疑はせ、大事のお前は埋もらせ、是れまでさへ有る物を、此の上の心遣ひ・御苦勞なさるが悲しい。」と、涙催す折柄に、表に人、數多足音して、乘物舁きすゑ立ち出づる其の行粧、頭は薙髮の大男、足利樣の長羽織、平構の刀提げ立ち出で、「頼み入らん。」と案内請ふ。女房立ち出で、「何方ぞや。」と答ふれば、「南蠻の骨接、鄕右衛門といふは此の家とな、在宿ならば御意得たし。」「ハ、何方か幸ひ宿にをりまする。」「然らば罷り通らん。」と、徐々と奧に入り、「未だ不知案内御免有れ、鄕右衛門とは和殿よな。仔細有つて我が名を申さぬ、骨接金瘡の療治御功者と承はつて推參致す、頼み入りたし。」とありければ、「功者と御聞きなされし上は、下手と申すも詫びがまし、某が鄕として、名も所も聞

かいでもお頼みなれば療治致す、シテ其のお痛みはと療治しては、何のされうか、奈い／＼と、
弓手の片肌押し脱いで、疵さし向ければ、立ち寄りて包みし袱紗物と解き、と／＼と見て、此の疵口は僅かなれども、鎖骨に當つて、而も手の内定まらぬ鈍刀疵、是れは嘸お痛みなされうが、療治致さば早速御平癒、女房薬箱持つて来い。ヤア此の刃先に古い此の疵、此方の切口とは違うて、天晴な刀の疵、此の時は嘸御難儀、御人體に似合はぬ、さい／＼斬られましやるのか、それは／＼
其の疵は十三年以前、身も未だ浪人の時で、養生に迷惑致いたる。「何として又切られやしやんした。浪人の時ならば、辻切追剝でもなされての事か。」「ここな左様でない。」「さうなくば押入か、強盗か、如何で疵な事では有るまい。」「いや迷惑な、左様仰しやれては、猶言はではかなはぬ。此の疵は十三年以前、其の比は平家の世盛り、我が普代の御主人に、付纏ひ東國に漂泊の御身、京都の便りを窺はんと、某一人都へ上る。其の比は弥生初めつ方、地主権現の花盛り、太政入道の次男、平宗盛湯谷といふ女を具して、終日の花見の歸るさ、是れぞ能き折節、見參せんと、六波羅密寺）小藪の蔭、立ち忍ばんとすれば、人有つて、狼藉なり、何者ぞといふ。さにも候はず、心置く身の悲しさに、平家より付け置く忍びの番と心得て、返答もせず抜打にせうと構へる、彼奴さる者、心得たりと抜き合はせ、しばしが間に切り付けし此の疵跡、それも難なく切り結ぶ頃、見れば六十餘

の〳〵老人、側に搖上げ有りつ、扨此の人も源氏の餘類、宗盛の歸りを窺ふ我が同腹申と、嬉しく心は付きたれども爲方なく、早おひ〳〵に警固の提灯星の如く、見付けられては叶はじと先づ彼を引提げ、御通を五條の橋に於て過ぎしは、其の比如何なる者やらん、五條の橋にて千人斬、踏で聞けば、義經公千人斬の一ころは、鶴岡供養にされしとや。其れとはしらず、其の往業にせしものと、一時の風評谷陌に一度の世となりて、恐ろしかたはなけれども、好事する無さには顧かず、必ず人他言は無用と一代の間人に語りまじ、して其の時の御假名は。」「富谷金五郎と後、今は富谷五作坊と後」「倒の其道にして」とさは上慄いて引き退くな。我も進つて掛を合はせはりしと受ける時、早くのなき、さては只今物語りし老人が噂されしこと「おんでもない事に」「さうら有りし、とかくとも名を名乗れ、いかにいかにこそ、義經公の御内に然る者有りと尊ばれたる伊勢三郎義盛、千人斬につきまとせし其の老人には、我かく伊勢左衛門定盛、其の義の如きみわれいに一どつこい其の時は、其の伊勢三郎は義經公の家臣の臣、御陣に此の有樣未だ聞きたい、こは、流石今の物語、父を討つたる其の時、我は鎌倉に於ひ、舘に殘さし此の處、より國なさに驚き、早速都へ馳け上りたれども、千人斬もはや事濟みて、亡き敵と討てべき樣なく、又た鎌倉へ下つて無念の年月を送る所に、不思議に義經公の家臣と成つて、西國西の戰ひにも、影身を離れし我なりしが、五條の橋の千人斬は我なりしと、其の時の御物語に付て

は君、討たねば親への孝ならず、[illegible]の錦こ存世を[illegible]坊主と、尊敬して暇を取り、其の昔盜賊せし時に習ひ覺え、此の誓ひこ[illegible]は外に有りと、女房[illegible]つまとの音を聞き出し一も其の名を知らず、再び心を苦しむる所に、思ひ寄らぬ今日の對面は、親人の過去の因で、手を取つて連れて御出でなされたか、ハテ、[illegible]の誓ひ、傍邊華に住みて侍る、[illegible]の敵は手に討、さあ討たれて參らうと言詰めかけたり。待て暫しなる言ひ事有り。すべて家來共は老僧千萬、何もさん騷ぐ、此の家を立出で歸るを待て、誰[illegible]、さて[illegible]く、早く承つて御心中察し入る。いかにも一定に手相手に成り、御本意を遂げさせたい物なれども、あつといはれぬ其の仔細、申さば何[illegible]を引かかよ。今度鎌倉より、義經公へ二ヶ條の御不審、平家一味の連判狀、京の君へ下り、又笠原平次[illegible]高な藤へ上らせ、彼の笠原父子と[illegible]の連判に入つて、義經の讒言に言ひなせば、[illegible]上り御所樣に害を致め、御兄弟の御中裂しく、御身の[illegible]に取つては[illegible]御名殘り[illegible]、一連の[illegible]へ、笠原と一所に此の館へ來り、[illegible]に堀川の御所に夜討をかけ、[illegible]を申し立て、義經の昵りにせんと企む。扨こそと夫々しのびに忍び寄り、ねんと其の連判は笠原が手より奪ひ取り、密かに義經公へ差上げんと時を待つ、是れ此の[illegible]は其のとき、笠原と一所に住む館の内、夜討の取沙汰まで、辨慶か御邊の名を聞いて、是れまで尋ね來る所を、思ひ[illegible]の[illegible]

我こそ親の敵よと名乗つて討たるゝは安けれども、愛を能く聞かれよ。今御邊に本意をとげさせ討たれては、誰か殘つて義經の御身の上、事ない樣に取計らひ、鎌倉殿とも御中よく、梶原を鎌倉へは歸すべき。かく親の敵の顯はるゝ上からは、御邊も義經公に恨みなく、主從の禮義よもや忘るまじ。梶原を鎌倉へ返すまで料簡し、此の敵討を延べて給はれば、其方が初一念も立ち、義經の御身も立つ。聞き分けてたゞ三郎殿」と、低頭平身手を支へ、涙をながさぬ許りなり。「ヤア聞分けぬ〳〵。知らぬ中は是非もなし、知つては半時も同じ天は戴かれぬ、サア勝負をせよ」「夫れは曲もない。所存の本意を遂げんと思はゞ、返討に討つことも有るべきが、夫れは道ならず。なう御内所、仔細はお聞きなさるゝ通り、歩に首を提げられ、鎧をかたにかけぬ法も有れ。僞りなし、梶原を返すまでの宥免、お取りなし賴み入る」「何が扨、人にこそよれ、昌俊樣、其處に僞りは有るまい。三郎殿、申し〳〵」と、いへども聞き入れず。「いや〳〵、女の知つたことではない、だまつて居よ。コリヤ昌俊、返討に討たれうが討たれまいが、そりや互に時の運、裏釘かへすな。一寸も待たぬ。此の座は立たせぬ。サア立ち上れ。」と、いかばる聲。「三郎待て、義盛まてやい」と、母は寢處を立ち出でて、嫁を杖とも柱とも、引かれ據はれ二人が中、ヤアえいと座をしめて、苦しき息をつきあへず、「良人を討たしやつた昌俊殿は此方か。すゝ、健かな能い器量や。義經樣を御大切に思うて、上京さつしやれた話聞きま

したゝ、いかい御苦勞でァ續りとなされ。コリャ義盛、餘り物が料簡過ぎる、夫れでは思はぬ間違が有るものと、日頃聞つた故か、昌俊のわけでおもしやる段々の斷り、今日に限つて何故聞き入れぬ。但しは生死不定の世界、日を延べ、其の内に死にやつてはと思うてか。夫れは人による、梶原が都に逗留も長うて百日か百五十日、昌俊の命、夫れまでは母が受けあふ。料簡して先づ往なしましやいの。「ハア畏まつた」と申し上げたいが、是れ許りは御赦されう。昌俊が命は五年三年延びても、まつことも氣遣ひござらねども、結句お受合ひなさるゝお前のお命、明日も知れぬ御大病。其の病のもとはと申せば、此奴が親父樣を殺した故、十三年の御歎きのもの思ひ、又某此方より暇を取つて浪人し、世の譏りにも、老の入りまいとこそのうへに、餘命なき御病身に貧苦をさせましたも、此奴が千人斬の事につきまとうた故、勿體なや咎ない義經公を、討たれぬ御歎き、いく〳〵思召されたおせつなが、つもり積つて此の度の御大病。ものや親父樣許りかやれ、お前を煩はせるも此奴が業、一かたならぬ憎さ。三年來の胸霧を散する今日只今、首取つて莞爾のお笑顔が見たさに、料簡は得致さぬ。女房奧へお供申さい。サア昌俊立つた〳〵。料簡ないつことと、膝節折つて身繕ひ。「コリャやい〳〵。今昌俊を討つは心の憂苦、母にも孝行にはなるまいぞよ」「とは〳〵如何に」と寄せかけるのみ、起き騷へするよれば、「父君は宗盛を一矢射んと思ひ詰めて、呼び返しぬ昔語り、兼々母がいうたと、昌俊殿の物

詰違うたかと、討つた此の人も、討たれた父御前も、同じ源氏のためを思うて味方打ち、親に掛換の有る物なら、此の敵は討たいでも、人が卑怯者とはよも言ふまいと思へども、其處は女の智慧に及ばぬ。今討つて父の供養、母へ孝行にならぬといふ譯はな、まそつと先まで、義經公を親の敵と思ひつゝも得討たなんだは、三代相傳のお主筋ではなかりしか。其のお主に鎌倉より御不審かゝり、一大事の今此の時、お主に替つて御用に立たうと思ふ所存はなくて、結句お爲に成る昌俊殿を殺して、梶原が思ふまゝに、義經公を取りつぶさせて仕廻うたら、嘸冥土の父御前が出來したとお譽めなされうぞ。武士たる人は、町人百姓と違うて、たとへ親に孝行でも、忠義と武勇を忘れては、恥なき犬も同じ事と恥かしや昌俊殿、其の時に我を忘れ、頭を下げ、手をついて、段々の斷り。敵同志は猶誠有る仲、義理を忘れし何ごとや、此の座を立たせぬも、見事な武士道、此の上は留めぬぞ、サア討て、振り上げたる刀の下、母が先へ死んで見せうぞ。エヽ悲しや、其の心では一生其の身で埋もれ、伊勢の名字も是れ限り。是れを思へば昨日にも死したらば、此の憂き目は見まい物、何へて憂き命やと、我が身を恨み子を恨み、わつと伏して泣きさけぶ。三郎大きに身を悔み、御存生の内、敵の首お目にかけたいと思ふ一圖に、主君を忘れし誤り、眞平御免下さるべし。と言ふ詞共、五體を投げ伏し詫言し「ナウ土佐坊殿、仔細はお聞きなさるゝ通り、母の心を休むるため、梶原が鎌倉へ歸るまで、此方は敵討を延ばは

す所存、貴殿も覺悟して欲しき御所存か、何と／＼、是れは／＼「忝い、必定與へて下さらう
か、それ／＼でもない事、二人手の鬮者仕る、是れと申すも老母のお慈悲、お前の申し様はだれよ／＼、
幸ひの事こそ有れと懐中より、錦に包む一幅を取り出し、是れこそ楠原が手より奪ひ取りし、平家
一味の連判状、是れこそ關に進上申すと、手に渡せば押し戴き、あつぱれ是れは何よりの賜物、我
ら手が奉公斡旋の悦び、義經公への土産物、此の上の有るべきか、斯ばかり心有る昌俊殿、申すに
は及ばねど我と君の御事、それ／＼頼み奉る、破約の義は格別、其れまでは兼ねて昌俊殿と命
好して、君への忠義を忘るゝな、命有らば又逢ふ日に、かかる時に顔見合して、人の疑ひ受け給ふな、
歸らせ給へ、昌俊殿こそ實に能き心付けられたり、と云ふ其の上より、伊勢三郎義盛と、土佐坊昌
俊が、契約金石の如く、輔け合ふて事の成るを命、只今待つて歸る事、さらば／＼と言ふ
間もあれば、義盛となつて、一日に不時の軍事有り、人に不時の相の有り、此の氣ならば安生知らず、
早速に知らせよ、何がさて／＼御身より前に命、我が手に携へて兵器は立、國分國に馳せ參じ
よ、と、兼ねて頼むとは／＼と言ひ別れて、國府の要害の舘、東三、宮三、若黨、
百生、さゝ中村の國際終り、言ふ事に在ることも申されて、何、かつと同じ一騎けよも、時ふ年
出の日使ひ、情に報ひ、是れにたゝへられ忍び集め、ことなく面押し、何、南原河内院前院任に

と、心でいふも誓願力、長き闇路や照らすらん。

第二

風の勢ひは大海の浪を動かせども、井の内の水を動かす事能はず。九郎判官義經公、梶原父子の讒言にて、御舍兄右大將家の御不審日々に彌增し、京鎌倉と隔たつて、親々矛盾の折からに、北の御方京の君、はや五月の御懷妊、御腹帶の御祝儀も、外樣の聞えを憚りて、御譜代昵近の面々計り、思ひ思ひに出仕有り、めでたき例を取りむすぶ、帶の祝ひこそ賑しき。お次の間より女中の聲、京の君の御乳人、侍從太郎樣國が、妻の花の井偏縫姿しとやかに、列座をおめず打通り、御前に手をつかへ、「テ我が君樣へ申し上げます、今日の御祝儀、幾千代かけて末ながき、お腹帶の儀式も相濟み、京の君樣にもお里にて、それはそれは事ないお悦び。御乳人の役なれば、夫侍從太郎參らるゝ筈なれども、今鎌倉より意地惡の梶原が上洛して、有る事無い事、可愛い男へ忍び妻が、目文を書いてやる樣に、賴朝樣へ知らするげな。夫れ故に目立たぬ樣に、私が參上致しましたこと」と披露する。「オヽさも有りなん、さも有りなん、此の義經、梶原親子を恐るゝには有らねども、鎌倉殿を敬ひ補ふ心より、今日の壽も密かにと言付けたり」ことと宣へば、「夫れに付き、此のおめでたを幸ひに、京の君樣のお願ひは、去年の

春より行方のしれぬ、伊勢三郎義盛殿の事、誤りを御赦免有り、元の通り御家來となし下されかし。此の間毎日々々お里へ來て、お詫びなされて給はれと、彼の一人當千な侍の、身すぼらしいを見る目も氣の毒、愛憐さにお次まで同道致しました、お腹帶の祝ひに持ちかけ、伊勢殿の歸參の願ひは、大きな吉左右。伊勢の二字を偏と傍を引きわくれば、人平らかに生まるは、丸が力とたのむと有れば、當る十月にする〳〵と御平産の瑞相。」と色も香も有る花の弁が、言葉に花を咲かせける。判官始終を聞き給ひ、やゝ默然としておはせしが、「傳へ聞く伯夷叔齊は、其の罪を憎み、其の人をにくまずと言へり、すげなく追ひかへすも物のあはれを知らぬに似たり。殊に武勇といひし此の度、一方ならぬよしみの者、先づ〳〵是れへ呼び出せ。」とありければ、花の井[illegible]に付け、有りがたい御仁心、使のこゝも立所に、御對面有らんと有る、さても〳〵是れへと、[illegible]なく立ち出づる、伊勢三郎義盛が、主の威光に畏り、身に纏もなき無紋小紋、麻上下にあらためし、濃紺布子を打ちかけしなれ、携へ持てる一つの箱、案上にすゑ置きて、遙か下つて平伏す。「オ、珍らしや義盛、汝主に暇もこはず逐電して、一旦見かぎりし義經を、又慕ひ來る、所存如何に。」と宣へば、伊勢三郎承り、「恐れ有る申し開きなれども、君牛若の御曹司たりしとき、五條の橋にて千人斬の刻、我が父伊勢左衞門俊盛といへし者を、御手にかけられしを鬱憤に思ひ込み、恨みを晴らさんとすれば、三代相恩の

手殺しの罪に落ちる。所詮討たれぬ敵討とあきらめ、倶不戴天の父が仇を忘るゝからは、武士を立てても益なしと身退き、縊れても死なれぬ命を、老いたりし母が爲と存へ有りしは、弓矢神の控へ綱こ此の程誠の親の敵に廻り逢ひ、敵にてなき御主人を、暫しも疏みし天罰の勿體なさ、身にしみ〲と思ひ知り、御詫願ひ奉ること、涙にくれ〲言上す。花の井も取繕ひ「何かは白木の此の箱入、歸り新參の手柄始めに獻上」と御座近く差し出せば、御手づから蓋押し開き、一卷を御覧有るより御氣色變り「ヤア是れこそ詮議する平家の廻文、我が館へ忍び入り盗み取りし曲者は、扨は三郎おのれよなこと、思ひがけなき咎めに義盛「コハ情なき御疑ひ、其の廻文、某が手に入りし仔細、他聞を憚る密事なれば、最前御式臺にて武藏坊辨慶に、密かに語り置き候へ、追つて御聞き下さるべし。」「イヽ猛々しき僞り、誰か有るアレ引立てよ。」と御諚の下、西塔の武藏坊辨慶、梨打烏帽子引き立て、輪寶摺つたる大紋の、袖まくりにて御廣間の、大火鉢を携へ、徐々と御前に出で「コハ仰々しい御憤り、先刻廻文持參仕ると、此の御疑ひ有らんと存じ、彼が面晴の用意いたし候。コレ〲義盛、古の高良の臣は、湯起請を取つて、君の御疑ひをはらしたる例も有り、御目通にて鐵火を握り、身の申譯立てられよ。」と、火鉢に燻べたる鴈股の大矢一本、鏃を火焔に燒き立てて、飛びちる火花を打ちはらひ、差し出せばいさぎよく伊勢三郎義盛が、「平家の廻文盗みとらざる正直心、是れ御覽ぜよ。」

と既に絶體手に取る所を、ヤレ待て暫し、早まるな義盛、疑ひ晴れて元の如く、主從なるぞ。と、言ふ聲に、二人夢の覺めたる心地、ハヽヽはと飛び退り、悦び勇む折こそあれ、當番の奏者罷り出で、「鎌倉の御上使、梶原平次景高、只今是れへ。」と申し上ぐれば、大將暫く御思案有り、「さて伊勢三郎、察する所、此の神文わたせと有る御使ならん。其の時に汝心得持參せよ、先づ夫れまで休足すべし。」と仰の下に、義盛はつと畏まり、伺候の人々諸共に、御前を立って件の仕度なし、此の様子を京の君様へお話も申したし、蠅蜒と□には、逢はぬがとく／＼お暇。」と、お□をさして立ち歸る。鎌倉の上使梶原平次景高、澁谷土佐坊昌俊を伴ひ入り來れば、禮義正しく義經公、出で向ひ、「上使と有れば方々は、鎌倉殿も同然。」と、上段の間へ進めやり、御身は座を下り給ひ、御應對に濃やかなり。梶原平次會釋もなく、「先達って仰せ越されし二箇條の御不審、日過ぎ月來れども、便々と御申し開きの無きによって、右大將家以ての外の御憤り、急ぎ北の方京の君の御首討って、神文に相添へ、渡されよとの御意なり。」と、苦々しく相述ぶれば、物に騒がぬ御大將、謹んで聞召され、「去るころ腰越にて、神文まで差し上げしに、御疑ひ晴れざるにまで、首を討ち差し上げ、申し開きを立てんと思ふ所に、存じの外の御上意、追って返答申し上げん。」と仰せらるゝに、梶原昌俊、「イヤ此の上に御返答、聞き取るは由なし。」と、□□近く□□

審、今日中に申し開き有るべし。料簡強い梶原は兎も有れ、某は用捨仕らぬ。」と、口にはつれなく心には、我が手より渡し置きたる廻文にて、申し開きを立て給へと、言はぬ許りに言ひ廻す「ヤア此の景高を料簡強いとは、熟柿を笑ふ澁谷の言分、手緩し／＼。諚意を守り京の君の首討たうとの仰せなければ、此の通りを鎌倉へ申し遣はす分の事」と、すんど立つを末座に控へし武藏坊「ア、暫くお待ち下されよ」と、押し沈めたる其の所へ、伊勢三郎義盛華麗に装束改め、廻文の一卷をうやうやしく臺にすゑ、御前に直せば、判官座上に移らせ給ひ「ヤア梶原、上使の一通り相濟んだれば、彼へ下つて、平家へ一味したる者共の、名を一々に讀み立てよ」と宣へば「鎌倉殿の上覧にさへ供へられぬ廻文を、拙者に」「イヤサ讀めといふには仔細が有る、早疾く／＼」と仰せに景高立ち寄つて、連判狀の紐解き開き「コリヤ如何ぢや、口の文言、我等が寺にはすつきり無い字、年號月日も知れた事」と、繰り明け／＼「東國八平氏の旗頭大場平太景信、同じく次郎景親、古郡左衛門保忠」と讀みさしてぎつちり詰れば「シテ其の次の名は。」「サアそれは。」「サアなんと。」と問ひ詰められて、狼狽へ廻れば、判官怺へず廻文もぎ取り「去んぬる一の谷の合戰の時、某に不覺をとらせんと、汝ら一家が勸めにて、平家へうらがへつたる侍幾許ぞや、否とはいはせぬ證據は是れ見よ、自筆にて梶原平三景時、同じく源太景季、同じく平次景高と、親子三人の血判有る。かかる凶惡を隱さんが爲に、

徒意ごかしに此の廻文、奪ひ取らんとは、ふてぶてしき工みよな、此の外の連名讀むに及ばず、と二つに丸め前なる火鉢へ打ち込み給へば、折節誘ふ山風に、炎々として連判は、忽ち尉と成りにける。せきにせいたる義盛辨慶、詞を揃へ、「鎌倉殿へ御申し開きの種とも成るべき、一卷を燒き捨て給ひしは、訝しき御賢慮。」と、憚りなく申すにぞ、「…す、驚くは理。聞ふまでもなし、我が心腹を明さん、昌俊是れへ。」と近く召され、「只今燒き捨てし廻文の事は、疾くにも鎌倉へ渡すべきを、某が手に留め置きしは、全く舅時忠を勞はるにあらず。今源氏に隨ふ東國の大小名の中にも、連判したる輩すくなからず、事治まりし上ならば、御咎めあるまじきにもせよ、廻文御手に入りしと聞かば、身に覺え有る者共は、自然と心隔たり、終には鎌倉の騷動となるべし。鎌倉の騷動は天下の大事、其處を思うて燒き捨てたり。是れも我が誤りにならばなれ、天下の爲兄の爲、是れ程までに思ふ弟を、佞人讒者の僞りに惑はされて見ながらも、鎌倉殿のつれなき御所存。誠に他人の始まりとは、能くも譬へし世の諺、今義經が身の上にひしと思ひ當りし。」と、猛く勇める御目の内、涙うるまく許りなり。明なる君の御賢慮、思ひ知つて伊勢武藏、感涙催し、土佐坊もとかう答へもなかりける。梶原は減らず口、「某親子は平家を欺く智略の連判、誠に一味した者の爲には、結構なお情け。」と、いやうまければ氣早き大將ぐつと急き立ち、御佩刀に手をかけ給へば、辨慶中にかけ隔たり、「ア、御短慮なる御振舞。梶原に御

直根は悪事、鎌倉への御返答、苦しからずば御免を蒙り、果宜しく仕らん。君には先づ／＼御座の間へ、いざござせ給へと諫むれば、尤もとや思しけん「オ、忠臣は色に顯はるゝ、汝が振舞、主の難儀を身に引受けんと、健氣なる志。然らば我になり代り、萬事よきに計らふべし、義盛来れ」と引き連れて、帳臺深く入り給へば、梶原平次笑壷に入り「サア辨慶、燒いた忠次は是非もなし、其の代りには明日ともいはせぬ、京の君の首討つて渡されよ」と、又攻め掛れば、「イヤサ先だつて、時忠卿を能登國へ流されし上は、最早京の君にはお構ひない筈」と、いはせも果てず「ヤア其の言譯暗い詞い、平家方の娘を具せらるゝからは、鎌倉へ對して謀叛といはれんに、抜差成るまい。京の君の首討つて申しひらき有るか、但し判官殿に痛い腹切らせるか、二つ一つ、手短い返事承らん」と、詰め寄せ／＼遁れぬ手詰ぞ是非もなし。辨慶は拳を握り、思案にくれて居たりしが「ハ、ア、それよ、愚た「顛倒迷心」と聞く時は、善も悪も迷ひの前、北の方の御首討つは、不忠に似て主君を助くる大忠臣。いかにも御意の趣、細心得候」と違へければ、「オ、其の筈々、流石大名坊主ほど有つて、早くも氣の付け所、然らば今日八つの鐘を相圖に、わろきいが死にしやつつら、梶原が受取りに参るべし、罷り歸ることとつつなてば、目後も續いて立ち「必ず京の君に犬死させ給ふな、ただ大事、合點か」と囁悪「一人が詞詰、獨りの心にとり紛れ、「氣遣ひ有るな」「北の方の御首必ず討てよ」と一念にや及ぶらんと一

目撃するも脱べ合せ、反打ちかけれ道中に、義有る主従あ、信有る郎党、力有る武藤武蔵と、言も
別れたここそ、行く空の、天離る、鄙にはあらぬ京の昔、都鳥を出で、初時しかに、義経公の、都を
と、なれど妻と有る武家の妻、昨夜に卯の鬮際、御簾帯の網籠も相持って、よし主従、心の主要を
お心に触る事もやと、御乳人侍従に頭を傾げに、静し相俟の先をまで、公家武家方の奥御の使者、門前
由なんしになる。愛にお腰元白妙が誂鳥、これ程といふお動静、御待藤衛門とて東のけふ、侍従太郎
が勧めの花の井女房達、能くぞ上りたり。守りにことなりきつさう故、主を少しでも悪れ
もい、怖れや／＼、いまここにも前へ通れ共ひるつ眺めしやう、何の獅は団子として見るんで、定めて
四方の三葉葉に、御なる馬舟と、鬮の御門と事許り、ぶらしや／＼と言へば二階座の廻り、御尾、其の尾、
嵐山、かけて今年は霞ケ浦の春日、いつ／＼しよう、弥生の事と聞くの暮、はしこし非ひる、
すこ間く蒔り、あなたがれは早く来い、此方からは見う来いと、寒るもく江戸の、お庭の縁の枡
見参、後を遅は京田舎が有るまじつて、たればく／＼鬮やらと話でこそうともすけた。思されと事すも、我
猪口の室にここなするく居ると、頭するを付け、時に引きたる特等座敷、少しづゝかりてにかゝ
ら、お酒がはみな出ない、今日は両日ちと思ふ内、観るがの若かの話しよすんだ、何我大方に聴
すゐと、此へ、お二しいた女を々くに見る女見ず、何か浩し盃を取りあへ女が見世、好きーーにたいと照

へど、結構な物はあなたに有り餘る、せめて是れをことと差し出す、袂の内の袱紗物、是れは海馬と申して、文字には海の馬とやら書くげな、めんよう希代の御産の呪ひ、私が曾祖母が十九人、祖母は劣つて十三人、母から私が手に傳へ、あの信夫を産むまでに、一度も不覺の産をせず、滿足に産みならへた、腹懸えの有る捧物、追付御産の日滿ちて、此の海馬にひらりとおし、檢非違使五位尉源の、義經様の若君我なりと、大手の門をさつと開き、やす／＼と御誕生、おめでたや／＼へ、、、、ま、ま、、ハヽヽ、しんどやことと饒舌りけるこそほんにつべこべ／＼と長口上、息がはずむ、娘お茶一つくんでたも、と申せば、情もをかしさの一氣轉にわさ／＼と物いやる、おわさとは能う付きやつたことと、網打ちおけひ給ひける。かゝる所へ奥使の女中、申し／＼花の井様、君よりのお使に、辨慶様がお出でなのことと、申し上ぐれば女房達、ヤア／＼女嫌ひの武藏殿が見えたといの、濡れかけて嫌がらせ、お慰みにせまいかことと、宜から／＼ことなお騷ぐ。是れ／＼皆の衆、君よりのお使なれば、いつもとは違ふぞや、必ず／＼言ふまい、先づ連合を呼んで下され。おわさ女房、辨慶といふ人見てか、未だなら此處にゐてお逢ひなされ、かんまへて皆の衆、くつ／＼吹き出すまいぞやことと夫諸共に出で向ふ。何時に勝れて武藏坊、へらぬめり取つて打ちかゝり、大紋の袴ふみしだき、しづ／＼と奥に入り、おすと坐して一禮し、ます、存じたと違うて、御顏色もみづ／＼と御機嫌の體、先づ安堵仕る。是れと申

すも夫婦の衆の御介抱、大切になさるゝ御苦勞の甲斐が見えて、祝着に存ずるよ。」「是れは〱、忝い御挨拶。御主人ながら御平產有るまでは、此の所に預りの京の君、殊に御存じの如く御母君、娘が平產祈りの爲願ひを立て、伊勢參宮の留守の內、彌我々が心遣ひ御推量、義經公の御前幾重にも御執成し。」「いや〱執成しに及ばぬ、物事のとりなしといふは、かなれ不合な事を十分に言ふが執成し、辨慶は夫れ嫌ひ。見た通りを罷り歸り、眞直に申さば、君も嘸御滿足。扨是れは御夫婦への話ではない、後學の爲京の君への御物語、總じて勇士の戰場へ赴く時は、三忘と申して、忘るゝ事三つ有り、國を出づる時家を忘れ、堺を過ぐる時妻子を忘れ、敵陣に臨んで我が身を忘るゝ。婦人の懷胎もまつ其の如く、一氣腹にやどる所、取りも直さず勇士の國を出づる時、御腹帶をなさるゝ所が、勇士の妻子を忘るゝ所、既に月滿ち、今は御產の紐をとかるゝは、勇士の敵陣へ討入つて、是れぞよき敵ござんなれ、のがすまじと引組んで、首を取るかとらるゝか、好い子をうむか得うまぬか、生きるか死ぬるか、生死の界、爰を能う御合點なされ、豫て無き身と思召せば、其の期にのぞんで不覺をとらぬ、その御夫婦、左樣でござらぬか。今我が申す事計り、肝心御內の御內證ではある、女は[illegible]、密かに御意得たし。女中方も遠慮あされ、奧へ參らうか。」「いざお通り、御案內」と、京の君を先に立てば、こなたの御夫婦、豫てなき身と存ずれば其の跡に必ず未練が出るではござらぬか」と、鎌倉

殿の難題をつい打明けていへばこそ、暫く心與の間に、打ちつれ伴ひ入りにける。年若けれども利發者、信夫差配し「ナアふた様、何事の御内談、お隙が入らうも知れまいに、お杯でも出しておけ」「夫れ〳〵マアお煙草盆お茶持つていくぞや。」「宜からう〳〵、お菓子も次に頼むぞや。」「さらば此の間に鳥渡母様、此の比はお顔も見ず、お懐かしや」と立ち寄れば、「和女も息災に有つたの、明暮そばに引きすゑて、見れども飽かぬ一人子を、手離して置く親心、親懐かしと思ふより、百千倍とは知らぬかや。假令御前の御意に入るとも、必ず〳〵傍輩衆を袖にすな、陰口告げ口たしなんで、諸事を内端に控へ目に、出かし立てして猜まるゝな、林の中にも高い木は、風が枝をば折るぞとよ、一人寐覺めの度毎に、逢はゞ如何言はう斯う言はうと、溜めて置いた數々も、逢へば嬉しうて口に出ぬ、何を言ふも斯を言ふも、身を大事に、煩うてばしたもんな」と、手を取りかはし撫でかはし、心を盡す親と子の、わりなき風情ぞ道理なる。やゝ有つて侍従太郎、奥より出づる機嫌顔、おれご目早く、「是れは是れは侍従様、お顔の色惡う、お目の内も潤んで、氣の浮かぬ御様體、御内談といふは何ぞ」「いやいや〳〵、氣遣ひの氣の字もない、氣の浮かぬ事微塵もなく、心がしよき〳〵と盆を待ち兼ねるヤ好い次でや、態と往ても逢はうと存じた、幸ひじゃ、ちよと物語致さう、別の事でもない物でござる、拙者そもじの息女、此の信夫に大執心。」「エイ。」と親子が興さまし、娘は母の後ろかげ、小さう成

つゝ身を忍ぶ「是れ〳〵、さうまして貰ふまいつ、惚れて〳〵今日は八つまでの内に貰はねば、此方の工

面がぐわらりと違ふ。今奥の時計を見たが、九つ過ぎ、半時にはまだ成らぬ、秋の日は短い、八つに

成るは手間隙入らず。ハテおつと言うて貰ひたい、時忠の執権侍従太郎、年に不足のない男、浮氣で

ない虚言申さぬ。ハテ下さるか〳〵如何なやつことと、眞面目になれば、けら〳〵と嘲り笑ひ「ヲヽ有り難

い。ホヽ、ふやけのなのこけら時、誰取の上げる人もなく、徒らに埋まるゝ、我が嫁を御執心、進

ぜましたら何となされます。」「ハテ女房にしますわいの。」「あの花の井様といふ、美しい奥様の有る

うへに。」「いやもう花の井は隙やつて、信夫を奥様にするわいの、侍冥利愛宕白山僞りない。」とい

ふ後に、立聞く花の井、顔は上氣の爪立ち筋、走り寄り「なんぢや花の井は暇くれる、何を

どうして隙下さる、仔細が有らう、訳聞かう。密かにいうて武士の娘、いとまとあらば、其の訳

聞かう。」「ハテしやらくさい、當より女房は大殿に仕へ、暇はいつ何時でも出すが、外の首尾

を當なれて、是は又の外、仔細はない、小言いはずと歸れ〳〵。」「その聞えて、嬉しされて譲うは面

白うない隙とつた、實正信夫を女房に持てやるの。」「くどい〳〵。」「持つて見やれ。」「持つて見せう

ぞ。」「見らるゝ。」「一見せう。」と、我を張つて負けずおとらず。兄兼ねておわさ押し隔て、「果れて

お師様にはいつ……意外なかゝはしない、娘の命、……

去らせてそんならばと、娘を進ぜさうなおわさぢやと思召すか。女御后に成るとしても、道ならぬ榮華を悦ぶ様な、私共ではござんせぬ。娘を進ぜずとも、早う仲直らしやんせ、悉皆氣狂の沙汰ぢやまで」と嘲れば、「コリヤ氣狂の様に見ゆるかや。」「一樣な段ではござりませぬ、ま氣狂でござりますわいの。」「ハヽはつ。」と夫婦は顔見合はせ、暫く詞もなかりしが、やゝ有つて花の井、「實にや、思ひ内に有れば色外に顯はるゝ。氣狂とも狂人とも見ゆる筈、心は疾うから氣狂に成つて居る其の譯は、今日武藏殿の參られしは、京の君の首討つて渡せと、鎌倉よりの御難題、其の爲に梶原平次景高、土佐坊昌俊の上洛、討つて出さねば叶はぬに極まり、悲しや京の君様のお首を取りに見えたわいの。お小さいから夫婦の者が手しほにかけ、育て上げた彼のお子、畏まつた、御勝手になされと、そもや首が切らされうか。殊更只ならぬお身の上、辨慶殿も斬り兼ねて、右つ左いつ思案の上、昔より無いならひではなし、人の見知つたお子でもなし、身代りを立てまいか、其の身代りは誰彼と詮議の上、年頃眉目容も相應した此の信夫。夫れとても、お家譜代相傳の人でもなく、命を下されといふほどの、恩を見せたといふではなし、無體には殺されず、合點してはよも死ぬまい。何とせうどうせう、斯うせうでは有るまいか。幸ひおわさも來て居やる、大人氣なけれど太郎殿、信夫に執心なといひかけて、無理に女房にお貰ひなされ、そこで私が悋氣するわ、憎い奴ぢやと隙が出る、心得たと隙取るわ。サ

ア今日の只今から、信夫は侍従の女房ぢやと、懇々の杯した其の上で、女房どもまづ暫う／＼、おわさと譯をいうて、我が女房になるからは、其方が爲にもお主の身代り、死んでくれと延引をさせず、命をお貰ひなされぬか。是れ宜からうと談合づく、不調法な女夫喧嘩も、お主の命を助けたさ。そんならおれが娘は殺しても大事ないか、身勝な事をいふ、道しらず物しらずと、蔑しみも恥かしけれど、正眞の脊中に腹とやら。コレおわさ女﨟、料簡は有るまいか、夫婦の者の苦しみを、思ひやつて。」と許りにて、わつばと伏して泣きければ、夫も坐したる膝を改め「浮世の中の無心といふに、是れに上こす無心も有るまい。其の返報には夫婦の者を、八つ裂きにもなされ、些とも惜しまぬ命は二つ有れども、一つも今日の役に立たぬ、本意なさ無念さ悲しさを、推量有れ。」と許りにて、ほろほろと泣きければ、信夫進み出で「扨も／＼、神ならぬ身は、そんな事と存ぜいで、年に似合はぬ恥しらずと思ひ侮りし。十年二十年の宮仕も、たつた一日御奉公申しても、お主様に違ひはない。其の御難儀が何と聞いて居られうぞ。私が様な者の首でも、お役に立つならば、何うぞお身代りに立ちたい、サア首切つて御用に立てて下さんせ。申し母様、四年跡の夏頃、[illegible]、死ぬる命をお前の精力、たつた一人で助かつたれど、其の時死んだ[illegible]身代りに死にます[illegible]と、聞きも敢へず[illegible]抱きしめ[illegible]これつか／＼と物言ひもない[illegible]、

黙つて居るぞ。これ〳〵、此の子は今、一人出來た子ではござんせぬ、顏も知らず名も知らねど、父親が有つて、其の人が尋ねて渡すまでは、指もさゝせぬ、卒爾に申してくだんすな、聞いておやござんせぬぞえ。これ程やかましい、如何にうろたへたればとて、闇雲に出來た子が、此の世界にあらうか。其の上顏も知らず、名も知らぬ父親を尋ね、手渡しするとは何を的に尋ねるぞ。僞り者、表裏者、得心せぬ者、無理やりに身代りに立てうとは言はぬわい。下心にさへ主從の道を辨ふるに、見限り果てたる奴め、嫁を連れて早歸れ」心急がし、立つてうせう、女房此方へ」ト立ち上る。「なう申し、や、待つて下さんせ、僞り者といはれては、親故此の子の顏汚し、顏も知らず名も知らぬ、夫が尋ねる印は是れ」と上の一重を押し脱げば、右は替らぬ詰袖に、左はなりが振袖の、濃き紅の染模様、一樣ならぬ袖の香の、昔ゆかしく忍ばしく、「是れを御覽なされても、仔細を言はねば御合點が參るまじ。娘が聞く前髪かつき、昔話なれども、私はもと西の國の在所者、親は所の何がし、十六年以前、頃は夜も長月の、二十六夜の月待の夜、私が所は諸方の入り込み、誰とは知らず袖ひかれて、あののものを言ふ間もなく、暗がりまぎれのつい轉び寢。つらや人の足音に驚いて、其の人はおき行く袂を捉ふる拍子、行く拍子、斷されて我が手に殘りしは此の振袖。假寢の情は、たつた一度の淺けれども、嬉分の縁や深かりけん、其の月より身も重く懐胎し、友達衆の介抱にて、産み落せしは此の倅だ。父な

しよ幸んでは家の恥、子を捨てて嫁入せよかし、親々の意見、御尤もとは思ひながら、二人の夫は重ねまじ、縁有ればこそ子まで産んだ物、此の緒を頼りに尋ね逢はんと、國を出でて十七年、[illegible]抱きか、八漂泊の、様々の憂き艱難、あの年まで育て上げても、此の子が縁の薄いのか、我が身の縁の薄いのか、今に尋ねあはねども、此の上にまだ百年も十年でも、女の念力、是れこそ娘と[illegible]と、名乗り逢はずとそれまでは、[illegible]にも喰はせぬ大事の臍の緒、相談に[illegible]の道理も忠義も[illegible]、[illegible]今は有の儘、[illegible]ではない、大事ない[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]お暇申さう、コレ立ちやい[illegible]と、[illegible]信夫が脊骨障子越し、ぐつと指いて一刳り、うんと悶ゆるくるしみに、「是れは」と驚く母[illegible]夫婦も[illegible]、[illegible]殺し[illegible]、[illegible]に「く」と詰め掛くる。母は泣くやら[illegible]の衆と共謀になつて、殺しやつたの。聴かぬ／＼、[illegible][illegible]る、まあ手負を勞り介抱せよ。」「なんぢや、勞れ、[illegible]ことはなさ[illegible]下著の衣の紅に、[illegible]、播州姫路の福井村、十一兵衛[illegible]

の假寢は、其方で有つたな」「ヱイ其の時のお前の名は」「オ書寫山の鬼若丸。」「すればお前は娘が父御、其の父御が父娘をば。」「オ殺したは身代り、お主の役に立つるわ、」「ハア悲しけれども、夫れならば恨みはない、これなう娘、尋ねた其方の父御といふは辨慶樣、御對面申し上げやいの」と、抱き起せば起されて、「母樣何ぞおつしやるさうなが、耳が聞えぬ、最う目が見えぬ。必ず辨慶が側に居て、お前も殺されて下さんな、アヽ術ない苦しい」といふ聲も、次第々々にせぐりきて、早玉の緒も切れ果てて、此の世の縁は絶えにけり「ハア悲しや、最早息がせぬわいの」と、聞いて皆々立ち騷ぎ、見れどもほとほり許りにて、其の甲斐更になかりけり。母は膝に抱き上げ「扨も〳〵淺ましや、如何なる因果な生まれ性ぞいの。父御を尋ぬ初めたは五つの時、「申し母樣、餘所の子供衆には、父樣も有り母樣も有る、私には何故父樣がござらぬ、逢はせて下されい」と言ひ初めて以來、一年々々智慧の付くに隨ひ、譯を聞いて猶逢ひたいとせがむ故、在所にも有るにあられず、其の夜は都の衆も有つた物、もしやと都へ上つて尋ねても、知れなんだこそ道理、此方樣で有つた物。可愛や此の子は、一生父御を戀ひ慕ひ、一生物を思ひ詰め、今日といふ今日尋ね逢ひ、せめて一時半時も、我が子か父樣かと、一所にも居る事か、詞も交さず、而も父御の手にかゝり、」辨慶が傍に居て、母樣も殺されな」と、いうて死んだ心の内、如何許り苦しかりつらん。父御の仕方も慘たらしい、同じ殺す道ならば、

互に親よ娘よと、顔も見たり見せたり、納得させての上ならば、是れ程には思ふまい。ヤレ娘よ、父御前こそ無情くとも、母に恨みは有るまいに、たつた一ト目母様と、言うてくれよ、とばかりにて、空しき死骸を、抱きしめ／＼、くどき立て、聲も惜しまず泣きゐたる。辨慶も諸共に、咽ぶ涙を押しかくし、ござんない因が悔み事、話を聞くとひとしく、扨は我が子と飛び立つ許り、生顔も見たかりしが、なまなか見つ見せては、未練の心も起らうかと、生きぬ目に別れしもの、一たまりも堪ようか。辨慶とても木竹ではなし、生まれてより此の年まで、後にも先にもたつた一度、ついかうな事して生まれたる、我が子と聞いて懐かしさ、可愛かるまいか、其の様に泣くを見て、太郎御夫婦の詰中もおぼいと、泣くより泣かぬ苦しさは、鳴く蟬よりも中々に、泣かぬ螢が身を焦す、小頭も我が身にしられたる。是れに付いても、親の恩の深き事、今取りわけて思ひ知る。唐土の樊噲が、母の小袖を母衣と名付け、戦場まで持つたりといふ、夫れを學ぶにはあらねども、此の下着は母の手づから、縫ひ仕立てて下されし、汝に片袖を取られたれども、亡き母に添ふ心して、縫ひも直さず此の儘四國九國の戦場、今日の今まで肌をはなさず持ちたればこそ、名も聞かず顔も知らぬ、親と子の印と成つて、十七年目に巡り逢ひ、主君の絶體絶命の、大事のお役に立つる事、偏に亡き母の此の小袖に手を通し、親子を一所に引合はせ給ふ、廣大無邊の親の慈悲、子故に親は名を上げる、能う死んだな

出かしたな。」とはいひつゝも息有る内、是れこそ尋ねた父ぢやわいやいと、こんな頬でも見せたらば嘸嬉しがらうもの、是れ許りが殘り多い。親も一生子も一生、言ひ初めの言ひ納め、せめて一口父樣かいのと言うてくれいと生まれた時の産聲より、外には泣かぬ辨慶が、三十餘年の溜め涙、一度にせきかけたばかり、侍從夫婦が貰ひ泣き、四人の涙八つの袖、八つの時計を打過ぎて、悲しい事の數々を、言ひ盡すこそ果しなき。辨慶はつと心付き「南無三寶、歎きに紛れしが、半時の時計も聞かされしに早八つ、御首討つて渡さんと、梶原に契約の刻限。時移つては事むつかし。侍從太郎殿、京の君の首討つて渡されよ。是れより我れは檢使の役」と席を改め坐しければ、「實に〳〵、公事に私の歎き傍へ離し、只今京の君の御首討ち申す」と身繕ひ信夫が死骸引寄せて、敢なく首を打ち落し、これ受取られよ。」とどつかと坐し、返す刀を、我が身の弓手の小脇に突き込み、きり〳〵と引き廻す物に動ぜぬ武藏が驚き、妻に周章て縋付き、兎角の詞も泣く許り。ヤア騒ぐまい、武藏殿、我が切腹御合點が往かぬか、是れなう御邊が細工の京の君、此の贋花、尤も大概似たれども、實は眞の主人と、地下人の色香の違ひ、梶原が邪智強き眼に見咎め、詮ない事になつてはと思ふに付け、京の君のあのととは、鎌倉殿も知召したる。此の侍從太郎が首添へて渡さば、天地を見ぬく梶原も、よも作り花とはいふまい。誠の花と見せう物、信夫に犬死もさせまい物と思ふ故、御邊が細工に添へて渡る、

心持ちの色にこそ、哀つるたる時、見わたして錦宿しているが、その言いて更へ箭もうつるや。戦事武蔵殿の指圖を受けて、そのまゝ中村や、岡平等の輩をもって、心をかけるの良人への意地、心得たるか。はくなりく、ゝゝ武蔵殿持ち、首うつてたへ、ゝゝ、早う呼出し下げ、新規事なき、覗きされてと扶き留しく。ひとつの見たしりの輩、首に詞しを添へにける。首に鋏を押し切りて、ゝ一石の首を取れに錦の膝にもなく、間に於を取りしていく、まゝはなく〳〵と、首を大石にかけ捨つて手向けば、是れてゝ許しき、言は得ずして。まゝ我は未熟の首取せよ、我は輩子より一世の身は、此に名を残しさ、一度、亡き謝せ三たゞたうと、読み言葉にと無くれど、心には板を捨てゝ、見せかけし見ぬも愛し、是も此世に滞るゝ、其の別れすの別れ、二つ縁をを一筋に、其の捨ても御所」とぞへゆける。

第四

道行神樂上歌

聞くことしき、音羽の岩に寄て、鐘の、嵐とすなるしてつるかれの、風の音物いはすまるものに、須磨浦北あ、宝の昆岡懺の、神森の獄もやすく〳〵と、雪山の物凄や、鐘の東嶺三、ニればゝ人の御休いて、とお山々れ富霞む〳〵、昔は一度のやりの、島あれ三哥付けゝ、これの、男には御、伊村十兵、村人は

や風呂敷や、旅立つこゝは曉の、明星が茶屋を跡に見て、馴れし都へ下向ある、櫛田の宿は名のみして、髪に擬へぬる帽子、其の色艶も行く人の、袖にもつるゝ伊勢比丘尼、今の目元は成る眼元え、晩にかならず松坂と、しなだれじやれし行く雲出、是れぞ津の町、かうの彌陀、大神宮と御禮、佛神ゐるはと分れども、隔ても波の來たまる、窪田も越えて嬉し野や、はてし長野も打過ぎゝ、都の方へ高木の、木陰に暫し休らひ給ひ、參りの時は一足も、早う願ひのかけたさに、何處が何處やらわくせきと、せく心より此の關の、常き地藏も忽々に、拜みし事のおろかさよ、われ／＼其處へ乘りかけの、馬士が小唄も外ならぬ、關のお地藏は親よりも、ましおやにあひのつまたもる、其の一節も御慈悲の餘りこ深き其の中に、わけて女の妊帶、五月目を守らんと、此の御佛の誓ひなれば、心に願ひかけまくも、忝しと伏し拜み、心も足もいそ／＼と、坂の下より鈴鹿山、山又山の土山に、誘ふや嵐、ちるや紅葉の亂れ／＼て、空にちりぬる散らし書、茲は硯の水口や、田面に下りる鴈の、一行列なる如くにて、跡や先やと子供の參宮、お蔭での、ぬけたとさ、えい／＼／＼、さつ／＼さ、さつと流るゝ横田川、淺く渡りて深きを知る、神の惠みの動きなき、石部の宿より梅の木村、藥も花の香に匂ふ、よう御所風と賞られて、人目おばゆく袖おほひ、忍ぶ堪猶辭なに、あれは憎か、都の上臈、姿優しくしをらしく、左樣いうて派出ならず、移り氣な人心、かいどり褄のなりふりに、しん

ぞ此の身を打込んだ、、、実此々々、唄ふを聞けば聲の文、流石に都の地ならず、心勇みの花揃衣、千
種の錦古郷に、かへすも暫し名に高き、草津の宿にこそ、著き給ふ、今年や世の中よいとの／＼、
浦々里々、参宮道者の家々の家印、ござれ／＼、是れについでござれのよいとの／＼、長閑に治まる
君が代の、お禮まゐりの人群集、講介参勤京上り、往来の人に呼び寶、目川仕出の田楽、鹽梅よしよ
しと賣る聲に、物見高いは道者の群、我も／＼と立ち集まり、一ぱう／＼皆の衆、豆腐の始まり、田楽
の由来聞くまいか、ヨーヤよあれ、昨堂々々と立つも見れば、口作言ふも面白、しかつべらしく
団扇を上げ、東西々々、豆腐の因縁べくと、耳をすまして聞召せ、昔々、天竺の達磨大師と申せし
は、顔に似合はぬ豆好きで、主禅豆と名付け、常に賞翫有りけるが、初めて豆腐を思ひつくとて、終に
壁を睨んで九年めに悟りをひらき、なむあみと言ふ／＼も、茶番の鍋へ落ち入つたる湯豆腐も、只
に浮み上る所を、南無阿弥陀仏のすくはせ給ふ結構なり、達磨土一十四字の唐土人といふ猿縛は、豆
腐の道に修行者、それより和國禅宗に伝へつて、煮るに盛り、付焼に成り、精進豆腐は絶えないとは
す、お寺とは、自ら名乗めたる大内首里、お公家方には小野の道風、武家方には籠陣へ寄せ豆腐、名
を高くに拙豆腐、わきてこの／＼田楽と申し奉るは、恭くも百萬遍から始まつて、都に祇園
一軒茶屋、祇園に二軒、島の茶屋、草津に田楽、八人芸といふ見世物にも成らずか、それによつて

し目川の田樂、けん／＼したるおかたには、雉燒にて參らする。いつかな不食なお人でも、此の太鼓飯つゞの底をたゝいてでん／＼田樂、脣にさへるや否や、吸ひ込む飛び込む、喉は鎌倉街道の、名物なり。とし／＼やけりみ、有り合ふ人をさへ笑ひ、一見嬉しい因縁間にまぎれ、心もしれぬよい思ひこと、皆々別れて通りける。京の君の御上使、伊勢參宮の歸る足、姿は地下に窶せども、供の女中の取りなりも、ほんだてのとしても可愛らし、荷ひかたつけ、田樂屋は不思議さうに立ち寄つて、一ちやう何れさには、なみ／＼のお人ではなささうな。男ぞれもつかす、伊勢參宮でこざりますと、問ひかけられて、御臺所ござればこそ、遙か西國方の者には候が、是れなる二人を伴うて拜けまする、と半分にはずや、ぬけ／＼とした嘘つかしやんな、尤も身の廻りは、田舍めいた參宮人に見えれども、物ごし人はつれは隱しも、内裏上﨟のひんぬき、と、星をさゝれて、はつと二人顏見合はせて、聲高に言ふ所へ、先走の侍、鐵棒ひきずり、「御上使梶原殿、義經の北の方京の君、めのと侍從太郎主從が首討たせ、ま通りなるぞ、片寄りませい。」と呼ばはらせ、鎌倉へかへる急ぎの道中、御臺は斯くと聞くより、梶原が前に轉び出で、聲も涙にせぐり上げ、「自らは京の君が母、平産祈りの甲斐もなく、身二つにならぬ先に、我にかゝり死ぬるとは、天照神にも捨てられしか、前世如何なる報いぞや。姫と侍從が死顏を、此の世の名殘に只一目、見せて給はれ梶原殿。」と、消え入る許りに歎かるれば、中次景高くへ走

…め、京の君が時めくとは、若い時で出くはせた、汝も一つ首にして、鎌倉へつれて行く、おれ引括れ
家來共」「やあ」と一度に答ふるや、とつこいつせ[illegible]と田楽[illegible]が、[illegible]りの[illegible]取つて、[illegible]
呻る[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]、うしろに[illegible]うて立つたるに、[illegible]ましと云ひえけるに[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
るべの人であらうといふと、[illegible]聞えなく[illegible]に[illegible]つて[illegible]
[illegible]、名は何といふんぞと、[illegible]
[illegible]、[illegible]の[illegible]と[illegible]いて、[illegible]
一度で[illegible]り[illegible]の[illegible]、[illegible]
[illegible]、又[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]、一足も先へ[illegible]出て〳〵」

「扨は靜の兄御よの」「靜所なやこゝにはおかせぬ、急に／＼」と主從三人、都の方へ落しやる。「不敵
景高取つて返し、「ヤア下主め、やう／＼邪魔ひろいだ、三人共に逃したな、代りに汝が首こそ落
す、觀念せよ。」と一文字に切つて掛る。「シヤおつかせ、心得し。」と朸で丁と受け留むる。義勢計りに
梶原が、刀を其の儘留嘴屋か、朸も動かす少時が程、相手と相手が顔見合はせ、前後を見合はせ兩人
が、耳と耳とに互の口、何やら囁き首肯き合ひ、「出來た／＼、此の上仕おほすれば、コリヤ藤彌太、
詮ないとけの大名とやぞ、都には身が家來、番場忠太を殘し置く、言ひ合はせて首尾能くせよ。」「ハ
ハアあつぱれ梶原樣、斯うした仕組で付け込むからは、義經の首は我が手の內、都の首尾を氣遣ひあ
られな。」「オヽ、左樣ぢや／＼、此の上ながら、人に共謀がやと悟られな。」「心得たり。」とまたたち向
ひ、二打三打義經を、たばかる爲の仕組の切り合ひ、とはい衛を藤彌太に、追はれてわざと逃げて行
く、梶原平次が恐ろしき、工みの程こそ天下泰平長久の、弓も袋に納まれば、矢竹心の武士の、
因縁に後を見せいで、纏に腰をぬかした、名におふ靜が一奏、祕曲の底を堀川の、御所は酒宴の表座
敷、いつに勝れて賑へり。御酒の機嫌も義經公、靜が膝に寄り添ひたまひ「何時聞いても美しい、器
量につるゝ琴の音色、とり分け今日より義經が、北の方に直すれば、琴の調子も一際勝れ、我が妻琴
の位の高さ、母を呼び寄せ後ばせいと言付けしが、未だ來ぬか、早う／＼。」「あい／＼。」と重ねて急

が、召使ひしき浪よする磯の前司、只今是れへと立ち出づる。京に名うての扇の指南、夫に離れて寂しきなき、ひつつこき髪の二つ折、色はなけれど香は残る、昔を思ひやり梅の、花の姿のあたら物、惜しや磯の老木とひねぬらん。「母様お上りなされたか、我が君のお待ち兼ねこと、水入らずの親子の取次、磯の前司参上と手をつけば、義經公、「ア、堅い／＼、女の三つ指、物に譬へて見る時は、筵に置いたる一筆啓上より堅い、理、神代以来承らぬ、女の名に磯の前司、其の影見を取り置いて、向後は義經が母御寮と斯う許りでは合點がいくまい、お知りやる通り、頼朝の咎めによつて、此の花の京の内、散らされた間の寂しさ、静も今より北の方、卿の君と定めれど、鎌倉殿の聞えには憚あると、家老共が勧めによつて、今日より静は奥様、此の目出度さを言ひ聞かせ、其の身の悦びに、重ねての悦びて、祝にはなせ」と有りければ、「申し母様、自らが身の上は、頭姫に勝る君のお情、これ此の上のお情に、お前の勘當遊ばした、兄磯の藤彌太様。論といはうか、不思議といはうか、京の君のお袋様、御寵愛の下向道、梶原が見咎めて、危き所を身に代へ、此の頃ならぬ大手柄、お詫びも叶はずお側にて、此の由へお願ひなされ、顔見た時の悦び嬉しさ。思ひ掛けなき對面も、兄弟の縁の深さ、至つて嬉しく同の前司、「フウ何といやる、兄の藤彌太が此の御所へ来て居るとや。」「アイ戻らしやつたは一昨日、此の度の働きも、兄の心は勘當が赦されたさ。我が君も感じ給ひ、親子の中を直せと有つて、方々下

ありました」なんぢや、刀まで賜はつた、是れは〳〵冥加ない、して其の兄は何處に居るぞ」「サア兄樣は、刀の冥加、武士に離つた身の覺悟、神詣して來うと今はお留守、追付下向なされう程に、勘當赦してしんぜて。と、靜が願へば義經も、「赦してやれ」と御挨拶、「ハア恐れ有りや、我々しきの倅が勘當、あつと申すも面なれど、其處を得言はぬ此の母が、儀の前司と申す名は、死に別れし夫の本名。連合も昔は武士の數にもいりし人、彼の兄が惡黨にて、武士を忘れし賭博好き、世間を憚で言ひ掠める、其のおどもりが親にもかゝり、浪人さした不孝者。かたはな子は猶可愛と、親の貧苦は厭ひもせず、七年前の臨終にも、念佛は申さず、此のいらぬは何處に居る。根性を直したらば、誰が勘當悔しかろと、思ひ死がいとしさに、ハテ案じさつしやるな、連合の死後に此の母が、儀の前司と名を呼ばば、夫婦此の世に居る同然。心さへ直つたら、二親一所に赦すも同然。サヽ、左樣おや嬉しうおぢやると、夫れで浮世の思ひをはらし、迷はぬ正念大往生。連合に約束の詞も反古にならぬから、なにあらぬ女男の名、儀の前司と世に謠はれ、今樣指南の營みに、靜は育てあげたれども、兄が性根はまだ直らぬか、座言には何故來ぬと、待ちに待つた母なれど、立ち歸つて見る時は、兄の仕樣が氣にいらぬ。靜何故といふて見や、我が君のお由縁へ御奉公申せしも、和女や母へ繋がる縁。何か差置き先づ母が方へ來て、今度の樣子は斯う〳〵と、言うたらおれが叱らうか。待つ所へは來もせいで、お

館へ来て手綱取、殊に前司が来るを知つて、案に違はば出遭うたか。なんぼ父親の遺言でも、性根を
見ねば殿されぬ。斯う叙入れるも其方が大事、又夜叉が無法出まけ、兄にかゝつて仇を討、君の家運
もつきようかと、彼方此方の思ひ子の、性根をし、と見るまでは、お返事暫く御用捨。」と、如何なる
も跡先おもひ、道理を立て申せしは、磯の前司と異名を、よばるゝ器量と知られたり。一座、「何か
詞もなく、此の表裏の計はかる心根より、深い隠れたる宿の謎、中もいつて何と子が今
ふ通る願は本来、此の磯の前司、重ねて[illegible]も望まれまい。利と此の宝をかへまりと、其の儘[illegible]
居の下、前窓をなしと宿わけれはこそ、つかもない此の軍功、捻らずとて、運うたと、寄がれつゝ
の致しませう。是非御所望なら致して、真実で仕て下の無、此当ではお致し下され」と、[illegible]
聞かす、いやいやく、貴様の身は死で見ゝる、年寄れはとて捨てられぬ、伊勢[illegible]の[illegible]、もとより
に意元愛とみて、寝られた例も有れば有る、本にくのあ[illegible]に、静をどざかり、是れ程[illegible]、御[illegible]
は却つて御出[illegible]、そのくとせねばならぬ、是非[illegible]といふ、それなら身びをしよ、香も香もない、此の[illegible]
な、に取の手も触れざりしと、つゝと立つて押し開き、花[illegible]の柱に、[illegible]
断[illegible]が[illegible]い、吉野[illegible]の花なれや、[illegible]、悲しき人は[illegible]、[illegible]の[illegible]りやつて上下
向あされ、とかをはいちやが、、、、、、[illegible]しや、お[illegible]、此の[illegible]しれにすと、[illegible]

み行けば義經も、打連れ奥に入り給ふ。跡に靜は兄弟思ひ「母樣お出ではしれて有るに、此の兄樣何故遲い。」と、氣を揉み焦る後より「北の方樣靜樣、我が君の召します。」と、腰元姿見すぼらしく、立ち出で給ふ京の君、靜ははつと恐れ入り、涙と共に御手を取り「定まつた御本妻、京の君樣ともあらう身が、鎌倉の聞こえを憚り、しのぶが名を假初に、腰元姿の勿體なさ、お身の爲とは言ひながら、賤しい靜が上に立ち、信夫如何せい斯うせいと、人目を繕ふ主顔も、たゞならぬお身の上、お腹にござる兒樣を、産むまでの辛抱と、堪忍して下さりませ。」「なう斷りに及ぶ事かいの、辨慶の心つれなくば、今は世になき我が命、誠をいはば尼法師とも樣をかへ、先だちやつた信夫の跡を弔ふが道なれども、執着深い女の心、夫れまでは得思ひ諦めぬ。斯うして殿のお傍に置いて下さるが、皆の衆の情忘れはせぬ、構へて／＼、遠慮なしに押しこなして、信夫々々と頼むぞや。」かく言ふ内も人目有り、「北の方樣いざ此方へ。」と、座をたち給へば抱きとめ「其のお心根が猶お愛しい、上々樣に苦はない物と思ひしに、こんな災難も有る物か、人の名も多いに、信夫とは誰が付けて、今は北の方樣のお身を忍ぶ、世を忍ぶ、忌々しい名で有るわいの。」と、返らぬ事を掻口說く、遣戸口に咳拂ひ、兄藤太が立ち歸れば、靜は色目を覺られじと「ヲヽお信夫、兄樣の今お歸りと、母樣へお知らせ申せ。」「アイ。」といらへて立ち給ふを「ヤレ／＼これ／＼、先づ待つた信夫殿、母人の詫言は、早うても遲うても、

[illegible]
心の鏡につたを、とつもの[illegible]と見たらば、[illegible]世の上の事とおつしやつた」「ハテかむづかしい、心の鏡も[illegible]
らぬは、嗅いで知れるか、[illegible]
[illegible]
[illegible]差し付けぬ[illegible]しさ、とんと刀を忘れ
[illegible]
の思はく、恥かかさうとかかすまいと、[illegible]
[illegible]
う詐り、勿體ないと」と引き放せば、[illegible]
[illegible]
れるが勿體ないとは、如何して信ずる[illegible]

彈きながらさあらぬ風情。「エヽ、尖々しい詞咎め、勿體ないといふたになう、其の助當顔な身が、其の詰
る事は放て置いて、脇道の小徒ら、親の冥加につきさしやろ、勿體ないといふたが誤りでござんすか。
同樣に嗔の間で御前樣の令樣でさへ、お裝束も出來たから、笛も鳴る鼓も調べる、お前も餘所から拜
見して、雛も濟んだ其の上、目出度う親子の御對面。わしも信夫も三絃の役人、心もせけばお先へ。」
と、言ひ紛らして急ぎ行く。藤彌には兩人が詞の端々素振まで、ぐつと呑込む頬魂、鎌倉よりの忍
びとも、奥には白髪の母の膝、聲の細りも今樣當流、琴三味線の音も戀に、唄寢衣の衣の肌うすし、
彈いて見せなんしたもう、其は京の昔を信たれて、信夫が首をけうといく、やつちやしてこ
い、此の通り注進せうか、いや／＼、まだ隠れさらぬに御門の出入、咎められてはむづかしい、
ハア、何うせうな。深き思ひの淵となる。ホウそれよ、せいては事を仕損ずる、此の藤彌どのたと
もしらず味うまるつた判官殿。マア奥へ往て勘當の、いや／＼、妹が今の素振、更ゝに付け圖
くに付け、胸にせまりし數々の、袖もかわかぬ沖の石、歌の唱歌に引換へて、一節切の御音、味
の料簡を取りひた、二押し通りけまる思より、澄む心を矯めさんと、二人がたつきも靜神前、若衆つくる
千鳥足、高うたとさく、此下の細道危い、合點ぢや、危い、足取能く書しんくと、傍か付け
れて捕りし、あれ／＼に城に乘押して、其方は三味の役ではないか、そへ來ては闘が破れう、マア

サア奥へ。」「イヤ大事ござんせぬ、旦様の事も一番済んだ。我が君の御機嫌、酒一つ飲め、モ一つ飲めとひら強ひに強ひられて、三献の酒の文句に亂るゝかたを波、彼方へざらり、此方へざらり、彼方よりは此方さんの唄ざらゝく、ざら〳〵ざつと、かかしやんした、今の文隠すは曲者、夫れ見たい。いや其の文とはあの物よ、隠した譯は、彼の信夫に思ひなべく候。唄いよし御見と書いたるは、ほだしの種か、花薄、ほんに誓文、戀ぢや有るまい慾と見た。「慾とは妹、何を見た。」「まだ直らぬ心を見た、人には漏らさぬ兄妹中、ありの有様に言はしやんせ。」「ヲヽ、言へたらば言はう、汝も言へ。」「わしに言へとは何の事。」「ヤア侄けない〳〵、信夫といふは東の方、誰に頼寄せ抱き付いて、腹帯を締めかに見た。」「夫れ見付けて如何さしやるぞ。」「鎌倉へ注進するぞ。」「それ、ソヤ其は勘當の密書とは。」「すうそぶや、梶原と心を合はせ、伊勢道から付け込んだ朝が兄が味方顔、根邊でも喰はす悪巧みし、かうした思案はまた田楽、義経の首を串ざし上置け出す小引き出しの、ヲヽ、曲もない見様、悪事に與し身が立たうか、恐ろしい巧みの段々、聞いた者は、妹ばかり、外へは聞かぬ此の耳、鼓や眼に紛るゝも、お前の仕合、親の慈悲、モ一倍の人をはらす内に、悪心を翻し、善心に成つて下されと、兄を思ひの眞實心、涙は前に先だてり。「ヤア兄が出世に不吉の涙、ざつこんしみ込む先の大望、いつかないかな聞かれぬ、はれ出すからは一時勝負、いで注進。」と丈かけ出す、先に静が立ちふさが

り。コやらぬ〳〵、何處へもやらぬ。エヽ、面倒な女郎めと、すばと拔いて切りかくれば、得たりや紫檀の延竿に、はつしと受け、妹を殺さうとは人でなしの猫の皮、不孝の上塗はち當りと、拂ふ刀を文付け込み、此の世のいとま取らさんと、太刀筋血筋の遠慮もなく、兄は強力、刃物わざ、娘はかよわき無刀のあしらひ、三味と白刃の鐔音簡鳴り、焦つ懸聲二上りに、心もめいる三下り、三世の緣の絲筋も、斷れてはふたゝび海老尾、天柱、絲蘊散々に、亂れもつて爭ひしが、終には絃切れ折れ、進むる靜を藤彌太が、取つて引敷く膝の下、ぴつくとも働かせず、サア此の兄と一つになるか、否といへば突き殺すぞと、胸に刃を指し付くる、物音おくに聞えてや、母は裝束亂く、間もなく、走り出でて拔打に、兄が肩先すつぱと切る、うんと反氣にそりながら、一死にそこなひの老耄めと、親に刃向ふ極惡人、寢ながら靜が諸足かけ、どうと倒れて立ち上らんと、盆く藤彌太起しも立てず、胴腹ぐつとさし通す、老女の手なれ早業に、手足をはつてくるしみしは、心地よくこそ見えにけれ。母が心は梓弓の、藤彌太が髻片手に摑み、ぐつと引き上げ面打守り、コリヤ此の刀を拔けば命がない、息の有る中言ふ事有り。眼も未だくらまずば、此の親が扮裝を見よ、烏帽子、水干、男の裝束、母と思ふな父親の磯の前司。エヽ、汝淺ましい、本心に立ち歸らば、爺が勘當悔みをると、母に前司が名を讓り、待ちに待つた甲斐もなく、惡に惡を積み重ね、現世後生を迷はす故、磯の前司が蘇生して、手

にかけたお覺えしが。」と烏帽子装束かなぐり〳〵、藤彌太に礑と打ち付けて、「是れまでは父の役、前司といふ名を力にて、思ひ切りは切つたれども、母が身にもなつて見よ。現在我が子を手にかける、母も因果、汝も因果、情けれど佛になりたれ」と、わつと叫び入るを見て、靜も共に泣き沈み、言うて返らぬ此の有樣、せめては最期に心を直し、親子兄弟睦まじい、顏を交して死んでいの」と取り付き歎く其の聲の、藤彌太が耳にや入りたりけん、むつくと起きて眼を開き、「ハッ、誤つた〳〵、親を親とも思はぬ我を、親は我が子と思召し、父の名を母に讓り、勘當を赦さんとの、御慈悲を無下にするのみか、天の冥罰二親の、御手にかゝる不孝者。元此の館へ入り込みしは、昌俊と心を合はせ、京の君の寶香亂し、義經公を科に取つて殺さん爲、二つには、老母忠信京都に殘し置く間、示し合はせて夜討の手引き。大將の首とらば、昌俊が取持にて、大名に仕てやらうと、慾心に親の慈悲を忘れ、御手に懸りし今此の時、一生の非を改め、善心になつたれば、最期にせめて寸志の忠義、是れ聞し、今宵鎌倉武士共が、夜討にせんとの仕度有り、必ず御油斷なさるゝなと、義經公へ申し上げて、言ひ置く事も是れまで」と、貫く刀に手をかけて、抜けば絶え行く、息の根も、生死の道を定めなされ、しなしたの殘念さ、其の根性をふあさつは、早う直してなぜくれなんだ、[illegible]、女なれども、父の手にかゝつて、忠義の死、汝も母が手にかゝつて、死ぬるについては[illegible]なけれども、根性の直りし樣が

遅さに、犬猫の死んだ樣に、此の死にざまは何事ぞと空しき死骸に取り付いて、老の繰言親と子の、別れはつきぬ歎きなり。靜は涙のひまよりも、「いうて歸らぬ御悔み、鎌倉勢寄すると有れば、歎きは無用、是れ母樣、もう何時でござんせう、今宵も夜半、あの太鼓は、時うつ數とも思はれぬ。」「ほんに忙しい鐘太鼓、如何やら世上も物騒がしい、必定夜討に疑ひない。此の次の間に釣つて有る鐘をならせば、御家來衆が驅け付ける兼ての相圖。」滅多無性に撞き鐘は、此の母が心得し」と、走り行くより合圖の鐘、かう／＼とこそ三重響きけれ。靜は小褄をおつ褰げ、凛々しげに聲を上げ、「夜討が寄せて來るぞ起き合ひ給へ」と呼ばはれば、奥口取り／＼女中の騒ぎ、「何ぼ起しましても酒の醉ひ、殿樣のお目が覺めぬ。」「覺めいで是れがよい物な、私に任しや」と立ち掛り、御具足箱の蓋押し明け、鎧取り出し重たげに、提げるやら曳きずるやら、御寢所の障子押し明けさせ、お枕元へ投げやれば、天性具の嗜備つて、武勇に敏き御大將、御鎧の金物の、からめく音に忽然と、御目も酒の醉ひもさめ、むつくと起き、鎧提げ、端近く立ち出で給ひ、「如何に／＼。」と宣へば、有りし次第を云々と、申す内から手つとり早く、鎧、直垂、小手、脚當、金作りの御佩刀、弓矢甲の次第よく、取つてあてがふ機轉の働き、天晴れ武者は引取の、持つべき妻よ。」と御機嫌れ、さわやかに出で立ちたまひ、「輩々も休息せよと、私宅にかへせば、宿直の武士も有り合ふまじ、假し義經が手に下さば、何萬騎有りとも皆殺し、

馬引け」と呼ばはつて、縁の上に突つ立ち給へば、静長刀かいこんで、お側をはなれず引添ふ所へ、
時も移さず夜討の大将、法師武者、表門から込み入つて、廣庭に駒かけまはし「義經の首給はらん」と、土佐坊昌俊向うたり。最早遁れぬ御腹つ」と、騒々に罵るにぞ、「さてこそ義經を討たんとは、いかなる土佐が夜討よな、相手には不足なれど、此の世の暇とらせんず」と、太刀抜きそばめ廣縁まで、ひらりと飛鳥の早業さへ、静長刀かひがひしく、切りはらひ薙ぎ廻る勢ひに辟易して、寄手はたぢたぢと逃ぐる得手、しばし支へし其の所へ、武蔵坊を始めとして、源八兵衞、伊勢、駿河、おひおひにかけ来り、御大将に引添ひしは、天帝修羅の戦ひに、須彌の四州を四天王、帝釈天が守護せしも、是れには過ぎじと思はつてし、寄手に怒せる土佐坊昌俊、軍兵等の下知、静長刀つて逃れ出で、坊主の相手は坊主の好い、引くな昌俊、まゐるぞ土佐、と、鋒をかけて突き出れば、覚悟に…む佐坊昌俊、逸足出して逃げ行くを、何處までもと追う行く、駿河の次郎も抜き連れて、残る軍勢一人も、餘さじ物と…切り立つれば、こしもに残る堀川御所、…とてまつたり。かかる所へ御門の脇より、武者一人立ち来り、土佐坊昌俊生け捕りたりと、呼ばはつたりつゝ、のつたつたり。伊勢三郎とつゝと見れば、弁慶に立つて、みとも見へ逢に立たずし、其の首級は伊勢の、たくはへは、うけしょく堀川御所の御内には、土佐坊に大首をやられ、夜寄を申し

せことを命を掛くることも、不審もなかり、先だつて我が名をかたり、寄せ來りし土佐坊は、梶原が郎黨者
聞忠太、只今向ひし渠こそ、左馬頭義朝公より鎌倉殿へ二代の忠臣、澁谷土佐坊昌俊なりしと、
直垂頭巾覺を捨てれば、言にも疑ふ所なし。伊勢三郎ゑせ笑ひ、詞しき忠臣呼ばはり、日外日の詞に
て出合ひしこそ、思引きならぬ親の敵、討つ場をはたねば判官殿、お爲／＼を義と思ひ、義を重る武
士と思ひしに、何りをもつて命を助かり、今此の所へ寄せ來るは、取り所もなき表裏者、刀汚しと思
へども、我が親の敵、一寸試しに試してくれん、いざ來い勝負と身構ふる。ヤア、義盛が疑ひも千
萬、それにこそ仔細有り、先づ此の一通、大將の御覽に入れてくれられよと、懷より引出し取り出
し、差し出すを取り次いで、義經に奉れば、訝しながら、押し開き見ればく、中に血判せし、異心
なき起證文、大將なほも不審はれず、イヤ昌俊、此の起請の文言は、義經に弓引き敵對は日本國
中の神祇の御罰を蒙けんと書きながら、今宵夜討に寄せたると、起請とは相違せり、心底如何にと綸
言を申さん候、鎌倉殿、梶原父子が申すに任せ、彼奴を君の討手と有る。元來とがなき義經公、
梶原讒の上しては御大事と思ひしゆゑ、某さへきつて討手に事よせ罷り上り、御兄弟の
御仲、日月のごとくせんものと、思ふ心を梶原に見すかされ、其の場の爭ひ武士の意地、義經の首取
つて鎌倉へ歸るか、さなくば昌俊が、骸を堀川の土に埋むか、二つに一つは遁れじと、一通の神文、

鎌倉にて書きし故、頼朝卿は申すに及ばず、梶原まで疑ひ晴らし、ほだゆるさすより工みを聞き、彼が盗む平家の連文、先へ廻つて奪ひ取り、義盛へ渡さしは、君に難儀をかけまい爲。我は[illegible]谷[illegible]丸とて、義経公より譜代の家來、頼朝卿も判官殿も、頭の殿の御形見、大切に思ひ奉れば、何れに贔屓偏頗なし、鎌倉殿へも起請文、判官殿へも起請文、二通の起請を反古にせじと、我が命に替へたる昌俊が、心を見する此の書置と、重忠と共に拔け出すを、伊勢三郎おつ取つてよく見れば、[illegible]には強らない、左眼を拔いたる筈の矢疵、[illegible]に反射に自害遂ぐと、忠信を始め義経も、心を保ち感じ入る。昌俊おこねて「是れ伊勢三郎、日の出にての首東也[illegible]す祝の敵、土佐坊昌俊討つて本望とげられよ」と、旅押しくくつれ持ちかくれど、義盛は申すに、昌俊が志義を感じ、討たんず氣色はなかりければ、義経深く感心有り、「いとゞ我に忠義の土佐坊、伊勢が討たれぬも理なり。此のうへは伊勢三郎へて、義経に仕へよ」と、仰せも果てず既に討たんとする所へ、昌俊が其の後は鎌倉殿、此の下に面りし判官殿、昌俊はさるは義者の道、在公せよとは恩ゆの御言、昌俊が此の御首、嬉聞の上となりませんで、鎌倉殿への誓紙は反古、生きては武士の名の汚れ。此の御所の庭をかつて、義経の手に掛かれば、不忠と呼ばるゝ事もなく、二枚の起請も、武士も立つ。去りながら判官殿、我を我と思召し、前へと寄るな閣は、生々世々に忘れまじ、心に懸るは御兄弟、御中和睦を此の世にて、見ず帰らぬ觀念なく、此の

上ながら御中よく、未來の御父義朝公、我にも見せ給はれ」と、目にもしは涙か山風に、雨か闇に涙なり。大將御目潤ませ給ひ、「今の世の人心、士農工商に限らず、誠に立つて誠に書く、誓紙誓言皆反くに、汝ばかりは誠に引換へて、偽りに誓紙を書き、誠に命を捨つる事、亡からん跡にて、汝が譽を殘す爲、祇園のお前に隱しなき、官者の宮に相殿ます、誓文の神に祟ひこし」と御感の詞末の世に、殊に今日の誓文破り、此の昌俊が祭るとかやう、恐れ有りつ有り難し、人數ならぬ昌俊、命一つ捨てば、古今無雙の御大將の、かかる情を聞くべきか、未來の譽此の上なし。さり義盛、首取つて之に手向け、年來の本望を遂げられよ」と、さつとまつてどつかと坐す。義盛も此の上は、辭退申すに及ばずと、太刀拔き放し後に廻り、「[illegible]が一子、同名三郎義盛、親の敵只今討つ、昌俊殿御免有れ、弓矢擁護の八幡の神、許させ給へ」と振り上ぐれば、首はあへなくぞ落ちにけり。[illegible]にかき[illegible]くる鬨の聲、敵かと見ればさにはあらで、源八兵衞、駿河次郎、鎌倉勢を追つ拂ひ、勢集あげて立ち騒ぎ、二十人許り夜討の大勢を、討ち漏らしては候へども、武藏が追つかけ候へば、追付召し連れ參るべし。」と申し上ぐれば御大將「さては今夜は讒者喜速の日、戰ひを急ぐべからず、夜は何時ぞ。」「明方近し。」「一番鶏の鳴くを相圖に軍を出し、進まばかならず奴原を、片端より切りつくせ。是れ義經が軍慮の大事、旁其の旨心得よ。」と、御下知[illegible]は兄子、孫子、張良、陳平、樊噲に、諸葛が術

を諳んじ給ひ、しかも[illegible]は、[illegible]る、龍に翅や虎の巻、七書を胸に疊みこむ、[illegible]大將の[illegible]は、[illegible]こそなかりけれ。

第　五

明け渡る、野を[illegible]、[illegible]の心は鞍馬道、夜とも晝とも辨へず、逃ぐるを追ひ[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]ほえぬ計りの見ぐるしさ。[illegible]

放し、忠太が脊骨をしつかとふまへ、「助けるは坊主の役、汝に似合うた戒名付け、引導渡して得させん」と、三尺五寸をしやにかまへ、「汝元來堀原が家來ながら、昌俊と諱をつき、自業自得果、終には轉りと素首を、落され畢んぬ。ア、悲しきかなや、今日只今、昌俊が名を藉つて殺さるゝは汝が因果。其の損な名に取つて、正尊と付けてこます」喝」と言うて打つ太刀に、首は飛んでぞ死してける。さてこそ昔と正眞の土佐坊昌俊、土佐坊正尊、二人の土佐が名の謂れ、義經公に敵對ひしは、此の正尊が事なりけり。判官御機嫌喜在して「家來といへども、さすが敵なれば、堀原を討つたも同然。事あや〱」と宣ふ所へ、女中の預り黒井の軍治罷り出で、「先だつて靜御前に仰せ付けられし、今様の女舞、早御舞臺も成就し、役人殘らず相詰め候。直に御覽有るべうもや」と申し上ぐれば、判官彌御機嫌能く、「老中が今度の勳功、勞れをも晴らす爲、早始うよ」と御諚も君が御代長き、末廣扇今様舞臺、賑ふ御所こそ　三重

花扇邯鄲枕

次第 浮世の戀に迷ひ來て、〳〵、思ひをいつか晴らさん。是れは色里の傍に住む者なり、我好色に身をやつし、太夫、天神、あるひは夜發の假寢にも、露の情を受けしより、露の情の文字を直に、名をも露情大盡ともてはやされしも、今ははや、親の勘氣に肌寒さ、紙子の綿のよるとなく、晝ともわ

かす通ひしに、いまだ色道のさとりを開かず、まことや在原業平は、好色の神にいはひこめし岩本の社へ歩みを運び、諸分手管の道を鍛へ、ついでなれば島原の、昇太が方へ立ち寄らんと存じ、只今彼の里へと急ぎ候。これ通ひなれし道は昔に変らねど、変る姿と口の端に、いひ慣笠の一文字、西に傾く日影さへ、朱雀の野邊に照り添ひて、行けば程なく出口なる、こんたんの宿に着きにけり。こんたんの宿に着きにけり。ハヤ、昔に替らず二階座敷でおすわり〳〵、ヤ早う参らぬ、ヤ、寂しの郭通ひと、人目忍ぶの軒の下、笠傾くる暖簾の蔭、主の昇太内より出で、ヤア、是れ〳〵、誰殿かと聞きたうない、通りや〳〵。」「いや苦しうもないおれぢや。」「どなたぞい。」と笠を覗いて、「エ、イお前は、扨もお前は露情様か是れはしたり、なんと久しや〳〵、御入れはないや、先づ御息災、そなたも無事で重疊々々。」「ごて此のお姿は。」「はて愚智な事を問ふ、いはずと委で遍照しや、とかく傾城買と灰吹は、青い中に賞翫なされ、棹に成ると追ひ出さるゝ一時、てつきりと郭へ行かば、色の醒めた灰吹男と嘲弄なさるであらう、それ程な事も知れてをれども、につけてはつは忘れぬ〳〵。」「さては左様かハア〳〵お道理や、それは私の寄せんいひ分で御座ります、ハテ、新造に酌をさせて下さい、断りまつたる舞ひを見て、「さて〳〵只今は所望にない、心のからの無用なる。」「然らば一種帯にて欠さやのま杯、「どれ〳〵お酌に上げませう。」と押入より枕取り出せば、「ほんに珍らしい、色のいたる枕、那れが御

きたい。「されば其の寝枕は、此の里の娘様方数日の催促、身請の相談、付文、誓文、或は待合、聞いた狂ひ、可愛い、憎い、嬉しい、悲しの、種々雑遣の、文どもを一つに集めて、暇な仕事に、魂膽の張枕。是れをなされし上での心遣ひ、來し方行末の嘆きを御聞き候へ、我等は其の間、酒の燗して參らんと、蒲團引き着せ入りにける。「さてさて物おや、是非に紙花と出たい所、今は漸う鼻紙にも、紙子の袖を枕にあてて、文箱ばかりの盧生が見し榮華の夢は五十年、我も此の一睡に、昔の夢を見るやと、魂膽の枕にふしにけり。「ソレ〳〵、廓通ひは最中でおす、おれも通へど駕籠がいでおす、おして勝手もまがひなき、卸せが門にかごかきすゑ、「爰ぢや〳〵と内に入る。「爺いかに盧生に申すべき事の候。「そもいかなる者ぞ。「いや私でござります。手代の彌六めこは何故。「とは御吉左右御勘當のお詫かなひ、お迎ひに參りて候。「来たか、でかしたでかした、嬉しや〳〵、否また己が親父程有つて、餘程にもてるもてる、扨思ひがけもない、どうして急に御免されたぞ。「是非をばいかでかはかるべし、御身勘氣を赦さるべき、其の瑞相こそましますらめ、早く駕籠にめされ候へ。「おつと心得たり」と移り、宿へ歸らば来る事ならぬ郭の見納め、是れより直にお出で〳〵と、簾上ぐれば紙子の袖も、故郷へ歸る錦の錦、昔の姿にたちかへり、折に幸ひ三絃の、ねじめにつれてもてるもてる、いき杖の音にも上りに、のせて合はせてもてるわもてる、駕籠もまつてますはい〳〵、さいさ〳〵えいさつさ、榮華も夢

とは島原の、揚屋をさしてぞ□ようたれ来る、今此の里に川竹の、身をば流れに島原の、ョイ〳〵と

ヰョ出口の柳ふりかけて、恋と情のョーヤョふた照り、結ぶ契りは他人□ョ合の、胼れは□の口ぞ、

ヤー、世渡るわざのかり枕、勤めの身こそ便りなや、と便りもとめて、文支の里に名うての太夫職、ぬ

き八文字のこれ道中、今日もかはらぬ花の宿、もんびなもとに人の来れば、揚間の落作立ち出で、ョ

ヰ見事をや、夏花様、冬梅様、二季押ならびしお姿、月花に□一対の鳴事の色、曲をくらべるこの二人の

君は、富情様のけたんの隣、いかに天女もはだし継で逃げまえしよ、□やこれやと讃め詞、ふた

りもにつと笑顔して、一文わたりう二重箱り□と、太鼓にとんと□打すかり、噂の□□□嗅き分けて、紺

白みある事への、又露情様を争うても、お二人の顔が悪い、如何なる意でも如何とする、夏花様に先の

逢瀬に先でも萬でも此の冬梅は心得て、杏を□はなんといっ□ゆかしこ□思ふこそのお二輪、

一ねつと見すた、合ひさうな合は抜けとたえの□□□噂は聞ひ、宣で我もと□の中やよるの、お二人様

のお文を、見れ此の□にこと、綴じ□の手紙かけに猶り付けう泥れてお向の心を細め顔見、露情様の

見えぬまで、迎で顔とう、とさ、のおゝ、深い浅いは、う、のさ見えぬまこと、末の心は霞に

や知れぬ、宣て〳〵しれる、論じ打連れ人りにける、中座には太鼓の演え立て、内かの女郎の住し

かりに、世に名ある人までも、色ぞる事の難さには、□不名に聞きし揚屋の部、櫓楽に月の霧しよも、か

ぐやと思ふ許りの氣色かな。夜晝通ふ、露情大盡、色と酒とのもんじが座敷、醉狂闇や阿房殿の、常
階の間に入りにける。ト此處に喜作が才覺にて、心を引き見る二通の文、手拭掛にかけ置いたり。ア
ア恐ろしの傾城の心や、おれが心を見ん爲に、正眞の狐罠、思ひなく〳〵候の油揚がぶら〳〵、何だ
や冬菊より、夏花より、又憎うはない物、開いて見よう、いや〳〵こちらを見ば、あちらが恨みよ、
あちらを見ては、こちらが恨みん、所詮此の文見ずに歸らう。イヤいのやれ、我が住む宿へ歸るやれ、足
中な爪立て、ちよこ〳〵〳〵と爪立て、ア、思へば、二人の君が心のたけを書きたる文、ア、儘よい
やいや只恐ろしい、ふつつと止めよ、イヤやめまいと、ト又行きては歸り、歸りては足もしどろに行
き悩む。喜作いそ〳〵コレ〳〵旦那、白藏主のお身振、どうぞ〳〵、中々罠にかゝらぬ、お前はきつい
骨頂、マ此のお小袖は、お二人の太夫樣から、二階までいふな、是れも露情を引き見る爲か、外に心
は空蟬の、もぬけのから衣、君が移香誰にかきせん、脱ぎはやらじ、と引き寄せ抱き寄せ、そこを喜
作が押取つて、互に悋氣の花摺衣、片袖許り打ちきせて、きせて雛子の雌雄樣、片袖は雄樣、比翼
の取りなり所望々々、我らは又下男と、えさし帚に路次笠も、待てば甘露の日傘、機轉利かしてさし
かくれば、コリヤ出かした、是れで二人が恨みも有るまい、太夫とおれが二人前、左六法右小褄、姿
もしやんと振り分けて、ト限り知られぬ、六法アリヤコリヤ、ト思ひの淵よ、いつそ沈まば、此の身も

共に、いは沈む里にとこ／＼、上の町下の町、中の／＼中の町を通ひ掛けに、なんと太た、久しや久しや。お前も御無事で嬉しや／＼。唄ア、鳥もなけ、鐘もなれ／＼、六法二人寝し夜は往生したうもまだ／＼、ハツア無いがさ。よいや露情様の裏分け姿たまらぬ／＼、何をかくさうお前の事で、二人の君も修羅のたね、唐土の玄宗皇帝は、雙六の勝負にて、楊貴妃、貴氏君の居定め、倒を引いて一人の君に、手鞠／＼が花で、相方定め、よからう／＼、それをだかうと抱くまいと、ほんのふたりが胸次第、縁はいにつかといい／＼、あつと障子を押し開けば、かねて塵向の言葉花、冬筋、色を争ふ真紅の縁、鞠も心をはずませて、勝たばいやねういはずぬと、悋氣妬みのちどりがけ、手玉もゆらにつきそむる、旦那は鼓打、我らが三味も、不断繊顔た、うまえ第、由次郎の君に合はす手鞠歌、唄とん／＼とん／＼と蒼鞠の、投つ、れは中散へ散へりつ、武士も通具も伏せ編笠で、世と意気地の吉原、花の都は魂で朝々、敷島原に、動かすや身は誰と伏見の撞木、恒例蓄根の撞木町より、難波四前へ通ひ来辺に在かから、室の早咲それがほんに、色ぢや一イ二ウ三イ四ウ、夜露、雪の日しもの幽路を、浦に身の寺をなじみ重ねて、中は丸山たゞ丸かれと御き乱し、あつと手鞠はぬ作が揃ひ、千歳ついて見取のはつさねはお顔立のたとなみ、さ一人の情劇あるとえび、離者かとんとあつかつて、互ひかひのさゝの音、かはゆかつた、かにかたい、しなは若備が治む所で、隔ぞ、おやかはにぬ、一二丁にき遣で／＼かはら

すぼ、夏花様、冬菊様、二人して大切にいとしかはうと、寄り添へば、目出たい〳〵、是れで御中も
つるしし、御祝儀に一踊、旦那諸共〳〵お立ちと、喜作が文作高々と、鼓、太鼓、三絃の、なりふや
見よやな、舞妓る姿、ふたしまき四季の栄華の一節、是れをきて見よかしのえ、真先づ揚屋の座敷
には、内の三十畳には黄金のとこれ杯に、大夫天神居なられて、園には不老の櫻を咲かせ、春の栄
華ぞおもしろや、東の座敷は二十畳に、おねまの屏風ひきなほへ、白い肌をあらはして、睦言なんど
る間もなる、南には五色の菊ないけ、秋の景色に色をへて、郭に花をぞさかしける、栄華にも栄華に
も、色に其の上や有るべきかと、君と手に手を取交し、障子開けば這は如何に、昼かと見れば、月
見やすさく、梅の花さけば、紅葉も色濃く、夏かと思へば雪も降りて、四季折々の栄華も夢なれば、
今よで騒ぎし女郎太鼓の聲と聞きしは軒打つ風、揚屋の座敷も皆きえて、と夢を破って、有りつる昇
たが僧の宿、現體の枕の上に臥りの、夢はさめにけり、鎧構に夢さめて、ハア、南無三寶、扨は夢に
て有りけるか、能く〳〵思へば、手信諸神の道釋へる此の枕、是れも偏に君来の神の恵み、実に面
白や魂膽の、〳〵、色の世ぞと悟り得て、望みをかなへ帰りけり。義経悦喜限りなく、御代を視する
郭が舞、面白し〳〵、是れも偏に京鎌倉、和睦をすべき瑞相と、悦び御座をたちたまへば、何條の諸
士も諸きて、郭御前の御感なり、三國一の名将に、隨ひなびく武士も、勇有り智有り仁義有り、こゝ

北朝將軍方、正成將軍家に屬したりし者にて年にいたりて、宮方に勤むるもの尊氏の時代、五ヶ國直義氏等に、
百餘萬騎を率いて、皆ことごとく討ちてのきたりけれ

御所櫻堀川夜討

逆櫓松 矢箙梅 ひらかな盛衰記

文耕堂

逆櫓松 矢箙梅 ひらがな盛衰記

第一

頃は元暦元年正月二十日、朝日將軍木曾義仲、三河口を亡ぼさんと、源の頼朝卿のおとゝ、鎌倉殿の下知を請け、大手の大將蒲の冠者範頼、勢田をさして攻め上る。搦手の大將には九郎冠者義經、伊勢路を越えて上洛有る。心ざす間にむかつて、陣を總べ輩には、畠山の庄司次郎重忠、和田小太郎義盛、梶原平三景時、其の子源太景季、其の勢二萬五千餘騎、雲霞の如く[illegible]を[illegible]、いでや[illegible]、去年の冬より[illegible]十一日の[illegible]、八十騎にて[illegible]すゝ、[illegible]山、山を越えて[illegible]路に懸り、山を越の[illegible]濱につたひ、西へ〳〵とおもむき、[illegible]に、末広がりさる鏡の森、[illegible]見まゝんは、何かな[illegible]、[illegible]と、[illegible]て、[illegible]詠ずれば、由緒ある山の由来を、[illegible]の時、[illegible]に急ぐ〳〵と、[illegible]、和田義盛、承り、やう〳〵と[illegible]人、大勝の[illegible]、[illegible]と[illegible]かれて、ほつと[illegible]

せ出さるゝは、「山人なればは案内はしりつらん。是れより宇治へ出でんには、近道有るや。」と問ひ給へば、「ハア、心安き事のお尋ねや。御覧遊ばせ、西に見えたる平岡をばあさ山と申し、それより先に、頭落の瀧といふ所を行かんには、近道にて候ふ。」と言ひもあへぬに、「いやコリヤ老人、戦場に向はんに、頭落の瀧とは禁忌なり、又其の外に道はなきか。」「さん候ふ。此の御社を弓手へ廻り、笠置にかゝつて御通り有れ、よき道の候ふ。」と、申し上ぐれば義経重ねて、「此の御社の御神體は、如何なる神ぞ、老人知らずや。」と宣へば、「ハア、賤しき身なれば、委しく存ぜねども、此の御神をいとゞの明神と申して、文字には射手と書き候へども、言ひ安さが慣はせとや、いとゞの明神と申すなり。」と、語れば大將御悦喜有り、「いとゞの明神弓手へまはり、かさに蒐つて攻めよとは面白し面白し、それ老人に恩賞せよ。」と、仰せも重き御恵み、御褒美數多賜はつて、早御暇と老人は、宿所をさして歸りける。梶原平三進み出で、「勇ましし勇ましし、武士の運に叶ひ、弓矢神の御前に暫く休らふこと、偏に神の御加護なれば、神前にて的矢を射、軍の勝負を試み申さん、見物あれ人々。」と、鎧の引合より陣扇取り出し、幕串に確乎と結び付け、矢比よき場に立てさすれば、有り合ふ人々息をつめ、勝負如何にと待つ所に、梶原一世の公業と、滋籐の弓の眞中取り、廣言してぞ罵つたり。「抑々梶原が家に傳はる譽といつぱ、先祖鎌倉の權五郎景政、敵に左の眼を射られ、其の矢もぬかず、たふの矢を射返し、唐日本に名を上

こん、[illegible]、所に吹きし日の北に、[illegible]
明日[illegible]、と、[illegible]、[illegible]
何と[illegible]、[illegible]、[illegible]
になれば、[illegible]、[illegible]
所を[illegible]、[illegible]、[illegible]
ミせつる[illegible]、[illegible]
倣も[illegible]、[illegible]
を[illegible]、[illegible]
家の事、[illegible]
を[illegible]、[illegible]
[illegible]
軍の[illegible]
よ[illegible]
背、[illegible]、と、[illegible]

またず、蟇目射切れば骨ばら／＼、扇砕けて飛びちるにぞ、今に初めぬ義經の、凡人ならぬ弓勢を、恐れぬ者こそなかりけれ　大將の御弓矢、畠山重忠受け上り、恭しく神前に捧げ奉り、敵に打ち勝つ拍子も、味方の勝利疑ひなしと、御悦びは限りなし。さしも恥を恥と思はぬ梶原、味方の旗を射通したるは、弓矢の故實か二心か、返答聞かんと、きめつけられ、面目なげに頭を上げ、義經公への申譯、只今切腹仕る、何れもさらば佐々木殿、介錯頼み存ずる」と、鎧の上帶引きほどけば、四郎暫しと、ア、短慮なり、かかる大事を抱へながら、腹切られとは同士打ちも同じ事、但し大將への面當か、今度の軍に高名あらば、申譯は自然と立つ、聊爾有るな」と押し留め、威儀ただしく御前に向ひ、「梶原が切腹、某申し預かる、又白鶴を射貫いたるは凶事にあらず、却つて吉相、昔の御軍に鷹をはなさず、敵にはたと當るといふ、瑞相めでたし／＼。」と、秀句に寄せて諫けば、義經御感斜めならず、「高綱いしくも申したり、さて梶原過つて改むるに憚らず、以來を急度慎むべし」と、ものにさはらぬ御詞、ふつとはいへど義經に、意趣を含みし其の根ざし、此の時よりと知られける。斯くて時刻も過ぎ行けば、大將采配押取つて、「すは時移りなば敵の要害悪しかりなん」と、先に進んで打立ち給ふ、寛仁大度の御粧ひ、悠々として勇有り義有り、巍々たる岩石踏みしだき、宇治川さして和泉川、威勢は輝く光明山、平等院の北の邊、富家のわたりへ著き給ふ。源氏の御代の末長く、榮え榮

ゆるゝ三重、時なれや、九重の、空ものどけき春の色、霞こめたる檜皮葺、美麗を盡し手を盡す、木曾殿の御館には、御長男駒若君、二つの長生殿はしく、わけて母君山吹御前、御寵愛淺からず、附添ふ女中も御機嫌を、取り／＼賑ふ其の中に、お傍離れぬお氣に入り、お筆というて才發者、しとやかに手をつかへ、「此の春は珍らしう、お國にかはつて都に年をお重ね遊ばし、御祝儀申すも滿うと昨日今日、馬鞍休みある隙もなく、また何の戰ひのと、心よからぬ世の騷ぎ、お案じももつともながら、四天王と呼ばれたる、今井樋口の人々に、巴様も何に劣らぬ、十かの味方の勢、お氣づかひ遊ばすな、しかしたお前様の力でも、殿のお胤を身に持つて、[illegible]あなた様、出物御悦喜遊ばす、ひょつと其の場で氣が付いたら、一寸[illegible]にも、それが氣遣ひ、殊更な事と有れば、[illegible]もない御寵子、同じなら平産あらば、此の駒若の弟御、今まで此の子を可愛がつて貰うた代りに、自らも心一杯いたゞけがりたい、早う抱いて見たいわいの」「ま、それや知れた事、常々いうてもお好きで、お腹に抱き合ひござつて、お誓次第根次第、中になつた殿様に、お睦じう打笑ふ、折から[illegible]走つて、只今殿様御歸館と、呼ばはる声に家中の面々、地に頭を付けて畏まる、義仲[illegible]入れさせ、秋風是れに[illegible]とかや、[illegible]木曾義仲、[illegible]、[illegible]御陣で、[illegible]、山吹御前[illegible]迎ひ、是れは[illegible]思ひの外早、[illegible]

ら[illegible]れず、早う樣子が聞きたい」「されば／＼、兼て御身も存知の通り、鎌倉の討手、範頼、義經、夜を日についで攻めのぼれば、宇治の手は楯六郎、根井小彌太をさし遣はし、勢田の手は今井四郎兼平に固めさせ、愛妾巴も諸共打立つとはいへども、折惡しう樋口次郎は十郎藏人行家を攻めん爲、河内國へ向けられば、味方は小勢、敵の大勢にくらぶれば十分が一、中々たやすく防ぐべきとも覺えねば、某も今出陣し、上皇の御供申さんと思ふに付き、御暇乞の爲、院の御所へ參りしに、敵はや門前をとり圍め、詮議に聞きぬれば、是非なく〳〵歸つたり」「ム、口惜しや、[illegible]、過ぎつる壽永二年、燧城、篠原南度の戰ひ、平家の大敵を切り靡けし軍功によつて、朝日將軍に任ぜられ、高名譽を顯はせしに、今又平家に從つて、朝敵謀叛と呼ばるるも、背信の爲、其下の鎮め、かく碎く甲斐もなく、却つて疎んぜられ、剩へ鎌倉へ追討の宣旨を下し給はり、一門骨肉を合はせ、同姓勝負を決する事、偏に吾の思慮淺きに似たれども、普天の下率土の内、王土にあらざる國なければ、免れとても是非に及ばず、此の上は片時も早く驅け向ひ、厳しく攻め戰ひ、潔く討死せんと、思ひ切つたる御顔色、見るに悲しき山吹御前、「我は今日の出陣に、疾くより覺悟極めて、討死なされん御覺悟なるか、不祥なき御身の上、時節を待つて何故申し開きはなされぬぞ、心やすう討死と、お言葉につかぬ合點にて、此の駒若や、巴樣の胎内の、お子はいとしう思されぬか、あ

たまり給ひし御慈悲ぞや、どうぞお心ひるがへし、お命恙なきやうに、御料簡は無い事か」と、縋り付いて泣き給へば、イヤ、おろか／＼、たれ程の些細なる義仲にはあらねども、御所には中納言教盛、修理太夫經盛を初め、百官百司も大半平家に心を寄すれば、中々申し開く時節はなし、負けて多聞義仲行家は、果して意趣有る中、義仲こそ、木曾の山家に育ちたる不骨者、色に迷ひ酒に長じ、都の内の狼藉、行家を滅す謀叛人と、重盛の口にかけらるれば、とてもかくても遁れぬ運命、義仲が謀叛の證據も無き證據は、天道ならで誰かしらん、泥中の蓮も汚れぬ花の榮えを見ず、我が惡名は後代に殘し、身は戰場の土と消え、首は大路に晒されこそ、恥に恥を重ねん事、返す／＼も口惜しし、去り乍ら、我こそ命を落すとも、御身は片時も早やかたに遁れ、駒若を養育し、時節を待つて義仲が罪を晴らし宗門を開し、再び家名を立てなば、不便や何の頑是なく、是れ今生の別れとも、知らずは我が顔を、見よ、無心なき笑ひ顔、いとゞ心を乱すにも、涙に暮るゝ大將も、恩愛の子の別れ、暗い洞に、君給ふ。山吹御前は今更に、留むる方も泣きくらし、はれつれて今まで子の行末、家の榮へ、御身の上、千歳萬ずふやうに、思ひし事もはかなし世の、一寸先の闇の世しや、と、御身をまた、秋と成り、草も木もしき為に河の流さ、思ふに身に添はぬ事か無へ、お憐憫みや、上臈に、涙に袖を濡らしける歎きの折こそ有れ、間近く聞ゆる轡の音、しやん／＼りん／＼さゝめ、さつと吹き来る春風に、

名におふ名馬に打乗つて、駈け立て蹴立つる馬煙、生まれ付いたる大力に、馬上も勝れし巴御前、色も縁の紫裾濃、鎧輝けの女武者、長刀かい込み鞭打ち立て、馳せつゝ、門前ひらりと下り、「扨も此の度宇治の戦ひ、楯根井が計らひにて、橋板を引き岸には垣楯、川には乱杭隙間なく、大綱小綱を流しかけ、たとへ鶚鵜などの水鳥も、輒く通るべしとも見えざる所に、鎌倉の大将義経が下知によつて、佐々木四郎高綱、梶原源太景季、先陣二陣に川を渡せば、秩父、足利、三浦の一党、我も〳〵と打渡つて攻め戦ひ、味方敗軍、今井も楯根井も討死し、士卒もあのみ、無念ながら引つかへし、直に追つたて、瀬田の手へ向はんと存ぜし所、既に宇治の手破れしゆゑ、勝つに乗つたる鎌倉勢、或は木幡、醍醐、深草、月見の岡、思ひ〳〵に打越え馳せ来り、都に乱れ入ると聞けば、御身の上気遣はしくたち帰り候。」と、言ひもあへぬに人々は、はつと仰天呆れ果て、暫し詞もなかりける。木曾殿少しも動じ給はず、「さ、さこそ〳〵、爾にこたへし味方の敗軍、死すべき時に死せざれば、死に増る恥多し、いまこそ木曾が最期の門出で、巴来れ。」と宣へば、はつとはいへど伏し沈む、山吹御前お筆が歎き、見れば心も打ち萎れ、君の先途を見届けん、死出のお供は一思ひ、跡に残りて便りなき、御身の上にはいかに、悲しうなうて何とせう、おいとしほやとかきくどき、しやくり上げたる歎きにつれ、木曾殿もやゝせきくる涙、留め兼ねさせ給ひしが、心弱くて叶はじと、振り切つて馬引寄せ、ゆらり

と召せば巴御前も、泣く目を拂ひ片手にしつかと轡面、取つて引つ立て勇みを付け、「コレ／＼申し山吹様、死を極むるは勇士の習ひ、軍のならひ、今我が君戦場へ打ち立ち給ふと聞き、是れ又[illegible]女とても[illegible]は時の運、此の巴が附添ふからは、敵何萬騎有るとても、我が命の有らんだけ、片端撫で切り[illegible]打ち、[illegible]ひ十文字、十方八方打ち立て追つ立て捲り立て、[illegible]一方打ち破つて[illegible]けと思へ、[illegible]何なる[illegible]田にし、隠れのがれて時節を待ち、御本意遂げさせ申すべし、[illegible]ては[illegible]、知るべの方へ御忍びあつて、[illegible]なる[illegible]に[illegible]、夫れは些と[illegible]、私[illegible]、[illegible]の中の[illegible]に、[illegible]代の[illegible]、鎌田兵衛が弟、同名[illegible]と申す者、年寄[illegible]心に忘れぬ[illegible]の家、[illegible]八といひ親子の中、命にかけてかくまはん。」「オ、夫れこそ究竟に[illegible]の、[illegible]分御無事で山吹様、若君様、[illegible]達者で、殿様[illegible]ば」と行く名残、[illegible]思ひは[illegible]、[illegible]なづみ行き兼ぬる、駒の足どり諸手綱、引き[illegible]前、御[illegible]は[illegible]、我が身に[illegible]只一騎、名を[illegible]玉櫛笥、玉鉾[illegible]

三日も坐る籠由、女とも見えず男とも、甲冑いか物作りの太刀佩いて、思ひ切れども女気の、髪へと心引く、琵琶の湖面弓手に見なし、行く先如何に白月毛、駒に任せて行く道の、手綱ふ二世の縁の綾、打つにかぎこそありける。昨日に来し方顧かして、さゝなみの古歌は敵か味方か、君はいかに、兄はいかにと粟津に、人の便りも松陰に、馬乗り留め立つたる所へ、勝ち誇りたる鎌倉勢三十騎、落武者遁すなと呼ばはつて追取り巻く、「何落武者とは舌長し、落ちぬか落つるか是れ見よ」と、駒の頭を立て直し、渦く我が名の巴の如く、右左に乗り廻し、蹴立て踏み立て駆け立つれば、詞にしの恥しらず、後をも見ずして逃げ去つたり。躊躇ふ間もなく、暫し/\と呼ばはつて、徒武者一人、軍兵に先だち大音揚げ、木曾殿の御内に、男勝りの無双の者有りと音に聞く、巴御前と見しは僻目か、我は東一の勇者と呼ばれし、秩父重忠見参せんと言ふより早く、鎧の草摺しつかと取り、引き下さんと曳と引く。巴御前と打笑ひ、男勝りと名を立てられ、強身を見するは恥かしけれど、秩父程の人柄を、坂東一の勇者呼ばはり聞き憎い、ならば手柄に引き下して見さんせ」と、鐙の鳩胸踏み反らし、引くにぞつとも動かばこそ、鞍強にこたへしは、作り付けたるごとくにて、廣言放ちし重忠も、大力の女持てあまし、馬人ごなるに、こりや/\、雲間を分けて生ひ出づる、春に粟津の草ぞ迷惑、踏みまろし、重忠引き戻しては引きやられ、引いつ引かれつ寄るべなき、堅田の浦の釣小舟、波に

きん〳〵細くにて、こなたへもこなたへ引くも引く、草摺三間引きちぎり、尻居にどうど伏したるは、鈍くツイと目さましし、時に續きし佐々木四郎、手綱は仕かけ、御前へ秩父殿、佐々木が働き見て申さん〳〵と上に屆け寄れば、なう〳〵待つたい佐々木殿、こは何に仕られそと押隔て、宇治川の先陣はせられしが、巴殿にはいかなる〳〵、秩父も叶はぬ、今の働きと見られしか。秩父に尻餅つかせたる手柄にして、木曾へこそ申すとも、何處へなりとも、嘗て次第に早う屆けれ、ずいぶん見事、いかにも限定いふ直へ申す、申しまするには、鎌倉殿へ、斯うして、働きでも、何と、我等が、限定か様に尻餅ついて、物笑ひ仕出すか、先づ此の陣は引いたがよい、御殿へ、是非もなく、と申す事は、まだれ〳〵、明日の高名に、高名の前後も、本より是非の、いかにも其の陣、さらば、う秩父殿につゞく高綱殿と、うなづき合ひ、もとのごとくに打立ち歸る、御父の仰せで、御陣に赴かし因田三郎、いや、此の陣は、我が心は、我が命も、御手をかけぬなら、因田三郎、離りや、こと、此の場合は、せ、又高綱殿、鎌倉殿へ申しても、と鐵ひ芥かし申す、一軍して円田が手並を見せ申さう、鎧の上帯下紐も打つ付けて、引く手に靡けと行し、透見に組み留めんと、巴の乗つたる駿足は、数に名に高き、春風といふ名馬、內田が乘つたる無駄の天栗毛、足疾の駿足早す、鬼に劣らぬ足兩

方方から馬上の達者、駒の足並飛鳥のかけり、行き違ひ様内田三郎、鎧の袖を引違へ、巴にむずと引組んだれども大膽な、義仲といふ主有る女に抱き付いて、ま、こそば、目顔を赤めて強い顔なされても、力の有る體でもなし、聞きたし／＼、女ぢやと思うてふかじやれか、人にこそよれ此の巴には、挙殻で撞く釣鐘、成らぬ事／＼、未来の為の折檻ぞと、前輪にぐつと引付けて、うんとばかりとも言はさばこそ、片手に素頭引掴み、太首をゑいと引抜きしは、子供遊びの紙雛の、首を抜くより易かりける。和田義盛遠れに有り、聞きしに勝る女の働き、去りながら、手柄も人によるものと、生ふる手頃の並木の松、ぐつと根こじに引抜いて、馬人共に一打と、口にはいへど心には、馬の諸脛薙ぎ倒し、適れ手取りにせん物と、追ひ様向ふ横腹へ、薙ぎ立つる事ともせず、巴は馬を乗り飛ばし、熊の子渡し、燕のもどり、獅子の制入とやらんといふ、手綱の秘密に聲をかへて、四足を土に着けばこそ、宙をかけらし雌を詰らし、隙にかけんと隙を待ち、荷しあしらふ折こそ有れ、敵の方に聲をたてて、朝日将軍義仲を、石田次郎が討ち取つたり、今井四郎兼平も、一所に最期をと呼ばはる聲、聞くに驚くたらえたも見て、義盛得たりや畏しと、馬の前脚どうどなぐ、なかれて前脛折るると見えし、巴も馬上を真つ倒、落つるを其のまゝ起しもせず、家子郎等折り重なり、かくる手筋の縛めも、妹背をむすぶ縁の端、且きた婦の初めとは、後にぞ思ひ知られける。斯くと注進してければ、御大将義経公、秩父

左なく下に召し具しけ、陣地を右手にし[illegible]、御旗に作り給ひける[illegible]
れ、手綱[illegible]申しのべしも、そこ[illegible]、[illegible]の御前に[illegible]、[illegible]
四[illegible]を[illegible]名聞つて[illegible]、[illegible]はいらし申さんと、申し[illegible]れば、[illegible]
この仔細有り、早い[illegible]れつことの御諚にて、引き出す頭取共、取つて帝に引立てて、[illegible]
[illegible]、[illegible]の御前に[illegible]、[illegible]を[illegible]
武者一人召し具し、息を切つていはく、「多年の宿敵は悉く討ち亡ぼし、[illegible]
義仲に[illegible]、[illegible]を討ち取り、[illegible]を[illegible]にかけくれよと、某を頼み、其の身は後陣に罷り在り、又召
し連れし此の男は、井上[illegible]郎と申す木曾の郎等、[illegible]、今井四郎兼平が[illegible]
[illegible]の[illegible]、[illegible]と、[illegible]たる今井が首、實檢に供ふれば、「コ
[illegible]我が[illegible]兄上、こことて[illegible]、[illegible]と引立てて、「[illegible]り果てたる[illegible]、[illegible]の[illegible]とは言ひながら、思へ
ば思へば[illegible]に[illegible]の[illegible]れ、[illegible]い別れにてつ[illegible]と、[illegible]の[illegible]に[illegible]て、[illegible]
ず[illegible]、[illegible]、「ヤアめろくと、今になつて何の映えざま、
「五郎[illegible]、[illegible]引立て[illegible]せ、[illegible]れ[illegible]、[illegible]實檢[illegible]、[illegible]
も[illegible]は、[illegible]實檢[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]して、[illegible]平家[illegible]

つたる西國、叛逆の族となつて、累代源氏の功を汚す、一門の面汚し、憎むべし、と持つたる白扇ひ上げて、はたと打ち給へば、巴怖へず、一騎を制し義仲殿、平家に靡く謀叛人とは、何故謀叛、其の謂聞かん、と詰め寄れば、イヤ、言ふまでもなし、法住寺の御所を焼討し、高位高官の人々を害しあし、是れが謀叛朝敵で有るまいか。と、以ての外の御氣色、巴涙をはらひ〳〵、申しあぐれこそ木曾殿は都を鎮め、平家に靡かぬ謀叛の沙汰、既に木曾殿、義仲、與詞道霧、西國の平家に打靡き、御方へ攻め寄り給ふと聞えしかば、平家一門の人々、三種の神器を守り奉り、西國へ落ち下る、木曾殿御所に入り給つて御所を守護し給へば、法皇御感斜ならず、君の御心は平家を追つ討ち、平家を討ち亡ぼし、三種の神器を事故なく、都へ遷し参らせよとの宣旨、畏まつてお請けは申させ給へども、容易からぬ大事、三種の神器を取り返すと、直攻めに攻めるならば、幸い置き所ない儘に、唐高麗へも逃げ渡らば、勿体なや神より傳はる三種の神寶、永く異國の物とならんは日本の國の恥、若し又海底に沈め失はば、世は常闇、兎やせん斯くやと御思案有り、表向き朝敵謀叛人の名を取らば、平家心強くして一致せんな必定、折を窺ひ三種の神器を奪ひ取り、然して平家は一し、サア此の上の分別なしと、心にもまらぬ悪逆の謀、夫れとは知らで諸國の鎌倉武士共、我儘な働きしは、木曾殿の知召されぬ事ながら、まんまと上々の朝敵の名を取り給ひ、八鎌倉の討手向ふと聞

まして[illegible]、[illegible]には[illegible]手にかけ、[illegible]に[illegible]なき由を、申譯させ給へといへ[illegible]、いやとよ、他人よ
り一門に[illegible]、[illegible]を以て言ひ解くとも、三種の神器を取りかへし、平家を悉く[illegible]
[illegible]は、[illegible]本心は[illegible]はれず、[illegible]に[illegible]ないぞ、かくなり果つる[illegible]、[illegible]
引受け潔く、討死せんと[illegible]、[illegible]、やみ／＼と今度の[illegible]に[illegible]
は、[illegible]、[illegible]であらん、御覽の[illegible]、勿體なや[illegible]に[illegible]
口惜しさは如[illegible]こそ多[illegible]、[illegible]はん物、[illegible]
[illegible]、一[illegible]念、[illegible]
エヽ口惜しや悲しや」と、立つて見居て[illegible]、涙を押へんと、すれども[illegible]の[illegible]、
頭を膝にすりあてて、前後不覺に泣き[illegible]、[illegible]、巴が
受の、[illegible]に泣き[illegible]し一通[illegible]、取り出し捧ぐれば、[illegible]
申す[illegible]、[illegible]計[illegible]ひ[illegible]け[illegible]朝敵に成[illegible]たる[illegible]の條々、
[illegible]、[illegible]は反[illegible]にてはなかりしな、鎌倉殿[illegible]御心付[illegible]
[illegible]、[illegible]二河の[illegible]とて置き、[illegible]再應も、使[illegible]を聞
[illegible]ならば、其の後こそ討つべ[illegible]、其の[illegible]我[illegible]無[illegible]以て首

を汪せし我が誤り、御詫び申す、許してたべ」と座を立つて、義仲の首取り上げ、「義經が名は遮那王丸、貴殿の名は駒王丸、鞍馬と木曾の住所は替れども、再び源氏の世になさんと、恥を忍ぶ憂目を見し、心遣ひはひとつにて、平家を西海へ追ひ下せし、源氏再興の軍初めの大功は、貴殿こそ立てられし、其の功を空しく、謀叛人の惡名を取つて果したまひし、最期の遺恨を翻し、日本擁護の神となり、源氏の武運を添へ給へ。」と押し戴き〳〵、悲歎の涙に暮れ給へば、伺候の武士を初めとして、惡け構ひなき下部まで、感涙催す許りなり。和田も哀れにかきくれて居たりしが、御前に向ひ「ハア、違ふ源氏の御血筋とて、驚き入つたる木曾殿の御心底、然れば此の女に掛けるべき、御疑ひも科もなし、殊に木曾殿の御胤を懷胎せしと傳へ聞く、義盛賜はつて婦妻に具せんと申すは如何、合筵は踏まずとも、御子誕生有るまでは、我等に預け下さるべし。」と、言はせも立てず梶原平三「ヤア心得ぬ義盛の願ひ、如何書いて有らうが、如何言はうが皆譃々、謀叛人に極まつた木曾義仲、其の胤を孕んだ女を預り、子を産ませて何にせらるゝ。但しは其の子を守り立てて、又謀叛起す氣か、夫れは兎も角も鎌倉殿の御計らひ、先づ差當る拙者が取次の井上次郎、兼平が首取つたる莫大の高名、御褒美の御詞下さるべし。」と、遮つて言上すれば、秩父重忠「イヤ梶原殿、義經公は總軍の御大將、細かなることは知召さず、今井四郎兼平は目下、木曾殿討たれ給ひぬと、呼ばはる聲を聞きしより、太刀を咥へ

つゝ、逆樣に落ちて貫かれ死したる事、誰しらぬ者もなし、夫れを何ぞや、井上次郎が高名とは、死首取つたるが高名か、賴まれての取持ちか、自分の贔屓か、よし夫れはともあれ、重恩の主の討死を餘所に見捨て、命惜しさの降參、僞りを飾る表裏の武士、取次の梶原殿まで心底疑はし、返答あらば承らん。」と、一口にやり込むれば、井上次郎進み出で、「ヤア淺々しき重忠の仰せ、主人の討死を見て降參する樣な井上にては候はず、一兩年以前より、梶原殿を賴み、賴朝公へ心を寄せ、義仲の身の上、[illegible]一つ爲られたまで、犬になつて告げ知らせし某、是れ許りでも捨てても一箇國や、二箇國が物は有る、其の上に又、兼平が首取つたる今日の手柄、羨ましうてのわんざんならば、此の首御邊におまするぞ、勳功解狀に預られよ。」と、首取つて投げ出せば、事を破らぬ重忠も、怺へるに怺へ兼ね、「汝等如きを手にかくるは、大人氣なしと思へども、弓矢を汙す人非人、微塵になさん。」と飛び蒐る。義經暫しと制し給ひ、「井上次郎が忠節は此の度初めならず、梶原平三が取次を以て、兼て鎌倉殿へ歸伏せしと申す上は、萬事鎌倉にて、鎌倉殿の御裁許有るべし、夫れまで互の論は無益、心得たる[illegible]義盛は[illegible]の儘、巴に汝に[illegible]ぞ、[illegible]、義仲の名を包[illegible]、[illegible]相續すべし、巴が縛めとく〳〵。」と、[illegible]、[illegible]りにて、[illegible]解かるゝ氣もとくる、朝日將軍義仲の、名[illegible]、朝[illegible]、古

今に秀でし兵は、此の暗内の手なりけり。いざや人々都に入りて、時政の御首討たん、ゑゝ、是非もなき浮世の習ひ、義仲の首今日か、仕事に埋み歸る事はばやと思へども、院の御氣色はかり難し、檢非違使の手に渡さでは叶ふまじと、扶父佐々木に取持たせ、道を急ぐや。走井の、重の端、九重の、邊に歸る旗を靡かせられ　梶原井上手搆へ、顔見合はせ、・、梶原殿、義經と言ひ交はしひ、大抵でけしまれぬ相手、鎌倉殿もあれなれば、いかう脅しの進ふ事こと、ぶつ〳〵けば、一騎き〳〵、義經がこゝでの御大事は、頼朝い甲の駒の、通付鎌倉殿の御前、見せ付ける所で見せ付ける、何處等もお休みて居ると、顔が醜し、次郎が引具し立ち出づれば、巴もつく〴〵むかの一待つたり〳〵井上次郎、昔御在命の内よりも、鎌倉へ内通とはたつた今聞いた、いかいお世話で有つたの、夫れに言うて詮ない和み、さし當る兒の敵さ君の仇、最う臨終に間はない、山郡寺へ人やらせんと、當る詞も井上が、頭の上の雷の、落ちかゝるかと愧ましく、おゝ梶原殿、引矢取る身に相叶ひ、今の詞をお助けと、聲震立たる身もわな〳〵、顫る人まの顔まる、梶原も血氣味悪く、一人使ひがなくば、山郡寺へは身が往かうと、言ひ捨てて驅け出せば、續いて進ぐる井上が、縮帶掴んで引戻され、一足に進み違うたさうな、何方へ往ても大事ない、と遂け出す。先には和田が仁王立、左に義盛右巴、一つ巴にくる〳〵と、おう〳〵縛する井上次郎、命お助け〳〵と、土にひれふし手を合はせ、泣くより外の事ぞなき。

一エ、鋼甲斐など奉納し、主君い傷兄の為には、不足ながらと引き上ませ、くれゐを切らんとせし
刑八、主上が郎等共、主の命を助けんと、一度に抜きつれ討つて掛かるを、〈〈をさしや、彼しめる主を仕まさせん、と、鋼の上帯掻掴み、緒花微塵に投げ付けらし、頭を踏みる弾き上て〈〈、さればも其逆ヲで色指し、おつつけ和田と兇首の印、今引つ人唯、身替を動き様な形、仕合うれ刺け合て見れ、われむらはつと逃げたつたり、顕も進むも引きよ。あ、このみ見逃し傾倒の様子、近き寄せは無理とていさめる顔にも、駒を入れ、時に近江の判官も、寒わんとるみたる名残や、一事の心れに組まで、思ひ定えや、えいこの〈〈〈、此の壽なと、昆布、鼠に勝利なつて、きて、延わ陣所へ歸りける。

第　二

高に林に入つて瀧なく、瀬は山にえて、綾みたつ。須田作の如く、並事に鵜を居住持、右日長持さへ、高吉木、吉右衛もだ持すず掛け、草望臨を宮社の野坂、籠とは相と高揃が、併人とて作れりたれ、此の家の門家主門口から暮れ込まずに、縁の開いの心は、為に諸口に棒にこそるかへ、こゝやおよ様、今日は何事か起つてから、まんごと〈上げ出し、よそ騒いた、晦日市と云う家鎮は無難、私しも油断は致すぬ、此の横披体なして先ず一つやれば、其の間下家賃に前を出、陣の片の何れも、受取ぬ時は上げま

せうことないや催促許りに来るでもおやらぬ、楊枝許り削つては、埒の明かぬ身代、取りつきから知つて居る新蔵の其方、ほかの行かぬ世話が笑止さに、思ひ付いた事も有り、話して見たさ、来る事は来ても以前の何、義相な事は言ひ出されぬ」「是れには／＼御遠慮迷惑、御懇意の上、お話とはまつ其侭の、早う聞きたう存じます」「一ふや其の氣なら話しませう、浪人殿には好い娘もたれて、木曽殿へ早々おやと聞いて居る、此の間の騒動、木曽殿も死にめしたゆゑ、お娘は浪人ならぬ身代に目が眩みてはいよ／＼いゝまい、幸ひとおれが知つた大金持、器量の美いお妾を欲しがる、捨金の二十両や三十両は、此の家主が受合ひ、危げもなう家債も取れる、重一打ち出した仕合せ、さて見るも当が有るの、昨夜六つ過ぎ、変な奴を頼りに叩き、其の跡は内へ入り、話したは女の噂と、相借屋の者が知らしたで、夫はお娘と来て見れば、何時も替らぬ古長持と古組父、破れ屏風付け土竈、鍋洗うて待つて居るに居らぬの二十日、御存じの上は隠すに及ばぬ、成程不公致させ置いた、木曽殿の没落に付き、娘が事案じぬでもござらぬ、去りながら、軍の法で女子には指もさゝぬ由、又差す奴があら／＼もさきれて居る様な、篤な奴でもござらぬ、親の内は知れてある此の娘の里、遅いか早いか帰りませう、昨夜門を叩いたは、夜通し参りの愛宕の下向、文部の雨換声と取り違へ、此方の目を破れる程叩く、何おやと戸開けたれば、錢が欲しいと言うた故、己も欲しいと言ひかへし、笑うて仕舞た」と言ひけれ

ば、うまい夫れで聞えた、請合は娘の顔見てから、よい手に取らぬ話當にして、仕事後れ、家賃持つて
と言ふまいぞ、話す内に日も暮れた、獨り仕舞手傳はう」「それは又意外」「意外でもおいでなされ、
一人してぐわたびしすりや、店が損ねて家主の迷惑、ヤ、此の猿めが守りをしてゐて貰へぬ、構はず此は
ら内へ取れ〳〵、上野下谷上げて、ても廣い門の戸しめて、家賃の夜なべ精出さうぞや」「合點でござり
ます」「お娘の事も」「サア合點、能うお出でなされました、家賃も取も来る晩に、此方から左右
致しませう、お出でには及ばぬこと、門違ひして家主が、内へはひると能く見届け、さし覗いて、直
むる門の戸の、日暮れ、節穴、竊穴より、若しも覗く人もやと、引き立てゝ荷ひ釣臺、其の道具で取
纏ひ、さア是れで覗く氣遣ひない、さぞお氣詰の御窮屈と、且暫く芝居を観ぬ、いたはしや南蛮郡
簡、駒若君を抱き參らせ、お筆諸共出で給へば、卑下の下部に下げる二瀬の變る世の在りさまや、出
おや、鎌倉將軍の御臺若君、いゝる裏店に隠れ忍び、日影もあたらぬ顔の中、若君の長しう、馬たいと
ゝ仰有れす、いつからなされす、從ら御慳念はしたい、お氣晴らしにいゝ、ご何ぞやさしみ、ゝ夫れ
こゝ店守の此の猿、ようなにあやかりおはしませ、勝る目出度い御寿命こと、祝ひ申して指し出せば、
いたいけ盛の花顔に、其の顔を眺めて、御機嫌まで直させ給ふ、山吹御前の御笑顔、何か
禮をおはうやから、譜代でもない且徒、お筆に連れて親御まで、東い世話になりまする、左衛門様御最期

と聞くよりも、同じ道にと思ひしが、遺言も有る此の若を、捨てゝも死なれぬ身のつらさ、思ひやつてこれ計りにて、跡はつきせぬ御涙、「勿体ない、私が父様に何御禮、「ハテ、娘能う云うた、もとより源氏の譜代、野間の内海にて相果てし、鎌田兵衛政清が弟、鎌田隼人清次と申す者、仔細あつて兄政清が不覚を受け、義朝卿の御先途も見届けず、木曾へ下つた浪人、昔日の源氏へ帰参の望みで、二人有る我が娘、姉のお筆を御前へ指上げ、千鳥といふ妹を鎌倉へ遣はし、梶原の屋敷へ奉公させ、帰参の便りと存ぜし所に、思ひも寄らぬ源氏と源氏の御軍、さし當る姉が御主人、見捨てゝ出世の望みは致さぬ、年こそ寄つたれ心一杯、お力になり申さん、さてそれに就き、木曾殿の御内にて、四天王の随一と呼ばれし樋口次郎兼光、討死との沙汰もなし、存命で居るならば、御尋ね申さうけて、世話致すべき樋口が安否、お聞き及びなされませぬか」「さればいの、樋口次郎は多田蔵人を攻めんとて、河内の國へ向ひしが、其の後はいかなりしや聞かず、世につれる人心、頼みに思ひし樋口にさへ、見捨てられたる親子の者、自らが身は厭はねど、何とぞ若を傅り育て、二度世にもあらせて下されと、頼むは隼人一人ぞ」と、又泣き沈む御風情、お筆親子も諸共に、絹の衰へたる御有様、實にや至つて哀れきには鳥の聲へといふ、旅の楊枝や曲者ぞと、梶原が郎等番場忠太、家来に案内させ、聞き耳立つる表はひそ〳〵、内には忍ぶないじやくり、扨こそ知れたと打頷き、門の戸荒く打ち叩く。隼人驚き

これは又、家主はひらきては和やかなりしと、父ごの言葉にはあるまじう斯かる心持の通有やいの、
川が有るならわしたことなれども、世間の噂にもこなさば、いずれの事に[illegible]、其の家主が
覧ても、夜昼車まで家賃の催促、其が前は次第に[illegible]の媾を借り渡し、無理取つて急に請求
のか大騒な、明日の事に[illegible]と、言ひつゝそりと無理して、[illegible]日の間隔を前に見れば、表に降りて[illegible]
共、よは打ちいれらん気相なりつ南無三宝あり大勢、外に落ちる心道もなし、道つて避けして胸と心を[illegible]
らく許され、四の言葉も耐へ切れ、[illegible]、[illegible]
細く、[illegible]断うしたら、我は[illegible]知らすれば打ち[illegible]
御台所共に、身構へする其の中に、俳人は何とも[illegible]、家主は[illegible]谷底[illegible]
ば、これとおけ[illegible]
奴等とはいふ、[illegible]
[illegible]
[illegible]
の[illegible]、其方の飯を[illegible]、家賃[illegible]
[illegible]

しよ、と言ふ事斯うなられて下されぬか。」「イヤ斯うとは細言、願ひあらば早まき出せ。」「アノ物でござります、假初にも娘が主人、取つて出しては此の類が世間へ出されぬ、私もそれ、何れもも言つ料簡は、何かなしに爰には置かれぬ、出て行けと追ひ出します、皆は表に隠れてござつて、此の内を出る所、貴方の者も名を引きたくつて、女にはお構ひ有るまい、其の娘も助かろ、何處も彼處も好い様に、御料簡頼み入ることと、手をつけば、忠太頷き、「其れ程の儀は容易なこと、くれう、隠うた者ども早う出せ、家来共は押付片寄せ、物音すなことと、其の身も小陰に立ち忍ぶ、隼人に抱かれ内に入り、父聞いて親子が目を見合せ、わざと表へ聞かする大聲、「コレ娘、親を敵に思うても吟味が強い、奉公に出ねばへられぬ、主人の供してとつとと失せう。」「エヽ、父様そりや聞えぬ、他人でも義理は知る、實の主人を出て行けとは、胴慾な事許りと、聲には泣けど目に泣かぬ、親子が狂言、表には、主は出さぬかと待ち受ける、番場忠太が腕捲り、内には隼人が心得て、笈取つてやり杖渡し、なんぼ待つても叶はぬ叶はぬ、出て往きをれと、言うては暇の、用意の油單渡しては、「ナレうせい」と、言うては煙管煙草まで、殘る方なく取り持たせ、「なれうし」しぶとい泣面、と、二人を門へ突き出せば、待ち設けてたる番場忠太、山吹御前を引捕へ、「コヤ此奴は手振、次の女郎が抱いてゐる、此の倅が」と笈摑む、ここは情なや渡さじ。」と、爭ふお筆が手をもぎ放し、若君を奪ひ取る、汝らも共にと言ふ聲に、「ナニナう其れ、」

をお助けあれ」と、山吹御前の御手を取り、親子の離れ〳〵落ちて行く「それ〳〵遁しや」、家来に縛縄も
持たせ、「お手に入つてお目出度い、かほどな形をして、船頭と偽り怪しむる」と、いふ所に、番場も続き
き、「此度こそにや、しやればれ奥つこれはせの様な小悴を」と、樋口取り高手につて、こゝで、銀杏
こそこい、これや縦極、見覚えられた奴殿人、而も込んで様子を一度にさし込
む西国の、お腹に作人は跡の内、搦人を追の楯にくり、すつと出で尽の折、味方の打込の藍
手さくれば、喃下も、内にはしれて一般を上に、真手の中から夫押ひ、是まで叩けと、こゝで寄ても、
寄り通ひはなし、ふこ家は門へと押寄せ、裏口には外から固め切り、心よ主従実体をも」、こゝ
御目見えいたしたう」と、さらばと嬉しげに、内へ入りたれば、門口より外に軍人か心得て、「こ
と家来、家頼かかる面々にも、宝を明けて行けば、旧披露後智者は、盗賊に等しき者、若君は宝
に抱いて行くにと、宿屋より出で顔を出し、御前様にも案じ、見苦しき所もがなと、ものこ
りと見遣はしければ、と、山吹御前の御乗物、急ぎに寄りて行く、こそ右往を、遁すなと、番場
主従寄せしに、門口に打つ叩き出さる、何処までもと追つかける、跡に家来口あへ、これ、いす
てきこなたにしなつたな、家は暗がれ家質は取られ、え、まま、首尾の移に違一足、此様なる者の首
せ、見なさんとは寿司などの、さるとては能うてをつれ、さるてんからとは思はれね、番場其余め、

力瘤常住出しは出で、家陳をしらせで來くださか」と、跡を慕うて二重急ぎ行く。實に武士のたしなみこ
て、只信義の寄場に、夜は東に昇る旭日に、[illegible]原平三郎[illegible]には、縁子様し表門が誕生日の祝ひと
て、上段の床に兜鎧を飾り立て、敵に勝つ搗栗の供物、御神酒の三方、熨斗昆布、取り〳〵運ぶ其の中
に、千鳥といふ[illegible]今日の出世の便りにと、[illegible]有る身の宮仕、友衛門にも[illegible]
り、顔容はかはらねど、愛嬌有りて可愛らし。「ホヽヽ、奥様の言付の通り、お供物も残らず揃うた、此
の障子を斯うして、ぴんと閉て切ると最う仕舞、[illegible]嬉しやこと言ひければ、[illegible]お千鳥は気分が悪しい
か、何かな御用聞きたがりやる若旦那の誕生日、[illegible]、如何な[illegible]と、お案じこと
れた母御様より百両の褒美、心がいそ〳〵千鳥殿。「ハテ此のお館に奉公する身、嬉しいに替りはないこ
と[illegible]かはりの有る證據はよしよし、若旦那のお立ちの時、永い別れになるお前に、[illegible]遊
ばし、お顔見せて下さんせと、[illegible]片手に抱き付きやつたを見てゐるに、隠すが無い事で、[illegible]も
よ」と立ちかゝれば、「なう誤つた、堪へて下され、心安い朋輩中、隠したには訳が有る、まい事には
寸善尺魔と、弟御の[illegible]次郎様、此の千鳥に隠れたといふ、くそかるゝ其のつらさ、[illegible]兄御の[illegible]
にと、左様も言はれぬ日比の気質、これなけびらい聞かすが否や、[illegible]涙ながし
に。」と、話の中の間の襖そつと押開け、[illegible]出る[illegible]原平次郎[illegible]、[illegible]に[illegible]

[illegible]。「あいと二度に立つて行く。[illegible]

[illegible]と、いうて外さうたな、その[illegible]

と、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

く合點、斯う底を打ちわるからは、いやとは言はさぬ、手も足も引つくゝつて、むりやりに抱いて寢る、「ヤア應といふか、いやと言うて括らるゝか、如何おや〳〵」と肩口捉へ、手詰に成つて動かされば、「コレ無體な事なさるゝと、平次樣の病は噓、作病でござりますと大きな聲で言ひますぞえ」「ヱ、夫れいうて堪る物か」「言ふなら此處放して」「放しては戀が叶はぬ」「そんならやり言ひます」「いや言はさぬ」と口に手を當て、せり合ふ所へ都より、急用有つて横須賀軍内、只今下着と打通れば、平次は「ヱヽ、邪魔な所へ」と、うろ付く隙をそつと拔け、千鳥は奧へ逃げて行く、景高直り、「ヤ、軍内、急用とは氣遣はし、樣子如何に」と尋ぬれば、「さん候、御總領の源太殿鎌倉へ御返しなさるゝ其の儀に付いて、奧樣へ親旦那より御内意の此の文箱、先へ參つてお渡し申せ、畏まつたと急ぎの道中、川々の水に隙取つて漸う只今、源太殿にも追付お着き」「何ぢや兄貴が戻る、ム、夫れでは此方の工面が違ふ、何角に付けて面倒い和郎、何の爲に歸さるゝ、其方や知らぬか」「成程知つておりまする、其の樣子はお前の御果報、今度宇治川の先陣、佐々木四郎に高名せられ、源太殿は後れを取り、京中の物笑ひ、なにが手緩い親旦那、御機嫌さんざん、京で殺せば恥の上塗り、鎌倉で腹切らせ、汝をやるは檢使同然、必ず手緩く致すなと、きつと仰せ付けられた、總領殿を仕舞うてやれば、御家督は着詰めお前、日出度うは思さぬか」「日出度い〳〵、結構な吉左右、能う知らせた、嬉しい

盲目に[illegible]て聞かう、先づ其の文箱を[illegible]へ」と、打連れて[illegible]人の[illegible]の方、「若旦那の御帰国」と、[illegible]く聲々、梶原源太[illegible]鎌倉[illegible]の[illegible]場[illegible]の[illegible]掛声[illegible]首尾よし、大紋の袖たぶやかに座敷へ通れば、門の[illegible]、[illegible]か、[illegible]より出て給ひ、[illegible]源太、頼朝卿の御運強く、[illegible]を亡ぼし給ひ、範頼義経両大将を[illegible]誰々も恙なしと聞きつるが、[illegible]、[illegible]続いて西国表、平家の大敵攻め亡ぼし、法皇の宸襟を休め[illegible]取り〳〵、父にも[illegible]御機嫌[illegible]。」と、謹んで述べければ、「いやとよ源太、[illegible]は未だ軍にかゝ[illegible]らず、鎌倉へ[illegible]御身が[illegible]は如何申し奉りしやらん、覚束なし。」と伺へば、「オ、軍内が渡せし文箱、是れ見よ、封もまだ切らず、心元なや披き見ん。」と、二押明くるその隙に、千鳥は[illegible]、守りつめても親子一[illegible]、包む[illegible]申し[illegible]、常[illegible]に、たんと御苦労なされしやら、お顔見[illegible]事かいな、お[illegible]、[illegible]た、身が[illegible]、[illegible]本復[illegible]れしたか。」「アイナ本復やら、立腹やら、

遠方遙々て推参致します」「夫れは一段、何處にお居やる、對面したい」「イヤ、兄者人、平次是れに罷りある。」ト、一間の内よりのさばり出で「先づそれに於て指措きて聞きたいは、宇治川の先陣、見事な高名遊ばしたでござらうの」「オヽ、此の源太が身に取つては、過分なる今度の高名」「何高名とはヤア珍らしい、お話しなされ、承はらう」「オヽ、語つて聞かさん、承れ。さる程に義経の御勢は、都合三萬五千餘騎、山城國宇治の郡に押し寄する、比は睦月の末つかた、四方の山々雪解して、水嵩増りし宇治の大河、宇治橋の中の間引き放し、向うの岸には逆茂木隙間もなく、鎧うたる武者左右六千、川を渡さば射落さんと、鏃を揃へて待ちかけたり。かゝる時節に渡さずば、いつか譽を顯はされん、我が君より給はつたる磨墨と云ふ名馬に、障泥外してゆらりと打のり、名に橘の小島が崎より、瀬枕に駈け出せば、續いて跡に武者一騎、春の最中の川風に、誘ふ轡の音はりん／＼、誰なるらんと見返れば、古歌の心に似たるぞや、朧々と白玉の、霞の隙より駈けきたるは、佐々木四郎高綱、馬は劣らぬ生唼磨墨、二騎相並んでざんぶ／＼と打入れる。」「コレ兄者人、是れまでは話しもならう、是れから先が勝負の門、自身には言ひ惜かろ、兄弟のよしみ、平次が代つて話さう」と、言ふに千鳥が聞き兼ねて、「兄御様の高名話、横合から腰折らすと、默つて聞いて居さしやんせ」「ヤアいやらしい口持つな、我には構はぬ、今の跡は斯うであろ、佐々木は聞ゆる剛の者、兄貴は知れたぬるま

敵、[illegible]佐々木に[illegible]。「いや[illegible]何の貴方が負け給はん、[illegible]から千鳥が推量、敵は川を渡さじと水底に、大綱小綱十文字に引渡し、[illegible]するりと抜き給ひ、大綱小綱切り流しく、なされたでござんせう。」「オ、千鳥がいふに違ひなく、[illegible]れぬ、ア、嬉しや、それ聞いて痞が下りた。」とよろこ[illegible]ら、[illegible]

[illegible]に[illegible]へ、馬の[illegible]腹帯を、延びたといふは[illegible]の[illegible]打渡つて、[illegible]代の[illegible]、[illegible]は、天晴手柄、此方は[illegible]、[illegible]

[illegible]一[illegible]、[illegible]は[illegible]、[illegible]

延、何が背いて有らうと儘、そなたには見せぬ、母をさし措き出しやばるな。」と、叱る聲さへおろ〳〵涙、父くの返す文體に、心を痛めおはしますゑ、下に甘いも事による、生けて置いて梶原兄弟の面汚し、コレ愛な腰抜け殿、せめては親の催促待たず、直に斬らうと思ふ氣はないか、たれも成るまい、世間は臆病したにして、其の首刎ねて詫明けうことよ、すはと抜いて切り蒐る、刀の鍔際むずと取り、兄親に對し尾籠の振舞、腰抜の手並腰骨におぼえよ。」と、引つかづいてどうど投げ付け、起しも立てず刀の背打ち、いう〳〵はつしと撲ちのめせば、あいた〳〵と顔顰め、はふ〳〵逃げて入りにける。

「コリヤ〳〵千鳥、源太が母へ申し上ぐる仔細あり、次へ參れ。」と人を除け、「斯う申さば、景季が命惜しさに何たれども、ゆめ〳〵助かる所存にあらず、此の度宇治の合戰前、父にて候ふ平三殿、軍の勝負を試みんと、御暇もなき的を射損じ、其のなか計らず大將の、御白旗に當りしは、味方の不吉父の不運、申譯立ちがたく、切腹に極まりしを、佐々木四郎が情によつて、君の御前を言ひなほし、父の命を助けたり、其の場に某在り合はさず、跡にてかくと承り、佐々木に逢つて一禮をと、思ふ間もなく早合戰、宇治川の先陣は、我も人も望む所、有るが中にも川を渡すは佐々木と某、南無三寶、父の爲には恩ある佐々木、此の人に乘り勝つては侍の道立たずと、心一つに料簡定め、先陣を彼に讓り手綱させしは情の返禮、後れを取りし某は、元來覺悟の上なれば、恥も命もちつとも厭

はず、先陣の高名におさ〳〵劣らぬ、殿の高名と称すれど、自他申されぬに、其下と其下との諍ひ
等、又の末に捨つる命、忝くも申す御上と、指に手を突くれば「それは尚、一層さ、それより切れたる身
の去評、又斯ういふ場合は何故に流るゝ、いや、流るゝを申しあれば、伍を本営下向の際にする旨を、謹んで、閑人
へ、申し上げしも、本意ならず、死後こゝも此の事は、御み耳にまで達せず、又、身を省みて知りては、以て真と申す
の結論、今を忘れて他事に亡らせぞよ、ここは弥しとても堪らず、我を偽りて申すに
まるで「いやまたぬ、寄越しと言へ、御頭の家は我ら一代の為に、肝要の節、其の故を省みて、天下の下の為
り其るたれば、名を新字をといふて、命を、惜しむとはいはぬ、ぞ
の我不覚れ、道を誤れ、寛も動かれし、其の嬉しさを思へとも、聖たるにより、又弟子の御名
これ、勝利の近きに在り、悟れる者の念なるぞ、源氏遺恨の身なり、すれど其をもって申す
す、道を従う合黙しや、下恨を掛けてはね、未の世にも又行はさつるや、良将は義の親を忘れ
の命で御恩を送る、住ごと親たり、自ら逝去れとは、又の事をいふもの、これ
は謝するに、烏帽子親とは親のみか、主従は二世の契り、又命は光に
魂は二十二間といふ三間の空にのぼれ、主には未来まで迷はれうか、親子は一世、此の世限りの
れぬ、旧を覆い、兄と言ふ事も最後の

れるに迎ひ出家、まして健氣な子でないか、我身ゆゑの命でさへ、惜まい者に殺されぬに、無慙なるんざい様に、心ですたに捨てたとは、定めし其子が、母が窗に子やすや、胸ひ喜合に思ひさせ、軍の檜皆にやると、一首頭は此の實處、其なも恨めし恨なし、とさん／＼に打萎を見す、日に余ぞ聲及しだき、其を視ぬ子もかこれ、わつと時はいゆ轉ふ、母の見悲心を聲に結じ、六郎左衛を連れ出す、淚もあつき思はの、眼すの陸をぞ道理かな。横前賀市内に捕へ、いつつと通り、三河の判の御狀御覽の上には、申すに及ばぬ東に檢使の役、ヤア源太殿、御ぬすか、と、皆い聞つておひ校せず、さ、姫君は歎て渡もし、と、身綱びする所を、母は在もとは取つて伏せ、ヤイそこい奴とはそれのやらあ、鬼かいた人でへし、是非も又内書に添へ、手綱い通御の指圖と、仕事を出しよ、源を中間共が首桶持つて來い、早う／＼と呼ぶ聲に、あつと答へて番次景高、吉かんはら違持出て、申し候へ、此の首を如何たてる、と、御何すると其聞れた事、此頭が首せい、三河源から持つ補へ、それこそ其の所よ、と、無法の主從なれか、、ほんでにも首取るや、刀烏帽子、耶を落されつけのる髪、素綱帶の帶縄や、引きしやなぐるやら引き切るやら、上著中着の袖乳首わんばうに著せ換へさせ、腰に喰ひ入る繩帶しめ付け、己や先刻に投げたつた、彌が中次がお在まで言ふと、皆より下へ頭の葉し、一きつても氣味の好い樣の、と、一度に欺と打笑ふ。顔は疑ひし成か

婆の、妙も無念も思ひ泣き、母は我が子を助けん為、人を悩ます畜生道、残る悔みも苦しく、罪と心は裏表、命代りの武将おやと、思うて堪忍してくれ」と、詫びたまま泣きたまふを、腕に抱き包まれぬ、悲しい色目覚らせりと、「ヤア皆の者が彼の悪逆で、そかしがるので恥らをかしい、陰に笑うて涙が出る、ハヽヽヽ」と高笑ひ、泣くよりもなほ哀れなり。千鳥はかくと聞くよりも、有るにもあられず走り出で、惣てし君上が二目とも見もやらず、お胴慾な母御様、惨つらう聞けるも軍の習ひ、殺しも致しもした本望にはあるもの、又御恩をも蒙り三有る故、お詫び言はなされいで、何事も揃ひの御高の上、是れがほんの冥加打ち御打ち、二人の親御に解まれて、厳な国の我身が何処であつ、あれ程うなされたまに、もう堪忍して下さりまして、早さらぬせいと許りに、かつぱと伏して泣き叫ぶるそやア此の母が宗縁、小舟を取るが飛んで、ヨモヤ舵を揚け、既にまがあの世には、第一の親子しゃ、あの魂を此世二世には、何処に安らかな事も無く、王様にて我が者の御用に立たば、ヌ悲ましはぬ、と年々、才の心得たさ、心が下相を待つて居ると、母か誠に言ふな」と、昔が斯に言せられて、児を思ふ子の親心、とても此の世の習ひとは、知る程泣きや親の細き、主に断付け泣き立てる。今来目腐した舟の母、ヨモヤ手配、かんばかりても叶はぬ、是れからは方面は便でも、高功の事の思ひ、おれはゝ今かうで、泣きも難うる方の思出の、さ申うて、ヨリヤ頭をも、惜しいかなと、行を揚けはつて、嘯ら

はしい、聞きともない。憎まれ子世に憚ると、何所まではゞかりなされうが、いやぢや〳〵、わしやいやぢやと、「ヤアしぶとい女郎め。」と掴み蒐るを母押し退け、「何ぢや、千鳥と源太が狂うて居る、エエ年よりさしねた徒者、此奴は己が仕様が有る、源太めを追ひまくれ」と、千鳥を引立て奥に入り、「コリヤ軍内、下部共に言付け、彼奴を早うまくし出せ」「イヤ〳〵おせきやるな、母御の仰せは兎も角も、某が存するはコレ斯う〳〵。」と平次が耳に吹きこめば、「ム、ヽ左様ぢや、よい分別」と二人白洲に飛び下り〳〵、聲をもかけず抜き打ちに、源太を目蒐け切り付くる。「さしつたり」と引つぱづし、さい濟る身の捻り、軍内が諸腱かき、のめらす隙を交切りかくる、平次が刀も閃りと外し、引擱んで前寸うたせ、二人を踏み付け立つたるに、心地よくこそ見えにけれ。「ヤア平次千鳥が事を根葉に持ち、兄に敵たふ畜生め、今踏み殺すは安けれど、悪い子とても捨てられぬと、母のお詞聞き捨てられず助け置く、源太に代つて孝行に仕まつれ」と、弓手に差上げ、くる〳〵と振り廻し、七八間打ち付くれば、辛き命を助かりて、跡をも見せず逃げて行く。「ヤア軍内、親共からの使なれば、汝も命も殺されぬ、其處を源太が料簡して、殺してしまふ仕様はもう〳〵、これ見をれ、汝が刀で汝が首、ころりと落すは自業自得果、源太は殺さぬ、手許り動く」と言ふより早く、首と胴との生別れ、親子の別れ今一度、母の御目にいや〳〵〳〵、仰せに隨ひ平家の戰ひ、四國九國の果てまでも、ほつ詰めは

一声高く名乗し、其の時お龍を引まんとし、其の声を立ち出づる、うしろの障子すつと開く、背に鬢き
振り返れば、何はまつてと立ちながら、激しかがへに目もやらず、四國九郎の合戦と、素足の名では
手柄が成るまい、勘當した子に持つて行けと我一をせぬが、祇園囃子より聴かれし産衣の鎧櫃、蔵生
日の祝儀として、繰り下げて家に有る、我が帯を取つて行くに遑がいやと言はうぞ、押しは天むな、目
らたい此の鎧、早取つておけ武家共、今は其に何處に居る、来いよく、ことと云はばく、人の鬢ふさい、
其の主をふかす御傳奏、恭しくと、鎧しながつて鍔を取り纏ければ、何ぞあけたらう其足擦ま
か、すつと出でたる齊兵千兵、一斉其のは家に牌として一寸も忘れも何神様のお情、不義をした行
で、此の簡にて九れ退きず、其の跡は唱へさする、往きさいなく連れたつて行きまいと、お遠ひ来い満
目前に一何時人を、こことて、有りがたや、目出度や、あたに迎は道々びはん、恐ろしくを
れより直に其の嬰たる、出家させ、一合戦の有太、お龍申し上げ、是の三日のあを返し来る、ことを
つてここまで下さいませ、と、言ふも凄さまじき別れの道に、しばる實心なる腰の鎮、蔵を両出を掌さし
は、身一つの五反下駄、からく迎へしと父ならぬとよ、聲を道行にはもとより、はてにて来世に後
き別れ、浮世に命の身かこつのみ。

第　三

道行君が後紐

宵やみにつる身を、捨しかねしは子故の闇、容もあやなき朧の、髪も形も宵の儘、世の憂き事をつゝさ悲しさを、いはぬ色なる山吹御前、月さへ西に落人の、桂の里の雛待より、知道の方に一夜二夜、明し暮らす忍ぶ身は、都近くも物憂しと、今日思ひ立つ催旅、人目を忍ぶる取りなりは、身に纏もなき賤衣し、小笹踏分けて行く道の、歩み苦しく山路を、よむ許りなる桂川、お筆が背に負ひてむかさむ、親の衣服かつて着しよ、かつてめしたる若君の、危き所をのがれしも、まさるめでたき御運のつよさ、亡き夫がたゞ形見よ、わすれ草、其焼野の雉子の、子を悲しまぬはなき物を、まして泣はれや人として、親の別れを白絲の、血筋を分けし父君に、似たりや似たりいたいけ盛り、あれ／＼あれを見や、二つ連れたる雲雀の雁、故郷へ帰る雁がねも、君の故郷へ帰れども、鶯の片羽のとほとほと、子に迷ひ行く小夜千鳥、つまも迷はん三つ瀬川、四つ塚東寺九条の、都のうちにおのづから、傾く笠の打ちしをれ、今落人の身の上も、人にしられし白川の、水も淀みて栗田山、其あはれ父なき稚子を、すかせば肩にすや／＼と、情深入の餘念なき、爰こそ妙が懐と、土地の名さへ有る物を、

まゝ。お乳も添乳もなくなりたるを、産屋の跡はのはるれど、縋る影のすゝ、絶かしや、人はかなくなる我我に、色も有るかと問ふ、聞くな身がもしけの間の、勝の時をあそびし、すいすとし、今は三界世の女らひまさいない、寝の心はまことに初しらいでさいな。それひとりひきまだといいも、経をに風ふ様をは、恐をしらふる隠気が、それもみらぬか折して、やうく時を経ぬるもの、誰に拝れて顕現せ人、慈の精の体のみと、花を摘つたる修羅は、おちてゐる寒れ身の、ゆくもゆるもこせい、いとしいぬに花やる、花やらく、道一首と詠めて人、我の為に手あてては、縁の丸しく乞ひ、む請い恋伝を受けの身に、面影をまかしまする、縦令のたへ入そ、何と法花華の、今にもとり逸ぎく、そのつ追求貧窮、騒扐を結ぶ風ざと、萌けは卑卑も水を、浮世ことは苦をかけよ、時代あてたま人だにも、今日に思ふうたかまの、露を伏ぶ計報く、望ひやるうへ誠しうと、笑ひとう求つて我を太め、内外に射付けしは、たる粉りを燃ゆくを、我に照るまで照にとりとるまでのにと乃総と、花にあれまあの雲の、下こそ社は鶏闘場と、見るにかけ鎮るにかけ、袖は涙の有ほし、人をれば在なつ、山雄ち、心空をとめずみし給へば、のも寄りいらぬ散をへ、いざうさ給へと誠るるが、見説世は、寿の日あしく見世の、流れに浮苗に、世の愛き事を身に、さらくつと風がくなば、成ち寶をひち、ひらく〱と吹きかなる、迫の潮を小せんの、花に辛抱は冬にかの花は、活

みかたし、旅宿の、疲れを晴らさせ玉給ひける、東路を上り下りの旅人も、一つと二つに追分や、大津に並ぶ旅籠屋の、棟門多き其の中に、名高き関の清水屋が、狭くはあれど奥に客とめて、料理拵へ望夜の、音もしと〳〵亭主が気配り、下女も男もそれ〳〵に、茶運ぶ風呂焼く人油あぶる、門賑しき黄昏時、あら尊と導き給ふ観世音、運ぶ歩みの順礼姿、背に国名を染抜きの、年は六十路に色黒き、達者作りの老人が、娘と孫を打ちつれて、胸にかけたるふだらくや、紀の路大和路打過ぎて、今日も暮れぬる三井の鐘、三井寺に化納め、爰か其処かとさし覗けば、亭主がかけ出で、コレ親仁様、お泊りなら騒がしい見まい、名代の清水屋、座敷が綺麗な木賃が安い、サアお入り。」と引き止むれば、「ア、これこれ、袖をに引張つて着物破つて貰ふまい、なんぼ泊めたがりやつても、木賃を聞かにやほか〳〵とはひらぬ親仁、サアいくらおやさりの〳〵言うた。」「ハテ定まりは三十なれど、好い様にして泊めましよわい。」「イヤ好い様とは好い家の事、俺はずんと貧乏な西国、道々も杖突つて、順礼に御報謝で貰ひ溜の米も有れど、たつた今跡の宿場で昼支度をした。かしてやつたりや、腹袋に足が入つて、明日まで煮焚も何にもならぬが、ナント二十宛で泊めぬかい。」「ハテそりや安けれど、順礼衆の事ぢやもの、儘よ負けましよ。」「イヤ安うはないぞや、銭の高いが合點か、しかけてつかへば五分四五厘、利が有りすぎよ。サアそんならお芳草鞋脱げ、コレ坊主が、ヤレえい〳〵こと、襖隔てて次の間に、打寛い

で、千鳥歩いたは、今日は大道其方も草臥、おりや爺の事、道下手で気許りいらくら、船頭と槌松に、陸で埒の明かぬ物、やれしんどや腰痛や、ドレ其の枕取つてたも、アヽやい／＼コリヤ槌松よ、其の枡明けん内おりや怖いぞ／＼、コリヤ爰へ来い、じゝがなんでやろ、エヽ憎い顔では行るぞ、ヤヽあれ、夕飯行李引出すわいの、そのとは往手のない気、ア顔に夫れて思ひ出した、コレ／＼宿の衆、どれぞ鳥渡頼んましよ早う／＼、ニ一寸、これ父様、はたゝえしい何ぞいの、そりや此の夕飯行李がさ／＼洗うてもろて、明日の出立の旅をも調める、其れは宿手に大根を掘りをて、何の物のこけら前、通りで聞く／＼と諂はぬ、巽上りのとんきよ声、夫れとはいはねど紛れなき、向ひとこ一面ら見えたの、同じ浮世に憂き思ひ、人忍ぶ身におのづから、菩提にも心見せ、山吹御前は先達て、爰に宿りを設けし、直は古旅に窶れ果て、御心地例ならねば、お傍離れぬ腰元お筆、駒の若君お手を取り、籠の乗物すゝめる内に、何の頑是も泣き出す、駒若君の機嫌、一間に聞く気の毒さ、アヽお寄、あそこの衆人も子が有るさうなが、さぞでもせがむは、ほやくいふた、、駄しても離して、おこりやると同道にも迷惑、ハテ、なんぞ遣りたい物はやか、ヲ、夫れよ、童賺しにこんな時、今跡で買うた大津絵一枚やろ、と取り出し給へ、槌松が掴んで放さぬことに、いやがり／＼と泣きわめく、ヲ、これや／＼、嬉しない、エヽ、善い坊主め、ヨウヤヽう合点せい、此の絵は座頭の坊が、犬が吠えて引く時、これやこれや目

がなうて面白ない、餘所の手に遣つてのけ、汝にやこれ〳〵、衣著た男の念佛唱へ〳〵だく〳〵、撞木を持つて鉦くわん〳〵〳〵、くわら〳〵わん〳〵と鉦らす中に、お芳が懐押明けて、コレ申し、お前いお小さいのかきつい痛さやう、是れ進ぜましよと差し出せば、お筆が取つて押戴き、是れは〳〵添い、お前にも子達が有るに、好い物進ぜて下さんした、これ〳〵嬰兒、ホ、好いのおや、アレ餘所の子を御覧じませ、おとなしい事わいの、ニヤ、あのおつしやる事は、能うおとなしやるぞ、其の魔神も感じるで、如何も斯うも成ることぢやござりませぬ、お前のは色白に美しい好いお子やの、お達者でござりますこと、ホヽ此のお子は、三つなれど年弱でござんすわいの、ヲヽ、そんなのや是れと同い年、同じ三つと言ひながら、此の坊主は十一月生まれで年強、ホヽこれでは大柄にも有り、逞しい子でお仕合、見れば聰明さうにやんすさうなが、奇特な事や、所は何處でいこ、ヲヽ何所は是れから大分十三里も下、…お芳、主の贔屓な様に、エヽ、ぐつ〳〵した物の言ひ様、たつた一口つい津の國の縮頭ぢやと言うたが好いわいの、ニヤ、忙しない、ちつと人にも物言はせたがよいわいの、マヽ聞いて下さりませ、此の様に乳呑子を抱へ難儀を致しまするも、私が離縁、此の子が爺は随分達者な人で有つたが、ふと風邪の心地と病み付いたが定業やら、間もなう死なれて、今年が丁度三年に當りますれど、何を供養施しも、内證のかいは廻らず、西國は結構な事ぢやと聞けば、

せめて足手を引いてなりと、夫の菩提を弔ひたさに、おもひ立つての巡禮」と、語るを聞いて由吹御前、あの子と三つ我が子と二つ、父親にわかれたとは、果報拙いといふもの、自らも三年跡に離れ、便りなき身の旅の空、世には似た事も有る物じやと、身につまさる、御涙。聞いたかお芳、あなたもお亭樣が無いといやい、そりや悲しいは見もつとやが、生身は死身、合はせ物は離れ物、何樣泣いても返らぬ事、こつぱりと諦めて、早う夙持ちしやりませ、ハテ左樣ぢや我も人、肝心の商賣がたりませぬ、それでこつちも道頓堀の最期に取つたが、世の中の取りの好い位で、何時ともなう母柱だてて、舟の中で御しまするも、舟一艘なればこそ、己は一助かり、大船に乘つた心、外に望みは何にもない、たつた一つの油斷が、黒い物はさと化物、有る物は皆の北と思へど、いつも娑婆でこそのもの、鬼のまさ神方は好いぞ、何事もへこらえこと、私はれ、お産が取り繕ひ「サア我々は都を離れ、片山里から信濃路へ志して、聞いた、善光寺参りもやな、もまいり、それに付いて、殊勝な事は、是れに付ける参り樣が錢の御病氣、とお道理でも有る、つひに是れまで道一里と、お拾ひなされに事なければ、お疲れの出るもじや、私らが足す草鞋にくはれて、よつて出來ねばござりまし、一つの針で突かしやりませ、總體えやといふ物に、足くとつくく〜出る血の出ます」と、「これ吉さん、ひよかかとと出

放題な何ぞいの。」「イヤひよかすかぢやない、ようなる事を言うてしんぜる。ソレまだいの、アヽ、笑止な人や。こと細おほへば、イヤノヽ些とも苦しうない、最前から手前も出て、挨拶するも合點なれど、鼎へて輿もさもうかと、わざと控へて居申した、今娘が言ふ如く、御主人の御病氣、親子の者が御介抱も、旅宿なればこそ萬事心に任せず、何かなお患へと思へども、口重たき我々では埒明かねば、正眞の旅は道連、かう打ち寄るも他生の縁、サァノヽ遠慮なしになんなりとも、お氣のはるゝ話を頼む。」「ア、旦那殿これや迷惑、おらは話はなんにも知らぬに、ナヽ、有るぞノヽ、たつた一つ話しましよ、昔々爺は山へ柴刈りに、婆は川へ洗濯しに。」「ア、これノヽ、そりやあんまり、子供も知つた昔。」「両古いノヽ。」「サア古いによつて洗濯しまする、洗うても磨いても、新しうならぬ物は、寄る年と此の顔の、眞黒なはしつかい牛、もう寐たとふござりましよ。」と、蒲團こんでに寐轉びし、話半ばへ亭主がによつこり、「ハヽ、こりや皆まだお休みなされぬか、さらば行燈を取りましよかい、此の儘置けば油代が十文出まする。」「イヤ、そりや合點ぢや、やつぱり置いたり、爰で一つ不合が有る、雨ヶ寒ねた此の行燈、其方も此方も勘定づく、何と三文負けて貰をかい。」「ハヽツ扨も細かい事のかは。」「イヤ己が頭より此の蒲團はどうやらうじノヽ、千手觀音は居らぬかや。」「ハテ勿體ない、順禮が觀音嫌うて好い物か、信あれや徳有る奇特には、道中怪我の無い樣に、祭りうつつてござりましよ。」と、笑うて

勝手へ入りにけり。父親跡は互に旅草臥、子供の添乳肘枕、話のあとも轉寐に、とろ／＼寐入るをりこそ有れ、村中を驅け廻る、歩行がによつと門口から、「御亭主内にか。」「ナット何ぢや。」「イヤ何ぢやはお尋ね者、嚴しい御詮議、委しい事は來て聞かしやれ、サア／＼今ぢやちやつと／＼。」ホイそりや往かざなるまい、遲くは莊屋のたくら者、また頭から嚙むぢや有ろ。」と、氣もわく雪駄片々に、羽織引つかけ出でて行く。既に其の夜も更け渡り、遠寺の鐘もかすかなる、燈火細く影さして、四方に人音しづまりぬ。唄 旅ぞとも、知らぬ稚子郎同士、宵寐まどろの目をほつちり、乳房離れてそろそろと、這ひ出で二人にた／＼笑ひ、頭てん／＼てうち／＼あはゝ、間の襖を越え行けば、此方の子も出て這ひ廻り、頷き合うて寄り集り、おせ／＼小僧うしが同い年、互に愛するごとくにて、機嫌笑顔のしほの目繩目、煙管ぐわた／＼手ずさびや、帶締取つて著たは松茸ほしがる顏で、摑み遣らじと引張り合ひ、餘念他愛もなかりしが、悦ぶ先にほつと欠も子供の常、又行燈に手をかけて、此方が引けば彼方も引き、突き戻せば押しかへし、引きあふ拍子に土器搖り込み、燈火ばつたり眞暗闇、我と我が手に驚きて、わつと泣き出す子供の聲、寐耳に驚の目さます人々、こりや何事とうろつく中、亭主が注進先に立ち、捕頭が家來番場忠太、大勢引連れ驅け來り、それ逃すなと下知すれば、捕つた捕つたと亂れ入る。音に驚く家内の騷動、顚び戰慄きあつたふた、色さ怖さも時紛れ、行き當るやらこ

けるやら、上を下へと立ち騒ぐ、風も烈しき夜半の空、星さへ雲に覆はれて、道もあやなく物凄き、裏は田畑を隔ての大藪、掻分け掻分け、忠義一途にかひがひしく、お筆は片手に若君抱き、山吹御前の御手を引き、駆け出でて息をつき「扨もひやいや危い事、父様は多勢を防いで跡から追付く、早う逃げよと有りし故、滅多無性に走つても、暗さは暗し勝手は知らず、どつちへ逃げてよからう。」と、うろつく向うへ数多の人聲、夫ら／＼とかけ来り、遁さぬやらぬと無二無三、打つてかゝれば叶はじと、山吹御前に若君渡し、一腰抜いてはつし／＼、てふ／＼と鼠の早業さそく、飛びちがへ切りひらき、相手に取り馬手に受け、怯まずたゆまず戦へ共、さしもの大勢たまり兼ね、逃げ[illegible]と追うて行く、跡にはあれ／＼山吹御前、長追ひ為やんな戻つてたも、此の隼人はどう仕やつた、アヽ氣遣ひやあぶなやと、あせる向うへ打ち合ひ切り合ひ切り結び、追つつまくつつ駈け来る、番場を相手に鎌田隼人、忠義に鍛へたる切先刃先、受けつ流しつ上段下段、秘術を盡し戦ひしが、忠太がいらつて打つ刀、受けはづして弓手の肩先、袈裟にずつぱと切り下げられ、心は鬼神とはやれども、腕も弱り目も眩み、足を立て兼ねたぢ／＼／＼、よろ／＼／＼とよろめく所を、附け入り附け込みたゝみかけ、留めの刀一刎り、はつと驚く山吹御前、逃しもやらず向うへ突つ立ち、「サア女、其の倅渡せ渡せ。」「ヤア何者なれば此の狼藉、様子が聞きたい合點がいかぬ。」「ムヽ、様子は其方に覚え有る筈、朝

敵讚嘆の義仲が末、敵の末は根を斷つて葉を枯らすこそ一ハア是非もないや、此の子一人助けたとて、さ
まで後にも害にも成るまじ、生きとし生ける物ごとに、物の哀れは知る物ぞ、取りわけ武士は情を知る、自らに通ふかくも、此の子が命を助けたい、慈悲でもや功にもや後生おやこと、涙と共に詫びたまふこそ、アア甘ちこい成らぬ／＼、常盤御前でも胸の病き、此は置いては後日の仇、くりごと言はすとさア渡せ／＼と、飛びかかつて引取れば、わつと泣く子を放さじと、取り付き給ふを無二放し、突き飛ばせば又這ひ付く、取れのくれば武者振付き、やらぬ／＼と泣き給ふ、[illegible]はがくれば、うんと言ふに息たえ、其の儘に[illegible]を、首に[illegible]はつしと[illegible]も、小脇に引込み飛ぶが如くに駆けり行く。山吹御前は夢心地、なつしと這ひ寄つてハア悲しや、西も東も解らぬ此の子に科はなき物を、惨や辛や胴欲や、かへせと戻つて、[illegible]も遙かにお首を聞き付け、息を切つて立ち歸り、はつと驚きだき抱へ、ヲーンお心は確かなか、若君様は何處にござる、様子を仰しやれ、と問掛おや何ぢやとも言うて、[illegible]へ往き、行き付いて、[illegible]、聞きや嘆き、[illegible]が爰へ来て、侍人も討たれ、駒若も殺されたと、首切つて死ぬる[illegible]雑兵天の如く[illegible]く、呆れ果てて言葉ではこそ、胸も張り裂く思ひの涙、涙はな／＼とたつた今に、身を揉み悶へ[illegible]しが、ヤエ、口惜しや、今一足早くば、お前が、そんな目にはあはさぬ／＼と討たれはすまいに、其の時の[illegible]つた

奴はどつちへ逃げた、顔見知つてござりますか。コア、此の暗さでは夫れも知れまい、名はお聞きなされぬか。」「イヤ／＼顔も名もしらねど、梶原が所為で有らう、可愛やわつとたつた一声、泣いたが此の世の暇乞、父御といひ子といひ、刃に掛りはかなき最期、剰へ是れまで付き添ひ、忠義を尽す佳人まで、爰で死ねとの約束か、こはそも如何なる前生の、報いか罪か浅ましやと、御身も絶ゆる叫び泣き、お筆も有るにあられぬ思ひ、父の最期はお主へ忠義、悔む心はなけれども、おいとしや駒若様、今日の今まで愛らしう私を廻し、片時離さず抱かれて、泣いつ笑うつ可愛気な、お顔を矢張見る様な、と、口説き立て／＼、声も惜しまず歎きしが、涙の中に心付き、せめて一目若君の、お死骸なりとも見ん物と、四辺見廻し尋ぬる心も空も闇、怪しや血にそむ稚き骸、手に触るを掻抱き、涙と共に撫で廻し／＼、ハヽア、此の着物は如何やら手触りも違ふ、そして何やらびら／＼と、こんな物は召さぬ筈、合点がいかぬことと能く／＼すかし見、イヤア是れは違うた、申し／＼、こりや若君ではござんせぬ。」「ヤア何と言やる、駒若でないとは。」「ハテ此の死骸は笈摺かけて居るわいな。」「どれ／＼ほんに綾つた、こりや如何ぢや、是れは／＼」と二度恟り、「ム、扨は今の騒動に相宿の子と、駒若と取り違へたか、ハア悲しや。」「コア、これ／＼、そりや何仰しやる、悲しい事はござんせぬ、コレ取り違へたのでな、若君のお命に気遣ひない、是れ則ち天の恵み、御運の強さ、マツア嬉しや／＼、有りがた

やゝ「レ御悦びなされませ、コレ申し〳〵、是れはしたり、何故物を仰有らぬ、ハテ、又目眩が来たさうな、これは〳〵、ヱヽ、お気の弱い、不甲斐ない事では有るぞ、これ〳〵申し」と、言へども弱る身の上に、悲しき辛き気を揉み上げ、又嬉しさにがつくりと、引き取る息も敢なき最期、お房はあわてうろ〳〵、きよろ〳〵、こりや何とせう如何せうことと、脈取つて見つ耳に口寄せ、これ〳〵申し山吹様いなう」と言ふ声さへ、人を憚り口に思ひ切つて呼ばれぬか、ヱヽ、情ない、勿体なきこと、心は千々に砕けども、早色変り手足は氷と冷え切つて、押し動かせど其の甲斐も、涙先立ち嘆くも、共に消え入る程思ひ、天地にあつ〳〵はと伏し転び、声の限りを泣き出す、稚とこそ聞えければ、何有つて師が下りしハす、在様おや〳〵返らぬ事、傷むまじ憐くまし、一先づ此の場を立ち退きて、妹千鳥と心を合はせ、お主の敵、父の敵、遁げ隠るゝとも天地の間、命の限り根限り、命を助けて置くべきかと離すかまへ〳〵、其れより大事の〳〵若君、片時も早う取り返さう、いや、若君も無く、死罪の此の亡骸に置かれず、無縁の此の子、父の亡骸共に、隠すことは出来ぬとも、前後に離れて居る形見の岩子、暇ごはば却つて妨げ、せめてお主の面影を、先う〳〵と遠ゝ葬らふこと、遂に来る竹切つて、莢卯き上げ奉る笹の葉は、亡き魂まつる御車、腰ぐるま涙に細き千尋の竹、肩に打掛け行く足も、しどろもどろに定めなき、淵瀬と変る世の憂きを、身一つに降る涙の雨の、小止みもやらで道野辺の、草葉も浸す

袂、泣く〳〵迴り 三年行く空の、難波潟蘆火焚く家の片廂、家居には似ぬ里の名や、福島の地は押並べて、世をうみ渡る舟長の、有るが中にも權四郎とて、年も六つを十返りの、松右衛門といふ通り名は、養ひ壻に取りやる、門に目あての松一本、所に蔓る親仁有り。志す日に隣近所の嚊達、お茶參れとて招かれて、うちの權四郎様、今日は志の日ぢや、お茶飲めと、お芳様の直にお使から伴ひ「忝い、潮に合はせて參つた」と、どや〳〵内に入りければ、「能うこそ〳〵、今日は娘が前の連合、此の槌松が本の父が、三年の祥月命日に當つた故、澁い茶を焚きました、飲んでやつて下され、常なら僧でもとらせます筈なれど、知つての通り足弱な、娘や孫を引連れて順禮の其の道中、物入の跡何にも得ませぬ、とはいへ娘何ぞ無いか」と「何ぞと申したら人手はなし此の子はせがむ、ほんの心許りをば上つて御回向頼みます」と、霰交りの煎豆に、花香持たせて汲み出せば、「もう三年になりますか、ア、月日の關守すゑざればぢやの、今の松右衛門殿はござつて間もなく、しみ〴〵と付合はねば心入はしらぬが、死なしやつた此の槌松の爺御は、丁度此の人參の太煮の樣に、俗にならぬ人で有つたに、いとしや〳〵南無阿彌陀、皆廻向してお茶まゐりませ、鹿尾菜のお和物此の蒲公英、扨も旨し」と舌鼓、茶請けに端嚙み交ぜて、仇口々の噂しさ、皆船頭の女房とて、乘合舟の如くなり。「ヤアよい序ぢや權四郎様、お尋ね申すことが有る、別のことではない此のわるさ殿、連れて巡禮なさる

るまでは、色黒に肥え太つて、年よりも丈も大柄に病氣なうて、遠う赤恥走らかした癖に、門を東と遠ひやるを見ては、あやかり者ぢやと羨んだ子が、何として又此の様に、色白に瘦せこけて、見ひさした額のすまひも瘦つて、背も低う縮さた、何としては一寸法師でも、あれは觀音の高精か、觀音樣の御利生かと、打當つては泣れ泣れ、めぐまれた事やと尋ぬれば、これはその事、あれや常の靈驗もそこぎりぬ、逢うた〳〵、逢うた厭戯の出來ず、なう聞いて下され、總じて信心を込めて持つたないこの二十八日のこゝに、表では文殊の日中三十八日、これ月々の文を讀まで、又其の八十に治めて、何うは無く音頭もや、揃ひた〳〵と來りけり、いよ〳〵の鉦打れ、叩するこへ身が響ります、ほんの世話に言ふ豊田ではすに靈驗、初め打だつて頭上手を引いたやら、と戸が倍も東入たやら、神の方舟の日を逢れ、能は嬉しくもは又、其方、谷の水にも嬉々と、踊から出す壹心樣に別に、又も命は有る者かと、五臣の名に迷ひ居たまの出生を、此一つ時ないこそ、此一の此とはことで、色ならえ氏見へ出て、初めて佛に詣でたため、龍泉寺は賑ひ、相前の龍と、通に詣るした利徳か、連れた子を取り造つたに極まつた、天福ならぬ一念の出す、如なへとの蔭へ下せてくれと思はせずや、いや、との思ひ一生を上げ二程光の惟こ、いつた〳〵一處よ、行かれるこつもやない、今に出られぬ、この夜を折の佇ら、鬼の影なりて身を逃へ、人の子らやとてとみへ、みく

にほして置かぬ筈、此の子さへ大事に育てゝ置いたら、三十三所の觀世音のお方、枯れたる木に花さへ咲くおやないか、一先づ内へ戻つて、潰した肝を癒してからの上の事と、晝時に飛乗つて戻る中、乳飲まうと泣く、持合はせた幸ひに、娘が乳飲ませたら、夫れなりに月日も經ち、名も知らねば呼び付けた、槌松々々と言や我が名と心得、祖父よ／＼と馴れ馴染むいた／＼しさ、いまでは眞の槌松も同然に、可愛ゆござることといふ聲も、咽につまらす老心、娘も共に涙ぐみ、一時の災難とは言ひながら、縁有ればこそ此の子が手鹽にかゝり、他人がましうもする事か、母樣々々と此の乳を、飲みもすりや飲ましもすれ、馴染めば我が子も同じ事、此の子憎いでは夢いさゝかなけれども、今日の亡者の手前も有る、成らう事なら手つとり早う、もと／＼へと戻したうござんすことと、語るを聞いて婆喚達、たゞそれで疑ひ今晴れた、大願立てての西國廻り、現世未來の觀音樣の引合はせ、あつちから槌松を連れて、やがて尋ねて見えましよぞいなう、必ずきな／＼思はぬがよい、サア皆の衆、あんまりお茶飲んで、結句お腹も晝下り、いざこされお暇ごと、打連れ出づる門の口、櫂の先に笠かつ付け、打ちかたげたお歸る、聟の松右衛門「ホこりや皆お歸りか、今日は前の聟殿の三年忌、内に居て其々御馳走申す筈を、遁れぬ用事で罷り出で、近頃の亭主振、まそつと緩りとはなされいでとまそつとの段ないの、ゆるり鑵子の底たゝいて歸ります、餘り茶には福が有る、飲んでお休みなされやことと、伴

家住家にたお歸へなされた親父様へかへりました、茶事の間に合はう為の下でも見かうと、[illegible]せいて
も御子は[illegible]ぬ大名の[illegible]ゆつたり、[illegible]なはつた御常陸、左衛門大将で有つたのに「何の大将と事に[illegible]
い、お前こそ無おひもじからう、坊よ、父様お歸りなされたかと、何故お傍へ往きやらぬ、どうや板ト
はう」と[illegible]よ〳〵女房、と云ふ[illegible]ない、望み在時に此方から言はず、捧申し親父様、大
名の内に梶原殿は、取わけの念者と申すが通じはない、お名に[illegible]よつて先頭松右衛門と思ひ[illegible]
てなき、や、暫くして、御家老の梶の原判官殿が[illegible]参られ、先陣に立つた[illegible]の事で、二つ
一つ連ねる程にける程に、間で[illegible]此所の上にて其の通り申しまする、暫く持て、能く存じて[illegible]
ぞ、なにの時待にせて置いて、殿の[illegible]に起らぬ、是れはお出でなさるゝと、其の事をし
が、[illegible]しきて松右衛門と仰せ上られ、[illegible]と申すが、出世の能を[illegible]
といふ逆櫓の大事、速かに聞き受けたれ、故主に[illegible]を立てたる事、調練したる事も有る、されば
か、いと聞きかけられ、各の[illegible]調べたる事に、[illegible]いふ事[illegible]松右衛門、我等に
るふいか、難儀させまいか、打つと申し分別なしに御前ではござれども、逆櫓の船頭風情、軍といふ物
は妻に見た事ともあらぬ、[illegible]にも[illegible]して[illegible]れ行かる[illegible]と申して、
間に合はせぬかうた[illegible]、[illegible]ここに[illegible]、過ぎた[illegible]を[illegible]

て、舟の掛引手練して、其の上に知らせよ、事成就せば御大将の召舟の船頭に汝たるべし、御褒美は此の船頭が取持ち、永く船頭の司として、莫大の財寶を下さりようと有る直のお詞、其の嬉しさに初めの腹立すつきり打忘れ、あたふたと歸りがけ、日吉丸の船頭の又六、灘吉の九郎作、明神丸の富藏、此等は梶原様のお舟の船頭、幸ひ三人を相手にして、日暮から逆艪稽古に此の方へ參る筈、御教へなされた手際を見せつけ、御身出世は唯今、是れとまうすも御指南のお蔭忝い。坊主よ悦べ、結構な衣服きせて玩弄びに飽かせうぞ、女房共親父様拜んで下されい」と、語る婿より聞く嬉しさ、「イヤサ不器用なわれは、千年萬年教へてもはや聞かぬ、まんざら素人のわり様が、入聟にわせられて、一年も立つや立たず、天下様の弟御の召さるゝ御船の、船頭する様に成るといふは、おれが教へた許りでもない、其身の器用がする事でおぢやらしますよ。目出たい／＼、聟殿の草臥やすめ、娘十二文持つて走らぬかい」「イヤ／＼／＼御酒も歸りがけに九郎作が所で下されたが、一生覺えぬ大名の付合、膝はあはりつく氣骨に折れる、播磨灘で颶風に逢うた様な目にあうて頭痛までして、草臥れたといふ段ではない、暮までは未だ間も有らう、親父様御許されませ。」とろ／＼と一寝入。「およしコレ見や、坊主めが居眠るは、幸ひ父が添乳せん、ねん／＼ころゝ」と掻抱き、納戸の内にぞ入りにける。「娘御に何でも置いたか、出世する大事の體風ひかすな、祝うて舟玉様へ燈明も點せ、御神酒上げたい買うてくれぬかい。」

「買ふまでもない、是れへ奈供へこされませう」と、懐から下す鶉の鳥籠、あれおと用意を有つたると、

若いの青侍宮暦日も、岐處は爺さ一般の、徳利に鎮る花心、家は衣裳の色の光に、と方々を挙げ捧げると、油幢と編み寄り時に、心なでらかす前前の、暑や光を避へのもん、蔵来上匣の果てなるて、錦像現い山出と、苦惑する言表き杯と、散行くお乳が身の行方、同時ここでは二と階段にて、[illegible]、門に神のそんなよ共處と、松と行先に尋ね寄り二から鳴居に寄まして、左右衛門様に先が、お名を聞譲に遊を重ね取った者、老年口へされて下さつから、未ういごうかと、一遊び[illegible]とやらう、ア交様、右衛門殿に遊口たいとうが来た、最も前に行るまいと、[illegible]の、早傍系する話の暇に興がる、時の、松右衛門に逢つた歎かるといふ[illegible]侍とか、又は斯く必らず同道で、進ほどのお供に聞いたかよい、何方なる小中、何處でもこうつた、松右衛門に様かとする、道家せうと云ふしかれ、一定をはるかしお待りや、と、泥鰌を捨てて内に入る、お留る松右衛門様と、お近付きでなければ、ぬ血も切ら擬はないけれども、一つなるおらうのやうに立つと言ってれば便お知りといふやうに、播州加古川松右衛門、松と云ふ名称が縁に我のとこつちすてならば帰れは又其の青生で、女神の行手十八日の昔の、とこちは手様を乱走へに来て、[illegible]で見た様な顔おるとや思ふと事、見れば何か年[illegible]か、ふうお物て、[illegible]を待つて入うなと言い、[illegible]ながら行

方尋ねて、元々へとり戻す筈なれども、何を證據に尋ねて行かう手掛りもなく、泣いて許り居りました、其の代りには、取違へた其方の子供衆、疱の毛で突いた程も怪我させず、蟲腹一度痛ませず、娘が乳が澤山な故、喰物はあしらひ許り、乳一度餘させず、ナ、たれよ、風一度引かさばこそ、親子が大事にかけたに付いても、此方の息子めも、嘸御厄介御世話で有らう、能う連れて來て下さつた、忝い忝い。これさよ、我が内を忘れたか、何故入らぬ。」「イヤ門にではござんせぬ。」「エ、連れの衆が跡から連れてお出でなさるゝか、嘸御厄介忝いノ、ハヽ早う逢ひたいな、娘お禮を申しやいのこ

「ヤ、父様忙しない、此のお禮がちやつきりちやつと、つい言うて濟む事かいな、申し此の槌松は何なぜ遲い、お連れの衆が門違へはなされぬか、此の槌松はなぜ遲い。」我が子は如何に、孫は如何にと、立ち替り入り替り、門を覗いつ轉言ひつ、ござるに悦ぶ親子の風情、お筆が胸に燒鐵さす、今更何と返答も、泣くもなかれず差俯き、暫く詞もなかりしが、「お願ひ申さねば叶はぬ譯有つて、恥を包み面目を凌いで尋ね參りしが、左樣お悦びなされては、氣が後れて物が申されぬ、マア下に居てくださんせ。」と、涙ながらに押し鎭め、「改めて申すも無味なき其の夜の騒ぎ、手捷う逃げ隠れなされた、お前方は順禮の功德、此方は一人は病人なり、男とては有るに甲斐なき年寄、逃げるも隠れるも心に任せず、取違へた其のお子は、其の夜に敢なく成り給ふ。」と聞いて悚り、「とは何故に、とは如何に。」と、

餘りの事に泣きもせず、仰天するこそ道理なれ。夫の身の果なりと、兼ては聞けど其の身の悲しさ、能うも今日までは存へし、言譯ながらの物語、聞いて恨みも晴れたゞ、高うは言はれぬ事ながら、連れの女中と申すは私の御主人、聞きに来たりとは思ひも寄らぬ、若君は窮屈と私が抱き、御當人の女中は此方が手を引き、一夜は宿を借り申す、目は遁れ出でたれども、追駈くる武士の人影、氣は長崎と隔いても、何を言ふも老人の、言ひ申さず、若君を奪ひ取られ、命も既に危ふきになつて、女中も行つたらかし、大事の若君と掛け替へ、胡が年の身代りに、我が命垣の陰、その夜にこそ若君は有れと、とも申せ此にては、御じやの首が見て見廻つた、縫くと見れば若君でない、爺様は此の委細、驚きの御前にと逃げしまで、若君様の身の命にまで御あはれ、一度は安堵せしが、代りを戻さねば取り返されぬ若君、ふとした取り戻す種になる、人の大事の子を殺し、何を代りに若君を取り戻さうか、悲しい事を仕やつたと、それを苦に病み、主君の女中も、其の事で果なくなり給ひ、悲しいやら苦しいやら、私一人がまたおうた身の因果、此の言譯をするべに立つ瀬もなしは、お果てなされたお子の事は諦めて、此方の若君を戻して下さる様に御願ひ、大事にかけてお世話なされたと、物語聞くに付け、面目ないやら悲しいやら、おぼつかなき身の上を、思ひやつてたゞ親子御様○と、がつぱと伏して泣きければ、祖父はさすがに堪へねども、涙を老いにかく

ふまぞて、咽につまれば胸を返り、身も浮く様に泣きければ、娘は心も乱るゝ計り、空しき亡骸手に取つて「やれ槌松よ母なるは、昨夜の夢にまざ／＼と、前の父様に抱かれて、天王寺参りに仕やると見たは、日こそ多けれ、父御の三年の祥月なり、命日の今日の日に、便り聞く告げでこそ有りつらん、それとは知らぬ凡夫の浅ましさ、今日は連れて来るか、明日は戻りやるかと、待つて廿日居た物を、大きな災難にあうて、亡骸に書いた詮もない、是れが何の二世安楽、順礼も宛にはならぬ、観音様も胸甲斐ない、恨めしや懐かしや、哀れ此の事が夢で有つてくれかし」と、顔に当て抱き締めて、声をはかりに身悶えし、前後不覚に泣きゐたる。「娘泣きまい、泣けば槌松が戻るか、ふまひ言ひや、二度坊主めに逢はれるか、兼ねて愚痴なと親父が叱るを如何聞いて」と、言ふ詞に縋りつき、「夫れ／＼斯う申す槌松も女子なやうが、異常では有まい、親父様の仰しやる通り、如何程お歎きなされたとて、槌松様のお歸りのなされるといふではなし、再び逢はるゝといふではなし、さつぱりと思召し諦めて、此方の若君がお回向しなさつて下さつたら、アヽ、有り難い、忝いと、悦ぶ程が心が何處へ往かう、槌松様の未来の為には、觀音寺千軒、千部萬部の經陀羅尼、千僧萬僧の供養なされたよりも、一人子取れ、何の罪の度でかや／＼、頤叩く、恥を知れやい、我が子を我が育つるには、少々の怪我させても、不調法が有つても、親丈で済めども、人の子にはなた、義理も有り情も有る、主君の若君のとおいやるか

らは、夫れ知らぬまんざらの賤しい人でもなさゝうな、此の[illegible]代々[illegible]其の日暮し
[illegible]も、お天道様が正直、大事に[illegible]
目[illegible]人の子を[illegible]は、此方の子をいたはつて貰ふかはり、大抵大事に[illegible]
[illegible]

ば、這は如何に松右衛門、若君を小脇にかい込み、刀ぼつ込み力士立ち。お筆驚き「ヤア此方様は彼の樋口の。」「コリヤ／＼／＼女、と聞えた、最前歸りかけ、下の樋の口で、ちらと見た女中よなう、若君は身が手に入つて氣遣ひなし、言うてしまはねば身が名乘る、ノ合點か、必ず樋の口を、樋口などと麁相言ふまいぞ。」と、目配で知らせば打點頭き、靜まる女聽かぬ祖父、「松右衛門出來したりな、先刻にからのもやくや、寢られはせまい聞いたで有らう、其方が爲にも子の敵、其の子骸も寸々に切り刻んで女に渡せ。」「イヤ左樣は致すまい。」「何故致すまい。」「サァ夫れは。」「サァ夫れはとは、エヽ未練い、言はいでも知れた、汝が胤を分けぬ槌松が、敵おやによつて致さぬな、其の根性では祖父が儘にもさしやせまい、最う破れかぶれぢや、俺が言ふ儘にせぬからは、親でも子でもない、娘其處ら驅け廻つて、若い者大勢呼んで來い。」と氣をせいたり。「ヤレ待て女房、人を集めるまでもなし、祖父樣如何有つても、槌松が敵、此の子を存分になさるゝな。」「くどい／＼。」「ハア是非もなし、此の上は我が名も語り仔細を明した上の事。」と、若君をお筆に抱かせ、上座に直し「權四郎頭が高い、天地轟く鳴る雷のごとく、お姿は見ずとも、定めて音にも聞きつらん、是れこそ朝日將軍義仲公の御公達駒若君、斯く申す我は樋口次郎兼光よ。」と言ふに、親子は荒肝とられ、呆れ果てたる許りなり。樋口お筆に打向ひ「扨々女のかひ／＼しく、跡々まで御先途を見屆くる神妙さ、山吹御前も思ひ寄ら

も御最期、御身が父の隼人も同じく討死したりとな、力落し察しやる、夫れに付けてもかくて有る、樋口が身の上[illegible]不審、[illegible]の為には祖伯父ながら、多田蔵人行家といふ、無道人を誅伐せよとの[illegible]を受け、河内国へ出陣の跡、鎌倉勢を引受け、粟津の一戦、[illegible]りなき御身をやみ〳〵と、御生害遂げ給ひし[illegible]、[illegible]直に駆け入り、一軍とは存ぜしかど、思へば重き主君の仇、[illegible]を以て[illegible]向け奉らんと、此の家に入[illegible]し、逆櫓を言ひ立て、早梶原に近付き[illegible]事極まる、追付本意を遂ぐる[illegible]になるに付け、此の若君の[illegible]所は何[illegible]折も折、最前よりの物語、障[illegible]しに聞くに付け、見れば見る程面影[illegible]、扨は思ひ設けず願はぬし[illegible]、[illegible]こそ[illegible]れ日こそ有れ、其の夜[illegible]つ所に[illegible]合はせ、[illegible]動かり給ふ若君は御運強く、殺されし槌松は、樋口が假の子と[illegible]れ、[illegible]身代りに立ちたれば、[illegible]の[illegible]、[illegible]に相叶ひ、[illegible]忠義を立てし其の嬉しさ、何に類の有るべきぞ、[illegible]

[illegible]が[illegible]

に[illegible]ども、他人に取られぬ主君の若君、弓[illegible]

を揚げた槌松、其の名を揚げたるは上聞には、私を子となされし親父様の御厚恩、千尋の[illegible]の由、夫れさへ御恩には中々比べ難けれど、まだ其の上に大恩有る主君の若君、[illegible]祖父様に切らされうか、我が手にかけて主殺しの悪名が取られうか、花は三芳野、人は武士、末世に残る名こそ惜しけれ、御主君の数々、御歎きの段々、申し上げう様はなけれども、親となり子となり夫婦となる、其の縁に繋がるゝ定まりの事と思召し諦めて、若君の御先途を見届け、また此の上に私が、武士道を立てさせて下されば、生々世々の御厚恩、聞き分けてたべ親父様。」と、身を謙り詞を崇め、忠義に凝つたる樋口が風情、兼平巴が頭をふるへ、木曾に仕へし四天王、其の随一の武士と、世に名を取りしも理なり。権四郎ははたと手を打つて、「さうぢや、侍なればこそ持ては俺も侍、我が子の主人は俺が為にも御主人、ハヽヽヽヽアヽヽ聟殿、其の手上げられい、[illegible]、再び[illegible]になつて旅をする法も有れし、恨みも残らぬ、悔みもせぬ、泣きもせぬ、娘精出して早う父、槌松を産んで見せをれ。」扨は御得心まゐりしか、ハァ、忝や嬉しやと、互ひの心ほどけ合ひ、千里の灘の漂舟、浅見付けし如くに、喜び合ふこそ道理なり。お筆嬉しく、若君を樋口次郎に手渡しし、「其処に斯くておはすれば、此のお子に気遣ひなし、浮き沈みは世のならひ、私が妹、此の津の国に勤め奉公すると聞く、夫れが行方も尋ねたし、大津で討たれし親の敵、討つて亡者へ手向けたし、何やらかやら、事繁

[illegible]残念ながら我等の身分、力[illegible]

ほりと先づやりませうぞや。」「オヽ、とも斯くも。」と、皆川岸に下り立つて、繋げる手綱の渡海作り、纜解き捨て飛び乘り／＼、「ナウ松右殿、舟で妻子を養ひながら、恥かしいが終に逆艪と言ふ事は、」「イヤ、知らぬ筈／＼、何事も己れ次第にしてやる、サア九郎作と又六は、面楫取楫の艫艪を立てた、富藏是れへお出でなされ、おれが爲る樣に艪を立つた、コレ皆の衆、此の樣に舳から艫へ向けて艪を立つたが、是れが逆艪といふわいなう、總じて陸の戰ひは、敵も味方も馬上の働き、驅けんと思へば驅け、退かんと思へば退く事も、自由氣に見ゆれども、舟といふ物は又格別、知つての通り汐に連れ、風に誘はれ、艪拍子立てて押す時は、行く事も早けれど、乘り戻さんと思ふ時は、おも楫取楫の風波を考へ、取梶柄の手の中、舟をくるりと木の如く、押し廻して漕ぎ戻す、夫れさへ滿す汐退く汐にもおかうて、舟に過ちの有る時は、八萬奈落の憂目を見、いとし可愛妻子に、再び逢はれぬぢやないか。」「いかにも左樣ぢや。」「其の憂目を見まい爲の此の逆艪、サア其の艫の艪を押した／＼。」「おつ。」と心得、やッしッし、しゝやッしッし」三段許り漕ぎ出す。「サア斯う舟を漕ぎ寄せて、追ひつ捲つつ戰ふ時、謀に乘せらるゝか、敵に新手が加はるか、ハヽ負軍と見る時は、舟押し廻すまでもなく、コレ此の逆艪押立てて、富藏合點か。」「合點ぢや／＼。」「やッしッし、しゝやッしッし、元の所へ漕ぎ戻す」隙を窺ひ富藏九郎作、擢押取り、松右衞門が諸膝薙いで打ち倒さんと、右左よりはつしと打つ。心得た

りと踊り越え、陸へひらりと飛び上れば、二人續いて驅け上り、「ヤア卑怯なり松右衛門、汝木曾が郎等樋口次郎兼光といふ事、梶原殿能く御存じなされ、逆艪の稽古に事寄せて、搦め捕り連れ來れと我我に仰せつけられた、尋常に腕廻すか、打ちのめして繩かけうか、腕を廻せ」と罵つたり。樋口からからと打笑ひ、「推量に違はぬ上は何をか包まん、朝日將軍義仲の御内において、四天王の隨一と呼ばれたる樋口次郎兼光、[illegible]懸らんとは、眞物付けたる一番旋、蟻の[illegible]は手柄に[illegible]よ。」「ヤアしやらくさい廣言[illegible]す、[illegible]引[illegible]、[illegible]らば、打殺せ。」と立別れ、[illegible]つしと打つ。さしつたりと開く身に[illegible]たして[illegible]につつと入り、權引摩つて捨てたりける。組んで捕らんと[illegible]

[illegible]

の焦せる篝の光、扨は樋口を洩れもせじ、取逃さじとの手配りよな、さも有れ如何にと飛んで下り、「女房共、父様々々。」と呼びたつる「イエ父様は何ぞの聲を聞つて、何方へやら行かしやんした。」「ヤア聟殿つてうせたとは、ムヽ讀めた、訴人にうせたな、財寶をむさぼつて訴人する、兼ての氣質ではなけれども、御恩の仇を忘れ兼ね、それでうせたか、ハア樋口程の武士が、舟玉の誓言に氣を奪はれ心を許し、聟夫に手をくはれた、エヽ口惜しや無念や」と、拳を握り齒を鳴らし、しられぬ眼に流るゝ涙、聞き立てたる娘の顔、水を灑ぐが如くなり。「お腹立は理ながら、父様に限つてよもや左様では有るまい」と、言ひ寄れる折こそ有れ、組の捕手の腰明、武威輝かす高挑灯、畠山莊司重忠、權四郎に案内させて見えければ、娘はそれと見、「コレ父様恨めしい」と、言はせもあへず「訴人の恨みか言ふな〳〵、おれが訴人せいでも松右衛門を樋口次郎とは、梶原殿が能く御存知なされて、富藏や九郎作に、搦め捕らさうとなされたぢやないか、それ計りぢやない四方八方を圍んで、樋口が命は籠の鳥、何ぼ助けうと思うても助からぬ、おれが秩父様へ訴人したは、槌松めが事で。」「サア其の槌松の事を言うて、松右衛門殿が腹立てて。」「何の腹立てる事が有る、親子といふ名に繋がれて、孫めが親と一緒に、後方者になりをらうかと悲しさに、あれは樋口が子ではござりませぬ、死んだ前の入聟の、ナ松右衛門が子で、ナ合點がいたか、ほんの親子でござらぬからは、訴人致したかはり、孫

みな命をお助けなされて下されと繰ふすれば、宿を開名しかけられ、心中段に一段の命は、ト、雲斗なれども其の親父が助けた、其れに向ふ今、樋口が殿下へ、一字もかやうな、十貫でした、若君でもない、大事の〳〵、おれが孫を一緒に殺して、そりや、若い人きな濁に、親父がく心の散をば見しまいぞ、謂のしいと叫まる声が、ばつて組をば抱めしに、と、笠をきまし上げて、遂に時、流石の武人なされた、何の難しとも見ずして、言はぬ詞は言ふ理由、様子に続いてゆけるか、ト、つと立つて重忠の話近し、ご時節を捕らへ、入りの目貫の細かな賃、問詰められた人なれども、畠山の室、身は武者の上とて、しめりと閉ぢる、其の時、様に申問ふ可はなし、武士の文字に遺らずして、首を神妙に懸らずっと、言はせも申さず、ト、樋口、咄嗟を致って手柄に申す段歩をなす、とゞめ高いと覚悟ならば、平家に帰らんのと、いや〳〵、承るに慢心の仕方の情けない、時節が来たと仕たの御用に、休所からせん方様なうに義仲の事を云ひ詞と人聞きまする、この徳に、御恩を謝の御前に、内で上の首一とおほれ、已に代りに生を頼けんば、樋口殿の首とて、口の父に譲る刻限を賜って、大将の首を賜し、報しにせよと、言うて悟りともし慰めもし、命の確実は、より宇治の仕た所さんと、番送て頼み、多く語し、蘇説よる何れの方の時より継く、さればなり、お前の膝へ出でよ、嗣へ往えて、其の忿を付ふべく話ぞ必須こしてさせしは、数ならかも館親の有様取りとの音は、裏話に嗣は

れ、御最期今更悔むに甲斐なし、主人に科なき樋口次郎、全く恥を與ふるにあらず、忠義武勇を惜しみ給ふ、大將義經の心を察し、重忠が繩かくんこと、突つと寄つて、樋口が肘捻ぢ上ぐれば、莞爾と笑ひ「關八州に隱れなき勇力の重忠殿、力づくには劣らぬ樋口、取られし此の腕、もぎ放すは易けれど、智仁兼備の力には及びもない事、相手にならればこそ、兎も角も計らはられよ。」と、弓手の腕を押し廻せば、「ハア愚か／＼、忠義厚き樋口殿の力に重忠が及ばんや、大手の大將範賴公、搦手の大將義經公、兩大將の御仁政、文武二つの力を以て縛むる此の繩ぞ」と、かくるも掛るも勇者と勇者、仁義に搦む高手小手、繩付を引立てさせ「コリヤ女、樋口殿の血こそ分けね、槌松とやらんは大切な子でないか、暇乞なつと有りければ、お芳は泣く／＼、納戸に臥したる子を抱き上げ「コレなう暫し假初も、親子と言ひし此の世の別れ、コレ顏見せて」と差寄れば「ハッア槌松に暇ごひとは、四相を悟る重忠の御情、祖父の願ひを聞き分け給ひ、助けおかるゝ、忝さ、誰彼の情も忘れぬ。コレ槌松、父と言はずに暇ごひ」「樋口々々、樋口さらばこと稚子の、誰教へねど呼子鳥、我は名殘も鴛鴦の番離るる憂き思ひ、やらん／＼と縋り付く「娘よ泣きな、何ぼやらん／＼と、商賣の舟唄で、留めても留らぬ、アヽ悲しや、假令死んでも地獄へはやらん、極樂へやる救世の舟唄、思ひ切つて遣つて退けう」と艫汐の滿干に此の子が出來たとな、孫が身の上案じるな、祖父が預りのんえい／＼、汝が代りに大事

に背して、まいまはらへ、昔へ春は、獄に於ける因果をこ、非倫ありとて代ふ、再に暗ら曖昧に、
德河の平生に測らなこと、我が身にありき消息に、或いはととより許さはなく、世に猶その悲劇の松
と、符らぬ世の名を最期に、怪華を下は暁しける。

第　四

由起子して、世頼人の紛を残れ、三つうれにある者格の東、西国は世話とて、能の事も見にゝ
今日は大高大日別來、水巾に京は暇て代の守を得と、味の短い乾に家十に京へ止上落、逢ひきへ
て、西郷りいへ上と覗で官を、津村に神社と知を純子と申しき　とは、神を地に大白鷺、華宮
言にはおんまづわた、すいどいから新らの那ト別へ和　たけつゝ、下に知が、し、痛いつれ、由我
の月へ畫村王は明代の友呼ひゝと、言ひつゝ名跡書に那でふうし塔まりゐたる北の付や、一堅まな
軒、うかく東に在はやいたをや、差え給した識林を響すきうく、今日の和声々目様も消え上
しき、消いぞ目に適けるをを二、願は東中の半、上代宜るは大う三浦、先宿の緒とこにのぞこ上は
拝前のとえつこ、我若の許には不動様の末社の探がわが顔り、即か一兩とは若許り、上の堂には寂空醒
際有、我が願いさうたまれ、天然の願は八幡はうこう、破滅の旧恋の花たる日を迎へまね、時と言て

觀世音、文殊菩薩の智慧かつて、錢と小錢を儲けねば、中々身代にはならん〳〵、たゞゐをなすなにこいのが肝要、山へ行つて白ぽうと喋りける。「コレ法印殿、今日は儲けが有つたやら、徒口をきかしやるわ、草臥休めに出世なとこうまさう」と、茶店の中へ入れ、其の日の獲物かつ〳〵の、暮しを御る備もなし、世に隠るゝ者のさき中、お峯は瀬戸物商人若黨を通日次郎が手に渡し、妹千鳥に別れ遊び、親の敵を願はんと、此島より彼方此方と尋ね往き、哀れの中に出でにける。妹が身の上聞く道には、幸ひの山伏殿と御苑なりませと内に入り、「私は旅の者、占ひがお頼み申したい。……能うこそ」と、女房仕事押遣り、薄くと一服茶を進ませと、詞の端に占出せば、しかつべらしく法印、「愚僧が占ひは秘傳の投算、或は失物走り人、妻合はせ、夢判じ、相場の高下、相性星色、家の雜書、釜の鳴り、犬の長鳴き、鷄の宵鳴き、烏の行水、親父の夜歩き、息子の看經するまでも、奇妙な見通し、錢次第」とぞ勸めける。「アイ私はたつた一人の兄弟を尋ねる者、つい廻り逢ふ手掛りを卜つて下さりませ。」「コウ夫れは餘程むづかしいが、たんてきに卜ひませう。」と、風呂敷より算木取り出し、「コレ、信を取りませうぞ、ついべりがけする樣に、投げた分ではいかぬぞや。」「成程々々、お前の樣な見通しに、お目にかかるは仕合せ。」と、算木投ぐれば、「ヨヽ、よし〳〵、十二年は何歳ぢや。」「アイ十七八でもござりませうか。」「成程十七八と見える、此方の弟御ぢやの。」「イエ〳〵妹。」「ム、成程算木の面に女と見え

へ、何年以前にしやれぬ」「五六年も通ひませぬ」「一度経れ六年も通はぬと見まする、武士の尊い所く常は何時とやこうで大の剣には神崎に勤め居つたが、取るとも〳〵、それ是をしやれ、月の曲には流の中の鳥の如しと存ずれば、郭の外へ一足にても出でぬを何はぬと、言ふ事情に記したには、瞬の身は籠の中の鳥、時刻は繰返し本分に従ひたい、浮と悪い忠義じや」ともく〳〵その心もが口惜しさを仰有る哉り、郭の中でも何処かに居まするも、お酌ましていたしませう」「寄細田な、見るが見える程こゝも、山伏はおりませぬ、相撲事に…るれまいの」「その時、今宵たゞならぬ、一殿の者外れた眞直に行けば神崎、迎面して茶をさうしやれこれやこれなる、よの身も門前に回頭、ただそれのふしに陰陽師と、辻占者が節付け、その声は暮れへ着き行く、さうな何時、此のお酒は何事へうら」「いや何かはとの丸も言はずに今頃からむ息子。」「ハイ、薄い物が苦いとおいで、騒々しい事でござりまする、あやかの相談はしてござらぬ、御酒もござる、今宵の、腹が持ち持ち尚、其ので言れよ、殿様の御機嫌宜人様をおあてなされ、未だ味噌舞までも、船の材料を仕込み、お酒をも飲ませ、そんな事件のいつすうつてない、物は上さし、おそれも多し、忠義の狩でもないものでもないこと、郡中は人る人も皆る兼帯を仕置、武家の身の寄せ所、土法師にかへさせれ、見る事ちからまじ表紙一点、田舎なる蓋頭つて、やれ〳〵かさ欄けさき、首じの外身はれた、途中程げつよで有らう」「奴の作をとても、急な約

で金がいる、入覚頼むと、人に許す世話をかけ、何所にはびこつてござりました。」「されば／＼、其の才覚に身も歩いた、急な用が出来て来て、梅が枝に逢はねばならぬと言うてから紙子の風體、此の形では如何も行かれぬ。」「アノ此の頭まで召しましたおかゝ紬や狩衣は」「女房いふな、其れは此の法印が頼まれて、七難即滅と曲げて仕廻うた、卸兵衛殿に、紙花の借銭なしなされたわい、お前もいはれぬ衣裝ふすと、御身には紙子が常體に」「イヤさうでない、今まで太夫が情にて、見ぐるしい尾も見せず、此の形ではいかれぬ、明日へとも延ばされぬ其の譯を聞いてたも、義經公には一の谷の平家を攻められと、明日未明に御陣立、源太も此の度高名せでは、父に再び對面ならず、矢足と定めしが、彼の産衣の鎧兜、梅が枝に預け置き、其れが欲しさに右の譯、したが思案も有れば有る物、今朝より攝州大物の浦を駈け廻り、大將義經公一の谷へ御出陣、京都より來る兵糧米、馬の飼料迄なはれば、米麥大豆の差別なく、今日中に香島の里、辻法印が方へ持参せよ、則ち武藏坊辨慶殿、御觸廻りし證文と引換へ、軍終らば、一倍増して御返濟と、百姓共をたらせしが、辨慶様のお目に掛り、其の上で御用に立たうと、追付爰へ皆來るな、爰が氣の毒、何とぞ急に辨慶を拵へねばならぬ、差詰めおは頭役、法印辨慶になつてたも。」「ハレやくたいもない、辨慶は兵、愚僧は弱者、七尺豊かの大の法師と、五尺に足らぬちつくり法印、似ても似付かぬお赦しなされ。」「イヤ是れ足を爪立つれば、

門寸やれけんは〳〵[illegible]、其の上から[illegible]足して、高足駄で背[illegible]、弁慶が身の所作は、仁
王の形でもと[illegible]好い、あれ〳〵向うへ百人共、[illegible]つては気の[illegible]と、[illegible]
連れて一間へ入りにけり。百人童子は[illegible]、[illegible]
かゝつた[illegible]、[illegible]と内に入る所を[illegible]
[illegible]百人童子共、お馬の[illegible]つて来たと、御家来衆に言うて下され。「成程〳〵、弁慶様もお待ち兼
ね、[illegible]、[illegible]は法印を弁慶に[illegible]、一間を立ち出で、
[illegible]
[illegible]、[illegible]、御制[illegible]
[illegible]、[illegible]、御制よりも[illegible]。
[illegible]
しごいて[illegible]
[illegible]
[illegible]

此ら邊へ地ひゞきせう、心得て驚くな」「ハヽ〳〵、はつ」と恐れ敬ひ、ためつすがめつ、見られて術なき辻法印、見物に出た心地なり。百姓共口々に、「何と聞き及うだより、手先なども青しらけ、いがいすな生まれ付き、お背はきつい高けれど、體に似合はぬ頭が小さい、振賣の飯蛸で、天窓に身の無い辨慶様、あれでも兵様かいの」と、目引き袖引き呟けば、「扨は旦那のお顏のやつれで、誠の辨慶様でないと思ふか、都から段々打續く戰場のお勞れ、殊に此の間はお風を召しておしつらひ、氣むづかしさに態と物もおつしやれぬ、ア、御病氣でなくば旦那の力が見せたいな、アレ見よ、あの右の肘に百人力、左の肘に百人力、夫れ程力持つ者が、辨慶様で有るまいか、あはれやれ米一粒借すまいというて見よ、お腹が立つと總身の力がぶつ〳〵と湧き出で、千人でも萬人でも、風に木の葉、鬼に煎餅、めり〳〵ひしやり粉微塵」と、強い揃へを言ひ立つれば、山伏も圖に乘つて、強う見せんと、拳を握り臂を張り、力めば額に黒汗流れ、腕白な手習子が、晝上り見る如くなり。百姓共は頭を下げ、「其の様にお強い事を聞く上は、なう皆の衆、何と思はしやる。」「ハテ辨慶様に極まつた、とてもの事の念晴らしに、今のを問うて見さつしやれ」「オヽ、夫れ〳〵、私共が在所の物識の話に、辨慶様は書寫にござつて、御紋はりんぽうと聞きましたが、見れば御紋は束熨斗、如何した事」と問ひかけられ、源太もほうど行き詰り、「イヤ何者ぢやわい、僅かな兵粮米を其方達に無心仰有る風體、世

に連れてりんぼうの御紋も、貧乏にかはつたこと、貴領になつて取りかくれば、ト、お定まり、何ほ力が強うても、錢銀には觸へかれぬ、内證聞いておいとしい、と、叢香滿花素法、あたり〳〵に掛つて出で、おいは白米一斗五升、大豆八升、麥、稗、小豆、諸手で粟の掴み取り、源太は蔵引寄せ手取り早く證文認め、書判しつかと末の世に至りても、大物の油にとゞまりし、武藏坊辨慶が、借證文とは是れとかや、源太は名苑に引きあはせ、一札渡せば受取つて、畢竟是れには及ばねども、面々一念い爲、賃終らは一倍增しをお忘れなされて下さるな、御暇申す、と打連れ立て、川中でばかれた意か騎、大物さしてぞ歸る、女房は走り出で、ほんにまあいたわしい道、中程からばゞれが來て、私も危ぶ危ぶ思うて居た、一向に此の法印は始終夢中で運の付けた、と、奴者を覗き捨、消衆試口、ト、仕業させたと思うたれば、どつかりと氣草臥し、ト、道理々々、濟尾能く、いれも其方が除、源太は此の靈驗物、金のかはりに向うへ東ね、身の曜りを受けもせし、片時も錦へ登ぎたし、一箇に印しも表のながら、持ちも習は取明仕事、此を是れでも、一石餘り、おゝ人ではいかぬ〳〵、時の用には法印も井ばなを仕ふん、若しも是れにて不足ならば、精進か祝設の夜蒔き寺に掛けませう、と、叢香滿寛容しになひ、一足往ては冒をかへ、二足往ては息をつぎ、香島の中に馬は行れせ、君を思へば速小町足、人は戀ともしらぎのよねに、浮身を寛する一世なりけり、安き名高き難波津に、戀の荷背を敷々の、

多かる中に取りわけて、酒酌みかはす神崎の、里の色宿千年屋は、客に絶え間もなかりける。殊に今宵は晴のお客とて、書院座敷のはき掃除、亭主が袴、中居が揃への紅も、園生に植ゑて隠れなき、大名客御入りと、表の方賑しく、人目を忍ぶ旅乗物、御供廻も軽々と、地に鼻付けて主が答拜、御出ごゐ待ちや焦れしと、追従軽薄切聲の、切戸口より直に昇き込む奥座敷、梅が枝様へ人走らせ、それお煙草盆、茶よたばこよ、音羽由、馳走振とこ見えにける。「唄雪や霙や花ちる嵐、可愛男に偽りなくば、木い心で淡路島、千鳥も今は此の里へ、身をば賣られて中の梅の、名も梅が枝の突出しには、名末結ぶ方もなく、千年が許に入り來り、亭主立ち出で、「ヱ、遅い遅い梅が枝様、今日のお客は東國の其のお大名、初對面から身請の相談、箱入の駿河小判、まつしりとしたお掴き、サアサア奥へ。」と言ひければ、「東國とおしやんす其の客の年ばひ、二十許りででつくりと、色の黒い髭男かえ。」「けもない事けもない事。」「夫れで心が落付いた、私も爰に待合はせ、逢はねばならぬ人が有る。」「おつと合點、そこは我等が請込み、禿衆で座敷を繕めん、お前の御用は、彼の情夫の源太様に。」と間の襖を引立てゝこそ入りにける。「此の姉様は何故遅い、杉を迎ひにやつたるに、早う來はなされいで、心せかれや、「ヱ、辛氣。」と、待つに程なく姉お筆、千鳥に逢ふが嬉しさに、足もいそいそ遣手が案内、梅が枝見るより、なう待ちかねた姉様、先に道で逢ひし時、言ひたい事の数々も、人目を遠慮に、

そりや姉も同じ事、何から彼から言はうやら、能う健で居てたもつた。お前も御無事で嬉しい、久
久便りも聞きませぬが、爺様もお健におわす、矢張桂の里にお住みなされてござるかえ、御持病は起ら
ぬかいのと、問ひ掛けられてお袖は涙、まだ父様の事知らずか、と知らぬかとは氣遣ひ、如何ぞいな。」
「アノ父様は、お果てなされたわいなう。」「エヽ。」はつと許りに姉が枝は、少時涙にくれけるが、「ア
ア思へば私は不孝者、父様は息災な健で御座ろと思ふから、我が身の戀に勝先忘れ、只に面倒見附け
うと、約束せし人が、不慮に勘當受け給ふ、男の爲に此の姉が、身の淫らに親の事、思はなんだ罰
があたつて、命日忌日が何時やらやら、知らずに暮した不孝の罪、姉樣こらへて父樣のお位牌へ、詫
言なして下さんせ。」と、わつと叫べば、お袖は、「何の道理、其の上にまだ悲しきは、お傍でも有る事
か、刃にかゝり果て給ふ、其の樣子は自らが大分に存じ、假初ならぬ御主人の御惣領若君樣、其の
方にかくまひしが、桂の里にも居る事叶はず、都を出でて大津の泊り、追手の者が亂込へ切り込み、
暗がり紛れうろたへて、相宿の巡禮が子と若君を取り違へた、其の疏相が御運の盡き、先の子は殺さ
れ、若君は恙なく、慥かな人に渡せしが、悲しいは母御樣、其の場でお果て、惟人樣も敢なき最期、
親の敵が討たれたさに其方の行方、知邊の人に聞いて尋ねし此の神崎、廻り逢うには姉妹の緣の深さ、
女でこそ有らうとも、姉妹が心を合はせ本望遂げう、爺が力になつてたも、わけは妹許りでない」と、

語るも聞くも涙なる。「なう姉樣、悲しい中にも、敵を討つが梅が枝が、父樣への言譯、其のマア顔は譜でござんすわいナア。」「アヽ、聲が高い、壁に耳、諸萬人の入り込む色里、敵に洩れては一大事。」と、話の半ばへ亭主驅け出で、「サア皆が來た、早う〳〵、お前の背丈金積んで身請の相談、座敷は金で眩い、其處を不勤めになさるゝは如何した心底、是非にお供。」と手を取れば、「アヽ、最う其處へ行くと言ふに聞分けない、コレ姉樣、今は何も話されぬ、後に必ず來て下さんせ。」「成程々々、今話した事、是非に今宵は延ばされ、其の用意して待つて居や、後に〳〵。」と約束堅め、お筆は旅宿へ立ち歸る。「サア太夫樣のお出での樣子、お座敷へ注進。」と、きほひ掛つて走り行く。「シャほんに何ぢやの、此の梅が枝が心も知らず、身請々々と取持ち顔、憎らしい、夫れはさうと源太樣、暮方からお越しなされたと、香島まで文やつたに、なぜ遅いことぢやまで、早う逢ひたや顔見たや、逢はば何うして斯うしてと、煙草引寄せ燻らする、胸の思ひの口に千度、夜毎々々に通ひ來る梶原源太景季、心を盡せし身のまはり、大盡小紋長羽織、焙烙頭巾紫の、色に引かるゝ揚屋町、千年が奥を覗へば、己を待つのか帶算、丁度能い首尾幸ひと、ずつと通れば梅が枝は、火燵にとんと身を背け、煙草盆へ又淺間山と、見らずぬ顔で吹く煙管、「コレ唄所がやない來たわいの、何が機嫌に入らぬやら、滅切と持たせ振、大名客の據に付き、御勿體でござんすか、我等が樣な浪人の、離れた袴にはつかれまいことと、ずんど立つを、待

たしやんせ、座敷許りを勤める筈で、今日爰へ貰はれた仕、誰も知らさで合點がならないかえ、色も戀も打越して、心底づくの二人が中、日頃何おやごさんすまい。お前と一筋ら成つたは、並て抵つ事かいな、わしも言ふ事になんと有る。」と、袖から袖へ手を入れ、すつと引寄せ引締めて、「逢う事なから其のいぶり、憎い男。」と目に泪き、涙と戀の慣はしなり。「扨うまい泣きやんな疑ひ晴れた、扨其方に言ふ事有り、今夜七つの出汐に、父を初め弟の平次景高、一の谷へ出陣。某も能き時節、軍勢に紛れ下るに付き、其方に預けた重衣の鎧、請取りに來たわいの。」と、聞くにはつと當惑の、色目見て取る景季「いや／＼氣遣ひ仕やるな、長う別れる事でもなし、是非今度は行かねばならぬ、おことも知て居る通り、もと某は頼朝公の烏帽子子、夫れを功に贔屓の詫せぬかと、父の思はく世の人目、此の度平家と戰はば、分捕り高名擧を顯はし、其の難儀を雪ぎたり、悦んでたも梅ケ枝。」と、詞心なく語るにぞ、思ひ設けし事ながら、胸にはつと驚いたる、其の鎧のこと聞くと心の苦しみ。」「ソテ其の鎧何とした。」「わたしが方には有うからない。」「ヤイ／＼。」と、源太も聞くより狂氣の如く、様子きあせり、「様子が有らう、仔細を語れ。」と氣をいらてば、「ソレ其の様に浮世の事に義理の有る名の重子、浪人の中、苦勞させまいと此の野崎へ身を賣て、突出しの其の日より、お前の客の名代にして、皆わたしが引揚、世へ世に有る人でも、身の上にはつまるもならひ、よそに勤めの身な

れば、金のなる木は有るまいし、抱へる士は持つまいし、お主の勘當赦りるまでと、いつもの揚屋に呑み込ませ、積り／＼し揚代に、百両の金の代りに、其の鎧はやつたわいな。」「扨は其の金がなければ、鎧は源太が手に入らぬか、ハアはつとばかりに當惑し、暫し詞もなかりしが、「元此の鎧は頼朝卿に拜領い、家にも身にもかへござらぬ、しなしたり殘念や、今は悔みて返らぬ」と、胸押寛げ刀を取れば、梅が枝あわて押留め、「こりやまあどう狼狽へてぢやや、死ないでも大事ない」「イヤ／＼今夜の出陣を外れ、一生埋木となり、のたれ死せんより只今切腹、そこ放せ。」「サア／＼其の鎧さへ手に入れば、お前の望みは叶ふでないか、よう其の金は如何して調へると御不審も立たう、そこがお前と談合づく、奥の客に身を任せたらしなば、二百両や三百両の金は自由。」「扨は己故身を汚すか。」「夫難儀には換へられぬ。」「不便の者の心やな、譬へ死んでも忘れぬ」と涙ぐめば、「イヤ、女房に何の禮、お前が爰にござつては、客を騙すに心がおかれる。」「オヽ尤も／＼、後に來うぞや、首尾よう仕や、が氣を揉んで持病の痞、借錢の代りに癪おこらしてたもんな」と、わかれてこそは歸りけれ。跡見送りて梅が枝は、暫し涙にくれけるが、「必ず氣遣ひなさるゝな、エヽわたしが心當の有るといふたは皆嘘、お前の命が助けたい許りぢやわいな、何の好みもない奥の客が、三百両の金くれうぞ、今宵中に調へねば、鎧も戻らず、源太様の望みも叶はず、金ならたつた三百両で、可愛い男を殺すか、ア

ア金がほしいな、二八十六で、文付けられて、二九の十八でへい其の心、四九の二十なら、一期に一度、私や帯とかぬ、なんぢやの、人の心も知らず、面白さうに靡くつきる、あの顔を働くに付けても、顔な様に覚れし染め醋を過ぎ、傾城になりさがつても、一度客に帯とかず、一日なりと夫婦にならうと、思ひ思はれた女房を振り捨て、此の度の軍に誉を取り、勘当が赦されたいと思召す、男の心はふんな物ぢや、何かに付けて女程、思ひ切りのないものはない、男故なら勤めするも親はなし、父御の様な悲しい目を見ようも知れぬ、夫れも金故、御身をいうて百両の金がほしい、わしや帯解かぬ、二十なら四九の、四九の三十なら、一期に一度、わしや帯とかぬ、あはぬ言葉思ひ忍ぶ、ほんに夫れよ、あの客後して身請の金盗まう、ヤア〳〵、若し詮議し殺されては、父様の敵も討たれず、ト、どうせうな、最早日本国中に梅が枝が、祈る神も佛もないかハア、、オ、夫れよ夫敵には石となつたる女も有り、我は賤しき流れの身なれど、一念は誰に劣らん、無間となれる手水鉢引上げ口漱ぎ、伏し拝み〳〵、人に知らさじ聞かさじと、柄杓押取り、傳へ聞く無間の鐘につけば、有為自在心の鐘、是れまでの小夜の中山へ、進むの道は桶にあり、思ひ詰めたる夜な念り、此の手水鉢を鐘になぞらへ、石にらせよ、金にまかせよ、志す所は無間の鐘、此の世はひめにすみられ、未来永々無間地獄の苦を受くるとも、だいない〳〵大事ない、海川にたれる金、一つ所へ寄せ給へ、

無間の鐘と觀念す、面色忽ち紅梅の、花はちり〴〵、心も髪も、逆立ち上り、菱杓持つ手も中も頭は打れ、既に打たんと振り上ぐる、二階の障子の内よりも、其の金こゝにと三百兩、ばら〳〵と投げ出す、深山木に山風の、花吹き散らす一部〳〵にて、爰に三兩、かしこに五兩、是れは夢か現かや、是なふ神の恵みか此の御恩、死んでも忘れぬ〳〵と、嬉しいやら怖いやら、結び果てる心もそゞろ、補引き纏ふ三百兩、包むに餘る悦び涙、身請代りの此の金と、押し戴き〳〵、勇み勇んで　走り行く、梶原源太景季、首尾か不首尾の一筋を、只一筋に揚屋町、奥はさわぎの最中、先に出でかしと、奥の方より首尾聞くまでは、首尾し待つ間も千年屋の、首尾を窺ふ妹お筆、今宵の中、姉妹一所に顔見たんと思ひ込み、かい〴〵しく鉢巻しめ、梅が枝に逢ふまでと、飛石傳ひ縁踏次の、闇の切戸に身を潜め、今や出づると待ち居たる、走り頭き梅が枝は、産衣の鎧を持たせ、息を切つて駈け戻り、かしこにとつかと縁側、下せばとつかは立ち帰る、景季見るより飛び立つ斎、ニャレ出かした、いかい働き、源太が武運に盡きざるも、弓矢神の御加護ーと、押し戴き一出陣の刻限七つには間も有るまじ、是れより宿に出陣、目出たう歸り對面せう、無事で勤めや、さらばや〳〵と、立つを引き留め、奥の客の情にて金を調へ、鎧を取ると暇乞もそこ〳〵、せめて暫しが中なりと、わしにたんのうさせたがよい、殊に又お前の耳へ、入れねばならぬ事が有る、マア下に居て聞いて下んせ、今日久振で姉様にお目にか

かり、訴へ聞けば父様は、大津にて、切られてお果てなされたといふ、其の敵討に相談に来たと見え
る筈、こゝ聞いて源太もはつと驚き、[illegible]其の敵の名は何と／＼。[illegible]
はお言うて聞かさうぞと、めつきの切戸引開け、つゝと入る[illegible]
たとお近付に、[illegible]近付になられても、[illegible]
に討取つたといふ[illegible]とは[illegible]
り。父は[illegible]知れた事[illegible]
「其の又父景時此の親の敵といふ確かな[illegible]木曾殿の[illegible]
御供申し、大津の館にて[illegible]
[illegible]
[illegible]
更[illegible]
[illegible]望まいでも、此方から除くれた、出やしたを幸ひ、此の場で返りうちにすべきを、見逃す[illegible]今
[illegible]
[illegible]

景時は切れまいかの、サア切れぬか切られるか、連讒見たう源太殿、サア相手にならねばおくれたか」と、詰め寄せ／＼打ちならす鍔音、七つの鐘の鳴る先に、囁き責めは南無三寶、はや出陣の刻限と、提げ立ち上るを「どこへ／＼、我々が付け狙ふを、こなたに知られた上からは、親うは討たれまじ、景時の代りに不足なれども、親子は一體、敵の片われ、一寸も動かさぬ」と、詰め寄れば梅が枝も、二人は嫉ち、一人は待つ、東か北かの思ひの中、うろ／＼と立つてたる所に、何處よりとも白羽の矢、狙ひ違はず源太が胸板、はつしと當ればかつぱと伏す、二人は悲しやと、あわてて立ち寄る腰の妻の、ひたに押へられ、はつと許り驚きながら、姉妹互に顔見合はせ、一様に寄りて、其身に怪我はなかつたか、是れはとて鳥を取り上げ見れば、矢の根もなき一本の箭、何者の所爲ぞと、奥を見入つて立つたる所に、其の身人愛にここ、一間の障子さつと開き、滋籐の弓携へ、しづ／＼と立ち出でたるは、梶原平三景時が妻の延壽、源太見るより「ヤア母人、面目もなき御對面」と、疊に平伏し「頭を上げ」母は我が子に目もかけず、しとやかに座に着き「珍らしや千鳥、其方は自らが召使の腰元、今は名もかはつて梅が枝といふ流れの身、其方には此の母が段を盡さいはねばならず、そも鎌倉をなぜ退いて此の傾城に身を沈め、源太を育む心ざしを聞くより、腰に勤めはさせられず、遙々と鎌倉に立ち上り、そなたを身請けした處、此の揚屋へ來て樣子を聞けば、折しも源太は勘當の詫の縄にもと、

一の谷へ出陣、思ひも寄らぬ童衣の、錦を提袴の代りに取られ、遂に我が手に擒はれたるこそ、輕卒と
なんた身に引受け、世の種あに言ひふらせし無調の縁を違いてたりとも、遠くは平氏の昔のこ叶ふまいと、
我が身を捨てて置る心底、固に障子のあらではて、疎ましき間にて居たれいの、我が子に心を尽す高の
枝、身と無聞に迷ひられう、ひのの無聞へ落させう、昔物語を三百禰やつぎたる北の宮に、海嵐の
に質が金、身が面に命にはれず、誰も名も包みらぬ、それはこんすうる明を一と、誰かも敷へ下さ
き侍たる一度には萬の名著といふも、運轉お前て行つてゆくと、續く味を受け、お前に流しての
と辭り、一夫有程思有る時に、何で夫の事さして下へれ、尊する事、且方に事か打て合はせ、我の
うちにする所在て、事とふたと思はれるか、輝ぎるでかられしは御身が流し撃ぎ、ここを通過が呼、
らかたにまつて、事道の前に年に在と、身と本宗に行るまいか。ここを事に道にるすよ、道理にもて
よ、現在夫の宿殿を作り賜ふ人をば、御身に事情をしは何もし事情、に一日の日暮、武士の生にた
つた役、親を思いて盛許り事かはんけ、日に其一の夜迎し、是非なか心を見らせよと、誠押立ば一杯
の難に至て、とする時に、武士、構け有合ふ機故、押付けると、押さにする押止む、種柄とははそ
が可愛さ、二の時殿の大切さ、なうて、所詮の者、わしにはせんする勤むにけれ、親子の者に、舞台にれ
らう、目指しからう、親の代りに自分を許さうとはれも、まらぬとに鎌田殿を討らせたとは、自然の

闇打の業でもなく、木曾の落人山吹親子を連れて退いたは、鎌田にもせよ誰にもせよ、見付け次第に討ち取りたるは鎌倉殿への忠節、番場忠太が手にかけしは、景時殿へ次忠節、草葉の陰の隼人殿、よも恨みとも思すまい、定まつた聞き分け、延寿が自害で敵討を済め、一刻も早う源太を出陣さして下され、今度の軍に手柄をして、宇治川の先陣を望み給はば、最早一生果報は勘当の身で朽ち果つる、ただそれが可愛い不便にござる、武士の妻に連添ふは、義によつて命を捨つる、それはまだしも惜しからう、子故には此の体、一分だめしにたおされても、命はちつとも惜しうない、ささとおやとも死なしてくれと、気をもみ身をもみ歎き上げ、子は断腸にも思ふまいと、かつぱと伏して泣き居たる。景季は一心不乱、母の慈悲心肝にしみ、我故御心を苦しむる、不孝の罪は子に報い、此の身は武運に尽き果てたることと、悔みを聞いて梅が枝、私が心も推量して下さりませ、敵を討たでは不孝となり、討てばまた夫婦の縁が切れる、所詮此の身を姉と夫へ引分け、死なうと思ひ定めしことと、歎けばお筆も涙ぐみ、今さらのお詞を聞くにつけ、父の古主は鎌倉殿、夫れに背く木曾殿の御臺若君は、わらはが縁にてかくまひ、夫れ故に討たれ給ふは古主の罰、不忠させしも自ら故、殊に番場が所為と有れば、親子御共に敵でない、道を立て誠を尽す延寿様に、過ちさせて好い物か、此の上の願ひには、今までの通り此の妹、御不便頼む源太様へ一一ま、聞き分けてさへ下さるれば、梅が枝は言ひ、嬉しや／＼、是れでまあ安堵、源

太の望みも叶ふといふは、一筋ならず二筋の此の箙、夫を慕ふ妹背、此の矢で君と命を助け、た
婦中よう添ひ遂げて、梶原の家を再び興す此の矢なれば、おろそかには成り難し、先祖鎌倉権五郎景
政より、家の紋は三つ矢の字に定まれども、今よりは二筋の此の箙、梶原が家の定紋、誉を世上に顕
はせ」と、義を立てとほす詞の末、梶原が矢箙の紋、此の時よりとしられけり。源太は悦び、「はや
お暇申さん」と、突つ立ち上れば、「たれ〳〵、片時も早う出陣の用意々々」と、母も勇みて
鎧櫃、武運も開くる産衣の、白綾小手臑当、上帯引敷の紐か枝か、結ぶ妹背の忍びの緒、兜打着た
れたれと、健気き負ひ箙つくる、骨柄勇ましく見えにける。名残惜しげに睦れ添ひ、
で、夫婦の間をはなつ矢筈、間へ此の身は隔つるとも、変る者は夫の陰弁に添ひて、出陣の御供せよと、
箙に生けたる紅梅を、一枝手折り箙にさせば、元来此武者にあひおふ風の梅が枝か、床に霊寄せとも
目で知らせ、うなづく袖にさる嬉しや、小砂使節に晴の出立の弓、三弓通れ武者振りをやさしと、母は喜び手
をたたけ、「今度の戦に花も源太も、われも負けん〳〵」と、勝つ色見せて実の勝負を極まれい、冥加量なな
く蒔き立てよ、生きて帰るは不定ぞ」と、聞くも武の、梶原の一命、只、源と平家と戦はれに、
花籠に咲き誇る上、多勢をなかに取り込めなは、太刀真向にかざしの花の、やれ〳〵とは組み敵に
し、向ふ者をば斬り捨て、又組みあはば車切り、蹴手、かくては、十文字、山の奥、飛行の秘術を尽し誉れ

を取り、其の時母のお笑ひ顔、見せうぞいざ、いざふれ、早お暇しと、勇み勇んで下知す。矢箙の紋と景季が、文武に古今に名高く、花有り実有る武士と、語り伝へて其の名をば、箙の梅と末の代に、誉を永く留めけり

第五

源平互に攻め戦ふ、生田の大手を打ち敗らんと、梶原平三景時、次男平次景高、無二無三に切つて入り、敵数多切り散らし、太刀のほめきを冷さんと、攻口少し引き退き、息ついて立つたる所に、後陣のかたより番場忠太、逸散にかけ来り、一の手の大将義経は、平家の本陣、須磨の城を攻めんと有つて、鵯越、一の谷の逆落し、手ばしかき謀、知らせ申すことと言はせも果てず、父景時、一まずよく知らせたり、軍に素早き義経に、高名させては一分立たず、今一度敵陣へ切つて入り、此の大手を打ち破り、義経に鼻あかさせん、氣を勵ます者共やつと下知の半ばへ、梶原が物見の郎等、敵陣よりかけ戻り、只今平家の陣中を窺ふ所に、梶原やらぬ逃さぬと、戦の真最中、御父子の外に梶原と名乗る者の候や、不審なりと注進す。平次景高冑を著め、一敵にもせよ、味方にもせよ、梶原が名字を名乗るは、我々親子の外にはない筈、鬼神も恐るゝ梶原の、苗氏を盗み敵を欺さん謀なるべし、

何にもまさる嬉しい仕合、景高實否を糺さんより、かけ行くを喜ぶこそ、梶原と名乗るは外ならず、兄
の譽にと聞ゆるなり、宇治川の先を爭ひたる時、やさしくも先陣をとらし、ふしぎにもせよ、其の時に我
つて此の一戰、弱を打ち破らん、續けや續けと進む一戰に、縦横無盡して 生田の森、梶原源太景季
の名を馳せ打て戰ひ、一番に懸りし陣の中、小脇に取つて持ふれば、平家の軍兵前後の一陣、逃さじや
もらじと追取り卷く、……物なしや我には今は必ず敵なれども、動池と聞けば名にしおふ、花に縁有る箙と
なの、生田の梅を箙の花となり給へ、南門や、八時と梅花二本咲きの、梅も散らず、に、勝色変に
木閣重、蜜鳥の箙に梅を差し、今日の軍の晴れ装束と、切つて廻れば白旗擧り、血汐流れ
て敵も怯まぬ箙に、敵を打ち落されて大刀は碎け、我と二つに上に出でしと、降旗に、花をちらし
て 戰ひければ、平家は既にとも、一、西國平家の手は碎き、殘る軍兵、切り伏せて、一、寒さして、近
寄れて寄付く事をなし、汀の方より四五十騎、重ねて寄り來る、その中に三人の武者、近
付くを能くも見れば、父の平三景時なり、源太は見るより共に聲をかけ、思ひも寄らぬ有様にて
進む我が身を景時も、久振の我が子の顏、見る目の中に涙を浮べ、つくづく見て、我が子ながらも天晴
譜にて聞きたるが、武士の身に取つては思事の二つ、何れに劣らぬことなれども、先も名をば惜しめ、と
ことを述べざるは武士の若者、無常したるも我が心を語りし隙の時は、今は一命を捨てたる覺悟、今こそ

父が誠の手に」と、手を取つて引立て、物具の塵打ち拂へば、「扨は源太が御勘當御赦免とや。」「言ふにや及ぶ、汝が今日此の城中に踏み留まり、平家の多勢を切り靡け、菊池が一黨討ち取つたるは、宇治川の先陣に勝つたる高名、此の勢ひに乘つて落ち行く平家を討ち留めん、いざ來い源太跡に續けや者共」と親子主從勇みに勇み跡をさして追つて行く。梶原が二度の駈とは今此の時と知られける。搦手の大將軍九郎判官義經公、一の谷の大敵を逆落しの一戰に攻め破り、平家の一門或は討たれ或は四國に落ち行けば、錦の袖に勝色見せ、軍の勞れを晴らさんと、花に亘の名大將下知に靡かぬ草もなし。斯かる所へ畠山次郎重忠、樋口次郎を高手に縛め、御前間近くひき居うれば、跡につゞいて梅が枝兒弟、權四郎若君をかき抱き、「道々も申し上ぐる通り、樋口殿をお助け有る樣にお取りなし、秩父樣のお情」と、錦の袖に取付き縋るを目もやらず御前に向ひ、「仰せに隨ひ樋口が罪科法皇の叡聞に達し候へば、主の爲に仇を報ぜんと計る忠臣の心、強ち罪科とも言ひ難し、去りながら、勇者は勇者の掟に任せともかうも、義經が心の儘に計らふべしとの院宣故、重ねて召し具し候」と申し上ぐれば、「さればこそ、恐れながら法皇の叡慮、我が思ふ所、恰も符合を合はせたる如し、今彼を罪科せば、此の後主君の爲に、仇を報ぜんと思ふ忠臣の道絶え果て、弓矢の道を失ふ道理、樋口が命は助くべし。早繩解け。」と宣へば、「イヤなう義經殿、いはれぬ弓矢の道を言ひ立て我を助け、兼て中好からぬと聞く

梶原などが讒言に迎ひ、鎌倉殿に申進らせ、御怒ばし給ふな、よつく分別せられよ。」と、死を顧みぬ志、義経打笑はせ給ひ、「天下の政は小鮮を煮るが如し、梶原づれが讒言を聞き入れ、義経に申遣ふ鎌倉殿ならば、夫れこそ日本国の破滅、助けるといはぬ許りの法皇の院宣、殊更義仲[illegible]されし、謀叛ならぬ最期の一通明らかなれば、彼にかゝる[illegible]、御命助けるぞ、殊に我が子な[illegible]になるまで、[illegible]へても、宜しく事を計らふべし。」と、始めて[illegible]ひし秩父の[illegible]、未練に[illegible]する名将の、恩義に[illegible]も打捨けて、お第兄弟[illegible]、[illegible]抱きいそ／＼と、[illegible]して[illegible]梶原平三景時子三人[illegible]を引具し、後れ馳せに[illegible]けり、[illegible]

ら、汝等は善悪共に皆非なり、景時を引立てられよ」と、「承はる」と無二無三、連れて御前を立ちにける。此の體を見て平次景高、「ヤア、生温い兄の采配、親父の代りに相手になる、サア義経殿。」と詰め寄る所を、樋口すかさず飛び寄り、景高が鈴かい掴んで引擔いでどうど投げ付くれば、是れはと立寄る番場忠太、首筋掴んで動かさず、「コレ／＼兄弟、父重人を討つたるは此奴と聞く、親の敵今討て。」と力に任せ打付くれば、兄弟嬉しさ飛び立つ許り、「親の敵覚えたか／＼。」と、起しも立てず、「寸々に切つたかやい。」「此奴はおれが苛まれし」と、胴骨踏まへて首ふつつと捻ぢ切り、「鎌倉殿の寵臣梶原が倅を我が手にかけ、生害遂ぐる上からは、我を助け給ひし、義経の御身に後難もなく、誰々に難儀も懸らず、返す／＼血を分けぬ倅が事、義経公重忠の御憐愍頼み奉る。」と、言ふより早く太刀取り直し、腹と我が首ぐい／＼とかき落す、忠義の最後ぞ潔き。各勇士の心を感じ諸卒を従へ御凱陣、平家の大敵悉く八島の外へ切り靡け、目出たき春に咲き榮え、勝色見する旗の色、源氏は益逆櫓の松、榮えは千年の若緑、竹の節は萬々歳、神と君との道直に、治まる御代こそ目出たけれ。

ひらかな盛衰記 終

菅原傳授手習鑑

竹田出雲

菅原傳授手習鑑

第一

蒼々たる古柏の陰、化して婦翁の美人と顯はれ、明々たる羅浮山の梅、夢に淸蓮の佳人となる、皆是れ精靈して變化をなす、草木の精ならんや、唐土許りか日の本にも、人を以て名付くるに、松を呼び君といひ、或は陽に准ふれば、花にも情大宮人、太宰府天神の御自愛有りし御神詠、末世に傳へて有り難し。此の神未だ人臣に在す時、菅原の道眞と申し奉り、文字に通じ、筆道の奧儀を極め給へば、才學智德兼備はり、右大臣に補任有り、權威に誇る左大臣、藤原の時平に肩を列ね、政務を補佐と謠はれ、位を守護し奉らるゝ、延喜の御代ぞ豐かなる。然るに正月上旬の頃より、御惱の心地とて、帝の脈に觸させ給ひ、天顔窺ひ奉らんと、御弟齊世親王、三の宮の御供としては、院の御官人、判官代輝國、階下に伺候仕れば、簾を垂れ、座を正して、左右に列居せ給ひ、今に朝院、法皇御座せるやうは、當今に御脈を通ずる、快然ならず、さぞ御世に參内し、叡慮を休し、御床子に纔に落け知らず、判官代を相添へ、神樣いかゞ愛なせ給ふやらんと、而に

「さして御變りもなく候、悉しくは道眞に御尋ね有らんよりは、直に天氣を伺ひ給へ」「然らば左樣に致さん」と時平にも挨拶有り、常寧殿に入り給ふ。かかる所へ式部省の下司、春藤玄蕃允友景罷り出で、庭上に頭を下げ、「今度、渤海國より來朝せし唐僧、天蘭敬が願ひには、唐土の徽宗皇帝當今の聖德を傳へ聞き、何卒天顏を拜し奉り、御姿を畫に寫し歸國せよ、其の畫を則ち日本の帝と思ひ、對面せんとの言葉につき、數々の饋り物、則ち是れに候」と庭上に飾らすれば、菅丞相聞き給ひ「ハ珍らかなる唐僧が願ひ、當今延喜の帝、聖王にて在す事隱れなく、御姿を拜せんと、唐の帝の望みは、實に良き國の譽れなれども、折惡しく天子の御惱、有りの儘に言ひ聞かせ、唐僧も、唐土へ歸されんや、時平の料簡在すか」と、仰せに冠打振りて、「さうでない道眞、御病氣と申し聞かしても、よも實には思ふまじ。延喜の帝は聖王でも、跛か聽か缺脣か蹇か、天皇らしうない形故、病氣といふは間に合はせと、いはるゝは日本の瑕。面倒な事いはさんより、御形代を拵へ、天皇と僞つて唐僧に拜ませれば、何事無う事は濟む、誰彼といはんより、此の時平が代りを勤め、袞竜の御衣を着し、天子になつて對面せん。」と一口に言ひはなす、謀叛の萌し恐ろしき。判官代輝國、階の下につゝと寄り、「こと新しき叡命、唐土の天蘭敬は、時平公の御姿を寫しにはまゐるまい、昔あかいて穢く、唐土までも聞えた延喜の帝、唐僧がよも呑込むまい、神武以來ひとりの惡王、武烈天皇の名代な

らば、時平公が最究竟、當今の御代りとは、鹿を馬との出損ひ、ハヽヽヽ、御無用。」と嘲笑ふ。「ヤア舌長し輝國、退去れやつ。」と呵りつけ、「ヤァノウ方々、天蘭敬を内裏へ伴へ、天子には此の時平、用意せん。」と立つ所を、菅丞相とゞめ給ひ、「時平の仰せは天下のため、御形代とはさる事なれども、若しは彼の宿相人にて、君臣の相を能く見るならば、王孫に有らぬ臣下とするべし、其の時いかゞ仕らんこと。」と、理窟に時平行き當れば、善清行すゝみ出で、「菅丞相の詞とも覺えず、彼の坊主を相人とは餘りな先ばり、念に念が入り過ぎる、左中辨希世殿、さうぢやないか。」と云ひ出せば、是れ幸と希世は「念に念を入れてさへ、過ち仕落は有るならひ、況て初ならぬ唐土人、御對面の事なれば、輕々しく計らはれぬことゝ、皆しが間御思案有り、所詮天子の御代りは、大臣はなされし、今の御同腹の御弟、齋世の親王を、今日一日の天子と仰ぎ、御姿畫を唐土まで傳へて恥なき御雜作、此の儀いかゞ。」と理にかなふ、詞に逆ふ時平が謀計、目と目を見合せ、善清行も、口あんごりと開き居たる、尊慮を一同まで、伊豫の内侍立ち出で給ひ、「兩臣の諍ひ、我君聞こし召され、賢きは齋世の宮と直々の御定にて、只今御對面を召し請へ給ふ。」と此の由申し傳へ、伊豫の内侍は奥に入り給ふ。時平は俄におゝと顔、輝國が喜の眉、開く扉は日花門、希世が案内にて、齋世親王、儀式に黒る衣の紗、座に直って畏まる、と、唐土の僧天蘭敬とは汝よな、龍顔を拜し、今とらへたとの心、叶

ふは我が身の上哉、有り難く存じ奉ると、三呼平が指圖に聲賢の、聲諸共に高々と、御酒はさし上ぐる
其の内には、第宮講世の賢下、金冊子の寵此し、御衣裳かに見え給ふ、實に有難かしるしとて、唐僧
師が劉帝の官人、ふつと寄代し賜へり、天國紋竝んで縄をはけ、忍耐を丹と稱し奉りこい、天晴
賢にはおり賞の謝來重寶、嫌はるも理なり、三十三相備はつて、いはんかたなき御形の、爲體な
らん、僧が手に寫し奉らんと、用意の筆の末の筆をすら〳〵と、眉のまゝの顔際見
ては何と書いては叶ふ、御筆の持たせやう、御衣の召し様ちがひなく、顔附も變らず、誠に千載
の見ものなり、毒宮の姉を願はでの、特宮代に忠心尽、拝顔のねむれば二重ねて御縁につれ、三縁
露に顯れしと道真の、下畑を打ち寄で御膝の傍、御顔を寄せて、左右を伴うてこそ通用する心得た
て時平大臣、玉光にかけ寄り、御世の首の御耳摘んで引掛の出し、御衣も衣装をかなぐりて〳〵、唐人が
持つたれば、何くも着せては置かれぬ、此位でもない、無位無官に着せた裝束、此の縫縁れた圖案、
官家に遣わす我が顔る、今日の衣装は、有る位を闕らせらるゝ、身は通用、罷りかへると御衣冠、奪
ひ取つて行かんとす。道真立つて引き取り給ひ、裝束たり時平、我もなき御衣冠、私に持ち歸り、
過つて籠輕の名を取りたまふやと、何心なく身のためを、いはるゝ身には嫌に打、頭をかめて簡目
ま、昔僧の首、帶を泰前に向はせ給ひ、天子ついでの被害には、花の在座をりなし、簡潔しらぬ

世の中に、名誉を残すは其の身の為、道を残すは末世の為、妙を得たる筆の道、伝ふべき総領は、女子なれば是非に及ばず、幼なければ弟の、菅秀才にも伝ふまじ、弟子数多有る菅丞相、器量を撰みて筆道の、奥義を授け長き世の、宝とせよとの勅諚と、隠せしなかに左中弁、希世の輩へすつと出て、一宮丞相の弟子の中、何といひ、器用といひ、希世に上越す手書はなし、何卒これにて伝授有れと御申し付け下さるべしと言はせも敢へず、菅丞相打笑み、二代に有る者は我が僕、悪法は我が弟子なれば、此の道において師匠を奪ひ、悪徳の心致されたること無念、尤も学び二教谷には、有り難き其の恵み、我が筆法の大事には、神代の文字を伝ふる故、七日の斎、七座の祭、神道加持に用意、文字は何萬何千にも、我が筆道に通ずればこそ、それとなしも此処迄に、手習ふ子供も指授の弟子、今日より己宅に潜み籠り、書き出して筆道の弟子に、筆道伝授申すべしこと、宣ふ詞は今の世に、伝へて残る筆道の、誉は世界に知られて、貴なるなる哉、昔に瓦代こそ一子を帰すなれ、引捨つる筆は国に種を休め、今に二人の始祖、二品にし片時もなは道眞、道眞公の名代は、左中辨希世、時平公の代参は三位の清貫、管絃明晰な儒者の面々、弟子が過ぎの其の間、読みなむ時は寛喜遠見、夢に数をや結ぶらん、悦喜く見に其所の名代、揃ひて目をさまし二つの、手は懸けし、それぞれの時平公は、悪気者にも根が大事、名代にかせ通行賦、重い

しても三隣な思過、時代使を請け領内、目なうふもし往かいでな、ーおウ梅王のいはるゝ事わいの、此方の主の名代に来た、帝世殿こそ大郎人、蟇蛙ふ蟲も好き〳〵と、あの和郎が弟子にしたり、代参におこしたのなうし、、惜く来雨の、お心おしいたいこーやそこのや其方達が、小さい行節とは違ふ、三人の難の義さは、姉分等が身にも覚えの有る事、時世の宮様の車を挽く、櫻丸とわれとおれと三人は、面に違ふても、心は違ふても、着る物は三人一所、ひよんな者産んだと、親父が氣の毒に思はれたを聞きなされ、この子は天下泰平の相、舎人にすれば天子の守護と成る、成人さして牛飼に申上げよと、菅丞相様のお執成しで、御扶持まで下され、親四郎九郎殿は、今佐太村の御領分に、御寵愛の梅櫻松を預り、安楽に暮して居らるゝ、其の御寵愛の三本の名を、我々にお付けなされ、おれを兄のお心でか、梅王丸と呼びなされて召使はる。其方は松王丸、櫻丸は宮の舎人、烏帽子親といふ御恩の深か、家を隔てて奉公するとも、必ず仇疎かに思はぬがよいぞよ、ーヤ、バヽ〳〵と長口義説く人、もう帝世の宮もお参りなされ、牛休めに櫻丸も来さうなもの、何ぞ用が有るかなーハ佐太村の親父殿から、来月は七十の賀を祝ふ故に、三人夫連で来いと人おこされた、其の事じやはうと思うてこゝりや路なに人が来て、よう知つてゐる、思へば親父殿は、おはすかに子三人と、果報な人ではあるわいなア、ーと、兄弟噺の其の中へ、同じ胤腹一時に、生まれて年も同年同士、と

れが兄とも弟とも、梅と松とに櫻丸、三幅對の車挽き、木陰に一輛引き捨てて、堤の上から「是れは是れは二人とも、讓りとして居らるゝ、御神事も早半ば過ぎ、呼び立てられぬ中に行つたらよかろ。」と、眞顔でいへば梅王丸、「御神事が濟んだら、宮樣からお立ちで有ろが、其方や又爰へ何しにきた。」「イヤ此方の宮樣は、神司の方で御休足ある故、お立ちの程がしれぬ。此方衆の乘せて來た御名代の衆は、禁廷の御用が有るとて、立ち騷いで居たぞや、油斷して居られまい。」と、いふに松王「いか樣役なしの宮樣と、時平公のお目鑑で、御用繁き清行樣とは違ふ、何時しれぬいざ行こ。」と、車にかゝれば、「ヤレしばし待て松王、清行樣がお立ち有れば、此の梅王がお供した、希世の雜掌も同然、萬一お立ちでない時は、あの大勢の雜掌の中へ三輛の車を引きかけて、怪我さしても損ねても、不調法は各人の誤り、一走り往て樣子を見て、取りに歸るまでの事、休んだがよいわやい、サア來い。」と引き連れつて兩人は、宮居の方へ走り行く。跡見送つて櫻丸、「ハヽヽヽ、一ぱい食うて往たわい〳〵。」と、獨りごと言して相國の手拍手、招けば招かぬ[illegible]、[illegible]分けて在たい、彼の[illegible]の嬉しきは、菅丞相の御寵愛、卯[illegible]と[illegible]て色も香も、又は父御のお家前、目をかけ[illegible]、宮樣に、逢はせませんと[illegible]につゝ、供は八重と花の[illegible]、[illegible]の[illegible]、先へ[illegible]て、[illegible]こそのおん、在所はよいかと町へば[illegible]、[illegible]いともよいとい、[illegible]の[illegible]はお車の休み所、人出して一人も通すな、[illegible]と思ひ、

宮様をおびき出して来た所に、梅王や松王が、どんぐりの目玉にほつと草臥、一生につかぬ詭をまた吐いて、まんまと欺らして仕舞うた。姫君様恥かしさうな顔せずとも、お出で〳〵。ドレヤ開帳仕らう」と、車の御簾を引き上ぐれば、時世の宮は面はゆげに、姫は猶しも顔見合はせ、につと笑うて袖覆ふ。「コヽで定らが下々と違うて、飛ご付かしに軽業とこそ難い、女房ども暗闇にしたいな」「何かいな、闇やことで結構な車の内」「エ、すばやい奴では有るぞ。我等は暫しお暇」と木陰へはひれば、「それ〳〵、こんな時には男は邪魔、サお姫様、申し上げたい事有らば、遠慮なしに御身有れ」と、突き遣られし刈屋姫、「千束の文のお返事に、首尾あらばとの御すさみ、有り難いやら嬉しいやら、今日の此の首尾待ち兼ねて、お叱り受けに参りし」と、袂くはへて宣へば、時世の宮も十七の、いとまだ若き初恋に、何と言ひ寄る品もなう、「桜丸がいかい世話、文見る度にいやまさり、逢ひたかつたに能うこそ〳〵、嘸春風で寒かろ」と、仰せは姫の身にこたへ、春風よりも恋風が、ぞつと身にしむ許りなる。車の内は真の闇、ぬつと首出し、「コリヤ女房、我が身抓つて人の痛さ、おれも先刻から生唾が打つ、早う祝言仕ならぬか」とせり立てられて、「まそれ〳〵、春風でお寒いと仰しやる。御寝ながら新車、昔しの内の闇深き、御寝有りしにと無理に抱き上げ押し入るれば、「コレ、是なは何しやる、勿体ない」と言ひつゝも、車の内へ入り給へば、「畏心得て桜丸、さらば閉帳」と御簾

おみき、内には宮の御酒にて一統へぞれ〳〵のお流れ二神酒の御神供、調が鶯さんにミシャ鹽よこの膳
肴、聞いて居る者は涎を流さぬ者も、無い事、一統嬉しうて、ひとんだ言を設けたり三寸間も
私はこれが聞きたいの、まつ大切に御禮申よう、嬉しい事ではござんせぬか一つもう餘の御
喉が鳴う運ぎし、近所まで聞えがしいつた、よ喜びなされ、若い衆はそれが幸ひ、ようやく暮夜造
うたふこそこんなの數々は通り、内裏は間の襖にすつし、神樂の内へ、すつといつて、終日お樂しみ一遍
り、陸地の外八百でこざりますと申したれば、あなたにも存し寄ねてござつたか、よ
まなや九つた、もうまこの上、寄付まで待たしまて置いたし、樂器から送んでも出てこの其の御
この中から手紙こ、觀音樣の胴大佛様に、ああこらへ、ござりまする云々、お袋様、御神酒にあなたは
そ、お俵お家には日吉、水掛も一つに寄まれて置いたつ、其の水で顔も洗ひもした、お附お手洗をいもご
ざい一通いはたたや、あなた方はな御二人、うまいやつでは有り、手洗は愚か、お行水が入るもし
お禮二一つそれから〳〵まま其の御水を「ア、まで、一つ〳〵大禮をおかけて暑が湯る、終せこしに御まおるを
おがみ自由な、神樂の水取へ二杯いつて一つ杯、御前つ、お勝手、ことに大事に、いつく、上には春神
は九吉、其の王様の男衆、先きはこて、ていもいいさが、今度は神まで、神前で
行く、譯に寄附の、休みかは近ふ所で、客の諸所、管人社々に于所行かせ、暮々なをする

ア夫れにをる櫻丸、おのれ最前齋世の宮を、奉幣も濟まぬ中連れ退いたよの風聞、何國へ供した、サァぬかせ／＼」と言ひかゝれば、「存ぜぬ／＼、下として上の事、其方をとつくとお尋ねや」と言はせも立てず、「ヤァぬかすまい、兼ねておのれが取持にて、物いひし事と聞いて居る。取分け今日は、御奉幣湯の神いさめ、其の場所へ来て不淨が有ると、親王でも東宮でも、急度捕へて罪に行ふ。有様にぬかさずば、引縛へて拷問する、それ繩かけよ」と下知の下、おつ取り巻くを身構へし、「知らぬといふたら金輪際、奈落の底から天まで知らぬ。」聊爾召さるとおたつばし、下手のお鞠の蹴てく、蹴踏む、足の塩梅見せうか。」と、ぐつと踏み出す兩足は、顔に似合はぬ古木なり。「シャ下郎めが味をやる、最前から見る所が、車の内に人こそ有れ、御簾引断り檢めよ」と、いふに随ひ立ち寄る所を、首筋攫んで投げ退け／＼、「車は舎人が預りの物、命が有らば寄つて見よ」と、蹴るは飛ばし反ね飛ばし、下手も手取りかねつはし、泣き立て／＼逃げて行く、其の間に宮と姫君は、人に見られて叶はじと、車の内より飛び出で給ひ、さすが哀氣の一節に、遁れて旅のかり衣、何國ともなく落ち給ふ。隙間を見て清行が、取つて返して車の内、引き開け見ればうちは空殻、「南無三寶、見違へた、舎人めが戻つたら、大抵では有るまい。」と、下道さして逃ぐる跡、間もなく驅け来る櫻丸、御二方の見えぬに悔り、車を見れば宮の書置、何々、見付けられて、恥めを請けんより、立ち退くと有る文章に、ハッと驚き顔け

「ハイ／＼道傍にて御供」と、聞け行く向ふへ女房八重「ヤア是れお手洗汲んで來た」と、見せるを夜ね遣け「ナニ手洗所か、清行めが車の内、詮議せんと來りしゆゑ、見付けられてはと二方は、河内とも無う落ちなされた」「ヤアそりやマア眞かえ」と女房は、ひつくりかへりつたり木佛落としてシタリまあ此方は、このやどこへ」「ハテ何處へと、元輔君は菅家の御養子、實母は河内土師の里、菅丞相の御伯母君、先づ此方へ忍んで行き」と、彼はこの御車を、宮の御所へ引いて行け、捨て置いては後日の咎め」「ご尤もでござりまする」と、か樣の姿に押し引いて行こ」と、白張と着取つて、是と突じよとも行かしやんせ」「オイ、合點」と白張取立てて、飛ぶが如くに走けの行く八重は獨て、夫の姿白張田に引掛けて、車の牛を引き直し、こせいほうせい轡へはい、引けども逆き牛の足、ま鎗くさいと後から、おせば車もくる／＼と、廻る門口は不破新口で、あて人樣のくるり日か、夫の盛には十が暮、当宿車を押しかけて、末枚に一ツ下り、お首尾もよかれ雛まして、祈る心は八重の、黑目に前日の車牛、追ひ立ててこそ急がなる、上根と根方と好きと三つの車、好きこそ物の上手とは、藝能修行教へ重ね、公務の暇あけくれに、好ませ給ふ遊藝、堂上堂下はいふに及ばず、武家町人に至るまで、風流を慕ふ御門人、數も限りなき中に、左中辨希世、手習稽古ふる見え子、今度手法禅傳授は、音曲我等に極まりしと、勝手覺えし御殿の眞中、硯の役かけて直し、「源藏まいまで呼び立

つる、腰元しゆがお奥勤め、女中頭が聞きとがめ「コレお次に誰も居やらぬか、希世樣の御用が有るに、呼んでも/\局に不足顔」「コレ手の皮がむけるほど隙間いでもしられん、この合點、顔出しせねば毎日來るを面倒がり、言ひ合はせて皆あかすのか。けふで七日此の手習、あれが爲許りおやない、御子息の菅秀才は年頃じや、傳授事へ行かぬによつて、此の希世が傳授して、菅秀才の成人以後、身共から又傳授。さすれば師の法功と同じ事、ハツホというて廻る筈、左樣でこそ此方からたのまるゝこと。」「コレ勝手な心得や、そなた衆の不調法、こゝける所は局達の了簡、何おつしやるとおい/\。」「エヽ、申し希世樣、成程さうぢや、よい料簡。毎日/\氣を詰めるも、菅原の家の爲、今日も又此の清書、お目にかけて」と差し出す。「コレ/\けふは御赦されい。」「赦せとはなぜ/\。」「エヽハテ、幾度お目にかけましても、丞相樣の氣に入らぬは、お手の業ではござるまい。取次の仕樣の惡さ。下代にけふは勝野に「ト是れ不權ならぬ、筆法傳授も神道の秘密事。學問所の注連が目に見えぬか、油濃い女子はやらぬ。昨日までは氣に入らずと、此の清書は格別、筆先に肉を持たせ、天晴骨法を書き得たれば、傳授は有る/\、伸し切つて、往てたもれ」とたのむに是非なく立つて行く。「コレ勝野、局のいはれた、おいあいの合點か。」「アイ心得てをりまする。」「エヽ、忝い、お拂ひに入もなし、功德の三年め、腕風の加減でつい、よこ/\」ト取る手を振り切り、「エヽ、いやらしい、無體なことなさるゝ」と聲立てるが

合點か」「ト、合點ちや、聲立てるが怖いとて、しかけた惡人叶ひたれこそと、ほうと抱かへて連れて行く」「ヤレ〳〵申し」「申しとは誰に申し」「ト、御臺樣や若君樣、ようし〳〵といふ聲も、もれ聞えしや、菅丞相の御臺所、若君の御手を引き立ち出で給へば、希世は仰天「是れは〳〵、惡い所へよう御出でこと、手持不沙汰も濟らす口「藤野に賴の療治を賴まれ、取りにかゝつて斯くの仕合せ、御臺にも御存じの如く、藝能に達せし某、世に希な器用者とて、希世とつけた親どもが自慢の名、其の内に此の希世、年より紅粉稽古、菅秀才と呼び給ふて、希世はいやる、手習の者を取つて、菅家の公達菅秀才をも、よい〳〵はれ所中の願ひ、我等は腰の番用處を、數の揉んだ按摩のしだり、御臺所の御召しあり」「、其の言葉に及びませぬ、日頃から存知て居る、さこそ悲ひ何のいなこと、物に障らぬ挨拶して、たれ聞いて嬉しいた、今のしたやの手なから、お暇を申す事が有る」「御息女の刈屋姫齋世の君と、こや〳〵した世間の取沙汰、下旬七日相語る、御所には何の沙汰もない。虛説かと存ずれば、刈屋姫の御殿は閉ぢ、御立腹もなされぬは親御達も合點の上、缺落でがなござるか」「ト、聞けるゝ幸ひは御臺所、若しや逆事もなかりしか、「隱しても隱されぬ、性なき人の口の端に、かゝる噂も立つべき刈屋姫、齋世の君は猶更の、大切なお身の上、且に忍ぶ戀路の車、逢ふの逢瀬もそこ〳〵、そこに、事觸れを戀しく思召され、御所へお歸りなされぬものと、却つて常へ御わたならねば、

宮様附々の人々が、それなりけりにして置くまい。又此方の娘の事は、希世様知つての通り、本の母様は河内國、土師村の覺壽様とて、連合の爲には伯母御様。菅秀才を設けぬ先乞ひ請けて養子娘、此の御所へは戻られず、伯母様方へと心付き、自らが内證で尋ねに人を遣はした。此の一落は今日が日まで、誰とて御耳へ知らしませぬ。それも何故勅諚にて、筆法傳授七日の中、參内止めてとり籠り、世の取沙汰は何にも知らず、傳授も過ぎて聞き給はば、嘸やびつくり仕給はんと、彼方此方を思ひやる、心を推量して、たゞ一人と、案じ給ふぞ理なる。内玄關の奏者番、一間此方に畏まり、「先年お館に相勤めし武部源藏定胤、尋ね參れとの仰せにより、此の間所々方々吟味致して、漸う只今夫婦一所に參りたり、是れへ通し申さんや。」と伺へば、御臺所「ヲヽ待ち兼ねし源藏夫婦、早々此處へ參れといへ。ヤレ菅秀才、源藏に逢ふ間、爰に居ては氣が盡けう、勝野を奥へ連れて往て、機嫌能う遊ばつしやれ。希世様にも暫しが間、此處に居て邪魔にならば、所替へ仕らん。」と、つゞいて奥にぞ入りにける。人知れずと思ひ初めしが主親の、不興を請ける種と成り、夫婦が三世の契りより、三世の御恩離れ、不義より御所を追ひ出され、さもしい暮しの素浪人、尾羽打枯れし武部夫婦、今日のお召は心の發業、聞く館の内外まで、勝手は今に忘れねど、身の誤りに氣遅れし、膝もわな〳〵覺束足、御臺の御座を見るよりも、ハッと畏れて飛びしさり、蹲りたる許りなり。「ヤア珍らしい源藏夫婦、

連合の氣に背き、此の御所を出やつたを、かぞへればもう四年。日頃人を捨て給はず、慈悲深い程きつさもきつい、思ひ切つてはいかな事、見返らぬ夫のお心、叶はぬ事と思ひの中、源藏に逢ふと有る御用の樣子、何かは知らぬが氣遣ひな事では有るまい、定めて吉左右……自らがいふ事計り、嘸待ち兼ねてござるで有ろ。源藏夫婦が參りしと、誰そ奥へおしらせ申しや。ヤヤ二人共に顔を上げ、近う寄りや、ハヽヽ遠慮に及ばぬ、近う／＼。年月の浪人住居、渡世が苦になつたか、昔の面影どこやら、源藏が着て居やるは、荒々しき下々の着物。戸浪はそれに引替へて、小袖の綻び、道に女子の嗜みか。二人の中に子も出來たか」と、問はれて戸浪は有りがた涙、「冥加至極もないお詞、主人のお目を眩ませし、罰が當つて苦勞の世渡り、夫婦が苦辛も一つ宿り、一つところを離々の、輝の代に成しはてし。漸う寺子を取つて此の小躰は、御臺樣の下されし、御恩を忘れぬ寶の頭り、嬰の縫箔も、いつかは故郷の引出物と、變り果てたる其の樣を、連合は存じの上、難有涙に主從もろとも、付ふ一日の御仕業の、ア、それはまだ、お上に御存じないことまで、身の取廻しはいかにも、今日まで人手に渡さぬ、誠に心の寶物」と、ケイ女房が申し上げれば運命、此の所に成りましたが、一々昔の不義者時、寺ひ運せば主人の罰、御免に召さる仕合」と、夫婦諸共お悦び、涙、折柄局は奥よりいで出で、「お前御所へ召しまするには源藏殿只一人、御用濟んで其の手の時迄、奥樣に出てはならぬとの、仰せられてござりま

すこ「成程〳〵、心得た、源藏は局と同道、戸浪はこちへ」と入り給ふ。只今御前へ召し出さるゝ、源藏が身の嬉しさ極まり、間は斷つたと申し上げ、立てたる障子明け放せば、恭しく注連引きはへ、常にかはりし白木の机、端座なして坐し給ふ。凡人ならざる御有樣、畏れ敬ふ源藏が、五體の汗は布子を通し、肩衣絞る許りなり。やゝ有つて仰せには、「さりがたき仔細有つて、汝が行方を尋ねしに、住所定めねば、漂ひさすらふ在家を求め、今の對面滿足せり。其方儀は幼少より我が膝元に奉公し、天性好いたる筆の道、好くに上り習ふに從ひ、古き弟子共を追ひ拔き、あつぱれ手書になるべしと、思ひの外に在從中、戀まで切つて世の風說、筆取る事も忘れつらんこと」と、仰せに猶も恐れ入り、「御返答申すは憚りながら、前髪立の時分より、お傍去らず仕はれ、手を書く事は藝の司、書けよ習へと御意なされ、御奉公の間も、書き覺えたと申すも慮外。御勘氣の中たゞ一つ淸書に書く手でも、藝は身を助けるとやら浪人の業、鳴瀧村で子供を集め、手習指南仕り、今日まで夫婦が命毛、筆先に助けられ、淸書の直しまで、毎日書けども上らぬ手跡こ、御手本ねに預る程、身の不器用と御勘當、情なき仕合せ」と、歎くを熟聞召し、「子供に指南致すとは、賤しからざる世の營み。筆の冥加に叶す所に便りなくば手跡も變らじ、改むるに及ばねども、爰にて書かせ、道眞が所存は後に知らさん。認め置いたる眞字と假字、詩歌を手本に寫し見よ」と、白木の机御手づから差寄せ給へば、ハ

アはつと先へは出でず跡すさり、性根惡の左中辨物陰よりずつと出で、「コリヤ源藏、樣子殘らずあれから立ち聞く、師匠の指圖は塵も背かず、辭退申して出る者が、兩手をついて目をまじくじ、望みの所作がらするは、書いても見樣と思ふ氣か、それは覺束ない事。ハテお馳走と有つて忝い、希世樣のお詞に、一つも違はぬ兄弟子、斯し身の分際を顧みぬ、源藏めでもござりもせぬ。只今是れにて書けと有るは、お手本書いて呉いやら惡いやら、斷念の樣子も存ぜず、四年以來住所住居、くさ點に三及第、書き出しや反古の紙に書けならば揚引もせまい、其の結構、机に筆硯、大師流の位に負け、一字一點いかな／＼と、おゝ、恐い指南、いかほと叩つて何枚書たれ二「さう其處でこそわます、御勘當の私、御意に叶ふた身の願ひ、お傍へ聞え上げまする。「ムヽそれで聞えた、老若はしてやるが、今はならぬといふ其の存念、併しなんで隔して聞け。丞相の仰せには、行末不定の世の中、生死の道には老若差別はなけれども、三十年前から死ぬるを覺悟、當來不定常住在る二、天命を知るといふ齢を過ぎ、彼の五年を待ちあぐみ、此上まで傳ふる筆法の一流、是れまで傳授の弟子もなし、一代限りで絶やすは殘念、手を選んで傳授せいと、勅諚で、七日の潔齋、筆の道をお取込み、斯樣になつてから願うてやれ」「ハヽ」源藏夫婦、承り候、身に叶ふ勅諚、其の勅諚、一入嬉しも、知れたことぢやすとも、筆を執れとせりがつる、いかさま承はる、手本を書け、

と、仰せは武部が身の大望、希世は偏執むしやくしや腹、立ち寄る源藏引き付け、「われ〳〵兄弟子に遠慮もせず、書かうと思うて出しやばるか。」「ホヽ、お笑ひ有つても恥かしからず、御免なれ。」と机にかかり、手本を取つて押し戴き、心臆せず摺る墨の、色も匂ひも芳しき、筆の冥加こそ有り難き。希世傍へすり寄つて「わが樣な横着者は、手本の上を透き寫し、其の手目は身がさせぬ、恥と天窓はかき次第、身のさまい恥顔、わりや何とも思はぬか。溫袍の上に汚れ袴、机に直つて居るざまは、貧乏寺の講中奉加帳の帳付けに其の儘、無緣法界を書くなよ。」と、惡口たら〳〵言ひちらし、怪我のふりにて机を動かし、肘に障つて邪魔するも、構はず咎めず手本の詩歌、心よく書きおほせ、机も共に御前に直し、しさつて頭をさげ居たる。丞相、清書を取り上げ給ひ、「鑽沙草只三分許、跨樹霞纔半段餘、是れは我が作れる詩、きのふこそ年は暮れしか春霞春日の山に早立ちにけり、是れは又人丸の詠歌、何れも早春の心を詠み適へり。假名といひ眞字といひ、是れに勝れし筆や有らん、出來したり出來したり、總じて筆の傳授といつぱ、永字八法筆格の十六點、名をそれ〳〵にいふに及ばず、人のしる所、菅原の一流は心を傳ふる神道口傳、七日も滿つる今日只今、神慮にも叶ひし源藏。」と御悅びは限りなし。「ハア有り難や忝い、筆法御傳授有るからは、御勘當も赦され、前に變らぬ御主人樣。」「ヤア主人とは誰を主人、傳授は傳授勘當は勘當、格別の沙汰なればこそ、不屆なる汝なれども、能

書かれば捨て置かれず。私の意趣は意趣、筆は筆の道を立つる、道眞が心の潔白、勘氣に逢しても依怙とは思召されまい、希世にも疑はれな。勘當は前のごとく、主でなし家來でなし、此の以後對面かなはじ」と、尖き御聲源藏が、肝に徹さるゝ心地、「道理を分けての御意なれども、傳授は外へ遊ばされ、勘當御免」と泣きわぶる。「こりや源藏が歎くは道理、勘當を赦さねば、傳授しても甲斐がない。彼が願ひも希世が望みも立つやうの計略は、傳授と勘當かへ〴〵にして遣はされたら、よささうな物のやうに存じまする」といふ折から、當番の諸太夫罷り出で「ご禮の御用これ有る間、只今參内遊ばされよと、瀧口の官人參られし」と申し上ぐれば、「御不審顔」「七日の精進する中、御用とは何事、隨身仕丁の用意せよ」と、裝束の間に入り給ふ。參内と聞くより、主も出で給ふ御留守所、縁の下に巧濺を押し隱し、人目包むも餘所ながら、お顏をせめて拜ませんと、心づかひに希世が傳授の様子承れば、お前には遣りあるまいと、仕合は勘氣、されども御勘當は赦りなけれ、前の出入も今日限り、かなたこなたを思ひやる、御簾内を見遣りかへて、これぞ「二」を限りの、下をしらする御目でかひ、夫婦は重々お禮、手にして戴る。底道、拔筆は硯、書の前、一閒の内より立ち出で給ひ、神道秘文の傳授の一巻、源藏に給はりける筆法の御相傳、神道奧秘を世に傳へる小柴垣、歎き申し奉る、因縁斷くとぞ知られける。○傳授箱をかゝえながらは菅公の前に立つて、筆の跡は殘りて止まりて

いの御諚。「りや源藏、ほえ面かいてももう叶はぬ、腰が抜けて得立たずば引きずり出さん。」と立ち寄る希世「なうあらけなや、仕給ふな、この世の縁の切れ目ぢやもの、立てぬも理無くも道理、涙とゞめて御暇乞、見奉れば宰相の、襟ふり動かす戸浪が顏、それぞと推し給へども、しらぬ顏にて立ち出で給ふ、「何としてかは召されたる、御冠のおしうから、落つるを御手に請けとめ給ひ、「物にも障らず脱げたるは、いまこはつと許りに御氣がゝり、「イヤそれは源藏が願ひ叶はず落涙致す、落は落つると讀むなれば、其の驗でがな。」「イヤ／＼然にてはよも有らじ、參内の後知るゝ事、源藏早く歸されよ。」と、催促して參内有る。希世はこは／＼御見送り、御勘當の身の悲しさは、行くに行かれず伸び上り、見やり見送る御後影、御簾にさへられ衛立の、邪魔になるのも天罰と、五體を投げ伏し男泣き、戸浪が嘆きは其の百倍、「こなたは御前のお詞かゝり、直にお顏を見さしやつた。私は漸う御臺樣の後に隱れてあんじりと、お顏も拜まぬ女房の心、思ひやつても下されぬ、まんがちな一人泣き。聞く詞でもこなたは仕合、女子は罪が深いといふ、如何した謂れでなぜ深い、鈍な女子に生まれし」と、御臺のお傍も憚りなく、果てし涙ぞ憐らしし。希世のそ／＼立ち戻り、「イヤ源藏を歸されぬは、御臺所御油斷なく／＼、一刻も早くぼいまくれと、重ねて仰せ付けられた。そこを少し身が料簡、其のかはりには傳授の卷物、讀んで見る望みはない。筆の冥加にあやかる爲、ちよと戴かしてくれんか、

と、望むに是非なく懐より取り出すを、引つたくり、逸足出して逃げ行くを、どつこいやらぬと源蔵が、はつ発けはつ詰め襟髪摑み、引きずり戻してむんづき投げ、大の男に一泡吹かせ、傳授の一巻取り返し、「是れを己が引つかけうとは[illegible]、昼鳶の骨頂め、びくとも[illegible]」と、刀四五寸抜きかくる。「コリヤ源蔵、[illegible]爾すな、戸浪逸まるな」と、お詞かゝれば、「エ、エ、おのれエ、エおのれをな、只助けるも残念な、寺子屋の折檻の机は、こいつが[illegible]、女房此処へ」と取るより早く、背中に机[illegible]なし、雨手を[illegible]の脚、[illegible]た師匠の躾、[illegible]の代り扇の親骨、[illegible]痛さも無念も命のかはり、[illegible]任すれども、[illegible]は心得たれ、[illegible]捨てに、せめて一夜といはれもせぬ。[illegible]又逢はう。[illegible]行きやるか[illegible]く聞きなき[illegible]、見るかげもなし[illegible]か姿、泣く〳〵御門を 三重 出でて行く。源蔵と引違へ帰る梅王、青息吐息門の[illegible]に[illegible]きた。[illegible]の様子は何かは知らず、[illegible]

奥様へ此の様子を。」と館の騒動門外には、鐵棒打ち振り警固の役人、輿にも召させ奉らず、菅丞相の前後を圍み、先にすゝむは時平が加擔人三善の清行、門外に立ちはだかり「齊世親王苅屋姫、賀茂堤より行方知れず、仔細御詮議なされし所、親王を位に即け、娘を后に立てんとする菅丞相が豫言の企て、其の罪遠島に相極まり、流罪の場所はおつての沙汰、夫れまでは押し込め置き、出口々々に大貫、鎹、門の警固は身が家來、荒島主税を付け置く。」と、呼ばはる聲を聞く辛さ、御臺は警固の人目も恥ぢず、走り寄つて「道眞公コハそもいかなる御事ぞや。齋の間の事、姫が身の上御存じない、いひわけは何故なされぬ。科もない身を漂泊へとの、仰せは聞えぬ恨めしや。」と歎き給へば、「ハア愚か〳〵、道眞が命かうなれども、君を恨み奉らず、漸う齡傾きし臣が拙き筆跡まで、惜しませ給ふ傳授の勅諚。昨今までは叡慮に叶ひ、けふは逆鱗蒙るとも、皆天命のなす所、先程冠の落ちたるは、殿上の札を削られ、無位無官の身と成るしらせ、今さら悔むは愚か〳〵。是れより配所へ行くにも有られず、見苦しく、歎かれな。」と御臺を遠ざけ給ひける。希世は道より取つてかへし「清行殿御苦勞千萬、此の和郎の様子承り、弟子の方から師匠をあげ、向後頼むは時平公、菅丞相と一つでない執成し宜しく頼み入る。」「氣づかひ有られな、呑込んだ、作法のとほり菅丞相、内へ追ひ込み門を打て。」「畏まつた。」と荒島主税、割竹振り上げ立ちかゝる「コレ待つた、其の役目希世が替

つて仕る」と割竹遣取り「コレ謀叛人殿、今までとは當りが違ふ、時平公へ宗旨を替へた手見せの働き、割竹一つ」と振り上ぐれば、血氣の梅王すつと寄り、希世を四五間突き飛ばし「ヤア下主の慮外者、自滅仕たうて出しやばつたか。」「ハレヤレしれた有る下主呼ばはり、こなたの口から慮外とは腸がよれ返る。」其の割竹振り上げて、「誰かく」「ナ、ナ謀叛人此のわちよを」「コレ謀叛とは誰が謀叛、御恩を忘れし人非人、菅丞相にはお構ひなくと、汝に罰は身が當てる」とまた飛びかゝる梅王が、拳を指し延べ引き寄せ結び「ヤアア小ざかしい汝が擧動、敕勘に當つて漸く寄る通路、希世は拳骨さ、其の外へも手向ひするは上への恐れ、汝は勿論館の者共、我が詞を用ゐずば、七生までの勘當ぞ」と、聞いて希世がこゝぞと拔き「コリヤ梅王、しで見ぬぞ、頼けた詰めで應なしぞ」と、のさばる無念刷ふる梅王、是非も情も荒島主税、宮人原に追立てられ、情も節に入り給ふ、御臺様こそ痛はしき。「ヤアヽ御臺の大胆者、表と裏へ手分の人數、築地の穴門裏の口まで、御身の間に打ち付けしは、物忌まはしく見えにけり。御行見舞し、「ハレ能い氣味。」出口もなの端りも能いか、築地の屋根を越さうも知れぬ、土佐萬里油斷すな。」蘭に及ぼは希世殿、いざ館へ」と打連れて、六七間を打過ぎる。築地の陰に待ち居たる、武部源藏ぬつと出で、希世を一當て悶絶させ、見事てる滿行相伴投へこ一ハ、八難衛者打つのめせ、我等待れ」と驚いたり。武部は門へ逃れたし、當らば切

んな勢ひなり。希世は漸う人心地、立ち上つて「ヤアうぬは源藏め、一度ならず二度ならず、甚いめに合はしたな、うぬがする狼藉、菅丞相がさしたになつて、流罪の仕置が死罪になる」と、いはせも果てず高笑ひ。「女房コレ聞け、物覺えのない拔作殿、傳授は請けても勘當の身、此の源藏には主人がない。梅王は主持たで、大腹をさいなまず、怺へて居るかはいさに、名代天下に皆無切り」と女房諸とも拔き放ち、めつたなぐりの太刀風に、小癪侍雜居公家、吹き立てられて散り失せけり。敵なければ立ち歸る、時節も幸ひ黄昏時、門の扉をそろ／＼、明けば内より轉める聲に聞き覺えた梅王が「こさいふは武部源藏殿か、コヽ殿所が、若い者、油斷して居る所でない、扉の聞き附けて破り、御主人達の御供して、コレ此の場を退くは安けれど、おことが今も聞く通り、仁義を守る道眞公、とあつて讒者が計らひにて、お家の斷絶程なし、コレ御幼少の若君、たゞ婦が館へ參らん、所存を立つるはコレ梅王、若君をこつそりと、築地の上から、コレできた／＼源藏殿、おまへいつては得心有るまい、盗み出すがお家のため、さうぢや／＼能い料簡、一刻一歩も早う立たし、頼む／＼。」といふ間もなく、築地の上から、梅王が心の早咲、勝色見せたる花の容顏、大事の若君怪我さしまさない、心得高き築地の屋根、延び上つても届かぬ背たけ、とやせん戸浪を抱き上ぐれば、軒に手とゞく心もとゞく、若君請取り抱きおろし、外と内とに忠臣二人、胸付開けどいらぬ御門

荒島主税目早く見つけ、二十七番人の中には有れども、守人の影がない、青襖やを手引する、内と外との相違から、菅秀才を盗んだ、此の合法違せん」と、かけ出す先に頭髪立つるふてがつて十つとこへ入し、おのれをやつてまいるかうと、肉ひて蔵れは接ぎ合にて、切り結びのけくさ、追ひつ追しく二人が責負、屋根の上から上下四心惣共、藤数本商量和二つ、われて命には荒島主税、ともろに及ばぬ命を捨て切り捨て、從に関所を遂げたる、初めて寝たる管秀才に、家国相続の年長、此のなにが先陣を、雪の主心得たと、首に掛けて云えて、必ずさを給かあふる、命の限りには当てけり、一般一番家名を高め、人の手本と成りにけり。

第二

道行詞の甘替

サア〳〵子供衆、買うたれ〳〵、あの鳥で雨が降る、雨の鳥のいやもうなんと大霧、泣く子は口へ棒地黄煎玉、扨其の外本平野飴、桂の里には桂飴、西の宮には雨の金、其の品々は並て買うたり、拙者が自慢で黄の廣めるは、桜飴を買はつしやい、暗飴〳〵、桜〳〵、いつの年のもいつとも何とも、本綿頭巾に袖かくしの、羽織は軽き身なれども、胸中重き牛皮口、桜丸はいつもの、菅丞相の御恩を

お出でし、時世の宮と姫君に、漸うと廻り逢ひ、一日二日は我が宿にも、忍ぶに何と菅原の、伯母君頼み參らせんと、行くは車の供ならで、跡と先とに打荷ふ、飴の荷箱のかた〳〵に、御二方を入れ參らせ、浮世を土師の里へとて、箱の上より〳〵賣りて行く〳〵、こゝろづかひぞ切なけれ。都なれば夜を深草に、出でても道は忘れなくて、御香の宮に明け渡る、道を芹川淀も越し、町を過ぐれば愛ぞよし、誰かは何と石清水、いざ〳〵お出でと荷をおろし、箱を開けばうつ高き、姿あらはに御居睡、暫く拜む日の影に、目なれぬ山や知らぬ里、おもひなくてご見まほしし、なう宮様〳〵と有りければ、さればとよ、そなたの父菅丞相、如何なる事の過りにや、押籠の身となりけるも、我々出でし跡なる故、正しくはしらねども、やがて赦され有りぬべし、兎にも角にも、我が身は今賣る飴の如くにて、傘に覆はる日陰の身、いつかとけなん心ぞ。」と、御仰せに櫻丸「左様にては候はず、御忍びましますも、飴をば上に君を下、とりも直さずあめが下、しろしめす瑞相にて候ふ」と、申し上ぐるに宮は猶、勿體なしと身をすべる、野路の畔道そろ〳〵と、蕨が裾に手を入れて、裾ひるがへす裏模樣、とある木に草も芳しき、春の野面に馴れる蝶、袖にとまらば羽摺りて、鏡絶やせしけはひせん。爰に我が名をかりやの里、今苗代の時を得て、民の手業も遠目には、いとあからかに引鶴の、群に千歳をかはらじと、契りし今の閨の内、宵よりしめて寢る夜さは、月に出るやら曇るやら、唄 枕とる手に寢て解く帶の、

いかいお世話〳〵、枕とる手に寝てとく覚り、いかいお世話〳〵、結ばぬ夢をさますとや、春の風ぬるみし宮の快く、行手の森の人音に、見付けられじと手ばしかく、また忍ばする斎世が、片手に太鼓片手に囃声をかしくも拍子ぞろり、これはやく〳〵〳〵、是れは天子の始めなされた神武鉦とて、神武天皇は鉦がお好きで、鉦をしやりましたる名物鉦をば、これも仕なろう囃子や鉦等が、紅葉の葉をしんこんもんどろかけて、しんどろり、もんどろりと練りやりましたを、買ふなら今ぢや〳〵と賣ることの、子供あつめに手の鼓が、鉢の上座を貰ひに来て、思ある間の取沙汰に、出しや夢の市ゝ用、筑紫へ流され給ふゆゑ、津の国安井に風待して、おはしまするはいたはしいと、噂隊としらす告げて行く〳〵、跡の驚き悲しみは、前の細目に御辞り、一間逢頭は左遷とや、丞相安井にましますとや、ぞあてお顔が拝みたいと、何卒御船の出ぬ先に、逢はでたも桜丸、頼む〳〵ともろともにて、わつと許りに泣き給ふ、詳をも人にしらせじと、鼓吹の節に紛らして、たれより道を歳めりに、一荷の涙擔ひ行く〳〵、先は何国ぞ津の国の、安井の岸の安からぬ、思ひ重ぬる、淡路さまよ世につれて、海の面も風騒ぐ、遠に御船ともめしは、菅原道眞公、身には覚者の占顔く、覚しなきがに罪きはまり、筑紫宰府へ流罪の首途、津の国安井に着きしかば、警固の武士は、法官の判官齊世の御判官代輝国、逆政増井に陣幕打たせ、見るも厳しき槍長刀、数多の官人四方を囲ひ、出船を松の下かげに、日和見合はせ

朝に日けの、五畿七道國海の面を見渡し、幕旋らきこて、丞相の星下龍頭の下に手をつかへ、一ツ御臼井と違ふ所に、九十三日と御用撰の日和と、相見え申でて、此の所に御通行も、しても、河内國土師手里に有過し往つて、伯州相模國をこへ、武蔵之國一がもし一と、さうし上、江之奇求相、町やこれたる御宮殿、朝見え云はし給ひ、一統の御事に通ふるのは、上を奉ぶ下とさて情有る武士よ、新く国みこ成りしけず、取る道には我まりも、なことは事はいかにせん、濁せよとまて三と道へ使一で有いおれと御しみ、大宮の御宮なり、お国に成へて特めにあはば、死後の御世に後の宮、遂に私かされたおさい言葉を以ての御すには、本師の世に御座有りと聞き及ぶ。若し筆の国に二御住の蔵あらば、暇乞させこさしと済をの御おはせて、長寝る時もなし、御心毒きなく玉藏の新へ御出でこで、すゝめ申せば何至上冥明、御子の方を行かさいきを給ひ、一ツ世に有りがたき法王の御心やつ、天子に交附なしこいくとも、現前の御さ間、其の御方に対面して、第一周人と…る事に、如何なる事の職にぞや、はてなる浮世や、誰をもの事の歌にやこと、三世を通る時分にも、誰を尊しとの御法様、実にと見ていたはしし日頃の御喜を出でて三年御のその祭用、また二三日も御過ぎと存ぜしに、思ひの外なる龍り、風治と大賽こは、御出家の御用意とという浮照国でアマだまのなあ。たら誰のまじき日和、たる龍つたと申さすらば、まさ日和の悪しくなるも、汝が眼にかゝりましたと、左様おや御意をみせ、

二八月は紙鳶のあがる時、得手は手の裏かへしまする」「ソレまだ吐す、左様な手の裏返す日和に、天晴な達人の細工さるゝ物か」「イヤモウ是れは迚もの事に」「ヤア真顔で、向うの山に雲が出て、また四五日も降り続くの日和ではない、いかさま滝が降るらんと、呼りつゝればなひつゝなし、いかな功者な紙鳶でも、此の大風には仕様がない」と、呟き〳〵入りにける。帝は一間の障子越に聞し召し、法皇の御心の有り難さに、斎世親王へ目くばせし、「おまへはこゝにかに安々と、御輿と共ある事とて、昔のやうな御心と思召か」て、斎世の宮と私の側に、偽りも御諚やら、めでたい籠から離れ、菅丞相を御供申し、北にも、んで聴せ来り、六波羅の朋輩を頼みて、鶴殿の若殿との御引合、又一つには斯の娘子も悦びたい、御宿人へ直に」と、立ち寄る心を数多の官人ども、「皇、鳶とは案外者、鳶ども狂言者、曲事なるぞ」と取り巻くを、それと悟りて輝国、「まて暫し」と押しとめ「あの若い者の顔に見覚えありたるぞ、いうて聞かさう。上よりの咎めの筈なれど、其に一目開すまいとも、斎世の宮と斎世の君、只逆らひ一罪存したなき三ヶ月の中にたぐ、是非なく引に落ち給ふと、聞いて悲しむ輝国、官人共に一目見せ、三芸の者はばれとも満てや漢ましや、不思議二人の縁なぞ、悲しむなるとも恐るなのとも、家に打てる目を顕は消そしや、又上に逆ってさへ、助けたい、其面さすると、跡は涙より外なきぞ、斎世親王に事をけゝ、思ひもなかれ、斯前の有りては、一家の相の見ある道理、立ちかへりては、上る鳥帽

天子に成りかはり、御姿を神僊に寫させしは、菅丞相の計らひ、唐土まで天子と思はせ、我が娘を后に立て、外戚とならんと下工みと、讒者の舌に懸る内、宮姫を連れ御出奔、彌これと叡聞に達し、罪なくして罪に沈む　殊に帝君とは親子の中、是れ天子への畏れ有れば、よもや對面は候まじ。兎角此の上は菅丞相の身を思召さば、是れより刈屋姫と御縁を切られ、二度禁庭へお歸りあつて、罪赦なき途を尋ねさせ給はれ、丞相歸洛を御願ひ候へかしと、申し上ぐれば齋世の宮、我故罪に沈むも悲しく、又我をのみ慕ひ慕ひ、付きそひ來たる契りをば、見捨てて何と往なれうぞと喞ちたまへば、姫君親二父の罰には怨敵、我を罪して御流罪を、致したゞ人々ぞと、伏し沈み〳〵、消え入るばかりに泣き給へば、□したる身に取つて、猶苦しさ、胸にも身にもしみ渡り、思へば〳〵我ならは、其の悲歎が取持たん。律人は外ならずと、悔めど今更せん方も、涙先だつばかりにて、とかう詞もなかりしが、立ち直つて宮のお傍に恐れ入り、「私元は土百姓の悴、御扶持を下され、君の舎人を勤めるも、皆菅丞相樣のおかげ、其の恩有るかたを流罪させ、のめ〳〵見ては居られずと、申し上げる我々風情の及ばぬ所、輝國殿の仰せの如く、是れより齋君と御縁をお切りなされ、他人と成つてお願ひ有らば、よもや叶はぬ事もござりますまい。再び丞相樣御歸洛有つて後、表向の御縁結び、暫しの間のお別れ、御聞き入れ下されよ」と、身にかゝつたるせつなさに、土に平伏し願ふにぞ、齋

世の宮は猶涙に「一旦館を出でし身の、面目なし二度の恥」と、仰せに輝國詞を返し「御館へこそお歸りなくとも、法皇の御所へお越しあらば、猶以て御願ひのよき便り、ひらに是非に」と勸むるにぞ、兎角涙にくれ給ふから、姫君に指し向ひ「我が戀草の思ひに進み、丞相の歸洛を願はすば、天道惑り給ふべし。契りは盡きず逢はねども、親の爲と諦めて、別れてたも苅屋姫」と、涙と共に宣へば、「ハヽ勿體ない、お歎きをかけるも元は自ら故、いつそ焦れて死んだらば、今の思ひは有るまいに」と、お名殘惜しやの御顔を、見るも涙見らるゝも、涙片手に「又逢ふまでは隨分まめで」「おまへ様にも御機嫌で」と、跡は涙の泣き、わつと絶え入り給ひける。かかる折節いづれとも、しらぬ女中の乘物つらせ、おめ／＼臆せず判官代に指し向ひ「私事は土師の里の者と申して、菅丞相の伯母の娘」と、聞くに嬉しき苅屋姫、「ヤーノウ母様かいの」と、取り付き給ふを突き退け、「母覺壽、左遷の様子を聞きおよび、年寄つての悲しさ、御推量下されませ」と、いふ内にまた涙は取り付き、其のお歎きが身に取つて、なほ悲しいと嘆くを振り切り、何事も旅の空の習ひ、土師の里にて御一宿あらば、心よく暇乞も致し度き願ひ、おすゝめ申してこの身の、せめては嘆きをとゞめたく、無體な御所望、夫宿禰太郎が參る筈なれども、郡役も勤める身で、身勝手な事申すも如何、女の事故は常のことと、不調法も顧みず、お願ひに參りし、お役人の御料簡、偏に頼み上げまする」と、願へば宰

國、ウヽヤ一家の願ひ叶はぬ事、大切な囚人、浪打際の一宿心元なく、只今用心の爲、土師の里へ立たせ給ふ。宿は覚寿の許と聞いて嬉しく、ハヽア夫れは〳〵結構な御用心と悦び勇む立田が詞、讒はいかへとも申すも事に、父上にお目にかゝるお願ひ、と、頼む袂を振り放し、恐れ多き丞相様、御対面の叶ひて逢はうと思召ぞ。兎角ただ悪逆者といふお子のない先、母様がお前をば藁の上より遣はされ、私が爲に姉でも、今は菅原の姫君様、勿体ない宮様へ恋ひかけて、今此の大事になつたではないか。恋は心の外であるが、是れはあんまり外道すぎて、姉のわしまで人々へ、顔が出されぬ恥かし。と、叱る心も姉妹の、ぎりが好みと知られける。輿の内には菅丞相、詞をかけ給ひな、姉を叱るは判官代、ヤア立田殿、今更詮議なき事。コリヤやい桜丸、何をうつかり、一時も早く宮を法皇の御所へ御供申せ。立田殿は苅屋姫を、同道は必ず無用、合點か。コレヤ土師の里の御元へ、無様お預けなされよ、と、表を立てて心は情け、宣旨を持たせし乗物へ、皆々丞相を召しかへて、行く先とは配國でありながら、御乗物はゆるやかに、常の旅行同然に、守護が引添うて、土師の里へと急ぎ行く。コハ是れ如何、丞相の宮諸共に、駆け行き給ふを、桜丸が引きとゞめ、立田が押へて引き分くる。名残惜しさせぬ姉妹の別れ、おふきの別れとさすが又、姉が情で引合はす、いとゞ思ひは増井の濱、目に泣き腫らす赤井の水、いつか安居と逢坂の、水のあはれや泣き別れ、さらば〳〵と

に心殘る、菅丞相の御別れ、對面有りたき覺壽の願ひ、諸人預る判官代輝國の用捨を以て、河内の屋敷へ入らせ給へば、老の悦び大かたならず、警護の役人其儘の、別れもしらぬいそがしさ、立田の前は宿場にて、思はず逢うたる苅屋姫、密かに伴ひ歸りしも、家來も多くはしらぬがち、隱し置いたる小座敷の、襖を細目と押し開き二親もからう、顏も見すう。顏兒に來たいは山々なれど、さりとては何に角や、用事の多き、母樣の御殘されねばえ來られぬ、今が能い隙、顏も東風晴らしにリア愛しにと、心遣ひも姉娘の、妹の情有難や、一間を出づる目に涙、二度世樣に別れてより、段々時世に隨ふりへ、父上樣にもお目にかゝり、せめて不孝の申譯、それも叶はぬ事ならこと、我が身の覺悟にはあつても、上の御覺悟樣、今の母樣の御弟、我れ不孝の罪は、謝しも言ひ得ぬ、心を推量して下さいと、續けば共に涙ぐみ、さう悲しいは道理ぢや、さりながら、永の暇に逢はぬとて、短氣な事などかんまへて、思ひ出ても申さんすな。母樣のお腹立つて、此の屋敷に御逗留。どうぞ首尾を見繕ひ、母樣のお耳へ入れ、お詫言申すと、御所なれば、口むしりが口に見せれば、こちの思うた事へはゆかず、母樣の堅くろしさ、兄弟なされた御兩樣に、武しく見らぬ御作法。我が産んだ子でも人にやれば、先こそ親なれ、こちは他人、それを實の娘ぢやと、思ふは町人百姓の、武家では猶ふる子に苦しませ、冷く懸い事をいひ、外の事に言ひ紛らし、其の場は濟んでも始終が濟まぬ。

お宿申すも今日で三日、濕氣空も吹き晴れて下り日和に直つたと、船場から注進の爲、今宵八つがお立ちとて、輝國殿の旅宿より、知らせに寄つてお立ちの用意。今やなんどと思ひの外、手詰に成つたがどうして好からう。膝とも談合、コレ泣かすと、好い智慧出して下さんせ。」と、とつおいつの胸算用、後になつて宿禰太郎、「よい分別者是れに有り。」「ヤア太郎樣いつの間に。」「ム、何時の間にとはコレ立田、連れ添ふ男の目をぬいて、こつそりと取り込んで、だいそれた身の上話。刈屋姫はそなたが妹、藁の上から養子の仔細、知つては居れど京と河内、武家と公家とは位も格別、菅丞相の尾羽風吹かし、聟めかしても、いつかなめかれぬ位負け。名計り聞いて逢うたは今、しんと御器量、時世とやら樣とやらが、現樣にならしやつたも道理ぢや〳〵。姫の顏見ぬ先は、おれが楊貴妃ぢやと思うたが、競べて見れば無楊貴妃」、こなたの名もかへねばならぬ。」「ソリヤ又何とえ。」「ハテしれたお次の前に「ヨ、おはは〳〵と出放題、館樣へも隱してゐる、此の譯何ともいはしやんすな。」「それは氣遣ひ仕給ふべからず。明日のお立ちしらされし、輝國の旅宿へ參り、此の間御逗留、心づかひの禮申し、いよ〳〵刻限相違なく、一番鷄の鳴くのが相圖、申し合はせに往て來いと覺壽のいひつけ、只今參る道で、よい思案が出たら、コレ戻つていはうお次の前に」「ヤレまだじやら〳〵悪戯口」「ハテソト開口いてこう。」と、表の方へ出でて行く。後を見やりて刈屋姫「彼方がお前のお連合、身の上の

事に取紛れ、お挨拶も得申さぬ。コレア、これ挨拶はいつでも成る事、こちの願ひは延ばされぬ、ア、どうがなことと案じ煩ひ、オヽ、それ〳〵、所詮母様にいうたとて、埒の明かぬはしれて有る。連合も留守、母様もお傍にござらぬ折柄なれば、お前を私が連れて往て、叱られうがとうならうが、後は儘いなこ。サア此方へ〳〵ござ、姫の手を取る後より、不義者どつちへ行く、と、襖ぐわらりと母の覚寿、杖ふり上げて呼び掛くれ、立田ははつと抱きとめ、お前に聞けていはなんだ、隠したと腹が立つならば、此の立田、打ちも擲きもなされませ。此中も宮にせぬぞ、人にやれば我が子でないと、仰しやつての折檻は、母様とも覚えませぬ。コレ伯母様の御秘蔵娘、杖祢あててはよいものか、さゝ自らを〳〵と、姫に代つて身を厭はず。イヤ〳〵お前に科はない、不義な自ら打ち給へ、と、立田を押しやる杖の下、いやいやお前は打たされぬ、こなたまではと折檻の、杖を奪ふ姉妹の、老母は猶も怒りの節色。コリヤ立田、おのれや他人には折檻させぬ、養子にやつた丞相殿は、おれが為には甥の殿、子にやつた娘は躾様、親も教へでおいたれば、大事の〳〵甥の殿、流され給ふは誰が為、にくうて〳〵、ヽレ此の杖折るゝ程擲かねば、丞相殿へ言訳立たぬ。六十に余つて白髪天窓、連合に別れた時、剃るをそらさぬ立田の前、尼に成つては便りがない、力がないと留められて、此名計の覚寿と呼ばれ、邪魔に思うた此の白髪、今日といふ今日役に立田、天窓を剃つて衣を着れば、打擲の杖に持たれぬ

わい。傍杖望む立田から。」ト、走り寄つてちやう／＼／＼、打たるゝ姉妹打つ母も、ともに涙の荒折檻ヤア、／＼これ伯母御前、卒爾の折檻仕給ふな。齋世の君の御不便さ、刈屋姫に對面せよと、是れへ伴ひ給はれ」と障子の内より丞相の、御聲高く聞ゆるにぞ、老母は杖をからりと投げ捨て、わつと叫んで臥し轉び、暫し答へもなかりしが、「産の親の打擲は、養ひ親へ立つる義理、養ひ親の慈悲心は、産の親へ立つる義理。あまき詞も打擲も、身に通りたる親心、泣きやれとは嗜よりも、母が悔み詞には、言ひかけられし刈屋姫、結構な親持つた、持つた／＼と目に持つた、涙の限り聲限り、二人の娘は何事も、お慈悲／＼と詫言にて、泣くより外の事ぞなき。「これのう、爰から禮をいはうより、來いと有れば、いざ傍へ」と隔ての襖押し開くれば、菅丞相は見え給はず、逗留の中作られし主の姿の木像許り、「こはそもいかに」と刈屋姫、逢うてやらうと宣ひしは、此様の折檻を止めん爲、兎に角不孝な自ら故、お逢ひなされて下されぬか。今物をおつしやつたは、父上に逢ひはないに、木で作りし父上様が、但しは物を宣ひしか、又は何所ぞへ隠れてか」と、立つて見居て見、うろ／＼／＼、「音なう騷がしや刈屋姫、丞相の逗留中、御馳走申すは奥座敷、爰へは餘程間数も隔たり、先程聲のかゝつた時、爰へはどうしてござつたと思ひながら、嬉しさに辨へなく、見れば此の木像許り、次手ながら刈屋姫、話して聞かさう。逗留の中に主の

像、書いてなりとも作つてなりと、伯母が宿に下されと、願うた日から取り掛り、初手に出来たは打ち破り捨て、二度目に作り立てられしも、同じく是れも打ち砕き、三度目に此の木像作り上げて、御しやるには、「前の二つは形許り、魂もなき木偶人。是れは父菅相が魂残す筐」とて、下されし伯の姿。物をいふまいともいはれず、帝へのおそれ有れば、逢ひたうても逢はれぬ親子。木とな思ひそ刈屋姫、物仰しやつた父上に、逢やつて嬉しかろ、母も本望遂げました」と、親子三人悦びの、中へのさく立ちかへる、太郎が舅土師の兵衛、「兎角是れにおはするか、お客人のお立ちも間近し、出立の拵へさぞ取込み、後になたすとお見舞申し、手傳ひでも仕らうと、参りがけに輝國殿の旅宿へもちよと付け届け、暮れ方幸ひ居り合はさず、用意も大かた出来たと聞き、先づは大慶。兎角する内もう暮相、一まづ帰つてお立ちの時分、又参るも老足なれば、お邪魔ながら是れに居ろ。心遣ひ成し下されな」「兵衛殿の義理々々しい、嫁子の所は内同然、断りに及ぶ事か、用が有らば遠慮なく、被仰つたがよいわいの。刻限まではコレ立田、其方の部屋にお寝間とりや、後程お目にかゝらう」と、舅を連立ち入り給へば、後は親子が小聲になり、「コリヤ道々業し合はした通り、太郎殿が来たら一氣遣ひなさるな宿人」と、奥と部屋とへ別れ行く。座敷々々は燭台照らし、今宵限りの都立ちとて騒ぐ許りなり。土師の兵衛は一間より、密と抜け出で前栽の、勝手覚えし切戸口、錠おし明けて押し

ひらけば、外から相圖の挾箱、差し出す中間徒士若黨、「コリヤやい、言ひつけた人數の裝束、丞相を迎ひの乘り輿、もはやといふ時間に合はせいと、家來共先へ歸し、挾箱引んだかへ、月か汐滿る、木の間木の間、うそ／＼窺ふ同腹中、「親人お首尾は、件の物は參りしか。」「倅氣遣ひ仕るな。」「コリヤ此の中に計略の彼の一物、大事の談合こゝへ／＼」と、大庭の池の邊で囁く親子、宵から素振に氣をつけて、宿禰太郎に目放しせず、立田の前が物かげより、聞くともしらぬ宿禰太郎、「さき程お聞きなさるゝ通り、判官代輝國、迎ひに參るは八つの上刻、時平公よりお頼みの、菅丞相御殺す工面、贋物仕立迎ひと僞り、請取つて途中でぐつとはいふものゝ、一番鷄のうたはねば、姉の片意地、なごり惜しんで渡されまい。八つ時の鷄の鳴かぬ先に、宵啼する鷄是れに有るか」と、挾箱より取り出し「まさ皮膚のよい白相國、とかうする内もう夜半、一調子はり上げ、存分にうたうてくれ、一聲聞かねば落ちつかぬ、親人なぜ鳴きませぬの」「イヤ其の分では鳴かぬはず、宵鳴は天然自然、極めては鳴かぬもの、それを鳴せるが秘密事、大竹の中へ熱湯を入れ、其の上にとまらすれば、陽氣の廻るを時節と心得時をつくる、留竹も挾箱に入れて來た、臺子の湯もたぎつてあろ、釜へくるそつと取つてこい」「ま、取つてくるは安い事、湯を仕かけても鳴かぬ時は」「ハテ／＼、鳴かぬ時は又分別」と、親子が奸計は、南無三寶一大事、先へ廻つて、母樣へおしらせ申して、イヤ／＼さうしては、イヤいはいで

は父こちらが、いうてはあちらが、こいさか、と、心迷ひし風情でおはし、宿禰様、三郎さまは何處に、と尋ぬる聲に、はつと二人が怪しまうけぞん、庭鳥隱れ、挾箱に、あたふたしあはてなさる風情、こゝで事をしう呼びなさつるは、何ぞ急な用でも有んか、さらない事なら不調法千萬、親人も此の宿禰も、肝に徹へて悔みしたこと、いふ値もなや打謝る、お前方の悔みより、わしに悔みをさしやんした、聞えぬ連合舅御、似せ迎ひを拵へて、菅丞相様殺さうとは、わたしに何で恨みが有る、但しは時平に頼まれし、慾には馴染の女房も捨て、伯母様の義理も思はずか、お前は捨てる心でも、わしや得捨てぬ太郎様、コレ申し親父様、思ひとまつて下さりませ、と、舅を拜み夫を拜み、聲も得立てぬ貞女の思ひ、涙の操ぞ類なき、兵衛は宿禰にめくばせし、ヤイ嫁女の意見に逢うて、親と宿禰もいこ向後心改める、嫁女此の事聞き流してくれ、勿體ない、聞き遂うでよいわいの、御得心た有んからは、此の世許りか未來まで、變らぬ夫婦舅御、まだ如月の餘寒も烈し、火燵に當り、暫しつけたい、サァお出で、と先に立田が行くところ、心得太郎が後袈裟、肩先かけて斬りつくれば、振り返り、摑みつき、エヽ、是れ人でなし、卑怯者、一人の手にも足らぬ者、騙し殺して本望か、女の義理立てゝ凄し、悔しや無念、と罵る聲、おと音な立てな、と宿禰が下着、襟先口へ押し込み給せ、喉先ぐつと一抉り、兵衛は前後に心を配り、一條息に聞えたか、氣遣ひのまゝ只今と、襟先の死

樣体」と聞ふに及ばず此の大池、鯉を浮さぬ、手ごろの石、鯉の帶に括り添へ、深みへやれ」と二人しい、投げ込む死骸は紅の、血潮にそまる池までも、立田が名をや流すらん、コレ親人、是れは是れでも済まぬは嗚呼、寺子の湯を取つて参らう。」ト一太郎夫れにはもう及ばぬ、鳴かす仕やうは事共に任せよ」と、武士の嗜む懐中松明に、手ばしかく燃し立て、池の中へ開を見せ、掛替の蓋あふのけ、鶏を上に乗せ、浮める池の水の面、刀の鐺さし延ばす、腕一ぱいに押しやれば、動かぬ水も夜嵐に、立つや小波につれ、半町許り流れ行く、人倒をたへさるゝ事、昔語の噂を耳にして、子供のする業あとなけない、あれが何の役に立つ。」ト八、、、、譯を知らずは言うて聞けう。」親判官は川へ流れでしれぬ死骸は、鶏を船に乗せて尋ぬれば、其の死骸の有る所で時を作る、鶏の一徳思ひ出し、池へ流めた立田が死骸、ト一役に立てて見る、うまい手番ひ拍子まんが直つて来た。あれ／＼太郎打揮きするは、死骸の上か、そのやここそ鳴いたは東天紅、ソリャ又うたふはとんてんかう。八つにもならぬ情なの、聲きまかへる春の夜や、庭木の隅に羽たゝきして、一聲鳴けば幽靈うたふ、兩谷開の闇の口も、開く心地に親子が悦び、是れから急いで宮丞相、遊びの旅へ氣がせくと、兵衛は出て行く切に口、宿禰太郎はたくみの仕のこし、だめを聞かして入りにけり。はや刻限ぞと御膳の旅へ、銚子土器・手提箱、腰元共に島臺持たせ、伯母御座敷へ出で給ひ、「百日千夜籠りたりとも、別るゝ時はか

けられ華さへ此の上顯なは御寵の數々、篤語をまつり此の二条、行末を思ふ度に是非も有らぬ、世も此
の時、心遣ひの御一議、口に言はぬ御名殘、宿の前の節迄も出で、一緒にも参詣とて、寺門前まで迎ひ
の官人、一戰官代辨園は路次の用心辻固め、其外御禮を云ふ御方の、奥様の官人に御代の樂隊の御出迎へ
られ、只今是れへ参上と、待ちし甲斐ある人々て、暗嘆するとせかかるその折柄、某が相に存ると表願
聞よの前でする歸り、國に留りまでは遠の春陽、人目にかゝるでは一二とと、波々の禍なき哀れなる。直
帝大郎と頭見立て、門途のしての紙り、すへ涙ながら呆然たいは、夢見る心持ちで、客間へこ
つては、イャ最たうちゃはらせぬわいの、ぬかれならとは御前日もに「ナ」とたいいい、常を立て
られしいと、一通りの前の筋を取りて、一つの経緯に取りてあらい、取ると申せいて、頃日の勤めを致しめる、人
の逢ふの言はけなるぞと、取けりをの情に申せ、それで心を休け申さえんだれ、強敵ようなもので
たぞ、存ぜにはなすこれぞ、御それ見てこいと、いふにまへみつく、頂戴にあり、殿ととにを得る
れ、頼にここるは私の身は一人、今は日はここでやよき、ぞ脈をなるる、身を取れてこつていぞや
る、今一度見てこい、其後の間をおくれ、と今の言ひ、殿と「さに茶々を申し、
人若つても行き兼ねる。此の仰を申して聞かる前に、其に向けたちと心は十分は二つりすゐ
りす畫の顔の達々もて、流を浮かて、と評をに、其心持だ分けも、暫く返元しも成らず、かりする上げ

たる定国や孔明、関羽・張飛の諸勇士、または堺も動かず[illegible]段は内にのみ、[illegible]門
打つて、太平記物語の[illegible]浄瑠璃、[illegible]して、[illegible]三人の[illegible]、
[illegible]お龍を見ると、[illegible]にと、[illegible]の死[illegible]
れ、時を[illegible]一時に、[illegible]
さて、[illegible]と思ひ、[illegible]
浄瑠璃世界で[illegible]して[illegible]
の、[illegible]
方に[illegible]
[illegible]ということ、[illegible]二人は[illegible]
[illegible]を下されたり、[illegible]呼び出し、[illegible]
[illegible]演技とは[illegible]、芥川が[illegible]
[illegible]
[illegible]
て、[illegible]

打込んだ、其の外は存じませぬ。」「イヤ、池が池へ流れたとは、血迷うて何ほざく。きやつ詮議場で水くらはせ、白状させる、それ引き立て。」と宿禰も續いて立つ所を、老母押しとめ、「イヤ責めるに及ばぬ詮議も一ト、嬉しや娘の敵がしれた。」「ハアそんなとは天晴お目高、科極まつた罪人、女共へ手向ける成敗、覺壽に打ち放す、腕を左右へ引つぱれ。」と、刀提げ立ち寄る宿禰、「イヤ是れ成敗は常の罪人、覺壽に取つては只一思ひ、苦痛させねば腹が癒ぬ。娘の敵初太刀は此の母、二は伯父殿刀を借る。」と、甲斐々々しくも裾引き上げ、向ふ目當は奴にあらず、油斷太郎が弓手の肋骨、突込む刀に宿禰は、心得ろうて退けて行く。宿禰太郎は仕手をさせて、踠き苦しむ息の下、「女子共に何の科有つて、老耄めが。」といはせも果てず、「覺えないとは、いはさぬ／＼。我が科を人に塗り、成敗さして見せだて、繕はせ新ての下着の褄先切れて有るな、其の切れは、コリヤ立田が口に咬立て、させぬ無理殺し、齒をかみしめた娘の褄先、切つた事を打忘れ、其の科人はおのれが顯はす兩重罪人。死骸の前で敵を取る、母が娘へ手向の刀、肝先へ徹へたか。」と、大の男を仕とめる老母、流石に河内郡の、武藝の筐遺されし、覺壽とこそしられけれ。「判官輝國、只今是れへ參出で。」と、家來が申すに老母は驚き、「丞相は先程お立ち、輝國を迎ひに、心得ぬ事ながら、此方へ通しませい。」苅屋姫は奥へ行きや、此の死骸は其の儘に、二、刀を其の儘押し退け出で向へば、輝國も早入り來り、「お

迎への刻限、御用意よくば早お立ちと、申す詞の先折つて「否コレ輝國殿、何おつしやる、丞相の迎ひに足下の家来が先程見え、請取つて歸られたは、もう一時も先の事。「アヽこれ〳〵伯母御、身が家来に渡したとは、ハテ心得ず。宵の辞に刻限早し、只今迎ひに来たは謀計、八つに参る迎ひの約束、家来といはうが、直に身共が参つたとて、刻限も来らず、鷄も啼かぬ先、渡したといふては済むまい、暁がゝりの其の間、伯母御に逢はすは、此の輝國が情の用捨。今日の今になつて、名残も一夜、島へはやられず、渡したといへばそれで済むと、鼻の先な女子の了簡、丞相の仇にこそなれ、為にはならぬ。偽りな申されそ」「イヤ偽りは申さぬ、庭で啼いた鷄の声、そこへこそ〳〵迎への衆、渡したに違ひはない筈、請取らぬとおつしやるので、娘が最後婿のがあのでござる、思ひ合はせばさつき来たは贋迎へ」「コレ、伯母御、内の騒動死人の有る上、贋迎へ迄では有るまい、何者にもせの御供を給ふ」「一間迄へば三里の彼れ、行つ付いて取り返さん」と、すでにせいて駈け出す輝國、「マア〳〵判官殿待たれよ、菅丞相は是れに有り」と、一間より出で給ふ。覚寿は胸ぎつくり「アヽう、に御座れし菅丞相、そこにはどうして〳〵」と、不審し立つも道理なり。判官輝國打笑ひ、「はて〳〵、とした伯母御の騒ぎ、寺の騒実、丞相是れに在せば、輝國が安堵なり、見て来つた此の輝國が、訳を聞かされ、力に成つて進ぜたけれど、私ならぬ警固の役目、はや刻限も移りぬれば、いざ御立を

ちっ」と勸むる所に「先程見えた警固の役人、たつた今門前まで。」「何おや警固が、ハテよい所へ戻られた、譃つかぬ覺壽が證據、是れへ通し、輝國殿へ見せませう。」「イヤ身が名を偽つた贋役人、直に逢うては惡しかるべし、忍んで樣子を窺はん。」と、丞相諸共一間の障子、引き立て内に隱れ居る。輿に先だつ警固が大聲「コレ老母、輝國の名代とけあなつり、とてもない贋身共に渡し、能うぬつけりさされたの。」「是れは迷惑、菅丞相を請取りながら、とでもないとは何おつしやる。」「アレまだぬつぺり、丞相は丞相でも、木で作つたはこつちにいらぬ、肉付の菅丞相、替へる氣で持つて來た木像、コリャ此の輿に」といふに覺壽も心付き「エ、忝い、扨は魂を籠められし木像で有つたかい、鎌も證據を見屆けん。」と、心の悦びおし隱し「此方の言分合點がいかぬ、其の木像見せさつしやれ。」「オ、しやちこばつた荒木作り、サア今見せう。」と開ける戸の、輿に召したは木像ならぬ眉美の姿、菅丞相莞爾と笑うて立ち出で給へば、警固はぎよつと呆れ顔、覺壽も進びし心當、障子の内と今見る姿、心ときまぎ疑ひながら「アア、よう戻して下さつた、態々に御母が請取りました。」「イヤアとこへく、そりやならぬ、とはいふものの、連れて歸つて見たのは木像、すりかへられたと氣がついて、かへに戻つた、爰では眞の菅丞相、おれが目の悪いのか、見所に寄つて變るわい。」「イヤ變らうお變るまいが、戻された菅丞相、いざ此方へ。」と立ち寄る覺壽「ヤアのぶといこ」と突き飛ば

と、丞相を又輿に乗せ、戸を引き立てて家来に向ひ「コリヤ〳〵いづれも様子を見る通り、いかにして
も怪しい事共、此の分では帰されぬ、念の為家捜しするぞ」と、踏込む先に宿禰太郎、半死半生の手負
・苦しむ「南無三宝、太郎様が切られし」と、旦那をなく〳〵と呼ぶ聲に、輝国の中から兵衛、前後
を見廻はす、老母は重ねて引き起し、「コリヤ倅、此の深手に何故の仕業、相手を知らせ」と氣をせい
たり、「ヲヽ判官殿、相手は舅、コリヤ、親父が手にかけたり」「ヤア聟を手にかけ、落着き自讃、何科有
つて聟を、倅を」「ハテ、とぼけずしやれなあひやけ殿、おいつが立田を殺した時、こなたも手傳ひ仕や
れたの、娘の敵討つたが間違ひ、兵衛への褒美殺、何も角も露はれ時、きつぱりいうた〳〵」「こ、
扨は今、辞めが肉親を思ひ、時平公に一味して、菅丞相を殺さんため、贋に鶏を鳴かせ、[illegible]丸
の仕あはせ、見苦しき所を、隠し事の[illegible]出ごれ、殺されし倅が敵、覚悟ひろげ」と聲かゝるを、
[illegible]はきせし判官輝国、木陰より顕はれ出で、「覚悟をせよ[illegible]」「[illegible]こなたが出て
[illegible]、兵衛がた、大の[illegible]、死物狂ひ働き見よ」と、切つてかゝれば[illegible]、
[illegible]たる刀[illegible]し、[illegible]で引つかへし、足下に踏み付け大音上げ、[illegible]輝国が家来共、
[illegible]らを搦めよ[illegible]、[illegible]と言ふ聲に、[illegible]一人も残らず逃げ失せた
[illegible]、覚悟にとつて[illegible]輿の戸を、開くる間もそこ〳〵に[illegible]と、内を見れば[illegible]、[illegible]の木像[illegible]

り、是れはいかにと立ち歸り、此方の障子押し開くれば、伯母御前が出で給ふた、と丞相の御詞、
爰でも愕り彼處でも、愕りびくりに心も進まず、ここらがどうぞ照國殿、目利きなされて下さりませ、と、
問はるゝ人も問ふ人も、呆れ果てたる許りなり。丞相重ねて、照國の迎ひの遅き故、睡むとなくて暫
時の間、物騒がしく聞こえし故、窺ひ見れば兵衛が企み、太郎が所爲。竜田の前ははかなき最期、是非
もなし、伯母御前の心底察し入る、某是れへ来らずば、かゝる歎きも有るまじ、と、今更悔みの御
大涙、イヤヤ娘が命百人にも、かへがたき大事のお身、怪我過ちのなかつたが悦び、とそれ、何の涙、
何の〳〵、と言ふ目に涙、たら〳〵悪事の老は其の兵衛、此の世の暇を早う〳〵、と太郎を共に
と立ち寄つて、髻引き上げ、「丞相の眼前の有樣、おのれ親子に見せたが本望、娘が恨みも晴れし
らん」と、刃に任せば息絶えたり。「ハヽいかにも不便な死樣、有爲轉變の世の習ひ、娘が最期も
此の刀、婿が最期も此の刀、母が罪業消滅の、白髪も同じ此の刀」と取り直す手に髻拂ひ、「初孫
を見るまでと、蓄へ置いた恥白髪、孫は見いで憂き目を見る、娘が菩提逆縁ながら、弔ふ此の尼
種々因縁に行佛道、南無阿彌陀佛」と唱ふれば、菅丞相も御名の、一字も涙に回向有る。判官照國
大きに感じ、伯母御前に見せ奉れ、斯くてあるうちは武家の道、御成敗の事、…と、やゝ暫し
打ち落す。覺壽は木像抱き抱へ、菅丞相の馬手の方、御座を直して直し置き、兵衛親子が首洗

はれ、何も角も納まりし、此の木像の不思議な働き、かかる例も有る事かや。」「いやとよ最前もいふごとく、匹夫をながたくみも顯はれし、我が急難を遁れしも、暫時の睡眠前後をしらず、木に影を筆に書く、例は本朝名高き繪師、巨勢金岡が書いたる馬は、夜な／＼出でて萩の戸の萩を喰ひ、唐土にも名畫の譽、呉道子が畫ける雲龍、雨を降らせし例も有り、又神の尊像木佛などの、人の命に代らせ給ふ例は、數へ盡されず。菅丞相が三度まで造り直せし物なれば、木にも魂備はつて、我を助けし物やらん。」「藤原時平の爲に罪せられ、身は荒磯の島守と、朽ち果つる後の世までも、忠と思召されよ」と、仰せは外にあらじ木の天神、河内の土師村道明寺に、殘る威德ぞ有りがたき。輝國邊り打眺め、思はざる義に隙取り、夜も明けはなれ候へば、御立ちござう」と申すにぞ、また改まる暇乞ひ、伯母は寸志の餞別せん、用意の物こなたへ」と、腰元の上着の小袖、かけたる伏籠諸共に、御傍近く取り直す。「浪風荒き楫枕、餘寒を凌がせ申さん爲、伯母が心をたきしめた、小袖を島まで召さるゝ樣に、輝國のお世話ながら頼みまする」と有りければ「是れは宜しき進ぜ物、苫の香防ぐとめ木の小袖、家來に持たせ參らん」と、立ち寄り伏籠に手をかくる。「丞相暫し」ととゞめ給ひ「御志を厚く籠め給ふ、伏籠にかけし此の小袖、中なる香はさかねども、名は大方伏屋が刈屋、伯母御前より道眞が、申し請けし女子の小袖、我が身にはあはぬ筈。身幅も狹き罪人が、たゞ此の儘に、お預け申さう。我が小袖と

思召し、立田の前が追善の、仏事も共にと伯母御前の、心を悟る御詞、骨身に徹へ忍び兼ね、思はずわつと聲立てて、歎くに扨はと輝國も、心を感じ袖濡れ入る。覺壽が心は伏籠の内、「泣いたは結句あの子が爲、別れにちよつと只一目、伯母が願ひを叶へてと、立ち寄る袖を引き留め、年故のそら耳か、こゝ鳴いたは慥かに鷄、あの聲は子鳥の音、子鳥が鳴けば親鳥も、鳴くは生有ならひぞ」と、心の歎きを隠し歌、鳴けばこそ別れを急げ鷄の音の、聞えぬ里のあかつきもがなと詠じ捨て、名殘はつきずお暇と、立ち出で給ふ御詠歌より、今此の里に鷄無く、羽たゝきもせぬ世の中や、伏籠の内をもれ出づる、姫の思ひは羽ぬけ鳥、前後左右をかこまれて、父は元より籠の鳥、雲居の昔忍ばるゝ、左遷の身の御歎き、夜は明けぬれど心の闇路、照らすは法の御誓ひ、道明らけき寺の名も、道明寺とて今も有、榮えまします御神の、生けるが如き御姿、爰に殘れる物語、末を照代に世をかたる、涙の玉の木槵樹、數珠の數々くりかへし、歎きの聲に只一目、見返り給ふ御容顔、是れぞ此の世の別れとは、知らで別るゝ別れなり。

第　三

鳥の子の巣に放れ、魚陸に上るとは、浪人の身の喩へ種、菅丞相の舎人梅王丸、上着袷なされ

てより、御身の事共取りまかなひ、御臺のお行方尋ねんと、從ふかん〳〵と深編笠、土手の並木にさしかゝれば、向うからも深編笠、我に違はぬ其の拵裝、互に夫れぞと近く寄り、「梅王丸か」「コレハ〳〵櫻丸、やれそれに逢ひたかつた」「イヤア話す事、聞く事有り」と兄弟木陰に笠傾け、「扨先づ問はう、其方は日外賀茂堤より、宮姫君の御跡したひ尋ね行きしと、内方八重の物語り、何とお二方に尋ね逢うたか」「二成寺道にて追付き奉り、菅丞相御流罪と聞くより、對面なさしめ奉らんと、安居の岸まで御供せしに、御對面叶はず、輝國殿の計らひにて、御歸洛願ひの妨げと、御二方の御縁も切られ、姫君は土師の里伯母君の方へ御出で、齋世の宮様は、法皇の御所へ供奉し奉り、事治まりしといひながら、納まらぬは我が身の上、冥加に叶ひお車を引く、其の有り難いこと打忘れ、賤しい身に戀の取持、終には御身の仇となり、宮御謀叛と遠言の種蒔へ、御悲歎けたる菅丞相樣流罪にならせ給ひしも、皆此の櫻丸がなす業と、思へば胸も張り裂く如く、今日や切腹、あすや命を捨てうかと、思ひ詰めては詰めたれど、佐太に坐する一人の親人、今年七十の賀を祝ひ、兄弟三人嫁三人、並べて見たいと常春より、悦びいさみおはするに、我一人缺けるならば、不忠の上に不孝の罪、せめて御祝儀祝うた上と、詰らぬ命けふまでも、存へる面目なさ、推量あれ梅王」と、拳を握り齒を喰ひしめ、先非を悔いたる其の有樣、梅王も理と、暫し詞もなかりしが、「オ、道理〳〵、我とても主君流罪に逢ひ給

ふ上は、都に止まる筈なけれど、御台様のお行方しれず。先づ此方を尋ねうか、筑紫の配所へ行かうかと、とつおいつ心ははやれど、其方がいふ如く、年寄つた親人の七十の賀を祝ひ、此の月、是れも心に懸る故思はず延引。互に思ひは須磨大宰、是非もなき世の有様と、兄弟顔を見合はせて、涙催す折からに、雑式鉄棒引いて先払ひ、先退いて片寄れと、雑式がいかつ声。梅王立ち寄り、何方様ぞと尋ぬれば、本院の左大臣時平公、吉田への御参籠、出しやばつて鉄棒喰らふなと、言ひ捨てゝ急ぎ行く。何と聞いたか、吉田の宮、時平の車を目にかけ、恨の一太刀、存分いはうれや有るまいか。成程よい所で出逢つたと、兄弟達の左右に別れ、見引き身構へし、今や来ると待ち居たる。程なく轟く車の音、前駆人も道をよぎる、時平の大臣が路次の行粧、宛ら天子の御幸の如く、随身青侍前後に列し、大路せばしと轟かせたり。両人小蔭を飛んで出で、車やらぬ、と立ちふさがる。ヤア何者なれば狼藉する、と、顔を見れば松王が兄弟、梅王丸桜丸、聞こえた、主に離れ扶持に離れ、気が違うての狼藉か、但しは又此の車、時平公と知つてとめたか、知らいでとめたか、返答次第兄弟とて用捨はせぬ、と、白張の袖まくり上げ、摑み拉がん勢ひ、梅王も冷笑ひ、アヽいふたりいふたり、気も違はねば道も知る、見違へもせぬ時平の大臣、[illegible]菅丞相、讒言によつて御左遷、其の無念骨髄に徹し、出で逢ふ所が百年目と、思ひ設けし今日只今、桜丸と此

の梅王、牛に手馴れし牛追竹、位自慢で喰らひ肥えた、時平殿の臀二つ三つ、五六百くらはさねば堪忍ならぬ」いはれぬ主の肩持ち顔、出しやばつて怪我ひろぐな」「ヤア法に過ぎた案外者、ソレぶちのめせ、引つくゝれ」と、供の侍聲々に、前後左右に追取り巻く。兄弟は事ともせず、取つては投げ退け摑んでは、ぶち付け／＼投げ付くれば、あたりに近づく者もなし。松王焦つて「ヤア命しらずの馬鹿者、何れもはお構ひ有るな。御主人の目通り、御奉公は此の時節、兄弟と一つでない忠義の働きお目にかけん」ヨリヤやい、松王が引き掛けた此の車、とあらるゝなら留めて見よ」と、鼻づら取つて引き出す車、「ホヽ、ヲヽ櫻丸梅王丸、爰になくばいざしらず、一寸なりとやつて見よ」と兩人轅に手をかけて、エイ／＼／＼と押し戻せば、牛も四足を立て兼ねて、跡へ／＼とすさり行く。松王車の後ろへ廻り、兩手をかけて力足、やらんやらじの爭ひは、世にも希なる三つ子の舎人、互に劣らぬ主思ひ、命限りの根限り、やつつ戻しつ引き合ふ車、大地は藥研と擂りうがち、土ににえ込む車の轍、「ヤヽ面倒な畜生め」と、綱を放せば逸散に、牛は離れてかけり行く。車の内なるべしと見えしが、御簾も窓も踏み折り／＼踏み破り、顯はれ出でたる時平の大臣、金巾子の冠を着し、天子にかはらぬ其の粧ひ、爀々たる面色にて「ヤア牛扶持くらふ青蠅めら、轅にとまつて邪魔ひろがば、轍にかけて敷き殺せ」「ヤヽさいふ大臣を敷き殺さん」と、二人が力に、車を宙だめ、引つくりかへすを返され

じと捻ぢ合ふ松王、右へ押せば左へ押し、上げつ下しつ二三度四五度、爰を先途と揉み合ひしは、祭の神輿に異ならず。時平は上より金剛力、どうど踏んだる其の響、車も心木もこなた微塵、碎けし轅を銘々提げ、大臣を打たんと振り上ぐる。「ヤア時平に向ひ推參なり。」と、くわつと睨みし眼の光、千世界の千日月、一度に照らすが如くにて、流石の梅王櫻丸も、思はず跡へたぢたぢたぢ、五體竦んで働かず、無念無念。」とばかりなり。「なんと我が君の御威勢見たか、此の上に手向ひすると、一々目通で一討ち。」と、刀の柄に手をかくれば、「ヤア松王待て待て。」と、車より飛んでおり、金巾子の冠を着すれば、天子同然、太政大臣となつても、天下の政を執り行ふ時平が、眼前血をあやすは神慮の穢れ、助けにくいやつなれども、下部に似合はぬ梅王が働き、忠義に免じて助けてくれる、ハレ命冥加な蛆蟲めら。」と、邊を睨んでずつと行き、ふり返つて松王丸「よい兄弟を持つて兩人ともに仕合せ者、命を拾うた有り難い、忝いと三拜せよ。」と、いはれて兩人くわつとせき上げ「エ、おのれにも言分有れども、親人の七十の賀、祝儀濟むまでの梅王。」「オ、其の上では松の枝々一々折つて、根を葉を枯らさん。」「ナ、夫れは此の櫻丸も、親父の賀を過ぎては拂つても吹くも落花微塵、足元の明るい中、早く去れ去れ。」「ヤア推參な、觸るをおのれになるはうか。」と、詰め寄り詰め寄り兄弟三人、互に殘す遺恨意趣、睨んで左右へ 三重別れ行く。 春は、在々の野邊までも樂々と、遊びがらなる一腹、一番村で年古

き、人に言はれし四郎九郎、律義一遍取得にて、菅丞相の御領分、佐太に手がるき下屋敷、お庭の詰番の、梅松桜の三本に、時々水の養ひを、樹ぶり良い植木仕事、我が子の道本顔でなく、育てこやしの百姓業、畑の世話より気楽なり。是も御主の十作か有らうお蔭に、門口から、四郎九郎殿内にかと運人の声掛け、こちや十作、今仕舞うて居つたりや、呼ぶにはいつもは、何やら目出たい事があつて、大きな重箱に、祖へはいる様な土産、何の為にか、祝うて喰はれねど、もらはねばよりと、「祝い、悦ぶ、祝うたら、祝ひとは、そりや何でござる。」「サイノ菅丞相様のお取立て御懇意、ある中に住む俺らが、身祝ひ所ぢやなけれど、為にやならぬさかいで為るは為るが、世間へも遠慮が有つて、表立つて祝ひ無しでも、七つの年祝ひは、此の四郎九郎丁度七十、此の春年頭のお禮に参つた時、おらの年をお尋ねで、七十と申したれば、古来稀な長生、其の上珍らしい三つ子の親、禁裏から御扶持下され、倅共は御所の舎人、目出たい／＼、産まれ月産まれ日、産まれ出た刻限迄へず、七十の賀を祝へ、其の日から名を改へ」とて、ナア聞かしやれ、伊勢の御師か何ぞの様に、白太夫とお付けなされた、明ちや今日が誕生日。白黒まんだらかいは袴淵へ捨つて退け、今日から白太夫といふ名に、さう心得て下されと、其れはめでたい、次手ながら問ひましよ、三つ子産むと扶持下さる、其の話も聞かしやつたが、「サア其死んだ女房が産んだ時は、道の外聞、ひよんな事ぢやと、思うたがもつけ

の幸ひ、三つ子の產親、一代は作り取りの田地三反、日本ばかりおそれないけた、今までもさうなれ
て、男の子なれや御所の牛飼、女郎なれば、東寺と申す、是れも御所でつかはるゝ、達者で[illegible]
の、日頃魂は道理なれど、それは何も逆立ても叶はず、下されたる田地は其の儘、そちの[illegible]も若い時に、
伸ばすならあそこにあやかりやつと、言ふ上、[illegible]中道通るは、櫻丸が女房八重、今日は朝の祝ひ日と、
[illegible]包所手に提げ一[illegible]しや夜をやこと帯取れば、[illegible]、櫻丸が女房八重か、早かつた/\、外の嫁御
も揃うてくるか、[illegible]、また若様はお出でないか、[illegible]と氣
がせいて、道筋から三十町の所へ来り、[illegible]卒爾もせず早う来た[illegible]でござん
するよ。一と[illegible]個賜丸殿、お容ちなさ、もう[illegible]、先に四郎九郎とは、もう口上がない
作、白太夫[illegible]、[illegible]忘れはせぬかいの、前の祝ひとは格別、名酒を飲まば何ぞと
でも四郎九郎に[illegible]いた酒を飲まぬと[illegible]、併し[illegible]、あれ/\と遠い
これのふ、まさに酒に[illegible]構へた[illegible]、[illegible]の上の宗者の
生で、[illegible]打つてやつたので、[illegible]使の祝ひを酌んだ[illegible]、どれで[illegible]備
おそといふた、[illegible]には遠慮[illegible]、仕やうと、[illegible]白太夫、晩[illegible]まで[illegible]一杯、[illegible]
と出下でも[illegible]開きかつたか、今の世の人は、[illegible]までて、[illegible]

晩にきて寐酒たべう、ハ、、、、ア、せちかしこい懇振。」「イヤ又お前も餘りな、聞きも及ばぬ茶筅酒、ホ、、、、。」「ハ、、、、、。」と、嫁と舅の睦じさ。「梅王松王兄弟の、女房が來る道草も、女子の手業籠に積込み、蒲公英薺菜枸杞の垣根を目印に、「サア爰ぢや、お春樣マア お先へ。」「否お千代樣から。」と、相嫁同士が門での辭宜合。白太夫可笑しがり「一時に産まれた三つ子の嫁共、先の跡の所がい、八重がとうから待つて居やる、どちこちなしにはひれ／＼。」「ほんに八重さん早かつた。ござんする道なれば、春が所へ誘うても下さんしよかと、待つた程が遲なはつて、心せきな途上、千代樣に行き合うて、連れ立つてくる道でんがう、今日の祝ひのしたしにと、薺菜蒲公英二人の仕業に「それはよう氣がついた、春樣誘ふ約束も、日脚の長けたに氣せきして、寄る事も忘れたに、お千代樣とはよいお出あひ。」「サイナお春樣に逢うたは私が仕合、賑やかな道連。夫れはそれおやが親父樣、料理の拵へ出來て有るかえ。」「イヤ出來てない、和御女達にさす合點。こて／＼と難しい事は入らぬ、今朝搗いた餅で雜煮仕やっ。上置はしれた昆布、隙の入らぬ樣に茹でて置いた、大根も芋もそこに有る、勝手は知るまい、サアえい／＼。」と立ち上れば、「イヤ申し、今日の祝ひはお前が日當。料理方の出來るまで、何にもかまはず一寐入なされませ。」「勝手しらねば三人寄つて、何も角も取り出す、左樣ぢやてて、立つた次手、棚な物下してやろ。コレ／＼是れ見や、祖父の代から傳はつた根來椀ぢや、折敷

も拾枚、おらが息災なもこの梅折敷、縁遠たとてやんまへて手荒う扱ふな嫁な達、これマア料理はな
ぜ遅い、来るまでに一献こと、思ふ様に整様、料理作りの親父なりやコレ料理、何はうまの味に塩し
やつても、鯛煮詰めては置かれぬ、鯛も皮がさなるまいと、何はせいでも、鰹節、酒の燗もお汁に
よかろ。八重は千代様へたす、此の間は膾作かけうこと、手々に庖丁擂鉢、一杯桶に煮込み、
水いらずの相嫁同士、菜刀取つて切り刻み、やうやうと手品能く、味噌する音と擂こし、白に
夫は何をさまし、こりや何ぞも待まだ来ぬか、此日から知れて有るおれが誕生日、高砂でも時ぞない
が、ア、此中たれやら、ヤ、これこれ、爺にたつた人の話には、肩入しての争ひ、三人の伜が喧
嘩、聞いておと知らしてくれた、吉田の社で牛車迄しつこいは、車先での事と有れば、時平様に奉公
する松王が女房、爰へ来て様子を言ふと、名をしに合ふは千代の連合ひ「必ず事にすむまでは、
お前の耳へ入れまいと、三人なから其の心、いはれぬことに逢はれて、隠されませぬ申しませぬ」相手
桜丸も様は、二人の相手にこそのの、日頃の鬱憤言ひ上つて、兄弟喧嘩したそな不調法なされよ、
三人ながら怪我もなく、其の場にすんでたれど、まだまだ言うて居られまいと、佐ねや八重様
お前方もさうでまなう、気の毒な不調法、喰悔なき千代様のいはれぬ道の、御叱りは訳ぞを言はの
立てて、兄弟仲の申訳し、親御のお詞、……と、梅王の女房春、どう、和泉まに問うたれ

ば、師走に思うた喧嘩の前、知つて居ても言はぬか。同じ乳房一時に生まれた倅でも、心は別々、よう似た顔を拵といへど、夫れもそれには極まらぬ、女子も有り、又顔の似ぬ子も有る。アア大概顔が似ればよう似て、兄弟の中も能い物おやが、おらが倅共、誰が見ても、ごつて作りとは思はぬ生ぬるい顔の所詮付、理窟めいた悪生が大胆、見るから如何にも根性の悪さうな倅共が面構へ、アア手代が首でも引かうた、首にかけてたもんな、アア怪我がなうて帰しやれや。怪我の無事に、孫めに戻らぬ、連れて来て顔見せいで、アア遅いといふ中、もう七つぢや。おれがうまれたは申の刻限、行儀も大方出来たであろ、嫁達呼び出さぬかい。「アイ／＼。刻限の過ぎぬ迄で、連合衆にこそ見えぬ、マア代様八重様、道まで往て見て来まいか。爰で待つよりは二人ながら、ござんせ往かう」マア喧嘩何いふぞい、子供共は来て居るかい。「アノ来てぢやとは、どこに／＼。」「コ、鏡に嫁共、其處に植ゑる伜も植らぬかい。コレ三本のあの木が子供等、梅王松王桜丸、梅は植ゑ掃うて在る、先様ない桜丸観相様、喰みる様にいはしやれました、生まれ日の刻限が違や悪い、親様には喰の膳も居ゑる賞ひ、サア／＼早う。と白太夫が、いふに猶豫も庭の方たく、俄に変るやら喜打つやら、庭の向うの小皿に胡麻、一先づ一家に親父様、是れでお居りなされませ。と、給仕は元より慎はれぬ、見晴れ磯き賑れ繋動、八重が配膳御馳走めけり。「イヤおれも彼處へいこ。イヤ土間では冷が上ります、やつぱ

り愛で。」と押し供へ、是れから雨々夫の給仕、膳を捧げて庭に下り、此の梅の木が梅王殿、枝振すれと日頃の氣質、八重が連添ふ男振、木訥ながら吉野の櫻丸、是れは千代まで添ひ遂げる、女夫が中の若緑、色も艶も勢ひよい、松王殿で千歳を揃ふ、サア親父様、目出たう目出たうと申しまする、なまれうともなされうとも、是非共に樹が高い、子供共へドレ挨拶、ハテもう是れには及びませぬ、お前歳の中の御内に、一杯々お春様でおじやらぬ、親父も子でも嬉しさの三種宮仕舞、と、庭に下りる足取やかに、梅の備に異なり、イヤ是れ子供達、何にも御事らうとも、もうまつて下されい、梅の枝角なりての書置、詮方なく帰せられて、動かぬ気は梅干し有る、夜でもくして、ハヽヽ、櫻丸、膳を持やと、尻もちついて喜び笑ひ、我が膳に押し直り、箸を取るより、御飯が済めや、喰ひ初めし三人の嫁を連れ、給仕も片手に其様に、三種は喰ふ合點で、親爺どのしまするもやれんよま、ハ、い、ここには膳を貰うていこう、土器、酒を持つて來ましたぞ。」「イヤ夫れは八重さんの。」「ハテ氣が付いて嬉しい、酒をもつて來れるかい。」「誠に忘れてをりました」と、扇に不精王齋、中の齋に向紙、お子達の歳を祝うて、三十年から十年、目出たう祝うて上げまする。」「ここへも下されい、嬉しい、中の舗も喜で聞かれた、開けて見るに是はいかに、此の歳々、コレ親父様コレ、と、騒ぎ立て千代が挟から、是れは如何有りましたら、誰が誰うた事で、酒肝、瓶に合はす、お召しなされましたか

け、どれも／＼不足もない、心付きなおくりやり物。サア盃も濟んだれば、おれが膳から上げてたも。」「イヤ子供等が膳は据つた儘、冷えたで有らう盛り直して、コレ嫁達、二人前つゝ喰つてたもや。」「イエ〳〵私等はまそつと待つて、主達が見えてから、うち並んで祝ひましよ。」「そんならそれよ、おれは村の氏神樣へ參つて來ませう。」「そんならお參りなされませ。」「ヲヽ〳〵往きましよ、拵へて置いた土産、そこに有る取つてたも。」三本の此の扇、末廣うに子供の生先、氏神へ頼んだり見せたりせう。」「ヲヽ八重はまだ參るまい、次手ながら連立たう、サア／＼此方へ」と機嫌よう、表をさして出でて行く。」「コレもふし樣、年寄らしやつても物覺えがよい事。これ樣や此の春は、氏神樣知つて居る、八重樣は今が始めて、白はしやんすりや其の通り、物覺えのよい親御に違ひ、物忘れする子供達。松王殿何故遲いぞ、此方の夫もなぜ見えぬ、但しは來ぬ氣か。」「今日見えいで好い物かいな。それこそ其處へ松王殿、エヽ、是れ女房を立たせに立たしして、刻限過ぎたをしらずかい。」「ヤァべり／＼と喧しい、時平樣の御用有つて、夫れ仕舞はねば動かれぬ、先へ參つて其の譯言へと、言付けたを忘れたか。梅王も夜明からまだ來ぬさうな、親父殿も内にござらぬ。」「サア其の親父樣は八重樣を同道で、もう疾と先に氏神參り、兄弟の中は未だ見えぬ。」「ソレ見いな、遲いといふおれは主持、梅王、櫻丸も、主なしの扶持放され、用もない和郎達が、遲いのが眞のおそいの、お春殿そうやないか。」と、詞の端にも嫉る

意趣。梅王も目算はたがへる、歩いて来かゝり突飛ばし、松王には顔ふり背け、「お千代殿今日は大儀。コりや女共、相人の櫻丸、八重もこゝには居やらぬか。」「いやもう松王様のお尋ね、櫻丸様はまだ見えぬ。お二人は宮参り」「ム、櫻丸は何うして來ぬな。アゝ待ち兼ねる者は来いで、鼻のわるい見とむない顔構へ」と、梅王に當てこすられ、松王は一徹短慮、「あたぶの悪い、すりや身共が事か。言分有らば直に言やれ」「さア言ふまい物でもない。主の敵をかれこれと見る度々、ゲイゲイと嘔吐が出る」「ハヽヽヽハと申したお前の顔、親の松王は生れついて面醜い。櫻丸や其方は男に、扶持離され、連れ出てのたるやうと思うて遣はうが、兄弟の親みだけに、ヤア、扶持放れと突かかれ、或いは扶持の薄き扶持から、櫻丸を食すと雖も、心底汚れたる人の禄を貪るとは、八幡大菩薩の御託宣、心汚れた主の扶持、有り難う思ふはな、人でなしの鬼畜生」「ヤア畜生とは舌長な雑言、今一言いうて見よ」「オゝ、言はいでも大い事、畜生をなぜ畜生、一もう言でもにいつたは、刃の錆に事をかゝねば、梅王も目打ち洗し、詰め寄る詰め寄る二人の中、見苦しい、兄弟喧嘩は目出たい祝ひに、松王様と、千代が中を扱ふとても、あば、七十の賀の祝ひに來て、親父様に逢ひもせず、喧嘩してでおくさうても、ならぬ目に扱いてよいか」これの人様と、刃の柄にりかつく。ヤア、仮柄を取って使ひ、七十の賀でも逆や目でも、堪忍袋の緒が切れ、詰め立てして退散する、頼むに、

けたに腕なしめこそ、留めらるゝを幸ひしとは、我が心に引きくらべて、松王には慮外の雑言、身が女房が留めたよの、其の女房が、理にもまたとの一言、肝先へぐつとあたり、味へくしこらへたが、もう堪らぬ。真剣の勝負は親人に逢うての後、たゞ今までの腹癒に砂被らせねば堪忍ならぬ、下代に是れを預けるぞと、両腰抜いて放り出し、裾引き上げて身ごしらへ、ホヽ、悪性めが、このまゝの料簡、梅王丸までは松王が命、松王に預けると、同じく両腰抜き捨て、刃物を持たせば勝負はあやうき故、女房共も邪魔するな」と云つて、縁より下へ踏み落せば、さてこそ松王、起きも直さず諸足かけば梅王丸、真逆様に落ち重なり、掴み合ひ叩きあひ、組んでは離れ離れては又組み合ひ、捻ぢつけ引き伏せ勢ひ勝んで、双方力も同い年、血気盛りの根比べ、千代と春とは二人の両腰、取られぢやうかと気遣ひ半分、傍へも寄られずハラ／＼と、心の焦れ気をもみ上げ、つまらぬ、いかな事も負けさしやるな、誰を合はせ、二人の存分、梅王殿もういゝわいな、松王殿もう置かしやんせ、やめて／＼といふ声も聞こえず、力ではないた働き、投げてくれんと松王丸、当に腰つて押す力、ひるまぬ梅王つゞいてゐる、肩先ひねつてつゝくりさせ、横に抱かへる腕の木覇、劣らぬ肘骨梅の木腕、踏み止まつて押し合ふ力、双方一度にこけかゝり、もたるゝ柏子櫻の立木、土際四五寸残る木の、上はぽつきりぐわつきりと、折れたに驚く相嫁同士、二人が勝負も放れ角力、共に呆れて手を打ち拂ひ、うろつく中へ早下

[illegible]

ヤ梅王、其方が願ひに、旅へ立つ暇くれとは、コリャ、推量するに外でも有るまい、菅丞相のござる島か、ご不自由な、結構な御殿に引きかへ、埴生の小屋の御住居、御用聞く人なければ、梅王下つて御奉公仕らん、身のお暇。」と申しける。「ム、恩を知らねば、人面獣心というてな、顔は人でも心は畜生、島へ参つて御奉公がしたいとは、まんざら恩を弁へぬ畜生気は離れた心。コリヤやい、御台様や若君様、おかへりも遊ばされず、御座所も知れた上は、旅立の願ひぢやな。」「イヤ御台様は、其れ以来お目にも懸らず、御座所も存じませぬ。併し女儀の御事なれば、若君様とは又格別、菅秀才の御事は慥かにこゝといはんとせしが、松王を尻目にかけ、「慥かに所は存ぜねども、息災に御座有る噂。」「アイ馬鹿者、大切なる菅秀才の御息災なを聞いたばかり、お目にもかゝらず在家も知らず、夫れでおのれ忠義が済むか。女儀の身と吐しをる御台様は、主ぢやないか。コリヤやい、尤も御不自由な配所のお住居、傍へ参つて御用を聞く、膝行役の奉公は、此の白大夫がよい役ぢやわい。血気盛り奉公盛り、菅丞相の讎と有れば、根掘り葉掘り絶やさんとて、鵜の目鷹の目、油断ならぬ讒者の所為、すはといふ時身を惜しまず、御用に立つ所存はなうて、膝行役を願ふは命が惜しいか、敵が怖いか、旅立の願ひ叶はぬ／＼、取り上げぬ。」と願書顔へ打ち付けて、はつたと睨む老の眼差、道理至極に梅王夫婦、縮まりかへつたる風情なり。「ヤイ松王、そちが此の願ひを見れば、勘当を請けたいとな、ハヽヽヽ、面

武天皇以来、珍らしい願ひおやぢな。エヽ、不孝といはば譬へのない奴、餘り珍らしい願ひなれば、聞き届けてくれるぞ。」と親の料簡、「ハ、ハア、忝し。」と悦ぶ松王勇み立ち、「親子兄弟の縁を切る、所存も問はず赦されしは、此の松王が主人へ忠義、流罪有つての事なるべし。」「ハ、ヽヽ、如何様、口は重寶な物ぢやな、主人への道立、臍がくねるわい。道も道によつてな、横に取つて行く道を、忠義といふわいやい。甲に似せて穴を掘る上、勘当請けねば兄弟の縁も離れ、時平殿へ忠節せば、切つても捨てん所存なれど、尤も善悪の差別にて、主への義は立つにもせい、親の心に背くやつ、其の道に背くといふわい。望み叶へてとらする上は人外、早帰れ、手取らば親子の別れ、箒木くらはさう。」と筋骨立てて怒る聲、松王は思ひの儘、女房来いと引き立て行く。千代は道に親兄弟に、名残も惜しき相嫁の、顔を見る目もあかれ涙、諸袂で出でて行く。「ハヽヤレ嬉しや面倒な奴片付けた。ヤイそこな馬鹿者、御菩提所の御寺へ、早ういかうせぬか。」と、是れも手づようきめ付けられ、「そんなら島へは。」「サア行く所へはおれが行くわい、出て行け。」と、そこは八十の[illegible]、八重が傍へ[illegible]に、お能[illegible]と云ひ捨てて、[illegible]に問へ、[illegible]見送り[illegible]残されし八重が身の、仕儀もつかぬ[illegible]、門へ立ちに[illegible]門口、[illegible]に嘆[illegible]顔と笑ひ、女房も無情[illegible]頃に[illegible]いは

す、徒らの女房を思はぬ仕方。兄弟衆の事について、親父様のお腹立、其の場へは出もせいで、ヤアなんで此方様は納戸の内に、こゝにござんすわけを聞かして下され」と、聞きたがるこそ道理なれ。暫く有つて白太夫、食み出し掃の小藁箒、三方に乗せしをそつくりと、出づるも老の足弱車、舎人桜が前に置き、「用意能くば、サア〳〵」と、いふに女房取縋り、「いへ〳〵これはなんぢや、親父様。桜丸殿どうぞいなコレ何で死ぬのぢや、腹切るのぢや、切られねばならぬ訳ならば、未練な根性さぎや仕ませぬ。こなさんが言はずば、親父様の只一言、案じる胸を休めてたべ、お慈悲〳〵」と手を合はせ、泣くより外の事ぞなき。「ヤア親人に何御苦労、是れまで馴染む夫婦の中、所存残さず言ひ聞かせた。[illegible]申すもお畏れ多き御世の御様、百姓の悴なれども、菅丞相の御不便を加へられ、親人へは御扶持方、御愛樹の松梅桜、兄弟が名に象り、松王梅王桜丸、憚り有りや冥加なや、烏帽子下に成しくだされ、御恩は上なき築地の勤め、三人の其の中に、桜丸が身の幸ひ、人間の風ならぬ竹の園生の御所奉公、下々の下なる牛飼舎人、勿体なくも身近く召され、菅丞相の姫君と、わりなき中の御文使ひ、仕課せたが仇となつて、讒者の舌に御身の浮名、終には謀叛といひ立てられ、菅原の御家没落。是非もなき次第なれば、宮姫君の御安堵を見届け、義心を顕はす我が生害、今朝早々爰まで来て、右の段、生きて居られぬ最期の願ひ、聞き届けて切腹刀、親の手づから下されたわい女房。我にかはつて

お禮を申し、死後の[illegible]頼むぞ」と、義を立て守る[illegible]詞、女房わつと聲を上げ、「仇なる戀路のお媒
介、[illegible]に切る腹なら、[illegible]の八重も[illegible]
れぬ。[illegible]よりはまだ[illegible]切り、[illegible]には、
それが何の[illegible]、女房の[illegible]てたべ。[illegible]
案はないか、コレ俯伏い[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]と[illegible]ふ、[illegible]譯でなけれ[illegible]
[illegible]れた、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ん と、最[illegible]
[illegible]直し置き、信を取つて御[illegible]
[illegible]

せ給へと再拜祈念、取り上げた扇開けば櫻の花。南無三、是れは叶はぬ告か、神の心を疑ふ御鬮の、取り直しせぬ物なれども、助けたいが一杯で、取り直す次の扇、今度は違うて又松の繪、頼みも力も落ち果てて、下向すりや折れた櫻。定業と諦めて、腹切り刀わたす親、思ひ切つておりや泣かぬ、そなたも泣きやんな」「ヤ、、、、アレ聞いたか女房ども。櫻丸が命惜しまれて、老人の心遣ひ、御恩も送らず先だつ不孝、御赦されて下されい」下郎ながら恥を知り、義の爲に相果つる」と、三方取つて戴くにぞ、「もうコレ今が別れか」と、泣くに泣かれぬ夫の覺悟。白太夫目を瞬き「潔い倅の切腹、介錯は親がする、其の刀コレ見やれ」と懐から取り出すは、挾み込んだる鉦撞木、「コレ此の刀で介錯すれば、未來永劫迷はぬ功力、利劍即是彌陀號」と、撞木を取つて打ち鳴らす、鉦もしどろになむあみだ〳〵、なむあみだ〳〵〳〵、なむあみだ〳〵、念佛の聲と諸共に、襟押し寛げ九寸五分、弓手の脇へ突立つれば、八重が泣く聲打つ鉦も、拍子亂れて、なむあみだ〳〵、なむあみだなむあみだ。右の肋へ引廻し「憚りながら御介錯」「オ、介錯」と後へ廻り撞木振り上げ、南無阿彌陀佛と、打つや此の世の別れの念佛。九寸五分取り直し、喉のくさりを刎ね切つて、かつぱと伏して息絶えたり。八重が覺悟も此の場をさらず、夫の血刀取り上ぐる。枳殼の陰より梅王夫婦走り寄つて、「こりや何事」と九寸五分もぎとり捨て、親の前にかしこまり、「コレ〳〵先程歸れと有りし時、表

へは出たれど、櫻丸がこぬ不思議と、丞相様の御祕藏有りし、櫻の折れたを詮議もなさる時、不審に存ずるから、裏より忍び立ちもどり、始終の樣子を承つた。ヘエ是非に及ばぬあの櫻とともに、枯れし命の櫻丸、兄弟の最期餘所に見て、親人の鉦鼓に合はせ、女夫の者が忍びの念佛、あつたら若者殺せしことと悔む夫婦も聞く親も、八重も死なれぬ身の繰言、是非も涙に南無阿彌陀佛と鉦打ち納め、撞木と替る杖と竹。白太夫は片時も早く、菅丞相の御跡慕ひ、島へおもむく現世の旅立、櫻丸が魂魄は未來へ旅立つ、此の亡骸梅王夫婦を頼むこと、八重が事までつど〳〵に、頼む詞の置土產、冥途のみやげは只念佛、なむあみだぶつ、なむあみだぶつ〳〵、なむあみだぶつ〳〵〳〵、南無阿彌陀鉦打ちかぶり、西へ行く足、十萬億土、亡骸送る親送る、生きての忠義死したる義臣、一樹は枯れし無常の櫻、殘る二樹は松王梅、三つ子の親が住む所、末世にたへぬ白太夫、佐太の社の名蹟も、神の恵みと知られけり。

第　四

唄君を思へばよやヨホイホ、結ぼれ絲のハリトト、とけぬ心ぞ[illegible]、いよつろござる、つらき筑紫に立つ年月、[illegible]いたはしや菅丞相、[illegible]に罪せられ、[illegible]の小家の[illegible]、昨日と暮

れて今日は早、延喜三年如月半ば、空も春めく野山の眺め、野飼に召させ奉り、我が樂しみは在鄕歌、唄君を思へばよやヨホイホ、ハ、、、ハア何をがなお氣晴らし、しばらくさい、どつこう聲、牛殿の手前も面目ない、エ、見れば見る程見事な毛並、角の構へ眼の備へ、頭持の樣子、骨組肉合總毛一色、眞黑黑牛、渡繻子も及ばぬ色艶、天角地眼、一黑直頭、耳小齒違、天晴御牛候よ、ちよ〳〵らのおよせいと襃めにける。菅丞相はめづらかに、聞き馴れ給はぬ俚詞「ヤイ白大夫、春は耕し、秋は刈穗の稻を負ほせ、耕作の助けとなる牛の善惡能く知る筈、天角地眼と申せしは、角と眼の備への事、一石六斗二升とは、牛を買ひ取る其の價、升目を積る物やらん、語れ聞かん」と仰せける。「さつてもしたり、天下に有るとあらゆる事ども、餘さず漏らさず知つてござる丞相樣、牛の事は御存じなく、お尋ねに預るは、百姓に生まれた一德、お慮外ながら、牛の講釋聽かしやりませ。一黑と申すは、俵物の石目ではござりませぬ、毛色を吟味する時は、黑いが極上、それで一黑。次に直頭とは、天窗の見所、頭とは頭、何方へも傾かず、まんろくなが能いさかいで、直頭と申します。耳小の耳は耳、小はおひさし、隨分耳は小さいを好みます。扨齒違とは、きやつがおね〳〵にれを嚙む、上下の齒先揃ふは惡し、五一に生えたが齒違の齒の見所、次第を上から言ひ立つれば、一石六斗二升八合、牛の講釋もう仕舞でござまする」實に性は道によつて賢し、白大夫が詞を聞き、一つの德を得

たるわ。」と仰せにひよこ／＼小踊りして、「こりやマア働いた仰せぞい、親の代から御領分の百姓、三つ子の事までお世話になされ、御恩に御恩有り難うて、暫しの間も忘れぬ此の親と違うて、三人の倅ども、一人は死ぬる、跡二人は気も揃はず、面倒な奴等打ちはふつて、此の太宰府へ参つたは、去年の三月、うそ寂しい不自由なお住居。一年の日数は立てども、月見花見に出もなされず、今日は何と思召す、牛引けと有る御意が出て、私が鏡も曇らぬ、〳〵、達者な奴の野面、安楽寺へお参詣は、御帰洛の御首尾でござりませう。」「いやとよ、我に科なければ、佛に書導かけ奉り、身の上祈る心はなし。讒者の業と知召さば、罪なき事も世にあらはれ、帰洛の勅諚下るべし。夫れまでは菅丞相、月にも花にも目はふれず、私なき臣が心、帝は知召されずとも、天の照覧にかなはゞ、安楽寺へ志すは、此の夜不思議の霊夢、菅丞相が愛樹の梅、下界月の花盛り、都の住居思ひ寄り、枕の硯引き寄せて、筆に任せて斯く詠り、東風吹かば匂ひおこせよ梅の花主なしとて春な忘れそと、心に浮べて睡眠みしに、妙なる天童、我が枕に立たせ給ひ、[illegible]の心深く、往来を守る悲願の功、心なき草木まで情を受けし主の[illegible]、花とも言はれ其の験、安楽寺へ着て見よと示現によつてと宣ふ所へ、安楽寺の住僧杖を便りに老の足、それぞと見奉りしよりも、[illegible]なる者なれば、丞相駕よりおりさせ給ひ、「住侶の此方は何國へぞ、我は寺院へ行く折から、是れにて對面[illegible]一八

ア愚僧儀も外ならず、公の御目にかゝりたく、参る仔細餘の儀にあらず、夜前不思議の靈夢の告、御慈愛の梅一樹、配所の主に見せよと有る、示現に變らぬ觀音堂の左の方、一夜に生ひ出づる不思議さよ」と、語るも聞くも正夢の、割符を合はせしごとくなり。是れより寺へは程近しと、住侶伴ひ御歩路、安樂寺に入り給へば、それぞとしるき梅花の薫、袖に留木の心地せり。暫く是れにて御詠めと、牀几直させ褥を設け、御菓子小竹筒と住寺のもてなし。白大夫はこつてこて、梅の土際覗き廻り、「こりや不思議、イヤ希代ぢや、申し丞相樣途次お住寺の夢話、へ、何をやらるゝやら、そんな事が能う有らうと、誠しないことと、疑うてをりましたが、來て見てびつくり、此の木の枝ぶり花の匂ひ、佐太のお下屋敷に預つて居りました、夫れぢや／＼、其の梅でござりまする。ア、神佛のつけは爭はれぬ、俺がこゝへ來た跡では、水一杯飲まし人も有るまいに、ぶき／＼とした木の色艶、芽立の氣條ついつい、花はうさるほど付いたれば、梅漬の時分二三斗は慥かに生らう。四五升は地を借りた年貢代、お寺へも進ぜます、跡は此方の貰入々々、今は先腹の貰入、御馳走酒下さりましよ。ア、これお酌、白大夫が杯は、いつでも此の天目、立酒は氣に掛る。」と、牀几の傍にちよつつくばひ、口も心も有の儘、見えた通りの律儀者、花の眺めに一入の、興を催しおはする所に、「そりや喧嘩よ、アリや抜いた、切り合うてそりや來るわ、寺内へ入れな、門打て。」と、いふ間あらせず踏み込み／＼、打

ち合ひ戰ふ侍二人、寺僧は驚き白大夫、御座を開うて、「ヤ、これ〳〵、見れば雙方旅裝束、喧嘩はふり者と有つてから、爰で仕舞は付けさせぬ、出やれ〳〵」といふをも聽かず、切り合ふ一人は我が子の梅王、「コリヤまあ其方は何として、ハア〳〵ひあいな切られなさるな」と、氣をもみあせる親心、聲の助太刀相手の刀、梅王に打ち落され、逃げんとするを透さず飛び蒐り、片手つかみに筋斗打たせ、膝にかため し健氣の擧動、「ヤレ〳〵出かした〳〵、手柄〳〵」で手柄は、たかが喧嘩の次第、次には其方が下つた樣子、一部の事を案じてござれ、幸ひ是れに丞相樣、樣子一々申し上げい」「ハヽハツ」恐れながら、梅王が念願達し、變らせ給はぬ御尊顔、見奉るは生涯の本望、一部に御座有るお二人樣、世をしのぶお身なれば、一所には置きまされず、若君樣は武部源藏に預け置き、是が女房、櫻丸が女房、八重と存とは、御臺樣の御介抱、お身の上は差置かれ、配所の樣子見て參れと、仰せに任せ出立の手番ひ、幸運に叶ひ日和まんな、千里一跳ね日數も込まず、夜前此の地へ筑紫船。乘合の中に時平が家來、鷲塚平馬、此の梅王を見しらぬ馬鹿者、ふてくりかけて樣子を問へば、菅丞相を殺しに來たと、おのれが口から最後を急ぐ、寺にござるを能う知つて、直に仕かける不敵者、梅王が御土産と、[illegible]ぐつと縛め上げ、緣柱に猿繫ぎ、心地よくこそ見えにけれ。丞相御機嫌淺からず、悲しき節の樣子を知らず、忠義の花は有情の梅、示現によつて飛び來る花に、非情の其の松の木、有情非情も隔て

なく、菅丞相を慕ひくる、梅に褒美の御言の葉、梅は飛び櫻は枯る丶、世のなかに何とて松の情なかるらん、つれなかるらん松王に、時平が舍人、枯れし櫻は宮の舍人、梅王は我が舍人、花の榮えは安樂寺、其の名も高き飛梅の、不思議は今に隠れなし。「イヤ梅王、有り難い今の御歌、此の歌に准へ、其方をお讃め遊ばし、櫻は枯る丶世のなかとは、死んだ倅を御悔み、情なかるらんと有る松王めは、時平に追從してをつたの。」「ホヽ、親人の推量違はず、兄弟といふも穢らはしい、畜生めはさて置いて、サア敵は此の鷲塚、サア時平がたくみ白狀せい。いやといへば刀の引導、如何おやイ。」と立ちかゝる。「ニヤ、これ老兒有るな、主從の義を立てぬき、命にかへてもいはぬは古風、いはして置いて殺すも古風、折しう助かる樣に殘らず申す。時平殿は王位の望み、邪魔になる菅丞相、首取つてたも歸れ、軍陣の血祭して、大望の旗を上げ、天皇親王院の御所、片端仕舞うて天下を一呑み。身共も公家に成る樂しみ、空頼みの裏が來て、恥をさらす縛り繩、早う解いてくだされませ。」と時平が叛逆、一々殘らず、聞召されし菅丞相、柔和の形相忽ちかはり、御眼に血をそゝぎ、眉毛逆立つ御憤り、都の方を睨み付け、御牙はしく/\立ち給へり。白太夫悄りしうしれて有る時平が企み、今聞いたか何ぞの樣に、ついぞ見えぬ怖いお顔。こゝから睨ましやましても、都へはとゞきませぬ。御持病の痞が差これば、エヘン悲しうござります。」と、老のぐど/\、御容じ。「ヤヨそれ梅王白太夫、時平の大臣が謀叛の

企て、捨てられし御大事、勅免なければ歸洛も叶はず、王位を望む朝敵と、しろし召されぬ玉體、危し。臣が忠義徒らに此時に朽ち果つる、魂は虚空に留るとも、死したる後は障りなし、雷電帝都に立歸り、帝を守護し奉らん。天に誓ひの我が願ひ、驗は目の前白梅の、氣條ほつきと折り取り結ひ、一朝敵一味の大人數、退治の手始め是れ見よ。」と、枝に[illegible]と打ち拂へば、平馬が首は紅梅の、氣條も花の[illegible]、[illegible]も[illegible]き、梅の名作御手の中、御手は言ふも[illegible]なり。」[illegible]、かかる大事を聞くよりは、片時も早く都に登り、時平[illegible]せよ。」彼は見上ぐる此の高山絶頂に、三日三夜[illegible]、[illegible]、眼光を碎き梵天帝釋、閻羅王、三天王に誓ひをかけて、魂魄雲居に鳴る雷、十六萬八千の首領となつて、眷屬引き連れ都に上り、謀叛の奴原引き裂き捨てん、我世の[illegible]是れまでなり、いそ[illegible]と御聲も、共に[illegible]、咲き[illegible]、[illegible]、[illegible]方、蔀遣戸は木の葉の如く、庭の[illegible]木も千梅も、花も[illegible]、雅子も作[illegible]も[illegible]に[illegible]、明も來らざる御身を捨て、[illegible]帝へ[illegible]、御本意は[illegible]、御[illegible]の、[illegible]、宙まで給へ。」と御祈りに、とりすがる梅王白太夫、弓手馬手へ[illegible]ばし、往[illegible]たくなとめ給ひて、早天帝の恵みによつて、形は此の[illegible]の、ふしぎを見せんと[illegible]、梅花を取つて口に含み、天に向ひて吐く梅花、[illegible]花[illegible]となつて、雲居遙かに[illegible]は、怖しき[illegible]、[illegible]、門出[illegible]の貝、

吹き立て〳〵北嵯峨の、在も山家もぬけめなく、役の行者の跡を追ひ、喇々してやる五器膳器、五器の實修行と知られたり。「ア、やかまし御奉禮殿。貝吹いて下さんな、賴うだ方のお氣結ぼれ、夜は碌に御寢ならず、今とろ〳〵とお睡眠。アレまだいの、斷りいうても聞き入れぬ、無法禮殿、止めやらぬか。そしてまあ無遠慮な竈も覗かずに内へ這入り、うそ〳〵と何見やる、女子許りと思やつたら、當の槌が違ひましよ。サア出やらぬか、いにやらぬか」と、叱りこかされ御奉禮、門へは出れど目は跡に、心殘してたち歸る。「コレ、どんな奴がうせをつて、御機嫌は如何ぞ。」と、障子の此方に手をつかへ、「思ひがけない螺の貝、お目も覺めう、お痞はのぼらぬか、八重樣いかゞ」とたづぬれば、「サレバイヤ、いつにない御臺樣、すや〳〵と寢入りばな、貝に驚きなされたか、總身に冷汗、思へば憎い山伏めら。」「ヲヽ、サア私も腹が立つて、入れる手の中もやらなんだ。」と、二人が話に御臺樣、「イヤなう山伏の業ではない、恐ろしい夢を見て、動氣が今に納まらぬ、其の夢の物語、春も八重も聞いてたも。所は宰府安樂寺、連合の御祕藏が筑紫へ飛梅、梅王丸も一時に下り合はせた御悦び、梅は飛び櫻はかるる世の中に何とて松のつれなかるらんと、卽座の御詠歌、一字も忘れず覺えしは、物のしらせの正夢か。まだ其の上に時平の家來、丞相樣を殺すたくみ、事顯はれて都の樣子、王位を奪ふ敵の企て、白狀するをお聞きなされ、以ての外なお腹立、執奏なければ歸洛も叶はず、危いは天皇のお身の上

帝釋天へ祈誓をかけ、鳴る雷の神となつて、時平に與せし同類共蹴殺し捨てんとお誓ひ、其のすさまじき恐ろしさ、夢とはさらに思はれずと語り給へば、三人の女房「お案じなさるゝ御事も、さりながら、逆夢と申しますれば、却つてめでたい御吉左右、なう春樣左樣ではないか」「成程さうなや、追付御歸洛なされませう、したが今來た山伏づら、編笠で顔も見せず、ものもいはず、うそ〳〵覗いておいやつたが、いかにしても氣にかゝる」と、梅王殿の指圖にて、此の隱家に入れます、御臺樣のござりますを、嗅ぎ出しに來た敵らしい」「白太夫樣梅王殿も、鎌倉へ下つて我をはかり、もう疾にも遁かれませぬ。幸ひ頃日承れば、法性坊の阿闍梨樣、下嵯峨へ來てござやげな、丞相樣とは師弟の約束、右の樣子をまうしたら、御臺樣の御事を、お頼み申して今日中に、早う所を替へましたい、私や一走り往て來やんしよ、八重樣萬に心を付け、油斷してくださんすな」「あい、春樣の能う氣が付いた、大儀ながらいて下さんせ、跡は氣づかひござんせぬ」と、男勝りの心ざし、御臺もことなう御悦び、「コレ春、梅王樣に逢やつたら、夢のことも話し申し、善し惡しのわけ聞いてたもと」「ア、〳〵、何も角も心得てをりまする、兎角は頼りとして居られませ」と、かいすゝめに笠取るやら、「追付吉左右お知らせ」と、こそ〳〵してこそ出でて行く。跡ともまたせず時平が家來星坂源吾、「あれこそ丞相の御臺ぞ」と、下部の者連れて駈け入るを、手早く八重は長押の長刀、御臺を奥へと目で

しらせ、「何者なれば、踏ん込んで狼藉、目に物見せんと振り廻すを」「ヤア小ざかしい女め、時平公の仰せを請け、御臺を迎へに來つたり、邪魔ひろがば討ちとれ」と、下知に随ひつぱなの穂先、切り立て切り立て三重追ひ捲れども、多勢に無勢數ヶ所の疵、長刀杖に立ち歸り、「ナウ御臺様、もう叶はぬ、早う退いて下さりませ」。春藤はまだかへらぬか、エヽ口惜しい〳〵、無念なと言ひ死に、はかなき八重が最後の有様、御臺は前後も辨へず、死骸にとり付き御歎き。星坂透さず走りより、引立て行かんとせし所に、以前の山伏のつゝと顯はれ出で、すかさず其の御臺を齋料と、飛びかゝつて源吾が首筋摑んで、目より高く指し上げ、冥途の旅へうせをれ。と、泥田の中へ頭轉倒、直に御臺を引んだかへ、石原砂道嫌ひなく、飛ぶがごとくに三重進み行く。一字千金二千金、三千世界の寶ぞと、教へる人に習ふ子の、中に交はる菅秀才、武部源藏夫婦の者、いたはり傅き我が子ぞと、人目に見せて片山家、芹生の里へ所替へ、子供集めて讀み書きの、器用不器用清書を、顔に書く子と手に書くと、人形書く子は天窓掻く、教ふる人は取分けて、世話をかくとぞ見えにける。中に年かさな作が息子、「コリヤ皆是れ見や、お師匠様の留主の間に、手習するは大きな損、おりや坊主天窗の清書したこと、見せるは十五の涎くり、若君はおとなしく、「一日に一字學べば、三百六十字の教へ、そんな事書かすとも、木の清書したがよいこと、八つになる子に呵られて、まぜふ〳〵と指さして、てうばかゝるを

殘りの子供、兄弟子に口過ぎ、遲くもあるまいかめ〳〵と、てんでにけさん猿のまねで、自然天然
肩持つも、傳ふる筆の威德かや。主の女房奧よりも出で「又こりや何の諍ひか、ゑとゝ〳〵〳〵
今日に限つ、連合の寺入、寺にいでなれば叱りもしれぬ、ほんに〳〵こなた衆で、一時の間と書
も兼ねる、今日は取分け寺入も有る筈、晝からは休ます程に、精出して下され〳〵」と、又嬉
しや休んで、と、筆より先に讀む顔だが、いるにに、寺中は神入被下、一筆詠す一筆、其の時
に埒明、女房相を摘はせて、紹介し女房の、七つ八つなる子を連れて、親方と寺入る
內にもそれと早初め、此方へ入らせ給へと、吉方として見に寄り、誰に懸け女子弟子、
來た女房は慇懃面、一私共は此の村はづれに、暫く住んでござる者でござる。此の子を手習
請なされて下されよかしと、お頼み申しにまゐりましたれば、どうぞ世話してやると、結構な言に
あるまい、早速連れて來ましたが、內方にも御子の顔を見て、ものと喜んで下さりませ」
ーーイヤ是れが源藏殿の跡ーーーーーーーーーーーーーーーーよい子様や、男にも大概の子達、ありゃ
世話になりましたーーイヤ御世話ありまして下さいませ、トーーまする人は幾つあるまでござりますか、賞信
飼と申しまする」「十一の子達と申しまして、腕白者でござります」トーーーー氣遣いなりません、
折悪う、今日は連合の遊暑で、其れ故お出でなされまして、此れはてお願ひなりまして、お出で私が呼

びに参りましよ。」「いえ／＼、幸ひ私も参つて來る所が有れば、其の内にはお歸りでござりませう」「コレ三助、其の持つて來た物、彼方の傍へ上げませう。」アット答へて堺重、へぎに乗せたる一包、内儀の傍へ差し出す。「是れはマア／＼いはれぬ事を。」「イヤおはもじながら此の子が参つたしるし、此の堺重は子達への土産、取集めて下さりませ。」と、いはねどしれし煮物煮染、我が子に世話を燒豆腐、粒椎茸の入つたるは、ほんそ子とこそ見えにけれ。「是れはマア何から何まで、取揃へて御念の入つた事。戻られたら見せませう。」「イヤモほんの心許り、宜しうお賴み申し上げます。コレ小太郎、ちよつと鄰村まで往て來る程に、大人しうして待つて居や、惡あがきせまいぞ。御内證樣、往て参じましよ。」と、表へ出づれば、「母樣俺も行きたい。」と、縋り付くを振り放し、「嗜めよ、大きな形して跡追ふのか。御覧じませ、まだ頑是がござりませぬ。」「ソリヤ道理いな、ドリヤ叔母がよい物やりましよ、つい戻つてやらんせ。」と目でしらすれば、「アイ／＼、ついちよつと一走り。」と、跡追ふ子にも引かさるゝ、振り返り見返りて、下部引き連れ急ぎ行く。どりやこちの子と近付にと、若君の傍へ寄せ、機嫌紛らす折からに、たち歸る主の源藏、常にかはつて色蒼白、内入り惡く子供を見廻し、「エヽ氏より育ちといふに、繁華の地と違ひ、いづれを見ても山家育ち、世話甲斐もなき役に立たず。」と、思ひ有りげに見えければ、心ならずも女房たち寄り、「いつにない顏色も惡し、振舞の酒機嫌かはしらぬが、山

家育ちは知れて有る子供、憎體口は聞きまする、こゝに二三日、在所の子が寺入して居まするが、さすがない人と思ふも氣の毒、機嫌直して、逢つてやつて下され」と、小太郎連れて引合はせど、差俯いて思案の體。いたいけに手をつかへ、「お師匠樣、今から頼み上げます」と、いふに思はず顔の色、急度見るより暫くは、打ちまもりて居たりしが、忽ち面色和らぎ、「扨々、器量勝れて氣高い生まれつき、公家高家の御子息というても、おそらく恥かしからず。ハテ扨、そなたはよい子ぢやなう」と、機嫌直れば女房も、「何とよい子、よい弟子でござんしよが」「好いとも〳〵上々吉。ムテ其の連れて來たお袋はいずくに」「サお前の留守なら、其の間に隣村まで往て來るというて」「オヽ夫れもよい〳〵。大極上々。先づ子供と奥へやり、機嫌よう遊ばし召され」と、「それ手習お暇が出た」小太郎共に連れ〳〵、[illegible]若君諸共誘はせ、跡先見廻し夫に向ひ、「最前の顔色は常ならぬ氣色、合點の行かぬと思ふ内に、今又彼の子を見て、打つてかはつての機嫌顔、落付いて合點行かず、どうやら樣子が有りさうな、[illegible]な聞かして」と問へば、源藏「ヲヽ氣づかひな筈、今日村の[illegible]と偽り、某を庄屋が方へ呼び付け、時平が家來春藤玄蕃、今一人は菅丞相の御恩を被ながら、時平に隨ふ松王丸、此奴病みほうけながら、見分の役と見えて、數百人にて取卷き、「汝が匿ふ菅丞相の一子菅秀才、我が子として匿まふよし、訴人有つて明白、急ぎ首討つて出すか否や、但し踏込んで請取らうか、返答如何に」と

退引きならぬ手詰に、是非に及ばず首討つて渡さうと請合うた心は、あまた有る寺子の内、何れなりとも身がはりと、思うて歸る道すがら、あれか是れかと指折つても、玉簾の中の誕生と、薦垂の中で育つたとは似ても似付かず、所詮御運の末なるか、いたはしや淺ましやと、屠所の歩みで歸りしが、天道のさかへ強きにや、あの寺入の子を見れば、まんざら烏を鷺とも言はれぬ器量、一旦身がはりで欺き、此の場さへ遁れたらばぞ、直に河内へお供する思案、今暫くが大事の場所。」と、語れば女房「待たんせや、其の松王といふ奴は、三つ子の内の悪者、若君の顔はよう見知つて居るぞえ。」「サアそこが一かばちか、生顔と死顔は相好のかはる物、面ざし似たる小太郎が首、よもや贋とは思ふまじ。よし又夫れと顕はれたらば、松王めを眞二つ、殘る奴ばら切つて捨て、叶はぬ時は若君諸共、死出三途の御供と、胸を居ゑたが一つの難儀、今にも小太郎が母親、迎ひに來たらば何とせん、此の儀の當惑、差當つたは此の難儀。」「イヤ其の事は氣遣ひ有るな、女子同士の口先で、ちよつぼくさ欺して見よ。」「イヤ其の手では行くまい、大事は小事より顕はる丶、事に寄つたら母諸共。」「エ丶イ。」「こりややい、若君には替へられぬ、お主の爲を辨へよ。」といふに胸すゑ「左様でござんす、氣弱うては仕損ぜん、鬼に成つて。」と夫婦は突合ひ、互に顔を見合はせて「弟子見といへば我が子も同然、今日に限つて寺入したは、あの子が業か、母御の因果か、報いは此方の火の車、追付廻つて來ませう。」と、妻

が歎けば夫も目をすり、「せまじき物は宮仕へ。」と、共に涙にくれ居たる。かかる所へ春藤玄蕃、首見る役は松王丸、病苦を助くる駕乗物、門口に舁き居うれば、跡には大勢村の者、附き随ふ。「申し上げます、若是れにをる者の子供が、手習に参つてをります。若しとり違へ首討たれては、とり返しが成りませぬ、何卒お戻し下され。」と願へば玄蕃、「ヤアかしましい蠅虫奴等、汝らが餓鬼の事まで、身共がしつた事か、勝手次第に連れ失せう。」と、叱りつくれば松王丸、「ヤレお待ちなされ暫く。」と、駕より出づるも刀の杖、一障りながら、彼等とても油断はならぬ、病中ながら拙者めが見分役を勤むるも、外に菅秀才の顔見しり者なき故、今日の役目仕課すれば、病身の願ひ御暇下さるべしと、有り難き御意の趣、疎かには致されず。菅丞相の所縁の者、此の村に置くからは、百姓共もぐるになつて、銘々が倅に仕立て、助けて帰る術も有る事。コリヤやい百姓めら、騒々と吐さずとも、一人づゝ呼び出せ、面改めて戻してくりよ。」と退引きさせぬ詞の端、打しは聞けの内には夫婦、兼て覚悟も今更に、胸轟かす計りなり。表はたれとも白髪の親父、門口より声高に、「長松よ〳〵。」と呼び出せば、オット答へて出てくるは、腕白顔に墨べつたり、似ても似付かぬ雪と墨、是れではないと赦しやる。「岩松は居ぬか。」と呼ぶ声に、「祖父様何ぞ。」とはしこくて、出でくる子供の頑是なき、顔に丸顔さぬしり茄子、「詮議に及ばぬ、連れうせう。」と睨み付けられ、「オ怖や、嫁にもくはさぬ此の孫な、命の

花落ち通れし」と、祖父が抱へて走り行く。次は十五の涎くり、ほんよ〳〵と親父が手招き、「父よ己はもう爰から抱かれて往の」と、甘える顔は馬顔で、「聲壺出す泣くな、抱いてやらう。」と干鮭を猫なで親が背へ行く「私が倅は器量よし、お見違へ下さるな。」と断りいうて呼び出すは、色白じろと瓜實顔、こいつ細面と引捕へ、見れば首筋眞黒々、墨か鱉かはしらねども、此奴でない」と突き放す。其の外山家奥在所の、子供殘らず呼び出して、見せても〳〵似ぬこそ道理、土が産ましたはかり芋、子伴ひて立ち歸る。今は身の上と源蔵も、戸浪も胸を居ゑ、待つ間ほどなく入り来る兩人、「ヤア源蔵、此の玄蕃が目の前で、討つて渡そと請けあうた、菅秀才が首サア請けとらう、はやく渡せ。」と手詰の催促。「ハツ」とも聴せず、「假初ならぬ右大臣の若君、掻首捻首にも致されず、暫くは御用捨」と、立ち上るを松王丸、「ヤア其の手はくはぬ、暫しの用捨と隙どらせ、にげ支度しても、裏道へは數百人を付け置き、蟻の這ひ出る所もない。生顔と死顔は相好がかはるなどと、身替りの贋首、大それもたべぬ。古手な事して後悔すな。」と、言はれてグッとせき上げ、「ヤアいらざる馬鹿念、病ほうけた汝が目玉がでんぐり返り、逆様眼で見やうはしらず、紛れもなき菅秀才の首、追付見せう」と、[illegible]す其の舌の根の乾かぬ内に早く討て、とく切れ」と玄蕃が權柄。ハット許りに源蔵は、胸を据ゑて[illegible]入りにける。傍に聞き居る女房は、こゝぞ大事の心も空、檢使は四方八方に、眼を配る中に[illegible]

机文庫の數を見廻し、「ヤア合點の行かぬ、先だつて往んだ餓鬼等は以上八人、机の數が一脚多い、其の倅は何所にをるぞ。」と、見咎められて戸浪ははつと、「イヤこりや今日初めて寺へ、イヤ寺參した子がござんす。」「何馬鹿な。」「オヽ、それ／＼、是れが則ち菅秀才のお机文庫。」と、木地を隠した塗机、ざつとさばいて言ひ抜ける。「何にもせよ隙どらすが油斷の元。」と、玄蕃諸共つゝ立ち上る。こなたは手詰命の瀬戸際、奥にはばつたり首討つ音、はつと女房胸を抱き、踏ん込む足に、けしとむ内、武部源藏白臺に、首桶乗せてしづ／＼出で、目通りに差し置き、「是非に及ばず、菅秀才の御首討ち奉る。いはば大事ない御首、性根をすゑてサア松王丸、しつかりと檢分せよ。」と、忍びの鐔元くつろげて、虚といはば切り付けん、實といはば助けんと、固唾を呑んで控へ居る。「ハヽヽヽ何の是れしきに、性根所か、いま淨玻璃の鏡にかけ、鐵札か金札か、地獄極樂の境、家來衆、源藏夫婦を取り巻きめされ。」「畏まつた。」と捕手の人數、十手振つて立ち掛る。女房戸浪は中を固め、夫は元より一生懸命、「サア實檢せよ檢分。」といふ一言も命がけ、後は捕手向うは曲者、主は始終眼を配り、爰ぞ絶體絶命と思ふ内、早首桶引き寄せ、蓋引き明けた首は小太郎、贋といふたら一討と早抜きかける。戸浪は祈願、天道樣佛神さま、憐み給へと心の祈り。眼力光らす松王が、ためつすがめつ窺ひ見て、「ムウこりや菅秀才の首討つたは、紛ひなし相違なし。」と、いふにさ[illegible]源藏夫婦、[illegible]見合[illegible]。檢使

の玄蕃は檢分の詞證據に、｢出かした〳〵、よく討つた、褒美にはかくまうた科ゆるしてくれる。イサ松王丸、片時も早く、時平公へお目にかけん。｣｢いかさま隙取つてはお咎めもいかゞ、拙者は是れよりお暇たまはり、病氣保養致したし。｣｢オヽ、役目は濟んだ勝手にせよ。｣と首請取り、玄蕃は館へ、松王は駕にかられて立ち歸る。夫婦は門の戸ぴつしやりしめ、物も得いはず青息吐息、五色の息を一時に、ほつと吹き出す計りなり。胸撫でおろし源藏は、天を拜し地を拜し、｢アヽ、有りがたや忝や、凡人ならぬ我が君の、御聖德が顯はれて、松王めが眼がかすみ、若君と見定めて歸つたは、天成不思議のなす所、御壽命は萬々年、悦べ女房。｣｢イヤもう〳〵大抵の事ぢやござんせぬ。あの松王めが眼の玉へ、菅丞相樣がはひつてござつたか、但し首が黄金佛ではなかつたか。似たというても瓦と金、寶の花の御運開きと、餘り嬉しうて涙がこぼれる。｣｢ハア、有り難や尊やつ。｣と、悦び勇む折からに、小太郎が母いきせきと、迎へと見えて門の戸たゝき、｢寺入の子の母でござんす、今漸う歸りました。｣と、いふ聲聞くより又悄り、一つ遁れて又一つ、こりやマア何と、どうせうと、妻が騷げど夫は胴すゑ、｢コリヤ最前言うたは爰の事、若君には替へられぬ、狼狽者。｣と戸浪を引き退け、門の戸ばらりと引き明くれば、女は會釋し、｢コレハまあ〳〵お師匠樣でござりますか、惡さをお頼み申します、何處に居やるぞ、お邪魔でおろに。｣といふを幸ひ、｢イヤ奧に子供と遊んで居ます、連立つて歸られよ。｣

と言顔でいへば、ヲヽそんなら連れて帰りましよと、すつと通らんとする後より、たゞ一討と切り付くれば、女もしれ者ひつぱづし、逃げても逃がさぬ源蔵が、刃するどに切り付くるを、我が子の文庫でぱつしと請け止め、コレ待つた、待たんせ、こりやどうぢやと、重ねる刃も用捨なく、また切り付くる文庫は二つ、中よりばらばらと経帷子、南無阿弥陀仏の六字の幡、源蔵は[illegible]いかにと、不思議の思ひに驚き、[illegible]にけん、[illegible]涙ながら、若君菅秀才のお身替りに、お役に立つて下さつたか、まだか様子が聞きたさに、[illegible]心か[illegible]御心[illegible]この[illegible]して[illegible]は、[illegible]かるゝ世の中に、何とて松のつれなかるらん、女房悦べ、倅はお役に立つたぞと、聞くより女房はとすゝり上げて、前後不覚にとり乱す。ヤア未練者めと叱り付け、[illegible]に一度[illegible]、[illegible]思ひしこと[illegible]松王、[illegible]、不覚[illegible]は二十、[illegible]有りし道は我々兄弟三人に、[illegible]に離れて奉公、[illegible]の松王は、時平公に随ひ、親兄弟とも肉縁切り、御恩受けた菅丞相、敵対[illegible]主君とはいひながら、[illegible]の因果[illegible]れと、[illegible]の[illegible]、[illegible]見[illegible]の[illegible]役目、[illegible]

い、なれども身代りに立つべき一子なくば如何せん。爰ぞ御恩報ずる時と、女房千代と言ひ合はせ、二人の中の倅をば、先へ廻して此の身代り、机の數を改めしも、我が子は來たかと心の當、菅丞相には我が性根を見込み給ひ、何とて松のつれなかるらうぞとの御歌を、松はつれない〳〵と、世上の口に掛る悔しさ、推量有れ源藏殿。倅がなくば何日までも、人でなしといはれんに、持つべきものは子なるぞやと、言ふに女房猶せき上げ、「草葉の陰で小太郎が、聞いて嬉しう思ひましよ、持つべき物は子なるとは、彼の子が爲に好い手向。思へば最前別れた時、いつにない跡追うたを、叱つた時の其の悲しさ、冥途の旅へ寺入と早蟲が知らせたか、鄰村へ行くというて、道までいんで見たれども、子を殺さしに遣して置いて、どうマア家へいなるゝ物ぞ。死顔なりとも今一度見たさに、未練と笑うて下さんすな。包みし祝儀はあの子が香奠、四十九日の蒸物まで、持つて寺入さすといふ、悲しい事が世に有らうか。育ても生まれも賤しくば、殺す心も有るまいに、死ぬる子はみめよしと、美しう生まれたが、可愛や其の身の不仕合、何の因果に疱瘡まで、仕舞うた事おやゝとせき上げて、かつぱと伏して泣きければ、共に悲しむ戸浪は立ち寄り、「最前にナ、連合の身がはりと思ひ付いた傍へ往て、お師匠樣今から頼み上げますと、いうた時の事思ひ出せば、他人の私さへ骨身が砕ける、親御の身ではお道理〳〵と涙添ふれば、「イヤ是れ御内證、コリヤ女房も何でほえる、覺悟した御身がはり、内で存分

ほえたでないか、御夫婦の手前も有る。ムヽ何源藏殿、申し付けてはおこしたれども、忠ありて最期の節、未練な死を致したで御座らう。イヤ若君菅秀才の御身代りと言ひ聞かしたれば、潔う首差しのべ、アノ逃げ隠れも致さずに、ニコ＼＼につこりと笑うてムヽヽヽ、出かしをりました、利口な奴。立派な奴、健気な八つやそこらで、親にかはつて恩送り、お役に立つは孝行者、手柄者と思ふから、思ひ出すは櫻丸、御恩も送らず先だちし、嘸や草葉の陰よりも、羨ましかろ、けなりかろ。倅が事を思ふに付け、思ひ出さるゝ＼＼と、流石同腹同性を、忘れ兼ねたる悲歎の涙、なう其の伯父御に、小太郎が逢ひますかいのと、取り付いてわつと計りに泣きしづむ。歎きも漏れて菅秀才、一間の内より立ち出で給ひ、我に代はると知るならば、此の悲しみはさすまいに、可愛の者やと御袖を絞り給へば、夫婦ははつと共に浸する有り難涙。二才手なる若君様へ御土産と、松王つつと立ち、申し付けた用意の乗物、早く／＼と呼ばはるにぞ、ハツと答へて家来共、御目通りに舁き居うる。ハテ御出でと戸を開けば、菅丞相の御台所、ヤア母様か我が子かと、御親子不思議の御対面、源藏た嬉し涙を打ち、こなさと御台が尋ねしに、何国に御座なされしと、ヲヽそれ／＼北嵯峨の御隠れ家、時平の家来が聞き出し、召捕りに向ふと聞き、某山伏の姿となり、危いところを奪ひ取つたり、急ぎ河内国へ御供なされ、宮様にも御対面。ササ／＼女房、小太郎が死骸あの乗物へ移し／＼、野辺の送り

の營まん。「ヲヽ。」と返事の其の中に、戸浪が心得抱いて來る、死骸を網代の乘物へ、乘せて夫婦が上着を取れば、哀れや内より覺悟の用意、下に白無垢麻上下、心を察して源藏夫婦、野邊の送りに親の身で、子を送る法はなし、我々夫婦がかはらんと、立ち寄れば松王丸、イヤヽヽ是れは我が子に有らず、菅秀才の亡骸を御供申す、何れもは門火々々と、門火を頼まるゝ、御臺若君諸共にしやくり上げたる御涙、冥途の旅へ寺入りの、師匠は彌陀佛、釋迦牟尼佛、六道能化の弟子になり、賽の川原で砂手本、いろは書く子のあへなくも、ちりぬる命是非もなや、あすの夜たれか添乳せん、らむ憂い目見る親心、劍と死出の山けこえ、あさき夢見し心地して、跡は門火に醉ひもせず、京は故郷と立ち別れ、鳥邊野さして連れ歸る。

第　五

雲井に長閑き大内山、早立ち替る水無月下旬、日毎々々に時違へず、電光雷火霹靂、打續いての天變たゞ事ならず、玉體安全雷除の加持有らんと、數度三度の召に應じ、法性坊の阿闍梨參内有り、紫宸殿に壇を構へ、幣帛押し立て、五鈷三鈷鈴錫杖、ふり立て〳〵勤めらるゝ、法驗もさぞと知られける、寛平法皇の御使として、判官代輝國、齋世親王、苅屋姫、菅秀才を伴ひ、御階のもとに伺候す

る。僧正壇より下りたまひ「能くこそ参内在りしことよ」と、親王の御手を取り、上座に移し参らすれば、輝國階下に頭をさげ、「最早法皇貴僧に談じ給ひし通り、斉世親王に菅原の家相續、天満宮として次手を以て、御沙汰有つて給はりしか、承つて参れとの使ぞ」と述べければ、親王も僧正に向はせ給ひ、「此の度の天變察する所、無實の罪に沈みたる、菅丞相の所爲なるべし。此の靈魂を鎭めんには、法皇の御仰せの如く、菅秀才が勅勘を赦され、菅家再び取立て給はば、亡魂も慰み給ひ、天下萬民の悦び是れにしかじ、偏に貴僧に頼むぞ」と、我には勅命の趣、申し下し給はれしこと上首に述べ給へば、「御仰せのごとく菅丞相、枉げ給はれし天變不思議、學僧出家も菅丞相とは師弟の中、靈魂の怒りを休むる菅原の家相續、直ぐにも申さん。法皇御所へ右の通り、輝國申し上げらるべし」と、各は此ぞと打連れ別に入り給へば、判官代輝國は、御前の御請合法皇に申し上げ、急ぎ付け参上仕らんと心いさみ立ち歸る。斉世親王、菅家の姉弟、密かに参内致されしと、在様のお知らせによつて、時平の大臣大きに驚き、希世清行諸共に隨ひ、急腹にかけ來り、直ちに寺に通り見れば、皆にも沙汰も申さずに違けず、時平が怨みたる顔、片頬打笑し、「天皇法皇迄隔てて、我萬乘の位に即かん」と、清行希世ならびに人々一味を催し、事を窺ひ居たりしが、判官代輝國かと、奥より出づる宿者あり。時平が推参に、只一時と言ひ、小腕取つて捻ぢ伏せたり。時

平の大臣呵々と打笑ひ、「蠅同然の小倅なれども、生け置いては後日の仇、首討つたると思ひしに、小賢しくも我を謀り、今日まで存命せしは、松王めが計らひよな、贋首喰らうたうつそりめ」と、春藤玄蕃が肩骨つかみ、「不忠油斷の見せしめ」と、首引き抜いて彼處へ投げ捨て、「ヤア／＼兩人、此の小倅は麿に任せ、齋世親王刈屋姫引立て參れ。」と下知するにぞ、清行希世心得しと、奥をさして行く所に、俄に晴天かき曇り、風雨發つて絶え間なく、電光虚空に閃きわたり、天地も崩るゝ大雷、ぱちはち／＼ぐわら／＼／＼、二人はがた／＼胴震ひ、色青ざめて逃げまどふ。時平の大臣はびく／＼ともせず、「ヤア臆病な腰拔共、鳴れば鳴れ落ちば落ちよ、雷神雷火も足下にかけ、踏み消してくれんずもの」と、菅秀才を小脇にかい込み、虚空を睨んで突つ立つたり。猶もはためく震動雷電、希世は生きたる心地なく、御階の下にかゞみ居る、頭の上に車輪の火の玉、落つると見えしが左中辨、五體炎に燃え爛れ、天罰目の前師匠の罰、心地よかりし最後なり。是れにも屈せぬ強氣の時平、「三善の清行いづくに有る、麿に敵する雷神なし、怖くば爰に來れよ」と呼ぶを力に立ち寄る清行、あはやと三善も雷火に打たれ、即時に息は絶え果てたり。二人が最後にさしもの時平、心臆して膝わな／＼、擒にしたる菅秀才、逃げて行方もしらばこそ、此の上頼むは法力と、壇上にかけ上り、兩手を覆うて踞る、左右の耳より尺餘の小蛇、顯はれ出づれば悶絶し、うんとのつけに反りかへれば、二疋の小蛇は

抜け出でて、壇に立つたる幣帛に、入ると見えしが忽ちに、此の世を去りし櫻丸夫婦が姿とあらはれ出で、影のごとく壇上にすつくと立ち、腹立や恨めしや、汝の為に菅丞相、無實の罪にうきしづみ、心筑紫に果て給ふ。其の怨念は晴れやらぬ、常に轟き鳴神の、發變じて此の櫻と、共に散らさん來れや來れ」と、頭を摑んで引立つる。音に驚き法性坊、紫宸殿にかけ出でて見たまへば、物怪の姿あり／＼、有明櫻、祈り加持して退けんずものと、珠數さら／＼と押しもんで、千手の陀羅尼くりかけくりかけ、暫し祈れば、時平は夢とも現とも、思はずしらず立ち上れば、櫻丸夫婦が妄執の雲霧に隔てられ、形は見えて手に取られず、退けんとするを遂ずじと、向うに怨む八重一重、咋にかゝり此の世を去り、魂は終に時平の火宅、此の身を焦す瞋恚の炎、いかに僧正祈るとも、此の怨念は何時までも、つきまとはつて緣離れず、遂かで放れじ幻は、うてこともすれ、犬櫻、死靈を去らさで置くべきか。」と、拝みかけ／＼祈り給へば、夫婦が靈魂「イヤ／＼／＼／＼、如何程祈るとも、我々諸共、冥途へ皆思見すへん」と、嘗れはいのり祈れは形は、見えつ隱れつ、九重の、雲井櫻とわり／＼に、僧正の珠數先へ、惑れて留まらで不思議なる、紫宸殿に御出ありければ、紫宸殿にて夫婦の姿、紫宸殿に降り給へば、清涼殿に死靈の形、清涼殿に降り給へば、紫宸殿に夜の御殿、晝の御座、行き違ひ行き廻り、祈るは僧正丈ら見に怨靈、揉み合ひ／＼、祈り伏せられ擾も、一十／＼行止、菅丞相の参詣、帝位

を奪ふ時平を助け給ふは心得ず、扨は貴僧も朝敵に力を添へ給ふか。」と、聞くより僧正大きに驚き、「ヤヤかかる天下の仇ともしらで、珠數を汗せし勿體なや。」と、法座を立ち去り入り給へば、時平も恐れ諸共に、御座の間さして逃げ入るを、髻を取つて引き戻し、「今こそは思ひの儘に冥途の闇路に伴はん。」と、櫻の枝の笞を振り上げ、追ひ立て／＼、追ひ廻し、笞を持つてちやう／＼、打たれて現空蝉の殻の體、扨こそ恨み晴れたりと、死靈は時平を庭上に、どうど蹴落し嬉しげに、形は花の散る如く、消えて見えねば丞相の、靈も鎭まり空晴れて、日輪光り輝けり。斯くと見るより菅秀才苅屋姫庭上に走り出で、「父上の敵遁さじ。」と、用意の懷劍拔き放し、恨みの刀思ひしれと差し通し／＼、悦び給ふ折こそ有れ、宮御夫婦若君の安否如何と松王丸、輝國伴ひ參內すれば、白太夫梅王も、宰府より立ち歸り、御階の下に伺候して、櫻丸夫婦が怨念、時平が惡事を顯はせし仔細を聞くより人々喜悅、共に喜ぶ法性坊、親王を伴ひ立ち出で給ひ、人々の願ひの如く、菅秀才には菅原の遺跡を立てさせ、菅丞相に正一位の贈官あり、右近の馬場に社を築き、南無天滿大自在天神と崇め、皇居の守護神たるべしとの宣旨なりと述べ給へば、皆一同に悦びを、きくに北野の千本松、榮え榮ゆる御社は、千年萬年朽ちせぬ宮殿、錦の帳玻璃の椽、硨磲の梁瑠璃の垂木、回廊拜殿あり／＼と、拜まれさせ給ひける。京に北野難波に天滿、神德奇瑞隈なく、榮え在す此の御神、緣起をあら／＼書き殘す、筆の

其加の御傳授に、傳はる秘閲に、いとたふとき、威德を崇め奉る

菅原傳授手習鑑　終

大物船矢倉
吉野花矢倉

義經千本櫻

竹田出雲

大物船矢倉
吉野花矢倉 義經千本櫻

第一

忠なるかな忠、信なるかな信、勾践の本意を遂げ陶朱公、功成り名遂げて身退く、五湖の一葉の浪枕、西施の美女を伴ひし、獨さへここに住家、四海浪静かに、源平の兵軍、咲き立ちて元暦と、詔も許され、日ざしの国照の花に、紅白旗を纏めて、武威は一旦事をすみ、實に第八十一代の天子、安徳帝八島の浦に沈み給へば、後白河の法皇、政を執り行はせ給ふ。昵近の公卿は、左大臣の左大将藤原の朝方「卿」と、君の寵愛を受けし陰に、己れ一人の家に、官位昇進申し下し、依估贔屓の沙汰大方ならず、常に是れを如何ともいはば叡慮に背くとて、各〻言葉を控へ、只管記録日本に、勝取る奇謀、暗刻する、鎌口に参内して、源氏の大将義經、倉賴官源義經、隱謀の其の罪、在りし平家の残党へし、鎌下を奉したる力量、中々の強信、一門の武藏坊辨慶、其の他の輪忠信相律、甘美な何とも見えは、實にも勇々しく見えにけり、大內裏へ、參候の其士参上」と申し上ぐれば、又萬一、いなに義經、此の度八島の合戦の様子、法皇委しく聞召さず、天皇へ、一門の最期、御目寄に渡されん、

申し上げよ」と有る。義經はつと承り、「さん候、今度の戰ひ、平家は千騎許りと見え、八島の磯に陣を張る。義經が勢は四百餘騎、只事にては勝つ事なしと、不時に寄せたる鬨の聲に、周章狼狽き平家の勢、船に取り乘り沖中へ、天皇を具し奉る。其の時城に火を放ち、明に眼さませしやらん、能登守教經小船に乘り移り、稀代の弓力引き詰め差し詰め、射たる矢先は、義經が馬の先に立ち塞がる佐藤繼信肋に受け、馬より下にどうど落つる。其の首取らんと菊王丸、船より磯邊に上る所、弟佐藤忠信が射返す矢先に敵味方、たがひに不便の武士を、討たせし供養と相退に其の日の軍はさつと退く。明くれば敵より出す扇、與市宗高射て落す。箕尾谷景清錣引、敵が感ずる味方が譽むる。されども源氏は勝軍、平家は軍兵討ちなされ、能登守教經、安藝太郎、同じく次郎、二人を左右にひつ挾み、海へかつぱと飛び入つたり。是れを冥途の門脇教盛、同じく經盛、資盛、有盛、行盛なんど、我も我もと續いて入る。新中納言知盛は御所の御船の御供と、進んで海にざんぶと入る。天皇の御事はやはかと存ぜし油斷の間に、二位の尼上御供し、海へ入りしと聞いたる許り、御骸をも求め得ず、女院ばかり助かり給ふ。生捕つたる輩は、先達一紙に認め、叡覽に備へ奉れば、申し上ぐるに及ばず。」と事細やかに述べらるゝ、其の辯舌を其の儘に、日次に記し留めける。朝方苦つたる氣色にて、「それ程の功有る義經、頼朝に對面叶はず、腰越より追ひ返された、其の科を言へ、聞かん。」と、聞

くより辨慶進み出で、我が君の御爲には御兄なれども、蒲冠者範頼殿、賤しいお生まれ、手柄が無さに
義經公に難を付け、彼方の手柄にせう爲に、附き從ふ侍人原が讒言と、氣のつかぬは鎌倉殿の無
詮義こと言はせも果てず、ヤア默れ辨慶、假令讒者の言にもせよ、一旦の兄の命申し聞かす、辨慶よ
り情々と歸りしは、弟の義經が、あの通りと世上の見懲らし、理非に關はず自害の覺悟、尼樣御傳へ」
と哀あり詞さま、「神妙なり義經、委の次第を言上して、御前宜しく計らはんと、真面は立つへり
取持ち顔、家といふる君と家臣、大内に引連れて、御殿間近に入りにける、斯の程より大膳方
の諸大夫、目に穴も出入る名の、書下を戴く之面、いとしく義經殿、御連なるを、治まつたとはい
ひながら、平家の殘黨、小松の三位維盛の嫡男六代の內侍、其の儘に置かすとも、何故片付けて仕舞
はれぬ二「ま、何事と存ぜしに、女房の事まで、何萬人有ることで、天下の事になら山事、其の
儘で事は濟むといふ事濟むとは如何なれど、されば私に難なる斯丁、身が主人殿が突、若葉の內
侍に御執心、と是までいはせず武藏坊、ヤアなにぬかす、鎌倉殿のお指圖で、義經に心も許し、平家
方の女房や、私に引き入るは味方も同然、とらの前といへば從ニヤ、いやもくさいお言お
り、さいふ義經、平大納言時忠の聟ならずや、言はいでもよく知れた、若葉の內侍もれきくくつ
たなごころを、よくよくつたとは我が君を詐の種にぬかしたりな、ヤ、其奴が其なむあのれに奴、

ぶう／＼ぬかさずすつこめ」と引掴んでちよいと投る、音はどつさり、アイタ、、「ヤレ荒立つるな武藏坊、しされ／＼」と制する折から、御座の間の御簾捲き上げ、左大將朝方、怪しの箱引抱かへ、寛々たる其の風情、「ヤア／＼義經、敬つて承れ、桓武天皇雨乞のときより、禁庭に留め置く初音と名づけたる鼓、義經兼て望む由聞召し及ばれ、此の度の御恩賞に、院宣に添へ給はるぞ、拜見せよ」と差し出す。義經はつと頭を下げ「數ならぬ身に及びなき願ひ、雨乞に用ゐる鼓、軍の爲にと存する所、有り難し／＼」と箱押し戴き／＼「相添へられし院宣とは、如何なる敕命、いで拜見」と箱の蓋開けば、内には鼓許り、「ホ、ウ院宣とて外になし、其の鼓が則ち院宣、總じて二つ有る物を、陰陽に取り、兄弟に像る、鼓の裏皮表皮、同じ育ちの乳ぶくらに、かけ合はされしは是れ兄弟、裏は義經、表は賴朝、准へて其の鼓を打てと有るが院宣なり」と聞きもあへず「ハア、其の鼓が院宣ならば、賴朝義經打和ぎ、睦ましく禁庭の守護致せとの敕候や」「否左樣でない／＼、君に忠勤を抽んずる義經を、科有りと追返されし賴朝は、法皇へ敵對ふ所存、兄賴朝を打てとある追討の院宣」と、理を押枉げて兄弟中、同士討させて仕舞はんたくみ。義經はつと當惑し、差俯伏いて居給ひしが、「コハ日頃に異なる法皇の敕命、假令叡慮に背くとも、兄を討つ事存じも寄らず、賴朝に科有らば、義經も御刑罰に罪せらるゝが弟の道、所詮此の初音の鼓、申し請けねば院宣も承らず」と差しもどせば、朝

方彈したり顔、「讒言は汗のごとし、勅命を背けば義經、朝敵なるか合點か。」と、無理と非道に言ひ枉ぐる、工みと知りても勅命と、いふに返答恐れ有り、只はつ／＼と詰りたり。堪り兼ねて武藏坊すつと出で「コレ／＼左大將殿とやら、主樣は天下の鑑、無理言はしやれば天下中が、皆無理いふ合點か。無理が有るなら傍に居る公家の役で、何故諫めぬ、大敵にも懼れぬ大將、能う一言でやりこめたな。言ひ負けさせては此の胸の蟲が堪忍せぬ、サア出直して謝りやれ。」と、膝立つ傍若無人。義經はつたと睨ませ給ひ「コヤれ辨慶、高位高官に對し其の惡口、最前よりの無禮の段々言語道斷其處立ちされ、我が目通へは叶はぬ。」と、以ての外の御機嫌に、詞もなく立端なく、謝る猪熊好い氣味と、ほくそつくを目もかけず、朝方に打向ひ、「日頃の懇望叶つて俺となる鼓、申し請けねば君に背く、申し受くれば兄に敵對、二つの道を背かぬ拜領、打てと有る院宣の鼓、例ひ拜領申しても、打たさへせねば義經が、身の誤りにもならぬ鼓、拜領申し奉る。」と、鼓を取つて退出す、御手の中に納りぬか、惡事を調べのしめくゝり、實にも名高き大將と、末世に傳ふ、篤實の、強く優なる其の姿、一度に開く千本櫻、榮え久しき 三重 君が代や、蘭省の花の時、錦帳の中にかしづかれし、小松の三位維盛の御臺若葉の內侍、嫡君六代御前、平家の都を落ちしより、今は嵯峨の隠れ里、北嵯峨の草庵に、親子諸共身を忍び、住馴れぬ里の佗の住居と、谷の流れを水桶に、主の尼と共に荷ひ、庵の内に立ち歸り、「コレ申

し御臺様、わしが一日、たが〳〵するを笑止がつて、荷ひの片端お手傳ひなされ、それ〳〵、お肩が痛さうな。下々のする業は、夢に見もなされまい、時世とておいとしぼや。とゝ何聞いてやら、六代様の莞爾と笑うておや、能うお留守なされたなう」と、ほた〳〵言うてあしらへば、御臺所も打ちしをれ「知りやる通り、夫の維盛様、御一門と諸共、安徳天皇を供奉し、都を開き給ひしより、此の庵に親子諸共、永々の世話になるも、其方が昔お館に、奉公仕やつた少しの所縁。維盛様も西海の軍に、海へ沈みお果てなされたとも、又生きてござるとも、様々の噂なれども、都をお立ちなされた日を、御命日と思うて居る。殊に今日は、舅君重盛様の御命日なれば、心許りの香花取つて、閼伽の水も供へん爲、手自ら水を汲みました。取分け此の月はお祥月、昔の形で廻向せば、せめて佛へ追善」と、狹布の細布身せばなる、さもしき小袖ぬぎ捨てて、卯の花色の二つ襟、うきに憂き身の數々は、十二單の薄紅梅、冷泉思ひの色や緋の袴、いでそよ元は大内に、宮仕なし晴の絹引き繕ひ、蒔繪すつたる手箱より、重盛公の繪像を取り出し、さら〳〵と佛間にかけて手を合はせ、小松の内府淨蓮大居士、佛果菩提と廻向して、「コレ六代、そなたの爲には祖父君、稚けれども平家の嫡流、能う手を合はして拜みやいの。取別けて此の繪像、親子御とて、維盛様に生きうつし。ほんに舅重盛様が今生きてござらうなら、平家はよもや亡びはせじ、孫子の爲にもよからうに、あなたがござらねばつかりで、此の

憂き目を見るわいの。」と、絵像に向ひ在すが如く、くどき立て[illegible]、わつと伏して泣き給ふ。折節表へ来る足音、ちやつと心得主の尼、枕屏風を引き廻し、お姿隠す間なく、扉さしあけずつと這入り、「コレ〳〵、荘屋殿へ判持てごんせ。」「ハア、それは合点がいかぬ、今までは一年に一度、宗旨の改めより外に、判の入らぬ鄙住居、殊に此方も、月別取りに来る歩行殿とは違うた、ハア何事かや聞かさつしやれ。」「否されば、爰らの事では有りそもない事、此の村中[illegible]、数珠の質で逼塞するほつけたり、表向には佛を見せかけ、内證へ取入ると小ぶめの長い髪長を出しかけて、御本尊も出開帳大海小海と名をつけ、一間屏風を何ぼ宛と、佛前の線香を立てて、昼商ひをするといふ事。是をといふも祇王祇女、佛などといふ白拍子のしやの果てが、尼になつて其の奥の隠に居る故に、それで佛が淫に成つたとて、人別の判形。此の庵にも其の様な、むだな事はござるまいが、念の為にしてある事わいの。」「佛様は見通し、そんなだらくな事何でせう。聞くも汚れる、往んで下され。」「ハテ往にます、早う印判おこさつしやれ。」と、家内を見廻し立ち去んぬる。お氣が静まろと主の尼、枕屏風を押しのけて、「今のをお聞きなされたか、埒もない事いうて来て、そしてマア氣味の悪い、家内をじつた見廻して、オ、是れはしたり、今の奴めにお前のお草履、ちよろり一足せしめられた。エ、小盗人であつた物、氣がつかいで取られたといへば、御[illegible]、世を忍ぶ身の上伝、何角につけ[illegible]が絶

えぬ。扨も／＼情なき、親子の身では有るぞいの。」と内は歎きに曇れども、外は春めく物賣聲、「菅笠加賀笠、のす／＼一荷打擔け、笠をお召しなされぬかと、門口より差し覗けば、「ほゝ、とでもない、尼の内に菅笠が何で入ろ、胡散な和郎おやゝ」と叱られて、「イヤ、お氣遣ひな者でなし、私でござる」と笠取つて、はひるを見れば小金吾武里、御臺所は飛び立つ許り、「此の間は便りも聞かず、どうかかうかと案ぜしに、サア／＼爰へ。」とありければ、小金吾も手をさげ、「先づは御臺所にも御健勝、ホ、ウ若君も、御機嫌よき御容顔を拜し、拙者も大慶仕る。」いか樣にも今日は、先君重盛公の御祥月、御命日なれば、御裝束を改め、御廻向をなされしよな。」と、佛間に向ひ手を合はせ、「此の君お一人在さぬ故、御一門はいふに及ばず、我々までも憂き艱苦。」と、暫し涙にくれけるが、「拙者めも御身の爲思ひついたる笠商賣、前髪立の此の小金吾、何が仕付けぬ商賣なれば、御推量下さるべし。扨先づ申し上げたきは、主君維盛卿の御身の上、未だ御存命にて、高野山に御入りと、慥かなる都の噂、何卒拙者も若君のお供をして、高野に登り、御親子の御對面一つには、小金吾も再び主君の御顏を拜し申し度き願ひ、それ故旅の用意を致し、只今參り候。」と、聞くより御も臺夢見し如く、「なに我が夫の高野とやらんに生き存へてござるとや。それは嬉しや有り難や、六代ばかりと言はずとも、女子の上らぬ山ならば、若までも自らも、同道せよや武里。」と、悦び涙にくれ給へば、「ホヽ、お嬉しいはお道理御

道理、わしもお供したけれど、足手纏ひ六年寄尼。それならば目のたゝぬ内、一時も早いのが一寸

オなるほど寸善尺魔のたゝき中に、御親子ともに御用意早う、笠は私が手の者、早速ながら御用に立て

ん」と共に用意の折こそあれ、表の方に人音足音、是は心得、いつもの通り、御簾の下に隠れ、御台

親子御押し入れつきやる其の間もなく、両方の諸大夫猪熊大之進、家来引具し来の門際のけ、どや

どやと踏入り、此の家来に維盛の御台、若葉の内侍六代、諸共に隠まひ置く由、日頃によつて召

捕るに向うたり。何處に隠した、有様に白状せよ」と、早ときつけられ、はつと思へど素知らぬ

顔、「是れは又御難題、維盛の御台とは、お噂かゝる事もあらばこそ、いらぬ事を仰せらるゝ」と

小金吾武里「それには定めて曲者道で、引き取り御詮議せい」と聞きもあへず、コレ若葉の内侍六代、不着用た指

圖、先づうぬは何奴。」「イヤわたしが営」「エヽ人ならぬ事とも隠れ、家来に持たせし挟

の草履取り出し、「コリヤ静にすまい事に、家来余所から来たにして、入れ込ませ、葛籠の蓋に取つた草

履、年寄尼が添たれた何物穿きはせまい、「是れでも譲ぬか、其の連れ行き責め訴へ、詮議させ

ん」と主馬が、小腓取つてぐつと捻上げ、「ソレ家来共搦め」と、常にたくし、引き立て行く、一間

の中に入りにける。小金吾は気も気ならず、何とせんかと思案の顔色、御台所を見て、御台親子を

出し参らせ、幸ひの菅笠荷と、細引かたげの葛籠へ二人を入れ参らせ、兼ねて用意の…

敷包、重盛公の繪像まで、取つては押し込みさらへ込み、合蓋しつらふ其の中に、是を一間に轉り上げ、立ち出づる大之進、「察する所、風を食らうてふりふりした物で有る、管領も存ぜぬか、一寸、聞」「何樣それならば、此の宿の裏傳ひ、氣高い女が子を連れて、逃げたのはたつた今」と聞くより、猪熊目を見合はし、「ヤ、それに極まつた、高が女の足なれば、追つかけて搦めとらん。」家來二人は是れに從ひ、其の足跡を取り逃すなと、跡をしたうて追驅け行く。してやつたりと小金吾は、心も空に荷を打ちかたげ、行かんとするを二人の家來、兩方より小金吾が腕取つて、につかと引きすゑ動かさねば、「コリヤどうなさる。」「ヤアどうするとは胡亂者、此の荷箱にはさまれたは女の著物、一々是れは誰への答のいたゞき。」「ヤアぬけ／＼と吐かすまい、御臺親子に言ひあつた、ぶち明けて詮議せん」と、立ちかゝる兩人が首筋つかんで引き退くる、「詮議でならぬは曲物」と、すらりと拔いて切りかくる。引つぱつし／＼、物を振り上げ、弓手馬手へ腕を使はせ、急所々々を刀に任せ、叩きのめせば二人の家來、目鼻より血を出し、のたうち廻つて死んでけり。敵の歸らぬ其の内にと、荷を打擔げ踏張り上げ、菅笠編笠、綾藺笠、顔を隱れて立ち出でて行く。花の姿も引きかへて、主從七騎のけなげ、たむろの間で返り咲き、再び御運開かれし、彼の頼義の奥州攻め、昔は八島の勝軍、國も靡かん舞扇、さいやどつと褒むる聲、鬨の聲とはうつ替り、賑ふ御所は、堀川、九郎義經の奥方殿の御催し、

中座の御殿は京の君、新殿は九郎義經、一方女中が取りまけば、かたへに並ぶは駿河次郎、つぎは功有る龜井六郎、陪臣外様に至るまで、舞の樣子は知らねども、やつちやや名人お上手と、靜譽める君譽める、色めきてこそ見えにけれ。御殿から御殿への女中の使、こなたより龜井が使者の御口上、互にめでたい面白い、お氣はつきぬが好い慰みと、御夫婦中でも禮儀式、事終れば樂屋より裝束改め靜御前、廣前に立ち出で、駿河龜井に會釋して、御臺所の御前に向ひ「御望みと有る故、拙き舞ひぶり御目にかけ、おはもじさよ」と述べければ、「ヲヽヲヽ始めて見ましたが、面白い事、此の間より皆の助けを請けてさ、心惡しく暮てしに、我が君樣のお勸めで、今日は思はぬ好い慰み、そもじには御大儀」と、仰せにはつと靜は禮儀に餘り、「其の御機嫌に甘え、申し上げたいお願ひ有り、お取上げ下されうれし」と物々しげに言ひ上ぐる。「ヲヽ其の尋ねに及ばぬ事、願ひとは餘所々々しい、近う寄つて物語れ」と、仰せに猶も恐れ入り「お願ひと申すは外でもなし、氣の毒は武藏坊辨慶殿、何か大きな仕損ひしたとて、樂屋へ來て大いけない、ほろ〳〵泣いて私を賴み、つき詰つた氣の細いお人さうで、餘りと申さばいおいとしい。何とぞ御詞添へられ、我が君樣の御機嫌も直る樣、此の事ひとへにお願ひ」とまうし上ぐれば御臺はをかしく、君にも笑ひ、駿河次郎苦い顔「いやはや、かゝつた事ではない、六郎お聞きやつたか、武藏坊辨慶ともいはるゝ者が、女中を賴んでお詫言、樂屋へ行て泣くといの」

「ホウちつとさうであろ〳〵、彼めと馬りあうた伊勢片岡、熊井鷲尾、軍をさまつてより、休息のお暇で國々へ歸る。賴みに思ふ佐藤忠信は、母の病氣と有つて出羽國へ往ぬる、貴殿と某は相手にならず、どこ打つて舞はうで舞から取り入つて詫言、まそつと懲らしていつその事、坊主天窓を奴にせうと、言うて見たれば猶よからうと、内侍評議も猶をかしく、御臺は笑ひの内よりも「如何なる仕損じせし事ぞ、定めしをかしい執成し。」と、仰せ有れば義經公「過ぎつる參内のをりから、禁庭にての我儘、左大臣朝方公への惡口、御家來を踏み打擲、其の場で急度叱り付け、我が目通へ叶はぬと、申し付けたが、それ故ならん。手綱緩すと人喰馬、公家でも武家でもたまらさぬ、持てあぐんだ鯱坊主め、まそつと懲らせ。」と御上意に、駿河次郎圖に乘つて「地體彼の七つ道具が大きな邪魔、源氏には坊主の大工が有ると、お家の名折、此の儀も急度止める樣、仰せ付けられ然るべし。」と、申し上ぐれば龜井六郎「イヤまだ七つ道具は御普請の役にも立つが、難儀な物は彼の大長刀、熊手も四尺刀も四尺、八尺の物を振り廻すによつて、傍邊の鼻がたまらぬ。太平の代には役に立たぬ人間、兎角名分押し込めて置くがよからう。」と評議區々。御臺は笑止と「イヤレ其の樣に譏るを聞いたら、又怒ろ、共々お詫言と執成しあれば義經公「性懲もなき坊主め、急度意見し重ねて荒氣を出さぬ樣。詫言も共に」と座を立ち給ひ、駿河龜井と引き連れて、一間へこそは入り給ふ。跡は嬉しく「サア急いで武藏殿を呼び

まして」と女中を走らせ、「御前のお詞添うた上は、有難う存じます。」挨拶すれば、「イヤ其許のお願ひ故」と、互の辭儀も意の義理、悋氣嫉妬の角もなく、丸い大宮の武藏坊、腰元娘に引き立てられ、怖いこはいで七尺の、體も三尺八九寸、四尺に餘る大太刀を、引きずらして這ひ出づる。腰元共口々に、「さりとては片意地な坊様、アレ御覧じませ、睨じよおほかり致されます。」と、告口いへば、「是れさ是れさ、其の樣に惡くいはぬ物。弱身へ付け込んで憎い下郎達、人には憎い所が有るさ。」と、見遁す目配に、「アレ又睨まれます。」「アレ、あの目だノ〳〵」と目顔を背けて身を縮む。靜は手を取り御前へ連れ出で、「モウ堪忍しておやりなされて下さりませ。」と、半分笑ひの執成しに、京の君は僅かに、「君は舟なり臣は水、浪立つ時はおのづから、君のお船を覆す、家來の業とて言譯ないぞ。重ねて急度荒氣をやる、おとなしうなつたらよかろ。」と、子供意見に、辨慶はたゞ、「ハイ〳〵」と揉手して、誤り入りまし風情なり。然る所へ遠見の役人、伊原藤内あわたゞしく罷り出で、「今日も津坂本の道を遠見いたせしに、忍び〳〵に鎌倉武士、都へ入り込み候。なかにも土佐坊正俊、海野太郎行永、熊井治などいつはり、我が君の討手に向ふと專らの風聞。殊に只今、鎌倉の大老川越太郎重頼、我が君へ直參とて、お次に控へ罷り在る、御何詰め申されや。」と、聞ね申せば京の君、「心得し事共や。其の川越太郎は、自らとは故有る人、土佐坊海野が討手の樣子、知らさん爲に來りしか。何にもせよ、緣あれば苦しう

なし、通し申せ。其の旨君へも申し上げん、次手に武藏もお目見え」と、座を立ち給へば武藏坊、「討手とはうまし／＼、我等が世盛り來い。土佐坊でも海野でも、たつた一呑、一掴み、首引拔いて參らん」と駈け出すを、前は押し止め、「ソレそれがもう惡い、お上の御意を待たず、おとましの坊樣や。」と無理に引き立て、御臺と共に、義經公の坐す、奥の殿へぞ急ぎ行く。程なく入り來る武士は、鎌倉評定の役人川越太郎重頼、大紋烏帽子爽やかに、年も五十路の分別盛り、廣廂に入りきたれば、御主九郎判官御裝束を改められ、しづ／＼と立ち出で給ひ、「ヤア珍らしや重頼、兄頼朝にも御變りなく、百侯百司も恙なしや。」と、仰せにはつと頭をさげ、「先づは御健體を拜し恐悦至極、右大將にも安全に渡らせられ、諸大名も毎日の出勤、賢慮安んじ下さるべし。」と、申し上ぐれば義經公、「シテ其方は海野土佐坊同役にて登りつらん、たゞしは外に用事有りや。」と尋ねに重頼、「さればの義、君に御不審三箇條、一々お尋ね申し上げ、御返答によつて海野、土佐坊と同役。恐れながら過言は御赦免なされ、訊ぬる仔細御返答。」と申し上ぐれば、「ホヽ面白し、此の義經に不審あらば、兄頼朝になりかはり、過言は赦す、訊ねて見よ、申し開かん遠慮無用。」と、仰せに猶も平伏し、「冥加に餘る仕合、とてもの事に御座改め下されよ。」と、席を立てば大將も末座へ下つて川越を、上座へこそは請ぜらるゝ。席改まつて川越太郎、「いかに義經、平家の大敵を亡ぼし、軍功を立てながら、腰越より追つかへされ、

無念に有らん、但しさもなかりしか」「はつ」と義經袖掻合はせ「親兄の禮を重んずれば、無念なとも存ぜず」「ヤア其の詞虚言々々、親兄の禮を重んずる者が、平家の首の内、新中納言知盛、三位中將維盛、能登守教經、此の三人の首は贋物、何故僞つて渡したぞ、先づ此の通りの御立腹、サア御返答は」と訊ぬれば「ホヽヽ、其の言譯いと安し、贋首を以て眞とし、眞を以て贋とするは軍慮の奧義。平家は二十四年の榮華、亡び失せても舊臣陪臣、國々へ分散し、赤旗の翩翻する時を待つ。一門の中にも三位中將維盛は、小松の嫡子で平家の嫡流、殊に親重盛仁を以て人をなつけ、厚恩の者其の數を知らず。維盛存へ有りと知らば、殘黨再び取立つるは治定。又新中納言知盛、能登守教經は、古今獨歩のえせ者、大將の器量有りと、招きに從ひ馳せ集まるもの多からん、さすれば天下穩かならず。何れも入水討死と世上の風聞、幸ひに一門殘らず討ち取りしと、贋首を以て欺きしは、一旦天下を靜謐させん義經が計略と、有つて捨て置かれぬ大敵故、熊井鷲尾、伊勢片岡、究竟の者を休息と號し、國々へ分け遣はし、忍び／＼に討ち取る手筈、斯く都に安座すれども、心は今に戰場の苦しみ。兄頼朝は鎌倉山の星月夜と、諸大名に傅かれ、月雪花の翫び。同じ清和の胤ながら、我は禁庭に膝を屈し、夕には御代長久の基をはかる、何時か枕を安んぜん、淺ましの身の上」と、打悄れ給ふにぞ、實に理と重頼も、思ひながらも役目の詭破「ムウ扨は其の御述懷有る故、御謀叛思し立たれしか」

と、いはせも立てず嚇とせき上げ、「ヤア穢らはし、謀叛とは何を以て、何を目當。」と御氣色變れど、ちつとも恐れず、「君鎌倉を亡ぼさんと院宣を乞ひ給ひしに、初音の鼓を以て、裏皮は義經、表皮は頼朝、打てといふ聲有りとて、頂戴有りしとは左大臣朝方公より急の知らせ。」と聞いて義經、「扨は朝方が讒言せしな。其の鼓の事は、某兼ての懇望、下し置かるゝ場になつて、反逆によせたる詞の品。是れ朝方の計らひとは思へども、院中より下さるゝ恩物、請け納めずば綸命に背く、受けては兄頼朝へ孝心立たずと、望みに望みし一てうなれども、打てば鼓に聲有りと、アレあの如く牀に飾りて眺むる許り。神明佛陀も照覽あれ、打ちもせず手にもふれず。」と仰せに川越、「ハヽヽ、はつ。」と平伏し、「其の御誓言の上、何疑ひ奉らん、二つの仰せ分けられ、さつぱり明白さりながら、情なきは今一つ。御簾中京の君は、平大納言時忠の娘、平家に御縁組まれし心はいかに。」「ヤアおろかな尋ね、兄頼朝の御臺政子は北條が娘、時政氏は平家に有らずや。」「イヤそれは主君頼朝、伊豆の伊東に御座有る時、北條一家を味方につけん計略の御縁組。」「ヤア言ふな〳〵。もと京の君は汝が娘、平大納言へ貰はれ、育てたは時忠、肉身血を分けた親は其方、なぜそれほどの事、鎌倉にて言ひわけせざるや。但し義經と緣有ると思はれては、身の瑕瑾と思ひ隱し包んだか、卑怯至極。」と仰せを聞くより川越太郎、居たる所をどつかと居直り、「ヤアお情ない義經公、清和天皇の末流、九郎義經を婿に持つたは、

恐らく日本の男頭、五十に餘る川越が、名を惜しんで誅を貪らうや。今因縁をあかせば、此方の言譯するも暗く、縁者の證據と成る故に、「鎌倉では隱した包んだ、影になり日向になり、言ひくるむれども御前には、讒者の舌が強くなり、智者といはれし秩父さへ、力におよばぬ平家と縁組、今になつて川越が娘というて、得心有らうか。卑怯至極と思召す、御心根も面目なし、皺腹一つが御土産」と、差添手早に拔き放す。「ナウ是れ待つて」と京の君、驅け出でて手に縋り、「其の言ひわけは自ら」と、刃物もぎ取り我が胸へぐつと突き立てどうど伏す。「是れは」と驚く義經公、靜も驅け出で抱き起し、「藥よ水よ」と狼狽へて、涙より外詞なし。川越は見向きもせず、「出かされた時忠の娘、左樣なうては御兄弟、御和睦の願ひも叶はず、とくに呼び出し我が手にかけんと思ひしが、我と最期を遂げさして、死後に貞女といはせたく、わざと自滅と見せかけし、よう拔身を奪ひ取つた、あつぱれ健氣な女中や」と、餘所に譽むるも心は涙、義經間近く立ち寄り給ひ、「かくあらんと思ひし故、わざと川越が血筋を顯はし、平家の縁を除かんと、思ひし甲斐もなき最期、淺ましの身の果て、よしなき契りを交せし」と、御目に餘る涙の色、靜御前も諸共に、彼方此方を思ひやり、泣きしづみ給ふにぞ、手負は君を戀しげに、打ちながめ〳〵、「一つならず二つまで、大切な言ひわけ立て、一つは平家と縁組、其の科わたしが皆なす業、戀ひ慕ふ身をお見捨てなう。是れまではいかいお情、世に情ないと

はかないは、明日を定めぬ人の命、短うお別れ申します。靜殿、我が君樣を大切に賴むぞやいの。」とせき上げて、わつと許りに泣きけるが、「サア川越殿、平大納言時忠が娘の首、賴朝樣へお目にかけ、御兄弟の御和睦、それが冥途へ好い土產。」と首差し延ばす心根を、思ひやる程川越太郎、胸に滿ちくる淚をば、呑みこみ／＼傍に立ちより、「似合はざる喩へなれども、玄宗の后楊貴妃は、馬嵬が原にて哥舒翰に討たれ、天下の煩ひを拂ふ。御兄弟確執とならば、萬民の歎き。淸き最期も天下の爲、出かされたあつぱれ／＼。あかの他人の某が、介錯して進ぜう。」と刀するりと拔き放す。「ナウ其のあかの他人のお手を借るも深き御緣、とてもの事に僅一言、親子の名乘は未來でせう、さらば／＼。」「さらば、さらば／＼。」と討つ首よりも、骸は先へ川越が、どうど坐してぞしをれ居る、心ぞ思ひやられたり。靜御前も義經も、歎きに沈み給ふ折から、耳を突きぬく鐘太鼓、鬨をどつとぞ上げにける。コハ如何にと靜は仰天、君も驚き「扨は海野土佐坊めが、攻めかけしと覺えたり。龜井駿河。」と仰せの內より、押取り刀で兩人が、表をさしてかけ出づるを、「ヤレ待たれよ。」と太郎は呼び留め「申分を聞くまではと留め置きしを攻めかけたは、彼等も讒者と一味の輩。」とはいへ、兩人鎌倉殿の名代、過ち有つては敵對するも同然。只速かに追ひ返すか、威しの遠矢で防がれよ、さないと忽ち義經の仇。」と言ひふくむれば兩人は、尤も道理と呑込んで、表をさしてかけり行く。義經公も川越が、詞至極と猶

も氣を付け、無分別の辨慶が心許なし、武藏々々」と呼び給へば、「腰元立ち出で、武藏殿は最前より打ち惘れ居られしが、鬨の聲と聞くと早、悦び勇んで行かれし」と、聞くより「此奴事仕出さん、師參つて急ぎ制せよ、矢先危しソレ鎧」はつと腰元持ち出づる。其の間に長押の長刀かい込み、表へ走る女武者、堀川夜討に靜が働き、末世にいふも是れならん。如何と窺ひたまふ所へ、龜井駿河かけ戻り、「我々味方を制して、的矢を射させ、追返さんと存ぜし所、武藏坊の無法者、々箱丈を以て敵をみじやき、大鎖にて人を引き切り、討手の大將海野太郎を、てつぺいから爪先まで、たゝき碎いて候」と申し上ぐれば、大將呆れ、川越太郎ははつと詰め寄り、「ヘヽしなしたり、ひろいだり、討手の大將討ち取つては、御連枝和睦の願ひも叶はず、不便や娘も討たせた死、是非もなき世の有樣」と、悔み涙に義經公、古人は人を恨みず、領く運のなす業と、思へば怨みもなし。武藏が不骨な行に、都を開かば滿命も背かず、兄頼朝の怒りも安まる。是れを思へば京の君が最期、殘り多や」と御涙。昔夢の世の有爲轉變、我も浮世に捨てられし、驛路の鈴の音きかん、龜井駿河供せよ」と立ち出で給へば川越太郎、縋れながら「暫し」と留め、床に飾りし鼓携へ、「一昨年御預り申せし重寶、殘し置かれては、取り落されしと申すも殘念、陸敷に打てといふ聲あれども、此より穢れし讒者の詞、打つを拙者が爲に拵へ、再び御連枝への御取持、長路の旅の御慰み忘れ」と心を籠めて差し出す。義

經御手にふれ給ひ、「親しき兄弟の因をば、打切らるゝも運の盡き、結び返せよ川越」と駿河龜井を御供にて、すご／＼館を出で給ふ御心根の痛はしさ、見送る人も鎌倉へ、是非なく／＼も立ち歸る、世の成行ぞ是非もなき。跡は貝鉦鬨の聲、騷動するも理や、武藏坊辨慶が、海野太郎を討ち取つて、次手に土佐坊せしめてくれんと、追つかけ廻つて正尊が、乘つたる馬の尻邊に乘り、踏つ立て蹴立て白洲の庭、館もゆるぐ鯨波聲、さア／＼、我が君やおはする、討手に向ひし海野は粉にして、土佐坊めを生捕つたり。龜井駿河は何國に居る、武藏が料理の喰ひ殘し、賞翫せぬか」と呼ばはつても、館はひつそと靜まつて、答ふる人もなきふしぎ、不思議々々と見廻すうち、坂東一の土佐坊が、夥しの上帶引切つて、馬より飛び下り大聲上げ、「者共來れ。」と下知の内、其其の兵數百人、ソレ討ちとれと追取りまく。武藏も馬より一足飛、太刀も刀も鞘ながら、當りかゐの首の骨、握るときれる數萬力、崩か散か人礫、隙間を見て土佐坊が、武藏が弱腰しつかと抱く。シヤ小僧めが味をやる、腕の骨治で捻るか揉むか、擦つておけるのぶり／＼ぎり、尻餅ついても怯まぬ曲者、四尺に餘る大刀物、討つてかゝれば開りとはづし、てうど切れば柄先で、しやんと請けとめ、ホヽ、出かす／＼。腰をさすつた其のかはり、首筋ひねつてくれんずと、はつしと反ねて身をかはし、大太刀打落し素首摑み、ぐつと引きよせ膝にひつ付け、「我が君様御臺様、龜井やい駿河やいの」と、引きずり廻り尋ね廻り、尋

な聲すれど、その、御行方も見えざれば、一旦は此の家に落ち給ふか、又ハ何國のそら、と身の科と、思ひよらねば言ふ人も、答ふる人も情の鳥、逆いて詫する土佐坊を、右へ左へ持ち直して、一足此のが逃げ退り、勝取つた顏お供におくれた、おのれが宿の雨ぶるか、我が君樣の御行方、よい技算と引つつかみ、ちよつぺい兵衛を頭巾題し、すはりと拔いて空へ投げ、鳴けたるか然しの間、蒿原小原の方でも有るまい、元は牛若丑のか、此の年もよ、やれ有難もさかむ、爰に坂の平太らで、産はあるまい浴付かんと、忠義とおもふ八宿し事も、今に成つては果中、果ひ泣いの流計か、ゐらぬ涙見つる者はこうぞう、ぞろ〳〵、踏みしのばれぬならし、義經の跡を尋の刻、嘆かせし退うたぞ〳〵

第二

吹く風につれて聞ゆる鐘の聲、諸行無常と音色かな、昨日は北國の守護、今日は都を落人の、身と成り給ふ九郎義經、數多の武士もこの時ぞにこそり、龜井六郎、駿河次郎、主從三十人、夜深に急ぐ、旅の空、騎坂の道すれば蒿川の、御所も一間に落行く、浮世にあの伏見道、前途の名ほどこそ見れば、龜井六郎は跡に驅け付けて、主人の御の聲に鎮合、主を見するも無念なり、御教に勇て一合戰仕らん、と、申し上ぐれば、いやとよ前者、都にて堀川太郎がいつし鎌倉殿の御前り、

明白に言ひひらき、京の君のあへなき最期も、義經が身の言譯なるに、早まつて辨慶が、海野太郎を討つたる故、止む事を得ず都を開くは、親兄の禮を思ふ故、此の後は猶以て、鎌倉勢に刃向はゞ、主從の緣もそれ限り」と、仰せに二人も腕撫でさすり、拳を握つて控ふる折から、義經の御跡を慕ひ焦れて靜御前、慌けつ轉びつ來りしが、それと見るより縋りつき、胴慾な我が君と暫し涙に咽びしが、「武藏殿を制せよと、妾をやつた其の跡で、はや御所をお退きと聞き、二里三里おくれうとも、追ひ付くは女の念力」能うも／＼惨たらしう、此の靜を捨て置いて、二人の衆も聞えませぬ。私も一所に行くやうに、執成し言うて下さんせ」と、歎けばともに義經も、情によわる御心。見て取つて駿河次郎、「主君も途次、噂なきには有らねども、行く道筋も敵の中、取分けて落ち行く先は多武の峯の十字坊、女義を同道なされては、寺中の思はくいかゞなり」と、賺し宥むる時しも有れ、武藏坊辨慶息を切つて馳せ著き、「土佐坊海野を仕舞うて除けんと都に殘り、思はず遲參仕る」と言ひもあへぬに御大將、扇を以てちやう／＼と、擲り情も荒法師を、目鼻も分かず叩き立て、「坊主びくとも動いて見よ、義經が手討にする」と、御怒りの顏色に、思懸けなき武藏坊、はつと恐れ入りけるが、「此の間大内にて、朝方殿に惡口せしとて御勘當、永々出仕もせざりしが、靜樣の詫言で、御免有つたは昨日今日、其の勘當のぬくもりが、手の中にほの／＼と、まださめ切らぬ其の中に、又候や御機嫌を損う

たさうなれど、辨慶が身に取つて不調法せし覺えなし。」「ヤア覺えなしとはいはれまい。鎌倉殿と義經が、兄弟の不和を取結ばんと、川越が實義、京の君が最期を無下にして、義經が討手に向ひし鎌倉勢をなぜ切つた。是れでも汝が誤りで有るまいか、サア返答せよ坊主め。」とはつたと睨んで宣へば、武藏は返す詞もなく、頭も上げず居たりしが、「憚りながら其の事を、存ぜぬにてはあらねども、正しく御所の討手として向つたる土佐坊、いかに御意が重いとて、主君を狙ふをまじ／＼と、見て居る者の有るべきか。さある時は、日本に忠義の武士は絶え果てなん。誤りならば幾重にも、お詫言仕らん、いかに御家來なればとて、餘り酷い叱りやう。是れといふも我が君の、素情より起つた事、無念さうと拳を握り、終に泣かぬ辨慶が、たしない涙をこぼせば、忠義の程こそ知られけれ。靜も武藏が心を察し、「あれ程にいうておやのに、どうぞまあ御料簡」と、我が身の詫言の、其の尾に付いて龜井駿河、「御免なされ」と詫びければ、義經公も和げ給ひ、「母が病氣で故郷へ歸りし、四郎兵衞忠信を、我が供に召し連れなば、武藏が詫は聞かずとも、行先が味方となつて、一人でもよき郎黨、力にする時節なれば、此の度は免し置くこと、御仰せに辨慶は、つと許りに頭を下げ、坊主頭を撫で廻し、「是れに懲りよ武藏坊、」「イヤ／＼、御樣、重々の御詫言、いかい御世話」と禮へば、「イヤ／＼お禮がいふでもない。それよりは此の靜が君のお供をする樣に、取りなし頼む武藏殿」と、思ひ詰めたる其の風情、今際の言頼んだ

とても、當の眼前の返報、義理でもあつと申したけれど、此の難儀其の意を得ぬ、御家來さへ跡先に、引別れて行く忍びの旅、落ち付く所は兼ねて聞き置く多武の峯。是れもつてなほ叶はず、夕に變る人心なれば、十字坊の所存も量り難し。是れより道を引違へ、山崎越に津の國尼が崎、大物の浦よりお船に召し、豐前の尾形を御頼み有らうもしれず。それなれば長の船路、猶以てお供は成るまい。ふつつりと思ひ切つて都にとゞまり、昔の御左右を待ち給へ」と、言ふにわつと泣き出し、「今までお傍に居た時さへ、片時お目にかゝらねば、身も世もあられぬ此の靜、何時又逢はれる事ぢややら、行先知れぬ長の旅、跡に殘つて一日も、何と待つて居られうぞ。如何なる憂き目に逢ふとても、ちつとも厭はぬ武藏殿、連れて往て下さんせ。」と、涙ながら我が君に、ひし／＼と抱き付き、離れ難なき風情なり。龜井が別れに判官も、目をしばたゝきおはせしが、「只今武藏が言ふとほり、行先知れぬ旅なれば、都に殘り在綱が、迎への船を待つべし」と、龜井に持たせし錦の袋、それ此方へと取り出し、「是れこそ年來義經が望みをかけし初音の鼓、此の度法皇より下し賜はり、我が手には入りながら、一手も打つ事なり難きは、兄頼朝を討てと有る院宣の此の鼓、打たねば違勅の科遁れず、打てば正しく鎌倉殿に敵對も同然。二つの是非を分け兼ねたる此の鼓、身をも離さず持ちたれども、又逢ふまでの形見とも、思うて朝夕慰めよ」と、渡し給へば手に取上げ、今まではさりともと、思ふ願ひも絶え[illegible]れ、鼓をなし

と身に添へて、かつはと伏して泣き居たる。龜井六郎進み出で「長話は時移り、土佐坊が殘黨原、討つて來らば御大事。」と、重清に諫められ、涙とともに立ち給へば、靜は其の儘我が君の、御袖に縋りつき、「わし一人振り捨てられ、焦れ死に死なんより、淵川へも身を投げて、死ぬる／＼。」と泣き叫べば、人々も持て餘し、過ちが有つては我が君の御名の瑕、何とせん方駿河次郎、立ち寄つて會釋もなく、取つて引き退け、幸ひの縛り繩と、鼓のしらべ引きほどき、靜の小腕手ばしかく、過ちさせぬ小手縛り、道の枯木に鼓とともに、鷹字絡みに括りつけ、「サア邪魔は拂うたり、いざさせ給へ。」と諸共に、道をはやめて急ぎ行く、跡に靜は身をもがき、我が君の後影、見ては泣き泣いては見二エ、胴慾な駿河殿、情にてかけられた縛り繩が恨めしい。引けば悲しや御形見の、鼓が損ねう何とせう、ほどいて死なせて下されい。」と、聲をはかりに泣き叫ぶは、目も當てられぬ次第なり。落ち行く義經道すじと、土佐が郎等逸見藤太、數多の雜兵めい／＼、松明挑提灯、道を照らして追つかけしが、枯木の影に女の泣聲、何者ならんと立ち寄りて、「ホヽウ此奴こそ音に聞く、義經が妾靜といふ白拍子、繩までかけてあてがうたは、うまし／＼、此の鼓も義經が重寶せし、初音といふ鼓ならん。此の道筋に判官も隠れ居るに疑ひなし、福徳の三年目。」と、藤太手早く繩切り解き、鼓を奪ひ取り引き立て行かんとする所へ、四郎兵衛忠信君の御跡慕ひ來て、斯くと見るより飛びかゝり、藤太が肩骨ひつ掴み、初

音の鼓を奪ひかへし、宙に提げて三間、取つて投げ退け靜を圍ひ、ふんだかつて立ちたるは、心地よくこそ見えにけれ。「ヤア忠信殿、好い所へ能う見えた。」と、悅べば逸見藤太、「さては忠信好き敵、搦め捕つて高名せん。」と、ばら／＼追取りまく。「ヤアしをらしいうんざいめら、ならば手柄にからめて見よ。」と、いはせも立てず雙方より、捕つたとかゝるを引外し、首筋摑んでえいやつと、右と左へ筋斗打たせ、隙間もなく後より、大勢抜き連れ切つてかゝれば、心得たりと抜き合はせ、茅花の穂先とひらめく刀、飛鳥の如く飛び越え跳ね越え驅け廻り、脇開樋薙ぎ廻れば、わつと許りに逃げ退いたわこ追はれて逃ぐる逸見藤太が、素首つかんでどうと投げ、足下に踏まへ「汝等が分際で、此の鼓を取らんとは、胴より厚き面の皮、打ち破つてくれんず。」と、ほん／＼と踏みのめせば、ぎやつと許りを最後にて、其の儘息は絶え果てたり。鳥居の木の木陰より、義經主從かけ出で／＼「珍らしや忠信。」と、仰せを聞くよりはつと許り、「ここは存じ寄らぬ見參。」と、飛びしさつて手をつけば、龜井駿河武藏坊、互に無事を語りあふ。忠信かさねて頭を下げ「先づは變らぬ君の尊顏、拜し申して拙者も安堵。某も母が病氣見舞の爲、お暇給はり生國出羽に罷り下り、永々の介抱、程なく母も本復致し、罷り登らんと存ぜしうち、君腰越より追返され、鎌倉殿御兄弟、御中不和と承るより、取る物も取り敢へず、都へ歸る道すがら、土佐坊君の討手と聞き、夜を日に次いで堀川の、御所へ今晩驅け付け

しに、早都を開かせ給ふと、聞くより是れまで御跡慕ひ、思ひがけなき靜樣の御難儀を救ひしは、我が存念の屆きし所」と、申し上ぐれば御悦喜有り、「我も當社へ參詣して、今の働き委しくも見屆けたり。鎌倉武士に刀向ふなと、堅く申し付けたれども、土佐坊討たれし上からは、其の家來を忠信が討つたるとて構ひなし、今に始めぬ汝が手柄、あつぱれ〳〵。取分けて兄繼信も、我が矢面に立つて討死したるは譜代の忠臣。其の弟の忠信なれば、我が腹心をわけしも同然。今より我が姓名を譲り、清和天皇の後胤、源九郎義經と名乘り、萬一の時は判官に成り代つて敵を欺き、後代に名を留めよ。是れは當座の褒美。」とて、家來に持たせし御着長、忠信にたびければ、はつと計りに押し戴き、頭を土に摺り付け〳〵「土佐坊連が家來を追ひ散らせしと有つて、御着長を下し賜はる其の上に、御姓名まで賜はるは、生々世々の面目、武士の冥加に叶ひし」と天を拜し地を拜し、暫し涙にくれけれど、判官重ねて、「我は是れより九州へ立ち越え、豐前の尾形に心を合せん。汝は靜を同道して都に留まり、萬事宜しく計らへ。」と君は靜に別れを惜しみ、「便りもあらば音信れん、さらば〳〵。」と立ち給へば、今が實の別れかと、立ち寄る靜を武藏坊龜井駿河立ち隔て、押し隔つれば忠信も、我が君に暇乞ひ、互に無事を祝き合ひ、歎く靜を押退け〳〵、心強くも主從四人、山崎道に尼が崎、大物差して出で給ふ「コレなう暫し待つてたべ。」と、行くを押し留められて、御行衛を打守り、御容顏を見るやうで、

戀しいわいのことと、地に平伏し、正體もなく泣きければ、「オヽ、道理々々、さりながら、別れも暫し此の鼓、君の形見と有るからは、君と思うて肌身に添へ、憂きを晴らさせ給へやと、下し給はる御著長、ゆらりと肩に引つかたげ、宥めく〱て手を取れば、靜はなく〱形見の鼓肌身に添へ、盡きぬ名殘に咽せ返り、涙と共に道筋を、辿りて行く空の、夜毎日毎の入船に、濱邊賑ふ尼ヶ崎、大物の浦に隱れなき渡海屋銀平、海を抱へて船商賣、店は碇帆木綿、上り下りの積み荷物、運ぶ船頭水主の者、人絶のなき船問屋、世をゆるがせに暮しける。夫は積荷の問屋廻り、内をまかなふ女房おりう、宿かり客の料理拵へ。所柄とて網の物、鹽辛な鹽梅も、甘う育ちし一人娘、お安がついの轉寢に、風ひかさじと裾に物、奥の襖をぐわらりと明け、風呂敷わいがけ旅の僧、によき〱と立ち出づれば、「是れはマア〱お客僧樣、今御膳を出しますに、何處へお出でなさるゝぞ。」「されば〱、西國への出日和待つて、連共までもほつと退屈、只居よよりは西町へ往て、買物をして來ませう。」「是れは殘り多い。他のお客へは鳥貝鱠、御出家には精進料理、分だつて拵へたに、ついあがつてござらぬか。」「イヤ〱愚僧は、山伏なれば精進せぬ、鳥貝鱠よかろぞや。」「夫れでもお前、今日は二十八日で不動樣の御緣日。」「ほんにさうぢや、大事の精進、ハテなんとしよ。しよ事がない、往てきませう。」とふいと立ち、「あいた〱〱。」「ハァお客僧樣何となされた。」「イヤ別のことでもないが、

寐て居るは愛のお娘か。此の子の上を踏み越えたれば、俄に足がすくばつてござる、聞えた、小さうても女子なれば、蟲が知らしてしやきばつたもので有ろ。ござれ大降のせぬ中に、往て來ませうこと武藏坊、ばつてう堤引延り、何處ともなく急ぎ行く。母は娘が傍に寄り、そりやお安、其の樣に憔悴して、風ひいてたもるなや、と、抱き起せば目を擦り／＼、うゝ、母樣、お前のなさるゝ事見て居て、ついとろ／＼と一寢入、うゝ、それならば目をさましてた、今朝習うた請書を、とつくりと能う書いて、父樣のお目にかけまいと、子には目のなき親心、手を引き納戸に入りにける。かゝる所へ案内をも乞はぬ鎌倉武士、家來引具し亭主に逢はう、と、内に入れば、女房驚き走り出で、夫は他行、なんの御用。と尋ぬれば、身は北條が家來榛澤六郎といふ者、此の度義經緒方を賴み、九州へ落ち下るとの風聞によつて、鎌倉殿の御仰せを請け、主人時政の名代として、討手に見下されしと、打續く雨風にて、道一寸も調はず、幸ひ此の家に借り置いたる船、日和次第出船と聞く、疑ふ所なれば其の船、すこしもお借り請け、暫く押切つて下らんず、船頭あらば早く出い、船數を明けて休息させい、早う／＼と權威を見せて詰め上れば、女房はつと返答に、當惑しながら傍に寄り、これはまた御用に、さぞて嘸御難儀。丁度前のお客も二三日以前より、日和待ちして御逗留、今更お斷りいうて、お前の御用にも立ちかねたし、殊に先樣も武士方なれば、御同船とも申されず、何とぞ御料簡在つて、今夜の所を

お待ちなされて下さらば、其の内には日和も直り、何艘も〳〵、入船の中を借り調へて上げませう。一艘もない、逗留がなれば渡海にはいかいでつけぬ、明日の守護へ權付にいかいでくるゝ。此の侍、日和まで、おのらが日から言ひ憎くば、身どもが直に言ふべい。と、すんと立つ袂に縋り、これおまちなされて御尤もなれども、お前を奥へやりまして、直に御相對さしましては、難儀の難儀、何分そつと歸らるゝまで、お待ちなされて下されい。と、手を擦り詫びれども、ちやつともしおくども、耳にあらば、奥の武士に逢ふては、薩摩する平家の餘類か、義經の斷絶の者か、家来ぬかるな、油斷すな。と、縮かんな女房が及ぶ處に突き出け、又取のつくをあらけなく、蹈み倒し顚倒すを、足にかゝつて立ち寄り、そつとはひ入つて彼の侍が尻を取つて、「眞平御免下さるべし、則ち私、此の家の亭主渡海屋銀平、弟子、我等に御免下さるべし。と、膝を折り手をつけば、汝亭主なら、言つて聞かさう。身は北條の家来なるが、義經の討手を蒙り、奥の武士が借りたる船、此方へ借られたか、奥へ踏み込み、身が直に其の武士に逢はうといへば、わが女房が遮つて、留むる故に今此の仕儀、へ〳〵御尤もながら、それやお前が御無理な様に存じられます、何故と仰しやりませ、人の借つて置いた船を、無理に借らうと仰しやりますは、まア御無理でござりませぬか。其の上にまだ、宿かりの座敷へ踏ん込まうとなされたゆゑ、やらぬとおつしやつて女房共を、踏んだり蹴たりなさるゝには、お侍様には似合ひませぬ様に存じます。此の家

に一夜でも宿致しますれば商ひ旦那様、座敷の中へ踏ん込ましましては、如何も私がお客人へ立ちませぬ。何うぞ御料簡なされて、お歸りなされて下さりませ。」「イヤ素町人め、鎌倉武士に對つて、歸れとは推參、是非奥へ踏ん込む」と、反打ちかへして詰けば、「ハテ、お侍さま、それはお前の御短氣でござりましよう。私も船問屋はして居りますれど、聞きはつつてをりますが、[illegible]脇差では、人切るものぢやないげにござりまする、お侍様がたの二腰は身の要害、人の無念無禮を防ぐ道具ぢやとやら承りました。さるによつて、武士の武の字は戈を止むるとやら、書きまするげにござります」「ヤア小癪な奴め、ほざける頬げた叩き裂かれ」と、抜打に切り付くる、引外し、相模が利腕むずと取り、「コリヤもう料簡がならぬわい。町人の家は武士の城郭、敷居の内へ泥脛で切り込むさへ有るに、此の刀で誰を切る。其の上に平家の餘類の、イヤ義經の所縁のなんどと、旅人を詮議するのか。よしまた判官殿にもせよ、大物に隠れなき、眞綱銀平がおかくまひ申したらば何とする。サア眞綱がなかへたならば、びくとも動いて見よ、素頭微塵にはしらかし、命を取舵の此の出船。サア、[illegible]に引提げ持つて出で、門の敷居にもんどり打たせ、死に入る許り踏みつけて、[illegible]き上り、亭主め、能くく覺えて居よ、此の返報には、汝が首さい一落し、[illegible]くかこと、鋌なる鞍がへりと差し上げ、微塵になさんと投げ付くれば、[illegible]

尻に帆かけて主從は、跡を見捨てゝ逃げうせける。「ホヽウ好いざま〳〵。」と、煙草盆引き寄せ「何と女房、奥のお客人も今のもやくや、お聞きなさつたで有らうな。」と、女夫が詞に、漏れ聞えてや、一間の襖押し開き義經公、旅の窶れはてたる御容顔、駿河龜井も跡に隨ひ立ち出づる。「こは存じよらなんだ。」と、夫も俄に膝立て直し、夫婦諸共手を下ぐれば、「隱すより顯はるゝはなしと、兄頼朝の不興を請け、世を忍ぶ義經、尾形を頼み下らんと、此の所に一宿せしに、其方よくも量り知りて、景時が家來を追ひしりぞけ、今の難儀を救うたるは、業に似合はぬ働き、我一の谷を攻めし時、鷲尾といへる木樵の童に、山道を案内させしに、山賤には剛なる者故、武士となし、召使ひしが、それに優つた汝が働き、あつぱれ昔の義經ならば、武士に引き上げ召使はんに、有るに甲斐なき流浪の身。」と、武勇烈しき大將の、身を悔みたる御詞、駿河龜井も諸共に、無念の拳を握りける。「是れは、有り難い御詞。私も此の界隈では、[illegible]上で、人に知られて居ますれど、高が町人、今日の働きも畢竟、中でも重盛卿、些細な事がお目にとまつて、我々連に御褒美の御詞、冥加に餘る仕合。殊に昔見覺え奉るは、八島へ赴き給ふ時、渡邊福島より兵船の役にさゝれ、拙者が手船も御用に達し、一度ならず此の度も、不思議にお宿仕つるも深き御縁、さるによつて、お爲を存じ申し上げたきは、北條が家來取つて返さば御大事、一刻もはやく御發足然るべし。」と、いひもあへぬに

駿河次郎「我々も其の心、此の天氣にて御出船はいかゞ有らん。」「イヤ、それを尋ねてよござりまし

よか、弓矢打物はお前方の事、船と日和を見る事は身共が家の商賣。昨日今日は辰巳、夜中には風も止み、艤方には丑寅に變つて、御出船には引拔きの上々日和、數年の功にて見覺えた」と、見聞すやうにいひければ、其の道々とは云ひながら、龜井六郎[illegible]、平判かしたり、其方が詞について「此の間に片時もはやく、主君の御供仕らん。」と申し上ぐれば義經公[illegible]得させよ」と、傍にはつと頭をさげ「只今も申す通り、幼少より船の事はよく鍛錬仕つた、御見送りの爲[illegible]手舞で、須磨明石の邊まで參らん。元船の有る所は五町餘り沖の方、身は則ち日吉丸、思ひ立つ日が吉日吉辭、我も[illegible]具の用意を致し、跡より追付き立て參らん、女房[illegible]御見立て申せ」と言ひ捨て納戸に入りければ、妻は心得御身を[illegible]、隠れ[illegible]身の上[illegible]、心遣ひ忘れた、龜井駿河諸共に、荷物取つて肩に掛け、二人も手早く船引綱の、いざござ給へと主從にん打連れつて濱邊に出て、[illegible]の船に召し給へば、[illegible]こ、物謂ば女房、門送りして舟場に下り、「御武運目出たく在しまして、[illegible]るべし、さらば〳〵」と[illegible]、神へ出陣の[illegible]火燈ならして油さし、神棚お上に燈を上げおまし、[illegible]をお安[illegible]

で、今夜は父樣、侍衆を元船まで送つてやれば、和女も寐るまで爰に居や。ほんに主とした事か、千里萬里も行く樣に身拵へ、もう日も暮れた、用意がよくばいかしやんせ」と、呼ばゞつとも答へなし「若し其の草臥で、轉寐では有るまいか、銀平殿々々」と呼び立つれば、「抑是れは桓武天皇九代の後胤、平の知盛の幽靈なり。渡海屋銀平とは假の名、新中納言知盛と實名を顯はす上は、畏れありと娘の手を取り、上座に移し奉り、「君は正しく八十一代の帝、安德天皇にて渡らせ給へど、源氏に世をせばめられ、所詮勝つべき軍ならねば、玉體は二位の尼抱き奉り、知盛諸共海底に沈みしと欺き、某供奉して此の年月、お乳人を女房といひ、一天の君を我が子と呼び、時節を待ちし甲斐有つて、九郎大夫義經を今宵の中に討ち取り、年來の本望を達せんは、ハア、悦ばしや嬉しやな、典侍の局も悦ばれよと勇める顏色、威有つて猛く、平家の大將知盛とは、其の骨柄に顯はれし。「扨は常々の御願ひ、今夜と思し立ち給ふな。わきて九郎はすゝどき男子、仕損じばしし給ふな」「[illegible]、それにこそ術あり。北條が家來相模五郎といひしは、我が手下の船頭共、討手と僞り狼藉させ、某義經に加擔人の體を見せ、心を寬させ、今夜の難風を日和と僞り、船中にて討ち取る術なれども、知盛こそ生き殘つて、義經を討つたんなりと沙汰有つては、末々君を御養育もならず、重ねて賴朝に仇も報はれず。さるによつて、某人數を手配り、艀にて跡より追つつき、義經と海上にて戰はゞ、西に

海にて亡びたる平家の悪霊、卿等が怨霊なりと妖風を吹きに、汝等が眼を眩ませし隙、我が影も此のごとく、怪しく見する白綾に、此の白柄の長刀にて、七郎が首斬りたる瞬に、時刻の合図に、太鼓の音に従つて、提灯松明一度に消えなば、面々が討死と心得、我にも御覧ぜさせまし、御覧見届けたき様にこそ、跡へ力はせず、好き左右を知らせてたべ、知慧早う、と勅、こはいかに、と鼠顔を拜し申せばおとなしき、八寸の太鼓を御年の、数を数ふる相図のしらせ、早太鼓と申す沢に、長刀取りたばし、巴波の紋あたりを拂ひ、砂を蹴たてて、早風につれて、吹きまくられし、寄るなこそくに言ひかけ行く、跡見送つて義信の身、御前に畏つて、一个知恵の空しうつたる、諸て未聞かなでれたか、解けれども上首の君、此のうろしき御衣にしは、霊神への恐れ有り、御装束、と言ふ上り、主さかの時は諸共に、冥途の旅の死装束と、心に添へし今日、遍歴して来れにける。我、守衣の更け渡り、山風烈しく聞ゆれば、今宵は如何の難儀仕やらん、所詮しやこそ、わすらせ給へば、其哲に、案じ佗びたる御気色、ほどなく帰館、山吹色の御衣脱、然しく新に被せ、其の身も共に衣頭を更ゐ一間を御出で、片時も早く御装束て、御傍にとら寄り、暁の上着を脱ぎかへて、下の衣も衣、御衣箱に至るまで、仰うしかふれば身体に、皆らの御姿引替へて、蘭の御方の御衣の、いと花々しき見え給ふ一寸の見れからは御裏の右左を待つ許り、と、そよとの音も知らせじと、社とそれかすれ見

聞ぬ、すはや眞最中と、君のお傍に引添うて、知らせを今やと待つ折から、知盛の郎等相模五郎、息つきあへず馳せ付けば「樣子は如何に、早う聞かせよ／＼」と局もせきにせき立てたり「されば兼ての術のとほり、暮過より味方の小船を乘り出し／＼、義經が乘つたる元船間近く漕ぎ寄せしに、折しも烈しき武庫山颪に、連れて降りくる雨雷、時こそ來れと水練得たる味方の勢、青海中に飛び込み飛び込み、西國にて亡びし平家の一門、義經に恨みをなさんと、聲々に呼ばはれば、敵に用意やしたりけん、提灯松明ばら／＼と、味方の船に乘り移り、爰を先途と戰へば、味方の雜武者大半討たれ、事危く見え候。」某は取つて返し、主君知盛の御先途を見屆けん」と、申しもあへずかけり行く。「すは／＼大事が起つて來た、さるにても、知盛の御身の上氣遣はし、沖の樣子は如何ならん」と、一間の戸障子押し開くれば、提灯松明星の如く、天を焦せば漫々たる、海も一目に見え渡り、數多の小船遣り違へ／＼、矢先を小楯に取り、敵も味方も入り亂れ、舟を飛び越え跳ねこえて、追つつ捲りつ、えい／＼聲にて切り結ぶ、人影までもあり／＼と、戰ふ聲々風に連れ、手に取る樣に聞ゆるに「そ、あれ／＼御覽ぜ、あの中に知盛の坐すらん」「ヤヽ何處に」と伸び上り、見給ふ中に提灯松明、次第々々に消え失せて、沖もひつそとしづまれば、是れこそ知盛の討死の相圖かと、あまり呆れて泣かれもせず、途方にくれて立つたる所に、入江丹藏朱に成つて立ち歸り「義經主從手いたく働き、味

方残らず討死。まつた主君知盛も、大勢に取りまかれ、既に危く見えけるが、かいくれに御行方知れず。必定海に飛び込んで、御最期とぞんずれば、冥途の御供仕らんと、いひもあへず諸肌くつろげ、持つたる刀腹に突き立て、汐の深みへ飛び込めば、ヤヤ扨は、知盛も敢なく討たれ給ひしか。ハつとばかりにどうど伏し、前後も知らず泣きければ、君も見る事聞く事の、悲しさ怖さ取混ぜて、共に涙にくれ給ふ。局は歎きの中よりも、君を膝に抱き上げ、御顔つくづくと打守り、二位殿の此迄の見苦しき荒屋を、玉の臺と思召しての御住居、日々の供御までも、下々と同じ樣にあさましい。それさへ君の心では、殿上にての榮華とも思うてお暮しなされしに、知盛お果てなされては、賤の伏屋に御身一つ置き奉る事さへも、ならぬ樣に成り果てて、終に此の浦の土と成り給ふか。上もなき御身の上に、悲しい事の數々を、續けば續く物かいの。と、くどき立て〳〵身も浮く許り歎きしが、ヤヤ、由なき繰言、御覺悟急がん。と、涙ながらも御手を取り、泣く〳〵舷に出でければ、いと幼常なる御姿、此の海に沈めんかと、思へば目もくれ心も亂れ、身も消ゆべくぞ覺えける。君はさすしくましますまま、死する事とは露知り給はず、これなう乳母、覺悟〳〵とせうぞ、何國へ連れて行くのぢやや。と、さう思召すは理、コレ能うお聞き遊ばせや。此の日本には、源氏の武士はびこつて、恐ろしい國。此の波の下にこそ、極樂淨土という、結構な都のござりまする。其の都には

祖母二位の尼御を始め、平家の一門知盛もおはすれば、昔も其處へ御幸有つて、物憂き世界の苦しみを逸れさせ給へや。」と、宥め申せば打ちしをれ給ひ、「あの恐ろしい波の下へ、たゞ一人行くのかや。」「アヽ、勿體ない。此のお乳が美しう育て上げたる玉體を、あのなん／＼たる千尋の底へ遣りまして、何と身も世も有られうぞ、此のお乳もお供する、いとし可愛の養ひ君、何とお一人やられうぞ。」「それなら嬉しい、其方さへ往きやるならば、何國へなりとも往くわいの。」「オヽ、能ういうて給はつた。」と、引きよせ／＼抱きしめ、「火に入り水に溺るゝも、前の世の約束なれば、未來の誓ひまし／＼て、天照大神へ御暇乞。」と、東に向はせ參らすれば、美しき御手を合はせ、伏し拜み給ふ御有樣、見奉れば氣も消え／＼、「オヽ、能うお暇乞なされたなう、佛の御國は此方ぞ。」と、指さす方に向はせ給ひ、「今ぞ知る御裳濯川の流れには波の底にも都有りとは」と詠じ給へば、「オヽ、お出かしなされた、能うお詠み遊ばした、其の昔月花の御遊の折から、斯樣に歌を詠み給はば、父帝は申すに及ばず、祖父清盛公、二位の尼君、取分けて建禮門院樣、何ぼう悦び給はんに、今はの際に是れがまあ、言ふに甲斐なき御製や。」と、かきくどき／＼、涙の限り聲限り、歎きくどくぞ道理なる。局は涙の隙よりも、御髮搔き上げ撫でて、今は早、平家極樂への御門出を急がんと、帝を確乎と抱き上げて、磯打つ波に裳を浸し、海の面を見渡し／＼、「いかに八大龍王、恒河の鱗、安德帝の御幸なるぞや、守護仕給へ。」

と、うづまく波に飛び入らんとする所に、何時の間にかは九郎義經、驅け寄つて抱き留め給へば、「なう悲しや、見殺して死なせてたべ。」と振り返つて、「ヤア此方は。」「聲立てな。」と帝を小脇に引抱かへ局の小腕ぐつと捻ぢ上げ、無理無體に引立て〳〵、一間の内に入り給ふ。かかる所へ知盛は、大童に戰ひなし、鎧に立つ矢は蓑毛のごとく、織も朱に染めなして、我が家の内に立ちかへれば、跡を慕うて武藏坊、表の方に立ち聞くともしらず、知盛聲を上げ、「天皇は何處にまします、お乳人典侍の局。」と、呼ばはり〳〵どうど伏し、「エ、無念口惜しや、是れ程の手に弱りはせじ。」と、長刀杖に立ちあがり、「お乳人我が君。」と、よろぼひ〳〵かけ廻れば、一間を踏み明け九郎判官、帝を弓手の小脇にひん抱き、局を引き付け突立ち給へば、あら珍らしや、いかに義經、思ひぞ出づる浦浪に、知盛が沈みし其の有樣に、又義經も微塵になさん。」と、長刀取り直し、「サア〳〵勝負。」と詰め寄れば、義經少しも騷ぎ給はず、「ヤア知盛さなせかれそ、義經がいふ事有り。」と、帝を典侍の局に渡し、しづ〳〵と歩み出で、「其方西海にて入水と僞り、帝を供奉し此所に忍び、一門の仇を報はんとはかること、我此の家に逗留せしより、[illegible]、帝を探る[illegible]

り込んで、始終委しく見屆け、帝も我が手に入れたれども、日の本をしろしめす萬乘の君、何條義經が擒にするいはれあらん。一旦の御艱難は、平家に血を引き給ふ故、今某が助け奉つたるとて、不和なる兄頼朝も、我が誤りとはよも言ふまじ、必ず〳〵帝の事は氣遣はれそ知盛。」と、聞く嬉しさは典侍の局ぞ、「あの詞に違ひなく、先程より義經殿、段々の情にて、天皇の御身の上は、知盛の方へ渡さうと、武士の堅い誓言、悦んでたべ知盛卿。」と、聞くに凝つたる氣も逆立ち、局を取つて突き退け、「エヽ、無念口惜しや、我が一門の仇を報はんと、心魂を碎きしに、今夜暫時に術顯はれ、身の上まで知られしは天命々々〳〵。まつた義經、帝を助け奉るは、天恩を思ふ故、是れ以て知盛が、恩に着るべき謂れなし。サア只今こそ汝を一太刀亡魂へ手向けん。」と、痛手に蹌く足踏みしめ、長刀押取り立ち向ふ。辨慶押し隔て、「打物わざにて叶ふまじ。」と、數珠さら〳〵と押し揉んで、「いかに知盛、斯く有らんと期したる故、我も今朝より船手に廻り、計略の裏をかいたれば、最早惡念發起せよ。」と、持つたるいらたか數珠、首にひらりと投げかくれば、「ム、扨は此の數珠をかけたのは、知盛に出家とな、エヽ、汚らはし〳〵、抑々四姓始まつて、討つては討たれ、討たれて討つは源平のならひ。生きかはり死にかはり、恨みをなさで置くべきか。」と、思ひ込んだる無念の顔色、眼血ばしり髪逆立ち、此の世から惡靈の相を顯はす許りなり。かくと聞くより龜井駿河、主君の身の上氣遣はしと、追ひ追

ひかけ付けしの廻せば、御幼稚なれども天皇は、始終の分ちを聞召し、知盛にむかはせ給ひ、朕を供奉し、永々の介抱は其方が情、今日又朕を助けしは、義經が情なれば、仇に思ふな知盛こと、勿體なくも御涙を、浮め給へば典侍の局、共に涙にくれながら、ヲヽ能うおつしやつた、何時までも義經の志、必ず忘れ給ふなや、源氏は平家の仇敵と、後々までも此のお乳が、帝樣にあたし心も付かうかと、人々はいはれん、さあれば生きしお爲にならぬ、君の御事くれ／＼も、頼み置くは義經殿と、用意の懷劍咽に突き立て、名殘惜しげに御顔を、打ちまもり／＼、さらばと計りを此の世の暇、敢なく息はたえにける、思ひ設けし最期、君に叛逆知盛も、重なる憂き目に勇氣も挫け、暫し詞もなかりしが、天皇の御座近く、涙を滴々と流し、果報はいみじく、一天の主と產まれ給へども、西海の波に漂ひ、海に臨めども、汐に一水に渴せしは是れ餓鬼道、あるときは暴風に遭ひ、お召の船を荒磯に吹き上げられ、今も命を失はんかと、多くの官女が泣き叫ぶは、阿鼻叫喚、陸に源平戰ふは、取りもなほさず修羅道の苦しみ、又は源氏の陣所々々に、數多駒の嘶くは畜生道、今いやしき御身となり、人間の憂き艱難、目前に六道の苦しみを受けたまふ、是れといふも父清盛、外戚の望み有るによつて、姫宮を御男宮といひふらし、權威をもつて御位に卽け、天道をあざむき、天照大神に僞りの申せし其の惡逆、積り／＼て一門我が子の身にむくうたか、是非もなや、我かく深手を負うたれば、例へ

果てぬ此の知盛、只今此の海に沈んで、末代に名を殘さん。大物の沖にて判官に仇をなせしは、知盛が怨靈なりと傳へよや。サア〳〵息ある其の中に、片時も早く帝の供養を、頼む〳〵。」とよろぼひ立てば、「ヤ、我は是れより九州の尾形が方へ赴くなり。帝の御身は義經が、何國までも供奉せん。」と、御手を取りて出で給へば、龜井駿河武藏坊、御後に引添うたり。知盛莞爾と打笑みて、「昨日の仇は今日の味方、あら心安や嬉しやな、是れぞ此の世の暇乞。」と振り返つて龍顏を、見奉るも目に涙、今はの名殘に天皇も、見返りたまふ別れの門出、留まる此方は冥途の出船、三途の海の瀨踏みせんと、碇を取つて頭にかづき、さらば〳〵も聲許り、渦卷く波に飛び入つて敢なく、消えたる忠臣義心、其の亡骸は大物の、千尋の底に朽ち果てて、名は引汐にゆられ流れ〳〵て、跡しら波とぞなりにける。

第三

吉三芳野は丹後武藏に大和路や、わけて名高き金峯山、藏王彌勒の御寶物、御開帳とて野も山も、賑ふ道の傍に、茶店構へて出花汲む、青前垂の入花は、女房盛りの器量よし。五つか六つの男の子傍に付き添ひ母樣と、いうて花香もさめにけれ、枯れ殘る身はいとゞ猶、枝なりや、若葉の内侍若君は、主馬の小金吾武里が、蹉跎を遁れて維盛の、若しや高野と志し、旅の用意の小風呂敷、脊にお

しうみ吉野なる、下市村に著きけるが、若君六代御疲に惱み給へば、幸ひの茶店、暫く床几へお休み
と、内侍を誘ひ、其の身も脊負ひし包を卸し、お茶と指圖にあい〳〵と、愛想こぼれて差し出す。内
侍つく〴〵見給ひ「コリヤ此方も子持よの、自らも運命の忘れ形見を伴ひしに、道よりなやみて[illegible]へ
し、藥を殘らず飮みきらし旅の難儀、子持つた者は相身互、諸みあらば所望したしと仰せに女房、
「それはマアいかい御難儀、私が子は生まれてより、腹痛一つ起しませねば、何の用意もござりませ
ぬ」「ハテそれは氣の毒や」「イヤ申しほんにそれ〳〵、幸ひ此の村の寺の門前に、[illegible]を
賣る人がござりますれば、お傍の御退屈、つい一走り」「イヤ〳〵サうちとも所は不案内、大儀ながら
其方買うてくれまいか」「アイ〳〵、それもお安い事、わたしが買うて來て上げませう、若丸樣も、但
しは行くか」「坊」と呼ぶ子を連れて、器量よければ心まで、幼い寺の門前へ、藥を買ひに急ぎ行く。
「ハテ心よい女中や」と内侍は見やり「コレ六代、こゝに大分木の實が有るが、拾うて遊ぶ氣はない
か」「金房が拾ふが大事ないか」と男めの側に引立てられ「己も拾を」と若君の、病とわやく手前の、
起きて給へば内侍も共々「サア〳〵拾を」二つ三つ拾者あかこと小石が、二十歳に近い大前髪、大
人氣ない木蔭の、機嫌取る樣小賤を、拾ひ集むる折節に、若き男の草鞋穿、旅と見えし風呂
敷包、脊負うてぶら〳〵茶店を見付けて「どりや休んで一服」と、包をとつかり床几におろし、二吸包な

りませ火を一つ。」と、煙草吸ひ付け「コリヤ皆様方は開帳參りでござりますか、和子樣は道草か、わしらが在所の子供と違ひ、御綺麗な生まれつきや。」と、與あしも話しかけても、心置く身はそこ〳〵に、詞數なく拾ひ居る。暫く休んで彼の男「コレ〳〵、其の落ちた木の實は蟲入で、見かけがようても皆實殼、木に有るをお取りなされ。」といふに、金吾は「こな男、何をいふ、二丈あまりの高木、驅け上る蹴爪は持たぬ。」「サそれを心安う採りやうがござります。」「そりやどうして。」「さらば鍛錬お目にかけう。」と、小石拾うて打つ礫、枝に當つてばら〳〵〳〵、若君悅び惱みも忘れ、小金吾拾ひの御機嫌に、內侍も嬉しく「コリヤ、好い事して貰やつた、過分々々。」と一禮も、冥加に餘ると知らずなし、旅の男は自慢顏「何と手の內御覽じたか。まそつと打つて進ぜたいが、遠道かゝへお側申しても居られず、我等は參ること。」と、包を脊負ひ「御緣有らば重ねて。」と、いうて其の場を行き過ぐる。小金吾木の實を拾ひ仕舞ひ「サア是れで堪忍なされ、扨々今の男は氣轉者。」と、見やる牀几の風呂敷包、同じ色でもどこやらが、違うた樣な。」と走り寄り、內改むれば覺えなき、しかも是れは張皮籠、こちは衣類の藤行李、扨は木の實に氣を奪はせ、取りかへ失せたか、但しは麁相か。何にもせよ、追つかけて取り返さんとかけ出す所へ、向うよりあたふた戾る以前の男「麁相いたしました、御免々々。」といひつゝ包差し出し「日暮も近し、心はせく、同じ色の風呂敷故、重い輕いに氣もつかず、取り違へた麁相、

道にてふつと心付き、取つてかへしてお詫言、眞平御免下され。」と、顔に似合はぬ了すりたいぼう。小金吾は騒がず落付き、「首相と有れば言分もをりないが、萬一紛失の物有ると赦さぬが合點か。」「何がさて相違有らば幸座の則れ、御存分になされませ。」「ムウ其の一言なら疑ふに及ばねども、中改めて請取らん。」と包をひらき、改め見れば相違もなし、「實に鑑相にはまつた、申分なし、其方の荷物も持つておいきやれ。」と、胍見にのこる風呂敷包、渡せば請けとる不思議顔、「此の中へ、この貼付けた」

「イヤそれは最前變つた荷には思へども、もしやとちよつと見た許り。」と、いふ間に早く菲皮籠、引きずふけて件の納、浴衣の間を採り見てけつくの、御天、荷を打ちよろこ、「コリャ無いわ、無いわ〳〵。」と、きよろ〳〵目玉、「何がない、何見ぬ」と猫も氣の毒目なくば有れば、審したくみのいがみ男、腕捲りして、「コレ前髪、此の夜前の中に、人に頼まれて高野へ上げる副書を、二十兩入れ置いた、…出したな〳〵、…出しやいの」と、取つてかゝつぬ難題に、小金吾むつと反打ちかけ、「此奴下郎め、武士に向つて何が何と、今一言いうて見よ。」と、血相かはれどびくともせず、「盗人たけ〳〵しいと、其の高ゆすりくはぬ〳〵。」赤鰯をひねりかけ、「眞帶して此の場をぬけるのか、ばらうまい、そんな事を承になつたら、伸が二十兩で何の立てらぬ中、四の五のいはずに出した〳〵。」と、かかりいがみの強請者、「モウ堪忍ならぬ」と抜きかけしが、おのが方の姿

を見て、おつとこたへて駒摭でおろし「コレサ若い人、そりや其許の覺えちがひ。見らるゝ通り足弱をお供したれば、たとひ何萬兩落ち散つて有つても、目をかける所存はなし。とくと其方を吟味召されこと、いはせも果てず、「コレ其の足弱連れたが盗みする付目ぢや。よもやと思はせ、仕てあるが當世の流行物。何萬兩は入らぬ、たつた二十兩。」「スリヤどうしても身がぬすんだとな。」「ハテしれた事。」「ムヽして其の盗んだ證據は。」「コレ此の皮籠の中紐何故解いた、あり樣の荷物に紛失が有ると敷さぬといふたでないか。理詰めおぢやぞや、出しやいのノヽ。」と、せり詰められて小金吾も、もう是れまでと拔き放す。内侍はあわて抱きとめ、「ヲヽもつともぢや道理ぢや、短氣な事を仕やつては、私も此の子も共に難儀。無念に有らうと堪忍して、あの者のいふ樣に、料簡つけてやつてたも、足弱連れたが災難と思ひ、胸なしづめてたもいの。」と、涙にくれて宣ふにぞ、血氣に逸る小金吾も、見るに忍びず、「一世が世の時でござらうなら、またノヽに試しても、厭き足らぬ奴なれども、何をいうても茅花の穂にも怖ぢる身の上、御意の通りに致しましよ、ハヱ、口惜しうござりまする。」と、こなたは大事の二方を、お供の身なれば無念を堪へ、奥齒嚙む程つきあがり「二十兩といふ金、あたゝまつて置いて、其の頰何ぢや。ホヽ怖いわノヽ、此の鰯で切るか、此の目で嚇すか、前髮を一筋づゝ拔くぞよ。但しもう金はふけらしたか、連の女郎から穿鑿。」と弱みへ蒐るを、首筋つかんで引き戻し、用意の路金い

ふ程出して覗みつけ、大切なお方をお供した故、衒り取らるゝ二十両、持つてうせい。」と打ち付くれば、衒りの習ひ金見ると、目に佛なく手ぼしがく、拾ひ集めて耳讀み揃へ「テモ恐ろしい此の金を、那智若衆めにすつての事、ひじり取られうと致したこと遁らす口、其の顋ぬと立ち寄る金吾を、内侍は押へ、事ない中と若侍引連れ、立ち出で給へば是非もなく、跡に引添ひ小金吾も、無念をこたへ上市の、宿有る方へと急ぎ行く。買ひ百度覗まれても、一度が一歩には付きやせまい、うまい仕事と權の權太、金懐に押し入れて、茶屋へ急いで向うへ立つと、茶屋の女房が立ち塞がり、「コレ權太殿、こりや何處へ、こりや小仙か、わりや内町まで何處へいた。」「わしや旅人のお荷物で藪の木へ薬を買ひに一寸そりやよい手筈、われが居たら文郎覗くように、外して居たでまし／＼。」と、言ふ胸ぐらを取つて引つすゑ「コレこなたに衒りさす氣で外しては居ぬぞや。最前侍衆のかゝつた所に、わつはさつぱ、差出たら衒りの正銘顯はれ、どんな事にならうも知れぬと、あの松陰から聞いて居たわ。ヘエ、こな樣は恐ろしい企みする人、姿は産みの子も心は生まぬと、親御は釣瓶鮓屋の彌助の彌左衛門樣というて、此の村で口も利くお方、見限られ勘當同然。御前の前に居た時こそ、道も隔たれ跡の月から同じ此の下市に住んでも、嫁か孫かとお近付にもならぬわの、皆此方樣の心から、誰の權に衣きせて、衒りの權といはうぞや、此の善太郎は可愛ないか。博奕の資本が入るならば、此の子や私を賣つてなりと、

重ねて止めて下さんせ。何の因果で其の樣な、恐ろしい氣にならしやつた。」と、取り付き歎けば突き飛ばし「ヤア引きさかれめが、又してはよまひ言。おれが盜み衒りの根元は、皆うぬから起つた事。」「ホこりや大それた事、聞かねばならぬ、そりや又どうして。」「どうしてとは覺えが有らう、おりや十五の年元服して、祖父の言付けで御所の町へ鮓商ひ、隱しびりの中に汝が振袖、見込んだが縁、御構無しの勘當の、臍くりを盜み出し、店の溜り花客先、身代半分仕舞うて遣つたナ聞えたか、所で祖父が怒り出した。無理な和郎の、其のとき因果と此の餓鬼が腹に有つて、親方はねだる年貢米を盜んで吉銀、其の尻が來て首が飛ぶのを、莊屋の阿呆が年賦にして、毎日の催促、其の金濟まそで博奕にかゝり、出世して小強請衒り、此中も祖父の所の家尻を切つて見たれど、妹のお里めと内の男めと、夜通しの鼻聲で、とんとまんが損ねた。又今日のまんのよさ、此の勢ひに母の鼻毛をゆすりかけ三貫目容めてくる、酒買うて待つてをれ。善太よ、日の暮から寢るんな、ォ、夜通しせねばおれが商賣は讀られん。」と、いひつゝ立てば女房取り付き「まだ此の上に親御の物まで騙し取るとは勿體ない、マア内へ戻つて下され。」と縋れど聞かず撥ね飛ばすを「コリャやい善太よ、留めてくれ。」と母の教へに利口者「父樣内へ、サアござれ。」と、手に纏ひ付く蔦葛、子が跡追へば惡者は、小手縛りとてうたてがる。しかも血筋の絲繩で、きびたが悪い出直そと、鬼でも子には引かさるゝ。[illegible]冷いほで

ぢやと手を引いて、女房諸共立ち歸る。夕陽西へ入る折から、主馬の小金吾武里は、上市村にて朝方が、追手の人數に取りまかれ、數ヶ所の疵を負ひながら、内侍若君御供申し、一先此處へ立ち歸るを、跡に續いて數百人、のがさぬやらぬと追つかけたり。手疵は負へども氣は鐵石の、武里が死物狂ひと思ひの刃、爰に三人彼處に七人、ばらり〳〵と 三重 薙ぎ倒し、其の身は秋の花薄、敵は木の葉の其のあと〳〵、追手の大將猪熊大之進、後ればせにかけ來り、「ヤア死に損ひの何處へ行く、先頭主馬の奥にて取り逃し、主人朝方公の御機嫌損ひ其の外、すご〳〵館へ歸られず、若坊主が白状させ、付け追したる此の海道。サア觀念の御座若君を渡し、腹かつさばけ」と呼ばはつたり。手負は流るゝ血汐ぐつと一飲み息をつぎ「主馬の判官が倅小金吾武里、息有る内はいつかな〳〵。」「オ其の一言が絶命。」と躍り上つて討つ太刀を、ちやうど請けとめ、はつしと反ね、閃りと見せてはくるりと外し、手練を盡せど道は手負、内侍若君、あぶな〳〵ひや〳〵、小石を拾ひ打ち付け、及ばぬ迄なる加勢も念力、手強く見ゆる猪熊が、眼に入りて目當は暗闇、隙間に切り込む太刀に、眉間をわられて顚倒、其を押るを下よりも、突く鐙は肋骨、金吾もつゞけに反り返る。あなたが起きれば石礫、猪熊切られ小金吾も、共に深手の四苦八苦、修羅の衢で竜けれ共、忠義の天性小金吾が、漸く相手を取つて押へ、ぐつと突つこむ留めの刀。サア仕果せし嬉しやと、思ふ心のたるみにや、うんと其の身も倒れ伏す。な

う悲しやと内侍若君、勞り抱かへ抱き起し「コレなう金吾〳〵、氣をはつきりと持つてたも、其方が死んで自らや、此の子は何となる物ぞ、情なや悲しや。」と、泣き入り給ふ御聲の、耳に通つて手負は顏上げ「コレ内侍樣六代樣、諦めて下さりませ、心はやたけにはやれども、もう叶はぬ。我が君維盛樣は、兼て御出家のお望み、熊野浦にて逢ひ奉りしといふ者有る故、高野山へと志し、御二方をお供したれど、中々此の手では一足も行かれぬ。コレ若君樣、能うお聞き遊ばせや、御臺樣を伴ひ、紙屋の宿といふ所に、内侍樣を殘し、お前は人を頼んで山へ登り、父樣のお名はいはれぬ、今道心の御出家と尋ねてお逢ひ遊ばせ。西も東も敵の中、平家の公達と悟られぬ樣、お命日出たう御成人の後、憚りながら金吾めがこと、思召し出されなば、一滴の水、一枝の花、それが則ち冥途へ御知行、御成長待つてをります。お名殘惜しいお別れ。」と、いふもせつなき息づかひ、六代君は取り縋り「死んでくれな小金吾、其方が死ぬると、父樣に逢ふ事がならぬわ。」と、泣き入り給へば内侍はせき上げ「アヽ聞いてたも、幼心でも其方一人を力にする、維盛樣に逢ふまでは、死ぬまいぞ〳〵と何故思うてはたもらぬ。御一門は殘らず亡び、廣い世界を敵に持ち、何時まで存へ居られうぞ、共に殺してたもいの」と歎き給へば、理と、手負はいとゞ涙にくれ「先君小松の重盛樣は日本の聖人、若君は其の孫君、諸神諸菩薩の恵みのない事もござりますまい、末頼みを思召して、必ず短氣をお出しなされな。

あれ〳〵向うへ提灯の火影、又も追手の來るも知れず、若君伴ひ此の場を早く。」―イヤ〳〵、深手の其方を見捨て置いて、何國を當に行く物ぞ、死なば共に。」と坐し給へば、「エ、腑甲斐ない、六代様は大事にないか、此の手で死ぬる念者めではござりませぬ、聞き入れなければ直に切腹。」―「コレ待つてたも、それ程にまで思やるなら、成程先へ落ちませう、必ず死んでたもるなや。」―「お氣遣ひ遊ばすな、運に叶ひ跡より参る。」―「必ず待つて居るぞや。」と、言ふ間も近づく提灯の、火影に恐れ是非なくも、若君連れて落ち給ふ、御心根の悼はしさ。手負は御跡見送り〳〵、死なぬと申せしは僞り、三千世界の運借つても、何の此の傷で生きられませう。內侍様六代様、是れが此の世のお別れでござります。」と、思ふ心も斷末魔、知死期も六つの暮過ぎて、哀れの露と消えにける。程なく來る提灯は、此の村の五人組、何やらさゝやき〳〵話し合ひ、山坂の別れ途に、莊屋作右衞門立ち留り、「コレ彌助の彌左衞門殿、貴様は鮓商賣故、念押す上におしかける、今いひつけた鎌倉の侍は、聞き及んだ噂、何やら此方の耳を詰つて死ける程いひつけたら、畏まつた〳〵と、濟ぬを無性に請けあうたが、何と覺えの有る事かや、ていかう知れた事、此方衆も常から俺が性根を知らぬか、血を分けた倅でも、見限つたら門端も踏まさぬ彌左衞門、膝節が碎けても、畏まつたら痺も切らさぬ。」したが跡からの言付けがもつけ、頭取の奥から逃げて來た、子を連れた女と大前髮、此の村へ入り込んだと追手からの知らせ、所で貴殿が

當りかけて、捕へたら褒美と有る。こりや又格別よい仕事、皆も油斷をせまいぞや。オヽそれ〳〵、こんな時こなたの息子の、言の權太を頼んで置かうことと五人組、山道行けば彌左衛門、坂へおりしよ行先の、手負にばつたり行き當り、はつと飛び退き氣味惡ながら、提灯振り上げそろ〳〵立ち寄り、「手をむごたらしう切つたわ〳〵、旅人さうなが、追剥の所業ならば、丸裸にしさうな物。路銀を當に惡者の所業か」と、惡い子を持つ親の身は、案じ過して、「コレ〳〵手負殿々々」と、呼ぶも答へもなき疵に、爰に最早息絶えたか。いとしや何國の人なるぞ、見ればふけた角前髮、袖振り合ふも他生の縁、なむあみだぶつなむあみだ、なむあみだ佛。」と廻向して、兎角浮世は老少不定、哀れを見るも佛の意見、人は歪まず眞直に、後生の種が大事ぞと、思ひつゞけて行き過ぎしが、何思ひけん立ちどまり、右つ左つの俄の思案、そろり〳〵と立ち戻り、邊見廻し〳〵て、拔身を拾ひ取るより早く、死首ばつしと打ち落し、提灯吹き消し首提げ、忝いと彌左衛門、直なる道も横飛びに、我が家をさして三重立ち歸る。唄春は來ねども花咲かす、娘が漬けた鮓ならば、なれがよかろと、買ひにくる、風味も吉野下市に、賣り弘めたる釣瓶鮓、御鮓所の彌左衛門、留主の内にも商賣に拔目もない儀が早漬に、娘お里が片襷、諸肌に前垂ほや〳〵と、愛に愛持つ鮎の鮓、押へてしめてなれさする、味い盛りの振袖が、鮓桶鮓とは知らし、木に楔を打ち込んで、桶片付けて「申し母様、昨日父様のいはしや

るには、明日の晩には、内の彌助と祝言さす程に、世間晴れて女夫になれとおつしやつたが、日が暮れても、お歸りないは譯がないな。」「オゝあの言やる事わいの、何で譯であろぞ、器量のよいを見込に、熊野參から連れて戻つて、氣も心も知ると、彌助といふ我が名を讓り、主は彌左衛門と改めて、内の事まかせて置かしやるは、和女とめあはせ、兼ての心、今日は俄に役所から、親父殿を呼びに來て、思はぬ隙入、迎ひに遣るにも人はなし、コリヤマア折惡う彌助殿も、なをかの鮓の誂へ、仕込の桶がたらぬと、兩桶取りにいかれました、もう戻らるゝでござんしよ。」と、噂半ばへ向ふ見る男のとりなりも、利口で伊達で色も香も、知る人ぞしる優男、娘が好いた優姿に、紺着せてもにくからず、内へ入る間も待ちかねて、お里は嬉しく、「ヤレ彌助様の戻らんした、待ちかねて遣かつた、言しや何處ぞへ寄つてかと、氣が迷つて案じたわいと、女房顔して言うて見る、流石鮓屋の娘とて、早いそれとぞ見えにける。「母は定働きを合ふ、彌助殿氣にかけて下さんな、此の吉野郷は、鎌倉殿の御によつて、夫を神とも佛とも、敬いて居よと有る父の言、其の代り世間並みも深い、又有様は此の所、堅の蔓にではござりませぬ。」といひくろむれば、是れはまあ却つて迷惑、我々お世話の上、大切なる娘御まで下され、お家の御恩もございませぬ、さりながら、兎角お前には、彌助殿々々と、勿體なさすれにさりとては氣の毒。やつぱり彌助どう遣い斯う遣いと、お心安う、ナまうし。」「イヤ〳〵、それ

は赦して下されい。」「そりや又何故でござります。」「さればいの、彌助といふ名は、是れまで連合の呼び名、殿付せずに、どう爲い斯う爲いとは、勿體なうて云ひにくい。云ひ馴れたとほり殿付さして下されい」と、實に夫なれば大切に、思ふ掟を幸ひに、娘へ是れを聞けがしの、母の慈悲とぞ聞えける。お里彌助は明桶を、仮間へ並べて居る所へ、此の家の總領嘍の權太、門口よりおつ聲で「母者人母者人。」といひつゝ入れば、お里はびつくり、「又兄様か、ようお出で」と揉手する。「きよと／＼しい其の頰何ぢや、能う來たがびつくりか。わりや彌助と味い事して居るさうなが。コリヤ彌助もよう聞け、今追ひ出されて居ても、釜の下の灰までおれが物。今日は親父の毛蟲が、役所へ往たと聞いたによつて、ちと母者人にいふ事が有つて來た、二人ながら奥へ失せう。」と睨み廻され、うじ／＼と、是れにというて立つ彌助、娘も跡にひき添うて、一間へこそは入りにけれ。跡に母親溜息つき、「コリヤ又留守を考へ無心に來たか、性懲もない腕白者。其の汝が心から、嫁御が有つても、足ぶみ一つさす事ならぬ。聞きや此の村へ來て居るげなが、互に知らねば摺合うても、嫁姑の明盲目、眼つぶれと人々にいはれるが面目ない。」へエ、不孝者め」と目に角を、立ち替つたる機嫌にぐんにやり、直ではいかぬと嘍の權太、思案しかへて「申し母者人、今晩參つたは無心ではござりませぬ、お暇乞に參りました。」「そりや何で」「私は遠い所へ參ります程に、親父樣もお前にも、隨分お健で／＼」と萎れか

ければ陸は鏡き、遠い所とはそりや何所へ、如何した譯で何しに行くことと、候問ひは親のだまされ小口、サアしてやつたと目をしばたゝき、親の物は子の物と、お前へこそ無心申せ、終に人の物寄片端曲んだ事も致しませぬに、不孝の罰か、夜前私は大盜人に遭ひましたことヤア。」其の內に代官所へ上げる年貢銀、三貫目といふもの盜み取られ、言譯もなく、仕樣もなく、お仕置に遭はうよりはと、覺悟極めてをりまする、情ない目にあひましたと、[illegible]などは顏に當て、しやくり上げても出る涙、鼻も啜りて目の緣へ、とゝかゝ、否ごうかれども、甘い中にも分けて母親、娘と兄共に目をすゝり、「鬼神に橫道なしと、年貢の銀を盜まれ死なうと、覺悟はまだ出かした、果報に逢ふも親の罰、能う思ひ知れよ。」「アイ／＼、思ひ知つてはをりますけれど、どうで死なねば成りますまい。」「コリヤやい。」「あい／＼。」「常の汝が性根故、是れも何かかしたれども、しやうが分にと思うた銀、親父殿に隱してゐる、是れでほつとの根性直し」と、そろ／＼戸棚へ子の影で、親も盜みなする陰の、甘い錠さへ明け兼ぬる。つい雁首でこち／＼が、よござりまするを仕舞ひたる、おのが手業を教ふる不孝、實は我が子が可愛さに、地獄の種の三貫目、跡へくゐるて拜へて出て、何ぞに包んで遣りたいがと、限りない程甘い親、味いわろおやといがみの權、鮓の明桶よい入物、是れ／＼と取出して、銀に添へたる黄金一兩、蓋しめ栓しめうすりまいわ、是れで目だたぬ、掛けて仕舞ひと、娘子が工合の最中へ、

苦い爺親彌左衞門、是れも疵持つ足の裏、あたふたとして門口を「戻つた明けい。」と打ち叩く。南無三寶親父と、内にはこんだら狼狽へ廻り、其の桶を突込ん／＼と明桶と、共に並べて親子はひそ／＼、奥と口とへ引別れ、息を詰めてぞ入りにける「なぜ明けぬ／＼。」と頻りに叩けば奥より彌助、走り出でて戸を明ける。内入り悪く傍を見廻し「コリヤまた何奴も寢てゐるか、いひつけた鮓共は仕込んで有るかい。」と、空桶を提げたり明けたりぐわつた／＼「コリヤ思ふほど仕事ができぬ、女房どもやお里めは何してをるぞ。」「イヤ只今奥へ。呼びましよ。」と、行く彌助をば引き留め、内外見廻し表をしめ、上座へ直し手をつかへ「君の親御小松の内府重盛公の御恩を請けたる某、何卒御子維盛卿の御行方をと、思ふ折から熊野浦にて出で合ひ、御刀代を進め、此の家へお供申したれども、人目を憚り下部の奉公、餘りと申せば勿體なさ。女房許りに仔細を語り、今宵祝言と申すも、心は娘を御宮仕、彌助彌助と賤しき我が名をお讓り申したも、彌助くるといふ文字の縁起、人は知らじと存ぜしに、今日鎌倉より梶原平三景時來つて、維盛卿をかくまひ有りと、退引させぬ詮議。烏を鷺と云ひ抜けては歸れども、邪智深い梶原、若しや吟味に參ろもしれずと、心工は致して置けども、油斷は怪我の基、明日からでも我が隱居、上市村へお越しあれ。」と、申し上ぐれば維盛卿「父重盛の厚恩を請けたる者は幾萬人、數限りなき其の中に、お事が樣な者あらうか、昔は如何なる者なるぞ。」と、尋ね給へば、

「私めは平家御代盛りの折柄、唐土育王山へ祠堂金お渡しなさるゝ時、音戸の瀬戸にて三千兩の金盗み取られ、役目の難儀、切腹にも及ばん所、有り難いは重盛様、日本の金唐土へ渡す我こそは、日の本の盗賊と、御身の上を悔み給ひ、重ねて何の祟りもなく御暇を下され、甲斐へ立ち帰つて由緒ある鮓商賣、今日を安樂にくらせども、隆徳太郎が盗み寄り、殺生の報いぞと、思ひ知つたる身の懺悔、お恥しうござります」と、語るにつけて維盛も、榮華の昔父の事、思ひ出され御袂に、落つる涙ぞ痛はしき。「ヤお里は今宵待つ、月の桂の殿も更け、寝道具抱へて立ち出づれば、主ははつと泣き目を隠し「コレヤ彌助、今言ひ聞かした通り、上市村へ行く事を必ず／＼忘れまいぞ。今宵はお里と爰に寝て、嬶と俺とは離座敷、遠いが花の香がなうて、氣樂に有らう」と打笑ひ、奥へ行くのも娘は嬉しく、「テモ粋な父さん、離座敷は隔しいなう、あまつきせうとをなし、これも近に天井抜け、寝て花やろこと蒲團敷く、二人寝屏風につく／＼、身の上又は都の空、若葉の内侍や若君の、事のみおもひ出されて、心も済まず、お氣も浮かず、打ちしをれ給ひしを、娘はせふやと傍に立ち寄り、「コレ申しこれなう、すしんき、何初心な案じてぞ。二世も三世も契りの枕、二つ並べた、此方へ寝まい」と、先へころりと轉寢は、戀の闇とぞ見えにけれ。維盛枕に寄り添ひ給ひ、「見れまでこそ賤の業、夫婦となれば二世の縁、結ぶに辛き一つの言葉、何を隠さう某は、國に殘せし妻子有り、貞女兩夫に見えずの掟、

は夫も同じ事、二世のかためは赦して。」と、流石小松の嫡子とて、解けた樣でも何處やらに、親御の氣風殘りける。神ならず佛ならねばそれぞとも、しらぬ道をば行き迷ふ、若葉の内侍は若君を、宿有る方に預け置き、手負の事も頼まんと、思ひ寄る身の緣のはし、此の家を見かけ戸を打たゝき、一夜の宿と乞ひ給へば、維盛はよい退きしほと表の方、叩く扉に聲を寄せ、「此の内は鮓商賣、宿屋ではござらぬ。」と、愛想のないが愛想となり、「イヤ是れ申し、稚きを連れた旅の女、是非に一夜。」と宣ふにぞ、斷りいうて歸さんと、戸を押しひらき月かげに、見れば内侍と六代君、ばつと戸をさし内の樣子、娘の手前も訝しく、そろ／＼立ち寄り見給へば、早くも結ぶ夢の體。表に内侍は不思議の思ひ、今のはどうやら我が夫に、似たと思へど形容、頭も靑き下男、よもやと思ひ給ふ中、戸を押し開いて維盛卿「若葉の内侍か六代か。」と宣ふ聲に「ヒヤア扨は我が夫。」「父樣か。」「ナウなつかしや。」と取り縋り、詞はなくて三人は、泣くより外の事ぞなき「先づ／＼内へ。」と密かに伴ひ「今宵は取分け都の事、思ひ暮して居たりしが、親子共に息災で不思議の對面、さりながら、某此の家に居る事を誰がしらせしぞ。殊に又はる／＼の旅の空、供つれぬも心得ず。」と、尋ね給へば若葉の君「都でお別れ申してより、須磨や八島の軍を案じ、一門殘らず討死と、聞く悲しさも嵯峨の奥、泣いてばつかり暮せしに、高野とやらんにおはするといふ者の有る故に、小金吾召し連れお行方を、志す道追人に出

合ひ、「可愛や金吾は深手の別れ、頼みも力もない中に、最う逢うたは嬉しいか、三位中将維盛様が、此のお姿は何事ぞ。袖の無い此の羽織に、此のお頭は」と取り付いて、咽び絶え入り給ふにぞ、面目なさに維盛も、額に手を當て袖を當て、伏し沈みてぞ坐す。渡る内にも若葉の君、默したる娘に目をつけ給ひ、「若い女中の寐入りばな、殊に枕も二つ有る、定めてお伽の人ならん。斯くゆかしきお暮しなら、都の事も思しめし、風の便りも有るべきに、打捨て給ふは聞えぬ」と恨み給へば、「さゝ、それも心にかゝりしかど、女の落ちたる恐れ有り。わけて此の家の彌左衛門、父重盛への恩じと、我を助けて是れまで下に、恩を厚きた婦が情、何がな一禮返禮と、思ふ折から娘の戀路。情なくいはば還もあらん、却つて恩が仇ならんと、假の契りは結ぶとも、女は賤女に大事を洩らすと、彌左衛門も口留して、我が身の上は明さず。仇な枕も親共へ、義理に是れまで契りし」と、語り給へば娘も立ち聞き、堪へ兼ねしか走り出て、わつと計りに泣き出す。「ハ何故」と驚く内侍、若君引き連れ漢下のかたとし給へば、「ごさうこれお待ちおいて下され」と、涙と共にお申しはかりを、「先づ〳〵是れへ」と内侍若君上座へ直し、「私はお里と申して、此の家の娘。賤しき者が馴れ〳〵しう、見知られぬ申譯、淺きつる何の因、色めづらしい草中へ、繪に有るやうな殿様のお出で、雪の情とは存じらず、女の淺い心から、可愛らしいいとしらしいと、思ひそめたが戀のもと、父も聞いても母様も、夢にも知らして下さらねば、思ひ焦れ

と死ぬればとて、實居に近き時分に、[illegible]の嫁が他[illegible]れうかと、一生連添ふ女房じやと、思ひ込んで居るものを、一宵の勝めに叶はぬ、親への義理に契つたとは、情ないお情に預りましたことどうぞ[illegible]し、身を恨ばし泣きければ、[illegible]は氣の毒の、内侍も道理の[illegible]、詮く側もなき折柄に、相の役人[illegible]は來ぬ、門をたゝいてコレ〱、爰へ梶原様が見えまする、内侍様しておかれいと、告げ捨て立ち歸る、人々はつと途く目も晴れ、如何はせんと俄の御大、お雪はそそくに立はき一先づ[illegible]の[illegible]に、上市村へこと氣をもたせる一寶に其の事は彌左衛門、我にも胸に書きしかど、最早聞かぬ平家の運命、檢使を引きうけ遁れう瞼かき切らんこと身捨へ、内侍は悲しく、ココレ此の若のいたいけなる兒を殘し、一先身を[illegible]無理やりに、引き立て給へば維盛も、子に引かさるゝ後髪、是非なく其の場を落ち給ふ、[illegible]、お鷹の有つた内侍六代、[illegible]せしめてくれんと、足引き[illegible]駆け出すを、コレ待つてとお雪に取り付き、一見[illegible]ればこの一生のわたしが願ひ、見殺しにしてたもれことと、縋めと[illegible]泣ばし、一夫婦になる[illegible]身、[illegible]ことと縋るお道[illegible]涙に泣き、最期に一言し見の[illegible]、是れ忘れてはと[illegible]けて、[illegible]うて追うて行く、コレ父様と、お里が呼ぶ聲彌左衛門、耳も[illegible]け出で、何事と聞けば[illegible]つとつゝく〱[illegible]から[illegible]様の御[illegible]、[illegible]でお出で有り、積る話の其の中へ、詮議に來ると知らせ

を聞き、三人連で上市へ落しましたを、情ない、兄様が聞いて居て、討ち取るか生捕つて、褒美にするとたつた今、追つかけて出たといふよりびつくり彌左衛門、ソレ大事と嗜みの朱鞘の脇差、腰にぼつこみ驅け出す向うへ、ハイ〳〵〳〵と矢筈の提灯、梶原平三景時、家来数多に十手持たせ、道を塞いで「ヤア老耄め何處へ行く、逃ぐるとて逃さうか」と、追取りまかれてはつと吐胸、先に気遣ひ、爰も通れず、七轉八倒心は早鐘、時に時撞くごとくなり「ヤア此奴横道者、汝に今日維盛が事詮議すれば、存ぜぬ知らぬといひぬける、其の儘にして歸せしは、思ひ寄らず踏んごまう為。此の家に維盛かくまひ有る事、所の者より地頭へ訴へ、早速鎌倉へ早打、取る物も取りあへず来れども、油断の體は、汝を取り逃すまい為。サア首討つて渡すか、但し違背に及ぶか、返答せい」と責め付けられ、叶はぬ所と胸をすゑ、成程一旦は隠まひないとは申したれども、餘り御詮議強さ、遙々と隠しても隠されず、早先達首討つたり、御覧に入れんお通り下され」と伴ひ入れば梶原、よう成る事と気遣ふ中、彌左衛門、しつ〳〵出でて向うに直し、三位維盛の首、御受取り下されよと蓋を取らんとする所を、[illegible]け寄りちやつと押へ「コレ親父殿、此の桶の内には私が些と大事な物を入れて置いた、此方では明けて如何するぞ。」「ホ、汝は知るまい、此の桶には、最前維盛卿のお首を討つて入れ置いた」「イヤ〳〵、此の桶には此方に見せぬ物が有る」と引寄すれば引戻し「汝が何にも知らぬ故」「イヤ此

方か知らぬ故ぞ」と妻は銀と心得て、爭ひ果てねば梶原平三「扨は此奴等言ひ合はせ。縛れ括れ。」と下知の下、捕つた／＼と取りまく所に「維盛夫婦餓鬼奴まで、いがみの權太が生捕つたり討ち取つたり。」と呼はる聲、はつと許りに彌左衞門、女房娘も氣は狂亂、いがみの權太は嚴しく、若君内侍を猿縛り、宙に引き立て目通にどつかと引据ゑ「親父の預りが三位維盛を、熊野浦より連れ歸り、道にて天窗を剃り落し、青二才にして彌助と名を變へ、此の間はほしくろしき埒宗藏、生捕つて頬恥と存じたに、思ひの外手強い奴。村の者の手をかつて、漸うと討ち取り首に致して持參、御實檢」と差し出す。「ム、出來た、親のことも彌助といふとは存じながら、先達ては彌左衞門めに、思ひ違ひをさせう爲、聞き及んだ讐い樣だ、惡者と聞いたが、お上へ對しては忠義の者。出來いた／＼、内侍六代生捕つたな、ハテよい器量、京都の廓で思はぬも、女鹿子鹿の手に入るは、あつはれの働き、褒美には親の彌左衞門めが命赦してくれう。」「イヤ／＼申し、親の命位を赦して貰をと思うて、此の働きは致しませぬ。」「ムヽ、ホヽ親の命はとられても褒美が欲しいか。」「ハテあの和郎の命は彼の和郎と相對、私には兎角お銀」と言へば梶原「ハテ小氣味のよい奴、褒美くれん」と着せし羽織脱いで渡せば押頂戴。「ヨヽ其の羽織は賴朝公のお召しがへ、何時でも鎌倉へ持ちきたらば、金銀と取りかへ、ぞくたくの合紋」と、聞くより戴き、「出來た／＼、當世衒りが流行るによつて、二重取りをさせぬ分別、

能うした物。」と引きがへに、縄付渡せば請取つて、首を器に納めさせ、「コリャ權太、彌左衛門一家の奴等、暫く汝に預くる。」「お氣遣ひなされますな、貧乏ゆるぎもさせませぬ。」「ハテ扨健氣な男め。」と、誉めそやして梶原平三、縄付ひつたて立ち歸る。「ヤア、これ〳〵、其の次手に褒美の錢、忘れまいぞ。」と見送る隙間、油斷見合はせ彌左衛門、憎さも憎しと引抱かへ、ぐつと突き込む恨みの刀。「うん」と仰向けに反りかへる。見るに女房はハッはつと、憎いながらも悲しさの、胸は思はず駈け寄つて、「天命しれや不孝の罪、おもひしれや」ことといひながら、先だつものは涙にて、ふし沈みてぞ泣き居たる。彌左衛門齒噛をなし、「泣くな女房、何吐ざる、不便なの、可愛のといふてこんな奴を生け置くは、世界の人の大きな難儀。門端も踏ますなといひつけ置いたに、内へ引き入れ、大事の大事の維盛樣を殺し、内侍樣や若君を、能う鎌倉へ渡したな。腹が立つて〳〵、涙がこぼれて胸が裂くる。三千世界に子を殺す、親といふのはおればかり、あつぱれ手柄な因果者に、能う仕をつたと、拔身の刀、碎くる許りに握り詰め、怒りかけるも心は涙、いがみにいがみし權太郎、刃物おさへて、「コレ親父殿。」「何、おやい。」「こなたの力で維盛を助ける事は、叶はぬ〳〵。」「コリヤ言ふな、今日幸ひと別れ道の途中に手負の死人、好い身代りと首討つて頭の、此の中に隠し置く、それを見なされ。」と、鮓桶取つて打ち明くれば、ぐわらりと出でたる三貫目、「ヤァこりや銀じや、こりやまう」と呆れ果てた

る詐りなり。手負は顔を打眺め、「おいとしや親父樣、私が性根が惡さに、御相談の相手もなく、前髪の首を、さうかうにして渡さうとは、料簡違ひのあぶない所。梶原程の侍が、彌助というて青二才の男に仕立て有る事を、知らいで討手に來ませうか。それといはぬは彼方も企み、維盛樣御夫婦の、路銀にせんと盜んだ銀、重いを證據に取り違へた鮓桶、明けて見たれば中には首、はつと思へど是れ幸ひ、月代剃つて突きつけたは、やつぱりお前の仕込の首。」「ムウ其の又根性で、御臺若君に繩をかけ、何故鎌倉へ渡したぞ。」「イヤ其のお二人と見えたのは、此の權太郎が女房倅。」「ヤア〳〵して維盛樣御夫婦、若君は何國に。」「オヽ、逢はせませう。」と袖より出す一文笛、吹き立つれば折よしと、維盛卿内侍は旅の姿となり、若君連れてかけつけ給ひ、「彌左衛門夫婦の衆、權太郎へ一禮を。ヤア手を負うたか。」と驚くも、「おかはりないか。」と愕りも、一度に興をぞさましける。母は悲しさ手負に取り付き、「斯程正しき性根にて、人に疎まれ謗らるゝ、身持はなぜにしてくれた。常が常なら連合が、むざと手疵も負せまい、むごい事を。」とせき上げて、悔み歎けば權太郎、「ヤ其のお悔み無用〳〵、常が常なら梶原が、身代り喰うては歸りませぬ。未だそれさへも疑うて、親の命を褒美にくれう、と爺いといふと早、詮議に詮議をかける所存。底と見たゆゑ油斷して、一杯食うて歸りしは、鉈も三年も、惡い性根の年の明き時。生まれついて諸勝負に、魂奪はれ、今日もあなたを二十兩、騙り取つた

る菰物の内に、うや〳〵しく高位の繪姿、彌助が顔に生寫し、合點がいかぬと母人へ、頭の無心を言
に入り込み、忍んで聞けば維盛卿、御身にせまる難儀の様々、此の度性根あらためずば、何時親人の
御勘氣に、預る時節も有るまいと、打つてかへたる惡事の實、維盛様の首は有つても、内侍若君の代
りに立つる人もなく、途方にくれし折からに、女房小仙が倅を連れ、親御の勘當詫に、悲哀、何狼狽
へる事が有る、私と善太をよいと斯うと、手を廻すれば障るも、内侍様と一所にと、共に縛して縄の端、
かけても〳〵手がはづれ、結んだ縄もしやらほどけ、結んだおれが育た子を、拵へたは何の因果ぞや
と、思うては泣きしめては泣き、後手にした其の時の、心は鬼でも蛇心でも、堪へかねたる血の涙、
可愛や不便や女房も、わつと一聲其の時に、血を吐きましたと語るにぞ、わきかへつて彌左衛門、
一聞えぬぞよ權太郎、孫めに縄をかける時、血を吐く程の悲しさを、常に持つてはなぜくれぬ、親い
世界に嫁一人、孫といふは彼奴一人、子供大勢遊んで居れば、親の顔を目印に、苦味のけしつた子
が有るかと、尋ねて見ては、コレ〳〵子供衆、權太が息子は居ませぬかと、問へど子供は母權太、
宗名は何と尋ねられ、おれが目からそんでゐるに、いかいの事とは得いはず、思者の子も平氣に、は
知れて居るであろと、思ふ程悔も涙で、子供の根性が、平氣に首つたら、ここに……一眼
父様、嫁女の孫の顔見覺えて置かうのに、こ、こ、く〳〵、あれもそれはつかぬか。と啼き返り、わ

つと許り伏し沈む、心ぞ思ひやられたり。内侍は始終御涙、維盛卿は身に迫る、いとゞ思ひにかきくれ給ひ「彌左衛門が歎き、さる事なれども、逢うて別れ逢はで死ぬるも皆因縁。汝が討つて歸りたる首は、主馬の小金吾とて、内侍が供せし譜代の家來、生きて盡せし忠義は薄く、死して身代る忠勤厚し、是れも不思議の因縁。」と語り給へば「テモ扨も、そんなら是れも鎌倉の、追手の奴等が皆所爲。」「オ、いふにや及ぶ、右大將頼朝が、威勢にはびこる無得心、一太刀恨みぬ殘念。」と、怒りに交る御涙、實にお道理と彌左衛門、梶原が預けたる陣羽織を取り出し、是れは頼朝が著替とて、褒美の合紋に殘し置きし。せめてずだ／＼に引裂いても、御一門の數には足らねど、一裂宛の御手向、サア遊ばせ」と差し出す「何頼朝が著替とや、晉の豫讓が例を引き、衣を刺いて一門の、恨みを晴らさん思ひ知れ」と御佩刀に手をかけて、羽織を取つて引き上げ給へば、裏に模樣か歌の下の句、内やゆかしき、内ぞゆかしきと、二つ並べて書いたるはアラ心得ず。此の歌は小町が詠歌、雲の上はありし昔に變らねど見し玉簾の内やゆかしきと有りけるを、その返しとて人も知つたる此の歌を、物々しう書いたは不思議。殊に梶原は和歌に心を寄せし武士、内やゆかしきは、此の羽織の縫目の内ぞゆかしきと、襟際附際切り解き、見れば内には袈裟衣、數珠まで添へて入れ置いたは、コリヤどうぢや、コハいかにと呆れる人々、維盛卿「ホウ尤もさうず、さもあらん。保元平治の其の昔、我が父小松の重盛、池の禪尼

と言ひ合はせ、死罪に極まる頼朝を、命助けて伊東へ流人、其の恩報じに維盛を助ける、出家させよとの、重盛返しが恩返しか、ハア、敵ながらも頼朝は天晴の大将、見し夢の内よりも、心の内の恥かしやと衣を取つて是れとても、父重盛の御陰ぞと、戴き給ふぞ道理なる。人々はつと悦び勇み、手負の権太は這ひ出で擦り寄り、皮はぬ智慧で梶原を、謀つたと思うたれ、あつちが何にも皆合点、思へば是れまで衒つたも、後は命を取らるゝ種としらざる浅ましさと悔みに近き終り際、維盛卿も是れまでは、備へ衛つて浮世を離れ、離るゝ時は今此の時と、髻ふつつと切り給へば、内侍若君の黒髪は縁り、共に尼とも姿をかへ、宮仕へを致してと、願ひし事は打揃ひ、内侍は高雄の文覚へ、六代が事頼まれよ、お里は兄になり代り、親へ孝行肝要と、とやうも下駄には履く御門、女中の供は年寄の役と諸共旅用意、手負を労る母親が、こゝろつれなき父親、権太郎が最期も近し、死目に逢うて下されと、留むるにせき上げ弥左衛門、現在血を分けた倅を手にかけ、どうも死目に逢はれうぞ。死ぬだるを見ては一足も、歩かるゝ物かいの、息有る内は叶はぬまでも、助かる事も有らうかと、思ふがせめての力種、留める親子が闇路にと、いうて泣き出す女房に、母は取縋り、娘は猶更、不便さと維盛の、首には輪袈裟手に衣、手向の文も南無阿弥陀、一度に菩提の門出、高雄高野へ引かるゝ、夫婦の別れに親子の名残、手負は見送る顔と顔、見かはしに随れ、別路や、若君には維盛弥助と

いふ鮓屋、今に榮ゆる花の里、其の名も高くあらはせり。

第四

道行初音旅

戀と忠義はいづれが重い、かけて思ひははかりなや、忠と信の武士に、君が情を預けられ、靜に忍ぶ都をば、跡に見捨てて旅立ちて、作らぬ形も義經の、御行末は難波津の、波にゆられて漂ひて、今は芳野と人傳の、噂を道の栞にて、大和路さしてしたひ行く、野路も馴れぬ繁みのまがひ道、馬子も馬子も若草を分けつゝ行けば、あさる雉子のぱつと立つては、ほろゝけん／＼ほろゝうつゝ汝は子ゆゑに身を焦す、我は戀路に迷ふ身の、ア、うらやまし、ねたましや、初鴈がねの女夫連、友持ち顔い拍ばかり、人よりましの眞柴さす、稻倉魂の御社は、いと尊くも神々と、霞の中にみかの原、わきて形見の鼓のかはい、かはい／＼の睦言を、人には包む袱紗物、それを便りにつく杖も、心細野を打過ぎて、見渡せば、四方の梢もほころびて、梅が枝うたふ歌姫の、里の男が聲々に、〽我がつまが、天井ぬけてすゑる膳、晝の枕はつがもなや、天井ぬけてすゑる膳、ひるの枕はつがもなや、オ、つがもなや、をかし烏の一節に、人も藁屋の育ちにも、春は羽子つく、手毬一二つく／＼と聞けば、東風

風音添へて、去年の氷を德若に、御萬歳と君も榮えましませす、有りける有りや頼もしや、ぞとこ大和の人ならば、御隱れ家をいづことはん。我も初音の此の鼓、君の榮えを壽ぎて、静か千代にことしもなた、雲谷の雪も、初音の鼓を、聞くもやなき音に連れて、つれてと云ふ。忠信ばせたる忠信が旅姿、背に風呂敷おしかけさせたまうて、野道畦道ゆるゆると、賤いこけなれて、いそいそと、目立たぬやうに道隔て、女中は是も寄りて、声を待て書ね、安堵の人目なしして、曽名告て旅はりし、都落のを取り出し、君と敬ひ、柝立つ、静は鼓を御顔と、まそへて上に押し頂き、人こそしらね西國へ、都下りの御海上、波風あらく御船を、住吉浦に吹き上げられし、それより吉野に忍ばすし、頃しぞ春の雑はいとと、互に形見を取り納め、げに此の鎧を給はりし、兄繼信は忠勤たり、八島の戦に我が君の、御馬の矢面に、駒をかけする其の者がなこそ、能登守教經の乗を引き、平家の中には名高き強弓、能登守教經と、名乗りもあへず、よつぴいて、放つ矢先に恨めしや、兄繼信が胸板に、たまりもあへず眞逆樣、あへなき最期は忠心義士の名を殘す。思ひ出づるも涙にて、袖は涙が時雨れ雨、いつか晴れんゆき方に、春の日も長く、道を連ねる御供に、かまけがちなる、中にいかなるあられ、急げとすれど捗らぬ、あし原峠の里、土田六田も遠からぬ、野路の春風吹くぞ、雲と見まがふ三芳野の、麓の里にぞ着きにける。まだ六千歳の御像、花に和ぐ吉野山、軒に夕陽に

うもれて、殊勝さ勝る藏王堂、櫻はまだし枝々の、梢寂しき初春の空、一山の衆徒評定始め、知行下の百姓等、お髭の塵取にも掃除、靈驗あらたな佛より、衆徒の罰をや恐れけん、名許りは靜といへど急ぐ道、忠信が介抱にて、義經の御跡を、漸う爰に慕ひ來て、彌生なかばといひながら、見渡す景も吉野山、百姓共口々に「何と美しい京女郎、花見にはまだ早いなア。」「何の花見で有ろぞい、男と女と二人連、腹がはらみでせう事なさ、ついとしてござつたか。」と問ひかけられて、いやそんな者ではない、河連法眼殿へ用事有つて參る者、是れからどういきます。」と皆まで聞かず早合點「ようこれた／＼、覺範公にやらしやるのか。其往かしやれば好い仕合、河連法眼様といふに、此の一山の衆徒頭、吉野中は立てうと儘な上に、女房持つて魚や鳥は喰ひ次第、しだらく坊主の様なれど、覺範といへば格が重い、何事首尾して仕合さしやれ。」「ここな様は目高なやの、かの其の法眼様には、大切なお客でもござりますか、三日もそれな事は知りませぬ、毎日琴三味線で賑やかなとは聞きました。コレ此の道を斷う往て、これからの方が子守明神、女の參らにやならぬ所。それより手前の一筋道、右の方につい見える、大きな門の有る所に」と敎へに靜かに「おい／＼／＼、忝うござんす。」と、氣のせく道をとつかはと、打連れてこそ急ぎ行く。早參會と喚鐘に、山科の法橋坊、無道不敵の字を取り、荒法橋と名に呼ばれ、のつか／＼と來る跡に、鬼と名乘るは道に惡者、端本の東佐藏

坊、返り坂の薬師坊、浦衛士から大太刀佩き、大口の裾蹴立てゝ、今日の評定眞先かけ、なか智慧ぶるはん顔付たり。今までのふすな百姓ども、逆様に這ひ踞めず、鬼佐渡傍を睨め廻し、まだ掃除仕舞はぬに、先達ッて渡すに、のらかはいて暇入れた、年貢時分に待つてをれ」と睨め付られ、「ハイ〳〵〳〵、」あれその眼に、手ん手に箒とりもつて、風上から掃き廻せば、袈裟も衣も土ぼこり、「ごくだうめら、このや何仕たることと叱る程猶遠慮なう、掃除しまはつしと無二無二、埃に追ひ歸るこそに河連法眼とて、一山の檢校職、華文の好ふ山萌黄の法眼、品地も名ある猶門も、しかくしり有る仁體にてや何れも早かりつこと、互に前後の挨拶あり、各圓座についたれば、やゝ有つて河連法眼、「先達回状をまつて申せし所、早々の参會過頭の役者、今日の寄合餘の儀に在らず。」と、懐中より一通を取り出し、「鎌倉殿の家臣我が小閣、其方寄聞より、細々書状到來、文言を讀みただ、申さずとも様子は明白、先づ聞かれよ」と押しひらけ、「披札を以て申し達す、九郎判官義經事、前の身として、舎兄頼朝卿の院宣を蒙り、土佐坊正尊が討手の職を害し、出奔、大和路に徘徊の由、其の聞えあるによつて、鎌倉殿御諚の趣大方ならず、はやく尋ね取つて出し、諸國へ配符を廻らし畢んぬ、討ち取つて恩賞請け奉るべく、隠し置くにおいては、一山の滅亡此の時に候なり」正月十三日、河連法眼殿、北條左衛門尉、聞かせおかれけるが、寄合とは此の事、

元來科なき判官殿、大和路に徘徊と有れば、一山の衆徒を頼み來られんは必定なり。其の時は、旁々頼まれ申して匿まふ氣か、又は討つて出す所存か、心々で濟まぬ事、銘々に遠慮なく評議有れことと、聞きもあへず荒法橋、貧にだも、さりながら、我々が評定お尋ねまでなく、一山の仕置頭、法眼殿が御料簡を定め申されれば、誰有つて詞を背かず、黨せん、先づ御所存はと問ひかへす。「ホヽ料簡は胸に有り、よつ斷へゝといひ聞かさば、たとひ心に合はずとも、よもやいやとは申されまじ。さ有らば早つこ不便の事、我が所存は跡でいはん、先づ各々の思ふ所、眞直に申されよと、いへども互に心置き、暫し返答怠りしが、返り咲の覺範坊、遠慮なくぬつと出で、「先づ愚僧が存ずるは、義經を匿まふは、二年三年乃至十年、二十年其の間の扶養ひ。一人計りは僅かでも、郎黨といふ喰ひ拔けの續へば、いかな檀喰ひ込まんも知れずと有つて、匿まふまいといはば、彼の辨慶藏相者、七つ道具の鋸で、家尻切られんも知れ申さず。どこかと盜まれ申さんより、一山の出し前にて、茶粥なくはせ養ふが、勘定なら損、と申すにぞ、法眼をかしく思ひながら、「ムウそれも肝要、拙僧人はことといはせもあへず、されば／＼、此の事において勘定も何にもいらぬ、人を救ふが沙門の役、科なき義經匿まふとて、鎌倉より討手來らば、忍辱の袈裟引替へ、降魔の鎧に身を固め、通寄に押し寄せ討ち取り、首に鎌倉へ送り上り、御身に覺えなき條々、申し開いて讒者原、一々に切り捨て、それも叶はぬものなら

ば、理非辨へぬ頼朝を討ち取つて、判官殿の天下とせんこそ我々が所存此の通り、法眼殿の御料簡承らん。」と申しける。「イヤ／＼まだ申されぬ、法橋殿の御懇意有る近頃の客僧、横川の禪師覺範、此の場へ參り合はさねば、此の料簡も聞かねばいはれず、などや遲きぞ待ち久し。」と言ふ間程なく山道を、徐々歩み來る法師は、名にし合ひたる横川の覺範、衣の裾高く取り、三尺有余の太刀帯き反らし、持座にすわれど長高く、僧柄勇々しく見えにける。「ヤア待ち兼ねし覺範殿、近う／＼。」と招き寄せ、法眼ずんど立ち上り、「コレ／＼覺範、アレ見られよ、霞の中に朧なる、二つの山は妹背山、是れ合體の歌名所、川を隔てて西は妹山東は背山、山は二つに別れたり。妹は妹、背は弟の義、兄山は元より兄頼朝、頼朝義經兄弟の、中吉野川引きわかれし、姿は山に見たらず。されば歌にも、流れては妹背の山の中に落つる吉野の川のよしや世の中と詠みたれば、昔の古人の我々下も、ためしに引かぬか但しまた、浪の白川で討ち取る氣か、手短き返答聞かん、申されよ／＼。」と言ひければ、思案に及ばずすつと立ち、打點いて、藏王堂に掛けし奉納の弓と矢を取つて一摑み、御連殿へ見參有れ、下拙の我が返答、山と山との目通に、立つたる二本は勝負の目當、返答御覽と放打ちつなぎ、よつぴいてあてなく發矢と放す、白矢は兄山の印の木、根深にゆつて立つたりける。法眼すつと見て、頼朝に准へたる兄の山に弓引かれしは、頼朝に敵對うて義經の味方よな、よい／＼と言ひ言ひ、目通の眼、くるりと巻いて

と申し、山科法橋坊、薬西坊も其の通りや、皆一同に義經の味方をなすと呼ばはれば、ふ、それなれば、法眼が所存を聞かんに、問ふ人やと、おなじく、弓矢手に取り上げ、引き堅めたは何れの的、せめかけてくぐと見る中に、かつぎと放すは義經に、名さへ妹由弟の由一寸、投げば法眼頼何が、義經に弓引きかゝる、またこのいさかひも諸人に見せんより、世に連れて、一山の破滅にせぬが住僧の役目、箭とどうや、ここを覚悟、味方に金が入る、義經此の由を輔ふさ、引つかけて匿まはれよ、金輪際此の法眼、摸し出して見せうと、其の時は敵味方、無分別なる衆徒原に、取合せし覚悟して、今日の寄合是れまでぞや、さらばよと言ひ捨てに、席を蹴たてて立ち帰る、所存の程に逸れ跡に覺範渡日あとこのこと、ヤレやれ何のことと、どういふ事、言ひ合はせた法皆を、覺範はこう思うぞ」と、山科諸共尋ぬれば、覺範ふ」と吹出し、其の淺い料簡故、法眼が底意を知らぬ、今の詞でとつくりと、義經を匿ひ置る底の底まで皆知れた、法眼も我が所存、義經の味方とは、嘘と見えた歸つた頭巾、事延びぬうちに討たねば、落しやらんと討たれず、今宵八つの手筈を定め、夜討にかゝつて取れ、鎌倉殿の恩賞に預れがな、覺範が夜討の惣引僕を聞けやと、大本の坊衆にこつかと袈打ち掛け二我が寺門のしまへに、採題が其の書面ならしたり、我が詞を過たず、當法寺に下卑十騎衆い、覺範が辻より、ク字に、彼が館にひた〳〵と押し寄せて、喚聲三〳〵四つ鬨打ち

又如意輪寺の裏の手を、眞直に六地藏の橋を引き、敵逃げくる時を待ち、散々に射て留めよ。此の覺範は新坊谷の坊に火をかけ、火を上げて聖天山より、無二無三にかけおろして勝利を得ん。今夜の勝つ事手裏に有り。いさめ〳〵。」といひければ、藥醫坊頭を打振り「それは味方の思ふ儘、敵強うして荒法橋が、手勢を投げ退け驅け散らし、眞直に討つて出で、勝手の宮を陣所として、門をひつしと打たばいかにいかに。」「ホヽ、理にも咎めたり、其の時は八王寺、金剛藏王の袖振る山、峯に上つて眞下りに、引き詰め差し詰め射るならば、其處も堪らず逃げ失せん。」「イヤ、其の時はまだ咲かぬ、櫻の木隱れ枝隱れ、木の間〳〵の細道を、逃げ行く先は天皇橋、大將軍の多寶塔、時に取つての角櫓、追ひ〳〵くる衆徒を待ちかけて、射かくる矢先は如何にいかに。」「小ざかしし荒法橋、何條射るとも落人が、持つたる矢種は數知れたり。間近く寄せては續き、矢種盡させ討ち取るに、何の手間隙入るべきぞ。其れぬかるな用意せよ、いそふれめや其の昔、天武の帝有りし時、少女下りて舞ひ奏づ、是れ反閇の始め、いはふ勝軍の義を取つて、たう〳〵と踏みならす、左に七足右七足、左右合して十四足、はた〳〵と發止と踏み治め、サア付け進め。」と一散に、勇み足して立ち騷ぐ、横川の覺範衆徒、勇氣盛なる一篇の、聲をかりせて宵消さぬ、由こといかで存ぜしかも、存は來たるか存ぜぬか、九郎判官義經を、御慰めの琴三味や、河連法眼が奥座敷、音締も世上忍び駒、琴柱に立つた調べも、

夫を見捨てぬ志、實にたのもしきもてなしなり。今朝より他出の法眼、心に一物有り顏に、悠々と立ち歸れば、妻の飛鳥は出向ひ「ヲヽ、早い早いお歸り、今日の御評定、一山の御仕置か、但しは又判官義經樣の御事か」と尋ぬれば「オヽ、サヽ、義經の事とも〳〵。ムヽ、扨は吉野一山殘らず、お味方といふ樣な品にもや」「成程々々衆徒の中にも、返答の藏王坊、山科の荒法橋、梅本の鬼佐渡坊、別して横川の覺範、一味を立つて義經の味方といふは、我が心を捜し見ると知つたる故、此の法眼は鎌倉方と言ひ放つて歸つたり」「ムヽ、鎌倉方と被仰るは、衆徒の心をさぐらんも、捜して見るの御計略」「イヤ〳〵、法眼今日より心を改め、義經とは敵味方」「エヽ、そんならお前は義經樣を」「ヲヽ鎌倉殿へ討つて出す氣、合點行かずは是れ見よ」と、懷中の書翰投げ出せば、手に取り上げ、文言讀むに至る終り「ムヽ義經公此の山に御忍び在す事、鎌倉へ知れたやうな文體」「ヲヽ、文體は兎にも汝が言ふ如く、天に口なし、人を以ていはしむる、告げ知らせた者なくして、小男の奥左衞門、稲くいうておこすべきや、内通せられて知れたる上は、遁れなき判官殿、人に手渡さうよりは、我が手にかけて討つ所存」「サヽそれは眞實か」「おう」「イヤほん〳〵に此方樣は、義經を助る心か」「くどいくどい」「ハテ」はつと吐息も突詰めし、夫が刀拔くより早く、自害と見ゆる女房が、持つたる刀引つたくり「こりや何とする何で死ぬ」と、言ふ顏きつと打ちまもり「エ、聞えぬぞや法眼殿、

なを隔てては下さるぞ、恩賞の御下し文、千通萬通來たとても、一旦の契約變ずる此方の氣質ぢやな
い。鎌倉殿の忠臣、茨左衛門が娘の乘輿、義經公の御隱れ家、兄の方へ知らせたかと其の狀が來た故
に、疑うての心ぢやの。御尤もない言譯を、またくとしや詰られぬ、疑ふよりは一思ひに殺して下さ
れ法眼殿。」と、恨み涙ぞ實なる。法眼始終を聞きすまし、以前の一通取るより早く、ずんずんに引裂
き引裂き、「僅かに命は捨てまじ。女房を疑ふは未練には似たれども、義經公へみすみす我が忠節、
衆徒等の寄中達ての此下、心引き見る此の僉議、引裂き捨てゝ安堵して、自害を止まれ女房」と睦
まじき詞は春の雨、恨みも消えてなかりけり。「ヤア法眼歸られしか」と、義經公、奥の間より出で
させ給ひ、「鞍馬山の好みを忘れず、一々の御厚志忝けなく、謂に述べ難し。實で申し談ぜし通り、今日は
衆徒の評定、委細あれにて承知せり。」と御諚にはつと頭を下げ、「師の坊の命といひ、貝ならぬ身が
相隔たる心底、御仕へは身に餘る面目、此の上は何れへなりとも。」「武藏坊は、四州方へ遣はされ、
御家中一小むなければ、萬事承知なれども、思召し下されよ」と申す詞のうち、使者番の出で、
「佐藤四郎兵衛忠信殿、只今御目通りを願ひ、對面まし參らせう、通し申さんや」と伺ふにぞ、「扨は無事にて有
つたな、此方へ通せ」と、仰せを傳ふる次の間へ、法眼夫婦は立ち行く。案内に連れて入
り來る四郎兵衛忠信、御前の間の此方に出て、絶えて久しき主君の顏、見るより喜悦の有り涙、浮き袋

いて詞なし。大將御機嫌斜ならず、汝に別れ此處彼處、鎌倉殿の御詮議強く、身の置所なかりしに、東光坊の弟子河連法眼に匿まはれ、心ならずも花を迎へ、暫くの命をつないで。我が姓名を譲りし其方、命全く有る事、我が運のまだ盡きざる所、頼もしし悦ばし。其の節預けたる鎧は如何なりしぞと尋ね給へば、忠信いぶかしげに、承り「コハ存じがけなき御仰せ、八島の平家一時に亡び、天下一統の凱歌を上げ給ふを見るから、古郷に殘る母が病氣、聞召し及ばれ、御暇たまはつて、本國出羽へ歸りしは去年三月。程なく別れし母が中陰、忌中に合戰の疵口おこづき、破傷風といふ病と成り、國に留まる其半ば、御兄弟の御中さけ、堀川の御所沒落と承る口惜しさ。胸を焦るほど重る病氣、無念さ餘つて、腹切らんと存ぜしかど、せめて主君の御容顔、今一度拜し奉らんと、念願かなひ、本復遂げ、初めの長旅忍びの道中恙なく、此の館に御入りと承り、只今參つた忠信に、姓名を給はりし、靜御前を預けしなんど、御諚の趣、曾以て身に覺え候はず。」といはせも敢へず、氣早の大將、「ヤア白々しき忠信、堀川の館を立ち退きし時、折よく汝國より歸り、靜が難儀を救ひし故、我が着長を汝にあたへ、九郎義經といふ姓名を譲り、靜を預け別れし其方、世になき我を見かぎつて、靜を鎌倉に渡せしな、義經が所在探しに來たか、只今國より歸りしとは、まさ／＼しき僞りの表裏、言消しても迷はぬ義經、たばかられんとは推參なり。不忠二心の人外、アレ引つくゝつて面縛させよ、龜井

駿河[illegible]と腹立ちの、聲にかけくる二人の勇士、[illegible]は[illegible]折つ[illegible]忠信が、弓手馬手に[illegible]、委細あれ

にて着倒いた[illegible]四郎兵衛、[illegible]、[illegible]明白に白状せよ、[illegible]

か、拙僧[illegible]していはせう[illegible]、[illegible]どうぢや、[illegible]これで[illegible]に[illegible]、

「両人詰つた麁忽すな」「待てとは、但し言譯有るか、[illegible]聞かう、[illegible]なれと、[illegible]に難

儀の最中、[illegible]の[illegible]申し、四郎兵衛[illegible]でなり[illegible]と[illegible]文[illegible]

たとは、合點行かずと聞きもあへず、以前の忠信なりとの「我こそ名を騙る[illegible]何者、[illegible]つて

つて大將への面晴れせんと駈け行くを、「[illegible]、詮議の[illegible]を動かさぬことに、[illegible]が[illegible]

なき[illegible]へたり[illegible]なせそ六郎[illegible]に有るまに、[illegible]、[illegible]で

有らし、片時も早く是れへ通せ」「あつ」と[illegible]は次の間へ、我が身の[illegible]忠信は、[illegible]し[illegible]

逢つて、[illegible]し[illegible]、[illegible]たる[illegible]と[illegible]、[illegible]

て我が君の、懐かしやと、人目[illegible]にすがりつき、[illegible]のかしの[illegible]を、涙の色に[illegible]、

安心に[illegible]はじめ、別れし時の[illegible]、人の情に[illegible]る義經、[illegible]

とはまでなし[illegible]忠信を同道上り、何處に居る」と尋ね給へば、只今次の間まで連れ[illegible]、

「[illegible]見[illegible]へ[illegible]はや[illegible]に[illegible]

の間に先へ拔けかけ。まだ直場かと思うてか、まんがちな人では有る。」と、恨み口なる詞に不審、一倍晴れぬ四郎忠信、「我が借も其のごとく、覺えなき御尋ね、拙者めは今の先、出羽國から戻りかけ、去年御暇申してから、お目にかゝるは只今初めて。」「エ、あの人のじやら〳〵とてんがうな事許り。」「それなうでなうて眞實。」「ア、まだ眞顔で賺すのかいの」と、何氣もなまめく詞の中、立ち戻る龜井六郎、駿河同道の忠信、引き立て來らんと存ぜし所、次の間にも有り合はさず、玄關長屋所々方々、尋ねても何れも候はず」と申すに、心迷はせ給ひ、「コレ靜、爰に居るは其方を預けたる忠信ならず、只今國より歸りしと物語りする中、忠信靜を同道との案内。二人有る中にも見えざるは不審者、面體似たる佞者ならずや。靜、心はつかざるか」と、仰せの中に忠信を、つれ〳〵と打ちながめ、「ハテどうやら左樣おつしやれば、小袖も形も違うて有る。」「ア、お待ち遊ばせや、ハツアそれか、ホ、左樣ぢや、思ひ當る事が有る。君が形見と別れし時、給はりし初音の鼓、御覧遊ばせ此の樣に、肌身も放さず手にふれて、忠信の介抱請け、八幡山崎小倉の里、所々に身を忍び居たりしに、折々の留守の中、君戀しさの其の鼓、打つて慰む度々、忠信歸らぬ事もなく、其の音を感に絶ゆる事、ほんに酒の過ぎた人同然。打ち止めばきよろりつと何氣ない顔付は、よく〳〵鼓が好きさうなと、初手は思ひ二度三度、四度目には打ても替へた事、又五度目は不思議立ち、六度目には怖氣立ち、それよりは打たざりしが、君

爰にと聞き付けし、心せく道忠信にはぐれた時、鼓のこと思ひ出し、打てば不思議や目の前に、来るともなく見えたるは、女心の迷ひ目かと、思うて連立ち来りしに、又此の仕儀はどうぞいの」と、申し上ぐれば義經公「ムウ鼓を打てば帰り来るとは、それぞ能き詮議の近道、静其方にいひつくる、其の鼓を以て同道した忠信を詮議せよ。怪しい事有らば、此の刀で」と投げ出し「我が手で打たれる鼓の妙音、それを肴に一献酌まん、早々鼓打て／＼」と言ひ捨てて奥に入り給へば、亀井駿河も忠信に、引添ひてこそ入りにけれ。静は君の仰せを請け、手に取り上げて引き結ぶ、[illegible]氣質をなびかせの、調べ結んで膝にかけて、手の中しめて肩に上げ、手じなやかに打ち鳴らす、聲清々と澄み渡り、心耳を澄ます妙音は、世に類なき初音の鼓、彼の洛陽に聞こえたる、會稽城門の越の鼓、斯くやと思ふ春風に、誘はれ来る佐藤忠信、静が前に両手をつき、音に聞きとれし其の風情、すはやと見れども打ち止ます、猶も様子を調べの音色、聞き入り聞き入る餘念の體、怪しき者とは見て取る静、折よしと鼓を止め「遅かつた忠信殿、我が君様のお待ち兼ね、サア／＼奥へ」と何氣なき、詞にはつとはいひながら、座を立ち遅れ左右を向く、油断を見すまし切り付くるを、閃りと飛び退き飛び退り、一間八間とかきるゝぞ」と、咎められて氣轉の笑ひ「ハヽヽ、[illegible]、あの人の氣疎い顔、久振りの静が顔、見ようと御意遊ばす故、八島の軍物語を、舞の稽古にと鼓を打ち、[illegible]かくして源平入り亂れ、繼信陸路へ、

陸は磯へ、漕ぎ寄せ打ち出で打ちたらう、鼓に又も聞き入りて、餘念他愛もなき所を、忠信ならぬと又切りかくる、ひらり飛かはして掻潜るを、付け入る柄元しつかと取り、「なに科有つて欺し打に、切らる、覺え當てなしと、身をたゞつて投げ捨つれば、「贋忠信のサア白狀、仰せを請けた靜が詮議、いはずば斯うしていはするつと、鼓押取りはた／＼、女のかよわき腕先に、打ち立てられてハァはつと、謝り入つたる忠信に、鼓打付けサア白狀、サア／＼／＼さあと詰め寄せられ、一句一答詞なく、たゞ平伏してゐたりしが、漸うに頭を擡げ、初音の鼓手に取り上げ、さも恭しく押し戴き／＼、靜の前に直し置き、しづ／＼立つて廣庭へ、下りる姿もしを／＼と、みすぼらしげに手を支へ、「今日が日まで隱しおほせ、人にしられぬ身の上なれども、今日國より歸つたる、誠の忠信に御不審懸り、難儀と成るゆゑ據なく、身の上を申し上ぐる始まりは、それなる初音の鼓、桓武天皇の御宇、内裏に雨乞有りし時、此の大和國に、千年功經る牝狐牡狐、二疋の狐を狩り出し、其の狐の生皮を以て拵へたる其の鼓、雨の神をいさめの神樂、日に向うて是れを打てば、鼓は元來波の音、狐は陰の獸故、水を起して降る雨に、民百姓は悦びの、聲を初めて上げしより、初音の鼓と號け給ふ、其の鼓は私が親、私めは其の鼓の子でござりますと、語るにぞつと怖氣立ち、騒ぐ心を押ししづめ、ムヽ、そなたの親は此の鼓、鼓の子ぢやといやるからは、扨は其方は狐ぢやの。ハッアなる程、雨の祈りに二

親の皮を取られ、殺されたる其の時は、我が子の差別も悲しい事も、弁へなきまだ子狐、餌を拾ふ年も長け、鳥居の數も重なれど、一日親をも養はず、産みの恩を送られねば、六萬四千の狐の下座に着き、野干野狐と賤しまれ、神上りの願ひも叶はず、[illegible]狐と、人間ではおつしやれども、鳩の手柄、鳥獸より親を下つて[illegible]、烏に反哺の養ひを、育み返すもみな孝行、鳥獸でさへ其の通り、況して人の詞に通じ、人の情も[illegible]も、孝行といふ事を[illegible]功ふる通力にも、心に魂留まつて、性根入つたは即ち親、付添うて守護するは、まだ其の上の孝行と、思へども淺間しや、禁中に留め置き給へば、八百萬神宿り給ふ御殿、[illegible]末恨めしく、日に三度夜に三度、[illegible]

それしき身の冥加、是れといふも我が親に、孝行が盡したい、親だい〴〵と思ひ込んだ心が届き、大將の御名を下されしは、人間の果を請けたる同然、彌親が不便大切、片時も離れず付添ふ鼓、靜樣は又我が親を戀慕ふ調べの音、かはらぬ音色と聞かれども、此の耳へは二親が、物いふ聲と聞ゆる故、呼びかへされて幾度か、戻つた事もござりました。只今の鼓の音は、私故に忠信殿、君の御不審蒙つて、暫くも忠臣を苦しますは汝が科、早く歸れと父母が、教への詞に力なく、元の古巢へ歸りまする、今までは大將の御目を掠めし段、お情には靜樣、お詫びなされて下さりませと、縁の下より延び上り、我が親鼓にうち向ひ、交す詞のしり聲も涙ながらの暇乞、人間よりは睦ましく、親父樣母樣、お詞を背きませず、私はもうお暇申しまする、とはいひながら御名殘、惜しかるまいか二親に、別れた折は何にも知らず、一日々々經つにつけ、暫くもお傍に居たい産みの恩が送りたいと、思ひくらし泣き明し、こがれた月日は四百年、雨乞故に殺されしと、思へば照る日が恨めしく、曇らね雨は我が涙、願ひ叶ふが嬉しさに、年月馴れし妻狐、中に設けし我が子狐、不便さ餘つて幾度か、引かるる心を胴慾に、荒野に捨てて出でながら、飢ゑはせぬか凍えはせぬか、若し獵人に取られはせぬか、我が親を慕ふ程、我が子も丁度此の樣に、我を慕はうかと、案じ過しかせらるゝは、切つても切れぬ輪廻の絆、愛著の鎖に繋ぎ留められて、肉も骨身も碎くる程、悲しい妻子をふり捨てて、去年の春か

ふ付添うて、丸一年立つや立たず、往ねと有るとて何とまあ、あつと申して往なれましよかいの往な
れましよかいの、お詞背かば不孝となり、盡した心も水の泡、切なさが餘つて歸る、此の身は何たる
業、まだせめてもの思ひ出に、大將の給はつたる、源九郎を我が名にして、末世末代呼ばはるとも、
此の悲しさは何とせん、心を推量し給へと、泣いつ口説いつ身悶えし、どうど伏して泣き叫ぶは、
大和國の源九郎狐と、いひ傳へしも哀れなり。靜はさすが女子氣の、彼が詞に目も潤み、一間の方に
打向ひ、我が君それにましますか、と申す内より障子を開き、ヽヽ、委しく聞き届けし、其は人にてな
かりしか、今までは義經も、狐とは知らざりし、不便の心と有りければ、頭をうなだれ袖をなし、
御大將を伏し拜みく、歸るに立ちはたちながら、跡も名殘惜しげに、見返りく行くとなく、消ゆ
るとも無き春霞、人目朧に見えざれば、大將哀れと思召し、「アレ呼びかへせ、鼓打て、音に連れまた
も歸りこん、鼓々と有りけるにぞ、靜は又も取り上げて、打てば不思議や音は出です、是はくく
と取り直し、打てどもくこは如何に、此とても親の、ヽヽ、涙に鳴らず此の鼓、親子の
別れを悲しんで、音を止めたか、人ならぬ身も、手綱に[illegible]と、打ち[illegible]
縁ヽ、ヽ、我とても生類の、恩愛の節義身にせまる、一日の孝もなき父義朝を長田に討たれ、日蔭
鞍馬に人となり、長じては兄の頼朝にと、身を西海の浮き沈み、忠勤仇なる御憎しみ、親とも思ふ兄

誠に、見捨てられし義經が、名を讓つたる源九郎は、前世の業我も業、そも何時の世の宿酬にて、かゝる業因なりけるぞ、と、身につまさるゝ御涙に、靜はわつと泣き出せば、目にこそ見えね狐の前、我が身の上と大縁の、御身の上を一目には、勿體涙に源九郎、たまらぬ倒れたる大聲に、わつと叫べば、我と我が、恥ぢつゝ、かの奇特、晴れて形を顯はせり。義經御座を立ち給ひ、手自ら鼓を取り上げ、ヤァヤ汝、靜を道も長々の介抱、剰に遣はされたし、禁裏より賜はりし大切の物なれども、是れを汝に得さする、と差し出し給へば、エ何其の鼓を下されんとや、ハァヽ、有り難や、忝や、と、焦れ焦れし親鼓、御詮議中は頂戴せん、重ね重ね深き御恩のお禮、今より後は影身に添ひ、御身の守護の爲に、一方の防ぎをなさん、返す返すも嬉しやな、それよりも、身の上に取り紛れ、申す事忘れたり、一山の悪僧ばら、今夜此の館を夜討にせんと企てたり、と押し寄せ來るまでもなし、我天變の通力にて、衆徒を殘らず誑つて、此の館へ引き入れ入れ、最前立割車切り、又一時にかゝりし時、幕下かゝらば一丈字、或は右實の安左開發、上を揃へば流れで濟り、歯を揃へばひらりと飛び、けいしやう秘術は得たりや得たり、御手に入れて亡ぼすべし、必ずぬからせ給ふな、と、鼓を取つて禮をなし、飛ぶが如くに行末の、跡なくらまし失せにける。始終の樣子、詳かに、聞いて驚く四郎兵衛亀井駿河一同に、御前に進み出で、斯樣の誠有る時節にて、大將の御運けも、某が心も晴れて、此の世の大慶

上なし。」と、申す詞も終らぬ所へ、河連法眼まかり出で、「怪力亂神を語らずといへども、彼の源九郎が申せしは、一山の衆徒、今宵夜討に來る條、先だつて忍びを入れ候所、恰も符節を合はするごとし。」と、軍を引受け戰はんか、討つて出で申すべきや、賢慮如何。」と伺へば、「四郎兵衞忠信よき計略ござんなれ。狐に讓り給ひしも、元は拙者に賜はる姓名、君に代つて討死せば、一旦事は鎭まらん。平吏御免を蒙り度く存じ奉り候。」と、餘儀なき願ひに御大將、「我が思ふ仔細有れば、暫く此の場は立ち退かれず、我が名を名乘り衆徒等を謀れ。汝死すれば我も死ぬ、必ず討死すべからず。」と御帶刀を給びてける。仁德厚き御詞に、出で行く跡を見送つて、靜來れと打ちつれ奧にぞ入り給ふ。時も移さず入り來るは、山科荒法橋、我慢の大太刀差しこなし、案内に及ばずずつと通り、「いかに法眼殿、只今は直の御出で、近頃祝著。義經搦めおかれしとや、お手柄といひお使がひ、早速ながら參つた。」と、詞に人々目を見合はせ、何に缺の返禮に、さやうな謀の寄せたるよと、心に頷き、いかにもいかにも、奧の殿に搦め置く、いざいざ」と先に立ち、覺井に目はしを聞かせず、習れたれと圍み取る手も早く、味方も降けとまでもなく、起しもたてず瓶へ付け／＼、早寢たゞつゝ／＼けれ、荷に引立て大將の、見參に入れんと勇み行く。義經ならぬ源九郎が、計略とこそしられたり。次へ來るは椋本の坐禪濟、何でもつかみ喰はん面付、眼に見えぬ源九郎に、つまづき來るを、錦押

しまくつて屋敷の隅々迄探はしたれども、法眼殿、只今迄色々の仕合、まだ歸られじと思うたに、何もかも手ばしかい、シテ囚人は。」と、出かし顔なる鼻の下、長廊下をやり過し、蹴かへす板間踏込すべり、するノ\駿河に踏込のあごれ、無念々々の手間隙いらず、同じく奥へ引立て行く。扨二番めは返り咲の藪醫坊、くるノ\道も佛頂面「ヤレせはし、はてせはし、行くわいやい、ヤ、待てやい、この其の襟に引きずるな。扨や著物が破れるわいやい、扨も無禮な使やなと、源九郎に化されて、何をいふやら譯もなき、中にもわざはこもりけるとぞ、待ち兼ねし藪醫坊、ソレノ\こちらへ。」と寄せ鉢で、小脇くゝと拾ち上ぐれば、ヤア、、、こりや何とする、一寸、斯うすることと、それながら大の法師を引つかつぎ、「貴殿許りは法眼が手料理の馳走ぶり、義經公の献立を、待つて切りかた致さん。」と、笑うて奥に入りにける、勇氣の程ぞたゞならぬ。斯くとも知らぬ羽の大長刀、鐵鎚土に突き鳴らし、衣の下は海老胴當、頭は袈裟にひんまとひ、のつしノ\と入り來たるは、凡者ならぬ横川の覺範、大庭に仁王立ち、河連殿はいづくに有る、客僧是れへ參入せり、奥へ推參申さんか、とくノ\對面々々。」と、呼ばはりながら歩み行く。後の障子の内よりも、「平家の大將、能登守教經待つてゐた。」と聲かけられ、思はずきつと見かへりしが、「ム、聲有つて形なきは、我を呼ぶには有らざりし、覺えなき名に驚きて、おもはぬ氣おくれ、ハ、、ノ\人なくて聲おかざりし。」と、獨言して行く所を、「ヤア卑怯な教經能登守、

九郎判官義經が、とくより是れに待ちかけたり。」と、障子をさつと押し開く。見るより覺範[illegible]所、
長刀柄なかくかい込んで、飛び掛らんず顏色に、ちつとも臆せず莞爾と笑ひ、「汝は[illegible]の旗印は、某
徒にやつさず隱れなし、水練に名高き教經、八島の海にて入水と見せ、底を潜つて浮み出で、此の世
に有るとは、疾くより知つてはかひなき面體、あらはれたり」と優美の詞、「ま、さかしくも言つたり
な、教經にもせよ誰にもせよ、汝に敵對ふ覺範に、物具もせず出で合ふは、此の場をたすけにもらひ
たまつ追從、命惜しさに骨折るは、苦勞九郎。」とあざ笑へば、「ヤア我は顏なる言ひ事かな、[illegible]には
及ばずとも、太刀打つ手練に[illegible]くべきや。天運に盡きたる平家の月、義經が身に[illegible]け。[illegible]
見られよ能登守。」と、いはせもあへず上段に、薙いで懸るをかい太刀にて、かわりざまにはつしと
請け、もどく長刀いしづきにて、胴腹ぬかんと突つかかるを、はつたと蹴ざつて付け入るに、また
いひ兼ねて義經は、詞にも似ず逃げて入る。逃さじやらじと奥の間の、隔ての障子蹴破り〳〵、かけ
行く向うに這は如何に、玉座を設け安徳帝、らうたけなる御姿、[illegible]なる御後ろに、[illegible]と
爰にましますに、[illegible]は氣高き[illegible]にて、[illegible]を[illegible]一門[illegible]前に[illegible]と
聞きつるに、教經はさしもなかりしたにはつと[illegible]黒髪を、隱しし頭巾をおつ取り投げて、面の[illegible]合は
せし臣が乳母子[illegible]の六郎といふ者、能登守教經と名乗り、安[illegible]の太郎兄弟を左右に[illegible]へ、海へ飛び

人の害となる。又此の教經は入しら浪に上り、新參坊主の山科法橋、頼んで窶す姿は覺範、義經に仇を報はんと、窺ひ入る此の間に玉體のましまする事、攫はれさせ給ひしか、恐れながら教經に聞こさせ給へ」となすれば、また幼き天皇も、御涙にくれさせ給ひ「教經も知るごとく、八島の内裏を遁れ出で、頼みなき世を渡りつるに、義經に廻り逢ひ、源氏の武士の情有る、心に恥ぢて知盛は、我が事をおくれじと、頼んで海へ入りたるぞ。それより朕も爰に來て、今教經に逢ふ事も、皆義經が情なり。日の本の主とは生まれたれども、天照神に背きしか、我が治めしる我が國の、我が國人に隔まれ、我が國狹き身の上にも、母君が戀しいぞ、都に有りし其の時は、富士の白雪吉野の花、見まくほしさと慕へども、小原の里に住ます、母上戀しと慕ふ身は、文箱花も吉野も何かせん、味氣なの身の上ぞ、思ひやれよと膝の上にて、伏し轉びてぞ泣き給ふ、御いたはしさ勿體なさ、エヽ、しなしたり。知盛も教經も、あつぱれ企みし計略智謀、義經に見さがされしは、よつく武運に盡きたるな、ヘツ是非もなや口惜しやと、無念の奥齒に血をそゝぎ、握り詰めたる掌裏に、爪も通らん其の氣色、數百斤の錨の重り、肩へ重ねて居たりしが、窪れし眼くわつと見ひらき「ハア我ながら誤つたり。八島の戰ひ義經を組まんとせし所、船八艘を飛びこえ、味方の船へ引きたるは、計略の底を探られん爲、卑怯ではなかりしか。今又奥へ逃げ込みしも、我が計略を知つたる故、龍顔に逢はせ

奉るは、武士の情で有つたよな。ヤア今は助くる、勝負は重ねて、いざ歸らん、それまでは教經が隠れ家へ遷幸あれ、再び廣き世となして、御目にも逢はせません、いざや御幸の御供。と搔き抱き奉る、馬手は長柄の大長刀、浮世を牛の車とも、知召されと奏しつゝ、立ち出でんとする所に、曳と切る聲三段の太刀音、すはやと長刀引側め、見かへる間もなく出で來る、亀井駿河河連法眼、面々血刀首引つかゝへ、一々に[illegible]能登殿、一味の衆徒等をば此の如く討ち取つたり、天皇をとりにして後穢を是足、四打つたれば遁れなし、いざ勝負有るか、降参有るか、二つに一つの返答。」と、詞を揃へていはせも果てず、かつと睨め付け、[illegible]、降参とは汝等が情根に比べてかしたりな、汝等が首一々引提げて往なん事、鬼の手間暇入るべきや、帝を我に渡したる、義經が寸志を思ひ助け置くを、有り難いとはぬかさいで、逃ぐるなどとは案外千萬。供奉の穢れ思はず、[illegible]る殺してくれんず奴原、[illegible]と、三人左の手に追取り[illegible]、[illegible]して詰め寄れば、[illegible]て、[illegible]たる其の中に、[illegible]の時も、[illegible]の御[illegible]一「[illegible]汝ら[illegible]聲をかけて義經公、烏帽子狩衣引き繕ひ、物具なる御出立、[illegible]に[illegible]、いで義經に[illegible]

經一人歸せしとて、天に入る徳もなく、地に入る術も有らばこそ、何所迄逃れん命、汝等が手にかけず、此の所に有り合はさん忠信に討たすれば、兄繼信が敵を討ち、修羅の妄執散ずる道理。教經は世狹き身、義經も世を憚る身、互に鎧も楯もなき、戰場吉野の花矢倉に、勝負々々と決すべし。天皇入水と披露して、内裏表濟んだれば、縱ひ勝つとも負くるとも、君に過ち致されな。」「ホ神妙の詞滿足せり。些細のことに拘らぬ教經、義經許りを狙ひはせぬ。天下にかさとる頼朝が素頭取つて、首が代に飜さん。其の時は義經には、莊園を申し下して得さすべし。」「ヤア言くどし教經、義經が[illegible]其の儘、兄頼朝に敵對ふとは、聞き捨てならず。」と、御大將、御佩刀に手をかけ、すはやと見ゆる腹心に、分け入り宥むる源九郎狐、名をかりの恩、忠信が本意なき思ひ靜むるとは、目にこそ見えね君の守護、さらばよ義經、さればこそ、帝のお命助けたる情の[illegible]には、教經とも能登守とも、名乗りては敵たはぬ我が返報、再會の折は横川の覺範、吉野山にて忠信に出くはして勝負せん、互の命は其の時まで、[illegible]行幸なんど藏人頭、踏次の警固と呼ばはつて、女抱き上ぐる安徳帝、君々たれど君たらず、臣々たれど臣たらぬ、横川の覺範供奉の役。敵々ながら義經が、警蹕の聲高々と威儀有る意趣有り情有る、河連法眼[illegible]駿河の仕丁、龜井の六位、官人ならぬ堪忍の、一字を守つてひかふ[illegible]れど、本意なさ[illegible]、[illegible]光銀魚袋、供奉は門[illegible]人目有り、赦させ給へと[illegible]頭

はさけても顔と顔、睨んで別るゝ前の大將、源九郎義經の、義といふ字を頭上に冠り、源九郎義經につき讒
ひし、大和言葉の物語、其の名は高く聞えける。

第一五

由々しき者白旗に自害で、何するところ気性また、佐藤忠信と名上げ、清和天皇の後胤源判官義經の左衛の時、源氏の系統なり、兄頼朝が天下の政事、中に在りて之に敵するは王に叶ふ無道人、又方に背きし物語にて、一々に罷殺して、谷の系図とも言はれし、悪念せよと叫びたれ、右往左往に取り巻いたる、悪者一味の鎌倉勢、皆々に、主従と以前に、主の主で在るなら、討ち取って見せつけた、かゝれや兜引と、一面に打ってかゝるを事とも、右に鉾を以て左に拂ひ、西を廻って、東を立つれば、一ふう折には鎌倉勢、逃るるかなりなと斯道を、追ひ拂ひて通ってくる。平家の大將軍の如く、忠信に遇で谷は々と、古来無雙の武者、影も暗み出す陣屋を、人はされど忘れられて、旗六たらしこと鎌倉勢、追撃の猛者とて、道ても立てで盛る佐藤兵衛、東の國とぞ云ふ所で、敵は既うに討ちけり、鎌倉勢の内なる中に、名其の名はしたる最後をせんと、立ち向ふ者下がったつこのと、宮うて待ったる平家の小將、互に抱かれ組み合ひ一打に一打、八島の浦にて、大將軍の聲馬の先

に立ち塞がり、忠心に矢を請けといつたる佐藤三郎兵衛継信が弟、四郎兵衛忠信、兄の敵平家の大将能登守教経、恨みの矢生丸なりとぞ名乗りける。「しや忠信、兄の敵と名のるからは、討たれしは本意なれども、安徳帝を守り奉り、再び天下を覆す教経、不便ながら返り討、冥途で兄に言譯せよ。横川の禅師覚範が、引導してくれんず。」と長刀杖につき反らし、からからと打笑ふ声も終つて後、真向かざしに忠信が、討てかゝる大太刀を、かはしてはた／＼はつしと合はせつけして忠信が、肉身に入つたる太刀先を、もどいて拂ふ真向、すかさず打つ手にこともせず、右に廻れば左へ廻り、左に乗せたと取り直す、白刃閃き、いから／＼、唐紅の血潮にて、目にも色分かざりしに、覚範頻りに打ちかゝれば、ひらりと飛んで大木の、桜の前に身をかはし、避取り直して桜の木、はすにすつかと切りかけて、足に任せて踏み放せば、木はめり／＼と中絶し、向うの岸に忠信が、木におくられて渡り越し、跡は梯丸木橋。是れ究竟と踏みしめ／＼、渡る不敵の勇猛智、過つて踏み止めし、足場すべつて谷底へ、落つれど落ちぬ諸足に、枝をとらうて真逆様、只一刀と討ちかくる、四郎兵衛が太刀先を、拂ふ長刀水車、草摺の音、鍔の音、あはや／＼はたはた、しつちやう／＼、實に目覚しき働きなり。追ひ散らされし鎌倉勢、忠信逃さじと取つてかへし、又ばら／＼と討ち寄るを、南無三寶邪魔と渡りあひ、打ち合ふ隙に覚範が、襟にかけし諸足を、切ら

んと覚れば木を放れ、落つるを見捨て鎌倉勢、[illegible]しに追うて行く、谷には教経手練の[illegible]く、む
らまする籔に長刀を、突き立て〳〵駈け上れど、[illegible]いてしたる土俵は、氷柱に岩石滑らかに、上れば滑
り落つても、傍の梅が枝足代に、辛くも上りし岩の上、鎌倉勢を追つ[illegible]し、[illegible]下[illegible]方へ[illegible]
忠信、[illegible]へと招かれて、上るに[illegible]のあ[illegible]道も、忠信それ[illegible]と言ひ[illegible]、さしもに高き頂上よ
り、ふはと飛んだは[illegible]、遙かに[illegible]の勢ひ、我もと[illegible]つ[illegible]いて[illegible]、[illegible]高紐総角が、
枝にさゝつてぶら〳〵〳〵、稚遊びに[illegible]、[illegible]と見えて[illegible]て、[illegible]切
[illegible]つ[illegible]るを[illegible]で、[illegible]と[illegible]の[illegible]、[illegible]と[illegible]
け、[illegible]る[illegible]すより[illegible]て[illegible]に[illegible]、[illegible]が、[illegible]に
て押しかくれ[illegible]、[illegible]いと、[illegible]と[illegible]しか、
刃と[illegible]、[illegible]、[illegible]先もざ放され、又組み寄らんとする所を、ぐつと[illegible]と
け、[illegible]に[illegible]、不[illegible]、[illegible]
うど[illegible]、[illegible]まず振り返り、見るよりびつくり、[illegible]、
高紐[illegible]、忠信[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]にさしもの能登守、[illegible]、[illegible]付け

給ひ、いとに教經、安徳帝は小原の里にて御出家遂げ、御母君の御弟子とせられ、あつぱれ名高き教經なれども、通り自在の習丸郎黨、忠信に力を添へたる働き、軍術にも劣かなはず」と仰せもあへぬ出合ひ頭、河越太郎重頼、左大將朝方を高手に縛め「久しう候義經公、鳴は鼓に事を寄せ、賴朝追討の院宣とたばかりしに、朝方が業と事顯はれ、義經に計らはせよと、綸命を請けて參つたり」と、聞くより教經座をたたれ上り、「扨は平家追討の院宣も、朝方が所爲と聞く、彼奴を殺すが一門への言譯」と、いふより早く首打ち落し、「サアノ＼義經、教經が首取れ」と言はせも果てず「ヤア能登守教經に、八島の浦にて入水せし横川の覺範が首は忠信に。」と仰せの中に飛び上げて、兄の敵を討ち留め、打治まつたる君が代に、奥州へ行く、小原へ行く、平家の一類討ち亡ぼし、四海太平民安全、五穀豊饒の時を得て、惠に穂榮ゆる秋津國、繁昌ないはひあひけり。

大物浦矢倉
吉野花矢倉　義經千本櫻　終

假名手本忠臣藏

竹田出雲

假名手本忠臣藏

第一

嘉肴有りといへども食せざれば其の味ひをしらずとは、国治まつてよき武士の、忠も武勇も隠るゝに、譬へば星の昼見えず、夜は乱れて顕はるゝ、例を爰に仮名書の、太平の代の政、頃は暦応元年二月下旬、足利将軍尊氏公、新田義貞を討亡し、京都に館を構へ、威勢四方に普し。萬民の草にて靡き従ふ御威勢、国に治まる鶴が岡、八幡宮御造営成就し、御代参として舎弟足利左兵衛督直義公、鎌倉に下着ありければ、在鎌倉の執事高武蔵守師直、御膝元に附て饗応の役人は、桃井播磨守が舎弟若狭之助安近、伯州の城主塩冶判官高定、馬場先に幕打廻し、威儀を正して相詰むる。直義仰せ出さるゝは、いかに師直、此の唐櫃に入れ置きしは、兄尊氏に亡ぼされし新田義貞、後醍醐の天皇より賜はつて着せし兜、然ながら其の日は激戦討死の混乱、義貞の兜と見分けがたく、其の他にも打ち捨られしが、當社の御蔵に納めんには、其の心得有るべしとの厳命なりと宣ふ、武蔵守承け、是れは思ひもよらざる御事、新田が清和の末なりとて、討たれし兜を奉らば、御旗下の大

今名清和源氏は幾許も有り、奉納の儀然るべからず候ふと、遠慮なく言上仕つて、左様に申は候を、に、此の若狭助が有りければ、是れは全く尊氏公の御計略、新田に徒党の討ち洩らされ、御仁徳の寛心し、攻め亡ぼし降参させる御手立と存じ候へば、無用との御評議衆尊なり」と言はせも果てず、す「師直に向つて、奉納とは出過ぎたり、義貞討死したる時は、大わらは、死骸の傍に落ち散つたる冑の数は四十七、それがどうとも見しらる中、左様で有らうと思ふのを、奉納した其の跡で、さうでなければ、さりながら大恥、其の者なと存じ、御尊なきなを直下、すつこんで御座れ」と師直が懐相の傍に、坑と思はぬ高の武将、打ち込まれて立ちつ面目、直義公引取つて、「ハ御しまれる御評議なら、桃井殿の申さるゝも治まる代の軍法、是れ以て捨てられず。雙方全き直義公の御賢慮御尤もなると、申し上げれば御機嫌有りて、さ言はゞと思ひ給ふ故、南方有つて盛治が饗応を得して帰れよと言付けし、是れ招けと有ければ、はゝと答へのほどもなく、馬場の白洲素足にて、裾で庭掃く袖は、高の御前のこなた、遙く浅北面、顔治が妻のかほよ御前、遙か下つて畏まる。女ながら御前其の色好みで、顔治殿の御内室かほよ殿、以前より高師直、御承様ながら、御前の御召に違うて」と取持て置、直義卿御召し出す事外とて、件んしても此の高件に、後醍醐帝にて召されし甲を、義貞に賜はりたれば、其時の時に着つらん事、疑ひなし。けれども、其の兜を見知つて、見しる人も一に

なし、其の比は鹽冶が妻、十二の内侍の其の内にて、兵庫司の女官なりと聞き及ぶ、幸見知りあらんず、覺えあらば兜の本阿彌、目利々々ことと女には、嚴命さへも恐れに、御受け申すも又[illegible]冥加に餘る仕合せ、それこそは私が、明暮手馴れし御著の兜、義貞殿拜領にて、蘭奢待といふ名香を添へて給はる、御取次は則かほよ、其の時の勅答には人は一代名は末代、すは討死せん時、此の蘭奢待を思ふ儘、内兜に焚染め著るならば、鬢の髪に香を留めて、名香薫る首取りしといふ者あらば、義貞が最期と思召されよとの、詞はよもや違ふまじ。」と、申し上げたる口もとに、下心ある師直は、小鼻いからし聞き居たる。直義委しく聞召し「ムヽ、神妙なるかほよが返答、左あらんと思ひし故、落ち散つたる兜四十七、此の唐櫃に入れ置いたり、見分けさせよ。」と御上意の下侍、畏る腰の海老鞘を、明ける間遲しと取り出すを、おかず臆せず立ち寄つて、見れば所も名にし負ふ、鎌倉山の星兜、とつぱい頭獅子頭、拔指物は家々の、流儀々々に寄るぞかし。或は直平筋兜、錣のたきは[illegible]、其の主々の好みとて、數々多き其の中にも、五枚兜の龍頭、是れぞと言はぬ其の内に、ぽつと薫りし名香は、かほよが馴れし義貞の兜にて御座候と指し出せば、左様ならめと一決し、鹽冶桃井寶藏に納むべし、此方へ來れと御座を立つ、かほよに御暇給はりて、我がつらを[illegible]、鹽冶桃井兩人も、打連れてこそ入りにける。跡にかほよはつぎほなく、師直樣は今暫し、御苦勞ながら御役目

を、御仕舞ひ有つて御静かに、御殿の出た此のかほよ、長居は恐れおさらばつと、立ち上る袖摑み寄つておつと押へ、これいなう待たしやれ、今日の御用仕舞ひ次第、其許へ推参して、御目に掛ける物が有る、幸ひの好い所、召し出された直義公は我が為の結ぶの神、御存じのごとく我等歌道に心を寄せ、吉田の兼好を師範と頼み日々の状通、其許へ届けくれよと、問ひ合はせの此の書状、いかにもと御返事は、口上でも苦しうない、と、袂から袂へ入るゝ結び文、顔に似合はぬ優しき、武蔵鐙と書いたるを、見るよりはつと思へども、無情う恥をかゝしては、却つてたゞの名の出る事、持ち帰つて夫に見せうか、いやいやそれでは濡衣、憎しと思ふ心から、怪我過ちにもならうかと、胸も言はず投げ返せば、人に見せじと手に取り上げ、戻すさへ手に触れたりと思ふにぞ、我が文ながら捨ても置かれず、すゝくなうは、いなお好い返事聞くまでは、口説いて口説いて口説き抜く、天下を立てうと伏せうとも儘な師直、塩冶を生けうと殺さうとも、かほよの心たつた一つ、何と左様では有るまいか、と、聞くにかほよが返答も涙含みたる許りなり。折から来合はす若狭助、例の非道と見て取る気転、かほよ殿まだ退出なされぬか、御暇出でて暇取るは、却つて上への恐れ、早御帰りと追立つれば、彼奴はけせかしと、弱みを喰はぬ高師直、ヤア又しても言はれぬ出過ぎ、立つて居れば身が立たず、此の後の御役目、首尾能う勤めさせくれよと、塩冶が内証かほよに頼まるゝ、左様なくては叶はぬ筈、大名でござる

の通り、小身者に捨知行誰が蔭で取らする、師直が口一つで、五器捐げうも知れぬあぶない身代、そ
れでも武士と思ふぢやまでつと、邪魔の返報憎體口、くわつとせき立つ若狹助、刀の[illegible]口[illegible]、
握り詰めは詰めたれども、神前なり御前なりと一旦の堪忍も、今一言が生死の、詞の先手[illegible]、
御先を揃ふ萬々に、爲方なく〳〵別れにけす、無念は胸に忘られず、悪事さかつて運強く、[illegible]高
師直を、[illegible]我が身の敵とも、[illegible]治が跡押へ、直義公は悠々と、歩御成りたまふ、[illegible]
兜の龍頭、[illegible]藏に入るゝ數々を、四十七字のいろは分け、假名の兜を和げて、兜頭巾の[illegible]
掟ぞ[illegible]の

第二

そらも[illegible]生の黄昏時、桃井若狹助安近の、館の行儀はき掃除、御庭の松も幾千代を、[illegible]
職、加古川本藏行國、年も五十[illegible]分別盛り、上下ためつけ書院先、步行み來るとも[illegible]
ト關內、[illegible]間は御上には、でつ[illegible]ない御拵へ、都からの御客人、昨日は鶴が[illegible]、
夥しい[illegible]入、ア、其の銀の入目が欲しい、其の銀が有つたら此の可介、名を[illegible]しか[illegible]
ア。」「[illegible]名を改めて樂し[illegible]しい、そりや又何と替へる。「ハテ角助と[illegible]、[illegible]つ

て見る氣。「ヤイ〳〵この面を、わすれはしないか、昨日殿が頼みで、是れの旦那若狹助樣、甚う不首尾で有つたげな、何故に因らぬが師直殿が、大きな恥をかゝせたと、奴部屋の噂、定めて大膽をぬかしてヽ師直殿をのつこうつたであらうと、性ない奴を、ヤイ〳〵、何かされ〳〵と臭しい御上の取沙汰、殊に御前の御病氣、御家の恥辱に成ることを有らは、必の不義悟を流し置くべきや。わが輩は下部の喧嘩、撲合の役目仕まつつたら、ふさ往け〳〵と稱したに、矢小挫に持ち出づる、煙草輪を吐く雲を吐い、殿下となふ衣の香り、本藏がほんこう」「大藏の小浪御寮、母のとなふ諸共に、雅に立ち出づれは、是れは〳〵兩人とも、御前の御側は申さいで、自身の道中に不行儀千萬。」「今日は、御前樣の外の御機嫌、今もや〳〵と御休み、それでナア母樣。」「イヤ申し本藏殿、先程御前の御前に、昨日小浪を貴方殿へ御代參の言さ、殿若狹助樣高師直殿、兩事の遣はせしと御申、誰かふとなく御耳に入り、それはさぞ〳〵い御案じ、大小總本草紙細しく聞きながら、自らに隱すのかやと御樣子、遣ばす故、小浪に樣子を尋ぬれば、是れも私も聞いた事、何にも樣子は存ぜぬと申す。御病氣の障り御家の恥に成る事なら。」「ア、これ〳〵となせ、たれ程に御返事を取繕うて申し上げぬ、主人は生得御短慮なる御生まれ付き、御心配などとは、まして一言半句にても。下三寸の舌のさわり、身を果たす刀の役目、良うすべてこれか、これ程に

嗜みあさつ、こゝに娘、それは又御代参の道すがら、左様の時はこなれども、但し存つたことも無い、ま、其の節々は、なんの別しておしい事も、よしや奥方の御心体で、直に御目に掛かつた上、立ち寄る折こそあれ、当番の役人罷り出で「大星由良之助様の御子息、大星力弥様御出でなされ」と申し上げる「ム、御客御馳走の申し合はせ、判官殿よりの御使者ならん、此方へ通せ。コレとなせ、その方は御口上受取り、殿へ其の通り申し上げられよ。御使者は力弥、娘小浪と許嫁の聟殿、御馳走申したやれ。先づ奥方へ御対面」と言ひ捨て、一間に入られける。とへさは気を付近く、こなう小浪、父様の堅くろしいは常なれど、今仰しやつた御口上、請取る役は其方にとあり難い事、とこれにとは、母様が心とはきつい違ひ、其許も又力弥殿の顔も見たかろ、逢ひたかろ。母に代つて出向かやゝ、いやか」と問ひ返せば、あいともいやとも返答に、赤らむ顔のおぼこさよ。母は娘の心を汲み「アイゝ、娘背を押したも、「是れは何とおいでたい」と、狼狽へ騒げば、こなう、今朝からの心遣ひ、又持前のお指し込んだ、是れではどうも御使者に逢はれぬ、さゝゝ、娘に代つて御口上も請取り、御馳走も申してたもれ、御手と持病には勝たれぬ、と行きなんとしまれ「母様の御馳走申してや、したが娘が馳走盛り、大事の口上忘れまいぞ、私も折を見て出まする、其の奥様は、気を通してご奥へ行くゝ、小浪は御跡伏し拝み「添い母様、日頃恋しいかりき弥様、逢は

ばどういふ、かういふこと」と娘心のどき〳〵と、胸に小浪を打ち寄する、疊ざはりも故實を糺し、入り來る大星力彌、まだ十七の角髪や、二つ巴の定紋に、大小立派爽やかに、さすが大星由良之助が、子息と見えし其の器量、徐々と座に直り「誰ぞ御取次頼み奉る。」と慇懃に相述ぶる。小浪はハツと手を支へ、ぢつと見合はす顔と顔、互の胸に戀人と、物も得言はぬ赤面は、梅と櫻の花相撲に、投げの行司なかりけり。小浪漸う胸押鎮め「是れは〳〵御苦勞千萬に能うこそ御出で、只今の御口上受取る役は私、御口上の趣を、御前の口から私が口へ、直に御渡しやつて下さりませ。」と、擦り寄れば身を控へ「ハア是れは〳〵不作法千萬、總じて口上受取り渡しは、行儀作法第一。」と、疊を下りて手をつかへ「主人鹽冶判官より若狹助樣への御口上、明日は管領直義公へ、未明より相詰め申す筈の所、また改めて御客人も早々に御出であらん。然れば判官若狹助兩人は、正七つ時に急度御前へ相詰めよと、師直樣より御仰せ、萬事間違ひのなき樣に、今一應御使者に參れと、主人判官申し付け候の爲右の仕合、此の通り若狹助樣へ御申し上げ下さるべし」と、水を流せる口上に、小浪はうつとり顔見とれ、とかう諾へもなかりけり「オ、聞いた〳〵、使大儀。」と若狹助、一間より立ち出で「昨日御前で別れ申してより、判官殿間違うて御目に懸らず、成程正七つ時に貴意得奉らん、委細承知つかまつつた、判官殿にも御苦勞千萬と、宜しく申し傳へてくれられよ、御使者大儀。」「然らば御暇申し上げん」と、また御取

次の女中御苦勞に」と、徐々立つて見向きもせず、衣紋繕ひ立ち歸る。本藏一間より立ち代り、「ハア殿是れに御入り、彌明朝は、正七つ時に御登城御苦勞千萬、今宵も最早九つ、暫くお休みなされ遊ばされよ」「成程々々。イヤ何本藏、其方に些と用事あり密々の事、小浪を奥へ／＼」「ハアコリヤ／＼娘、用事あらば手を拍たう、奥へ／＼」と娘を追ひ遣り、合點の行かぬ主人の顔色と、御傍へ立ち寄り、先程より御伺ひ申さんと存ぜし所、委細具に御仰せ下さるべし」と指し寄れば、「ナニ本藏、今宵の若狹助が言ひ出す一言、何に寄らず畏まり奉ると、二言を返さぬ誓言聞かう」「ハア是れは／＼改まつた御詞、畏まり入り奉るで御座れども、武士の誓言はならぬと言ふのか」「否左にあらず、先づ委細篤と承り」「仔細聞いては後で意見か、サヽヽそれは二言を背くか、サア何と」「ハツ」とはつと許り差俯き暫く詠めゐたりしが、間を伺ひ差添抜き、片手に刀抜き出し、「ちやう／＼／＼」と金打し、本藏が心底斯くの通り、止めも致さず他言もせぬ、先づ思召しの一通り、御急きなされずと、本藏が胸の轟に落付く様に、とつくりと承らん」と相述ぶれば「ムヽ、一通り語つて聞かさう。此の度御上使足利左兵衛督直義公、鶴が岡造營ある、此の鎌倉へ御下向。御馳走の役目は鹽冶判官、某兩人承る所に、尊氏將軍よりの仰せにて、高師直を御指南人、萬事彼が下知に任せ御馳走申し上げよ、年配と云ひ諸事物馴れたる侍と、御意に隨ひ毎に付いて、日比の我儘十倍増し、

籠の諸武士鎮り居る中、若年の[illegible]を見込み讒言[illegible]、眞二つにせんと思へども、御上の仰せを憚り、是非忍ぶ[illegible]押へしは幾度、明日は最早[illegible]ならず、御前にて恥面かゝせる武士の意地、其の上にて討つて捨つる、必ず留めるな。日比是を短慮なりと、奥を始め其方が意見、幾度か胸にとつくと合點なれども、[illegible]なる武士の性根、家の斷絶奥が歎き、思はんにては無けれども、刀の役目弓矢神へのおそれ、[illegible]にて討死はせずとも、師直一人討つて捨つれば天下の爲め、家の恥辱には替へられぬ、必ず必ず短慮[illegible]に身を果す若狭助、臆武者よ狼狽者と、世の人口を思ふ故、敵にとつくと打ちあかすと、思ひ込みたる無念の涙、五臓を貫く思ひなる。横手を拍つて「したり〳〵、ム、能う譯を仰しやつた、能うぞ料簡成された。此の本藏なら今まで料簡はならぬ所」「ヤイ本藏、ナ、何と言つた。今までは能う[illegible]した堪忍したとは、わりや此の若狭助を蔑するか」「是れは御詞とも覺えず、冬は日[illegible]夏は日陰、除けて通れば門中にて、行違ひの喧嘩口論、ないと申すは町人の[illegible]、武士の家では若年也、除けて通せば方図がないと申すのか、本藏の心[illegible]、御前にて[illegible]ん。」と御傍の、小刀抜くより早く、書院なる、召替草履[illegible]片手の早業、とつくと合はせ縁先の松の片枝、ずつぱと切つて手ばしかく鞘に納め、「サア殿、先づ此の通りに、さつぱりと遣りめされ」「言ふにやおよぶ、人や聞く。」と傍に氣をつけ、「今夜はまだ九つ、くつたりと一休み、其時計の目覺

し本蔵めが仕掛け置く、はやく／＼。」「オヽ、聞き入れ有つて満足せり。奥にも逢うて餘所ながらの暇乞ひ、ここは逢はぬぞよ本蔵、さらば／＼。」と言ひ捨てて、奥の一間に入り給ふ、武士の意気地は是非もなし。御後影見送り／＼、勝手口に走り出で、本蔵が家来共、馬牽け早くと言ふ間もなく、股立しやんと取り[illegible]に、御庭に[illegible]出させ、縁より[illegible]と打乗つて、[illegible]の[illegible]まで[illegible]、轡に[illegible]つ[illegible]小浪[illegible]、[illegible]の様子[illegible]年にこそ[illegible]本蔵[illegible]十八に[illegible]意見も申さず、合點が行かぬ留めます。」と、母と娘が[illegible]た、十人の[illegible]命御家のため[illegible]此の時宜、必ず[illegible]、御沙汰[illegible]當、と[illegible]の縁も切る、家来共道に[illegible]諸事[illegible]る[illegible]と[illegible]一當[illegible]と當て[illegible]、家来[illegible]と馬[illegible]、追[illegible]打[illegible]

第三

足利左兵衛督直義公、関八州の管領と新に建てし御館の結構、[illegible]の[illegible]など、[illegible]、[illegible]能[illegible]、表御門には[illegible]

御殿、武家の威光を輝きける。西の御門の見附の方、ハイ〳〵と嚴しく、提灯照らし入り來るは、武藏守高師直、權威を顯はし鼻高く、花色模樣の大紋に、胸に我慢の立烏帽子、家來どもを役所役所に殘し置き、下部僅かに先を拂はせ、主の威光の召しおろし、鶴の眞似する鷺坂伴内、目皆嚴らし、申し御旦那、今日の御前表も上首尾々々〳〵、鹽冶で候の、イヤ桃井で候のと、日比はとつばさつはとどしめけば、行儀作法は何の事、家根へ上げた樣で、さりとは〳〵腰の皮。イヤ夫れに付き兼々鹽冶が妻かほよ御前、未だ殿へ御返事致さぬ由、御氣にはさへられな、器量は好けれど氣が叶はぬ、何の鹽冶奴と、當時出頭の師直樣と。」「ヤイ〳〵聲高に口きくな、主あるかほよ、度々歌の師範に事寄せ、口說けども今に叶はず、則ち彼が召使、おかるといふ腰元新參と聞き、彼奴をこま付けて頼んで見ても、まだといふ訳がある、かほよが誠にいやならば、たゞ鹽冶に仔細をぐわらりと打明ける所を言はぬは樂しみ」と四足門の片陰に、主從點頭き話し合ふ折もあれ、見附に控へし侍、遽しく走り出で、「我々見附の御役所に控へし所へ、桃井若狹助家來加古川本藏、師直樣へ直に御目に懸らん爲、早馬にて御屋敷へ參つたれども早御登城、是非御意得奉らんと、家來も大勢召し連れたる體、如何計らひ申さんや」と、聞くより伴内進み出し、「今日御用のある師直樣へ、直に對面とは推參なり、某直談」と走り行くを、「待て伴内、仔細は知れた、一昨日鶴が岡にての意趣晴らし、我が手を出さず本藏

めに言付け、此の師直が威光の鼻を挫がん爲。八ツ、、、伴内ぬかるな、七つにはまだ間もあらん、是れへ呼び出し仕舞うてくれん」二度目(?)々家來共氣を配れ」と、主從刀の目釘を濕し、手ぐすね引いて待ち掛けたる。斯くとは知らず加古川本藏、衣服改め[illegible]打通り、下部に持たせし進物共、師直が目通に並べさせ、遙か下つて畏る「ハッ、憚りながら師直樣へ申し上げ奉る。此の度主人若狹助、尊氏將軍より御大役仰せ付けられ下さるる段、武士の面目、身に餘る仕合せ。若輩の若狹助、何の作法も辨へなく、如何あらんと存ずる所に、師直樣萬事御師範を遊ばされ、諸事を御引廻し下されし故、首尾よく御用相勤めるも、全く主人が手柄にあらず、皆師直樣の御執成しと、主人を始め奥方一家中我々までも、大慶此の上や候ふべき。さるによつて近頃些少の至りに候へども、御禮の驗一家中よりの賄物、御受け納め下さらば、主從の面目一入[illegible]目錄御取次[illegible]と、下[illegible]思召さうに皆と押し披き、「目錄一つ卷物三十本、若狹助殿[illegible]、一つ、黄金二十枚家老加古川本藏」「同じく十枚頭[illegible]同じく十枚伴内[illegible]右の通り[illegible]」と、主從顏を見合はせ、氣拔けの樣にきよろきよろ、先の意氣込みたる目の玉[illegible]手持無沙汰に見えにける。流石に師直、改めて「是はこれは[illegible]扨々、いや御丁寧なる御挨拶[illegible]、第一には大きな[illegible]、其作法を[illegible]、こんな折に

はとんと聞こえ、[illegible]本蔵殿、何の前触[illegible]事もないか、[illegible]若狭助殿に
[illegible]師範の[illegible]、[illegible]皆取り締り、不行儀な、途中で御茶さへ得進
ぜぬ[illegible]、手の[illegible]に本蔵が[illegible]算用、仕て置つたのと猶も手を[illegible]最早[illegible]御暇、
殊に今日は[illegible]人の[illegible]頼み存ずる」と立たんとする袂を控へ、[illegible]
い[illegible]、[illegible]も今日の御座敷の[illegible]拝見たされぬか[illegible]の某御前の[illegible]大事ないく、
此の御前[illegible]るに、誰がくつと言ふ者無い。殊に又若狭助殿も、何ぞ[illegible]
[illegible]。」と[illegible]られ、然らば御供仕らん、御意を背くは却つて無礼、先づ御先へ。」と後に就き、[illegible]
て[illegible]に、[illegible]、二一天作算盤の桁を違へ[illegible]、忠義忠臣忠孝の、道は一
筋[illegible]門に入りにける。[illegible]来るは、[illegible]判官高定、[illegible]も家来を[illegible]
き、[illegible]、[illegible]小紋の[illegible]御門前、[illegible]判官
[illegible]「先程[illegible]御[illegible]に
て御尋ね、早御入り」と相[illegible]と、[illegible]一人[illegible]
供に[illegible]、御前へこそは急ぎ行く。奥の御殿は[illegible]の、[illegible]に[illegible]
[illegible]

の細君も、堅い屋敷に物馴れし、奇特帽子の後帶、供の奴が提灯は、鹽冶が家の紋所、御門前に立ち休らひ「コレ勘平殿、頓てもう夜も明ける、此方衆は門内へは叶はぬ、爰から往んで休んでや。」と、詞に随ひ「ハイ〳〵」と、供の下部は歸りける。内を覗いて、「勘平殿は何してぞ、何卒逢ひたい用が有る」と、見廻す折から後影ちらと見付け、「おかるぢやないか。」「勘平様、逢ひたかつたにようこそ〳〵」「ム、合點の行かぬ夜中と言ひ、供をも連れず只一人」「さいなあ、爰まで送りし供の奴は先へ歸した、私一人殘りしは、奥様からの御使、どうぞ勘平に逢うて此の文箱、判官様の御手に渡し、慮外ながら此の返歌を、御前の御手からすぐに師直様へ、御渡しなされ下さりませと傳へよと、詞も御取込の中、間違ふまい物でなし、マア今宵はよしにせうとの御詞、わたしは御前に逢ひたい望み。何の此の歌の一首や二首、御届けなさるゝ程の間の無い事は有るまいと、つい一走りに走つて來た、さ、したどやこ」と吐息つく〳〵。「然らば此の文箱、旦那の手から師直様へ渡せば宜いぢやまで、どりや渡して來う待つて居いよ」と、いふ中に門内より、「勘平々々、判官様が召しまする、勘平々々」「ハイ〳〵只今それへ、エヽせはしない」と袖振り切つて行く跡へ、鷺坂伴内、何とおかる、戀の智恵はまた格別、勘平めとせゝつて居る所を、勘平々々と旦那が御召しなされたは、きついか〳〵。師直様が其許に頼みたい事が有ると仰しやる、我等はそこまにたつた一度、抱きつく、ことたきつくを突き飛ば

しつゝと淫な事遊ばすな、式作法の御家に居ながら奥腰千萬、あた不作法な、あた不行儀なことを使ひ申
、それはまたあれはつれない、嗜がある物をにつゝもふたゝびこと、手を取る事ふ其の中に、一件内証をなか
顔近頃の御用、作内様をなぐさこと、此二人がうろく人跡語で、見それ隠したる作内殿、最前から隔着
様が御草むく、この作法の御家に居ながら、変な捕へてあた不作法な、あた不作法なと下部が目をつけ、
抱いて話に預けること、細やらして達者な皆、越本勘□人科の二言と今の働き見たが、作内さう一
何処なことせなんだ、それが為に目論見やら、お許し下さいと言ふに、お其に何
致まぜ、古いと言はうお頼の物にいゝ／＼のみならず作兵衛気まだ、ササ其の高尾様にた、二老
一言を執ればよいはずだ、ササ待ちやいの、二言がそこに、何の詰つ事か有るぞいな
すゝもう断て夜が明けるはいでは、是非に／＼」二は是非なく、下郎にすきこの謝意をよし、されども
実は人相人、彼は意の御意、松根に添うて立ち帰る、ナノ庭で忍びつゝいた、イザ覆面で手を
引きあはうよ述べて行く、鸚鵡返しに御家作に、我の罰へと我の者、天下泰平騒目出度、早く桂三寄合
女、評議薬師なさるわけの、伊賀殿は家で待つ論議道しと御殿の内、血を見ぬ長物の、桃香の布り給
範りし、本蔵は青二歳と、万一の御目見をあげ、待つところ物なき面白の御從達目に見せ付け、言はれば／＼
伊賀殿その、松を押手い面白い城、イヤハヤ夜折りよしした、数寄屋目な、さ、御目前に気疲に言葉を

し、御詫申す事が有ること、御腰がわらりと投げ出し「若狭助殿改めて申さねばならぬ一通り、以外鶴が岡で、拙者が申した過言、オ、御腹が立つたで有らう尤もぢやが、そこを御詫、其の時にどうやらした師の間違でつい申した、我等一生の麁忽、武士がコレ手を下げる真平々々、縦令其許が勝れた御人なりやこそ、外々の不覚者で見さつしやれ、此の師直真二つ備や〳〵、有様が其の時、貴殿の後影、手を合はして拝みました、ハヽヽヽヽ、年寄るとやくたい〳〵。年に免じて御免々々、是れさ是れ、武士が刀を投げ出し手を合はす、是れ程に申すのを聞き入れぬ貴公でもないわさ」[illegible]下にも謝り〳〵、伴内供々に御詫々々やつと、金が言はする追従とは、夢にも知らぬ若狭助、力味し腕も拍子脱け、今更抜くにぬかれもせず、ねた刃合はせし刀の手前、さし俯きし思案顔、小柴の陰には本蔵が騒ぎもせず守り居る「ナニ伴内此の塩冶は何故おそい、若狭助殿とはきつい違ひ」扨々不行儀者、今において面出しせぬ、日が日なれば家老で候とて、諸事に細心のつく奴が一人もない、いさいさ若狭助殿御前へ御供致せ、サア御立ち成されい」サアサア師直の謝つて居るぞ、コリヤ変な狡め、狡様の口に「イヤ若狭助最前から、ちと心悪うござる、サア先へ」「何としたぞ〳〵腹痛か、コレサ伴内御背なか、御薬進じよかな」「イヤ〳〵、夫れ程にも御座らぬ」「然らば少しの内御寛ぎ、御前の首尾は我等がよい様に申し上ぐる、伴内一間へ御供申せ」と、目[illegible]て御奥に、遠慮なから若狭

[illegible]時、是れはと思へど是非な[illegible]、[illegible]一間へ入[illegible]、最う[illegible]やと本蔵は、[illegible]

[illegible]、御次の間にぞ控へ居る。[illegible]師直判官、御前へ通る長廊下、判官[illegible]

[illegible]と心得て御座る[illegible]今日は[illegible]時に、先刻[illegible]申し渡したではないか。「成程[illegible]は不調法、

[illegible]、[illegible]未だ間も[illegible]、[illegible]最前手前の家来が、貴公へ

御渡し申しくれよ、則ち奥かほよ方より参りし。」と渡せば受取り、「成程々々、イヤ其許の御内室は貞

扨心懸が御座るわ、手前が和歌の道に心を寄するを聞き、添削を頼むと有る、定めし其の事ならん。」

と押し披き、「さなきだに重きが上のさよ衣わがつまならぬつまな重ねそ、ハア是れは新古今の歌。其

の古歌に添削とは、ム、く〳〵。」と思案の内、我が戀の叶はぬ驗、扨は夫に打明けしと、思ふ怒りをさ

あらぬ顔、「判官殿、此の歌御覧じたで御座らう。」「イヤ只今見ました。」「ム、手前が讀むのを、ア、

貴殿の奥方は[illegible]でござる、ちよつと遣はされ[illegible]

[illegible]、「其許は[illegible]、登城も遅なはる筈の事。内に[illegible]

[illegible]ぢや。」と、當てこする雑言過口、貴方の喧嘩の門出とは、判官更に合點行かず、[illegible]

つとせしが押鎮め、「ハ、く〳〵、是れは〳〵、師直殿には御酒機嫌か、御酒参つたの、何時盛らし

[illegible]た、[illegible]、[illegible]貴公は[illegible]

つたの、鮒めが參つたか、イヤ内にへばり付いてござつたか。貴殿より若狹助殿、ちと格別誉めこれます。イヤ又其許の奧方は貞女といひ、御器量と申し、手跡は見事、御自慢なされ、むつと直させな虛言はないわい。今日御前には御取込、手前とても同然、其の中へ鼻毛らしい、イヤ是れは手前の奧が歌でござつた、夫れ程内が大切なら御出で御無用。總體貴樣の樣な、内に許り居る者を、井戸の鮒ぢやと言ふ譬がある。聞いて置かしやれ、彼の鮒めが僅か三尺か四尺の井の内を、天にも地にも無い樣に思うて、不斷外を見る事がない。所に彼の井戸浚に釣瓶に付いて上ります、夫れを川へ放して遣ると、何が内に計り居る奴ぢやによつて、喜んで途を失ひ、橋杭で鼻を打つて、卽座にぴり／＼／＼と死にます。貴樣も丁度鮒と同じ事、ハヽ／＼／＼」と出放題、判官腹にすゑかね「こりやこなた狂氣召さつたか、イヤ氣が違うたか師直。」「シヤ此奴武士を執へて氣違とは、出頭第一の高師直。」ム、すりや今の惡言は本性よな。」「諄い／＼、又本性なれば如何する。」「オヽ、斯樣する。」と拔打に、眞向へ切り付くる眉間の大疵、是れはと沈む身のかはし、烏帽子の頭二つに切り、又切り懸るを抱け／＼潛りつ、逃げ廻る折もあれ、御次に控へし本藏、走り出で一押し留め、「コレ判官樣御短慮」と、抱き留むる其の間に師直は、館をさしてこけつ轉びつ逃げ行けば、「おのれ師直眞二つ、放せ本藏放しやれ。」と迫り合ふ内、館も俄に騷ぎ出し、家中の諸武士大名小名、押へて刀もぎ取るやら、師直を介抱やら、

ますれへと、お立遊ばし、表御門南端が打ったる鐘の響動、提灯閃く足音高き、早野助太郎勢の組頭に注や鎗「すわ御門、嘲けよ疲れよと打叩き大騒あり、重臣判官は門内早野勘平、主人の客人と心元なし、空間にて合ぶ早くしつゝ、陣をはつたりつ門内こゝろ悪高く御用わらばえ、表へ廻れ又は裏門、成程裏門合點、表御門は東北の大藪、早馬にて寄り付かれず、喧嘩の様子は何と、ゆゝ喧嘩の大騒相済んだ、塩冶の喧嘩も案外致せし程によつて、師直判官は御門おはせ付けられ、御乗物にて直々御駕られしつゝと同じく、かゝる判官に無道、御屋敷へつゝと走りかゝつて、ゆゝすりへくゝ、塀門から扨屋方へは忍揚鑑かれかゝと、早かの残りの思案最中、腰元おかる道にて、はゞれ、一寸勘平殿、様子は残らず聞きました、こゝを何とせう如何せうと、取り付き縋るを取つて突き退け、あゝ／＼面目ない、ソリや勘平が武士はすたつたわいゝ、もう是れまで。と刀の柄にヨレ待つて下さんせ、是りや後ろ頭にて勘平殿ついてす、是頭へは、是れが後頭へすに居られうか、主人一生懸命の場にも在り合はさず、剰へ人間なぞ屋敷御屋鋪は師門、其の家来は色に耽り御供に外れしと人中へ、両腰指して出られうか、言ひ上げて、待つて下さんせ、もともや道理なれど、其の様な武士には誰が為した、皆わしが心から、死ぬる道なればお前よりは私が先へ死なねばならぬ、今お前が死んだらば、誰が侍だと褒めまする、爰を一つ聞き分けて、私が親里へ一先来て下さんせ、父様も母様も在所なれど頼れ

頼もしい人。もう斯うなつた因果ぢやと、思うて女房の言ふ事も、聞いて下され勘平殿」と、わつと計りに泣き沈む。「そうぢや〳〵尤も。其方は女なれば委細の事は得知るまい。御家の執事大星由良之助殿、いまだ本国より帰られず。帰国を待つて御詫せん、コリャ一時なりとも急がん」と、身拵へする所へ、鷺坂伴内家来引連れ駈け出て、「ヤア勘平、主人判官、師直様へ、[illegible]を働き、[illegible]し者にあり。旦那は閉門、追付首が飛ぶは知れた事、[illegible]を連れ帰つて[illegible]、[illegible]と云ひければ、[illegible]鷺坂伴内、[illegible]勘平が胸の[illegible]て、[illegible]と掛かるを、[illegible]て[illegible]家来ども、[illegible]に[illegible]と[illegible]、[illegible]へたとからへるを、[illegible]蹴り、両手に[illegible]に、ぱつし〳〵と蹴返し[illegible]、切り込む切先を、刃の[illegible]にて丁と受け、[illegible]来るを[illegible]と[illegible]に仰向けにし、四人一時に切り[illegible]、右と左へ一時に、[illegible]には[illegible]と打ち払はれ、[illegible]、[illegible]て切りかかる[illegible]、[illegible]して、大地へどうと打たせ、しつかと踏み付け、[illegible]と光る刃、突かうか切らうか[illegible]、[illegible]と[illegible]ば[illegible]に[illegible]、[illegible]と[illegible]、足の下より[illegible]と、足に泥の[illegible]伴内は、[illegible]、[illegible]、[illegible]不忠の不孝、[illegible]時[illegible]

を離れ飛ぶ烏、かはい〳〵の女夫連、道は急げど跡へひく、主人の御身いかゞぞと、案じ行くこそ

三重 浮世なれ。

第　四

鹽冶判官閉居によつて、扇が谷の上屋敷、大竹にて門戸を閉ぢ、家中の外は出入を止め、事嚴重に見えにけり。斯かる折にも、花やかに奥は[illegible]く女中の遊び、御臺所かほよ御前、御側には大星力彌、殿のおん氣を慰めんと、鎌倉山の八重九重、色香櫻花籠に、活けらるゝ花よりも、[illegible]けるこそ花紅葉、柳の間の廊下を傳ひ、諸士頭原鄕右衞門、跡に續いて斧九太夫「是れは〳〵力彌殿早や御出仕。」「イヤ其れも國元より親共が參るまで、晝夜相詰め罷り在る。」それは御奇特千萬」と、鄕右衞門兩手をつき、「今日殿の御機嫌は、如何御渡り遊ばさるゝ。」と、申し上ぐればかほよ御前「オヽ二人共大儀大儀。此の度は判官樣御氣詰りに思召し、御[illegible]つらひでも出ようかと、案じたとは格別、明暮築山の花盛り御覽じて、御機嫌の能い御顔ばせ、それ故に自らも御慰みに差上げうと、かゝる櫻を取り寄せて、見遣る通りの花揃へ。」「アヽいか樣にも御意の通り、花は開[illegible]、これは御[illegible]も[illegible]、閉門の御[illegible]、若し[illegible]の御[illegible]、[illegible]者を[illegible]ことも有るまい、斯樣な事の[illegible]時に、不調法なる[illegible]……

肝心の事申し上げん、今日御出でと承りしが、定めて殿の御閉門を御赦さるゝ御上使ならん、何と見えた殿、さうは思召されぬか。ハヽヽヽヽ、鶴右衛門殿、此の花といふ物も、當分人の目を喜ばす許り、風が吹けば散り失せる。此方の詞も其のごとく、人の心を喜ばさうとて、武士に似合はぬ、あのへつらひ二心ある目附の詞に、たゞせとおいそれと、此の度殿の御短慮は、饗應の御役儀を蒙りながら、執事たる人に手を負はせ、殿中を騒がせし科、軽うて流罪、重うて切腹、由良之助直に参りたれば、彼の師直不興と聞き、敢へず鶴右衛門に掛け出し、殿の流罪切腹を御止めになさる、とは致さねど、詞を飾らず眞實を申すのぢや。心をいへば鶴右衛門殿、此方の吝嗇しわさから起つたこと、首領を以て頼まれはせざるれば、斯様な事は出来申さぬ。己が心に引替へて、慾得打捨て鶴右衛門、一人に頼み込んでは、仁でない、武士でないといふか聞かい、何とさうではあるまいか。と言ひ續け、只の御家、二三人共に事ひ無用、[illegible]の御馳走なさる、[illegible]柄、達しらずの師直、主のある自らに無體な戀を言ひ掛け、[illegible]口説きしが、恥を與へ戀いさせた[illegible]と、判官様にも知らさず、歌の點に事寄せ、さよ哀の歌を書き、恥かしめて遣つたれば、戀の叶はぬ意趣ばらし、判官様に悪口、元來短氣な御性質、え堪忍なされぬは、御道理でないかいの。と言ひ給へば鶴右衛門、[illegible]の、御顔を見詰めしが、心から御前に向ひ、早御出立の御用で

と、玄關廣間ひしめけば、奥へ斯くと通じさせ、御臺所も座を退り、こゝへ出向ふ間もなく、入り來る上使は石堂右馬之丞、師直が昵近藥師寺次郎左衛門、「役目なれば罷り通る。」と會釋もなく上座に著けば、一間の内より鹽冶判官、徐々と立ち出で「是れは〳〵御上使と有つて石堂殿御苦勞千萬。先つ御杯の用意せよ、御上使の御馳走、何れもと一獻酌まう、積鬱をはらし申さん。」「オヽ、夫れ宜うござる、藥師寺も御相致さう。」したが上意を聞かれたら、酒も咽へ通るまい。」と嘲笑へば右馬之丞、「我々今日、上使に立つたる其の趣、具に承知せられよ。」と懷中より御書取り出し、押し開けば判官も席を改め承る。「其の文言、此の度鹽冶判官高定、私の宿意をもつて、執事高師直に刃傷に及び、殿中を騒がせし科に依つて、國郡を沒收し、切腹申し付くる者なり。」聞くよりはつと驚く御臺、並み居る諸士も顔見合はせ、呆れ果てたる許りなり。判官動ずる氣色もなく、「御上意の趣委細承知仕る。扨是れからは各の御苦勞休めに、打寛いで御酒一つ。」「コレ〳〵判官默り召され。其方が今度の科は、縛首にも及ぶべき所、御上の慈悲を以て、切腹仰せ付けらるゝを有り難う思へ、早速用意もすべき筈、殊に以て切腹には定まつた法の有る物。夫れに何ぞ、當世樣の長羽織、ぞべら〳〵としてらるゝは、酒興か但し血迷うたか。上使に立つたる石堂殿、此の藥師寺へ不作法。」と、きめつくれば莞爾と笑ひ、「此の判官酒興もせず血迷ひもせぬ。今日上使と聞くよりも、斯くあらんと期したる故、

兼ての覺悟見すべし」と大小羽織を脱ぎ捨つれば、下には用意の白小袖、無紋の上下死裝束、皆々是れはと驚けば、藥師寺は言句も出でず、顔赧らして閉口す。右馬之丞指し寄つて、「御心底察し入る、則ち拙者檢視の役、心靜かに御覺悟」と、御深切に示し、申傳に及びしより、斯くあらん上は兼ての覺悟。恨むらくは館にて、加古川本藏に抱き留められ、師直を討ち洩らし、無念骨髓に徹つて忘れ難し。湊川にて楠正成、最期の一念に依つて生をひくと言ひし如く、生き替り死に替り、鬱憤を晴らさんと、一念の靈と諸共に、御次の襖打ち叩き「一家中の者共、殿の御存生に御對面なし度き願ひ、御前へ推參致さんや、郷右衛門殿直取次。」と、家中の聲々聞ゆれば、郷右衛門御前に向ひ、いかが計らひ候はんと、[illegible]、由良之助が參るまで無用なるぞと、はつと[illegible]一間に向ひ、聞かるゝ通りの御意なれば、一人も叶はず、諸士は返す詞もなく、一間を[illegible]靜まりける。力彌御意を承り、兼て用意の腹切刀、御前に直し置けば、心靜かに肌[illegible]し、御檢使、御見屆け下さるべし」と、九寸五分押し戴き、[illegible]由良之助は」「未だ參上仕りませぬ」「[illegible]存生に對面せで殘念、ハヽ殘り多やな、是非に及ばぬこれまでと刀逆手に取り直し、左手に突き立て引き廻す。御臺は二目と見も遣らず、目に[illegible]、廊下の襖踏み開き、駈け込む大星由良之助、主君の有樣見るよりも、はつと計りに伏しつ、跡に

続いて千崎矢間、其の外の一家中、ばら／＼と駈け入つたり。「由良之助待ちかねたわやいの」「ハヽア御存生の御尊顔を拝し、身に取つて何程かこの上、我も満足をなし」「定めて仔細聞いたであらう、エヽ、無念口惜しいわやいの」「委細承知仕る。此の期に及び、申し上ぐる詞もなし、只御最期の尋常を願はしう存じまする」「ホヽ、言ふにや及ぶ」と諸手をかけ、ぐつ／＼と引き廻し、苦しき息をほつと吐き、「由良之助、此の九寸五分は汝へ遺物、我が鬱憤を晴らさせよ」と、切先にて気管刎ね切り、血刀投げ出し俯伏に、どうと轉び息絶ゆれば、諸士を始め列る家中、眼を閉ぢ息を詰め、歯を喰ひ切り控ふれば、由良之助にじり寄り、刀取り上げ押し戴き、血に染まる切先を、うち守り／＼、拳を握り、無念の涙はら／＼／＼、判官の末期の一句、五臓六腑に染み渡り、扨こそ末世に大星が、忠臣義心の名を揚げし、根ざしはかくと知られけり。薬師寺は突立ち上り、「判官がくたばるからは早く屋敷を明け渡せ」「イヤさは言はれな薬師寺、いはば一国一城の主。さりながら葬送の儀式取りまかなひ、心静かに立ち退かれよ。此の石堂は検使の役目、切腹を見届けたれば、此の旨を言上せん。イヤ由良之助殿、御愁傷察し入る。用事あらば承らん。必ず心置かれな」と、列居る諸士に目礼し、悠々として立ち帰る。「此の薬師寺も、死骸片付け其の間、奥の間で休息せう、家来参れ」と呼び出し、家中共がかゝつた道具、門前へほうり出せ、判官が所持の道具、供廻人にまかせて」と、諸の四方を睨め廻し、一間の

内へ入りにけり。」御棄になれ〳〵と聲を揚げ、我も〳〵と武士の身の上[illegible]最
期に、云ひたい事は山なれど、未練なと御上使の蔑みが恐ろしさに、[illegible]定
惜しの有樣やこと、亡骸に抱き付き、前後も分かず泣き給ふ。力彌[illegible]、[illegible]
御菩提所光明寺へ早々送り奉れ、由良之助も跡より追付き、葬送の式典の[illegible]
其の外の一家中、道の警固致されよ。」と詞の下より御[illegible]、手早に[illegible]、皆立ち寄りて
御死骸、[illegible]と側に[illegible]せ奉り、[illegible]とある上に[illegible]は、[illegible]なく、歎き給ふ[illegible]
士の面々[illegible]、[illegible]に引[illegible]、[illegible]
又た」同[illegible]殿、其外は[illegible]六郎殿[illegible]、由良[illegible]其の右に[illegible]
泣入[illegible]、妻子[illegible]殿の[illegible]寺
最へ無禮なりけん。」「イ[illegible]が存するには、指す[illegible]の高師直、[illegible]命なるが我々の[illegible]
此の[illegible]を枕にして。」「ア、これ〳〵討死とは悪い料簡、親九[illegible]の申さるゝ通り屋敷を[illegible]
分けて取るが上分別。」と、評議の中に由良[illegible]、黙然として[illegible]「只今の評定に、[illegible]の所
存と、我[illegible]、[illegible]は亡君の御[illegible]、我々殉死すべき筈。むざ〳〵と腹切らうより、是
利の[illegible]、[illegible]一決[illegible]と言ひるゝ、能い[illegible]は

り、足利殿に弓引かうより、[illegible]、それは無分別[illegible]此の九太[illegible]合點[illegible]、[illegible]う[illegible]、此の七九郎も其の意を得ず。此の具合には[illegible]口ふ、[illegible]「夫れ宜かろ何れも緩りと[illegible]召され」と、親子召し連れ立ち歸る。「ヤア[illegible]、斧親子、討死を聞き[illegible]、逃げ歸つたる臆病者、彼奴構はずと大星殿、討手を待つ御用意々々」「ア、騷がしな[illegible]、足利殿に何恨みあつて弓引くべき、彼等親子が心底を、探らん爲の計略[illegible]師寺へ屋敷を渡し、[illegible]、[illegible]、[illegible]再會[illegible]、[illegible]打[illegible]、[illegible]太郎右衛門[illegible]で、[illegible]、死[illegible]、早く[illegible]、か[illegible]、れば郷右衛門[illegible]、なるほどお待ち兼ね、亡君所持の御道具、其の外の[illegible]、よ、改め請取られよ[illegible]由良之助殿退散あれし[illegible]「オ、心得たり」と、し[illegible]、[illegible]代々、我々と代々、[illegible]る館の内、今日を限りと思ふにぞ、名殘惜しげに[illegible]、御門外へ立ち出づれば、[illegible]、[illegible]たか、此の上は[illegible]、[illegible]、はや[illegible]は由良之助、[illegible]所にあらず、是れを見よかし」と亡君の[illegible]を抜き[illegible]此の[illegible]には我が君の御血をあやし、御無念の[illegible]されしも[illegible]、此の刀にて[illegible]遂げん[illegible]「[illegible]に尤も」[illegible]武士の[illegible]

ネ」屋敷の内には藥師寺次郎、門に高木はつしと聞てきて、御祖公の許へ参りたり、彼ここいざこゑ／＼と
と、宗末一度に手を叩き、嘸と笑ふ聲の通ひ、ドレ聞かれよと諸倚、取つて返す、由良之助、先代
の御館あり晴らさんと思ふ所存になればこそ、はつと一度に立ち出で、ほ、猶へと歸念と胸の内も、繰り
返す獄を返り、ぽつたりと祀んで、ちなさ獨である。

第　五

噂は死んでも噂は残すと、聞くに洩れず人の行や、口數の悪い世間に、譏にかかる存在、早朝
師本籍氣の毒や、世間をもつて鏡道佛で、此の由井の家に、打つて變ふ懇の諸家も、中京に持つて來
まで、繊細鑑のしたらでん、まかみなのとのこゑの、お此間を凌ぎまつり、のる、雨ふる世に小世界、
見れも寄に住居の、蛇火雲をも出ぬさせまと、音作の總に大雨の、湊を下る舟の道、こ車して、
寄處こそらえを二つ、御無心ととても寄れば、我人もるやくと守衛して、此に向往は無明心を、
知つて合點いふ人哉、世よは正直其の一日暮し、何ここを往世に出でてや、と、ぼくとしても一部
と、時を死れば、ききさなあけと冷嚥と、お相違の卯ちは、一所、住者は其一代の根人ここか、先代の
交濃にて日々泣いの轄院音楽、しい懸陽にもへお笑い、市井、白妙に共々れ、御僧して、起旨る王賓筋

[illegible]と廻り、和殿は早野勘平ならずや、さういふ貴殿は千崎彌五郎、是れは珍しや、御無事で、上包まれ入りし、繁昌に、主人の御家没落の、暫しに忘れぬ無念の思ひ、互に交る胸の合ひ、勘平は差俯向き暫し詞もなかりしが、ヱ、面目もなき我が身の上、古朋輩の貴殿にも、面も得上げぬ此の仕合せ、武士の冥加に尽きたるか、殿判官公の御供先、御家の大事有りしに是非に及ばぬ我が不運、其の場にあり合はさず、[illegible]一度は晴らされず、所詮時節を待つて御詫と、思ひの外の御切腹、面目無さ、昔御在所のことも思ひ、せめて其後の御供と、刀に手は掛けたれど、何の手柄に御供と、その顔さげて言訳せうと、心を砕く折から、密かに様子を承れば、由良殿郷右衛門殿を始めとし、分散したる面々、[illegible]寄つて御恩報じの思召し立ち有りとの噂。我等とても御勘当の身といふでもなし、由良殿に対面遂げ、御企ての連判に御加へ下されなば、世々の面目、貴殿に逢ふは優曇華の、花を咲かせて侍の一分立つて給はれかし。古傍輩の好み、武士の情、御前よく申すと両手をつき、先非を悔いし男泣き、理せめて不便なる。彌五郎も傍輩の悔み道理とは思へども、大事を明さじと、わざと、勘平、はてさて、お手前は身の言訳に取繕せ、御企ての、イヤ連判などとは何の事、拙者の噂かつてなし。某は由良殿より郷右衛門殿へ急の使、先君の御廟所へ、御石碑を建立せんとの事。然し我々とても浪人の身の上、是れとても塩冶判官殿の御石碑と、末の世までも人の口の

身に係る物故、御用金を集むる其の役目、先君の御恩を思ふ人を選り出す爲、態と大事を明かさず。
先君の御恩を思はゞ、合點がいく[illegible]此の事に就いて大星の、謀る[illegible]實に傍輩の
好みなれば一ハテ、忝い彌五郎殿、成程御尤もと言ひ[illegible]、御用金の御拵へ[illegible]我も人の[illegible]
某も何とぞして御金を調へ、それを力に御詫と、心は千々に砕けども、彌五郎殿、[illegible]人。
御罰で今此の態、急に斯うと知るもなし。されどもかゝるが親、與市兵衛と申すは[illegible]百姓、
我をたゞ[illegible]判官へ、不奉公を[illegible]、何とぞして元の武士に立ち返れと、翁媼共に歎き悲しむ。
此れ[illegible]に[illegible]、我々の[illegible]元の武士に[illegible]、[illegible]
我が子の爲、何しに[illegible]、御用金[illegible]、一人頼み[illegible]
と、餘儀なき[illegible]に、[illegible]、[illegible]の[illegible]
る、[illegible]は[illegible]事、則ち鄕右衛門殿の旅宿の所書。と、[illegible]
[illegible]し、[illegible]に御用金を拵へ、明々日御目に懸らん。某が[illegible]ば、此の[illegible]
[illegible]取り、[illegible]早速相知れ申すべし[illegible]
の[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]

の足、人の足音とぼつ／＼と、道は闇路に迷はねど、子故の闇につく杖も、直なる心堅親仁、一筋道の後から、オーイ／＼親仁殿、宜い道づれと呼はつて、斧定九郎、身の置所白浪や、此の街道の夜働き、だん平物を落し差し「先刻にから呼ぶ声が、貴様の耳へは這入らぬか。此の物騒な街道を、能い年をして、大胆々々、連に成らう」と向うへ廻り、きよろつく眼玉ぞつとせしが流石は老人「是れは／＼お若いに似ぬ御奇特な。私もよい年をして、一人旅はいやなれど、サア何処の浦でも金程大切な物はない。去年の年貢に詰り、此中から一家中の在所へ無心にいたれども、是れもびたひらなか才覚ならず、埒の明かぬ所に長居は成らず、すご／＼一人戻る道。」と、半分言はさず「ヤイ／＼喧しい。有様が年貢の納まらぬ其の相談は聞きには来ぬ。コレ親仁殿、俺が言ふ事とくと聞かしやれや。マア、斯うぢやわ、こなたの懐に金なら四五拾両の嶋、縞の財布に有るのを、篤りと見付けて来たのぢや、貸して下され、男が手を合はす、定めて貴様も何ぞ詰らぬ事か、子が難儀に及ぶによつてといふ様な、有るかないか訳けなれど、おれが見込んだら、ハテしよ事がないと諦めて、貸して下され／＼。」と、懐へ手を差し入れ、引摺り出す嶋の財布「ヤア、申し夫れは」「夫れはとは、是れ程にに有る物」と、引たくる手に縋り付き「イエ／＼此の財布は跡の在所で草鞋買ふとて、端銭を出しましたが、跡に残るは[illegible]、[illegible]様にと娘がくれた[illegible]道中故、[illegible]でござります。

お静しなされ下さいまし、と［illegible］進み行く先へ立ちふさがり［illegible］

［illegible］手ごろう言へ付けたる［illegible］源次郎と［illegible］

見込の所を狙ひ、［illegible］

抜身を振り［illegible］

［illegible］

是非に及ばぬ［illegible］

［illegible］

尤もぢやと思召して、此の場を助けさしやつて下さりませ。マア一里行けば在所、金を婿に渡してから殺されましても、申し／＼、婿が喜ぶ顔見てから死にたうござります、コレ申しア、あれ／＼あれ」と叫べど、跡先遠く山道の、谷にあはれ備せい、[illegible]、悲しい事なれ、去りとては[illegible]イ覚悟や、其の方でおれが出世するわやい、其の恩でうぬが倍も出世するわいやい、人には無悲やら悪う仕損ひは無い、[illegible]ぢやはいやい。」とぐつと突く。うんと手足の七顛八倒、のたくり廻るを重ねにて[illegible]ていとしや、痛かろけれど俺に恨みはないぞや、金が有ればこそ殺せ、金が無ければ何のいの、金が敵ぢやいやい、南無阿彌陀佛、南無妙法蓮華經、何方へなりとも迷はずと[illegible]い、草葉の陰に置く露や、年も六十四苦八苦、敢なく息は絶えにけり。仕濟ましたりと[illegible]財布、[illegible]がり耳の摑み讀み、ヒヤ五拾兩、エ、久振りの御對面、忝しと首に引繋け、死骸を谷底へ、刎ね込み蹴込む泥まぶれ、反は我が身に掛るとも、しらず立つたる後より、一散に來る手負猪、是れはたまらぬと身をよぎる。驅け來る猪は一文字、木の根岩角踏み立て蹴立て、鼻頭らして泥も草木も一捲りに飛び行けば、あはやと見送る定九郎が、背骨へ掛けてどつさりと、肋へ拔ける二つ玉、うんとも、ぎやつとも言ふ間なく、ふすぼり返つて死んだるは、心地よくこそ見えにけれ。猪打ち留めしと勘平は、鐵砲提げてこゝかしこ、探り寄つて猪こそと、引立つれば猪にはあらず「ヤヽ、／＼是りや人ぢや、

南無三寶、仕損じたりと思へど闇を眞の闇、誰人なることと問はれもせず、まだ息あらんと抱き起せば、手に當る金財布、摑んで見れば四五拾兩、天の與へと押し戴き／＼、猪より先へ一散に、飛ぶがごとくに走り急ぎける。

第六

唄 ひさき踊りしのんだ程に、親父出て見やればゝんつ、ばゝんつれて親父出て見やればゝんつれて、麥つき唄の在所歌、所も名に負ふ山崎の小百姓、與市兵衛が埴生の住家、今は早野勘平が、浪々の身の隠れ里、女房おかるは寝亂れし、髪取り上げんと櫛箱の、あかつき掛けて戻らぬ夫、待つ間も解けし投げ島田、ゆふにいはれぬ身の上を、夢にうつゝの黒髪に、髪の色艶さき返し、品好くしやんと結ひ立てしは、在所に惜しき姿なり。母の齢も杖つきの、野道とぼ／＼立ち歸り、「娘、髪結やつたか、美しう能う出來た。イヤもう在所はどこもかも、麥秋時分でいそがしい。今も戻りに若い者共の歌に、親父出て見やればゝんつれてと唄ふを聞き、親父殿の遅いが氣にかゝる。迎ひ旁々往てこうか、もう影も形も見えぬ」「ヲヽそりやまあどうして遅い事ぢや知らぬ。わしも一走り見て來ませうか」「イヤ／＼若い女の一人歩行くはいらぬ事、殊に其方は小さい時から、在所をあるく事でなし、殊に、鹽冶樣へ

御奉公に遣つたれど、どうでも草深い所に縁が有るやら戻りやつたが、勘平殿と二人居やればおとま[illegible]い顔も出ぬ。」「オヽ母樣のそりや知れた事、好いた男と添ふのぢやもの、在所はおろか貧しい生計でも苦にならぬ。[illegible]で金に成つても、と[illegible]見やかゝ[illegible]つれてといふ歌の[illegible]、勘平殿と[illegible]、[illegible]お前も若い時覺えがある。」と、指合ひくらぬぐはら娘、氣もわざわざと[illegible]の樣に[illegible]やつてと、心の中はの。」「イエ／＼濟んでござんす、[illegible]の前な[illegible]、年寄つて[illegible]世話[illegible]しやんすな。」「[illegible]、見れば塩冶樣の御家來なれば、[illegible]に[illegible]の中[illegible]、[illegible]急ぎ來るは、祇園町の一文字[illegible]、[illegible]門口[illegible]市兵衞殿内にか」と、[illegible]は、[illegible]遠い所へ、ソレ娘煙草盆、お茶上げましや。」と親子して、[illegible]お家を[illegible]「[illegible]是れの親父殿も甚い大儀、別條無う戻られましたか。」「エ[illegible]連れで[illegible]なされませぬか。是れはしたり、お前へ往てから今において。」「ヤア[illegible]か、[illegible]昔し[illegible]前[illegible]ついて、[illegible]の[illegible]

[illegible]

なされて下されいと、証を案じて山証の話、直に其上で半金渡し、後りは本人と引替[illegible]
其上五拾両渡すと咄んで置き、ほかへいつて居られたは、もう四つ下る有さまから、定廻りを二人舎
待つてもその筋と、踏むで居られず、何も粉ながら、併し此道に三ツ二つ勤めしむる時に、入らう
おすれ二無三、とんとんと、後に一時も早うこしたが私に発見せて、彼はさうとしていきました、所なれも
すんだ者か、仕事がいかぬ、一つこの各合點ゆいく其外のは其衣の[illegible]、こゝにこゐ[illegible]流して、
皆な人達不下いいと、彼らの胸に附し、[illegible]のかた[illegible]、是れ千都合[illegible]附てゐる流す所ある
やれ三お辞だされど、鏡仕殿(おうちどの)の許(もと)へぬうわは、さうゐる、わが身は遣(や)られぬ。「いかゞだ、三ちうの
明(あ)かぬ、コンバつとおすつこう、言(い)はれぬ與市兵衛(よいちべゑ)の印形(いんぎやう)、證文(しようもん)が物言(ものい)ふ。今日(けふ)から金(かね)で買(か)つた
娘「一日道」は私ゝ先違ふ、さうさう言ていゝと子取つて[illegible]立つる[illegible]
とてもかく同様をさ出す[illegible]に肝け、[illegible]に及る押込まれてさいれ門の内、[illegible]
[illegible]

かには構は無い、[illegible]を取らうとて、[illegible]殿合點が行くまい、[illegible]こなたに[illegible]心底で、
彼の[illegible]で聞いた故、[illegible]て遣ぎたいと、言うた[illegible]で一錢の宛もなし、そこで[illegible]殿の言ひし
やるには、[illegible]と[illegible]の氣に、[illegible]、[illegible]ようと、[illegible]思ふ事では有るまいけれど、[illegible]
[illegible]の手前を遠慮し、[illegible]ない物でもない、[illegible]、[illegible]殿に[illegible]
う、[illegible]に[illegible]、[illegible]のならぬ、[illegible]には[illegible]、[illegible]
でおつしやつた、[illegible]まいと、昨日[illegible]、[illegible]、今に[illegible]それ故、[illegible]
[illegible]、[illegible]殿が見えて、[illegible]殿に[illegible]、[illegible]の五拾兩と引替に、[illegible]
[illegible]といふ[illegible]、[illegible]に[illegible]の上と、[illegible]いふも聞き入れず、今連れて[illegible]
[illegible]、[illegible]の心遣ひ[illegible]つたと[illegible]能い事があるとは
[illegible]、[illegible]は[illegible]に、[illegible]は[illegible]
[illegible]の五[illegible]けれども、[illegible]を[illegible]
[illegible]を抱へる[illegible]、[illegible]を[illegible]したと、言うて[illegible]の[illegible]
ても、[illegible]の[illegible]が[illegible]の五拾兩といふ金を、[illegible]にでも[illegible]と[illegible]、[illegible]
い、[illegible]、それが[illegible]居る此の[illegible]の、[illegible]

ろ。」「イヤ／＼なんの別れても、主の爲に身を賣れば、悲しうも何ともない、わしや勇んで行く。母樣、したが父樣に逢はずに行くのが[illegible]、夫れも戻らしやつたら、つい逢ひに往かしや[illegible]もの。煩はぬ樣に灸すゑて、息災な顔見せに來てたも。[illegible]もあ[illegible]りや不自由な、何にもよい[illegible]、[illegible]ばついて怪我しやんな[illegible]、駕に乗るまで心を付け、[illegible]やさ[illegible]ば、何の因果で人並な娘を[illegible]、此の悲しいめを見る事[illegible]、齒をくひしばり泣きければ、娘は[illegible]にしがみ付き、泣くをしら[illegible]か〜[illegible]て咽び[illegible]、情なくも駕舁[illegible]、道を早めて[illegible]行く。[illegible]出ぬ[illegible]うて、娘も嘸悲しかろ。オヽこな人はいの、[illegible]、[illegible]思うて、[illegible]て下さ[illegible]。[illegible]戻らしやれぬ事かいなう、此方へ[illegible]たといはゝやつた[illegible]、[illegible]、[illegible]で逢はしやつて、何處へ別れて往かしやつた[illegible]されば別れた其の[illegible]、[illegible]、[illegible]出[illegible]彌八、種が島の[illegible]、狸の角兵衛、所の狩人三人連、親父の死骸に[illegible]せて、戸板に乗せどや／＼と内に入り、「夜山仕舞うて戻りがけ、[illegible]が殺されて居られた故、狩人仲間が連れて來た。」と、聞くより母ははつと驚く胸、「何者の所爲、コレ聟殿、殺したは[illegible]、[illegible]取つて下されなう。コレ親父殿[illegible]／＼[illegible]呼べど叫べど其の甲斐も、泣くより外の事ぞなき。[illegible]、オヽお袋嘸悲しかろ、代官所へ[illegible]して貰はしやれ、笑止笑

此にに打連れて、皆々我が家へ立ちかへる。母は溝の際よりも、勘平が懐へ指し寄つて、ヂツと睨み、「まうし／＼／＼とは思へども合點がいかぬ、なんぼ以前が武士ぢやとて、舅の死目見やしやつたら、吃驚も仕やる筈。こなた道で逢うた時、金受取りはさつしやれぬか、親父殿が何と言はつしやつた。言はつしやれ、サア何と、どうも返事は有るまいがの、紛い證據こゝに在ると、勘平が懐へ手を指し入れ、引き出す財布には、引きつきたる血の手、見て置いた此の財布、コレ血の付いて有るからは、こなたが親父を殺したの。」「イヤそれは。」「それはとは、エヽ、わごりよはなア、隠しても天道樣が明らかな、親父殿を殺して取つた其の金は、誰に渡さうと取つた、知れた、舅の實のた其の金を、中で半分くすねて置いて、皆遣ろさいと思うて、エヽ殺して取つたのぢやなア。今といふ今までも、律義な人ぢやと思うて、騙されたが腹が立つわいやい。エヽ、鬼の人でなし、舅を殺さへ出ぬわいやい。なう、いとしや與市兵衛殿、畜生のやうな婿とは知らず、どうぞ元の侍にして遣りたいと、年寄つて夜も寝ずに、京三界を驅け歩き、珍財を擲つて、世話しつつに娘を賣つて、此方は身の悪と知つたるか、却つて大に子を害はゝると、どうも思ひ知られた果てやうに、このやうな果ては死よ、父親を殺して、娘の何を殺して居やいことは、逆恨仲樣も知明、髻を掴んで引き寄せ、繩を付けて「たゞ〜に嬲り殺しにしても、何の腹が癒えう」と恨みの

數を口説きたてし、かつぱと伏して泣き居たる。母の詞に勘平も、五體に熱湯の汗を流し、疊に喰付き天罰と思ひ知つたる折こそあれ、深編笠の侍一人、「早野勘平在宿なさるゝか、原郷右衛門千崎彌五郎、御意得たし。」と言へば、折惡しけれども勘平は、腰ふさぎ脇挾んで出で迎へ、「コレハコレハ御兩所共に、見苦しき茅屋へ御出で、忝し。」と頭を下ぐれば郷右衛門、「見れば家内に取込も有りさうな。[illegible]、先づあれへ」と[illegible]に直されて、すつと通り座に着けば、二人が前に兩手をつき、「此の度殿の御一事には[illegible]、御兩所の聞かぬ時もなし。御石碑料を献じ、亡君の御年忌、諸家中諸共相勤むる樣に、御兩所の御取成し、偏に頼み奉る。」と身をへりくだり述べければ、郷右衛門取敢へず、「先づ以て其方、扶持なき浪人の身として、多くの金子、御石碑料に調進せられし段、由良之助殿甚だ感じ入られしが、御石碑をいとなむは亡君の御菩提、殊に不忠不義をせし其方の金子を以て、御石碑料に用ゆる時は、亡君の御心にも叶ふまじと有つて、金子は封の儘相戻さるゝ。」と、彌五郎懐中より金取り出し、勘平が前に指し置けば、はつと計りに氣も轉倒、母は涙と諸共に、「コリヤ爰な惡人づら、今といふ今親の罰、思ひしつたか、皆樣も聞いて下され、親父殿が年寄つて後生の事は思はず、聟の爲に娘を賣り、其の金調へて戻らしやるを、待ち伏せして、あの樣に殺して取つた[illegible]、天道樣が

しらず、何で御用に立つ物ぞ。親殺しの大盗人に、罰を當てゝ下されぬは、神や佛も聞えぬ。不孝者、お前方の手に懸けて、なぶり殺しにして下され、わしや腹が立つわいの、と、身を投出して泣き居たる。聞くに驚き兩人、刀押取り、弓手馬手に詰めかけ、彌五郎聲をあらげ、「ヤイ勘平、非義非道の金取つて、身の科の詫せよとは言はぬぞよ、わが様な人非人、武士の道は耳に入るまい。親同然の舅を殺し、金を盗んだ重罪人は、[illegible]」と、郷右衛門、「渇しても盗泉の水を飲まずとは義者の戒め、汝舅を殺し取つたる金、亡君の御用金に成るべきか。生得汝が不忠不義の根性にて、調へたる金と推察有つて、突き戻されたる由良之助の眼力、天晴々々。さりながら、ハテ情なきは此の事世上に流布有つて、鹽冶判官の家來早野勘平、非義非道を行ひしと言はゞ、汝ばかりが恥ならず、亡君の御恥辱と知らざるか、うつけ者。[illegible]へなき汝にてはなかりしが、如何なる天魔が見入れし」と、涙を眼に浮かめ、事をわけて言はすれば、勘平は堪へ兼ね、諸肌押脱ぎ、脇差抜くより早く腹に、グツと突立て、「ア、何れもの手前面目もなき仕合せ。拙者が望み叶ふ時は、切腹と覺悟の極め、我が舅を殺せし事、亡君の御恥辱とあれば、一通り申し開かん。兩人共に聞いて給へ。夜前彌五郎殿の御目に懸り、別れて歸る道紛れ、山崎街道に出合、二つ玉にて打ち留めし猪、駆け寄つて探り見れば、猪にはあらで旅人、南無三寶誤つたり、藥は

たまへ、と懷中を探り見れば、財布に入れたる此の金、道ならぬ事なれども、天より我に與ふる金と、直に馳せ行き彌五郎殿に渡し、立歸つて樣子を聞けば、打ち留めたるは我が舅、金は女房を賣つた金、かほど迄する事なす事、いすかの嘴ほど違ふといふも、武運に盡きたる勘平が、身の成り行き推量あれ」と、血走る眼に無念の涙、子細を聞くより彌五郎、ずんと立つて死骸引上げ打返し、エヽ、と疵口を改め見て、郷右衛門殿、是れ御覽候へ、鐵砲疵に似たれども、是れは刀で突いた疵、エヽ勘平早まりし」と、いふに郷右衛門も心付き、「ソレ〳〵千崎殿、ア、是れにて思ひ當つたり、御身も見られし通り、是へ來る道端に、鐵砲受けたる死骸、立ち寄つて見れば斧定九郎、親九太夫にも見限られて勘當受けたる惡者、身のたゝぬまゝに。山賊すると聞いたるが、疑ひもなき勘平が、舅を討つたは此奴が業に一定、さすれば、この通り父殿を殺したは、外の者でござりませぬ」と。ハツと計り手負に縋り、コレ手を合はして拜みます、年寄の惡口ながらも樣々いうたも皆誤り、堪忍して下され勘平殿、必ず死んで下さるなと、泣き詫ぶれば勘平、苦しき息の下よりも、我が惡名も晴れたれば、是れを冥途の思出とし、あとより追ひ付き御供せん、死出三途を伴はんと、突き込む刀引き廻し、苦しく〳〵、息は切れ、其方が舅の敵討つたるは、未だ武運に盡きざる所、弓矢神の御惠みにて、一功立てたる勘平、息ある中に郷右衛門

が密かに見する物有りと、懐中より一巻を取り出し、うやうやしく押し戴き、其の座に出し[illegible]、
血を持ち[illegible]られと念を入れ取り出し、一束は当時の[illegible]悉くの署名したこと、読みも終らぬ其前に[illegible]下ろし、其の
姓名に[illegible]を[illegible]るぞや[illegible]、徒党の人数は四十九人、流石心底見届けたれば、其の[illegible]指[illegible]、一味の
義士四十八人、其れが実際に[illegible]せこと、[illegible]中の[illegible]を[illegible]せ[illegible]
り、[illegible]十人[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]し[illegible]、[illegible]、[illegible]
や、我が[illegible]したり、[illegible]人[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]、
味徒党の[illegible]ここに、[illegible]に[illegible]、[illegible]に、[illegible]一人の[illegible]し[illegible]、[illegible]
入つた此の時[illegible]、[illegible]をと[illegible]て、[illegible]の[illegible]に、[illegible]下[illegible]、[illegible]
りことを、[illegible]右衛門[illegible]取り[illegible]へば、此の[illegible]は、[illegible]の[illegible]の[illegible]、[illegible]
ば、[illegible]、[illegible]果上は[illegible]はし、[illegible]、[illegible]其の上に[illegible]て、[illegible]の[illegible]すること、[illegible]
調[illegible]八[illegible]、[illegible]に[illegible]に[illegible]れなから、[illegible]、此の事[illegible]にし[illegible]し、[illegible]に[illegible]、[illegible]
いこ[illegible]、[illegible]の[illegible]は[illegible]、[illegible]か[illegible]た[illegible]て[illegible]る[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]
房[illegible]此[illegible]間[illegible]は、[illegible]に[illegible]る[illegible]、[illegible]の[illegible]し[illegible]れよ、[illegible]
ねしことと、[illegible]の[illegible]して[illegible]と[illegible]し[illegible]、[illegible]は[illegible]て[illegible]を[illegible]る[illegible]は[illegible]たつた

か、何ぼう／＼世の中に、おれ程因果な者が、又と一人有らうか。親父殿は死なしやる、頼みに思ふ婿殿は、いとしいかはいの顔には生別れ、年寄つた此の母が一人残つて是れまで、何と生きて居られうぞ。コレ親父殿與市兵衛殿、おれも一所に連れて往て下されいと、取り付いては泣き叫び、又立ち上つてコレ婿殿、母も供にと縋り付いては伏し沈み、あたりを見ては泣き、此れを見ては泣き、わつと許りに泣き伏し、暫くはかりに咽びしは、目も当てられぬ次第なり。郷右衛門突き立上り、ヤアヤア、これこれ老母、嘆かるゝは理なれども、勘平が最期の様子、大星殿に委しく語り、入用金手渡しせば満足あらん、首に掛けたる此の金は、婿と舅の七七日、四十九日の左右、合はせて百両百ヶ日の追善供養、跡念頃に弔はれよ、さらば／＼、おさらばと、見送る涙見返る涙、涙の浪に立ち返る、人も哀れなり。

第七

花に遊ばゞ祇園邊の色揃へ、東方南方北方西方、彌陀の浄土さながらに輝りわたり、ぴつかりぴかぴか、光り輝くほどの襖子に、いろいろ六様にも理あつても、愚鈍だんべくだんべくの、ワイワイノ、ワイトサ。一群立まつ、幸ひは[illegible]、客ならぬこれいそがしいか、何処ぞや、何方ぞや、[illegible]

案内とは、けうといけうとい。」「亭主〳〵はじめてのお方を同道申した、きつう取込うに見えるが、一つ上げます座敷が有るか。」「御座りますとも、今晩は彼の由良大盡の御趣向で、名有る色達を掘込み、下座敷は塞がつてござりますれど、亭座敷が明いてござります。」「そりや又大騒の事だの。」「又悪口を。」「イヤサよい年をして、女郎の蜘の巣に繋らない用心。」「コリヤきつい、下に置かれぬ二階座敷、ソレ燈を點せ中居ども、お盃お煙草盆ここに、高い所に置かれて、[illegible]太鼓三味線。」「何と伴内殿、由良之助が體御覧じたか。」「九太夫殿、ありやいつそ氣狂でござる。段々貴樣より御内通有つても、あれ程に有らうとは、主人高師直も存ぜず、拙者に[illegible]見届け、心得ぬ事あらば、早速にしらせよと申し付けましたが、[illegible]も折れまい[illegible]と違へしたな。」「此奴も折節此の所へ參り、[illegible]指合ひ[illegible]不思議の一つ、今宵は[illegible]見れと、心底を致して參つた。[illegible]お話し申さう、いざ二階へ。」「[illegible]〳〵、[illegible]。」實は心に思ひはせいで、あたら[illegible]目先は、いかいつやでは有るまいな。「彌五郎殿、喜多八殿、是れが由良之助殿の遊び茶屋、一力と申すのでござる。コレ平右衛門、よい時分に呼び出さう、勝手に控へてお居やれ。」「畏まりました、宜しう頼み上げます。」誰ぞ頼みましよ〳〵どな様ぢやえ。」「イヤ我々は由良殿に、用事有つて參つた。奥へ往てお云ふには、[illegible]

五郎、竹森喜太八でござる。此の間より節々逢ひの人を遣はしますれども、お歸りのない故、三人連で參りました。ちと御相談申さねばならぬ儀がござる程に、お逢ひなされて下されと、最前申してくれ。」「夫れは何とも氣の毒でござんすが、由良樣は三日以來飮み續け。お逢ひなされてからがわいな存るまい、本性はないでえ。」「ハア、扨ておきう云うておくりやれ。」「アイ／＼。」「彌五郎殿お聞きなされたか。」「承つて驚き入りました。初めの程は敵へ聞かする計略と存じましたが、彌う逢ひに實が入り過ぎまして、合點が參らぬ。」「何と是の喜多八が申した通り、魂が入れ代つてござらうがの、一ま一間へ踏込み、一否を爲と意見致したけれど。」「成程、然らば是れに待ちませう。」「手の鳴る方へ／＼、手の鳴る方へ、捕まよ／＼、由良鬼やまだい／＼、捕まへて酒呑ませう／＼。」「ヤア酒々、銚子持て／＼。」「ヤア、由良之助殿、矢間十太郎でござる、こりや何と成さるゝ。」「南無三寶仕舞うた。」「ヤ、氣の毒何と狼狽へたお侍樣方、お連衆かいな。」「さればお三人共揃ひ顏して。」「イヤ、これ女郎達、我々は大星殿に用事有つて參つた、暫く座を立つて貰ひたい。」「其樣な事で有らうと思ひ、由良樣へ付いてぞえ、お前も早うお出で。」「皆樣是れにござる。」「由良之助殿、矢間十太郎でござる。」「千崎彌五郎、御意得に參つた、お目覺されませう。」「是れは打揃うてようお出でなされた、何と思うてござる。」「鎌倉へ打立つ時節はいつ頃でござる。」

れはこそ、大事の事をお尋ねなれ」丹波與作が歌に、江戸三界へいかんしよ、、、、、御免樣へた

ませぬ。二三年酒の醉ひ本性違はず、性根が付かねば三人が、酒の醉ひの醒めるまで[illegible]

し聊爾に言れまするが、憚りながら平右衛門が、一言申し上げたい儀がござります。暫らく御控へ下

されませ」由良之助樣、寺岡平右衛門めでござります。御機嫌の體を拝しまして、[illegible]大悦に存

じ奉ります」「コリャ寺岡平右衛門とは、エ、何でござるか、前に北國へ飛脚に[illegible]足輕

い足輕殿か」「左樣でござります。殿樣御切腹と、北國にて承りまして、南無三寳と宙を飛んで[illegible]

[illegible]

て見たが、よもやの事の、まさか然うでもあれば、住居なされた此方の首が物の、住み馴れた屋敷で切腹、何なでも免れぬはあるまい、[illegible]大勢の中に詮議の最中、何と其の中には、大概に二人が持つ足軽、お實は[illegible]、ところが坊主の[illegible]に取つて居て、命を捨てて[illegible]とは、まさか海苔買うた體に、[illegible]打つはなほ、我等如何千左右衛門、直様と此方へ[illegible]、最後の[illegible]を申する程、取つても[illegible]ないく、十七日の[illegible]、此の商浮世に斬られた時で、てえてん／＼、なぞと罪のかけた様な[illegible]、とこ迄は由良之助様のお言葉と思ひますれど、世の中の[illegible]、めでも、千の日の[illegible]自分様でも、勘弁をした所は一つ、[illegible]に高下はございませぬ、拝んで[illegible]ぬは前世の因果、[illegible]、[illegible]なされます、[illegible]、見る心もない、[illegible]、[illegible]とお願ひ申すは、何のとも[illegible]とも、[illegible]、お前様を[illegible]と、[illegible]とも参じますで、お供に召し連れられたら[illegible]、と申し、[illegible]、[illegible]

「コレサ平右衛門、あつたらば目に遭ひかすよい、由良之助[illegible]死[illegible]、[illegible]殿、[illegible]は見えませぬ、申し合はせた通り計らひませうか」[illegible]、[illegible]

「[illegible]ざ何れも。」と立ち掛るを、[illegible]平右衛門、[illegible]

[illegible]にお別れなされてより、[illegible]

と翻へてござるならば、酒でも無理に參らせば、是れより下部も構ますまい、醒めての上の御分別。」
と、無理に押へて[illegible]人を、[illegible]一間は[illegible]、明りで[illegible]障子の内、影を隠す[illegible]月[illegible]
りは一軍[illegible]、息を切つた[illegible]力彌、内を[illegible]、[illegible]の耳近く[illegible]下に立
ち[illegible]て、[illegible]
昔[illegible]一目[illegible]の御状。」「外に
御[illegible]鎌倉[illegible]
口上。」「よし〳〵、其方は宿へ帰り、夜の内に[illegible]
首指して引き返す[illegible]、由良殿、由良殿[illegible]
御意得ませう[illegible]
の涼しにお出でか、[illegible]イヤ由良[illegible]
端に[illegible]、大坊[illegible]大夫末頼もしう存ずる。」「ホオ、是れ[illegible]
堅いれ[illegible]、「イヤア由良之助[illegible]
は」「[illegible]言ふ[illegible]見せるか。」「おんでもない事。」「忝い、四十に[illegible]
と、[illegible]太夫殿、ホヽウ嬉しい〳〵。」「スリヤ其許は[illegible]

仔細とつくと見届け申した。主の命日に、精進[illegible]で、敵討存じも[illegible]通り主人
[illegible]、用心の[illegible]用心に及ばぬ事。」「コレサまだ爰に刀を忘
れ[illegible]ほんに[illegible]
[illegible]
な[illegible]に／＼。」「然らば御免。」と乗り移る。「イヤ九
[illegible]
九太[illegible]へど答へず、コ[illegible]
どう[illegible]
が[illegible]
た[illegible]
後[illegible]
所[illegible]
[illegible]じ置きやコ。ア、それ／＼、こちらの三味[illegible]
是れ[illegible]、九十に往なれたさう[illegible]うつせし言の葉、エ

ハテ何ぢややいな、おいしやんせ」とあたり見廻し由良之助、釣燈籠の燈を照らし、讀む長文は御臺より、敵の樣子細々と、女の文の後や先、參らせ候ではかどらず、餘所の戀よと羨ましく、おかるは上より見下せど、夜目遠目なり字性もおぼろ、思ひついたる延鏡、出して寫して讀む文章、下家よりは九太夫が、繰り下す文月影に、透し讀むとは神ならず、解け掛りしおかるが簪、ばつたり落つれば、下にははつと見上げて後へ隱す文、縁の下には猶笑壺、上にはおかるが簪隱し、「由良さんか」「おかる、そもじは其處になにしてぞ」「わたしやお前に盛り潰され、あんまりつらさに醉ひざまし、風に吹かれて居るわいな」「ムウハテなう、よう風に吹かれてぢやの。イヤかる、ちと話したい事がある、屋根越の天の川で、こゝからは言はれぬ、ちよつとおりてたもらぬか、話したいと招かれた、「頼みたいとは嬉しい事か」「まあそんなもの」「廻つて來やしよか」「いや/\、段梯子へおりたらば、仲居が見付けて酒にせう、ム、コレ/\、幸ひ爰に九つ梯子、是れを踏まへておりてたも」と、小屋根に掛ければ「此梯子は勝手が違うて、ヲヽ怖、どうやら是れは危い物」「大事ない/\、あぶないこはいは昔の事、三間づゝ跨げても、あかがりもいらぬお年ばい」「ほんにまあ、船に乘つた樣で怖いわいな」「道理で船玉樣が見える」「ヲヽのぞかんすないな」「洞庭の秋の月樣を、拝み奉るかな、有難や」「エヽもう、そんなら下りやせぬぞ」「下りずば下してやろ」「アレまた惡い事

と二言悩しい生娘なんぞの様に、途轍もからしと後までも、じつと抱き留め抱きあれへ一番ことこと
は御覧なさる。ずいぶんと二見えてあれくと二言一なんでやすい、新内まつたでと人に
ら奇麗んた。二一で、くせこの身の上の大事とここはなきに今の二枚目にやぞいた、可愛い女
二はおまへ、高いお値打た、女房になつてたもらぬか二一番すと言で、やはり連れも出た気でいけ
れば世の憂けれ、あうと言やいいとも言ふまい、言ふまいと胸の言葉を口に出し言ひ、面白
から出た実もやと、言ふる女房のやうにまで、と言ふことい言葉に、今宵のそも身に甘さうで、よ
くいとわしには、聞く方が有ることも言はしてやろ、二こな様で来い二、判を取り、三日三夜も
図うたら、たかをそれは情け文章二言、嬉しさ二言てみたと、いはば一重にそれうまでの
ここに末は二言讃し、今の間に球すずり、気遣いとすと言つて居る二二うまその二筈
が戻して来る間、何なく此世のあるが、そ様でなぞ、それもその仕た、その言分二一点
こころんか、世にも因果な者とてわしあるもの、可愛い男にいうその憂さ、二二さや、情ない
んぞ、迷ひ初に町、下表千鳥、哀で通ふも身の上に、何かも世の末来る、二二二下有難
門に立ち、と二言て見ば、浅ましい姿で逢ふたもの、と涙を顧せう、帰しもらい、因果まで
なされ、何人に逢うて二言いて、泣いた、実がある上の事、くい覚ら来に出かけた、二二言三感十二言下

ませうのわしや嬉しい。したがよう悦んで下さんせ、思ひがけなう、今宵請出さるゝ筈。「それは
郷右衛門殿や弥五郎殿で、「これまへ、大星由良之助殿の名代で」。大星由良之助殿は
ける、その仔細は下地から馴染の「さればいな、此の中から祇園の茶屋の相手、夫の有る事は
頼みまして、ひまやら三、結構な身請の「あれは其方から、早野勘平が女房と
いふ、訳を知り聞いて、何の事やら、それもやの上の
いに何ぞ聞きたい様子、兄さん、何もせいで、高うは言はれぬ、かう〳〵、委細
其の文を互に見たなら、「大事らしき読んだ其のあとで、互に見合はす顔と顔、それいはぬも
て、「身請の相談」「其の文を下読んだ跡で」「ア、これ」「ふうふこれで聞えた、妹にても
れぬ事、是非共に見られまいと思ひ折れば、たやつと飛び退き、「コレ兄様、わしには
勘平といふ夫あり、きつと二親有るからは、こな様の儘にも成るまい。請出されて親夫に、逢ふと思
ふお心、勘平が、せんな事でも許して下んせ」と、手を合はす
を捨てて、悲歎の涙にくれけるが、可愛や
九日の夜、人に切られてお果てなされた、「それはまあ
うと思ふ勘平も、腹切って死なれたわいの、それはまあ

と言ひけ[illegible]、[illegible]「オヽ、道理々々。様子話せばな[illegible]事、お痛はしいは母者人、言ひ出し[illegible]出しては泣き[illegible]娘かるに聞かしたら、泣き死するであろ、必[illegible]い[illegible]、言ふまいと思[illegible]命。其の譯は、忠義一途に[illegible]助殿、勘當の時[illegible]、元來色には[illegible]らず、見られた狀が一大事、[illegible]し[illegible]、[illegible]確に見[illegible]見たの[illegible]、[illegible]すれ[illegible]數に[illegible]て命をくれ、死んでくれ妹。」と、事を分けたる兄の詞、おかるは始終すゝり[illegible]のないは身の代を、役に立てての旅立か、暇乞にも見えそなものと、恨んでばか[illegible]、非業の死でもお年の上、勘平殿は三十に、成るや成らずに死ぬのは、嘸悲しかろ口惜しかろ[illegible]身の[illegible]、[illegible]お手にかゝるは[illegible]され[illegible]樣。」と、言ひつゝ刀取り[illegible]

おかるは離して下さいと、焦る心を押へ〳〵、兄様見上げたる[illegible]ではあれど、兄は東の[illegible]に[illegible]、[illegible]は存在へて未来への追善[illegible]其の追善は[illegible]士の[illegible]と掴み取る刀を[illegible]と[illegible]、「[illegible]に[illegible]へしが[illegible]、[illegible]一人も討ち[illegible]さず、未来で主君に言譯有るまじ、其の[illegible]に[illegible]て、[illegible]と突き込む横の隙間、下には[illegible]先は[illegible]て[illegible]、[illegible]く、[illegible]お[illegible]、[illegible]に[illegible]た[illegible]を[illegible]、[illegible]に[illegible]出し、[illegible]い[illegible]と引き下て、[illegible]、[illegible]由良之助、[illegible]を[illegible]と引き寄せ「[illegible]中[illegible]とは[illegible]、我が[illegible]高師直[illegible]の[illegible]を[illegible]、[illegible]内通ひろいだな。四十[illegible]の[illegible]に[illegible]、一[illegible]の[illegible]勤めをさするも、亡[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]を、[illegible]しそや、[illegible]の[illegible]、日に[illegible]、[illegible]由良之助に、よう無[illegible]を突き付けたな。否と言はれず應といはれぬ胸の苦しさ、三代相恩のお主の逮夜に、咽を通した其の時の心、[illegible]に有らうと思ふ、五體も一度に惱亂し、四十四の[illegible]に[illegible]い、[illegible]、[illegible]、[illegible]刀を忘れ[illegible]、[illegible]、[illegible]と言ふよ

いと早く、鞘の上り飛び上り、切れども僅か三寸、朝手も無しに疵だらけ、のた打廻つて平右衛門殿、おかん殿、宣えしただこ三手を合はせ、最期は見事なりき、自にも拝ませる手向にこそ致すると見苦しき、此の場で殺さば吉良[illegible]し、喰ひ酔うた態にして、連れなむと諸鉄打[illegible]花聞いたる大幟[illegible]、障子がらりと引き開け、由良之助、[illegible]くれしこことなりされ平右衛門、喰ひ酔うた其の客に、鴨川で水雑炊を喰はせい、[illegible]。

第八

道行旅路の嫁入

浮世とは、誰が言ひ初めて飛鳥川、ふちも知行も瀬と変はり、[illegible]下人に、結ぶ[illegible]は、娘の前[illegible]吉川の、清水[illegible]、[illegible]山科の、聟の力弥も力にて、住家へ押して嫁入も、世に有りての義理遣ひ、腰元つれも乗物や[illegible]の下[illegible]、[illegible]にて[illegible]、[illegible]はうたて[illegible]の松原に、[illegible]

[illegible]するがの府中過ぎ、城下過ぐれば氣[illegible]
[illegible]細道[illegible]合ひ、嬉し[illegible]
[illegible]母様の差合[illegible]にも、殿御初の新枕[illegible]
[illegible]かしいやら[illegible]と人心、若しや心[illegible]
[illegible]晴らし、我が身の上[illegible]
[illegible]の浦にさんぶ
[illegible]
[illegible]神楽太鼓に、
コイコイ　こち[illegible]をさ[illegible]れた、[illegible]
[illegible]ば、[illegible]合は[illegible]鄙びた[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]伊勢と[illegible]の別れ道、驛路の[illegible]
[illegible]
[illegible]行く[illegible]

第九

[illegible]

足のおや、足の指折つた／＼。おつとまかし／＼、喪手にかけてやれ。足先で、アヽこれはたまらぬぞや。入ずに、嘆きしやんせ。面が見るとたれいがない、真に世話でござらぬこと、物悟に聴き給ふと力弥心得ず、この立ち姿で申し、母人、現在は即ちなつたか、思ひ上げにくいことを出して、配りかりすればこそ、在所は減じ候、ゝ、、傍は夢見、いやもう皆泣にやれ」ついたく／＼ハア、さて／＼心は世の中、諸田新左と御用で、心を目途で、直に隠懸の威までで目を離させ、前後の防ぎを上げ、ヤア力弥、逃がせ三段で詰めた北の隅、前後の事をうかゞ待たる間たぞ、一つ十手を出すと、見る方にはかしの虱にも候や、静かまで、山形く致して言ふことに付け、他の修羅に宿をたのまく、以前御次第では忠義の其の中、日頃に定む、先つた者は鳴いて自ら顔を立て逃して、ほと呼名しとつ、由良之助親子、原郷右衛門等を初めと人、武士の人数は、今はなきの自由なる、以下にさへ受けば終ける事、大事はないといふ事、近田は書の、表の小道へ入れこみ、武士を集め事を砕いて、其者のいのち長う剛い、自分の身から開けてやれ、騒がしの次第のみ、が来たらばいかにいかにと、一間のあふ口の内、生捕し込みたる師直は、其のうちに一人の心の志深き、出言の恐れ安く、身を入れて立ち来る人は、胆吉川本藏の娘が塔を立て、通の書用の事に、座に帰りて一つ、刀を抜き懸けに、自害せよと言うて、帰れを

せう／＼。」といふ聲に、襷はつしと飛んで出る、昔の奏者今のりん、どうれと言ふもつかうご覧なハ

[illegible]

殿、御在所を立ちながら、[illegible]に世の[illegible]、[illegible]
ざる由[illegible]故、[illegible]の娘、[illegible]たさ。[illegible]し付けが[illegible]いが、[illegible]も参
る筈なれど、[illegible]隙[illegible]の二[illegible]、是れを[illegible]則ち[illegible]本[illegible]名代[illegible]、私が
役の二人、[illegible]由良之助様にも御心得なし、祝言させて[illegible]きたい[illegible]今日は日[illegible]
遊され下されませ。」と相述ぶる「是れは思ひも寄ら[illegible]
も宿に[illegible]たし、お目に掛り申さうならば、御深切[illegible]
[illegible]御[illegible]、御[illegible]故、本蔵様の[illegible]御を貰[illegible]ませう、然ら[illegible]
[illegible]は申し[illegible]、只今は浪人、人遣ひとてもござらぬ内、如何に[illegible]束なればとて、[illegible]
用[illegible]ハ[illegible]はなし、
どれへなりと外へ、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]千五百石。すりや本蔵が知行とは、[illegible]
[illegible]家老を勤むる本蔵[illegible]
は[illegible]、[illegible]うてから五百石。」「イヤ其のお[illegible]

萬石違うても、心と心が釣合へば、大身の娘でも、嫁に取るまい物でもないといふ、こなさん聞き所お石様、心と心が釣合はぬとおつしやるは、どの心でやァ聞かう」「主人鹽冶判官樣の御生害、御短慮とはいひながら、正直を元とする御心より發りし事。それに引替へ師直に金銀を以て媚び諂ふ、諂從武士の祿を取る本藏殿と、二君に仕へぬ由良之助が大事の子に、釣合はぬ女房は持たされぬ、と、聞きもあへず膝立てなほし「諂ひ武士とは誰がこと、樣子によつては聞き捨てられぬ。ここな女房が娘の可愛さ、夫に負けるは女房のつね。祝言有らうか有るまいか、言號有るからは、天下晴れての力彌が女房、ここ、面白い、女房ならば夫が去る、力彌に代つて此の母が、去つた/\。」と言ひ放し、心隔ての唐紙を、はつたと引き閉て入りにける。娘はわつと泣き出し、折角思ひ思はれて、言號した力彌樣に、添はせて遣ろとのお詞を、便りに思うて來たものを、母樣のどう慾に、去らるゝ覺えは私やない。母樣どうぞ詫言して、祝言させて下さりませ。」と、娘の歎きは道理なり、顔をつく/\と、打眺め/\「親の慾目かしらねども、ほんに其方の器量なら、十人並にも優れた娘、何の不足がたと當惑して、言號した力彌殿、尋ねて來た甲斐もなう、聟にしらさず去つたとは、義理にも言はれぬお石殿、姑去りは心得ぬ。ム、さては浪人の身の上邊なう、筋目を言ひ立て、有徳な町人の聟に成つて、義理も法も忘れたな。ナウ小浪、合點が、道理の結構、立つまいといふを尤、譲りかゝる所は

山々、ほかへ嫁入する氣はないぞ。コレ大事の所、泣かずとも確かと返事仕や、コレどうぢや〳〵」と、尋ぬる親の氣は張弓、「アノ母樣の胴慾な事おつしやりまする。國を出る折父樣のおつしやつたは、「浪人しても大星力彌、行儀といひ器量といひ似合な聟を取つた。貞女兩夫に見えず、縱ひ夫に別れても、又の夫を設けなよ、主有る女の不義同然、必ず〳〵麁忽にも、殿御大事を忘るゝな。由良之助夫の家へ孝行盡し、夫婦中睦まじいとてあじやらにも、悋氣ばしして去らるゝな。案ぜうかと隱さずと、懷姙に成つたら早速に知らせて吳れ」と仰つたを、私や能う覺えて居る、去られて往んで父樣に、苦に苦を懸けてどう言うて、どう言譯が有らうとも、力彌樣より外に餘の殿御、私やいやいやと一節に、戀を立てぬく心根を、聞くに堪へ兼ね母親の、眞一途に突詰めし、覺悟の刀拔き放せば、「母樣是は何事」と、押し留められて顏を上げ、「何事とは曲がない、今もいふた言ふ通り、一時も早う祝言させ、初孫の顏見たいと、娘に甘いは爺の習ひ、悅んでござる中へ、まだ祝言もせぬ先に、去られて戻りましたと、どう連れて往なれうぞ。というて先に合點せにや、仕樣もやうもないわいの。殊にそなたは先妻の子、わしとはなさぬ中ぢや故、おろそかにしたかと思はれては、どうも生きては居られぬ義理。此の通り死んだ跡で、爺御へ言譯してたもや」「ャノ勿體ない事おつしやります、殿御に嫌はれ私こそ死ぬべき筈、生きてお世話に成る上に、苦を見せまする不孝者、母樣の手

にかけて、わたしを殺して下さりませ。去られても殿御の内、爰で死ぬれば本望ぢや、早う殺して下さりませ。」「オヽ、よう言やつた出かしやつた。そなた許り殺しはせぬ、此の母も三途の友、そなたをおれが手に懸けて、母も追付あとから行く、覚悟は宜いか」と立派にも、涙留めて立ち上り、「コレ小浪、アレあれを聞きや、表に虚無僧の尺八、鶴の巣籠り、鳥類でさへ子を思ふに、科もない子を手に掛けるは、因果と因果の寄り合ひ」と、思へば足も立ちかねて、震ふ拳を漸うに、振りあぐる刀の下、尋常に座を占め手を合はせ、南無阿彌陀佛と、唱ふる中より御無用と、聲掛けられて思はずも、緩みし拳、尺八も、倶にひつそと靜まりしが、「オヽ、さうぢや、今御無用と止めたは、虚無僧の尺八よな。助けたいが山々で、無用といふに氣遅れし、未練なと笑はれな。娘覺悟はよいかや」と、又振り上ぐる又吹き出す、とたんの拍子に又御無用、「ム、又御無用と止めたは、修行者の手の内か、振り上げた手の中か。」「イヤお刀の手の中御無用、悴力彌に祝言させう。」「エ、さういふ聲はお石樣、そりや眞實か誠か」と、隣なる襖の内よりも、あひに相生の、松こそ目出度かりけれと、祝儀の小謡白木の小四方、目八分に携へ出で、「義理ある中の一人娘、殺さうとまで思ひ詰めたとなせ樣の心底、小浪殿の貞女、志が愛しさに、させにくい祝言させう、其の代り、世の常ならぬ嫁の所望、聟取るには此の三方、御用意あらば」と指し置けば、かしこは心体ならで、抜いたる刀輪にならず、世の常ならぬ口上と

は、引出物の御所望ならん。此の二腰は夫が重代、刀は正宗、差添は浪の平行安、家にも身にも替へぬ重寶、是れを引出しと皆まで言はさず、「浪人と侮つて價の高い二腰、まさかの時に賣り拂へと、言はぬ計りの婿引出、御所望申すは是れではない。」「ム、そんなら何が御所望ぞ。」「此の三方へは加古川本藏殿の、お首を載せて貰ひたい。」「ム、そりや又何故な。」「御主人鹽冶判官様、高師直にお恨み有つて、殿中で一刀に切り懸け給ふ。其の時こなたの夫加古川本藏、其の座に有つて抱き留め、殿を討たせぬ故に、御本望も遂げられず、敵は漸う薄手計り、殿はやみ／＼御切腹。口へこそ出し給はね、其の時の御無念は本藏殿に猶まるまいか、有るまいか、家來の身として、其の加古川が娘、あんたと女房に持つ様な力彌おやと、思うての祝言ならば、此の三方へ本藏殿の白髪首、いやとあれば何なりと、首を並ぶる尉と姥、それ見た上で杯させう。」「サア、いやか、應かの返答を」と、尖き詞の理窟詰、親子ははつと指し俯向き、途方に暮れし折柄に、「加古川本藏の首進上申す、お受けとりなされよ」と表に控へし虚無僧の、笠脱ぎ捨て徐々と、内へ這入るは、「ヤア、お前は旦那本藏様、爰へどうして此の形は、合點がいかぬ是りやどうぢや」と、驚きなる女房、「ヤアさわ／＼と見苦しい、始終の仔細委細聞いた、そち達にしらさず、爰へ來た様子はおつて、先づ／＼默れ。其の許が由良之助殿御内室お石殿よな、今日の時宜斯くあらんと思ひ、妻子にも知らせず、様子を窺ふ加古川本藏、案に

遂げず拙者が首、聟引出に欲しいとな、ハヽヽヽヽヽ、いやはやそりや侍のいふ事、主人の仇を報はんといふ所存もなく、遊興に耽り、大酒に性根を亂し、放埓なる身持で日本一の阿房の鏡、蛙の子は蛙に成る、親に劣らぬ力彌めがたはけ、狼狽武士のなまくら鍔、此の本藏が首は切れぬ、馬鹿盡すなと踏み碎く、ヽ破れてものゝふさ放れ、此方から聟に取らぬ、もよこさいなめ、と、言はせも果てず、ヽヽ雜言なるぞ、浪人の腰刀、切れるか切れぬか鎧櫃見せう、不肖ながら由良之助が女房、聟が相手でや、ヽヽ勝負、勝負なをこと裾引上げ、長押に掛けたる槍追取り、突懸る其の氣色ヽ是れは短氣な、ヽ待つてヽと、止め隔つる女房娘、邪魔ひろぐなと蹴けなして、右と左へ引き違へる、聞も有らせず突きかゝる、槍のしほ首引摑み、奪つて捻へば身をそむけ、諸足薙はんと閃かす、刃槍を踏つて飛上れば、空放れて取落す、槍奪はれじと走り寄る、爰際袂際引摑み、どうと打ち付け動かさせ、膝に引敷く本藏が、離されてお行き無念の切齒、娘子ははつと、色を失ひ、駈付出づる大星力彌、捨てたる槍を取る手も見せず、本藏が馬手の肋、弓手へ通れと突き通す、うんと仰りに反つぱと伏す、ヽハツと小浪が呆れ、取り付き歎く目も見せず、止め刺さんと取り直す、待て力彌逸まるなと、槍引留めて由良之助、手負に向ひ、一別以來珍しし本藏殿、御計略の念願屆き、聟力彌が手に掛つて、嘸本望でござらうの、と星を指いたる大星が、詞に本藏目を見開き、主

人の鬱憤を晴らさんと此の程の心遣ひ、遊所の出合に氣を緩させ、徒黨の人數は揃ひつらん、思へば貴殿の身の上は、本藏が身に有るべき筈。當春鶴が岡造營の砌、主人桃井若狹之助、高師直に恥しめられ、以ての外憤り、某を密かに召され、まつかう／＼の物語。明日御殿にて出會ひ、一刀に討ち留むると、思ひ詰めたる御顏色、留めても止らぬ若氣の短慮、小身故に師直に、賄賂薄きを根に持つて、恥ぢしめたると知つたる故、主人に知らせず不相應の金銀衣服臺の物、師直へ持參して心に染まぬ諂ひも、主人を大事と存ずるから、賄賂に謀せ彼方から、謝つて出た故に、切るに切られぬ拍子拔け、主人が恨みもさらりと晴れ、相手代つて鹽冶殿の、難儀と成つたは則ち其の日、相手死なずば切腹にも及ぶまじと、抱き留めたは思ひ過した、本藏が一生の誤りは、娘が難儀と白髪の此の首、婿殿に進ぜたさ、女房娘を先へ登し、媚び諂ひしが身の科に、お暇を願うてな、道を替へてそち達より二日前に京着、若い折の遊藝が役に立つた四日の内、こなたの所存を見拔いた本藏、手に懸れば恨みも晴れ、約束の通り此の娘、力彌に添はせて下さらば、未來永劫御恩は忘れぬ、コレ手を合はして頼み入る、忠義にならでは捨てぬ命、子故に捨つる親心、推量有れ由良殿と、いふも涙に咽せ返れば、妻や娘は有るにもあられず、一度に斷つとは露知らず、死におくれた許りに、お命捨つるはあんまりな、冥加の程が恐ろしい、赦して下され父上と、かつぱと伏して泣き叫ぶ、親子が心想ひやり、

大星親子三人も、倶に濡れて居たりしが、「アヽ／＼本蔵殿、孔子は其の罪を悪んで其の人を悪まずといへば、縁は縁恨みは恨みと、格別の沙汰も有るべき筈。さこそ恨みに思はれんが、所詮此の世を去る人、底意を明けて見せ申さんと未然を察して奥座の、障子さらりと引き開くれば、雪を束ねて石塔ゝ、五輪の形を二つまで、造り立てしは大星が成り行く果てを知らせり」となせは賢しく、「ム、御主人の仇を討つて後、一所に仕へて清めるといふお心の雪、力彌殿も其の心で、雪を二つ造つたの趣意は、御不審晴つてある石塔、並んだがかしら悲しい」となせは御胸中を、正直の八千代までも親はれず、後家にする嫁取つた、此の様な目出度い悲しい事はない。斯ういふ事がいやさに、強う言いうたのが、無情なつたでござんしよう」と、アヽ、そこを賞翫つて、本蔵の聞に立つて、義理も法も忘れたかと、いうたのが嬉しいやら悲しいやら、どうか嬉しいかけられ、お石様とお里、片も異早も離れた子、何として此の様に邪推拙い生まれつき、と声を咽さぼる、本蔵夫婦を涙お抑へ、ハツァ、嬉しや本望や、百日の苦労せられ、安心も見子で、義に取るに足はす、忠臣の鑑とは唐土の豫譲、日本の大星。昔より今に至るまで、唐と日本にたつた二人、其の一人を聟に持つ、力彌殿に添はれるに、高品に縁づて汝が身に、其上の手柄者、手柄な娘が折敷へ、お引の目録進上と、懐中より取り出すを、力彌取つて押し戴き、披き見れば

コハいかに、目録にある師直が屋敷の案内一々に、絵図面は居間部屋まで、細やかに委しく書を附けたり。由良之助はつと押し戴き、「ハヽ有難し／＼、徒党の人数は揃へども、敵地の案内知れざる故、今日迄延引せり。此の絵図こそは孫呉が秘書、我が為の六韜三略。兼ねて了簡定め置きたれど、継梯子にて塀を越し、忍び入るには縁側の、雨戸外せば直に居間、こゝを仕切つて斯う攻めて、こゝに、男が、所で、手負が、かゝるによつて本懐を……。障子襖は存寄なし、雨戸に合点合点、こゝにては外れずとも、雪の重さに……つき、夫れにこそ備へあれ、差つては思案に能はずと、遊所よりの帰るさ、思ひ寄つたる前栽の雪持竹、雨戸を外す我が工夫、仕様を庭にて見せ申さん」と庭に折りしも雪深く、おしもに撓む大竹の、雪の重さにひいはりと、しわりし竹を引廻して鴨居に嵌め、雪に撓むは弓同然、此の如く弓を拵へ弦を張り、鴨居と敷居に嵌め置きて、一度に切つて放つ時は、まつ此の様にと積りたる雪打ち払へば雪散つて、伸びるは直なる竹の力、鴨居も外れ、障子も残らず外れたり。本蔵苦しき息をつぎ、「ハアしたり／＼、計略といひ義心といひ、斯程の家来を持ちながら、判官殿も有るべきに、浅き匠み、雉子殿、目出度き事動やこと、構たぬ顔に御主人の御短慮なる御仕業、今日の悪義を御馬先にて盡すほど、思へば無念に閉ぢ居たる、藤は七重の膝の下を、浅きゝは運ばかりなり……

り立ちて、父が前に手をつかへ、「本蔵殿の寸志により、敵地の案内知れたる上は、泉州堺の天河屋義平方へも通達し、荷物の工面仕らん。」と、聞きもあへず「何さ／＼、山科に有ること隠れなき由良之助、大勢集めは人目有り、一まづ堺へ下つて、後あれから直に発足せん。其方は母嫁と[illegible]諸共に、跡の片づけ諸事萬事、何も彼も心残りのなき様に、ナ、ナ、コリヤあすの夜舟に下らん」と、我は幸ひ本蔵殿の忍び姿を我が姿と、袈裟打掛け[illegible]、[illegible]、今宵一夜は嫁御寮へ、舅が情の恋慕流し、歌口湿し[illegible]本望をとげかりにて、名残惜しさの[illegible]とゝ様と、[illegible]く[illegible]、但に死縁に[illegible]南無阿弥陀佛[illegible]

第十

津の國と、和泉河内を引受けて、住所の國に三つ寄せて、三國一の大湊、堺といふも人の氣も、賢

し間に働らかせ、天河屋義平とて、金から金を設け溜め、見かけは輕く内證は、重いくらしに重荷をば、手のうちの見世で締め括り、大船の船頭、是れで丁度七棹、請取りましたと差し擔ひ、行く／＼も黄昏時にはほつと、日和もよし好い出船と、言ひつゝ、煙草煙管筒、吸ひ付けにこそ入りにけれ。家の世繼には今年四つの、伜は十九の丸額、親方よりも我が遊び、ヲヽ始まりおやく、面白い事々、泣き辨慶の唐太郎、東西々々。（文彌）爰に哀れを止めしは、此のよし松に止めたり、元來其の身は父許り、母は其の外に往なれたで、泣き辨慶と申すなり。「コリヤ伊五よ、もう人形廻し嫌々、乳母様を呼んでくれいやい。」「ソレ其の様に無理言はしやると、旦那はんにいうて此方はんも、追ひ出させて跡の月から御家が割れて、手代は手代で贔屓の子がたんとの様に、目が明かぬといふて追ひ出し、飯焚は大きな失したといふて暇遣り、今ではこなはんと、私と旦那はんと許り。どうで此の内を明けたけするのかして、ちよこ／＼舟へ荷物が行く、驅落するなら人形箱持つて往かうぞや。」「イヤ人形廻しよりおりやもう嫌たい。」「ソレもうおれまでを喧す程にの、宜ござるわおれが抱いて寐てやろ。」「嫌ぢや。」「何故に。」「おれには乳がないもののおりや嫌ぢや。」「アレ又無理言はしやる、こなたが女の子なら、乳よりよいものが有るけれど、何をいうても相聟同士。」是れも涙の種ぞかし。折節表へ侍一人、「誰ぞ頼まう義平殿にはお宿にか。」と、いふも私語く内からのこぞこ、「旦那様は内に、我等人形廻しで忙がし

い、用があらば這入つた〳〵。」「イヤ案内致さねも無禮、原郷右衛門大星力彌、密かに御意得たいと申しておくりやれ。」「何ぢや[illegible]右衛門大星[illegible]、[illegible]見えましたっ」と、叫ぶよし[illegible]引連れて奥へ入れば、亭主義平、又[illegible]めかしやなり聲と、[illegible]て、「[illegible]、郷右衛門様、力彌様、[illegible]、まあ是れへ。」「御免あれ」と座を占めて、郷右衛門、「段々貴公のお世話になる[illegible]、由良之助もお禮に参る筈なれども、鎌倉へ出立も今明日、何やと取込、[illegible]を名代として失禮のお斷り。」「是れは〳〵御念の入つた儀、急に御發足とござりますれば、何やとお取込でござりませうに、[illegible]の通り、[illegible]取込、自由なお取[illegible]に参りお禮も申し、又お頼み申し[illegible]ござります。」「一歳[illegible]仕込み[illegible]ませうし、[illegible]郷右衛門様お聞きなされ[illegible]公の御恩を受けた町人なれば[illegible]、武士も及ばぬ男氣[illegible]み、[illegible]お買ひなさるゝに不思議はなけれども、[illegible]

を渡し金と引替に、仕舞る由なれ、何處の誰と先様には存じませぬ」「成程それも、次手に力彌めもお連れ申しましよ。内へ道具を取込み、荷物の拵へ御家來中の見る目には、どうしてお忍びなされましたなど、ト、それも御尤ものお尋ね、此の儀を頼まれまするに、女房は親里へ歸し、召使はたつた一人を付けて、段々に暇遣にし、殘るはおほうと四つこれの筈、洩れる筋はござりませぬ」「扨々驚き入りましてござります。其の旨を親共へも申し聞かし、安堵させませう、郷右衛門殿お立ちなされませぬか」「ごいた様出立に心急きまする、義平殿お暇申しませう」「然らば由良之助様へも、宜しう申し聞かしませう」おさらばさらば、と引き別れ、二人は旅宿へ立ち歸る。表閉めんとするに、此の家の舅太田了竹、ヅットしまい宿にかと、つゝと通つてきよろ／\、眼に見れば親父様ようこそお出で。扨此の間は女房そのを養生がてら遣はし置き、嘸お世話お藥でもたべまするかな」「ア藥も呑みます、る食も喰ひます」「それは重畳、イヤ重畳でござらぬ、手前も國許に居た時は、斧九太夫殿から扶持も貰ひ相應の身代、今は一僕さへ召使はぬ所へ、さしてもない病氣を、養生さしてくれよと、指越されたは何事こそあらん、かたれはとも有れ、生娘いなく、不埒が有つても貴殿も立たまい、身共も皺腹でも切らねばならぬ。所で一つの相談、先づ世間は隙やりの分、暇の状を遣して置いて、ハテ何時でもこちの勝手に呼び戻すまでの事、たつた一筆つい書いて下され」と輕ういふのも物工み、一物有りと

知りながら、否といはば女房を直に返さん、[illegible]取つて置いて思案
する[illegible]否かどうぞや、不得心なら此方にも、片時[illegible]
つて倶に厄介、いやか[illegible]の返答、と、[illegible]
へこ此方から一大事、見[illegible]
[illegible]
て[illegible]
込み[illegible]、その[illegible]
進[illegible]
一[illegible]
下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

し心得、門の戸忙しく打ち叩く。「誰ぢや〳〵。」と及び腰、「イヤ宵に來た大船の船頭でござる、諸役の帳面が違うた、一寸明けて下され。」「ハテ仰山な、僅かな事であろ明日來たれ。」「イヤ今夜浮ける舟、仕切つて貰はにや出されませぬ。」と、いふも聲高近所の聞えと、義平は立ち出で何心なく、門の戸を明くると其の儘捕つた〳〵、動くな上意と追取り卷く。「コハ何故」と四方八方、眼を配れば捕手の兩人「ヤア何故とは横道者、おのれ鹽冶判官が家來大星由良之助に賴まれ、武具馬具を買ひ調へ、大廻しにて鎌倉へ遣はす條、急ぎ召捕り拷問せよとの御上意、遁れぬ所ぢや腕廻せ。」「是れは思ひも寄らぬお咎め、左樣の覺え聊かなし、定めてそれは人違へ。」と、いはせも立てず「ヤアぬかすまい、爭はれぬ證據有り、ソレ家來共。」「ハッ」と心得持ち來るは、宵に積んだる茣蓙荷の長持、見るより義平は心も空。「ソレ動かすな。」と四方の捕手、其の間に荷物を切り解き、長持明けんとする所を、飛び懸つて下部を蹴退け、蓋の上にどつかと坐り「ヤア麁忽千萬、此の長持の内に入れ置いたは、去る大名の奥方より、お誂へのお手道具、お具足櫃の笑ひ本、笑ひ道具の注文まで、其の名を記し置いたれば、明けさしては歴々のお家のお名の出る事、御覽有つては何れもの、お身の上にも懸りませうぞ。」「ヤア彌胡亂者、中々只では白状致すまい、ソレ申し合はせた通り。」「合點でござる。」と一間へ驅け入り、一子よし松を引立て出で、「サア義平、長持の内は兎も有れ、鹽冶浪人一統に閙まり、師直を討つ

密事の段々、おのれ能く知つてゐらん、有りやうに言へ、ほざし、言はぬと忽ち倅が身の上、コリヤ是を見よと長刀を、倅が喉に指し付けられ、はつとは思へど色も変ぜず、ハヽヽ、女童を責める様に、人質取つての御詮議。天河屋の義平は男でござるぞ、子にほだされ存ぜぬ事を存じたとは申さぬ。曾て微塵も存ぜぬ、知らぬといふからは金輪奈落、憎しと思はば其の倅、我が見る前で殺した殺したこゝ。テヽ、胴性骨の太い奴、管鎗鑓長刀、四十六本の間とても、遣つたる命が、知らぬといふて言はして置かうか。白状せいと打叩し、一寸刻みに刻むが嬉と、面白い刻まれう、武具は勿論公家武家の、侍烏帽子下なる首が、義者とて、百と揃へて首を商ふ商人、これ不思議とて御詮議あらば、日本に人種は有るまい。一寸試し二寸試しも、商売故に取るゝ命、惜しいと思はぬ役と、詰る目の前突け／＼、一寸試しは誰から出しや。首から突くか、肋骨背骨も己れ大事と指し付け突き付け我が子を取り、すでに絞殺されん有様を見まもりて、枝の陰より立ち出づる由ましい義平殿、暫し／＼と長持より、大星由良之助良雄、立ち出でる風情、捕手の人々一時に、上手捕へ打捨て、遥か下つて座を占め、由良之助、義平に向ひ手を支へ、言葉を驚き入つたる御心底、泥中の蓮、砂の中の金とは貴公の御事。さぞされたるうすうす、見込んで頼んだ一大事、此の由良之助に数興も、お隣申さねども、腕近付でも無い人々、四十人余の中に

いも、天河屋の義平は生來の町人、今にも捕へられ詮議に逢はゞ、如何あらん何とか言はん。殊に寵愛の子も有ればゞ、子に迷ふは親心と、評議區々案じに胸も休まらず。所詮一心の定めし所を見せ、古傍輩の者共へ安堵させん爲、爲まじきこととは存じながら、何の仕合せ忽の段は眞平々々。花は櫻木人は武士と申せども、いつかないつかな武士も及ばぬ御所存、百萬騎の強敵は防ぐとも、左程に性根は据らぬ者。貴公の一心を借りて我々が手本とし、敵師直を討つたらば、假令磐石の中に籠り、鐵洞の内に隱るゝとも、やはか仕損じ申すべき。人有る中にも人なしと申せども、町家の中にあれば有る物、一味徒黨の者共の爲には、產土とも氏神とも尊み、存ぜらすれば、御恩の程如何に盡き果てませう。昏亂の代には賢者も顯はれず、まゝ、惜しいかな惜しいかな。亡君判官存生の折ならば、一方の大將一國の政道お預け申したとて、惜しからぬ御器量。是れに並ぶ大鷲文吾矢間重太郎をはじめ、小寺高松堀尾倉片山等、讃れし眼を開かする、技藝名譽の心魂、有りがたし／＼、とすさつて三拜、人々も無情の我が身にと、疊に頭を摺り付くる。やいそれは迷惑、お手上げられて下さりませ。勿體ない、人と馬には、乘つて見よ添うて見よと申せば、お馴染ない御方々は、氣遣ひに思召すも尤も、私元は輕い者、お國の御用承つてより、經上つた此の身代、判官樣の御恩承つて倶に無念、何卒此の恩報事ぎやうはないかと、りきんで見ても蟷螂のじだんだ、及ばぬ事と存じた所に、由良之助樣のお頼み

こそ心得たと向う見ず、供にお力付ける詞計り、情ないは町人の身の上、手一合でも御扶持を戴きましたらば、此の度の思立ち、袖褄に取り付いてなりともお供申し、何れも様へ息つぎの、茶水でも汲みませうに、夫れも叶はぬはよく〳〵町人は浅ましい物、是れを思へば主の御恩、刀の威光は有り難い物、夫れ故にこそお命捨てらるゝ、御羨ましう存じまする。猶も冥途で御奉公、忠節に義平が、志もお執成し。」と、篤き詞に人々も、思はず涙催して、奥歯噛割る計りなり。由良之助取敢へず、「今鎌倉へ出立、本望遂ぐるも百日とは過ぎまじ、求れば御内證まで、省きたまふ由縁のお志、追付けにも呼び返させ申さん、御不自由ながら暫く、中お暇。」と立ち上る。「ヤレ申さば目出たい旅立、何れも様へも御酒一つ。」「否夫れは。」「ハテ扨祝ふて手打の蕎麥切。」「手打とは吉相、然らば大鷲矢間御兩人は跡に残り、先手組の人々は、千崎右衛門力彌を誘ひ、佐田の森までお先へ。」「いざ此方へ。」と亭主が案内、お辭宜は無禮と由良之助、二人を伴ひ入る月と、又出る月と二つ輪の、親と夫との中に立て、おそのは一人小提灯、闇き思ひも子故の闇、あやなき門を打ち叩き、伊吾よく〳〵」と呼ぶ聲が、寝耳にふつと阿呆は驅け出で、「お主呼んだは誰ぢや、化生の者か迷ひの者か。」「否そぢや、爰明けてくれ。」「さういうても氣味が悪い、聲ではあといふまいぞ。」と、言ひつゝ門の戸押し開き、「エ、おへさんかようごんしたの、一人歩行をするとて、山犬が嚙むぞえ、又は犬になりとも

噛まれて死んだら、今の思ひは有るまいに、おりや是られたわいやい」「どんな事に成りしたなア」「旦那殿は寝てかえ」「イヽエ、エヽ」「何の事おりやぞいの」「何の事やらわしも知らぬが、宵の口に猫が鼠を取へたむして、捕つたくと大勢来たが、おりやつとおれは蒲團被つたればつい寝入つた。今其の旦那達と奥で酒盛、ぎよんぎやつてでござんす」「いや今迄のいかの、さうしてほんは寝たかえ」「アイ是れはよう寝てでござんす」「エヽ旦那殿と寝たかえ」「イヽエ、エヽ」「われと寝たか」「エヽ、エヽ、つい一人寝ると」「なぜ倒して寝さしやれぬ。これでもなしにも旦那様にも、乳房ないというて泣いてばつかり」「ハヽア、可愛やさうじやろく、夫れ許りが貴ひ事じや」と、わつと泣き出す門の口、空にしられぬ雨の足、乾く袂もなかりける。「イヤく、伊左め、どこに居るぞと呼び立て出づる主の義平「ヤアく\妄にこと聞け入る跡、尻目に懸けて立たはけめが、奥へ往て給仕ひろげ」と叱る遣ひ遣る門の戸を、さすを押へて「コレ旦那殿言ふ事が有る爰開けて」「イヤ聞く事もなし言ふ事も、ないしよう一つの畜生め、穢らはしい其処退かうぞ」「イヤ親と一所でない證據、それ見て疑ひ晴れてたへ」と戸の隙よりも投げ込む一通、拾ひ取る間に附け込む女房「是は書物一目見て「コリヤ最前遣つた暇の状、是れ戻してどうするのおや」と「どうするとは聞えませぬ。親了竹の悪工みは、常からよう知つての事、假令どの様な事有るとて、何故暇状を下んした。持つて戻ると嫁らすと、思ひ

も寄らぬ旃へ、嬉しい顔で油斷させ、鼻紙袋の口上書を、盗んでおれに逃げて來ましたか、お前様よりは[illegible]可愛くないか、去つてあの子を繼母に、掛ける氣がない胸慾な[illegible]、すがる袂は[illegible]逆捻、此の内を往なす折、言ひ含めたを何と聞いた、様子有つて其の方に暇遣るではない、許しやうの[illegible]里へ歸つて居よ、舅了竹は元九太だが扶持人、心解けねば仔細は言はぬ、[illegible]にも、なし起臥も自由にさせ、[illegible]取るなと言付け遣つたをな忘れた、[illegible]で居る者や、縁に[illegible]とは言はれぬやいこ何のおのれが[illegible]し[illegible]可愛[illegible]、[illegible]は一日[illegible]、[illegible]離す替る、かゝは追付もうこゝへ、[illegible]と逢う[illegible]、[illegible]付け、[illegible]らぬ聲上げな、しく／＼泣いて居るを見ては、[illegible]、是れを思へば[illegible]の恩、子を持つて知るといふ、不孝の罰と我が身をば、[illegible]て、もう連れて往こ抱いていこと、門口まで出たれども、[illegible]るでもなし、五十日[illegible]取るやら、[illegible]け、寝[illegible]は[illegible]と轉し、[illegible]肌付くれば[illegible]焦る、一生[illegible]引分け[illegible]と思はれば[illegible]て[illegible]さる不義の科、[illegible]持つ[illegible]

と、「斷れ離れよと男氣は、常を知る理猶悲しく、此の家に居るとお前がたゞ、内へ往ぬると嫁られやならず、悲しい者はわたし一人」是れが別れになろうも知れぬ。まし松を起してもまつと逢はせて下さんせ」「イヤそれはならぬ、今逢うて今別るゝ其の身、跡の思ひが猶不便な。分けて今宵はお客も有り、ハヽ、とく〳〵と早くお行きやれ」「それでも一寸と松に」「ハヽ、未練な、跡の難儀を思はずや」と無理に引立て去状も、倶に渡して門先へ、心殘りも突き出し、子が可愛くて戀慕へ、詫言立て二十春までも、圍ひ貰はゞ思案もあらん、これ叶はぬは是れ限りとて、門の戸閉めて内に入る。「ヤヽ夫それが叶ふ程なれば、此の思ひはござんせぬ。情ないぞや我が夫、何ともない身になるのか、我が子にまで逢はさぬは、餘り酷い胴慾な、顔見るまでは何時でも、往なぬ〳〵」と門の戸を、情おや悲しさや戸開けて、寝顔なりとも見せて給べ」と手を合はせ拜みます、なにとぞ門口と差しつど伏し、前後不覺に泣きけるが、「イヤ〳〵恨むまい歎くまい、悪さに顔見たら、母様かと取りついて、離しますまいし離れも成るまい。今宵往かねば今宵の嫁入、明日まで待たれぬ私が命、さらばでござんすかはれとも言うては戸口へ耳を寄せ、若しや我が子が聲するか、顔でも見せてくれるかと、窺ひ聞けど聲もせず、ハア是非もなや是れまでと、思ひ切つて振り出す向うへ、目拍ち出した女中、道を塞いで引提へ、是れ區という間も情なや、すらりと拔いて島田髷、根よりふつつと切り取つて、擲つて

たゞつ後へ、何なともなく逃げ行きし、無法むいきそ[illegible]猪の[illegible]、何者がそこそい
しう髪切つて、書いた物まで取つて往んだ。」「[illegible]の家人なら、いつそ殺してくれいでエ、泣き叫ぶ聲
に驚き、義平は思はず駈け出でしが、[illegible]藏元口よりとくと心得たり、[illegible]に與
よりと、一獻事にさゝ、義平殿。」と立ち出づる由良之助一行を同浪士の面々座、お禮は鎌倉より申し
遣さん。態々奇特の儀、早速[illegible]申す、[illegible]いか樣今一[illegible]して由こる
ゑ刻限、道中御無事で。」[illegible]お禮を申さう。」見す
返しも、此の度のお世話、[illegible]
十太郎、[illegible]の首尾と、義平も出したる一包。[illegible]
から[illegible]を出す。[illegible]
節の者のお世話は申さぬ、何人と見極め、[illegible]
る北の世の[illegible]
どけて門より[illegible]
と、相模[illegible]
状、[illegible]

切らした心は、いかな親でも尼法師か、嫁らさうとも言ふまいし、嫁に取る者は猶有るまい、其の髪の延びる間まつて百日、我々本望遂げるも百日は過さじ、討ち課せた後目出度く祝言、其の時には櫛笄、其の切髪を添へに入れ、笄髷の三國一、先づ夫れまでは尼の乳母、一季半季の奉公人、其の肝煎は大鷲文吾同じく矢間十太郎、此の兩人が連中へ大事は洩れぬといふ請判、由良之助は間道から仲人致さん義平殿」「ハア、重々のお志お禮申せ女房」「私がためには命の親」「イヤお禮に及ばぬ、返禮と申すも九牛が一毛。義平殿にも町人ならずば、倶に出立とのお望み有る幸ひかな、兼て夜討と存ずれば敵中へ入り込む時、貴殿の家名の天河屋を、直に夜討の合詞、天と懸けなば河と答へ、四十人餘の者共が、天よ河よと申すなら、貴公も夜討にお出でも同然。義平の義の字は義臣の義の字、平はたひらか輕く本望、早お暇と立ち出づる。末世に天を山といふ由良之助が孫呉の術、忠臣義とも言ひはやす、淺葉の言葉の定めなき、わかれ別れて急いでてゆく。

第十一

柔能く剛を制し、弱能く強を制するとは、張良に石公が傳へし秘法なり。鹽冶判官高定の家臣、大星由良之助是れを守って、既に一味の勇士四十餘騎、猟船に取り乘って、苫深々と稲村が崎の滄海

を積みにて、岸の岩根に漕ぎ寄せて、先づ一番に打上がるは大星由良之助義金、二番目は原郷右衛門、第三番目は大星力彌、續いて續いて竹森喜多八、片山源五、先手續く段々に、剣を鞘さす立ち暗[illegible]、山縣七須田五郎、音たる勝負の合印、いろはに仮名[illegible]並ぶ、勝田早見遠の森、音に聞えし片山源五、大鷲文吾かけやの大槌引提げ／＼、吉田岡崎ちりぬるを、わか手は小寺、矢川勇兵衛、不破數[illegible]深川彌次郎、得たる手の手槍にて、上るは川瀬忠太夫、空に輝く大星瀬平、また[illegible]の、おく村岡野小寺か嫡子、中村矢島[illegible]野、千葉に村松村橋傳内、[illegible]の[illegible]手、[illegible]、由良之助が[illegible]に、[illegible]右衛門、假名實名[illegible]、其の數四十六人なり、[illegible]、忠義の[illegible]な手本、忠心は手本義平が家名、天と河との合詞、忘るな[illegible]、力彌を始めとし、表門より入れ／＼／＼、郷右衛門と是は裏門より込み入つて、相圖の笛を吹くならば、時分はよしと[illegible]込めよ、取るべき首は只一つと、由良之助に下知せられ、[illegible]、[illegible]を遙かに見やりけり、裏と表へ　三筆別れ行く。[illegible]高武藏守師直は、由良之助が

心よく酔ひ潰れ、若手達女に興じ居ては、家臣等を上客にて、すい程しられし騒ぎ、世こそ籠城は不行儀に、家臣等しからぬ事なりければ、非常を守る番人の、拍子木一つ打ち鳴らしけり。表門一度に下番を飾り、大門下の番屋の二人、大門に出で深き門の番子、鍵へ手、夜番と思しき拍子木遠音すれば、よそ聞きと、何の事も気付かず、高張に打たれ〳〵、寝静まるまで燃えぬ。舎の中まで花園の裏面、本の庭の内を、直し内からと堅くして付けし番人、二八人と組み付けざる塀へ引佐、直下ます、能い壁門と塀を越し、一番先陣に引続けて、拍子木を打ちかけて押さ、役所をなる打ち込む、竟か通るを不残にふ、早裏門に寄手は亀、陣分に付しと両人は、拍子木打合はせて天河と、買本蔵し、大門を、くれぐれと押しは力彌を始め、杉野木村二十九一党、我も〳〵と込み入って、見れば一面の上面の節も、夜が軟一と言の折に、夏ぞと下知して、附付には、鉄を懸けたる時の鳴り、座敷に向ひて一時に、一言さの手にし、懸けたる竹をたゝかうと切れれば、鶏居に居る敷居は下り、雨戸外れ〳〵、ここを蘭り込めと天河の、錠前をして鳴ね入る。八重斎そと松明提灯、裏門より込み入って、一方は神谷表門は、一方は由良之助、珠に挑って下知をなす。小勢なれども寄手は今宵、必死の勇者鬼と蛇では、由良之助、餘の者に目くばせを、貝鐘を取り寄せ、郷右衛門等共に、大将に下知下されば、進男の若者共、挑み立てて〳〵、めり終に、北國は作る、南は右近有馬に求、南より何

事かと、家の棟に武者を上せ、提灯星の如くにて、「ヤア／＼、御屋敷騒動の聲、太刀音矢叫び事騒がしく、狼藉者か盗賊か、但し非常の沙汰なるか、承り届けよと、主人申し付けられし。」と高らかに呼ばはつたり。由良之助返答す、「是れは塩冶判官が家來の者共、主君の怨を報はん爲四十餘人の者共が、千辛萬苦の戰ひ、斯く申すは大星由良之助原鄕右衛門、尊氏御兄弟へお恨みなし。元來兩御仁木石堂殿へ、何の遺恨も候はねば、卒爾致さん樣もなし。火の用心は堅く申し付けたれば、是を以て御用心に及はぬ事、只穏便に捨て置かれよ。」夫れとても鄰家の事聞き捨てならず、加勢あらば力なく一矢仕らん。」と高聲に答へたり。鄰家の人々聞き届け、「御神妙々々、我人主人持つたる身は、尤も斯くこそ有るべけれ。御用あらば承らん、提灯引け。」と一時に、靜まり返つて控へける。一時許りの戰ひに、寄手は僅か二三人、薄手を負うたる許りにて、敵の手負は數しれず。されども大將師直と覺しき者もなき所に、足輕寺岡平右衛門、館の内を飛びめぐり、部屋々々は勿論、上は天井下は簀子、井の内まで槍を入れて捜せども、師直の行方知れず、寝間と覺しき所を見れば、夜著蒲團の溫まり、此の寒夜に冷めざるは、逃げて間なしと覺えたり。表の方が氣遣はしと驅け行くを、「ヤレ平右衛門待て／＼。」と、矢間十太郎重行、師直を宙に引立て、「コレ／＼何れも、柴部屋に隱れしを、見付け出して生捕りし。」と、聞くより萎れし花に露、いき／＼勇んで由良之助、「ヤレでかされた手柄々々。さ

りたから泉下に侍せない、供にも天下の執事職、役するにも禮儀有り。」と、首取つて上座に据ゑ、「我々陪臣の身として、御館へ踏込み狼藉仕るも、主君の仇を報じたさ、慮外の罪御赦し下され、御尋常に御首を給はるべし。」と相述ぶれば、師直もさすがのえせ者、わるびれもせず、「ム、尤も／＼、覺悟はかねてサア首取れ。」と、油斷さして抜き打ちにはつしと切る。引外して腕捻ぢ上げ、「ハア、しをらしき御手向ひ、サア何れも日比の鬱憤此の時。」と由良之助が初太刀に、四十餘人が聲々に、浮木に遭へる盲龜は是れ、三千年の優曇華の、花を見たりや嬉しやと、踊り上り飛び上り、遺物の刀で首掻き落し、悦び勇んで舞ふも有り、妻を捨て子に別れ、老いたる親を失ひしも、此の首一つ見ん爲よ、今日はいかなる吉日ぞと、首を叩いて喰ひ付きつ、一同にわつと嬉し泣き、理過ぎて哀れなり。由良之助は懷中より亡君の位牌を出し、床の間の卓に載せ奉り、師直が首血汐を清め手向け申し、兜に入れし香を焚き、退つて三拜九拜し、「恐れながら亡君尊靈、蓮性院見利大居士へ申し上げ奉る。去る御切腹の其の折柄、跡弔へと下されし九寸五分にて、師直が首掻き落し、御位牌に手向け奉る、草葉の陰にて御請取り下さるべし。」と、涙とともに禮拜し、「いざ／＼お一人づゝ御燒香。」「先づ總大將なれば御自分樣より。」「イヤ拙者よりは先づ矢間十太郎殿、御燒香なさい。」「イヤ／＼夫れは存じも寄らず、いづれも御手前と申し、御贔屓に似つて迷惑。」「イヤ贔屓でござらぬ、四十餘人の衆

申が、師直が首取つたと一身に悦つても、貴殿には、柴部屋より見付け出し、生捕になされたは、よくよく主君鹽冶尊靈の、お心に叶ひし矢間殿、お羨ましう存ずる。何といづれも。」「御尤もに存じまする。」「夫れは何ともハテ刻限が延びまする。」「然らば御免。」と一の焼香、二番目は由良殿、いざ御立ちなされ。」と勸むれば、「イヤまだ外に焼香の致し人有り。」「そりや何者なる人。」と問へば、大星懐中より、茶盤縞の財布取り出し、「是れが忠臣二番目の焼香、早野勘平がなれの果て、其の身は不義の誤りから一味同心も叶はず、せめては石碑の連中にと、人手に渡つて金調へ、其の金ゆゑに舅は討たれ金は戻され、腹切つて相果てし、其の時の勘平が心、無念に存らう口惜しからう、金故死したは由良之助が一生の誤り、不便な最期を遂げさせしたは、片時忘れず肌放さず、今宵夜討も財布と同道。平右衛門それが爲には妹婿、焼香させよ。」と投げ遣れば、「ハ、、、はつ。」と押し戴き／＼、「草葉の陰よりさこそ有り難う存じましよ、冥加に餘る仕合せ。」と、財布を香爐の上に著せ、「二番の焼香早野勘平重氏。」と、高らかに呼ばはる聲も涙にくもれば、列座の人々も無念の、胸も張裂く計りなり。思ひ掛けなや人馬の音、山谷に響く陣太鼓、隣家ぞ／＼とぞ上を下にかへる。由良之助少しも騒がず、「是は師直が一家の武士取り急けしと覺えたり、手作りに討ち止めよと、表門の固め、桃井若狭助殿より聞き付け給ひ、「ヤア／＼大星、今表門より攻め掛けたに、師直が弟師安、此の所で討切々ては、敵に恐れしと後

代々の家臣、師直の御首提げ、光明寺へ立ち退くべしと、仰せにはつと由良之助、[illegible]を
[illegible]、亡君の墓の前、仰せに随ひ立ち退き申さん、御[illegible]頂上げる[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]大星[illegible]、[illegible]右往左往に[illegible]
[illegible]、[illegible]内に討ち合ひしが、[illegible]を打つて討つ太刀に、逆袈裟にかけられし、薬師寺
最期、[illegible]の太刀に切られ、緒にも繋がれし鷺坂伴内、其の往生を遂げたりける、手柄なくと稱
[illegible]、[illegible]代[illegible]名、是れも[illegible]代の、[illegible]例の[illegible]、[illegible]

假名手本忠臣藏 終

雙蛛々曲輪日記

竹田出雲

雙蝶々曲輪日記

第一

浮瀬の[illegible]附けたり曲輪の[illegible]

世に一つの望みがござる、京の[illegible]を着た[illegible]、花を見る[illegible]、[illegible]に、[illegible]、[illegible]の[illegible]那、お目がとろ／＼致します。吾妻様や[illegible]、[illegible]う。コレ中居衆、軽いお肴[illegible]う／＼」「いか[illegible]、此が[illegible]に、酒が[illegible]らいで氣の[illegible]。殊に追付勤めをお引きなさる、[illegible]けた、[illegible]によつて遣る[illegible]はないかえ。したが八幡の南與兵衛と深い中と聞き[illegible]は

んに逢ふも都に居て、里の客衆が遁れたいところにそのやもう聴ての事いな、與五郎様へ嫁入の時、此の都は仲人役。」「イヤ／＼其の嫁入の風が變つて氣の毒。吾妻様は知つてござらうが、旦那は御聞きなされまいが」「夫れは氣患り佐渡七聞かせい」「されば彼の西國のお侍、平岡郷左衛門様が吾妻様を御出すとて、井筒屋で昨日から、揉みに揉んで手附金の御才覺。何程二腰極め付けてござつても、ついなは出来難いやら、今に於て沙汰がない。一圓の沙汰が有つたとて、此の吾妻に郷左衛門様に身請けしられ、事は無ないこなたや御道理、いまでも旦那から、三百兩といふ手附が渡れば、最早今日から由緒の與様、彼のお侍が、あをこやつても指さす事も成りませぬ。半時でも早う、手附の渡された方へ相談が極まれば、今日一日がた僅にされかたらぬの境。いはば只三百兩、何處ぞに積んで有らうのに、イヤ、金が欲しいな。二八十六で夜付けられて、二九の十八、佐渡七様何おやいな、吾妻が顔も知らず、面白さうにおかしやんせ。」「イヤ／＼お金が調はねば、お前にお侍に添はねばならぬめ。」「ヤ、ひつこいわいな。」「ヨッ、心得、最早座敷に佐渡七が飲めさうな者はないか。」「ヲヽ、夫れよ、酒飲には花も貰うた上に、あるこそ、われは賤しき商人なれども、酒飲むことは誰に劣らんと、酒飲み菱屋追取り、此の冷し物鉢を前に置き、栗にもせよ、梨にもせよ、志の所は我が肴、明日は體が損ねうとも、だんない／＼、大事ない。」「コリヤ／＼佐渡七、もう見たうないつくしを罷めい、今夜が

手附の金を聞いては、暫しの間も待たれぬわい。此度おれも權九郎連れて、屋敷の爲替三百兩請取りに下つたれば、幸ひ其の金を手附に渡し、其の侍めに鼻あかさう。佐渡七は大儀ながら、石町の宿屋へ往て、手代の權九郎に金子請取り、直に藤屋の親方に渡し、手附の請取取つて來い。エ、味な事が氣に障つて酒がとんと醒め果てた、所をかへて飲み直さう、君達此方へ。」と手を引いて、奥へ入れば佐渡七は、銀でもしてこい能い銀儲け、無間の鐘を撞き當てたと、心も空に石町指して表へ出で、向うを見れば野道から、つこつこ來る手代殿、「ヤア權九郎樣、今逢ひに參る所。」「それは幸ひ、都が事が首尾ようなつたか。」「イエ／＼そんな事ぢやない。お前も御存じの、彼の屋敷のお侍が、吾妻樣を身請するとて、今日開けの中に手附金を渡す筈。夫れで旦那が以ての外急きが來て、半時も早うお前から、金三百兩請取つて、手附に渡せといはるゝ。」「こりや面白い、都をば手に入れて鶴に取り付いたること。」とは如何なこと。「それに就いても帯を締して聞く通り、斯うした時も有らうと思うて、是れ見よ、是れは昨日受取つた爲替金三百兩、此の又三百兩は俺が隙に拵へ置いた贋小判、是れをしやんと掏替へて、とうみやく包に與九郎が印判押させ、向うから尻が來るか、彼のたかいたいしに積を負せる權九が計略、見事に拔きしたの。首尾よう往たらば、佐渡七、褒美に阿波屋にて三開口を買うてやろ。」「こりや忝い、夫れならば此處へ往て。」「默れ／＼、贋包に印判をでつかりさし

たら此方の物。」と諜し合はせて權九郎、佐渡七伴ひ入りにける。生業は草の種とて樣々に、世の憂き節の笛細工、傘に小笛をぶら〳〵と、子供賺しの荷ひ賣、清水邊を吹き歩行き「サア〳〵買うたり、横笛鹿笛唐人笛、鼻で吹くのが猪笛、喇叭ちやるめら笙の笛。」と、吹き立て〳〵賣り立つる。「笛の音に集る鹿ならで、合圖の笛と聞くよりも、都は密と座敷を脫け出で、見れば紛はぬ其の人と、路次下駄横に走り出で、「これ、南與兵衞樣、よう逢ひに來て下さんした。」「さればいの、己も我が身の文見ると、昨夕來うと思うたれど、此の浮瀨は揚屋と違うて、夜は鳥渡も逢はれまいと思うて、商ひの出掛に來た。」と言ふ顏つれ〴〵打眺め、「以前は八幡で南方與兵衞樣とて、人に人を使うた身の上、仕付けもせぬ商ひでア、いとしぼや、甚う顏に窶れが見える。」「あの夫れいはうとて呼び寄せたが、ア譯もない。」「イエ、さうでない外に話す事が有る。縱し又お前の顏が見たさに、呼び寄せたら科に成るかえ。話したいといふは、與五郎樣の手代權九郎、幇間の佐渡七諸共に、昨日から段々と、私にいふのを聞かしやんせ。追付年も明くなれば、何かにつけて心に叶はぬ事があろ、借錢萬事を請込まう、何卒逢うてくれんかと、あの佐渡七面奴が、同じ樣にあた憎らしい、何處で聞いたやらお前の事まで言ひくさる。」「そりや死に際に賴しうなると、よい鳥が掛つて仕合、逢うて遣つたがよいわいのに。」「逢ふ氣なら、お前にやいはぬ、若し疑ひの心もあろかと、思うていふに胴慾な。」と恨みつらみ

も人目を忍びて、誰やら来るわいな。」と、隠るゝ間もなく太鼓の佐渡七、「ハア都樣爰には何して

「さればいな、あの笛の音が面白さに、爰まで聞きに來たわいな。」「ア、大人氣ない、今日中に[illegible]事

聞き切るとて、權九樣も待つてござる。我等は又吾妻樣の身請の手附金持つて參ります、後に御見」

と言ひ捨てゝ、曲輪を指して急ぎ行く。「エ、ひよんな者が來て、話の邪魔。」と立ち寄れば、「都樣都

樣。」と座敷より中居が聲、「オ、忙しな、彼では何も話されぬ、私が來るまで切戸の陰に待つてゐて下

さんせ、」[illegible]の返事して、[illegible]南與兵衛、身を打扮け物陰に、暫し忍んで待ち居たる。

師走の日並忙しきに、世事に構はぬ西國武士、平岡郷左衛門、我が朋輩の三原有右衛門、[illegible]

漫坂より徐々と、供の奴が提灯に、[illegible]樣のせ、[illegible]有右衛門、あの[illegible]は山崎の與五郎に、[illegible]

踏込れ[illegible]に、彼の聲高な[illegible]の聲に驚かされ、[illegible]と、[illegible]を切つて[illegible]戻る[illegible]佐渡七、

ちやと見るより小腰を屈め、「是れは[illegible]門樣有右衛門樣、[illegible]で、[illegible]々、

お二人樣がが此の浮瀬へお出での樣子を聞きましたで、跡を慕うて來たとはまつい[illegible]お聞

かせ申したらお腹の立つことがある、今朝[illegible]與五郎が、吾妻樣の身請なさるゝに相談、則ち我等

お手附金二百兩持つて參れるに、幸ひに藤屋の亭主が藤屋の[illegible]へ、[illegible]に來てゐるを[illegible]に故、[illegible]して

かへりがけ。」「何いふて、身共へ[illegible]かうと思うて。」「イヤ誓文でござります、[illegible]此の[illegible]御覧じ

ませ」と、手に渡せば鄕左衛門、披いて見るよりくわつと急き上げ、飛び掛つて佐渡七が胸づくしを確ととり「扨々うぬは憎い奴、與五郎と一つに成つて、身が武士を捨てさすか。斯樣な事も有らうかと、常々汝に物取らせ、頼み置いたは何の爲。手附渡さぬ其の中に、早速身共へ何故知らさぬ。」と二人が中に引つ挾み、鯉口ちやんといはすれば、佐渡七は身を縮め「アヽ、成程御尤も、私も其の氣が付かぬではなけれども、事急なればお報知も得申さず。其所で我等が分別出して、吾妻樣をお手に入れる、仕樣をさらばお目に掛けう。コレ此の手附請取に宛名を取らぬが我等が工夫、今でもお金か調へば、宛名をお前に書き替へる、何とよござりますか。」「こりや出來した、夫れならば此の手附の請取に、鄕左衛門が宛名を書いて持つてゐる、三百兩調ひ次第、汝に渡せばよいではないか。」「成程成程、此の褒美にはおつしりと。」「サ、合點ぢや。」と紙入より、閃りと彈む淸水の、花も及ばぬほん山吹、黄色に成つて曲輪の亭主、息續ぎあへず「ヤア佐渡七殿こゝにか、扨まあ何かは差置いて吾妻を身請なさるゝお客に、今お目に掛りたい。」「そりや幸ひぢや、則ち彼方が身請なさるゝ鄕左衛門樣。」「ムヽ、是れは〳〵、私は太夫が親方、些と密々にお話申したい事がござります。只今遣はされた手附金、早速百兩封を切つて見ましたれば中は赤金、是れ御覽じませ。」と財布より取り出せば、二人もはつと呆れ顏、佐渡七も容驚き「私が持つて參つたれど、明けねば知らう筈もなし。エヽ、憎い奴ぢや、吃度

御詮議なされませ」「ムヽ出所が知れて有れば詮議もしよい、其方は浮瀬へ往て、山崎与五郎殿に平岡郷左衛門といふ者、夫れへ参つて御意得うといつてくれ」「はつ」とはいへど気味悪く、「どうしたらよからう」と胸に思案に浮瀬の、踏次より外へは行しけり。曲輪の亭主手をついて「金の御詮議なさるゝならば、お国が入るでござりましよ、金をお返し申したれば、最前の手附の証取、お戻しなされて下さりませ」「成程々々一札渡さう」と、硯はかへし、申されて此方より手附持たせ遣はさう」と「然らば左様、ちよと身分よろしいと、挨拶述へて立上る、二人打連れ踏次より直に主人に上り、「郷左殿、与五郎は出ませぬかの」「イヤモウ町人気情でしや刎婆、与五郎逢はうと呼ぶ声に、何事やらんとあわてふためき奥より出で、「ハイ私が与五郎」「山崎与五郎とはお手前もそか、身は平岡郷左衛門、先だつて都閣をにいて来せとになる揚屋をさ」「イヤ其の筋は何とも承りませぬ」「ムヽ逢ひたいといふは別儀でない、今日様の御前につき金子三百両受取り、彼より見れば既に手附金、其の包には其方の封印、ご見られよ」と投げいだす。与五郎包を手に取り上げ、見れば手附に打つたる金、使に遣つたる佐渡七が所為か、ようも参つて手に入りしと、不審晴れねど打詠めて、いはれもせず、返答にあぐみしが、暫く思案し手をつき、「なる程此の包は手前の封印、然し金の取捌きは手代共に申し付け、拙者は預り存ぜぬ義、とくと帰つて手代共を連れて詮議仕らう」と、いはでも果てぬ、ムヽ、真

五郎、郷左衛門は武士おやぞよ。お身が評議をする間、殿の御用を缺くべきか、なう有右殿。　貴様

成程、殊に黄金は天下の大罪、穏便に事を濟ますが武士の情。ナ、左様ではござれども、要許は他

國の事、旅宿へ歸つて、金子調達仕らん。と、行くを両人前後につつ立ち、イヤサ斯ういひ掛つて

は、いつかないかな待つ事ならぬ。と徐に事寄せ郷左衛門が、無體も穏の意趣晴らし、とやかく

やと與左郎ら、権九郎佐次七と、呼べども出でず動かさず、騒動の折から南與兵衛、つつと出でて、

二人を突き退け、コレお侍、よい加減にもう往なれい。ここ此奴何奴なれば、横合から出しや張つて

慮外な働く推参者。ハハハハ、是りやをかしい、其の横合はわごりよ達。なんで身共等が横合。

ハハ、ア置かれい、そこなりや其の金、何處の誰から請取つた夫れ聞こわい。ハテ夫れは、一ツ、

さうおやあろ、コレ其の金はの、是なる與左郎殿より、曲輪へ手附に渡つた金。請閒のと同腹に成

つての、なんと詮に應へるか、能う聞つしる此の節賛。ひつとでもいうて見や、ア、手なこい侍

おや。イヤサおのれが様な無理いふ奴には相手にならぬ。コリヤ與左郎、あの様な金銀を通用する

程に依つて、身が屋敷へ連れ歸り、縛り首打つ覺悟せよ。と、立ちよる二人が首筋攫み、弓手馬手へ

踏み据ゑ蹴据ゑ、縛り首とは汝等が事。と極め付ければ、おのれ投げたぞよ、堪忍ならぬ。と切り掛

くるを、懐中金にてあやうき受け、又切り付けるを搔潜り、二人が腕首しつかと取り、一見りや大事も

ない侍さうなが、こんな事に刀抜いても可いか、扶持を戴く主の事も、身の事も思はぬの、拵へ揃うた智慧なおやぢと、突き飛ばされて顔見合はせ、いか様便は所が悪い、重ねて後稽い目に逢はしてくれう、能い往にしほ。」と両人はこそ〳〵と立ち帰る。吾妻都は走り出て、私や今のもや〳〵で癪が上つた。」「私も、」と胸撫で下せば與五郎、「扨ア此は南無貴殿。」「何のお礼に及びませう、私はお前の父御與次兵衛様に、一方ならず貰らうて其の節は、六郎でん人に頼られて南與兵衛と申す者。」「其は聞き及ぶ南方の與兵衛殿か、是れは〳〵。夫れなれば與五郎とは兄弟同然、殊に又郷左衛門と訳あると聞いたれば、是れ以ての外の事。然いふは與五郎が、心をにかる相手たれど、往来にて訊はせし手前金三百両、郷左衛門が手に入つた様子は。」「ア、成程、然し爰は端近、旅宿へ参つて密々にお話申さん。」「夫れならば御酒一つ。」「いや〳〵只今は目以て。」「すりや、堅くろし、與五郎様もあの様にいうてござるのによいわいな。」「いや〳〵酔つてはならぬ。今日は一日あるかいたれば、まづと南與兵衛にすゝめられ、荷が賣れ出上往んでをる、咽がひい〳〵鳴るわいの。東山へ参つた帰来、清水観音へ参つて帰りましよ、皆様ござれば。」と南與兵衛、荷をうち擔げ別るれば、三人打連れ浮れの、元の座敷へ入りにける。始終立ち聞く手代の権九郎、今聞の佐渡七小手招き、二人のを聞いたか、扨悪い奴等め、彼奴が大方都がきだしん、なんの與兵衛めに極まつた。何處に何時まらかつたやら、何もかも皆知つてをる。あの

佐たら其方望み事も親方へ吐すであろうが、何何したらよからうぞ。」「コレ權九樣氣遣ひさつしやい、此の上の浮瀬に今の侍衆がゐらるゝ、頼んでばらして貰はうか。」「よかろ〳〵サア來い。」と、尻引揚げ清水の、取るしどろに上り行く、斯くとも知らざる與兵衛、觀音へ參詣し、賣れ殘りの笛賣つて往のと、舞臺の上に荷を下し、手慰集める曲笛の、高音も流るゝひいやひや、ひしいでくれんと權九郎佐渡七、つゝと寄つてたゝ與兵衛が、兩の小腕差し取る、最前おのれは侍衆に能う慮外ひろいだな、目に物見せんと捻ぢ付ける、心得たりとはね退け打ち据ゑ、又立ち上つて取り付く二人が胸倉を上げ、右と左へ筋斗打たせ、朸追取り脊骨肩骨薙ぎ立つれば、思掛けなき後より郷左衛門有右衛門、物をもいはず切り付くる。身をかい沈み、持つたる朸でちやうど請け、「ハア騙し討とは卑怯者。」と、拂へば付け入り付け込むをはつしと彈き、飛んで跳ねつ働けども、相手は四人に我一人、得物も無く切り折られ、篩を貫つたる傘追取り、拔けつ潜りつ請け流しては後退り、隙を窺ひ勾欄に、飛び上ればどつこい遣らぬと切り込む拍子、舞臺をひらりと一飛びに、飛んだる傘に風持つて、次第に下れば舞臺には、二人の者が口あんごり。傘を力に南與兵衛、畠の中に下りたつて、舞臺を見上げ、「うつそりども、大きにのろいとけつかれ。」と、どつと笑うて畔道を長町指して立ち歸る。

第　二

相撲の花扇に意見の親骨

茶を[illegible]くさくさ、中入までの勝負附、かちまけの勝負附々々々と、重言多き費言も、高津橋の[illegible]、今日七日目の大相撲、[illegible]の[illegible]、[illegible]せて、芝居張裂く繁昌に、扇の花は[illegible]と[illegible]江中、[illegible]人の[illegible]、[illegible]贔屓、[illegible]は[illegible]、木戸は[illegible]の[illegible]、[illegible]七貫人、[illegible]、同じ[illegible]、今の[illegible]中入こうら、[illegible]勝ちまつの、七日が間土付かず、三つの[illegible]、[illegible]、この[illegible]こりやと持つて出る、褒めるとねるか或は無雙、と[illegible]みたいで、[illegible]今日は[illegible]同士取らぬげな、何方にやら[illegible]出来た[illegible]の代りに、[illegible]濡髪と取らしてくれたと、何れでも大身に、[illegible]ゆゑ、勸進元頭取方が、濡髪へ[illegible]故、是非なく一番取らなけりや。是れは見たい勝たしたい、[illegible]込み押し込み[illegible]、皆々打連れ急ぎ行く。川風に[illegible]く[illegible]、[illegible]ひ、

浮かぬ君達勸め込む、船の一字の讀む音や、皆一樣の襷は、是れぞ龍頭鷁首と、橋行く人も行き惱む、引舟外山が上調子、此邊がよかろ舟留めし、「まだ相撲は果てまいか、太夫さん一つ上りませ、由縁のお銚子〳〵。」「あい」との返事もせず、「夫れ手元見や、口からぢよろ〳〵出るわいの。」「一つ上れ氣が浮かぬ」と、いへど吾妻は浮かぬ顏、「イエ〳〵酒置いて貰ひませう。夫れはさうと都樣、與兵衞樣は如何ぢやいな。」「日外浮瀨のやつさもつさ、皆貴方の甚いお世話、あの樣な男氣な立派なお方に五郎樣を宵らしたい。今日も首尾して鳥渡お出でと文に委しう知らせしに、今に於て便りがない。夫れで可笑しも何ともない、但しは舟で來てではないか。」と、見廻す向うの紅枋にちらりと見えし與五郎を、都は見るより小手招き「早う〳〵コレ外山さん、五郎樣の舟へ吾妻樣を借しまして、ちやつと〳〵。」に氣轉の外山、舳先に立つて舟の綱、結び合はして、「サア吾妻樣御越し」と、呼ばれて嬉しさ機嫌も直り、「五郎さん何故に遲かつた。」と問はれて與五郎、「されば〳〵先刻にから此の舟へ、もう往かうか〳〵とおもうては居たれども、惡者の郷左衞門、有右衞門めが、家來共を見え隱れに付け置いて、浮瀨の意趣晴らしに、弱い者は步に取らるゝと、斷ういふ中にも氣味が惡い。長五郎が相撲仕舞ひ次第來るであろ、彼が來れば千人力。あの濡髮は此方の親父の大氣にいり、自體は家來筋なれば、身請の相談諸事萬事、此中から頼んで置いた。追つつけ芝居も果てるであろ、委しい事は明日の晚、見付けぬ中に

早う往にたい/\。ト、元來小氣おぼこ育ちに氣の急く都、ソーレ吾妻上、あの舟へちやつとお乘り、
夫れから恨みなりと拗ねなりと、早う/\。ここに外山も共に、ヲヽあれ/\、相撲が始まるやら、拍子木が鳴る、
御仕舞ひ次第に早うお歸し。夫れ/\、此方等は酒にせう、此の都が行司人、西は与五郎様東は吾妻上、
ちやつと取つたり。障子をぴつしやり、流石曲輪の手なれども、惡所仲間ぞ頼もしき。芝居はさわぐ/\、人群
賑ふ聲、風が靱いふ名乘聲、小松やまア/\/\、此方神樂々々々、どよみ作る見物に、
る其處を走り行く。東の方から息急きと、歩み來るは與五郎が父親、東かいやの山崎與次兵衛、年は六
十一か二か、前髪だちの頭巾、荷持丁稚も連れ足、草臥もが/\、道南挽へ、申し/\親旦那様、此處ら
とお休みなされませぬか、肩も足も堪りませぬ。ハテ、賢い奴じや、道なら只七八町山崎から一息、爰
休みは北濱のお屋敷、是れも立ちながらつい爰まで、夫れにおまこ/\休んだら茶の錢も費にぬ。幸
ひ爰に茶店、些との間休ませう、ト床几に掛ればお茶上りませう。イヤ飲みたうござらぬ、火を
借る許りおやぞ。我等渇くなら飲め、徒茶飲むな腹が損ねるぞ。イヤ亭主、相撲は偉い繁昌、追付果て
ますか。イヤモウ今面白い最中、今日は濡髪と、ソレ、ぞれやら屋敷方の抱へ相撲との取組有る筈。
ちと御見物。札は何程、札が六十八文、中木戸が七十八文。ほつと待つたり、ドレそこな十露盤貸したり
サア、いつたり。エ、札が六十八文、是れが二人で百三十六文よ。ア中木戸が七十八文。ト是れが

〆三人で二百四十二文。」「中棧敷が七百六十二文。」「すると、七百六十。」「上棧敷が一貫八百。」「ホイ、一貫八百、是れに酒が小半でアヽ三十文と、蛸の足一本が八文、三太めが小豆餅が十で十文、ヨリヤ〆て三わいらや下戸なり、ハヽ酒も飲まぬとごさるわいな。仕舞うた、此奴がかいせで二十文、總〆て三貫八十二文、是れに日に四文、これが日が出るよしにせう、俺も能う心得て錢徒に使ふな、三貫八十六文、大抵ではまけられぬぞいやい。此の錢みつかはすに、一つにして謡ひに遣れば、結構な正月ごが出來るこま此上稼んで評判聞けば見たも同然、どれ茶一つ呑まいといふ折節、忙がしさうに白臺に、卷物十本青紙十貫、樽肴進上相の立派な手代、やれ往け／＼といきつき節ゑめことゝ、行き過ぐるなど目早の與次兵衛早くも見付け、こりや／＼庄八なぞと呼び掛けられて吃驚り敗亡、「ハヽ親旦那與次兵衛樣、お馴染にお召しなされずに、何處へお越し遊ばしますことゝ大地に三つ指氣の毒顏、「ハヽ、遣るわ遣るわ、笹まめこ、味やるわ。ヤイ與五郎めは何處にをる、サア有樣に叶しをれ、」「自體此の春頭の權九郎めがうつきり、此の度の傷情銀の事につき、俺が直に來る筈なれど、折節惡う持病の疝氣。夫れ故にこりや權九郎、錢請りは心元ない、其方が屋敷々々の勝手も知る、萬事氣を付け見ならけせよ、埒明きや直ぐに連れ歸れ、錢が入るほど大坂の水に味が出て來ると、底の底まで念を入れ、今日は戻るか、明日は歸るかと、待てども／＼いかな事、此の月で丁度足掛け三月。人をおこせば、イヤ屋敷々々に

御用が出来た、[illegible]銀が埒明かぬ、明かさば明かぬやうの[illegible]と目先の肉、見ても目に頭を知らぬ風[illegible]ヤリヤやい、此の様に[illegible]入るのは[illegible]、新町の[illegible]共に、鼻毛讀まれる與五郎め、[illegible]九郎めも汝めも、踊り狂うて箝まめこ、コリヤ、山崎から爰まで一人前三十で乗合に乘せる、三人で九十、夫れほどの銀借しおではなけれども、一文でも費えな事に遣ひ果さば、銀の[illegible]加といふ物で、思へばかが行かぬ物と、皆倅めが不便さに始末するわい。内になればうこ[illegible]、金魚だらけ、あの金魚が何の役に立つ、喰はれはせず[illegible]魚より劣り、[illegible]出づれば手放しかけ、其の大分の進物ども大抵の銀目ぢやない。錢三十の乗合にさへ得[illegible]らぬ[illegible]、[illegible]子息は大方あの樣な[illegible]に乘り散らし、お山と一緒に酒を飲み、箝まめこうで有らうがな、と舟を睨めつけ[illegible]て、[illegible]與五郎め連れて来い、サア往け失せう。」と迫立つる。舟の内に吾妻がハア〱、與五郎は夢になれとぞ[illegible]み居る。庄八見るより即座の間に合ひ「イヤ若旦那は先程中入まで見物遊ばされ、甚う頭痛〱、目が舞ふ樣な、是れでは堪らぬ、定めて親父樣もお待ちかね、兎角親父樣に早うお目にかゝりたいと、[illegible]駕籠に乘つて直に山崎へお歸り。私も御供と存じたれば、いや〱、おれは此の進物どもおれが遣るのではない、藏屋敷より託かつた、長五郎へ渡し、請取つて屋敷へ渡し、おとから追付でござります。」と間に合はすれば、「ムウ、何おや、與五郎は常住の[illegible]山崎へ歸る、其の進物は[illegible]のおや[illegible]ハイ左樣でござい

ますこ「ム、夫れなら夫れにして置く、慥かにさうか。」「否モ口もくされ。」「えいわ病氣とあれば是非がない、幼少い時からの癖が直らぬ物であろ、是れから夜通しに遣つてくりよ。したが此の次第が是かなため、道から辻駕籠で追れてう「コリャ庄八、長五郎に逢うたら、俺も些と用事が有つて下つたけれど、長五郎が有無を折節のに往ぬ、貴様仕舞ひ次第見舞うても来いといへ。今日も下つた序に中島の襲で、相撲も只だけれど、錢かたんと入つたから、何やかやで往ぬ。此地へ來たら村中の若い者集寄せて、四方山の噺に取らし、見よ、嫁のお照も吃驚せう、權九郎に逢うたら、金のことを首尾して、早う歸れといへ。」と、わきたくる程いひつけて、「ハアまだ忘れた、其の進物の序に此の届け、今朝隣から下された物、養生の物を食せ、花もやという、長五郎に遣つてくれ、身体は病氣をやみ、れとい、貴様も飯のまゝなこ、いや慥かにさうか。」と、母の内、肝腎要の所なれば、いはぬ心の細骨に、樽へ入れて籠を縛つける。庄八はく、と吐息つき、「若旦那お聞き遊ばしたか。」「聞いた段ではない、傳馬町町に一日に行かれたまゝ庄八、いかい働き、もう私や怖うて顫へてはなりゐたわいなア」「何と庄八、高麗に逢うて、長五が身請の事話した、今夜中に往なすば又喧しかろが何とせう。」「其處は庄八呑みこんでをりまする、先に此の通り路を待受けて、あれ／＼名乘の聲がする、萬事は後程に。」と、大木に指して行く内に、錢甚をなさなさ、放駒なさなさ〳〵、是れ今日の結びの關に、内外の評判取り〳〵に、何方が勝す

知らねども、一度にどつと鬨の聲、木戸はもやつく果て太鼓、明日も疾うからどんからの、音に揉まれて諸見物、潮の湧くが如くにて、ひやひやの中に、ヤアヤア吾妻様ちやつと/＼、郷左衞門様有右衞門様追付爰へ、見付けられて、大不首尾、早う/＼に縺解き、身遁ざけてゐる所へ、見物寄集に打交り、平岡郷左衞門三原有右衞門、聞出の手代が御供にて、後に附添ふ角前髪は、大寶寺町の一番息子放駒の長吉、數多の見物押し合ひへし合ひ、あれあれ最後の抱への相撲、よう聞取様、見事な勝、出來た/＼と囃ぎ立て、遠際さして逆り來る。郷左衞門目早くも、ソレ/＼放駒、聞取なぞと指されて、前へ廻り來れば有右衞門、長吉きつい勝、郷左殿、吾妻殿の身請の義も、今の五番勝負で濡揃、與五郎めが腰押しの濡髪に、勝つたは目出度い一つ飲も。イヤ此の郷左衞門が思ふつぼ、飛び入りといはせ長五郎が立合はねば、其前に抜からぬ吾人の長吉が、抱への角力放駒と名乘り、名乘り上げたればこそ、今の角力勝つたは手柄、彌上大が身請の世話も頼み入る。いや爰は船中、諸事は出來で、踏通れ/＼。」はつと心得押し出せば、與五郎吾妻は[illegible]く顔と顔、遠さかつても離れ難の、契りも深き堀江川、別れてこそは行き過ぐる。與五郎も氣詰りと、[illegible]見送り、[illegible]頭、俺は徒歩で往の聲に迎へをおこせと、九軒の非問屋までいうてたも、ハテ、心得ました」と船押し切つて別れ行く。木戸口より、濡髪長五郎、評判一の角前髪、大部屋の兇肉、飲輪さすが聞取と

一際目立つ男振り、與五郎見るより「長五郎々々まあ／＼爰へ」と、茶屋の床几に招かれて「ハイ、若旦那爰にお出で」「コレ茶店の一寸頼まう、あれ／＼／＼向うへ行く船に追ひ付いて、おれが名はいはずに、長吉殿に急に一寸お目に掛りたいと、誰やらが待つてござるというて、返事聞かして下され」近頃大儀ぢやがと、其の儘走り行く跡に、濡髪贔屓の與五郎「イヤ、腰掛さや、かゝつた事ぢやない、今日の角力おれは力がとんと落ちた、太夫も今まで彼の客と船にゐたが、力落しで今往んだ」郷左衛門や有右衛門のが、放駒を贔屓くさる胸の悪さ、吾妻身請の事が明く吉左右と悦びくさる、おのれ一番へ乗せ込んで、自分いはうと思へども、彼方は強しおれは弱し、兎角吾妻の事が苦に成る上、其方は負けるこのやうな如何でう」と、むしやくしや腹の詞を押へ「イヤお氣遣ひなされますな、相撲に負けた物、負けたが先程庄八殿のお目に掛り、親旦那の噂残らず聞きました、先づお前は宿まで御歸り遊ばされ、金の工面なされませ、五日や十日隙入つても、濡髪呑込んで居ります、脇の手へ渡る事ぢやござりませぬ、言うて申すに及ばねども、私が國者人はお前のお袋樣の召使、私は八幡邊から養子に貰はれた者にござります。其のお袋樣もお果て遊ばす、母も病死、其の上段々お世話に預かりし大恩の與次兵衛樣、其の若旦那のお前、長五郎が命のある中は、吾妻樣の事世話致さいで何と致しませう」と、詞半ばへ茶店の亭主「申し長五郎様、長吉様が夫れへ参ると申しまする」「お

つと合點、ハアノ\〜お歸りこ「コレ亭主又頼も、此の方新町まで送つて上げまして、追付是れへ參りますこ「隨分早う」と與五郎は、亭主打連れ歸りける。夕暮近き道傍の、茶店日當に放駒、僅に此邊と見廻せば、簾越見ゆるより「イヤ是れは御苦勞、ヤアノ\〜是へノ\〜」と招かれて放駒「エ、一寸逢ひたいとのお使は御苦勞殿、こなんでえすか。」「一度程々々此の長五郎、些と其許へお頼み申し度い事もあり、又外にお話致さねばならぬ事、サ、是れへノ\〜」「いかにも」と、互にそれぞれ床几に並び、腰打掛ける前髪同士四角な上の二枚物、事にこそと見えにけり。「ヤヤ長吉殿、お名は聞き及べど、染々逢ふは今日の相撲、流石強い身體附小手の利き樣、サヽ、何とごんすか」「イヤそれはうとい達者」「イヤノ\〜長五郎殿、何やら話したい事が有ると人を遣したは其の事でえすか」「いやノ\〜、頼む事は外の事でもない、今日の棧敷のお客さ、お侍さうなに」「イヤさうでえす、夫れが何とぞしたかな」「サヤ何とも言せねども、其のお客が此の間新町の藤屋の吾妻を身請の談合、其の吾妻殿には、先から馴染、即ち我等が御贔屓、若い人なら殊に此は都合能、身請の金ごと、我が方で我が儘ならず、此の金のたんぞくする間も今四五日。其の中貴殿の方の彼のお客に請出されてはと、其所が今の若い同士なれ、何を言交した詞がなたぬとやら、いふやうなわちやくちやした事が有るさうなおや。そこで私は家來筋の事なり、コリヤ長五郎、彼方へ通つてはおれが立たぬ。おれがここで先のお客に逢う

て斷りいうて、此方へ請出さして下されと、ほんの子供のやうな若い人、私ぢやというて近付ではなし、何とせうと思ふ折柄、貴殿と今日の出會、是れは幸ひ大坂同士若い同士、其のお客のお氣に立たぬやうに、其邊をなコレ何卒。」「イヤこれ〱長五郎殿、詞半ばぢやが、こなんのいはんす親方筋とは、山崎與五郎殿の事でござりますか。」「いかにも能く知つておやるの。」「知つてゐやんす、其の與五郎殿の事について、吾妻殿の身請の相談、私も又成程、侍衆に頼まれ、金の工面する內、與五郎に請出されては色の意地に長吉頼む、金の才覺する間脇へ遣るな、殊に向うは濡髪が肩持つ程に、汝を頼むと頼まれます。私も又與五郎殿とやらと吾妻殿許りなりや、侍衆に斷りいうて、ナニそんな世話は嫌でござると、いふまい物でもないてや。慾か濡髪が肩持つと聞いたによつて、どうやら長吉が、濡髪が憎さに入り口いふと思はれても面倒なり、又友達仲間もそんな物、ナサうぢやごんせんか。」「ムウ其時は、おやぢ、其處がまでぢや。」「何處でえす。」「イヤ其所が男同士、ひら押しに頼みたい事あればこそ今日の相撲、放駒と名を上げた、見れば長吉殿こなんぢや。是れは能い所といやあうなしに出合うたわい。」「ア、おかしやれ、いはしやんな。そんな事や、此の長吉に此のことを頼みたいと思うて、今日の相撲をえいやうにしたといふのかい。」「イヤさうではない。」「イヤ〱ふつたのぢや。おれがめんような、貴様は評判の取出、どうで子供衆るやうにするであろ、おのれ左指いたら喰ひ付いて

なと遣つてくれうと思ひの外、ちやい〳〵いふとすん〳〵と持つて出た、其のうちに團扇は上る、合點行かぬと思うたが、ふつたのおやぢ。投げるなら投げ殺して置いて、また改めて頼む事なら面白い、引きはせいで其のやうな人に物遣つて、跡から金の無心いふやうな、むさい長吉ぢやごんせぬ。あいらいの心に引離れ、、それやもうもう慮外ながら、お聞取には似合ひませぬ」「イヤ長吉殿、さういはばんすいや、いかう爰で喧しなんぞえ、喧しなつたら何とするえ、されば、與五郎殿と其の侍衆とが、あつきしやつきに成る所で、貴様と私とが立噂、まだ半分道も行かぬ内、爰で互にいひ合うたの、打つた踏んだのですれば、喧嘩の勝取するやうなもの、其方の身請も今日明日に埒明くでもなさうな、今四五日の事、此方も二三日には埒する筈ぢやぞ、マア、貴様を頼む、其方の金の費えなやうにしてや、とかく〳〵こい、其のやうな面仕かつてもがりの者のいふやうな事はいやぢや、叶はぬまでよ其の時になつたら腕づく、もがり商賣いやでもさうせにやならぬ」「イヤ長吉殿、長吉殿、餘り頤がたゝき済まふぞよ、與五郎殿の事についてでは、長五郎が命でも差上げにやならぬ節があればこそ、其處で下を下げていふのぢやないかいな、夫れをおれが知つたことかいの、二十年知らぬにようていうて聞かすのぢやさりとは頼まぬ、聞分のない者に物いふは、放れ駒の耳に風、随分侍の腰ぬけつ、この知れた事、是れから内の商賣に構はず、此者人が踊りしてゐる處ぢやよ、随分貴様の邪魔せうわい。ま、何が扱い

て切り掛けうが、何奴が拔いて掛らうが、額に濡髮、鎖鉢卷より慥かな請人、ハヽ、切らば惡からう。ムヽただ櫛味噌知らぬ放驛、人中で馬鹿に逢うたことがない、ふてらしう蹈まれて見よわい。」「見るか。」「オ、見る。」「見せう。」と互に惡口睨み合ひ、思はず立つたる茶椀と茶椀、手に持ちながら、コリヤ長吉、此の茶椀の樣に何事が有らう往ば喧嘩、長五郎長吉と、此の樣に破れたれば、ハテ離れぬ仲ひし、重ねて〳〵。」別れてこそは　三重　歸りけれ。

第　三

揚屋町の意氣づくに小指の身がはり

寂光の都に安ぞ、因齋町九軒常夜の闇を照らす、非窗が花の賑しさ、數の菩薩の來迎と、右百萬遍の末社共、しよ黄金の光る日掛け、我も〳〵と入り來れば、客は卽身成佛の、帯紐解いて大騒ぎ、欲から頭への直念佛、兎角此功德無の潰れ、極風の涅槃に入るもあり、實に新町を西々と、彌陀の御國かいふ郭で、數取られて佛となる、構ふ聞かぬ人もなし、騒ぎの内に吾妻と都、頷き合うて座敷を拔け出で、コレ吾妻樣、私が身には難儀が掛つた、切無い事が出來たわいな。アノ嫌な權九郎が、請出すといふて親方と相談、年も纔か一年足らず、談合締めて、百兩、今宵持つて來たといな。マ

「如何したらよからうぞ、思案して下さんせ。」「思案というて急な事、与兵衛様は知つてかえ。」「サア昨日八幡へ[illegible]を遣つて今日見えるはず、用が出来たか今に見えぬ。」「スリヤ差詰め駈落ちやわいな。」「何いはんすやら、お前程駈落々々と、駈落して後が詰るわいな。」「サア詰らぬからの駈落、私も郷左衛門が放駒を連れて来て、百両の手附を渡そといふ。是れも与五郎様から、今夜手附の渡るを聞いて、[illegible]渡しては邪魔する思案。ひよつと山崎から今宵中に見えうか、どうぞいな都様。」「ハテあの様は、私が事を相談すりや、お前の事をまんかちな。」「ハテ其しければ身一しん、餘所の事には手が届かぬ。此の与五郎様は遅い事。」「此のまあ与兵衛様は何してぞ。」と、同じ思ひも限り前、幇間仲間に大事と、郭中は上を下、騒ぎ中より駈け戻る亭主利八、「コレ〳〵太夫様方、大きな事が出来た、大門口で幇間の佐渡七が切られた。」「夫れや誰にえ。」「誰を知つてよいものか、流石の我等も存ぜぬわぜぬ。」「さりながら、追付捕へる能い手掛り、お前方にもいうておこ。佐渡七めは大摑み、死ぬるというても只は死なぬ、相手のお指を一寸程喰ひ切つて銜へてゐる。検使のお役人の仰せには、是れは[illegible]悪者でない、相手は[illegible]と聞うてゐ、いづれも[illegible]、指に食ひ付かれた故、是非なう殺した物と、それは〳〵確かい見やう。兎角指の無い者が殺人と、郭中が指改め、此方の客も、何時詮議に見えうも知れぬ。サアそれに付いて都様、其にこなさる与五郎様のお[illegible]で、お前の身[illegible]

ものと埒明けにして置きました。今夜でも手を引き合うてお出なされ、祝うて一つ食べましよかいな〓〓〓り利八様の嫌らしい事いはんすな。〓〓權九郎の土佛に、請出さるゝ事嫌さ。〓〓〓〓それでは濟まぬ。自體權九郎樣といふお方は、吾妻樣のお客の與五郎樣のお手代。親方と違うて大強請者、いつぞや浮瀬で何やらかやらした事も有つたげな、それから滅多に請出す相談。それは格別、今嫌と被仰つてもいはれては置くまい。断らなされぬか。幸ひ吾妻樣の事について、郷左衛門樣や放駒殿が、親方を呼んで談合して置かれた。密かに親方に逢うて、一年足らずの年季、二年にも仕まする程に、請出されて下さるなと頼んだら、飲込むまいものでもない。つい嫌と許りでは濟まぬぞえ〓〓いな樣さうおやわいな。それなら往て頼まうかいの。一時も早うお出で、我等も傍から相槌、〓〓こちや〓〓しと引連れて〓〓〓樣、序に〓が事も頼むぞ〓〓〓、た〓〓も合點ぢやと行く跡に、同じ思ひの吾妻が案じつゝ、あの身になつたらどうせうと、思ひ悩んでゐる所へ、頬冠にて顏隠し、駈け来る男は南與兵衛、息を切つて〓〓〓其所な〓吾妻殿ではないか〓〓〓誰ぞ與兵衛さんか、〓〓〓〓所へこさんした、〓〓様が待ち兼ねて〓〓一〓〓〓〓〓〓所でない。〓〓〓〓の佐渡七めが、大勢の〓人を〓〓待伏せ、とつて押へる拍子、小指をくはれて是非なう手に掛け、逃げ出さうも門は締めたり、何卒暫く忍ばせてうは有るまいか〓〓〓〓聲が高い、〓〓郷左衛門や放駒も来てゐる、お前と同じ〓の權九郎、皆〓〓

七錢貰の悪者。とはいへ氣遣ひさんすな、清水での恩もあり、わしが隱匿うて上げませう、市彌來い、なうあいと返事も長々と走り來れば、コレつい爰へ蹈取りや、コレはて貴方と二人ねるわいの、あいとはいへど子供氣に、不思議立てぞ入りにける、コレヤ吾妻殿、さう粗忽な事ぢやない、じやら〳〵お身りなされずともちやつと〳〵、コハテ女郎の寢間に、お侍樣の現在親も同じ事、昔風一重が靈い、嬉とやらおそれいたい、女郎の手管はこんな物、と言ふ間に忍が夜着蒲團、北二つに煙草盆二是れでよいかえと、ます、三味線おこし、奧へ往きや、あいと立ち出す禿の、胸のよいのを頼みにて、與兵衞は暫しの隱れ家と、夜着引被き身を隱す、吾妻はしやんと膝打擲け、調子合はして彈きかける、三筋の絲は撥ければ、心はたき一ふしに、其身を捨てる中なればこそ浮節の、三味線手ばへ聞け來る部ヤーと吾妻殿、今市彌が話で聞いた、其方は與兵衞樣を色にして、與五郎樣や私が手前、顏の皮か了簡あれやこの身あるを頼みし憂き勤め、コレ三味線弾いてゐから凡顏、おきやいの〳〵、引き出して赤恥かかさうとすつと寄つて夜着を引捲らんとする所を、おやつと押へて、彼の禿べて名を流す一、其の名を郭中へ流さうことと、又取持るか、コレ都さん、さうせかれしては何にもいはれぬ、こはや與兵衞樣でやない外の色、顏見せる事ャならぬ、コハ、隱したとて隱さうか、外の色なら猶の事、見掛つた顏見ずに置かうか、其所退きやらぬと言れずやら禿、と煙管を取つて振り上ぐる、マア、

これ是非見たか是れ見や」と與兵衛が片手のきれた指、引き出し見せれば都はびつくり、「コヽ此の指は」「コレ大門口で是れ程に、心中立して下んした與兵衛様、色にしたか誤りか、但しは突き出し世間へ見せうか、サア／＼如何だや都さん」「コレ／＼誤つた大事の／＼男故、氣が迷つて疑うた、能う色にして下んした」「コレ手を合はす、何事も堪忍して」と詫言の、聲が洩れたか權九郎、「都其所にか手が惡い」と、いひつゝ出でゝ、「コレ吾妻殿聞いて下され、私がよく／＼に思へばこそ、今親方の手前ぶ首尾でゐても、二百兩といふ金を出させ、亭主を頼んでからりと埒の明いた後で、女房になる事はならぬ、嫌だやと跳ねきられ、お乳の人の、乳ふつ／＼に逢うて手も足もない。何と其許の御世話で、コレ得心させて下され、一生の御恩忘れは置かぬ」と、三拜九拜其の間に、與兵衛が蒲團の下より、吹き込む品に吾妻は呑込み、「イヤ權九郎様、都様の合點のないは、是れまでお前の仕様が惡いでかなあろ」「イヤもうよいも惡いも、遂に／＼按摩取るより外、手を指いた事もない」「イヤ／＼、惡いといふは浮氣計りで、眞實可愛といふ心中が、見えぬによつてでがなござんしよ」「コレ、あの吾妻様のいはんす事わいの、其の心中立が大嫌ぢやわいな」「コレ／＼都様惡い合點、貴方が心中に、指でも切つてくれる氣なら、これな、夫婦にならうといはしやんせ。おやが、夫れ程には有るまい、有るまい」「いやもりやはや女房にさへ成つてくれるなら、腕なりと股なりと、望み次第に指でも切ら

う。」「アレ聞かんせ、指でも切るといふな。」「ヲヽそれがない程、コレ指がないと可愛い代りに成るでえに
「ハァアさうおや。コレ傳九郎様、私ゃほんノ\に思うて下んすなら、心中に指、ヲヽ吾妻様に、ソレ
ソレ」「そりや易いこと、二百兩棒に振るより指一本、望み次第切らいでならうか、イデ目の前で」
と、枕を臺に脇差で、常々ごとは當てながら、迷惑さうにもおノ\うぢノ\、どうやら今夜は切りと
むない、胸が踊る蟲が騒ぐ、「エヽ卑怯なおさんこ」と二人して、手取り足取り枕に縋へ、ほつしりいはせ
ばあ痛しことと、傳ける間に指拾ひ、其の血ち直に脇差へ押塗りノ\、鞘に寫して出來たノ\、忝い、
愛な心中男あと、しとと打たれし笑顔と、痛い笑顔に二人共、涙のおどつゞ打笑ふ、折柄來る所の役
人、亭主は居るか、亭主もなく、二度びの聲に、利八は立ち出で、けふと庭の二階、裏門口にて人が
殺した相手の詮議、客ども入れ替へ聞きまして、先づおれらは何者さ、即ち彼方もお客でござります」
「ム、町人さうな、とそばへ寄り、コリャ其の相手を出した、エ、指を吟味する相手を出しなさい」「ハ
イ、利八殿の事ですか、成程お前は合點の往かぬ筈、今宵大門口で、揚屋の佐渡七が殺され、口に指
を銜へてゐる、指のない者が相手と有つて御詮議、何の事はない、手を廣げてお目に掛けられますな」
「何ぢやそりやどう指が。」「改めた所が慥かに小指。」「エ、あの小指が。」「ハテ扨此奴、吃と仰天、
ソレ家來共吟味せい。畏まつたと引捕へ、腕の腕や指先を、引き出し見るに何と此奴に小指

方ない、其奴々々、それこの下紐の下、挿つたと投げて掛ける縄。「ヤ、申し、是れには段々申譯、私は山崎與次兵衞が手代、權九郎と申す者、此の里へ通ひ只今、彼の女郎に」「何かなれと」「ハイ／＼、餘り阿房らしうて申し兼ねます」「ムヽしては二人の衆、爰へ出て言譯して下され」「イヤもうそれは不（？）事わいの、私らが言譯で濟まうとも思はぬ」「利八樣」「ハイ」「相方の女郎は女房同然、緣者の證據で役に立たぬ、どうぞ私が言譯して上げましたいことナ」「、それ〳〵、思ひついたことが有る、人切つた脇差と、指切つた脇差は、血の滴で忽ち知れる、是れが證據」と脇差を、拔き掛け見るより南無三寶、鞘の内まで血だらけ、是れではどうも言譯立たぬ」と、聞いて役人、「イヤ夫れまでに及ばぬ、山崎與次兵衞が手代權九郎なれば、外に御詮議の筋も有る、屋敷へ引け」と引立つる、小事は大事の基と成る、蟻の穴から堤とは、後にぞ思ひ知られたり。布團引き除け南與兵衞、「扨て吾妻殿のお働き、お禮の申し樣もない仕合、今思へば太鼓持風情を、相手にして逃げ隠れ、嘸卑怯な者と、思召しも有らうが、年寄つた母持つては、何處ともなしに後髪、思はず未練になりました。」と語れば吾妻も、「アア私も、ほんの父樣が有るけれど、遂に逢うたこともござんせぬ、腹の立つ時は思ひ出すがよい藥。マア都樣へ連立ち、身が儘に成つたこそ幸ひ、打解けて」「オ打解けて往かんせなう」とそんなら何ぞの禮は後に、一まづ人の見ぬ内」と、與兵衞も挨拶そこ〳〵に、伴ひ一間へ立ち忍ぶ、吾妻

は人の世話許り、我が待つ人はと立つたり居たり、焦る、念の通じてや、山崎より與五郎、濡髮引連れ太鼓持ち、足を早めて入り來れば「ヤレ待ち兼ねた、お前も氣が急き長五郎樣、よう連れましてヽヽ」と挨拶も、心一杯戀ならん「イヤモウ、若旦那の足元強い物、駕籠では遲いというて飛ばれた／＼」「サア其の喜ぶ顏から濡髮が急ぐ是昔、どうつきさうやうで一倍飛ばねばならぬ」「扨まあ聞かう、郷左衛門が手附を渡すというてお越しやつたかどうかな」「サア夫でいうて遣つた通り、お前の方から手附打つと聞いて、放駒を頼んで金の手當て濟うと長吉が、百兩調へて持つて來て、多い少いと親方と詰開き。あの百兩が渡らぬ内に、此方の手附が渡したいと、夫れでいかう待ち兼ねた、もう先刻にかゝらせりふも濟んで、金渡したか其奴が氣遣ひ」「ハテ、長五郎どうぞうの一大事ごんせぬこんせぬ。今夜の夜明までに此方からの手附を渡そ、夫れまで外の手附を取りやんなと、親方に頼入れて置いた。併か彼方は百兩、此方は三百兩、高が長吉が頼んで、金濟へて貰ふやうな侍、郷左衛門に三百兩が何處から出る物。」「否さういはれぬ、あの郷左衛門は大工面仕。お國から米を登ると、夫れを賣り拂うて、直に請出す手筈がや持たぬ」「イヤ、夫れでは首が飛びますわいの。」「イヤ夫れでも氣遣ひなつ」「よござんす、夫れ程氣遣ひなら此の三百兩渡して來う。幸い親方も來てゐる、又長吉が來てゐると聞けば、渡すにも張合が有つて面白い。」吾妻さんちつとの間、休まして置いて下さんせ、遠道の草

跛、能うさすつて上げまして。」と、思ひ譯知り色知りて、濡髮とこそいふやらん。吾妻は四邊見廻して、ふたつまくら二つ敷蒲團、是れ幸ひと、「コレ與五郎樣、彼所へ往て寝よ、一寸ごんせ。」と手を取れば、「麁かしやれ、其の間は揚詰、帶解くに飽いてであろ、明日から我等が買分、先づ奥へお出でなされ、侍の飾り御食べぬく。」「コレそりや何のこと、鄉左衛門とお前といつぞやの揉合から、日日、分けての揚詰、夫れでも物二日、逢はぬ夜はないぞえ。あの客も今夜切り、明日からはお前の日暮、一時も二時も早う寝たれば罰が當るか、私や勤めの始めから、外の客の肌知らず。お前とねねば心掛け、此の首の紐の下を抜いて、肌と肌とを合はさねば、ねたやうにない心持ち、[illegible]お前の悪口にも、帶解くに飽かうとは、そりや餘りなおしやんしやう。外の客に帶解いて、お前の心は濟むかいな、濟むなら濟ましておかんせ、寝て貰はいでも大事ない。」と、ひぞりかけるむつと顔、「さういふからは此方も意地、なんぼでも寝所へ往て寝てくれう。」と、蒲團の上にころりと轉ければ、「エ、其の口が憎い、寝さしはせぬ。」と引き捲り、共にころびねの木枕は、よいなかたちと見る所に、暗脇けの鄉左衛門始終を見濟まし、何でも此奴よい料理と、飛び掛つてはつたと蹴ればし、是れはと起きる與五郎を、取つて捻ぢ据ゑなう是れと、縋る吾妻を跳ね飛ばし、「ヤイ爰な大たはけめ、身が揚詰の女郎、一夜妻と思ひもしながら、女房同然目を盗むは間男、不義者め盗人め。」と、腕の骨の續くだけ、

引き廻しく、捻ぢつくれば吾妻は悲しく「コレ郷左衛門様お、お前の揚詰も今日ぎり、明日からは與五郎様の日待に、限りの太鼓打ちたれば、明日の客を勤めるが此の里の習ひ、もとより貸し借りといふ事もあるぞいな。無理な事を言ひ掛けて、後で難儀をさんすなえ。」「ヤアぬかすな、此の郷左衛門田舎者、此の里の習ひは知らぬ。あたまで十日の約束なれば、今晩の太鼓打つまでは身が体、借りた事なければ許す理窟ない。真二つと思へども、場所を思うて料簡する、其の代りに此の吾妻、汝の前の座で嬲卸しおやれ食らへ」と打ち付け／＼、とても此の事に節々の、砕けて落つるをこたへてなれど、踏んだり叩いたり、かねての意趣を一時に、爰で晴らすも無得心、有るにあられぬ吾妻が思ひ、なうコレ大それは餘り。」と、縋りつくを引捕へ、「與五郎めが鼻の先で、抱いて寝るのを見せあての腹いせ、様の詰めこまれた其の代り、見せて置いての存分」と引抱へ寝所へ、入らうとする人はないか、コレ與五郎様構ふまいぞ、濡髪の長五郎様」と、呼べど騒げど叫べども、誰も知れる時太鼓、夜番の役のこれ／＼／＼、明の六つも程近い、無理なさあかに無理下んこと、皆のど流れと女業、與五郎も是へかれ、呼び宿らんとする所へ、濡髪の長五郎、火の如く駈け来り、引き放して郷左衛門が、首筋摑んでぐつと差し上げ、踊り拍子にすでんどう、起きんとする透さず、髻摑んで引き寄せ、「コリャ侍、緒前此方の若旦那が、八里の道の草臥で、寝ころられたを立たら邪に割ひり、よう打擲ひ

みいれなっ、買りかには両日の日価と、詰まないへども聞きくれず、夜の内は十日のうちと、無理をもと
せぜ刃だけ、宿の縁側とこたへてあれ、今打つた明六つが耳へ入らぬか、太鼓打つと此方の言分、ま
それが無理を理にこてあいたは、自分住家しまさう言、六つの太鼓を打つたに役所に何してゐる、あ
の愛な人があり、不義者めーと、悠々のけ／＼骨に指の付けつつ、其の與五郎様、痛い事も何にもない、
締まれた様存分に、噛み殺しても置いたが／＼と、おつと踏付ける與五郎が、細い足でも根元の胸倉ヘしへつ
のうやまと頸をだし、ことう最前木草履で、此の面を打つたな、今打ち返す受取れと目鼻も崩
けんずるを、陥るだは割らうか蹴たは斬うかと、踏みつ蹴つつの音響に、前も正体もなく、眩り、
息も止れたで有のうつた、お休みであるかと傍輩の焼鑞、ひつしやの當てられ身につりくゝ、蹲まり
るよいらを言わいしゝとことばゝし、逐いたりゝ、足むから又、此の長左郎が、お相伴に小鰤の味
噌、面が治つて参るてくれうことゝ、引き起して面引き上げ、草履片手に振り上ぐる見付けて行も出
る故郷、打つ鞭先を平と取り、こりや何とする長左郎、ハテ知れた事、侍の横面、打擲の意
るが何とさしたか、こち／＼さうはさせまい、ヤアそれ與左郎殿は打たれた代り、打ち返さず、辻耕
もあるが、小お相伴の草履の起印、寝かさきる事ゝもならぬ、にいゝ、、、われが来てゐること聞
いてゐた故、もう出るかと待つてゐたれど、睡り捨てに呼出しの草履、此の横着は家に仮暑すか

い」「ハヽヽヽ、其の嬈詞よね此のかたしの詞、薄身なれども相伴さそかいよ」「ホヽ大坂でと隠れ
のない、蒲鉾と数の子、念の入つた料理の出合、辭儀なしに出かいの」と、立身をちつと居合腰、傍
にハテメ與五郎吾妻、侍は懷刀反打ちかけて、「コレヤ次郎、後には郷左衛門、鐔元寛げひかへる
る。百萬の加勢と思ひ、氣つかひなしに踏込め」「イヤ、邪魔な事いふおぢやれい、濡髪逃れて
出入はならぬわいやい、長吉が出入に侍を後楯にしたとあつては、仲間の者へ顔がたたぬ、今夜
の出入を延ばそかい。」「ホヽ、おれも此方の相口事を、帯持つてはこしやこしたいが、目に掛つて何
うやら悪いこと、いつそ明日の晩の事にせう、何處がよからう。」「ハテ、お定まりの新町橋を渡つた所、其
の時に此の上首尾を見前、」と、互に顔を上げ、「ハヽヽヽ、是れで點が定まつた」と、二人の者につ
このはやり、苦い顔する郷左衛門、吾妻をられし佛頂顔、あれ鈍臭い、今夜昼夜の短い事はない。馬
鹿な面とも見るもむやくし、長吉來れと引連れる、弱い喰はぬ放れ駒、離れて見せる長五郎、門口
まで伴ひ出でゝ「明日の晩に四つ橋で逢ひませう」「ハイ、どうぞ逢ひ通、聞ひ待つて居ませう」「一えゝな
らず」「す、さらば」と、見合はす顔は蝶々の、花に茨の鬼薊、引別れてぞ立ち歸る。與五郎吾妻は濡
髪を急ぎ立てし、其方の四稿で仕返して、濡髪に〳〵には日夜が聞けた、ま間けた樽に是非無、六つの
太鼓は七つに成るまい、あれ〳〵又六つの太鼓を打つて來る、時知らぬ夜半の寝覚に、重ねて逆に、

と縋り寄れば、私おや〳〵と顔色、取りなすかして、「御亭さんか、こりやどうぢや。」「最前因兵衞の身の難儀、救うて貰うた其の代り、六つの太鼓を早う打ち、仕返しさせたと日のいひつけ。先刻に打つたら私ぢやわいな。」「出來た〳〵、道理で氣疎う早いと思うた。そしてお前は何するのぢや。」「いや身請は濟んだれど、跡の埒明け氣遣ひな。時打ち違へた誤りで、此の夜番は闕落々々。」「出來た智者者の主のは何處にゐる。」「辻の番部屋に隱して置いた。」「よ、、、跡は長左郎の身頼むぞ。往けば、女郎の親方に、夜番出合ふ幸ひに、跡をも見ずして行く雲の

第四

大寶寺町の縁引に兄弟のちなみ

大坂に富も名も高き島の内、大寶寺町に年を經て、商ひ絶えぬ油屋、一人息子の長吉、次男なしの我儘育ち、姉のおせきは有りたれど、店の帳面繰り返し、駄賣小賣の石高を、よく算盤の下品まで、男盛りと見えにける。春雨の向うしぶきに傘傾け、我が家へ戻る離れ駒、門口に立ちはだかり、「此の又雨の降るのに張物をはせいれぬ、のらくらで有るわいの。」と、片手に提げ枚ひ込ん〳〵、傘下げて内に入り、「嫁御寮人、此の衣の物共は何處へ往きましたぞ。」〳〵と見てたれど、一人は可笑で行きたら

ぬ、新兵衛は心齋橋の飾屋へ飯米持つてこ」「ムゥそれならば、てつきり座摩か稻荷の稽古場へ這入つてるであらう」いけもせぬこゑで淨瑠璃を語るより、端唄の稽古でもしやらいで」と、いひつゝあがれば、「コレ長吉、內人の者のなる前ではいはぬが、人の七難より我が十難と、其方も些と嗜めや、內の手廻し諸事萬事此の體に打任せ、明けても暮れても外な家」「アヽ、又嫉妬人のぶつ／＼と、世迷言聞き飽いた、おれも達ては藏屋敷の侍衆に、逢はねばならぬ用も有り、其の上に友達共が、內人の尻持つてくれと頼んだ故、夜をふかしつい泊つて戻つたが、ただそれが何とした」「アレまだいふ、意見がましい事いふと、つい其の樣に腹立てやる。もう今日ぎりで何にもいはぬ、定めて氣もまだであろ、どれ茶を沸かしておまそう」と、我が子のやうに弟を、思ふは姉の習ひなり。これも同じ夜步行き仲間、野手の三、下駄の市、惡鬼上りが茶の目代、町一番に肩持を、顏つがましく表より、「長吉內にか」「誰おやこ」「イヤおれおやこ」と打連れて、ずつと這入れば「こりや、二人共、悪い日和にやう來たな」「サア下駄よ、此方の內に雨は降らぬ、其の傘を脫ぬかいの」「ほんにさうぢや、したが火が降らいで仕合ぢや」「エヽ、さういや斷ういふでない、顏、サア／＼遠慮せずと這入れ／＼」「一寸お目にかゝらう」と腰掛を、集めの樽で押し並び、おい／＼一杯申し上げれば、惡者連は實頭して、前後もしらず酒のおせき、二ツ、指ようござりました、煙草でも進ぜませ、長吉も寄り、友達衆に斷りいうて喧嘩仕舞

やこ」と、親の譲りの木折敷、剥げて見えぬを、前を拭ふ、手づからの煮炊き精進の並べ、「皆も此ほどに
らぬことぞ職なければこそこれにわいわい等も食はぬかのいニーチヤ／＼世話やきやんな。下駄もおれ
ら藤場へ奉つてチヤ申と、二八の職をした、是りや勝手をきつう答るな。中には大根と油揚、葛
物はお小鯛の鮮ぜ煮、これや甘からう。」「そうもうおれも昨夕の酒で肴は食へぬ、水蕩するといふ腹あんばい」
「そんなら私に食はさぬかにヤー、まつた精進でも大事ないは、是れ有るに一つ飲め、皆者入むつか
しがないで下はんせ」「そ、安いことよ／＼、其方の食禄はおまへさうと、皮に気をして置い
た」「夫れは辛ひ、さて二人ながら吞むく／＼」「そりや宗い、われもてと飲まんか」「イヤ／＼お
れに構はずと、此の汁椀で下駄が始めい」「そんなら始めへさんまうと、道楽共が酒追従、このや
下駄をやと、引掛けへ、羞いりさござる、よくかふて肌脱ぎ、下駄よ、酒がしゆんだ
に着せぬかい、おやまで後は知らぬ、酒肴は杯が戴きす、いいよい所思ひ出したと、道師も黒は
す雄鳥お掛け、鍵まで良におるすた常ねは、ヨイ／＼、くるみ諦ねて禰宜、ないなよいやれ、
あれやこれやヤヤ二十一二人ながらにめを被ぐな、おれは構はぬと友に困窮近所の手前
を思うて気の毒がつてたや、道の傍をそめくやうに、徒口を止めてくれ。」「エ、われも余計な事よ日下
に、分別のふばしまお出来たやら事い事いふた、ヤヤ繁の序によヤヤ野手よ、わが気はいきう黒いた

て、其の垢取るなよ、きつう力が落ちるけな。おれは此中取つたので、中々容易の出入、面なとる
ぶりかいてこまつたと掛つたれど、何負らうてうまたやら、高うの奴が其の強さ、までの事のしあらん
るので有つたが、長吉が来てくれたで、先の奴めが、、手痛い目に逢ひなつたに、それ諸りなや
ない商目の出入も、此の長吉が居合はさずば、背きつかれて居るおそれあり、一それは格別、われ等も
知つてゐる山崎與五郎と、吾妻の事について侍に頼まれ、俺には濡髪といふ宿引仕にもでゝる。
端喧嘩と違うて、相手が長五郎なれば、生きるか死ぬか二つに一つことの喧嘩なるらしく、帰りの
おそきは身拵へ、どこの帽子も色気なき、丸絎の胴へ帯、引き締めといふ一ツン長吉、俺も今夜は同行
衆へ、志の逮夜に参る、飯も酒も爰に有る、喰うたら寝てね往や、野郎共も一人なれば、皆も成
りと遊んで留守して下さんせ。アヽ野手とおれとが留守をすりや確なもの。それ、お誂向け、いい
んなら戯へまでござえ、嬉しや朝も上つたさうな。近所の辻に床儀で祝つたけ、皆これ是れに一と出て
て行く、こ、下駄よ、是れから長吉に留守事ばいで、もし、敵もちや有るまいか。よさうなもの
ね、皆なら酒に寝事はうか、又人ながおびよつた事がある。ハイ、今もいふ通り、今夜は四つ橋
へ、濡髪と出入仕に行く契約なれども、姉さが留守なれば行かれぬ。ニエ、出いふた、出入して
生きようも死なうも知れぬのに、内の事思ふかい。イヤイヤ、さうでない、長吉が身は如何なつても

構はねど、姉さに留守を預つたりや表が濟まぬ、定めて濡髪が待つてゐよう。二人ながら長五郎に往て逢うてくれ、叶はぬ用で出入の場所へ往かれぬ、大儀ながら俺が内へ來てくれというてくれ。」「そんなら往てやろ、濡髪が來たらば、長吉ひけを取るなよ。晩に逢はう、」「ア野手往け／＼。」「ハリャ待て、わい等往たとて外の御事必ずいふなよ。」「オヽ、合點ぢや。」と肩打振り、四つ橋指して急ぎ行く、折から來るは郷左衛門有右衛門同道にて、血眼になり驅け來り、「長吉は宿にゐるか。」「是れは／＼お珍らしい。」「イヤ珍らしい所でないぞ」と、遠慮もなく兩人は、つか／＼とおいへ上り、「さて長吉、無念な事をしたわい、其方にも兼々頼んだ吾妻が事、知る通り身請の首尾も相濟み、金子百兩手附に渡し、後金濟す段になつて、吾妻が驅落。何と肝が潰れるか、察する所驅落さしたは與五郎、身が相手は存じなければ、女房盗まれたも同然、此の郷左衛門武士が立たぬ。なう有右殿。」「オヽ、さうでござる。何長吉、其方も常々頼まれてゐる吾妻が身分、油断なく詮議をしてくれやれ。」「イヤ、氣遣ひなされますな、埋んだ物も大方に知れてござります。幸ひ尋ねに遣つたれば、詮議仕抜いて上げませう。」「そりや過分、郷も大勢手分けして、詮議すると聞きたれど、其のまゝに捨て置かれず、身も有右殿同道にて、高津辺長瀬町邊の借座敷を捜して見よ、吉左右あらば身が屋敷へ知らしておくりやれ、頼む／＼。」と立ち出づれば、「是れは早々夜更けて。」と挨拶すれど郷左衛門、なしや／＼と構ひ

耳へも入らず、うち連立つて歸りけり。長吉は後見送り、「エヽ此の勘兵衛の大じらめ、何をしてけつかるぞ、憐きのもどるも夜に入らうことと、雜穀の錙をべわつたひし、琉球の日覆も、破れかぶれの敲引せんと、知らせによつて濡髮の長五郎、さすが難波の關取と、一目に見ゆる角前髮、脇差ぼつ込みしと／＼と門口より、一散藪内にかこ一ォ、濡髮が待ち兼ねた、下駄や野手にいうて遣つたを聞いたであるこ一ォ、來いというておこしたによつてこ一夫れで來たか、ヤア聞いたい、若衆町の引に、人が來れば邪魔になることさかいど立つて庭に下り、表の店は差し固め、立ち歸つて、ヲヽヲ長五郎、郭で詞番うた今日の出入、われから仕掛けるか、おれから手を出さうか、何と／＼。」「ハテざわ／＼と喧しい、斯うして來るからは死ぬるか生きるか、何ぞこに形をつけねば置かぬに、急くことはいことヤアをさら過ぎな、今屋敷の侍衆が見えて、吾妻が身落の樣子を聞いた。定めてわれが匿んだであらう、こゝ其の匿んだ所を聞かうかい」「そりや此の濡髮が匿ふまいものでもないが、おりや又おれに何していはすりやこ一ォ、數馬が斯うしていはすことと留めに往く晩、外様にしつかと頼まつて、あこんな事ではおかれまいことと、取つたる腕首折り分けて打落し、直に御組頭の手を聞き居けいて、それでは往かぬ、進つて見せうことと、兩方一度に諸肌脱ぎ、互に手組の身構へ、やつといふより合掌して、捻れば留り、突きおとせばごつこいさせぬと濡髮が、差しに來る腕引捕へ、長吉が高無雙、打つを飛び

遣し小腕取り、このや／＼＼と引き廻せば、閾につまづき放駒、尻餅どうどつきながら、側なる脇差抜く間も見せず、起き上り切つて掛る、俵目潰ぶでちやうど請け「叶ひもせぬ事をなやいに」して見せう」と、互に身構へ尻引絡け、開いてはへつしと切り掛くれば、胴纏ぼに切り込んで、流るゝ稲は雨霰、小癪するなと、筆下ろしに突き寛る、どつこいさせぬと俵の槍、切先にて刎ね飛ばせば、飛び退つて抜き合はせ、受けつ流しつ我流無法の白刃と白刃、白髪交りの親父共、駕籠を昇かせて、爰ぞや爰ぞやと声を蔭けど、二人は耳にも聞き入れず、命限り根限りに切り結ぶ、刃音鐔音ぱつし／＼、表よりはぐわた／＼、長吉の大盗人と、戸を打ち敲き声々に喚くにぞ、「長吉待て」「待てとは誰髪おくれたか」「イヤおくれぬ、表を敲いてわれを盗人といふが耳へは入らぬか」「それなら汝われとの立合此との間待つてくれるか」「サアおれも盗人を相手には得せまいわい」「ヤ、此も、サア引け」「汝から引け」と一度に抜身をさつと引き、鞘に納めて諸共に、おいへにどつかと押し直れば、表の戸をぐわらりと開け「此の長吉を盗人と今いうたは汝等か」「オ、おいらぢや、大それた事なればつい立ちながらいはれぬ、みな此方へ這入らしやれ」と、駕籠舁共どや／＼と内に入る、中にも人物らしき親父先へ出で「親米屋の長吉とはわごりよぢやの、エ、わりや真に頭髪たてゝ、ゑすい事さうするの、此方の男を昨々の賣端まで使に遣つたれば、新兩替でよう投げたり取れたの住まつたの、大

れで此方の内は人参の氣附のと、醫者よ著、コレ鍋釜の業、叩かれた者其所へ出して往んで下され。
コレヤ久兵衛、痛くとも堪へて爰へ出よ、何の意趣で此の樣には仕遣つたぞ、サア夫れ聞かう。」「サ
まだいつおやも知らぬが、頬桁が過ぎるによつて叩いたが何とした、夫れにおのれは此の長吉を盗人とは
何でぬかした。」「マアけいたいしさうに物いふまい。昨夕此の男に銀六十匁、日野の打違へ入れて持
たしてやつたに、掏られた時から其の銀がないと言ひますわいの。」「ヤ其の銀が見えねば此の長吉
が盗んだのか。」「マアそんな物がいふ大たはけ、老耄共が、樣々の事ぬかしてうせる。おれが又盗
まぬ時はおのれら生けては返さぬぞよ。」「ホヽヽそりや如何なりと、こな樣の心次第、其のまた盗ま
ぬといふしようせきがあるか見ましよわいの。」「コレ、六兵衛殿さうおやく。柔かうはいはずと、
いつそ町へ斷らしやれ。」と、近所へひゞくりゝ聲、姉のおせきはいきせき戻ればいつもの付答へ、
樣子を窺ふ其の中に、又東から二三人、若い男を當に掛け、「コレ／＼、人参衆、ヤア長吉に逢うて
一言つけさつしやれ。さうおやく」と言を聞き、「長吉殿とは此方でやすか。是れはおれが息子、昨
夕山本町へ名書に往た戻り、西口で掛け構ひもせぬ者に喧嘩仕掛け、大それた頬突きやつたの、夫れ
許りか羅紗の紙入に、金三歩と豆板が二十匁餘り、こな樣は／＼よう味い事しやつたの。」「其養生代と
紙入の金共に、今戻しやつたら料簡せう、サア如何おや／＼。」「一歳經らぬ等がぬかす通り、西口の賴

同じ門で出入りした。おれにぶつかつて、楯突いたによつて、胴突いてこましたが、金落したは彼奴がたはけ、長駒が内へ来てすかく、物を吐したら、何奴も此奴も手足をもがくぞ。」「ア、搔つたとていふ事をいふまいぞ、總別わごりよ達が、喧嘩仕掛けて物取るな、ぱつたりといふて今はやるけな。」「ノウそんなら汝等は此の長吉を盗人と吐すのか、堪忍ならぬ。」と脇差追取り立ち上る。おせきは驚き門口より走り入り、長吉にしがみつき「コレく、姉さんや、私に任せて待つてたも。」「コレこな様方は何處のお人か知らねど、見ればこゞしの寄つたお衆、些と物が龜相にござんす。」「龜相とは何が龜相。」「そればいな、長吉にかぎらず力だてをする者は、喧嘩口論を數寄好んで、科もない人を擲いたり踏んだりするは若い者のならひ、殊に喧嘩は降物。男は此處を踏み出すと七人の敵が有るといへば、短氣な弟を持つた身は、ほんにく、夜一夜寐た事もないぞいな。長吉が喧嘩して打つた擲いたといふならば、七重の膝を八重に折つても詫言は仕ませうが、金取つたとは人の下たる悪名、此の詫言は私や得せまい。ほんに可哀さうに悪黨には生まれたれど、人の物を箸一本取つて戻つた事はない。もう此の上は弟が料簡しても此のせきが料簡せぬ、サア盗んだといふ證據見よ。證據もなうていはしやるは、何と龜相かや有るまいか。」と、腹立つ儘の食ひ聲。「ヱ、味者人、こな様に構はす事ぢやないわ。」「イヤ私にいはしや、其處にござしやる髙髪殿も、定めて喧嘩の相手ぢやあろ。」「ソリヤ、おれも出入に來たれ

ども、盗人を相手にやせぬ。其方の立引から仕舞はんせ〳〵。」「コレ〳〵姉御よう聞かしやませ、喧嘩の場から金が見えぬによつて、盗みやつたといふが無理か麁相か、たゞし盗まぬといふ證據が有るか。」「オヽ其の證據は姉が見せましよ、弟の一裝束入つて有るは此の簞笥、引出を打つちやけて捜さすのが面晴れ。」と明けに立つを、「コレ待つた、是れを見せれば家捜同然。」「サア其の家捜さしておいて、跡で存分いはにや置かぬ、姉に任しや。」と引出の、上一重は袴入、次は帷子薄羽織、著物布子もでんぐり返し、箱の底より引き出すは、遂に見付けぬ紙入に打違、「夫れ〳〵夫れが取られた羅紗の紙入裏は京繻子、其の打違は此方のおや。定めて銀は飛んだおやあろ、何と夫れでも爭ふか。」と口々に喚けば、長吉もはつと吐胸を衝き詰めた、姉のおせきは顔をも上げず、面目涙に暮れければ、「コレ姉者人、おれの人物に何が有らうが徒が有らうが、おりや盗んだ覺えはない。」まだ拔け〳〵と、そんな事よういふたの。」と髻摑んで捻ぢ付け引き付け、涙をはら〳〵と流し、「此の打違や紙入に手足が有つて、わが身の人筒へ這入つたか。わが身が知らいで誰が知らう、ほんに背の手前も恥かしい。是れまでもらじびらな道へた事のない者が、其の氣になるは神佛の罰か咎めか、何がまあ乏しうて、因果な心になつたぞいの。死なしやつた父様や、此の姉が顔まで汚す樣な事能う仕出したことと、打違取つて用捨なく、撫き打ちに打ちすゑたる、姉の性根の強意見、「イヤサどのやうにいはしやつても、盗みした

覺えはない。知らぬ〳〵、覺えがない。」と詞つごとに言ひ放す。「ハテ、レ〳〵、其方の意見聞きにや來ぬ、埒が明かずば明ける所で明けて見しよ。」とばら〳〵と立ち上れば、「アヽ、待つて下さんせ、其の銀包がわきたあましよ、皆しが中あの納戸へ。」「ムヽ其の樣にいはしやる事なら、でんどへ出るかみめでもない。」「アヽ、そりや惡い〳〵。サア此方へ。」と母諸共、打連れ一間へ入りにける。長五郎は膝打ち敲き「コリヤ長吉、わりやまあ味な事するなあ、あのやアおやうかい。」「さいやい、身に覺えぬ事なれど、汝が手前も面目ない。」と脇差に手を掛くれば、「コリヤ何する、此の脇差捻くるのは、わりや死ぬるのか。」「サアそれあれ程に思うてくれらるゝ、姉きの心がどうも濟まぬ。」「われが盜人せぬ事は此の長五郎が能う知つてゐる。殊に汝は日頃愛のきつとよい者ぢやによつて、今日おれが立引に來たも、相手がよさに來た、したがわりや仕合者ぢや。」「ハテ何と、仕合者ぢやとは、此の長吉をなぶるのか。」「されば やい、おれも在所に母者人を一人持つてゐれど、五つの時わかれてから逢うたのは只一度。養子に來た先の父親も死なるゝ、眞の木から落ちた猿同然で、誰が一人意見してくれてがない。われは結構な姉を持ち、よい意見の仕手が有つて、それで仕合者ぢやといふのぢや。總別喧嘩する者は、ぼつたりして命も取る樣に思はるゝは、サ、無念な事ぢや。おれも今のを聞いては、此の後ふつつりと喧嘩を止める、汝も心を入れ直せ。殊にあの野手や下駄めは、惡い奴等ぢや、重ねてからは關

言合ふた」と、打つてかへたる詞も聞かず、「イヤ／＼さういうてくれるは過分なれど、どう思うて見ても姉者人の顔が立たねば」と、また脇差に手を掛くる。「コレ／＼待て長吉」「イヤ／＼放せ」と競合ふ中へ、姉のおきさは走り出で、「すれ、よう留めて下さんした。コレ長吉、姉が何時もいうた事を思ひ廻りやつたか、此の後心を直すなら、わがみの顔は此のおきさが立ててやるわいな」「ハイ／＼おれが顔さへ立つ事ならば」「しからばこゝろおろしぞや、サア／＼同行衆、行来て下さんせ、安へ／＼」と呼ぶ声に、道清の來た親父共、肩衣懸けて数珠爪ぐり、ドヤ／＼と立ち出でゝ、道清も剃髪も、ニヤ／＼と是りやどうだやつと呆れ顔にてす、合點が行くまい、是れは此方の同行衆、常々わがみの喧嘩好きが苦に成りますというたれば、何卒心を入れ直して遣りたいと、今夜の連衣に、言葉が打合つて談合の時へ私が行き、先刻に聞いた喧嘩の話をいうたれば、同行衆が此の様に先の相手に成つて、嘘の返をしやつたも、わがみを真人間にしようといふ皆のお世話に、それなら彼の打道や鉄人を入れて置いたのに、／＼、おれがな悪う聞きやんなや、人に悪う思はれぬよ、親の際、丁稚は丸屋仁左衛門と云ひ、此の町では口利の結構者、後生願ひで有つたのに、其の人の子にわがみのやうな者が、能うまア生まれた事とやゝ父様の死に際まで、苦にさしやつた其方の事、私を枕元へ呼んで、「俺が死んだらあの悪者が身の行末、思ひ遣られて進ひの事、此は俺に成り代つて、意見してくれよ」と死ぬ前には苦にもせず、其方

が事言ひ死にさしやつた。末期の一句が此の耳に殘つて私や得忘れぬ。夫れ故に此の身が一生身を持ち固め、わが身の心を直したら、冥途にござる父樣の、とひ弔ひに勝らうと思うて、心を碎くわいの。殊に今日は父樣の年忌ぢやに、出入とやら喧嘩とやら、殺すの切るのといふのを聞けば、草葉の蔭から父樣が、見てござつたら悲しからうと、私や泣いて詫りゐた。夫れで此の年忌にも、歴々の子はありながら、内で弔ひ得せずに、同行衆でして貰うた。若し今日の日を忘れたかと、先刻にも肴持てたれば、如何思うてやら食はなんだは、まだ人間らしい所がある。先刻にも友達衆の徒口を聞けば、年端も行かぬ石堂丸、父を尋ねて遙々と、高野の山へ登つたといなう、夫れ程にはあらずとも、親の年忌の逮夜に、お眞向樣へは手も合はさず、色里へ入り込み、人を投げたり踏んだりし、夫れがマァ父樣へのとひ弔ひにならうか」と、心に思ふ有りたけを、數へ立てゝ／＼、弟を思ふ眞實に、袖も袂も千石通し、涙の種を篩ひけり。「マァ、姉御にもおやり／＼、長吉殿もよう聞かしやれ、此方の心直さう爲に、同行共がよい年して、拵へ事して來たも、佛樣の方便と同じ事。此方の心さへ直れば、それがとひ弔ひと成つて、仁左殿も佛に成らるゝ、合點がいたか」「サァ合點がいたらば、今爰で誓言立てゝ聞かさしやれ」「イヤもう皆其の樣に世話やいて下んすな、おれも惡う應聞きませぬ。是れからはふつつりと出ましたまいし、商ひを精出して、姉者人の詞を背きますまい」「フヽ、出來た／＼、コレおせ

主様を討ばしやれと｜アヽ嬉しうござります、是れといふも同行衆のお世話故、長五郎様も安心さしやることを幸ひ、此の後弟が身の上は、萬事お前を頼みますこと、口のこはい放駒、同じ仲間の踏み馬に、頼むは姉の利發なり。いやもう夫れは萬々頼まれた、頼んだり、兄弟同然にナァ長吉、念頭に仕まうわいな｜ハテわがみさへ其の気なら、おれもさうせうこと｜ナ、それやよい事ぢや〳〵｜「そんなら緒御もう往にますこ｜コレ長吉殿、是れからは同行の顔も見知るやうに、ちとお寄りにも来らしやれ｜アッテ兎角何事も御開山のお蔭、なんまみだ〳〵、サア〳〵皆の衆いざござれと、うち連なつて歸りけり。息繼ぎ敢へず下駄の音、門口から聲高に｜コリャ長吉、彼の屋敷の侍衆が、與五郎と吾妻とに、難波裏ででつくはし、やつこもつこの最中、野手を廻してしらしに来た。早う往てやれ、おれも是れから彼の町人の仕様を見よと、又引返し走り行く。濡髪聞くよりつつと立上り｜與五郎殿と吾妻とが、何處にでつくはしたか、南無三寶長吉さらばと驅け行くを｜ヤア待て長五郎、こなた何のことに｜す、ナおれも誠者人の意見でもう、何の嫌には掛れぬ、今兄弟の約束して、一人遣つてはならない、コレ〳〵長吉殿もやつ、只今おみは誓言立て又往くか、それやならぬと引放し、長五郎を突き出し、往てこそなれと言ひつしやり｜ヲヽ合點ぢや｜と一散に、難波裏へと 三重 驅けり行く。

第五

芝居裏の喧嘩に難波のまる〳〵

大寶寺町を横切に、直には行かぬ郷左衛門、裏を潜つて與五郎が、懸片手に引きずり出す道中、髭〳〵難波や芝居裏、戴く吾妻を有右衛門小脇に搔込み、郷左衛門殿でおゐでおゐで」と、ヤ合點、ヨヨや吾妻、此の泥坊めに何心中だて、手附金は百兩渡す、追付跡金も埒明けば身が奥様、それを連れて走らうとは、とんでもないわめ大盗人めつと、兩人寄つて蹴散らし蹴飛ばし踏みつけますれば、與五郎は半死半生さりと吾妻與五郎が身は如何ならうとも、必ず短氣持つまいぞつと、思へど無念さに涙顔にたち、しおへつくを踏み倒し、天地に打ち付け動かさねば、吾妻はわつと泣き沈み、一間を走らしや、時ち一間に從して、と一間の隙へ、突き退け〳〵兩人が、與五郎一人を手玉につき、踏んだり蹴つたり打擲に、日も當てられぬ吾妻が思ひ、浪花節一文字、飛ぶがごとくに長五郎、駈け付け來るまゝ只一人が、實相撲んでぐいつと差し上げ、天地へどうと音の骨、碎けて退けと踏み打たせ、二人を鬪うて仁王立ち一寸長五郎が來た若日輩、言違ひの寄の字もない、吾妻樣を手に入れねば、男一に己が立たぬより吾妻様渡い、ことなく、介抱をなつて稻村道に忍ばせ置き、ゝゝわ侍達、濡髪がいふ事有つて一寸

た、」と性根付けてお聞きやれ。」と、わめけど更に返答なく、砂塗れに成つて起き上り、互に自滅顔見合はせ「何と有右衛門、ついたか。」「成程少しついたは付いたが、かいもくに首が廻らぬ。」「イヤ身共も御同然、今のは何奴。」「イヤ私ぢや俺でごんす」と、闇がりにすつくと立ちし長五郎、「夫りやこそしれもの油断すな」と、二合點と引抜く杖、口は達者に喚けども、反打つ時は首の骨、踏み直り立つたりける。「イヤ其の樣な御叱な事ぢやない、マア下にゐて下さんせ、サア〳〵一寸々々」と宥め立てられ「戯れ長五郎せはしない、何ぢやおれがやうに痛みのない體とは違ふぞ。傾城難波道骨接へ行く道が近ければこそ、シヤほんに痛みをかしい、有右は如何ぢや」「一骨が折れた。」「卑怯な長五郎諸侍を騙し投げ、天窓や顔でも騙しや負ける、なぜ名乗らぬ、名乗り掛けて來るならば、サ、此の郷左衛門、日頃習ひ置きたる柔術の秘術、猿の木登り山崩の逆落し」「ヱ、喧しい其の樣な事聞きにや來ぬ、濡髮がいふ事搔摘んで申す。吾妻殿の身請の爲には六百兩、與五郎から此方へ渡した、手附金は半金の三百兩私が手から渡した、則ち受取が爰に有る」と押し披き、「日附の所、サ見えたか、よごんすか。跡金が一兩かけても、吾妻殿渡さぬは郭の習ひ、夫れを連れて退いた與五郎殿、此方も悪いおや。けれどもお前方が渡しもせぬ六百兩を渡したによつて、吾妻は國へ連れて去ぬ、イヤ女房ぢや奥様ぢや、何ごと贅いはしやる故、若い人なればふつとした出來心、併し此方には三百兩手附渡し

ござります、今でも跡金の三百両さへ調へば、そつこで請出す三百両、都合六百両でござりますと聞く、お前方は僅か手附百両、跡金の五百両、お国元から来るか知らぬが、御屋敷方には格式が有つて、選び立てあり詮つても、はや其の請出す何ぞと、其の様なはつとした事は、屋敷方ではならぬ筈。此方は高が町人、山崎では一といふて二のない與左郎殿。たれでさへ金事といふ物か、其の様に左器用に言ふ様に心安うはない物おやこ。畢竟お前方は、今度の身請を邪魔して、吾妻殿を連れ[illegible]ともないお詞一杯、意地の悪いといふ物おやこ。其の意地づくで私が貰ひます、申し郷左衛門様、申し有右衛門様、お腹立て[illegible]一人聞いたと、誰が思ひても道理なれど、始終を聞いて郷左衛門、有右衛門に[illegible]して[illegible]最もだ、屋敷の格式有る故、跡金五百両調ふまいとあつて「さうおやの」「イヤ、最も、向後吾妻を断ふつつと思ひ切つてそこで「エヽ然らば思ひ切つて與左郎殿へ事故ならう」「ヤ、[illegible]ない思ひ切る、ト、切るこなと咳を打に、有右衛門が引寄くる、腕首取つて捩ね倒す。間もあらさずつつ排くる、郷左衛門が顔をすと額にて蹴上げ、これや何するのおやの、はでてんがうひゐだと、逃げなとするの襟を掴み、相手にや成りかねぬぞといふは誰、何年[illegible]付けて下んせ。そりやもうお前方二人してなり、此の與五郎を仕舞付けさんすおやあるけれども、また私も手も有り足も有り、まいやつとうの道も、一人や二人とばかり知らぬでもなし、すりや直に身上の[illegible]、大事の事おやわ、何ぞ[illegible]、[illegible]、イヤ

料簡ならぬ、もう破れかぶれぢや。可愛い吾妻は手に入らず、跡金は不覺ならず、せめておのれ。」と拜み打、さしつたりと沈んで受け留め、「どうでも料簡成りませぬか。」「料簡ならぬ。」「聢とさうか。」「辞い〳〵。」「ならずば斯うぢや。」と腕絡みの臂落し、居ながら投ぐる二人が刀、飛鳥の如く躍り越え、突けば開き投ぐれば沈み、拔けつ潜つつ眞暗がりに閃く稲妻、是非におよばぬ濡髪が、拔平物の拔打に、有右衛門が眞向寵道難波道、畑の畦道踏み砕き、紆り〳〵て切り結ぶ、跡に吾妻がおゝいおいと與五郎諸共、うろ〳〵目玉に下駄の市、野手の三とが遅ればせ、與五郎吾妻をほうど抱かへ、サアしてやつた、郷左衛門殿に手渡しせう、オヽ、サ褒美してやらんと、驅け行く向うへ長吉ぬつと立ち塞がり、「野手か、市か。」「ヤ、兄かえい所へよう來たぞ。」「オヽよう來た。」と兩人が、首筋掴んで眞倒、腰骨ほん〳〵踏みのめせば、「コリヤ赦せ、兄が憤つた〳〵。」と、機嫌取り顔おくれた顔、長吉は只濡髪が、身の上如何と尋ねる内、隙を窺ひ與五郎吾妻、宙に引立て飛んで行く。ヤア芋蟲めら味をやる、夫れ奪はして置かうかと、あとを慕うて追掛くる。長五郎は郷左衛門に渡り合ひ、有右衛門が片足片手に引きずり廻す畑中、焦つて切り込む郷左衛門が、急所を斬られたじ〳〵〳〵、又切り付くる向う見ず、情なくも死に損ひしと、すつぱと池の泥塗れ、爰に有り〳〵有右衛門、眞逆へ眼の同士討や、[illegible]に[illegible]ぶ茶屋[illegible]、いかなる[illegible]の時刻[illegible]、餘所には騒ぎの一踊、胸踊らして長吉、二人

を奪ひ立ち歸れば、呻く聲々のた打つ音、「長五郎か。」「さういふは長吉か。」「サ、扨は二人の侍を切つたなア。」「サ、今ばらしてもう止めを刺す計り、われも又其所に如何してゐるのや。」「與五郎殿を捕まへての。」「ヤア其れは。」「コリャ／＼濡髪狼狽へな、急く事はない、此の長吉とわれとはな、今日大分約束した事が有る。コレ合點か、斯うさすまいと思うて、姉の手前を抜けて来た。コレ侍衆、長五郎と長吉は、今日大分立引をして置いて、さつぱりと譯が立つてあれば、わいや吾妻を連れて去ね、臆れずと切つた／＼。」と長五郎に力をつける詞の謎、其の間に二人の侍を、抉り／＼て止めの刀、押し拭ひ／＼、「長吉々々二人ながらとつくりと仕舞うたが、二人の衆に怪我はないか。」「イヤ怪我はないが、長五郎わりや大坂にゐられまい。」「ハテ斯うするからは此の濡髪、心はとつくりと落付いた。」「イヤ居られまい、追取つて與五郎殿の身に難儀がかゝる。コレ與五郎様怖い事はない、二人ながら顫はんすなア。其の長五郎たれしがやによつて、此の衆は汝に成り代つて俺が慥かに預つた、麁末にやせぬ。マア一年と半年は、影れたらよからうとおれは思ふ、落付き所はどれ。」「耳よせ。」「ム、」「エ。」「よいか、サア往け。」「エ、忝い長吉、與五郎様吾妻様随分と御無事で。」「長五郎もう往きやるか。」「濡髪さんさらばや。」「長吉随分、さらば／＼。」の後より、何時の間にかは下駄の市、野手の三上が一時に、「コリヤ聞いた、長五郎やらぬ」と取りつけば、さそくの濡髪身をかはす、ほく、れ

て向うへ頭持倒骨離入れ、膝にかたあて口に紬、「長吉如何せうこハナゼこうの斯うのと顋聞いたらも
くが破れよう、ソレ毒食はば皿、ソレ一寸切られるも、二寸切られるもこりや斯うと、眞倒に千本突
き、泥へ乳だけ突込めば、此奴は下駄で平常泥、是れがよからうと長五郎、捏ねたる土へ油搾木の槌打
つ如く煮え込まし、「ヤすまい、往くぞや、往け／＼、やれ急げ」と、胸はときめく法善寺、七つお
や往け、足を早めて　三重　別れ行く。

第　六

橋本の辻駕籠に相輿の驪落

思ひたくて藪入したき親里に、與五郎が娘お照、来らるゝとなく来るとなく、呼びもどされて明暮
に、いんきなぶら／＼病、其の床にはつかねども、つれなき床もなつかしき、お氣の鬱れを慰
める、下女が按摩も話伽の申し御浪人樣、私が先日お隙もらうて、京の芝居見ましたが、江戸役者
の中村七三、その代りの淺間が嶽、見て参りましたが面白いことでござります。女形は花井吾妻、奥
州といふ太夫になつたまさ、だれ様も七三が傾城買といふ、あれなりや誰れにとつちやから
も惚れる筈でやと思はれますでござります、と、餘所の噂を耳にあたり、ふと其の花井吾妻とやら、

傾城になるからや、ヤ、見たい事ぢやなう。吾妻といふ名で太夫になれば、與五郎様の惚れてござる様子の吾妻も同じ事、どの様にすれば殿達に、思はるゝのぢや私や見たい」と、いとゞくよ/\はまれな事、言ひ損ひの出直しに、お茶上げましよと立つて行く。「ええい/\えゝチット休みましよかい、てもしまな物ぢや。太助、二十六七間もあるかい」「サ、有るとも/\、山形が十四五間、女中顔が十二三間の川口、夜から橋本まで、左右には安い物ぢや。サア甚兵衛」「サ、勘六と喜兵衛と分取に富つたら、へんゝやらう」と持ち自慢、つい行き過ぐる門の口「おつと安ちやぞ」トして貰ふ、辻褄は頼うて腰も宮もおり/\いふ。「それしんぢや/\、歩行いて些と休まう」と乗かゝりかと、「コレ吾妻、斯う二人寄つた形は、角にいの字で四角な長十郎、見立がきついた気違いか」と駆落しても目へらぬ、通自綺は一盛り、其にてや自るらん、太助は間抜細様の擲け、「それなら甚兵衛後から頼りや」「サ、お約束ならや何か知れぬ」「サ、早仕舞や、日和是れに」「大儀な、サア又た咀何さう、どうやらいふので行つたなう」「だれを私に何の吉合、與様も来てござれや、お逢ひなされてよい種に。これおつと合點、甚兵衛は何處そに待たしておきや、わが身はこゝを動きやんな、おやがおれはつつと入れか、頼みませうといはうか」と、くしやくしやらも関高き、男の内をさし覗き、「まうし、内方は我等がお内儀さま、乾び傍に人はなし」と、つか/\と入つて枕元、ぞし/\/\と足音に、ふつと目

覺めて見合はす顏、「エ、與五郎樣、ようお出でなさんした。何と思うて來ておくれなさんした」「何とは我が身に逢ひに來た。」「さう被仰るは嘘なれど、譃にもそんなお詞は、聞きはじめの聞き納め。」「ア、幸先のわるい事いふ人ぢや、舅殿はお留守か。」「イ、エ奥に御寢なつて。」「ム、寢てか、夫れで半分落付いた。」「マアお供には誰が來たえ。」「イ、ヤ誰も來ぬ連がある。」「お連はどなたぢやお人さり。」ト、挨拶ながら表の方、ちらと素振を見て取る廻り氣、「與五郎樣聞えませぬ、お氣に入らぬは私が科、幾日お宿にござらいでも、どうと申した事はない。父樣の堅い氣から、親與次兵衛に謝らさにや、何程でも戻しやせぬと、いぬことならぬ私、悋氣でいなぬと、お腹だち、面當に吾妻殿連立つて來て是れ見よがし、私や近付に成りもせう。父樣は何處でなつ、昨夕も讀んだ本の中、悋氣も少しは愛想ぢやと、書いてはあれど怪我な事、思ひもせにやいひもせぬ、私許りか父樣まで、たとへそれ程お前は憎いかえ、お胴慾な。」と恨み泣く。傍で聞きゐるたよから、洩れ聞く吾妻が切なさには、身を悔むより外ござんせぬ。」「いさうぢやない、有樣にいを、おりや隱匿うて貰ひに來た。」「エ、、父御樣の御機嫌が惡うてかい。」「イヤ親父は知られぬけれど、内へ往かれぬ譯は、彼所にゐる彼の吾妻、身請せうといふ客が有つて、どうも請さぬによつて連立つて[illegible]、[illegible]は半破り、吾妻は聞[illegible]り、内へはどうも連れては往かれず、誰を頼まう所もなし、頼まう人は我が身許り、舅殿へ沙汰無しにして、こゝで二人を

隱匿うてたもらぬか、「コレ何うぢやいなう」「サアたれも皆私が科、お氣に入る樣に生まれたら、其の御苦勞はさせませぬ」「エヽ、そんな所ぢやない、隱匿ふなら隱匿ふとちやつというて給ひの」と急く男には返事もなく、表へ出でて吾妻が手を取り「忙しなければ染々とお近付の挨拶せぬ、是れハ是れハ」と連れて入り「お前は私が身に替へて、隱匿ひ果せて隱し拔く。與五郎樣はお館へ、早うお歸り遊ばせ」と聞くに吾妻が不思議立て、「憎い奴ぢやとお叱りもないは、賤しい此の身とお育ち柄、たれに不審はなけれども、與五郎樣は隱匿うて、私はならぬと有りそな事。あちらこちらの被仰り樣、仇な情でお返しは、氣の毒がらせ足らぬのか」「いゝえいえ、つい一通りで殿御なば、騙さるゝと思や腹も立とう、聞藏りといふ事までして、命に懸けて與五郎樣を、思うて下さる吾妻樣、何の憎う思はうぞ、お二人ながら隱匿へば、主に逢ひたい許りに、傾城までを引き入れてと、一途に堅い父樣のお叱りは知れて有る。見ず知らずでも賴まれて隱匿ふが人の道、是れは又深い緣、忍ぶ身はお前許り、與五郎樣に科はない。お館へお歸り有つても、難儀の罹る筋有るまい、吾妻樣さうぢやないかえ」とおほこなやうでも武家育ち、立て拔く義理に恥入りて、顏を得上げぬ許りなり。與五郎は若氣の苦なし「コレお照、それならば吾妻を賴む、おりやもう去ぬるぞや」「どうでもさうせにやならぬかえ。どうやら其れではの」「コレ、些との間ぢや大事ない、また逢ひに來るわいの」「コレとつくりと預けた

ぞや。」「お氣遣ひ遊ばすな、確乎と請つて、晩から私と二人寢て、里の話も聞きやんしよ。」「イヤコレ、わがみの事をおりや何にも、惡うはいやせなんだ。」と可笑い兒へ手の廻る、帯引き緊めて立ち出づる。「聟殿待ちやれ往なれまい、連れて走れば同罪遁れず、關破りの與五郎は、此の治部右衛門が隱匿はう。」と呼び留むる舅の顔、はつと二人が慰かに、逃げそゝくれて手持なく、消えも入りたき風情なり。「イヤサ今更になに遠慮、娘出來いた、吾妻なば能く隱匿うた。サア與五郎、其方は又身が隱匿ふ。」「エイそんなら彼方も御一所に。」「サア隱匿ひやうこそ曰くあれ。」と、手に持つたる硯箱差し出し、「サア聟殿、娘照へ暇の状、一通書いてくれめされ。」「エイ。」「いやさ驚く事はない、氣に入らぬ女房を持つて貰ふ追從に、隱匿つたといはれては、此の橋本治部右衛門人中へ面目が濟まぬ。他人に成つて隱匿へば、治部もよし、お身も安穩、口の惡いは娘御一、何とせう、是非々々書いておくりやれ。」と、進退さす詞詰め、はつと一度に二人が、心々の當惑顔。「サア娘、兼て言ひ聞かせ置くに何泣く事、未練な奴め。」と叱る片手に硯箱、引き寄せて墨磨りならし、「書きやれ與五郎、但しは嫌か縁切らすば深切に、我が聟を斯く〳〵と代官所へ訴へうか、縁切つて隱匿はるゝか、縁切らずに訴へさするか、サアどうぢや〳〵。」と促り立てる程とまくれて、返事なければ、「コレ申し、私が事は大事ない、お身さへ無事であるならば、事濟む後には如何なりと、お心安めにマア書いて。」と云ふもおろ

まア差当る、訴人の威しに為方なく、遣りたい隙もやり難い、義理も糸瓜も一つ書、お定まりの一件、手早に書いて差し出すを、中から取つて「お照様、こりや吾妻が預ります。私が見る前で渡さしては通ふたす、というてお書きなされねば、臆面ふまいと彼卿るし、お書きなされた暇の状、私が預りや事済むことと縁のいさぎよくそれ者とて、諸訳を立てし捌きなの。折もあれ山崎与次兵衛、我が子が宮に来てゐるとは、白髪天窓のあへぼる鬘、供をも連れず相舅の、門口に今頃入ませう、与次兵衛でござる、追付殿に御意得ませう。」といふ聲に、見付けられなと三人共、奥へ追ひ遣る間で迎へ、「与次兵衛様お久しいこと、何気なければど、二人共奥へ入る風見て見ぬ風、見付けられてもさあらぬ風、互に一物ある顔なれ、其後は打絶え御意得ませぬ、相変らずお達者さうで珍重なること。」「いやもう私が達者なよりも、息子殿の達者なにほうど困り果てました。」「照は気色がよござんすかの。」「イヤもう殊なと心よう、一物も喰ひますか。」「喰ふへんともく。」「そんなら連れて往にましよかいの。」「イヤ先づ今分では遣られませぬ。」「ヤ其の遣られぬも大きな合點、といふと事が難しい、舅がむかへに来るからは、ハテもう利潤といふ物ぢや、何かなしに戻して貰ひたい。」「イヤ其許がお出で故、照めは瓶御風です。」「与五郎おこせといはしやるのか。」「いや与五郎が参られたらば、一見で往なされぬ。」「なぜでえすなぜでえす、与五郎が本心から、照を戻せと言ひ越さば、自身は愚か丁稚小僧をおこすとも、進指

なく戻すが道、良い物に着すると、押付け業氣に入らねば、イヤヤさういはしやんないの。顔に取る
から俺が娘、のらめが性根が直らずば、お照で後を立てる所存。」「皆までいやんな、我が子にまで金
銀を惜しみ、命生害に及ぶも構はぬやうな與次兵衛、人の子で跡立てると、好い加減な事おいやん
な。望みにないぞ。」「すりや、望みにない與五郎、たゞ引込んでおきやる治部右。」「シヤいはして置けば
詞が過ぎる。」故郷の加擔人はせねど、傾城を請出し、姿をかけにせうとも誰が咎める身上、僅かの金
に手支へさせ、義理に義理の迫つた闇落、見捨てられぬ揚屋の難儀、引込んだと言はるゝが面倒さに、
緣切つて隱居うた。」「すりや、たゞそれもかいで來た、女郎を連れて走りをつたと、新町からの付届へ、けふ
も明日も明後日も、顏る果てたたわいなし、身上も氣遣ひて、引込んで無理勘取り、養ひを取る樣な
聟をかへる思案おやの。」「默れ與次兵衛、太平の代にいらざる武具馬具賣代なしても、養はるゝ治部
右衛門おやないぞ。諸色を買込み直上げする、高利を食ひ人の衛のる、貪い汚い人非人と、此の治部
右衛門が性根は違ふぞ。」「オゝ人非人とは誰が事。」「わごりよの事で。」「然とさうか。」「アゝ諄い／＼
一言くば斷うおやつ」と迫き詰めて、氣短勝者引拔いて、打ち掛かる刃にて受け、悪態すなと刎ね飛ば
す。舅も立つ造多切、互に閉ひ負氣拔き合にせ、刃を／＼と切り結ぶ、中を押し寄る息は、始終残
らず立聞く、甚兵衛、マ、、、まあ待たんせ／＼。一擲寸と言は盜衛尻おやヨ。まであらうとも留め

ぬ思案あつて留める私ぢや、ヤ、モシ〳〵〳〵、どうぞこいな二人の刀を思留つて、下に確乎とおさつしやつけ、先刻からの一部始終、お二人ながら腹の立つもお子達が可愛さ、尤もぢや〳〵と尤も序に留めるもじまひやと、黙つて聞いて下さりませ。今の喧嘩の起りといふは、昔の事から起つた事、今でさひとつと其の…の間へ来て、今日…聞いたら、聞へば私等が様な雲助でも、何とまあ悲しい術ないこつちや有らうと思はしやりませぬか。思ひ遣つてこちらまで、涙が溢れて留められぬから、の、私が思案といふは、お傾城の胸に成り代つて、私が段々意見して、昔の事思ひ切らしや、遠慮なしに済まるぢやござりませぬか、何と皆がお思ひなさると思ひも寄らぬ…は、夢から片腕の想籠の甚兵衛、心有りげに見えにけり。「ム、すりやわり…が存じに意見なして、思ひ切らさうといふのか。」「ハテ、其方らある治部右衛門、願ひ叶へて待つ気はないか。」「ハテ、身共とても聟や娘、不便さから腹も立つ。料簡はしたけれど、一端武士の抜いたる刀。」「ホヤ〳〵〳〵、其の刀を此の甚兵衛に預けさつしやつて下さりませ。首尾ようその鞘に納まるやうに、働いてお目に掛けう。」と軽く押しに、両方の気も折れたる、心くみある黒鞘の鞘、腰から抜いて投げ出し、「サア治部右衛門、ソア。」兵衛、是れで…も、…が…一つに極まる、…まで…の…、甚兵衛とやら頼み入る」と、…に…の縁、…して…。甚兵衛は…こて〳〵と…に納めた、…ひの、思案と

りどりそれごとに、知らぬ吾妻は落付きし、様子を道に待ち合はす敷居へ知らさんと、甚兵衛どの甚兵衛どの、オヽ、妻にか。あの此方は此の様子、長吉殿へしらして下され。」「アイノヽ畏まりました、か私も共とお前様にお目に掛りましたかつた、幸ひのよい所」と近う寄つてお吉、お噂ばかりいうてゐやつたの、噂はもう三年に成るかや。」「ム、此方夫れを如何して知つておやる。」「ハイ、女房と娘の事、結び隔てゝゐるとても、知らいでかいの知つてゐる。」「ヲヽそんなら此方は。」「サイ、お吉の連合其なの親。」「ヱヽそれはお前は女房か。」と云へど不思議は晴れぬ顔。「お、合點の行く様にいうて聞かさう、此の甚兵衛は大阪の菜漬問屋に、暖簾の一軒も持つた者なりしが、商賣の荒道具、ひよんな物買ひ合にして、思ひも寄らぬ誤り、所拂ひに夫れから散りノヽ、六つの年なら覚えまい、姉は一昨年死んだまで状通に、お豊も今は藤屋の吾妻というて、新町で…といはるゝ太夫に成つて、おとなしうしてゐるまずと、聞くと其の儘飛んで往て、逢はうとは思うたが、いや待て其の儘では、能う思へば結構な衣顕著な女郎に、おれが様な裏助が親ぢやというたら、よい幸ひも落ちようかと、遠慮は不沙汰、よい客を帯を過ぎて、眞夜中頃殿をようあんな、らほどの往なつたぞ、あのみが新で今も今、親父様達が寺んでの事に切つつ村つつ、聞いてゐた此の甚兵衛、會ないと氣の毒なと、悲しい…壊ぢ立つと、何程でも涙が止まいで、昨日洗うた單物、四文が糊で…に振つた。こりや誰から起つた事。長うはい

はねありのお家に、意見しておもひ切らしませうと、言合つた詞がある。久振りで逢うた顔が初めての顔ながら、聞分けて思ひ切つてくれ。此方が思ひ切ると、與次兵衛樣も與五郎樣も、治部右衛門樣も、お照樣も、皆えいわいの。思ひ切らぬと、與五郎樣の爲にもならず、與次兵衛樣と治部右衛門樣は、先の通りえいやつとう、取分けてお照樣餘りでおいとしぼい。縁といふものはしよ事もない物。今日枚方で駕取の與五郎、長いのに當つたも思はず親子の縁の綱、果せて來た奇縁の内、吾妻と聞いてびつくり、有る縁はしよことがない。丁度夫れと同じこと、いま思ひ切つたとて、有る縁ならまた逢はれる、何卒思ひ切つて下されや、コレ頼みます〳〵。命に懸けてゐる中を、思ひ切つてくれというて、聞が難な心はまあ、どんな物で有らうと思ふ、思ひ遣つての願ひぢや、コレ聞分けてたも、聞分けてと咽せ上げ〳〵、わつと計りに嘆き沈み、駕籠が通は息杖の、休む隙なき思ひなる、吾妻は涙押し拭ひ、今といふ今までも、父様有りとは聞きながら、お前は私が父様とも、知らぬ道理勿體なや、野邊の送りの親の輿、子が舁くとこそ聞く物を、いかに知らぬといふとても、現在親に駕籠舁かせ、果つた私に神樣や佛樣が罰當てて、なぜに私を逆さまに、落して殺して下されぬ、神や佛が怨めしい。父上の上に與五郎樣、追付と諫める御意見も、無理とはさら〳〵思はねど、能う思うても見さしやんせ。お照樣といふ奥樣の、有るを知りつゝ逢うた客、始めの動機の色、女房にならうとも成らうとも、微

塵も思やせぬけれど、嫌な客から請出すと、儘ならぬ身は是非なくも、連れて退いたる與五郎様、お
軽いお身ならそもないに、逢ひ掛るから今までも、重なる節句年の暮、お世話になつた此の吾妻、今
又勘當難儀のお身、窮まる時に見捨てゝ、どうまあ義理が立つ物ぞ。コレ手を合はして拝みます、
エヽお前なしコレなア。」と、膝に喰付き泣く嘆き。「尤もさうも道理には、譬も隔てもなけれども。コレナ
さうおや〳〵、こうなうては済まぬ筈。おゝけれども其の様に、此方も道理彼方も道理、道理詰めい
うてるれば、いつかいけぬ事、其の道理を思ひ出し、與五郎様の顔おやと思うて堪へてくれ、よ、
こりや、此の手を合はす其で頼つてくれ、善悪とも思うせぬか知らぬけれど、吾を思つた此方が願ひ、
聞かれねばもう叶はぬ。」と生きも八分も、今までの面晴で、といふは嘆きや、よい人ぢや、聞かれ
切れ、切れ〳〵と急き立てられ、「マヽ〳〵、アヽ〳〵、切るぞ〳〵。」
遁の雨、行かれぬ刀拔いて手早く、南無阿彌陀佛と數珠下げ、「コヽヽうせはいか、これが何する罪を惜しみ」
と、持つたる刃物を取れば、わつと泣き、「生きてゐる内に切らうと思うたら、こうする思ひ切ら
れぬ愚、思ひ切られねば一日の恩も送られぬ、父様のお詞背いて勘當されるも、是れが悲しさに生き
てゐられうぞ、父様留うずと殺して。」と、又取る刀を、どつこいと留めても留まらず、いや〳〵、
死ぬる〳〵と蛇の合ふ刀、相方取つたは南部谷、仕様は是しく、吾妻もねるに及ばぬ

ましよ、刀の鞘にとつくと納め、扨は甚兵衛親であつたか、いかさま様子あらんとは思うた。其許から今思ふも、此の治部が子を思ふも、迷ふ心は皆一つ、子ならぬ親は泣かぬ者、生まれる時を喜ぶとは、何時の世からの偽りぞや。コレ此の刀は五郎政宗、金百枚の折紙、地頭より兼ね御所望、身を離さぬ重寶なれども、賣代なして吾妻が身請、闕破りの科は此の治部右衛門がきつと引き受けた上、與次兵衛に鬱憤いふな。ト、承らう治部右殿。ト、奥から出づる與次兵衛が、何時の間にやら、このそりと、頭剃つた法體姿。是れはと皆々驚けば、ホヽアヽ、治部右殿、有様は今日来た心も、息子めが闕破るまでなければや投はれぬ。投つて直に親の手から請出してやると同然、此方の手前は勘当の子ながら、氣を揃つて先のしだら。金の惜しい子の可愛さ、金の冥加に盡きる與五郎、一文でも金の足しをさや、一日なりと遅う金を出せうと思ひ、せわりたのが今では悔、乎代を賣代なし、闕破りの科を逃してやると、思うて下さる治部右殿、禮のいひ様がないわいの、與五郎が悪事を引受け、今からわが與五郎入道、法名をつけて置いた體の浮閑、息子めには名を譲つて山崎與次兵衛、門跡様へも上げぬ金、有りたけこれだけ出してなりと、きつぱりと濟ましませう。其所にゐる吾妻女郎、女房にとも約束仕やるが、料簡して手懸に成つて、あの性根の直るやう頼みますぞへ、お照を本妻に立てて置いて下されや、諸事は此の天窓に免じて治部右殿斷りましたと、いひこそ召されね、御息子の恨みも何ら本

御免、幾重にもお詫び〳〵と、吝い親父が打つて變へ、見るも惜しき平盃に、酒一杯目に持つて、頭を下げる親の慈悲、與五郎夫婦は障子越しに覗いて蔭に手を合はせ、我が身の不孝を思ひ知り、詫り入るぞ哀れなる。ヤア〳〵〳〵お手上げられい御隱老、何の夫れに及ぶ事と、心解け合ふ嫁同士、頭許りが一家中、揃う歳つてぞ見えにけり。吾妻は去状取り出し、ずた〳〵に引き裂き〳〵、斯うするからは御安心、縫ひなされて下さりませ。これ、出來した、何も彼も目出度い事の上盛りと、悦びあふは富貴の門口、與五郎夫婦を伴ひ、「代官所から治部右衛門に、山崎與次兵衛を同道致し罷り出でよとの急のお召し、何事かは存ぜねど、ヤア〳〵お出でとせり立つる。ハテ心得ぬお召しおやなあ、幸ひ與次兵衛方にゐます、召捨して同道致さう、其の間は待たれ、急々のお召しすぐ〳〵」と忙しなく、いふも上沫法師なく、ハテ一番勝者に治部右衛門、參つて來うと打連れだち、代官所へと行く跡に、障子押し開け與次兵衛夫婦、立出で、今のお召しお氣遣ひ〳〵、何うせう〳〵と狼狽へ騒げば、ヲヽそれ〳〵、彼の氣遣ひでござりませうぞ。いや〳〵、吾妻を身請せうといふ屋敷の客、平岡長五郎が切り付けしたる、其の事に就いての御詮議はあるまい。長五郎がそれとはいはれぬ義理、イヤ、氣遣ひやるな。それ、吾妻諸共おいで〳〵と、氣に氣ならねばよござります、此の甚兵衛が往て聞いて來て、様子を先へ知らせましよ。そうならばわりかせと、尻引端折て飛んで行く、道が違

うて五六人、手々に寄棒どや／＼／＼、どうでも爰へ來るやうなら、隠さにやならぬお前方、まあまあ爰へと上り戸棚、夜具引出して二人ながら、サア此の内へ／＼と、指圖に洩れず早速の、假の隠家戸を立つる、間もなく亡八かゝり聲、一駕籠の者かしらして來た、闇破りの與五郎吾妻、郭の法に行ふ、出した／＼。ヤイエ／＼、こんな覺えは此方にはない、餘所を尋ねて見さつしやれ。イヤアとぼけさつしやるないなう、證人を爰へ連れて來た、あらがふまいと。とてつゝい押す、夫れでも知らぬ、女がやと侮つて驚かすのか。ヨてもつべこべと能ういふわ。可笑い所に寝道具が、權兵衛喜六搜そかいつコよかろ／＼。〇この眞中へ、又どや／＼と三四人、手拭鉢卷高絡げ、上意を呼ばはり込み入り／＼一仔細有つて治部右衛門に、上からのお疑ひ、諸式に封をお付けなさる、たれ役人ども封印〃といふより早く手分して、押入戸棚も締めたなり、簞笥長持膳棚まで、鍋釜萬ず打込んで、きり／＼しやんと封印を、つけるもハア／＼女房の、怖い／＼におど顫ふ。ヤア皆何奴も頭が高い、下げう／＼、一隅立の御封印、少し許りそゝけても、退引同然科は重罪、屹度申し渡した。」と叱りつけてぞ立ち歸る。曲輪の者共うつかりひよん、引戻しの鯵きりを左々らぬに括られた同然、けぶさい戸棚も封印で、大事ない／＼、五日や六日で濟むまいし、中になるなら干し殺し、明日來て見よう、サア來いつ」と出でて行く。跡へ大汗に成つてすた／＼甚兵衛が、コサア難しうなつて來た、與五郎樣のことに就いて、長

五郎が侍を殺したとあやがぬけいで、お二人ながら揚屋へお入りなされた。」ハアはつと一度に戸棚の内外泣きいだす、聲に氣のつく甚兵衛、「與次兵衛樣や吾妻はえ。」「サア曲輪から詮議に來て、此の内へ隱したりや、お上から封印を只今付けていんだ。」「ヤア、もう先へ廻つたか。封印切れば科がます、というて彼方を此の内から、出さすには置かれぬが、如何した物ぢやこりやどうせう、何うせうざいのどうせう。」と又内外から泣き出す聲、「オ、其の封印は私が切つて上げう。」と表から、はひるは以前の役人、「曲輪から詮議にうせる素振を見付け、南無三寶と思うた故、在所外れで人雇ひ、思ひついた家財の封印、作者は爰に此の長吉。」と、鉢卷取れば放駒、「サア長吉殿、そんなら此方が封印附けたか。」「オ、骨折が惡かつて、案じさしました。」と立ち寄つて、戸棚開けてもうつかりと、物をもいはず出も遣らず、「與五郎樣長吉ぢや、何してござるサア爰へ。」と、手を取れば、きよろ/\/\、「ハ、ア詮議にくる/\、親父樣はすんほろ坊、坊主々々小坊主、いたいけな事言うた、ほろゝん/\/\や。」「これ何いはしやます、長吉ぢやわいなう。」「なんぢや町中引渡す。」「コレ與次兵衛樣何いはんす、申し/\、何被仰る。今のをお聞きなされて、はつと思うてそれでお氣が上つたか、是れ氣をつけて下さんせ。」と、二人の女が取付いて、泣く顔じろ/\、打眺め「其方は藤屋の吾妻か。吾妻請出す山崎與次兵衛、曲輪を拔けてそれ/\/\、それ名代の走り坊、しつたん/\や、法ぬけ坊主、是れ

は扠とほる、當度もなしに驅け出す、ソレ留めましてと捕ふる吾妻、氣逆力の手に合はねば、どつこいやらぬと長吉が、留めても留らず、引きずられ共に狂ふや　三重

第七

道行菜種の亂咲

はてしなく、狂ふ與次兵衛を、長吉が漸う抱き留むれば、なう正體なきお身の上、吾妻が顏も見忘れてか、これなう／＼と縋り泣く、浮名の種や菜種畑、オ、イ／＼、呼ぶも木精も春風に、連れて楠葉の頬冠り、堤傳ひを夫れぞとは、思ひがけなや、「ヤア濡髮か。」「ヤレ吾妻様放駒、是れは／＼珍らしや、不思議に廻る大坂の、人目を忍ぶ身を以て、此の道筋を何處へ行く。」「されば我故御難儀と聞捨ならず、我と名乘つて出る覺悟、先づ旦那のお顏を。」と、二人立ち寄り抱き上ぐれば、むつくと起きて「ヤア長五郎か、コリヤ長吉、われも長、われも長、二人合はせて蝶々止れ、菜種にとまれ。」と枝折り翳し、春にも育つ花誘ふ、長吉は情の味知らず、長五郎は我が譯知らず、知らず知られぬ中ならば、浮れ初めまい狂ふまいと、菜種を持つてちやう／＼／＼ど、二つのてふ／＼打たれて、二人も顏見合はせて立ちよるを、イヤ／＼知らぬ、何にも知らぬ。頭今は浮世の放駒、傍で見るめの憂や辛

や。「あれ見や彼の通りぢや、どうも御兩家へ連れてはいなれぬ、此の長吉が所にまあ、お隱匿ひ申さうかと思うてゐる。」「ムウ尤も、重々の世話忝い、連れまして往んでたも。」オ、いの、己もいの、唄 いのやれ。我が故里へ歸らうやれと、いふは些と持たせ風、ハ、アふりかけて來るわ／＼、何と吾妻、久しや／＼、鼓唄 吾妻は逆き國なれど、また都にも雙びなき、難波に稀な太夫職、何時かは見初め逢ひ初めて、彼の井筒屋の月見の夜、倶に可愛うなり初めて、花ならば連理の枝、鳥ならば比翼の鳥、變るまいぞや變らじと、いひ交したは違はぬ／＼、四季の花、春は朧に八重霞、柳は緑花は紅、其の紅のうちぞゆかしき、ゆかし懷かし逢ひたしと、狂ひ廻り驅け廻り、草場にかつぱと伏しゐたる。吾妻はわつと泣き出し、「父御樣の御難儀も、離れ心も皆私故、お心の付く樣に仕樣はないか長五郎樣、何卒療治もない事か。」と夫の介抱片袖は、涙を留め兼ねければ、「オ、其の歎きも今の間に、科を名乘つて出る上は、御病氣も御難儀も一時に事が濟む。」「否々惡からう。」今汝が名乘つて出ると、與次兵衞殿から事起ると、返つて家に疵が付く、隱れゐるだけ隱れゐるが返つてお爲ぢや。」コリヤ長吉が詞を立てよ。」「イヤ／＼夫れでも。」「イヤ／＼／＼。」競り合ふ間へ割つて入り、あれ／＼／＼、あの行く舟は京登り、ちゝり人形かなぎさ堤を曳くわ／＼、唄 川の瀬のせのナ、なゝせのあはびノつまもナ、つまもたいでようさまよナ、せでくらす、樣は今夜のナ、三日月樣よノ宵にナ、宵にちらりと

よう樣よす、見たばかり、踊人が見たくば色里へ、おちやれの色里の踊は、花笠をしやんと着て踊風が面白、吉野初瀬の花よりも、紅葉よりも、こひしき君が其の顏見ようと走り行く。やらじと留むる放駒、氣遣ひせずと濡髮は、河内の方へおちこちの、人も咎めん往けノ\ノ\、ひらに枚方別れ道、さらばノ\、長吉頼む、頼むノ\と聲ばかり、入相告ぐる鐘の音に、花も散り行く菜種畑、所隔てて三重落ちて行く。

第八

八幡の親里に血筋の引窗

出で入るや月弓の、八幡山崎南與兵衛のお祖母、我が子可愛かナ金を出せさと諷ひしを、思ひ合はせば其の昔、八幡近在隱れなき、鄕代官の家筋も、今は妻のみ生き殘り、神と佛を友にして、秋の半ばの放生會、夜宮祭と待宵と、掛け荷うたる供へもの、母は神棚設へば、嫁は小芋を月代へ、子種頼みの米團子、月の數程持ち出づる。「コレ嫁女、月見の芋は明日の晩、今日は待宵、殊に日の中からは早いノ\」「是れはしたり、お前が明日の放生會を、今日からお供へ遊ばす故、何にもかも宵日からする事と、す、笑止」「コレ其のす、笑止はやつぱり郭の詞、爰は大坂の新町で、都というた時とは違

ふ、今では南與兵衛が女房のおはや、近所の人が來たと、煙草吸ひ付けて出しやんなや。今でこそ零落れたれ、前は南方十次兵衛というて、人も羨む身代。連合がお果てなされてから、與兵衛が放埓、鄕代官の役目も揚り、內證も仕縺れ、此方の手前も恥かしい事だらけ。さりながら此の所の殿樣もお代りなされ、新代官は皆揚り、古代官の筋目をお尋ねにて、與兵衛も俄のお召し、昔に歸るは此の時と、雜行なれども神いさめの供物。蚤の息が天とやら、お上の首尾が聞きたいの。」「イヤモウ夫れはお氣遣ひ遊ばすな、お前の其のお心が通じて、御出世でござりましよ。早う吉左右聞きましたや。」と待ち兼ね見やる表の方、編笠にて顏隱し、世を忍ぶ身の跡や先、見廻し立ち寄る門の口、嬉しや爰ぢやとずつと入る。母は見るより「ヤア長五郎か。」「母者人。」「濡髮さんか。」「都殿是れはしたり、扨は願ひの通り與兵衛殿と夫婦に成つてか。」「マア悦んで下さんせ。私を請出した權九郎は、根が贋金師で牢へ入り、殺された大鞁持は、盜人の上前取で、追剝になつて殺し徳、何の氣懸りなう添うてゐやんす。」「ハテ仕合な事、同じ人を殺しても、運のよいのと惡いのと、ハテ仕合な事ぢやの。」「イヤコレおはや、染々とした話ぢやが、其方衆は近付か。」「アイ曲輪でのお近付き。」「あの與兵衛もか。」「イヤ是れはつい一日知る人ぢやが、又長五郎樣がお前を母樣と仰しやる譯はえ。」「オ、不思議なは道理道理、どうで一度はいはねばならぬ。此の長五郎は五つの時養子に遣つて、私は此の家へ嫁入。與兵

衛は先妻の子で、私とはなさぬ仲故に、其の譯知つても知らぬ顏。あそこや爰の手前を思ひ、かつふつ音信もせなんだが、去年開帳參に不圖大坂で見付け、年たけても父御の譲りの高頬の黒痣。若し其方は長右衛門殿へ遣つた、長五郎ではないかと、問うつ問はれつ昔語。養子の親達も死に失せ、相撲取に成つた話、歸つて與兵衛に話さうかと、思うたれど、以前を慕ひ尋ねても往たかと、思はれるが恥かしさに隱してはゐたが、斯う白けて來たからは、戻られたら引合はし、兄弟の杯、おはずからずに嫁共に子三人、私程果報な身の上は、又と世界に有るまいことと、悦ぶ親の心根を、思ひ遣る程長五郎、明日をも知れぬ我が命と、知られぬ母の痛はしやと、思へば堰き來る涙を隱し、「イヤ申し母者人、與兵衛殿がお歸り有らうと、拙者が事お話御無用。」「なぜ〳〵。」「イヤ相撲取と申す者は、人を投げたり放つたり喧嘩同然、勝負の遺恨によつて、侍でも町人でも、切つて〳〵切り捲り、投げち放して、マアそんな事私は致しませねど、男をたて過して、一家一門へ難儀の罹る事も有る物。まア此の商賣仕舞ふまでは、お前ともあかの他人、倅持つたと思召して下さるな。何時知れぬ身の上、是れがお別れにならうもしれぬ、おはや殿、與兵衛殿へも母の事頼みまするといういうて下されし。長崎の相撲に下りますれば、永うお目に掛りますまい、隨分御息災でお暮しことと打萎るれば、ヤレそんな商賣せいで叶はぬか。長崎へも何處いも往かず、此の内にゐて、與兵衛と共に問ひ談合、其の格杯では

何をしたとて仕兼ねはせまい、ナウおはや。」「さうでござりますとも、御兄弟といふ事、主も聞かれましたら悦ばれましよ。マアお茶漬でもナお袋樣。」「否々、初めて來た物館でもしますまい。あの體は牛蒡の太煮、蛸の料理が好きであろ、氣が晴れてよい二階座敷、淀川を見て肴にして一つ呑まやうじやうじせずと往きやいの、どりや拵へうと俎や、薄刃の錆は身より出で、死出の出立の料理ごと、思へばいとゞ臆寒がり、「申し何にもお構ひなく、とも、鉄釜の一杯酒、ついたべて歸りましよ。」と母の手盛を空茶持と、思ひ設の煙草盆、提げて二階へ登れてゆく。人の出世は時知れず、見出しに預り南與兵衛、衣類大小申し請け、伴ふ武士は何者か、所目馴れぬ角氣の南人、家來も其の身も立ち止り、「是れが貴公の御宿所となゝ、まづ御案内。」「お先へ。」と互に辭儀合、南與兵衛いそ／＼として内へ入れ、「母者人女房、只今歸つた。」「ヤアお歸りか戾りやつたか、お上の首尾は如何ぞや／＼。」「お悦びなされ極上々。」「ヤア嬉しい。」「則ち此の如く、衣類大小下し置かれ、名も十次兵衛と親の名に改め下され、昔の通り郷代官を仰せ付けられ、七ヶ村の支配。」「ヤレ／＼夫れは目出たい事。」「見れば表にも歴々が見えるがありや何樣ぞ。」「あれは西國方のお侍、銘々に仰せ合はさるゝ事有つて御同道、さして隱す程の事ではなけれども、暫く母人も御遠慮、女房も用事あるまで差控へよ。」と云ひ渡し、表へ出づれば嫁姑、今からは武士附合、遠慮が多いと打隔れし、母と嫁とは立ち別れ、奥と口とへ入り

にけり。イザお通りと兩人の、武士を上座へ押直し、今日殿の御前にて仰せ付けられし竊かの御用、仔細は各方に承れとの義、先づ其のお尋ね者の科の樣子、お物語。」と尋ぬれば、年長なる侍取敢へず、「拙者は平岡丹平、是れなるは三原傳藏と申して、主人の名はお上には御存じ、當春大坂表にて、兩人の同名共を殺され、方々と詮議致せど、討つたる相手行方知れず。此の間承れば此の八幡近在に、由緣あつて立ち越えたと申す。さるによつて當役所へお頼み申せしに、兄弟の敵隨分見付け召捕られよ。しかし夜に入つては當地不案内、所に馴れたる者に申し付け、繩かけ渡さんと有つて貴殿へ仰せ付けられた。仔細と申すは斯くの通り。」と、語るを一間に母親が、耳欹てれば此方には、女房おはやが立聞きの蟲が知らすか胸騒ぎ。與兵衛は何の心も付かず、「然らば敵討同然隱密々々、若し左樣の儀も有らうかと、母女房まで退け、御内意を承る。なんと、其の討たれさつしやつた、御同名のお名は。」「身が弟は郷左衛門。」「手前が兄は有右衛門。」「アノ平岡郷左衛門、三原有右衛門。」「いかにも。」「フムウ。」「御存じかな。」「イヤ承つた樣にも。」「ムウ。して其の殺したる者は何者。」「サア其の相手は、相撲仲間で隱れもなき、濡髮の長五郎。」と聞いて母親障子をひつしやり、おはやは運ぶ茶椀をがわつたり。ハテ不調法なと、叱る夫の側に坐し、猶も樣子を聞きゐたる。「シテ御兩所は何國を目當。」「先づ此の丹平は當所を家搜し致したい。」「御尤も〳〵。傳藏殿には思召し寄りは何

とゞ一手前が存ずるには、最前其許へお頼み申した繪姿を村々へくばり置き、油斷の體に見せ、どかどかと蹈込み、牛部屋柴部屋、或は二階などを吟味致したい。」「夫れは尤も、ナ、大きな體、下家にはをりますまい。兎に角二階が心元ない、先づ御關所は楠葉橋本の邊を御詮議なされ。夜に入らば捕者が受取り、假令相撲取でござらうが、柔術取でござらうが、見付け次第に繩打つてお渡し申さん、其の段そつとも。」「ヤレ其の詞を聞いて安堵々々、イザ丹平殿楠葉邊へ參らうか。」「いか樣日の内は隨分我々働き、夜に入つてお頼み申すが肝心、早お暇。」「然らば又晩程役所にて御意得ませう。」「左樣な樣。」と目禮し、二人の武士は立ち歸る。おはやは始終物案じ、差俯向いてゐたりしが、「申し與兵衞樣、味なことを頼まれなされ、長五郎とやらを捕つて出さうとの請合は、夫れやマア御前ほんの氣かえ。」「ハテ氣疎いものゝいひやう。あの侍に由緣もなく、元より長五郎に意趣もなけれど、いまの兩人が願ひによつて、お上より此の與兵衞に仰せ付けられた。其の侍衆は、關口流の一手も、覺えたる事お聞き及びあつて、役人共に申し付くる筈なれども、當所へ來て間もなく不案内、往來斷れた其方に申し付くる。日の内はあの方より詮議せん、夜に入つては、此方より隅々まで詮議し、なにとぞ搦め捕つて渡せ、關の爲と有つてのお頼み。一生の外聞、召捕つて手柄の程を見せたらば、役人にも嘸お悦び。」「イヤ〳〵。何の夫れがお嬉しからうぞ。」「なぜ。」「ハテ昔はともあれ、昨日今日ま

で八幡の町の町人、生兵法大疵の基と、ひよつとお怪我でもなされた時は、お袋様の悲しみ、何のお悦びでござんせう。」「イヤいらざる女のさし出、わりや手柄の先を折るか。」「ハテ折るも一つはお前の爲。」「ヤア此奴が、何で濡髪をかばひだて、但しはおのれが一門か。何にもせよ御前で請合ひ、見出しに逢うた此の與兵衛、今までとは違ふ、詞反さば手は見せぬ。」ときつぱ廻せば、「ヤレ夫婦の諍ひ必ず無用。」と、母は一間を立出で、「最前からの様子、殘らずあれにて聞きました。何と其の濡髪長五郎といふ者、其方能う見知つてか。」「一度堀江の相撲で見受け、其の後色里にて一寸の出合。隱れもない大前髪、慥か右の高頬に黑痣、見知らぬ者も有らうと有つて、村々へ配る人相書、コレ御覽なされ。」と懷中より、出して見せたる姿繪を、どれと見る母二階より、覗く長五郎手洗鉢、水に姿がうつると知らず、目ばやき與兵衛が水鏡、屹度見付けて見上ぐるを、敏きおはやが引窓ぴつしやり、内は眞夜と成りにける。「ヤこりや何とする女房。」「ハテ雨もぽろつく、最早日の暮、燈を點して上げませう。」「ムウはてなあ、面白い／＼。日が暮れたれば此の與兵衛が役、忍びたるお尋ね者、イデ召捕らん。」とすつくと立ち、夫れまだ日が高いと引窓ぐわらり、明けていはれぬ女房の、心遣ひぞせつなけれ。母は手箱に嗜みし、銀一包取り出し、「是れはコレ御坊へ差上げ、永代經を讀んで貰ひ、未來を助からうと思ふ大切な銀なれども、手放す心を推量して、何と其の繪姿、私に賣つて給らぬか。」「ムウ

母者人、二十年以前に御實子を、大坂へ養子に遣はされたと聞いたが、何と其の御子息は堅固でござるか。」「與兵衛、村々へ渡す其の繪姿、何ぞ買ひたいか。」「ハア、鳥の粟を拾ふ樣に、溜めて置かれた其の銀、佛へ上げる布施物を費しても、此の繪姿がお買ひなされたいか。」「未來は奈落へ沈むとも、今の思ひには替へられぬわいの。」「ヘツエ、是非もなや。」と大小投げ出し、「兩腰差せば十次兵衛、丸腰なれば今までの通りの與兵衛、相變らず八幡の町人、商人の代物、お望みならば上げませう。」「あの買つて下さるか、夫れでは此方のこ」「ハイヤ日の内は私が役目ではござりませぬ。」「ハア、忝なやこと戴く母、袖は變らぬ涙の海、嫁は見る目を押し拭ひ、「申し與兵衛樣、餘り母御樣のお心根が痛はしさに、大事の手柄をなくしました。」「聞分け無い不屆者とお叱りもあらうが、産の子よりも大切に、可愛がつて下さる御恩、せめてはお力にと側々に隱しました、常々からも萬事の品包むと思うて下さんすなこと、中に立つ身の切なさを、言譯涙に暮れ居り、哀れ數そふ幕の内、隈なき月も待宵の、光映れば、「イヤ夜に入れば村々を詮議する我が役目、河内へ越ゆる拔道は、狐川を左に取り、右へ渡つて山越に、よもや夫れへは行くまい。」と、夫れと知らして驅け出づる、情も厚き藪疊、有りから月の雲隱れ、忍びて樣子を窺ひゐる、堪へ兼ねたる長五郎、二階より飛んで下り、表を指して驅け出すを、母は抱き止め、「コリヤ狼狽者何處へ行く。」「イヤ最前より、尋常に繩掛らうと存じたれども、餘りと

申せばお志の有り難さ、眼前歎きを見さまさうよりは、此の家を離れてと、堪へに堪へてをりましたが、與兵衛殿の手前もあり、後より追付き捕られる覺悟、御赦されて」と駈け出すを取つて引き据ゑ、ヤイ鈍な物知らずめ、おれ許りか嫁の志、與兵衛の情まで無にしをるか罰當りめ。なさぬ仲の心を疑ひ、流石貫はうと言ひ掛けたは、見遁してたもるか給らぬかと、胸の内を聞かう爲、責つてくれた其の時の嬉しさ、おりや後影を拜んだわいやい／＼。まだ其の上に河内へ越える拔道まで教へてくれた大恩を、何と報じようと思ひをるぞ。コリヤヤイ死ぬる許りが男ではないぞよ、七十近い親持つて喧嘩口論、人を殺すといふ樣な、不孝な子供が世にあらうか。來ると其の儘缺椀に、一膳盛と望んだはおのりや、牢へ入る覺悟ぢやな、夫れが如何見てをられうぞ。せめて親への孝行に、遁れるだけは遁れてくれ、生きられるだけは生きてたも、何の因果で科人に、成つた事ぢや」とどうどふし、前後不覺に泣き叫ぶ。おはやも俱にせきのぼす、涙押へて「申し／＼泣いてござる所ぢやないぞえ。夜が明くれば放生會で人立が多い、今宵の内に落す思案、何卒姿を變へる仕樣はあるまいかな。」「イヤ夫れも心付いて置きました、まあ目に立つ此の大前髪、剃りおとしましよドレ剃刀。」「イヤ申し母人、姿を變へて縄掛らば、よく／＼命が惜しさにと、いはれるも無念な。侍を殺した場で、直に相果てうと存じましたが、死なれぬ義理にて生き存へ、一日々々と親の事が身に染み、まあ一度お顔が拜

みたさに、お暇乞に參つて、かへつて思ひを掛けまする、やはり此の儘で與兵衛殿へ、お渡しなされて下さりませ。」「そりやどういうても生掛る氣はやな。」「覺悟致してをりまする。」「よいわ勝手にしをれ、我より先。」にと剃刀を、「アヽ、申し、誤りました／＼。」「エヽそんなら剃つて落ちてくれ。」と、母が手づから合掌に、かかる思ひがあらうとは、神ならぬ身のしら髪の此の身、剃るべき髪は剃りもせで、祝うておとす前髪を、涙で揉んで剃り落す、目の峯の定まらず、わな／＼震うて刃先がきつくり「アヽ申し二所までお額に疵が、ハテひよんな事しました、詫び直し。」と親の罪、くつたりつけて額打眺め「大方是れで人相が變つたが、肝心の見知りは高頼の黒痣、剃り落さん。」と剃刀を、當て事は當てながら「是れこそは父御の譲り、形見と思へば嫁女、私はどうも剃り難い、此が頼む剃り落して下され」「私ぢやとて酷たらしう、それが何う剃らるゝ物、お赦しなされて下さりませ。」「サア、思へば思へば、親の形見まで剃り落す様になつたか、ヱヽ、心からとはいひながら、可愛の額や。」と取り付いて、わつと許りに泣き沈む。折もこそあれ門口より、「前髪取つたと打ち付ける、かねの手裏剣高頼にひつしやり、はつと身構へ母は楯、おはやは燈火立ち覗ひ「今のは誰か連合の声、長五郎さん、額の黒痣が潰れたぞえ。」「じやアほんに爰に、是れも情け」と母親は、面を拜みゐたりしが、兼て覺悟の長五郎、思ひ設けてとつかと坐し、「サア、御指人、お前のお手で繩を掛け、與兵衛殿へ、お渡しなされて

下さりませ。」「コレ長五郎樣、お前は氣が逆上つたか。取つたと顏へ打ち付けて、黑痣を消した連合の心、又コレ此の打ち付けた銀の包に、路銀と書いた一筆、其所にお心付かぬかえ。」「イヤ其の書付も、黑痣を消した心も、骨に徹へ肝に透り、餘り過分忝さに母の歎きも御意見も、不孝の罪も思はれず、嗜人な子が可愛いと、義理も法も辨へなく、助けたい〳〵と母人の御慈悲心、暫くはお心休めと詞に隨ひ、元服まで致したれども、一人ならず二人ならず、四人まで殺した科人、助かる筋はござりませぬ。愍かな者の手に掛らうより、形見と思ひ母者人、泣かずとも、繩を掛け、與兵衞殿へ手渡して、ようお禮を被仰れや。ヤ、コレこれ、さうなうては此方、未來の十次兵衞殿へ立ちますまいがの。」「オ、誤つた長五郎、よういうてくれたな。いか樣思へば私は大きな義理知らず、眞をいはゞ我が子を捨てても、繼子に手柄さするが人間。畜生の皮被り、猫が子を銜へ歩行く樣に、隱し遂げうとしたは何事。とても遁れぬ天の網、一世の緣の縛り繩、おはや其の細引でも取て下され。」「否夫れでは連合の心を無になさるゝと申す物。唐天竺へござつても、此の世にさへござれば如何してなりとも又逢はれる。何かはなしに、落しまして下さんせ。」「イヤなう一旦匿うたは恩愛、今又繩掛け渡すのはなさぬ仲の義理。晝は護ひ夜は繩掛け、晝夜と分ける繼子本の子、慈悲も立ち義理も立つ、草葉の陰の親々への言譯、覺悟はよいか。」「待ち兼ねてをりまする。」とおはやを取つて突き退け〳〵、手を

廻すれば母親は、幸ひあり合ふ窗の繩、追取つて小手縛り、突き放せば引く繩に、窗はふさがれ心も闇、くらき思ひの聲張り上げ、「濡髮長五郎、召捕つたぞ。十次兵衛は居やらぬか、受取つて手柄にめされ。」と呼ぶ聲に、與兵衛は驅け入り、「お手柄／＼、左樣なうては叶はぬ所」とても遁れぬ科人、受取つて御前へ引く、女房どももう何時。」「されば夜半になりましよか。」「たはけ者めが、七つ半を最前聞いた、時刻が延びると役目が揚る。繩先知れぬ窗の引繩、三尺殘して切るが古例、自分量に是れから。」と、すらりと拔いて縛繩、ずつかり切ればぐわら／＼／＼、指し込む月に「南無三寶夜が明けた、身共が役は夜の内許り、明くれば卽ち放生會、生けるを放す所の法、恩に被すとも勝手においきやれ。」「ハヽ、はつ。」と悅ぶ嫁姑、合はす兩手の數よりも、九つの鐘六つ聞いて、殘る三つは、母への進上、拙者が命も御自分へ、たれもいはずとさらば／＼、さらば／＼の暇乞、別れてこそは三重落ちて行く。

第九

觀心寺の隱家に戀路のまぼろし

河内國の片ほとりに、幻竹右衛門といふ親仁あり、心に歪む節もなく、正直一遍齒に衣を、著せね

ど付けし里の名は、錦部に侘び住居、近所の若者入り込んで、相撲稽古の地取場は、裏の縁先縁側に、煙管銜へて寝ばらばひ「コレ／＼／＼腰が悪いぞ、右を指したら、なぜに開かつて歩行み出さんぞやい。エヽ其所おや／＼そりや其所な、先刻にから見てゐるが、皆身の構へがさうでないわい。今の様な時はト矢筈に成つて止つてゐる。向うから仕掛ける所で右へなりとソレ左へなりと、捏ねたがよい」と仕形見すれば「アヽ、親仁殿此方のやうに覚えてゐれば、大坂へ往て上俵の上で取りますわいの。」「さいやい、其方達は土俵の上でも恥かしうない。春は早々此の観心寺の開帳、其の時は是非相撲、観進元は此の竹右衛門、一方は大坂方、寄の方は汝等を関取。皆おれが世話やいたれば、どうぞ大坂方に勝たしたいがな。」「イヤそりや、取つて見たいな。」「オヽ、さうぢや／＼／＼、したがおらは名がない、親仁殿性を見てえい名を付けて下され。」「あいつはい、おれをば、山伏の様に思ふさうな、マア大関を誰にせうぞ。」「オヽ、先にから土付かぬ此の次郎吉、おれぢや／＼。」「ム、次郎よかろ、わりや在所はどこぞ。」「ハテ知れた澀川郡。」「イヤ澀川郡とは名乗り難かろ、どうぞ強さうな何にせう、大和邊の縁を取り、御所車。」「イヤ／＼、餘り名過ぎる、澀川郡の心で御所柿々々。」「オオ其の御所柿よかろ、マア甘い名ぢや、イヤおれが好きぢや。」と、口々に評ふ折から奥よりも、「申し父様、風呂がよいお召しなされ。」と立ち出づる娘のお虎、「オヽ客人は入られたか。」「アイ濡髪様は。」

「ウ[illegible]、[illegible]では風を引く浴衣着せておいて背中措つて進ぜぬぞ、[illegible]。」「イヤ此

間から江戸の[illegible]人、春の相撲の大關、又おらに逢うて第一[illegible]し大兵、何と[illegible]いて見んか

いな」[illegible]」と、[illegible]ゆるき出

る[illegible]、「[illegible]風呂へ入つてか。」「親仁殿辭儀なしに入りました[illegible]」

「[illegible]」「イヤ關取、皆若い者共[illegible]を見たがつ

てるだ、[illegible]て遣つて下されぬか。」「イヤ〳〵夫れは[illegible]

[illegible]大關でえす。」「いや[illegible]

レ一番揉んで見よう。」と、浴衣ひらり[illegible]踏み固むる力足、見るより俄に後退り、[illegible]

アわれ往け。」「何いふだい、[illegible]いけ〳〵。」「エ[illegible]

[illegible]

上、[illegible]

[illegible]、そりや〳〵其所おやや。ハアもう仕舞おや、サア〳〵續いて出て

[illegible]

[illegible]

たいわいらが關取に、ぎつちりと取るによつていまの通りぢや。なぜあへて取らんぞやい、サア參らう。」掛るや否や、コリヤ／＼／＼／＼と刎ねかけられ、さしもの濡髪背ける五體、所を透さず後抱きに確と緊め、コリヤ見たかと引抱へ、上げても／＼地放れせず、幻掛聲、そりや／＼其所ぢや其所ぢや、腰入れ／＼、合點ぢや合點と根一ぱい、力めば左の片足が、向うの股へ歩み出で、其の足取つて仰向に、凭れを食うてひつしやりと、地獄落しのあも重ね、砂に埋もれへらず口、ヱテたふうした物ぢや親仁殿、是れでは名乘がつくまいがの。」「つくとも／＼、よい名がある。」と煙管を揚げ、「只今の負相撲、片屋に於て平蜘々々、ハヽヽヽヽエ、面倒な、サア／＼／＼皆一時に組み付け／＼。」「オヽ、サ合點。」みな腰入れて、エイヤ／＼／＼押せ／＼／＼、サアもうえいかと一押おされて堪られず、將棊倒しにばた／＼／＼と、こけ廻る折も折、村の役人いつきせき、「申し／＼竹右衞門樣、莊屋殿よりいひつけ、大坂の濡髪といふ相撲取が、人を殺して此の觀心寺村へ入り込んだ、括つてなりと捕まへて置け、明日は早々大坂から、侍衆が見える筈、今夜中に下相談。竹右衞門所は取分け、若い者が入り込む程に、早う呼んで來いとでござります、ちやつと／＼。」といひさして、次の在所へ走り行く。

幻はそしらぬ顏、「何と皆聞いたか、濡髪とやらが侍殺して驅落した事、此の商賣なれば知らぬでもないが、わい等はもし知らぬか。」「イヤ此中から其の噂、こちの方へも觸が廻ろ。サア來い、みな

いのかいの。「サア、竹右衛門も莊屋へ往て譯なでしう、お虎は何處に、娘々々」と呼び出し、「コリヤ酒でも燗して綾殿へ進ぜ、表も締めておけ」。「誰ぞやあらう」と近隣に向けた、「皆來い〳〵」と打連れてこそ急ぎ行く。跡に濡髮只一人、枕引き寄せ煙草盆、心も濟まぬ後より、お虎は銚釐に酒の燗、片手に肴取り添へて、「申し〳〵長五郎樣、サア御酒上れ。申し私ちやり、お前の身の難儀を皆知つてゐる。けれど、あの父樣が合點なされや、つい濟むであれ、必ず苦にして煩うてはしやんすな。再び父樣も留守、ナフ私やいふことが澤山ある。長五郎樣、田舎とも此の内へお出でた時、一目見るよりテモ扨も、きつとして色白な、よい殿御と、思ひ初めてには使も恥られず、文で悲しうていうても見んと、惡らぬ筆で認めた、其の文も何處でやらつい落した。恥かしい私が方から、寢間へ往きや嫌ぢや〳〵と冠ばかり、すご〳〵寢間の一人寐も、お前のお顔が幻に、見ゆるとすれば、憎らしい父樣の車長持、吃驚して覺むれば現にあらず」と、語ればきく長五郎樣、心で心が悟られぬ、と娘心のしをらしさと、「有難い」惡心恐れて、「よ、成程な〳〵、志は忝い、何の其方の其の心、惡うは受けぬ。さりながら此の長五郎が身に、今も知れぬ命なれや、悲しい情ないかしい事いうたら、すはといふ時に其方の歎き、ナアマア第一、親仁殿が、ア、長五郎といふ者は、我が身に難儀ありながら、人の世話になる上に、一人娘にまで難き思ひしむ憂き目を見せる、人でなしと思はれては、今まで男といはれた濡髮が分も立たぬ。

爰の道理を聞分けて、酷い長五郎ぢやと思うてばし下さるなッ」と、事を分けたる一言に、「サイナ其所を無理にといふ私でもない、お身に難儀の有る事まで、知つて居て此の思ひ、はて何とせう、仕舞は尼になる覺悟、必ず未來で添うて下さんせ」と、立派にいへども、おろ／＼と、心殘りの折柄に、竹右衛門はとつぱかは門の戸敲いて、「お虎／＼、ちやつと明けろ／＼。」あいと娘が鎖を外せば、驅け入りはたと締め、「サァ長五郎、大事ぢや／＼。裏は觀心寺の藪道、それを右へ行けば大和へ拔ける、夫れから先は根次第、サア／＼早う／＼」と急けども急かず、「親仁殿何の事ぢや」「エ、何の事とはつきが廻つて、侍共が古市に宿取つて、明日は早々此の村へ來る筈ぢやわい。竹右衛門が所にゐる綾川こそ、お尋ねの濡髪と、村の奴等が注進、古市へ只今と聞いて顚倒。サア／＼／＼早う／＼／＼」「エ段々の世話、禮は詞に盡し難し。さりながらとても遁れぬ長五郎、母者人の詞を立てゝ、一旦は落ちたれども、ノウコレ義理ある兒の十次兵衛、此の人に搦められねば母への不孝、其の外の侍共は、切つて切つて切り拔ける氣。若し其の古市に居らるゝ侍が、兒十次兵衛殿なればこそと驅け出づるを押し止め、「コリヤ／＼待て／＼、其の十次兵衛殿とは此中汝が話した南與兵衛の事ぢやろがな。何の其の十次兵衛が、百姓連を頼みにして、其方を括つて連れて來いなぞと、いふ樣な武士ぢやないわいやい。コリヤやい來てゐる侍はな、汝がばらした郷左衛門有右衛門めが兄弟共ぢやわい。とても括

らぬゝ氣なら、たゞ十次兵衛に振られるぞやい、其所を與うて二人の胸を一つにし、ゝ、何卒し

て助けてやりたい、惜しこゝで縛られたゝや、お庇の與五郎を見に來れがまれやらしい、此中鍬先

で拾うた文、何心なう見たれば、娘が貴様へ付文。まゝ夜も、親はなうても子は育つ、陰裏の豆も見

え出すとやら、貴に成りをつた、身が聞にならぬ身はうにと、嬉しい半分惜しい半分、作右衛門が濁れ

や、萬一の時、未練な氣持つ奴でやござらぬ。只一言にし女房がゝといふてやつて下され、賽の河原

へ往きよかと、夫れが悲しい／＼」と言ひ上げて聲を呑めば、親は室を伏して泣み、親

のお慈悲と計りにて、忝い淚にくれにける。夜も明つた。十次兵衛殿に義理のある身、是れから直に

和泉鐵へ、夫れから先は又先での分別とし、闇へ打つて出かける、涌し何用後藤井で兵逃し、

りを呼、ソレ出しゃ、と聲あゝ、俺も咲とは關係とゝ、と、出闘は此夜を山鄕、お庇を尋ねて行きて、并の出れ

間に入りにある。家を目出る出すの、雅も理も、さつの家に日頃の不明、家の闘を大騒ぎ、使行立

この侍二人、作りに込み來ると人眼に立ち、四日に大勢また、南在衛門殿といふは、家來ないちと

つかうとにふつと目をかけし、驀が迚けて訴すや、作右衛門は家でそそ際と相ある。くそ富みた

すない、人を殺して大變からふけつるのでやつ。ゝゝ愛嬌はしこ下さし、濡衣見五郎でゃつ。と、聞くまれ

外の侍二人が騷ぎ合つて、しておつたのを走り行くっ。見は二方を討ちすることまつぱりとした長五郎、

其の樣な長五郎に近付はない。」「イヤ親父殿、此の長五郎に用事有つて、大坂より長吉が來りし物」と、戸を明くれば「ヤレ長五郎か、長吉か、互に堅固で目出たい嬉しい。」「イヤ竹右衛門殿には初めて、話せば長い積んでいふ。與次兵衛殿も病氣本復、吾妻殿はお妾分、お照殿は御本妻、郭の出入も何もかも、淨閑殿の銀の威光で、さらりと埒明き目出たいだらけ、おやが埒の明かぬは彼の郷左衛門有右衛門めが言拔け。郷左衛門めが一家とも一つになつて、明日早く此の村へ取りに來る、其の噂聞くより只一飛、跡は此の長吉に任せて一先落ちよ。元服したも幸ひ〳〵、サア〳〵早う〳〵。」と急り立つる男の意氣は格別なり。「イヤ〳〵、さうでない長吉、濡髮が爰にゐながら、此方衆に怪我あつては彌立たぬ。」「コリヤやい長五郎、長吉殿の今の程事を分けていはるゝに、此の幻が詞も聞かず、踏み止まつて搦め捕られ、其の十次兵衛殿にや何手柄さす。イヤ母への孝が立つか、義理が立つか。」「オ、さうおや、此の長吉が折角爰までしらせに來た、志を立てさせぬは、エ、曲がないぞよ長五郎。」「イヤ夫れでも爰を遁げたといはれては立たぬ。」「イヤ立つ〳〵〳〵、コリヤやい、長吉が詞わりや何と聞くぞいやい。十次兵衛殿の今宵の泊りは高安郡、其の高安へ往て、十次兵衛殿に逢ひさへすりや、遁げたのではない。ナ落ちよ〳〵。」と兩人に勸められ、是非に及ばず立ち上り、「皆々皆のいかい世話、此の禮は未來から、長吉、竹右衛門殿、此方衆と此の濡髮は、どうした緣でござらうぞ、

最早おさらば、女房お庄もさらばと、わつと泣き出す障子の内、此の世の別れ生死の別れ、思ひ切つてぞ急ぎ行く。程なく人の來る人音足音、忍び／＼此の家を目掛け與左衛門が、弟平岡丹平、有右衛門が兄三原傳藏、其の外捕手數十人、腰提灯に道を照らさせ、丹平傳藏に打向ひ、「長五郎は聞き及ぶ大兵殊には手練、近闘に掛らば仕損ぜん、貴殿は裏道取り塞がれよ」「いかにも左樣」と三原傳藏、供人に示し合はせ、ぬかるな合點と言ひ捨てて、裏道へこそ取り掛けける。丹平下知して村の若者呼び出し、「コリヤノ、最前言付けた通り、心得ましたか」と門口叩き、「親仁殿／＼、ちよつと明けて下され」「庄屋さや、貴公の逃取に腰下を、忘れて置いた中の口の門、今夜捕物に持つて行かねばならぬ、サアサア早う／＼」と打ち敲く、心得竹右衛門が行燈提げ、戸口に立出る小聲にて、何事御座るか、よい所へ有右殿へ行くならば有右衛門がいひまする、只今大坂から詮議が來て、何役も知らぬ村人に、御詮議へ知らして下され、竹右衛門が言葉と早ういうて下され、と聞くより吉に（？）耳寄せし、コリヤ竹右衛門、斯くいふは平岡丹平、其の濡衣の足取に向うた、出來した、これ聞けよ一ッ、これ／＼これ、否さう自由では仕損じあり、彼奴は腕さし丈夫、殊には手練、某は是非とも詮議の、とれを捕手の内、一人はお夫のたされ、年こそとつたれ此の親父、三人が中は又た勝負、……と、思ふが丹平、ぬかるな、灯を消して込んでくりますゝ、お前で」と又後しめて差足に、二人捕手が後につき、

窺ひ入つたる障子の内、取つたと掛聲、障子蹴放し、捕手を二人が膝に引敷き口を留め、「長吉よむまいなア。」「いや如何でも老功嚴しい／＼、長五郎も早二三里は行たであろ、もうぼれださうか、勝手にせい。」と拔き合はせ、二人の捕手を拜みうち、音はばつさり表には、すは仕果せたと勇み足、奥もばた／＼足音許り、死骸の血汐幻が、鐺と顔にべつたり塗り、刀を杖によろめき／＼、戸を押し開けて「エ、無念や口惜しや、命限りに働きしに、手練の濡髮先を取り、二人の衆もあへなき御最期、まだ某老功故、御覽の如く手は負へども、されども命に氣遣ひなし、皆踏込で括つて給べ。」「エ、憎い濡髮遁すな。」と大勢一度に切り入れば、心得たりと長吉が、投半物の捲り切り、彼方へ退けば此方へ逃げ、追返しつ追ひまはす。竹右衞門は手負の眞似、よろめき／＼捕手の邪魔、思ひ入る限り、息限り上を下へと、言立ち騷ぐ。はや明方の横雲も、雫に覆はれ東白、道の草葉に降る雫は、我が身の上と觀念し、觀心寺の出外れ道、大竹繁る弓手の方、人音騷げば胸騷ぎして立ち止り、扨は落ち行く後へ捕手驅け付け、長吉がさぞ難儀、竹右は如何と行きつ戻りつ、立ち息らふ向うへ、傳藏手の者引連れ、それ遁すなの掛聲に、後を取り卷く平岡丹平、彼奴が眞の濡髮ならん、組手を定め二番手まで定め置き、後詰は傳藏丹平、後は大竹足場は屈竟、切拔けさすなと下知をなし、兩人床几に腰打ちかけ、蚤取り眼に控へゐる、濡髮にこ／＼打笑ひ、「ホ、面白い、竹の森の土俵入、組んでかゝらば腹矢

倉、上手なんぞは樫木で、もつた無雙の投げ切まし、琴柱刺股掛らば掛れ、或は惣の腕投げ、槍でお出では突き落し、組子捕手のひらひらを取られたと、蝋ばさ折つて身構へし、刀提げ大肌脱ぎ、鉢の裸身降る雪に、捕手の首筋ひいやりひやかせ、吹雪に巻かれ目眩き、雪泥りに足蹌踉、入れ交へく取り結ぶは、危かりける 三重 次第なり。難なく組子を打ち伏せ切り伏せ、薙ぎ立つれば丹下傳藏取られず、琴柱刺股捲いて取らんと兩方より、追取り掛れば長五郎、捕手の拔身我が刀、左右に避け、上段に來る刺股を、寸手の刀に發矢と受止め、下段に薙ぐ琴柱の石突り、馬手に受けては身を交し、突けば背け開けば付け込み、大竹三本小脇に搔込み、斷つて捕へはいわつと、小狐格の如くにて、切ればおもりに叉しいわり、組んで取られと言ふけれど、一旦疾く竹の穂、傳藏丹下宿物捕衣、切つて離れば事ともせず、難なく刀打ち落し、流石無雙の拔み拔き、難に引寄せ、サア來やつと動けば一打と、刀振上げ振廻し、既に危く見えたる所に、待ちやと聲を掛け、走り來るは南方十次兵衛、長吉に離を掛け家來に引かせ、後に續ふ竹右衛門、これも俱人取り卷いて動かせず、十次兵衛聲を上げ、「聯爾する長五郎、其方の科はいふに及ばず合點ならん、其の兩人を渡しなば、科重なつて首拔けるまい。元來緣者でない他人の十次兵衛、其方の心の晴れる仕樣は是れここと、長吉が縄引き解き、「サア汝が組み留めし兩人も、此方へ手渡しせよ、ヱヽアノ、と迫き立てられ、ホヽと首筋摑んで投げ出せ

ず、兩人這々起上り「ヤアヽ次兵衛何々々、ただ長吉が言葉いた、扨は面倒な捌きはさせぬ、濡髮

あと一劍に振り上げ、なぞ兩罪には行はれぬ、否さうはいはれまい、さうとおいやれ、長吉は竹右衛

門方に飯喰せんに、人達へにて切りてしまはれば、我が身とはいはれまい、若者方達が命の上といふ者。又

竹右衛門が長五郎といひしも、長五郎長吉紛らはしい其名故、能かし紛れ殊に老人、聞き違へまい物

でもない」と言ひ消されて二人とも、面赧らして閉口す。「イヤ長五郎、汝も身の爲にならぬ事、主人の

爲の難儀、事によつたら御前へ申し上げる様にて濟むまいものでなし」山崎與次兵衛は屋敷のお賄方、

村上内膳も名なれども、今では私の沙汰、ヤア長五郎なほ上つて隱れ」と、上手よりも上へ前へ

拔ればい、三宅を切り込む刀も鍔の鳴、結ほれ解けぬ兄弟が、互の心行き違ひに、刀鞘へしつかり突つ

たと、鞘に納めて鷹籠を持ち、お上にて言葉濟むまで大事の御身、濡髮はいそいそ、念仕上げ拵へ

て、本望さして此鷹籠に逢ふ長五郎長吉が、心は直に竹右衛門、竹の林に住む雀も、隙ひもなし濡

し、心もよしや與次兵衛が妻、山吹色の菜種垣、花の盛りの此盛時、動かぬ御代こそ久しけれ。

雙蝶々曲輪日記　終

昭和二年四月十五日印刷
昭和二年四月十八日發行

（非賣品）

近代日本文學大系
第八卷

編輯兼發行者　東京市麴町區內幸町一丁目六番地
國民圖書株式會社

右代表者　東京市麴町區內幸町一丁目六番地
野中次郎

印刷者　東京市本所區番場町四番地
井上源之丞

印刷所　東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

發行所　東京市麴町區內幸町一丁目六番地
國民圖書株式會社
電話銀座　七八三番
　　　　　二一八八番
　　　　　三六八六番
振替東京　五二二九八番

